

独立行政法人評価年報

平成 21 年度版

政策評価・独立行政法人評価委員会

はじめに

本書は、平成 21 年度末時点で 98 を数える独立行政法人について、平成 21 年度中に行われた業務実績評価等の当委員会の活動及び政府の取組を整理して、一覧的に国民の皆さまにお示ししようとするものです。

独立行政法人に対しては引き続き国民の厳しい目が向けられ、当委員会としても厳格な評価の取組が求められています。平成 21 年度は、当委員会が平成 21 年 3 月に策定した「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」等に基づき、各府省の評価委員会の評価結果について横断的な視点から二次評価を実施し、政府全体の評価の厳格性・信頼性を確保するとともに、評価の質の向上を期しています。

独立行政法人が行う事業及び事務は、国民生活及び社会経済等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものです。また、独立行政法人は国民の信頼が得られるよう業務を効果的かつ効率的に実施することが求められています。更に、独立行政法人の経営の質の向上を図るために、業務の運営状況を国民に対し透明化するとともに、その評価に関する情報をより多くの方々に提供することは、大変有益であると考えております。

本書では、第 1 部で、独立行政法人制度の動向、法人数・役職員数、予算・財務等の状況をまとめ、独立行政法人制度全体を概観し、第 2 部で、上述の平成 21 年度に行われた業務実績評価等の結果について読者の見やすさに配慮しつつ整理するとともに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務実績評価に関してもその概要を取りまとめております。さらに、巻末には、独立行政法人に関する各種の基礎的な資料を掲載しております。

本書が各位のお役に立つことを期待するとともに、当委員会の活動、独立行政法人制度の的確な運用について、各位の御理解と御協力をお願いいたします。

政策評価・独立行政法人評価委員会

目 次

第1部 独立行政法人の状況	1
第1節 独立行政法人の制度等	3
1 独立行政法人とは	3
2 独立行政法人制度の経緯	4
(1) 中央省庁等改革に伴う独立行政法人への移行	4
(2) 特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行	4
(3) その他の独立行政法人	5
(4) 独立行政法人通則法等の改正の状況	5
3 独立行政法人制度の特徴	6
(1) 業務の効率性・質の向上	6
(2) 法人の自律的な業務運営の確保	7
(3) 業務の透明性の確保	7
第2節 法人数の状況	8
1 法人数の推移	8
2 主務省別の法人数	10
第3節 役職員の状況	11
1 職員の状況	11
(1) 職員数の状況	11
(2) 独立行政法人の職員規模	11
(3) 職員の給与水準	12
2 役員の状況	13
(1) 役員数	13
(2) 役員の報酬の状況	15
(3) 役員の退職手当の状況	16
3 総人件費の状況	18
第4節 財務・会計の状況	20
1 独立行政法人の会計制度等	20
(1) 独立行政法人の会計処理の原則	20
(2) 独立行政法人の財務諸表等	20
(3) 独立行政法人の財務諸表等に係る監査	21
2 各種データ	21
(1) 資本金	21
(2) 予算	22
(3) 決算	28
(4) 運営費交付金の収益化基準の採用状況	29
(5) セグメント情報等	30

(6) 財政状態及び損益	31
(7) 運営費交付金債務	32
(8) 目的積立金	33
(9) 行政サービス実施コスト	34
第2部 独立行政法人評価の状況	37
第1節 独立行政法人評価制度等の概要	39
1 独立行政法人評価制度の概要	39
(1) 業務実績評価	39
(2) 中期目標期間終了時の見直し等	39
2 評価委員会の構成	42
(1) 府省評価委員会等の構成	42
(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会の構成	45
第2節 平成21年度における業務実績評価の状況	47
1 府省評価委員会による業務実績評価の状況	47
(1) 評価活動の概要	47
(2) 評価基準等	47
(3) 評価結果の反映状況等	55
2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況	66
(1) 取組方針等	66
(2) 評価活動の概要	67
(3) 平成22年度以降の当面の視点等の決定	69
(4) 独立行政法人の業務運営への反映状況	70
3 業務実績評価結果の概要	75
【本概要の見方】	75
① 内閣府	77
国立公文書館	78
国民生活センター	80
北方領土問題対策協会	82
沖縄科学技術研究基盤整備機構	84
② 総務省	87
情報通信研究機構	88
統計センター	92
平和祈念事業特別基金	94
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	96
③ 外務省	99
国際協力機構	100
国際交流基金	104

④	財務省	107
	酒類総合研究所.....	108
	造幣局.....	110
	国立印刷局.....	112
	通関情報処理センター.....	114
	日本万国博覧会記念機構.....	116
	農林漁業信用基金.....	118
	奄美群島振興開発基金.....	120
	住宅金融支援機構.....	122
⑤	文部科学省	125
	国立特別支援教育総合研究所.....	126
	大学入試センター.....	128
	国立青少年教育振興機構.....	130
	国立女性教育会館.....	132
	国立国語研究所.....	134
	国立科学博物館.....	136
	物質・材料研究機構.....	138
	防災科学技術研究所.....	140
	放射線医学総合研究所.....	142
	国立美術館.....	144
	国立文化財機構.....	146
	教員研修センター.....	148
	科学技術振興機構.....	150
	日本学術振興会.....	152
	理化学研究所.....	154
	宇宙航空研究開発機構.....	156
	日本スポーツ振興センター.....	158
	日本芸術文化振興会.....	160
	日本学生支援機構.....	162
	海洋研究開発機構.....	164
	国立高等専門学校機構.....	166
	大学評価・学位授与機構.....	168
	国立大学財務・経営センター.....	170
	メディア教育開発センター.....	172
	日本原子力研究開発機構.....	174
	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務).....	176
⑥	厚生労働省	179
	国立健康・栄養研究所.....	180

労働安全衛生総合研究所	182
勤労者退職金共済機構	184
高齢・障害者雇用支援機構	186
福祉医療機構	188
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	190
労働政策研究・研修機構	192
雇用・能力開発機構	194
労働者健康福祉機構	196
国立病院機構	198
医薬品医療機器総合機構	200
医薬基盤研究所	202
年金・健康保険福祉施設整理機構	204
年金積立金管理運用	206
⑦ 農林水産省	209
農林水産消費安全技術センター	210
種苗管理センター	214
家畜改良センター	216
水産大学校	218
農業・食品産業技術総合研究機構	220
農業生物資源研究所	222
農業環境技術研究所	224
国際農林水産業研究センター	226
森林総合研究所	228
水産総合研究センター	232
農畜産業振興機構	234
農業者年金基金	238
農林漁業信用基金	240
⑧ 経済産業省	243
経済産業研究所	244
工業所有権情報・研修館	246
日本貿易保険	248
産業技術総合研究所	250
製品評価技術基盤機構	252
新エネルギー・産業技術総合開発機構	254
日本貿易振興機構	256
原子力安全基盤機構	258
情報処理推進機構	260
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	262

中小企業基盤整備機構	264
⑨ 国土交通省	267
土木研究所	268
建築研究所	270
交通安全環境研究所	272
海上技術安全研究所	274
港湾空港技術研究所	276
電子航法研究所	278
航海訓練所	280
海技教育機構	282
航空大学校	284
自動車検査	286
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	288
国際観光振興機構	290
水資源機構	292
自動車事故対策機構	294
空港周辺整備機構	296
海上災害防止センター	298
都市再生機構	300
奄美群島振興開発基金	302
日本高速道路保有・債務返済機構	304
住宅金融支援機構	306
⑩ 環境省	309
国立環境研究所	310
環境再生保全機構	312
⑪ 防衛省	315
駐留軍等労働者労務管理機構	316
⑫ 法務省	319
日本司法支援センター	320
⑬ 国立大学法人・大学共同利用機関法人	323
第3節 平成21年度における中期目標期間終了時の見直しの状況	326
資料編	333
資料1 独立行政法人関係法令	335
資料1-1 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）	335
資料1-2 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）	347
資料2 独立行政法人一覧	350

別添 独立行政法人国立病院機構 病院一覧	351
資料3 国立大学法人等の一覧	354
資料4 独立行政法人の常勤職員数の推移	356
資料5 独立行政法人の役職員の給与水準(平成 21 年度)	358
資料5-1 職員の給与水準	358
資料5-2 独立行政法人による平成 22 年度対国家公務員指数の推計値等一覧	361
資料5-3 役員報酬の支給状況	372
資料5-4 役員の退職手当の支給状況	380
資料5-5 総人件費改革の取組	382
資料5-6 給与、報酬等支給総額	386
(参考1)最広義人件費	388
(参考2)最広義人件費の内訳	390
資料6 独立行政法人の役員の状況	392
資料7 独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況	394
資料8 今後の業績勘案率の取組	396
資料8-1 役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明	396
資料8-2 業績勘案率に係る基本的なチェックの手順	398
資料9 財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況	400
資料 10 独立行政法人の資本金	402
資料 11 独立行政法人の予算(収入)	404
資料 11-1 独立行政法人の平成 18 年度計画における予算額(収入)	404
資料 11-2 独立行政法人の平成 19 年度計画における予算額(収入)	406
資料 11-3 独立行政法人の平成 20 年度計画における予算額(収入)	408
資料 11-4 独立行政法人の平成 21 年度計画における予算額(収入)	410
資料 11-5 独立行政法人の平成 22 年度計画における予算額(収入)	412
資料 12 独立行政法人の予算(支出)	414
資料 12-1 独立行政法人の平成 18 年度計画における予算額(支出)	414
資料 12-2 独立行政法人の平成 19 年度計画における予算額(支出)	416
資料 12-3 独立行政法人の平成 20 年度計画における予算額(支出)	418
資料 12-4 独立行政法人の平成 21 年度計画における予算額(支出)	420
資料 12-5 独立行政法人の平成 22 年度計画における予算額(支出)	422
資料 13 平成 22 年度独立行政法人に対する財政支出	424
資料 14 独立行政法人の決算(収入)	426
資料 14-1 独立行政法人の平成 16 年度決算(収入)	426
資料 14-2 独立行政法人の平成 17 年度決算(収入)	428
資料 14-3 独立行政法人の平成 18 年度決算(収入)	430
資料 14-4 独立行政法人の平成 19 年度決算(収入)	432
資料 14-5 独立行政法人の平成 20 年度決算(収入)	434

資料 15 独立行政法人の決算(支出)	436
資料 15-1 独立行政法人の平成 16 年度決算(支出)	436
資料 15-2 独立行政法人の平成 17 年度決算(支出)	438
資料 15-3 独立行政法人の平成 18 年度決算(支出)	440
資料 15-4 独立行政法人の平成 19 年度決算(支出)	442
資料 15-5 独立行政法人の平成 20 年度決算(支出)	444
資料 16 運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成 20 年度)	446
資料 17 法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 20 年度)	448
資料 18 独立行政法人の財政状態及び損益	450
資料 18-1 純資産と主な資産・負債の状況(平成 20 年度)	450
資料 18-2 当期総利益(損失)の状況(平成 20 年度)	452
資料 19 運営費交付金債務の状況	454
資料 20 目的積立金及び利益剰余金等の状況	460
資料 21 行政サービス実施コストの状況(平成 20 年度)	462
資料 22 府省独立行政法人評価委員会 委員会名簿 (平成 22 年4月1日現在)	464
資料 23 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて (平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)	478
資料 24 独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)	479
資料 25 独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面 の取組方針 (平成 19 年7月 11 日 政策評価・独立行政法人評価委員会)	480
資料 26 独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)	481
資料 27 平成 19 年度業務実績評価の取組について (平成 20 年7月 14 日 政策評価・ 独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)	513
資料 28 入札・契約の適正化に係る評価における関心事項(平成 20 年9月5日 政策評価・ 独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会 随意契約等評価臨時検 討チーム)	513
資料 29 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点 (平成 21 年3月 30 日 政策評価・独立行政法人評価委員会)	514
資料 30 平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について (平成 22 年5月 31 日 政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評 価分科会)	515

第 1 部 独立行政法人の状況

第1節 独立行政法人の制度等

(独立行政法人とは)

- ①公共性の高い事務・事業のうち、
 - ②国が直接実施する必要はないが、
 - ③民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの
- を実施する法人。

(特徴)

- ・業務の効率性・質の向上
- ・法人の自律的な業務運営の確保
- ・業務の透明性の確保

(根拠法令)

- ・独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(資料1-1「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)」参照)
- ・各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律等

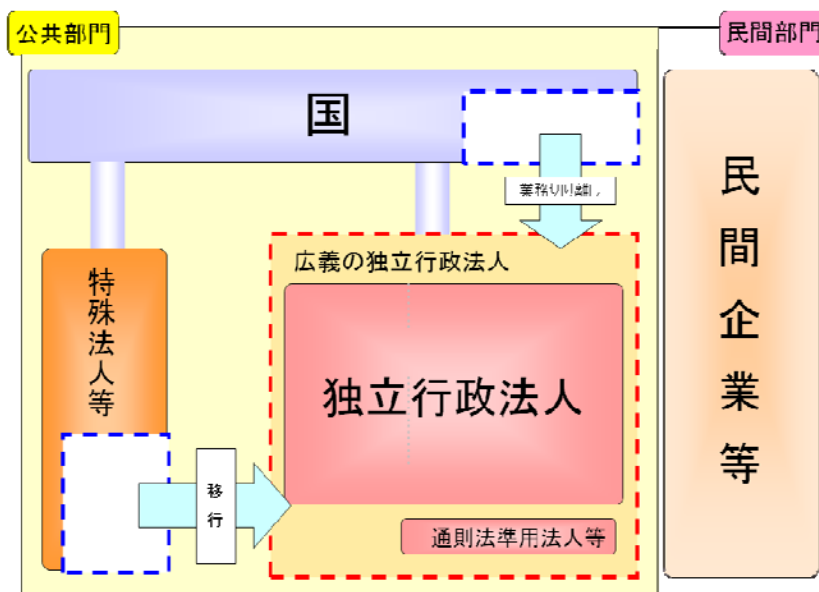
1 独立行政法人とは

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの等を実施する、国とは別の法人格を有する法人である。平成13年に導入されたこの法人制度は、具体的には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)等に定められている。

独立行政法人は、平成13年1月の中央省庁等改革の実施に合わせ、主として国の機関から分離されたいわゆる「先行独法」と、特殊法人等から新たに独立行政法人化されたいわゆる「移行独法」などに分類される。

なお、通則法を準用する法人等として、日本司法支援センター、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)がある。

図表1. 独立行政法人とは



2 独立行政法人制度の経緯

(1) 中央省庁等改革に伴う独立行政法人への移行

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の一つとして、行政改革会議最終報告(平成9年 12月3日)において導入が提言された制度である。その後、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に制度の基本的な考え方が規定され、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)により、89の国の事務・事業について独立行政法人化の方針等が決定された。

これらを踏まえ、平成11年7月、独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定めた通則法が制定され、以降、これを踏まえて関係法令の整備も進められた。

他方、平成11年12月に、独立行政法人の設立根拠となる法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた国立公文書館法の一部を改正する法律(平成11年法律第161号)等59の個別の独立行政法人の設置について定める法律(以下各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律を「個別法」という。)が制定され、続いて、12年5月に、独立行政法人教員研修センター法が制定された。

さらに、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」により、個別法の制定まで至っていなかった国の事務・事業についての独立行政法人への具体的な移行方針が定められた。

このような過程を経て、まず、独立行政法人国立公文書館(以下個別の独立行政法人名については、正式名称から「独立行政法人」の文字を省略する。)等57の独立行政法人が、平成13年4月に設立された。

(2) 特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行

中央省庁等改革においては、特殊法人等の改革も行われており、その中で、国の行政機関が行ってきた事務・事業についての独立行政法人化とは別に、特殊法人等の独立行政法人化も進められた。

まず、平成9年12月の行政改革会議最終報告において、特殊法人等の事務・事業の「徹底的な見直しをまず実施し、なお維持・継続すべきと判断された業務については、独立行政法人化の可否についての検討を視野に入れるとともに、特殊な法人として存置すべきと判断された法人についても、独立行政法人制度のねらいとするところが生かされるよう、適切な運営が図られなければならない」との考え方が示された。これを受けて、12年12月の「行政改革大綱」において、特殊法人等については、個別の事業の見直し結果を踏まえ、法人ごとに「当該見直し後の事業を担う実施主体としてふさわしい組織形態を決定する」とし、特に、「廃止又は民営化される法人以外の法人について、その事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人への移行を検討する」との方針が決定され、この方針に沿って特殊法人等改革基本法(平成13年法律第58号)が制定され、特殊法人等改革を進める機関として、内閣に特殊法人等改革推進本部が設置された。そして、各特殊法人等の個別事業についての徹底した見直し及び同見直しを踏まえた組織形態の見直しが進められ、13年12月に、「特殊法人等整理合理化計画」として、廃止・民営化を行うことのできない特殊法人等の事務・事業の大部分が独立行政法人に移行することが閣議決定された。

特殊法人等改革推進本部は、平成14年10月に、「特殊法人等整理合理化計画」に従い設立又は統合する独立行政法人(以下「新独立行政法人」という。)の役職員は原則として非公務員とするこ

などを内容とする「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」を決定し、これを受け、同本部事務局は、15年4月に、新独立行政法人に関する「独立行政法人の中期目標等の策定指針」を各府省に通知した。

このような経緯を経て、「特殊法人等整理合理化計画」の対象特殊法人等のうち、平成15年度には26特殊法人及び15認可法人等が、16年度には9特殊法人及び9認可法人等が独立行政法人に移行した。また、17年度には道路関係四公団民営化関係4法に基づき、6つの高速道路株式会社とともに日本高速道路保有・債務返済機構が設立されたほか、2特殊法人が独立行政法人に移行した。さらに18年度及び19年度にはそれぞれ1特殊法人が独立行政法人に移行した。

(3) その他の独立行政法人

(1)及び(2)のほか、平成14年度に2法人、15年度に4法人、16年度に5法人、17年度に3法人、19年度に1法人の独立行政法人が設立された。

また、平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」により、国の特別会計は「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする」とこととされ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)において国立高度専門医療センター特別会計、国有林野事業特別会計等7つの特別会計において経理される事務・事業の全部又は一部についても、独立行政法人化等が定められた。これを受け、22年4月に国立高度専門医療センター特別会計において経理されていた6つの組織(国立がん研究センター等)が独立行政法人に移行した。

(4) 独立行政法人通則法等の改正の状況

平成20年4月には、各府省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会を廃止し、新たに総務省に独立行政法人評価委員会を設置して、独立行政法人の評価機能を一元化すること、内閣によるガバナンスを強化すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が第169回通常国会に提出されたが、21年7月に未審議のまま廃案となった。

また、平成22年5月には、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けることにより、独立行政法人の財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図ることを目的に、不要財産の処分及びその処分計画の中期計画への記載を義務付けること、政府出資に係る不要財産について、国庫への返納又は売却収入の納付、これに伴う減資等の規定を整備すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)が可決・成立した。

図表2. 独立行政法人制度の経緯

平成9年	12月	「行政改革会議最終報告」において独立行政法人制度の導入を提言
10年	6月	中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)成立。独立行政法人制度の創設を規定
11年	4月	「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)において、独立行政法人制度の骨格及び89の事務・事業の独立行政法人化の方針を決定
	7月	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)成立。独立行政法人の運営の基本、その他制度の基本となる共通の事項を規定 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成11年法律第104号)成立。独立行政法人制度の導入に伴い、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、その他関係法律の規定を整備し、経過措置を規定
	12月	国立公文書館法の一部を改正する法律(平成11年法律第161号)等59法人のいわゆる個別法成立(「独立行政法人教員研修センター法」(平成12年法律第88号)は平成12年5月成立) 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第220号)成立
12年	6月	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)制定
	12月	「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)において、平成13年4月の独立行政法人移行及び今後の独立行政法人移行の方針を明示
13年	1月	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)施行
	4月	国立公文書館等57独立行政法人が発足
	12月	「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)により、特殊法人等の事務・事業の大部分を独立行政法人に移行することを明示
14年	10月	「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)において、新独立行政法人の役職員は原則として非公務員とすることや、主務大臣は明確かつ具体的な中期目標を設定すること等を決定
15年	4月	「独立行政法人の中期目標等の策定指針」(平成15年4月18日特殊法人等改革推進本部事務局)において、各主務大臣及び各法人が中期目標及び中期計画を策定するに当たり指針とすべき事項を提示
	10月	特殊法人等から移行した独立行政法人の設立開始
17年	12月	「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、国の特別会計は、「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする」ことを決定
18年	6月	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)成立。特別会計において経理される事務及び事業の一部について独立行政法人化すること等を規定
19年	12月	「独立行政法人等整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)により、独立行政法人の徹底的な縮減等を決定
21年	12月	「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)により、すべての独立行政法人のすべての事務・事業を抜本的に見直すこと等を決定
22年	5月	独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)成立。業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けること等を規定

(注)政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

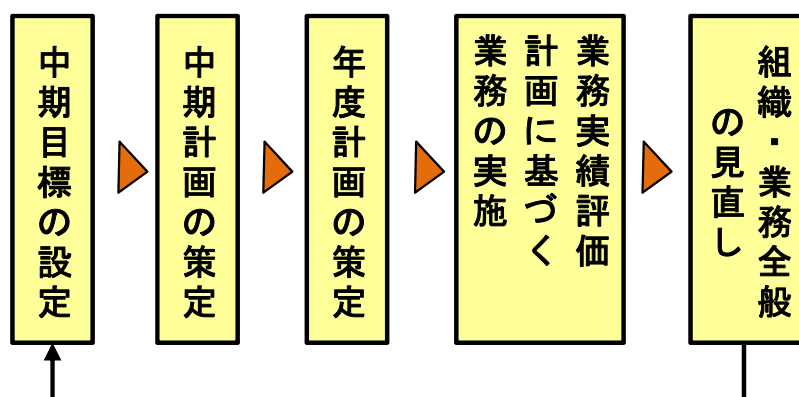
3 独立行政法人制度の特徴

(1) 業務の効率性・質の向上

ア 中期的な目標管理と第三者による事後評価、業務・組織全般の定期的見直し

主務大臣は、3年以上5年以下の期間において各独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、各独立行政法人はこの中期目標に基づき中期計画及び年度計画を策定し、これらの計画に基づき、適正かつ効率的に業務を運営する。そして、毎年度及び中期目標期間の業務実績について第三者機関による評価(独立行政法人の主務省に置かれる独立行政法人評価委員会(以下「府省評価委員会」という。))による一次評価及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価)が行われる。さらに、中期目標期間終了時には主務大臣による法人の組織・業務全般にわたる見直しが行われる。

図表3. 目標管理と第三者による事後評価及び見直し



イ 企業的な経営手法による財務運営

独立行政法人は、企業会計原則を基本とした会計処理を行い、会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査（一部の小規模な独立行政法人を除く。）を受けるとともに、業務の遂行状況の適格な把握及び業績の適正な評価に資するため、国民等に対し有用な財務情報を提供することとしている。

(2) 法人の自律的な業務運営の確保

独立行政法人の長は役員（理事）を任免する権限を有し、民間人登用を含めた適材適所の役員人事を行うことが可能である。

また、法令等により組織の名称・数及び組織ごとの定員が定められている国の行政機関とは異なり、法人自らの判断により、業務の繁閑や行政ニーズの動向に応じて効率的かつ効果的な組織編成・人員配置を行うことが可能となっている。また、役職員の給与等については、法人の業績や役職員個人の業績等が反映される仕組みを導入している。なお、独立行政法人には、法人の目的や業務の性質に応じ、役職員に国家公務員の身分を与える「特定独立行政法人」と、それ以外の独立行政法人（以下「非特定独立行政法人」という。）があり、前者については、人事管理に関し、国家公務員に係る法制の適用がある。

さらに、国の一般的な予算管理においては、毎年度事前に予算査定を受け、原則として、他の費目への移用・流用や次年度への繰越しができない等の仕組みとなっている。これに対し、独立行政法人制度においては、例えば、国から交付される運営費交付金については、予定された用途以外の用途に充てることも可能であり、また、経営努力により生じた剰余金については、主務大臣の承認を受けて中期計画で定められた用途の範囲内で取り崩して使用することができるなど、効率的かつ効果的な財政運営が可能となっている。

(3) 業務の透明性の確保

独立行政法人制度においては、法人の組織・業務運営等の透明性が重視されており、中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書、財務諸表、監事及び会計監査人の監査結果、府省評価委員会の評価結果等については、すべて公表が義務付けられ、官報等への公告及び閲覧による公表のほか、ホームページへの掲載などの積極的な公表が求められている。

第2節 法人数の状況

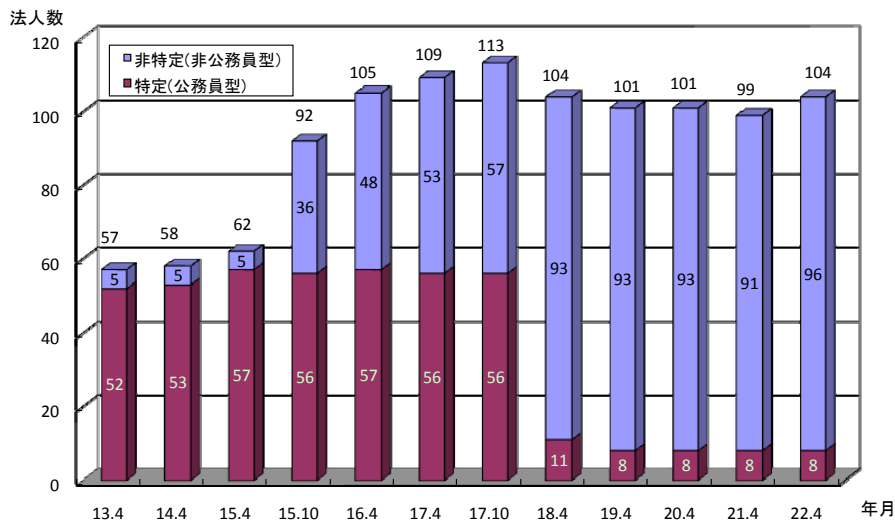
1 法人数の推移

中央省庁等改革の柱の一つとして国の組織の一部を分離することにより平成13年4月に57法人でスタートした独立行政法人は、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき15年10月以降、特殊法人等が独立行政法人に移行したこと等により、17年10月に113法人を数えるまでに達したが、その後の統廃合等により、22年4月現在、104法人となっている(図表4及び図表5参照)。

これらのうち、役員及び職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人は、当初52法人であったが、組織・業務全般の見直しの中で非公務員化を推進した結果、平成22年4月現在、8法人(全体の7.7%)となっている(資料2「独立行政法人一覧」参照)。

なお、国立大学法人については、通則法を一部準用している国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設立されている国立大学法人が86法人、大学共同利用機関法人が4法人ある(平成22年4月現在)(資料3「国立大学法人等の一覧」参照)。

図表4. 法人数の推移



(注) 1. 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2. 「非特定」は非特定独立行政法人を、「特定」は特定独立行政法人を示す。

図表5. 法人数の推移(明細)

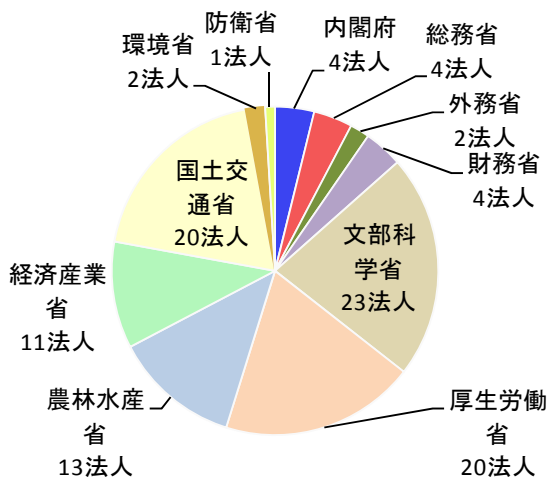
年 月	設 立	統合・廃止・名称変更等 (独立行政法人該当分のみ)	法人数
平成13年4月	(57法人) 【内閣府】国立公文書館 【総務省】通信総合研究所、消防研究所 【財務省】酒類総合研究所 【文部科学省】国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の家、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、教員研修センター 【厚生労働省】国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所 【農林水産省】農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、林木育種センター、さけ・ます資源管理センター、水産大学校、農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター 【経済産業省】経済産業研究所、工業所有権総合情報館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構 【国土交通省】土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校 【環境省】国立環境研究所		57
～14年4月	(1法人)【内閣府】駐留軍等労働者労務管理機構		58
～14年7月	(1法人)【国土交通省】自動車検査		
～15年4月	(3法人)【総務省】統計センター 【財務省】造幣局、国立印刷局		62
～15年10月	(30法人。主に「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)に係るもの。) 【内閣府】国民生活センター、北方領土問題対策協会 【総務省】平和祈念事業特別基金【外務省】国際協力機構、国際交流基金 【財務省】通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構 【文部科学省】科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会 【厚生労働省】勤労者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構 【農林水産省】農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、緑資源機構 【経済産業省】新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構 【国土交通省】鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター	(独立行政法人の数に増減なし) 【文部科学省】 ○航空宇宙技術研究所→宇宙航空研究開発機構 【農林水産省】 ○農業技術研究機構→農業・生物系特定産業技術研究機構	92
～16年1月	(1法人)【経済産業省】情報処理推進機構		
～16年2月	(1法人)【経済産業省】石油天然ガス・金属鉱物資源機構		
～16年3月	(1法人)【厚生労働省】雇用・能力開発機構		
～16年4月	(10法人)【文部科学省】日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター 【厚生労働省】労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構 【環境省】環境再生保全機構	(独立行政法人の数に増減なし) 【総務省】 ○通信総合研究所→情報通信研究機構	105
～16年7月	(2法人)【経済産業省】中小企業基盤整備機構 【国土交通省】都市再生機構		
～16年10月	(1法人)【国土交通省】奄美群島振興開発基金	(独立行政法人の数に増減なし) 【経済産業省】 ○工業所有権総合情報館→工業所有権情報・研修館(名称変更)	
～17年4月	(1法人)【厚生労働省】医薬基盤研究所		109
～17年9月	(1法人)【内閣府】沖縄科学技術研究基盤整備機構		
～17年10月	(3法人) 【文部科学省】日本原子力研究開発機構 【厚生労働省】年金・健康保険福祉施設整理機構 【国土交通省】日本高速道路保有・債務返済機構		
～18年4月	(1法人) 【厚生労働省】年金積立金管理運用	(10法人減) 【総務省】○消防研究所(廃止)	113

		【文部科学省】 ○国立オリンピック記念青少年センター、国立青年の家、国立少年自然の家→国立青少年教育振興機構 【厚生労働省】 ○産業安全研究所、産業医学総合研究所→労働安全衛生総合研究所 【農林水産省】 ○農業者大学校(廃止。なお、一部業務は農業・食品産業技術総合研究機構に移行) ○さけ・ます資源管理センター→水産総合研究センターへ統合 ○農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所、農業食品研究所→農業・食品産業技術総合研究機構 【国土交通省】 ○北海道開発土木研究所→土木研究所へ統合 ○海技大学校、海員学校→海技教育機構	104
～19年4月	(1法人) 【国土交通省】 住宅金融支援機構	(4法人減) 【内閣府】 ○駐留軍等労働者労務管理機構(防衛省に所管変更) 【文部科学省】 ○国立博物館、文化財研究所→国立文化財機構 ○国立特殊教育総合研究所→国立特別支援教育総合研究所(名称変更) 【農林水産省】 ○農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所→農林水産消費安全技術センター ○林木育種センター→森林総合研究所へ統合	101
～19年10月	(1法人) 【総務省】 郵便貯金・簡易生命保険管理機構		
～20年4月		(1法人減) 【農林水産省】 ○緑資源機構(廃止。なお、一部の業務は森林総合研究所及び国際農林水産業研究センターに承継)	101
～20年10月		(1法人減) 【財務省】 ○通関情報処理センター(特殊会社化)	
～21年4月		(1法人減) 【文部科学省】 ○メディア教育開発センター(廃止)	99
～21年10月		(1法人減) 【文部科学省】 ○国立国語研究所(廃止)	
～22年4月	(6法人) 【厚生労働省】 国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター		104

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 主務省別の法人数

平成 22 年4月現在、独立行政法人は 104 法人設置されており、当該法人を所管している府省は 11 府省となっている。主務省別に独立行政法人の設置状況をみると、最も多いのは文部科学省の 23 法人であり、次が厚生労働省及び国土交通省の 20 法人となっている(図表6参照)。



図表6. 主務省別の法人数(平成 22 年4月1日現在)

- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省に記載している。
3 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。
4 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。

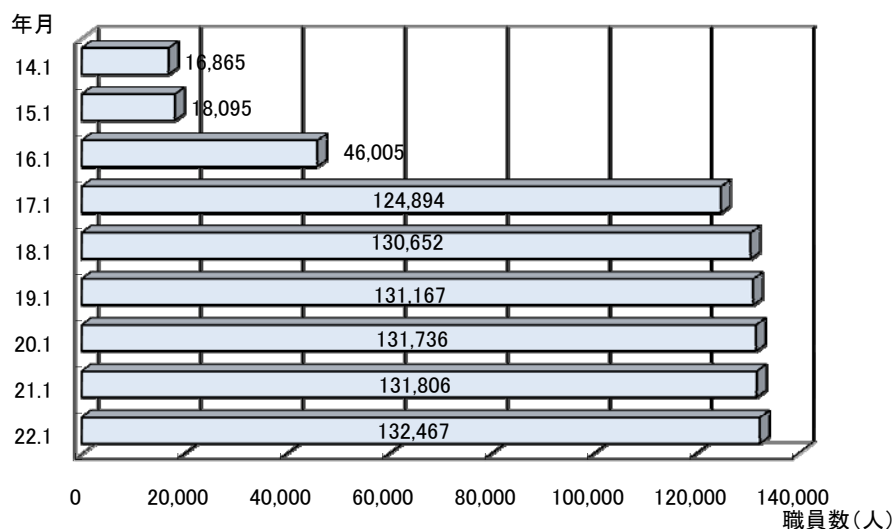
第3節 役職員の状況

1 職員の状況

(1) 職員数の状況

平成22年1月1日現在における独立行政法人の常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)は計132,467人となっており、21年1月1日現在の131,806人に比べ661人増加している(図表7参照)。法人別の増減状況を見ると、国立病院機構が前年度比1,015人増となっている一方、雇用・能力開発機構、科学技術振興機構及び国立印刷局がそれぞれ、前年度比133人、122人及び115人の減などとなっている(資料4「独立行政法人の常勤職員数の推移」参照)。

図表7. 独立行政法人の常勤職員数の推移



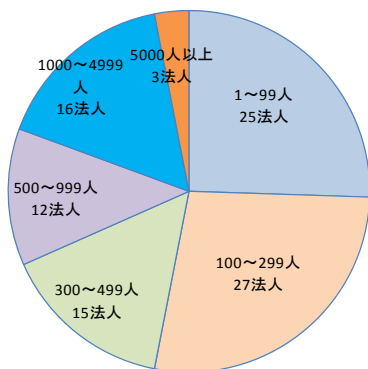
(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(2) 独立行政法人の職員規模

平成22年1月1日現在における独立行政法人98法人について、常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)の規模別にみると、職員数100人未満の法人が25法人、100人以上300人未満の法人が27法人あり、300人未満の法人は合計で52法人となり全体の53%を占めている(図表8参照)。

また、職員数が最も多い法人は国立病院機構(51,058人)であり、次が労働者健康福祉機構(13,911人)となっている。一方、職員数が最も少ない法人は平和祈念事業特別基金(16人)となっている(資料4「独立行政法人の常勤職員数の推移」参照)。

図表8. 独立行政法人の常勤職員規模別法人数(平成22年1月1日現在)



(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(3) 職員の給与水準

独立行政法人制度は、各法人が自律的に業務運営を行うことを基本としていることから、職員の給与については、通則法に基づき、各法人が定めることとなっている(図表9参照)。

図表9. 通則法が定める独立行政法人の職員給与等に関する考慮事項

	特定独立行政法人 (通則法第57条第1項及び第3項)	非特定独立行政法人 (通則法第63条第1項及び第3項)
給与	<ul style="list-style-type: none"> 職務の内容と責任 職員が発揮した能率 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の勤務成績
給与の支給基準	<ul style="list-style-type: none"> 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与 民間企業の従業員の給与 当該特定独立行政法人の業務の実績 中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積り その他の事情 	<ul style="list-style-type: none"> 当該独立行政法人の業務の実績 社会一般の情勢

また、法人運営の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たしていく観点から、法人の役職員の給与等の支給基準を公表することとされ、平成21年度分については、各主務大臣及び各法人がホームページにおいて公表するとともに、総務省行政管理局において当該公表内容を取りまとめたものを22年8月10日に公表している。

それによれば、各法人の常勤職員について、平成21年度の対国家公務員指数(年齢勘案)は、平均で事務・技術職員が106.2、研究職員が100.3、病院医師が109.1、病院看護師が96.5となっている(図表10及び資料5-1「職員の給与水準」参照)。

図表10. 職員の給与水準

	対象法人数	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平成21年度年間平均給与(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)	対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)
事務・技術職員	99	34,049	43.5	7,105	106.2	104.4
研究職員	41	8,984	45.2	8,823	100.3	105.4
病院医師	4	4,881	46.7	13,564	109.1	105.3
病院看護師	4	29,973	37.4	4,931	96.5	97.8

(注)「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(参考)

「 <u>特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について</u> 」(平成 14 年 10 月 18 日 <u>特殊法人等改革推進本部決定</u>) (概要) 法人の役職員の給与等の水準についても、主務大臣が国家公務員及び他の法人と比較ができる形で分かりやすく公表する
「 <u>独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)</u> 」(平成 15 年 9 月 9 日策定、20 年 3 月 18 日最終改定) (概要) ① 役員の報酬等の支給状況、 ② 職員給与の支給状況等(雇用形態別・職種別・年齢別の分布状況等)と給与水準の国家公務員との比較、 ③ 総人件費(給与、報酬等支給総額等) などについて、各主務大臣及び各法人が徹底的な情報開示を行う
「 <u>公務員の給与改定に関する取扱いについて</u> 」(平成 21 年 8 月 25 日閣議決定) (概要) 独立行政法人の役職員の給与については、改定に当たって国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

2 役員の状況

(1) 役員数

独立行政法人の役員については、法人の長1人及び監事を置くことが義務付けられるとともに、必要に応じて他の役員(以下「理事等」という。)を置くことができることとされている(通則法第 18 条第1項及び第2項)。

なお、法人の長の名称、理事等の名称及び定数、監事の定数は、個別法で定めることとしている(通則法第 18 条第3項)。

ア 役員規模別法人数の状況

平成 22 年1月1日現在における独立行政法人 98 法人において実際に任命されている役員の数をみると、法人の長 97 人(1名は欠員)、理事等 324 人、監事 201 人であり、役員数の規模別にみると、法人の長及び理事各1人の法人が 26 法人(26.5%)あり、最も多くなっている(図表 11 参照)。法人の長及び理事等の数が最も多い法人は、国立病院機構の 15 人(理事長及び副理事長各1人、理事 13 人)となっており、当該法人は、職員数も最多となっている。また、法人の長及び理事等の数が最も少ない法人は、平和祈念事業特別基金(理事長の欠員により理事が法人の長の職務を代行)及び航空大学校(理事長1人のみ)であるが、航空大学校については個別法上、別に理事1人を置くことができることとされている(資料6「独立行政法人の役員の状況」参照)。

なお、監事の数、日本高速道路保有・債務返済機構及び自動車事故対策機構では1人、森林総合研究所、住宅金融支援機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際協力機構、中小企業基盤整備機構、都市再生機構、農業・食品産業技術総合研究機構の6法人においては3人であるが、その他の法人においては2人となっている。

図表 11. 法人の長及び理事等の数の合計別に見た独立行政法人の状況(平成 22 年1月1日現在)

法人の長及び理事等の合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
法人数	2	26	23	14	10	5	5	4	3	3	0	2	0	0	1	98

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

さらに、これら 98 法人の役員について勤務形態における常勤・非常勤の内訳をみると、法人の

長については全員が常勤、理事等については324人のうち非常勤が25人(7.7%)、監事については201人のうち非常勤が106人(52.7%)となっている。

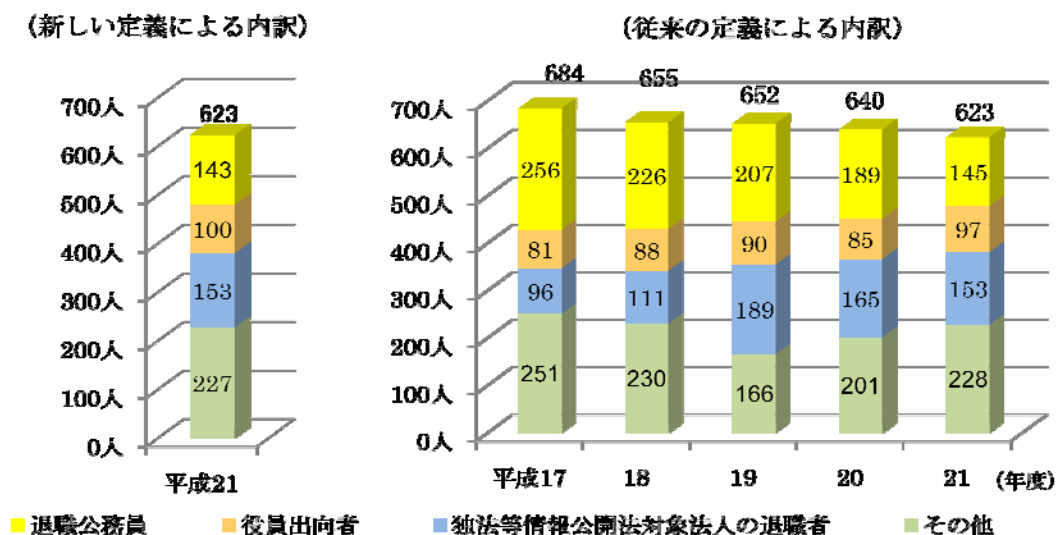
イ 役員に占める退職公務員等の状況

役員については、「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)等に基づき、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の役員への就任状況が公表されている。

平成21年度については、各独立行政法人等が平成22年2月1日現在の状況について公表しており、同日現在の98法人の役員就任の形態別状況をみると、役員623人(非常勤を含む。)のうち退職公務員が就任している者が143(23.0%)人、国から出向している者が100人(16.1%)、独立行政法人等の退職者が就任している者が153人(24.6%)となっている(図表12及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。

なお、国家公務員の再就職に対する国民の厳しい批判等を踏まえ、平成21年度から退職公務員等の定義を一部変更しており、新旧それぞれの定義による退職公務員等の状況は、図表12のようになっている。

図表12. 役員に占める退職公務員等の状況(平成22年2月1日現在)



- (注) 1 「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(平成22年6月22日総務省、内閣官房及び行政改革推進本部事務局)等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 新しい定義による「退職公務員」とは、国の行政機関に常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。))又は④国からの出向者を除く。)をいう。
- 3 新しい定義による「国からの役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第8条第1項の規定に基づき、公表対象法人の役員となるために退職をし、かつ、引き続き当該法人の役員として在職する者をいう。
- 4 「独法等情報公開法対象法人の退職者」とは、独法等情報公開法の対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)をいう。なお、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の当該法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いたものを含む。
- 5 従来からの定義による「退職公務員」とは、本府省の課長・企画官相当職以上並びに施設等機関、特別の機関その他の附属機関及び地方支分局の本府省課長・企画官相当職以上で退職した者(①国立大学・国立高等専門学校等の学長その他の教官等②退職後10年以上民間会社等の役員職歴のあるもの③退職後5年以上当該法人等の職員歴のある者及び役員出向者を除く。)をいう。
- 6 従来からの定義による「国からの役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第8条第1項の規定に基づき、公表対象法人の役員となるために本府省課長・企画官相当職以上として退職をし、かつ、引き続き当該法人の役員として在職する者をいう。

同様に、平成 22 年2月1日現在の新しい定義による退職公務員等の独立行政法人 98 法人の子会社等の役員への就任状況をみると、退職公務員又は独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数は 101 法人、役員 1,190 人のうち退職公務員から就任している者が 106 人、独法等情報公開法の対象法人の役員における当該法人の退職者から就任している者が 246 人となっている。(図表 13 及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。

図表 13. 独立行政法人の子会社への退職公務員

(単位:法人、人)

年 度	退職公務員・独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	役員数	うち退職公務員数	
			うち退職公務員数	うち当該法人の退職者数
平成 21	104	1,219	144	246[44]

- (注) 1 「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員の状況の公表について」(平成 22 年 6 月 22 日行政改革本部事務局、内閣官房及び総務省取りまとめ)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 「子会社等」とは、子会社(他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している場合における当該他の会社等をいう。法人及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該ほかの会社等も、法人の子会社とみなす。)及び一定規模以上の委託先(売上高に占める法人の発注に係る額が3分の2以上である委託先)をいう。
- 3 「退職公務員」とは、国の行政機関に常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。)又は④国からの出向者を除く。)をいう。
- 4 退職公務員が法人役員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者数」の欄に [] 内書きで計上している。

(2) 役員の報酬の状況

独立行政法人の役員の報酬については、各法人において支給の基準を定めることとされており(通則法第 52 条第2項及び第 62 条)、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされ(通則法第 52 条第3項及び第 62 条)、職員の給与水準と同様に主務大臣及び各法人が国家公務員及び他の法人と比較できる形で公表することとされている。

総務省行政管理局は、平成 22 年8月 10 日に、21 年度における独立行政法人の役員の報酬等の水準について、職員の給与水準と併せて取りまとめの上、公表している。これによると、各法人の常勤役員の報酬(平均)については、法人の長が 1,818 万円、理事が 1,508 万円、監事が 1,308 万円となっている(図表 14 及び資料5-3「役員報酬の支給状況」参照)。

なお、各法人の役員報酬の業績反映の方法や改定状況については、各主務大臣及び各法人が公表している。

図表14. 常勤役員の報酬の支給状況(平成21年度)

○独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)[概要](抜粋)

・常勤役員の報酬の支給状況

法人の長、理事、監事の報酬は、前年度比でそれぞれ減少

役員全体では▲304,818千円(▲3.8%)の減少。

		20年度	21年度	対前年度差	対前年度比
		(千円)	(千円)	(千円)	(%)
平均	法人の長	18,605	18,183	▲422	▲2.3
	理事	15,422	15,078	▲344	▲2.2
	監事	13,506	13,082	▲424	▲3.1
支給総額	法人の長	1,879,153	1,791,644	▲87,509	▲4.7
	理事	4,873,427	4,697,201	▲176,226	▲3.6
	監事	1,310,047	1,268,964	▲41,083	▲3.1
	計	8,062,627	7,757,809	▲304,818	▲3.8

(注) 1. 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日総務省行政管理局)による。

2. 年度途中で廃止された法人は除いている。

(3) 役員の退職手当の状況

独立行政法人の役員の退職手当についても、報酬と同様に、通則法第52条及び第62条により、各法人において支給の基準を定めることとされており、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされている。

一方、公務員を一度退職して退職金を得た後、更に独立行政法人の役員に就任し、退職後相当の退職金を得ることについて批判があることから、役員の退職金を国家公務員並みに引き下げた上で業績を反映した仕組みとなるよう、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)において、支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額100分の12.5を基準とし、これに府省評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請された(図表15参照)。

図表15. 独立行政法人の役員の退職手当に関する閣議決定

<p>○ 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成 15 年 12 月 19 日閣議決定) (抜粋)</p> <p>1 独立行政法人</p> <p>(1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成 16 年以降の在職期間については、1 月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。</p> <p>(2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。</p> <p>独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。</p> <p>(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 15 年 9 月 16 日閣議決定)の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。</p> <p>○ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 21 年 8 月 25 日閣議決定) (概要)</p> <p>3(3) 独立行政法人の役職員の給与については、改定に当たって国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。</p>

これを受けて、各法人は、いずれも上記の閣議決定の趣旨を踏まえた役員の退職手当に関する規程の改正・制定を行っており、役員の退職手当の業績勘案率に関する規定についてはすべての法人において、府省評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定することとしている。

また、上記の閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」においては、役員の退職手当の業績勘案率の決定に当たって、府省評価委員会は、あらかじめ政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとされ、政策評価・独立行政法人評価委員会は、必要な場合、府省評価委員会に対して意見を述べることもできるとされている。

これを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会の独立行政法人評価分科会は平成 16 年 7 月 23 日、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を決定した。この中で、役員退職金に係る府省評価委員会からの業績勘案率の通知に対し述べる際の分科会の検討に当たっては、①業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みとするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とする、②府省評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本とすることとしている。

また、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会は、平成 21 年 3 月 30 日には、それまでの 500 余件の事例の審議における意見等を踏まえて、業績勘案率に関する考え方や検討の手順を改めて確認し、より実務に役立つように、上述の「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」の補足説明等として取りまとめ、各府省評価委員会に通知している。(資料 8-1「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明」及び資料 8-2「業績勘案率に係る基本的なチェックの手順」参照)。

業績勘案率の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成 21 年度中にその支払いを受けた常勤役員は、法人の長が 10 人、理事が 35 人、監事(常勤)が 14 人の計 59 人で、その支給総額は、法人の長が 1 億 26 万円、理事が 1 億 5,169 万円、監事が 5,544 万円となっている(図表 16 及び資料 5-4「役員の退職手当の支給状況」参照)。

図表 16. 常勤役員の退職手当の支給状況(平成 21 年度)

	法人の長	理 事	監 事
退 職 常 勤 役 員 の 人 数	10 人	35 人	14 人
退 職 手 当 (確 定 額) の 支 給 総 額	10,026 万円	15,169 万円	5,544 万円

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成 21 年度)」(平成 22 年 8 月 10 日総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 「理事」には副理事長等を含む。

3 総人件費の状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年 6 月 2 日法律第 47 号)に基づき、各法人は、総人件費改革の一環として、平成 18 年度以降、5 年間で 5%以上の人件費の削減を基本として取り組んでいる。

各法人は、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行っており、総人件費改革 4 年目にあたる平成 21 年度における法人全体の取組状況は、総務省行政管理局が 22 年 8 月 10 日に取りまとめた、「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成 21 年度)」において公表されている(図表 17 参照)。

それによると、まず総人件費改革の取組については、基準となる平成 17 年度実績に比して人件費の削減を行う 82 法人においては全体として 1.5% (「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)に 9 より、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定を除いて算出した削減率)減少、人員の削減を行う 16 法人においては全体として 10.5%減少となっている。

また、人件費の状況については、平成 21 年度の最広義人件費は、前年度と比較して 91 億円減少し、1 兆 3,178 億円となった(図表 17 及び資料 5-5「総人件費改革の取組」参照)。

図表17. 総人件費改革の取組と状況

1. 総人件費改革の取組

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年6月2日法律第 47 号)に基づき、各法人は、総人件費改革の一環として、平成 18 年度以降5年間で5%以上の人件費の削減を基本として取り組んでいる。

各法人は、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行っており、平成 21 年度までの4年間の法人全体の取組状況をみると、基準となる平成 17 年度実績に比して人件費の削減を行う 82 法人においては全体として▲1.5% (「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率)、人員数の削減を行う 16 法人においては全体として▲10.5%減少となっている。

(1) 人件費の削減を行う法人

法人数	基準となる金額	平成 21 年度 実績	進捗状況(基準に対する増▲減)	
	平成 17 年度		金額	増▲減比(補正值)
82	(億円) 8,315	(億円) 8,050	(億円) ▲ 265	(%) ▲ 1.5

(2) 人員の削減を行う法人

法人数	基準となる人数	平成 21 年度 実績	進捗状況(基準に対する増▲減)	
	平成 17 年度		人数	増▲減比
16	(人) 16,280	(人) 14,571	(人) ▲ 1,709	(%) ▲ 10.5

(注)1 平成 22 年3月 31 日現在の法人における取組状況の集計である。

2 沖縄科学技術研究基盤整備機構及び日本司法支援センターについては、体制整備の途上であるため、総人件費改革の対象とされていない。

3 増▲減比(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。

なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成 18 年度は0%、平成 19 年度は+0.7%、平成 20 年度は0%、平成 21 年度は▲2.4%となっている。

2. 人件費の状況

平成 21 年度の最広義人件費は、前年度と比較して▲92 億円減少となった。

	平成 20 年度 (102 法人)	平成 21 年度 (100 法人)	構成比	対前年度差
	(億円)	(億円)		
給与、報酬等支給総額	9,528	9,416	71.5%	▲ 112
退職手当支給額	894	829	6.3%	▲ 65
非常勤役職員等給与	1,199	1,277	9.7%	78
福利厚生費	1,649	1,656	12.6%	7
最広義人件費	13,270	13,178	100%	▲92

(注)1 「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に支給された報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額であり、総人件費改革の対象経費である。

2 「退職手当支給額」とは、常勤役職員に支給された退職手当の支給額である。

3 「非常勤役職員等給与」とは、非常勤役職員、臨時職員等に支給された給与、諸手当、退職手当支給額の合計額である。

4 「福利厚生費」とは、すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額である。

5 「最広義人件費」とは、注1から注4における各人件費の合計額である。ただし、四捨五入の関係で、合計は一致しない。

(注)「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成 21 年度)」(平成 22 年8月 10 日総務省行政管理局)による。

第4節 財務・会計の状況

1 独立行政法人の会計制度等

(1) 独立行政法人の会計処理の原則

独立行政法人の会計については、原則として企業会計原則によることとされている(通則法第37条)。ここで、企業会計原則は株式会社等の営利企業を直接の適用対象としているため、公共的な性格を有し利益獲得を主たる目的としないなど営利企業とは異なる特殊性を有する独立行政法人にそのまま適用することは、本来伝達されるべき会計情報が伝達されないなどの事態を生じかねない。

このため、独立行政法人の会計については、企業会計原則を原則としつつ、上記の特殊性を考慮した「独立行政法人会計基準」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会決定。)に基づいて処理されている。

なお、企業会計において、我が国の企業会計基準と国際財務報告基準(IFRS)との調和に向けた取組の一環として新たに改正された会計基準が平成21年4月以降開始事業年度から適用されたこと等を踏まえ、「独立行政法人会計基準」についても、金融資産及び賃貸不動産の時価等の開示に関する注記、資産除去債務に関する会計処理等を内容とする改正がなされた(金融資産および賃貸不動産の時価等の開示に関する注記は平成21事業年度より、資産除去債務に関する会計処理等については22事業年度より適用される)。

さらに、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の改正に対応し、不要財産の国庫納付等に係る会計処理に関する改正(平成22年10月25日最終改正)がなされた。

(2) 独立行政法人の財務諸表等

独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書)を作成し、当該事業年度の終了後3か月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない(通則法第38条第1項)。

また、独立行政法人が財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書並びに監事の意見(会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見)を付けなければならないこととされている(通則法第38条第2項)。

図表18. 独立行政法人の財務諸表等

種 類		概 要	
財 務 諸 表	貸借対照表	独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日現在の資産、負債及び純資産の状況を示したものの。	
	損益計算書	独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する収益、費用の状況を示したものの。	
	利益の処分又は損失の処理に関する書類	独立行政法人の当期末処分利益の処分又は当期末処理損失の処理の内容を明らかにするもの。	
	その他主務省令で定める書類	キャッシュ・フロー計算書	当該事業年度の独立行政法人のキャッシュ・フローの状況を活動区分別に示したものの。
		行政サービス実施コスト計算書	納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人の業務運営に関して最終的に国民の負担に帰せられるコスト情報(行政サービス実施コスト)を一元的に集約して表示するもの。
附属明細書	上記の書類に係る明細書		
事業報告書		財務情報や定性的情報などを用いて独立行政法人の事業報告を行うもの。	
決算報告書		独立行政法人の決算(予算執行の状況)を明らかにするもの。	

(注)1. 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2. 財務諸表については、「独立行政法人会計基準」において独立行政法人の財務諸表の体系と整理されているものを記載。

さらに、移行独法の中には、民間企業等に対する出資を業務とする法人もあることから、独立行政法人とその出資先を公的な資金が供給されている一つの会計主体としてとらえ、公的な主体である独立行政法人の説明責任を果たすため、一定の関係にある法人を有する独立行政法人は財務諸表とともに連結財務諸表を作成することとされている。

(3) 独立行政法人の財務諸表等に係る監査

個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる法人、100億円以上の資本金を有する法人及び負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上に達している法人については、監事による監査のほか、会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査を受けることが義務付けられている(通則法第39条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第2条)(資料1-1「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)」及び資料1-2「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)」参照)。

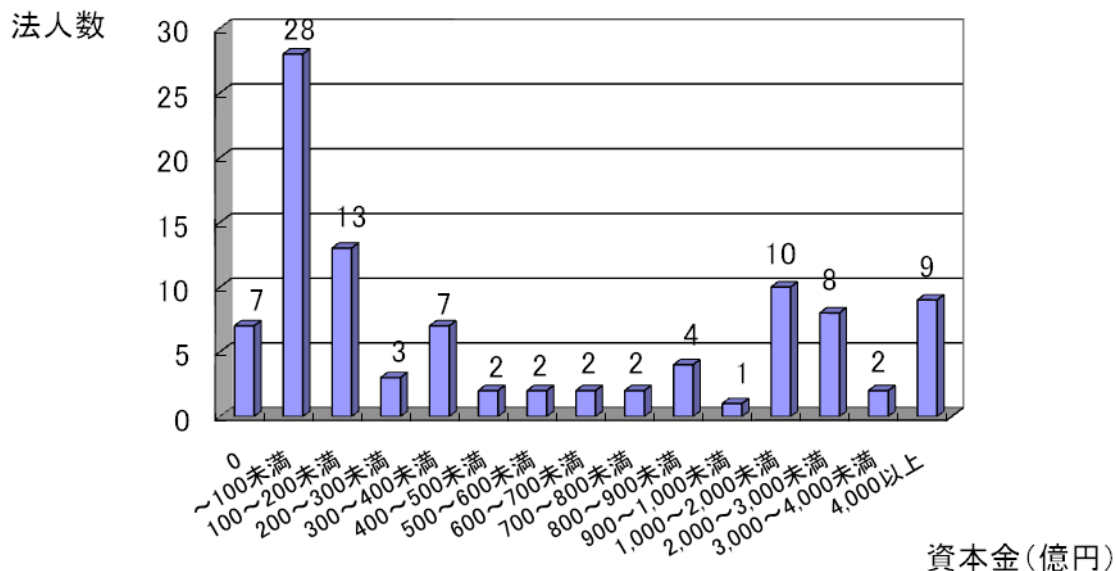
この結果、平成20年度は101法人のうち76法人において、通則法第39条の規定に基づく会計監査が実施されているほか、8法人において、法人の任意により公認会計士又は監査法人による通則法第39条に準じた監査が行われている(資料9「財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況」参照)。

2 各種データ

(1) 資本金

平成20年度末日現在における資本金規模別の法人数の状況をみると、資本金1,000億円未満の法人は100法人のうち71法人(資本金を有しない7法人を含む)となっており、資本金が1,000億円以上の法人(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)は29法人となっている(図表19及び資料10「独立行政法人の資本金」参照)。

図表19. 資本金規模別の独立行政法人数(平成20年度末現在)



(注)1. 各独立行政法人の貸借対照表(法人単位)に基づき政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2. 国際協力機構の有償資金協力勘定の財務等に関する数値については独立行政法人国際協力機構法第16条の規定により、独立行政法人評価の対象外であること等から集計に含めていない(以下同じ)。

なお、平成20年度末現在の資本金上位5法人は図表20のとおりである(資料10「独立行政法人の資本金」参照)。

図表20. 資本金 上位5法人(平成20年度末現在)

法人名	金額
日本高速道路保有・債務返済機構	4兆8,553億円
福祉医療機構	3兆 95億円
中小企業基盤整備機構	1兆 942億円
都市再生機構	1兆 6億円
日本原子力研究開発機構	8,086億円

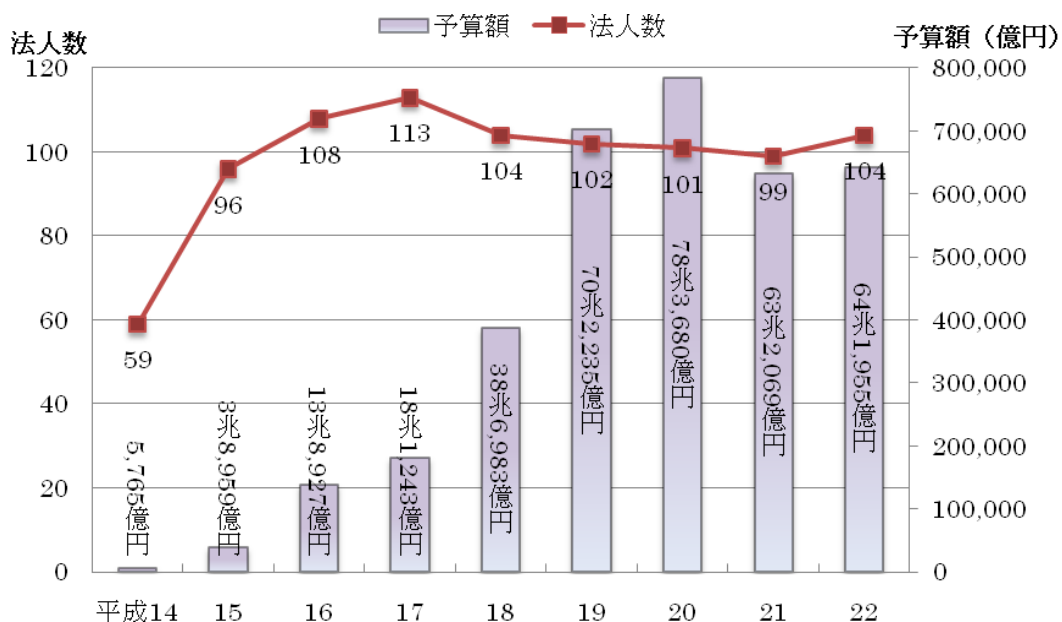
(注)1. 各法人の貸借対照表(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2. 億円未満は四捨五入。
 3. 国際協力機構の有償資金協力勘定に係る資本金は集計に含めていない。

(2) 予算

ア 予算総額

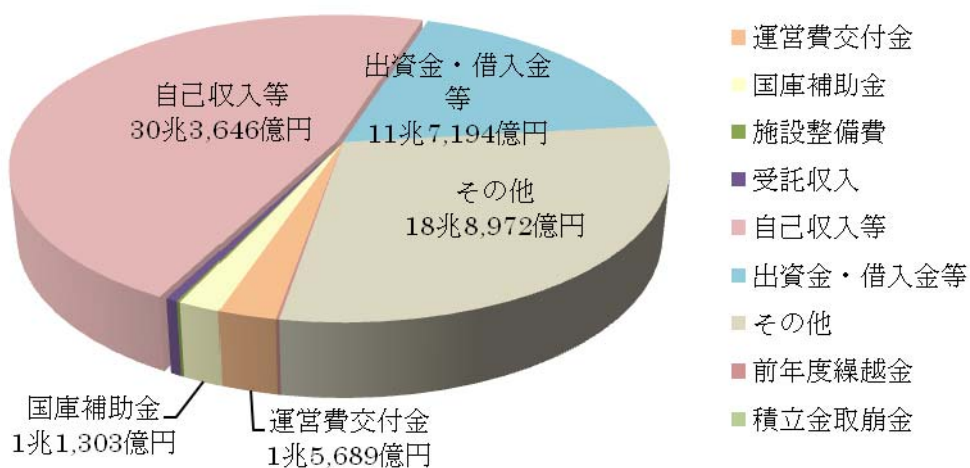
独立行政法人全体における当初予算(収入)(自己収入等によるもの及び過年度からの繰越分で当該年度予算に組み込まれたものを含む。)の推移をみると、平成22年度は、104法人で64兆1,955億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)となっている。ここで、21年度と22年度を比較すると、予算額は9,886億円増加している。主な増減理由としては、高度専門医療研究センター6法人の独立行政法人化による1,800億円の増加や、国立国語研究所の廃止による5億円の減少という法人数の変動に伴う要因の他、年金積立金管理運用に係る予算2兆2,049億円、日本学生支援機構に係る予算4,754億円の増加、郵便貯金・簡易生命保険管理機構に係る予算の2兆1,595億円の減少等が挙げられる(図表21及び資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表21. 独立行政法人全体の当初予算(収入)の推移(総額)(国際協力機構法第13条に定める有償資金協力勘定に係る予算(収入)を除く)



- (注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
 3. 国際協力機構の有償資金協力事業に係る予算は国際協力機構法第18条に基づき閣議において決定するため除いている。

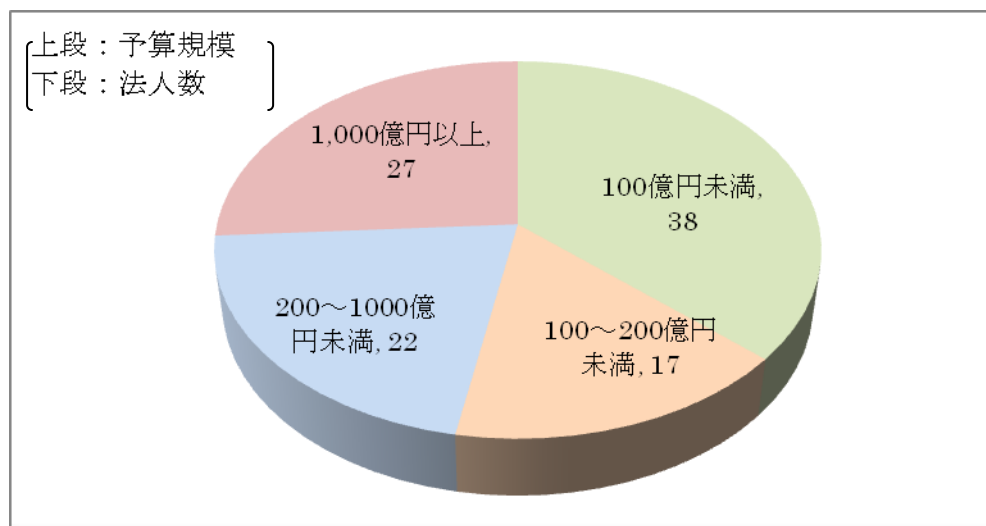
図表22. 平成22年度の独立行政法人全体の当初予算(収入)の内訳(項目別)



- (注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2. 国際協力機構の有償資金協力事業に係る予算は国際協力機構法第18条に基づき閣議において決定するため評価の対象外とし、集計に含めていない(以下同じ)。

平成22年度の当初予算(収入)の状況を規模別にみると、104法人(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)のうち38法人(36.5%)については予算規模が、100億円未満となっている一方、予算規模が1,000億円以上の法人は27法人(26.0%)となっている。

図表23. 予算規模別の独立行政法人の状況(平成22年度)



(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、当初予算(収入)の上位及び下位5法人は下記のとおりとなっている(資料11-5「独立行政法人の平成22年度計画における予算額(収入)」参照)。

図表24. 予算規模上位・下位の5法人(平成22年度)

法人名	金額	法人名	金額
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	21兆7,710億円	国立健康・栄養研究所	8億円
年金積立金管理運用	11兆1,727億円	北方領土問題対策協会	11億円
住宅金融支援機構	10兆2,791億円	酒類総合研究所	11億円
日本高速道路保有・債務返済機構	4兆7,683億円	国立特別支援教育総合研究所	12億円
都市再生機構	2兆4,651億円	平和祈念事業特別基金	15億円

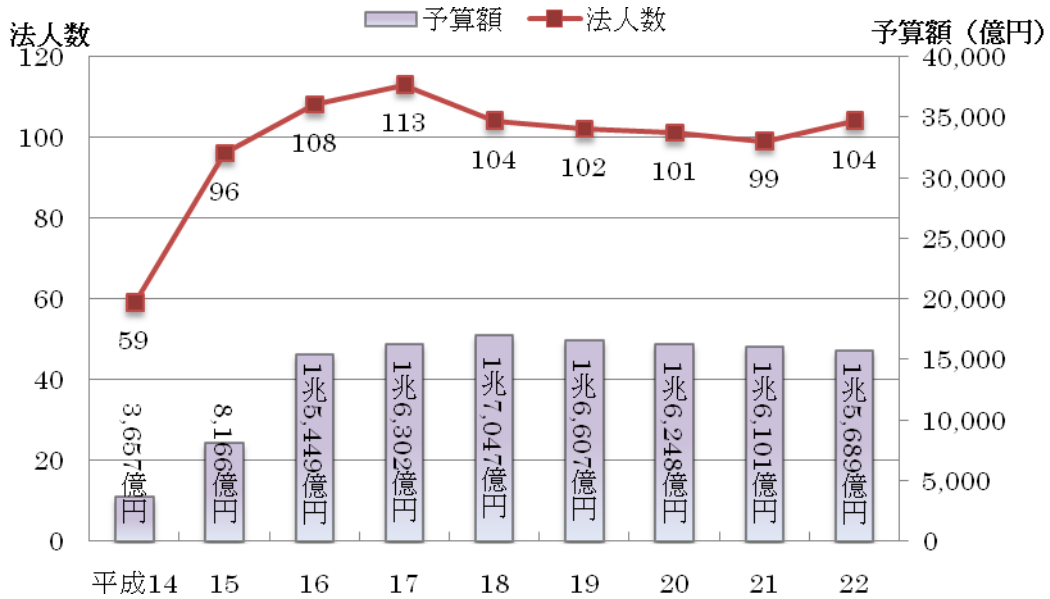
(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2. 億円未満は四捨五入。

イ 運営費交付金

多くの独立行政法人に対しては、法人の業務運営の財源に充てるため、毎年、国から運営費交付金が交付されている。当初予算(収入)における運営費交付金(過年度からの繰越しで当該年度の予算に組み込まれたものを含む。)の総額の推移をみると、図表25のとおり、平成22年度は104法人で1兆5,689億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と、21年度の1兆6,101億円と比較して412億円減少している(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照。また、独立行政法人に対する国の財政支出については、資料13「平成20年度独立行政法人に対する財政支出」を参照)。

図表25. 独立行政法人全体の運営費交付金の推移



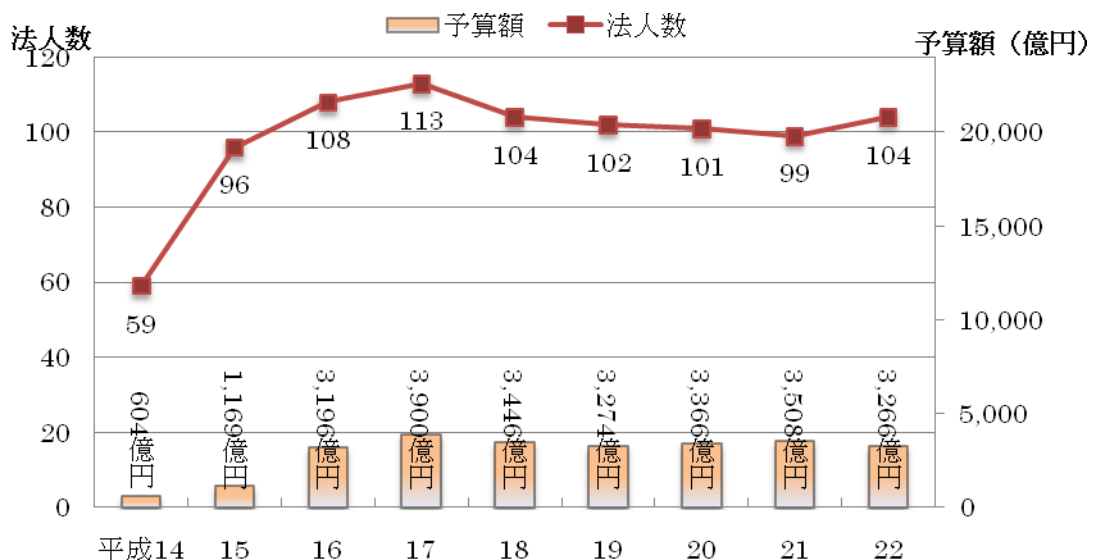
(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

ウ 自己収入等(受託収入含む)

i 受託収入

独立行政法人の当初予算における国、特殊法人、民間等から委託を受けた研究等の受託収入の推移については図表26となっており、平成22年度は104法人で3,266億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と、21年度の3,508億円と比較して242億円増加している(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表26. 独立行政法人全体の受託収入の推移



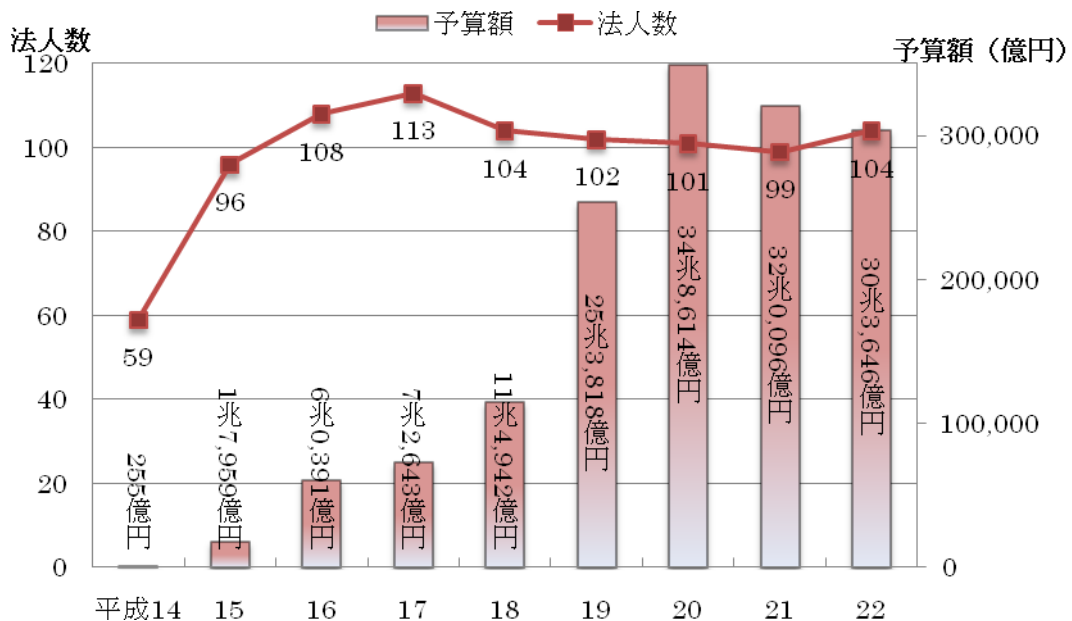
(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

ii 受託収入を除く自己収入等

独立行政法人の当初予算における受託収入を除く自己収入等の推移をみると図表 27 となっており、平成 22 年度は 104 法人で 30 兆 3,643 億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と、21 年度の 32 兆 96 億円と比較して 1 兆 6,453 億円減少している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

この理由は、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の自己収入等に係る予算が 2 兆 616 億円減少したこと等による。

図表 27. 独立行政法人全体の自己収入等の推移



- (注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
 3. 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、各独立行政法人の平成 22 年度計画予算において見込んでいる自己収入等の多い上位 5 法人は下記のとおりである(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表 28. 自己収入等に係る収入予算 上位 5 法人(平成 22 年度収入当初予算)

郵便貯金・簡易生命保険管理機構	16兆9,598 億円
年金積立金管理運用	3兆9,309 億円
住宅金融支援機構	1兆6,809 億円
日本高速道路保有・債務返済機構	1兆4,364 億円
都市再生機構	1兆1,256 億円

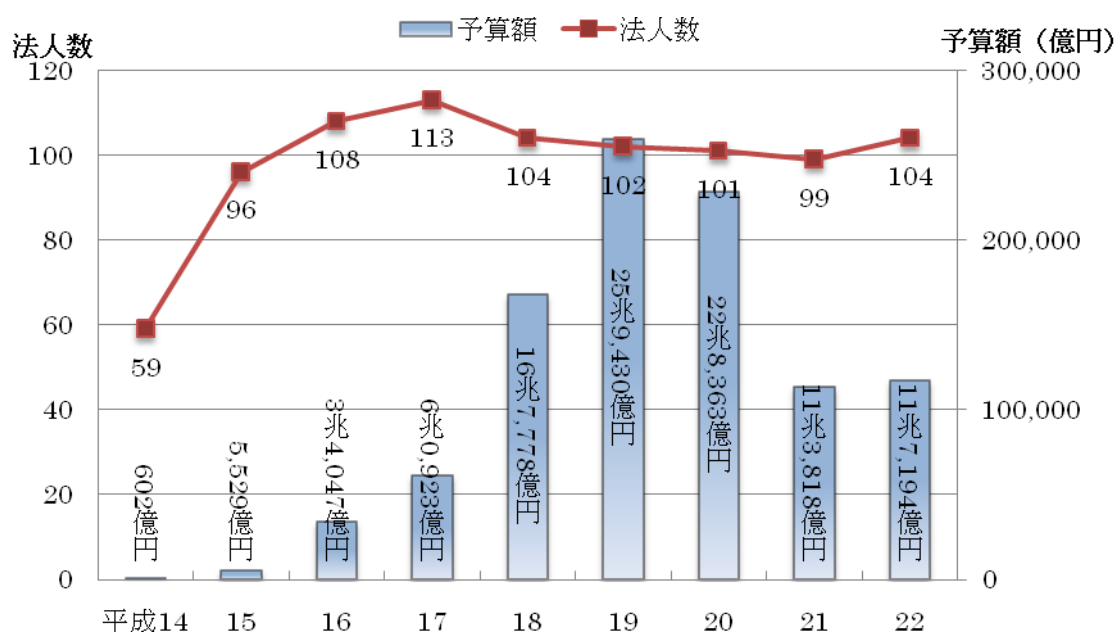
- (注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2. 億円未満は四捨五入。

エ 出資金・借入金等

独立行政法人の当初予算における出資金及び借入金等の状況の推移をみると、図表 29 となっており、平成 22 年度は 104 法人で 11 兆 7,194 億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含ま

ず)と、21年度の11兆3,818億円と比較して3,376億円増加している(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。この理由は、日本学生支援機構の予算が4,148億円増加、日本高速道路保有・債務返済機構の予算が9,002億円増加、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の予算が6,441億円減少したこと等による。

図表29. 独立行政法人全体の出資金・借入金等の推移



(注)1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
 3. 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、各独立行政法人の22年度計画予算において見込んでいる出資金及び借入金等の多い上位5法人は下記のとおりである(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表30. 出資金・借入金等に係る収入予算 上位5法人(平成22年度収入当初予算)

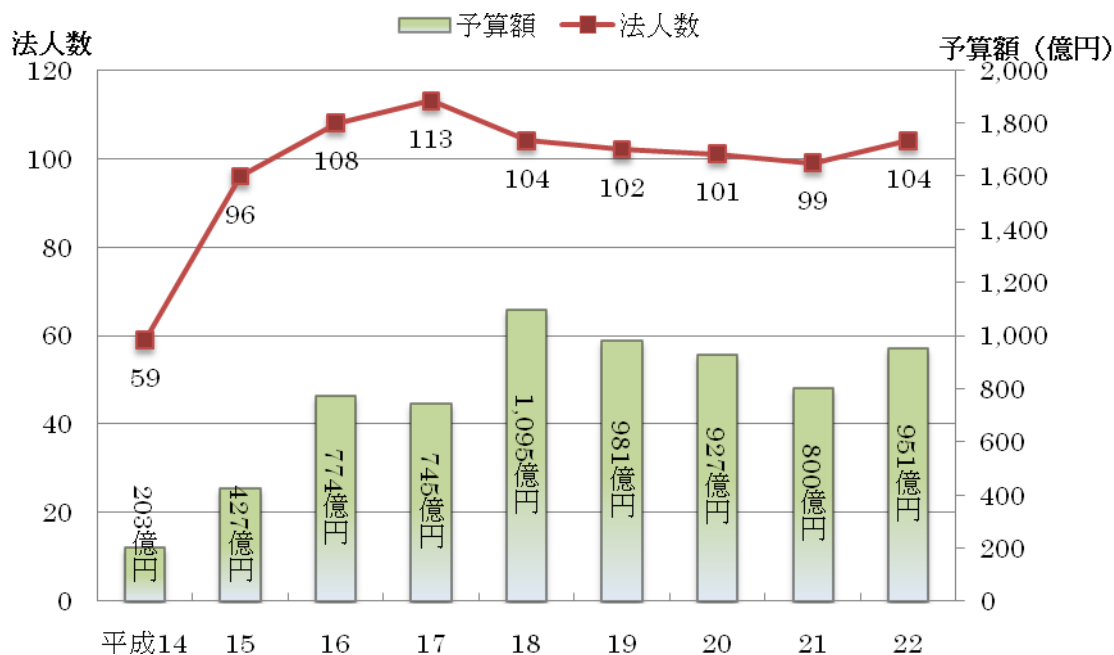
住宅金融支援機構	3兆9,277億円
日本高速道路保有・債務返済機構	3兆3,319億円
日本学生支援機構	1兆5,799億円
都市再生機構	1兆2,738億円
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,749億円

(注)1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2. 億円未満は四捨五入。

オ 施設整備費

独立行政法人に対して、国は、法人が施設の整備に必要な財源として、施設整備費の補助を行っている。独立行政法人の当初予算における施設整備費補助金の総額の推移をみると、図表31となっており、平成22年度は104法人で951億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と21年度の800億円と比較して151億円増加している(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表31. 独立行政法人全体の施設整備費の推移



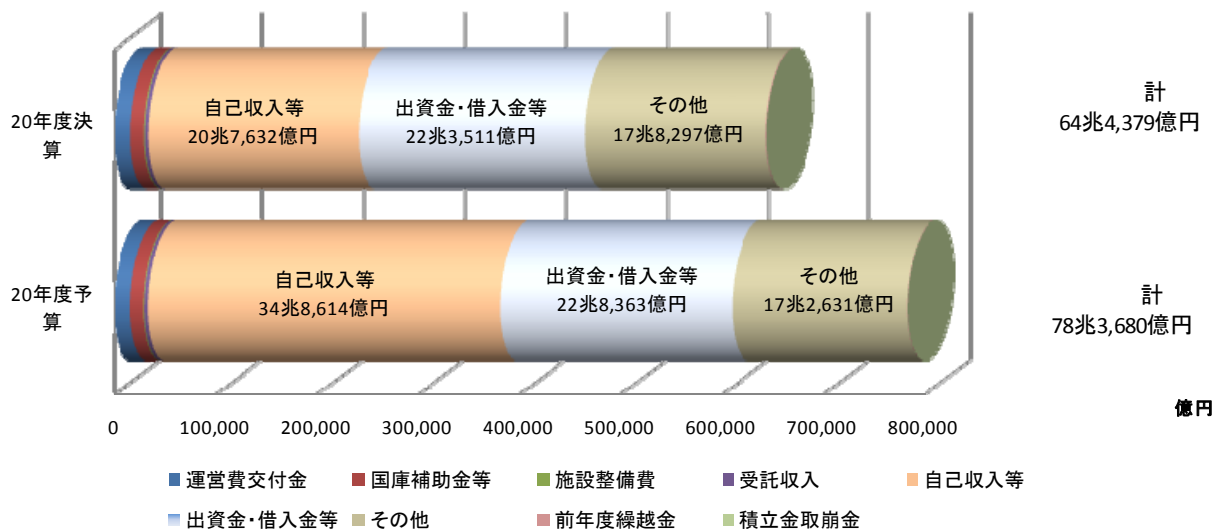
- (注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
 3. 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

(3) 決算

平成20年度までに設立された101法人の20年度決算の総額は、収入で64兆4,379億円(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、支出で73兆6,194億円となっており、収入について予算額(78兆3,680億円)と比較すると、決算額が予算額よりも13兆9,302億円(予算額の17.8%)少ない(資料14-5「独立行政法人の平成20年度決算(収入)」及び資料15-5「独立行政法人の平成20年度決算(支出)」参照)。

また、収入決算額の内訳をみると、運営費交付金が1兆6,461億円、国庫補助金等が1兆3,170億円、施設整備費補助金が1,135億円、国や特殊法人等からの受託収入が3,318億円、自己収入等が20兆7,632億円、出資金・借入金等が22兆3,511億円、その他が17兆7,830億円、前年度繰越金が851億円及び積立金取崩金が3億円となっており、平成20年度当初予算と比べ、自己収入等が14兆098億円、その他が5,666億円減少し、出資金・借入金等が4,852億円増加している。自己収入等が当初予算と比べて減少した主な理由は、年金積立金管理運用における自己収入の減少13兆5,768億円などによるものである。(資料11-3「独立行政法人の平成20年度計画における予算額(収入)」及び資料14-5「独立行政法人の平成20年度決算(収入)」参照)。

図表32. 独立行政法人の収入に係る予算及び決算額の対比(平成20年度)



(注) 1. 各法人の年度計画及び決算報告書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2. 億円未満は四捨五入。
 3. 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

(4) 運営費交付金の収益化基準の採用状況

独立行政法人特有の制度である運営費交付金は、独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、業務がなされるまでは交付金の交付をもって収益と認識することは適当ではないことから、独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理し、中期目標の期間中、業務の進行に応じて収益化を行うものとされている。

また、この収益化の方法については、

- i) 業務の達成度に応じて収益化を行う方法(業務達成型)、
 - ii) 一定の期間の経過を業務の進行とみなし収益化を行う方法(期間進行型)、
 - iii) 業務のための支出額を限度として収益化する方法(費用進行型)
- の3つの考え方が示されている。

平成20年度末日現在の100法人のうち、運営費交付金が交付されていない15法人を除く85法人について運営費交付金の収益化の方法をみると、68法人が費用進行型の方法のみを採用しており、残りの17法人については、業務内容等に応じて、i) 業務達成型の方法のみを採用しているものが1法人、ii) 期間進行型の方法のみを採用しているものが1法人、iii) 業務達成型と期間進行型の方法を使い分けているものが7法人、iv) 期間進行型と費用進行型の方法を使い分けているものが2法人、v) 三つの方法すべてを使い分けているものが6法人となっている(資料16「運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成20年度)」参照)。

なお、平成19年11月の「独立行政法人会計基準」の改定により、運営費交付金の収益化基準のうち成果進行型が業務達成型へと名称が改められるとともに、費用進行型を採用する場合、当該方法を採用した理由を財務諸表において「重要な会計方針」として注記しなければならないこととされた。

(5) セグメント情報等

ア 勘定別財務諸表

独立行政法人においては、個別法により区分して経理することが求められる場合、法人全体の財務諸表に加えて、区分した経理単位(以下「勘定」という。)ごとの財務諸表を作成することとされている。

平成 20 年度末日現在、100 法人のうち 38 法人(38.0%)において法定勘定が設けられており、勘定数が最も多い6法人は図表 33 のとおりである(資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 20 年度)」参照)。

図表33. 勘定数が最も多い6法人

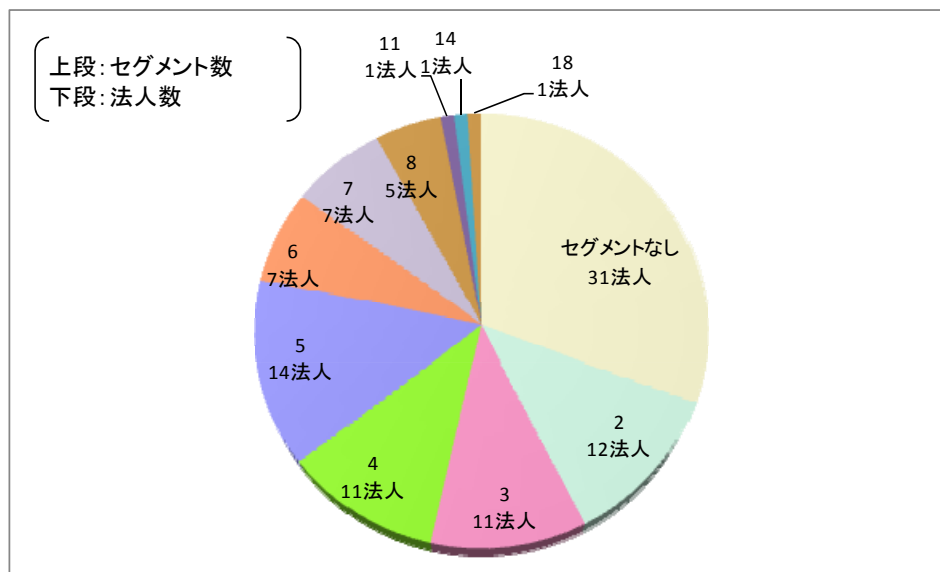
法人名	勘定数
福祉医療機構	14
農畜産業振興機構	8
中小企業基盤整備機構	8
新エネルギー・産業技術総合開発機構	7
情報通信研究機構	6
医薬品医療機器総合機構	6

(注)各法人の財務諸表等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

イ セグメント情報

独立行政法人は、勘定別に財務諸表を作成するほか、附属明細書においてセグメント情報を開示することが求められている。各法人の平成 20 年度の附属明細書によれば、平成 20 年度までに設立された 101 法人のうち、30.7%に当たる 31法人は法定勘定区分以外のセグメントを有していない一方、69.3%に当たる 70 法人が法定勘定区分に加えて複数のセグメントを有している(資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 20 年度)」参照)。

図表34. セグメント区分の実施状況(平成 20 年度)



(注) 各法人の附属明細書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

ここで、セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考としつつ当該法人の業務内容等に応じて、各法人において個々に定めることとされている。

この点、セグメント情報の開示を行っている 70 法人のうち、事業の種類別にセグメントの設定を行っている法人が 66 法人、また、施設の区分別に設定を行っている法人が 2 法人、事業と施設の別を組み合わせ設定を行っている法人が 2 法人となっている(資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 20 年度)」参照)。

(6) 財政状態及び損益

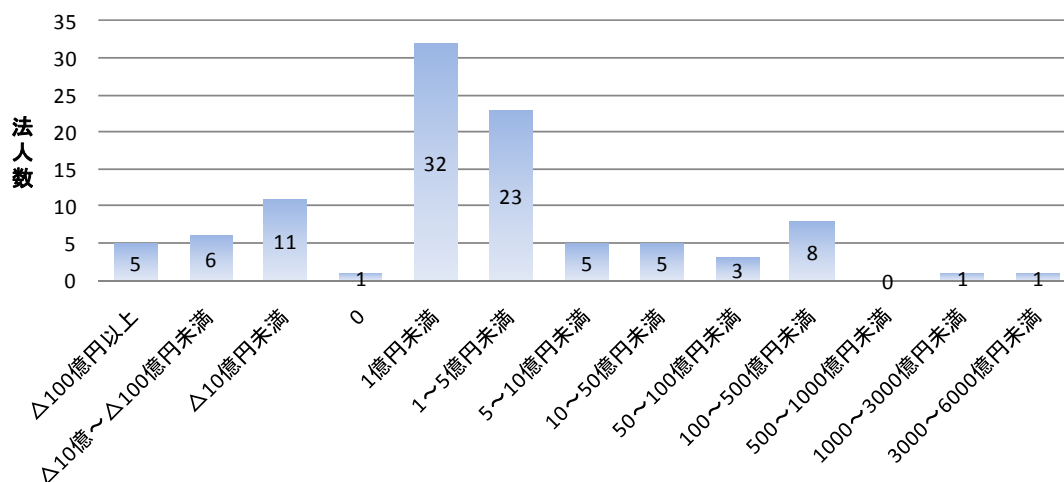
平成 20 年度末現在の 100 法人について、貸借対照表に計上された財政状態の状況を見ると、全体で資産が 375 兆円、負債が 361 兆円、純資産が 13 兆円(資料 18-1「純資産と主な資産・負債の状況(平成 20 年度)」参照)となっており(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、19 年度の純資産 25 兆円から、約 12 兆円純資産が減少している。

このうち、純資産の減少の理由は年金積立金管理運用法人の 11 兆 1,951 億円減、福祉医療機構の 5,508 億円減等による。

次に、平成 20 年度までに設立された 101 法人について、損益計算書上に計上された損益の状況をみると、78 法人が合計で 9,159 億円の利益を計上し(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、1 法人が損益ゼロ、さらに 22 法人が合計で 10 兆 178 億円の損失を計上している(資料 18-2「当期総利益(損失)の状況(平成 20 年度)」参照)。この主な理由は、年金積立金管理運用の当期総損失が 9 兆 4,015 億円計上されたこと等による。

また、各法人の当期損益の分布(図表 35)を見ると、当期損益が△10 億円未満～10 億円未満の法人が 72 法人となっており(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、独立行政法人全体の 71.3%の法人の損益が 10 億円未満という結果となっている(損益が△100 億円未満～100 億円未満の法人数は 86 法人、独立行政法人全体で 85.1%)。

図表35. 当期総利益(又は損失)の状況(平成20年度)



(注) 1. 各法人の損益計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、平成20年度における各法人の当期総利益又は損失が最も多い5法人は下記のとおりである(資料18-2「当期総利益(損失)の状況(平成20年度)」参照)。

図表36. 当期総利益又は損失が最も多い5法人(平成20年度)

(当期総利益最多5法人)		(当期総損失最多5法人)	
法人名	金額	法人名	金額
日本高速道路保有・債務返済機構	5,691億円	年金積立金管理運用	9兆4,015億円
福祉医療機構	1,292億円	中小企業基盤整備機構	3,377億円
国立病院機構	300億円	勤労者退職金共済機構	2,304億円
年金・健康保険福祉施設整理機構	287億円	住宅金融支援機構	146億円
都市再生機構	285億円	日本学生支援機構	106億円

(注)1. 各法人の損益計算書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 億円未満は四捨五入。
3. 国際協力機構は有償資金協力勘定を集計に含めていない。

(7) 運営費交付金債務

独立採算制を前提としない独立行政法人に対しては、国の予算において所要の財源措置を行うものとされ(通則法第46条)、平成20年度においては、運営費交付金として85法人に対して総額1兆6,461億円が交付されている。

また、平成20年度末現在、運営費交付金債務を計上している法人は72法人でその金額合計は1,485億円となっている。なお、運営費交付金債務の計上額が最も多い5法人は下記のようになっている(資料19「運営費交付金債務の状況」参照)。

図表37. 運営費交付金債務残高 上位5法人(平成 20 年度末現在)

法人名	金額
日本原子力研究開発機構	192億円
新エネルギー・産業技術総合開発機構	156億円
国際協力機構	155億円
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	105億円
科学技術振興機構	104億円

(注)1. 各法人の附属明細書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 億円未満は四捨五入。

(8) 目的積立金

独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、法人の経営努力により生じた額として主務大臣の承認する金額(以下「目的積立金」という。)について、翌年度以降、中期計画の「剰余金の使途」の項目で定めておいた使途に充てることができることとされており(通則法第 44 条第3項)、その額は、法人における経営努力を示す指標の一つとしても位置付けられる。

なお、20年度末現在、目的積立金を有している9法人のうち、上位5法人は以下のとおりである(資料 20「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照)。

図表38. 目的積立金残高を計上している法人(平成 20 年度末現在)

法人名	金額
住宅金融支援機構	3278.9億円
産業技術総合研究所	5.4億円
国立高等専門学校機構	1.2億円
土木研究所	0.5億円
物質・材料研究機構	0.4億円

(注)1. 各法人の貸借対照表(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 百万円以下は四捨五入。

また、平成 20 年度までに設立された 101 法人の当期総利益又は損失の総額として9兆 10 億円の損失が計上されているが(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、このうち利益処分により目的積立金として主務大臣の承認を受けようとするのは、6法人で総額 3.2 億円となっており、下記のとおりである(資料 20「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照)。

図表39. 平成 20 年度利益処分における目的積立金の申請額

法人名	金額
産業技術総合研究所	2.18億円
科学技術振興機構	0.40億円
物質・材料研究機構	0.34億円
理化学研究所	0.25億円
電子航法研究所	0.02億円
放射線医学総合研究所	0.01億円

(注)1. 各法人の利益処分に関する書類に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 百万円未満は四捨五入。

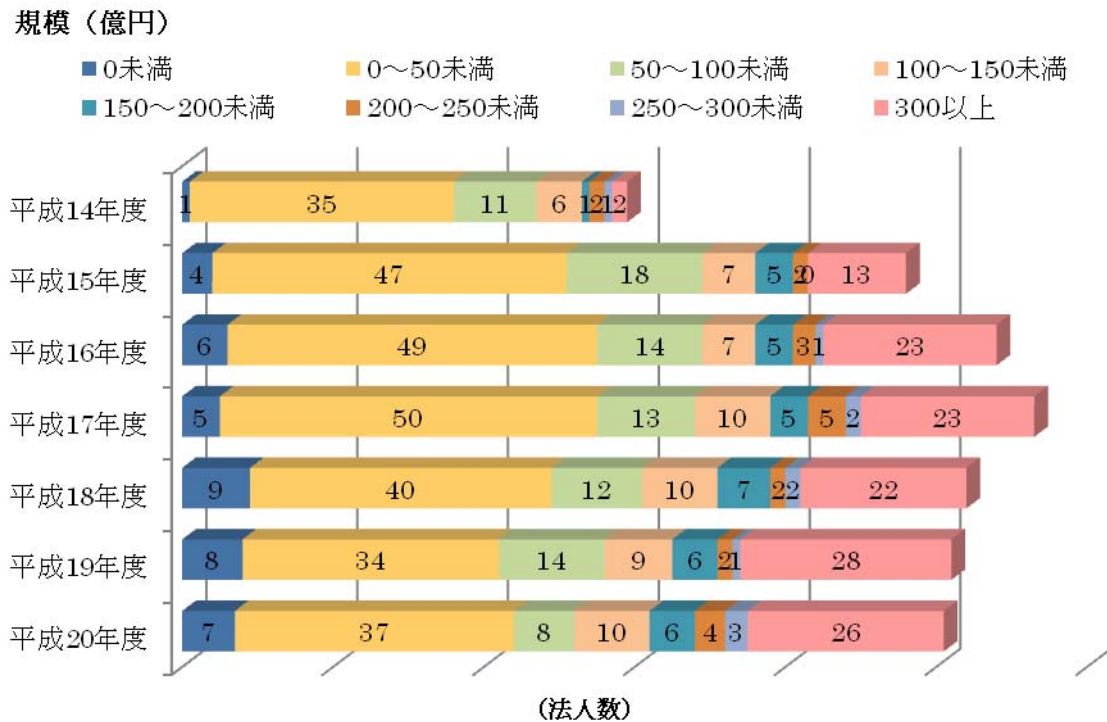
(9) 行政サービス実施コスト

独立行政法人においては、法人の業務運営に関して、納税者たる国民の負担に帰せられるコストを明らかにすることを目的として、主務省令に基づき、「行政サービス実施コスト計算書」を財務諸表の一つとして作成することとされている。同計算書は、「業務費用」、「損益外減価償却相当額」、「損益外減損損失相当額」、「引当外賞与見積額」、「引当外退職手当増加見積額」及び「機会費用」(国有財産の無償使用及び国の出資等を行っていないければ、本来国の収入となったと考えられる国民負担額)で構成されており、これらから算出される行政サービス実施コストには、実質的に国民負担に帰するコストが網羅的に含まれることから、法人の評価に当たって、これを用いることにより、法人の業務によりもたらされるベネフィットとの比較検討を行うことが可能となる。

まず、平成20年度までに設立された101法人について、20年度の行政サービス実施コストの状況をみると、業務費用が12兆2,112億円、損益外減価償却等相当額が2,773億円、損益外減損損失相当額が170億円、引当外賞与見積額が△17億円、引当外退職手当増加見積額が190億円、機会費用が3,056億円、法人税及び国庫納付額の控除が△392億円となっており、合計では12兆7,893億円となっている(資料21「行政サービス実施コストの状況(平成20年度)」参照)。

次に、20年度において行政サービス実施コストの規模別の法人数をみると、同コストが0億円以上50億円未満の法人数が最も多く、44法人となっている(図表40及び資料21「行政サービス実施コストの状況(平成20年度)」参照)。

図表40. 行政サービス実施コスト規模別の法人数 (平成14~20年度)



(注) 各法人の行政サービス実施コスト計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、平成20年度における各法人の行政サービス実施コストについて、上位及び下位の5法人は下記のとおりである(資料21「行政サービス実施コストの状況(平成20年度)」参照)。

図表41. 行政サービス実施コストが最多・最少の5法人(平成20年度)

(最多5法人)		(最少5法人)	
法人名	金額	法人名	金額
年金積立金管理運用	9兆4,015億円	日本高速道路保有・債務返済機構	△2,195億円
中小企業基盤整備機構	3,815億円	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	△257億円
勤労者退職金共済機構	2,412億円	日本スポーツ振興センター	△175億円
宇宙航空研究開発機構	2,310億円	国立印刷局	△35億円
日本原子力研究開発機構	2,304億円	国立大学財務・経営センター	△19億円

(注)1. 各法人の行政サービス実施コスト計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 億円未満は四捨五入。

第2部 独立行政法人評価の状況

第1節 独立行政法人評価制度等の概要

1 独立行政法人評価制度の概要

(1) 業務実績評価

ア 意義

独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する中期目標の下で法人の運営における自主性・自律性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に評価を行うこととされている。評価の結果は、法人の業務運営の改善のみならず、役職員の人事、処遇等にも反映させることとしており、これらの仕組みを通じ、業務運営の効率化と国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図ることが求められている。

このように、事後評価が独立行政法人制度の不可欠な要素となっていることから、独立行政法人の業務の実績の評価は、中立・公正な立場から客観的に実施されることが重要である。このため、各府省に第三者評価機関である府省評価委員会を設置して評価を行うとともに、さらに総務省に全政府レベルの第三者評価機関である政策評価・独立行政法人評価委員会を設置し、独立行政法人の評価の客観的かつ厳正な実施を確保する仕組みとされている(府省独立行政法人評価委員会の詳細については、資料 22「府省独立行政法人評価委員会 委員会名簿(平成 22 年4月1日現在)」を参照)。

イ 府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の役割

独立行政法人の各事業年度における業務実績の評価に当たっては、i) 府省評価委員会は、「当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定」(通則法第 32 条第2項)を行い、その評価結果を法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知するとともに、必要に応じ、業務運営の改善等についての勧告をすることができる(同条第3項)、ii) 政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会から通知された評価結果について評価を行い、「必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる」(同条第5項)こととされている(図表 42「業績評価及び見直しのスキーム」参照)。

また、独立行政法人の中期目標期間における業務実績に関する評価に当たっても、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会が各事業年度における業務実績に関する評価等と同様に評価等を行うこととされている(通則法第 34 条)。

(2) 中期目標期間終了時の見直し等

ア 意義

独立行政法人については、各独立行政法人の中期目標期間の終了時において、主務大臣がその組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされており、このような定期的見直しは、独立行政法人制度の事後チェックシステムの中核をなすものである。

また、この見直しの仕組みは、社会経済情勢等の変化に対応し、独立行政法人が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止、民営化等を的確に行うとともに、時宜に応じた独立行政法人の組織形態や業務の改善を行うこと等により、独立行政法人及びその制度の機動的・弾力的な運営が確保されることを狙いとするものである。

さらに、この見直しは、国民のニーズからかけ離れた独立行政法人の組織及び業務の存続や自

己増殖を防ぎ、従来、特殊法人等について指摘されてきた、必要性の乏しい業務の拡張、存在意義の低下した法人の存続等の問題点を克服するためにも欠くことのできないものである。

イ 主務大臣、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の役割

通則法においては、独立行政法人の中期目標期間の終了時の見直しについて、主務大臣、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会それぞれの所掌事務が、次のように定められている。

(i) 主務大臣の検討

独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる」(通則法第 35 条第1項)こととされている。

(ii) 府省評価委員会の評価

主務大臣の検討に当たり、府省評価委員会の意見を聴くことが義務付けられている(同条第2項)。

(iii) 政策評価・独立行政法人評価委員会の評価

政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる」(同条第3項)こととされている。

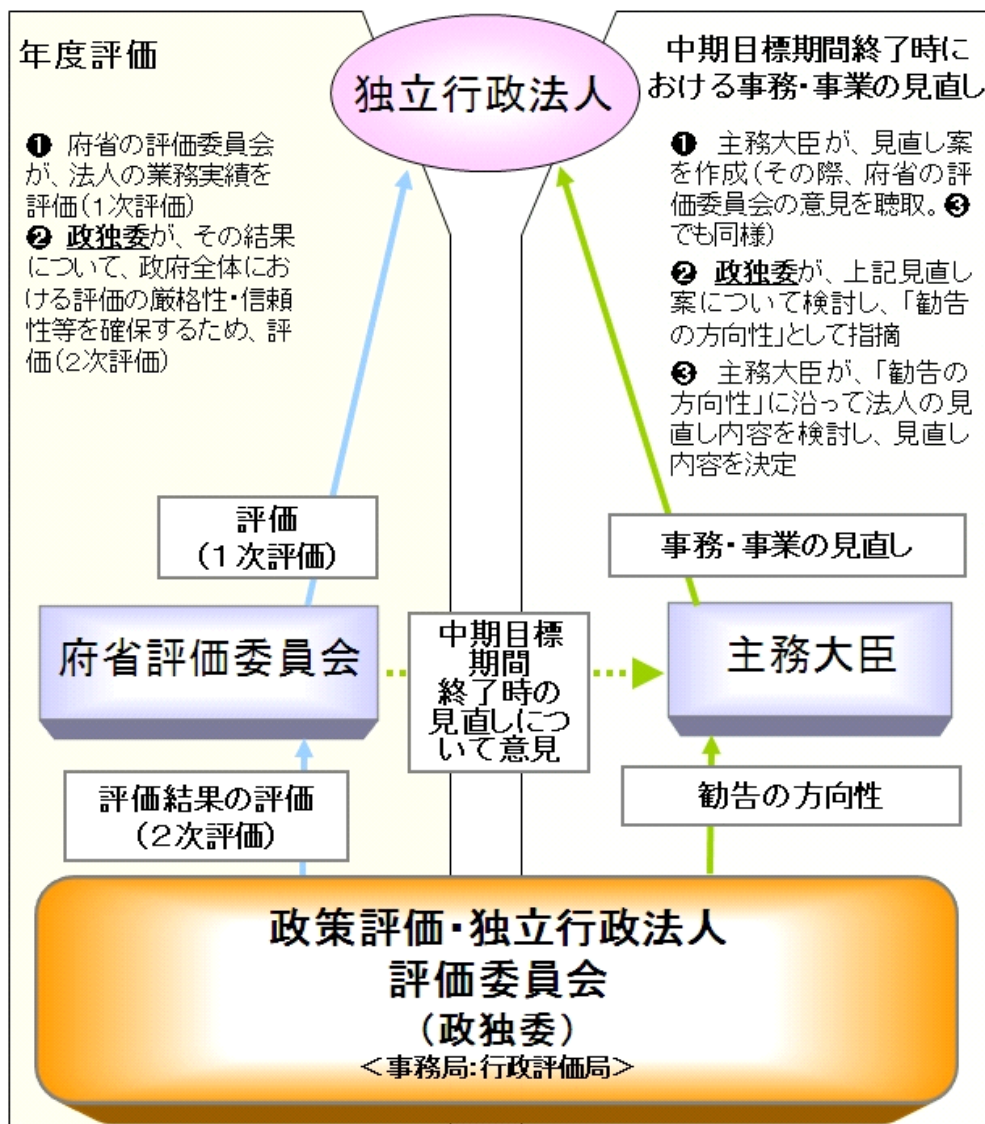
ウ 見直しの仕組み

通則法第 35 条の定める中期目標期間の終了時の見直しに当たっては、平成 15 年8月1日に閣議決定された「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」に基づき、次の手順で行われることとされている(図表 42 及び資料 23「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて(平成 15 年8月1日閣議決定)」参照)。

- ① 主務大臣は、基準第2(事務及び事業の改廃に係る具体的措置)及び基準第3(組織形態の見直しに係る具体的措置)に掲げる具体的措置を盛り込んだ法人の組織・業務全般の見直しについての当初案(以下「見直し当初案」という。)を作成し、その実現に向けて当該法人に係る国の予算要求を行う。
- ② 政策評価・独立行政法人評価委員会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう、早期に主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘(以下「勧告の方向性」という。)を行う。
- ③ 主務大臣は、予算編成過程において、政策評価・独立行政法人評価委員会による勧告の方向性等の指摘が最大限活かされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し当初案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、見直し案を決定する。

なお、当該見直し案の決定に際しては、行政改革推進本部の議を経ることとされていたが、平成 21 年 12 月 25 日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」において、当該議を経ることを要しないこととされている(資料 24「独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)」参照)。

図表42. 業務実績評価及び見直しのスキーム



2 評価委員会の構成

(1) 府省評価委員会等の構成

平成 22 年 4 月現在、府省評価委員会は独立行政法人を所管する 11 府省に設置されており、104 の独立行政法人と通則法が準用される日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)を対象として、通則法に基づく評価等の事務を行っている。府省評価委員会別の対象法人数は、最大が文部科学省で 23 法人(他府省と共管の法人を含む。)、次に厚生労働省及び国土交通省が 20 法人(他府省と共管の法人を含む。)となっている。また、綜合法律支援法(平成 16 年法律第 74 号)に基づく日本司法支援センターの評価等のため、法務省に日本司法支援センター評価委員会が、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人の評価等のため、文部科学省に国立大学法人評価委員会が設置されている。

これらの委員会の委員の構成等をみると、4 人ないし 29 人の委員が任命されており、委員会によっては、委員に加えて臨時委員や専門委員を任命している。さらに、法務省及び防衛省を除く府省評価委員会においては、当該委員会に、単独の法人又は業務の性格等の類似する複数の法人単位に分科会や部会を設置し、機能的な評価を行っている(図表 43 及び資料 22「府省独立行政法人評価委員会 委員会名簿(平成 22 年 4 月 1 日現在)」参照)。

図表 43. 府省評価委員会の構成 (平成 22 年 4 月現在)

委員会					委員会に置かれる 分科会・部会							
名称	委員数			対象 法人 数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等		
	委員	臨時 委員	専門 委員			計	委員	臨時 委員	専門 委員	計	法人 数	名称
内閣府 独立行政法人 評価委員会	14	-	-	14	4	国立公文書館分科会	5	-	-	5	1	国立公文書館
						沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会	5	-	-	5	1	沖縄科学技術研究基盤整備機構(文部科学省と共管)
						北方領土問題対策協会分科会	5	-	-	5	1	北方領土問題対策協会(農林水産省と共管)
						国民生活センター分科会	5	-	-	5	1	国民生活センター
総務省 独立行政法人 評価委員会	15	-	35	50	5	平和祈念事業特別基金分科会	3	-	4	7	1	平和祈念事業特別基金
						情報通信・宇宙開発分科会	6	-	17	23	2	情報通信研究機構(財務省と共管)、宇宙航空研究開発機構(文部科学省と共管)
						郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会	3	-	6	9	1	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
						統計センター分科会	3	-	8	11	1	統計センター
外務省 独立行政法人 評価委員会	12	-	-	12	2	国際交流基金分科会	7	-	-	7	1	国際交流基金
						国際協力機構分科会	9	-	-	9	1	国際協力機構
						コンプライアンス部会	2	-	-	2	2	国際交流基金・国際協力機構
						事業効果部会	2	-	-	2	2	国際交流基金・国際協力機構
財務省 独立行政法人 評価委員会	18	26	-	44	10	農林漁業信用基金分科会	2	3	-	5	1	農林漁業信用基金(主務省は農林水産省及び財務省)
						住宅金融支援機構分科会	2	3	-	5	1	住宅金融支援機構(主務省は国土交通省及び財務省)
						造幣局分科会	2	5	-	7	1	造幣局
						国立印刷局分科会	2	5	-	7	1	国立印刷局
						日本万国博覧会記念機構分科会	2	5	-	7	1	日本万国博覧会記念機構
						酒類総合研究所分科会	2	5	-	7	1	酒類総合研究所
						情報通信研究機構部会	2	1	-	3	1	情報通信研究機構(総務省と共管)
						中小企業基盤整備機構部会	2	1	-	3	1	中小企業基盤整備機構(経済産業省と共管)
						奄美群島振興開発基金部会	2	1	-	3	1	奄美群島振興開発基金(主務省は国土交通省及び財務省)
農業・食品産業技術総合研究機構部会	2	1	-	3	1	農業・食品産業技術総合研究機構(農林水産省と共管)						

委員会					委員会に置かれる 分科会・部会							
名称	委員数				対象 法人 数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等	
	委員	臨時 委員	専門 委員	計			委員	臨時 委員	専門 委員	計	法人 数	名称
文部科学省 独立行政法人 評価委員会	26	-	-	26	26	初等中等教育分科会	2	10	-	12	2	国立特別支援教育総合研究所、教員 研修センター
						高等教育分科会	5	25	-	30	7	大学入試センター、大学評価・学位授 与機構、国立大学財務・経営セン ター、沖縄科学技術研究基盤整備機 構(内閣府と共管)、日本学生支援機 構、国立高等専門学校機構、日本私 立学校振興・共済事業団(助成業務)
						社会教育分科会	3	11	-	14	2	国立女性教育会館、国立科学博物館
						スポーツ・青少年分科会	2	10	-	12	2	国立青少年教育振興機構、日本ス ポーツ振興センター
						科学技術・学術分科会	9	54	-	63	9	物質・材料研究機構、放射線医学綜 合研究所、理化学研究所、防災科学 技術研究所、宇宙航空研究開発機構 (総務省と共管)、日本学術振興会、 科学技術振興機構、海洋研究開発機 構、日本原子力研究開発機構(経済 産業省と共管)
						文化分科会	6	16	-	22	4	国立国語研究所、国立美術館、国立 文化財機構、日本芸術文化振興会
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	30	-	-	30	22	調査研究部会	6	4	-	10	3	国立健康・栄養研究所、労働安全衛 生総合研究所、医薬基盤研究所
						高度専門医療研究部会	5	4	-	9	6	国立がん研究センター、国立循環器 病研究センター、国立精神・神経医療 研究センター、国立国際医療研究セ ンター、国立成育医療研究センター、 国立長寿医療研究センター
						国立病院部会	4	3	-	7	1	国立病院機構
						労働部会	6	5	-	11	5	勤労者退職金共済機構、高齢・障害 者雇用支援機構、労働政策研究・研 修機構、雇用・能力開発機構、労働 者健康福祉機構
						医療・福祉部会	5	4	-	9	3	福祉医療機構、国立重度知的障害者 総合施設のぞみの園、医薬品医療機 器総合機構
						水資源部会	2	1	-	3	1	水資源機構(国土交通省、農林水産 省、経済産業省と共管)
						年金部会	4	3	-	7	3	業者年金基金(農林水産省と共管)、 年金・健康保険福祉施設整理機構、 年金積立金管理運用
農林水産省 独立行政法人 評価委員会	26	-	35	61	16	農業分科会	10	-	14	24	7	農林水産消費安全技術センター、種 苗管理センター、家畜改良センター、 農畜産業振興機構、農業者年金基金 (厚生労働省と共管)、農林漁業信用 基金(主務省は農林水産省及び財務 省)、水資源機構(国土交通省、厚生 労働省、経済産業省と共管)
						農業技術分科会	6	-	9	15	5	農業・食品産業技術総合研究機構 (財務省と共管)、農業生物資源研 究所、農業環境技術研究所、国際農 林水産業研究センター、土木研究所(国 土交通省と共管)
						林野分科会	5	-	7	12	1	森林総合研究所
						水産分科会	5	-	6	11	3	水産大学校、水産総合研究セン ター、北方領土問題対策協会(内閣 府と共管)

委員会					委員会に置かれる 分科会・部会							
名称	委員数				対象 法人 数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等	
	委員	臨時 委員	専門 委員	計			委員	臨時 委員	専門 委員	計	法人 数	名称
経済産業省 独立行政法人 評価委員会	21	1	-	22	13	経済産業研究所分科会	1	2	-	3	1	経済産業研究所
						工業所有権情報・研修館分 科会	1	3	-	4	1	工業所有権情報・研修館
						通商・貿易分科会	2	8	1	11	2	日本貿易保険、日本貿易振興機構
						産業技術分科会	5	15	-	20	3	産業技術総合研究所、新エネル ギー・産業技術総合開発機構、日本 原子力研究開発機構(文部科学省と 共管)
						技術基盤分科会	2	9	-	11	2	製品評価技術基盤機構、原子力安全 基盤機構
						情報処理推進機構分科会	1	4	-	5	1	情報処理推進機構
						資源分科会	2	7	-	9	2	石油天然ガス・金属鉱物資源機構、 水資源機構(国土交通省、厚生労働 省、農林水産省と共管)
						中小企業基盤整備機構分 科会	1	5	-	6	1	中小企業基盤整備機構(財務省と共 管)
国土交通省 独立行政法人 評価委員会	22	60	-	82	20	土木研究所分科会	4	6	-	10	1	土木研究所(農林水産省と共管)
						建築研究所分科会	4	3	-	7	1	建築研究所
						交通関係研究所分科会	3	5	-	8	3	交通安全環境研究所、海上技術安全 研究所、電子航法研究所
						港湾空港技術研究所分科 会	3	3	-	6	1	港湾空港技術研究所
						教育機関分科会	2	8	-	10	3	航海訓練所、航空大学校、海技教育 機構
						自動車検査分科会	3	4	-	7	1	自動車検査
						水資源機構分科会	2	4	-	6	1	水資源機構(厚生労働省、農林水産 省、経済産業省と共管)
						鉄道建設・運輸施設整備支 援機構分科会	4	3	-	7	1	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
						国際観光振興機構分科会	2	3	-	5	1	国際観光振興機構
						自動車事故対策機構分科 会	3	4	-	7	1	自動車事故対策機構
						空港周辺整備機構分科会	2	5	-	7	1	空港周辺整備機構
						海上災害防止センター分科 会	3	4	-	7	1	海上災害防止センター
						都市再生機構分科会	3	5	-	8	1	都市再生機構
						奄美群島振興開発基金分 科会	2	3	-	5	1	奄美群島振興開発基金(主務省は国 土交通省及び財務省)
						日本高速道路保有・債務返 済機構分科会	1	4	-	5	1	日本高速道路保有・債務返済機構
住宅金融支援機構分科会	3	5	-	8	1	住宅金融支援機構(主務省は国土交 通省及び財務省)						
環境省独立行政 法人評価委員 会	7	7	-	14	2	国立環境研究所部会	4	6	-	10	1	国立環境研究所
						環境再生保全機構部会	5	3	-	8	1	環境再生保全機構
防衛省独立行政 法人評価委員 会	4	-	-	4	1						1	駐留軍等労働者労務管理機構
日本司法支援 センター評価委 員会	10	-	-	10	1						1	日本司法支援センター
国立大学法人 評価委員会	20	8	-	28	90	国立大学法人分科会	13	8	-	21	86	国立大学法人
						大学共同利用機関法人分 科会	6	-	4	10	4	大学共同利用機関法人

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会の構成

政策評価・独立行政法人評価委員会には、政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会が置かれており、独立行政法人等(日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。)の評価に関する事項については、政策評価・独立行政法人評価委員会及び独立行政法人評価分科会が担っている。政策評価・独立行政法人評価委員会は、委員長及び6人の委員で構成されており、独立行政法人評価分科会は、委員長、委員4人(うち分科会長1人)及び臨時委員 22 人で構成されている(平成 22 年4月1日現在)。

独立行政法人評価分科会には、府省評価委員会等が行った業務実績に係る評価結果の点検作業等や中期目標期間終了時の事務・事業の見直しに係る検討作業を迅速、効率的かつ効果的に行うため、独立行政法人評価分科会の構成委員及び臨時委員で構成するワーキング・グループが置かれている。ワーキング・グループには、府省別の5つのワーキング・グループ並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人について検討を行う「国立大学法人等評価ワーキング・グループ」がある。

また、財務内容の改善及び業務運営の効率化に関する評価について、横断的な視点からの意見・指摘事項の原案の作成作業及び財務内容に関する評価の実効性の向上のために必要と考えられる方策の検討を行うため、「財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会」(以下「財務研究会」という。)が置かれている。

図表44. 政策評価・独立行政法人評価委員会名簿

[平成22年4月1日現在]

委員長	おかもとゆき 岡素之	住友商事(株)代表取締役会長	
【政策評価分科会】		【独立行政法人評価分科会】	
分科会長	かねもとよしつぐ 金本良嗣	東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授	
委員	ふじいまりこ 藤井真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授	
	もりいずみようこ 森泉陽子	神奈川大学経済学部教授	
委員長代理分科会長	とみたとしき 富田俊基	中央大学法学部教授	
委員	かしたにたかお 樫谷隆夫	日本公認会計士協会常務理事	
	くろだれいこ 黒田玲子	東京大学大学院総合文化研究科教授	
	もりいずみようこ 森泉陽子	神奈川大学経済学部教授	
臨時委員	あおやまあきひさ 青山彰久	読売新聞東京本社編集委員	
	うしおようこ 牛尾陽子	(株)藤崎快適生活研究所専務取締役所長	
	かとうひろのり 加藤浩徳	東京大学大学院工学系研究科准教授	
	こみねたかお 小峰隆夫	法政大学大学院政策創造研究科教授	
	さとうもとひろ 佐藤主光	一橋大学大学院経済学研究科教授	
	しみずゆうすけ 清水雄輔	(株)キッツ最高顧問	
	しらいしさゆり 白石小百合	横浜市立大学国際総合科学部教授	
	たかぎゆうぞう 高木勇三	公認会計士	
	たかはしのぶこ 高橋伸子	生活経済ジャーナリスト	
	たちばなひろし 立花宏	(社)日本経済団体連合会参与	
	たなかつねまさ 田中常雅	東京商工会議所人口問題委員会副委員長 東京商工会議所大田支部会長	
	たなべくにあき 田辺国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	たにふじえつし 谷藤悦史	早稲田大学政治経済学術院副学術院長 早稲田大学現代政治経済研究所所長・教授	
	つつみもりと 堤盛人	筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授	
	なかいずみたくや 中泉拓也	関東学院大学経済学部准教授	
	もりたあきら 森田朗	東京大学公共政策大学院・法学政治学研究科教授	
	よしのなおゆき 吉野直行	慶應義塾大学経済学部教授	
専門委員	おおたけふみお 大竹文雄	大阪大学社会経済研究所教授	
	きむらようこ 木村陽子	前地方財政審議会委員	
臨時委員	あがたこういちろう 縣公一郎	早稲田大学大学院公共経営研究科長	
	あさばたかし 浅羽隆史	白鷗大学法学部教授	
	あそめまもとひろ 阿曾沼元博	国際医療福祉大学国際医療福祉総合研究所教授	
	あははりけん 荒張健	公認会計士	
	いなつぐひろあき 稲継裕昭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授	
	うめさとよしまさ 梅里良正	日本大学医学部准教授	
	おかもとよしあき 岡本義朗	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)政策研究事業本部主席研究員	
	かじかわとおる 梶川融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員(CEO)	
	かわのまさお 河野正男	横浜国立大学名誉教授	
	かわむらさゆり 河村小百合	(株)日本総合研究所調査部主任研究員	
	きむらたくまる 木村琢麿	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
	くろかわゆきはる 黒川行治	慶應義塾大学商学部教授	
	くろだとしじ 黒田壽二	金沢工業大学学園長・総長	
	すずきゆたか 鈴木豊	青山学院大学大学院教授 会計プロフェッション研究科長	
	たかぎよしこ 高木佳子	弁護士	
	たぶちゆきこ 田淵雪子	(株)三菱総合研究所主席研究員	
	たまいかつや 玉井克哉	東京大学先端科学技術研究センター教授	
	のぐちきくみ 野口貴公美	中央大学法学部教授	
	まつだみゆき 松田美幸	学校法人麻生塾法人本部ディレクター	
	みやもとこうじ 宮本幸始	東京電力(株)常任監査役	
やまもときよし 山本清	国立大学財務・経営センター研究部教授 東京大学大学院教育学研究科教授		
やまやきよし 山谷清志	同志社大学政策学部教授		

第2節 平成21年度における業務実績評価の状況

平成21年度においては、国立公文書館等101の独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の助成業務について、通則法に基づく評価制度発足後8回目の業務実績の評価が実施された。また、86の国立大学法人と4つの大学共同利用機関法人について、国立大学法人法に基づく5回目の業務実績の評価が実施された。さらに、日本司法支援センターについて、綜合法律支援法に基づく3回目の業務実績の評価が実施された。

1 府省評価委員会による業務実績評価の状況

(1) 評価活動の概要

府省評価委員会では、平成21年6月末までに、平成20年度の業務の実績についての評価の対象となった102法人から20年度の業務実績報告書の提出を受け、また、これに加えて20年度末に中期目標期間が終了した17法人から当該中期目標期間の業務実績報告書の提出を受け、いずれも府省評価委員会で定めたそれぞれの評価基準に基づき審議を行い、ほぼ8月下旬までに評価結果を取りまとめ、これを各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。また、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会においても、6月末までに20年度の業務実績報告書の提出を受け、これらの委員会で定めた評価基準に基づき審議を行い、それぞれ8月下旬、11月上旬に評価結果を各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。これらの審議の内容や評価の結果については、各府省のホームページ等において公表されている(法人ごとの評価の結果の概要は、第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

なお、平成21年度に中期目標期間が終了する6の独立行政法人、日本司法支援センター並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人を所管する6つの府省においては、これらの独立行政法人等の中期目標期間終了時における主務大臣の検討に当たり、それぞれ、当該府省に置かれている府省評価委員会、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会の意見を聴いている。

(2) 評価基準等

独立行政法人の業務実績の評価については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)により、府省評価委員会が設定する「客観的な評価(例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価)基準による」こととされている。

府省評価委員会では、同方針及び通則法における評価に関する諸規定を踏まえ、所管する法人ごと又は所管するすべての法人に共通の具体的な評価の方針・方法、評価の観点等を定めた評価基準を策定している。また、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会においても、同様の評価基準を策定している。

各評価基準の内容については、法人の業務の性格等により異なる点があるものの、基本的な考え方は類似している。各評価基準は、まず、各事業年度における業務実績の評価基準と中期目標の期間における業務実績の評価基準とに区分されている。また、独立行政法人等の業務実績の評価については、それぞれに評価対象等が定められており、各事業年度における業務実績の評価の場合、中期計画に定めた項目ごとの業務の進捗状況等を評価するいわゆる「項目別評価」と、項目別評価等を勘案して法人の業務全体を総合的に評価するいわゆる「総合評価」とに区別されているものが多い。さらに、項目別評価については、業務の達成状況に応じて数段階の評定の中から評定を付する段階別の評価方法を採用のものが多いが、総合評価については、数段階の評定の中から評

定を付する評価方法を採用もの(「順調」、「要努力」や「相当程度の実践的な努力が認められる」などの評価方法を採用ものを含む。)と記述式により評価結果を記述するものとに分かれている(図表 45 参照)。

なお、中期目標の期間における業務の実績についての評価基準についても、おおむね各事業年度における業務の実績の評価と同様としている場合が多い。

図表45. 各府省評価委員会の年度評価に係る評価基準(手法)の概要

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
内閣府独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 年度計画の項目等に即し4段階評価。 • 委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、A+評価を行うことが可能。 <ul style="list-style-type: none"> □ 定量的な指標が設定されている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B: 中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D: 中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。 □ 委員の協議により評価するとされている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 満足のいく実施状況 B: ほぼ満足のいく実施状況 C: やや満足のいかない実施状況 D: 満足のいかない実施状況 • 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 • 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。
総務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らして、 <ul style="list-style-type: none"> AA: 中期目標を大幅に上回って達成 A : 中期目標を十分達成 B : 中期目標を概ね達成 C : 中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある D : 中期目標を下回っており大幅な改善が必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価。 • 項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。
外務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画に定められた項目ごとに評定項目を設定し、次の5段階評定を行うことを基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> イ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画を大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げている。 ロ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。 ハ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画通り順調である。 ニ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画に対してやや順調でない。 ホ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において順調でない。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評定の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。
財務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画に定められた項目ごとに、以下の5段階評価を基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> A+: 中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調。 A: 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調。 B: 中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調。 C: 中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。 D: 中期計画の実施状況が当該事業年度において順 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。 • 当該評価を下すに至った理由を付記するとともに、必要に応じ、指摘事項についても記述する。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>調でなく、業務運営の改善等が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価は、5段階を基本とするが、法人の業務の特性や評価項目の性質に応じ、段階の追加・簡素化、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。 評価に併せ、改善すべき事項、目標設定の妥当性、法人の業務の特性や評定項目の性質に応じて評価に際して留意した事項等があれば付記する。 	
<p>文部科学省 独立行政法人 評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画の個々の事項ごとに、当該事業年度における中期計画の実施状況について段階的評定を行う。段階的評定の区分及び定量的な評価を行う際の各段階別評定の達成度の目安については、次の考え方とする。 <ul style="list-style-type: none"> S: 特に優れた実績を上げている。(客観的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。) A: 中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100パーセント以上) B: 中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント以上100パーセント未満) C: 中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント未満) F: 評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。) 各法人の項目別評価の結果を俯瞰するため、各法人でほぼ共通となっている、項目別評価の大項目について、次の考え方を基本とし、段階的評定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置 等 客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。 評定に併せ、改善すべき項目、目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価を総括する全体評価として、 <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の総括 評価を通じて得られた法人の今後の課題(評価結果に至った原因分析について明確に記載。また、独立行政法人の制度・運用上の隘路があれば、積極的に記載) 評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性 特記事項(総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の2次評価や中期目標期間終了時の見直し作業についての対応等)について記述する。
<p>厚生労働省 独立行政法人 評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画の個別項目ごとの進捗状況に応じ、以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> S: 中期計画を大幅に上回っている。 A: 中期計画を上回っている。 B: 中期計画に概ね合致している。 C: 中期計画をやや下回っている。 D: 中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の視点に立って、独立行政法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期計画の達成度について評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。 法人が効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。
<p>農林水産省 独立行政法人 評価委員会</p>	<p>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。ただし、いずれも、小項目を集計して中項目の評定を行い、中項目を集計して大項目の評定を行う。</p> <p>○農林水産消費安全技術センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 小項目に単年度において達成すべき数値目標が定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> 中期目標又は中期計画「以上」又は「少なくとも」 	<p>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合評価は、中項目の評価結果について、S評価とされた中項目を3点、A評価とされた中項目を2点、B評価とされた中項目を1

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>とされている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> s: 数値の達成度合が 100%以上であって特に優れた成果が得られた a: 数値の達成度合が 100%以上 b: 数値の達成度合が 70%以上 100%未満 c: 数値の達成度合が 70%未満 d: 数値の達成度合が 70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった <p>□ 上記以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> s: 数値の達成度合が 100%以上であって特に優れた成果が得られた a: 数値の達成度合が 90%以上 b: 数値の達成度合が 50%以上 90%未満 c: 数値の達成度合が 50%未満 d: 数値の達成度合が 50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった <ul style="list-style-type: none"> ● 小項目に単年度において達成すべき定性的な目標が定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> s: 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた a: 設定した指標が達成された b: 設定した指標が概ね達成された c: 設定した指標が達成されなかった d: 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった □ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> s: 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた a: 設定した指標が達成された c: 設定した指標が達成されなかった d: 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった <p>○ 種苗管理センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定量的に定められている項目の評価 <p>中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間(5年間)で除して得られた数値(年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値)を目標値として、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 「～以上」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> S: 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A: 目標値に対して、100%以上の達成度合 B: 目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C: 目標値に対して、90%未満の達成度合 D: 目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった □ 「～程度」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> S: 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A: 目標値に対して、90%以上の達成度合 B: 目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C: 目標値に対して、80%未満の達成度合 D: 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった ● 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> S: 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A: 順調に進んでいる 	<p>点、C評価とされた中項目を0点、D評価とされた中項目を-1点とし、その集計に当たっては、中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準とし、原則として、次の3段階評価で行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> A: 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上 B: 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%以上 90%未満 C: 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%未満 <ul style="list-style-type: none"> ● ただし、上記評価の結果、A評価となった場合には、業務の実績及び達成度合等を総合的に勘案し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価となった場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>B:概ね順調に進んでいる C:不十分又は問題あり D:不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>※評価項目によっては、SABCDの基準の表現が若干異なる。</p>	
	<p>○家畜改良センター</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的指標の場合 <ul style="list-style-type: none"> □ 例:「○○程度」と目標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> S:数値の達成度が90%以上であって、特に優れた成果が得られた A:数値の達成度が90%以上 B:数値の達成度が50%以上90%未満 C:数値の達成度が50%未満 D:数値の達成度が50%未満であって、その要因が法人の不適切な業務運営にあった □ 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> S:計画を大きく上回り、優れた成果が得られた A:計画どおり順調に実施された B:概ね計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されなかった D:計画どおり実施されず、その要因が法人の不適切な業務運営にあった <p>なお、達成度の範囲については、目標の設定の仕方(「○○以上」等)により異なっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 項目別評価の結果を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標等に記載されている事項以外の業績、S評価の有無・内容、それぞれの項目の機関としての業務に占める重要性等の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、原則として、次の3段階評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> A:計画どおり実施された又は計画を上回り実施された B:概ね計画どおり実施された C:計画どおり実施されなかった • 上記の評価の結果、A評価となった場合は、各大項目の達成状況及びその要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合は、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。
	<p>○農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> S:計画を大幅に上回る業績が挙げている A:計画に対して業務が順調に進捗している B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている C:計画に対して業務の進捗が遅れている D:計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている 	<ul style="list-style-type: none"> • 機関の総合評価は、各評価単位の評価結果と研究機関としての使命を踏まえた特筆すべき業績(学術的・社会的インパクトの大きい)等を総合的に勘案して行うとともに、当該評価を下すに至った理由を記述し、併せて必要に応じ、業務内容の改善に関する勧告を記述するものとする。
	<p>○森林総合研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> s:中期計画を大幅に上回り業務が進捗している(達成割合が120%以上) a:中期計画に対して業務が順調に進捗している(達成割合が90%以上120%未満) b:中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている(達成割合が60%以上90%未満) c:中期計画に対して業務の進捗が遅れている(達成割合が30%以上60%未満) d:中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている(達成割合が30%未満) 	<ul style="list-style-type: none"> • 総合評価は、全ての評価単位を対象として、達成割合を算出し、その結果を基本として評価を行うこととする。 • なお、S評定又はD評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。
	<p>○水産大学校及び水産総合研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> S:計画を大きく上回って業務が進捗している A:計画に対して業務が順調に進捗している B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている C:計画に対して業務の進捗が遅れている D:計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている □ 定量的評価指標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> S:数値の達成度合いが120%以上 A:数値の達成度合いが80%以上120%未満 B:数値の達成度合いが60%以上80%未満 C:数値の達成度合いが30%以上60%未満 D:数値の達成度合いが30%未満 	<ul style="list-style-type: none"> • 各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、5段階で評価を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① S評価の有無・内容 ② 財務諸表の内容 ③ 業務運営の効率化への取組状況 ④ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績 ⑤ 災害対策等緊急的業務への対応状況
	<p>○農畜産業振興機構</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> a:数値の達成度合いが100%以上 b:数値の達成度合いが70%以上100%未満 c:数値の達成度合いが70%未満 □ 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 中項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<ul style="list-style-type: none"> • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> a: 設定した指標が達成された b: 設定した指標が概ね達成された c: 設定した指標が達成されなかった ▫ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> a: 設定した指標が達成された c: 設定した指標が達成されなかった • ただし、a評価の小項目について、達成率等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じd評価とすることができる。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者年金基金 <ul style="list-style-type: none"> • 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」とされている場合 <ul style="list-style-type: none"> a: 数値の達成度合が 100%以上 b: 数値の達成度合が 70%以上 100%未満 c: 数値の達成度合が 70%未満 ▫ 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> a: 数値の達成度合が 90%以上 b: 数値の達成度合が 50%以上 90%未満 c: 数値の達成度合が 50%未満 • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> a: 設定した指標が達成された b: 設定した指標が概ね達成された c: 設定した指標が達成されなかった • ただし、a 評価の小項目について、達成状況等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じd評価とすることができる。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁業信用基金 <ul style="list-style-type: none"> • 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 数値の達成度合が 100%以上 B: 数値の達成度合が 70%以上 100%未満 C: 数値の達成度合が 70%未満 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。 • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 設定した指標が達成された B: 設定した指標が概ね達成された C: 設定した指標が達成されなかった ▫ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 設定した指標が達成された C: 設定した指標が達成されなかった • 必要に応じ、達成状況その他の要因を分析し、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 大項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> • 中項目の評価結果について集計し、特筆すべき業績等を総合的に勘案して3段階評価を行う。 • ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。
<p>経済産業省 独立行政法人 評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 委員会における年度評価は、次の①～③の3項目を評価項目の基本とし、必要に応じ④を追加する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 業務運営の効率化に関する事項 ② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ③ 財務内容の改善に関する事項 ④ その他業務運営に関する重要事項 • 委員会は、法人横断的な評価を実施する。以下の項目については、毎年実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ①業務の効率的な実施の観点から、一般競争入札の範囲の再検討等、適正な契約形態の選択が行われているか。契約に関する情報公開は適切に実施されているか。 ②役職員の給与等の水準は適正か。 ③資産(出資を含む)は有効に活用されているか。 ④欠損金、剰余金の適正化に向けた努力が行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 委員会は、各評価項目に以下の評価比率を配分し、各評点を合算して総合評価を行う。(②については、分割して算定した評点をまとめずに直接合算を行う。) <ol style="list-style-type: none"> ① 業務運営の効率化に関する事項: 20% ② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項: 50～60% ③ 財務内容の改善に関する事項: 20% ④ その他業務運営に関する事項: 0～10% • 評点は、AA=5、A=4、B=3、C=2、D=1とし、それぞれの評価比率を掛け合わせて合算し、以下の通り総合評価を算出する。合算された評点をXとすると、

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>るか。</p> <p>⑤リスク管理債権の適正化に向けた努力が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各項目の評価は、次の5段階評価を行うこととする。評価に当たっては、標準的に達成された場合をBとすることを基本とし、評価項目ごとにBとなる基準を予め明示するものとする。 AA:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えた極めて優れたパフォーマンスを実現。 A:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現。 B:法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成。 C:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生。 D:法人の実績について、質・量の両面において中期計画に大幅に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって重大な問題となる事象が発生。 	<p>AA:4.5<X≤5.0</p> <p>A :3.5<X≤4.5</p> <p>B :2.5<X≤3.5</p> <p>C :1.5<X≤2.5</p> <p>D :1.0≤X≤1.5</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会は、必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を行う。
国土交通省 独立行政法人 評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 年度業務実績報告の各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評定を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうるものとする。 5点:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。 4点:中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 3点:中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 2点:中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。 1点:中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。 各項目ごとに、中期計画の実施状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付記することとする。特に、5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務運営評価による評定を踏まえ、中期計画の達成に向けた実施状況を全般的に評価する。 個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について以下のとおり判断することを原則とする。但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で、これを行うことができる。 (各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数)が <ul style="list-style-type: none"> 120%以上である場合:「極めて順調」 100%以上120%未満である場合:「順調」 80%以上100%未満である場合:「概ね順調」 80%未満である場合:「要努力」 法人の業務全体について、業務運営評価による評定を踏まえ、総合的な視点から、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により評価することにより、当該法人の評価の要点、法人の業務実績の全体像が明確になるようにする。 なお、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価する。
環境省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標に定められている事項別に、当該事業年度における実施状況の評価する。具体的には、評価項目ごとに掲げる「評価の方法、視点等」を考慮して行い、この評価項目ごとの評価を踏まえて、当該事項全体の評価を行うものとする。 各事業年度に係る業務の実績に関する評価は、以下の評価基準に基づいて行う。 (注)評価に当たっては、その理由、根拠等を附すものとする。 S:中期目標の達成に向け、特に優れた成果をあげている。 A:中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。 B:中期目標の達成に向け、概ね適切に成果をあげている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各評価項目に環境省評価委員会が定める評価比率を配分し、各評点を合算する。 各評点は、S=5、A=4、B=3、C=2、D=1とする。 各評点を合算した結果(Xとする)、以下のとおりとする。 S:4.5<X A:3.5<X≤4.5 B:2.5<X≤3.5 C:1.5<X≤2.5 D:X≤1.5

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>C: 中期目標の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。</p> <p>D: 中期目標の達成に向け、大幅な改善が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立環境研究所の研究業務の評価は、研究所において実施する外部専門家による研究評価結果も積極的に活用。 法人横断的事項として、契約、給与水準・総人件費改革、保有資産、内部統制、当期総利益(又は当期総損失)、剰余金・欠損金、関連法人(国立環境研究所)、債権管理(環境再生保全機構)について評価。 	
防衛省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画の項目等に即し4段階評価。 委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 <ul style="list-style-type: none"> 定量的な指標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B: 中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D: 中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。 委員の協議により評価される場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 満足のいく実施状況 B: ほぼ満足のいく実施状況 C: やや満足のいかない実施状況 D: 満足のいかない実施状況 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 必要に応じ、業務運営の改善その他報告すべき内容を記述する。
日本司法支援センター評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に定められた各項目ごとに、以下の3段階評価。 なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目の評価。 <ul style="list-style-type: none"> A: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標を達成することが見込まれる状況。 B: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、工夫や努力により中期目標を達成することが見込まれる状況。 C: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標の達成は困難で業務の改善が必要。 評価は、実績報告書、法人が自ら行った自己評価等の資料を参考に、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である特性を勘案し、委員の協議により客観的に実施。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価結果等を勘案し、当該事業年度における法人の実績全体について評価。 自主改善努力等、中期計画及び年度計画に掲げられていない事項があれば、必要に応じてこれらの事項を含め評価。
国立大学法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)」の4項目については、以下の5種類により進捗状況を示す。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 特筆すべき進捗状況にある 順調に進んでいる おおむね順調に進んでいる やや遅れている 重大な改善事項がある 「教育研究等の質の向上」については、事業の外形的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価。 なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の年度評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 業務運営・財務内容等の経営面を中心に、当該事業年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績全体について総合的に評価。 教育研究の状況については、その特性に配慮し、中期目標期間終了時の評価において、国立大学法人評価委員会が、(独)大学評価・学位授与機構に対し評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行う。

(注) 各府省評価委員会の公表資料に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(3) 評価結果の反映状況等

ア 独立行政法人の業務運営への反映状況

独立行政法人の効率的・効果的な運営、国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図るためには、まずもって府省評価委員会が行う評価結果の法人の業務運営への着実な反映が重要である。

平成 19 年度業務実績に関して府省評価委員会が行った評価結果の反映状況をみると、例えば、効率的な業務運営による費用の削減、意志決定の迅速化、自己収入の拡大、業務体制の見直し、他機関との連携・協力等に反映されてきている。

図表46. 府省評価委員会の評価結果の反映状況

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
内閣府	国立公文書館	<p>司法機関との移管協議では、今後、できるだけ速やかな合意、文書の移管に期待したいとの指摘を受け、引き続き最高裁との協議を続け、内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で裁判所の保管する歴史公文書を内閣府を経て国立公文書館に移管することを定めた「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」の申合せが締結された。</p> <p>全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化が進んでいないことから、今後、できるだけ速やかな標準仕様書の策定、自治体への周知を期待したいとの指摘を受け、全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化の推進のためのパイロットシステムの構築を通じた実証試験等を実施し、標準仕様書を確定した。また、標準仕様書の内容を簡略に説明したデジタル・アーカイブシステムの導入・運用マニュアルを作成した。</p>
	国民生活センター	<p>「苦情相談情報を積極的に活用し、問題性、緊急性の高い消費者問題を見極めつつ、内容を分析し、消費者に分かりやすい形で情報提供を行うことにより、消費者被害の未然防止・拡大防止に努められたい」との指摘を踏まえ、平成 20 年度においては、目標の 50 件を上回る 59 件の情報提供を行った。</p>
	北方領土問題対策協会	<p>インターネット等を活用した情報の提供について、更なる充実を期待したいと指摘されたことを踏まえ、新たに青少年向けページを開設し、北方領土問題を手軽に学習できるように工夫した。</p> <p>北方四島ロシア人の受入事業について、その有効性を評価するために当該ロシア人のアンケート調査等を実施することも必要と指摘されたことを踏まえ、外務省と調整を行い、アンケートを実施することとした。</p> <p>リスク管理債権の縮減について、計画的でより積極的な回収管理体制を整備することが望まれると指摘されたことを踏まえ、初期延滞者に対する督促を重点に計画的に電話督促、文書督促、実態調査を実施し、積極的にリスク管理債権の縮減に努めた。</p>
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	<p>事務組織について、「大学院大学開学までの事業拡大に対応した事務組織の改編を計画的かつ円滑に実施する必要がある」と指摘されたことを踏まえ、第 2 期中期計画の開始時にあたる平成 21 年 4 月 1 日付で開学時を視野に入れた組織改編を実施した。</p>
総務省	情報通信研究機構	<p>業務運営について、「機構全体の研究遂行バランス上、第 2 研究部門(ユニバーサルコミュニケーション技術分野)及び第 3 研究部門(安全・安心のための情報通信技術分野)」についても、研究開発戦略を検討・共有するための何かしらの方策が必要である」と指摘されたことを踏まえ、以下の対策を行った。</p> <p>第 2 研究部門においては、音声・言語資源分野の研究開発を推進する「MASTAR プロジェクト」を開始し、産学官の連携により研究開発と成果の普及展開を進めるために「高度言語情報融合フォーラム(ALAGIN)」を設立した。</p> <p>第 3 研究部門については、次世代安心・安全フォーラム及び NICT 主催による「災害・危機管理 ICT シンポジウム 2009—竜巻・突風・ゲリラ豪雨の観測を目指して—」を開催し、災害・危機管理への ICT の利用について現業機関の専門家、大学等研究者による講演及びパネルディスカッション等において活発な議論を行った。ネットワークセキュリティ技術に関しては、業界団体への nictcr の一部機能の導入等、産業界との連携強化を推進した。</p>

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	統計センター	<p>ICT等を活用した業務基盤の整備が、効率的な業務運営を行う上で非常に効果的であるため、次期中期目標に向け、投資効果を勘案しつつ、新たな製表システム等の研究開発に努めることが必要であるとの指摘を踏まえ、平成 21 年 1月からホストコンピュータ2台のうち1台を廃止するとともに、平成 22 年 8月に残りの1台を、クライアント/サーバシステム(以下「C/S」という。)へ移行し、現在ホストコンピュータで行っている処理をすべてC/Sで行う新たな製表システムの開発を段階的に行っている。</p> <p>「国内外の技術動向に関する情報や外部有識者の知見を積極的に活用して、製表技術に関する研究を計画的に進め、研究の成果が実務に効果的に適用されることを大いに期待したい。」との指摘を踏まえ、平成 19 年度にまとめた「市区町村コードのオートコーディングに関するアルゴリズムの研究」の成果を、平成 20 年住宅・土地統計調査に導入することにより、業務運営の高度化・効率化を図ることとしている。また、平成 21 年経済センサス基礎調査における産業分類について、従来からの知識や技術に基づく自動格付技法の改良を図る研究を行い、その成果を当該調査の産業分類符号格付事務に適用することとしている。</p>
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	<p>平成19年度は機構設立初年度という事情もあって随意契約が 6 件(5018 万円)あったが、「随意契約を縮小するべくさらに検討することが必要であろう。」との指摘を踏まえ、随意契約の見直しに関する取組をさらに推進し、その結果、平成 21 年度には、競争性のない随意契約は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 38 条第 4 項の規定に基づく財務諸表の官報告 1 件のみとなった。</p>
外務省	国際協力機構	<p>改正機構法の施行に伴い、「統合後に組織、制度及び業務の流れが期待通り着実に運用され、成果をあげているかをモニタリングし、新たな課題の洗い出しと解決に向けて対応していくことが重要」と指摘されたことを踏まえ、統合後1ヶ月、3ヶ月、半年、1年、1年半の定期モニタリングを行い、課題を抽出し、改善を行う体制を構築した。</p>
	国際交流基金	<p>外交政策を踏まえた事業の実施について、「一部の在外公館が基金事業に対して低い評価を行ったが、これら公館とはさらにコミュニケーションを密にし、連携を深めてニーズ把握を的確に行う必要があるとともに、こうした評価意見を大切な情報として改善の検討に活かしていくべきである」と指摘されたことを踏まえ、在外公館の評価を、海外事務所を含め基金役職員が閲覧できるようにするとともに、評価が低かったケースでは、その国・地域の基金海外事務所に特に注意を喚起し、当該公館との連絡・コミュニケーションを心がけ、改善を指示した。</p>
財務省	酒類総合研究所	<p>遺伝子組換え酵母の不適切な処理について、再発防止とコンプライアンス体制のより一層の整備を指摘されたことから、遺伝子組換え実験について、教育訓練システムの見直し、情報共有体制の整備を図ったほか、不活性化処理の徹底などの対応を実施した。</p> <p>また、赤レンガ酒造工場については、歴史的価値を踏まえ、更なる活用策の検討を求められたことから、アクションプログラムを作成し、赤レンガ酒造工場の公開と新規利用の拡充に取り組んだ。</p>
	国立印刷局	<p>内部管理体制において、「自動車保管場所標章の取引については、公正取引委員会から『注意』を受けたことに関して、コンプライアンスの強化・徹底を図る必要がある」と指摘されたことを踏まえ、コンプライアンス委員会をはじめとしたコンプライアンス推進体制の下、国立印刷局コンプライアンス基本方針に基づき策定したコンプライアンス推進の取組計画である「平成20年度コンプライアンスプログラム」の取組を着実に実施し、コンプライアンス意識の浸透、徹底を図った。</p> <p>なお、具体的な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・マニュアルを活用した職場内ミーティングの実施 ・コンプライアンスに関する講演会・座談会・研修の実施 ・コンプライアンスに対する意識や理解度、浸透度を測るため、コンプライアンスの意識調査の実施 ・インサイダー取引に対する意識の啓蒙と未然防止のため、関係職員に対する研修の実施 <p>また、監事監査を補助する監事室の人員を増員し、監事監査体制を強化するとともに、コンプライアンス委員会の審議状況について監事の監査を受けるなど、更なるコンプライアンスの確保に努めた。</p>

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	日本万国博覧会 記念機構	地域防災に関する施策への貢献について、「大阪府防災計画との連携を図りながら、対応マニュアルの早期作成を期待する」との意見を踏まえ、大阪府と協議の上、大阪府が「北部広域防災拠点」及び「後方支援活動拠点」を開設した場合における当機構の役割等を定めたマニュアルを作成したほか、大阪府と連携して図上訓練・災害対策訓練を実施した。
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	教育相談事業について、「各都道府県の教育相談機能の質的向上に貢献するため、研究と相談の相乗作用を図るとともに、海外の日本人学校や補習授業校を対象とした教育相談の充実にも努めてほしい」との意見を踏まえ、研究フィールドとしての教育相談を、研究成果の反映等研究と一体となって実施するとともに、海外日本人学校等からの来所あるいはインターネット通信による教育相談を実施した。
	大学入試センター	「危機管理や秘密保持を念頭に置いた業務管理に留意して、国民の信頼に応えるよう努力すること」と指摘されたことを踏まえ、秘密保持体制強化のため、入室管理システム等の導入とともに試験問題作成スペースの拡充など環境の改善を図った。
	国立青少年教育振興機構	「高等教育機関等の他機関や地域との連携をさらに推進するとともに、指導者養成や国際的な事業のさらなる充実、耐震性の確保等安心・安全な施設整備を行うなど、ナショナルセンターとして総合的に対応することを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、大学、教育委員会等と連携した免許状更新講習の実施、小学生を対象とした自然体験活動プログラムを地方教育施設の近隣の博物館、市町村関係機関・民間団体等と連携して開発するなど、高等教育機関等の他機関や地域との連携をさらに推進した。指導者養成事業の充実については、文部科学省スポーツ・青少年局の青少年体験活動総合プランを受けて「自然体験活動指導者養成事業」を実施した。国際的な事業の充実は、海外の青少年教育施設職員と当機構職員の相互交流事業を実施するとともに、政府間合意に基づき文部科学省が行っている「日独交流事業」(委託事業)のドイツ団受入の地方プログラムを新たに地方教育施設(4施設)が企画・実施し、事業の充実にも努めた。耐震性の確保として耐震指標(IS値)0.5未満の建築物について、平成20年度補正予算により耐震改修を実施する。
	国立女性教育会館	「研修・交流事業について、地域的・年齢的に幅広い層の参加が得られるよう、周知・募集方法や事業内容の工夫に加え、地方の事情を考慮した取組の充実を図る等、ナショナルセンターとしての更なる付加価値が付くよう、研修・交流事業を効果的に実施していくことが望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度は、多様な層の参加を促すため、積極的なプレスリリースを実施するとともに調査研究で得た地域の課題等を解決するためのワークショップを取り入れるなど、研修内容も工夫し参加層の拡大を図った。
	科学技術振興機構	「地球温暖化、資源問題、食糧問題、安全・安心、高齢化など、地球規模の社会的緊急課題に対し、国の政策に沿った研究開発を行う JST として、早急に対応する必要がある」と指摘されたことを踏まえ、地球規模課題の解決に向け、ODA と連携し、開発途上国等との共同研究を推進する「地球規模課題対応国際科学技術協力事業」を新たに開始した。
	日本芸術文化振興会	「文化庁支援事業と振興会助成事業の統合・一元化に向け、対象事業の再整理と明確なメニュー化が望まれる」と指摘されたことを踏まえ、平成21年度より文化庁助成事業(旧芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金)と芸術文化振興基金助成事業を統合・一元化して実施した。また舞台芸術振興事業助成金は整理のうえ廃止した。
厚生労働省	独立行政法人国立・健康栄養研究所	当研究所の運営費交付金収益化基準の採用状況について、費用進行基準を採用していたが、重要な会計方針に適切な開示をすべきであると指摘されたことを踏まえ、平成21年度より退職金を除く人件費については期間進行基準を採用し、計画的な人件費の予算執行を図った。
	労働安全衛生総合研究所	運営費交付金以外の収入の確保に関し、受託研究、特許実施の実績が減少していることについて指摘されたことを踏まえ、ホームページや講演会等を通じた広報の強化等に努め、平成20年度はいずれも前年度に比べ増額させた。
	勤労者退職金共済機構	加入促進について、「平成20年度以降もさらに効果的な取組が求められるが、特に、3年連続で加入者が目標に達しなかった建設業退職金共済事業(以下「建退共事業」という。)や、5年連続で加入者が目標に達しなかった林業退職金共済事業(以下「林退共事業」という。)については、その産業における事業活動の低迷等業界固有の問題はあるものの、より一層の効果的かつ積極的な取組が求められる。」と指摘されたことを踏まえ、各種会議、研修会等におけ

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		<p>る加入勸奨、広報資料等による周知広報活動、個別事業主に対する加入勸奨、他制度と連携した加入促進対策等を着実に実施した結果、平成20年度は建退共事業及び林退共事業においても目標を達成した。</p>
	高年齢・障害者雇用支援機構	<p>「今後の数値目標の設定に当たっては、これまでの達成状況等を踏まえつつ、より適正な指標・水準の設定に努めるとともに、成果内容等を的確に把握するため更なる工夫・改善を図る必要がある。」との指摘を踏まえ、平成20年度からの第二期中期計画における数値目標の設定については、アウトプットを重視した数値目標からアウトカムを重視したものへと重点を移し、満足度や課題改善効果を測定し、その結果を業務改善につなげることにより、業務の質を高めるものとした。</p> <p>「今後とも、地域における就労支援ネットワークの構築のための人材育成を図るなど、一層の取組が期待される。」との指摘を踏まえ、新たに、地域障害者職業センターによる関係機関の就業支援担当者を対象とする就業支援基礎研修、就労支援機関のジョブコーチを対象とする支援スキル向上研修等を実施するとともに、地域障害者職業センターにおいて関係機関に対する効果的な職業リハビリテーションのための専門的な助言・援助をあらゆる場面で積極的に実施する等、就業支援ネットワークの強化の取組を行った。</p>
	福祉医療機構	<p>退職手当共済事業において、退職手当金の支給に係る所要時間の短縮に向けた継続的な努力を期待するとされたことを踏まえ、平成20年度において、各種様式の簡略化、事務処理の改善等に取組んだ結果、44.8日となり、前年度(61.7日)から16.9日短縮することができた。</p>
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	<p>地域移行の推進について、施設利用者本人や保護者・家族等に対する丁寧かつきめ細かい対応を継続しつつ、施設利用者本人の意向を最大限尊重した地域移行が早期に実現するよう、一層の取組の充実を図られたいと指摘されたことを踏まえ、地域移行の推進に向けて、具体的かつ重点的に取り組むため、まず施設利用者本人の意向を丁寧に聴取した上で、当該利用者がおかれている個々の状況について、利用者やその保護者等に対して丁寧に説明を行い、同意を得るなど、具体性のある取組を行った結果、平成20年度においては、地域移行の取組を開始して以来最大の24人となった。</p>
	労働政策研究・研修機構	<p>「評価や意見を機構の業務の改善にフィードバックすることについて一層の取組を進めることが望ましい」と指摘されたことを踏まえ、評価委員会の評価結果で指摘された事項については、経営会議等で対応すべき今後の課題や留意点を迅速に確認し、各部門に評価結果のフィードバックを行い、具体的な対応策をとりまとめることとした。例えば、「厚生労働行政をリードするような質の高い研究を期待」との指摘に対しては、理事長のリーダーシップの下で検討を重ね、非正規雇用について部門横断的な調査研究を実施することとした。</p>
	雇用・能力開発機構	<p>各種業務において実施しているアンケート調査について、「目標としての満足度等はすべてこれ(目標値)を上回っているが、最上位の評価(「大変役に立った」等)の比率が低いものも見られ、更なる業務改善の取組を進める必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、アンケート調査に基づく業務改善事例を本部において取りまとめ、施設に周知し、情報を共有化することにより、より一層の業務改善の取組を推進した。</p>
	労働者健康福祉機構	<p>「労災病院事業については、労災病院グループが勤労者医療の中核的な役割を果たす医療機関であるとともに、地域医療の中核的医療機関でもある場合が多いことから、地域の医療機関等に積極的に労災疾病等に関する研究成果の普及を図るとともに、地域の実情を踏まえつつ、地域医療連携を強化し、事業を進める必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、労災病院、産業保健推進センター等において研究成果等の症例検討会、研修会を積極的に開催し、参加者から意見を聴取し研究者へフィードバックしながら普及活動を行った。また、従来から取り組んできた勤労者医療の地域支援の推進をさらに積極的に進め、地域医療支援病院並びに地域がん診療連携拠点病院の承認取得数の増や患者紹介率、高度医療機器の受託検査件数等の増を図り、地域医療連携の強化に努めた。</p>
	国立病院機構	<p>「経営改善計画(再生プラン)を着実に達成するよう更なる収支改善に向けた努力を望む」との指摘については、業務の見直しによる効率化や各種指導件数の増加による増収、廉価代替品への切り替えなどの改善計画を遂行した。また、年度計画に対して経常収支が著しく下回っている病院に対して、再生プラン特別顧問、本部及びブロック事務所による個別訪問を行うなど、収支改善に努めたことにより、再生プラン対象病院58病院のうち、31病院において平成20</p>

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		<p>年度計画の経常収支を達成した。 なお、達成できなかった27病院においても、13病院が前年度の実績を上回った。</p>
	医薬品医療機器総合機構	<p>「全ての治験相談の需要には応えきれないため、今後は、そうした状況を改善することができるよう、人員・組織の拡充等が望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、平成 20 年度においては、治験相談の体制整備を更に進め、その結果、全ての治験相談の需要に対応することができた。</p>
	独立行政法人医薬基盤研究所	<p>「地理的に離れた位置にある大阪本所、霊長類医学科学研究センター、薬用植物資源研究センター・研究部の一体化に一層努め、研究所が最大の機能を発揮できるよう、更なる工夫が必要である」との指摘を踏まえ、インターネットを用いたテレビ会議システムを導入し、内部委員会等に活用した。 「今後は、論文等の学術研究成果もすべてホームページで公表することを検討されたい。」との指摘を踏まえ、研究論文リストをホームページに掲載するなど研究所の研究成果の広報を強化するとともに、当研究所の研究に関する基本的な科学知識が得られるように、国民一般に分かりやすく説明するページを設けるなど、ホームページを通じた広報の充実を図った。</p>
	年金・健康保険福祉施設整理機構	<p>施設運営委託先法人の特別会計剰余金について、「施設の売却責任を持つ当法人は、関係者の理解と協力の下、特別剰余金の全容を把握しその保全と回収業務を行えるような処置が望まれる」との意見を踏まえ、当該剰余金の回収見込み額を平成20年度予算に反映した。 随意契約の適正化について、「引き続き、一般競争入札等の割合を高めていくための取り組みに努められたい。」との意見を踏まえ、新規契約については一部の随意契約によらざるを得ないもの(土地・建物の借料、旧法定外公物の購入等)を除き競争性のある契約を実施したこと、複合機の賃貸借及び保守業務等の「随意契約見直し計画」に掲げた競争性のある契約への移行が全て完了したこと等により、平成 20 年度の競争性のない随意契約は、平成 19 年度の46 件、456 百万円から 38 件、282 百万円へと減少した。</p>
	年金積立金管理運用独立行政法人	<p>外国株式アクティブ運用について、「運用受託機関の選定・見直しに向けて努力を行っているものの、ベンチマークを超える運用結果が出せるよう、今後の見直しを求める」との平成19年度の評価結果における指摘も踏まえ、平成20年度に運用受託機関の構成(マネージャーストラクチャー)の見直しに伴う選定を行った。</p>
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	<p>飼料安全法に基づく収去品の試験結果の報告期間遅延について、複数の職員により確認等を徹底することが必要であると指摘されたことを踏まえ、複数の職員による確認の徹底、手順書等の改正、進捗状況、達成状況等の早期の把握に努め、平成 20 年度における当該業務に関する報告の遅延はなかった。</p>
	種苗管理センター	<p>ばれいしょ原原種の急速増殖技術を活用した生産体系の実用化・導入において、培養変異による変異体が原原種に混入することのないよう留意して進められたいと指摘されたことを踏まえ、増殖変異の発生の確認方法を検討した。</p>
	家畜改良センター	<p>コンプライアンス行動規範等について職員への周知に努められたいとの意見を踏まえ、20年4月にコンプライアンス委員会を設置するとともに、7月に「(独)家畜改良センター役職員等行動規範」を策定し、公表及び職員への周知徹底を行うなど、法令遵守に努めた。</p>
	水産大学校	<p>水産大学校の特色の強化及びPRについて業務運営に反映させる方策を検討すべきと指摘されたことを踏まえ、地域特産種であるフグについての地元業界等との連携によるシンポジウムの開催、地元水産高校生等の実習・職場体験の受入等に取り組んだ。</p>
	農業・食品産業技術総合研究機構	<p>中期計画の目標数に向けた研究成果の公表の一層の努力を期待するという意見を踏まえ、成果の公表の促進を進めた結果、普及に移しうる成果は 20 年度の目標値を上回り、18~20 年度の3カ年度の合計は中期計画目標値の3/5の95%となった。また、査読論文数も20年度の目標値を達成し、18~20年度の3カ年度の合計は中期計画目標値の3/5の93%となった。</p>
	農業生物資源研究所	<p>海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化のために、これまで培った国際的なイニシアティブを活用し、一層の発展を期待するとの意見を踏まえ、イネアノテーション会議の開催、コムギゲノム、オオムギゲノム、ブタゲノム解読の国際コンソーシアムへの参画、中国との共同によるカイコゲノムの完全解読とデータベースの公開など、多くの国際的活動を行った。</p>

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	農業環境技術研究所	外部機関との連携を強化し、それが研究の効率的実施に寄与することを期待するとの意見を踏まえ、平成 20 年度に資金提供型共同研究制度を創設した(平成 22 年4月に3件の共同研究を開始)。
	国際農林水産業研究センター	評価結果を理事長のイニシアティブにより迅速に業務運営に反映することを期待すると指摘されたことを踏まえ、平成 20 年度に実施した「プロジェクトの中間評価・見直し」において、12 プロジェクトについての中止・強化(拡充)・重点化、新規プロジェクト 5 件の採択を決定し、平成21年度計画に反映した。
	森林総合研究所	「多岐にわたる研究課題の成果を総合して目標達成を目指す分野においては、目標達成に向けた適確なコーディネートが重要であり、中期目標の達成の過程における各課題の位置付けの明確化に留意されたい」との意見を踏まえ、研究所会議などを通じて重点課題ごとの研究基本計画の見直しを行い、手薄な分野への人的勢力や資金などの投入、課題の推進方針や方法等についての検討を行うなど、中期計画達成に向けた調整を開始した。
	水産総合研究センター	研究機関の有する膨大かつ貴重な情報を社会的に公開するべきと指摘されたことを踏まえ、我が国周辺太平洋域における海洋の現況図と予測図の提供を開始するとともに、西海区水産研究所に標本管理室を設置し、調査・研究により得られた生物標本を研究・教育活動への活用のために提供を開始することにより社会的に還元することとした。
	農畜産業振興機構	給与水準について、「今後の評価に当たっては、国家公務員と比べて給与水準が高い法人、管理職割合が高いことを理由としている法人であることを踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、給与水準が高い理由及び引下げに向けた取組状況と目標に向けた進捗状況等を公表するとともに、業務実績報告書等に記述した。
	農業者年金基金	北海道(札幌市)と九州(熊本市)にある地方連絡事務所については、平成 22 年度までに廃止されたいと指摘されたことを踏まえ、九州連絡事務所については平成 20 年度末をもって廃止し、また、北海道連絡事務所についても平成 22 年度末をもって廃止することを予定している。
	農林漁業信用基金	今後も適切な経費削減等により、第二期中期計画が着実に達成されることを期待するとの意見を踏まえ、人員削減等による人件費の削減(平成17年度決算対比で139百万円(11.5%)削減)等により経費の削減に取り組んだ。
	緑資源機構 (対:独立行政法人森林総合研究所)	「国民の信頼を甚だしく損なう事態を招き、更生の機会を与える意義はないとして廃止の方針が決定され、廃止法の制定・施行を経て解散するに至ったことにより、事業が実施されていた地域をはじめ各方面に多大な支障を来しており、組織の廃止という遺憾な結果を自ら招いたことについて、機構が適正な業務運営を怠った責任の重大さを改めて指摘するものである。」との評価を踏まえ、組織の廃止という遺憾な結果を招いたことについて、旧機構が適正な業務運営を怠った責任の重大さを改めて認識し、業務の全般にわたり「入札談合再発防止対策実施方針」(平成 19 年8月旧緑資源機構策定)に基づく改善措置の定着化や成果の早期発現に努め、その状況をフォローアップするとともに、さらに幅広い観点から業務の一層の適正化・効率化に取り組んだ。
	産業技術総合研究所	20 年度は適切な安全管理、会計処理等を実行して、本来の業務達成度によって適正な評価を受けられる体制を作られることを希望するとの指摘を受け、コンプライアンス推進に関係する既存部署を再編し、コンプライアンス推進本部を設置した。また、本法人がこれまで構築した「調達・検収のシステム」について、適正な会計手続きに向けた第三者検収の制度化を踏まえ、制度化後の同システムの運用の適正化などについて第三者による評価を実施するための作業に着手した。
	新エネルギー産業技術総合開発機構	研究開発事業の推進に必要な専門性の向上等業務運営の効率化のために外部人材について積極的に登用すべきと指摘されたことを踏まえ、新たにプログラムマネージャー、プログラムディレクターとして重要技術分野(半導体、太陽光発電、国際標準化、通信、バイオマス、ライフサイエンス)、テーマ公募型分野で専門家を登用して継続活用、また、広報専門のアドバイザー登用により法人成果のより理解しやすい形での積極的かつ効果的な広報活動推進を図った。
	日本貿易振興機構	事業の実施において、地方の商工会議所やその他団体等と連携を行いながら実績を出していただきたい、と指摘されたことを踏まえ、地方商工会議所などの地域の支援機関が全国 18 ヶ都市で主催した「海外展開セミナー」において、中小企業基盤整備機構、各経済産業局と連携し、事前ニーズ調査・テーマ設

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		定・講師派遣を通じたジェトロの施策紹介、広報等の面で協力を行った。
国土交通省	土木研究所	研究開発の基本的方針について、「寒地土木研究所の定員が飛躍的に増大したことに伴い、「つくば」と「寒地土研」との連携研究を一層充実するための努力が必要」と指摘されたことを踏まえ、つくば中央研究所と寒地土木研究所間の連携で行う研究については、研究予算を重点的に配分する制度の創設等により強化を図っており、連携研究は毎年増加傾向にある。
	建築研究所	技術の指導について、「研究活動とのバランスに留意しつつ、引き続き災害調査や技術指導に取り組まれない」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度では、岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部地震、中国・四川大地震の災害調査をしたほか、研究活動とのバランスに留意しつつ、公共の福祉、建築・都市計画技術の向上等の観点から必要と認められるものについて技術指導を積極的に実施した。
	交通安全環境研究所	自動車等の審査業務に係る申請者の利便性向上について、「具体的な利便性の向上を量的に説明する手法の検討が必要」と指摘されたことを踏まえ、自動車メーカーからの四半期毎の申請概要ヒアリングの際、先行受託試験制度を活用したことにより審査期間が短縮される申請件数を別枠で把握することとした。
	海上技術安全研究所	「成果をIMOによる国際的枠組みに取り入れるためにも各国組織との連携強化に取り組むことを期待したい」と指摘されたことを踏まえ、IMOにおける国際基準策定等については、その実現に向け戦略的に活動し、平成20年度には、GHG削減のための提案の実現に向けた国際フォーラムを主催して、各国の理解と同意の取付けに大きく寄与し、日本提案である実燃費指標をIMOガイドラインとすることに成功した。また、ノルウェー、韓国の研究機関等と共同研究を実施するとともに、中国交通部水運科学研究院と新たに共同研究のMOUを締結するなど、連携強化を図っているところである。
	電子航法研究所	人材活用について、「人材の活性化は所の活動を推進するために必要なことである。特に多彩な人材の採用と採用された人材の活躍は、他の職員においても意識の変革をよぶと思われる。また、職員の能力向上に対する活動を継続して行うことは重要である。本研究所が有する人材が停滞することなく、常に活性化される状況を作り出すことに今後も取り組んでほしい」と指摘されたことを踏まえ、大学、研究機関、エアライン等から外部人材を受け入れ、当研究所に不足する知見を補うべく大いに活用している。
	港湾空港技術研究所	「合理化計画に基づいて統合された際には、海洋に関する研究は重要な位置づけとなると考えられ、今後、その戦略を考えることが重要である」と指摘されたことを踏まえ、ナウファス・システムやGPS波浪計の普及を進め、沿岸域沖合の海象情報の把握、解析、伝達に努め、また、海洋開発に必要な浮体構造物の研究、自然エネルギー活用に関する研究にも取り組んでいる。
	海技教育機構	「コースにより、定員と実績の過不足が大きいので、計画の作成においては、事前調整に留意すべきである」と指摘されたことを踏まえ、今後とも、安定的な運営及び自己収入の確保を図るとともに、海運界を取り巻く環境変化の把握に努め、適切な定員の設定に努めることとしている。
	航海訓練所	「業務目的のひとつである研究件数が、年度計画に比し、若干足りなかったが、内容の精査、十分な準備のもと、次年度に実施されることを期待する」と指摘されたことを踏まえ、研究件数については、新規件数が平成19年度では3件(独自2件、共同1件)であったものが、平成20年度においては外部研究機関との研究交流を積極的に拡大することにより、7件(独自3件、共同4件)と大きく増加させることができた。一方、これまでの研究内容を精査し、6件(独自2件、共同4件)の研究を終了させたことにより、平成20年度においては共同研究が年度計画15件に対し13件の実施となった。
	航空大学校	「ヒューマンファクターへの取り組みを定着させるとともに、訓練中にCRM・TEM等の導入を検討し安全に対する体制の整備が必要と思われる」と指摘されたことを踏まえ、訓練中のヒューマンファクターに関する事例についてパイロットレポートやメンテナンスレポートの形で報告を収集し、各校の安全委員会等で事例紹介を行い周知を図り、報告された事例を基に、学生訓練実施要領を改正した。またさらに航空安全に関する教科書でCRM、TEMについて具体的にとりあげるとともに、飛行訓練において想定される安全阻害要因と対応方法を教授した。
	自動車検査	「単年度の能力向上でなく、資格・職位別育成計画カリキュラムに沿って実施した結果を達成度でみえるようにすべき」と指摘されたことを踏まえ、平成20年

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		度は、単年度の能力向上だけでなく、審査事務の経験年数等に応じた継続的かつ段階的な審査能力の向上に配慮して研修を行うとともに、全ての研修においてアンケートを実施し、検査官補を対象とした研修では修了試験を実施して研修生の理解度を評価した。
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	「都市鉄道利便増進事業に関してはさらに伸展させる努力をすべきである」と指摘されたことを踏まえ、相鉄・JR直通線については、平成20年度に環境影響評価調査、構造物の詳細設計を実施し、工事施行認可申請を行った。相鉄・東急直通線については、機構工事の着手に向け都市計画・環境影響評価に関する手続きを実施するとともに、新横浜駅などの構造物の設計を実施した。また、平成20年8月には、ルート及び構造の見直しに伴う速達性向上計画の変更について国土交通省より認定されたところであり、平成30年度末の完成に向け、着実に進捗しているところである。
	国際観光振興機構	国際会議・インセンティブ旅行の誘致活動強化について、「国際会議の誘致は、成果がでるまで時間がかかることは理解できる。結果に結びつけるために、誘致案件の管理や支援を継続するなど、民間的な視点での対応をするべき」と指摘されたことを踏まえ、JNTOでは、独自に構築している国際会議データベースに基づき誘致ターゲットを設定し、専任担当者を決めて中長期的視点で誘致活動を行っている。誘致活動の過程では、国内主催者に対してコンサルティングやノウハウの提供、関連事業者の紹介、開催都市のコンベンション推進機関や観光庁との連携など多方面との調整を行いつつ、誘致活動に当たっている。また、各段階でキーパーソン招請、所管大臣（観光庁長官を含む）やJNTO理事長名の招請状発出、立候補書類やプレゼン資料の準備、在外公館を通じたロビイングの依頼などきめ細かい誘致支援を行っている。
	水資源機構	公益法人との随意契約について、「公益法人との随意契約について妥当であることは十分ありうるが、厳しく対応すべきは当然だから、誰もが納得のいく十分な説明の方法を検討し、かつ実施していく必要がある」と指摘されたことを踏まえ、随意契約の適正化については、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」の厳格な運用を図るとともに、平成20年度には随意契約をなお一層厳格に運用することとし、可能な限りの業務を一般競争に移行することとした。これにより、公益法人に対する随意契約は、平成19年度87件（うち公募66件）に対し、平成20年度は9件（公募0件）と減少した。
	自動車事故対策機構	「確実な業務運営を行う上で、業務の一層の効率化を進めると同時に、今後更なる要員配置の見直しを進めるなど、組織運営の効率化を図ることが求められる」と指摘されたことを踏まえ、業務の効率化について、20年度においてはインターネットを利用した新適性診断システムのサービスを開始する等の効率化を図るとともに、経費削減に積極的に取り組み、一般管理費、業務経費の削減を図った。また、組織運営の効率化についても、顧客ニーズに対応した業務態勢の構築を図るため、管理体制のスリム化として管理職の配置に係る見直しを進め、20年度末において18年度末比で14.4%に相当する管理職（194人中28人）の削減を行った。
	空港周辺整備機構	「次期中期目標・計画にも掲げている民家防音工事に係る入札制度の導入等により、予算の削減に資するとともに、住民に不利益が生じない様、留意を期待する」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度においては、事業費について、民家防音事業における空調機器の工事単価の見直しなどにより、平成19年度比で約19.0%に相当する額を削減した。主な取組として、民家防音事業について、調査内容を見直すことで調査単価を約40%減額するとともに、空調機器の工事単価についても見直しを行い約20%減額した。また、事業執行方法の改善として、民家防音事業において工事積算方法の簡略化や空調機器の機能低下に係る調査内容の見直しを行うとともに、競争入札制度を導入した。
	海上災害防止センター	随意契約の見直しについて、「『随意契約の見直し計画』の策定、これに基づく取組みにより、全契約件数に対する随意契約の割合を着実に引き下げたことは評価できる。今後とも、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を推進すること」と指摘されたことを踏まえ、「随意契約見直し計画」（平成19年12月策定）及び第二期中期計画に沿って策定した年度計画に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を推進すること等の取組みを推進している。
	都市再生機構	入札及び契約の適正化の推進について、「随意契約から競争性のある契約への切り替えに当たっては、品質の低下を招かないよう、仕様書を詳細に定め、試行実施するなど十分な準備を行った上で実施すべきである」と指摘されたこと

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		を踏まえ、平成 19 年 12 月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成 20 年度から、真にやむを得ないもの及び移行に時間を要するものを除き、競争性のある契約方式への移行を図った。競争化に当たっては、民間業者の参入障壁とならないような資格要件を定める一方で、品質の低下を招かないよう、評価基準の設定など仕様書の詳細化に努めた。
	奄美群島振興開発基金	「債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等により、リスク管理債権及び繰越欠損金は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている状況にあることから、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、これらの取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある」と指摘されたことを踏まえ、平成 20 年度においては、期中債権管理部門(業務課)及び特別に債権管理を行う部門(管理課)が所管債権の管理回収実績を向上させるために一層の連携強化を図り、効率的な業務の実施に努めた。また、保証及び融資の利用者にかかる経営及び再生支援を行うための「事業者再生支援委員会」を活用し、事業者の経営維持・安定、事業再生を積極的に支援を行うなど業務運営体制の強化等を行った。
	日本高速道路保有・債務返済機構	「高速道路会社による高速道路の新設等に要する費用の縮減、料金施策等の利用促進策、新たな技術開発、環境施策等を促すため、機構として引き続き積極的な取り組みを期待したい」と指摘されたことを踏まえ、高速道路会社の経営努力を助長するための助成金については、平成20年度において、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」で審議し、27件の案件に対して、会社の経営努力要件適合性を認定した。その際、工事の途中段階においても経営努力要件適合性を認定する仕組みの運用に、積極的に取り組んだ(経営努力要件適合性を認定した27件のうちの25件、引続き申請を受けた33件は、この仕組みに基づくものである。)。また、高速道路会社と共同して料金割引を含む高速道路利便増進事業に関する計画を作成した。各高速道路会社において、環境報告書・CSR報告書が作成・公表されたことから、これらについて機構ホームページを通じて周知を図った。民間企業における環境施策の取り組み状況を調査し、パンフレットを作成し、各高速道路会社への情報提供を図った。
	住宅金融支援機構	証券化支援業務について、「証券化支援事業の対象住宅ローンは、長期・固定金利型に限定されるものの、今後、さらなる商品性の見直し、営業努力の必要がある」と指摘されたことを踏まえ、住宅ローンに係る消費者の多様なニーズに対応するため、優良住宅取得支援制度の拡充(優良住宅取得支援制度における適用要件緩和(平成 20 年 10 月・平成 21 年1月)及び金利優遇期間の延長(5 年→ 10 年)(平成 21 年 5 月))等の商品性の改善を行った。平成 21 年6月には証券化支援事業(買取型)の融資率引上げ(9 割→ 10 割)等を実施しさらなる商品性を見直しを図り、証券化支援事業の対象となる住宅ローンについては、新聞、雑誌、テレビCMなど各種媒体を通じて、広報活動を行うとともに、住宅事業者や金融機関に対する住宅ローンの勉強会等、消費者向けの住宅ローンセミナー・相談会を開催した。また、消費者、住宅事業者等の利便性の向上を図るため、平成 20 年4月から電子申請による事前審査を導入した。
環境省	国立環境研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究論文発表件数が横ばいである点がやや気がかりである」との指摘を踏まえ、積極的な研究成果発表に努めた結果、19 年度に比して 20 年度欧文誌上発表件数が1. 19倍増加した。 ・「国立環境研究所ホームページの利用件数が横ばいであることについては、その原因を分析する必要がある。」との指摘を踏まえ、トップページなどを一新し、現在の中期計画と研究体制を反映したわかりやすい情報提供の枠組みとした。 ・「自己収入については、民間からの収入拡大を含めた一層の努力を行うことが必要。」との指摘を踏まえ、講演や技術指導等への職員派遣等を受託業務として実施することができるよう、受託業務規程の一部を見直すなどの検討を進めるとともに、競争的な外部資金の獲得に向け、所内において予備ヒアリングを行うなどの対応を行った。
	環境再生保全機構	・都道府県に対する納付金の納付については、さらに効率化を図る観点からオンライン申請の利用を強力に促進すると指摘されたことを踏まえ、オンライン申請を行っていない県市区(補償給付事業:24県市区、福祉事業:26県市区)に

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		対して、環境省等が主催する会議の場等でオンライン申請の導入を働きかけた結果、新たに4県市区(補償給付事業:4県市区、福祉事業:0県市区)がオンライン申請を導入することとなった。さらに、県市区が平成21年度の申請手続きを検討する時期(平成21年3月)に合わせて、文書によりオンライン申請の導入を依頼した。
法務省	日本司法支援センター	日本司法支援センターの認知度が低いと指摘されたことを踏まえ、広報活動に取り組んだ結果、平成 20 年2月に実施した認知度調査では 22.6 パーセントだった認知度が 22 年2月には 37.3 パーセントに上昇した。 常勤弁護士の確保が十分でないとの指摘を踏まえ、平成 21 年度末までに 200 名の常勤弁護士を確保した。

イ 独立行政法人の役員報酬及び人事への反映の公表状況

独立行政法人の毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後の業務実績に対する府省評価委員会の評価結果については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)及び「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)において、「独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。」とされている。さらに、その反映状況については、「独立行政法人の業務の実績についての評価結果の役員報酬、人事への反映について」(平成 14 年 5 月 31 日内閣官房行政改革推進事務局事務連絡)により、各法人は毎年度公表することとされている。

評価結果の役員報酬への反映状況については、平成 22 年9月までにすべての府省で、その所管する法人のホームページ等において、役職員の報酬・給与等の公表の一環として、「平成 21 年度における役員報酬についての業績反映のさせ方」欄により公表されているところである。

評価結果の役員人事への反映状況については、平成 22 年9月現在、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省の各府省又はその所管する法人において公表されている。

図表47. 評価結果の役員報酬等への反映に関する閣議決定

<p>○「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅲ 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項</p> <p>3 独立行政法人</p> <p>(2) 組織及び運営の基本</p> <p>ハ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p> <p>○「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅱ 新たな公務員制度の概要</p> <p>3 適正な再就職ルールの確立</p> <p>(2) 特殊法人等への再就職に係るルール</p> <p>③ 独立行政法人</p> <p>イ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p>

ウ 独立行政法人の予算等への反映の公表状況

独立行政法人の業務実績に対する評価の予算等への反映状況については、平成14年7月9日の閣議後の閣僚懇談会において、小泉内閣総理大臣(当時)から、独立行政法人の業務実績の評価の結果を、予算等に速やかに反映させるとともに、その反映状況を国民に分かりやすい形で、積極的に公表するよう指示等が行われた。

これを踏まえた取組例としては、平成22年9月現在、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省の各府省又はその所管する法人が、平成20年度業務実績評価の結果を踏まえて、21年度及び22年度の予算等に反映させた事例を公表したところである。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況

(1) 取組方針等

ア 14年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成13年度業務実績の評価に併せて、「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」(平成14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「第2次意見」という。)を取りまとめた。この第2次意見は、府省評価委員会がそれぞれの基準に基づいて評価を行うことのメリットを確保しつつ、政府全体として、評価の厳格性・信頼性を向上させるため、重要な事項について、適切な評価活動を確保することを狙いとしており、言わば共通の「評価活動準則」に当たるものとして機能することを期待している。政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会においてこの意見の具体化に向け積極的かつ適切な対応が行われ、次回以降の評価において逐次反映されることを要望するとともに、今後、この意見に沿う評価の推進に努めることとしている。

イ 15年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、第2次意見のうち、「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について」に掲げた事項について、「平成14年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(報告)」「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係」(平成15年7月31日財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会)を取りまとめ、政策評価・独立行政法人評価委員会として特に関心を持つべき事項を整理し、各府省及び府省評価委員会に送付した。

ウ 16年度における評価の取組

平成15年10月以降、特殊法人等改革等に伴い、振興助成・融資業務、公共用物・施設の設置・運営業務等を行う法人が新たに多数設置されてきている状況を踏まえ、独立行政法人評価分科会では、15年度業務実績に関する評価結果についての2次評価を行うに先立ち、具体的な評価の在り方等について、法人の業務類型に着目し、横断的に検討・整理を行うため、専門家である委員により横断的研究を進めることとした。このため、16年2月以降、財務研究会(財務研究会については、第2部第1節2(2)「政策評価・独立行政法人評価委員会の構成」参照。)に加えて、新たに、「研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」をそれぞれ開催し、16年6月30日、研究会報告書を取りまとめた。また、財務研究会においては、特殊法人等から移行した主要な独立行政法人について、平成15年度の財務諸表等の分析・検討を行うとともに、過去の年度評価意見等を踏まえ、重点的にみるべき事項の検討作業を進め、その結果を「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」として、17年7月11日に、独立行政法人評価分科会に報告した。

エ 19年度における評価の取組

平成19年度には、業務実績評価について、これらの第2次意見、研究会報告書及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」を基本としつつ、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを視野に入れた評価や業務運営の一層の効率化等に資する評価に重点を置くこととすること等を当面の基本的な取組方針とする「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直

し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を決定、公表した。(資料 25「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成 19 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。

オ 20 年度における評価の取組

平成 20 年度においては、7 月 14 日に「平成 19 年度業務実績評価の取組について」を独立行政法人評価分科会で決定し、基本的には当面の取組方針に基づき評価を行うこと、評価に際して「独立行政法人整理合理化計画」(資料 26「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)参照)等の政府における新たな取組に的確に対応すること等の方向性を示すとともに、既往の勧告の方向性指摘事項等について当面の作業において着目することとした。(資料 27「平成 19 年度業務実績評価の取組について」(平成 20 年 7 月 14 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。また、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年 8 月 10 日閣議決定)において、国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、各独立行政法人は「随意契約見直し計画」を策定することとされたこと、「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成 19 年 11 月 2 日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議)において、独立行政法人における入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて、府省評価委員会は厳正に評価することとされたこと等から、独立行政法人評価分科会に随意契約等評価臨時検討チームを設置し、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」を 20 年 9 月 5 日に取りまとめ、府省評価委員会等に通知している(資料 28「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」(平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム)参照)。

カ 21 年度における評価の取組

平成 21 年度においては、当面の取組方針のうち業務実績評価に係る部分については廃止し、当面の取組方針における評価の視点を削ることなく構成を整理した上で、新しい視点を加えた「独立行政法人の業務実績に関する評価の視点」(以下「評価の視点」という。)を政策評価・独立行政法人評価委員会で決定し、当面の作業において着目することとした(資料 29「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。また、評価の視点に沿って、同日独立行政法人評価分科会で決定した「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」において示している点については、特に留意して実施した。あわせて、契約並びに諸手当及び法定外福利費に関する事項については、国民の関心が高く、より一層の透明性の向上と厳格な評価が求められることから、各府省の協力を得て実態調査を実施し、その結果を当委員会の二次評価のみならず、各省評価委員会における一次評価へ活用するため、各府省評価委員会にもフィードバックした。

(2) 評価活動の概要

平成 21 年 8 月下旬ないし 9 月下旬、府省評価委員会等から政策評価・独立行政法人評価委員会に対して平成 20 年度の評価結果が通知されたことを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会等の評価結果の点検作業等を迅速、効率的かつ効果的に行うため、ワーキング・グループにおいて集中して検討を行うとともに、その検討状況を節目節目で独立行政法人評価分科会に報告して意見を求め、取りまとめ作業にフィードバックしていくこととした(分科会及びワーキング・グループにおける審議状況については、図表 48 及び図表 49 を参照)。

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記のワーキング・グループが独立行政法人評価分科会

の所属委員の意見を集約しつつ整理した作業結果を踏まえ、府省評価委員会等における各独立行政法人等の評価結果について個別に意見(以下「個別意見」という。)を述べる必要があると認められたものや各主務大臣の所管する独立行政法人等に共通して意見(以下「共通意見」という。)を述べる必要があると認められたものについて、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見として各府省評価委員会等に通知した(各府省評価委員会等に対する個別意見は第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

当該意見の検討に当たっては、i)評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか、ii)政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか、iii)財務内容や業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産の管理・運営、人件費管理(諸手当及び法定外福利費の適切性確保を含む)、契約等に関する評価が適切に行われているかに重点を置いて、府省評価委員会等の評価結果の二次評価を行った(平成21年12月9日通知)。

図表48. 独立行政法人評価分科会における審議の状況

開催年月日	委員会・分科会別	審 議 内 容
平成 21年 4月 17 日	独立行政法人 評価分科会	・国立大学法人等の事務・事業の見直しについて
5月 21 日	独立行政法人 評価分科会	・国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)について
	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	・役員の退職金に係る業績勘案率について ・国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)について
7月 29 日	独立行政法人 評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率について ・平成 21 年度の事務・事業の見直しについて
9 月 8 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する府省ヒアリング(文部科学省、国土交通省) ・役員の退職金に係る業績勘案率について
9 月 9 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する府省ヒアリング(農林水産省、経済産業省、法務省)
9月 10 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する府省ヒアリング(内閣府、厚生労働省)
11 月 18 日	独立行政法人 評価分科会	・主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)について ・平成 20 年度業務実績評価について
12 月 9 日	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	・中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)について ・平成20年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見(案)について
	独立行政法人 評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率について
平成 22 年 2月 25 日	独立行政法人 評価分科会	・平成 21 年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標(案)等について ・役員の退職金に係る業績勘案率について

図表49. 平成 21 年度に開催されたワーキング・グループにおける審議の状況

名称 (())は開催数	構成委員	対象法人	開催日	
第1ワーキング・グループ (8回)	稲継臨時委員 樫谷委員 河野臨時委員 黒田(玲)委員 田淵臨時委員	総務省所管4法人 外務省所管2法人 農林水産省所管 13 法人	6月24日 7月9日 9月7日 9月16日※	10月2日 10月16日 11月12日 2月10日
第2ワーキング・グループ (13回)	阿曾沼臨時委員 荒張臨時委員 岡本臨時委員 木村臨時委員 森泉委員	財務省所管8法人 経済産業省所管 11 法人 環境省所管2法人 法務省所管1法人	5月15日 7月1日 7月17日 8月26日※ 9月7日 9月28日※ 10月7日	10月14日 10月23日 11月2日※ 11月6日 2月16日 3月9日
第3ワーキング・グループ (10回)	浅羽臨時委員 梶川臨時委員 黒田(壽)臨時委員 野口臨時委員 宮本臨時委員	文部科学省所管 23 法人	5月29日 7月1日 7月7日※ 8月5日※ 8月6日※	9月2日 10月7日 10月20日 10月26日 2月9日
第4ワーキング・グループ (7回)	河村臨時委員 鈴木臨時委員 高木臨時委員 山本臨時委員 山谷臨時委員	国土交通省所管 20 法人	6月26日 7月17日 10月9日 10月23日	11月6日 11月12日 2月17日
第5ワーキング・グループ (11回)	縣臨時委員 梅里臨時委員 黒川臨時委員 玉井臨時委員 松田臨時委員	内閣府所管4法人 厚生労働省所管 14 法人 防衛省所管1法人 文部科学省所管3法人	5月18日 7月6日 7月10日 7月17日 8月21日※ 10月1日	10月9日 10月21日 10月26日 11月9日 2月18日
国立大学法人等 評価ワーキング・グループ (5回)	浅羽臨時委員 樫谷委員 河野臨時委員 黒田(壽)臨時委員 黒田(玲)委員 宮本臨時委員 森泉委員	国立大学法人及び大学 共同利用機関法人	4月10日 4月23日 5月14日 9月24日 10月27日	
随意契約等評価 臨時検討チーム	梶川臨時委員 樫谷委員 河野臨時委員 黒川臨時委員 山本臨時委員	平成 20 年度業務実績評 価対象全法人	5月13日 10月15日	

(注) 開催日のうち、※は委員による現地視察を実施したものである。

(3) 平成 22 年度以降の当面の視点等の決定

平成 22 年5月 31 日には、政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)にもとづく「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に定められた事項についての当面凍結等の独法をめぐる状況の変化、同委員会における議論及び独立行政法人制度施行後8年間の業務実績評価の運用状況を踏まえ、評価の視点の一部を変更し、これを受けて同委員会独立行政法人評価分科会は、平成 21 年度業務実績評価にあたって特に留意すべき事項等を定めた、「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した(資料 29「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成 22 年5月 31 日政策評価・独立行政法人評価委員会)及び資料 30「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」(平成 22 年5月 31 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。「平成 21 年

度業務実績評価の具体的取組について」における個別的な視点の中では、保有資産の見直し、内部統制の充実・強化等の評価等について、重点的に取り組むこととしている。

(4) 独立行政法人の業務運営への反映状況

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記の府省評価委員会の業務実績に関する評価結果についてそれぞれ評価を行い、必要な意見を述べてきた。平成19年度業務実績評価について、政策評価・独立行政法人評価委員会が各府省評価委員会に通知した意見は、例えば、評価方法の改善、評価の視点の見直し、評価書の記述方法、評価対象の拡充等に反映されてきている。

図表50. 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映状況

所管府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映の概要
内閣府	国民生活センター	コンプライアンス体制の整備状況の評価を行うべきと指摘されたことを踏まえ、平成20年度評価においては、内部統制については、第三者の専門的知見の活用を含め、いまだ緒に就いたばかりであり、今後体制整備に努めるべきであると評価している。
	北方領土問題対策協会	今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況等に関する取組に関する評価についても言及すべきであると指摘されたことを踏まえ、内部統制・コンプライアンス強化について業務実績評価の際に言及した。
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	「各年度の業務が着実に進捗し、十分な成果を上げているかという観点からのより厳格な評価を行うとともに、予算の繰越と施設整備の進捗との関連性についての評価結果において言及するなど、評定理由をより分かりやすく説明すべき。」と指摘されたことを踏まえ、第11回沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会(平成21年2月)で、より厳格な評価と評定理由の分かりやすい説明を行うことを確認した。特に、繰越と業務の進捗状況との関係については、項目別評価表の評価の視点に、「繰越がある場合には、業務の進捗との関係を示しているか」を盛り込み、厳正に評価した。
総務省	情報通信研究機構	「今後の評価に当たっては、中期目標を十分に踏まえた評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度評価の評価調書において、目標の達成状況を十分に考慮した成果の記載を行った。
		「今後、法人の保有資産の見直しの取り組みに関する評価を行う際には、他の独立行政法人評価委員会で行われている、整理合理化計画において処分等することとされている資産以外の資産についても主要な固定資産についての固定資産一覧表等に基づく監事監査や減損会計の情報等を活用した評価のような取組も参考にしつつ評価を行うことが望ましい。」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度の業績に係る評価の際の評価調書において、固定資産の活用状況、独立行政法人整理合理化計画における処分資産の有無、保有財産の見直し状況に係る監事監査等の実施状況、減損会計の説明、減損等の要因と法人の業務運営の関連に関する分析の取組状況と実施結果について明記し、評価を実施した。
		「内部統制に係る今後の評価に当たっては、内部統制の体制の整備状況の評価のみならず内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況についての評価を行うことが望ましい。」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度の業績に係る評価では、評価調書において、体制の整備状況と運用状況について明記し、評価を実施した。
		「今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たって評価項目についていかに十分な成果を上げたかを説明すべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度評価において最上級の評価を付した6項目について、標準化への採択や世界記録の樹立等、目標を大幅に上回っている成果を評価結果に記載した。

		<p>「今後の評価に当たっては、国家公務員と比べて法人の給与水準が高い理由について、法人の説明が国民の納得を得られるものになっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、給与水準の適切性を分析するとともに、国民の理解を得られる説明がなされているか等の観点で監査が実施され、これらの結果について評価調査への記載を行った。</p> <p>「今後の評価に当たって、国の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日 総務省行政管理局長事務連絡）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。」と指摘された（平成21年1月7日）ことを踏まえ、平成20年度の業績に係る評価では、契約にかかる規定類の改正状況と適切性の検証、一般競争入札における1者応札の原因検証と改善策検討、契約事務の執行体制の適切性検証と監事監査における体制整備状況のチェック、契約における競争性・透明性の確保の観点から監事監査が実施されているか等について、実施結果を明記し、評価を実施した。</p>
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	<p>「今後の評価に当たっては、本法人の利益剰余金に係る発生原因の特殊性を踏まえ、業務運営の適切性や当該剰余金のうち時効で取得した資金についての今後の管理の在り方についても、検証を促すような評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、利益剰余金の構成、発生原因について詳細を報告させ、細かく分析して今後の管理について明確にした上で、その発生原因や管理の適切性について評価を行った。</p> <p>その結果、評価結果の「必要性」において、当該項目が分析され、適切な管理を行っている旨の評価を行っている。</p> <p>「今後の評価に当たっては、給与水準が高い理由について、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、給与水準のラスパイレ指数が高い理由についてその要因等を詳しく分析し、それらの要因を総合的に判断して、その適切性について評価を行った。</p> <p>その結果、評価結果の「有効性」において、年齢・地域・学歴を勘案したラスパイレ指数が100%となっていることが適切に説明されている旨の評価を行っている。</p> <p>「今後の評価に当たって、国の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）をも踏まえて評価するとともに、評価結果について明らかにするよう留意されたい」と指摘されたことを踏まえ、会計規程等について、具体的に定められていない条項についてどのように取り扱ったかを詳しく分析し、その結果を踏まえてその適切性について評価を行った。</p> <p>その結果、法人が会計規程等から包括的随意契約条項を廃止した旨の説明をうけ、評価結果の「必要性」において「必要性の高い取組である」旨の評価を行っている。</p>
外務省	国際協力機構	<p>給与水準が国家公務員の給与水準を上回っていることに関し、法人からの説明に対し評価委員会からの評価結果が示されていないことから「今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、20年度の業績評価においては、法人に対しラスパイレ指数が国家公務員より高い理由の妥当性を評価するため詳細説明を求め、評価委員会としての認識を評価結果に記載した。</p>

	国際交流基金	基金の給与水準が国家公務員の給与水準を上回っていることについての法人自身の説明に対し評価委員会としての認識が評価結果に示されておらず、「今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、20年度の業績評価においてはラスパイレス指数が国家公務員より高い理由及び基金が講じている措置の妥当性を評価するために詳細説明を求め、評価委員会としての認識を評価結果に記載した。
財務省	酒類総合研究所	鑑評会を共催した場合について、「今後の評価に当たっては、「収支相償の考え方」の具体的内容を明らかにするとともに、その達成状況についても明らかにした上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、収支相償についての考え方について議論するとともに、達成状況についても検討を行い、評価に反映した。
	日本万国博覧会記念機構	「契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性についてより厳格に評価を行うとともに、評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、契約に係る規程類について、詳細な資料の提出を求めた。また、契約に係る規程類については、概ね国の基準と同様となっており、適切であると判断した。
文部科学省	日本学生支援機構	「平成19年度においては、保証機関の健全性確保のための状況把握及び妥当性を検証する仕組みの検討の状況が、業務実績報告書等に記載され、他機関の検証制度の調査や機関保証制度検証委員会の設置に向けた取組について評価が行われている。今後の評価に当たっては、16年度の制度開始時に加入した4年制大学の新規返還者が発生することを踏まえ、毎年度機関保証の妥当性の検証について評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、20年度の評価においては、「機関保証制度検証委員会の設置されたことと、今後努力すべきことや検討すべきことを取りまとめたこと、保証機関の健全性確保のため、民間コンサルティング会社に財政収支シミュレーションを依頼し、またこの結果を踏まえて、当面の運営方針を決定したことは評価できる。」と評価している。
	日本原子力研究開発機構	「高速増殖原型炉「もんじゅ」については、平成7年12月に発生した2次主冷却系ナトリウム漏えい事故を契機に現在もなお停止状態にある。平成19年度の評価結果においては、「中期計画通りに履行し、中期目標の達成に向けて順調に実績を上げている。引き続き、もんじゅの本格運転再開に向けた準備、信頼性向上に向けた着実な取組を期待する。」等として、評定がAとされている。今後の評価に当たっては、現在もなお停止状態にあり、毎年度多額の経費を要していることも踏まえ、より厳格に評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、20年度の評価においては、「2010年の革新技术の採否へ向け、中期計画通りに履行し、中期目標に向かって順調に実績を上げている。」と評価している。
厚生労働省	全法人	「評価結果を分かりやすくするために、評価基準の明確化等を図るべきである」と指摘されたことを踏まえ、独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会)で示された評価の視点を当評価委員会の評価の視点に取り込むこととし、特に、財務状況、保有資産の管理・運用等の法人共通の評価事項について、統一した評価基準で評価を行えるよう改善を図った。

	国立病院機構	<p>総人件費改革の取組について、「取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、「総人件費改革の取組として、技能職の退職不補充、非効率病棟の整理・集約、事務職の削等、給与カーブの変更・調整額の廃止などを行い、平成18年度以降平成20年度までの削減額164億円(5.41%)については高く評価する。他方、増額は240億円あり、総人件費改革の基準値である平成17年度の人件費と比すると76億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、人件費率と委託費率を併せた率(対医業収益)57%は、平成17年度決算(57.8%)に比べて0.8ポイント低下しており、人件費増を上回る自己収入を得ている。また、これらは他の設置主体では代替困難な医療観察法等に基づく医療体制の整備、地域医療計画を踏まえた救急医療など政策医療推進のための対応や医師不足解消に向けた取組によるものであり、国立病院機構の役割を果たしていくためには必要な措置と認められる。今後とも適正な人件費管理を行っていくことはもとより必要であるが、医療現場を巡る昨今の厳しい現状の中で、患者の目線に立った良質な医療を提供し、国立病院機構に求められる役割を着実に果たしていくためには引き続き医師、看護師等の人材確保が必要であることを考えると、医療現場に対し総人件費改革を一律に適用することの是非を考える時期に来ているのではないかと思われる。」と評価している。</p>
農林水産省	農畜産業振興機構	<p>利益剰余金について「今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等について業務実績報告書等で明らかにさせた上で、保有の必要性など業務運営の適切性の評価を行うべきである。」とされたことを踏まえ、業務実績報告書で利益剰余金の発生要因等を明らかにするとともに、これに基づき、保有の必要性などについて評価を行った。</p>
経済産業省	経済産業研究所	<p>通勤手当が国と異なる諸手当と指摘された件については、職員給与規定を改正し、国と同様に一月55,000円を上限としている。</p>
	産業技術総合研究所	<p>「本法人の保有資産である直方サイトについては、平成20年度売却予定とされたところであるが、今後の評価に当たっては、整理合理化計画に配慮し、進捗の遅れや変更等がある場合には、当該事項に関する貴委員会の意見を明らかにした上で評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度評価においては、平成21年度に売却時期を変更することについて適切な理由を添えて報告を行った。</p>
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	<p>「法人の給与水準が対国家公務員指数(年齢勘案)で122.1と国家公務員の水準を大きく上回っていることにつき、今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、役職員の給与等の水準の適正化(役職員給与等の水準を妥当性のあるものにする)についての評価を行った。当該機構において多様な職制につき職員給与体系の見直しを講じたことにより20年度の対国家公務員指数が105.0となり、前年比17.1ポイント低下と大きく改善したこと、給与水準が高い理由として職員の勤務地や学歴構成があることについて明らかにした。</p>
	中小企業基盤整備機構	<p>『『その他(統括的・横断的事項)』の項目において、トップセールスによる業務実績上の具体的な効果などが触れられていないため、評価の根拠が不明確である。については今後の評価に当たっては、具体的なアウトカムを踏まえた評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、中小企業倒産防止共済制度の加入件数が大幅に増加していることに加えて、金融機関の頭取等へのトップセールス先の金融機関の加入実績が増加していることなどを参考にして評価した。</p>

		<p>「中小企業倒産防止共済制度において、中期計画に示された目標に対する達成状況を明らかにしないまま評価を行うことには疑問の余地がある。今後の評価にあたっては、中期計画に示された数値目標等の達成状況を明らかにし、達成が困難なものについては、その原因を含む現状の分析や達成に向けての法人の対応等、今後の明確な展望を示した上で評価を行うべきである。」と指摘されたが、中小企業倒産防止共済制度においては中期計画目標を達成。</p> <p>前年度までの状況を踏まえ、地方公共団体、金融機関、税務関係団体、中小企業支援団体等、地域機関との連携強化をはじめとした加入促進策等を積極的に展開し、目標を大幅に上回り達成したことを確認し、評価した。</p> <p>「平成19年度における給与水準について、国家公務員の水準を上回っている理由について法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価にあたっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組みを促す観点からの評価を行い、評価結果において明らかにすべきである。」との指摘されたことを踏まえ、ラスパイレス指数のさらなる削減の取組みとして、昇給幅の抑制等に加え、20年度は、現給保障の廃止、地域手当の適用率据え置き等の取組みを実施。さらに、転勤が一定エリア内に限定される「勤務エリア限定職」制度を21年度から導入することを決定。これに伴い、21年度からは、限定職本俸の減額や同指数の高止まりの一因となっている地域手当異動保障対象者が減少すること等により同指数の削減が図られる見込みであることを確認し評価した。</p>
国土交通省	自動車事故対策機構	<p>「今後、財務内容の改善等に関する評価を行うに当たっては、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由を明らかにさせるべきである」と指摘されたことを踏まえ、目的積立金を申請していない理由について業務実績報告書等への記載がなされ、それを踏まえた評価を行った。</p>
	国際観光振興機構	<p>「今後の評価にあたっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書で明らかにさせた上で業務運営の適切性を評価すべきである」と指摘されたことを踏まえ、利益剰余金の発生要因等について業務実績報告書等への記載がなされ、それを踏まえた評価を行った。</p>
環境省	国立環境研究所、環境再生保全機構	<p>評価結果を分かりやすく説明するため、評価基準を明確化等すべきとの指摘を踏まえ、業務実績評価に係る基本方針を改正し、積算総合評価方式を採用することとした。</p>
法務省	日本司法支援センター	<p>ガバナンス体制の強化を図る必要があり、不祥事案の再発防止の取組としての評価を求められたことを踏まえ、平成20年度評価において、特に監事監査について質、量ともに更なる充実を求めた。</p> <p>業務のコスト構造の観点からの評価が明らかでないと指摘されたことを踏まえ、平成20年度のコールセンターの契約について、見込まれる業務量に応じて要員を配置するなどして、19年度契約金額よりも低額に抑えた点を「適切な取組」と評価した。</p>

3 業務実績評価結果の概要

【本概要の見方】

本概要は、独立行政法人等に対する府省評価委員会の評価の結果と、当該評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を、平成20年度の業務実績に対する評価を中心に法人ごとに簡潔に整理したものである。

本概要における記載事項は、以下のとおり整理している。

なお、国立大学法人評価委員会及び日本司法支援センター評価委員会の評価結果の概要と、当該評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等についても、独立行政法人に準じ記載している。

- ① 「法人名」:平成20年度末における法人名を記載しており、法人名の右に記載している〈特定〉は同年度において特定独立行政法人であったことを、〈非特定〉は同年度において非特定独立行政法人であったことを示している。
括弧内は、20年度末において法人の長に就いていた者の氏名を記載している。
- ② 「目的」及び「主要業務」:各独立行政法人等の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた個別法において規定された法人の目的及び業務のうち主要なものを記載している。
- ③ 「委員会名」、「分科会名」:平成20年度における業務の実績の評価を行った委員会及び分科会(部会)並びにその長の氏名を記載している。
- ④ 「ホームページ」:法人のウェブサイトのトップページ及び府省評価委員会による平成20年度における業務の実績の評価結果が掲示されているウェブサイトのURLをそれぞれ「法人」及び「評価結果」に記載している。
- ⑤ 「中期目標期間」:平成20年度を含む中期目標期間を記載している。

(「1. 府省評価委員会による評価結果」)

- ⑥ 表中の斜線は、当該年度において評価項目としていないものを示している。
- ⑦ 表中の「-」(〈総合評価〉を除く。)は、当該年度において評価項目としているが評価対象とすべき実績がないものを示している。
- ⑧ 平成20年度を含む過去最大5事業年度の評価結果について記載している。また、当該期間において中期目標期間が終了している法人については、当該中期目標期間の業務の実績の評価についても併せて記載している。
- ⑨ 「評価項目」は、原則として、府省評価委員会が定める評価項目の上位2段階目までを記載しており、本表に記載している期間中において評価項目の変更がある場合には、変更前、変更後の項目をいずれも記載している。なお、項番は、府省評価委員会の定めるものとは必ずしも一致するものではない。
- ⑩ 表中の各欄には、府省評価委員会が定める評価方法に基づく評価結果(評定)を記載している。
- ⑪ 「評価項目」に記載している評価項目単位で評定が付されていない場合には、当該評価項目単位より下位の複数の評価項目の評定とそれらの数を記載している(例:a×2, b×1)。

(「2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.〇.〇)(主なものの要約)」)

- ⑫ 「(1)総合評価」は、府省評価委員会における総合評価において評定を付している法人については(総合評価に至った理由)を、評定を付していない法人については(総合評価の内容)を、府省評価委員会が平成 21 年度に行った 20 年度の法人の業務実績評価結果の総合評価結果の内容を要約し記載している。
- ⑬ 「(2)項目別評価」の「1との関連」は、「1. 府省評価委員会による評価結果」に付している項番に対応している。
- ⑭ 「(2)項目別評価」の「独立行政法人の業務実績」は、(1との関連)に記載した評価項目に係る法人の主な業務実績を要約し記載している。
- ⑮ 「(2)項目別評価」の「府省評価委員会による評価結果等」は、府省評価委員会が平成 21 年度に行った 20 年度の法人の業務実績評価の結果のうち、「独立行政法人の業務実績」に対応する主なものの内容を要約し記載している。

(「3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)」)

- ⑯ 府省評価委員会が平成 21 年度に行った 20 年度の法人の業務実績評価を受け政策評価・独立行政法人評価委員会が取りまとめた意見のうち、当該法人に対するものを記載している。

① 内 閣 府

法人名	独立行政法人国立公文書館(平成13年4月1日設立)〈特定〉 (館長:菊池 光興)
目的	国の機関から内閣総理大臣が移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。
主要業務	1 移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。2 国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等(以下「歴史資料として重要な公文書等」という。)の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。4 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。5 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。6 上記1から5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	国立公文書館分科会(分科会長:御厨 貴)
ホームページ	法人: http://www.archives.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/kbindex.html
中期目標期間	5年間(平成17年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	第1期中期目標期間	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取り扱いをしているため、第1期中期目標期間には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化		-					
(1) 民間委託の促進	A×3	-					
(2) 業務執行体制の見直し	A	-					
(3) 受け入れた歴史公文書等の処理状況	A	-					
(4) 業務の効率化			A×2	A×2	A×2	A+×1 A×1	
(5) 業務・システム最適化計画			A	A	A	A	
(6) 総人件費改革に関する措置				A	A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上							
(1) 体制整備の検討			A	A	A	A	
(2) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	A×37	-	A×40	A×40	A×47	A×55	
(3) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	A×9	-	A×13	A×10 B×1	A×12	A+×2 A×9	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	-	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途	A	-	A	A	A	A	
7.その他主務省令で定める業務 運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画							
(2) 人事に関する計画	A	-	A	A	A	A	
(3) 中期目標期間を超える債務負担					A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成17年度からスタートした第Ⅱ期中期目標の4年度目の実施状況について調査・分析し、総合的に評価を行ったところ、各取組は計画的かつ着実に実施されており、目標値を達成するなど業務は順調に実施されている。館長以下役職員は、「パブリック・アーカイブズビジョン」の基本理念の実現を目指し、自主的、主体的な努力の成果が認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の効率化	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 受入れから目録原稿作成までは、つくば分館において、パート職員を活用し一元的に行い、平成21年2月までにパソコン入力による目録原稿作成作業を完了した。 パソコンを熟知している者、さらに業務量及び業務内容の変化に対応できる者など習 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史公文書等の受入及び保存については、前年度に引き続き、業務マニュアルに基づく実例集の作成、パート職員の計画的な利用により、計画通りに目録原稿作成作業が行われるなど、効率的に業務を推進していると高く評価できる。

		<p>熟したパート職員を引き続き採用し、業務の円滑化を図った。</p> <p>業務マニュアルに基づき、具体的事例について実例集を作成し、目録作成業務を統一的に正確かつ効率的に処理した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「業務・システム最適化計画」の工程表に基づき、館とアジア歴史資料センターとのデジタル資産の共有化を図り、デジタル画像45万コマをアジア歴史資料センターへ提供したほか、次期デジタルアーカイブ・システムの要件定義書を作成するなど、最適化への取組も計画的に実施されている。 <p>など</p>
歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置(受入れのための適切な措置)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 移管申出のなかったものについては、保存期間が満了となる行政文書ファイル約183万件について、移管の適否の審査(評価選別)を行い、13,983ファイルについて各府省等に移管の照会を行って協議を実施した。その結果、2,493ファイルについて、当館に移管することが適当であるとの結論に達し、これらについて3月19日付けで館長から内閣総理大臣に意見を申し述べた。 これらの結果、館長からの意見を踏まえて内閣総理大臣が決定した平成20年度の移管計画では、12,373ファイルの公文書と広報資料392件が移管されることになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、例年通り平成20年度に保存期間の満了する文書のほか、平成20年3月11日の上川公文書管理担当大臣(当時)の要請を踏まえて廃棄が凍結されていた、平成19年度に移管協議を行った文書についても再協議を行い、少ない人員体制の中、例年よりも遙かに膨大な量の文書に対する移管協議を行った。その結果、前年度よりも約4,600ファイル多い、12,373ファイルの公文書と392件の広報資料が移管されることとなったことは高く評価できる。 <p>など</p>
歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置(保存のための適切な措置)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会報告書(第2次)の提言内容を踏まえて、館職員を内閣府事務官に引き続き併任して、内閣府と一体となってプロトタイプによる総合的検証等を行った。平成21年度には、平成23年度からの電子公文書等の移管及び保存の開始に向けて、電子公文書等の移管・保存・利用システムの設計等を行うこととしている。 「公文書等の作成時又は作成前からの評価選別」について、カナダ、オーストラリア等で行われているマクロ評価選別に関する基礎的調査研究を継続して実施し、「日本版機能別行政文書評価選別マニュアル(試案)」を作成した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れた歴史公文書等全てについて、くん蒸、軽修復等の一連の作業が実施されたほか、書庫内の温湿度管理、火災対策等が適切に行われているとともに、保存対策方針に基づき、修復や媒体変換等が適切に行われ、当初の目標を達成し、又は上回る実績を上げたことは評価できる。 平成23年度からの電子公文書等の移管・保存の開始に向けて、内閣府と一体となって引き続きプロトタイプによる総合的検証を行い、あわせてマクロ評価選別に関する基礎的調査研究を継続実施したことは評価できる。平成23年度におけるスムーズな開始に向けて、引き続き適切な取組を期待したい。
アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供(アジア歴史資料データベース構築)	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 3館からの平成20年度分画像受入れは順調に行われ、公文書館から45万画像、外交史料館から75万画像、防衛研究所図書館から132万画像、合計253万画像を年度内に入手した。この253万画像のうち24万画像について目録データ作成・画像変換作業を行い年度内に公開し残りの229万画像についても1年以内の公開に向け作業中である。 	<ul style="list-style-type: none"> 3館からの画像入手が順調に行われ、国立公文書館から45万、外交史料館から75万、防衛研究所図書館から132万の合計253万画像を入手し、順次公開された結果、累計公開画像数が1,525万画像から1,762万画像に増加し、平成20年度末の目標を上回るデータベースを構築できたことは高く評価できる。また、セキュリティの強化が行われたことも評価できる。 平成19年度に入手した308万画像の1年以内の公開を達成したことは評価できる。
アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供(アジア歴史資料センターの広報)	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 高校、大学、研究機関等22カ所において、教員、研究者、学生等を対象にアジア歴史資料センターの紹介と検索方法のデモンストレーションを行った。 中国、韓国、欧米等の関係機関を訪問し、講演等を含めてアジア歴史資料センターの活動を紹介するとともに、協力の方途につき意見交換を行った。また、中国、韓国を始め海外関係機関の関係者がアジア歴史資料センターを訪問した際に説明を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> YahooやGoogle,新聞系のサイト等、アクセス数の多いサイトを効率的に活用して広報を進めていることは評価できる。 教育・研究機関等22カ所における、教員、研究者、学生等を対象にしたアジア歴史資料センターの紹介と検索方法のデモンストレーションという地道な広報活動の取組は高く評価できる。また、公募によるロゴマークの作成など、一般国民をアジア歴史資料センターの活動に参画してもらう手法を採用したことは、望ましい方向であると評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国民生活センター(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:中名生 隆)
目的	国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うことを目的とする。
主要業務	1 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。2 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。3 上記1及び2に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。4 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。5 国民生活に関する情報を収集すること。6 上記1から5の業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	国民生活センター分科会(分科会長:山本 豊)
ホームページ	法人: http://www.kokusen.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/ksindex.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
＜総合評価＞	-	-	-	-	-	-	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取り扱いをしているため、第1期中期目標期間には「-」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 一般管理費及び業務経費	A	A	A	A	-	A	
(2) 最適化計画の策定	A	A	A	A	-		
(3) 人件費						A	
(4) 給与水準						A	
(5) 随意契約の見直し						A	
(6) 保有資産の有効活用						A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 消費生活情報の収集等	A×7	A×7 B×1	A×6	A×9	-	A×9	
(2) 国民への情報提供	A×7	A×7	A×7	A×7	-	A×12	
(3) 苦情相談	A×7 C×1	A×7 B×1	A×8	A×7	-	A×5	
(4) 裁判外紛争解決手続の整備						A	
(4) 関連機関との連携	A×7	A×9	A×8	A×8	-	A×8	
(5) 研修	A×7 B×2	A×9	A×9	A×9	-	A×8	
(6) 商品テスト	A×6	A×6	A×5 B×1	A×6	-	A×7	
(7) 調査研究	A	A×2	A×2	A×2	-		
(8) 中核機関としての役割強化						A	
3.予算	A	A	A	A	-	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の処分等に関する計画							
6.剰余金の使途							
7.その他内閣府令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画			A	A	-	A	
(2) 人事に関する計画	A	A×2	A×3	A×2	-	A×2	
(3) 中期目標期間を超える債務負担		A	A	A	-	A	
(4) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成20年度の独立行政法人国民生活センターの業務の実績については、中期目標の達成に向けて順調に計画を実施している。特に国民への情報提供では、今般、消費者庁設立などに伴い、多様化する消費者問題への行政の対応が注目されている中、国民生活センターが発信する重要性の高いテーマは、テレビ、ラジオ及び新聞などのメディアに数多く取り上げられ、消費者被害の未然防止・拡大防止に寄与している。
- また、PIO-NETなどに収集された情報を基に調査・分析を行い、死亡・重篤事故情報など、問題性、緊急性の高い情報については、迅速かつ的確に関係省庁及び事業者団体へ要望や情報提供を行った。さらに、自治体へのPIO-NET端末の追加配備先が決定したことで、地方のネットワークを強化することにより、情報の共有に寄与することが期待される。今後とも、関係省庁や地方センターとの連携を強化するよう努められたい。さらに、PIO-NETなどに寄せられる苦情相談を積極的に活用し、問題性、緊急性の高い消費者問題を見極めつつ、内容を分析し、消費者に分かりやすい形で情報提供を行うことにより、消費者被害の未然防止・拡大防止に努められたい。

- 職員の給与水準については、前年度に比べて、国家公務員の給与水準に近づきつつあると認められるが、今後とも引き続き給与水準の適正化に努められたい。
- 国民生活センターは「消費者の権利」確立のための大変重要な組織である。消費者庁設立に伴う機能強化を期待するとともに、途上にある課題に積極的に取り組まれることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)の 関与	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民への情報提供	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年度に報道機関等を通じて行った情報提供(59件)のうち、商品テスト結果や生命・身体に関わるものなど31件において事業者名を含む情報提供を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 報道機関などを通じて行った情報提供(59件)のうち、商品テスト結果や生命・身体に関わるものなど31件において事業者名を含む情報提供を行い、この面でも積極的に取り組んだと認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
苦情相談	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年度には、職員及び消費生活相談員で構成する6分野の専門チームを設け、弁護士等の専門家にヒアリングを行ったほか、相談処理の方法に関する学習会を開催し、経由相談の移送、共同処理等、直接相談においてはあっせんの充実に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> • 経由相談の件数は前年度に比べて減少しているが、受付センターから移送されたものが52件、共同処理などが458件と相談処理の面で充実を図った。移送、共同処理などの実を挙げることを通じて、ナショナルセンターに相応しい取組を行うことができた認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
裁判外紛争解決手続の整備	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために平成20年5月に公布された国民生活センター法の改正を踏まえ、平成21年4月から施行される裁判外紛争解決手続に向けて、以下の準備を進めた。 • 紛争解決委員15名を任命し、紛争解決委員会準備会を2回開催した。準備会においては、紛争解決委員会業務規程及び重要消費者紛争の指定案の審議を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 紛争解決委員15名を任命し、紛争解決委員会準備会を2回開催。業務規程及び重要消費者紛争の指定案の審議を行った。また、国民への周知徹底を図るため、広報活動を行った。さらに事務局体制を整備するなど、改正国民生活センター法による新規事業の円滑な実施に向け、準備作業を適切に実施したと認められる。
商品テストの強化	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 食品衛生法やJIS等の規格・基準に基づく定型的なテストは、(財)日本食品分析センターなどに31項目のテストを委託し、テスト業務の効率化を図った。また、室内のVOC濃度測定等の専門性が高いテストは、NPO法人室内環境技術研究会などに29項目のテストを委託し、テスト内容の充実につなげた。 • 専門性が高いテストの実施や評価に当たっては、独立行政法人や大学、医療機関の専門的な知見や技術情報等をテストに活用した。主な事例は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> • 国立医薬品食品衛生研究所が実施したコンドロイチン研究の専門的な技術的知見・データ等及び研究者のアドバイスを「関節に良いとされる成分を含む健康食品」のテストや評価に活用した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 80件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために18件の情報提供を行うとともに、企画・基準の見直しや法令違反への対処に関する9件の政策提言を行った。 • 定型的な31項目のテストは(財)日本食品分析センターなどに委託、また専門性が高い29項目のテストについては、NPO法人室内環境技術研究会などに委託し、テスト業務の効率化・内容の充実にも努めた。
中核機関としての役割強化	2(8)	<ul style="list-style-type: none"> • 中核機関としての役割強化に向け、冷凍食品への農薬混入、こんにやく入りゼリーによる窒息事故等の事案について、内閣府での調整を踏まえ、関係省庁との情報共有に資するべく「消費者安全情報総括官会議」等に適宜苦情情報等を提供した。また、内閣府に設置された「連鎖販売取引苦情調査チーム」に苦情情報を提供し、全国の高等学校へ配布・啓発するための「連鎖販売取引」に関するリーフレットを作成した。この他、事故情報データベースの構築に向け、内閣府から関係省庁等への参画依頼を踏まえ、参画予定機関との打合せを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 中核機関としての役割強化に向け、冷凍食品への農薬混入、こんにやく入りゼリーによる窒息事故の事案について、内閣府での調整を踏まえ、関係省庁との情報共有に資するべく「消費者安全情報総括官会議」に適宜苦情情報を提供した。また、内閣府に設置された「連鎖販売取引苦情調査チーム」に苦情情報を提供し、全国の高等学校へ配布・啓発するための「連鎖販売取引」に関するリーフレットを作成するなど適切に対応した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:間瀬 雅晴)
目的	北方領土問題等についての国民世論の啓発並びに調査及び研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする。
主要業務	1 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。2 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。3 昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援護を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。5 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第4条に規定する業務(貸付業務)を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	北方領土問題対策協会分科会(分科会長:上野 俊彦)
ホームページ	法人: http://www.hoppou.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/hindex.html
中期目標期間	5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価及び中期目標期間の業務実績について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価及び第1期中期目標期間には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化						A×7	
(1) 一般管理費の削減状況		A	A	A	-		
(2) 業務経費の削減状況	A	A	A	A	-		
(3) 能力向上の内容・方法		A	A		-		
(4) 役職員の給与水準見直し			A	A	-		
(5) 主たる事務所の移転				A	-		
(6) 随意契約の適正化				A	-		
2.国民に対して提供するサービス その他業務の質の向上							
(1) 国民世論の啓発に関する事項	A×4	A×16	A×16	A×14	-	A×9	
(2) 北方4島との交流事業						A×3 B×1	
(3) 北方領土問題等に関する調査研究	A	A×2	A×1 B×1	A	-	A	
(4) 元島民等の援護	A×3	A×8 B×1	A×9	A×10	-	A×3	
(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業						A×4	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	-	A	
4.短期借入金の限度額							
(1) 一般業務勘定							
(2) 貸付業務勘定	A	A	A	A	-	A	
5.重要な財産の譲渡等	A	A	A	A	-	A	
6.剰余金の使途		A	A	A	-		
7.その他主務省令で定める業務 運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画							
(2) 人事に関する計画	A	A×2	A	A	-	A×2	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 長期化を余儀なくされている日露間の平和条約締結交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中にあつて、少ない要員ながら全体として計画に即した着実な取組が行われている。中核となる事業についての取組、特に世論啓発や交流事業、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務については、その実績を高く評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(国民	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 支援実績 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県民大会 35回 19,246千円 ▶ 研修会・講演会 19回 4,392千円 	<ul style="list-style-type: none"> 北方領土返還要求運動の推進については、北方領土返還要求運動都道府県民会議等が実施する事業に対する支援や啓発

<p>世論の啓発に関する事項)</p>	<p>▶キャラバン・署名活動等34回 10,237千円 ▶パネル展 31回 3,301千円 ▶北連協等が行う啓発活動 10回 8,632千円 ▶合計 129回 45,808千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援条件 返還運動の事業内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという北方領土問題への政府の基本的立場に合致していること。 支援対象 県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集合体等。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>施設の展示資料の充実、県民大会等への講師派遣等、地道な努力が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年や教育関係者に対する啓発の実施については、北方領土問題青少年・教育指導者研修会、北方領土問題ゼミナール等の実施や、北方領土問題教育者会議の設立等が予定通り実施された。研修会や会議が活発に行われていることは将来の世代が関心を継続していくためにも望ましいものであると認められる。 わかりやすい情報の提供については、協会ホームページの青少年向けページの充実化が図られる等の努力が認められるが、新たなコンテンツの検討等を通じて、なお一層広く関心を引きつけ有益なものとなるよう、更なる取組を期待したい。
<p>国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方4島との交流事業)</p>	<p>2(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北対協主催 一般訪問2回、後継者1回、青少年1回の計4回の訪問を計画し、全て予定通り実施。 道推進委員会主催 一般訪問2回、後継者2回、青少年1回の計5回の訪問を計画し、全て予定通り実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流については、相互理解を深めるとともに、国民世論の啓発や返還運動の活性化に寄与する役割を果たしていると認められる。 専門家交流については、教育専門家の派遣、日本語講師の派遣が着実に行われたと認められる。 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保については、平成20年度において、民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約(または協定)を締結する、とされていたが、技術的困難があったとはいえ、計画通りに契約締結に至らなかった。後継船舶の確保に向け、一層の努力を期待したい。
<p>国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方地域旧漁業権者等に対する融資事業)</p>	<p>2(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業資金については過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果を重点に審査。生活資金については、特に資金の必要性と資金使途が明確であるか(目的外利用防止)を注視し、年齢、勤務先、収入、家族構成などによる可処分所得を重点に審査。資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には連帯債務者や連帯保証人を強化するなど、債権保全を実施。収入、資金使途など通常審査によりがたい案件については、債権管理担当者、貸付担当者、貸付統括者で合議し審査。転貸・委託扱いについても案件によっては事前協議を基本に、事業内容、償還能力など不明な点を補足し審査。 信用リスクの管理は「延滞債権督促マニュアル」に基づき、20年度も電話・文書督促に加え、弁護士名文書督促を35件、実態調査を46件実施し、管理・回収に努力。1か月以上の延滞先については、個別対象者の管理カードを作成し、督促記録や対象者の就業状況等を記録して管理し、債権回収に有効に活用。時効中断については、時効中断管理簿により、時効期日と時効中断を適切に管理しており、時効によって消滅した債権はなし。破綻先債権の管理については、破産手続の債権届出等、相手弁護士との情報を蜜にし適切に対処。また破綻先債権については、連帯債務者・連帯保証人と協議を行い債務承認と返済約定書の徴収に努め回収促進を図り、破綻先債権額は、前年度末に対して2,256千円減少。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月1日の「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」の改正に伴う融資制度の変更に関する周知については、効果的な方法で広報が実施されたと認められる。 関係金融機関との連携強化については、計画通り実施されたと認められる。 債権の保全については、貸付にあたっての審査の厳格な運用や資格者の高齢化への対応等、適切な取組が行われていると認められる。 信用リスクの管理については、「延滞債権督促マニュアル」を活用し、適切な管理が行われていると認められる。 リスク管理債権の適正な管理については、リスク管理債権比率は2.65%であり、計画の3.31%以下の水準を維持しており、適切に行われていると認められるが、増加抑制に向けて一層の努力を期待したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(平成17年9月1日設立)〈非特定〉 (理事長:シドニー・ブレナー)
目的	沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究開発等を推進することにより、沖縄における科学技術に関する研究開発の基盤の整備を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発、その成果の普及・活用の促進。2 研究者の交流を促進するための業務を行うこと。3 科学技術の研究開発を行う者への施設や設備の提供。4 国際的に卓越した科学技術研究者の養成。5 大学院大学の設置の準備。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会(分科会長:平澤 冷)
ホームページ	法人: http://www.oist.jp/j/index.html 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/oindex.html
中期目標期間	3年7か月間(平成17年9月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-		1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA ⁺ 評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取り扱いをしているため、第1期中期目標期間には「-」を記入している。
<項目別評価>						
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上						
(1) 研究活動	A×3	A×2 B×1	A×3			
(2) 研究・教育活動、研究者の採用				A	-	
(3) 研究成果の普及	A×3	A×2	A ⁺ ×1 A×2	A×2	-	
(4) 研究者養成活動	A×2	A×2	A	A	-	
(5) 大学院大学設置準備活動	B	B	A	B	-	
(6) 施設整備	A×2	A	A	A	-	
2. 業務運営の効率化						
(1) 組織運営及び財務管理	A×3	A×9 B×1	A×12 B×1	A×5 B×1	-	
(2) 活動評価	A	A	-	A×2	-	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	-	
4. 短期借入金の限度額	A					
5. 重要な財産の譲渡等						
6. 剰余金の使途						
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
(1) 施設・設備に関する計画	A	A	-	-	-	
(2) 人事に関する計画	A	A	A	B	-	
(3) 積立金の処分に関する事項						
8. 整理合理化計画等に基づく措置			A×3			

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、新たな分野である海洋生物多様性の分野での取組が進展するなど、先行的研究事業の更なる充実が図られるとともに、平成20年7月に運営委員会において、大学院大学の制度設計等について「新大学院大学の青写真」が取りまとめられ、政府における法案作成の基礎となるなど、開学に向けて具体的な進捗が見られたことは大きな進展であると評価できる。 他方、組織運営の状況については、事務の分担が不明確であったこと等、改善を要する点が見受けられた。平成24年度までの開学に向けて、第2期中期目標の前文に記載されているとおり、経営面においても世界の大学等に比肩し得るような質の確保と向上に努めることが重要である。 今後、沖縄において国際的に卓越した教育研究を行うという大学院大学の目的を踏まえつつ、第2期中期目標・中期計画に基づき、幅広い業務を適切に実施していく必要がある。このため、役員、研究者、事務職員の間で、組織の目的や課題についての認識及び業務の計画や進捗状況等に関する情報の共有を図り、一体となって努力していくことが重要であり、そのための適切かつ効果的なマネジメントが必要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・教育活動、研究者の採用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度中に、4名の主任研究者(3名の若手代表研究者及び1名の主任研究者)の採用が内定した。研究室スペースの制約から、着任は平成21年度以降となる。内定者のうち、2名は外国人研究者、2名は日本人研究者であり、主任研究者の総数は23名 	<ul style="list-style-type: none"> 主任研究者(PI)について、20年度中に4名が内定し、合計23名の体制になるなど、研究体制が順調に拡充しているものと認められる。また、着任者においても内定者を加えても外国人主任研究者が半数を超え(12名/23名(内定者を含む))、国際的な採用活

		(12名外国人研究者、11名日本人研究者)となる予定である。	動を積極的に行っていることは評価できる。大学院大学は教員の半数以上を外国人とすることを目指しており、PI以外の研究者も含め、引き続き、外国人研究者の採用に努力する必要がある。
研究成果の普及	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に発足した2ユニットを含めた19研究ユニットによる研究成果は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 論文発表: 71件 (平成19年: 52件) 書籍出版等: 8件 (平成19年: 8件) 口頭発表: 127件 (平成19年度: 84件) ポスター発表: 86件 (平成19年度: 68件) *論文発表・書籍出版等は暦年集計、口頭発表・ポスター発表は年度集計 4つの論文はネイチャーとサイエンスに公表された。30以上の他の論文についても、高い評価を得ているジャーナルオブニューロサイエンス、ジャーナルオブフィジオロジー、ブレインリサーチディベロップメント等で公表された。 	<ul style="list-style-type: none"> 論文の発表等、成果発表の件数についても、研究ユニットの増加に伴い、着実に増加している。さらに、ネイチャー等の国際的に評価の高い学術誌への研究成果の発表があったことも評価できる。 来年度以降も、論文等の総件数のみに着目するのではなく、研究者当たりの件数や、その質について留意した実績の説明に努めていただきたい。
大学院大学設置準備活動	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月に複数の運営委員会委員等とともに新たな大学院大学の組織等についての作業部会を行った。検討の内容は、平成20年7月の運営委員会において、新たな大学院大学の組織やガバナンス等についての提言「新大学院大学の青写真」として取りまとめられ、岸田内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)(当時)に提出された。この青写真を踏まえ、開学までに必要な具体的計画について内部の検討グループである「大学院大学設立準備グループ」などが検討を進めた。 前年度に実施した大学院大学等の調査に加え、平成20年度は、前年度実施した調査の対象機関とは別の新たな大学を対象として、調査を実施した。これにより、平成20年度に大学院大学のモデルを検討するための調査を完了した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「新大学院大学の青写真」が取りまとめられ、これを踏まえ、「大学院大学設立準備グループ」などにより具体的な計画についての検討が適切に進められているものと認められる。 世界最高水準の大学院大学の実現を目指す機構の使命に照らすと、大学院大学のモデルの検討に資する調査が、十分に戦略性を持って行われたのか疑問が残った。質の高い学生の獲得に関し国際的に厳しい競争が展開される状況の中で、沖縄において、世界最高水準の大学院大学を設置するには、認可申請に必要な事項の検討に留まらず、国内外の特性や状況に配慮し、それぞれの優れた学生を獲得する方策を含め、現時点から、より緻密な戦略を構築していくことが不可欠である。適切なベンチマークを設定した上で、開学に向けた取組を戦略的・計画的に行っていくことが期待される。
組織運営及び財務管理	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月より調達課、予算課、経理課を設置する等管理事務を円滑かつ効果的に実施するための組織とした。 また、更なる運営の効率性と支出管理の向上を図り、またキャンパス移転、開学を視野に入れ、組織規程ほか諸規程の見直し、組織の改編を実施し、組織推進部、財務・人事部、総務グループ、企画グループ等からなる組織とした。 諸規程等制定や改正、入札・契約の実施の際に専任のコンプライアンス担当が内容を精査し、コンプライアンスの確保等適切な業務運営に努め、内部統制・ガバナンスの拡充を図った。また、コンプライアンスに関連する各種研修等に職員が参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 開学に向けて、段階的に事務組織の改編が行われ(平成20年4月及び平成21年4月)、管理事務の円滑化・効率化に努めたことは評価できるが、事務の分担が不明確であったこと等、複数の改善を要する点が見られた。今後は、兼務等を含め事務の分担を明確化するとともに、組織の一員としてその役割を果たす意識を機構内で共有することが重要である。また、組織管理上の重要な役割について、速やかに適切な人材を専任で配置すること等を検討するなど、開学に向けて事務局体制の整備を進める必要がある。
人事に関する計画	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> 定年制職員の事務職を計画的に採用する事に努めている。平成20年度中には新卒、任期制からの転向、出向を含めた9名を採用した。 平成20年度のスタッフ採用は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 研究ユニット所属 39名 (定年制職員0、任期制職員39) 事務部門所属 20名 (定年制職員9、任期制職員11) 平成20年度末の定年制職員は、定員23名に対して、実員は21名であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の採用活動を様々な方法により積極的に行ったことは認められるが、職員の採用について、予算上の計画との間に乖離が見られた。 今後は、予算上の計画を踏まえるとともに、適切かつ効果的な管理運営を実現する観点や、増大する業務に対応する観点から、増員が必要な業務等について具体的な見直しを立てた上で、計画的な職員採用を行う必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・ 該当なし。

② 総務省

法人名	独立行政法人情報通信研究機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:宮原 秀夫)
目的	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。
主要業務	1 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発。2 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るもの。3 周波数標準値を設定し、標準電波を放射し、及び標準時を通報すること。4 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。5 無線設備の機器の試験及び校正を行うこと。6 業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。7 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。8 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。9 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。10 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応じること。11 基盤技術研究円滑化法等に規定する業務を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	情報通信・宇宙開発分科会(分科会長:森永 規彦)
ホームページ	法人: http://www.nict.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/0908m.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	*	*	*	*	*	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。
<項目別評価>						2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上						* H20年度:平成20年度における中期計画の達成度は良好であると評価できる。
(1)研究開発業務等	AA×7 A×6	AA×5 A×8				H19年度:(H18年度に導入された)新しい仕組みを着実に運用し、全体的に所期の目標を十分上回る成果が得られたものと評価できる。
(2)電波関連業務	A×3	AA×2 A×1				H18年度:中期目標・中期計画のうち当該年度における計画目標を総体的にみて期待されるレベルを上回って達成したと認められる。
(3)(1)及び(2)に係る「成果の普及」に関する事項	A	A				H17年度:業務の実績は、総合的に見て、当該年度の目標を十分に達成したと評価できる。
(4)共同利用施設整備業務	A	A				
(5)助成金交付業務	A	A				
(6)海外研究者招へい業務	A	A				
(7)通信・放送事業分野の情報提供等業務	AA	AA				
(8)(1)～(7)に関するその他の事項	A	A				
(9)基盤技術研究促進業務	A	A				
(10)通信・放送事業分野の事業振興等業務	A	A				
(11)通信・放送承継業務	A	A				
(12)戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及			AA	A	A	
(13)研究開発計画			AA×5 A×12	AA×4 A×10 B×3	AA×6 A×9 B×1	
(14)高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援			A	AA	A	
(15)利便性の高い情報通信サービスの浸透支援			A	AA	A	
2. 業務運営の効率化						
(1)共通事項	AA	A				
(2)業務事項	A	A				
(3)組織体制の最適化			A	B	B	
(4)業務運営の効率化			A	A	B	
3. 予算、収支計画及び資金計画						
(1)予算計画						
(2)収支計画						
(3)資金計画	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額						
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画						
6. 剰余金の使途						
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A				
(1)施設及び設備に関する計画		A	A	A	A	
(2)人事に関する計画						
(3)積立金の処分に関する事項						

(4)その他研究機構の業務の運営に関し必要な事項

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(当該年度又は中期目標の期間における中期計画の達成度)

- 平成20年度における中期計画の達成度は良好であると評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及	1(12)	<ul style="list-style-type: none">欧米との連携・協調に基づく新世代ネットワーク関連技術については、H19年度に創設した機構内横断的な「新世代ネットワーク研究開発戦略本部」において、産学連携のもと、「新世代ネットワークビジョン」を作成し公表するとともに、「技術戦略中間報告」を取りまとめ公表した。また、第1回日EU新世代ネットワーク共催シンポジウムを6月に、NICT-NSF共同ワークショップを10月にそれぞれ欧米で開催し、政策及び最新の研究動向に関する意見交換を行い、連携・協調への取り組みを強化した。 など	<p>(効率的・効果的な研究開発の推進)</p> <ul style="list-style-type: none">プログラムディレクター制度をプログラム・コーディネーター制度に発展的に変更し、自主研究と委託研究・拠点研究との連携の効率化等の面で成果がみられた。外部評価と内部評価を連動させる仕組みが形成され、研究活動の進捗管理、研究課題の重点化等に効果があらわれており、資源の有効活用という面から、効率性を実現したものと評価できる。 <p>(国民ニーズを意識した成果の発信)</p> <ul style="list-style-type: none">論文発信量、知的財産の実施化率、新聞掲載記事件数、アウトリーチ活動回数について目標を上回っており、有効な活動が実施された。 <p>(職員の能力発揮のための環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none">標準化については職員の活動の現状把握や能力向上など重要な施策が実行されるとともに、寄与文書数も大きく上回り、有効な活動は実施された。
最先端の研究開発テストベッドネットワークの構築	1(13)	<ul style="list-style-type: none">本年度はJGN2の研究成果を踏まえ、SPARC(呼称: スパーク:Service Platform Architecture Research Center)という5つの主研究開発テーマの推進とテストベッド・ネットワーク運用からなる体制を構築し、JGN2plusで実証実験を行い、新世代NWのためのテストベッド実現につながる要素技術の研究を行った。H20年より新規に最先端の光テストベッド(JGN2plus)を構築・運用。96件の研究プロジェクト。 など	<ul style="list-style-type: none">新世代ネットワーク研究促進のための対応としてサービスプラットフォーム実現のための環境を計画より前倒しで構築し、実証実験・本格展開のために必要とされる体制を整えた。より高度なネットワークサービスの創造を目指したサービスプラットフォームの構築を新たな目標として設定し、ネットワーク制御、計測及びオーバレイ構築基盤をJGN2plus上に展開し、一部は国際展開も実施した。研究プロジェクトは96件(うち海外プロジェクト21件)、参加研究機関は313機関となり、初年度として前プロジェクトであるJGN2と比較してより多くの研究プロジェクトに利用された。
新機能・極限技術に関する研究開発	1(13)	<ul style="list-style-type: none">量子情報通信用超伝導単一光子検出器の性能向上を目指して、電子ビーム描画及び素子作製プロセスの最適化により、線幅100 nmの検出素子を作製することに成功した。また、作成した素子の性能評価を行い、1550 nmの通信波長帯において、検出効率が1%以上、暗計数率が100以下の世界最高性能を示した。 など	<ul style="list-style-type: none">委託研究と連携した実時間カメラ、理研等と連携した統合データベースの実現とWEB公開、高感度量子井戸型検出器、高精度パルス光源、古典絵図分析に活用される物質分光分析デモなどテラヘルツ技術の特徴である非破壊・非接触センサとしての基礎技術から応用デモまで、幅広い技術基盤を短期間で確立した。NICTが開発した世界最高水準の超伝導単一光子検出器を利用し、世界最高性能のシステムレベルで量子暗号伝送実験に成功した。
利便性の高い情報通信サービスの浸透支援	1(15)	<ul style="list-style-type: none">テレコム・ベンチャー投資事業組合を通じて、ベンチャー企業の発掘・支援育成に関する状況(出資金額及び既投資先企業の事業状況等)の把握を行うとともに、投資事業組合の業務執行組合員に対し、収益可能性等のある出資を要請している。その結果、平成20年度までに計4社が上場を果たしている。また、ウェブページにおいて、テレコム・ベンチャー投資事業組合の貸借対照表及び損益計算書を公表した。旧通信・放送機構が直接出資し研究機構が承継した法人(平成19年度までに3社売却し、平成20年度期首で2社保有(清算中の株東京映像アーカイブを除く。))に対して、月毎の資	<ul style="list-style-type: none">ウェブページ「情報通信ベンチャー支援センター」において、情報通信ベンチャーに有益な情報提供を行うために様々な工夫により毎年着実にアクセス数を増加させ、前年度を上回る456万件のアクセスを達成した。公募から交付決定までの事務手続きの迅速化を図り、全て中期計画に定めた標準的事務処理期間内に完了するなど事務の効率化を図っている。国際福祉機器展等の場において、身体障害者向けの通信・放送役務の提供及び開発の推進に係る助成金事業に関する成果を広く発表した。

金繰りや財務諸表の提出を求めて経営分析を行い、経営状況の把握に努め、事業運営等の改善を求めた。

など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本法人の業務実績報告書によれば、自ら行う各研究開発課題については、外部評価委員会による評価を実施し、その結果を踏まえた内部評価を実施するという評価システムを運用することにより次年度の実行予算等の資源配分を決定したことが示されている。これに対し、評価結果においては、中期目標で示された評価結果の活用や不断の見直しとの関係について特段の言及を行っていない。中期目標で示された目標との関係をどのように考えているか明確でなければ、AA評定やA評定とすることについての説明が十分であると言えない。昨年度と引き続きの意見となるが、今後の評価に当たっては、評価調書の記載方法を工夫するなどにより、中期目標を十分に踏まえた評価となるようにすべきである。
- 評価項目「無線ネットワーク技術に関する研究開発」、「光量子通信技術に関する研究開発」及び「時空標準に関する研究開発」については、平成19年度の評価結果では評価がA評定(中期目標を十分達成)とされ、「バイオコミュニケーション技術に関する研究開発」については、同評価結果では評価がB評定(中期目標を概ね達成)とされており、20年度の評価結果においてはこれらすべての評価がAA評定(中期目標を大幅に上回って達成)とされている。しかしながら、研究成果について様々な言及があるが、中期目標の達成状況については必ずしも十分に示されているとは考えられない。したがって、平成19年度評価結果においてA評定やB評定であったものを20年度評価結果において最上級の評定とする説明が十分になされているとは言い難い。今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、中期目標の達成状況を踏まえた説明をすべきである。
- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、給与水準が国家公務員の水準を上回っている理由について、「法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているか」という観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。」、「給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行い、評価結果において明らかにすべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成20年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で107.3(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っており、その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、大部分の職員が都市部(東京都小金井市)を勤務地としていることや国家公務員採用I種試験採用者の比率が高いことを挙げている。しかしながら、評価結果においては、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が示されておらず、給与水準の適正化に向けた法人の取組を促すものとなっていない。今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証した結果を評価調書等で明らかにし、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価となるようにすべきである。

法人名	独立行政法人統計センター(平成15年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:中川 良一)
目的	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 国勢調査等の製表を行うこと。2 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。4 業務に必要な技術の研究を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	統計センター分科会(分科会長:佐藤 修三)
ホームページ	法人: http://www.nstac.go.jp/index.html 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/0908m.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 * 総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「-」と記載している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務運営の高度化・効率化	A	AA	AA	AA	AA	AA	
(2)効率的な人員の活用	A	A	A	A	A	A	
(3)業務・システムの最適化			A	A	A	AA	
(4)随意契約の見直し						A	
(4)製表業務の民間開放に向けた取組				A	A		
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表	AA×3 A×6 B×1	AA×2 A×7	AA×3 A×6	AA×4 A×7	AA×3 A×10	AA×3 A×7 B×3	
(2)受託製表	A×11 B×1	A×11 B×1	A×11	A×11 B×1	A×15 B×1	AA×3 A×9 B×1	
(3)統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理	B	A	A	A	A	A	
(4)技術の研究	A	A	A	A	A	A	
(5)製表結果の精度確保・秘密の保護						A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-	-	
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7. その他の業務運営							
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分						-	
(4)その他	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 中期計画においては、投入量を分析し、その結果を活用して業務運営の高度化・効率化を推進するとされているところ、項目別評価を総合すると、平成20年度は各種統計調査の製表業務が基準に基づき進められ、概ね要求された品質で結果が期限までに提供されていると認められる。さらに、業務経費及び一般管理費の削減については、前年度比4.4%の削減を達成しており、中期計画における目標数値(平成24年度までに85%以下)に向けて、着実に削減を達成しつつある。また、常勤役員数についても、中期計画における目標値である「平成24年度末に前期末(平成19年度末)比94%以下」に向けて、着実に削減を達成しつつあり、これらの効率化を引き続き推進することが望まれる。
- 役員数の給与については、対国家公務員で91.5、対他法人で85.6となっており、適正な水準に保たれていると認められる。
- 最適化計画の実施については、平成23年度までに約3.9億円の削減目標を立てているところ、20年度までにおいては約2.2億円の削減を達成しており、同計画に引き続き取り組んでいくことが望まれる。
- また、平成21年度から開始される新統計法に基づく業務について、必要な準備がなされていると認められる。
- 製表業務に関する技術研究については、オートコーディングシステムやデータエディティングに関する研究が進められており、これらの技術開発を行うことにより、調査環境の変化や利用者のニーズの多様化に対応することが期待される。

- さらに、人材の確保・育成による組織の能率向上も着実に進められており、全体としては、第2期中期目標期間の初年度である平成20年度においては、中期計画を十分達成したものと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																																										
業務運営の高度化・効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 21年1月からホストコンピュータ2台のうち1台を廃止。 業務の効率化により、年度計画の目標である常勤職員13人削減を実現(年度末常勤職員数は866人)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務経費及び一般管理費の削減では、「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」に基づき、平成21年1月からホストコンピュータ2台のうち1台を廃止するとともに、サーバの集約、共用PCの削減及びプリンタ等周辺機器の統一を行ったことで、20年度は、効果比較年度の18年度に比べて約2億2千万円の経費削減となった。 <p style="text-align: right;">など</p>																																										
国勢調査	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国勢調査に係る実績は、27,331人日(対計画3,747人日(12%)減)であった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投入量については、平成22年国勢調査第2次試験調査で予定していた事務が中止となった事情はあるものの、地域間比較表分析的審査支援システムの開発や産業・職業細分類特別集計において、コンピュータによる符号置換え処理を行ったことにより事務の効率化が図られたことなどにより、業務全体では予定より大幅に減少(対計画3,747人日(12%)減)している。こうしたことから、効率的な業務運営が行われていると認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>																																										
小売物価統計調査	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 小売物価統計調査に係る実績は、8,380人日(対前年度488人日(6%)減)であった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務の繁閑に即応した人員配置の積極的な実行などにより、事務の効率化が図られ、業務全体の投入量は、前年度に比べ減少(対前年度488人日(6%)減)となり、効率的な業務運営が行われていると認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>																																										
人事院給与局委託業務(国家公務員給与等実態調査、職種別民間給与実態調査、家計調査特別集計(標準生計費・住宅関係・各分位)、平成16年全国消費実態調査特別集計(標準生計費))	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員給与等実態調査等の実施状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">提出状況</th> <th rowspan="2">満足度</th> </tr> <tr> <th>予定</th> <th>実績</th> <th>期限</th> <th>適合度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国家公務員給与等実態調査</td> <td>平成20年調査</td> <td>20.8</td> <td>20.8.12</td> <td>○</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>平成21年調査</td> <td>平成21年度に継続</td> <td>平成21年度に継続</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>職種別民間給与実態調査</td> <td>平成20年調査</td> <td>20.7</td> <td>20.7.11</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家計調査特別集計(標準生計費・住宅関係・各分位)</td> <td>平成19年調査</td> <td>20.6</td> <td>20.4.16</td> <td>○</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>平成20年調査</td> <td>平成21年度に継続</td> <td>平成21年度に受託(注)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成16年全国消費実態調査特別集計(標準生計費)</td> <td>平成19年度受託分</td> <td>20.5</td> <td>20.4.7</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注) 委託元の事情により、平成21年度の受託に変更となった。</p>	区分	提出状況				満足度	予定	実績	期限	適合度	国家公務員給与等実態調査	平成20年調査	20.8	20.8.12	○	○	平成21年調査	平成21年度に継続	平成21年度に継続	-	職種別民間給与実態調査	平成20年調査	20.7	20.7.11	○	○	家計調査特別集計(標準生計費・住宅関係・各分位)	平成19年調査	20.6	20.4.16	○	○	平成20年調査	平成21年度に継続	平成21年度に受託(注)	-	平成16年全国消費実態調査特別集計(標準生計費)	平成19年度受託分	20.5	20.4.7	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 人事院給与局から提示された製表基準書に基づき、適切に作成した事務処理マニュアルにより製表業務が行われ、定められた期限までに製表結果を提出している。統計センターに委託した製表業務に対する同局の満足度についても、「満足できる」という状況である。また、投入量が予定よりも大幅に減少(対計画294人日(32%)減)しており、効率的な業務運営が行われていると認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
区分	提出状況				満足度																																								
	予定	実績	期限	適合度																																									
国家公務員給与等実態調査	平成20年調査	20.8	20.8.12	○	○																																								
	平成21年調査	平成21年度に継続	平成21年度に継続	-																																									
職種別民間給与実態調査	平成20年調査	20.7	20.7.11	○	○																																								
家計調査特別集計(標準生計費・住宅関係・各分位)	平成19年調査	20.6	20.4.16	○	○																																								
	平成20年調査	平成21年度に継続	平成21年度に受託(注)	-																																									
平成16年全国消費実態調査特別集計(標準生計費)	平成19年度受託分	20.5	20.4.7	○	○																																								

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本法人の給与水準の適切性に関する評価については、平成19年度の対国家公務員指数(年齢勘案)の数値(91.5(事務・技術職))を用いて行われており、評価の対象とすべき20年度の指数を用いていない。今後の評価に当たっては、評価の対象となる年度の給与水準の適切性について評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人平和祈念事業特別基金(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:青木 健)
目的	今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。
主要業務	1 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。2 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。3 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。4 関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業(平成19年度より「特別記念事業」を実施)を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	平和祈念事業特別基金分科会(分科会長:亀井 昭宏)
ホームページ	法人: http://www.heiwa.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/0908m.html
中期目標期間	2年6か月間(平成20年4月1日～平成22年9月30日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	*	*	*	*	*	*	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 *第1期中期目標期間:目標を十分達成 H20:目標を概ね達成 H19:目標を概ね達成 H18:目標を十分達成 H17:目標を十分達成 H16:目標を十分達成
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務経費の削減	AA	AA	AA	A	A	A	
(2)外部委託の推進	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(4)随意契約の見直し						A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)資料の収集、保管及び展示	AA×2 A×1	AA×3	AA×2 A×1	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3 B×1	
(2)調査研究	A×2 B×1	A×2 B×1	AA×1 A×1	A×2	A×3	A×1 B×1	
(3)記録の作成・頒布、講演会等の実施等	AA×2 A×2	AA×2 A×2	AA×3 A×1	A×2 B×2	A×2 B×2	AA×1 A×3	
(4)書状等の贈呈事業	AA×1 A×2	AA×1 A×2	A×3	A×1 B×1	A×2 B×1	A	
(5)特別記念事業等				A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×3	
(6)その他の重点事項	A×3 B×2	A×4 B×1	A×4 B×1	AA×1 A×3 B×1 D×1	AA×1 A×3 B×1	AA×1 A×4 B×2	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-	-	
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2)人事に関する計画	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A	
(3)その他業務運営に関する事項	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	A×4	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 関係者の労苦についてその理解を深め、後世に継承する事業である資料の収集、資料館の展示内容の充実、特別企画展、地方展、フォーラム、高校生平和祈念ビデオ制作コンクール、戦争体験の労苦を語り継ぐ集いなどについては、確実に実施し成果を挙げているところであるが、入場者数が目標を下回っている場合もあり、入場者数増のための更なる取組が必要である。
- 特別記念事業については、過去に書状等の贈呈を受けた者に対するお知らせの実施、審査処理の進行管理の徹底、請求期限を踏まえた事業の周知などを行い、19年度に比べ多くの請求受付、認定を行えたことは評価できる。なお、未処理案件については、標準期間内に処理を完了できるよう、引き続き努力されたい。
- このほか、法人解散を見据えた資料移管のための準備作業を積極的に実施し、また、ホームページの内容を充実させ情報発信に努めたことは評価できる。
- なお、経費総額や人件費の削減については、引き続き更なる削減のための努力を行っていくことを期待したい。
- 以上のことから項目別評価を総合すると「目標を概ね達成した」と認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
資料の展示	2(1)	<p>(開館日・開館時間の弾力化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当資料館の休館日は通常毎月曜日であるが、基金の解散を2年後に控え、啓発活動の充実及び利用者のニーズに合わせて積極的に月曜日開館を恒常的に実施することとした。結果、365日中338日間の開館となった。これに併せてJR、地下鉄、私鉄などの交通広告において資料館の啓発広報とともに年中無休の開館を積極的に広報をした。また、学校自由研究の題材を集めに訪れた遠方からの小学生等が開館時間前に来られた場合には、開館時間を早めた。これらのように、利用者のニーズに合わせた開館時間の弾力的な運用にも務めた。 20年度の入館者数は、48,272人であり、20年度の目標値(52,000人)の92.8%にとどまった。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平和祈念展示資料館 平和祈念フォーラム実施日や特別企画展開催中などにおいて、資料館の開館日・開館時間の弾力化等を行うという目標に対し、7月21日以降、従来休館日であった月曜日も開館していること、学校の自由研究の題材を集めに訪れた遠方からの小学生等が開館時間前に来られた場合には、開館時間を早めたことは、利用者のニーズに合わせた開館日・開館時間を弾力的に運用を行っている。 20年度の入館者数は、48,272人であり、20年度の目標値(52,000人)の92.8%にとどまったこと。 <p>など</p>
語り部の積極的活用	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 「語り部」を常駐させることにより、説明員の予約なしで来館した多くの中学生グループの総合学習等に対しても、個別に対応できる体制を整えている。語り部の説明を受けた来館者からは、「語り部の話を聞いて、展示されている写真、絵画等の本当の意味がよくわかった。」等の感想が寄せられているほか、総合学習等で訪れた中学生などから「実体験者の話を聞き戦争の悲惨さ平和の大切さを痛感させられた。学んだことを伝え、また今後に生かしていきたい。」等の礼状が多く届いている。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「語り部」を積極的に活用するとの目標に対し、①「語り部」を資料館に年間延117人配置(目標年間延60人)していること、②小学校への派遣実績は、小学校14校、学童延べ35クラス、1,127人(前年度比8人増)に対し、本人の当時の経験を紙芝居にするなど、子どもたちに積極的に「語り部」が対応していること、③「語り部」から説明を受けた来館者、小学校の教師及び児童の感想や礼状等から、「語り部」を置いた目的が十分達せられていると考えられること。 これらのことから、「目標を大幅に上回って達成」したと評価できる。 <p>など</p>
ホームページの充実	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 日頃のホームページの内容充実に加え、ヤフージャパンが行っていた「戦争特集2008」(平成20年8月6日から9月2日までヤフーのポータルサイトに掲載)に、平和基金から「戦争体験の労苦を語り継ぐために」(冊子)や、関係者の労苦についての手記などをとりまとめた「平和の礎」の選集及び児童書を提供したり、ヤフーのポータルサイトから平和基金ホームページへリンクを張った結果、戦争体験の勉強の場として平成20年8月の平和基金へのアクセスが増えた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 展示資料館の団体申込みをメールでも予約できるようにホームページの内容を充実させ利用者の利便向上を図るとともに、「戦後強制抑留史」(抜粋)の英訳版や「独立行政法人平和祈念事業特別基金年報(平成19年度版)」をホームページに掲載し、電子データ化された関係資料等の公開に努めたこと、また、総務省メールマガジンの活用などにより、目標を上回る125万件のアクセスがあったことから、「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本法人は、関連法人(財団法人全国強制抑留者協会。以下「財団」という。)に対し3億円の助成金を交付し、財団では、特別慰藉基金(以下「基金」という。)を造成し事業を実施している。しかしながら、平成20年度の評価結果をみると、財団の基金事業の実施状況や、基金の管理の適切性についての本法人の指導状況についての評価が行われていない。
- 今後の評価に当たっては、i)当該助成金に関する規程等の整備の適切性、ii)当該助成金に係る事業目的の達成度、iii)基金事業の実施状況の分析と事業内容に関する法人の指導状況の適切性について評価を行うべきである。

法人名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構(平成19年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平井 正夫)
目的	日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。
主要業務	1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。)の規定、整備法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成17年法律第78号)附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行う。2 整備法附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。)の規定、整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行う。3 1及び2の業務に附帯する業務を行う。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会(分科会長:下和田 功)
ホームページ	法人: http://www.yuchokampo.go.jp/index.html 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/0908m.html
中期目標期間	4年6か月間(平成19年10月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>		—	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>			
1.業務運営の効率化			※ 総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「—」と記載している。
(1)組織運営の効率化	AA	AA	
(2)業務経費の削減	A	B,A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			
(1)資産の確実かつ安定的な運用	A	A,A	
(2)業務の質の確保、標準処理期間の設定	A	A	
(3)監督方針の策定、確認等	B	A	
(4)業務の実施状況の継続的な分析	A	A	
(5)照会等に対する迅速かつ的確な対応	B	B	
(6)情報の公表等	A	A	
(7)預金者等への周知	A	B	
3.財務内容の改善に関する事項			
(1)予算、収支計画及び資金計画	A	A	
(2)短期借入金の限度額	—	—	
(3)重要な財産の処分等に関する計画	—	—	
4.その他業務運営に関する重要事項			
(1)施設及び整備に関する計画			
(2)適切な労働環境の確保	A	A,A	
(3)機構が保有する個人情報の保護	A	A	
(4)災害等の不測の事態の発生への対処	A	A	
(5)その他	C	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 組織運営の効率化については、想定外業務への対応には派遣職員を機動的に活用。一般管理業務及び業務経費の効率化により業務経費の低減が図られた。また、契約締結状況を機構のホームページで公表。超過勤務手当の削減を目指し、その管理を徹底すると共に定時退庁日の設定等、必要な方策を実施し、人件費を目標以上の1.5%削減。地域手当の抑制にも努め有効に人件費を削減。年齢・地域・学歴を勘案したラスパイレズ指数は100%となっていることを説明。
- 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の運用については、運用計画を遵守。特に、簡易生命保険については、毎月委託先の説明を受け運用状況を把握するとともに、安全資産保有義務について、運用実績の検証を実施。また、安全資産の額が機構のために積み立てられる額を下回るリスク(株価及び為替水準)について検証。
- 提供するサービスの質の確保については、中期計画に掲げる取扱いについて、標準処理期間内での処理割合9割以上を求め、実際に標準処理期間内で9割以上が処理されている。業務の実施状況の継続的な分析について、利用動向調査を継続的に行っており、今回は調査項目を適宜追加するなど、より業務実施についてのきめ細かい調査が行われている。
- 機構が直接受け付ける郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等に関し、お客様応答マニュアルの活用ならびにお客様対応事例集の更新・拡充を実施。また、委託先及び再委託先に対しては、適切に確認・指導等を実施。
- 財務内容については、利益剰余金の発生原因は分析され、主な要因たる権利消滅金・時効完成益については、適切な管理を行っている。

- 預入・据置期間が経過する郵便貯金の預金者に対し、権利消滅する前に案内を送付、ホームページでの公表、新聞広告をはじめとするさまざまな媒体での広報活動を行い効率的な早期払戻しを呼びかけている。簡易生命保険においても、新たに支払義務が発生した保険金等について支払通知書を発行、ホームページでの公表、新聞広告を行うなど積極的に効率的な広報活動を行っている。
- その他、個人情報管理規程に基づき、研修を行い、遵守状況をチェックシートで定期点検 など。
- 以上のことから、項目別評価を総合すると「目標を十分に達成」したものと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務経費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 基準額を超える随意契約縮小の取組として、平成19年度の随意契約案件6件のうち、平成20年度へ継続する案件3件のうち一般競争へ1件、企画競争へ1件の移行を行った。 • 基準額を超える随意契約の総額では、平成19年度の総額 5,017 万円に対し、平成20年度は総額 2,154 万円になり、42.9%へ縮小が図られた。 • 少額随意契約については、昨年同様複数の業者から見積もりを徴することを徹底し経費の効率的な使用を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 一般管理業務及び業務経費の効率化により、低減が図られた。また、契約締結状況を機構のホームページで公表したことは評価できる。 • 随意契約をさらに縮小し、効率性をさらに高める措置を採用することが望ましい。各部門の業務を的確に把握するため、随時の確認と定期的な確認を検討すべきだろう。
照会等に対する迅速かつ的確な対応	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> • 郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等に対応するため、電話対応の基本等を盛り込んだお客様応答マニュアルの活用と併せ、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務における実際の応対事例を分類した「お客様応対事例集」を更新・拡充し、お客様からのご意見・照会等の際に活用し、迅速かつ的確に対応した。 • 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務においては、中期計画において実施すべき事項を具体的に盛り込んだ年度計画を定めるとともに、委託先及び再委託先に対する監督項目等を規定した監督方針を定め、確認・指導等を行うことにより、委託先及び再委託先が郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等から受け付ける照会等に対して、迅速かつ的確に対応することを求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 機構が直接受け付ける郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等に関し、お客様応答マニュアルの活用ならびにお客様応対事例集の更新・拡充を実施したことは、お客さまへの迅速・的確な対応へ向け必要な取組である。 • 委託先及び再委託先に対しては、適切に確認・指導等を行うことにより、お客さまから受け付ける照会等に対して、迅速かつ的確に対応することを求めていることも同様に必要な取組である。 • その上で、苦情・申告等を契機にした一定の業務改善や再発防止策の取組も実施しているものの、機構の取組の結果、お客さまへの対応が従来と比較し、どのように迅速かつ的確になるように改善されたのかということが、一層明確になるように取り組むことが望まれる。
その他(環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進)	4(5)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年度における環境に配慮した特定調達物品の調達目標を100%とする「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(調達方針)を策定し、機構のホームページにおいて公表した。調達に当たり、納入業者、契約業者に事業所自身がグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入等には、できるだけ簡易な包装とすること及び低公害車の利用に勤めることを働きかけた。また、納入する物品は調達方針に定める判断の基準をみたすものとするよう仕様書に明記した。上記取組の結果、全45品目において目標の100%を達成した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 環境に配慮した製品の使用推進やリユース・リサイクルの推進など、環境に配慮した業務運営は今後もさらに重要となる。調達目標を100%とする「調達方針」及び「温室効果ガスへの排出削減等の実施計画」を策定したことは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

③ 外 務 省

法人名	独立行政法人国際協力機構(平成15年10月1日設立)<非特定> (理事長:緒方 貞子)
目的	開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。
主要業務	1 国際約束に基づく開発途上国への技術協力(研修員受入、専門家派遣等)。2 国際約束に基づく有償資金協力の実施。3 国際約束に基づく無償資金協力の実施。4 開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の推進。5 移住者に対する支援、指導等。6 技術協力等のための人材の養成及び確保。7 緊急援助のための機材・物資の備蓄・供与。8 業務に関連する調査及び研究の実施。9 国際緊急援助隊の派遣。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南 直哉)
分科会名	国際協力機構分科会(分科会長:井口 武雄)
ホームページ	法人: http://www.jica.go.jp/ 評価結果: http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikou_20/index.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期 目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の機動性の向上	S	A	A	S	A	A	
(2)業務運営全体の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)施設、設備の効率的利用	A	A	S	S			
(4)改正機構法の施行に向けた準備					A		
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上							
(1)統合効果の発揮						A	
(2)事業に関する横断的事項						A	
(3)各事業毎の目標							
(イ)技術協力						A	
(ロ)有償資金協力						A	
(ハ)無償資金協力						A	
(ニ)国民等の協力活動						A	
(ホ)海外移住						A	
(ヘ)災害救助等活動						S	
(ト)人材育成確保						A	
(チ)調査及び研究						A	
(リ)受託業務						A	
(以下、(1)～(8)は平成19年度評価までの分類)							
(1)総論	A	A	A	A	A		
(2)技術協力	A	A	A	A	A		
(3)無償資金協力の実施促進	A	A	A	A	A		
(4)国民等の協力活動	A	A	A	A	A		
(5)海外移住	A	A	A	A	A		
(6)災害援助等協力事業	S	S	S	S	A		
(7)人材育成確保	A	A	S	S	A		
(8)附帯業務	A	A	A	A	A		
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	A	
5.重要資産の譲渡等	A	A	A	A	A	B	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項	-	-	-	-	-	-	
(1)施設・整備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項					A	A	
(4)その他必要な事項	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(全般的評価)

- 独立行政法人国際協力機構(JICA)の平成 20 年度業務実績については、JICAが「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の施行(20 年 10 月 1 日)による旧国際協力銀行(海外経済協力業務)との組織・業務の統合及び新JICAの発足に向けた準備を進めたこと、また、統合以降は、組織内の調整・融和を図りながら、変更後の第2期中期計画に沿って新たな業務の進め方を運用し着実に業務を遂行したこと、統合効果の発揮に向けた新たな取組にも着手したこと等を確認し、総じて順調であると評価できる。

(今後の業務において特に考慮すべき事項)

- 新JICAに対しては、世界最大規模のODAの実施機関として、支援対象の発展途上国や国際機関からも大きな期待が寄せられている他、国内からも、官民連携や市民参加協力の推進に対する高い期待が寄せられていることを踏まえ、今後は以下の諸点について特に考慮していく必要がある。
 - 統合後の新組織・業務体制の円滑な運用に向け、特に、職員・事業支援要員等の活用のあり方にかかる改善を含め、定期的な運営状況のモニタリングを通じ、新たな課題を洗い出し、その機動的な解消・克服を図ることが重要である。
 - 統合効果の発揮に向けて、迅速化の状況及びそれに向けた取組が事業効果の早期発現につながっているかという観点からのモニタリングを行うとともに、統合のシナジー効果を発揮するための協力プログラムの積極的な開発に努めるべきである。
 - JICAは、改正機構法の施行により、統合前に旧両機関がそれぞれ実施していた技術協力、有償資金協力に加え、無償資金協力の本体事業の一部を担うこととなり、職員あたりの業務量が増加しており、業務の軽量化等を通じ、組織運営の向上を図っていくことが課題である。また、経費の効率化については引き続き中期計画に沿って着実に実施していく必要があるが、事業の質の低下につながることを無きよう十分留意する必要がある。こうした効率化と質の維持・確保の要請に応えつつ、内外の新JICAへの高まる期待にも応えるためにも、新JICAの海外拠点を駆使し、現場主義をいっそう強化することが必要であり、そのために柔軟な人材配置を可能とすることも求められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営における機動的性の向上	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 統合に際し、新たな業務フローに沿って、援助手法ごとに異なっていた決裁プロセスを一本化し、合理化を図った。また、部局間の連携を強化し、新組織の体制及び業務フローの円滑な定着を図るべく、定期的にモニタリングを実施し、必要な改善を行った。 海外拠点について、統合に際して、旧両機関が拠点を設置していた 19 カ国の海外の事務所を一本化するとともに、20 年度末までにブルガリアおよびルーマニアの2拠点を閉鎖した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、整備した組織及び業務フローが想定どおりに運用されているか、定期モニタリングによる検証を継続し、確認された課題の解決を機動的に行うことが期待される。さらに、本部事務所の統合により、統合効果の発揮に向けた新組織及び業務体制の運営が促進されることを期待する。また、事業環境の変化を踏まえた内外の拠点の役割に係る不断の点検を継続するとともに、在外強化の成果と課題のレビューを踏まえた海外拠点の一層の機能強化を行うことが期待される。
統合効果の発揮	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する機関として、援助効果の向上を実現すべく、国別の援助実施方針や事業展開計画(試行版)の活用、協力プログラムの戦略性の向上に取り組んだ。3つの援助手法の最適な運用に向けた取組の柱として、従来は援助手法毎に実施していた案件形成段階の事前調査を協力準備調査として一本化した。 迅速化については、協力準備調査の導入及び業務フローの変更により、案件形成段階に要する期間の短縮を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 技術協力の成果を資金協力で拡大する試みや、政策からその実現のための個別事業の実施までを対象とし、技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援等、統合のシナジー効果が確認されつつある。 今後は、本体事業の円滑な着手を含む迅速化の進捗状況のモニタリングを行うとともに、シナジー効果の発揮のための協力プログラムの積極的な開発を進めるよう期待する。
情報公開・広報	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 国際協力の意義や必要性の背景となる地球規模及び国際社会の課題についても理解を促進する広報の拡充等に努めた結果、社説やニュース解説等を中心に、課題や JICA 事業の背景となる現地情勢や協力の必要性に関するより分析的な視点を含めた報道がなされた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引続き広報を戦略的かつ積極的に行うとともに、今後は、受け手である国民の評価について検証すべく、報道の結果を分析するとともに、さらなる理解及び評価が得られるよう広報活動を進めることを期待する。
NGO等との連携、国民参加支援	2(3) (ニ)	<ul style="list-style-type: none"> 地球ひろばでは、市民団体のセミナー・イベント開催に対する広報面での支援を強化するとともに、時宜に合ったテーマについて、登録団体とのセミナー・展示等の共同実施を促進し、発信の質及び効果の向上等を図った。これらの結果、利用者数(宿泊者を除く)は自己目標値を大幅に上回る12万5千人に達した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、国際協力の総合窓口(ワンストップサービス)の提供を目指し、本部・国内機関の連絡体制の拡充に向けた取組を期待する。草の根技術協力事業の制度改善及び事務手続きの簡素化についてモニタリングを実施し、改善を行いつつ、引続き NGO 等との連携推進を期待したい。また、地球ひろばの交流・発信拠点としての活用状況について、引続きモニタリング等の実施により、機能強化を期待したい。

災害救助等活動 2(3) (ハ)	<ul style="list-style-type: none"> 20年度は、国際緊急援助隊(救助チーム及び医療チーム)の派遣を中国西部(四川省)地震災害対応で2件、ミャンマー・サイクロン被害対応で1件の計3件実施した。両国への派遣にあたっては、18年度の制度導入後初めてチャーター機を活用し、移動時間の短縮及び隊員と機材の同時運搬を実現したほか、ミャンマー・サイクロン被害対応においては、要請前の調査チーム派遣を通じた事前の準備及び情報収集を行うなど、平時の取組を活かした効果的な活動を実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害が起きないことが望ましいが、発生した場合に備え、引き続き現地で高い評価を得られる緊急援助活動の実施に向けた平時の取組を期待する。
------------------------	---	--

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 本法人は、「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」(平成18年法律第100号)の施行により、平成20年10月1日から旧国際協力銀行の行っていた有償資金協力業務(海外経済協力業務)が移管されたことに伴い、20年度においては、融資等業務による債権を有償資金協力勘定で約10兆9,760億円(法人全体で約10兆9,834億円)を計上している。 しかしながら、貴委員会の20年度の評価結果においては、有償資金協力業務については新規の貸付実行等についてのみ評価がなされているところである。 今後の評価に当たっては、有償資金協力業務について、貸付実行後の資金回収等を適切に実施する観点からの評価を行うべきである。 本法人は、「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」(平成18年法律第100号)の施行により、平成20年10月1日から旧国際協力銀行の行っていた有償資金協力業務(海外経済協力業務)が移管されたことに伴い、法人勘定全体で関連法人(関連会社10法人)に対し約1,335億円の出資をしているが、これに対する20年度の評価結果をみると、出資の必要性や出資の管理の適切性についての評価が行われていない。 今後の評価に当たっては、i)出資に関する規程等の整備の適切性、ii)出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた出資を継続する必要性、iii)出資先の経営状況の分析とそれを踏まえた法人の対応状況の適切性について評価を行うべきである。 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」(平成18年法律第100号)の施行により、平成20年10月1日から旧国際協力銀行の行っていた有償資金協力業務(海外経済協力業務)が移管されたことに伴い、20年度の財務諸表において、旧国際協力銀行が海外投融資先として出資していた法人が、「独立行政法人会計基準」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会決定。最終改訂平成19年11月19日)に照らして、関連法人と整理された。また、これにより、旧国際協力機構が昭和55年から60年に貸付を実施(これ以降当該法人への新規貸付はなし)した開発投融資事業(「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月18日閣議決定)により廃止)の実施先である当該法人1社への貸付金約5.4億円が財務諸表に計上されている。 しかしながら、平成20年度には関連法人への貸付の実績がないことから、評価結果においては、開発投融資事業全体の債権回収等の実績について評価がなされているものの、当該関連法人への個別の貸付の回収状況等についての評価結果は明らかにされていない。 今後の評価に当たっては、関連法人への貸付金の債権回収の状況等についても評価を行うべきである。 本法人の平成20年度における給与水準は、対国家公務員指数で133.0(年齢勘案(事務・技術職))。年齢・地域・学歴勘案の場合は114.5)と国家公務員の水準を大きく上回っている。 当該指数の低減のために法人が設定した目標水準については、平成19年度に示された目標(23年度目標水準:122.4(年齢勘案(事務・技術職))。年齢・地域・学歴勘案の場合は106.4)から、20年度に示された目標(23年度目標水準:126.8(年齢勘案(事務・技術職))。年齢・地域・学歴勘案の場合は109.8)が上昇しているが、20年度の評価結果をみると、この妥当性についての貴委員会の認識が明らかにされていない。 今後の評価に当たっては、目標水準が上昇した理由についての法人の説明について、国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人国際交流基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小倉 和夫)
目的	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい。2 海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及。3 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加。4 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布。5 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与(基金が寄附を受けた物品の贈与に限る)。6 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究。7 1～6の業務に附帯する業務。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南 直哉)
分科会名	国際交流基金分科会(分科会長:建島 哲)
ホームページ	法人: http://www.jpf.go.jp/j/ 評価結果: http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikin_20/index.html
中期目標期間	5年(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期 目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化に関する事項	—	—	—	—	—	—	
(1) 業務の合理化と経費節減	A	A	A	A	A	A	
(2) 組織運営における機動性、効率性の向上	A	A	A	A	A	A	
(3) 業績評価の実施	B	A	A	A	B	B	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	—	—	—	—	—	—	
(1) 国際文化交流に係る外交政策を踏まえた事業の実施	A	A	A	A	A	A	
(2) 効果的な事業の実施	A	A	A	A			
(3) 国民に対して提供するサービスの強化	A	A	A	A	A	A	
(項目別評定)							
(4) 文化芸術交流の促進	A	A	A	A	A	A	
(5) 海外における日本語教育、学習の支援	A	A	A	A	A	A	
(6) 海外日本研究及び知的交流の促進	A	A	A	A	A	A	
(7) 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等	A	A	A	A	A	A	
(8) その他	A	A	A	A	A	A	
(9) アジア大洋州地域	A	A	A	A			
(10) 米州地域	A	A	A	A			
(11) 欧州・中東・アフリカ地域	A	A	A	A			
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要な財産の処分	—	—	—	—	A	—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	—	—	—	—	—	—	
(1) 人事管理の為の取り組み	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設・設備の改修、運営	A	A	B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成 20 年度の独立行政法人国際交流基金の業務実績全体を総括すれば、主要な中期的数値目標の達成に向けた効率化・経費節減、中期計画に沿った事業分野ごとの事業実施、平成19年12月に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画への対応等、総じて順調な取り組みが行われたと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 業績評価の実施	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流基金は、次の方法により自己評価を実施。 <ol style="list-style-type: none"> 事業担当部署によりプログラム評価を実施。 ①の結果について、外部専門家に評価を依頼。 ①、②の結果も踏まえて、外部有識者からなる「国際交流基金評価に関する有識者委員会」に諮り、基金の自己評価内容等について意見を求め、妥当性を点検。 外務省評価委員会より、平成 19 年度業務実績評価において、事業目的と目標の明確化が基金事業部内で確立され外部評価者にも共有されているかの確認が必要、自己評価プロセスの開示による評価結果への信頼性の確保が必要などの指摘があったことも踏まえ、順次対応を行っており、平成 20 年度は以下の措置を講じた。 <ol style="list-style-type: none"> 各事業部門に共通の「事業案件審査基準に関するガイドライン」を作成し、21 年度事業の事前評価時の必要性・有効性・効率性のそれぞれの定義・考え方の内部統一を図った。 平成 20 年度事業の評価においては、19 年度に引き続き、2 名の外部専門家が同一プログラムの評価を実施することにより、プログラム評価(事後評価)の客観性を高めた。 専門評価者及び「評価に関する有識者委員会」の中には、基金と類似の事業を行う他の文化交流団体関係者を含めた。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門家による評価を引き続き実施し、事前評価の基準統一等の改善も加え、評価業務は着実に実施された。 本項目の達成状況は概ね順調であるが、成果(アウトカム)指向の評価実施の面では、改善途上であり、事業、業務の目的、評価における目標、手法、指標、体系などの課題について、引き続き取り組みが必要である。(B)
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 日本語能力試験の実施	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度から海外各試験実施地の現地試験実施経費を全て受験料収入で賄うことを原則としており、平成 20 年度は、受験料収入のみで賄えない実施地(3都市)に限り計 445 千円の基金負担に抑えた。 また、現地の収支が黒字となり余剰金が発生した場合は、基金に還元を求めており 20 年度は 235 百万円(19 年度は 220 百万円)の還元。 海外において日本語試験を 50 カ国・141 都市で実施し(平成 19 年度は 48 カ国・134 都市)、390,624 名(374,335 名)が受験。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語能力試験については、受験者数、受験料収入とも大幅に増加した前年を上回る実績を達成している。規模の効率点を超え、経費、受益者負担率も適切と考えられ、海外日本語事業推進の象徴的業務となっており、今後の成果が期待される。(S)
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 知的交流の促進	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画による重点化方針に基づき、米国(事業実績額が知的交流事業全体に占める割合 51.6%)、中国(同 21.1%)、韓国(同 2.8%)に重点化して実施。 日米交流強化イニシアチブによる対米知的交流事業の強化(米国有力シンクタンクとの連携事業)等を実施し、外交方針に応じた重点化を進めた。また、日伯交流年に関連した知的交流事業への支援、カメルーンにおいて日・アフリカ報道関係者による国際会議を実施するなど、地域バランスにも配慮した事業の実施に努めている。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 外交上の重点対象である東アジア(中国／韓国)及び米国について、交流イニシアティブの強化、事業内容の見直し、改廃、新規企画導入により研究者のニーズに踏み込んだ効率化と効果拡大が図られている。 中国高校生の招へい事業で若年層に知日派を増やしたことも評価でき、欧州・中東・アフリカ地域との交流事業も重点国とのバランスをとりつつ実施するなど、ニーズに合わせた柔軟な対応により事業を実施しており、中期計画の達成状況は順調である。 なお、発表論文や刊行物等、本事業の成果物については、より積極的な広報に努めるべきと考える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

[個別意見]

- 海外における日本語能力試験については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成 18 年 11 月 27 日)の「第2-2 受益者負担の適正化」において、受益者負担を適正化し、国の歳出への依存度を極力低くする観点から、経費の縮減を促進することとされている。これを受け、受験料収入で賄えない現地試験実施経費を本法人が負担し、受験料収入の余剰金は本法人へ還元することとされ、平成 20 年度は約 2.4 億円が還元されているが、評価結果をみると、受験料水準が適切であるかどうかについては明らかになっていない。
今後の評価に当たっては、基金へ還元された現地余剰金について、受験者への還元の観点から受益者負担率の適切性の検証を促すような評価を行うべきである。
- 文化芸術交流分野の国内向け助成(美術交流国内展助成、国内公演助成、国内映画祭助成)については、整理合理化計画において平成 21 年度中に廃止することとされたことを受け、20 年度をもって終了している。
これに対し、貴委員会は「選択と集中の結果とはいえ、主催事業によるフォロー状態と合わせて判断されるべき問題でもある」とコメントし、事業に対する評価を行っていない。
今後の評価に当たっては、貴委員会の意見を明らかにするとともに、国内向け事業のニーズ等を把握した上で、主催事業によるフォローの必要性の検証を行うべきである。
- 本法人の平成 20 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 122.8(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。
その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(国際業務の特殊性等)が挙げられている。しかしながら、「ラスパイレズ指数が国家公務員より高い理由及び基金が講じている措置の妥当性を評価するために詳細説明を求め、平成 18 年度からの基金の給与制度改革に伴う措置等には今後も一定期間同指数を抑制する効果があることが認められた」と記載されているものの、対国家公務員指数が国家公務員より高い理由についての法人の説明に対する貴委員会としての認識が「評定の決定理由及び指摘事項等」欄において記載されていない。
今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

④ 財 務 省

法人名	独立行政法人酒類総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平松 順一)
目的	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。
主要業務	1 酒類の高度な分析及び鑑定(これらに伴う手法の開発を含む。)を行うこと。2 酒類の品質に関する評価を行うこと。3 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。4 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	酒類総合研究所分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: http://www.nrib.go.jp/ 評価結果: http://www.nrib.go.jp/gui/houteikoukai.htm

中期目標期間 5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 短期借入金については、なし又は計画額以内の借入の場合に「○」と評価。 3. 重要財産の処分については、未実施の場合に「○」と評価。 4. 剰余金の使途については、実績なし又は中期計画に沿った使用の場合に「○」と評価。 5. 施設・設備の整備については、未実施の場合に「A」又は「○」と評価。 6. 「※」については、中期目標期間のみの評価項目。 7. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入。 8. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	B	A	
(1)物件費の経費節減	A	A	A	—	—	—	
(2)業務運営	A	A	A	A×2	A×1 C×1	A×1 B×1	
(3)職場環境の整備、職員の資質の向上				A	A	A	
(4)施設・機器等の効率的使用及び業務・システムの最適化	A	B	B	A	A	A	
(5)事務の効率的処理	A	A	A				
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)酒類の高度な分析及び鑑定	A	A	A	A	A	A	
(2)酒類の品質評価	B	A	A	A	A	A	
(3)酒類及び酒類業に関する研究及び調査	A ⁺ ×3 A×11 B×3	A ⁺ ×3 A×12 B×2	A ⁺ ×2 A×14 B×1	A ⁺ ×1 A×12 B×1	A ⁺ ×2 A×11 B×1	A ⁺ ×2 A×10 B×2	
(4)研究・調査の成果の公表及び活性化	A ⁺ ×1 A×2	A ⁺ ×1 A×2	A ⁺ ×1 A×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	
(5)成果の普及	A	B	A	A×2	A×2	A×2	
(6)酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供	A	A	A	A	A	A	
(7)酒類及び酒類業に関する講習等	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(8)その他の附帯業務	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A		A	A	A	
財務内容の改善※			A				
(1)運営費交付金・自己収入※			A				
(2)借入金の抑制※			○				
4. 短期借入金	○	○		○	○	○	
5. 重要な財産の処分(譲渡等)	○	○		○	○	○	
6. 剰余金の使途	○	○		○	○	○	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備の整備	A	○					
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)情報の公開と保護				A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成20事業年度の業務の実績は、第1期中期目標期間終了時の見直しに対する取組はもとより、第2期中期目標に照らして良好である。
- 研究業務については、醸造用微生物の菌株の分別判定にゲノムのパターンを利用し、醸造特性に関与する生理活性の解明にゲノムの情報を利用するなど、「ポストゲノムの研究手法」を活用して、実用研究に役立っている点が大いに評価できる。
- 研究以外の業務については、事故米の不正流通に係る酒類の分析等、社会の要請に適切かつ迅速に対応したことは高く評価できる。一方で、一般消費者(国民)との関わりについては、一層の向上の余地がある。
- 契約については、随意契約の件数は減少しているものの、競争入札における一者入札への対策などの課題がある。
- 今後とも、業務の効率的、効果的運営に努め、民間企業、大学等との連携を強化しつつ、共同研究や受託研究の受け入れを積極的に進めるとともに研究活動の一層の活性化を図ることが期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 1課6部門体制による業務の遂行。 規制改革のための3か年計画等を踏まえた中期計画の変更。 裁量労働制と研究員手当の導入。 理事長裁量枠予算(58百万円) 遺伝子組換え生物の不適切な使用の事実の把握及び再発防止の取組を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 部門制を主体とした組織運営に加え、裁量労働制や研究員手当の有効な活用に努めている。また、理事長裁量配賦予算の枠を拡大し、業務全般の効率的、効果的運営に向け、経営面からの指導を強めた。 研究費の不正使用防止の観点から、研究業務について、監事による監査を月1回行うなど、コンプライアンス体制の確保に努めている。
職場環境の整備、職員の資質の向上	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 定期健康診断(年2回)、健康相談(年10回)、安全衛生に関する講習会の開催。 外部研修への職員派遣(2件)、海外で開催された学会等への派遣(延べ6名)、外部講師によるセミナーの開催等。 顕著な業績に対する理事長表彰(3名) 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長表彰による研究員の業績評価や処遇への反映など、職場環境は良好な状況が保たれている。国際学会での発表にも力を入れ、これまで高度な分野での成果を上げるなど、職員の資質向上に向けた取組も妥当である。
施設・機器等の効率的使用及び業務・システムの最適化	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 研究施設・機器等の貸与実績:19件 会議室等の貸与:6件 eラーニングによる内部統制研修の実施(平成20年12月～) 平成20年3月に策定した「業務・システムに係る最適化計画」のうち、全国新酒鑑評会システムの更新等。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究施設、機器等については、効率的に使用されている。 業務・システムの最適化については、中期計画に見合った展開状況となっているが、今後より革新的な動きが望まれる。
酒類の高度な分析及び鑑定	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> カルバミン酸エチルの分析(国税庁):144点、受託分析(民間):73件 事故米穀を使用して製造された可能性がある酒類等の分析(国税庁):98点 浮ひょうの校正:483点(うち国税庁406点) 	<ul style="list-style-type: none"> 分析業務については、分析法の改良等に対応しているとともに、民間開放についても着実に達成されている。 「事故米」という社会的課題に対して受託分析を迅速・適切に実施し、その情報公開に努めた点が高く評価できる。
酒類の品質評価	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 鑑評会開催:3回、審査員派遣:25件、品質評価基準の作成等支援:3件 鑑評会の業界団体との共催化。 鑑評会の収支相償の取組。 	<ul style="list-style-type: none"> 鑑評会の収支相償に対する取組としては、特殊事情により、結果として収支相償に至らなかったが、収支相償を進めている点は評価できる。
酒類及び酒類業に関する研究及び調査	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 特別研究:4件(麹菌培養環境応答システムの解析及び麹菌総合データベースシステムの開発等) 基盤研究:10件(酒類の成分に関する研究、酒類の飲酒生理に関する研究等) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2期中期目標期間に沿った各課題が着実に実施され、十分な成果の蓄積が認められる。
成果の普及	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 講演会及び講習会への講師派遣:50件 遺伝子資源の分与:336株 広報誌の発行:2回、34,000部 見学者:1,141人、満足度:4.4点/5点 	<ul style="list-style-type: none"> 成果の普及に積極的に取り組んでいる姿勢は評価できる。 一般消費者・国民に研究成果をわかり易く伝えるための刊行物を発行するなど、成果の普及や情報提供は順調・良好である。
酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 日本酒ラベルの用語事典の累計発行部数:日本語版113,721部、英語版21,438部、中国語版11,780部 うまい酒の科学:17,000部(平成21年3月末) 教養講座:5回開催、参加者233人 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本酒ラベルの用語辞典」の日本語・英語・中国語版は追加要請が多く、新書として発刊した「うまい酒の科学」も増刷され、ともに好評を得ている。 教養講座の開講なども中期計画に従って順調に実績が積み上げられている。
酒類及び酒類業に関する講習等	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 清酒製造技術講習:2回、32人 酒類醸造講習:2回、31人 清酒官能評価講習:3回、36人 酒類流通業者への研修21回、614人 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の満足度が高い上、受講者増加への努力がうかがえるほか、中期計画の実施は順調であり、特に講習の実施方法に関する改善が評価される。
予算、収支及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 収入実績(予算):12.7億円(12.5億円) 支出実績(予算):12.1億円(12.5億円) 	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に従って、積極的に自己収入、競争的研究資金の獲得などに努め、また業務運営の効率化への努力が認められ、財政上の収支の健全性も確保されているほか、監事の監査結果も良好である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人造幣局(平成15年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:新原 芳明)
目的	貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。
主要業務	1 貨幣の製造、販売及び铸つぶしを行うこと。2 貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)第2条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。3 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。4 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。5 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。6 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。7 1から6の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。8 1から7に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	造幣局分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: http://www.mint.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm#
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	B	
(1) 組織の再編等	A	A	A	A	A		
(1) 事務・事業の見直し						A×1 B×1	
(2) 業務処理・製造工程の効率化	A	A	A	A	A		
(2) 組織の見直し						A	
(3) 人材の有効な活用	A	A	A	A	A		
(3) 保有資産の見直し						B	
(4) 内部管理体制の強化	B	A	B	A	A	B	
(5) 経費の削減	A ⁺	A ⁺	A	A	A		
(5) その他						A	
2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 貨幣の製造等	A ⁺ ×1 A×4	A ⁺ ×2 A×3	A ⁺ ×1 A×4	A×5	A ⁺ ×1 A×4		
(1) 通貨行政への参画						A	
(2) 勲章等の製造等	A×1 B×1	A×1 C×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1		
(2) 貨幣の製造等						A×3	
(3) 勲章等の製造等						A×1 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A ⁺	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	—	—	○	—	○	—	
6. 剰余金の使途	○	○	○	○	○	—	
7. その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	A	B	B	A	B	A	
(4) 環境保全に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期中期目標期間の初年度に当たる平成20年度は、全体的にみて中期目標に沿った業務展開となっている。経費削減に向けた取組をはじめとする事務及び事業の見直し、組織の見直し、保有資産の見直し等が課題とされているところであるが、これらの課題に対し着実に取り組んできたこと評価でき、目標をクリアすべく努力し、不況下にあっても全体としては成果が出ていることから、計画は達成されたものといえる。
- 固定的な経費は、前中期目標平均額と比較し、2.2%の削減に止まり、当年度の目標を下回ったが、原材料評価損という特殊要因を除けば11.3%の削減と順調に進展。人員削減については、適正な配置を保ちつつ、計画的に順調な削減が進んでいる。間接部門の人員数の削減も、平成20年度対比において総人員数の削減率を上回って3.9%の削減率となり中期計画

に沿った動き。

- 品位証明業務、地金及び鉱物分析業務については、「収支相償」という目標に今一步の状況まで改善されたが、今後も更なる経営改善に向けた努力が期待される。保有資産の必要性について、引き続き検討を行うことが望まれる。
- 貨幣及び勲章の製造は、数量面、品質面ともに確実に進められ、製造工程における機械化等による効率化も進展。新しい偽造防止技術である「異形斜めギザ」加工技術及び「バイカラー・クラッド」製造技術を用いる貨幣の様式や素材の検討を行い、貨幣への実用化を達成。平成 20 年度から始まった地方自治法施行 60 周年記念貨幣については、デザイン力の維持・強化に努めている。
- セキュリティ上の問題は発生せず、「死亡災害」はもちろん「障害が残る災害」の発生もゼロとなるなど、職場環境は良好。
- 利益面では、貨幣セット販売の売上増加や経費削減努力により、健全な状況を維持。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 固定的経費:170 億円(第1中期目標期間中の平均 174 億円) • 平成 21 年度期初の総人員数:1,018 人(17 年度末人員数(1,112 人)に対して 8.5%の削減) • 平成 21 年度期初の間接部門の人員数:489 人(20 年度期初の間接部門人員数(509 人)に対して 3.9%の削減(同期間における総人員数の削減率 3.0%)) • 保有資産のうち、三つの保養所は平成 20 年度末をもって業務廃止、職員宿舎は平成 21 年3月に廃止・集約化計画を策定、東京支局庁舎分室は平成 20 年度末をもって廃止。 	<ul style="list-style-type: none"> • 工場別の固定的経費の削減は、本局・東京支局においては年度計画目標を達成したが、広島支局では前期平均額に比して約2割増と目標未達。しかし、原材料費評価損という特殊要因を除けば 5.0%削減。 • 人員の削減については、適正な配置を保ちつつ、計画的な削減がなされ、順調に進んでいる。間接部門の削減も平成 20 年度対比において総人員の削減率を上回り、中期計画に沿ったものとなっている。 • 独立行政法人整理合理化計画に基づき、保養所(3か所)及び東京支局庁舎分室を廃止、職員宿舎の廃止・集約化計画を策定するなど、計画に沿った取組を進めている。
通貨行政への参画	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 新たな貨幣の様式として、「斜めギザ」を高度化させた「異形斜めギザ」の加工技術を記念貨幣に採用し、製造。 • リングとコアの2種類の金属を組み合わせ、コアは異なる種類の金属板をサンドイッチ状に挟み込む二色三層構造のバイカラー・クラッド素材を記念貨幣に採用し、製造。 	<ul style="list-style-type: none"> • 「異形斜めギザ」加工技術及び「バイカラー・クラッド」製造技術を用いる貨幣の様式や素材の検討を行い、実用化した。
貨幣の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 貨幣の製造実績:10 億 9,122 万枚 • 生産管理システム及び ERP システムを活用し、生産管理を徹底。 • 500 円貨に加え、100 円貨及び 10 円貨についてもすべて貨幣自動検査装置による製出体制とし、50 円貨についても貨幣自動検査装置による検査を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> • 貨幣の製造は、数量面、品質面ともに問題はなく、財務大臣の定める枚数を製造し、確実に納品した。また、返品件数もゼロであり目標を達成した。品質・生産管理や人員の配置に係る製造体制の見直しなど効率的に貨幣の製造を行った。
貨幣の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 貨幣セット販売実績:1,421,829 セット(19 年度:757,102 セット) • アンケート調査(顧客満足度):4.2(5段階評価) 	<ul style="list-style-type: none"> • 地方自治法施行 60 周年記念貨幣の発行に伴う記念貨幣セットの販売などにより、販売数及び販売金額は前年度比で大幅に増加。 • 顧客満足度調査は目標の 4.0 を上回ったが、苦情があったことも踏まえ、一層の問題意識を持つことが必要。
勲章等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 勲章等製造請負契約に基づく 28,166 個を確実に製造、納品。 • 一般工芸品受注・販売実績:47,910 個 	<ul style="list-style-type: none"> • 勲章は、内閣府との間の契約どおり確実に製造・納品した。
勲章等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 貴金属の品位証明受託実績:280,800 個 • 「貴金属の品位証明業務に係るアクションプログラム」に基づき、返却期間の短縮、手数料引上げ、大口割引制度を引き続き実施。 • 地金・鉱物の分析業務受託実績:118 件 • 「地金及び鉱物の分析業務に係るアクションプログラム」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> • サービス向上に向けた取組や活発な広報活動等の展開は評価できる。他方、品位証明業務及び地金・鉱物分析業務はともに件数・数量・金額とも前年度をやや下回った。引き続き品位証明業務等の国民各層への浸透に努める必要がある。
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> • 当期総利益:879 百万円 • 経常収支比率:103.2%(目標 100%以上) • 棚卸資産回転率:2.40 回(目標:19 年度実績(2.32 回)を上回る。) 	<ul style="list-style-type: none"> • 利益は、原材料市況の下落に伴う評価損発生からやや低水準。この特殊要因を除けば中期計画や年度計画を上回っている。多額の原材料評価損が発生する可能性が生じる中で、大幅な経費削減を行った結果、経常収支比率は、年度計画の目標を上回った。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国立印刷局(平成15年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:仁尾 徹)
目的	銀行券の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。
主要業務	1 銀行券の製造を行うこと。2 銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。3 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。4 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。5 国債証券、印紙、郵便切手、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物の製造又は印刷を行うこと。6 1から5の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。7 1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	国立印刷局分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: http://www.npb.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	B	A	B	B	B	
(1) 効率的かつ効果的な業務運営の確立	A	A	A	B	B	B	
(1) 事務・事業の見直し						A×1 B×1	
(2) 内部管理体制の強化	C	C	B	B	B		
(2) 組織の見直し						A	
(3) 業務運営の効率化に関する指標	A	A	A	A	A		
(3) 保有資産の見直し						B	
(4) 内部管理体制の強化						A	
(5) 事業運営の効率化目標、その他						B	
2. 業務の質の向上	A	B	B	B	B	A	
(1) 銀行券の製造等	A×2 B×1	A×2 C×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1		
(1) 通貨行政への参画						A	
(2) 官報、法令全書等の提供	A	A	A	A	A		
(2) 銀行券の製造等						A	
(3) 旅券、印紙等の製造等						A	
(4) 官報、法令全書等の提供等						A	
3. 予算、収支計画、資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	○	—	○	○	○	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	B	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	B	A	B	A	B	A	
(4) 環境保全に関する計画	B	A ⁺	A	A	A	B	
(5) 印刷局病院	A	B	B	B	B		

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期中期目標期間の初年度に当たる平成20年度は、全体的にみて中期計画に沿って概ね順調な業務展開となっている。
- 市販用白書、自動車検査標章等からの撤退、民間への業務委託の推進、前中期目標期間の平均額を下回る工場別の固定的経費、人員の平成17年度末比8.2%の削減、保養所の全廃等、中期計画に沿って順調に業務運営の効率化を図っている。
- 高品質で均質な銀行券の製造・納品の確実な達成等、業務の質の向上に関し、全般的に問題は発生していない。
- 東京病院の経営状況については、平成18年度から20年度の3年間を対象とするアクションプランの目標達成には届かず、移譲に向けた取組の継続も求められる。
- 利益は中期計画を上回る水準となった。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事務・事業の見直し	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ製品のうち、自動車検査標章等の製品から撤退。 政府刊行物サービス・センターは、企画競争を行い、民間事業者へ業務を委託。 官報は、守秘性に問題がない裁判所公告等の入力・校正等業務について、外部委託しすべて競争性のある契約に移行。 東京病院については、他の医療機関等への移譲に向けて、地元自治体等と協議を進めている。また、病床及び診療科の見直し、人間ドックの受入れ拡大、後発医薬品の使用、事務員削減等を実施 キャッシュ・フローベース: ▲214 百万円 	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ製品事業のうち民間対応が可能とみられる自動車検査標章等から撤退した。 政府刊行物サービス・センターについては、企画競争を行い、民間事業者へ業務を委託するなど、中期計画に沿った見直しが実施されている。 官報について、入力・校正等業務の一部については、外部委託を実施し、発注に当たっては一般競争入札等競争性のある契約に移行している。 東京病院については、収支改善に向けた経営努力を行ったが、キャッシュ・フローベースで2億1千万円余りの赤字で、平成19年度からの改善は8百万円程度に留まり、18年度から20年度の3年間でキャッシュ・フローベースで医業損益をプラスにするというアクションプランの目標は達成できなかった。同病院の移譲の協議について、引き続き努力が求められる。
組織の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 工場別の固定的な経費は、退職不補充等による労務費の削減などに努めた結果、すべての工場において前中期目標期間中の平均額を下回った。 平成20年度末総人員数:4,639人(17年度末総人員数(5,056人)に対して8.2%削減) すべての保養所を廃止。職員宿舎の廃止・集約化計画を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場別の固定的な経費については、7工場すべてにおいて前中期目標期間中の平均額を下回っており、順調に業務の効率化が図られている。 人員の削減については、中期計画を上回るペースで順調である。 保養所の全廃等、組織の見直しは進んでいる。
銀行券の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 財務大臣の定める製造計画(33億枚)を達成。 印刷部門等における二交替勤務体制による機械稼働及び製紙部門における長期連続操業による機械稼働等を継続。 平成16年度から19年度までの実績平均を100とした総合損率の相対比率 印刷部門:98 製紙部門:117 	<ul style="list-style-type: none"> 財務大臣の定める製造計画どおり、年間33億枚の銀行券の製造、納入を確実に達成した。また、柔軟で機動的な製造体制の維持・向上について、人材育成も含め改善を進めており、経営努力が窺われる。 銀行券の総合損率については、製紙部門が117となり、目標(平成16年度から19年度の実績平均を100とした総合損率の相対比率)について、製紙・印刷部門とも100以下)に届かなかった。品質検査装置の拡大導入等が影響していると考えられるが、引き続き品質の安定化に向け取り組む必要がある。
旅券、印紙等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 次期旅券の仕様を検討するため、改ざん防止等の新たな偽造防止技術についての印刷実験を実施。 検査手法及び二交替勤務体制の見直しを行い、製造体制の合理化・効率化を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 旅券、印紙等の製造等については、数量面・品質面ともに順調である。 次期旅券の仕様の検討など偽造防止技術向上に向けた活動にも注力している。
官報、法令全書等の提供等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の運用・認証を継続。 官報特別号外(緊急官報)製造訓練を迅速かつ確実に実施。 官報訂正記事箇所:100ページ当たり41(前中期目標期間の実績平均値を100とした相対比率) インターネット版官報の公開期間を拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報管理を徹底させ、迅速・確実な製造を行い、緊急時の対応における体制の確立と強化にも努めている。 官報の訂正記事箇所数は、100ページ当たり41と、中期計画(前中期目標期間の実績平均値を100とした相対比率を毎年度100以下)を大幅に上回って達成した。インターネット版官報の提供サービスについては、向上努力が見受けられる。
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支率:112%(目標100%以上) 営業収支率 セキュリティ製品事業:106% 情報製品事業:126% 当期純利益:8,431百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 人員の削減や製造体制の見直しを引き続き進め、総合業務システム(ERP)の活用による部門別の収支状況の的確な把握とコスト削減等、採算性の確保に注力した結果、経常収支率は中期計画の目標(100%以上)を上回る112%となった。 当期総利益は計画を上回る水準となった。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人通関情報処理センター(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:菊池 武久)
目的	国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。2 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。3 国際貨物業務に先行し、又は後続する業務その他の国際貨物業務に関連する業務(関連業務)を行う者の使用に係る電子計算機に関連業務を処理するために必要な情報を送信し、又は当該電子計算機から国際貨物業務を処理するために必要な情報を受信するため上記1の電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること(国際貨物業務は、税関手続に係るものに限る。)。4 上記3の送信又は受信のために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。5 1～4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	通関情報処理センター分科会(分科会長:黒川 和美)
ホームページ	法人: http://www.naccs.jp/ (特殊会社となった現在のものだが、独立行政法人時の公表資料等も本ホームページにおいて公表されている。) 評価結果: http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm
中期目標期間	5年間(平成15年10月1日～平成20年9月30日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 平成20年10月1日をもって同法人は解散し、同日、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が発立された。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	S	A	A	S	
(1) 効率化の目標	/	/	/	/	S×1 A×1	S×1 A×1	
(2) 組織の再編等	A×2	A×2	A×3	S×1 A×2	A	S	
(3) 給与水準の適正化	/	/	/	/	A	A	
(4) 業務の効率的処理	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	
(5) 予算の効果的・効率的な執行	S×1 A×3	A×4	S×3 A×1	S×2 A×2	A×4	S×3 A×1	
(4) 主たる事務所の移転	A	A	—	—	—	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) システムの安定的な運営	S×1 A×3	A×4	S×1 A×3	A×4	A×4	A×4	
(2) システムの機能の向上	A×5	A×1 B×2	A×3	A×3	A×4	A×6	
(3) 利用者サービスの向上	S×1 A×4	A×5	A×5	A×5	A×5	A×5	
(4) システムの利用促進	A	A	A	S	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1) 予算(中期計画の予算)	A	A	A	A	A	A	
(2) 収支計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	A	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1) 人事に関する計画	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	
(2) 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	
(3) 情報セキュリティの強化等	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(4) 次期NACCSの開発等	/	/	/	/	A×3	A×3	
(5) 次期システムの開発に関する計画	A	A	A	A	/	/	
(6) 利用料金の検討準備	/	/	/	/	A	A	
(7) 利用料金の設定	A	A	A	A	/	/	
(8) 随意契約の見直し	/	/	/	/	A	A	
(9) 積極的な情報提供	A	A	A	A	A	A	
8. センターの運営形態の見直し	/	/	/	/	S	S	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.2.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 中期計画の達成に向け適切に実施している。特に、以下の点は評価できる。

- ① 効率化の目標である常勤職員数の削減については、当初の中期計画に盛り込まれていなかった府省共通ポータル等の開発により、業務量が増大したにもかかわらず、システム部の業務の見直しにより9人の常勤職員を削減し、中期計画の数値である115人を大幅に上回る106人とし、中期計画を上回る実績を上げている。
 - ② 予算の効率的、効果的な執行について、中期計画の一般管理費、業務経費の削減目標については、平成19年度末までに達成し、平成20年度は、半期の計画ではあるが、引き続き、一般管理費、業務経費などの削減に努めている。
 - ③ 次期Sea-NACCSについては、利用者説明会等の開催や接続試験の実施等十分な準備を行った。
 - ④ 利用料金については、パブリックコメント等を実施し利用者の意見を十分に聴取するとともに、調達コストの低減等の効果を踏まえた利用料金の引下げや税関業務の業務・システムの最適化計画に沿い申請等の業務の無料化を行う方向で検討を行った。
 - ⑤ 契約については、原則、一般競争入札により行い、契約内容を公表するとともに、監事による入札及び契約内容に係る監査を適切に行うなど、契約の透明性の確保・適正化に努めている。
 - ⑥ センターの運営形態の見直しについて、NACCSセンターは、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を受け、「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」(平成20年5月30日法律第46号)により、平成20年10月1日に株式会社化されることになったが、短期間で会社の設立までの準備を着実に進めている。
- 今後においては、以下の点を考慮されることを期待する。
 - ① NACCSセンターの給与水準は国家公務員の給与水準を上回っているが、新規出向者の給与水準の見直しを行うなど給与水準の適正化に取り組み、見直しの効果が現れているものの、依然として対国家公務員指数よりも高くなっており、引き続き、関連する民間企業の状況を見つつ適正な給与水準となるよう努力して頂きたい。
 - ② 民間システムや諸外国の通関システムとの連携は、国際物流の迅速化に寄与するので、計画を立てて積極的に取り組んで頂きたい。
 - ③ 次期NACCSの稼働により、利用者は大幅に増加しているが、引き続き、現実的な目標を立て、利用者の拡充に努めて頂きたい。また、利用者サービスの更なる向上に努めて頂きたい。
 - ④ 次期Air-NACCSについては、平成22年2月に確実に稼働させるため、利用者説明会等の開催などの十分な準備を行って頂きたい。
 - ⑤ システムの稼働率は、ほぼ100%であるが、引き続き、システムの安定的稼働のために努力して頂きたい。
 - ⑥ ホームページアクセス件数は増加しており、引き続き、ホームページを活用して最新の情報を公開するなど積極的な情報公開に努めて頂きたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率化の目標	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 常勤職員数:中期目標期間中13%(17人)削減し115人を目標→19.7%(26人)削減し106人を達成 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 当初の中期計画に盛り込まれていなかった府省共通ポータル等の開発により業務量が増大したにもかかわらず、システム部の業務の見直しにより常勤職員を9人削減し、中期計画の数値である115人を大幅に上回る106人とし、中期計画を上回る実績をあげている。
次期 NACCS の開発等	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 次期Sea-NACCSについて、平成20年10月に確実に稼働を開始するようプログラム開発を進め、予定通り平成20年10月12日に稼働を開始 • 現行利用者、新規利用希望者との接続試験を実施 • 移行説明会、利用者研修、総合運転試験に係る説明会を各地で開催 • センター及び次期NACCS全利用予定者を対象に本番環境のもと、総合運転試験を実施(平成20年7月～9月) など 	<ul style="list-style-type: none"> • 次期Sea-NACCSの稼働に際しては、平成20年10月に確実に稼働させるため、接続試験と総合運転試験を十分に行うとともに、利用者説明会等の開催(176回)や関係資料の公表を行うなど十分な準備を行い、中期計画の達成に向け適切に実施している。なお、次期Sea-NACCSは、予定通り平成20年10月12日に円滑に稼働した。
利用料金の検討準備	7(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 次期NACCSの利用料金の考え方及び素案について、パブリックコメントを実施 • 「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社設立委員会」(平成20年6月開催)において、設立委員から意見を聴取し検討を実施 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 次期NACCSの利用料金については、パブリックコメント等を実施し利用者の意見を十分に聴取するとともに、調達コストの低減等の効果を踏まえた利用料金の引下げや税関業務の業務・システムの最適化計画に沿い申請等の業務の無料化を行う方向で検討を行い、中期計画の達成に向け適切に実施している。
センターの運営形態の見直し	8	<ul style="list-style-type: none"> • 民営化支援コンサルタントの活用、設立委員会への対応、創立総会の開催等、株式会社設立に向けた準備を実施 • 株式会社設立に際して、監査体制の整備、経営諮問委員会の設置、適正な利用料金設定の仕組み整備等、内部統制の担保、利用者利便の向上を図るための措置を実施 など 	<ul style="list-style-type: none"> • センターの特殊会社化は、当初の中期目標にはなかったが、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を受け行われることになったものであり、センターは、このように会社化に向けた準備を短期間で着実に進め、中期計画の達成に向け優れた実績をあげている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人日本万国博覧会記念機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中井 昭夫)
目的	人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念すること。
主要業務	1 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。 2 日本万国博覧会記念基金を管理し、及び運用すること並びにその運用により生ずる利子その他の運用利益金の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	日本万国博覧会記念機構分科会(分科会長:橋本 介三)
ホームページ	法人: http://www.expo70.or.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm
中期目標期間	3年間(平成20年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第一期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S,A,B,C,Dの5段階評価。 2. 「2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上」の評価について、H15年度は公園事業、基金事業ごとに評価を実施。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を付している。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務の効率的処理	A×7	A×7	A×7	A×7	A×7		
(2)共通事項						A×2 B×2	
(3)公園に関する事項						A×2 B×1	
(4)基金に関する事項						A	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	B	A	A	
(1)利用者に対するサービスの向上	A×3 B×1	A×4	A×3 B×1	A×4 B×1	A×4 B×1		
(2)環境保全への積極的な貢献	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(3)環境保全に関する計画の策定	A	A	A	A	A		
(4)地域社会への積極的な貢献	A×3	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3		
(5)効果的な助成金の交付	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2		
(6)助成金交付の選定手続き等における客観性及び透明性の確保	A×3	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1		
(7)公園に関する事項						S×1 A×2	
(8)基金に関する事項						B×2	
(9)公園事業への繰入れの拡大						B	
(10)基金の管理及び運用における客観性及び透明性の確保	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)公園に関する事項						A	
(2)基金に関する事項						-	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の譲渡・処分	-	-	-	-	-	-	
6. 剰余金の使途	-	-	A	-	A	-	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	B	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)公園整備等に関する計画	A	A	B	A	A	A	
(3)公園内の安全管理						B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- ・ イベント活動や広報活動の強化を行った結果、入園者数及びスポーツ施設等の利用件数が前年度からさらに増加し、入場料収入は年度計画を上回った。
- ・ 人件費削減については中期計画を上回る削減を達成し、経費削減についても年度計画を上回っている。収入減という要因があったにもかかわらず、利益が計上されたことは、独立採算維持の観点から、適切な措置を講じた結果によるものであり、中期計画の達成に向けて順調な業績を上げているものと評価できる。
- ・ 公園敷地の有効利用については、新たに貸付を行う等の有効利用が図られており、貸付料収入は着実に上がっている。ネーミングライツの売却については、進展が見られないが多様な企業・団体と交渉することを検討するよう期待する。
- ・ 公園内の安全管理については、危機管理指針及び各種安全管理マニュアルが策定された。この内容の周知及び体制の徹底を図るため、「万博公園安全管理連絡会議」を今年度は4回開催した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 総人件費を除く一般管理費が 2,009 百万円で年度計画を上回る削減となっている。 18 年度に対する削減率は△3.1%となり、目標に対して十分な進捗状況となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争的な契約の徹底による工事費の削減等により、一般管理費は、年度計画を上回る削減を達成しており、中期計画に対しても十分な進捗状況となっている。
公園敷地の有効活用等	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> これまでに社会福祉施設の用地として4件の貸付契約を締結しており、これによる20年度の貸付料収入は約52百万円。 ネーミングライツの売却については、万博記念競技場を対象に利用団体と検討している。しかし、当面直ちに実施する状況にはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 未利用地の貸付については、新規の貸付を行うなど収入が着実に上がっており、土地の有効活用は適切に推進されていると評価できる。 ネーミングライツの売却については、経済環境の悪化等やむを得ない面もあるが、進展が見られていない。現在の利用団体に限らず多様な企業・団体と交渉することを検討されたい。
公園に関する事項 (利用者に対するサービスの向上)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 広く利用者の声を的確に把握するために、意見箱を設置し、来園者の声を適宜把握するとともに、迅速かつ適正な対応を行った。 利用者のニーズに応えるための便益施設や大型遊具などの施設整備を計画的に実施したほか、イベントの開催や東京での日本万国博覧会等の資料展示巡回展、参加型のスポーツ大会など、年間を通じて様々なイベントを連続的に実施し、利用者の満足度を高めた。 情報提供は、主に新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じたものと、機構が発行する定期刊行物やホームページほか、鉄道沿線・タウン誌、北摂地区の市報など、広域かつ多様な情報媒体を活用して、広報の強化に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様なアンケート調査で利用者のニーズを把握し、施設整備やイベント実施などに反映させており、また、駐車場料金の引き下げなど、要望に対する対応も早くなってきた。さらに、HP やメールマガジン、携帯サイトなどの電子媒体を通じた広告・宣伝、マスコミ等への情報提供等の広報活動強化ともあいまって、入園者数、利用件数は、年度計画及び前年度を上回っている。昨年9月のリーマンショックにつづく景気の悪化、消費者心理の冷え込みで、多くの集客施設が苦戦している中、対前年プラスの入園者数となったことは、特に優れた成果をあげていると評価できる。
基金に関する事項 (助成金の交付に係る選考手続等における客観性及び透明性の確保)	2(8)	<ul style="list-style-type: none"> 基金事業審査会については、これまでの専門委員会を、「環境第1部会」、「環境第2部会」、「国際相互理解・文化活動部会」の3部会からなる専門部会に再編した。 申請者の利便性向上については、公募案内及び基金事業の周知依頼のため、新たに豊中記者クラブにも資料を提供。また、関係機関への周知依頼として、これまでの文化庁、内閣府等 320 団体の他、新たに環境省、各都道府県の環境政策担当部局、環境関係学会など環境に関係の深い機関を追加。 「環境・公園」関連事業を対象を重点化した調査計画(10 事業)を策定し、現地に赴き調査を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 基金事業審査会の状況に関する情報公開や外部からの意見募集の仕組みの導入など、透明性に配慮しており、一定の成果が見受けられる。 助成を受けた団体の調査については、現状では 10 事業しか実施されておらず、件数が少ない。また、団体のHP等への表示については、若干であるが表示していない交付先もある。 今後は、助成を受けた団体の調査の件数の増加や、助成金を受けた団体のHP等への表示についての一層の徹底を期待する。
基金の運用及び管理 における客観性及び 透明性の確保	2(10)	<ul style="list-style-type: none"> 基金の管理運用にあたっては、より効果的な運営に努め、責任体制を明確化するため、内部組織体制の整備、運用方針の決定、毎月開催の「債券運用会議」における運用資産明細表の報告に取り組んできた。 基金の管理・運用については、規程に基づき適正な管理・運用に努めた。また、透明性確保の観点から、基金の運用状況や運用益の用途について、ホームページで公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 基金の管理及び運用を適正に行うとともに、責任体制を明確にするため、役員及び幹部職員による「債券運用会議」において、債券運用方針を決定している。 「債券運用会議」を毎月開催し、前月分までの運用資産明細表により、債券の償還、再運用、利金収入の状況や助成金の支払い状況等を報告しているほか、基金の運用状況や運用益の用途について、ホームページで公表している等、客観性及び透明性の確保に十分配慮しているものと認められる。
公園内の安全管理	7(3)	<ul style="list-style-type: none"> 機構としての危機管理の一般指針及び具体的な事故防止のための行動マニュアルを策定し、職員に対する研修を実施した。 「万博公園安全管理連絡会議」を開催し、公園内施設及び業務委託の関係者に対して各種マニュアルの内容を周知した。 保護者の携帯電話番号をバーコードにより登録した「迷子ワッペン」発券機を設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理指針及び各種安全管理マニュアルが策定され、安全管理連絡会議において、内容が周知されているほか、職員に対しても説明会が開かれるなど安全教育の徹底が図られている。また、委託契約の締結にあたって、安全に関する条項を新たに追加したほか、「迷子ワッペン」発券機を設置等、重大事故発生防止のための新たな取組みがなされていることは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堤 芳夫)
目的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	農林漁業信用基金分科会(分科会長:首藤 恵)
ホームページ	法人: http://www.affcf.com/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第一期中期 目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価。ただし、2段階評価が適当な項目については○×による評価。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	B	B	
(1) 事業費の削減・効率化	B	B	B	A	A	A×1 B×3 C×1	
(2) 業務運営体制の効率化	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	
(3) 経費支出の抑制	A	A	A	A	A	A×3	
(4) 内部監査の充実	B	B	A	B	A	B	
(5) 内部統制機能の強化						A×1 B×2	
(6) 評価・点検の実施	B	B	B	B	B	B	
(7) 情報処理システムの効率的な開発・運用	B	B	B	B	A	B	
(8) 調達報方式の適正化						A×1 B×3	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	B	B	B	B	A	
(1) 事務処理の迅速化	A×3	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	A×3	A×1 B×2	
(2) 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×3	
(3) 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A×1 B×3	A×2 B×2	A×2 B×2	A×1 B×3	A×4 B×1		
3. 財務内容の改善	A	B	B	B	B	B	
(1) 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定						B×3	
(2) 引き受け審査の厳格化						A×1 B×4	
(3) モラルハザード対策						A×2 B×1	
(4) 求償権の管理・回収の強化						B	
(5) 代位弁済率・事故率の低減						A	
(6) 基金協会及び共済団体等に対する貸付け						B	
(7) 資産の有効活用						B	
4. 予算、収支計画及び資金計画	—	—	—	—	—	B	
5. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
6. 重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—	—	—	
7. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	—	—	—	—	—	B	
(1) 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)						A×1 B×2	

(2) 積立金の処分に関する事項						○
8. 施設及び設備に関する計画	A	-	-	-	A	
9. 人事に関する計画	B	A	A	B	B	
10. その他						
(1) 人事に関する計画						
(2) 積立金の処分						

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 事業年度は、第 2 期中期目標期間の最初の年に当たるが、その実績を踏まえると、中期目標の達成に向けて概ね適切な努力がなされていると評価する。 業務運営の効率化の取組について、事業費削減の面では、漁業資源の減少や燃費の高騰による漁業と、建築基準法の改正や景気後退などによる林業をとりまく経営環境が一段と悪化し、事業費の中で保険金支払・代位弁済費が急増したため、中期目標(平成 19 年度比で 5%以上削減)を実現できなかったことは、ある程度やむをえない。ただし、今後の取組を適切に行うために、事業費増加が一時的なものに留まるかについて精査が必要である。一方で、人件費や一般管理費については目標を上回る削減がなされた。また、昨年度、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から指摘のあった給与水準の説明の妥当性及び適正化への取組については、地域・学歴を勘案したラスパイレズ指数の引下げ目標が明確にされているとともに、引下げに向けた取組も順調に実施されている。さらに、内部監査が本格的に導入され、内部監査計画を策定し、チェックリストを作成の上、計画を実施している他、コンプライアンス推進体制の構築やマニュアルの整備を行った上、役職員への周知を図ったり、事業ごとの業務運営の客観的評価・分析を始めたりするなど、規律付けへの取組は順調に進んでおり、今後、適切なフォローアップを期待する。 業務の質の向上への取組について、事務処理の迅速化の面では、標準処理期間内の処理目標を達成していることに加え、関係機関との事前協議や情報共有の努力を評価できる。また、情報開示への充実や利用者の意見反映の面では、ホームページなどを用いた国民一般への情報発信や、アンケート調査による利用者からの情報収集等に関する努力が適切になされていると言える。引き続き、国民一般への説明責任を果たす努力を期待する。加えて、環境変化を踏まえて銀行等民間金融機関に対して農業信用保証制度の周知に努めた結果、これら諸機関との債務保証契約の締結が増加したことも、取組の成果の一つとして評価できる。今後も、業務の質の向上に向けて柔軟な経営努力を期待する。 財務内容の改善の取組については、①リスクに応じて保険料率・保証料率を見直したこと、②引受審査厳格化の試みとして、大口引受案件の事前協議の審査対象案件の範囲を拡大したこと、③モラルハザード対策として部分保証制度を導入したこと、④サービサー等との連携により求償権の管理・回収を強化したことなどが、代位弁済率・事故率の低下等を通じて財務内容の改善に寄与したと評価できる。当該産業をとりまく環境変化について十分に検討し、料率の合理性と財務の効率化に向けてさらなる努力を期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事業費の削減・効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、168 億 78 百万円の支出であり、19 年度予算対比で 23.0%の増加となった。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 事業費については平成 19 年度予算対比で 23.0%の増加となったが、経済情勢の変化が主因と見られ、削減・効率化努力が足りないとは直ちには判定できない。ただし、事業費増加が一時的なものか精査する必要はある。
経費支出の抑制	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費については、19 年度予算対比で 39.8%の削減となった。 人件費については、17 年度決算比で 11.5%削減(削減目標 3%)の 10 億 73 百万円であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費の削減実績を評価するが、20 年度限りの要因によるものか検証が必要。支出点検プロジェクト・チームについては、今後の活動に注目したい。
事務処理の迅速化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 基金協会等関係機関との事前協議や情報提供の努力を評価する。
適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 漁業信用保険業務において、20 年 3 月に業務方法書を主務大臣の認可を得て変更して保険料率の改定を行い、20 年 4 月から、新規引受分について新たな保険料率を適用した。 	<ul style="list-style-type: none"> リスクに応じた保険料率等の見直しは評価できるが、漁業信用保険事業等における代位弁済等の増加を踏まえ、事故率の予測等を含めた検討を実施するなど、改善努力を期待する。
予算、収支計画及び資金計画	4	<ul style="list-style-type: none"> 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、168 億 78 百万円の支出であり、19 年度予算対比で 23.0%の増加となった。一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)については、4 億 23 百万円の支出であり、19 年度予算対比で 39.8%の削減となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 経済情勢悪化の影響によるところが大きいものの、収支実績は厳しい。今後は、繰越欠損金を生じさせないよう一層の合理化努力が期待される。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

該当なし

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:川島 健勇)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴う必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	奄美群島振興開発基金部会(部会長:横山 彰)
ホームページ	法人: http://www.amami.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm#03
中期目標期間	4年6か月間(平成16年10月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第一期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	B	A	A	A	
(1)業務運営体制の効率化	A	A	B	A	A	A	
(2)一般管理費の削減	A	A ⁺	B	A	A	A	
2. 業務の質の向上	A	B	B	A	A	A	
(1)保証業務	A×2	A×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	
(2)融資業務	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×1 B×1	
(3)保証業務、融資業務共通事項	B×2	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	B	C	C	C	C	C	
(1)財務内容の改善①(保証業務)	B	C	C	C	C	C	
(2)財務内容の改善②(融資業務)	B	C	C	C	C	C	
(3)財務内容の改善③(余裕金の運用)	B	A	B	B	B	B	
(4)予算、収支計画及び資金計画	B	C	B	C	C	C	
4. 短期借入金の限度額	○	○	—	—	—	○	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	
8. 人事に関する計画	B	A	B	B	B	B	
9. その他業務運営に関する事項	A	A			—	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 全体として順調に年度計画を達成しており、職員研修の実施、政策目的を踏まえた融資メニュー等の改正、コンプライアンス体制の充実に加え、一般管理費及び総人件費の削減など業務の合理化・効率化に向けた取り組みを実施していることは高く評価できる。 また、リスクに応じた保証・融資条件の見直しを行ったほか、標準処理期間内の事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、情報提供や利用者ニーズの把握も着実に実施されていることは高く評価できるが、新しいニーズ発掘のため更なる工夫を加えつつ、業務実績に効果的に反映する説明会の実施等を検討する必要がある。 債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等によりリスク管理債権は昨年度より減少し、融資業務に係るリスク管理債権については計画を達成しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については大幅に計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えていることから、奄美基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある。 人事計画に関しては、おおむね順調に達成しているが、今後とも適切な人員配置による業績効果を見据えた対応が必要である。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営体制の効率	1(1)	・ 効率的な業務運営に資するため、独立行政	・ 職員研修の実施、融資メニュー等の改正、コ

化		<p>法人化時点で定員削減を行っており、引き続き、削減後の定員を維持した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の資質向上を図るため、年間延べ20名の通信講座の受講及び外部機関の研修を行った。研修結果については資料及びレポート等により各課職員への周知を行った。 	<p>ンプライアンス体制の充実など業務の合理化・効率化に向け、各指標とも順調に達成しており、民間金融機関、外部研修機関等のリソースを活用して、効率的な組織に努めていると評価できる。</p>
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費については、年度計画(対15年度計画比で13%以上削減)を上回り21.7%の削減となった。 なお、総人件費改革の取組については、年度計画(対17年度比で3%以上に相当する額を削減)を大幅に上回り13.6%の削減となった。 福利厚生費については、法令上必要な経費(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、児童手当拠出金)以外は支出していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び総人件費の削減については、年度計画を上回る実績をあげており、順調に達成している。 また、福利厚生費についても法令上必要な支出のみであり、問題は認められない。
適切な保証条件の設定	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 保証料率については、一般保証で、利用者のリスクに見合った保証料率体系の導入を図ったが、地域内経済情勢の悪化等を踏まえ利用者負担の軽減を図るため、県信用保証協会の保証料率体系同様の水準に引き下げ対応を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 保証条件は、カバー率の引き下げ及び限度額の見直しを行う一方、地域内経済情勢の悪化等を踏まえ利用者負担の軽減を図るため、県信用保証協会の保証料率体系同様の水準に引き下げ対応を行い、適切な保証条件の設定に向けた調査・検討及び見直しが行われており、年度計画を順調に達成している。
適切な貸付条件の設定	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 民間金融機関では対応できないメニューへの特化、平成21年度以降の奄美群島の振興において重要と位置づけられる産業向け資金への重点化等の観点から検討を行い、融資メニュー等の改正を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要と位置づけられる産業向け資金への重点化等の観点から融資メニュー等の改正を図るとともに、引き続きリスク区分に応じた段階的な金利設定を行い、政策目的を踏まえた融資メニューの改正を図るなど、適切な貸付条件の設定に向けた調査・検討及び見直しが行われており、年度計画を順調に達成している。
財務内容の改善① (保証業務)	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権の回収率は、回収額(253百万円)が昨年度を下回ったこと等により3.8%(昨年度並み)となり、計画に比して4.4ポイント下回ったほか、リスク管理債権の割合については、昨年度に比して4.9ポイント、計画に比して17.1ポイント上回った。 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合や求償債権回収率については、年度計画を大幅に下回っている。経済状況の悪化等の影響もあるものの、引き続き、改善に向け努力を行うとともに、更なる改善方策の検討が必要。
財務内容の改善② (融資業務)	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権の回収率は、回収額(359百万円)が昨年度を下回ったこと等により7.3%となり、昨年度に比して1.9ポイント、計画に比して0.9ポイント下回ったほか、リスク管理債権の割合については、昨年度に比して1.8ポイント、計画に比して3.6ポイント上回った。 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合や回収率については、年度計画を大幅に下回っている。経済状況の悪化等の影響もあるものの、引き続き、改善に向け努力を行うとともに、更なる改善方策の検討が必要。
人事に関する計画	8	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人化時点で組織体制の改正に併せ、審査業務と期中管理業務を併せて行う業務課に管理業務に精通した職員を配置する等職員能力に応じた人事配置を実施した。また、更なる債権管理体制の強化を図るため、期中管理を管理課から審査業務を担当する業務課へ全面的に移管し、債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等リスク管理債権の抑制に努めるため分掌事務・人員配置の見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画を概ね達成している。引き続き適切な人員配置による業績効果を見据えた対応が必要である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.19)(個別意見)

- 融資業務については、「平成19年度決算検査報告」(平成20年11月7日会計検査院から内閣あて送付)において、「貸付対象事業の実施状況の確認が適切でなかった」との指摘を受けているが、平成20年度の評価結果をみると、融資業務において、貸付対象事業の実施状況の確認が適切に行われたかという観点に立った評価が行われていない。今後の評価に当たっては、事務処理の迅速化、適切な貸付条件の設定等の観点だけでなく、貸付対象事業の実施状況の適正性という観点からも評価を行うべきである。
- 本法人の平成20年度における給与水準については、対国家公務員指数(年齢勘案)で101.4(事務・技術職員)と19年度における同法人の対国家公務員指数(年齢勘案)101.2(事務・技術職員)を上回っているが、その理由が明らかにされていない。
- また、国家公務員の水準を上回っている理由として、20年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、職員の学歴構成が挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、本法人が複数年にわたり多額の繰越欠損金を抱えている点も十分踏まえた上で、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構(平成19年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:島田 精一)
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るもののうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 独立行政法人雇用・能力開発機構法第十二条第一項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	住宅金融支援機構分科会(分科会長:川口 有一郎)
ホームページ	法人: http://www.jhf.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/singikai/doku2.htm#03
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>			
1. 業務運営の効率化	A	B	
(1)組織運営の効率化	B	B	
(2)一般管理費等の削減	A×2	A×1 B×1	
(3)業務・システム最適化	A	A	
(4)入札及び契約の適正化	B	B	
(5)業務の点検	B	B	
(6)積極的な情報公開	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	B	
(1)証券化支援業務	A×3 B×5	A×2 B×5 C×1	
(2)住宅融資保険業務	A×1 B×2	A×1 B×2	
(3)住情報提供業務	A×2 B×1	A×1 B×2	
(4)住宅資金融通業務	A×2 B×1 C×1	A×1 B×2 C×1	
(5)団体信用生命保険等業務	B	B	
3. 予算、収支計画及び資金計画	B	B	
(1)収支改善	B	C	
(2)繰越損失金の低減			
(3)リスク管理の徹底	A×1 B×4	B×4 C×1	
(4)予算、収支計画及び資金計画	—	—	
4. 短期借入金の限度額	○	○	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	○	○	
6. 剰余金の使途	—	—	
7. その他業務運営に関する事項	A	B	
(1)施設及び設備に関する計画	—	—	
(2)人事に関する計画	A×2	A×1 B×1	
(3)積立金の使途	—	—	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 国民生活にとって不可欠な基盤となる住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとともに、自立的な経営を実現することをその基本目標としている住宅金融支援機構の平成 20 年度における中期計画の実施状況は、以下の点を総合的に勘案すれば、概ね順調であると考えられる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務委託による効率化及び組織体制の合理化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度においては、債権回収会社3社に対する委託業務を、1社については4月から開始したが、他の2社については開始時期が7月となったのに対し、平成 20 年度においては年度当初から業務委託の活用を行った。その結果、平成 20 年度末における全額繰上償還請求債権 50,483 件の債権回収会社委託率は 81.0% (委託債権: 40,903 件)となり、平成 19 年度末の 71.3%から 9.7ポイント増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費については、計画的な人員管理等により、11.5%の削減(対平成 18 年度)を実現し、中期目標期間における目標達成に向け、着実に削減が進んでいる。 債権管理回収業務については、年度当初より、外部の債権回収会社への委託を活用した結果、全額繰上償還請求債権に占める債権回収会社を活用したものの割合が、昨年より約 10 ポイント増の約 81%に上昇する等一層の効率化を推進した。
証券化支援業務(買取型の証券化支援業務)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度はサブプライム問題により債券市場が収縮する中、従来以上に投資家との対話を重視した丁寧な広報活動及び起債運営を実施した。 マスタートラスト方式の導入検討 	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い視野からできる限り低利の資金を安定的に確保するための取り組みについて、不断の検証を行いつつ、着実に実施する必要がある。 さらに、債券発行に要する費用の一層の圧縮に取り組むこと等により、できる限り相対的低利のローンが供給できるように引き続き努力する必要がある。
付保割合に応じた付保基準の設定等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 融資保険料率の計量モデルの高度化及びモニタリングの実施 <ol style="list-style-type: none"> モデルの高度化 モニタリングの実施 実績反映型保険料制度の運営等 <ol style="list-style-type: none"> 付保割合等(付保割合及び実績)に応じた付保基準及び保険料率の設定 モラルハザード防止 	<ul style="list-style-type: none"> 融資保険料率の計量モデルについては、現行モデルの課題の検証を行い、今後のモデルの高度化の方向性を決定した。当該モデルを活用したモニタリング及びモニタリング結果の分析を平成 20 年度より開始し、実績反映型保険料の的確な運営に活用した。付保割合及び実績に応じた付保基準及び料率を導入するための具体的検討を進めた。今回の金融危機においては、計量モデルの仮定についての再検討の重要性が明らかになったため、さらなる努力が望まれる。
融資決定までの標準処理期間の設定、その期間内に8割以上を処理	24)	<ul style="list-style-type: none"> マンション共用部分改良融資:95.0%(標準処理期間内 13 日以内) 子育て世帯向け賃貸住宅及び高齢者世帯向け賃貸住宅融資:82.8% 高齢者住宅改良融資:64.7% 財形住宅融資:70.0% 	<ul style="list-style-type: none"> マンション共用部分改良融資については 95%、子育て世帯向け賃貸住宅及び高齢者世帯向け賃貸住宅融資については 82.8%となっているものの、高齢者住宅改良融資及び財形住宅融資については目標値を下回る水準となっている。これらの住宅融資については、融資決定までの処理期間の短縮に努める必要がある。また、14 日という目標の妥当性についても検討が必要。
収支計画、繰越欠損金の低減	3(1) 3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 証券化支援勘定: 28 億円の当期総損失を計上、繰越損失金は 193 億円。 住宅融資保険勘定: 16 億円の当期総損失を計上、繰越損失金は 63 億円。 財形住宅貸付勘定: 58 億円の当期総利益を計上、繰越利益金は 374 億円。 住宅資金貸付等勘定: 29 億円の当期総損失を計上、繰越損失金は 244 億円となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 既往債権管理勘定以外の勘定(旧保証協会からの承継事業に係るものを除く。)の繰越損失金は、126 億円となっており、平成 19 年度より、15 億円増加した。第二期中期目標期間の最終年度までの解消が達成できるよう、フラット35の買取残高の増加につながる一層の商品性・手続き等の改善やコストダウンの取り組み等の継続が必要である。
リスク管理債権比率の削減・抑制(既往債権管理業務、証券化支援業務、賃貸住宅支援業務)	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> 既往債権管理業務については、リスク管理債権額の削減率は中期計画策定時の想定を上まわる 13.9%となった。 証券化支援勘定に係るリスク管理債権比率は 0.63%となった。 賃貸住宅融資に係るリスク管理債権の残高の比率は 0.50%と、目標値を超過した。 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権の圧縮に向けた取組みが、今後必要と考えられる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

該当なし

⑤ 文 部 科 学 省

法人名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小田 豊)
目的	特別支援教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 特別支援教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的に行うこと。2 特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。3 1に掲げる研究の成果の普及その他特別支援教育に関する研究の促進を行うこと。4 特別支援教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。5 特別支援教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	初等中等教育分科会(分科会長:宮崎 英憲)
ホームページ	法人: http://www.nise.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、A ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上				A	A	A	
(1)研究活動	A	A	A	A	A	A	
(2)研修事業	A	A	A	A	A	A	
(3)教育相談活動	B	B	B	A	B	A	
(4)情報普及活動	A	A	A	A	A	S	
(5)国際交流活動	A	A	A	A	A	A	
(6)筑波大付属久里浜養護学校との協力	A	A	A				
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画				A	A	A	
4. 外部資金導入の推進				A	A	A	
5. 会計処理システムによる財務管理や会計処理の実施				A	A	A	
6. 剰余金の使途				—	—	—	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項				A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 特別支援教育のナショナルセンターとして、研究、研修等に取り組み、その使命を十分に果たしている。
- 新たに設置された発達障害教育情報センターにおいては、学校現場等のニーズに応じた情報提供・発信がなされており、高く評価できる。
- 理事長のリーダーシップのもと、事業効果を落とすことなく業務効率化に取り組んでおり、評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																																							
研究活動	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各障害種別等の研究計画の立案や研究の実施母体となる「研究班」制を導入。また、今後の特別支援教育の中・長期を展望した研究テーマから、当面5カ年程度を目途として取り組む喫緊の課題まで、我が国の障害のある子どもの教育の振興充実のために進めていくべき研究について取りまとめた「研究基本計画」を平成20年8月に策定。 平成20年度の研究計画について、平成20年5月に、都道府県・政令指定都市教育委員会、都道府県・政令指定都市教育センター（特別支援教育センター）、全国特別支援学校長会、全国特別支援学級設置学校長協会及び外部評価委員、157箇所意見を求め、84箇所より回答。（回収率53.5%） <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、「研究基本計画」を策定すると同時に、研究計画立案や研究の実施母体となる「研究班」制を導入して、研究体制の再構築を図りながら、研究の性格の明確化、重点化を図ろうと研究活動への意気込みが感じられた。そうした熱意が、各研究項目の立案や内容にも反映されている。 評価システムの確立による研究の質的向上のため、教育現場等のニーズ調査を行ったことは高く評価できる。 ニーズ調査の回収率がやや物足りない。また、ニーズ調査の結果を研究課題の選定にも活用することが望まれる。 <p style="text-align: right;">など</p>																																							
研修事業	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度特別支援教育研究研修員制度は、当初、新規課題6課題、継続課題2課題、計8課題を受入可能な研究とし、受入可能人員は対象研究課題毎に各1～2名程度、計12名程度とし、照会を開始した。その結果、6課題に、計7名の特別支援教育研究研修員の推薦を受け、関係教育委員会等と調整を図り、審査の上、全員を受け入れ。（平成20年度特別支援教育研究研修員制度の参加率は、58.3%（7名/12名）） 研修終了直後のアンケート調査（7名中、7名回答）では、研修全体の満足度（「とても有意義」「有意義」の合計）が100% <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県等において特別支援教育の推進の中核となる教職員を対象とする「特別支援教育研究研修員制度」の定着を目指し受入数を設定して、研究所の「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画して研究を行うシステムについては研修員の満足度や任命権者の事後評価も高く、この制度は意義があるものと評価できる。 特別支援教育研究研修の募集人員については、実施要項において受入可能人員を対象研究課題毎に各1～2名程度、計12名程度とあらため、募集を行った結果が、6課題7名に終わったことは課題として挙げられる。 <p style="text-align: right;">など</p>																																							
教育相談活動	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 三つに限定して実施することとした教育相談件数は、下表のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th></th> <th>臨床的 研究</th> <th>低発生 等困難</th> <th>国 外</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">H 18</td> <td>相談件数</td> <td>29</td> <td>51</td> <td>12</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>延回数</td> <td>268</td> <td>72</td> <td>14</td> <td>354</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H 19</td> <td>相談件数</td> <td>28</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>延回数</td> <td>431</td> <td>34</td> <td>11</td> <td>476</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H 20</td> <td>相談件数</td> <td>39</td> <td>44</td> <td>11</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>延回数</td> <td>457</td> <td>89</td> <td>14</td> <td>560</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 来所した保護者等の満足度（「とても良かった」「わりと良かった」の合計、又は「期待通りだった」「ほぼ期待通りだった」の合計）が100% <p style="text-align: right;">など</p>	年度		臨床的 研究	低発生 等困難	国 外	計	H 18	相談件数	29	51	12	92	延回数	268	72	14	354	H 19	相談件数	28	13	10	51	延回数	431	34	11	476	H 20	相談件数	39	44	11	94	延回数	457	89	14	560	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育のナショナルセンターとしての教育相談の役割を検討して、個別の教育相談のポイントを絞り、相談機能の質の向上を図ったことは大いに評価できる。 限定した相談実績については、前年度に比べ、それぞれ増加している。特に、各都道府県では対応が困難な事例や海外の日本人学校等からの相談については、ナショナルセンターとして積極的な対応が必要なものであり、評価できる。 来所した保護者等の相談に対する満足度（期待通りだったとする回答）が高くなり、相談の充実が見られたことは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
年度		臨床的 研究	低発生 等困難	国 外	計																																					
H 18	相談件数	29	51	12	92																																					
	延回数	268	72	14	354																																					
H 19	相談件数	28	13	10	51																																					
	延回数	431	34	11	476																																					
H 20	相談件数	39	44	11	94																																					
	延回数	457	89	14	560																																					
情報普及活動	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害のある子どもの教育的支援を推進するため、平成20年4月に、発達障害教育情報センターを設置するとともに、センターのWebサイトを開設し公開。 データベースへのアクセス件数は、607,768件であり、目標の500,000件を達成。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス 件数</td> <td>553,871</td> <td>693,483</td> <td>607,768</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>		18年度	19年度	20年度	アクセス 件数	553,871	693,483	607,768	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害教育情報センターを設置し、学校現場等のニーズに応じた情報支援を構築したことは高く評価できる。 平成19年度に比べデータベースのアクセス件数が減少したことについては分析が必要であり、それを日常的に観察することは今後の企画立案にも有効であると考えられる。 <p style="text-align: right;">など</p>																															
	18年度	19年度	20年度																																							
アクセス 件数	553,871	693,483	607,768																																							

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9) (個別意見)

- 平成20年度に交付された運営費交付金約11.6億円のうち、年度末の運営費交付金債務残高が約1.6億円(交付額の約13.4%)となっており、財務諸表においてその発生要因は明らかにさせているものの、業務運営に与える影響について業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、運営費交付金の執行状況が業務運営に与える影響についても業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人大学入試センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:吉本 高志)
目的	大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)における教育の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。2 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。3 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:奥野 信宏)
ホームページ	法人: http://www.dnc.ac.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>		—	—	—	—	—	1. H17年度までは、A ⁺ 、A、B、Cの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化				A	A	A	
(1)組織の整備状況と業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)管理運営業務の効率化状況	A	A	A	A	B	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上				A	A	A	
(1)センター試験の円滑で適切な実施状況	A	A	A	A	A	A	
(2)調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献の状況	A	A	A	A	A	A	
(3)進路指導や進路選択に資するための適切な情報提供状況	B	B	B	A	A	A	
(4)管理・運営に関する情報及び事業等の情報等の積極的な公開状況	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善とその他主務 省令で定める業務運営に関する 事項等				A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画の策定	—	—	—	A	A	A	
(2)人事に関する計画の策定・実施状況等	B	B	B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 英語リスニングテストやセンター試験を利用する大学数が増加するなど、業務の増加と多様化が進む中、適切かつ安定的した業務運営が継続的に実施されていることは評価できる。
- 英語リスニングテストについては、実施面での改善が図られ円滑に実施できたことを評価したい。
- 大学入学選抜の改善など大学入試センターが果たすべき役割を一層積極的に推進することが期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織の整備状況と業務の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事務組織については、試験問題の作成やセンター試験の改善に向けての取組み、高等学校学習指導要領の改訂等への対応などの業務を円滑に遂行するため、平成20年6月、試験・研究統括官を補佐する者として試験・研究副統括官を置き、適性試験企画調整官及び研究開発部長が兼務することにした。また、平成20年6月、高等学校関係者の参与を置き高等学校関係者としての立場からセンター試験及び大学入学者選抜方法の改善に関し、助言を得ている。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務組織については、研究支援体制及び試験問題作成支援体制の強化に支点をおいた組織の見直しが図られたことや、高等学校関係者に参与として参加を求めるなど大学と高等学校等との連携協力に留意した組織整備を実施したことは高く評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
管理運営業務の効率化状況	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に対する進捗状況については、本センターは第2期中期計画期間において、平成17年度をベースに毎年度業務経費1%の削減を行うと、中期計画3年目である平成20年度までに3%の削減を行うことになるが、業務経費は2.82%の減と計画通りに進行している。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務経費については、的確な判断により前年度2.37%の経費削減が達成されたことは評価できる。また、中期目標期間全体における削減目標の進捗状況についても、2.87%とほぼ順調に進捗しており、今後更なる努力を期待したい。 <p style="text-align: right;">など</p>
センター試験の円滑で適切な実施状況	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> センター試験のリスキングの円滑な実施と、新しい個別音源機器の開発を支援するため、実務的な研究開発活動を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> リスキングテストの更なる改善に向けた調査研究に努めるなど、センター試験の改善のための調査研究が確実に進められていると判断できる。引き続き、大学及び高等学校の振興を図る観点から、大学入試に係る調査研究が続けられることを期待するとともに、成果の発信に積極的に努められたい。 <p style="text-align: right;">など</p>
調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献の状況	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 新しい枠組みとしての総合試験の実証的研究、総合試験の実態調査と内容分析、小論文自動採点システムの実用化の研究を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究については、研究体制の構築、外部資金の活用や活動報告の作成などが行われており、また、外部評価においても高い評価を受けており、成果をあげていると判断できる。こうした成果が、今後より一層大学入学者選抜の改善に資するよう取り組むことを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
進路指導や進路選択に資するための適切な情報提供状況	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> ハートシステムは、平成18年度にシステムを更新し、大学進学に有用な38項目に精選し情報提供を行ってきた。データは、全国の大学から提供を受け、利用者が求める項目別に検索できるシステムとしている。平成20年度は、5月上旬に全国の大学に対してデータの更新を依頼した。センターでは定期的に更新状況を確認し、データ更新の遅れている大学に対して督促を行うなど最新のデータの提供に努めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ハートシステムや大学ガイダンスセミナーについては、参加者等の不満足の原因を分析し改善に役立てており、特にガイダンスセミナーでは高い満足度71.3%を得ている(満足度の指標70%は、平成13年度～16年度の平均数値58.8%を参考に目標として高めに設定した)。今後も、センターがなすべき役割を十分認識した上で、厳選した情報を提供するなど、利活用に向けて一層の知恵を出すことが望まれる。 ハートシステムについては、昨年度の総務省の2次評価の指摘を踏まえ、速やかに対策の検討に着手し改善方策をとりまとめたことは認められる。引き続き、更なる改善を求めたい。 <p style="text-align: right;">など</p>
管理・運営に関する情報及び事業等の情報等の積極的な公開状況	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや広報資料等を利用して、センターの管理・運営に関する情報及び事業等に関する情報の積極的な公開を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営や財務情報など、事業等に関する情報が積極的に公開されていると判断できる。今後は、図表を用いて説明を加えるなど国民に対してより分かりやすく財務状況を伝えられるよう努力されたい。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- インターネットを活用したハートシステムによる進学情報提供事業については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「利用件数が年々減少していることから、その効果を明確にさせた上で評価を行うべきである。」との指摘を行っている。しかしながら、当該指摘を踏まえたハートシステムによる情報提供事業の効果については依然明らかにされていない。今後の評価に当たっては、インターネットを活用したハートシステムによる進学情報提供事業について、その効果を明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:田中 壮一郎)
目的	青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修(以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。)及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修(以下この項において「青少年研修」という。)のための施設を設置すること。2 前号の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。3 第一号の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。4 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。5 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。6 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。7 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。イ 青少年のうちおおむね十八歳以下の者(以下この号において「子ども」という。)の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動。ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動。ハ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	スポーツ・青少年分科会(分科会長:板本 登)
ホームページ	法人: http://www.niye.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1283840.htm

中期目標期間 5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人は平成18年4月に「(独)国立オリンピック記念青少年総合センター」、「(独)国立青年の家」と「(独)国立少年自然の家」の3法人が統合している。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>				
1.業務運営の効率化	B	A	A	
(1)青少年をめぐる諸課題への総合的・効率的な対応状況	B	A	A	
(2)企画立案機能の強化状況	B	A	A	
(3)業務の効率化状況	A	A	A	
(4)施設の効率的な利用の促進状況	B	B	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	
(1)企画事業の実施状況	A	A	A	
(2)研修支援事業の実施状況	A	A	A	
(3)連絡・協力の促進に関する取組み状況	A	A	A	
(4)調査研究事業の実施状況	B	A	A	
(5)助成業務の実施状況	A	A	A	
(6)附帯業務の実施状況	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	
(1)収入の確保等の状況	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	
(1)短期借入金の借入状況	—	—	—	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—	—	—	
(1)重要財産の処分等の状況	—	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	—	
(1)剰余金の使用等の状況	—	—	—	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	
(1)施設・設備の整備状況	A	A	A	
(2)人事管理の状況	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 「小学校長期自然体験活動」や「教員免許更新制」などの国の政策課題に積極的に取り組むとともに、「独立行政法人整理合理化計画」や昨年の評価委員会における指摘について、機構本部が中心となって迅速に対応したことは評価できる。さらに、各施設においても、それぞれの特色を活かした企画事業が展開されるとともに、新規の教育プログラムが多数開発されており評価できる。
- 委託業務の見直しや包括委託の推進などの外部委託契約の見直し、組織の見直しによる次長制移行の前倒しなど、業務の効率化を積極的に推進し、人件費を含む一般管理費及び業務経費について、目標を大きく上回る削減がなされており評価できる。
- 事業実施の安全性についても、事故防止のための取組を充実するとともに、体験活動の推進にあたり、青少年教育のナショナルセンターとしてふさわしいリーダーシップを発揮されたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
施設の効率的な利用の促進状況	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 総利用者数は4,863,621人で、そのうち青少年及び青少教育関係者の研修利用者数は3,840,813人、一般の研修利用者数は825,154人、企画事業等での利用者数は197,654人であった。各教育拠点の利用者数に関しては、自然災害等のため一時的に施設の使用を中止するなど、12教育拠点において合計452団体60,902人の利用受入れを中止した。 なお、花山は平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震で被災したため、当面は平成21年度末まで受入れを停止している。従って、前年度と比較するため、平成19年度及び平成20年度の実績から花山の実績を除いた利用者数は、総利用者数が約483万人(約15万7千人の増加)、宿泊利用者数は約295万人(約2万4千人の増加)、日帰り利用者数は約187万人(約13万3千人の増加)となった。また、宿泊室の稼働率は全体で60.8%であった。 さらに独立行政法人整理合理化計画の指摘を受け、機構本部において「稼働率向上(利用者増加)のための対策」を策定し、各教育拠点において同対策に基づく取組を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、「稼働率向上(利用者増加)のための対策」を策定するとともに、年度当初から教育的指導の充実や閑散期の利用促進などに取り組んだことにより、利用者数が増加、稼働率が向上しており評価できる。また、青少年研修利用が全体の79%を占めており、法人の目的に沿った施設利用となっている。 引き続き、各施設の有用性・有効性について検証を行い、保有資産の効率的な管理運用に努めるとともに、ナショナルセンターとしての役割を強化すべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>
研修支援事業の実施状況	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度の青少年及び青少年教育関係者の研修利用は3,840,813人(宿泊利用:2,629,444人 日帰り利用:1,211,369人)、団体数は53,149団体(宿泊利用:19,106団体 日帰り利用:34,043団体)であった。 前年度に引き続き「独法整理合理化」対策チームのもとに稼働率向上・利用促進チームを置き、各教育拠点の研修利用の状況や利用者の見込み数を把握し、教育拠点の利用促進を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に定めた目標である350万人以上の青少年研修利用者があり、満足度も高く評価できる。さらなる利用者サービス向上の観点から、わずかではあるが不満足であった点について見逃すことなく、その要因分析及び改善に引き続き取り組むべきである。 さらに、利用者サービスの一環として、ホームページ上での施設利用申請について検討を行い、実施に向けた課題の洗い出しを行うことに期待したい。 <p style="text-align: right;">など</p>
調査研究事業の実施状況	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> HPによる情報提供内容及びアクセス件数のうち「青少年活動場所ガイド」は116,492件であった。(平成19年度は32,267件であった。) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究の成果の提供手段として、ホームページの充実が図られており評価できる。特に、「青少年活動場所ガイド」のアクセス件数は飛躍的に向上している。 「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」結果の一部が大学入学試験問題に採用されたり、「事業プログラムの効果的測定方法の開発研究」の成果物が各方面で活用されたりするなど、他機関による調査研究成果の活用がなされている。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国立女性教育会館(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:神田 道子)
目的	女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。
主要業務	1 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。2 1に掲げる施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。3 1に掲げる施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。4 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。5 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。6 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	社会教育分科会(分科会長:山本 恒夫)
ホームページ	法人: http://www.nwec.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>				
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	
1 基幹的指導者に対する研修の実施	A	A	A	
2 基幹的指導者に対する研修に資する調査研究の実施等	A	A	A	
3 喫緊の課題に関する調査研究の実施等	A	A	A	
4 喫緊の課題を担当する指導者に対する研修の実施	A	A	A	
5 課題解決に関する研究者や行政関係者・女性団体等指導者の交流機会の提供	A	A	A	
6 男女共同参画等に関する基礎研究の成果の提供	A	A	A	
7 男女共同参画等に関する基本的かつ全国的な資料・情報の収集、ポータルとデータベースの構築・提供	S	S	S	
8 女性アーカイブの構築	A	A	A	
9 利用者への学習情報提供	A	A	A	
10 利用者の拡大への努力	A	A	A	
11 女性関連施設等男女共同参画等に関する全国の関係機関等との連携協力体制の充実	A	A	A	
12 男女共同参画等に関する国際協力・連携に資する研修の実施	A	A	A	
13 海外の研究者等との交流・女性関連施設等との連携等、相互の研究成果の交換・活用	A	A	A	
14 地球規模の課題に資する調査研究の実施等	A	A	A	
II. 業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	
1 広報の充実	S	A	A	
2 運営及び業務の効率化	A	A	A	
3 外部資金の導入	A	A	A	
4 自己点検・評価等による業務の改善	A	A	A	
III. 財務内容の改善に関する事項	A	A	A	
1 予算・収支計画及び資金計画	A	A	A	
2 施設・設備の計画的整備	A	A	A	
3 関係機関・団体との人事交流等	A	A	A	

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	1. A、B、Cの3段階評価(「A」及び「C」評定の中で年度計画の1.5倍、または0.5程度の成果をあげていると評価される項目は、それぞれ「AA」、「CC」とすることができる。) 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>				
I. 業務運営の効率化	—	—	—	
◎毎事業年度につき1%の業務の効率化	B	B	B	
1 関係機関との共催事業の開催	B	A	A	
2 学習プログラムの共同開発	A	A	A	
3 女性、家庭・家族に関するデータベースの共同構築	A	A	A	
4 外部委託の推進	A	A	A	
5 事務、事業、組織、施設管理等の見直しによる業務運営の効率化	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×1	
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	—	—	—	
1 研修事業の充実	A×4 B×2	A×6	A×6	
2 交流事業の充実	A×3	A×3	A×3	

3 調査研究事業の充実	A×5 B×1	A×5	A×6
4 情報事業の充実	A×1 B×4	A×5	A×4 B×1
5 受け入れ事業の充実	A×1 B×4	A×4 B×1	A×3 B×2
6 広報活動の充実	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1
Ⅲ.財務内容の改善に関する事項	—	—	—
1 自己収入の増加	A	A	A
2 固定的経費の節減	A	A	A
Ⅳ.その他業務運営に関する事項	—	—	—
1 施設・設備に関する計画	A	A	A
2 人事に関する計画	B	B	B

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 国立女性教育会館においては、我が国唯一の女性教育に関するナショナルセンターとして、男女共同参画及び女性教育に関する基幹的な女性教育指導者等の育成、喫緊の課題への対応、情報等の提供、利用者の理解の促進、国際貢献、外部資金の導入等に着実に取り組んでおり、第二期中期目標期間の3年目として順調に成果が上がっているものと評価できる。
- 引き続き中期目標の達成に向けた取組により、男女共同参画社会の形成の促進に大きな役割を果たすことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
男女共同参画等に関する基本的かつ全国的な資料・情報の収集、ポータルとデータベースの構築・提供	I.7	<ul style="list-style-type: none"> • データベース化件数について、年度計画の42万件を上回る約46万件を達成。 • アクセス数について、年度計画の10万8千件を上回る約43万件を達成。 • 資料等利用者数について、年度計画の6千人を上回る約9千人を達成。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国会図書館からも評価を受けており、データベースの構築や女性情報ポータルの充実等、利便性の向上に向けた取組がなされている。 • 資料情報の収集・活用・提供に工夫・努力がみられ、広く国民に対し利用しやすい環境が整備され、アクセス数が大幅に増加するなどの成果があげられている。 <p>など</p>
自己点検・評価等による業務の改善	II.4	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年度に新たに以下の倫理行動規程を整備し、組織のコンプライアンス体制の強化を行った。 ① 独立行政法人国立女性教育会館における研究活動に係る行動規範 ② 独立行政法人国立女性教育会館における研究活動上の不正行為に関する基本方針について ③ 独立行政法人国立女性教育会館における研究費の不正使用の防止等に関する規程 ④ 独立行政法人国立女性教育会館研究費不正使用防止推進委員会設置要項 ⑤ 独立行政法人国立女性教育会館職員倫理規程 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 昨年度の自己点検・評価結果を今年度の企画に反映させるなど真摯に取り組んでいると評価できる。 • 今後も分析結果の妥当性の評価を行い、業務改善を進めてほしい。 <p>など</p>
関係機関・団体との人事交流等	III.3	<ul style="list-style-type: none"> • 館内職員を経験年数、職種、従来の業務を勘案しつつ適切に配置することにより、課室の運営や業務の改善等に新たな力を発揮させ、組織の活性化を図っている。本年度は、研修、調査研究に係る企画実施機能の強化、業務の効率化を図るため、チーム制の導入について検討を行い、その具体的あり方としてプログラム研究会を設置し、業務を横断的に執行するための体制整備を行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • チーム制導入についての検討が行われ、プログラム研究会を設置して業務を横断的に執行するための体制整備を行ったことは、今後の組織の活性化につながると評価できる。今後はさらなる研究体制の充実が必要。 • 人事交流を積極的に進めている点は評価できる。今後は、近隣の国公立大だけではなく全国の私大や、企業、地方公共団体等との人事交流も検討すべき。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国立国語研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (所長:杉戸 清樹)
目的	国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。3 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	文化分科会(分科会長:船山 信子)
ホームページ	法人: http://www.kokken.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>				
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	
(1)国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献	A	A	A	
(2)日本語教育機関等に対する情報の提供	A	A	A	
(3)国民に対する効果的かつ効率的な情報発信	A	A	A	
(4)内外関係機関との連携協力	A	A	A	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項・その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項	A	A	A	

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	1. A、B、Cの3段階評価(必要に応じて、A+及びC-の2段階を追加)。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>				
1. 業務運営の効率化	A	A	A	
(1)現行組織の見直し有機的な連携等を図るための研究体制の構築等	A	A	A	
(2)研究所の効率的、効果的運営	A	A	A	
(3)業務の効率化	A	B	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	—	—	—	
(1)国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査等	A	A	A	
(2)資料の作成、公表並びに関係する情報及び資料の整理・提供	A	A	A	
(3)外国人に対する日本語教育に従事する者等に対する研修	A	B	A	
(4)附帯する業務	A	A	A	
3. 資金計画、その他	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 日本語研究の基盤となる大規模データベースの構築は着実に進み、ネット上で4,000万語の試験検索が可能な段階となり、高く評価できる。 「病院の言葉」を分かりやすくする提案は、言語研究者、医療関係者を交えた綿密な調査が行われ、極めて質の高い日本語像の提案として完了した。 研究成果の国民への発信は、ホームページのリニューアルで利便性を増したほか、刊行物、フォーラムの開催など多岐にわたって積極的に展開された。 外国人に対する日本語教育の基盤整備は、「生活言語としての日本語」の観点からの学習項目一覧が一定の集約を見るなど、着実な取り組みが進んでいる。 外部資金の導入は科学研究費補助金の確保等が積極的に行われ、業務全体の経費削減、随意契約の見直し、人件費削減も適切に行われている。 経費削減など、極めて高い努力をして、業務の効率化に努めたことは、高く評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」は、文部科学省特定領域研究「日本語コーパス」が採択されたことにより、より充実した研究体制・研究環境の下でコーパスを構築。 信頼性の高い全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、確実な基盤を持った調査対象項目を構築することを目的として、「全国方言調査委員会」において、臨地調査の方法・手続と調査項目を決定し、将来の本格的な分布調査を見越した準備調査を開始。 「病院の言葉」委員会は、全体会を5回、実務委員会を7回、拡大作業部会と手引編集部会を随時開催。「病院の言葉」にかかわる中間報告書、最終報告書、市販本(普及書)の3冊を発行。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模汎用日本語データベースの構築は順調に進められ、サンプリング、電子化作業も、書籍関係では目標の8割近くを達成している。また、活用に不可欠な著作権処理も着実に進められ、ホームページ上での試験公開も4000万語の検索が可能となり、将来の国語研究に広く活用されるものとして高く評価できる。他機関ではできない、意義のある仕事であり、計画通りの結果を得られるよう、事業が継続されることが強く望まれる。 「病院の言葉」を分かりやすくする提案は、国民生活に密着したテーマで大きな反響を呼んだ。その質的な水準はもちろん、国立国語研究所としての発信力を示した意味でも意義深い。 <p>など</p>
日本語教育機関等に対する情報の提供	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 日本社会の一員として地域に根付き、職場や学校等で活躍するために外国人が身につけるべき日本語能力<生活のために必要な日本語能力>とは何かを明らかにするため、平成19年度までに収集・分析を行った国内外の移民向け自国語教育内容・目標をもとに、学習項目一覧(暫定版)を作成。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「生活言語としての日本語」という観点での学習項目一覧は、日本語教育を進める上で不可欠なものであり、学習ニーズを把握するための各種調査をもとに、年度内に一定の集約を見たことは評価できる。 <p>など</p>
国民に対する効果的かつ効率的な情報発信	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 公開研究発表会(1回、参加者75人)を実施。 『日本語科学』23号・24号、『日本語教育論集』第25号、広報誌「国語研の窓」を刊行。 ホームページ運用(アクセス件数約809万件)、電話質問への対応(1,562件)。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公開研究発表会は、参加者数や評価等について努力の余地があるものの、研究会、雑誌の刊行など様々な形で、研究成果の公表が適切に行われている。 <p>など</p>
内外関係機関との連携協力	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 国立国語院(韓国)の招へいにより研究員を派遣し、国立国語院で講演と研究交流を行うとともに、第18回国際言語学会議(高麗大学校)にて研究発表を実施(3人)。 第3回の招へい研究者6人を引き受け、それぞれの研究テーマに沿った研究を行うと同時に、研究所の研究員とも、研究会や共同研究を通じた研究活動を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内外の研究機関との連携は、韓国、中国との研究員の派遣・受け入れが実施されている他、民間の研究者招へいプログラムを活用して、欧米、アジアなど広範な国の研究員の招へいが行われており、日本語の専門研究機関としての役割が着実に果たされている。 <p>など</p>
業務運営の効率化	2	<ul style="list-style-type: none"> 経費の削減等の実績 (ア) 一般管理費削減率 38.7% (イ) 業務経費削減率 9.1% <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経費削減の取り組みは、業務の効率化、省エネルギー、リサイクル、ペーパーレス化などきめ細かい努力の結果、一般管理費、業務経費とも、目標を大きく上回る成果をあげており、評価できる。 <p>など</p>
財務内容の改善に関する事項・その他業務運営に関する重要事項	3	<ul style="list-style-type: none"> 19年度比12,628千円増の190,688千円(41件)の科学研究費補助金を獲得。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金の導入は、科学研究費補助金の獲得努力が積極的に行われ、前年度に比べ件数、金額とも顕著な増加を見ており、資金獲得の努力が認められる。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人国立科学博物館(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (館長:佐々木 正峰)
目的	博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 博物館を設置すること。2 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究を行うこと。3 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらの業務に関連する調査及び研究を行うこと。4 1から3に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。5 1に掲げる博物館を自然科学の振興を目的とする事業の利用に供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	社会教育分科会(分科会長:山本 恒夫)
ホームページ	法人: http://www.kahaku.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上				A	A	A	1. H17年度までは、A、B、Cの3段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 5. H18年度以降の評価項目については、上位3段階目までを記載、H14～17年度及び第1期中期目標期間については中期計画の項目でまとめて記載した。
(1)社会的有用性の高い自然史・科学技術史体系の構築				A	A	A	
(1-1)自然史、科学技術史研究の状況				S	A	A	
(1-2)研究者等の人材育成の状況				A	A	A	
(1-3)国際的な共同研究、交流の状況				A	A	A	
(2)ナショナルコレクションの体系的構築と継承				A	A	A	
(2-1)標本資料の収集・保管状況				A	A	S	
(2-2)標本資料情報の発信状況				A	S	A	
(2-3)標本資料等に関するナショナルセンター機能の状況				A	S	A	
(3)人々の科学リテラシーの向上				A	A	A	
(3-1)展示公開及びサービスの状況				S	S	A	
(3-2)学習支援事業の実施状況				A	S	S	
(3-3)日本全体を視野に入れた活動の状況				A	A	S	
(3-4)知の社会還元を担う人材育成の状況				A	A	A	
(4)博物館の整備・公開	A×2	A×2	A×2				
(5)自然科学等に関する資料の収集、保管、公衆への供覧	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1				
(6)自然科学等の研究の推進	A×6	A×6	A×7				
(7)教育及び普及	A×8	A×8	A×9				
(8)研修事業の充実	A	A	A				
(9)科学系博物館ナショナルセンター機の充実	A×5	A×5	A×7				
2.業務運営の効率化				A	A	A	
(1)業務運営・組織の状況				A	A	A	
(2)経費の削減と財源の多様化の状況				S	A	A	
(3)経費の削減率	B	B	B				
(4)経費の節減努力状況	A	A	A				
(5)組織運営の改善状況	A	A	A				
3.財務内容の改善に関する事項				A	A	A	
(1)外部資金等の積極的導入と管理業務の効率化				A	A	A	
(2)自己収入の増加			A				
(3)固定的経費の節減			A				
4.その他業務運営に関する事項				A	A	A	
(1)施設・設備の状況				A	A	A	
(2)人事管理の状況				A	A	A	
(3)施設整備の推進			A				

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 標本資料の登録は中期目標を超えるペースで増加しており、博物館の資源を活かした学習プログラムの開発や、ユーザー視点に立ったホームページのリニューアルによるアクセス数の大幅な増加など、ナショナルセンターとして、科学系博物館のモデ

ルとなる成果をあげている。また、企画展「標本の世界」等、ナショナルコレクションの収集・保管・継承の重要性を国民に伝える取組が積極的に行われており、長年の懸案であった新収蔵庫の整備が実現に向けて動き始めている。

- 研究活動では我が国の生物多様性に関する新たな研究に着手し、また、国際的な活動では国際博物館会議アジア太平洋地域連盟 (ICOM-ASPAC) 日本会議の開催に対し主導的な役割を果たすなど、ナショナルミュージアムとして積極的な事業展開が行われている。
- 業務の効率化については、経費の削減など確実に成果として現れているが、国立科学博物館の果たすべき役割を損なわない十分な配慮が必要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
社会的有用性の高い自然史体系・科学技術史体系の構築	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 研究活動等の強化及び効率的推進を図るため、外部評価委員会を設置して、研究活動に関する外部評価を実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究活動等の強化を図るため、外部評価委員会による評価が行われている。評価に対応して、経常研究・プロジェクト研究の推進等に向けた取組を進めることが重要である。 <p style="text-align: right;">など</p>
ナショナルコレクションの体系的構築と継承	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 標本資料の収集 平成 20 年度末現在、登録票本数 3,790,011 点 20 年度、登録標本増加数 95,004 点 科学博物館の所蔵する様々な分類群や分野の標本資料の情報をデータベースとして公開をし、研究者の他、児童生徒や一般の方々の学習資源としての活用等広く利用に供用。 全国の博物館等が所蔵する自然史標本の横断的検索が可能なサイエンスミュージアムネットを充実。また研究会を実施。地球規模生物多様性情報機構 (GBIF) の日本ノードとしてこれらの自然史標本情報を英語で発信。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 標本資料が精力的に収集・保管されており、ナショナルセンターとしての期待に応えている。 資料の WEB サイトを通しての一般公開や全国の科学博物館をむすぶサイエンスミュージアムネットの構築など、ナショナルミュージアムとしての資料情報の提供、利用の内容は充実したものになっている。 ナショナルセンターとして、全国の博物館等と連携した取組 (サイエンスミュージアムネット) を展開している等、科博のリーダーシップが発揮されている。 <p style="text-align: right;">など</p>
人々の科学リテラシーの向上	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 入館者の確保 平成 20 年度実績約 161 万人 中期目標期間累計: 約 528 万人 (中期目標5年間で 600 万人中 88.0%達成) 研究部等の研究者が指導者となって、当館ならではの高度な専門性を活かした独自性のある学習支援活動を展開。また、学習支援活動においては随時アンケートを実施し、利用者の期待等の把握に努力。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別展については、入館者の層などを細かく分析し、成果と課題を明らかにして、今後の企画に生かして行くことが重要である。 国民の多様な層に応じた事業に積極的に取り組むとともに、博物館と学校の連携を促進する様々な取組が開発・実施されている。また、博物館の資源を活かした学習プログラムが国内の科学系博物館と協働で開発されていることは、各博物館の活動を活性化するものであり、ナショナルミュージアムとして非常に高く評価できる取組である。 <p style="text-align: right;">など</p>
業務運営の効率化		<ul style="list-style-type: none"> 博物館の入館者を対象として満足度調査を実施。 調査研究と標本資料収集・保管、展示・学習支援活動を一体的に実施しさらなる成果をあげるため、また、組織全体及び職員の潜在力を引き出すために効果的な組織の改編について検討。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 来館者調査等による来館者層の把握や不満要因分析、新規顧客層の拡大に向けた検討が行われ、サービスの質の向上に活用されている。 限られた人的資源に対応した効果的な組織の在り方等について検討が行われている。展示公開、学習支援活動、広報活動等の一体的な推進に向けた組織の見直しが期待される。 <p style="text-align: right;">など</p>
財務内容の改善に関する事項	3	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金の収益化基準について、費用進行基準のみの適用から業務達成基準、期間進行基準及び費用進行基準の併用に移行したことに伴い、節減努力による利益剰余が発生。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金債務の残高については、補正予算の成立に伴う計画変更によるものや、その性質上年度をまたぐような事業等にあるものが中心である。20 年度については、中期計画の達成に関して影響は見られないが、早期に適切に執行することが必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人物質・材料研究機構(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:岸 輝雄)
目的	物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 物質・材料科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.nims.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上				A	A	A	
(1)重点研究開発領域における基礎的研究及び基盤的研究開発	S×2 A×5	S×2 A×5	S×3 A×4	S×1 A×8	S×1 A×7 B×1	S×1 A×7 B×1	
(2)研究成果の普及及び成果の利用	S×2 A×3	S×1 A×4	S×2 A×3	A×3	A×3	S×1 A×2	
(3)中核的機関としての活動	A×4	A×4	A×4	S×2 A×5	S×2 A×6	S×2 A×6	
(4)その他	A×5	A×5	A×5	A×2	A×2	A	
2. 業務運営の効率化				A	A	A	
(1)機構の体制及び運営	S×3 A×6	S×2 A×7	S×2 A×7	A×7	A×7	A×6 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要資産の処分、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	—	—	A	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他主務省令で定める事項							
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)国際的研究環境の整備に関する計画				A	A	S	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 理事長のリーダーシップの下で、国内外に存在感のある研究所として広範な活動を行い、着実に成果をあげている。20年度は従来に比べて著しく進展した研究が少ないように感じられる面もあるが、質への転換が進められ将来的に有望な研究成果を創出。 研究基盤を支えてきた機構のよさを失わず、より個人の創意を活かすような、かつ、機動性のある運営をすることにより、遊び心のある研究も共存する世界トップレベルの研究機関となることを期待。 世界を先導するトップ研究者を輩出するという視点で、さらに高い目標設定をしていくことが今後の課題。これは、頂が見えてきたからこそ狙える高い目標。 効率的かつ柔軟な研究組織の編成・整備がなされ、次世代太陽電池センターの設立等、環境・エネルギー分野の研究開発の強化をタイムリーに実施。 外国人研究者を含めた研究人材育成、随意契約の見直し、安全対策の強化及びコンプライアンス体制の整備を着実に実施。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
重点研究開発領域における基礎的研究及び基盤的研究開発	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 本事業年度は、電極表面にPt-O-Ce クラスタを多量に分散させることで、アノード・カソード両極の触媒活性を高めることに成功し、固体電解質と併せて高性能中低温燃料電池の実現に大きく前進した。セパレーター用高窒素鋼の変形挙動を詳細に検討し、変形機構を明らかにするとともに、0.4mm までの薄板化に成功した。水素分離膜合金基板の方 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池、二次電池、水素関連材料などタイムリーなテーマ選定を継続し、CO2問題をはじめとしたエネルギー・環境問題への貢献を目指していくことは社会ニーズとして極めて重要であるが、その方向性を指向している点を高く評価、今後の継続に期待。 タービンディスク用Ni-Co基鍛造超合金の開発において耐用温度750℃を達成、固体酸

		<p>位を制御することにより耐熱寿命を改善できることを見出した。</p> <p>など</p>	<p>化物燃料電池(SOFC)のアノード及びカソード電極触媒について放射光を用いた白金を含むクラスターモデルの提案、超微細結晶粒などの階層的組織制御による高靱性な超高強度低合金鋼の開発、WO₃光触媒の高機能化・低コスト化、など、基盤研究として重要な成果をあげていることは高く評価でき、今後の展開が非常に楽しみである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の研究においては部材化のためのプロセスについての研究を行う必要がある。 <p>など</p>
研究成果の普及及び成果の利用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の誌上発表は、和文誌 52 件(前事業年度 79 件)、欧文誌 1,164 件(同 1,081 件)の合計 1,216 件(同 1,260 件)行い、そのうちレビュー論文は 50 件。学協会等における口頭発表は、国内学会 1,836 件(同 1,895 件)、国際学会 1,527 件(同 1,503 件)の合計 3,363 件(同 3,398 件)。また、東京ビッグサイトにて、「環境・エネルギー材料研究展」を開催し、来場者数は2日間で 1,054 名。更には、東京国際フォーラムにて「第8回 NIMS フォーラム」と題した研究成果報告及び技術移転を目的としたフォーラムを開催。来場者数は 817 名(同 463 名)。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 19年度は「量から質への転換」を目指して前年度比で論文発表数が減少したが、20年度は増加に転じ、目標の1,100件を大きく上回っている。レビュー論文数についても目標値をクリアしている。論文被引用数ランキングが世界3位、日本1位は高く評価できる。 数量目標達成に加え、インパクトファクター指標における世界ランキングの大幅向上はこれまでの各種マネジメント施策の推進によるものであり、各種施策の相乗効果発現の賜物として、極めて大きな成果。 <p>など</p>
中核的機関としての活動	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 強磁場施設等の大型設備について、「共同研究による施設及び設備の共用に関する規程」に基づき、広く外部の材料関係研究との共用を促進した。特に、強磁場施設については、外部研究機関との共同研究の形態で 89 件(前事業年度 94 件)の共用を行った。また、「外部利用による施設及び設備の共用に関する規程」及び「施設及び設備外部利用約款」に基づき、強磁場施設等の大型設備について、使用料等の徴収による外部研究機関への共用も促進し、10 件(同 13 件)の利用申込を受入れ、2,166 千円(同 5,631 千円)の収入を得た。さらに、ナノテクノロジーを活用する物質・材料研究を効率的に推進するため、文部科学省「ナノテクノロジー・ネットワーク」事業の受託に合わせて設置したナノテクノロジー融合支援センターと、既設の「超高圧電子顕微鏡共用ステーション」、「強磁場共用ステーション」とが中心となり、「NIMS ナノテクノロジー拠点」を組織し、また、「共用ビームステーション」は Spring8 の日本原子力研究機構拠点に参加し、外部研究者へ共用、融合的なナノテクノロジー支援を実施した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共用基盤設備の全ての装置の利用率はほぼ100%と非常に高く、ナノテクノロジー融合支援センターへの民間企業など他機関の利用率が約50%と、社会への貢献度も非常に高い。 優れた世界最先端の設備を具備し、また、利用のための支援の充実には目も見張るものがある。実験遂行上、特筆すべき優れた資産であり、今後とも継続・強化をお願いしたい。 稼働率が何れも100%に近いことから、今後、更に利用件数を増やすのか検討する際には、リピーター率と新利用者などの分析が必要。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人防災科学技術研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:岡田 義光)
目的	防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。5 防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:矢口 彰)
ホームページ	法人: http://www.bosai.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上				A	A	A	
(1)防災科学技術の水準向上を目指した研究開発の推進	S×5 A×13	S×7 A×8 B×3	S×5 A×12 B×3	A×9 B×3	S×1 A×10 B×1	S×2 A×9	
(2)災害に強い社会の実現に資する成果の普及及び活用の促進	S×2 A×1	S×2 A×1	S×2 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(3)中核機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力	A	A	A	A	A	A	
(4)内外の情報の収集・整理・保管・提供	A	S	A				
(5)内外の研究者及び技術者の養成及び資質の向上	A	A	A				
(6)要請に応じて職員を派遣して行う研究開発協力	A	A	A				
(7)研究交流の推進	A	A	A				
(8)災害発生等の際に必要な業務	A	A	A				
2.業務運営の効率化				A	A	A	
(1)組織の編成及び運営	A	A	A	A	A	A	
(2)業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要資産の処分、担保に供しようとするときの計画	-	-	-	A	A	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他主務省令で定める事項				A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)能力発揮の環境整備に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(4)情報公開				A	A	A	
(5)中期目標期間を超える債務負担				-	-	-	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- ・ 防災という明確な目標設定の下に精力的に研究が行われている。強震動の観測能力の向上による「トランポリン効果」の発見など特筆すべき成果が得られ、公表された研究成果が社会の注目を集めるなど、研究所全体として優れた事業展開がなされている。
- ・ MPレーダーの技術が国土交通省の業務用レーダーに採用され、実大三次元震動破壊実験施設での実験結果が消防法の改正や防災意識の啓発等に役立てられるなど、研究成果の社会還元も進んでいる。
- ・ 組織・運営の改善が適切に行われており、業務の質の向上や運営の効率化も着実に進んでいる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
防災科学技術の水準向上を目指した研究開発の推進	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、前年度に観測装置の更新を実施した結果、年間を通して安定したデータの品質保持が可能となったことに加え、平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震では、更新によって観測性能が強化されたKiK-netデータの解析に基づく「トランポリン効果」の発見等、学術上極めて重要な成果の創出にも多大な貢献を果たした。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震観測施設の更新によって観測能力を向上させ、平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震時の4Gという例のない強震動を捉えることに成功し、そのデータを「トランポリン効果」の発見につなげたことは特筆すべき成果である。この成果がScience誌に掲載されたことに加えSCI対象誌に27編の論文を発表するなど研究成果の公表も非常に高いレベルで行われている。 <p style="text-align: right;">など</p>
災害に強い社会の実現に資する成果の普及及び活用の促進	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 地震調査研究推進本部地震調査委員会、地震防災対策強化地域判定会及び地震予知連絡会等、地震関連の国の委員会に定期的に情報を提供している。関東東海地域の地震活動・地殻変動や広帯域地震計を用いた解析結果などの定期的な資料に加え、平成20年6月14日の平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震においては、顕著な地殻活動に関する詳細な解析結果を地震調査委員会の臨時会等へ資料提供を行っている。 地方公共団体における耐震補強事業促進に関する貢献などを目的に、E-ディフェンスで実施した実験映像を加工し利用を働きかけている。その結果、12県、52市町村においてWeb上や防災講習会などのイベントの際に実験映像が利用された。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度発生した岩手・宮城内陸地震や浅間山噴火等に的確に対応し、地震調査研究推進本部など国等の委員会への情報提供が465件(目標100件)に上るなど、計画を大きく超えて責務を果たしている。 さらにこれら情報提供に加え、X-NET(MPLレーダ)によるゲリラ豪雨等の降雨・強風監視技術が多くのマスコミから関心を集め、MPLレーダが国土交通省の業務用レーダとして採用されることにつながり、かつそこに防災科研の研究成果が活かされることになったことは、国の防災行政の意志決定に直接影響を与える大きな業績であり高く評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
中核機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 共同実験として、伝統的木造軸組構法の耐震性能検証に関する実験(日本住宅・木材技術センター)、長周期地震動を受ける超高層建物内部の安全性評価のための振動台実験(兵庫県)の計2件を実施した。受託研究として、首都直下地震防災・減災プロジェクト・都市施設の耐震性評価・機能確保に関する研究において、地震災害時における医療施設の機能保持評価のための震動台実験を実施した。施設貸与として、原子力施設等の耐震性評価技術に関する試験及び調査のうち動的上下動耐震試験(クレーン類)、基礎部健全性評価検討(機器基礎の加振試験)(いずれも、日立GEニュークリア・エナジー株式会社)の2件を実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備の共用について、実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)において平成18年度からの3年間で17件の利用があり、既に5年間の目標である12件を達成した。また大型耐震実験施設(5年間の目標達成率69%)、大型降雨実験施設(同65%)、雪氷防災実験施設(同76%)とそれぞれ目標を上回るペースで順調に共用が進められている。平成20年度の重点的な取組として伊勢湾台風50周年にちなむWeb企画や四川地震および岩手・宮城内陸地震の調査報告会など時宜を得た取り組みが行われるとともに、関連する資料等の収集も進み、所外へのレファレンスサービスも750人に提供されるなど、一定の成果を上げている。 <p style="text-align: right;">など</p>
組織の編成及び運営	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、研究開発課題のうち2課題について、平成19年度に見直した評価基準に従い外部有識者による研究開発課題外部評価を実施した。いずれの課題についても、「A」(計画通り、または計画を上回って履行し、課題の達成目標に向かって順調、または進捗目標を上回るペースで実績を上げている(計画の達成度が100%以上。))との評価結果を得た。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災科学技術研究所は、防災に関する総合的研究を一貫して実施する唯一の機関であり、現在実施している業務は、その使命から逸脱して居らず、妥当と考えられる。政府の方針等に的確に対応するために契約課・コンプライアンス室の設置を行うなど、理事長のリーダーシップにより効率的かつ柔軟な組織運営が行われている。 <p style="text-align: right;">など</p>
業務の効率化	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費削減の取り組みとしては、業務効率化委員会の業務効率化推進計画の方針に沿って、福利厚生関係経費の見直し、会計システム業務の委託経費及び給与計算事務作業の委託経費の削減を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費削減(目標:平成17年比5年で15%以上)のため、人件費の削減や福利厚生関係経費の見直し等必要な対策が実施され、順調に削減が進んでいる。業務経費の削減(目標:平成17年比5年で5%以上)についても、上記効率化の方策等により順調に進展している。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし。

法人名	独立行政法人放射線医学総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:米倉 義晴)
目的	放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。5 放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.nirs.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上				A	S	A	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
(1)放射線に関する研究開発等	S×1 A×13 B×1	S×1 A×14	S×1 A×14 B×1	S×4 A×21 B×4	S×5 A×21 B×3	S×7 A×21 B×1	
(2)研究成果の普及及び成果の活用の促進	A×2	A×2	A×2	A	A	A	
(3)研究活動関連サービス	A×5	S×1 A×4	A×5	A×4	S×1 A×3	A×4	
2. 業務運営の効率化	A×3	A×3	A×3	A	B	A	
(1)一般管理費の削減、業務の効率化				A	A	A	
(2)人件費削減				A	A	A	
(3)給与構造改革				A	A	A	
(4)研究組織の体制のあり方				A	C	A	
(5)企画調整機能・資源配分機能の強化、組織運営・マネジメントの強化				A	C	A	
(6)効果的な評価の実施				A	B	A	
(7)管理業務の効率化				A	C	B	
(8)国際対応機能				B	A	A	
(9)緊急被ばく医療業務の効率化・適正化				A	A	A	
(10)研究病院の活用と効率的運営				A	A	A	
(11)技術基盤の整備・発展				A	A	A	
(12)人事制度				B	B	B	
(13)内部監査体制の充実強化				A	C	B	
3.財務内容の改善に関する事項	A×2 B×1	A×3	A×3	A	B	A	
(1)外部研究資金の獲得				A	A	B	
(2)自己収入の充実				A	A	A	
(3)経費の効率化				A	C	A	
(4)資産の活用状況				A	A	A	
4.予算、収支計画等				A	B	A	
(1)予算、収支計画、資金計画				A	C	A	
(2)短期借入金の限度額				—	A	A	
(3)剰余金の使途				A	A	A	
5.その他業務運営に関する事項	A×3	A×3	A×3	A	B	B	
(1)施設、設備の長期計画				S	C	B	
(2)人員について				A	A	A	
(3)人事について				B	A	B	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 放射線医学総合研究所は、放射線の人体影響とその予防、放射線の医学的応用という使命をもっている。評価委員会は、同研究所がその目的に向かって、着実に成果を上げつつあることを確認した。
- 重粒子線治療は、短期照射法の開発により治療症例数を大幅に増加した。呼吸同期法の開発並びに至適線量分割研究により、肺がん(早期)の1回照射も可能となった。放医研は、この分野の国際リーダーとしての役割を果たしつつある。
- 分子イメージング研究は、高比放射能標識プローブなどの開発により、腫瘍、神経機能、創薬研究に大きく貢献した。さらに、中皮腫診断のためのMn標的MRIプローブを開発し、機能的MRIによる感情のメカニズム研究など新たな分野を開拓した。次世代PET開発が進行している。
- 小児期被ばく感受性、低線量被ばくなど放射線安全研究を進めた。緊急被ばくに対して、国内・国際的研修を行っている。
- マイクロビーム照射などの、基盤技術の開発が進められた。
- 地球温暖化対策の一つとして、原子力発電の意義が見直されている。放医研は、その使命と経験に基づき、放射線安全の研究を一段と進め、国内外に対して、この分野のリーダーとして役割を果たすべきである。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
放射線に関する研究 開発等	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 前年度に整備した体制(外来治療)を効率的に運用し、さらに前立腺がんにおける照射回数の低減など治療の効率化を図った結果、治療患者登録数は684名と前年度を上回った。 骨軟部腫瘍、直腸がん術後骨盤内再発に対し、病巣の部位、大きさを限定して短期照射(3週12回以下)の臨床試験を開始した。 放射線あるいは重粒子線治療後の照射野内再発腫瘍に対する臨床試験も開始した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 短期照射法等の開発により、治療症例数の更なる増加が見られるとともに、難治がんに対する良い結果が得られているなど、新しい治療法の開発に大きな進展が見られる。さらに、治療診断法の高度化・標準化や成果普及において着実な努力が見られ国内外の重粒子線治療のリーダーとして役割を果たしている。 <p>など</p>
研究活動関連サービス	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 若手研究者の育成 大学等の連携強化を図り、14人の大学院課程研究員を採用した。 10大学と連携大学院契約を結び、18人の連携大学院生を受け入れた。 重粒子線治療に係る医学物理士候補者を新規2名受け入れるとともに、文部科学省の人材育成事業のための講師派遣、OJT研修者受け入れ等を行った。 研修業務 平成20年度は全課程を予定通り実施し、年間427人を研修した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 10大学との連携大学院協定を締結し、放射線利用に関する研修を8コース実施し、計427名を受け入れた。整理合理化計画を受け、参加状況や社会ニーズを分析し、放射線防護課程(13日間)の内容を見直し、5日間コース、10日間コースの選択制とするなど、研修事業計画の見直しが行われた。 <p>など</p>
研究組織の体制のあり方	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 那珂湊支所廃止作業準備室において、廃止までのスケジュール等の検討を実施した。現地検査、RI施設・核燃料物質使用施設の使用状況をヒアリングし、平成22年度の廃止に向けての予算措置を検討した。 前年度に引き続き、任期制短時間勤務職員の採用権限付与やセンター長調整費の配分を行い、センター長の裁量による研究活動が進められた。また、分任契約システムやクレジットカード決済の導入等、裁量権拡大の検討を行い、これらについては運用を開始した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究費不正使用に対する対策(発注制度、検収制度、職員に対する啓発)が的確に行われた。今後の推移を見守る必要がある。整理合理化計画に関し、放医研が担うべき研究の重点化や役割の明確化に関する取り組みがなされている。 <p>など</p>
内部監査体制の充実強化	2(13)	<ul style="list-style-type: none"> 監査業務として次の内部監査を行った。 国家公務員共済組合支部の内部監査 保有個人情報管理の内部監査 情報公開の非公開理由の整備を求めた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査体制、コンプライアンス体制が充実されたが、実施はH21年度からの予定であり、今後の確実な実施が望まれる。監事による監査についても定期的に実施されており、適切な監査が行われていると判断する。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国立美術館(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:青柳 正規)
目的	美術館を設置して、美術(映画を含む。)に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 美術館を設置すること。2 美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3 2に掲げる業務に関連する調査及び研究を行うこと。4 2に掲げる業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。5 2に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	文化分科会(分科会長:船山 信子)
ホームページ	法人: http://www.artmuseums.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	【東】 A×12 B×1 【F】 A×12 B×1 【京】 A×10 B×4 【西】 A×11 B×2 【国】 A×13 B×2 【新】B	【東】 A×11 B×2 【F】 A×12 B×1 【京】 A×10 B×3 【西】 A×11 B×2 【国】 A×11 B×2 【新】A	【東】 S×2 A×11 B×1 【F】 S×1 A×11 B×1 【京】 S×1 A×10 B×2 【西】 S×4 A×7 B×1 C×1 【国】 A×11 B×2 C×1 【新】B	A	A	A	1. H17年度までは、A、B、Cの3段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 5. H17年度以前の第1期中期目標期間は、各館毎の評価のみで、全体評価は行っていない。なお、【】で示した各館の名称は、次のとおり。
(1)美術振興の中核拠点としての多彩な活動の展開				A	A	A	
(2)ナショナルコレクションの形成・継承				A	A	A	
(3)ナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化				B	A	A	【東】東京国立近代美術館 【F】東京国立近代美術館フィルムセンター 【京】京都国立近代美術館 【西】国立西洋美術館 【国】国立国際美術館 【新】国立新美術館
2.業務運営の効率化	【東】A 【F】A 【京】A 【西】A 【国】A	【東】B 【F】B 【京】A 【西】B 【国】B	【東】A 【F】A 【京】A 【西】A 【国】A	A	A	A	
(1)業務の効率化の状況				A	A	A	
3.財務、人事、施設整備に関する目標				A	A	A	
(1)財務の状況				A	A	A	
(2)短期借入金の限度額				A	A	A	
(3)重要な財産の処分等に関する計画				A	A	A	
(4)剰余金の使途				A	A	A	
(5)人事の状況				A	A	B	
(6)施設整備の状況				A	A	A	
(7)関連公益法人				A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 限られた予算と人員の中で最大限の努力を重ね、わが国の美術文化を担うナショナルセンターにふさわしい活動を、展覧会事業、収集保管事業を通じて展開していることや、児童から大学生までを対象にした鑑賞教育活動及び各種普及講座を多様に展開し、次世代鑑賞者層の育成・拡大をめざして取り組んでいることは高く評価できる。
- 伝統的な美術を再検討する方向を堅持しつつも、建築・工芸など美術領域を横断し、写真・デザイン分野にも関心を払うなど、わが国の現代美術の多様化に対して柔軟に対応していることや、映画等の映像芸術に関し、国内唯一最大の施設であるフィルムセンターが多様な企画を展開していることは高く評価できる。
- 法人全体がデジタル化による美術情報の集積と発信拠点であるという認識のもとに、国民の期待に十分応え、その役割を果たしているものと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
美術振興の中核拠点としての多彩な活動の展開	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 所蔵作品展 入館者数:1,201,234 人 (目標数:884,000 人) 企画展 入館者数:3,076,557 人 (目標数:2,342,400 人) 情報通信技術(ICT)を活用した展覧会情報や調査研究結果などの公表等 ホームページアクセス件数:47,268,386 件 (目標数 5,724,279 件) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 近現代美術の通史が俯瞰できる展示が行われている。さらに、冒険的精神を反映する建築と素描、メディアの横断的な試みなどについては、コレクション展(常設展)の可能性を開拓する意欲が十分うかがえ、その成果は高く評価できる。 入館者数の多寡とは別に、企画性や視点の斬新さが見られる展覧会が実現され、各館とも、それぞれ特色ある充実した内容であった。なかでも、伝統的な企画と、作品領域を横断する野心的な企画とが、それぞれ高水準な展覧会となっており、充実した年間活動は特筆に値する。 紙媒体やウェブ媒体ともに、きわめて高度な水準にあり、諸外国にくらべて遜色がなく、また凌駕する内容もある。特にホームページなどの充実には目覚ましいものがあり、アクセス件数を見ても利用度は高く、高い評価に値する。 <p style="text-align: right;">など</p>
ナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度「美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」を実施。実施後に本研修の記録集を作成し、平成 18 年～20 年度参加者及び全国の美術館教育関係者へ配布するとともにホームページへ掲載。 前年度に制作した、国立美術館4館の所蔵作品による美術作品鑑賞補助教材「アートカード・セット」を全国の小・中学校、高等学校及び大学へ貸出。 美術館活動を担う中核的人材の育成 インターンシップ受入数:38 人 博物館実習受入数:17 人 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究の展覧会への反映、個人研究の学会発表や論文執筆などを通して、各館の研究員の資質を伸ばしたことや、また、インターンシップやキュレーター研修などのシステムを通して外部の人材育成に努めたことなどは、高い評価に値する。しかし、法人全体としての計画の策定が十分とは言えず、今後の検討が必要である。 展覧会図録も含め、各館の刊行物、外部の雑誌、学会等での研究成果の発信が活発に行なわれており、その点では、館内の人材の育成は評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
業務の効率化の状況	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> これまで各館で実施していた研究職員の選考等について法人として一体的に行う仕組みの構築とともに、各館で行っていた出版物のうち年報について法人本部において一元的に実施するための検討等を実施。 人件費の抑制 人件費決算額:976,216 千円 (対平成 19 年度比較 95.4%) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務の一元化や民間委託の推進は、業務の効率化に資するところが大きく、その試みは評価に値する。 人件費の削減は、平成 17 年度と比べ約4%の削減に努めており、工夫をこらして順調に実施されていると評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
剰余金の使途	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 当期末処分利益 206,844 千円 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経営努力認定の基準を満たす説明が困難であるため、目的積立金の申請を行わないということであるが、要因等を分析し、目的積立金が認められるよう、申請に向けて積極的に取り組むことが望まれる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国立文化財機構(平成19年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:佐々木 丞平)
目的	博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。
主要業務	1 博物館を設置すること。2 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3 前号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。4 第一号の博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。5 文化財に関する調査及び研究を行うこと。6 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。7 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。8 第二号、第三号及び前三号の業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これらに類する施設(次号において「地方公共団体等」という。)の職員に対する研修を行うこと。9 第二号、第三号及び第五号から第七号までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。10 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	文化分科会(分科会長:船山 信子)
ホームページ	法人: http://www.nich.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人は平成19年4月に(独)国立博物館と(独)文化財研究所との統合により発足している。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>			
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	
(1)日本の歴史・伝統文化等の保存と承継の中心拠点としての収蔵品の整備等	A	A	
(2)文化財を活用した日本の歴史・伝統文化の国内外への発信	A	A	
(3)我が国における博物館のナショナルセンターとして博物館活動全体の活性化に寄与	A	A	
(4)文化財に関する調査及び研究の推進	A	A	
(5)文化財の保存・修復に関する国際協力の推進	S	A	
(6)情報発信機能の強化	A	A	
(7)地方公共団体への協力等による文化財保護の質の上	A	A	
2.業務運営の効率化	A	A	
3.財務・人事	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 我が国の歴史・伝統文化を国民にわかりやすく伝えることをコンセプトとした魅力的な展覧会が増加している。博物館を「情報発信・交流の場」として捉える動きが国民に広がっており、これらのことが相まって入場者数の増加やボランティア活動等の活発化に繋がっている。 文化財の調査研究は多様な分野で行われ、外部資金の調達や特許取得などの面においても着実に成果を上げている。また、文化財の保存・修復分野においてIPM(総合的病害管理)が職員に浸透し始めるなど、新たな動きが出てきている。 ナショナルセンターとしての役割を果たすべく、地方公共団体、博物館・美術館等への支援や技術移転、専門家養成などの国際協力・交流が積極的に展開され、また、教育ツールの開発や英文による情報表示、デジタル・アーカイブなど、文化財の保存・活用に対する理解促進に向けてバリエーションに富んだ取組みが行われている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
文化財を活用した日本の歴史・伝統文化の国内外への発信	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 20年度国立博物館入場者数合計 399万2,715人 ※19年度 355万7,664人(約43万5千人、12.2%増) 平常展(入場者 90万8,912人) ※19年度 97万1,995人(約6万3千人、6.5%減) 特別展(入場者数 308万3,803人) ※19年度 258万5,669人(約49万8千人、19.3%増) など	<ul style="list-style-type: none"> 入館者数は、ミュージアムでは重要な評価指標であり、より詳細な分析が望まれる。 海外展などは日本文化の理解を深める良い機会と考える。 博物館は訪問者に日本人の誇りを与える場所であり、日本文化を世界に発信する人を育てる場所でもある。 平常展の展示は良いものが多く充実していることから、展示形態や説明等を工夫し、広報に力を入れて欲しい。 など
文化財の保存・修復に関する国際協力の推進	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保存施策の国際的研究について、世界各地で開催された研究会やワークショップに積極的に参加し、文化財の保存に関わる各種の収集を収集し、分析。 アジア各国の専門家を招へいしてアジアの文化財について考えるラウンドテーブル形 	<ul style="list-style-type: none"> 龍門石窟の保存修理が終了するなど、国際協力及びネットワークの構築は着実に進んでいる。特に、四川大地震関連の活動を含め、東南アジア諸国への協力活動を評価する。これらはアジアにおいて日本の存在感を示す、重要な活動と認識されている。

		<p>式の国際会議を1回、国内外の専門家を講師とする一般公開の国内専門家向け研究会を1回、計2回開催。</p> <p>など</p>	<p>など</p>
地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上	1(7)	<ul style="list-style-type: none"> 協力・助言の積極的な実施 財団法人伝統文化活性化国民協会への助言 地方公共団体等が行う文化財の調査・保存・修復・整備・活用等の事業への建造物修理、史跡整備、出土文字資料調査、発掘調査等に関する専門的・技術的な助言 研修実施 <ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財研修 保存担当者研修 大学院教育の推進 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化財に関する協力・助言を積極的に行っているものと認められる。特に発掘調査に関しては、着実にナショナルセンターの役割を果たしている。 学芸員を対象とする保存研修はすっかり定着していると思われ、全体として着実に成果を出しているものと認められる。 <p>など</p>
業務運営の効率化	2	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人整理合理化計画に基づき、業務運営体制の整備を実施。 展覧会企画機能強化のために、研究・学芸系職員連絡協議会を設置。 随意契約見直し計画に基づき、今まで随意契約していた業務を競争性のある契約へ移行させたため、19年度契約実績と比べた場合、20年度契約実績は、契約総数に占める随意契約の割合は件数、金額共に減少。 人事給与統合システムが20年4月から稼働し、機構全体として統一的な処理を実施。さらに人件費の削減に向けたシミュレーション等により人件費に関する計画を円滑に企画・立案。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に業務の効率化に努めているものと評価できるが、法人自らもっと分かりやすい指標を用いるなど工夫して説明して欲しい。 独立行政法人合理化計画に基づき、展覧会の企画機能強化のため、連絡協議会を設け、巡回展が企画されるなどの成果が認められる。また、自己収入の増大に向けた目標を設定したことも認められる。 今後とも、文化財の保存・活用に係る業務の特殊性を踏まえ、契約の適正化に向けて一層努力されたい。 目標期間5年間で中における3年間の達成度としてみて、人件費削減は順調に進んでいるものと認められる。しかし、1人当たりの業務量は増大しており、機構全体として適切な配置を期待する。なお、シミュレーションとの整合性や全体が俯瞰できる工夫などわかりやすく説明して欲しい。 <p>など</p>
財務・人事	3	<ul style="list-style-type: none"> 利益剰余金 <p>期末の利益剰余金は 1,018,969 千円であり、その内訳は前中期目標期間繰越積立金 13,928 千円、積立金 701,196 千円、当期未処分利益 303,845 千円</p> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金減少の中で3億円の利益を上げたことは評価できる。 前年度と同様、特別展における入場者数の増加が展示事業等収入の増加につながり、関連経費を大きく上回ったことによるものであり、前年度実績と比較しても増加している。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人教員研修センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:遠藤 純一郎)
目的	校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。2 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	初等中等教育分科会(分科会長:宮崎 英憲)
ホームページ	法人: http://www.nctd.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	4年間(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16 年度	H17 年度	H18 年度	第2期中期 目標期間	H19 年度	H20 年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1.H17年度までは、A ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価。 2.H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4.府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)学校教育関係職員に対する 研修の実施状況	A	A	A	A	A	A	
(2)学校教育関係職員を対象とした 研修に関する指導・助言・援助 の実施状況	A ⁺	A ⁺	S	S	A	A	
(3)都道府県教育委員会等が独自 に実施する研修に関する内容・方法 等の情報の収集・蓄積と活用	A ⁺	A	A	A	A	A	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	B	
(1)経費等の縮減・効率化の達成 状況	A	A	A	A	A	A	
(2)組織体制の見直しに対する 取組状況	A	A	A	A	A	A	
(3)経費等の縮減・効率化の達成 状況及び契約の見直し状況					A	A	
(4)業務運営の点検・評価の実施 状況	A	A	A	A	A	C	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の処分等に関する 計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他主務省令で定めた業務 運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)用地購入、施設・設備に関する 計画	A	A	A	A	A	A	
(2)適正配置等による人員の抑制 と人件費の削減状況等	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 国の施策、教育現場の状況を踏まえた研修内容・方法の積極的な見直し、情報技術の活用等による教育委員会等への助言・援助の充実など、ナショナルセンターとしての役割を果たしている。
- 業務運営においても、引き続き経費や人員の縮減・効率化に努め、成果を上げている。
- 一方、平成18年度に発生した物品調達に係る収賄事件(21年度に発覚)から、内部統制の仕組み等について、改善が必要であると判断した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等												
各研修に関する 廃止、縮減、内容・ 方法の見直し 業務運営の点検・ 評価の実施	1(1) 2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年度においては、「教職員等中央研修」への一層の重点化を図るとともに、研修の廃止、縮減、研修内容・方法の見直しなど必要な措置を実施。 (縮小・統合等を行った研修の例) *「国語力向上指導者養成研修」:喫緊課題研修として3年経過し、着実な成果を得ていることから、440人から220人に定員を見直し。 *「外国語指導助手研修」:再契約予定者研修会を、都道府県が実施する中間研修会と統合し、3,900人から2,000人に定員を見直し。 • 「新学習指導要領への対応」「学校評価指導者養成研修の新設」「教員免許更新制への対応」等、国の施策の変化や教育指導上の課題に対応して研修事業を見直し。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 研修事業の見直しの結果実施することとなった「新学習指導要領」「学校評価」「教員免許更新制」は、いずれも学校や教育委員会で新たに取り組むべき課題であり、教員研修センターがナショナルセンターとしてその役割を踏まえた見直し・改善を積極的に行い、効果を上げていることは評価される。 • 今後、状況の変化等により、研修事業のさらなる見直しが求められるが、見直しに当たっては、教育現場や研究者等との意見交換などの連携を通じた状況変化の把握、管理職等に係る根幹的な研修と今日的な重点課題に係る研修のバランスへの配慮が必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>												
経費等の縮減・効 率化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 経費等の縮減・効率化に向けて、複写機賃貸借契約の随意契約から一般競争契約への移行など引き続き契約方法の見直しを行うとともに、調査業務のインターネット活用などにより効率化を図り経費を縮減。 <p style="text-align: center;">(金額の単位は百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度 予算</th> <th>20年度 決算</th> <th>縮減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 管理費</td> <td>322</td> <td>311</td> <td>△3.4%</td> </tr> <tr> <td>業務 経費</td> <td>780</td> <td>754</td> <td>△3.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>	区分	19年度 予算	20年度 決算	縮減率	一般 管理費	322	311	△3.4%	業務 経費	780	754	△3.3%	<ul style="list-style-type: none"> • 組織的な取組により、一般管理費、業務経費ともに目標の削減率を達成した。 • 契約及び契約事務の適正化に努め、随意契約によらざるを得ないもの以外はすべて競争性のある契約に移行していると判断される。 <p style="text-align: right;">など</p>
区分	19年度 予算	20年度 決算	縮減率												
一般 管理費	322	311	△3.4%												
業務 経費	780	754	△3.3%												
業務運営の点検・ 評価の実施	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 内部統制の強化への取組として、平成20年度は、引き続き監事監査や監査法人による外部監査のほか、役職員による内部監査を実施。 • 平成21年4月に物品調達に関して会計課職員が逮捕される事件が発生したため、再発防止を図るため契約事務に関し以下のとおり見直しを行うとともに、職員の倫理に関する意識啓発を図ることとした。 ・契約担当職員の在職期間の長期化回避 ・マニュアルに沿った事務処理の徹底 ・チェック体制の充実による内部けん制の強化 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 監事監査、監査法人、役職員による内部監査が行われているものの、18年度の物品調達に係る収賄事件(21年度に発覚)は、内部統制・内部けん制の仕組みが十分に機能していないと判断される。内部統制・内部けん制の仕組みについて、見直しの観点に留意した上で、不断に見直し、組織として取り組んでいくことが必要である。 • 21年度に事件の再発防止策を講じることとした旨報告を受けているが、これを徹底し、こうした事態を二度と招かないよう強く求めたい。 <p style="text-align: right;">など</p>												

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人科学技術振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:北澤 宏一)
目的	新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。4 新技術の企業化開発について企業等にあつせんすること。5 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。6 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、研究者の交流を促進するための業務等を行うこと。7 5及び6に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること(大学における研究に係るものを除く。)。8 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jst.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期 目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			A	A	A	A	
(1)新技術の創出に資する研究	S×2 A×4	S×1 A×5	S×2 A×4	S×2 A×4	S×2 A×4	S×1 A×4	
(2)新技術の企業化開発	A×5	A×5	A×5	A×5	A×4	A×4	
(3)科学技術情報の流通促進	A×4 B×2	A×6	S×1 A×5	A×6	A×2	A×1 B×1	
(4)科学技術に関する研究開発に係る交流支援	A×6	A×5	A×4	A×6	A×4	S×1 A×3	
(5)科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	S×1 A×2 B×1	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	A×3	S×1 A×2	
(6)関係行政機関の委託等による事業の推進	A	A	A	A	A	A	
2. 業務運営の効率化					A	A	
(1)組織の編成及び運営	A	A	A	A	S	S	
(2)事業費及び一般管理費の効率化	B	A	A	A	A	A	
(3)人件費の抑制			A	A	A	A	
(4)業務・システムの最適化			A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A		A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	A	-	-	
5. 重要な財産の譲渡等	-	-	-		-	A	
6. 剰余金の使途	-	-	A		-	-	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	-	-	-	A			
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A			
(3)中期目標期間を超える債務負担	-	-	-	-			

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 科学技術基本計画の実施において中核的な役割を担う機関として、新技術の創出に資する研究、新技術の企業化開発、科学技術情報の流通促進、研究開発に係る交流・支援、科学技術理解増進など、各事業は順調に進捗しており、我が国の研究開発力の強化、イノベーションの創出、科学技術リテラシーの向上に大きく貢献している。
- 特に、戦略的な基礎研究の推進においては、当該研究の初期から機構が支援しているヒト人工多能性幹細胞(iPS細胞)、遺伝子発現解析による疾病の個性診断などが19年度より大きな成果を上げていることを踏まえ、国際協力の実現や関連プロジェクトの立ち上げを機動的に行った。政府開発援助と連携した国際共同研究の推進においては、現在、人類が直面している地球規模課題に関し、ODAと連携して国際共同研究を推進する事業を立ち上げ、開発途上国等の持続的発展に貢献するとともに、「科学技術外交」における我が国のプレゼンス向上に尽力した。日本科学未来館の整備・運営においては、外部機関と連携した企画展やノーベル賞受賞者を招聘したイベントの開催により来館者数は過去最高となり、多くの人が最新の科学技術に

関する理解を深めるのに貢献した。さらに、組織の運営及び体制においては、理事長の強力なリーダーシップの下、若手職員が中心となって「JST 長期ビジョン」を策定するとともに、それに基づき、イノベーション創出と科学コミュニケーションを業務の両輪として連携させるべく、大幅な組織改編及び抜本的な運営体制の改革を行った。

- 今後とも、我が国全体の科学技術の発展において中核的な役割を担う法人として、他の研究機関との連携強化、効率的・効果的な組織運営などを引き続き推進することにより、科学技術システムの改革を先導し、我が国における科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出に資することが期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
新技術の創出に資する研究	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な事務処理等の必要な支援を行い、継続 66 領域、542 課題、新規 15 領域、198 課題について研究を推進。 国際的な科学賞の受賞数は 72 件、招待講演数は 1,857 件。 終了後1年を経過した研究領域の成果展開調査で、20 年度までに9割の研究領域で成果展開。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果をイノベーション創出につなげるための効果的な仕組みを検討し、より一層の支援を行うとともに、本事業から創出された研究成果の内容やそれが社会に与える影響等について分かりやすく伝えるための情報発信を積極的に行うことが重要である。 <p>など</p>
科学技術情報の流通促進	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 文献データベースの利用件数は 2,288 万件(前年比 17.4%減)。 20 年度当期損益は計画値△343 百万円に対し実績△211 百万円。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画上の目標(前年度比増)を達成できなかった利用件数については、サービス向上及び様々な利用に則した多様な料金制度の導入により、前年度比増に務めるべきである。 <p>など</p>
科学技術に関する研究開発に係る交流・支援	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 国際的にも例のない「政府開発援助と科学技術研究開発支援の連携施策」の実運用を開始。 開発途上国との科学技術協力についてのワークショップを文部科学省と共催し、このワークショップの成果を踏まえて、OECD/GSF(グローバル・サイエンス・フォーラム)において途上国との科学技術協力に関する調査研究の立ち上げを実質的・主体的に実現。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ODA 連携事業である JSPS の「科学技術研究員派遣事業」との連携の可能性を検討することにより、科学技術外交政策がより効果的に推進されることを期待。 日本側研究者申請と ODA 要請案件とのマッチングの向上策を検討していく必要がある。 <p>など</p>
科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 来館者数(90.8 万人) ボランティア活動時間(64,771 時間) メディア取材件数(3,218 件) 全国科学館連携協議会の総会・幹事会・地域ブロック会議・展示巡回等を実施し、全国科学館職員研修や地域科学館への支援活動(パネル展示の巡回等)を実施。 中国及びシンガポールでの巡回展示を開催。 科学コミュニケーター研修を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本における最先端の科学技術に関する情報発信の拠点として、日本科学未来館の展示や科学コミュニケーターを地方科学館において活用するなど、地方科学館との連携を強化することにより、全国の科学館活動の活性化を図るべきである。 <p>など</p>
業務運営の効率化	2	<ul style="list-style-type: none"> 「JST 長期ビジョン」を策定し、それを踏まえた抜本的な組織運営体制の改革等を実施。 内部統制・ガバナンス強化に資するため、例規やマニュアルを整備するとともに、各種研修を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人整理合理化計画等を踏まえ、引き続き、内部統制・ガバナンス強化、競争的資金の不正防止等に向けて取り組んでいくことが求められる。 長期ビジョンを策定した組織風土を維持し、効率的・効果的な新規事業や新たな取組を検討するとともに、既存事業の不断の見直しを図ることが重要である。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・ 開発委託金回収債権(約 140 億円)の回収状況について、繰上げ返済等による計画外の返済が増加したことにより計画を上回る額の回収が行われたこと、急激な景気悪化等による企業業績の悪化から開発委託金回収債権に占める貸倒懸念債権等の比率が増大したこと等が業務実績報告書において明らかにされているが、それについての評価結果が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、開発委託金回収債権の回収等を適切に実施する観点からの検証結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人日本学術振興会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小野 元之)
目的	学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。2 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。3 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。4 学術の応用に関する研究を行うこと。5 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。6 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。7 4及び6に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。8 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jsps.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度まではS、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からはS、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務			A	A	A	A	
(1)総合的事項	S×2 A×8 B×2	S×2 A×9 B×1	S×3 A×8 B×1	S×3 A×8 B×1	S	S×2 A×10	
(2)学術研究の助成	S×1 A×4 B×1	S×2 A×4	S×2 A×4	S×1 A×5	S	S×4 A×5	
(3)研究者の養成	S×1 A×5	S×1 A×5	S×2 A×5	A×9	A	S×1 A×11	
(4)学術に関する国際交流の促進	A×20	A×16	A×18	A×19	A	A×11	
(5)学術の応用に関する研究の実施	A×2	A×2	A	A	A	A	
(6)学術の社会的連携・協力の推進	A	A	A	A	A	A	
(7)国の助成事業に関する審査・評価の実施	A	A×2	A×2	A×5	A	A×7	
(8)調査・研究の実施	A	A	A	A	A	A	
(9)情報提供及び成果の活用	A	A×2	A×2	A×2	A	A×2	
(10)前各号に付帯する業務	A×3	A×3	A×3	A×4	A	A×3	
2. 業務運営の効率化			A	A	A	A	
(1)業務運営の効率化	A	A	S	S		A	
(2)職員の能力に応じた人員配置	A	A	A	A		A	
(3)省エネルギー、廃棄物削減に向けた取組	A	A	A	A	A		
(4)情報インフラの整備	A×2	A×2	A×2	A×2		A×2	
(5)外部委託の促進	A	A	A	A		A	
(6)随意契約の見直し及び監査の適正化						A	
(7)決算情報・セグメント情報の公表						A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A		A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	A	—	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—		—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—		—	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項					A	—	
(1)施設・整備に関する計画	—	—	—	—		—	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A		A	
(3)積立金の処分に関する事項						—	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期中期目標期間の初年度として、各事業とも着実に実施されており、学術の振興に大きく寄与している。
- 我が国における学術振興のための中核機関として、第一線で活躍している研究者で構成される学術システム研究センターの機能を活用し、科学研究費補助金や特別研究員、学術の国際交流などの諸事業に研究者の意見を反映させることができる体制を整備している。これにより、学術の特性に配慮した業務運営を実施しており、法人としての使命を十分に果たしている。
- 特に、科学研究費補助金事業において、応募手続きの完全電子化や、新規採択課題の採否に関する通知の発出をこれまで

以上に早期化したことなどは、ファンディングエージェンシーとしての機能を十分に発揮しているだけでなく、他の競争的資金の模範となるべき取組みであり高く評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
総合的事項	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 我が国を代表する有識者の方々に、公募事業の審査や事務・業務の在り方を審議する会議に参画する体制を作り、研究者の意見を取り入れた制度運営を実施。 学術システム研究センターは、研究員 114 名の体制で、センターの総合力を結集し、幅広い見識に基づき、各事業について改善の提言・助言を行うとともに、各事業の審査・評価業務に参画。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究者の意見を集約し、的確に事業に反映できる体制が整えられていることは、我が国の学術振興を図ることを目的とした資金配分機関として、他機関に類を見ない先進的な取り組みであり高く評価できる。 学術システム研究センターは、振興会事業への提言や助言により学術研究の将来を方向付ける重要な役割を担っており、更なる機能の充実を期待している。 <p>など</p>
学術研究の助成	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度は、科学研究費委員会を年3回開催し、「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規程」を改正。また、配分審査のための小委員会も 84 回開催。 審査委員候補者データベースについては、平成 20 年度において 8,000 名の新規登録者を加えることにより、登録者数が 49,000 名となり、充実したデータベースを構築。 児童・生徒を主な対象として、「ひらめき☆ときめきサイエンス事業」を全国各地で実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> データベースを活用し、学術システム研究センターの研究員が前年度の審査結果を検証した上で専門の見地から審査委員の選考を実施しており、公正な選考を行う体制が整備されている。 「ひらめき☆ときめきサイエンス事業」は、将来を担う児童・生徒に対する、学術への興味と理解を深める機会として有効に機能しており、更なる充実が期待される。 <p>など</p>
研究者の養成	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 大学院博士課程(後期)在学者や博士の学位を有する者等のうち優れた研究能力を有する若手研究者に資金を支給し、支援する特別研究員事業等を実施。 特別研究員等企画委員会等を計 10 回開催し、審査方法や募集要項等について審議。 公平で公正な審査体制を維持するため、書面審査員に対して、審査の手引等を作成し、周知。 独立行政法人日本学生支援機構に対して採用内定者情報を提供し、重複チェックの実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 若手研究者の養成については、次世代を担う多様な研究者支援を幅広く実施するという目的に則した事業が展開されている。特に、博士課程在学者支援の重点化や、女性研究者支援の充実が適切に行われてきており評価できる。 特別研究員等審査会は、委員 47 名、専門委員約 1,800 名という大規模の審査委員を委嘱することで、公正性・透明性に配慮した審査が実施されている。 <p>など</p>
業務運営の効率化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度においては、一般管理費について平成 19 年度予算に対して 3.7%の削減を図ったほか、その他の事業費について、平成 19 年度予算に対して 2.9%の削減を達成。 平成 20 年度総人件費については、平成 17 年度決算に対して 3.8%の削減。平成 19 年度決算の人件費に対して、平成 20 年度は 1.2%の削減。 複数年契約について契約規則に明記し、取扱要領を新たに整備。また、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、契約内容を精査し、随意契約から一般競争入札に移行できるよう見直しを実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給与水準については、勤務地、住居手当受給者の割合に起因し、対国家公務員指数 100 を超えている。しかしながら、職員給与の昇級号俸数の見直し、管理職員手当などの諸手当の見直し等による引き下げの努力が続けられており、適正な取り組みであると評価する。 随意契約の見直し計画の着実な進展が見られる。見直し計画をより効果的なものとするためには、第三者評価の仕組みを制度化するとともに、一括再委託禁止措置の規定を定めることが必要である。また、契約手続きに係る執行体制・審査体制を強化することが望まれる。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人理化学研究所(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:野依 良治)
目的	科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 科学技術に関する試験及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。4 科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.riken.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	評価項目	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	<総合評価>	—	1. H17年度まではS、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からはS、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>						<項目別評価>		
1. 国民に対して提供するサービスその他の質の向上			A	A	A	1. 国民に対して提供するサービスその他の質の向上	A	
(1)科学技術に関する試験及び研究	S×4 A×12 B×1	S×4 A×12 B×1	S×4 A×14	S×8 A×11	S×5 A×10	(1)先端的融合研究 (2)戦略的・重点的な研究開発	A S	
(2)施設及び設備の共用	A	A	A	A	A	(3)最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究	A	
(3)特定先端大型研究施設の共用の促進に関する業務	A	A	A	A	A			
(4)成果の普及・活用の促進	A×4	A×5	A×4 B×1	S×1 A×4	S×1 A×4	(4)研究環境の整備・研究成果の社会還元及び優秀な研究者の育成・輩出等	A	
(5)研究者及び技術者の養成、及びその資質の向上	A	A	A	A	A			
(6)評価	S	S	S	S	S	(5)適切な事業運営に向けた取組	A	
(7)情報公開	A	A	A	A	A	2. 業務運営の効率化	A	
2. 業務運営の効率化			A	A	A	(1)研究資源配分の効率化	A	
(1)研究資源配分の効率化	A	A	A	A	A	(2)研究資源活用の効率化	A	
(2)研究資源活用の効率化	A×4 B×3	A×6 B×1	A×8	A×7 B×1	A×2	(3)総人件費改革への取組	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A		3. 予算、収支計画及び資金計画	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	A	4. 短期借入金の限度額	—	
5. 重要な財産の使途	—	—	—	—		5. 重要な財産の処分・担保の計画	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	A		6. 剰余金の使途	—	
7. その他						7. その他	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A			
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A			

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 「人類の存続」へ貢献するための活動を行うという理事長のビジョンが明確にされたことを高く評価する。また、理事長の強いリーダーシップとそれをベースに構築された戦略に基づき各センター群等の役割が明確化されている。これにより、ほぼ全項目にわたって研究の成果目標を達成するとともに、更にそれを超える想定以上の世界的に優れた成果が多数得られている。今後、研究チームレベルでの生産性の向上と、「研究者の知」を「理研の知」へと転化させるシステム作りを期待する。
- 現状に満足することなく、組織の改編、研究の評価などの手段を通じて、体制のリフレッシュを常に行っていく必要がある。特に、海外研究者の活用等のグローバル化への取組や、事務系職員の資質向上等によるフロント業務の充実を図る必要がある。これらを通じて、世界とのギャップを縮め、研究開発型独立行政法人における研究マネジメントのあるべき形の具現化を期待する。

- ・事務系・経営系の個々の活動に対する、目標管理や業績評価のあり方を工夫すべき。
- ・社会への情報発信や文化への貢献は、理研の存在意義を外部に広く認知させ、より広範な活動の足場を固める意味でも重要な取組である。そのためには、従来の研究に専念した人材配置だけでは限界があり、コミュニケーションに焦点を絞ったスタッフの確保等が求められる。また、大学院生等の受入れや中学高校生等若い世代の育成にも積極的な貢献を期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
バイオリソース研究	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフサイエンス研究の推進に重要なバイオリソース(実験動物、実験植物、細胞材料、遺伝子材料、微生物材料)及びそれらの関連情報の収集総数は昨年度比 180%、提供総数は同比 110%の実績。 ・ 産業利用でのニーズが高い細胞材料、微生物材料に関しては、国際的な品質マネジメント規格 ISO9001 を維持し、それに準拠した品質管理のもと、顧客満足度向上に努力。 ・ 台湾・国立陽明大学と共同で国際バイオリソース連携大学院プログラムを設置。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオリソース整備事業に関しては、目標値を大幅に上回る収集・保存数を実現したことを高く評価する。コストダウンに向けた取組も行うべきである。 ・ バイオリソースの提供数も着実に伸びており、設立以来、最高の提供数を達成したことを高く評価する。これまでの取組により、業界での高い信頼を確立しつつある。iPS 細胞及び ES 細胞の世界最大のバンクとしても試料提供数を増やしており、幹細胞研究の進展に大きく寄与している。 <p style="text-align: right;">など</p>
研究成果の社会還元 の促進	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果による社会貢献を促進するための場(パトゾーン)として、産業界との融合的連携研究プログラムや連携センター制度などの推進、理研ベンチャーへの支援など実施し、民間受託研究等による収入が倍増。 ・ バテントリエゾンスタッフに加え、実用化コーディネーターを交えた特許等の掘り起こしや発明相談を行い、特許性に加えて実施化の可能性や実施化された場合の費用対効果等の商業的価値も検討。発明者と協議しつつ、質の高い特許出願を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業との受託研究により収入が増えていることを評価する。ただし、契約件数が増加していない中での収入増であり、今後も継続的に推移を把握し、取組を行う必要がある。 ・ センター群の特許登録件数が非常に少ない。原因を分析し、早急に対策を取るべきである。また、実施化率は向上しているものの、特許料収入が海外の他機関に比べてまだ低い水準であり、一層の向上を図るべきである。併せて、特許申請件数の増加も図るべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>
国の政策・方針、社会的 ニーズへの対応	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年4月に中央研究所とフロンティア研究システムを統合し、基幹研究所を創設。先端計算科学、ケミカルバイオロジー、物質機能創成、先端光科学を戦略的に推進。 ・ 総理官邸で開催された「経済危機克服のための有識者会合」に理事長が出席し、長期的展望として、WEHAB+P(水、エネルギー、健康、農業、生物多様性、貧困)の解決に主導的役割を果たすべきであることを提言。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的に優れた外部専門家の評価を通じて各センターの使命を明確化するとともに、新たな研究領域の創出・開拓を目的として基幹研究所を発足させる等、研究組織の柔軟な改廃等を行っており、高く評価する。 ・ 理事長やセンター長の理念を踏まえつつ理研のあるべき姿をもう一度見直すことが必要である。併せて、その意味を国や国民に十分に理解してもらう必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>
総人件費改革への取組	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標人数(2,184 人)を下回る人員(1,815 人)まで削減。 ・ 事務・技術職員の給与水準の比較指標 ・ 対国家公務員 115.4 (参考)地域勘案 113.8、学歴勘案 111.6、地域・学歴勘案 112.2 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラスパイレス指数が低下していることを評価する。一方、世界に冠たる研究所となるためには、優れた人材の確保が必要である。闇雲に給与引き下げを行うのではなく、きちんとした待遇を行うことも重要である。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・ 本法人の一般管理費及び事業費に係る効率化目標の設定及び目標の達成状況については、一般管理費に係る効率化のための取組状況については明らかにされているものの、事業費については明らかにされていない。また、一般管理費及び事業費のいずれについても、効率化のための取組状況について評価が行われていない。今後の評価に当たっては、一般管理費及び事業費の効率化のための取組を推進する観点から、当該取組の実施状況等について評価を行うべきである。
- ・ 本法人においては、平成 21 年9月に主任研究員による架空発注事件が発生したことから、今後の評価に当たっては、本法人が講じた措置等について明らかにするとともに、再発防止に係る体制整備や再発防止措置の適正な運用が行われているかについて厳格な評価を行うべきである。
- ・ 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、給与水準が国家公務員の水準を上回っている理由について、「法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているか」という観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 20 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 115.4(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っており、その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①管理職割合の高さ、②高学歴者の割合の高さ、③その他法人固有の事情(法人の運営体制の特殊性、福利厚生面での比較等)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにするとともに、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人宇宙航空研究開発機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:立川 敬二)
目的	大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。2 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。3 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。4 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。5 1から4に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。6 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。7 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。8 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jaxa.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1283840.htm

中期目標期間 5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	評価項目	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	<総合評価>		
<項目別評価>						<項目別評価>		
1.国民に対して提供するサービスその他の業務			A			1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。
(1)自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化	A×11 B×2	S×2 A×10 F×1	S×1 A×12	S×2 A×11	S×2 A×10 B×1	(1)衛星による宇宙利用	S×1 A×3	2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。
(2)宇宙開発利用による社会経済への貢献	S×1 A×10	S×2 A×9	A×10	S×3 A×7	S×3 A×8	(2)宇宙科学研究	A×2	3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(3)国際宇宙ステーション事業	A×7	A×7	A×5 B×2	S×1 A×5	S×1 A×6	(3)宇宙探査	S	4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 ※「外部委託の推進」と合わせて評価
(4)宇宙科学研究	S×3 A×13 B×1	S×2 A×13 B×2	S×2 A×13 C×1	S×4 A×11 C×1	A×7 B×1	(4)国際宇宙ステーション(ISS)	S×1 A×1	
(5)航空科学技術の研究開発	S×1 A×6	A×7	S×1 A×6	S×2 A×5	S×2 A×4	(5)宇宙輸送	A×2 B×1	
(6)基礎的・先端的技術の強化	A×8	S×1 A×7	S×2 A×6	S×3 A×5	S×2 A×5	(6)航空科学技術	A	
(7)大学院教育	A	A	A	A	A	(7)宇宙航空技術基盤の強化	A×2	
(8)人材の育成及び交流	A	A	A	A	A	(8)教育活動及び人材の交流	A×2	
(9)産業界、関係機関及び大学との連携・協力	A×2	A×2	A×2	A×2	A	(9)産業界、関係機関及び大学との連携・協力	A	
(10)成果の普及・活用及び理解増進	A×2	A×2	A×2	A×2	A	(10)国際協力	A	
(11)国際協力	A	A	A	S	S	(11)情報開示・広報・普及	A	
(12)打上げ等の安全確保	A	A	A	A	A			
(13)リスク管理	A	A	A	A	A			
2.業務運営の効率化			A			2.業務運営の効率化	A	
(1)3機関統合による総合力の発揮と効率化	S×1 A×1 B×1	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2	S	(1)柔軟かつ効率的な組織運営	A	
(2)大学、関係機関、産業界との連携強化	「産学官による研究開発の実施」及び「大学共同利用システム」と合わせて評価					(2)業務の合理化・効率化	A×2	
(3)柔軟かつ効率的な組織運営	A	A	A	A	A	(3)情報技術の活用	A	
(4)業務・人員の合理化・効率化	A×2 B×1	A×3	A×4	A×4	A×4	(4)内部統制・ガバナンスの強化	A×4	
(5)評価と自己改革	A	A	A	A	A			

3.予算	A	A	A	A	A	3.予算、収支計画及び資金計画	A
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-		4.短期借入金の限度額	-
5.重要な資産の処分・担保の計画	-	-	-	-		5.重要な資産の処分・担保の計画	-
6.剰余金の使途	-	-	-	-		6.剰余金の使途	-
7.その他			A			7.その他	A
(1)施設・設備に関する事項	A	A	A	A		(1)施設・設備に関する事項	A
(2)安全・信頼性に関する事項	A	A	A	A	(2)人事に関する計画	A	
(3)国際約束の履行	「国際協力の推進」と合わせて評価					(3)安全・信頼性に関する事項	A
(4)人事に関する計画	B※	A※	A※	A※		(4)中期目標期間を超える債務負担	-
(5)中期目標期間を超える債務負担	-	-	-	-		(5)積立金の使途	-
(6)積立金の使途	-	-	-	-			

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 第2期中期計画初年度として、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」等の打上げ、陸域観測技術衛星「だいち」による災害監視の国際的貢献、太陽観測衛星「ひので」や月周回衛星「かぐや」における世界的な研究成果の創出、国際宇宙ステーションの日本実験棟「きぼう」船内実験室の運用開始や日本人宇宙飛行士の活躍など、数多くの成果が得られると共に、宇宙がより身近な存在として認識されるようになった。また、業務運営においては、組織の見直し、経費・人件費の合理化・効率化等が着実に進められている。平成 20 年5月に宇宙基本法が成立し、政府全体での推進体制が構築されており、機構の業務の進め方も新たな時代にふさわしいものにしていく必要がある。我が国の中核的な研究開発機関として宇宙航空研究の分野の取組をリードしていくことが望まれる。今後とも、プロジェクト等の成果の検証を通じたさらなる業務の効率化と質の向上、及び裾野の拡大や成果の社会還元への拡充を期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国際宇宙ステーション(ISS)の日本実験棟(JEM)の運用・利用	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> JEM の運用については、平成 20 年3月の船内保管室の打上げに続いて、同年6月に船内実験室及びロボットアームの打上げが行われ、国際宇宙ステーション(ISS)への取り付けを完了。 日本人宇宙飛行士の ISS/JEM への搭乗機会を当初計画以上に確保し、我が国の有人宇宙技術の蓄積に貢献。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> JEM を利用した宇宙実験は、引き続き、科学的な評価を踏まえつつ、成果の創出を期待したい。また、有人宇宙計画の JEM は、多大な経費を要するため、技術蓄積の進め方や、将来的にいかに関国の利益に結びつけていくかについて、その在り方をしっかり検証していく必要がある。 <p>など</p>
LNG推進系	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> LNG 推進系を含む GX ロケットの開発の進め方について、平成 20 年度に宇宙開発委員会で審議が継続しているが、JAXA が民間の協力を得て進めるべき共同作業は、十分に進捗しているとはいえない状況にあるとされた。このため共同作業を速やかに進め、宇宙開発委員会に報告するよう求められたが、平成 20 年度末時点で報告は未了。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 米国を含む民間企業の作業の遅延や、それに対して宇宙開発委員会への報告等の管理責任が十分に果たされていないこと等もあり、平成 20 年度は中期計画通りに進捗しているとは言えない面がある。今後は、宇宙開発戦略本部決定等に示された課題の計画通りの進捗に向けた対応が必要である。 <p>など</p>
産業界、関係機関及び大学との連携・協力	1(9)	<ul style="list-style-type: none"> 連携協力協定等の締結数:9件 大学・企業等との共同研究の件数:465 件 技術移転(ライセンス供与)契約件数:79 件 施設設備供用件数:54 件 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、実績を数値目標だけで測るのではなく、真の連携として成果が上がるよう、その効果について更に分析することが望まれる。加えて、国際競争力の強化や適正な受益者負担の観点にも留意して進める必要がある。 <p>など</p>
内部統制・ガバナンスの強化のための体制整備	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制の必須構成要素(①統制環境、②リスクの評価、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング)の視点から、JAXAのこれまでの個別整備を体系的に整理。(平成 20 年5月)。 国民の意見を聞くため開催されるタウンミーティングの開催回数:11 回 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制強化のため、リスク縮減活動の目標設定、研修、評価といった体制を確立し、JAXA 全体での管理体制を整備している。 複数の方法により国民の意見を聞くための機会を設け、関係部との情報共有を進めている。タウンミーティング等については、開催実績のみならず組織のマネジメントへの反映状況を明確にしていくべき。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人日本スポーツ振興センター(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小野 清子)
目的	スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国立競技場の運営及びスポーツの普及・振興に関する業務。2 国際競技力向上のための研究・支援等業務。3 スポーツ振興のための助成業務。4 スポーツ振興投票業務。5 災害共済給付業務及び学校安全支援業務。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	スポーツ・青少年分科会(分科会長:板本 登)
ホームページ	法人: http://www.naash.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、A ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化			A	A	A	A	
(1)経費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(2)組織及び定員配置の見直し	A	A	A	A	A	A	
(3)業務運営の点検・評価の実施	A	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			A	A	A	A	
(1)スポーツ施設の運営・提供	A	A	A	A	A	A	
(2)国際競技力向上のための研究・支援等	A ⁺	A	A	A	A	A	
(3)スポーツ振興のための助成	B	B	B	B	B	A	
(4)災害共済給付	A	A	A	A	A	A	
(5)スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進	A	A	A	A	A	A	
(6)学校給食用物資の取扱い	A	A			A		
(7)一般勘定の積立金の使途	A	A	A	A			
(8)NTC中核拠点施設の供用開始に向けた準備等			A	A	A		
3. 予算、収支計画及び資金計画			B	A	A	A	
(1)スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化			C	A	A	S	
(2)自己収入の確保及び予算の効率的な執行	B	B	B	B	B	A	
(3)資金の運用及び管理	A	A	A	A	A	A	
(4)予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	A		A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—		—	
5. 重要な財産の譲渡・担保	—	—	B	—		B	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—		—	
7. その他業務運営に関する事項			A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)その他の業務運営	A	A	A	A			
(4)中期目標期間を超える債務負担	—	B	B	A			
(5)積立金の使途						A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 国立霞ヶ丘競技場(ラグビー場)及び国立代々木競技場(第一体育館)においては、施設整備計画に基づく各種改修工事による整備を進める一方で、工事に伴う稼働日数の減少を最小限に留めるなど、大規模スポーツ施設全体として、利用者の安全に配慮しつつ、効果的・効率的な施設利用を図っていることは評価できる。
- 国立スポーツ科学センター(JISS)及びナショナルトレーニングセンター(NTC)の施設・設備を活用した効果的な支援を実施するとともに、特に北京オリンピック期間中においては、現地での支援活動や国内における情報支援を行うなど国際競技力向上のための総合的な支援を実施したことは評価できる。
- 広告宣伝活動や販売店拡充等の売上向上のための取組によって、スポーツ振興くじの売上が目標額を大きく上回ったことなどにより、繰越欠損金を解消するとともに、過去最高の助成財源を確保できたことは評価できる。
- 災害共済給付事業のオンラインシステムの機能強化や利用促進による業務の効率化を図るとともに、児童生徒等の健康の保持増進のための学校災害事故防止に関する調査研究や情報提供を効果的に行ったことは評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の節減	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事務・技術職員の給与水準(年額)の比較指標 ・対国家公務員 111.1 (参考)地域勘案 102.8、学歴勘案 110.2、地域・学歴勘案 102.8 平成18年度から7等級制から10等級制に改正し、等級別標準職務等を見直したことにより、中期的に是正される見込み。また、期末勤勉手当の支給割合の見直しを実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総人件費改革への取組については、計画を大幅に上回っており、高く評価できる。 事務・技術職員については、地域・学歴、特殊法人時代の給与水準、住宅手当の需給割合の高さなどを勘案しても、依然国家公務員より高い水準となっており、給与水準の適正化に努める必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>
大規模スポーツ施設における稼働日数の確保	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国立霞ヶ丘競技場(ラグビー場)の実稼働日数:66日(スポーツ利用59日、一般利用7日。なお、芝生養生日数101日)。また、グラウンドの改修工事等(計154日間)を実施したことにより、稼働日数が目標日数を下回った。 国立代々木競技場(第一体育館)の実稼働日数:255日(スポーツ利用107日、一般利用148日。なお、保守点検等日数79日)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適切かつ効率的なスポーツ施設の運営・提供が行われており評価できる。 全体的に稼働目標を確保したことは評価される。 研究・支援事業の場として活用するとともに、スポーツ利用を第一に確保しつつ、支障の無い範囲でスポーツ以外の一般利用にも供するなど、有効活用が図られており、評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
国際競技力向上のための総合的支援	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 北京オリンピックの事前調整の合宿等において、JISS及びNTCの施設・設備を活用した効果的な支援を実施。開催期間中は、現地で7競技種目(競泳、テニス、ボート、レスリング、フェンシング、バドミントン、カヌー・スラローム)に対して支援活動を行い、日本国内でも、財団法人日本オリンピック委員会(JOC)の情報戦略活動に対する国内支援体制として「東京プロジェクト2008/北京」を開設し、JOC及び選手団への情報支援を行うとともに、北京大会以降に向けた国際競技力向上方策や戦略を企画立案・策定するために必要な各種情報を収集・分析・提供することにより、日本チームのメダル獲得に貢献。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 北京オリンピック競技大会の事前調整合宿において、JISS及びNTCの施設・設備を活用した効果的な支援を実施し、また、オリンピック開催期間中は、現地で7競技種目に対する支援活動を実施するとともに、国内支援体制を整備し、情報支援等を行ったことは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度の売上は、「BIG」のキャリアオーバー告知を中心とした広告宣伝活動、インターネット決済手段の追加、新たなコンビニエンスストアにおける販売開始などの取組等により、当初の売上目標額400億円を大きく上回る約897億円を達成。これにより、繰越欠損金は平成20年度末に解消。 平成20年度の収益は、当初(16億円)を大幅に上回る約184億円(国庫納付金約61億円、スポーツ振興助成準備金繰入約123億円)を確保。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広告宣伝活動や販売店拡充等の売上向上のための取組により、スポーツ振興くじの売上が目標額を大きく上回ったことなどにより、繰越欠損金を解消するとともに、過去最高の助成財源を確保できたことは、非常に評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
重要な財産の譲渡・担保	5	<ul style="list-style-type: none"> 職員宿舍の売却に向けて、一般競争入札を実施したが、応募者がいなかったため、平成21年2月に再度公告を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 市場環境の悪化も一因と考えられ、平成20年度中に譲渡できなかったが、売却へ向けて一般競争入札を実施するなど、必要な手続きを行ったことは、ある程度評価できる。今後は、適正な価格による売却が早期にできるよう、更なる工夫や努力が必要である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人日本芸術文化振興会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:津田 和明)
目的	芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動、ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの、ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動、2 劇場施設(伝統芸能の公開又は現代舞台芸術の公演のための施設をいう。)を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。3 その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。5 2の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	文化分科会(分科会長:船山 信子)
ホームページ	法人: http://www.ntj.jac.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. H17年度までは、A+、A、B、C、C-の5段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービス、その他業務の質の向上			A	A	A	A	
(1)文化芸術活動に対する援助	A	A	A	A	A	A	
(2)伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	A	A	A	A	A	A	
(3)伝統芸能伝承者養成・現代舞台芸術実演家等の研修	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究の実施・資料の収集活用	A	A	A	A	A	A	
(5)劇場施設の利用	B	B	B	B	B		
(6)附帯する業務	A	A	A	A	A		
2. 業務運営の効率化			A	A	A	A	
(1)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)外部評価の実施	A	A	A	A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項			A	A	A	A	
(1)予算・収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. その他主務省令で定める業務運営に関する事項			A	A	A	A	
(1)人事に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(2)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の使途						A	
(4)その他振興会の業務運営に関し必要な事項(運営委託)	A	A	A	B	A	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として概ね年度計画どおり実施され、各事業において設定した目標に向けて努めたことは評価できるが、今後さらに広報・宣伝活動を工夫して、事業の必要性の周知や各地への普及活動などを展開し、日本芸術文化振興会の取り組みについてより一層充実を図ることが期待される。

- 文化芸術活動に対する支援について、文化庁支援事業との統合・一元化実現に向けて、整然と移行処置が行われたことは大いに評価できるが、より効果的に支援を実施していくために、今後の継続的な見直しと改善の努力が望まれる。
- 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演については、概ね高度な水準を保ち、ナショナルセンターとしての責務をよく果たしていると評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																																																												
文化芸術活動に対する援助	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 20年度助成金の交付実績 舞台芸術振興事業:177,000千円(32件) 芸術文化振興基金:1,668,300千円(740件) 助成対象活動の調査及び助成方法の検討 ① 会計調査:68件(調査活動件数:163件) ② 公演等調査:155件 合計:223件(目標:200件) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支援事業は審査及び公表等の情報提供を含め円滑に進められ、申請受理から交付決定までの期間の短縮及び助成対象活動の調査件数においても数値上一層の成果が認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>																																																												
伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 公演実績(伝統芸能) <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>公演数</th> <th>回数</th> <th>入場者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歌舞伎</td> <td>5公演</td> <td>121回</td> <td>119,662人</td> </tr> <tr> <td>文楽</td> <td>8公演</td> <td>320回</td> <td>141,669人</td> </tr> <tr> <td>舞踊等</td> <td>21公演</td> <td>33回</td> <td>19,369人</td> </tr> <tr> <td>大衆芸能</td> <td>65公演</td> <td>318回</td> <td>60,369人</td> </tr> <tr> <td>能楽</td> <td>50公演</td> <td>52回</td> <td>30,335人</td> </tr> <tr> <td>組踊等</td> <td>27公演</td> <td>33回</td> <td>12,422人</td> </tr> <tr> <td>青少年等鑑賞教室</td> <td>8公演</td> <td>159回</td> <td>143,088人</td> </tr> </tbody> </table> 公演実績(現代舞台芸術) <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>公演数</th> <th>回数</th> <th>入場者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペラ</td> <td>10公演</td> <td>46回</td> <td>68,292人</td> </tr> <tr> <td>バレエ</td> <td>6公演</td> <td>35回</td> <td>45,587人</td> </tr> <tr> <td>現代舞踊</td> <td>4公演</td> <td>17回</td> <td>5,358人</td> </tr> <tr> <td>演劇</td> <td>9公演</td> <td>124回</td> <td>49,991人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1公演</td> <td>2回</td> <td>2,265人</td> </tr> <tr> <td>青少年等鑑賞教室</td> <td>3公演</td> <td>13回</td> <td>16,651人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>	分野	公演数	回数	入場者数	歌舞伎	5公演	121回	119,662人	文楽	8公演	320回	141,669人	舞踊等	21公演	33回	19,369人	大衆芸能	65公演	318回	60,369人	能楽	50公演	52回	30,335人	組踊等	27公演	33回	12,422人	青少年等鑑賞教室	8公演	159回	143,088人	分野	公演数	回数	入場者数	オペラ	10公演	46回	68,292人	バレエ	6公演	35回	45,587人	現代舞踊	4公演	17回	5,358人	演劇	9公演	124回	49,991人	その他	1公演	2回	2,265人	青少年等鑑賞教室	3公演	13回	16,651人	<p>(伝統芸能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公演は計画どおり実施されており、全体的に企画内容が優れ、公演全体の入場者数が目標値をこえたことは評価できる。 公演活動は全国民のものであると認識し、成果を全国に広めるべく、更に地方との連携に力を入れる必要がある。 <p>(現代舞台芸術)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現代舞台芸術公演のナショナルセンターとしての新国立劇場の役割を踏まえた公演の制作実施がなされ、内容として格段の充実を果たし成果をあげたと認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
分野	公演数	回数	入場者数																																																												
歌舞伎	5公演	121回	119,662人																																																												
文楽	8公演	320回	141,669人																																																												
舞踊等	21公演	33回	19,369人																																																												
大衆芸能	65公演	318回	60,369人																																																												
能楽	50公演	52回	30,335人																																																												
組踊等	27公演	33回	12,422人																																																												
青少年等鑑賞教室	8公演	159回	143,088人																																																												
分野	公演数	回数	入場者数																																																												
オペラ	10公演	46回	68,292人																																																												
バレエ	6公演	35回	45,587人																																																												
現代舞踊	4公演	17回	5,358人																																																												
演劇	9公演	124回	49,991人																																																												
その他	1公演	2回	2,265人																																																												
青少年等鑑賞教室	3公演	13回	16,651人																																																												
伝統芸能伝承者養成・現代舞台芸術実演家等の研修	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 養成研修の実施状況(伝統芸能) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度計画</th> <th>研修実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歌舞伎</td> <td>15名程度</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>大衆芸能</td> <td>2名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>能楽</td> <td>5名程度</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>文楽</td> <td>3名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>組踊</td> <td>9名</td> <td>9名</td> </tr> </tbody> </table> 養成研修の実施状況(現代舞台芸術) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度計画</th> <th>研修実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペラ</td> <td>15名</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>バレエ</td> <td>12名</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td>演劇</td> <td>44名</td> <td>43名</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>	区分	年度計画	研修実績	歌舞伎	15名程度	13名	大衆芸能	2名	1名	能楽	5名程度	4名	文楽	3名	3名	組踊	9名	9名	区分	年度計画	研修実績	オペラ	15名	15名	バレエ	12名	12名	演劇	44名	43名	<p>(伝統芸能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝統芸能の伝承者の育成は継続かつ安定しており評価できる。 研修生が子供たちの体験学習やワークショップなどに取り組んだことは、当養成事業の成果を広く周知するのに効果的であったと認められる。 <p>(現代舞台芸術)</p> <ul style="list-style-type: none"> オペラ、バレエ、演劇の実演家の研修の成果が徐々に現れ始めていることは評価できる。 現代演劇の養成研修はスタートしたばかりにもかかわらず、有為な人材を養成しつつあることを評価する。 <p style="text-align: right;">など</p>																														
区分	年度計画	研修実績																																																													
歌舞伎	15名程度	13名																																																													
大衆芸能	2名	1名																																																													
能楽	5名程度	4名																																																													
文楽	3名	3名																																																													
組踊	9名	9名																																																													
区分	年度計画	研修実績																																																													
オペラ	15名	15名																																																													
バレエ	12名	12名																																																													
演劇	44名	43名																																																													
その他振興会等の業務運営に関し必要な事項(運営委託)	4(4)	<ul style="list-style-type: none"> 国立劇場おきなわ運営委託(財団法人国立劇場おきなわ運営財団) 20年4月1日付けで20年4月1日から21年3月31日までの組踊等沖縄伝統芸能に係る業務及び劇場の管理運営に関する業務委託契約を締結。 新国立劇場運営委託(財団法人新国立劇場運営財団) 20年4月1日付けで20年4月1日から21年3月31日までの現代舞台芸術の公演等及び劇場の管理運営に関する業務委託契約を締結。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営委託している両財団に関し、昨年度の全体評価の項において、「運営状況を確認する方途として、財団の管理運営に関する事項についても把握できるよう契約内容を改善すべきである」としたのに対し、「改善を検討する」というにとどまっているのは残念であり、改善の検討の次のステップが必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>																																																												

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人日本学生支援機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:梶山 千里)
目的	教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。2 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。3 外国人留学生の寄宿舍その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。4 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。5 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。6 外国人留学生の寄宿舍を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。7 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。8 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。9 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:奥野 信宏)
ホームページ	法人: http://www.jasso.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、A ⁺ 、A、B、Cの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化			A	A	A	A	
(1)業務の効率化	A×2	A×2	A×3	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	
(2)組織の効率化	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3)評価	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			A	A	A	A	
(1)共通的事业	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	
(2)学資の貸与その他援助	A×4 B×2	A×6	S×1 A×5	A×5 B×1	A×6	A×6	
(3)留学生への学資の支給その他の援助	A×4 B×1	A×5	A×5	A×5	A×5	A×5	
(4)留学生寄宿舍等の設置及び運営等	A×1 B×2	A×2 B×1	A×3	A×3	A×3	A×3	
(5)日本留学試験の実施	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(6)日本語予備教育の実施	A×2	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	
(7)留学生交流推進事業	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	
(8)大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(9)学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	
(10)その他付帯業務状況	A×3	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	A×3	
3. 予算、収支計画及び資金計画			A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	A	A	A	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	A	A	
7. その他業務運営に関する重要事項			A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	B	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	
8. 財務内容の改善に関する事項						A×4	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 日本学生支援機構は、我が国における学生支援の中核機関として、その一層の改善・充実に努め、サービスの利用者からも概ね良好な評価を得たものと認められる。
- 奨学金の回収の抜本的強化、留学生支援関係の保有資産の見直し、学生生活支援事業の見直し、外部委託の推進、人件費削減など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 奨学金の返還促進に関しては、平成19年度業務実績評価において「B」評定を受けた「回収率の更なる向上に向けた取組」を推進するため、口座振替不能者への督促架電、債権回収の外部委託、連帯保証人等への督促架電をはじめ、住所不明調査、法的措置の実施、学校との連携強化等を実施し、返還金の確保等に努めたほか、民間有識者による「奨学金の返還促進に関する有識者会議」を開催し、奨学金の効果的な回収方策等の検討を進め、改善策等について報告書を取りまとめた。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 当年度分の回収率は、前年度から0.3ポイント向上し、返還金についても前年度を上回っており全体としては評価できるが、全体として回収率の向上は低調であるため、回収率の更なる向上に向けた取組が必要である。 特に滞納分の回収率は年度により増減があるため、これらの要因を分析を更に進め、回収業務の外部委託の結果を参考にしつつ、回収率の更なる向上に向けた取組が必要がある。 など
学資の貸与その他 援助	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案及び「独立行政法人整理合理化計画」において、回収業務について「抜本的な強化を図る必要があることから、民間有識者を含めた検討体制の下で、その原因分析を行い、かつ、効果的な回収方策を検討・策定し、その着実な実施を図る」こととするとの指摘を踏まえ、「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において回収方策の見直し等の検討を進め、20年6月に報告書を取りまとめた。また、同報告書を踏まえ、回収率向上に向けた方策を総合的に検討し、個人信用情報機関の活用及びコールセンター設置による返還相談体制の強化等について準備を進めるとともに、第2期中期計画期間中においては前記施策のほか、法的処理の早期化、初期延滞債権回収の民間委託、早期における督促の集中的実施、住所調査の更なる徹底、返還誓約書提出時期の早期化等の回収率向上を図るための諸施策を実施することとした。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において回収方策の見直し等の検討を行い、これを踏まえ、返還金回収向上にむけて、現状把握や諸施策の見直しを行い、改善策を総合的に検討、順次着手するとともに、中期計画の目標および実行計画を検討したことは評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

- 奨学金の回収に係る評価については、平成16 年度から19 年度はいずれもB評定となっているが、20 年度においてはA評定となっている。しかしながら、平成20 年度における当年度分の回収率実績は、前年度比で0.3 ポイント向上しているものの、延滞分の回収率実績は前年度比で増減は見られない。このように全体として回収率の向上は低調であることから、A評定とする理由が不明確である。今後の評価に当たっては、評定理由を明らかにした上で評価を行うべきである。また、奨学金の回収に関しては、これまで機構が債務者の住所(特に転居後の住所等)を確実に把握していない、電話による督促が効果的・厳格に実施されていないなどの問題点が指摘されてきたところであり、機構においては、「奨学金の返還促進に関する有識者会議」の報告を踏まえ、当年度分の奨学金の回収強化とともに、特に延滞分の奨学金の回収について抜本的強化を図ることとしている。しかしながら、上記のとおり平成20 年度の当年度分回収率には若干の改善が図られているものの、延滞分回収率については改善が見られない。今後の評価に当たっては、延滞状況(当年度返還分、延滞3ヶ月未満、延滞3ヶ月以上1年未満、延滞1年以上8年未満、延滞8年以上等)ごとの回収実績について評価結果等で明らかにするとともに、上記有識者会議で取りまとめられた返還促進策、延滞状況に応じて実施する延滞抑制策・回収強化策による回収率向上の効果を把握分析した上で、全体に係る回収率、当年度分回収率、延滞分回収率の状況について厳格な評価を行うべきである。さらに、現行の中期目標においては、「目標として設定した総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23 年度までにその妥当性について検証」することとされていることから、今後の評価に当たっては、奨学金貸与事業が今後とも成り立ち得るのかという観点から、回収率の目標設定の妥当性に係る検証状況について、毎年度厳格な評価を行うべきである。
- 奨学金貸与事業において財団法人日本国際教育支援協会(以下「協会」という。)が実施する機関保証業務については、日本学生支援機構(以下「機構」という。)の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成18 年11 月27 日)において、保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証するものとしている。このため、機構は、平成20 年度に機関保証制度検証委員会を設置し、同委員会において報告書が取りまとめられ、機関保証制度が適正に機能するように機構及び協会において取り組むべき事項と検討すべき事項について報告がなされている。今後の評価に当たっては、同報告を踏まえた取組状況や蓄積された制度利用者に係る実績データを基に、機関保証の妥当性に係る検証結果について毎年度厳格な評価を行うべきである。
- 返還猶予や住所変更を受け付ける電話相談業務について、平成20 年度においては、臨時相談窓口を開設したり、夜間を含めた対応人員を増加するなどのサービス強化が図られたところであるが、それらの取組状況等についての評価は行われていない。また、近年の経済情勢の悪化等により、返還困難者からの返還猶予等に係る電話相談件数が増加することが予想されるところである。今後の評価に当たっては、電話相談業務の実施状況、サービスの改善効果等を明らかにした上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人海洋研究開発機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:加藤 康宏)
目的	平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 海洋に関する基盤的研究開発を行うこと。2 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力をを行うこと。4 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。5 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。6 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jamstec.go.jp/j/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービス、その他質の向上			A	A	A	A	
(1)海洋科学技術に関する基盤的研究開発	S×1 A×8 B×1	S×1 A×9	A×6 B×1	S×1 A×7	S×2 A×6	S×1 A×7	
(2)研究開発成果の普及及び成果活用の促進	S×2 A×1	S×1 A×2	A	A	A	A	
(3)学術研究に関する船舶の運航等の協力	S	A					
(4)科学技術に関する研究開発または学術研究を行うものへの施設・設備の供用	A×3	A×3	A	A	B	A	
(5)研究者及び技術者の養成と資質の向上	A	A					
(6)情報及び資料の収集・整理・保管・提供	A	A	A	A	A	A	
(7)評価の実施	S	A					
(8)情報公開	A	A					
2. 業務の効率化							
(1)組織の編成および運営	A×2	A×2	A	B	A	A	
(2)業務の効率化	B	B					
3. 予算、収支計画及び資本計画	A	A	B	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 貴重な財産の処分又は担保の計画	—	—	—	—	—	—	
6. 余剰金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他の業務運営							
(1)施設・設備に関する計画	A	A					
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)能力発揮の環境整備に関する事項	A	B					

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 海洋に関する我が国の中核的研究機関として、国内外にその存在感を示したと評価できる。
- 業務の効率化については、中期計画や年度計画における目標を達成したことは評価できる。
- 予算・収支計画については、独立行政法人の会計処理基準に基づき、予算を適切に執行することができたと評価できる。契約の公平性及び透明性の確保を図るための取組みが着実に実施されたと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海洋科学技術に関する基盤的研究開発	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究に関しては、平成 20 年度共同研究を 63 件実施、うち平成 20 年度新規課題は 20 件実施。 機構の研究開発に関する交流を推進するため、引き続き国内の大学・研究機関との連携を進め、新たに1件の機関連携協定を締結。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究や海外機関との連携も順調に進展していると考えられる。 <p style="text-align: right;">など</p>
研究開発成果の普及及び成果活用の促進	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 広報用として、JAMSTEC要覧や機構所有の各調査船・調査機器のパンフレット等を更新するとともに、子供向けパンフレットを制作し、配布した。 ホームページにより研究成果等の情報発信を行った。ホームページは週1回以上更新し、年間アクセス数は約 1,046 万件。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 普及広報活動が積極的に行われており、特にWebページについては、更新を週1回以上行っており、そのアクセス数は約 1,046 万件に達するなど素晴らしい数字を残したと評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
学術研究に関する船舶の運航等の協力	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 学術研究船「白鳳丸」については、東京大学海洋研究所と連携し、関係者の理解を得て、世界的な燃料価格の高騰に伴う運航計画(当初計画 280 日)の変更を行い、日本周辺海域の他、フィリピン海、マリアナ海嶺、北部北太平洋で3行動、161 日の航海を実施した。 「白鳳丸」の運航計画のうち、燃料価格の高騰に伴い平成 20 年度に実施されないこととなった課題の一部(南アフリカ沖での海底電位差磁力計の回収)については、東京海洋大学の協力を得て、練習船「海鷹丸」にて実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原油高騰の中、例年並みに研究船を運航できたことは評価できる。また、白鳳丸の運航日数の減について、他船を活用して対応するなど、柔軟な計画変更により効率的な運航が実施できたと評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
能力発揮の環境整備	7(3)	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスやリスクマネジメントに関する講演会を開催するとともに、機構における取組や基本方針等を記載した「コンプライアンスガイドブック」を発行、役職員へ配布するなど、コンプライアンスやリスクマネジメントについて役職員の理解増進を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 能力発揮の環境整備を推進する体制を整えるとともに、職員サポート体制の充実や職場環境の安全・環境を適切に整備したと考えられる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、給与水準が国家公務員の水準を上回っている理由について、「法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 20 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 115.5(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っており、その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、大卒以上の比率が非常に高いことや管理職の割合が高いことを挙げている。しかしながら、評価結果においては、管理職割合が高い理由の合理性についての検証結果が評価結果において明らかにされておらず、給与水準の適正化に向けた法人の取組を促すものとなっていない。今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、管理職割合の高い理由の合理性について評価結果において明らかにするとともに、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立高等専門学校機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:河野 伊一郎)
目的	国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。
主要業務	1 国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。3 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:奥野 信宏)
ホームページ	法人: http://www.kosen-k.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化			A	A	A	A	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
業務の効率化、資源配分の状況		A					
業務の効率化状況	A						
経費配分状況	A						
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			A	A	A	A	
(1)教育に関する事項	S×6 A×37 B×2	S×2 A×3 B×1	A	A	A	A	
(2)研究に関する事項	A×5	A	A	S	A	A	
(3)社会との連携、国際交流等に関する事項	A×6	A	S	A	A	A	
(4)管理運営に関する事項	A×6	A	A	A	A	A	
(5)その他	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画		A	A	A	A		
収益の確保状況	A						
予算の効率的な執行状況	A						
適切な財務内容の実現状況	A						
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—		
5. 重要な財産の処分	—	A	A	—	A		
6. 剰余金の使途		A	A	A	A		
剰余金の発生状況	A						
剰余金の使用状況							
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A		
(2)人事に関する計画	A×3	A	A	A	A		
(3)設備に関する災害復旧に関する計画	A	A	A	—	—		
8. 財務内容の改善に関する事項						A	
(1)自己収入の増加						A	
(2)固定的経費の削減						A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 教育資源を結集した新しい高専の設置の準備が進められ、平成21年10月に設置される見通しとなったことは評価できる。
- 産学連携教育の取組も進展していることは評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度1%の効率化については、平成16年度:1.4%、平成17年度:1.1%、平成18年度:1.1%、平成19年度1.2%、平成20年度1.0%。 平成20年度には各高専が実施してきた支払、収入、旅費の各業務を機構本部事務局に一元化したことにより、業務の効率化・合理化が進展。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 55高専が1法人になったスケールメリットを活かし、機構本部において平成19年度より共済業務、人事給与業務等の業務一元化を開始したことに加え、さらに平成20年度からは支払、収入、旅費の各業務を一元化したことにより、さらに効率的な業務運営がなされていると評価する。 次年度以降は業務一元化の検証結果を活かし、さらに実のあるものとなることを期待。 <p style="text-align: right;">など</p>
研究に関する事項	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 全国高専テクノフォーラムの実施や産学官連携推進会議等への出展などを通じ、高専における研究成果について広く社会と情報交換する機会を設ける等研究活動の活性化を推進した。 地域における研究開発及び技術移転の促進、科学技術振興及び産学官連携推進を展開するため、独立行政法人科学技術振興機構(JST)と平成20年8月に産学官連携に関する協定を締結し、技術シーズの社会への展開についてJSTから強力な支援を受けることが可能となり、全国立高専とJSTの地域活動拠点であるJSTイノベーションプラザ(8プラザ4ブランチ)及びJSTイノベーションサテライト(8サテライト1ブランチ)を通じて産学官交流、新規事業の創設に向けた活動の推進を図っている。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 科学研究費補助金の応募のためのガイダンス開催などの取組については、採択率の上昇や採択金額の増加に見られるように、着実に成果をあげており、評価できる。 受託研究や共同研究などの外部資金は、件数、金額ともに過去最多となっていることから高く評価できる。 独立行政法人科学技術振興機構と産学官連携協定を締結し、各地域の拠点を中心にして、地域での研究開発や産学官連携事業を積極的に推進していることは、スケールメリットを活かした取組であり、評価できる。 両技科大と高専機構で「スーパー地域産学官連携本部」を設置し、8つの地区拠点校を設けたことは評価できる。今後とも外部資金の獲得に積極的に取組むとともに、知的財産の活用を進めることを期待する。
社会との連携、国際交流等に関する事項	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中小企業支援団体と連携して、地域の中小企業のニーズに応える22の人材育成プログラムを国立高専・地域共同テクノセンター等で提供し、地元中小企業の技術者再教育を実施し、講義・演習を受けた中小企業・受講生から高い評価を得た。 学生・教員の海外派遣、海外の教育機関との国際交流を推進し、研修等の目的で海外へ渡航した学生数は1,662人、学会への参加や研究活動等の目的で海外へ渡航した教員数は747人であった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高専が保有する設備やノウハウを活用して地元の中小企業のニーズに即した人材育成プログラムを実施し、これらの事業が当該企業から期待されていることは評価できる。 教育研究の充実を図るため、積極的に海外へ学生や教員を派遣していることは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・該当なし。

法人名	独立行政法人大学評価・学位授与機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (機構長:平野 真一)
目的	独立行政法人大学評価・学位授与機構は、独立行政法人通則法及び独立行政法人大学評価・学位授与機構法に基づき設立されました。機構は、大学等(大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関をいう。以下同じ。)の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的として、次の業務を行います。
主要業務	1. 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。2. 学校教育法に定めるところにより、学位(学士、修士、博士)を授与すること。3. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。4. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。5. 文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を行い、その結果について、国立大学法人評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:奥野 信宏)
ホームページ	法人: http://www.niad.ac.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化			A	A	A	A	1. H17年度まではA ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価。 2. H18年度からはS、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評定自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
(1)業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービス、その他の質の向上			A	A	A	A	
(1)大学等の教育研究活動等の総合的状況についての評価	A	A	A	A	A	A	
(2)学位授与	A ⁺	A ⁺	A	A	A	A	
(3)調査及び研究	A	A	A	A	A	A	
(4)情報の収集、整理、提供	B	B	A	A	A	A	
(5)その他の業務	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	A×3	A×3	
(6)業務運営	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1	A×2	A×2	
3～6. 財務内容の改善			A	A	A	A	
(1)財務内容の改善に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項			A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 年度計画を着実に実行するとともに、評価事業、学位授与事業については、業務運営の効率化、業務の質の向上等が図られている。平成20年度に実施した国立大学法人等の教育研究評価についても確実に実施されている。
- 評価事業は、多数の大学等を対象に、多数の評価委員などを組織化して遂行する難度の高い業務にもかかわらず、効率的・効果的に行われている。また、アンケートや訪問調査等を実施し、課題を抽出して絶えざる改善を図っている。
- 学位授与事業は、申請者に対する利便性の向上が図られており、調査・研究については各分野の専門家により研究が進められている。
- 我が国の高等教育制度及び質保証制度に関し外国語による情報発信が行われている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
大学等の教育研究等の総合的状況についての評価	2(1)	• 評価の実施については、平成20年度の認証評価に申請があった11大学、2短期大学及び2高等専門学校について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成21年3月に	• 平成20年度においては、11大学、2短期大学、2高等専門学校を対象に周到な準備の下で組織的に混乱無く評価業務を遂行できたことは評価される。意見申し立てのあった大学

		<p>評価結果を確定し、評価対象となったすべての大学、短期大学、高等専門学校に対しては、機構の定める評価基準を満たしていることを通知した。これらの評価結果は機構のウェブサイトに掲載した。</p> <p>など</p>	<p>等に対する再審査の公表等透明性のある形でのフィードバックは、評価文化の定着に向けての意義が大きい。</p> <p>など</p>
学位授与	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、短期大学・高等専門学校卒業生等への学位授与に関して、インターネットを利用した「電子申請」による申請も可能とするなど、申請者に対する一層の便宜を図った。 短期大学・高等専門学校卒業生等の単位積み上げ型の学習者に対しては、4月期と10月期に申請を受け付け、厳正な審査の下 2,723人に対して申請後6月以内に学士の学位を授与した。 省庁大学校の課程修了者に対しても、厳正な審査の下、学士については1,043人に対して申請後1月以内に、修士及び博士については修士143人、博士19人に対して規則に定められた審査期間内に学位を授与した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、短期大学・高等専門学校卒業生等への学位授与に関して、インターネットを利用した「電子申請」による申請も可能とするなど、申請者に対する一層の便宜を図ったことは高く評価される。また、修士に関しても、年度内授与制度の構築と実施等、利用者側に立った改革は高く評価される。 審査体制の充実のために審査委員の増員を図り、厳正な学修成果・試験を実施した上で、単位積み上げ型の学習者については学士2,723人及び省庁大学校の課程修了者についても学士1,043人、修士143人、博士19人に対して学位を授与したことは評価される。 <p>など</p>
業務運営	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価においては、監事2人を含む自己点検・評価委員会等での審議を経て、年度計画を十分に履行し、中期計画の達成に向かって着実に成果を上げているとの結果を得た。 平成20年度の各事業の業務の実施についても、同じく自己点検・評価委員会において業務の進捗状況を点検するなど、機構全体で進行管理に努めたほか、文部科学省独立行政法人評価委員会からの評価結果等に関しても、指摘事項への対応方針について検討した上、次年度以降の業務にどのように反映させるかについて整理・分析し、着実に取組を行うなど、自己点検・評価に基づき、業務の適正な実施に努めた。 評議員会、運営委員会において、外部有識者等からの高い識見に基づく意見を取り入れる体制を整え、その意見を業務に反映させており、大学等を取り巻く環境に十分配慮しつつ、業務運営の透明性を確保するとともに、効率的・効果的な業務の実施に向けた改善を図ることができた。 次期中期計画の策定にあたっては、平成19年度に実施した外部検証の結果を適切に反映するとともに、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)で指摘を受けた事項にも対応した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次期中期計画の策定にあたって、平成19年度の外部検証の結果を反映させたことは評価される。 <p>など</p>
財務内容の改善	3	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度の対国家公務員指数(年齢勘案)は99.5となっており、給与水準は適切に保たれている。 平成20年度の総人件費は、平成17年度と比べ8%の削減となっている。今後は業務量に応じ、職員の適正な配置等に努める。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対国家公務員指数は102.8から99.5に改善されており、適切な給与水準となっている。 平成17年度に比べ大幅な削減となっている。 業務量等に応じ適正に職員を配置することであるが、総人件費改革は十分達成できると考えられる。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国立大学財務・経営センター(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:豊田 長康)
目的	国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「国立大学法人等」という。)の施設の整備等に必要資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。2 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け(施設費貸付事業)を行うこと。3 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付(施設費交付事業)を行うこと。4 国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るもの以外のもの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。5 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。6 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:奥野 信宏)
ホームページ	法人: http://www.zam.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm

中期目標期間 5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	—	—	—	—			
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化			A	A	A	A	1. H17年度まではA ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価。 2. H18年度からはS、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評価を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
(1)業務内容の精査、組織の見直し状況	A	A	A	A	A	A	
(2)業務内容の見直し、外部委託の推進等による効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)事務情報化の推進、事務処理の効率化	A	A	A	A	A	A	
(4)業務の効率化	A ⁺	A	A	S	S	S	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			A	A	A	A	
(1)国立大学法人等の財産管理等に 関する協力・助言	A	A	A	A	A	A	
(2)施設費貸付事業及び施設費交付 事業	A	A	A	A	A	A	
(3)寄附金の受け入れ及び配分	B	B	B	B	B	B	
(4)高等教育財政及び国立大学法人 等の財務・経営に関する調査研究	A	A	A	A	A	A	
(5)セミナー・研修事業の開催	A	A	A	—	—	A	
(6)国立大学法人等の財務・経営の 改善に資する情報提供	A	A ⁺	A	A	A	A	
(7)財務・経営の改善に関する協力・ 助言	A	A	A	A	A	A	
(8)大学共同利用施設の管理運営	B	A	A	A	A	A	
(9)国立大学法人財務・経営情報シ ステムの構築		B	A	A	A	A	
(10)旧特定学校財産の管理処分	A	A	A	A	A	A	
(11)承継債務の確実な徴収及び償 還	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画			A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産を譲渡・担保する計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他主務省令で定める業務運営 に関する事項			A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

国立大学財務・経営センターは、国立大学法人等における教育研究の振興に資するため、国立大学法人等における施設整備に必要な資金の貸付・交付や財務・経営に関する調査研究などの業務活動について、中期目標の達成に向け、年度計画に従い着実に実施している。平成18年度の事務及び事業の見直しにより、平成19年度から融資等業務に特化された中で、融資等業務に密接に関連する調査・研究機能、情報共有機能、相談機能の整備により、国立大学法人等の財務・経営の改善を図るというセンター本来の役割を十分に果たしている。また、外部委託の促進や契約の見直し、業務におけるICTの活用などにより、一般管理費、事業費、人件費の削減が図られていると評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務内容の見直し、外部委託の推進等による効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 学術総合センター共用会議室の管理運営業務 学術総合センター一橋記念講堂及び共用会議室においては、適切な管理運営の実施と効率化を図るために、予約受付業務、利用者サポート業務及び会場設営サービス業務などの管理業務全般について引き続き外部委託を実施した。 キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務 キャンパス・イノベーションセンターにおいては、適切な管理運営の実施と効率化を図るため、警備、清掃及び受付等の管理運営全般について引き続き外部委託を実施した。また、一時利用スペースについては、会場設営の準備時間に配慮した鍵の貸出し、館内機器の取扱い補助業務への対応など利用者の要望を踏まえて適切に対応を行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務内容の見直しが行なわれ、効率化が図られている。 積極的に外部委託をはかる姿勢は評価できる。 <p>など</p>
業務の効率化	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算に、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行したことにより、年度計画以上の効率化が達成できた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費、事業費とも計画を大幅に上回る節減を達成した。 大幅な経費削減は評価できる。 随意契約の見直しなど契約の見直しをこまめにされている点は評価できる。 <p>など</p>
寄附金の受け入れ及び配分	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画で求められている国立大学法人等に配分を行うべき寄附金については、受入れはなかった。なお、寄附金の国立大学法人等への配分事業については、平成21年3月をもって、廃止した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企業訪問を行うなど受入れ促進の努力は見られたが、結果的に受入れがなかったことは残念である。 <p>など</p>
大学共同利用施設の管理運営	2(8)	<ul style="list-style-type: none"> 学術総合センター共用会議室等の管理運営 学術総合センター共用会議室の適切な管理運営の実施や施設利用の一層の促進を図るために、これまで同様に会議室等に係る利用案内の窓口配布等の継続に努めるとともに、会場設営サービス等も引き続き提供した。 施設利用の促進(稼働率の向上) 平成20年度の稼働率は、41.2%(前年度35.4%)となっている。 キャンパス・イノベーションセンターの管理運営 キャンパス・イノベーションセンターの適切な管理運営の実施や施設利用の一層の促進を図るために、引き続き会議室等に係る利用案内の関係機関等への配布によるPRに努め、平成18年度からの会議室予約管理システムの本格稼働によるサービスの向上に努めている。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学共同利用施設の管理運営が着実に実施された。 全体稼働率が8割を超え、順調に稼働率を伸ばしている。 学術総合センター共用会議室運営については、DMの発送など毎年積極的なPR活動により、稼働率も向上しているが、更なる工夫により、一層の利用促進が望まれる。 <p>など</p>
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 学術総合センターの共用会議室については、平成20年4月に利用規則の改正を行い、休日における利用促進のため休日割増料金を廃止し、利用日直前におけるキャンセル防止の観点から、キャンセル料の見直しを行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 着実な自己収入の確保が図られた。 キャンセル料の見直しなど、努力されている。 来年度からキャンパス・イノベーションセンター収入がなくなるため、自己収入の確保に一層の努力が望まれる。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人メディア教育開発センター(平成16年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:清水 康敬)
目的	大学、短期大学及び高等専門学校における多様なメディアを高度に利用して行う教育の内容、方法等の研究及び開発並びにその成果の普及等を行うことにより、大学等における教育の発展に資することを目的としている。
主要業務	1 大学等における多様なメディアを高度に利用して行う教育の内容、方法等の研究及び開発を行うこと。2 前号に掲げる業務に係わる成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:奥野 信宏)
ホームページ	法人:— 評価結果: http:// www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化			S	A	A	A	1. H17年度までは、A ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			A	A	A	A	
(1) 大学等における多様なメディアを高度に利用して行う教育に関する研究及び開発とその成果の公表状況	A	A	A	A	A	A	
(2) メディアを高度に利用した教育活動に対する支援	B	A	A	A	A	A	
(3) 大学院における教育その他その大学における教育への協力	A	A	A	A	A	A	
(4) その他、付帯する事項	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画、資金計画			A	A	A	A	
(1) 自己収入の確保予算の効率的な執行状況	A	A	A	A	A	A	
(2) 組織及び体制の改善による適切性	A ⁺	A ⁺	S	A	A	A	
4. その他業務運営に関する事項			A	A	A	A	
(1) 施設設備の整備・活用等の状況	A	A	A	A	A	A	
(2) 人事に関する事項の達成状況	A	A	A	A	A	A	
(3) 安全管理に関する状況	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年度放送大学学園への事業移管を見据えて事業の重点化を図ったほか、「インターネット等を用いた遠隔教育を行う学部・研究科の割合を2010年度までに2倍(33%)以上にする」(平成18年1月19日IT新改革戦略)という政府の目標に向けて、大学等への訪問支援など大学等におけるICT活用教育の支援やeラーニングコンテンツの大学間の共有化を目指す「オンライン学習大学ネットワーク」の規模を拡大(設立当初の107大学等から倍増の215大学等が参加)させるなど、大学等へのICT活用教育の推進に積極的に貢献したことを評価する。
- 大学等における教育情報(eラーニングコース、講義資料、シラバス)を学問分野ごとに体系化して検索できるシステムである「NIME-glad」について、海外の関係機関とも連携した連合検索機能を更に強化し、日本語及び英語圏以外の言語のメタデータも検索出来るようにするなど機能向上を図り、アクセス件数も19年度比2倍強の増と教育コンテンツ等の流通基盤として大学等に貢献したことを評価する。
- 組織体制の合理化を図った他、ペーパーレス化や省エネに取組み経費削減に努めたことを評価する。随意契約については、20年度より光熱水費を除き、全て一般競争入札へ移行した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 大学からの要望に基づいた支援として、大学での学習管理システムの立上げ支援、eラーニング導入における教員FDへの講師としての研修やセミナーの実施、センターが開発してきたツールやシステムの利用拡大、リメディアル学習やキャリア教育などに有効な教材開発と大学間での共有化を重点的に推進。 大学におけるICT活用教育推進に向け、特に平成20年度は閣議決定された目標に向けて、大学を個別訪問してICT活用教育導入支援を重点化。今年度、ほぼ目標数に近い学部・研究科を訪問して、大学が要望する支援に対応。さらに、オンライン学習大学ネットワークを通じた支援を実施。同ネットワーク(センターの呼びかけにより、平成19年11月に107大学等の参加により設立し、現在では215大学等が参加)では、平成20年11月よりコンテンツの試験配信を行い21大学が参加。 海外の先導的な大学におけるICTのFDへの活用状況調査を行うと共に、国内の大学の状況調査を実施。海外調査は文献や訪問調査により実施し、国内はWeb調査とアンケート調査を実施。 「メディアリテラシーの授業」、「教育コミュニケーションの基礎」、「教育支援プレーイングマネージャー育成講座」などを実施。また、大学支援の一環として、大学が主催する学内FDにおいて、ICT活用教育の現状や活用効果などのセミナーを実施。 インターネット利用によるFDのオンライン化の研究開発を進め、パネルディスカッション型のFDコースの作成、およびICT活用の実践事例を3～5分程度の映像化したビデオモジュールを作成し、Web上に公開。 センターの研究の中で独創性の高い研究や基礎的な研究は科研等の外部資金を使い、センターの運営費交付金は、大学等へのサービスに結びつける実用的な研究面に使用。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> eMM(海外のICT先進国の大学が自校のeラーニングの改善を目的として、そのプロセスを評価するための指標)の日本語化やFDの実践ビデオモジュールなどを開発する傍ら、減少しつつある人員をやり繰りし、大学への訪問支援など絞り込んだ業務を実施し、「インターネット等を利用した遠隔教育を実施する学部・研究科の割合を2010年度までに2倍(33%)にする」という目標に向け大きく前進している。 オンライン学習大学ネットワークやNIME-gladとの連携に大学訪問による支援活動が結びつき、良い成果が期待できるレベルになったことを評価する。しかしながら全国の大学などに於ける活用習熟度はまだまだ低く一層の進展を期待する。 学部、大学院で義務化されたFDに関して、国内外の調査、研修、教材開発を行い成果を上げている。 メディア教育開発センターの研究の中で独創性の高い研究や基礎的な研究は科研費等の外部資金を使って行い、運営費交付金は、大学等へのサービスに結びつける実用的な研究面に使うという費用の活用工夫がなされている。科研費へは積極的な申請が行われ、採択率もほぼ毎年全国平均を維持している。 <p style="text-align: right;">など</p>
メディアを高度に利用した教育活動に対する支援状況	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 国内の大学等におけるICT活用教育に関する実態、動向、先進事例、課題及びその支援方策を調査分析し、その結果を報告書にとりまとめ全国の大学等に配布するとともにインターネットで提供。 大学等においてメディアやICTを利用した教育を支援し普及させるために、センター主催のセミナー及び全国の大学等の会場で教職員を対象に出前セミナーを実施。(受講者:2,069名) 情報提供者へのLOM情報のフィードバック等を可能とするため、NIME-gladの機能向上を図り、また、登録情報の更新を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用教育の推進のため、大学等のICT活用教育に関する調査を行い、ニーズに合った普及促進活動の実施、NIME-gladの利便性を向上させアクセス件数の増加を図ったこと、大学間コンソーシアムによる教材共有システムと大学訪問支援など一連としての活動を実施したことを評価する。 <p style="text-align: right;">など</p>
人件費の節減	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「行政改革の重要方針」に基づき、また、センター中期計画における削減計画を実施するため、平成22年度までに5名の人員削減を行うこととし、20年度当初における常勤職員数を19年度当初と比較して17名減とし、年度途中における異動者4名のうち2名については不補充。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、関係機関との協議や組織の見直し、各課業務の再配分等により、大幅な人員削減とそれに伴う人件費削減を実現し、5年間で5%以上削減するという総人件費改革の取組についても達成したと評価する。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構(平成17年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:岡崎 俊雄)
目的	原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 原子力に関する基礎的研究を行うこと。2 原子力に関する応用の研究を行うこと。3 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。イ 高速増殖炉の開発(実証炉を建設することにより行うものを除く。)及びこれに必要な研究。ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究。ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究。ニ ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究。4 前三号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。5 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。6 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。7 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。8 第一号から第三号までに掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jaea.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成17年10月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	1. H17年度はS、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>					
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上		A	A	A	
(1)エネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した研究開発	S×1 A×6 B×1	S×2 A×6	S×1 A×7	S×1 A×6 C×1	
(2)量子ビーム利用のための研究開発	S×1 A×2	S×1 A×2	S×2 A×1	S×1 A×2	
(3)原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散	A×3	A×3	S×1 A×2	A×3	
(4)自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理・処分に係る技術開発	A	A	A	A	
(5)原子力の研究、開発及び利用に係る共通的科学技術基盤の高度化	A×2	A×2	S×1 A×1	S×1 A×1	
(6)産学官との連携の強化と社会からの要請への対応	A×9	A×9	A×9	S×2 A×7	
2. 業務運営の効率化		A	A	A	
(1)柔軟かつ効率的な組織運営	A	A	A	A	
(2)統合による融合相乗効果	A	A	A	A	
(3)産業界、大学、関係機関との連携強化による効率化	A	A	A	A	
(4)業務・人員の合理化・効率化	A	A	A	A	
(5)評価による業務の効率的推進	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画		A	A	A	
(1)予算					
(2)収支計画	A	A	A	A	
(3)資金計画					
(4)財務の内容に関する事項	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	
7. その他業務の運営に関する事項		A	A	A	
(1)安全確保の徹底と信頼性の管理に関する事項	A	A	B	A	
(2)施設・設備に関する事項	A	A	A	A	
(3)放射性廃棄物の処理・処分並びに原子力施設の廃棄措置に関する事項	A	B	A	B	
(4)人事に関する計画	A	A	A	A	
(5)中期目標期間を超える債務負担	—	—	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 20年度の業務実績はおおよそ計画どおり進んでおり、中期目標及び計画を達成することは可能と判断される。
- ITER計画を進めるに当たり国際的に先導する研究開発成果を創出したこと、量子ビーム技術開発において早期に目標を達成したこと、原子力基礎工学において産業界との連携により様々な成果を上げたこと、国内外の機関等との連携により、教育レベルの向上に貢献したこと、原子力エネルギー基盤連携センターを中心とした連携研究開発により産業振興に繋がる顕著な成果が得られたことは高く評価できる。(項目別評価No.7,9,16,20,22関係)
- ナトリウム漏えい検出器の不具合等のトラブルにより「もんじゅ」の性能試験再開が遅れたことや、一部の施設の廃止措置の遅延は評価のマイナス要因であるが、対策を講じ、早期に初期の目標を達成することが必要である。(項目別評価No.2,39関係)

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
エネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した研究開発	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 年度計画に基づき、100%出力運転に向けて出力段階に応じた性能確認を、安全第一で着実に進めていくこととしていたが、プラント確認試験については平成21年3月時点で全141項目中8項目が未了となり、性能試験に至っていない。 • ナトリウム漏えい検出器の誤警報の通報遅れはもとより、運転再開に向けた工程の見直しを重ねることになり、社会とりわけ立地地域との信頼関係が重要である原子力の研究開発業務を担う者として、このことを重く受け止め、改善に取り組んでいる。 • 社会、とりわけ地元の方々への理解を得るための取り組みについては、従来にまして努力しており、敦賀本部を挙げてのキャンペーン活動を展開し、地元における理解促進活動を実施している。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「ナトリウム漏えい検出器の不具合」及び「屋外排気ダクト腐食孔」等へのトラブルが生じた事が要因とはいえ、性能試験再開という年度計画が達成できなかったという結果を厳しく受け止めるべきである。原子力機構による原因の分析と再発防止策は一定の評価ができるが、今後、「もんじゅ」の運転再開及び研究目的が早期達成できるかは、組織改革の結果が適切に現れるかにかかっており、原子力機構の更なる努力を期待する。なお、国家基幹技術である高速増殖炉サイクル技術の実現において、「もんじゅ」の果たす役割は大きい。今回の「C」評価を踏まえ、原子力機構は反省すべき点を反省すると共に早急に所期の研究目標を達成するため、必要な経営資源を投入することを国においても、適切に行われることを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
産学官との連携の強化と社会からの要請への対応	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 年度計画に基づき、原子力エネルギー基盤連携センターでの産業界との連携や先行基礎工学研究協力制度及び連携重点研究制度を通じた大学等との連携を進めている。 • 産業界等の協力の下に運営している「原子力エネルギー基盤連携センター」や機構と大学の委員で構成する「大学との研究協力実施委員会」等により、産業界、大学等との連携を強化し効果的な研究開発の推進を図っている。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力エネルギー基盤連携センターを中心とした連携研究開発により、次世代原子力システムに対応した高耐食性材料を開発し、その実用製造技術を開発したことや、多重探知可能なりアルタイム非破壊超微量元素分析法の開発など、産業振興に繋がる顕著な成果が得られたことは非常に高く評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
放射性廃棄物の処理・処分並びに原子力施設の廃棄措置に関する事項	7(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 年度計画に基づき、放射性廃棄物については処理、保管管理を進めるとともに、施設の廃止措置については、計画に掲げる各施設について、一部を除き、計画に従い、廃止措置、整理・合理化のために必要な措置を行っている。また、廃棄物処分について、国が定めた基本方針に基づき、埋設事業計画の検討を行うとともに、広報素材の検討、処分事業の普及啓発活動等、埋設事業の開始に向けた諸準備、埋設施設の概念検討等の安全審査の準備等を進めている。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一部を除いて中期計画、年度計画通り進み、「ふげん」等の廃止措置時期が明確化されたことは高く評価される。計画通り進められなかった冶金特別研究棟の廃止措置については、確実に作業を行うことで平成21年度に終了できる予定であり、年度計画を見直すことで中期計画期間内には達成可能である。 • 古い施設の放射性廃棄物処理処分に想定外の事態が発生するのは避けたいが、状況に応じて効果的・効率的に対処できるよう、余裕を持ってスケジュールを立てておく必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 自己収入の増大については、共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図ることが求められており、法人においては、20年度以降の自己収入の増大に関する包括的な定量的目標が策定されているものの、個別には、競争的資金の獲得については科学研究費補助金の獲得額に関してのみ、また、施設利用料の増大については材料試験炉JTRの利用料収入に関してのみ定量的目標が策定されているにすぎない。今後の評価に当たっては、共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を設定した上で評価を行うべきである。

法人名	日本私立学校振興・共済事業団(平成10年1月1日設立) (理事長:鳥居 泰彦) ※平成15年10月1日より、助成業務について独立行政法人同様に評価を実施。
目的	私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。2 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸付け、及び私立学校教育に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。3 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。4 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配布を行うこと。5 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:奥野 信宏)
ホームページ	法人: http://www.shigaku.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1283840.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	評価項目	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—		<総合評価>	—	1. H17年度までは、A、B、Cの3段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「総合評価」には「—」を付している。
<項目別評価>						<項目別評価>		
1. 業務運営の効率化に関する事項			A	A	A	1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	
(1)共通事項	A	A	A	A	A	(1)私立大学等に対する補助事業	A	
(2)補助事業	A	A	A	A	A	(2)学校法人等に対する貸付事業	A	
(3)貸付事業	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	(3)学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	A	
(4)受配者指定寄付金事業	A	A	A	A	S	(4)受配者指定寄付金事業	A	
(5)学術研究振興基金事業	A	A	A	A	A	(5)学術研究振興基金事業	A	
(6)教育条件・経営情報支援事業	A×3	A×4	A×4	A×4	A×4	(6)事業に関する情報開示	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			A	A	A	2.業務運営の効率化に関する事項	A	
						(1)効果的な業務運営体制の確立	A	
						(2)経費等の縮減・効率化	A	
						(3)契約の適正化	A	
3. 財務内容の改善に関する事項			A	A	A	3.予算、収支計画及び資金計画	A	
(1)適切な財務内容の実施等	A	A	B	B	B	(1)収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	A	
(2)財務内容の管理・運営の適正化	A	A	A	A	A	(2)財務内容の管理・運営の適正化	A	
(3)人件費改革に向けた取組			A	A	A	(3)人件費の削減等	B	
(4)期間全体に係る予算	A					(4)期間全体に係る予算	A	
(5)期間全体に係る収支計画	A	B	A	A	A	(5)期間全体に係る収支計画	A	
(6)期間全体に係る資金計画	A					(6)期間全体に係る資金計画	A	
4. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A×3 B×1	A×4 B×1	A×5	A×5	A×5	4.短期借入金の状況	—	
						5.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	
						(1)施設・設備に関する計	—	

						画	
						(2)人事に関する計画	A
						(3)研修等助成に関する計画	A
						(4)中期目標期間を超える債務負担	—

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 第2期中期計画の初年度として、平成 20 年度の計画を着実に達成している。 私立学校教育の振興に資することを目標に掲げ、各種業務の改善・実行に取り組んでおり、今後もさらなる活躍を期待。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
私立大学等に対する補助事業	1.(1)	<ul style="list-style-type: none"> 補助金制度への理解を深め、補助金の適正な申請及び使用等を促すための取組として行った事務担当者研修会において、参加者全員を対象としてアンケートを実施した結果、参加者の理解度は経験者編が91.3%、入門者編が89.9%となり、目標とした80%を大きく超えた。 補助金交付申請手続きの負担軽減を図るための取組を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務担当者研修会における参加者の理解度は評価できる。今後は、毎年研修を繰り返す中で10%とはいえ理解度の低い参加者がいることについての分析及びアンケートの回収率を高める工夫が望まれる。 補助金交付申請手続きの負担軽減を図るため、調査票の簡素化や申請書類の電子化など、施策に工夫が見受けられる。 <p style="text-align: right;">など</p>
学校法人等に対する貸付事業	1.(2)	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理の観点から借入希望法人のリスク評価を実施し、借入需要の正確な把握に努めた。借入財源については、資金需要に応じた適宜・適切な財源の確保を図った。また、貸付事業の利用促進方策として、平成20年度以降の施設整備計画及び20年度の事業団資金の借入需要額を把握するために「平成20年度施設・設備計画及び借入金希望に関する調査」によりアンケート調査を実施した。 貸付事業の安定的な運営を図るための取組を行った結果、平成20年度末の民間金融機関の基準に準じて算定したリスク管理債権額は12,182,342千円(32法人)となり、平成20年度末総貸付残高596,710,272千円(1,421法人)に対するリスク管理債権の割合は、2.04%となった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の実施により、借入れニーズを把握するとともに、学校法人に対する積極的な訪問活動、相談会及び説明会の実施が、融資に繋がっていることが評価できる。 リスク管理債権の件数と金額が減少し、割合が2.04%となったことは評価できる。また、新規滞納法人への取組、滞納法人への督促、債権管理の強化についても概ね相当である。今後は、債権管理と経営相談をリンクさせながら、リスク管理債権額を増やさないようにする努力が望まれる。 <p style="text-align: right;">など</p>
業務運営の効率化に関する事項	2	<ul style="list-style-type: none"> 予算執行の進捗状況、支出内容を精査するとともに、執行予定の調査・ヒアリング等の実施により、不必要項目の洗い出し、必要案件への流用等を行い、予算の計画的、効果的な執行を図り、一般管理費・総費用を縮減した。 随意契約の見直し計画を着実に実行するため、会計規程において随意契約を行えるものうち、「国、地方公共団体、公益事業を目的とする法人又は理事長が認める者との間で契約をする場合」を削り、予定価格の設定を省略することができる条件について、「予定価格が100万円を超えない契約」の場合と規程を変更することにより、入札及び契約の手続きの適正化を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総費用については、1年で中期計画の倍近くの縮減を実施しており、優れた達成率であると評価できる。 国の方針に従い、関連する規定内容を、より厳しいものに改訂しており、評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・該当なし。

⑥ 厚生労働省

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:渡邊 昌)
目的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
主要業務	1 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。2 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。3 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.nih.go.jp/eiken/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-ii/cyosa08.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3				
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	A	B				
(3) 運営体制の改善に関する事項				A	A	A	
(4) 研究・業務組織の最適化に関する事項				A	B	A	
(5) 職員の人事の適正化に関する事項				A	A	A	
(6) 事務等の効率化・合理化に関する事項				B	A	B	
(7) 評価の充実に関する事項				A	B	A	
(8) 業務運営全体での効率化				A	A	B	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 社会的ニーズの把握	A	A	A				
(2) 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施	S×1 A×5 B×1	A×7	A×7				
(3) 外部評価の実施及び評価結果の公表	A	A	A				
(4) 成果の積極的な普及及び活用	S×2 A×2	S×1 A×3	A×4				
(5) 国内外の健康・栄養関係機関等との協力の推進	A×2	A×2	A×2				
(6) 研究に関する事項				S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	S×2 A×5 B×1	
(7) 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項				A×2 B×2	A×1 B×3	S×1 A×2 B×1	
(8) 情報発信の推進に関する事項				B	A	S	
3.財務内容の改善							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	A	A				
(2) 予算、収支計画及び資金計画	A	B	A				
(3) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項				A	A	B	
(4) 経費の抑制に関する事項				A	B	A	
4.その他業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画	A	B	B				
(2) 職員の人事に関する計画	A	A	A				
(3) セキュリティの確保				B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.17)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に資する調査研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等を行うことによる、公衆衛生の向上及び増進」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 調査研究全般について、国の独立行政法人として公平性・中立性が求められる研究課題の一層の重視が必要である。
 - ② 若手研究者による創造的・萌芽的研究を一層推進するとともに、食育推進基本計画の推進に資する調査研究について、目に見える形で成果を出す必要がある。
 - ③ 業務の効率化・合理化については、外部委託や事務処理システムの導入等により、中期目標達成に向け着実に進められているが、その取組が他の業務や人員配置にどう反映されたかを明らかにする。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究に関する事項 (重点調査研究に関する事項(「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究))	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 生鮮食品素材の抗酸化力から調理品の抗酸化力が推定できるか、34品目のモデル調理品を作成して検討し、計算値が実測値の91±28%の範囲に収まることを確認した。 • 食品に含まれる抗酸化機能性成分が生体に及ぼす影響について研究するため、日常的に摂取されている食品について、含有抗酸化物質量の測定を開始した。 • ORAC法による食品の抗酸化力の測定方法をまとめ「食品機能性評価マニュアル集第II集(日本食品科学工学会)」に掲載するとともに、分析方法の妥当性に関する研究室間比較試験を継続的に実施した。 • トコトリエノール(V.E同族体)のシクロデキストリン包接化により、トコトリエノールが有する抗中皮腫活性が強化されることをin vitroで確認した。 • 大豆由来のBBI(プロテアーゼ阻害物質の一種)を重合させた試料を抗原として用いて、BBIを特異的に認識する抗体の作成に成功した。また、食餌にBBIを添加することにより、マウスに移植した腫瘍にコネクシン43(癌抑制遺伝子)が誘導され、腫瘍が退縮することが確認された。 	<ul style="list-style-type: none"> • 健康食品の安全性有効性に関する情報を収集・分析し、科学的根拠のある情報として幅広く提供し、中期計画を大幅に上回る成果を上げた。また、「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」は医療現場待望の企画であり、その準備作業を評価する。
研究に関する事項 (調査・研究の成果を社会に還元するために、知的財産権の取得・開示を行うこと)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 費用対効果を勘案しながら、引き続き知的財産権の取得及び活用に努めた。「知的財産に関する権利等取扱規定」に基づき平成20年度中に出願した特許等は、「抗肥満剤」(審査請求)、「栄養教育用コマキット」(実用新案、意匠登録)、「食事しらべ」(商標登録、著作権登録)の5件であった。 • 特許取得および出願状況については、ホームページ上で公開している。 • 民間企業等との共同研究や受託研究などを通して、社会還元に向けた柔軟な取組の一層の推進に努め、平成20年度は10件の共同研究及び6件の受託研究を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 知的財産の確保、民間との共同研究や受託研究に取り組み、中期目標を概ね達成している。今後、さらなる特許出願などが望まれる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本法人の総人件費改革については、給与水準等公表によると、平成17年度の基準値429,528千円に対し20年度425,451千円(1.6%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から3年経過した時点で3%以上の削減に至っていない。しかし、業務実績報告書においては、「平成17年度実績と比べ3%減と計画の範囲内で執行した。」とされており、これを前提として「総人件費については、基準となる17年度実績を3%下回っており、中期目標、中期計画による削減率(5年で5%、20年度は3%)を達成しているが、早期に目標を達成するため、更なる努力が求められる。」との評価を行っているが、公表値を前提とした法人の取組の検証状況については評価結果において明らかにされていない。
 今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:荒記 俊一)
目的	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。2 上記1の業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.jniosh.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa08.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。(なお、「A:中期目標を上回っている。B:中期目標をおおむね達成している。”) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成18年4月に(独)産業安全研究所と(独)産業医学総合研究所との統合により設立されている。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>				
1.業務運営の効率化				
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×3	A×3	A×2 B×1	
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	B	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上				
(1) 労働現場のニーズの把握	A	A	A	
(2) 労働現場のニーズに沿った研究の実施	A×2	A×2	A×2	
(3) 学際的な研究の推進	A	A	A	
(4) 研究項目の重点化	A	A	A	
(5) 研究評価の実施及び評価結果の公表	A	A	A	
(6) 成果の積極的な普及・活用	S×3 A×2	S×2 A×2 B×1	S×2 A×3	
(7) 労働災害の原因の調査等の実施	S	A	A	
(8) 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
(9) 公正で的確な業務の運営	A	A	B	
3.財務内容の改善に関する事項				
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	B	A	
(2) 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	A	A	A	
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
(1) 人事に関する計画	A	A	B	
(2) 施設・設備に関する計画	A	A	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成20年度の業務実績については、研究成果が国の基準等に反映されたこと、労働安全衛生に関する研究成果が国際学術誌やインターネットを經由して普及されたこと、行政からの労働災害の原因調査等の依頼に著実に対応したこと等、多くの社会的貢献を行ったことから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等												
成果の積極的な普及・活用(国内外の基準制定・改訂への科学的技術的貢献)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 22名の研究職員が、ISOやJIS等国内外の基準制改定に関わる61の検討会等へ委員長等として参加。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内外の基準制定・改定に携わった研究職員数</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>研究職員が参画した国内外の基準制定・改定に係る検討等の数</td> <td>62</td> <td>35</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 研究所から提供された研究成果がISOやJIS等の国内外の基準制改定等に反映された。など 		H18	H19	H20	国内外の基準制定・改定に携わった研究職員数	25	18	22	研究職員が参画した国内外の基準制定・改定に係る検討等の数	62	35	61	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の基準制定・改訂等において、研究成果を積極的に普及・活用したことが認められ、中期計画を上回るものとして評価できる。
	H18	H19	H20												
国内外の基準制定・改定に携わった研究職員数	25	18	22												
研究職員が参画した国内外の基準制定・改定に係る検討等の数	62	35	61												
成果の積極的な普及・活用(知的財産の活用促進)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 特許権の取得に暁通した清瀬・登戸両地区の研究職員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に対応する 	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産の活用促進へ向けて、支援体制の整備をすすめるとともに、車椅子転倒衝撃吸収装置がヨーロッパ特許を取得するなど、 												

		<p>等支援体制を整備。登録特許は33件(対前年度1件増)、意匠登録は4件(対前年度1件増)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 15件の特許を特許流通データベースに登録し、研究所ホームページに13件を掲載した。広報活動による実施の促進。 特許実施料は、1件51万2千円 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>中期計画を上回るものとして評価できる。</p>
労働災害の原因の調査等の実施	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 災害調査、鑑定等については、依頼元である労働基準監督署及び警察署のいずれも、災害原因の解明が困難な事案について科学的根拠に基づき発生原因が特定された等高い評価。また、災害調査、鑑定等の迅速化、質の改善に積極的な取組。平成20年度から始まった委託事業「労働災害情報作成等事業」については、所期の成果を挙げるとともに、その成果がホームページに公開され、広く労働災害防止に活用できるようになった。 労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、直属の各研究グループの部長も日常業務の一環として行うこととした。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害の原因調査等については、例年通り高いレベルで実施され、労働基準監督署および警察署から高い評価を受けている。さらに、労働災害調査等の迅速化や質の改善を積極的に推進していること、災害に関する情報を広く共有することにより再発防止を図るとする行政施策を支援するために新たに死傷病報告の分析等を実施したことなど、中期計画を上回るものとして評価できる。
運営費交付金以外の収入の確保	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金・受託研究等の獲得に取り組んだ結果、29件85,064千円の競争的研究資金及び民間企業からの受託研究4件を含む8件57,370千円の受託研究等を獲得し、その合計額は前年度・前々年度を上回った。 研究施設の有償貸与の促進等に取り組んだ結果、高額機材等の有償貸与に結実し、施設の有償貸与、著作権等による自己収入金額は年々着実に増加。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金、受託研究等の獲得に努め、増額させた。また、研究施設の有償貸与、著作権等による自己収入も大きく増額させており、中期計画を上回るものとして評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:樋爪 龍太郎)
目的	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営することを目的とする。
主要業務	1 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。2 上記1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.taisyokukin.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou08.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×1 B×3	A×2 B×2	A×2 B×2	A×2 B×2	A×2 B×2	A×1 B×1	
(2) 内部統制の強化						B	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	B	A	A	A	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 確実な退職金支給のための取組						A×1 B×1	
(2) サービスの向上	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	A×2 B×1	A×1 B×2	
(3) 加入促進対策の効果的実施	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善							
(1) 累積欠損金の処理	A	A	B	B	A	C	
(2) 健全な資産運用等	B	A	B	B	B	B	
4.その他業務運営に関する事項						B	
(1) 積極的な情報の収集及び活用	B	B	B	B	B		
(2) 建設業退職金共済事業の適正化	A	A	A	A	A		
(3) 中期計画の定期的な進捗管理	B	A	B	B	B		
5.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額							
7.職員の人事に関する計画	B	B	A	A	A	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> ● 全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> ① 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第2期中期計画の達成に向けて平成21年度以降もさらに効果的な取組が求められるが、特に、加入者が目標に達しなかった清酒製造業退職金共済事業については、その産業における事業活動の低迷等業界固有の問題はあるものの、より一層の効果的かつ積極的な取組が求められる。 ② 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。特に累積欠損金を計上している中退共事業及び林業退職金共済事業においては、市場環境の急激な悪化により累積欠損金が増加したところであるが、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが重要である。 ③ 中退共事業における退職金未請求者、特定業種退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者に対しては、被共済者への直接の要請等を実施することにより、より一層の縮減を図ることが求められる。 ④ 「退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画」の実施と併せた4事業本部一体となったさらなる事務処理期間短縮方策の検討、区分経理を前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築、競争契約の導入による経費削減などの業務運営のより一層の効率化に努めることが必要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
確実な退職金支給のための取組	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成20年度新規加入事業所に対して、当該事業所の新規及び追加加入の被共済者宛に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを証する「加入通知書」を発行した(約15,400所、約143,600人)。 ● 退職後3か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を 	<ul style="list-style-type: none"> ● 未請求者の縮減に向けた取組により、脱退後2年経過後の未請求率が2%に縮減されている。 ● 新たな未請求退職金の発生防止について、退職後3か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す「退職金等請求依頼書」を送付した

		<p>促す「退職金等請求依頼書」を送付した(12,599所、未請求者15,804人)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度～17年度の未請求者のいる対象事業所(14,341所、43,742人)に対して、未請求者の住所等の情報提供を依頼した。更に、20年度の当初計画に加え、13年度、14年度、18年度及び退職金等額が200万円以上の未請求者のいる対象事業所(10,953所、28,840人)に対しても依頼を行った。これらにより入手した情報に基づき未請求者(19,523人)に対して請求手続を要請した結果、11,344人に対して退職金等を支給した。 ホームページに、平成21年度前半を目途に、中退共事業加入の事業所名及び過去に中退共事業に加入していた未請求者がいる事業所名を掲載するため、システムの構築等の検討を行った。また、掲載についての可否を問う通知(法人・個人別)を事業所に送付し、回答の回収集計を進め、掲載に係る環境整備のための準備を行った。 また、ホームページの改善検討組織となる「ホームページ運営会議」を設置し、掲載方法等を検討した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>り、20年度新規加入事業所の被共済者宛に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを証する「加入通知書」を発行するなどの対応が取られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、平成21年度前半を目途に、中退共事業加入の事業所名及び過去に中退共事業に加入していた未請求者がいる事業所名のホームページ掲載に向けた準備が行われ、更に、ホームページ、「中退共だより」及び「退職金等支払のお知らせ」(事業主宛ハガキ)により注意喚起が行われている。 累積した未請求退職金については、事業主に対する未請求者の情報提供依頼を、20年度計画分に加えて13、14、18年度及び退職金等額が200万円以上の対象者への取組も実施し、その結果、11,344人に対して退職金等を支給している。 全体としては、当初計画を超えて平成13年、14年及び18年度の未請求者に対する対応をする等、中期計画を上回ったと言える。
累積欠損金の処理	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 両事業が「資産運用の基本方針」に定めている、最適な資産配分である基本ポートフォリオに基づき資産運用を実施したが、リーマン・ブラザーズの破綻を発端とする金融危機の拡大や世界的な実体経済の急激な悪化という厳しい運用環境により、委託運用(金銭信託)は大幅なマイナス収益となった。一方、加入促進対策の積極的かつ継続的な実施により、中退共では達成率102.7%、林退共では110.8%と目標を上回る加入実績を上げたことにより掛金収入の確保に努めた。 中退共事業においては、運用収益は△169,896百万円(運用等費用控除後)、掛金収入は411,237百万円 林退共事業においては、運用収益は△16百万円(運用等費用控除後)、掛金収入は1,520百万円 事務の効率化等を図り経費節減に努めた。業務経理への繰入額を20年度決算においては、予算と比較して222百万円(中退共事業217百万円、林退共事業5百万円)節約した。 	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業及び林退共事業においては、「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努めたが、結果として累積欠損金は中退共事業で19年度末時点の156,381百万円から20年度末時点では349,280百万円に、林退共事業で19年度末時点の1,357百万円から20年度末時点では1,495百万円に増加している。20年度決算において、業務経理への繰入額を予算と比較して222百万円(中退共事業217百万円、林退共事業5百万円)節約する等、事務の効率化による経費節減は着実に実施されている。全体としては、経済環境の激変があったとはいえ、累積欠損金が増加しており、中期計画をやや下回っていると言わざるをえない。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:戸蒔 利和)
目的	高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 高齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。2 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。3 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。4 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと。5 障害者職業能力開発校のうち職業能力開発促進法に規定されたものの運営を行うこと。6 納付金関係業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.jeed.or.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou08.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効果的な業務運営体制の確立							
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	B	A	A	S	A		
(3) 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業規模の配慮							
(4) 給付金及び助成金業務の効率化							
1.業務運営の効率化							
(1) 効果的・効率的な業務運営体制の確立							
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等							
(3) 事業の費用対効果							
(4) 障害者雇用納付金を財源に行う実践的手法の開発、講習及び啓発の事業規模の配慮						A	
(5) 給付金及び助成金業務の効率化							
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 関係者のニーズ等の把握							
(2) 業務評価の実施及び公表							
(3) 高齢者等や障害者の雇用情報等の提供並びに広報の実施	A	A	A	A	A	A	
(4) 内部統制の在り方							
(5) 高齢者等及び障害者雇用支援業務の連携によるサービスの充実							
(6) 高齢者等の雇用機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること	B	A	A	A	B	A	
(7) 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3	A×3	A×2 B×1	S×1 A×2	
(8) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと	A	A	A	A	A	A	
(9) 障害者職業センターの設置運営業務の実施	A×2 B×1	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	S×1 A×2	
(10) 障害者職業能力開発校の運営業務の実施	A	A	A	A	A	A	
(11) 納付金関係業務等の実施	A×1 B×4	A×4 B×1	A×5	A×3 B×2	A×1 B×4	A×6	
(12) 障害者となった労働者の雇用を継続する事業主に対する助成金の支給	B						
(13) 障害者の技能に関する競技大会の開催	A	A	A	S	A		
3.財務内容の改善							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	A	B	A	A	A	

(2) 人事に関する計画	B	A	B	A	B	A
(3) 施設・設備に関する計画						

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 適切に業務を実施したと評価できるが、次の点に留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ① ホームページ、定期刊行誌等の充実を含め、一層効果的な周知・広報を検討することにより、高年齢者等及び障害者の雇用情報等へのアクセスの向上を図る必要がある。 ② 就職の困難性の高い障害者の就業ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の充実により、医療・教育・福祉等の関係機関との一層の連携強化を図り、幅広い職業リハビリテーションサービスの効果的な実施を図る必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 処理日数が従来型の1.5倍を要する中小企業定年引上げ等奨励金の申請件数が前年度比約6倍増と当初見込みを大幅に上回った中で、処理期間を短縮しつつ職員を削減した。 東京駐在事務所の納付金調査部門を廃止し、業務は機構本部(納付金部)に移管。 地域障害者職業センターの管理事務について、平成21年4月から宮城・山形・福島センターの管理事務を宮城センターに、岐阜・静岡・愛知・三重の管理事務を愛知センターに、徳島・香川・愛媛・高知の管理事務を香川センターに集約化した。 受託法人の契約形態の企画競争への移行(平成22年4月)に向けて、受託法人の業務量に対応する組織・人員への見直し・合理化、業務進捗状況のリアルタイムでの把握、目標達成に向けた業務改善の徹底などを図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域障害者職業センターの管理事務の集約化、契約形態の見直しや民間競争入札の導入など、幅広い取組がされており、いずれの項目も計画を大幅に上回っている。給付金・助成金の処理件数が増加する中で、平均処理期間を大幅に短縮することに成功したことに加え、業務運営の効率化に向けた取組により大幅な経費節減に成功したこと、そして背後にある人員の研修・再配置の努力は高く評価できる。
障害者職業センターの設置運営業務の実施	2(9)	<ul style="list-style-type: none"> 地域障害者職業センター業務について、職業リハビリテーションサービスの実施対象数、職業リハビリテーション計画の策定件数、職業準備支援等の実施による就職等に向かう次の段階への移行率、ジョブコト支援対象者数など14の基本評価指標において、すべての数値目標を達成。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全ての数値目標が達成されており、発達障害者の就職への移行率、就職率、ジョブコーチ支援の拡充、精神障害者の職場復帰や雇用促進など、幅広い分野で非常に高い成果を確保している。これだけ多様な障害者の個々の特性に応じた専門的支援サービスの一つ一つの質を高めつつ、全体を的確にガバナンスする機構の取組は極めて高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 社団法人全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務については、平成20年度から競争性のある契約形態(公募)に移行したが、同協会1者のみが企画書を提出し、受託する結果となっている。また、各都道府県の雇用開発協会等への委託業務については、22年度から競争性のある契約形態(企画競争)に移行することとしていたが、当該企画競争が真に競争性、透明性が確保されているとは言えないのではないかと指摘がなされ、最終的には一般競争入札にすることとされた。今後の評価に当たっては、このような経緯を踏まえ、これら委託業務について、真に競争性・透明性が確保されているか、契約方式の妥当性を含めて厳格に評価すべきである。
--

法人名	独立行政法人福祉医療機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:長野 洋)
目的	社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。 また、厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。
主要業務	1 社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金を融通する貸付事業。2 社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業。3 社会福祉振興事業者に対する助成事業。4 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業。5 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業。6 道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業。7 福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業。8 厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。9 労働者災害補償保険法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。10 その他前記に附帯する事業。11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務。12 承継教育資金貸付けあっせん業務。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: http://www.wam.go.jp/wam/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo08.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	第1期中期 目標期間	H20 年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A		
(2) 業務管理の充実	A	A	A	B	A		
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減	A	A	A	A	A		
(4) 利用者に対するサービスの向上							
(5) 業務・システムの最適化の実施							
1.法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備						A	
(2) 業務管理(リスク管理)の充実						A	
2.業務運営の効率化							
(1) 業務・システムの効率化と情報化の推進						A	
(2) 経費の節減						A	
3事業毎の業務運営の改善に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2		
(2) 福祉医療経営指導事業	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(4) 退職手当共済事業	B	A	A	A	A		
(5) 心身障害者扶養保険事業	B	B	B	A	B		
(6) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET事業)	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(7) 年金担保貸付事業	A×2	S×1 A×1	A×2	A×2	A×2		
(8) 労災年金担保貸付事業	A×2	S×1 B×1	A×2	A×2	A×2		
(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務							
(10) 承継教育資金貸付けあっせん業務			A	A	A		
3.業務の質の向上に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業						A×2 B×1	
(2) 福祉医療経営指導事業						A	
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業						A×2	
(4) 退職手当共済事業						S	
(5) 心身障害者扶養保険事業						B	

(6) 福祉保健医療情報サービス事業 (WAN NET事業)						B
(7) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業						A
(8) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務						A
4.財務内容の改善						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保						
(2) 貸付原資についての自己資金調達 の拡大	A	A	A	A	A	
(3) 貸付事業におけるリスク管理の徹底						
4.財務内容の改善						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保						
(2) 自己資金調達による貸付原資の確保						A
(3) 資産の有効活用						
5.その他業務運営						
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	A	A

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 全体としては適正に業務を実施したと評価できる一方、個別にみるとさらに目標達成に向けて努力するべきものがあるため、今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努め、これまでの成果を踏まえつつ、時代の状況に的確に対応して業務を展開していくことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
退職手当共済事業	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 請求書の受付から給付までの平均処理期間は、44.8日となり、中期計画75日以内を大幅に短縮した。(対前年度比で16.9日の短縮)これは、① 様式の簡略化(エラー防止のために金融機関番号・店番号の記入省略)② 事務処理の改善(電算処理前の届出内容のチェック強化、処理目標の設定等による計画的処理及びこれまでの事務処理改善の効果等)③ 支給財源の確保(資金不足による支給遅延の解消)④ 実務研修会での積極的指導(適正な事務処理の徹底)などによるものである。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間については、各種様式の簡略化、事務処理の改善、支給財源の確保、実務研修会での積極的な指導などに取組んだ結果、44.8日となり、中期計画の目標値75日を大幅に上回る実績をあげ、前年度の平均処理期間と比較しても16.9日の短縮を実現している。 電子届出システムの導入効果により、利用者の事務負担の大幅な軽減、福祉医療機構における事務の効率化の実現、退職手当金の給付までの日数の大幅短縮とプラスの相乗効果が見られ、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。 <p style="text-align: right;">など</p>
心身障害者扶養保険事業	3(5)	<ul style="list-style-type: none"> 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。また、各資産ごとに、各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を運用コンサルティング会社を活用し、把握・分析を行い、リスク管理を行った。 運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関するガイドラインを示し、月次報告及び定期ミーティング等の機会に機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、問題のないことを確認した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 繰越欠損金の解消については外的要因によるところが大きいですが、当委員会としては、福祉医療機構においても繰越欠損金の解消について、さらなる努力をするよう求める。今後とも、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施していくことが望ましい。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
--

法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:遠藤 浩)
目的	重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること。
主要業務	1 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。2 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。3 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。4 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。5 上記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: http://www.nozomi.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iry008.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さないため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 C×1	A×2 B×1	A×1 B×2	
(2) 効率的な施設・設備の利用	B	B	A	B	B	B	
(3) 合理化の推進	B	A	A	A	A	B	
2.国民に対して提供するサービスのその他の業務の質の向上							
(1) 自立支援のための取組み	A	A	A	A	A	S×3 A×1	
(2) 調査・研究	A×1 B×2	B×3	A×2 B×1	A×1 B×2	B×3	A×1 B×1	
(3) 養成・研修	B	A	A	B	B	A	
(4) 援助・助言	B	B	A	A	B	B	
(5) その他の業務	B	B	A	B	B	B	
(6) サービス提供に対する第三者評価の実施及び評価結果の公表	C	A	A	B	B	B	
(7) 業務の電子化	B	B	A	B	B	-	
3.財務内容の改善							
(1) 自己収入比率	B	B	A	B	B	B	
(2) 経費節減を見込んだ予算							
4.その他業務運営							
(1) 人員の適正配置	A	A	A	A	A	A	
(2) 人事評価システム							
(3) 施設整備、改修		B	A	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成20年度の業務実績については、全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、第2期中期目標期間の初年度として成果を上げたものと評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
自立支援のための取組み(施設利用者の地域移行のスピードアップ)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の地域移行のスピードアップ <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度において過去最大の24人が地域移行のために退所。 これにより平成20年度末の施設利用者数は395人と独立行政法人移行時499人(15年10月)と比較して2割減。 難易度の高い者の地域移行 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に地域移行した者のうち3/4が障害程度区分4以上であり、障害程度区分の高い者の割合が増加。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、昨年度の実績19名を更新し、過去最大となる24名の施設利用者が出身地等のケアホーム等での生活に移行すべく、のぞみの園を退所している。併せて、地域移行の新規同意者についても29名となり、過去最大値を達成している。このような成果を上げるため、施設利用者及び保護者・家族等への懇切なる説明、施設利用者への地域生活体験事業の実施、出身地等の関係自治体、受入先施設・事業所等への協力要請等を時間をかけて粘り強く行ったものと認められ、こうした努力の結果、確実に数字として積み上げてきたことを高く評価する。

<p>自立支援のための取組み(本人及び保護者の同意を得るための取組)</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本人及び保護者の同意を得るための取組 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 保護者会総会や各寮毎に行われる保護者懇談会及び保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行の取組の状況等の説明を実施。少しでも地域移行に関心を示した家族に対しては、出身地等の地域移行先の社会資源を紹介し、周辺の福祉環境が大きく改善されていることの理解を求めた。 ▶ 平成20年度においては、29人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができ、20年度の目標値を達成(19年度までに同意を得て調整していた22人と合わせて51人から同意)。 ▶ 地域生活への移行が円滑に行えるよう、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける宿泊体験を実施。第1段階として、設備・職員体制の整った地域生活体験ホームにおいて短期間又は中期間の宿泊体験を実施。第2、第3段階としてできる限り地域生活に近い環境の中で地域生活体験が可能となるよう、施設内及び施設外の地域生活体験ホームを長期間利用する方法により実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成20年度においては、保護者・家族等の高齢化や意識の変化等を考慮し、個々のニーズに応じた一層のきめ細かな対応を図るため、保護者・家族等への地域移行の説明として、全体説明から個別面談重視に切替えるとともに、地域移行の具体的なイメージを抱くことができるよう、地域移行した者の生活の様子を画像で紹介するDVDを新たに製作している。併せて、施設利用者に対しては、個々の状況に応じて効果的な宿泊体験、地域生活体験等を段階的に提供するなど、施設利用者及び保護者・家族等に対し、より短期間で成果を上げることができる取組を工夫しながら実践している点を高く評価する。なお、今後の地域移行については、施設利用者の重度・高齢化等により年々条件が厳しくなるものと考えられるが、平成20年度における取組をさらに推進し、施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に沿った地域移行を実現できるように、さらに粘り強くきめ細かな対応に努めるとともに、地域移行に同意又は理解が得られない保護者・家族等に対する取組を一層強化することにより、地域移行の同意等の拡大にも重点を置いて取り組むことを希望する。
<p>自立支援のための取組み(行動障害等を有する)</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域移行モデルの作成 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 現在までの地域移行の成果の蓄積を踏まえ、地域移行者の状態像の分析を行い、今後、地域移行に向けた指標作りをするとともに、他施設の地域移行のプロセスを把握し、地域移行に向けた支援方法の3類型(①本人、②保護者、③移行先行政、事務所)を作成。これらの成果について、法人内研究「重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究」として取りまとめ。 ▶ 第2期中期目標期間に入り、これまでの地域移行の取組全般を体系的に整理するとともに、特徴的な地域移行の事例を分析し、経過と留意点等を取りまとめた報告書「地域移行の軌跡」を作成、配布 ● 新規受入の再開 <p>平成20年度の計画に基づき、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者(罪を犯した知的障害者)2人の受入れを開始。社会生活への適応と速やかな地域生活への移行を図るため、計画的に施設入所支援、就労移行支援を提供。</p> ● 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対するモデル的支援の提供 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 新たな事業に取り組むに当たり「社会生活支援センター準備室」を設置。11人の職員を配置(兼務) ▶ 矯正施設から受け入れるため本人に対する面接・調査を実施。入所審査会等の手続を経て入所を決定。並行して矯正施設、保護観察所、援護の実施者(市町村)による合同支援会議を開催。個別支援計画を作成。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援のための取組として、新たに「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業」を平成20年度から実施している。対象者の受入準備を進めるため、平成20年4月にこの事業を円滑に進めるためのプロジェクトチームを新設し、①矯正施設、保護観察所等の法務関係機関との緊密な連携を図り、対象者の選定と一定のルール下における個人情報収集、②法務関係機関、出身地等の関係自治体と合同で協議を重ね、対象者の個々の支援計画を策定するとともに、これに並行して、ア.法務関係機関の視察や研修等を行うことによる支援スタッフの養成、イ.早期に地域生活移行を目指すための具体的な支援方法の検討と福祉サービスの受給手続きの支援等を行うなど、事業実施に向けて計画的かつ効率的にその準備に取り組んだものと認められる。平成20年度は、この事業の対象者合計で2名を受け入れ、早期の地域生活移行を目指して、生活支援、就労支援等の効果的な支援を提供したが、この事業を実施するまでの準備内容や具体的な支援の状況を報告書として取りまとめるとともに、全国の福祉・法務関係者を対象にセミナーを開催し、この事業の必要性に関する周知と地域定着支援の実践の参考となるよう、その課題等について積極的に情報発信に努めており、準備期間を除くと約半年という短い時間の中で、初年度として一定の成果を上げたことを高く評価する。今後とも事業を継続し実践する中で、地域生活へ移行するための効果的な支援方法を検証するなど、事業対象者に対するモデル的な支援の確立に向けて引き続き取組を進めることを希望する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

● 該当なし

法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:稲上 毅)
目的	内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。2 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。3 上記調査及び研究業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。4 上記1から3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。6 上記1から5に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.jil.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou08.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	A	B	A	
(1) 労働政策研究	/	/	/	/	A×4 B×1	A×4 B×1	
(2) 労働政策についての総合的な調査研究	A×5	A×5	A×5	A×5	/	/	
(3) 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	
(4) 研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣	A	A	B	B	B	B	
(5) 労働政策研究等の成果の普及・政策提言	/	/	/	/	A×2	A×2	
(6) 調査研究結果等の成果の普及・政策提言	A×4 B×1	A×5	A×5	A×5	/	/	
(7) 労働行政担当職員その他の関係者に対する研修	/	/	/	/	A	A	
(8) 労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修	B	A	A	A	/	/	
(9) その他の事業	B	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画							
4.短期借入金の限度額	B	A	B	B			
5.剰余金の使途					B	B	
6.その他業務運営に関する重要事項	/	/	/	/			
6.人事に関する計画	A	A	B	A	/	/	
7.人事に関する計画	/	/	/	/	B	A	
7.施設・設備に関する計画	B	B	B	B	/	/	
8.施設・設備に関する計画	/	/	/	/	B	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成20年度の業務実績については、個別項目に関する評価結果に見られるように、中期目標・中期計画に沿った取組が行われ、中期計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い有益度及び満足度が確保されていることから、引き続き適正な業務運営が行われていると評価できる。今後も、機構に課せられた使命を高いレベルで効率的に達成していくため、それぞれの業務のバランスを考慮しながら重点化を進め、業務間の連携を密にして業務運営を行っていくことが望ましい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
労働政策研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各研究テーマについて、理事長をトップに研究計画ヒアリングを行い、趣旨・目的、最終成果物、スケジュール等につき、明確な目標を掲げた研究計画を策定した。年度途中においては、研究員に対するヒアリングを2回(10月、3月)実施し、適宜、研究計画の見 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト研究及び課題研究の研究成果は、厚生労働省の審議会等にとどまらず、他府省の審議会等、白書及び専門図書においても多くの利用(引用された研究成果は540件)がなされる等、労働政策の企画立案等に質・量の両面で寄与しており、中期計画

		<p>直しを行うなど、調査研究活動を計画的に推進した。このような取組の結果、20年度は、27件の研究テーマが計画され、ほぼ研究計画どおりに実施し、研究成果をとりまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究成果は各般の政策の企画立案に活用されている。労働経済白書等、専門図書への引用件数は540件となり、前年度(521件)を上回り、過去最高となった。研究員の審議会等への参画や議員・行政への情報提供についても88件と、前年度(78件)を上回る過去最高の件数となり、政策の企画立案、政策議論の活性化に貢献した。 	<p>を上回っていると評価できる。こうしたことは、これらの研究成果が行政や国民各層のニーズに対応し、かつ、政策立案に真につながるようなタイムリーなテーマを扱っていることや、その質の高さの証左とも言える。</p>
<p>労働行政担当職員その他の関係者に対する研修</p>	<p>2(7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省研修実施要綱及び地方労働行政職員研修計画等に基づき、研修コースの新設(2コース、延べ3回)等の見直しを行うなど厚生労働省の要望に対応した研修実施計画を作成し、研修生からのアンケート結果の分析も踏まえ、研修を効果的かつ効率的に実施した。また、基礎的、一般的な知識やスキルの習得に係る科目については、民間活用を図ることとし、新任労働基準監督官研修及び労働行政職員基礎研修における「処遇とコミュニケーション」については企画競争による研修委託等を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究部門が新たに開発したツールを研修に導入すると共に、平成19年度を上回る92名(延べ)の研究員を講師として派遣する等、研究部門と研修部門の一層の連携がなされた結果、研修生を対象としたアンケートにおいて「有意義」との回答が中期計画の「85%以上」を上回る「96.7%」に上っており、中期計画を上回っていると評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人雇用・能力開発機構(平成16年3月1日設立)〈非特定〉 (理事長:丸山 誠)
目的	労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 公共職業訓練を実施する公共職業能力開発施設の設置・運営。2 企業の雇用管理改善に関する相談・講習・研修、助成金の支給。3 勤労者の計画的な財産形成促進のための勤労者財産形成融資。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.ehdo.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou08.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 組織体制、経費削減	A	A	A	A			
(2) 助成金等の支給	B	B	B	B			
(3) 職業能力開発業務	B	B	B	B			
1.業務の改善に関する事項							
(1) 雇用開発業務について					A×1 B×1	A×2	
(2) 職業能力開発業務について					A×4 B×5	S×1 A×6 B×2	
(3) 勤労者財産形成促進業務について					B	B	
(4) 助成金の支給、融資等の業務							
(5) 上記に個別に掲げる業務以外の業務					A	B	
2.国民に対して提供するサービスの質の向上							
(1) 業績評価の実施及び公表による業務内容の充実	B	B	B	B			
(2) 雇用開発業務(相談、講習等)	B	A	A	A			
(3) 雇用開発業務関係助成金等	B	B	B	B			
(4) 連携及び人材ニーズ把握	B	B	B	B			
(5) 在職者訓練	A	A	A	A			
(6) 離職者訓練	B	A	A	A			
(7) 学卒者訓練	A	A	A	A			
(8) 新分野展開・指導員育成	B	B	B	B			
(9) 若年者対策、キャリア・コンサルティング	B	A	A	A			
(10) 調査・研究	B	B	B	B			
(11) 職業能力開発関係助成金等	B	B	B	B			
(12) 財形業務	B	B	B	B			
(13) 情報提供、福祉施設の譲渡等の業務、特例業務	B	B	B	B			
2.組織・業務実施体制等の改善に関する事項							
(1) 組織人員体制について					B	B	
(2) 業績評価の実施による業務内容の充実について					B	B	
(3) 経費削減等について							
(4) 情報提供について					A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1) 予算、収支計画、資金計画、短期借入金、剰余金	B	B	B	B			
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 財形融資の債権管理							
(2) 雇用促進融資の債権管理、雇用促進住宅の譲渡・廃止					B	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							

(1) 人事、施設・設備	B	B	B	B		
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
(1) 人員に関する事項						
(2) 施設・設備に関する事項					A	A
(3) 積立金の処分に関する事項						

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- ・ 全般として適切に業務を実施してきたと評価できる。今後は、特に以下の点に留意する必要がある。
 - ① 助成金等の平均処理期間の短縮について、一層の努力が望まれること。
 - ② ラスパイレス指数の改善や随意契約の割合の縮減等業務運営の効率化について、一層の取組を進める必要があること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
雇用開発業務について(助成金の支給、貸付等の業務について)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会終了時のアンケート調査において、86.6%の者から説明内容が「大変理解できた」「理解できた」旨の評価を得た。 ・ 支給要件に合致しているかの確認のため可能な限り直接事業所訪問を行い、疑義のあるものについては、すべて直接事業所を訪問し確認した。 ・ 雇用保険二事業助成金に係る支給要件の確認にあたって、都道府県労働局に雇用保険関係データの照会(OCR照会)を行い、不正受給防止を行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用開発業務(助成金の支給、貸付等の業務)については、説明会参加者の86.6%の者から説明内容が理解できた旨の評価を得るなど、制度の周知・広報に努めるとともに、不正受給防止対策に積極的に取り組んでおり、全体としては、中期目標を上回ったと言える。
職業能力開発業務について(在職者を対象とする職業訓練について)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者に対するアンケート調査において98.3%の者から職業能力の向上に「大変役に立った」「役に立った」との評価を得た。 ・ 受講者を派遣した事業主を対象とするアンケート調査において、97.7%の事業主から受講者が学んできた内容が事業所で「大変役に立っている」「役に立っている」との評価を得た。 ・ 在職者訓練の品質保証を図るため、受講者アンケート等のデータに基づき、訓練コースの評価・改善をするための仕組みを構築し、平成21年度から取り組むこととした。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在職者訓練については、受講者の98.3%から職業能力の向上に役立ったとの評価を得るとともに、事業主の97.7%から受講者が学んできた内容が事業所で役立っているとの目標を大きく上回る評価を得たほか、「訓練カルテ方式」の構築などの成果を上げ、全体としては、中期計画を大幅に上回っていると言える。
勤労者財産形成促進業務について	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財形業務の周知、利用者の利便や申請内容の適正化等を図るため、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現で、見直しを行った上で、ホームページ、パンフレット、リーフレット、申込みに係る手引等を作成するなど、制度の周知・広報を実施した。 ・ 基準金融機関の短期プライムレート及び5年利付国債の入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行い、融資を行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者財産形成促進業務については、計画に沿って制度の周知・広報に努めるとともに、適正な貸付金利の設定を行う等の取組を着実に実施しており、全体としては、中期目標をおおむね達成したと言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:伊藤 庄平)
目的	療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 療養施設の設置及び運営を行うこと。2 健康診断施設の設置及び運営を行うこと。3 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.rofuku.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou08.html

中期目標期間 5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-			-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 機構の組織・運営体制の見直し	A	A	A	A	A	A	
(2) 一般管理費、事業費等の効率化	A	A	S	A	-	A	
(3) 労災病院の再編による効率化							
(4) 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止							
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 業績評価の実施、事業実績の公表等	B	A	A	A	A	A	
(2) 療養施設の運営業務	A×4 B×2	S×1 A×5	S×2 A×4	S×2 A×4	S×1 A×4 B×1	A×6	
(3) 健康診断施設の運営業務	A	A	B	A	A	A	
(4) 産業保険関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(5) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務	B	A	A	B	B	B	
(6) 未払賃金の立替払業務	A	A	A	A	B	A	
(7) リハビリテーション施設の運営業務	B	A	A	A	A	A	
(8) 納骨堂の運営業務	B	A	B	A	B	B	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	B	B	B	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等	B	B	B	B	B	B	
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	B	A	A	A	B	B	
(2) 施設・設備に関する計画							

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度の業務実績については、機構の設立目的に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ① 労災病院事業については、労災病院グループが勤労者医療の中核的な役割を果たす医療機関であるとともに、地域の中核的医療機関であることから、蓄積された研究成果の普及を図りつつ、地域の実情及びニーズを踏まえた地域医療連携をより一層強化することにより、特色のある医療の提供を行い、事業を進めることが必要である。 ② 労災病院の財務内容については、着実に損益の改善が図られたところであるが、世界的な金融危機に伴う厚生年金基金資産減少により当期損益の改善が小幅に止まったところであり、内部予算管理をよりいっそう徹底しつつ、財務内容の分析及び収支改善に向けた具体的な収入確保・支出改善策を提示するなど、これまで以上の改善と工夫を行うことが必要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
療養施設の運営業務(労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 労災疾病等13分野研究成果の学会発表については、国外で28、国内で223の学会発表を行い、中期目標期間中に30件以上という目標発表数を大幅に上回る実績を上げることができた。 労災疾病等13分野のデータベース(ホームペ 	<ul style="list-style-type: none"> アスベストやメンタルヘルスなどの労災疾病等13分野全てにおいて取りまとめられた研究成果を国内外の学会発表、論文、講演会及び冊子・出版物等において積極的に普及を図り、国内外において高い評価を得た。また、インターネットアクセス件数においても、

		<p>ージ)へのアクセス件数は216,117件となり、今年度の目標値(10万件以上)を大きく上回った。</p> <p>など</p>	<p>平成20年度は20万件を超え、今年度の目標を大幅に上回った。とりわけ、アスベスト問題については、この問題におけるわが国の指導的役割を果たしたといえる。</p>
療養施設の運營業務(勤労者医療の地域支援の推進)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 労災指定医療機関等との連携強化、モデル医療の普及、高度医療機器を用いた受託検査の業務を積極的に推進することにより、患者紹介率53.1%、モデル医療の普及のための症例検討会・講習会の参加人数20,404人、高度医療機器を用いた受託検査29,713件の実績を上げた。 勤労者医療の地域支援の積極的な推進を図ったことから、地域医療支援病院3施設(合計12施設)、地域がん診療連携拠点病院1施設(合計11施設)の承認を得ることができた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 患者紹介率や症例検討会・講習会の参加人数及び受託検査数について中期計画を上回る実績をあげるとともに、時間外・休日受付、FAX・メール受付などにより利用者の評価向上などに取り組んだ結果、新たに3施設の地域医療支援病院、1施設の地域がん診療連携拠点病院の承認を得るなど、引き続き、地域における勤労者医療の中核病院としての評価を高めたといえる。
療養施設の運營業務(一般診療を基盤とした労災病院に関する高度・専門的医療の提供)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 13分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るため、労災病院において分野ごとの臨床評価指標について、集積した基礎データを各労災病院にフィードバックするとともに、基礎データと自院データとの比較により医療の質に関する自己評価を行うなどの取組を行った。 病院機能評価については、すべての労災病院で500以上の評価項目すべてをクリアすることを目標として問題点の改善に取り組み、本年度に受審した7病院を含め、受審率93.8%(30病院)、認定率93.8%と全国病院の状況(認定率28.8%)を大きく上回っている。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医師や看護師の研修・体制を強化充実させるとともに、外部評価機関による病院機能評価について全国の認定率を大幅に上回り、患者満足度も中期目標を達成した。クリニカルパスの適用、推進・見直し、平均在院日数の短縮、DPC導入に向けた取組を進め、看護体制も充実し、チーム医療による高度な医療の提供を通じて、医療の標準化を図るとともに、「医療安全チェックシート」等の活用、医療事故等に関するデータの公表も行うなど、医療安全の取組も強化しているといえる。
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度までに収支相償を目指すという中期目標・中期計画・年度計画を確実に達成するため、労災病院が取り組むべき事項、方向性を示した「平成20年度機構運営方針(労災病院編)」を策定・指示するとともに、それを踏まえて様々な取組を行った。平成20年度は、あらかじめ病院長との個別協議を重ね、より効率的な医療の提供を呼びかけるとともに、機器整備等の投資的経費についても計画的な抑制を図るなど、収支相償に向けた取組を強化した。その結果、各病院の収支面においては平成19年度に比べ大幅な改善を見た。しかしながら、損益においては、平成19年度に発生したサブプライムローン等の影響による厚生年金基金資産の運用利回りの悪化に伴う年金資産の減少相当額を、会計基準にのっとり退職給付費用として計上(合計170億円のうち平成20年度計上分が24億円)したことに加えて、平成20年度においても金融危機の影響により厚生年金基金資産の運用利回りの悪化が加速したことから更に12億円を計上し、合計36億円の退職給付費用を年金資産減少分に見合う費用として計上した。 このため、平成20年度の当期損益は、平成19年度の△47億円に比べて△43億円と、4億円の改善に止まらざるを得なかったが、これら平成19年度以降に発生した年金資産の減少分に見合う費用計上を除いた医業活動に限ってみれば7億円の欠損まで改善しており、収支相償に向けた医業活動上の努力は着実に成果を上げつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療連携強化、上位施設基準の取得等、継続的努力が蓄積され、収支状況は改善したが、経済金融環境の悪化に伴う厚生年金基金資産減少による外的要因により、当期損益の改善幅は前年度より4億円と小幅に止まり、△43億円の当期損益となったが、これら外的要因を除いた医業活動に限ると△7億円の当期損益まで改善したことを重視し、着実な成果を上げているものと認められ、中期目標は概ね達成したといえる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人国立病院機構(平成16年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:矢崎 義雄)
目的	医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 医療を提供すること。2 医療に関する調査及び研究を行うこと。3 医療に関する技術者の研修を行うこと。4 1～3に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	国立病院部会(部会長:猿田 享男)
ホームページ	法人: http://www.hosp.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/kokuritsu08.html
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 診療事業	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
(2) 臨床研究事業	A	S	S	S	S	S	
(3) 教育研修事業	A	A	A	A	A	A	
(4) 災害等における活動	S	A	A	A	A	A	
2.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善	A×4	A×4	S×1 A×3	S×1 A×3	S×2 A×2	S×1 A×3	
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 経営の改善	S	S	S	S	S	S	
(2) 固定負債割合の改善							
4.短期借入金の限度額	A	S	S	S	S	S	
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 医療機器・施設設備に関する事項	A						
(3) 再編成業務の実施	A						
(4) 機構が承継する債務の償還	A						

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 中期目標の最終年度に当たる平成20年度の業務実績については、全体として国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したと評価できるものである。
- 今後とも医療政策における国立病院機構の役割等も踏まえ、全国145病院のネットワークを活用し、積極的に我が国における医療の向上に貢献してゆく姿勢を期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
診療事業	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • クリティカルパスを積極的に活用し治療方針、治療経過等について分かりやすい説明に努めた。 【クリティカルパスの実施件数】 19' 226,845件→20' 243,729件 (15年度97,389件) • 全ての病院において医療相談窓口を設置し、患者が相談しやすい環境を整備。プライバシーの保護にも考慮し、窓口の個室化を推進することにより126病院が個室化。 • また、診察中の心理的、経済的諸問題などについて、相談に応じ解決への支援を行う医療ソーシャルワーカー(MSW)を配置しており、平成20年度においては、MSWを37名増員することにより、患者の立場に立った 	<ul style="list-style-type: none"> • 患者満足度調査においては「分かりやすい説明」など主要な項目で着実な改善、向上が図られており評価する。また、インフォームド・コンセント推進としてMSW(医療ソーシャルワーカー)の増員やクリティカルパスの積極的活用を評価する。 • 医療相談窓口の個室化、点滴ボトルシール等の利用による患者へのプライバシーの配慮や倫理委員会、治験審査委員会の設置など様々な取組を評価する。一方、救急患者及び小児救急患者の受入数については、目標値を達成することができなかったものの、より重篤な患者受け入れにシフトするなど、国立病院機構に期待されている役割は果たしていることは評価できる。

		<p>よりきめ細やかな対応を行える相談体制の更なる充実を図った。</p> <p>【MSWの配置状況】 19' 109病院192名→20' 113病院229名 (16年度55病院71名)</p> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> クリティカルパスについて作成数、実施件数ともに着実に増加しており目標値を大幅に上回った。また、地域連携に積極的に取り組んでおり、紹介率・逆紹介率の向上、地域医療支援病院の増加や高額医療機器の共同利用数が増加した。さらには、心神喪失者等医療観察法に基づく整備等の政策医療も適切に実施している。以上の実績および取組について高く評価する。
臨床研究事業	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、平成16年度及び平成17年度に開始した9課題の患者登録が終了し一部課題については成果の発表を行った。平成18年度課題の6課題においては、一部課題において患者登録が終了し、平成19年度課題の3課題においては順調に患者登録が進捗している。また、平成20年度課題として2課題の研究を選定した。 高度先端医療技術の開発等を推進するために、国立病院機構で実施された職務発明について、権利化を進めており、新たに9件の特許が公開特許公報に掲載された上、平成20年度においては、22件の発明が届けられ、30件の特許等出願を行った。(19年度：15件の発明届出 13件の特許等出願) <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> EBM(根拠に基づく医療)推進のためのエビデンスづくりとして、国立病院機構のネットワークを活用した大規模臨床研究が順調に進展している。また、治験においてはCRC(治験コーディネーター)の増員による治験実施体制の整備や中期目標に掲げる治験総実施症例数の目標値を達成した。その他、高度先端医療技術の開発等については特許出願件数も増加している。以上の実績および取組について高く評価する。
業務運営の見直しや効率化による収支改善(医療機器・施設整備に関する計画)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 高額医療機器の共同利用数は、平成15年度に比して108.6%と大幅に増えており(59,004件)、中期計画の目標値(40%)を大幅に上回った。 平成20年度においては、医療機器整備・施設整備について、自己資金や契約価格の合理化により、外部からの新たな借入れをせず、必要な整備量を確保した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器の効率的利用・稼働数向上のための取組努力で稼働総数・共同利用数が目標値を大幅に上回った。また、医療機器整備・施設整備について、新たな借入は行わず、自己資金の積極的活用等で必要な整備量を確保している。以上の実績および取組について高く評価する。
経営の改善	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 経常費用が対前年度14億円の減になる一方で、医業収益は前年度と比べ97億の増となったことにより経常収支39,238百万円、経常収支率105.1%の黒字となり、平成16年度の経常収支196百万円、平成17年度の経常収支3,564百万円、平成18年度の経常収支12,407百万円、平成19年度の経常収支28,923百万円の黒字に対し、5期連続で黒字となり、大幅に経営改善された。 また、平成16年度決算において76病院あった赤字病院(再編施設を除く)については、41病院(△35)に減少し、赤字額についても258億円から112億円(△146億円)となり大幅に改善された。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 5期連続経常収支黒字、さらには通期における経常収支率は102.2%となっており目標達成を高く評価する。
固定負債割合の改善	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 内部資金の活用や建築コストの合理化などにより、中期目標を上回る整備を確保しつつ、長期借入金残高については、対前年度8.2%、530億円の減少(平成19年度は6.1%、424億円減)となった。また、平成20年度においては、中期目標の10%削減を遥かに上回る21.5%削減となった。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定負債割合の改善は、中期計画の目標を大幅に上回る実績をあげており高く評価する。また、繰上償還による将来の債務負担軽減に資する取組について評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:近藤 達也)
目的	医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性について治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行い、国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 健康被害救済業務(①医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと。②スモン患者への健康管理手当等の給付、HIV感染者、発症者への受託給付、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給等を行うこと。)2 審査関連業務(①薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査を行うこと。②治験などに関する指導および助言を行うこと。③承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についてのGCP、GLP等の基準への適合性の調査を行うこと。④GMP/QMS調査による製造設備、工程、品質管理の調査を行うこと。⑤薬事法に基づく再審査・再評価の確認を行うこと。)3 安全対策業務(① 医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・解析および情報の収集・解析及び情報提供を行うこと。②消費者などからの医薬品及び医療機器についての相談を行うこと。③医薬品や医療機器などの安全性向上のための製造業者等への指導および助言を行うこと。④医薬品や医療機器などの基準作成に関する調査を行うこと。)
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: http://www.pmda.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo08.html
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第一期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-		1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成17年4月に研究開発振興業務を(独)医薬基盤研究所に移管している。紙面の都合上、移管後の両法人の評価項目は記載せず、移管前の評価結果のみを記載している。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評価を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 効率的かつ機動的な業務運営	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等	A×2	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	
(3) 国民に対するサービスの向上	A	A	B	A	A	A	
2.部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 健康被害救済給付業務	A×3 C×1	A×3 B×1	S×1 A×3	A×4	A×5	A×5	
(2) 審査等業務及び安全対策業務	A×7 B×1 C×1	A×8 B×1	A×8 B×1	A×7 B×2	A×9 B×1	A×7 B×2	
(3) 研究開発振興業務	A×3 B×1						
3.財務内容の改善							
(1) 経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成、当該予算による運営	A	B	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事に関する事項							
(2) セキュリティーの確保	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 中期目標の最終年度に当たる平成20年度の業務実績については、全体として総合機構の設立目的に資するものであり、一定の評価をすることができる。今後とも、審査、安全対策及び救済給付の3つの業務が一体となって円滑に進むことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
健康被害救済給付業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 副作用救済給付システム及び感染救済給付システムについて、事務の効率化を図るために機能の改修を行い、タイムクロック管理や統計検索機能等の強化を図った。また、原因薬や副作用疾病名等に関する情報について、蓄積されたデータを様々な角度から分析し、統計的な解析により副作用発症の傾向や相関関係を探ることができる「救 	<ul style="list-style-type: none"> 「救済給付における事務処理期間を8ヶ月とし、中期目標終了時まで、その達成率を全請求件数の60%以上とする」目標を上回る74.3%を達成している。また、件数の増加にもかかわらず、処理の迅速化の努力がなされていることから目標を上回ったと評価する。

		<p>「済給付データベース統合・解析システム」の第2次開発を平成21年3月に終了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 判定業務を支援するための外部専門家による専門家協議を引き続き実施し、効果的な活用を図った。 平成17年度の組織体制の強化とともに、引き続き精力的に事務処理を行った結果として、支給・不支給を決定する件数のうち、標準的事務処理期間内に決定した件数の割合である達成率は中期計画で設定した60%を大幅に上回る74.3%となった。 <p style="text-align: right;">など</p>	
審査等業務及び安全対策業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度における平成16年4月以降申請分に係る12か月の目標達成状況は70% (77件中54件)であり、その達成率は19年度より10%上昇させたものの、第1期中期計画の最終目標である達成率80%には今一步届かなかった。なお、承認された77件のうち24件が優先審査品目であった。 優先審査については、平成20年度における平成16年4月以降申請分に係る6か月の目標達成率は33% (24件中8件)であり、中期計画の最終目標である達成率50%を下回るにいたった。この原因としては、優先審査の増加により、処理に時間を要したことなどが挙げられる。 平成21年度までの3年間で236名の増員を行なうこととしているところ、平成20年度においては年4回の募集を定例化することにより、応募者数約910人となり、採用内定者数98人(採用者44人を含む)を確保した。また、応募者数の拡大に向け、業務説明会の開催、役職員による大学・病院への直接訪問、学会の機会を利用した働きかけの強化、採用パンフレット・ホームページ採用サイトの改定、就職情報サイトへの募集情報の掲載、学会誌等への募集広告の掲載等を実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新医薬品の審査承認事務処理期間12ヶ月の達成目標80%に対して達成率は70%、優先審査品目の審査事務処理期間6か月の達成率50%に対して達成率33%と数値目標については下まわったが、評価の視点の体制整備の各細目については、すべて達成されていることを踏まえれば概ね計画を達成したと評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9) (個別意見)

- 本法人の医薬品の承認審査業務について、第1期中期計画の最終年度である平成20年度には、①新医薬品について、審査事務処理期間12か月を80%について達成する、②厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、審査事務処理期間6か月を50%について達成するとの数値目標が設定されているが、これら目標に対する実績は、それぞれ70%、33%となっており、目標達成に至っていない。本法人の21年度からの第2期中期計画においては、ドラッグ・ラグ(欧米で承認されている医薬品が我が国では未承認であって、国民に提供されない状態)2.5年を23年度に解消するとの目標に向け、より実効的な目標設定として、申請者側期間も含む総審査期間を21年度以降順次短縮していく数値目標(23年度には、1年短縮)が設定されていること、医薬品審査の迅速化のため新医薬品審査人員を3倍増(18年度審査人員112人を21年度までに236人増員)することとされていることなどにかんがみれば、医薬品の審査期間の短縮に係る数値目標の達成状況については、十分な分析の下に評価が行われる必要があるが、貴委員会の評価ではそうした分析を踏まえた上での評価を十分に行っていない。今後の評価に当たっては、各年度の目標の達成度合のみならず、未達成の場合における要因分析と改善策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。
- 本法人の医療機器の承認審査業務について、第1期中期計画の最終年度である平成20年度には、①新医療機器について、審査事務処理期間12か月を90%について達成する、②厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、審査事務処理期間9か月を70%について達成するとの数値目標が設定されているが、これら目標に対する実績は、75%、75%となっており、新医療機器全体の目標については達成に至っていない。本法人の21年度からの第2期中期計画においては、デバイス・ラグ(医療機器におけるドラッグ・ラグと同様の問題)を25年度に解消(承認までの期間を19か月短縮)するとの目標に向け、より実効的な目標設定として、申請者側期間も含む総審査期間を21年度以降順次短縮していく数値目標(25年度には、7か月短縮)が設定されていること、医療機器審査の迅速化のため人員を3倍増(21年度35人を25年度までに69人増員)することとされていることなどにかんがみれば、医療機器の審査期間の短縮に係る数値目標の達成状況については、十分な分析の下に評価が行われる必要があるが、貴委員会の評価ではそうした分析を踏まえた上での評価を十分に行っていない。今後の評価に当たっては、各年度の目標の達成度合のみならず、未達成の場合における要因分析と改善策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所(平成17年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:山西 弘一)
目的	医薬品技術及び医療機器等技術に関し、共通的・普遍的な研究開発、試験研究用生物資源の研究開発、研究開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品及び医療機器等の開発のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 基盤的技術研究(医薬品等の開発に資する共通的技術の開発)。2 生物資源研究(研究に必要な生物資源の供給及び研究開発)。3 研究開発振興(研究の委託、資金の提供、成果の普及)。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.nibio.go.jp/index.shtml 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa08.html
中期目標期間	5年間(平成17年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>					
1.業務運営の効率化					
(1) 機動的かつ効率的な業務運営	A	A	A	A	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	A	A	A	B	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上					
(1) 全体的事項	A×3	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	
(2) 基盤的技術研究	A×2 B×2	A×3 B×1	S×2 A×2	S×3 A×1	
(3) 生物資源研究	A×3	A×3	A×3	S×1 A×2	
(4) 研究開発振興	A×4	A×3 B×1	A×4	A×1 B×3	
3.財務内容の改善					
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	
4.その他業務運営に関する重要事項					
(1) 人事に関する事項					
(2) セキュリティの確保	B	B	A	B	
(3) 施設及び設備					

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては、研究所の目的である画期的な医薬品等の開発支援に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化に伴う経費節減等	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度から平成20年度までの4年間における中期目標の削減率に基づいた運営費交付金の一般管理費支出予算累計額7,279百万円に対して支出決算累計額は7,007百万円(対予算比96.3%)であり、事業費についても支出予算累計額9,758百万円に対して支出決算累計額は9,640百万円(対予算比98.8%)となっており、中期目標の目標数値を達成。 人件費についても、平成17年度基準額に比べ4.3%(前年度比4%)の削減と人件費削減の取組は着実に進展。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費削減の取組が進展するなど経費の節減に努め、一般管理費・事業費とも平成17年度から平成20年度までの4年間を通して評価すると、予算における計画を上回る実績をあげており、全体としては中期計画を概ね達成していると評価できる。
生物資源研究	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 医科学研究用霊長類リソースの開発・整備のための研究として、次に掲げる研究など、画期的な成果を上げた。 <ul style="list-style-type: none"> マーマセットを用いてヒトにおけるC型肝炎と同様の慢性感染及び慢性肝炎モデルの作製に世界で初めて成功した。 デング熱モデル動物(マーマセット、タリン)を開発し、既存の霊長類モデルに比べ高 	<ul style="list-style-type: none"> 霊長類医科学研究分野で、慢性C型肝炎やデング熱のモデル動物の開発に成功したほか、拡張型心筋症モデル動物で早期診断基準を確立、カニクイザルのiPS細胞樹立など、研究面で著しい成果を上げている。また、霊長類の繁殖、育成により高品質のカニクイザルを計画を上回って安定的に供給する実績をあげているなど、わが国唯一の医

		<p>いウイルス増殖を示すことを世界で初めて明らかにした。</p> <p>➤ 世界に類を見ないヒト病態を忠実に反映する拡張型心筋症モデル動物(カンクイザル)を用いて、同症の早期診断基準を確立した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間235頭の育成ザルをワクチン国家検定用、共同利用施設の研究用、所内研究者の研究用等として供給した。(目標150頭) <p>など</p>	<p>学実験用霊長類センターとしてよく機能しており、中期計画を大幅に上回る成果があったと評価する。</p>
研究開発振興	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 新規研究プロジェクトの採択に当たり、研究内容を重視した案件の採択をより適正に行えるよう、評価項目及び評価ウェイトの見直しを実施するとともに、募集テーマに応じた評価項目を設定するなど、国民の治療上の要請に即した研究開発の振興による国民保健の向上という中期目標達成に向けて、中期計画における予定を上回る大きな成果を上げた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会還元の可能性を考慮した医薬品等の開発を行うため、評価項目及び評価ウェイトの見直しや募集テーマに応じた評価項目の設定を行うなど、より適切な評価を行うための工夫がなされ、適切に案件の採択が行われており、こうした点から、中期計画を概ね達成できたものと評価できる。
予算、収支計画及び資金計画	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 19年度と比べて、厚生労働科学研究費補助金において大型の指定研究費が減額されているため、科学研究費補助金の獲得額は減少しているが、競争的研究資金の獲得件数は増加した。また、民間企業等との共同研究の拡大に努めた結果、共同研究費が増加した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に沿って一般管理費、事業費の削減が図られ、また、共同研究費・受託研究費等の獲得金額は伸びており、全体としては中期計画を概ね達成できたものと評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(平成17年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:水島 藤一郎)
目的	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(以下「国民年金法等改正法」という。)第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は国民年金法等改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業(全国健康保険協会が管掌する健康保険に係るものに限る。)の用に供する施設であって厚生労働大臣が定めるもの(以下「年金福祉施設等」と総称する。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。
主要業務	1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。2 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。3 上記に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: http://www.rfo.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin08.html
中期目標期間	5年間(平成17年10月1日～平成22年9月30日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>					
1. 効果的な業務運営体制の確立					
(1) 効率的な業務運営体制の確立	S	S	S	A	
(2) 業務管理の充実	A	S	S	A	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	S	S	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	S	S	
(1) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	A	S	S	S	
(2) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	S	A	A	A	
(3) 買受需要の把握及び開拓	A	S	A	S	
(4) 情報の提供	A	A	A	A	
3. 財務内容の改善	A	S	S	S	
4. その他業務運営					
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	
(2) 国庫納付金の納付	A	A	A	A	
(3) 外部有識者からなる機関	A	A	A	A	
(4) 機構の保有する個人情報の保護	A	A	A	A	
(5) 厚生年金病院に係る整理合理化計画を踏まえた対応					
(6) 終身利用老人ホームの譲渡					

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 施設整理機構の設立期間が残り1年半である平成20年度の業務実績については、昨年後半のリーマンショック以降、不動産市況が急速に悪化した厳しい状況の中で、施設整理機構の設立目的に沿って、適切に業務を実施しており、独立行政法人設立の意義を十分に果たしていると大いに評価できる。また、施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対する対応を始めとして、施設整理機構の業務運営において、トップマネジメント機能が有効に発揮されており、引き続き指導力を発揮した積極的な取組を大いに期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 当機構も実質4年目に入り、平成20年度から本格的に売却を行うこととなった大型会館のほか、当初の中期目標では考慮されていなかった社会保険病院等が10月に新たに出資され、その管理・譲渡業務等の業務量が大幅に増加・複雑化する中、重点課題に対処するため、 ① 組織の新設 <ul style="list-style-type: none"> 社会保険病院等の運営及び管理に関する基本的事項を担当する組織 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに課された社会保険病院等の運営管理に対応するための組織の組み換えを含めて、期間限定で可能な限りの物件譲渡を達成するために効率的な事務運用体制を確立していると評価できる。また、毎朝のミーティングなどについても業務推進上効果が表れている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・増加する施設譲渡業務に伴い、売却手法の諸問題に適切に対応するための組織 ② 医療に関する専門知識を有する職員の病院チームへの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・医療の専門的知識を有する職員を病院チームに配置するとともに、経営分析部門と施設整備部門を置き、体制の整備を図った。 ③ 組織の廃止・統合 <ul style="list-style-type: none"> ・ホール付大型会館の処理方針策定が概ね終了し、具体的な譲渡ステップに移行したことによる組織の廃止 ・一括譲渡方式等による売却手法の検討が終了したことによる組織の廃止を行い、効率的な業務運営体制の確立を図り、機構業務の円滑な推進に努めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	
<p>年金福祉施設等の譲渡又は廃止</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度の売却額は521億円(入札実施ベース)であり、計画比+91億円となった。これは機構売却原価に対しては+272億円(2.1倍)、出資価格に対しては+98億円(1.2倍)である。 ・平成20年度の譲渡施設数は73施設であり、計画比△17施設となった。これは、下期以降の急激な経済環境の悪化による不成立案件の増加と、事業キャッシュフロー拡大のため地方公共団体に対し支援策を要請し、支援策が期待できる施設については20年度譲渡を見送ったことによる。 ・平成20年度末までに社会保険病院等を除く譲渡対象施設299施設の内237施設(進捗率79%)の譲渡を終え、残りは62施設となった。 ・譲渡にあたっては一般競争入札により、公正性・透明性に十分意を用いた運営を行っており、現状、機構の運営に関して外部からの指摘等はない。また、譲渡後の施設の利用状況については公序良俗に反する使用等が行われていないか全件チェックを行っており、そのような事例はない。 ・雇用と公共性への配慮については、機構の基本方針として事業譲渡を原則とし、入札参加者への雇用継続依頼、各地方公共団体への事業継続に向けた支援依頼を直接面談にて行っている。その結果、平成20年度における事業継続率は80%、雇用継続率は77%となった。 ・平成20年度においては、地方公共団体の支援取り付けによる付加価値の向上に一段と注力することにより施設譲渡を促進した。また、地方公共団体に収用意向のある施設については、法律に定められた手続きに則り収用に応じている。これら地方公共団体の支援により、不動産市況悪化の影響を最小限に留めた施設譲渡を実現している。 ・社会保険浜松病院については、厚生労働大臣から譲渡対象として選定されたことを受け、地元自治体との協議等、譲渡に向けた準備を開始した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度後半からの厳しい市況の中で、様々な工夫をこらして出資価格を上回る売却を達成できたことは大いに評価できる。施設譲渡数は計画比を下回っているが、自治体からの支援策が期待できる施設の先送りなど、戦略的に対応したものである。雇用継続も事業継続を通じ十分な成果となっており社会的な対応ができています。この業務は現在の本機構の体制でしかできないものであり、大いに評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・総人件費改革の取組については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証すべき」旨指摘している。本法人は、平成21年度末までに4%以上の削減を行うこととされており、これに対する取組状況は、法人の給与水準等公表における「総人件費改革の取組状況」とおり、基準値である17年度36人に対して、取組開始から3年経過した20年度の人員数は8.3%増の39人となっており、削減の取組が順調に進捗しているとは言いが、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性についての検証がされていない。このため、今後の評価に当たっては、17年度の基準値36人に対し、21年度末までに4%を削減するとの目標達成に向けた法人の取組について、その妥当性・適切性について厳格に評価すべきである。

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:川瀬 隆弘)
目的	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。
主要業務	1 年金積立金の管理及び運用を行うこと。2 前記1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: http://www.gpif.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin08.html
中期目標期間	4年間(平成18年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>				
1.業務運営の効率化				
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	
(2) 業務運営能力の向上	A	A	A	
(3) 業務管理の充実	A	A	A	
(4) 事務の効率的な処理	A	A	A	
(5) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	A	
2.業務の質の向上				
(1) 受託者責任の徹底	A×2	A×2	A×2	
(2) 情報公開の徹底	A	A	A	
3.財務内容の改善	A	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項				
(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	A×4	A×4	A×3 B×1	
(2) 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	A×2	A×2	A×2	
(3) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	S×1 A×2	A×2 B×1	A×2 B×1	
(4) その他	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 管理運用法人の管理運営体制については、業務運営体制の見直し及び改善の効果が発揮され、業務運営が適切に行われていると評価することができる。また、年金積立金の管理及び運用に関する事項については、市場が不安定な状況の下で適切かつ機動的なリスク管理を行い、全体としては管理運用法人の設立目的に沿って適切に業務を実施したと評価できる。 年金積立金の運用については、長期的には年金財政の目標とされている実質的な運用利回りは確保できており、単年度においてもベンチマークとの対比で見ても、概ねベンチマーク並みの収益率を確保できているものの、今後の課題として、新規資金の寄託がなくなることが予想される中で、キャッシュ・アウトやリバランスへの対応といった新たな課題が出てきており、適切な対応が求められている。今後も長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されていくことを大いに期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営能力の向上	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人に課せられる制約がある中で、実務経験及び専門性の高い人材の獲得のための採用や管理運用法人の職員に対する専門性向上のための計画的な研修や資格取得の支援を積極的に推し進めた。など 	<ul style="list-style-type: none"> 特に、業務運営能力の向上のため、積極的に外部の専門的知見を有する運用経験者の確保に努めており、人件費の制約がある中、最大限の努力を行っているとの評価できる。
業務運営の効率化に伴う経費節減	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 様々な経費節減に努めてきているが、特に、平成19事業年度に1資産クラス1資産管理機関とする決定を行った資産管理機関の集約化については、平成20事業年度における移管事務の進捗により、約12億円の管理コストの低減が図られた。 既存の運用受託機関については、① 資産管理機関の集約化に併せ、単独運用指定信託契約を解除し、新たに投資一任契約を締結する際に運用委託手数料の引下げ交 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度における業務運営の効率化と、それに伴う経費の節減効果としては、まず資産管理機関の集約化による経費節減効果の実現があげられる。平成19年度において資産管理機関の選定を行い、1つの資産の管理を1つの資産管理機関に集約することとし、平成20年度において順次資産移管を実施した。これにより、事務の効率化及び管理コストの大幅な低減が図られ、平成20年度において、約12億円の節減効果が認められ

	<p>渉を行ったこと、②受託資産額が現在の運用委託手数料表の範囲を超える又は超えるおそれのある運用受託機関等に対する運用委託手数料の改定を実施したこと、③パッシブ運用受託機関に対する配分基準を、平成19事業年度に引き続き運用委託手数料の水準が低い運用受託機関により多く配分することに変更したこと、等により、変更前と比べ約3.1億円の節減が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規応募の外国株式アクティブの運用受託機関の選定時及び契約を継続することとした外国株式アクティブと運用委託手数料の引下げ交渉を行い、その結果0.5億円の節減が図られた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>た。また、運用受託機関に対する手数料の水準についても、既存の受託機関、新規の受託機関ともに引き下げを図り、経費の節減を実現している。これらの取組により、平成20年度において、約15.7億円の節減効果の実現が認められ、評価することができる。</p>
<p>年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p>	<p>4(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20事業年度においては、国内債券については、概ねベンチマーク並みの収益率となった。また、外国株式については、プラスの超過収益率となったが、国内株式及び外国債券については、マイナスの超過収益率となった。 国内株式がベンチマークに対して下回ったのは、リーマン・ショック等により拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速等を背景に、電気機器や輸送用機器を始めとする幅広いセクターにおいて銘柄選択がマイナスに寄与したものの。また、外国債券がベンチマークに対して下回ったのは、世界的な金融危機等を背景に、ベンチマーク収益率を下回った社債セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がマイナスに寄与したものの。 特に、昨年秋の金融危機の発生を踏まえ、外国債券アクティブ及び外国株式アクティブ運用受託機関に対して、緊急にミーティングを実施し、投資行動及びリスク管理状況を確認するなど適切な対応に努めた。また、特に、昨年秋の金融危機の発生を踏まえ、国内株式及び外国債券アクティブ運用受託機関を含めたアクティブ運用受託機関等についても、リスク管理ミーティングの中で投資行動及びリスク管理状況を確認した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各資産ごとに市場運用の結果を評価するための指標であるベンチマークとの対比で見ると、外国株式及び短期資産についてはプラスの超過収益率、国内債券についてはマイナス0.01%と概ねベンチマーク並みの収益率となったが、国内株式及び外国債券についてはマイナスの超過収益率という結果となり、中期目標において確保するよう努めることとされているベンチマーク収益率を確保できなかった。 このような中で、管理運用法人においては、金融危機の発生を踏まえ、緊急に随時ミーティングを行い、外国債券アクティブ及び外国株式アクティブ運用受託機関の投資行動及びリスク管理状況を把握し、運用スタイルと異なる投資行動をとっていないかなどを確認するとともに、その後の通常のリスク管理ミーティングにおいても同様の趣旨から、アクティブ運用受託機関等の投資行動及びリスク管理状況を確認し、リスク管理を適切かつ機動的に行ったことは評価できる。また、運用受託機関の評価についても、定性評価及び定量評価を踏まえた総合評価の結果、14社について資金配分を停止するなど、適切な対応を行っている。
<p>年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p>	<p>4(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20事業年度末のパッシブ運用及びアクティブ運用の構成割合は、国内債券82.26%：17.74%、国内株式75.73%：24.27%、外国債券71.71%：28.29%、外国株式85.35%：14.65%、全体80.47%：19.53%となっており、パッシブ運用中心となっている。なお、アクティブ運用受託機関の選定に当たっては、業務方法書第5条第2項第7号及び管理運用方針に選定方法を定め、超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとしている。この考え方に基づき、外国株式アクティブ運用受託機関を選定した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関の選定について、平成20年度においては、外国株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行っている。選定に当たっては、あらかじめ定めた基準に基づき公募を行い、運用コンサルティング会社を活用しつつ、投資方針や運用プロセス、組織・人材やコンプライアンス及び事務の管理体制について精査し、委託手数料を含む総合評価結果を踏まえて、適切に選定を実施していると評価でき、今後の運用実績に結びつくことを期待したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9) (個別意見)

- 該当なし

⑦ 農 林 水 産 省

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター(平成19年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:吉羽 雅昭)
目的	一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産物、飲食料品(酒類を除く。以下同じ。)及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。4 日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。)に関する技術上の調査及び指導を行うこと。5 3に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。6 4及び5に掲げるもののほか、3に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。7 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査を行うこと。8 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。9 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。10 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。11 1～10の業務に附帯する業務を行うこと。 ○ 上記の業務のほか、次の業務を行う。 1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の9第2項第6号の規定による検査並びに第20条の2第1項から第3項までの規定による立入検査。2 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問。3 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査。4 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去。5 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)第13条第1項の規定による立入検査、質問及び集取。6 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条第1項の規定による立入検査。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.famic.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	1. A、B、Cの3段階評価。 (必要に応じて、A評価とした場合には要因を分析しS評価に、C評価とした場合には要因を分析しD評価にすることができる。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成19年4月に(独)農林水産消費安全技術センター、(独)農薬検査所及び(独)肥飼料検査所が統合したものである。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>			
1.業務運営の効率化	A	A	
(1)組織体制の強化	A	A	
(2)業務運営能力の向上	A	A	
(3)外部委託による業務の効率化	A	A	
(4)分析機器等に関する効率化	A	A	
(5)業務運営の効率化による経費の抑制	A	A	
(6)人件費の削減	A	A	
(7)生産段階における安全性等の確保に関する業務	A	A	
(8)農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	A	A	
(9)情報提供業務	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	
(1)食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	S	A	
(2)情報提供業務の一元化及び提供内容の充実	A	A	
(3)窓口業務の全国における実施	A	A	
(4)検査・分析能力の継続的向上	A	A	
(5)肥料関係業務	A	A	
(6)農薬関係業務	A	A	
(7)飼料及び飼料添加物関係業務	A	A	
(8)土壤改良資材関係業務	A	A	
(9)食品表示監視業務	A	A	
(10)登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務	A	A	
(11)JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務	A	A	
(12)農林物資の格付業務	A	A	
(13)国際規格に係る業務	A	A	
(14)農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務	A	A	
(15)依頼検査	A	A	
(16)緊急時の要請に関する業務	A	A	
(17)リスク管理に資するための有害物質の分析業務	A	A	
(18)カルタヘナ担保法関係業務	-	-	
(19)国際協力業務	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	
(1)経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組	A	A	

(2)法人運営における資金の配分状況	A	A
(3)自己収入の増額に係る取組	A	A
(4)随意契約の適正化に係る取組	-	A
4.短期借入金の限度額	-	-
5.重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	-	A
6.剰余金の使途	-	-
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A
(1)施設及び設備に関する計画	A	A
(2)職員の人事に関する計画	A	A
(3)積立金の処分に関する事項	A	A

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(総合評価に至った理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価対象外とした「カルタヘナ担保法関係業務」、「法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み」及び「剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果」を除く中項目がA評価となった。併せて「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政・独委」という。))」及び「平成20年度業務実績評価の具体的な取組について(平成21年3月30日政・独委独立行政法人評価分科会)」、「平成19年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について(平成20年11月26日政・独委)」及び「平成19年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に関するもの)」について(平成21年1月7日政・独委)」並びに「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)」を踏まえた評価を行った。その結果、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。
--

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関与)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織体制の強化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 次のとおり組織運営及び組織体制の整備を行うことにより、検査等業務の効率的かつ効果的な推進及び緊急時や繁忙時における機動的で柔軟な業務運営に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ○ マネジメントレビューを実施するとともに、その結果に基づき、センターの現状の課題である統合メリットの一層の発揮、中期目標・中期計画の確実な進捗管理及び独立行政法人整理合理化計画への対応等について、理事長から本部の部長及び各地域センター所長に対して指示。 ○ 本部の各部及び各地域センターのすべての業務部門にスタッフ制を導入し、各部課長等の指示により、業務の進捗状況等に対応してスタッフ職員の業務内容を調整するなど、効果的に運用した。 ○ 各分野の専門家からなるプロジェクトチームを次のとおり5件設置し、各部門で蓄積された専門的知見を最大限に活用。 安全性未審査トウモロコシの緊急検査プロジェクトチーム 前作に使用された農薬の残留分析プロジェクトチーム <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 一般管理部門の要員の削減、検査等業務に従事する要員の全体に占める割合の向上の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。
食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> センター全体として取り組むべき次の5課題について、プロジェクトチームを設置し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施。(安全性未審査トウモロコシの緊急検査) <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全性未審査の遺伝子組換えトウモロコシが米国からの飼料用トウモロコシに混入し国内へ流入することの防止を目的として、肥飼料検査部門及び食品検査部門によるプロジェクトチームを設置し、検査法の妥当性確認試験に参加させ技術者を訓練するとともに、保有する分析機器を有効に活用し、迅速に検査分析を実施した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。
自己収入の増額にかかわる取組	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入(JAS法に基づく格付業務及び飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。)について、講師派遣の要 	<ul style="list-style-type: none"> 小項目の評価結果から評価はA評価であった。 小項目の達成状況やその他の要因を踏ま

請に積極的に対応する等の自己収入の増額のための取組を行った結果、平成20年度予算額を上回る自己収入(8,380,781円)を得た。
など

え、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 中期目標において、統合メリットを発揮し、国民に対して提供するサービスの質の向上に努めることが示されており、その取組の一つとして肥料取締法(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)等の法令に基づく届出等の窓口業務及び消費者等からの食品表示等に関する相談窓口を全国の地方組織に設置することとしている。評価結果においては、職員研修の実施、ホームページ等を活用した周知及び窓口業務に係る規程類の作成等が計画どおり行われたことをもってA評価が付されているが、そのような高い評価を行う場合は、単に取組を行ったことだけでなく、その結果優れた成果が得られたことについて説明される必要がある。平成19年度においても同様の指摘を行っているところであるが、今後の評価に当たっては、取組が実施されたことに伴うアウトカムにも配慮した評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人種苗管理センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:野村 文昭)
目的	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。2 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。5 1～4に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。6 種苗法の規定による集取を行うこと。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び回収を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.ncss.go.jp/index.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価 なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査担当者の業務運営能力の向上	A	A	A	/	/	/	
(3)種苗検査業務の効率化	/	/	/	A	A	A	
(4)種苗生産の効率化	A	A	A	A	A	A	
(5)調査研究業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(6)付帯業務の重点的な実施	A	A	A	A	A	A	
(7)種苗検査担当者の業務運営能力の向上	A	A	A	/	/	/	
(8)植物遺伝資源の保存及び増殖の効率化	A	B	B	A	A	A	
(9)業務運営一般の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験業務の質の向上	S	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(3)種苗生産業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の質の向上	B	B	B	A	A	A	
(5)付帯業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(6)指定種苗の集取及び立入検査等の業務の質の向上	A	A	A	/	/	/	
(7)遺伝資源業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減に係る取組	A	A	A	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	A	-	-	-	
5.重要な財産の処分等に関する計画	A	-	A	A	A	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度事業は、大項目について全てがA評価となったこと、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)での指摘事項へも的確に対応がなされていること等を総合的に勘案し、中期計画の達成に向けて順調に行われている(A)ものと判断した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 北海道中央農場及び孀恋農場において、全品種について網室生産に代わりミニチューバー生産に移行を完了した。また、ミニチューバー生産を行う3農場において、次年度に全ての農場でミニチューバーを用いた増殖体系に切り替えるため、北海道中央農場において培養系種子増殖温室を新設したほか、北海道中央、十勝、孀恋農場の既存網室を改修しミニチューバー生産能力の向上を図り、所要のミニチューバーの生産を行った。 整理合理化計画に即し、民間企業が作出した種いも(ハウスチューバー)を受け入れ、原原種生産を行えるよう規程を整備し、早期普及品種(アンドーバー)の原原種117袋を生産・配布した。また、マイクロチューバー等を用いた原原種を利用する原種生産道県・団体及び原原種を生産する企業等からなる協議会を開催し、原原種の安定供給の確保について、意見の交換、情報の共有を行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ばれいしょ原原種生産において、急速増殖技術を活用した生産体系の実用化・導入が着実に進められていることは評価される。培養変異による変異体が原原種に混入することのないよう十分留意して進められたい。 ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行については、一部品種の元だね作出を民間企業に移行する等、整理合理化計画に即し、着実に実施されている。
農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、必要性の高い種類から栽培試験方法等の検討を行い、5種類の植物について栽培を開始した。 また、17種類について審査基準案の作成に着手し、18種類(19年度からの継続分2種類、20年度着手分16種類)について審査基準案を作成した。 DNA品種識別技術を権利侵害紛争の解決に活用する上で重要となる主要な既存品種の標本・DNAの保存についてもセンター独自の取組みを開始した。 栽培試験結果報告の迅速化のため、進行管理の徹底、実施農場における確実な報告書の検定の実施、多くの品種を担当する西日本農場と本所との業務分担の見直し、西日本農場の増員等を進め、栽培試験終了後から栽培試験結果報告書提出までの平均期間を2.9か月(前年度3.1か月)とした。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 栽培試験対象植物の種類の拡大については、対象植物を5種類拡大し目標の2種類程度を2倍以上上回る達成状況となった。また、新規植物の種類別審査基準案の作成についても目標の15種類を2割上回る達成状況となっている。これらはいずれも栽培試験体制の強化に資するものであり、ともにS評価とした。 登録品種等のDNA情報のデータベース化については、登録品種の標本・DNA保存の他、センター独自に既存品種の標本・DNAの保存を開始するなど世界に先駆けて登録品種のオリジナル性を担保する新たな仕組みの構築が進められていることからS評価とした。 一部の植物遺伝資源や使用度の低い栽培試験の対照品種等の保存に当たっては、組織培養技術等を活用して保存することの可能性について検討をしてはどうか。
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 支出の節減にあたり次の事項に積極的に取り組んだ。 契約については一般競争を原則として競争性を高め本所で対応可能な契約については全て本所で実施することにより効率化を図った。 水道光熱費及び通信運搬費については、継続した節減目標を立て、全農場へ情報提供し節減意識を高め効率化を図った。 業務移転した金谷農場をはじめ各農場の遊休機械の機能等を調査し、他の農場に管理換することにより効率的に利用した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金は効率的に使われており、経費節減の取組みとして、一般競争を原則とする契約の実施、一括又はブロック契約による効率的な執行を行っている。また、競争入札及び随意契約等の執行状況については、監事による定期監査においてチェックを受けるとともに、ホームページで公表しており、透明性・公平性の確保に努めている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

	独立行政法人家畜改良センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:矢野 秀雄)
目的	家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 家畜、家さんの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。2 種畜、種きん、種卵、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。3 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 飼料作物の種苗の検査を行うこと。5 前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。6 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。7 家畜改良増殖法の規定による立入り、質問、検査及び収去。8 種苗法の規定による集取。9 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去。10 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第20条の政令で定める事務
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.nlbc.go.jp/index.asp 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 原則としてS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務対象の重点化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化及び組織体制の合理化(H17までは「業務運営の効率化」)	A	A	A	A	A	A	
(3)経費の縮減				A	A	A	
(4)組織体制の整備	A	A	A				
(5)他機関との連携	A	A	A				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)家畜改良及び飼養管理の改善等	A	A	A	A	A	A	
(2)飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給	A	A	A	A	A	A	
(3)飼料作物の種苗の検査	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究	A	A	A	A	A	A	
(5)講習及び指導	A	A	A	A	A	A	
(6)センターの資源を活用した外部支援	-	-	A	A	A	A	
(7)家畜改良増殖法に基づく検査等	A	A	A	A	A	A	
(8)牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.剰余金の使途	A	-	A	-	A	A	
6.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 個別に評価を行う最下位項目についてはS評価 1 項目、A評価 105 項目、B評価 1 項目であり、大項目についてはすべてがA評価となった。
- S評価となった特筆すべき事項に加え、業務の重点化や組織体制の見直しなどの取組による業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する取組、自己収入増加への取組や資金の重点的な活用などの財務関連の取組、独立行政法人整理合理化計画を踏まえた取組を総合的に評価した結果、総合評価はA評価とした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 要員の合理化 組織体制の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 本所への事務の集中化、牧場事務の軽量化を引き続き実施して要員の合理化を図るとともに、家畜管理、飼料生産業務等の作業内容を精査し、定年退職者の状況に応じて外部化を行うなど、計画どおり順調に実施。 • 業務の重点化、本所への事務の集中化等に対応して組織の見直しを行い、係の廃止・新設を行うなど、計画どおり順調に実施 	<ul style="list-style-type: none"> • A(計画どおり順調に実施された)。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 育種改良関連技術	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 生産性に関する形質(乳房炎等)のうち、牛の過剰排卵反応性について、候補遺伝子を探索したところ一つの候補遺伝子が特定され、その機能解析に取り組んだ。また、豚の繁殖性についても、一つの候補遺伝子が特定されるなど、計画を大きく上回り優れた成果が得られた。また、乳用牛の乳房炎及び生時体重、鶏の腹腔内脂肪量及びウィルス抵抗性について、材料を収集し DNA マーカーを分析するなど、計画どおり順調に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 生産性に関する形質に影響する遺伝子の究明において、牛の過剰排卵反応性に係る遺伝子を特定し、遺伝子の変異箇所を探索するとともに、その変異が遺伝子機能に影響することを確認した。牛において初期胚の生存性に影響する遺伝子変異の報告はあるものの、過剰排卵反応性に影響する遺伝子はこれまで見つかっておらず、世界初であり、特許出願申請を行っている。候補遺伝子の探索等を行う当初の計画内容を大きく上回り、遺伝子の特定にまで至るといった優れた成果が得られたものであることから、S評価に値すると評価した(S)。
予算、収支計画及び 資金計画 財務内容の改善	3	<ul style="list-style-type: none"> • 収入については、当初予算は運営費交付金及び施設整備費補助金とも計画通りであった。また、受託収入については業務の一環として受託を積極的に行ったことにより予算に対して約 190%、諸収入については農畜産物売代のうち家畜売払代(肉用牛)、製品売払代(牛乳)及び精液売払代(乳用牛)が当初の計画より伸びたことにより約 70%それぞれ増収になった。 	<ul style="list-style-type: none"> • この項目に属する評価は、個別に評価を行った結果、年度計画どおり順調に実施されたと認められる。(A)

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- みつばちに係る業務については、整理合理化計画において廃止することとされ、平成 20 年 10 月に業務方法書を変更し、同業務を廃止しているが、業務実績報告書等においては、その実施状況が明らかにされておらず、評価も行われていない。今後の評価に当たっては、政府方針等における指摘事項に対する法人の取組状況について、業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その適切性について評価を行うべきである。
- 中期目標で示された経費の削減に向けての取組については、収入及び支出について平成 19 年度までの実績額に基づき、経年比較、他法人比較及び牧場間比較を行うことにより、収入増加や経費削減に資するための要因等分析を行ったとしてA評定(計画どおり順調に実施された)と評価している。しかしながら、収入の分析において、現在無償で貸し付けている種畜の有償化について検討がなされていなかった。また、評価の特記事項として、「整理合理化計画を踏まえ、現在無償で貸し付けている種畜について有償化を検討するなど、自己収入増加の取組を一層積極的に行うべきである。」ことが言及されているが、評価に反映されていない。今後の評価に当たっては、無償で貸し付けているものも含め自己収入の増加に資するための要因等分析を十分検証した上で、自己収入の増大を図る観点から評価を行うべきである。
- 本法人の中期目標では、「DNA解析技術を活用した育種手法を早期に実用化し、家畜の改良を効率的に推進するため、生産性に関する形質(乳房炎等)及び生産物の品質に関する形質(脂肪交雑等)に影響する遺伝子を究明するとともに、選抜への利用について検討し、試行する。」ことが示されている。実績報告書では、生産性に関する形質(乳房炎等)に影響する遺伝子の究明において、牛の過剰排卵反応性について候補遺伝子を探索したところ、一つの候補遺伝子が特定され、その機能解析に取り組んだ。また、豚の繁殖性についても、一つの候補遺伝子が特定されるなど、計画を大きく上回り優れた成果が得られたとしている。これに対して、貴委員会は、候補遺伝子の探索等を行う当初の計画内容を大きく上回り、遺伝子の特定にまで至るといった優れた成果が得られたとしてS評定(計画を大きく上回り、優れた成果が得られた)と評価している。しかしながら、今回の成果が当初の計画内容に対し具体的に何が大きく上回ったのか、また、家畜の改良が効率的に推進するための選抜への利用等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、成果が当初の計画内容に対し大きく上回ったとする具体的な内容を明らかにし、選抜への利用等についても検証した上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人水産大学校(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:藤 英俊)
目的	水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 水産に関する学理及び技術の教授及び研究。 2 1に掲げる業務に附随する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	水産分科会(分科会長:小野 征一郎)
ホームページ	法人: http://www.fish-u.ac.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 (A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営の効率化	/	/	/	A	A	A	
(2)教育研究業務の効率化	A	A	A	/	/	/	
(3)業務の効率化	/	/	/	A	A	A	
(4)事務の効率的処理	A	A	A	/	/	/	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)学理及び技術の教育	A	A	A	A	A	A	
(2)学理及び技術の研究	A	A	A	B	A	A	
(3)就職対策の充実	/	/	/	A	A	A	
(4)教育研究成果の利用促進	A	A	A	A	A	A	
(5)その他の活動	A	A	A	/	/	/	
(6)学生生活支援等	/	/	/	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減(業務経費及び一般管理費)	A	A	A	/	/	/	
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入増加	A	A	A	/	/	/	
(3)資金の配分状況	A	A	A	/	/	/	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要資産の譲渡等	-	-	-	-	A	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備計画	/	/	/	A	A	A	
(2)施設・船舶・設備等整備	A	A	A	/	/	/	
(3)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(4)積立金の処分	/	/	/	-	-	-	
(5)情報の公開と保護	/	/	/	A	A	A	
(6)環境対策・安全管理の推進	/	/	/	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(所見)

- 大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
水産に関する学理及び技術の教育	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成20年度から水産情報経営学科を水産流通経営学科に改組するにあわせ、水産流通関連科目の充実強化を図った。 水産業を巡る最新の情勢や新しい研究成果を適切に反映させるため、全科目の授業内容の再点検を行い、教育内容の充実を図った。 他学科科目の円滑な履修を引き続き促進し、水産に関する総合的な教育を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海洋基本法の施行、生物多様性に関する国家戦略の策定など、水産業をめぐる動きは激しく、そうした社会情勢を反映させた科目内容もち、専攻にかかわらず基礎的素養として身につけてもらうカリキュラム体系になるよう努めて欲しい。 研究科においては、定員を大幅に超えて学生を受け入れている。大学設置基準に見合った教育水準を確保するためには、受入数をできるだけ定員に合わせる努力を望みたい。

就職対策の充実	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度卒業・修了者の水産関連分野への就職率(内定者ベース)は、78.5%で、前年度に引き続き目標の 75%以上を確保。 就職対策検討委員会等での協議・検討等に基づき、運営会議及び部科長会議において本校全体の就職対策方針の明確化を図り、教授会・学科会議等を通じて、すべての教職員に周知徹底。また、就職対策検討委員会等のメンバーが、それぞれ役割分担しつつ協力し合い、大学校全体での取組と学科での取組の効果的な連携を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水産分野への就職率の数値目標(75%)を達成しているなど、20 年度業務は順調であり、評価できる。 就職先企業に対して定期的に意見を聞くなどして、求められている人物像、知識・技術内容などについて絶えず把握していく体制を充実させて欲しい。
教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 「水産大学校研究報告」を計画的に発行及び研究成果を分かりやすく紹介するパンフレット「水産大学校の最近の研究成果から」を作成・配布。ジャパン・インターナショナル・シーフードショーなど産学交流イベント等に積極的に参加し、成果の公表・普及を図った。 広く国民一般を対象とした公開講座「誰が獲る？明日のさかなー燃料高騰や「食」の不安が広がる中でー」及び地元の西日本フク研究会との共催で公開シンポジウム「本場・下関で「ふく」を語るー意外に知らないフグの秘密ー」を開催した。また、引き続き、地元水族館において、周年にわたり、オープンラボを開催。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体等への委員の数も大幅に増えており、大学として行政へ積極的な関与をうかがえる等、業務は順調に進捗していると考え、評価できる。 研究成果の公表に関しては、「水産大学校研究報告」や「水産大学校の最近の研究成果から」をホームページで公開するなど、積極的な姿勢は評価できる。よりインパクトの高い専門誌への投稿をさらに促進して欲しい。
学生生活支援等	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 学生のインセンティブ向上のため、引き続き、各学科の学業成績優秀者を表彰。また、経済状況・学業成績を勘案し、公平・妥当性のある審査を行い、授業料免除制度を適切に適用したほか、学生の勉学意欲を高めるため、成績優秀者授業料免除制度を新たに設け、適用。 学生生活支援の取組として、学科クラス担当教育職員等による生活相談、看護師による健康相談、臨床心理士によるメンタルヘルス対策を連携して実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画は達成されているが、その水準が国立大学法人に比べて、決して高いわけではない。中期計画・中期目標との関係もあるが、できるだけ高い目標を掲げていただきたい。少子化・大学全入化のなかで競争力を維持するためには不可欠な項目になっている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本科の学生募集についての評価においては、意欲ある学生の確保及び学生定員の充足を図る観点から、募集定員に対する倍率が 3.4 倍(前年度 2.8 倍)、学生定員 740 人に対する在学学生数が 872 人で充足率が 118%であることをもって、A 評価(計画に対して業務が順調に進捗している)と評価している。しかしながら、平成 20 年度は、入学定員 185 人に対して入学者数は 245 人で、入学者数の入学定員に対する割合が 1.32 となっている。文部科学省が行っている私立大学に対する私立大学等経常費補助金の交付事業では、教育水準を確保する観点から入学者数の入学定員に対する割合が 1.30 倍以上の場合は補助金を交付しない要件となっている。今後の評価に当たっては、教育水準を確保する観点から、入学定員に基づく入学者数の適切規模について検証をした上で評価を行うべきである。
- 本法人の中期目標では、「大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取組を充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が 75%以上確保されるよう努める。」とされている。この水産業及びその関連分野への就職割合の算定状況をみると、本法人では、本科、専攻科及び水産学研究科ごとに卒業・修了者数のうちの就職内定者数を母数とし、そのうちの水産業又はその関連分野へ就職者数の割合を算定している。また、評価結果においても、本法人が算定した就職割合の数値を用いて、それぞれがいずれも 75%以上であることをもって、A 評価(計画に対して業務が順調に進捗している)と評価している。しかしながら、水産業を担う人材を育成するという本法人の目的及び本科の卒業生数のうちの約 4 割が進学している実態を踏まえると、i) 進学者数が増えるほど相対的に減少する就職内定者数を母数として水産業又はその関連分野へ就職者数の割合を算定していること、ii) 進学者の進学先等を考慮しないまま評価を行うことは、適切な評価とは認めがたい。今後の評価に当たっては、水産業を担う人材を育成するという本法人の目的に照らして適切な評価を行う観点から、水産業及びその関連分野への就職割合の算定方法を見直し、進学者の進学先も検証した上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堀江 武)
目的	1 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。2 1のほか、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと(3に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)。3 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。4 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。5 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。6 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等(政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(5に掲げる業務に該当するものを除く。)。7 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。8 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。9 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。10 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。11 農業機械化促進法第16条第1項に規定する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.naro.affrc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	1. 小項目をS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成18年4月に(独)農業・生物系特定産業技術研究機構、(独)農業工学研究所及び(独)食品総合研究所の3法人が統合したものである。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>				
1.業務運営の効率化	A	A	A	
(1)評価・点検の実施	A	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	B	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	
(2)近代的農業経営に関する学理及び技術の教授	A	B	B	
(3)生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進	A	A	A	
(4)生物系特定産業技術に関する民間研究の支援	A	A	A	
(5)農業機械化の促進に関する業務の推進	A	A	A	
(6)行政との連携	S	A	A	
(7)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	
(8)専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	
5.重要な財産の譲渡等	A	A	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	
(3)情報の公開と保護	A	B	A	
(4)環境対策・安全管理の推進	A	A	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
(業務運営の効率化) 研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金によるプロジェクト研究に総額1,291百万円、重点事項研究強化費に237百万円を配分した。 農林水産省の「実用技術開発事業」については、中核機関として継続59課題、新規採択15課題を実施し、19年度実績を11%下回ったものの1,624百万円を獲得した。文部科学省及び日本学術振興会の「科学研究費補助金」については、研究代表者として継続86課題、新規採択54課題を実施し、19年度実績を13%下回ったものの264百万円を確保した。その他の資金867百万円を含め、20年度に獲得した競争的研究資金の総額は19年度実績を11%下回る2,975百万円であった。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金による研究費の重点配分が行われていること、国の委託プロジェクト研究が重点実施されていることは評価できる。 外部研究資金の獲得に関しては、若手研究者を対象とした「プレゼンテーション技術向上研修」、科学研究費補助金応募に関するセミナーを開催するなどの取り組みが行われているが、獲得額が減少していることから、その要因を解析し、獲得増に向けた取り組みを強化することを期待する。 <p>など</p>
(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上) 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 農本科では、講義、演習及び実習の組合せにより、先端的な技術及び先進的な経営管理手法を中心に教授した。また、非農家出身の学生の就農を支援するため、厚生労働大臣の許可を得て「無料職業紹介室」を開設した。専修科では、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法等に関する専門的なセミナーコースを3コース実施するとともに、本科生の講義を必要に応じ履修できる科目履修コースを実施した。さらに、教育内容を改善するため、学生の授業満足度調査等を実施するとともに、学識経験者等からなる農業者大学校評議会において審議を行い、21年度の教育内容に反映させることとした。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入学者の確保に関しては、様々な取り組みが行われていることは評価できるが、前年度に引き続き入学定員を充足できていない。入学者確保に向けたこれまでの取り組みの効果について分析するとともに、入学者確保に向けた一層の努力が必要である。 20年度に実施したアンケートの結果等を反映した、より充実かつニーズに合致したカリキュラムが構成されることを期待する。卒業生の就農率(94.7%)が高いこと、新教育課程の卒業生の就農を支援するために、無料職業紹介室を開設したことは評価できる。今後は、関係機関と協力しながら、農業者大学校の必要性や目的、農業の担い手育成業務に係る国民の理解増進を進め、意欲ある入学者や定員が確保されることを期待する。 <p>など</p>
(その他省令で定める業務運営に関する事項) 環境対策・安全管理の推進	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> 特定毒物(4件)、向精神薬(6件)、国際規制物質(1件)が不適切な保有・管理下にあることが判明した。特に、特定毒物については法令違反となるため、監督官署に報告するとともに、関係情報を公表した。このような事態の再発を防止するため、規制物質に係る法令・諸規定の教育・訓練、定期的な不要薬品の廃棄処分を徹底するとともに、規制物質を一元管理するシステムの導入について検討した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質等の保有・管理に関しては、これまで徹底した自主点検が行われておらず、不適切な管理下にある特定毒物等が数多く発見されている。これらの事態は内部管理体制の不十分さと当事者意識の低さの現れと考えられる。教育・訓練等の徹底や適正かつ確実な管理体制を構築するなど有効な再発防止策を策定、実施し、今後は厳重に管理していく必要がある。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

〔個別意見〕

- 本法人は、中期計画で定めた「主要な研究拠点とは別に設置されている小規模な研究単位における事務及び事業については、研究資源の効率的・効果的な利用を図るため、近接する研究拠点での一元化等を図り、効率的な組織運営を行う。」ことについて、平成20年度は、全体実施計画(骨子)等を策定し、具体的な検討を開始しているところである。しかしながら、貴委員会は、全体実施計画(骨子)を策定したという事実のみを評価し、同計画(骨子)の内容についての検討がないまま当該事項が評価されている項目全体(研究資源の効率的利用及び充実・高度化)をA評定(計画に対して業務が順調に進捗している)としている。今後の評価に当たっては、研究資源の効率的・効果的な利用を促進する観点から、近接する研究拠点での事務及び事業の一元化等に向けて策定した全体実施計画(骨子)等の内容についても適切に評価を行うべきである。
- 本法人の農業者大学校は、平成17年度まで旧独立行政法人農業者大学校として運営され、平成18年度から本法人に移管されたものである。独立行政法人による事業として運営された平成13年度以降、入学者数が入学定員を下回る状況が平成18年度まで常態化(この間の定員充足率は40%~78%)していた。このようなことから、抜本的な見直しが行われ、入学対象者の変更、入学定員の50人から40人への削減、修業年限の3年から2年への短縮、カリキュラムの大幅な見直しが行われて、平成20年度に新たな農業者大学校として開校したものの、開校初年度である平成20年度の入学者数も31人と定員の40人を下回っている(定員充足率は78%)。これについて、貴委員会においては、農業者大学校が先端的農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成という目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から評価を行った結果、定員の適正規模への言及は時期尚早であり、入学定員の充足のためにこれまでの取組の分析及び入学者確保に向けた一層の努力が必要であると評価している。しかしながら、農業者大学校の定員充足の現状を踏まえると、今後の評価に当たっては、同大学校が上述の目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から、費用対効果や存廃の必要性も含めた評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人農業生物資源研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:石毛 光雄)
目的	生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。2 昆虫その他の無脊椎動物(みつばちを除く。)の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。3 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。4 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。5 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で林木の品質改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.nias.affrc.go.jp/index.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h20/top.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	A	B	B	B	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	B	B	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	/	/	/	A	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	/	/	/	A	A	A	
(6)連携、協力の促進	A	A	A	/	/	/	
(7)管理事務業務の効率化	A	A	A	/	/	/	
(8)職員の資質の向上	A	A	A	/	/	/	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×5	A×5	A×5	A	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	B	A	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	-	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	-	A	A	A	
(3)情報の公開と保護	/	/	/	A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進	/	/	/	A	A	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と 反映	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人整理合理化計画に従い、「生物資源のゲノム研究を加速し、その成果を新たな生物産業の創出に向けた方向で、研究課題の重点化に向けた」点検を行った。 「課題評価」を自らが研究開発の加速・深化を図るために毎年度主体的に実施する自己点検評価と位置づけ、20年度には、19年度に改正した第2期中期目標期間における評価・点検体制の見直しを実施した。 一般職員等の評価については、非現業国家公務員における「新たな人事評価制度」の制度設計や試行の状況を注視しつつ検討を進めてきており、一般職員の室長及び参事を対象として、20年度第1次試行(4月～6月)を実施した <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価についてこれまでの取組を踏まえ、本年度は2次評価を书面評価にするなど効率化したことは評価できる。整理合理化計画に係る研究課題の重点化に関しては、点検の基本的考え方を明確にし、それぞれの進捗状況を明らかにした上で、重点化すべき課題を明確にしたことは評価できる。研究職員の業績評価の処遇への反映方法、導入時期を明確にするなど、本中期目標期間中の導入に向けて進展したことは評価できる。引き続き、一般職員の評価制度の導入に向けた着実な取り組みを期待する。
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般研究費については、中期計画課題遂行のため各研究センター・ユニット等の規模(構成員数)に応じて配分する「基本研究費」(264百万円)、研究領域長が柔軟に再配分可能な「研究領域長裁量研究費」(57百万円)、課題評価の結果に基づき、「費用対効果」の観点から配分する「重点配分研究費」(29百万円)の3種目に分けて配分。 科学研究費補助金については、81件の応募に対し20件が採択され、採択率は25%。獲得金額は186百万円で19年度173百万円より増加。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金による研究費の重点配分が行われていること、国の委託プロジェクト研究が重点実施されていることは評価できる。研究施設、設備に関しては、研究員のコスト意識を醸成するためにスペース課金制度を再開したこと、新たにオープンラボ「昆虫遺伝子機能解析関連施設」を開設したことは評価できる。今後とも施設・機械の共同利用を促進することを期待する。人材育成に関しては、若手任期付き研究者に特別なプログラムを設けて人材育成を図っていること、プログラムの実施を支援するための外部研修に昨年度よりも多くの職員を派遣したことは評価できる。 <p style="text-align: center;">など</p>
研究成果の公表、普及の促進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> ホームページは、毎月約27万アクセスがあり、その内約22万アクセスがMaffin外からのもの。 研究成果の発表は、査読のある原著論文で364報であり、インパクトファクターの合計値は1,008.487であった。目標数、インパクトファクター総合計値の目標ともに大幅に上回った。 国内特許出願50件と年間平均目標値(40件)を超えた。外国出願は15件、PCT出願4件を行った。出願中の特許の内、国内特許15件、外国特許24件が平成20年度中に特許登録された。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ホームページによる公表に関しては、前年度と比較すると画面が見やすくなったなど改善されていること、ホームページ上のデータベースの入り口が分かりやすく整理されたことは評価できる。 システム構築に向けた体制整備を期待する。普及に移しうる成果、査読論文、インパクトファクター、プレスリリース、特許出願等は順調に成果が出されている。新品種等の登録出願に関しては、目標を下回っており、出願に向けた取り組みを期待する。 <p style="text-align: center;">など</p>
環境対策・安全管理の推進	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生委員会が策定する年間計画に基づき、事務所内及び居室並びに実験室等の定期的な職場巡視を行い、安全衛生委員会で巡視結果を取りまとめ、運営会議やグループウェアに掲載し、職員に対する職場の安全に関する個々の意識の向上に努めた。 毒物及び劇物取締法で規制されている特定毒物について、20年10月に管理状況の総点検を実施したところ、不適正な保有・管理がなされていた特定毒物が2件あることが判明した。直ちに関係監督官署(茨城県)へ届出を行い、立入り検査と薬事(毒物劇物)監視指導票の交付による指導を受けた。その指導に従い、改善報告書の提出や当該特定毒物の廃棄など、適切な措置を実施した。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種安全教育を実施しているが、労働災害が増加している。継続的な安全対策を期待する。化学物質等の保有・管理に関しては、平成20年10月に実施した自主点検において、不適切な管理下にある特定毒物が2件発見されている。これらの事態は内部管理体制の不十分さと当事者意識の低さの現れと考えられる。教育・訓練等の徹底や適かつ確実な管理体制を構築するなど有効な再発防止策を策定、実施し、今後は厳重に管理する必要がある。環境負荷低減に取り組み、エネルギー使用量を削減していることは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・ 該当なし。

法人名	独立行政法人農業環境技術研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:佐藤 洋平)
目的	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習。 2前号の業務に附帯する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.niaes.affrc.go.jp 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h20/top.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、D5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	A	B	B	B	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化				A	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化				A	A	A	
(4)連携・協力の促進	A	A	A				
(5)管理事務業務の効率化	A	A	A				
(6)職員の資質向上	A	A	A				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×3	A×3	A×3	A×6	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	S	
3.予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	-	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	-	A	A	A	
(3)情報の公開と保護				A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進				B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と反映	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 整理合理化計画で講ずべき措置とされた研究課題の重点化に向けた点検を、理事長をトップとする重点化検討委員会を中心に実施した。その結果、すべての研究課題(小課題)の必要性は確認されたものの、一部の研究課題 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価についてこれまでの取組に加え、本年度は業務運営に係る中間点検を実施したことは評価できる。整理合理化計画に係る研究課題の重点化に関しては、点検の基本的考え方を明確にし、それぞれの進捗状況を明ら

		<p>では役割分担明確化の措置が必要であること、計画以上に進捗している研究課題や進捗に問題のある研究課題があること等が明らかとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果の普及・活用状況の把握のため、平成14～18年度に公表した「普及に移しうる成果」について活用状況の追跡調査を実施。A(経済活動等で活用されている):13件(52%)、B(近い将来、経済活動等で活用される可能性がある):9件(36%)、C(現時点で経済活動等にされていない):3件(12%) <p>など</p>	<p>かにした上で、リサーチプロジェクト(RP)の再編等を実施したことは評価できる。研究成果の普及・利用状況の把握に関しては、追跡調査を実施し重点化に向けた点検結果に反映していること、追跡調査の問題点を把握したことは評価できる。研究職員の業績評価の処遇への反映方法、導入時期を明確にするなど、本中期目標期間中の導入に向けて進展したことは評価できる。引き続き、一般職員の評価制度の導入に向けた着実な取り組みを期待する。</p>
研究支援部門の効率化及び充実・高度化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 所内グループウェアを積極的に活用 事務マニュアル及び各種様式並びに各種案内等について、電子媒体を活用し共有化。 技術専門職について、グループ制に再編、機動的・効率的な体制とした。 研究所の広報誌「農環研ニュース」の外部委託を検討。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 技術専門職員を高度な専門技術、知識を要する分野に重点化することにより2名を減員したことは評価できる。所内グループウェアの積極的な活用、研究管理データベースの改善、随意契約から一般競争入札への移行を進展させていることは評価できるが、それらの効果の分析は十分ではない。研究支援部門の効率化の内容及び結果をよく分析し、経費の節減に結びつけることを期待する。
専門分野を活かしたその他の社会貢献	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 行政・各種団体・大学等からの依頼に応じて、研究所が有する高度な専門的知識が必要とされ他の機関では実施が困難な昆虫及び植物の分析・鑑定(22件)を実施するとともに、農業環境にかかわる様々な技術相談(200件以上)に対応した。特に、分析鑑定に関しては、8月から9月にかけて北海道内の広域で発生した新害虫(ヘリキスジノメイガ)を同定し、関係者に注意喚起を行った。 国、地方公共団体、他の独立行政法人、各種団体等から委嘱を受け委員会等に専門家を派遣。委員会等への参加件数(委員会数)は121件。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 専門研究分野を活かした分析・鑑定に関しては、行政等の依頼に応じて適宜実施したこと、特に北海道内の広域で発生した新害虫(ヘリキスジノメイガ)の同定に迅速に対応したことは評価できる。農業環境に関する講習会等に関しては、従来どおり対応しており評価できる。文部科学大臣表彰科学技術賞(理解増進部門)を2年連続で受賞(「土壌モニリスを利用した土の理解増進」、「ミニ農村の創造・展示による農村の生物多様性の理解増進」)したこと、前年度評価したIPCCからの感謝状を含め、長年の取り組みが評価されたことは高く評価できる。引き続き、行政が行う委員会への専門家の派遣、行政との情報交換会の開催、IPCC等の国際機関への協力が行われており評価できる。
環境対策・安全管理の推進	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> 「環境マスタープラン」、本研究所の環境・安全委員会(環境保全推進部会)の提言等に基づいて、設備機器類の省電力・省エネルギー型への改修や導入、水資源の節減やコピー用紙等紙資源の削減対策を実施。 安全管理専門役を設置し化学物質の安全管理の取組を進めているところであるが、平成20年度においても、本研究所内での特定毒物(パラチオン、メチルパラチオン)の不適切な保管が発見された。発見後は、関係監督官署に報告し、薬品を廃棄した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷低減に取り組み、エネルギー使用量やCO2排出量を削減していることは評価できる。種々の安全管理体制の強化に取り組んだにもかかわらず、一昨年度の河川への油漏れ、昨年度の不適切な化学物質の所持や使用に続き、本年度も不適切な形で化学物質の所持が発見されている。これらの事態は内部管理体制の不十分さと当事者意識の低さの現れと考えられる。抜本的に管理体制を見直し、環境関係の研究機関としての社会的な責任を果たす必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 業務実績報告書では、各方面からの依頼に基づく鑑定や技術相談、他の研究機関の研究者の指導並びに国際機関、国及び地方公共団体への協力等を積極的に行い、新害虫の同定や、長年の取組の成果が、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)のノーベル平和賞受賞に関する感謝状、2件の文部科学大臣表彰(理解増進部門)という形で認められたことをもって、想定以上の顕著な実績があがっていると認められるとしている。これに対して、貴委員会は、法人からの説明やそれに対する質疑応答を踏まえて審議を行った結果、特に北海道内の広域で発生した新害虫の同定に迅速に対応したことや、平成19年度評価においてA評定(計画に対して業務が順調に進捗している)としたIPCCからの感謝状を含め、長年の取組が評価されたとしてS評定(中期計画を大幅に上回り業務が進捗している)としている。「土壌モニリスを活用した土の理解増進」や「ミニ農村の創造・展示による農村の生物多様性の理解増進」の成果に関する事業報告書等の記述は、過去30年間に渡る国内外の関係者への普及や指導活動の結果もたらされたものであることが伺えるものであり、特筆すべき成果と認められ得るものと考えられる。しかしながら、最上級の評定を付するに当たって、新害虫の同定によりもたらされた具体的成果、文部科学大臣表彰(理解増進部門)を受賞したことや昨年度A評定としたIPCCへの貢献を上回る国際機関への協力について、これらがいかに中期計画や年度計画を「大幅に」上回った取組による成果であったかについて十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、具体的な成果や貢献、中期計画や年度計画との関係を明らかにした上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:飯山 賢治)
目的	熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習。2 1の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.jircas.affrc.go.jp/index.sjis.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h20/top.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	A	B	B	A	B	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(5)管理事務業務の効率化	A	A	A				
(6)職員の資質向上	A	A	A				
(7)海外滞在職員等の安全と健康の確保	A	A	A				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×2	A×2	A×2	A	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	B	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	S	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	B	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—	—	—	—	—	
6.剰余金の使途	—	A	—	—	—	—	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	—	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	—	A	A	A	
(3)情報の公開と保護				A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進				A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と反映	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間の中間年度であること及び「研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する」という「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、見直し背景の検討、開発途上地域の共同研究相手機関からの意見聴取、所内検討会議(10月)等を含め、研究業務の中間評価・見直しを実施。プロジェクト目標達成に問題のある研究課題を整理・再編する一 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の指摘を踏まえ、評価の視点を明確にしたこと、外部評価委員を増員したことなどは評価できる。整理合理化計画に係る研究課題の重点化に関しては、2課題を中止し一定の成果がみられる。しかしながら、課題設定時からの問題点、中止に至った理由、反省点等が明記されていないなど、一覽の自己評価を活用した自己の問題点と改善点のさらなる明確

		<p>方、研究業務を一層重点化するため検討を行った。具体的には、32の研究プロジェクトのうち、見直し・重点化を必要と判断された12プロジェクトについては、中止・強化(拡充)、重点化の方向で対処した。中期目標期間中にプロジェクト目標達成が困難と判断された「熱帯ササゲ」、「熱帯土壌管理」の2プロジェクトを中止。現行プロジェクト(「ストレス耐性ネリカ」、「インドシナ水供給変動」)の組替え2件を含む5件を平成21年度から実施。</p> <p>など</p>	<p>化を期待。研究資源投入の費用対効果に関しては、中課題ごとに予算、エフォートと査読論文数等が示されているが、懸案事項である包括的な視点から効果を計るための指標や活動の在り方については検討はあまり進展していない。成果の普及・利用状況に関して、一部国際プロジェクトにおいて海外の共同研究機関から意見を聴取したことは評価できる。研究職員の業績評価の処遇への反映や一般職員を対象とした評価制度の導入に関しては、本中期計画期間中の導入に向けて進展したことは評価できる。</p>
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 理事長インセンティブ経費(平成20年度予算額4,000万円)により、所内公募のボトムアップ提案課題についてトップダウンとの整合性を取り、現時点で重要事項への対応や将来の課題の発掘を実施。 • 平成21年度科学研究費補助金は、代表者として28件の応募を行い、2件の交付内定を受けた(平成21年度は継続を含め10件実施)。科学技術振興調整費は、代表者として2件応募した。受託研究には27件が採択された。民間助成等の外部資金には7件の応募を行い、1件が採択された。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 理事長インセンティブ経費の目的に応じた配分や、研究評価の過程で得られたコメントを基にして研究計画を作成し研究資金の査定を行っていることは評価できる。科学研究費補助金の獲得件数がやや増加していることは評価できる。領域長とプロジェクトリーダーの役割分担については第3期中期計画に向けて検討することとしており具体的には進展していない。 <p>など</p>
研究成果の公表、普及の促進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 学術雑誌、機関誌等に138報(査読あり)を発表し、中期計画上の数値目標(112報/年度)を達成。学会、シンポジウム等の口頭発表は276件。 • 「地球規模気候変動シンポジウム:アジア太平洋地域における農業研究の責務」(つくば市にて開催)をはじめとする国際シンポジウム・ワークショップを28件(うち研究プロジェクト関係は24件)開催し、中期計画上の数値目標(6件/年度)を達成。 • 15件のプレスリリースを行い、新聞・雑誌・テレビ・ラジオの報道件数は、24件。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国際共同研究に関しては、成果の公表は行われているが、国民との双方向コミュニケーションは十分ではない。研究ニーズ把握として、主要な共同研究機関51機関に対してプロジェクトへの要望を調査したことは評価できる。海外におけるニーズ調査を充実させて、今後の研究推進に反映されることを期待する。普及に移しうる成果、査読論文、特許出願等は順調に成果が出されているが、重要な成果に関するプレスリリースについては不十分である。つくば本部における市民講座等の開催を含め、国民にたいする積極的なアウトリーチ活動が必要である。 <p>など</p>
環境対策・安全管理の推進	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 1か月以上の出張者等延べ175名及び医療途上国への出張者延べ166名について、保険会社の緊急移送サービス契約及び緊急時の国外脱出サービス契約を締結。 • 通信事情の悪いギニア、ニジェール、ナイジェリア、モンゴルへ出張する者に衛星携帯電話を携行させた。 • 外国出張者に係る事務手続き及び安全対策等の留意事項をまとめた「外国出張者の手引き」を作成。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 海外出張に係る職員の安全確保のため、連絡調整や研究支援体制の担当窓口の一元化を図ったことは評価できる。環境対策については、日常的な取り組みを行っているが、その具体的な効果の分析を踏まえ、さらなる取り組みの強化を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 中国現地調整業務及び事業用車については、整理合理化計画において中国現地調整業務を廃止すること及び平成22年度までに事業用車13台中8台を削減することとされている。このため、20年度は、中国現地調整業務の廃止に向けた手続を進め、事業用車についても2台を削減しているが、これらの取組については、業務実績報告書等で明らかにされておらず、評価も行われていない。今後の評価に当たっては、中国現地調査業務の廃止及び事業用車の削減に向けた取組の実施状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その適切な実施を促す観点からの評価を行うべきである。
- 本法人の平成20年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で106.7(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、旧独立行政法人緑資源機構からの承継職員は当法人の職員給与規程等の基準を適用したが、海外農業開発事業はその専門性等から承継職員は全員が大学卒・大学院卒と高学歴であり、海外で農業開発に関連した調査を行う者で高度な専門性と知識・能力が要求されることから俸給の特別調整額受給者が32名中16名と高い(50%)こと、承継職員の単身赴任手当受給者が32名中8名と受給比率が高い(25%)こと、事務・技術職員に占める承継職員の割合が高い(58名中32名、55.2%)ことが挙げられており、承継職員の段階的な給与水準引き下げ過程にもかかわらず高い指数になった主な要因と推察している。また、事務・技術職員全員が地域手当支給地(茨城県つくば市:3級地)又は特地勤務手当支給地(沖縄県石垣市:国における3級地相当)に勤務していることも高い指数となった一因と推察されることが挙げられており、貴委員会の評価結果においては「人件費削減の取組や給与水準の適切化に向けた取組は計画通り実施されている」と記載されている。しかしながら、評価結果において法人の説明の合理性についての検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得が得られるものとなっているかどうかの観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人森林総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鈴木 和夫)
目的	森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。3 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3の業務に付帯する業務を行うこと。5 旧独立行政法人緑資源機構から承継した水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	林野分科会(分科会長:太田 猛彦)
ホームページ	法人: http://www.ffpri.affrc.go.jp/index-j.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成19年4月に(独)森林総合研究所と(独)林木育種センターが統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。また、(独)森林総合研究所は平成20年4月に(独)緑資源機構の業務の一部を承継したが、紙面の都合上、承継前の(独)緑資源機構の評価項目は記載していない。
<項目別評価>			
1.業務運営の効率化	A	A	
(1)経費の抑制	a	a	
(2)効率的・効果的な評価の実施及び活用	a	a	
(3)資源の効率的利用及び充実・高度化	a	a	
(4)管理業務の効率化	a	a	
(5)産学官連携・協力の促進・強化	b	a	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	s×2 a×16 b×1	s×1 a×17 b×1	
(2)水源林造成事業等の推進		s×1 a×13	
(3)行政機関等との連携	a	a	
(4)成果の公表及び普及の促進	a	a	
(5)専門分野を活かしたその他の社会貢献	a	a	
3.財務内容の改善	A	A	
(1)経費節減に係る取り組み	a	a	
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入増加に係る取り組み	a	a	
(3)法人運営における資金の配分状況	a	a	
(4)長期借入金等の着実な償還		a	
(5)業務の効率化を反映した予算計画の実行及び遵守		a	
4.短期借入金の限度額	—	A	
5.重要な財産の譲渡に関する計画		A	
6.剰余金の使途	—	—	
7.その他農林水産省令で定められている業務運営に関する事項等	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	a	a	
(2)人事に関する計画	a	a	
(3)環境対策・安全管理の推進	a	a	
(4)情報の公開と保護	a	a	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の評定)

- 農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会(以下「分科会」という。)が、独立行政法人森林総合研究所(以下「研究所」という。)の平成20年度の業務の実績について、「独立行政法人森林総合研究所の業務の実績に関する評価基準」により、中期目標及び同目標に基づき作成された中期計画の達成度合いを客観的に判断するため評価単位を設定し、取り組むべき課題の達成状況を評価し、その結果を基本として総合評価を行った結果、「A」と評定した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の抑制	1(1)	<試験・研究及び林木育種事業> ・業務経費及び一般管理費について、業務の	・引き続き着実な経費等の削減に取り組まれた(1)。

	<p>優先度に基づく執行や資金の用途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を引き続き強化。自動車8台減、本所及び支所の研修生宿泊施設廃止による委託経費減などにより18年度一般管理費比4%相当額48,781千円を含め運営費交付金全体で280,927千円を削減。また、20年度の業務経費は前年度に比し2.8%減、一般管理費は前年度に比し3.6%の減となった。</p> <p><水源林造成事業等></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月の旧緑資源機構解散に伴い、旧機構が実施していた水源林造成事業等を承継し、本研究所内に森林農地整備センターを設置し、旧機構本部を2フロアから1フロアに縮減し、借上げ経費を削減などにより一般管理費全体で25.6%を削減。 旧機構の退職者の不補充に加え機構職員の他法人への移籍等に取り組み、平成20年度期末の職員数(563名)は平成19年度末と比べて104名の減。 事業費については、「森林総合研究所コスト構造改善プログラム」に基づくコスト縮減に努めつつ、効率的に実施したことなどにより、平成19年度に対し7.9%の削減。 																									
<p>生物多様性保全技術及び野生生物等による被害対策技術の開発</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> マツ材線虫病の早期診断を可能にする簡易で高感度のマツザイセンチュウ検出試薬キットを開発し、特許申請を行った。これにより、熟練した研究者でなくとも簡単に検出できることになり、枯損以前の樹体内での挙動の解明や多量のサンプル解析などが進むと共に、早期発見に基づく対策技術の開発、ヨーロッパなど未知の近縁種のいる地域での検出など、研究・応用両面で画期的な展開が期待される。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> マツザイセンチュウ検出試薬キットの開発は現場にも大きく貢献するものであり、高く評価できる(s)。 有効な成果が得られているので、その普及をより一層進められたい。 																								
<p>特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業</p>	<p>2(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は新技術導入事業等に登録されている新技術・新工法のうち、6件について、14箇所の工事に採用し施工した。 平成20年度は、9区域において、農家・地域住民等が主体となる直営施工についての地元説明会等を実施した。このうち郡山区域において水路の防護柵0.3kmと邑智西部区域において鳥獣害防止柵3.2kmを直営施工により実施した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新技術・新工法の開発が計画を上回って進捗し、実際に採用されていることは高く評価できる。都道府県等でも参考になると考えられることから、新技術・新工法によってコストダウン等どの程度効果があったかを積極的に広報されたい(s)。 新技術の積み重ねによるコンクリート二次製品の使用などにより、コスト縮減と工期短縮につながったことは評価する。必要に応じて追跡調査を実施し、今後の事業に活かすなど、引き続き、技術力の向上と技術の継承に取り組みされたい。 地域住民との連携を通じて、良好な維持管理を図るよう、引き続き努められたい。 																								
<p>専門分野を活かしたその他の社会貢献</p>	<p>2(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 林業用種子の発芽効率の鑑定(53件)、線虫検出検査(44件)、木材の鑑定(46件)、難燃剤を注入した木材の燃焼量測定試験(8件)、昆虫の鑑定(20件)等合計227件(平成19年度:243件)の依頼があり、その分析及び鑑定を実施。 研修生受け入れ数の推移 <table border="1" data-bbox="459 1709 938 1921"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受託研修生</td> <td>109</td> <td>95</td> <td>114</td> <td>92</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>海外研修生 (JICA等)</td> <td>70 (228)</td> <td>60 (277)</td> <td>56 (239)</td> <td>77 (327)</td> <td>99 (356)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>179 (337)</td> <td>155 (372)</td> <td>170 (353)</td> <td>169 (419)</td> <td>206 (463)</td> </tr> </tbody> </table> <p>など</p>		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	受託研修生	109	95	114	92	107	海外研修生 (JICA等)	70 (228)	60 (277)	56 (239)	77 (327)	99 (356)	合計	179 (337)	155 (372)	170 (353)	169 (419)	206 (463)	<ul style="list-style-type: none"> 森林総研は、我が国で唯一多数の森林・林業分野の研究者が在籍する大変貴重な組織であり、森林総研でしかできないことがあるので、今後も継続して取り組まれたい。 海外からの日本に対する評価として、戦略化を図られたい。
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度																					
受託研修生	109	95	114	92	107																					
海外研修生 (JICA等)	70 (228)	60 (277)	56 (239)	77 (327)	99 (356)																					
合計	179 (337)	155 (372)	170 (353)	169 (419)	206 (463)																					

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 中期目標で示された「特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の計画的で的確な事業の実施」に関する評価結果においては、中期目標期間中に完了するものとされた6区域の事業の実施状況は、業務実績報告書にも記載され、計画的に事業管理を行い、着実に進捗を図ったと評価されているが、業務実績報告書等に記載されていない3区域を含む事業実施中の9区域の事業については、区域ごとの計画進捗状況や効率的な実施状況等が明らかにされないまま、a評定(中期計画に対して業務が順調に進捗している)と評価されており、根拠の説明が不十分である。今後の評価に当たっては、中期目標期間中に完了する事業だけではなく、実施しているすべての事業ごとの計画進捗状況や効率的な実施状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、事業ごとの計画的で的確な事業の実施について評価を行うべきである。
- 出版物については、整理合理化計画において、自己収入の増大を図る観点から、対価徴収を行うこととされている。このため、法人では、平成19年度に業務方法書を改訂し、20年度に関連する諸規程の点検を実施して、出版物の対価徴収を行う体制の整備を図っているが、これらの取組については、評価が行われていない。今後の評価に当たっては、出版物の対価徴収に関する取組や実績について、自己収入の増大を図る観点から評価を行うべきである。
- 生物多様性保全技術及び野生生物等による被害対策技術の開発については、中期計画において、「生物の多様性を保全するとともに、多発する獣類や病害虫による森林被害を防止し、健全な森林を維持するため、固有の生態系に対する外来生物又は人間の活動に起因する影響の緩和技術、固有種・希少種の保全技術及び緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術等の開発並びに獣害発生機構の解明及び被害回避技術の開発を行う」とされている。業務実績報告書では、「固有の生態系に対する外来生物又は人間の活動に起因する影響の緩和技術の開発」、「固有種・希少種の保全技術の開発」、「緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術の開発」及び「獣害発生機構の解明及び被害回避技術の開発」の課題研究開発を行い、「緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術の開発」の成果としてのマツ材線虫病の早期診断を可能にする簡易で高感度のマツザイセンチュウ検出試薬キットの開発は、中期計画の予想以上の達成状況であるとしている。これに対して、貴委員会の評価結果では、マツザイセンチュウ検出試薬キットの開発は現場にも大きく貢献するものとして、s評定(中期計画を大幅に上回り業務が進捗している。)と評価している。しかしながら、その他の課題を含む本研究開発全体の累積達成状況をみると、全体として中期計画を着実に実行することができたことは述べられてはいるが、s評定に値することについては述べられていない。かつ、貴委員会の評価の判断においても本研究開発全体の成果に関しては十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、本研究開発全体が十分な成果を挙げたかを説明すべきである。
- 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に係る新技術・新工法の採用については、中期計画において、事業の高度化を一層推進する手段として、農林水産省新技術導入推進農業農村整備事業(以下「新技術導入事業」という。)等に登録されている新技術・新工法を中期目標期間中に3件以上導入するとともに、施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理に資する観点から地元説明会を実施するとともに、農家・地域住民等参加型直営施工工事を推進することとされている。業務実績報告書においては、平成20年度は新技術導入事業等に登録されている新技術・新工法のうち、6件について14箇所 of 工事に採用し施工したとされている。これに対して、貴委員会の評価結果では、新技術・新工法の開発が計画を上回って進捗し、実際に採用されていることにより、s評定(中期計画を大幅に上回り業務が進捗している。)と評価されているが、新技術・新工法の採用された工事箇所ごとの従来の工法等と比較した上での経費削減や工期短縮等の効果については、十分な説明がなされていない。また、農家・地域住民等参加型直営施工工事についても、その効果について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、採用した新技術・新工法の工事及び農家・地域住民等参加型直営施工工事の経費削減等の効果について十分な説明を行うべきである。

法人名	独立行政法人水産総合研究センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中前 明)
目的	1 水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。2 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第3条第1項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的とする。
主要業務	1 水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。3 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。4 さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る。)を行うこと。5 海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと。(6に掲げるものを除く)6 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。7 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。8 1～7の業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	水産分科会(分科会長:小野 征一郎)
ホームページ	法人: http://www.fra.affrc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価(A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成18年4月に(独)水産総合研究センターと(独)さけ・ます資源管理センターが統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>				
1.業務運営の効率化	A	A	A	
(1)効率的・効果的な評価システムの確立と反映	A	A	A	
(2)資金等の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	
(3)研究開発支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	
(5)国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	
(1)効率的、効果的な研究開発等を進めるための配慮事項	A	A	A	
(2)研究開発等の重点的推進	A	A	A	
(3)行政との連携	A	A	A	
(4)成果の公表、普及・利活用の促進	A	A	A	
(5)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	
3.予算収支計画及び資金計画	A	A	A	
(1)予算及び収支計画等	A	A	A	
(2)短期借入金の限度額	-	-	-	
(3)重要な財産の譲渡等	-	A	-	
(4)剰余金の使途	-	-	-	
4.その他業務運営に関する事項	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備に関する計画	A	A	A	
(2)(職員の)人事に関する計画	A	A	A	
(3)積立金の処分	-	-	-	
(4)情報の公開と保護	A	A	A	
(5)環境・安全管理の推進	A	A	S	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発支援部門の効率化及び充実高度化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 管理事務業務の効率化、高度化 各研究所等において行っていた科学研究費補助金の支払いを本部に一元化した。 アウトソーシングの促進 微生物等の同定・査定の業務等について、安価で良質なサービスを受けられる場合には、コスト比較を勘案しつつアウトソーシングを行った。 調査船の効率的運用 経済船速での航行や修繕項目の見直し等に 	<ul style="list-style-type: none"> 本部に一部事務の一元化を図る等管理業務の効率化を図ったこと、また、燃料高騰の折、経済船速や修繕項目の見直し等経費節減の努力、共同調査や水産庁調査船と連携し、調査船の効率的運用を図るなど業務は順調に進捗している。 調査船運用に当たっては、急激な燃油高騰の中、調査に支障を来すことなく、しかも効率的に調査船調査運用計画に基づいて運用を行ったことを評価する。

		より、調査船経費の削減を図り、調査船の効率的運用を推進した。 など	など
水産物の安定供給確保のための研究開発	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> コイヘルペスウイルス病では、20年度は外観的に無症状で持続・潜伏感染の状態にあるコイからのウイルス検出技術の確立を目的として研究を行い、脳でのウイルス感染細胞と炎症反応の存在を明らかにし、脳が耐過魚のPCR検出最適部位であることを確認した。また、ウイルス性神経壊死症及びクルマエビの急性ウイルス血症では、垂直感染からの防除法として洗卵について検討し有効性が示唆された。特定疾病コイ春ウイルス血症(SVC)のPCR法の開発・検証を行い、検査迅速化ガイドライン改訂原案を作成し、消費・安全局に提供した。さらにマハタのウイルス性神経壊死症ワクチンでは、野外臨床試験で有効性が確認され、製薬メーカーによる認可申請に目処が立った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> いずれの中課題も順調に成果が得られているように見受けられる。またアウトプットとしての論文発表の件数も増加しつつあり、評価できる。 水産物の安定供給という課題に対し、基礎から応用、行政対応まで幅広い項目について、優れた研究成果を出している点を高く評価する。一方で、これだけ多面的に研究を展開すれば、新たな研究のシーズも生まれる可能性が高い。研究計画に沿って業務実績を挙げることにのみこだわらず、新しい研究の展開にも眼を向ける姿勢を期待する。 <p>など</p>
専門分野を活かしたその他の社会貢献	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 国際共同研究を15件、国際シンポジウム・ワークショップを9件実施した。また、各種国際研究会や天然資源の開発利用に関する日米会議(UJNR)等に職員を出席させ、国際交流、人材育成を図った。 地方公共団体、民間等との連携を強化するため、北海道、東北等8つの地域ブロック及び2つの共通分野の研究開発推進会議と6つの専門特別部会(水産工学、養殖等)を開催し、農林水産省の事業等への共同提案課題の検討を行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 20年度業務実績は計画に対して順調に進捗していると見受けられ、評価できる。 国際的活動は、組織及び個人の両方で積極的になされた。従来からの国際機関との連携や委員会活動、国際交流も順調に進展し、国際共同研究や国際研究会への参加も増加した。特に第5回世界水産学会議を共催し、サテライトシンポジウム3件を開催したことは、センターとしての好機となる。今後も日本開催の関連国際集会への積極的な取組を期待したい。カルタヘナ法への対応は地道な作業であるが、順調に実施されている。 <p>など</p>
環境・安全管理推進	4(5)	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法に基づき本部及び研究所等に使用者及び労働者の代表で構成される安全衛生委員会を設置し、職場の安全衛生について点検・確保に努めた。 水産総合研究センター防災会議において、災害時の職員の安否確認等について強化を図ることが決定され、迅速に職員の安否等を確認する安否確認システムを構築し、予行演習を行って災害時の迅速な連絡体制の強化を図った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境・安全管理の推進については、昨年度までに指摘された安全衛生マニュアルの作成、災害時の職員の安否確認システムの構築、予行演習などが実施されており、高く評価できる。 安全衛生マニュアルを作成し、ホームページ上で公開し、年度計画が進められたことを評価する。 災害時の迅速な安否等を確認するシステムの構築、予行演習を評価する。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本法人の組織については、中期計画において、「栽培漁業センター等における事務及び事業について、比較的近接する箇所に設置しているものとの一元化等の見直しを行う。中でも国や地元自治体等のニーズに適切に対応する観点から、北海道、瀬戸内海、沖縄にある法人内組織及び増養殖分野については、先行的に研究開発等の分野の重点化や組織の一元化を実施し、上記以外の栽培漁業センターについても順次再編統合等の見直しを行う。」こととされており、平成18年度には、北海道、瀬戸内海、沖縄にある法人内組織及び増養殖分野について先行的な見直しが行われているところである。しかしながら、その後、その他の栽培漁業センターについての再編統合等の見直しや見直しに向けての検討状況については、業務実績報告書に記載はなく、それらの取組についての評価もなされていない。今後の評価に当たっては、中期計画に基づく栽培漁業センターの再編統合等の見直しの検討状況について評価を行うべきである。
- 平成20年度に交付された海洋資源開発勘定に係る運営費交付金約27.1億円のうち、年度末の運営費交付金債務残高が約2.7億円(交付額の約10.0%)となっているが、財務諸表においてその発生要因は明らかにされておらず、また、業務運営に与える影響について事業報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、運営費交付金の執行状況が業務運営に与える影響についても事業報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人農畜産業振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:木下 寛之)
目的	主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。
主要業務	1 生産者の経営安定を図るため、 (1)肉用子牛の販売価格の低落時における肉用子牛生産者への補給金の交付 (2)肥育牛生産者及び養豚農家への補てん金の交付 (3)飲用牛乳に比べて価格が安いバター・脱脂粉乳向けの加工原料乳の生産者への補給交付金の交付 (4)主要野菜の著しい低落時の野菜生産者への補給金の交付 (5)さとうきび及びでん粉原料用かんしょ生産者等への交付金の交付等を実施。 2 農畜産物の需給調整・価格安定を図るため、 (1)畜産物にあつては、①国家貿易機関として、指定乳製品等(バター、脱脂粉乳等)の輸入及び売渡し、②豚肉及び牛肉の価格低落時における買入れ、価格高騰時における売渡し等を実施。 (2)野菜にあつては、野菜の需給調整・価格安定を図るため、野菜の価格高騰時における出荷の前倒しや、価格低落時における市場隔離等の需給調整等を実施。 (3)砂糖・でん粉にあつては、内外価格差を調整するため、輸入糖や輸入コーンスターチ用とうもろこし等から調整金を徴収し、さとうきび生産者、でん粉原料用かんしょ生産者及び製造事業者に対し交付金を交付。 3 畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の農畜産物の価格、内外の農産物需給等に関する情報の収集・整理・提供を実施。 4 BSEや鳥インフルエンザの発生、配合飼料価格の高騰、燃油価格の高騰等に対応した緊急対策等の実施。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.alic.go.jp 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 小項目を a, b, c の3段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の削減・効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)経費の削減(抑制)	A	A	A	A	A	A	
(3)業務執行の改善	A	A	A	A	A	A	
(4)組織体制の整備	A	A	A	A	A	A	
(5)補助事業の効率化等	A	A	A	A	A	A	
(6)業務運営能力等の向上	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)畜産関係業務	A	A	A	A	A	A	
(2)野菜関係業務	A	A	A	A	A	A	
(3)砂糖関係業務	A	A	A	A	A	A	
(4)でん粉関係業務				A	A	A	
(5)情報収集提供業務	A	A	A	A	A	A	
(6)蚕糸関係業務	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費及び一般管理費節減に係る取り組み	A	A	A	A	A	A	
(2)資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
(3)「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用						A	
(4)余裕金の効率的な運用状況	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	A	A	A	A	A	A	
(1)運営費交付金	—	—	—	—	—	—	
(2)国産糖価格調整事業	A	A	A	A	A	A	
(3)でん粉価格調整事業	A	A	A	A	A	A	
(4)生糸売買事業	A	A	A	A	A	A	
5.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
6.重要な財産の譲渡等	—	—	—	—	—	—	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)長期的な借入れを行う場合の留						—	

意事項							
(3)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(4)前期中期目標期間繰越積立金の処分						A	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画の中項目の積み上げ結果(3段階評価)を踏まえつつ、業務運営に対する主な意見等、監事監査の結果等を勘案して評価を行った。この結果、平成 20 年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われている(A)。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 当該事業年度に計画した具体的な削減額と実績との対比	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費(人件費を除く。)については、随意契約の見直しや定期的な日常業務の点検、業務の適切な進行管理等により、平成 19 年度に比べ 35.9%削減。 人件費については、給与水準及び管理職手当の引下げ、地域手当の不採用等を着実に実施するとともに、ポストオフ、管理職への昇格抑制、昇給幅の抑制、業務専門職等を導入等、人件費の削減に取り組んで、平成 17 年度に比べ9%削減。 	<p>a(達成度合いは 90%以上であった)</p> <p>a(達成度合いは 100%以上であった)</p>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 ホームページの活用等	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> ホームページの改訂、月2回以上の更新等を通じ、20 年度のアクセス件数は年度計画の目標値(543 万件)に対し、604 万件であった。 	a(達成度合いは 100%以上であった)
その他省令で定める業務運営に関する事項			
職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む)	7(1)	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の超過勤務時間を集計、増加した場合はその原因を分析し、超過勤務の削減を図るとともに、適時適切に人事異動を行い、職員の適正な配置に取り組んだ。また、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備するため、年間で 24 名の勘定間異動を実施した。 前中期目標期間の期末(平成 19 年度)の常勤職員数 217 名に対して、期初の常勤職員数を 2 名削減し、215 名とした。 	<p>a(方針通り順調に実施された)</p> <p>a(計画どおり順調に実施された)</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 札幌、鹿児島及び那覇の各地方事務所については、中期目標において、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行うこととされており、業務実績報告書等においては、これらの3地方事務所全体の業務実績として交付金の交付決定件数、現地確認調査対象者数、制度等の説明会の開催回数等が示されているものの、3地方事務所の在り方についての検討状況が明らかにされないまま、a 評定(設定した指標が達成された(取組は十分であった))が付されており、根拠の説明が不十分である。また、業務実績の数値をもって当該3地方事務所が「制度の適切な運営に重要な役割を果たしている」と評価されている理由も明らかになっていない。今後の評価に当たっては、法人における当該3地方事務所の在り方についての検討状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その取組の適切性について評価を行うべきである。
- 畜産関係業務の牛乳に関する普及啓発等の推進については、副読本やクリアファイルの配布等による普及啓発を計画した事業実施主体数 47 に対し、その計画を実施した事業実施主体数は 47 で、達成度が 100%であったとしてa評定(設定した指標が達成された)と評価しているが、配布された副読本やクリアファイルが、牛乳に関する普及啓発等にどのように活用され効果があったのかが明らかになっておらず、また、当該配布物の作成については、経費の効率性の観点から全国規模で一括して作成すること等について検証がなされていない。今後の評価に当たっては、配布された副読本やクリアファイルが、牛乳に関する普及啓発等にどのように活用され効果があったのかを検証するとともに、作成経費の効率化に向けた取組等について評価を行うべきである。
- 畜産関係業務に関する情報公開の推進については、本法人のホームページにおいて、事業返還金を含む経理の流れに係る情報を公開しているとしてa評定(設定した指標が達成された(取組が十分であった))と評価しているが、公表されている内容には、i)牛肉等関税財源畜産振興対策交付金や学校給食用牛乳供給事業交付金等の国から交付される資金額、ii)区分経理している調整資金と畜産振興資金の資金額、iii)食肉に係る畜産振興政策等を実施する事業と酪農・乳業関係事業を実施するために支出される資金額、iv)畜産関係各会計勘定間の資金の流れ等に関する情報が含まれていない。今後の評価に当たっては、畜産関係業務に関する情報公開の推進状況について、資金の流れ等に関する情報が積極的かつ分かりやすい形で公開されているかとの観点から評価を行うべきである。
- 肉用牛肥育経営安定事業については、本法人から交付した補助金等により公益法人等に造成される基金をもって行われるもので、価格低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補てん金を交付することを目的とするものであるが、補てん金の交付状況及び基金造成の所要額や基金保有額等を考慮した補助金等の交付必要額が明らかにされないまま、補助金等の交付先である公益法人において所要の基金造成が行われたことをもって、a評定(設定した指標が達成された(取組が十分であった))が付されており、根拠の説明が不十分である。また、本法人は、この事業のほかにも、交付した補助金等により公益法人等に造成される基金をもって行う同種の事業(以下「基金事業」という。)を実施しているが、これらの基金事業の評価においても同様の問題が

みられる。今後の評価に当たっては、肉用牛肥育経営安定事業を含む基金事業(畜産関係業務の41基金(平成21年10月現在)、砂糖関係業務の4基金(平成20年12月現在))について、基金保有額を含む事業の実施状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、事業の有効性・適切性・効率性について検証を行い、その状況に応じて本法人が基金事業者に的確な指導を行うことなどを促すような評価を行うべきである。

- 本法人は、27の関連法人等(関連会社21法人、関連公益法人6法人)に対し、約479億円の出資等を行っているが、平成20年度の評価結果をみると、法人において出資等の目的、必要性等が検討され、財務諸表及び附属明細書において引き続き適切に管理されていると評価しているものの、出資等先の経営状況の分析と出資等先に対する指導状況等について業務実績報告書等に明らかにされておらず、評価も行われていない。今後の評価に当たっては、法人による出資等先関連法人等の経営状況の分析と出資等先関連法人等に対する指導状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人における出資等の管理の適切性について評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人農業者年金基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:伊藤 健一)
目的	農業者の高齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定、被保険者の管理、被保険者からの保険料の徴収、保険料等の運用、給付金を受けようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理。 2 旧制度の給付金を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給者の管理。 3 農地等を借り受け、経営規模の拡大をめざす者に貸し付ける業務。 4 割賦売渡債権及び貸付金債権に係る管理業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.nounen.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価。 (必要に応じて、A評価とした場合には実績及び達成度等を総合的に勘案しS評価に、C評価とした場合には要因を分析しD評価にすることができる。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営経費の抑制	A	A	A	A	A	B	
(2)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の合理化	A	A	A	A	A	A	
(4)委託業務の効率的・効果的実施						A	
(5)業務運営能力の向上等	A	A	A	A	A	A	
(6)評価・点検の実施	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)農業者年金事業	A	A	A	A	A	A	
(2)年金資産の運用	A	A	A	A	A	A	
(3)制度の普及推進等	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
4.長期借入金				A	A	A	
5.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
7.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
8.重要な財産の譲渡・担保の計画						A	
9.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)積立金の処分	-	-	-	-	-	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、評価対象の中項目のうち、「業務運営の効率化による経費の抑制等」をB評価としたが、その他についてはすべてA評価となった。これらを踏まえ、総合的に勘案した結果、全体として順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価とした。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「現況届」様式について、業務受託機関等から現況届の提出該当者が現に年金を受給している者なのか、裁定を受けても繰り下げ支給の理由によりまだ年金受給が開始となっていない者も対象とするのか、解りづらい表現があるとの指摘を踏まえ、「現況届」様式の文面について改善した。 電子情報提供システムの利用登録や利用登録変更等の紙媒体による申請をオンライン申請も可能とした改善や経営移譲年金の受給権者が支給停止者か否かがわかるようにした農業者年 	<ul style="list-style-type: none"> 電子情報提供システムのアクセス件数は前年度を上回っている。農業者年金受給権者現況届提出対象者一覧表の改善などのシステム開発に着手し、開発を完了するなど計画どおり順調に実施されている。

		金受給権者現況届提出対象者一覧表の改善などのシステム開発に着手し、年度末までに開発を終了した。 など									
委託業務の効率的・効果的实施	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 農業者年金業務委託手数料(農業者年金業務)交付要綱を一部改正し、業務受託機関に対し事業実績報告書の提出を義務付けた。 市町村段階の業務委託費を、業務受託機関ごとの被保険者数及び受給権者数に応じて区分した単価に改めた。 など	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託費の定額部分を、業務受託機関の被保険者数及び受給権者数に応じた区分に改める見直しを実施し、業務委託費を削減している。今後とも、実施状況・効果の検証を行うなどにより委託業務の効率的・効果的实施に努められたい。 								
評価・点検の実施	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> 9月に農業者年金事業の実施状況、次期中期目標・中期計画及び平成20年度計画、平成20年度農業者年金の加入推進、年金資産運用の基本方針の改正を議題に、3月に農業者年金事業の実施状況、農業者年金の加入推進、年金資産の運用状況、独立行政法人農業者年金基金平成21年度計画を議題とする運営評議会を開催し、委員の意見を踏まえ、 <ol style="list-style-type: none"> 平成20年度加入推進特別対策の実施女性農業委員及び加入推進部長を対象とした特別研修会を全国14会場で開催した。 理事長名による「加入推進活動の一層の強化についてのお願い」を全国の加入推進部長に直接送付する働きかけを行った。 など	<ul style="list-style-type: none"> 評価・点検の実施は、単なる数値目標の達成のみが目的ではないことから、今後とも関係部署との密接な連携のもとに業務が円滑に遂行できるよう一層努められたい。 								
年金資産の運用	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 年金給付等準備金運用の基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用。 <ol style="list-style-type: none"> 被保険者ポートフォリオ:基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用。 受給権者ポートフォリオ:基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用。 被保険者危険準備金ポートフォリオ:基本方針に基づき、短期資産による運用。 受給権者危険準備金ポートフォリオ:基本方針に基づき、短期資産による運用。 など	<ul style="list-style-type: none"> 年金資産の運用に当たっては、安全性、効率性を重視するとともに、被保険者等に対する適時適格な運用結果の情報提供に努められたい。また、必要があれば資産構成割合を見直すなど適切な年金資産の運用に努められたい。 								
制度の普及推進等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初の担当者会議において、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針(戦略プラン)を業務受託機関等に示すとともに、基金と受託機関が一体となり効率的・効果的な加入推進に取り組んだ。 <p>年度別新規加入者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>4,173人</td> <td>3,707人</td> <td>88.8%</td> </tr> </tbody> </table> など		19年度	20年度	対前年度比	新規加入者数	4,173人	3,707人	88.8%	<ul style="list-style-type: none"> 新規加入者については、平成20年度計画の目標値を達成すべく普及・啓発活動を行ったが、株価の低迷など資産運用環境の悪化、農業資材等の高騰による農業経営環境の悪化及び農業委員会の選挙による加入推進体制の一時的な後退等の特殊事情・外的要因が働き、目標を達成できていないことから「b」評価とした。平成20年度の新規加入については、前記のような特殊事情・外的要因が働いたとはいえ、平成19年度に続き、「b」評価となっている。今後は、認定農業者、家族経営締結者等に重点的に加入を勧めることを明確にした加入推進取組方針に基づくメリハリの効いた効果的・効率的な普及推進活動等をより一層推進し、平成21年度においては計画を確実に達成されたい。
	19年度	20年度	対前年度比								
新規加入者数	4,173人	3,707人	88.8%								

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 農地売買貸借等勘定において平成20年度に交付された運営費交付金1.3億円のうち、期末の運営費交付金債務残高が約0.5億円(交付額の40.5%)となっている。当該執行については業務の仕組みから適正なものであり、当該事実については評価結果等に記載されているが、その発生要因や業務運営に与える影響について事業報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、運営費交付金の執行状況が業務運営に与える影響についても業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価すべきである。

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堤 芳夫)
目的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.affcf.com/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20index.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価 (必要に応じて、A評価については、業務の実績及び達成度合を総合的に勘案し、S評価に、C評価とした場合には、要因を分析し、D評価とすることができる。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の(削減・)効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営体制の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)経費支出の抑制	A	A	A	A	A	A	
(4)人件費の抑制						A	
(5)内部監査の充実	A	A	A	A	A	A	
(6)内部統制機能の強化						A	
(7)評価・分析の実施	A	A	A	A	A	A	
(8)情報処理システムの整備(効率的・段階的な開発・運用)	A	A	A	A	A	A	
(9)調達方式の適正化						A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)事務処理の迅速化	A	A	A	A	A	A	
(2)情報の提供・開示	A	A	A	A	A	A	
(3)意見の収集						A	
(4)保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A	A	A	A	A		
3.財務内容の改善に関する事項						A	
(1)適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定						A	
(2)引受審査の厳格化等						A	
(3)モラルハザード対策						A	
(4)求償権の管理・回収の強化等						A	
(5)代位弁済率・事故率の低減						A	
(6)基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収						A	
(7)資産の有効活用						A	
4.予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	B	B	
(1)経費節減(業務経費一般管理費)	A	A	A	A	A	B	
(2)法人運営における資金の配分状況	-	-	-	-	A	-	
(3)業務収支の均衡	B	A	A	A	B		
(4)責任準備金の適切な計上	-	A	A	A	A		
5.長期借入金の条件	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額	-	-	-	-	A	A	
7.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
8.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人員に関する指標	A	A	A	A	A	A	
(2)人材の確保及び養成	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分にに関する事項						A	
9.重要財産の譲渡等	A	-	-	-	A		
10.施設及び設備に関する計画	A	-	-	-	A		

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(評価に至った理由)

- 法人の中期計画項目について、法人からの自己評価をもとに、評価基準に基づき評価を行った。その結果、1つの大(中)項目及び5つの小項目にB評価はあったものの、総じて高い評価であることから、総合評価はA評価とした。今後とも役員一体となった取組を通じ、農林漁業者の信用力補完という当該法人の重要な役割が十全に発揮されることを期待するとともに、B評価となった項目については改善努力を期待する。
なお、本年度においてS評価、D評価となる項目はなかった。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																																
事業費の(削減・)効率化	1(1)	<p>● 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)の削減度合(19年度予算対比)</p> <p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度 予算(A)</th> <th>平成20年度 決算(B)</th> <th>増減率 (B-A)÷A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費総額</td> <td>13,727</td> <td>16,878</td> <td>23.0%</td> </tr> <tr> <td>うち保険金(農業)</td> <td>9,328</td> <td>7,084</td> <td>△ 24.1%</td> </tr> <tr> <td> (漁業)</td> <td>2,663</td> <td>7,064</td> <td>165.2%</td> </tr> <tr> <td> 代位弁済費</td> <td>1,540</td> <td>2,652</td> <td>72.2%</td> </tr> <tr> <td> 回収奨励金</td> <td>28</td> <td>31</td> <td>10.2%</td> </tr> <tr> <td> 求償権管理回収助成</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td> 求償権回収事業委託費</td> <td>140</td> <td>18</td> <td>△ 86.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p><事業費が増加した要因></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 漁業信用保険業務において、漁業資源の悪化による漁獲量の減少、魚価の低迷、燃油・資材の高騰等によるかつお・まぐろ漁業者、魚類養殖業者の倒産・廃業などにより、保険金の支払いが大幅に増加(165.2%)。 ● 林業信用保証業務において、住宅着工の減少、20年前半の資材価格の高騰等の外的要因などにより、経営が悪化し、地域の中核企業やグループ企業の倒産が相次ぎ代位弁済費が大幅に増加(72.2%) 		平成19年度 予算(A)	平成20年度 決算(B)	増減率 (B-A)÷A	事業費総額	13,727	16,878	23.0%	うち保険金(農業)	9,328	7,084	△ 24.1%	(漁業)	2,663	7,064	165.2%	代位弁済費	1,540	2,652	72.2%	回収奨励金	28	31	10.2%	求償権管理回収助成	28	28	0.0%	求償権回収事業委託費	140	18	△ 86.8%	<p>● 事業費が大幅に増加しているものの、その主要因は、事業費の削減度合の評価に当たって配慮することとされている経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因に影響を受け、本来業務である保険金、代位弁済費の支払が増えたものであり、B評価とした。</p>
	平成19年度 予算(A)	平成20年度 決算(B)	増減率 (B-A)÷A																																
事業費総額	13,727	16,878	23.0%																																
うち保険金(農業)	9,328	7,084	△ 24.1%																																
(漁業)	2,663	7,064	165.2%																																
代位弁済費	1,540	2,652	72.2%																																
回収奨励金	28	31	10.2%																																
求償権管理回収助成	28	28	0.0%																																
求償権回収事業委託費	140	18	△ 86.8%																																
事務処理の迅速化	2(1)	<p>● 各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全てについて目標(8割以上)を上回る結果となった。 (処理状況(標準処理期間内の処理割合))</p> <p>農業</p> <p>保険通知の処理・保険料徴収: 99%</p> <p>保険金支払審査 :100% など</p> <p>林業</p> <p>保証審査 : 94%</p> <p>代位弁済 : 97% など</p> <p>漁業</p> <p>保険通知の処理・保険料徴収:100%</p> <p>保険金支払審査 : 99% など</p>	<p>● 目標値(8割)の 100%以上であった(A)</p>																																
経費節減	4(1)	<p>● 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、168億78百万円の支出であり、19年度予算対比で23.0%の増加となった。</p> <p>● 当期損益は、法人全体で12億50百万円の当期総利益を計上したが、林業信用保証勘定においてその当期純損失(17億50百万円)に充当するため前中期目標期間繰越積立金を取り崩したことから、利益剰余金は、68億79百万となった。</p>	<p>● 取り組みはやや不十分であった(B)。</p>																																

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 中期目標で示された事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、中期目標の期間中に平成19年度比で5%以上削減することとされ、20年度は1%の削減が評価指標とされている(ただし、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。)。20年度の事業費は19年度予算対比で23.0%の増加となっているものの、その主要因は、事業費の削減度合の評価に当たって配慮することとされている経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因に影響を受け、当基金の本来業務である保険金や、代位弁済費の支払が増えたものであるとしてB評定と評価されている。事業費削減の評価は、19年度予算対比の指標の達成度合により評価することとしているにもかかわらず、B評定と評価した理由について達成度合(B評定の達成度合は50%以上90%未満)による説明がなされていない。今後の評価に当たっては、外的要因による影響度合をできる限り定量的に把握した上で評価指標の達成度合による評価を行うべきである。

⑧ 經 濟 產 業 省

法人名	独立行政法人経済産業研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:及川 耕造)
目的	内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。3 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。4 1～3の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	経済産業研究所分科会(分科会長:小野 俊彦)
ホームページ	法人: http://www.rieti.go.jp/jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A ⁺	B	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 業務実績等を勘案し各項目に+または-を付することができる。 3. AAをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明記する。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A ⁻	A ⁻	A	B	B	B	
2 サービスの質の向上	A	A ⁺	A ⁺	A	-	-	
(1) 調査及び研究業務	/	/	/	/	A	A	
(2) 政策提言・普及業務等	/	/	/	/	A	A	
3 財務内容	B ⁺	A ⁻	A ⁻	C	B	B	
4 短期借入金の限度額	-	-	/	/	/	/	
5 剰余金の使途	-	-	/	/	/	/	
6 その他業務運営に関する事項	A	A ⁻	A ⁻	/	/	/	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化: 入札・契約について、規定類の整備状況・公表の基準は、基本的には国の基準と同様のものとして整備されている。人件費総額は、基準年度比で約8%の削減となっており、基準年度比5%の削減目標を達成している点は評価できる。随意契約比率は、金額ベースで対前年▲34%、件数ベースで対前年▲47%と順調に減少してきていることは評価できる。また、従来から随意契約を行っていた事業10件、87,258千円分を廃止するなど随意契約金額の削減への取組は評価できる。 サービスの質の向上(調査及び研究業務): 研究成果に対する評価・レビュー、外部研究者、経済産業省関係各課室によるプロジェクト単位の評価は高い評価が得られた。また、海外の研究機関とのネットワークの構築を通じて、情報収集機能・研究分野の拡大が行われたことは、経済産業研究所の国際的な発信力の強化にも資すると考えられ、高く評価できる。さらに、平成20年秋に起きた世界経済危機に対して、プロジェクトチームを迅速に立ち上げ、提言活動を開始したことは、経済問題へ組織を挙げて対処しようとする研究所の目的に忠実かつ危機意識を持った対応であり、評価できる。数値目標については、各研究領域において、研究の成果についての平成20年度の目標を達成しており、これらの数値は第一期から19年度まで平均と比較しても、その水準を上回るとともに、質的にも高い評価を得ている。 サービスの質の向上(政策提言・普及業務等): ホームページのヒット件数が大幅に伸びており、中でも英語サイト及び中国語サイトへのヒット数が、いずれも過去最高を記録しており、国際的な注目度が上がってきていることは評価できる。データベースについては、JIPデータベースがOECDの正規統計として採用されたことや、JSTARのように国際比較が可能なデータとして整備されるなど、政策的、研究面からの社会的な貢献があったといえる。また、藤田所長がクルーグマン(プリンストン大学教授・2008年ノーベル経済学賞受賞)との共著者としてノーベル財団からも紹介され、世界的にも認知されたことは高く評価される。 財務内容: 競争的資金等の獲得については、今年度は科研費の獲得、受託収入の獲得等によって当初目的以上の成果をあげるとともに、昨年度以上の金額を獲得できた。これは組織として収益に対する意識が向上し、組織としての合理化・改善意欲が向上したと評価できる。また、効率的な予算執行による業務運営を行うことが出来ており、昨年度に引き続き、欠損金が発生することもなく、健全な予算管理が行われていることは評価できる。 全体的評価: 前回の評価で指摘された点の多くで改善が見られたことから、平成20年度は組織体としての意識改革の浸透が見られ、多くの面で優秀な成果が見られた。特に「国際的な提携」「交流のレベルアップ」によって研究活動もこれまで以上に活発化したものと考えられ、組織体の自信を深めたものと判断できる。今後は、即時性・適時性に配慮した政策立案者側に立った工夫を行うことにより、学術性の高い「政策当局にとっては、宝の山」とも評される研究成果の活用がますます活発化していくことが期待できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 随契比率 件数ベース: 13% (前年度比▲47%)、金額ベース: 28% (前年度比▲34%) 人件費総額: 基準年度比で約8%削減 など 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約比率は、目標の金額ベース18%、件数ベース7%に及ばなかったものの、金額ベースで対前年▲34%、件数ベースで対前年▲47%と順調に減少してきていることは評価できる。また、随意契約を行っていた事業10件、87,258千円分を廃止するなど随意

			<p>契約金額の削減への取組は評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費総額は、基準年度比で約8%の削減となっており、前年度に引き続き削減目標を達成している点は評価できる。
サービスの質の向上 (調査及び研究業務)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 内部レビューを得た論文の公表数:113件(過去最高件数)(目標:55件) 学術誌、専門誌等で発表された論文数:77件(過去最高件数)(目標:32件) 国際シンポジウム、学会等で発表された論文数:219件(過去最高件数)(目標:72件) 平成20年秋に起きた世界経済危機問題に対して、プロジェクトチームの設置、ワークショップの開催(5回)、BBLの開催(3回)、ホームページに「世界経済危機フォーラム」のコーナーを設置し、世界経済危機に関するアウトプットを一元的に集約して発信 ハーバード大学におけるワークショップの開催、OECD等の国際組織とのシンポジウムの共同開催、OECDとの日米欧の生産性に関する共同研究等、海外の研究機関との研究に関するネットワークを構築 など 	<ul style="list-style-type: none"> 各研究領域において、研究の成果についての目標を達成しており、第1期から平成19年度までの平均と比較してもその水準を上回り、質的にも高い評価を得ている。特に内部レビューを経て公表された研究論文数、学術誌、専門誌等で発表された論文数及び国際シンポジウム、学会等で発表された論文数は過去最高であり、高く評価できる。 平成20年秋に起きた世界経済危機に対し、プロジェクトチームを迅速に立ち上げ、提言活動を開始したことは、経済問題へ組織を挙げて対処していこうとする目的に忠実かつ危機意識を持った対応であり、評価できる。 海外の研究機関とのネットワークの構築を通じて、共同研究の成果が上がってきていることは、国際的な発信力の強化にも資すると考えられ、高く評価できる。
サービスの質の向上 (政策提言・普及業務等)	2(2)	<p>【政策提言・普及業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究書の刊行総数:6冊(目標:4冊) シンポジウムの開催総数:7回(目標:6回) BBLの開催総数:69回(目標:50回) HPのヒット総件数:106万件(目標:40万件) 研究論文1本あたりのダウンロード平均総数:4057件(目標:2400件) <p>【資料収集管理、統計加工及び統計管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> JIPデータベース(生産性統計)がOECDの正規統計として採用 JSTAR(高齢者を対象としたくらしと健康の調査)が日米欧間の比較可能なデータとして整備 イノベーション研究のための発明者に対する調査が米欧の協力によって国際比較が可能なデータとして整備 JIPデータベースは、アクセス数が前年度から大幅に増加 新たに公表されたAMU(アジア通貨単位)は公表初年度から多くのアクセス数を記録 AMUについて、手作業で入力しながらデータベースの構築を行っていたものを、システムの構築により合理化を促進 <p>【政策研究・政策立案能力の向上支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> シンポジウムの全参加者の年間平均満足度:85%(目標:66%) BBLの全参加者の年間平均満足度:86%(目標:66%) 省庁所属のコンサルティングフェローを特定の研究プロジェクトに所属させ、ファカルティフェロー等とのチームアップを行わせることによる政策研究能力及び政策立案能力の向上支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> アウトプット指標は中期目標を上廻っており、これらの数値は第1期から平成19年度までの実績平均と比較しても、ほとんどの指標でその水準を上回っていることから、活発な活動による成果であると評価できる。特に、ホームページのヒット数の件数が大幅に伸びており、中でも英語・中国語サイトへのヒット数が大幅に伸びており、いずれも過去最高のヒット件数を記録したことは、国際的な注目度が上がってきていることとして評価できる。 国際組織とのシンポジウムの共催は経済産業研究所の国際的な認知の向上に寄与していると思われる。海外からの注目度が上がってきている証明でもあり、国際的にも活動の場が広がりつつあることは評価できる。 データベースについては、引き続き効果的、効率的な政策研究に必要なものの構築に成果を上げることが出来た。特に、JIPデータベースがOECDの正規統計として採用されたことや、JSTARのように国際比較が可能なデータとして整備されたことは、政策的、研究面から社会的な貢献と言える。また一部のデータベースでアクセス数が前年度から大幅に増加したこと、公表初年度から多くのアクセス数を記録したデータベースが存在することは、当該データベースがニーズに応じたものであると判断されるため、高く評価できる。 AMUについては、システムの構築による合理化を進めたことにより、迅速な更新が可能になったものであり、データベースの一層の充実に資するものであるとして評価できる。 コンサルティングフェローの能力向上については、特定の研究プロジェクトに所属させ、ディスカッションペーパーの作成というプロセスを通じて行われている点が積極的なものとして評価できる。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 当期総利益:1,009万円 自己収入実績:319万円(目標:308万円) 競争的資金等獲得実績:1,285万円(目標:200万円) 欠損金は未発生であり、当期総利益は、運営費交付金収益が減少したものの、受託収入や科研費収入等の外部資金の獲得及び経常費用における研究業務費の削減により計上 など 	<ul style="list-style-type: none"> 競争的資金等の獲得については、科研費受託収入の獲得等によって当初目的以上の成果をあげるとともに、昨年度を上回る金額を獲得した。これは組織として収益に対する意識が向上し、組織としての合理化・改善意欲が向上したと評価できる。 効率的な予算執行による業務運営が出来ており、昨年度に引き続き欠損金が発生することもなく、健全な予算管理が行われている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:清水 勇)
目的	発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを開覧させ、又は観覧させること。2 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを開覧させること。3 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。4 上記のほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 工業所有権に関する相談に関すること。6 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。7 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。8 1～7の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	工業所有権情報・研修館分科会(分科会長:早川 眞一郎)
ホームページ	法人: http://www.inpit.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	B	B	B	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。なお、平成17年度までは大項目のみの評価で、A、B、Cの3段階評価。また、「5.アウトカム」は15年度まではA、Bの2段階評価。 2. 「2.サービスの質の向上」について、17年度以前は小項目ごとに分科会委員の評価ポイント(5点満点)で評価。記載した数字は、中項目ごとのポイントの平均点。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	B	B	B	
(1)業務の効果的な実施				A			
(2)業務運営の合理化				B			
(3)業務の適正化				A			
(4)人件費削減の取組				B			
2.サービスの質の向上(情報提供)					B	A	
3. サービスの質の向上(流通)					B	A	
4. サービスの質の向上(人材育成)					B	B	
5.サービスの質の向上	A	A	A	B			
(1)工業所有権情報普及業務	4.7	4.9	A	A			
(2)工業所有権関係公報等閲覧業務	4.7	4.9	A	B			
(3)審査・審判関係図書等整備業務	4.7	4.9	A	B			
(4)工業所有権相談等業務	5	4.8	A	B			
(5)工業所有権情報流通等業務	4.6	4.7	A	B			
(6)情報システムの整備				B			
(7)知的財産関連人材の育成	4.9	4.9	A	A			
6.財務内容	B	B	B	B	B	B	
7.その他業務運営に関する重要事項				A	B	B	
(1)ユーザーフレンドリーな事業展開				A			
(2)特許庁との連携				B			
(3)広報・普及活動の強化				A			
8.アウトカム	A	A	A				

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 全体的にコストを削減しつつ着実に中期計画に取り組んでおり、特許電子図書館(IPDL)など基盤的な情報提供サービスや、研修等の人材育成機能が充実し、知財立国実現に向けたインフラとしての重要な役割を果たしているといえる。また、工業所有権情報の提供・普及という主旨から、ユーザーサービスの向上という点が重要視されるところ、努力及び成果が認められる。
- 今後は、インフラの充実にとどまることなく、結果的に創出されるアウトカムを意識した事業実施に取り組んでほしい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> • CIO(最高情報責任者)補佐官及びシステム調整担当の設置 • 閲覧機器台数の見直し:H19年度158台→20年度155台 	<ul style="list-style-type: none"> • 特許庁の情報・システム最適化計画に適切に対応しており、人件費、契約の適正化といった重要事項においても適切な対応が図られている。

		<ul style="list-style-type: none"> 公報閲覧室の受付業務等従事派遣職員数の見直し:6人→5人 IPDL/WS(専用端末)を廃止、特許審査官端末の導入決定(112台→59台) 契約の妥当性を諮るための契約審査委員会を開催(13回開催、51件の契約審査) レクリエーション経費に関する規程類・支出を廃止。 	<ul style="list-style-type: none"> 公報閲覧室の利用者数減少に伴う閲覧機器台数の見直し、閲覧スペースの研修スペースとしての活用等、効率的な業務の実施に努めている。
サービスの質の向上 (情報提供)	2	<p>(工業所有権情報普及業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> IPDL検索件数:95,457,750回。 公開特許英文抄録(PAJ)の作成件数:312,422件。 整理標準化事業の廃止に向けて特許庁と協議。 <p>(工業所有権関係公報等閲覧業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> IPDL/WS(専用端末)を廃止し、閲覧環境向上のため特許審査官端末への移行を決定(112台→59台)。 特許審査官端末利用者:延べ1,662名 地方閲覧室の廃止(広島閲覧室:平成21年度末、他の7地方閲覧室:平成22年度末)を決定。 <p>(審査・審判関係図書等整備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査・審判資料を購入・提供(内国図書576冊、外国図書41冊等)。 <p>(工業所有権相談等業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数:61,074件(H19年度:60,396件)。 <p>(情報システム業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット出願普及のための企業訪問(19社)、説明会(20か所)を実施。 特許庁の新システム運用開始に合わせ廃止する電子出願ソフト開発事業及び公報システム開発事業について、廃止に向けて特許庁と協議。 	<ul style="list-style-type: none"> 特許電子図書館(IPDL)の操作性向上・充実にはニーズに的確に対応したもので十分に評価に値する。 公開特許英文抄録の作成件数が年度計画を下回っているが、元となる特許公報の発行件数自体の減少に起因するものであり問題はない。 検索機器の設置台数の見直し、地方閲覧室の廃止決定等、公報の閲覧事業に着実に取り組んでいると評価。 相談サービスの迅速性は維持されている。また、相談サービスの強化に向けた取組が着実に行われていると評価。 パソコン電子出願の普及に向け、企業訪問や全国での説明会・講習会の積極的な実施等、着実にユーザーの利便性向上に努めていると評価。
サービスの質の向上 (流通)	3	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通アドバイザーを自治体等に派遣(企業訪問回数:24,737回、成約件数:1,452件)。 特許情報活用支援アドバイザーを自治体に派遣(企業訪問回数:10,195回)。 知的財産権取引業者データベースへの登録を促進(登録件数:96社(H19年度:89社))。 	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通アドバイザーの活動実績は計画を大幅に上回り、成約件数をみても、質を維持しつつ地域の特許流通に関わる人材の育成を行っていることが伺われ、高く評価できる。 成約件数は平成17年度で頭打ちとなっているが、単純に成約件数の増加を求めるものではなく、今後は、さらなる特許流通の定着・活性化に向けた取組、中小企業の活性化という観点からの取組をお願いしたい。 情報検索専門家の活動は計画を大幅に上回っている等、高く評価できる。
サービスの質の向上 (人材育成)	4	<ul style="list-style-type: none"> 特許庁職員等6,110名に研修実施。 特許侵害警告模擬研修を実施(6回、受講者133名) 	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業を対象とする研修も充実しつつあるが、今後、特に中小ベンチャー企業等がイノベーションの担い手たりうるためにも、更なる充実を期待する。
財務内容	6	<ul style="list-style-type: none"> 原則、毎月開催の運営会議で予算の執行状況報告を行い、効率化の達成度等進捗管理を厳格に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金債務が発生しているが、競争的契約の拡大による執行額の削減、人件費・特許公報発行件数等の変動による執行額の減等によるものであり、堅実な財務運営と判断。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・該当なし

法人名	独立行政法人日本貿易保険(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鈴木 隆史)
目的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。
主要業務	1 貿易保険の事業を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。3 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険の事業を行う国際機関等を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易保険部会(部会長:岩村 充)
ホームページ	法人: http://nexi.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	4年間(平成17年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	第1期中期 目標期間	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第2期中期 目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	A	B	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。ただし「財務基盤の充実」については+又は-の2段階評価。 2. 平成18年度以降は、大項目単位でも評価を実施。17年度以前は中項目単位のみ。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>								
1. 業務運営の効率化				B	C	C	B	
(1) 業務運営の効率化	A	A	A	B	C	C	B	
(2) 次期システムの効率的な開発及び円滑な運用	A	A	B	B	B	B	B	
2. サービスの質の向上				A	A	A	A	
(1) 商品性の改善			A	A	A	AA	A	
(2) サービスの向上	AA	AA	A	A	A	A	A	
(3) 利用者のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備			A	A	B	A	A	
(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化			A	A	A	AA	A	
(5) 民間保険会社による参入の円滑化			A	A	A	A	A	
(6) ニーズの変化に対応したてん補リスクの質的量的な拡大	A	A						
(7) 回収の強化	A	A						
3. 財務内容				A	A	B	A	
(1) 財務基盤の充実	+	+	+	+	+	+	+	
(2) 債権管理・回収の強化			AA	A	A	B	A	
(3) 業務運営に係る収支相償	A	A						

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- サービスその他業務の質の向上について、世界的な金融危機下、貿易保険の利用者ニーズを的確に把握するとともに、政府の金融危機対策とも連携し、海外事業資金貸付保険の商品性改善などに取り組んだ。また、APEC会合で麻生総理が表明した「アジア太平洋貿易保険ネットワーク」の推進のためインドネシアと再保険協定を締結した。業務運営の効率化については、随意契約の見直しについて、件数ベースではやや改善が見られたものの、金額ベースでは小幅の改善に止まっているところであるが、業務費削減は目標を大きく上回り、人員削減は目標どおり取り組むことが出来た。財務内容について、昨年に続き当期損失が発生したが、財務上の健全性は維持されており、信用事故債権の回収率は目標を下回ったものの、サービサー回収やイラクの債権額確定・被保険者への適切な配分を行った。これらを総合的に評価し、今年度評価はAとする。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 人件費を含む業務費の削減について、中期目標期間最終年度の平成20年度において、平成16年度実績比で約13.1%削減を達成(目標:平成20年度で平成16年度実績比10%を上回る削減)。 平成20年度末時点での役職員数150人(目標:152人)。 契約金額ベースにおける随意契約の割合は92%(19年度:96%)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務費削減は目標を大きく上回り、人員削減も目標どおりであるが、随意契約見直しは、件数ベースでやや改善したものの、金額ベースで小幅の改善。これは、平成21年度より順次実施するシステム更新に併せて競争契約への移行を進めることとしているためである。随意契約の評価は、政府の方針に照らし、依然、結果としての数字が高い水準にあることに鑑みれば厳しい評価を行うことが適当との判断をし、今年度評価はCとする。
商品性の改善	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 組合包括保険において、付保対象・てん補範囲の見直し、申込み手続の簡素化、保険料水準の見直しを実施。 海外事業資金貸付保険について、1年以上の運転資金融資を付保対象化、海外子会社向け信用付保率の上限を90%に引上げ。平成20年12月に制度改正を行い、20 	<ul style="list-style-type: none"> 組合包括保険のてん補範囲の見直し、手続の簡素化、保険料水準の見直し、海外投資保険や、企業総合保険、限度額設定型貿易保険の商品性改善を着実に行ったことに加え、当初計画になかった海外事業資金貸付保険の商品性改善にも取り組んだ。特に、金融危機対策の一環として、海

		<p>年度内に約 2,600 億円の引受け。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貿易保険付輸出代金債権の流動化支援、サプライヤーズ・クレジットの引受けを開始。 海外投資保険、企業総合保険、限度額設定型貿易保険、海外事業資金貸付保険について、商品性の改善を実施。 地球環境保険を運用開始。 など 	<p>外進出日系企業(海外子会社)の事業資金を支援するため、海外事業資金貸付保険の制度拡充を行ったが、2,600 億円、前年度比約9倍の引受け実績を達成した。このように、商品性の改善については、質的・量的に目標を大きく上回ったと判断されることから、今年度評価はAAとする。</p>
サービスの向上	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> インドネシアのASEIとの間で再保険協定を締結、タイ輸出入銀行との間で再保険協定締結に向けた交渉を開始。 支払保険金に係る平均査定期間の実績: 12日(目標:50日以下)。 パルクラブてん補割れ債権に係る輸出手形保険の譲渡承認制度について、東京都の追加補償分への拡充。日本貿易保険への譲渡制度について対象国の拡充。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 信用リスク保険金査定期間を平均 12 日間と目標を大きく上回ったほか、パルクラブてん補割れ債権の譲渡承認制度について輸出手形保険の自治体追加補償分への拡充、日本貿易保険への譲渡制度について対象国の拡充、海外諸国の貿易保険ネットワーク推進のためインドネシアと再保険協定を締結などユーザー要望に対する具体的対応として評価できることから、今年度評価はAとする。
利用者のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 海外を含めた企業・銀行からの迅速かつ幅広い情報収集、運転資金不足等のニーズを踏まえた商品の改善。 中小企業者の利用拡大のため、信用調査費を一定程度免除。 高リスク国(86カ国)の引受け方針一斉見直し、8カ国の引受け条件の制限、HIPCのうちの5カ国の案件枠の減額を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 金融危機下において、内外幅広く情報収集を行い、利用者ニーズを的確に把握し、商品改善につなげたことや、中小企業者の利用拡大のための信用調査料の免除、高リスク国の引受け方針一斉見直しによる引受条件の制限(8カ国)、案件枠の減額(5カ国)などを行ったことは評価できることから、今年度評価はAとする。
重点的政策分野への戦略化・重点化	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 世界的金融危機下、貿易金融不足により我が国の貿易・投資が停滞しないよう、政府と連携を取りつつ、タイムリーに支援を措置。 「アジア太平洋貿易保険ネットワーク」の一環として、インドネシア輸出信用機関 ASEIと再保険協定を締結。 資源・エネルギー総合保険で5件の成約。鉱物・エネルギー資源の権益獲得の引受け、ヴァーレやペトロプラスとの協力協定締結、資源開発プロジェクトの支援を実施。 我が国の省エネ・新エネ技術の移転等により温室効果ガスの排出低減に貢献する取組の一環として、「地球環境保険」を創設・引受けを開始。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 政府の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等と連携して、総理、大臣の外交機会も活用し、資源エネルギー保険等について、積極的かつ迅速な取組を行うとともに、地球環境保険などの新たな制度の運用を開始した。また、世界的な金融危機下、日本企業の海外子会社への運転資金支援を迅速に行ったり、「アジア太平洋貿易保険ネットワーク」の推進を図ったことは、質的・量的に目標を大きく上回ることから、今年度評価はAAとする。
民間保険会社による参入の円滑化	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 組合包括保険及び企業総合保険において、付保選択制を導入し、一部の組合包括保険において、信用保険を不てん補。 販売委託先民間保険会社に対し、保険料体系等変更点の各社別説明会を実施。 各社を通じた日本貿易保険の平成 20 年度引受保険金額は、我が国の輸出減を反映し、前年度比 3.9%減。 民間保険会社との協調保険について、第一号案件を契約。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 組合包括保険において、利用者の選択肢拡大による民間参入機会の増加を図るとともに、計画では、導入の検討としていた民間保険会社との協調保険について、検討を了し、具体的案件が契約に至ったことから、今年度評価はAとする。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制等により、経常利益 19 億円を計上したが、金融危機による影響により、保険代位債権の評価損等を計上したことから、当期損失は 15 億円を計上。 非常事故債権については、イラクの最終債務削減後の債権額を確定し、初回回収金を被保険者に適切に配分。信用事故債権については、民間回収専門業者(サービサー)12社を活用し、回収に努めた結果、15 億円の回収。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 当期総損失が発生したものの、バランスシートにおける財務上の健全性は維持されている。信用事故債権の回収率が目標を下回ったものの、サービサー回収やイラクの債権額確定・被保険者への適切な配分等総じて概ね目標どおりであったことから、今年度の評価はBとする。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本法人の平成 20 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 129.4(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(専門性の高い人材を登用する必要があること、国からの出向者のうち、出向以前に管理職でない職員が本法人において管理職として勤務する際に管理職手当が支給されていること)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人産業技術総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:野間口 有)
目的	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。2 地質の調査を行うこと。3 計量標準の設定、計量器の検定、検査、研究・開発及びこれらに関する業務並びに計量に関する教習を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。5 産業技術強化法第二条第二項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を推進すること。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	産業技術分科会産業技術総合研究所部会(部会長:木村 孟)
ホームページ	法人: http://www.aist.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	5年間(平成17年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	B	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A	A	A	B	C	B	
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A	A	A	
3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	B	
4 その他業務運営に関する重要な事項	A	B	A				

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 第一期を上回る共同研究資金の獲得に代表されるように、いずれの目標達成も高いレベルで形になっている。また、短期、中期の研究戦略に基づく組織の改変や新設も時宜を得たもので、地域イノベーション創出共同体形成事業や、全国イノベーション推進基幹ネットワークの構築など、地域に貢献する実践的な活動を高く評価したい。また、個々の研究プロジェクトについても、ナノカーボンの量産や植物工場に象徴されるように、イノベーション研究もそれぞれに質的に優れた研究成果を挙げている。さらに、知財戦略上重要な各国際標準委員会にも主導的に参画しており、国への取り組みにも高く貢献している。
- 特筆したいのは、中小企業の試作製品を技術評価し、高度化する中小企業への支援施策と、実践的なオンゴーイング教育としてのイノベーションスクールをはじめとする人材育成の取り組みで、他の独法研究機関の範となる実践として高く評価できる。業務、財務、人事等についても前年度の反省を含めて問題はなく、総合的な法人実績は特に質的なレベルで高いパフォーマンスを達成していると判断した。
- 本法人の研究実績・成果は当年度も高い水準で達成されている。また時代の要請を踏まえた研究分野の開拓のほか、研究を支える組織の整備・運営も不断の見直しが行われており、より高い目標実現に向けた組織の意思が感じられる。いずれの分野の業務も中期計画、年度計画に沿い、ほぼ順調に遂行され、一部の分野や研究課題においては計画を上回る成果が得られている。
- 産総研発足2期の4年目となり、組織、研究基盤もたゆまぬ見直し、改革により充実したものになり、当該年度での研究成果も世界レベルのものも多く出、成果の実用化等社会貢献も実績を挙げて来ている。
- 産総研のミッションに対する職員の意識の共有化も進み、着実に実行に移され、多くの優れた実績が挙がっている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 「コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンス体制の確立に向けた啓発を行い、職員等が社会的責任等に対する高い意識を保ち続けられる活動を行った。 随意契約見直しに関する職員への説明会を開催するなど分かりやすい周知を図るとともに、真にやむを得ない随意契約以外は競争入札又は公募による契約とし、また、公募公告期間を最低10日以上として競争性を確保する取り組みにより、競争性のない契約が金額ベースで約14.5%、件数ベースで約3.6%となり、随意契約見直し計画の目標を達成することが出来た。 ライフサイエンス分野の倫理、安全に関する委員会のうち、従来、各事業所で所管していた委員会(人間工学実験委員会、組換えDNA実験委員会、微生物実験委員会)についても、今年度からライフサイエンス実験管理センターにおける一元管理体制を構築し統一的な運営を開始した。また、つくばセンターに点在する実験動物飼育施設について集約化実行計画案を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新設されたコンプライアンス推進本部を中核としたリスク管理、法令順守活動や、随意契約見直し計画の目標達成などを高く評価。 過去において発生した組織運営および安全面でのマネジメント問題を契機として、本法人の組織的対応は真摯かつ積極的なものであり、実質的なものとなり評価に値する。コンプライアンスの確保に対する、規則等の整備を含む組織システムの整備、役職員教育、実際の運用面での努力はきわめて積極的に行われている。

<p>サービスの質の向上</p> <p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1研究部門、3研究センター、1研究ラボ、1特記センターを立ち上げた。 前年度から継続して審議されてきたネットワークフォトニクス研究センターを設置した。 総合化戦略において分野横断的に推進することが策定された「水素・燃料電池」、「省エネルギー技術」、「バイオマスエネルギー」、「レアメタル」、「沿岸域活断層調査」、「サービス工学」に重点的に政策予算を配分した。 経済産業省等との定例的な意見交換の場として、技術環境局との意見交換会10回、技術振興課とのイノベーション推進連絡会議を9回実施し、最新の政策動向について意見交換を行うとともに、最新の研究情報を政策サイドに提供した。 産業化シナリオを構築し事業化を推進するために、産総研大型プロジェクトである産業変革研究イニシアティブを産業技術アーキテクトを中心に推進した。 懸案となった企業の収益事業目的に対する研究施設の貸付については、新たに「研究施設等の事業者の利用に関する規程」を整備した。 主要な研究実績 <ul style="list-style-type: none"> 肝細胞がんマーカー糖タンパク質候補のハイスループット同定 低消費電力システムデバイス技術の開発 ナノカーボン構造体の構造制御技術と機能制御技術の開発 太陽光発電の高効率化と大量導入支援技術の開発 先端的な計測・分析機器の開発 メタンハイドレート資源技術の開発 放射温度計および抵抗温度計領域における新しい高温標準の開発 独法情報公開法に基づく公表事項を更新するなど情報提供内容を充実するとともに、「連携千社の会」を設立し350社以上の企業の会員登録を行った。 一般市民・青少年を対象に対話型の話題提供を行う「サイエンスカフェ(6回)」や、「実験教室(10回)」、「出前講座(13回)」、「サイエンスキャンプ(参加人数40名)」等を積極的に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基幹的研究機関としての着実な成果創出と、研究基盤たる組織・運営に関する改善の真摯な取り組みは高く評価できる。 研究成果およびマネジメントについて計画された以上の十分な実績を挙げている。 当初の計画を超えた成果が挙げられており、産総研のミッションが着実に実現されている。 ヒューマノイドロボットの実用化研究とロボット産業の新たな基盤となるRTミドルウェアは、ロボット分野の発展の可能性を示した。 太陽電池で世界最高レベルの高効率化、低コスト化、基準セルの国際標準認定等を実現し、国際的に優れた成果を挙げ、他の新エネルギーと合わせて環境と安全に配慮した社会作りに貢献する技術開発に成功した。 年令軸恒常性研究新分野の開拓やライフサイエンス研究の基盤となる、日本電子と共同開発した生体細胞を観察できる高性能電子顕微鏡の開発などの独創的な研究成果を高く評価する。 我が国の大陸棚延伸のため、政府が国連に申請した大陸棚限界申請書案の作成に大きく貢献している。 我が国の国土や、メタンハイドレート・レアメタル・鉱物資源の確保のために役立ち、政策に貢献している。 安全で安心な社会の構築のために、地質情報の知的基盤構築、地質現象の将来予測と評価技術の解明等において、産総研の総合力を生かした取り組みが進められ、成果のアウトプットも世界水準に達している。 500量目に及ぶ標準開発・供給は順調で、当初計画をはるかに上回る成果は世界をリードする水準で大いに評価できる。 マンモグラフィX線診断用線量標準や臨床検査用標準物質の供給など、我が国の国民の安全・安心に直結するアウトカムを創出している。 産業競争力強化に向けた計量標準整備を実行し、国際度量衡委員会における多分野の国際計量システム構築に努め、産総研が世界トップクラスの標準研究機関として国際的に認知された。 情報の公開推進と個人情報保護に対する取り組みは、実質的かつ積極的、組織としての意思が明確に職員に伝えられている点を評価。 連携千社の会を活用した産業界との幅広い情報交流活動、社会科学をテーマにしたSynthesiology誌の発行、青少年を対象としたサイエンスカフェ・キャンプ、出前授業の活動などを高く評価。
<p>財務内容</p> <p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> 19年度の剰余金は、経営努力に基づく利益として承認され、(平成21年3月26日)「研究施設等整備積立金」として約2億円全額が積み立てられた。 自己収入(受託収入、資金提供型共同研究収入等)の増加に努めたが、平成19年度の270.2億円から平成20年度の265.8億円へと約4.4億円の減収となった。自己収入の減収は、国などからの受託収入の減少が主な要因である。 	<ul style="list-style-type: none"> 財務内容、そして改善に向けての取組みは妥当と判断される。ただ、長期的な戦略の検討も必要と思われる。 財務内容の改善に関しては、着実に実行しており、特段の問題はない。 多額の剰余金の存在に見合った資産の有効活用という観点から、研究の活性化に向け資産有効活用の検討が為されるべきと思料する。また当面実物投資に活用しないのであれば、金融資産としての効率的な運用が図られるべきである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人製品評価技術基盤機構(平成13年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:御園生 誠)
目的	工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 工業製品その他の物資に関する技術上の評価を行うこと。2 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。3 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供を行うこと。4 評価の技術に関する調査及び研究を行うこと。5 工業標準化法、ガス事業法、電気用品安全法等、各種法令に基づいた立ち入り検査等の実施
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	技術基盤分科会 製品評価技術基盤機構部会(部会長:平澤 洽)
ホームページ	法人: http://www.nite.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日~平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. H17年度以前は、サービスの質の向上に関する評価について、能動型業務と受動型業務に分けた上で評価を実施。 4. 平成18年度からは、財務内容の改善について大項目のみの評価に変更。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化				A	A	A	
(1)経費及び人件費の削減				A	A	A	
(2)組織、人員の配置				A	A	A	
(3)業務の電子化				B	B	B	
2. サービスの質の向上				A	A	A	
(1)バイオテクノロジー分野				AA×1 B×1	AA×1 B×1	AA×1 B×1	
(2)化学物質管理分野				AA×1 A×3 B×1	AA×1 A×1 B×3	AA×1 A×1 B×3	
(3)適合性認定分野				AA×1 A×1 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	
(4)生活安全分野				AA×1 A×1 B×2	AA×1 A×1 B×2	AA×1 A×2 B×1	
(5)その他				B			
(6)能動的業務	A	A	A				
(7)受動的業務	A-	B+	A-				
3. 財務内容の改善	A	A	A	B	B	A	
(1)業務経費の効率化	A	A	A+				
(2)運営費交付金の抑制	A	A	A				
(3)財務内容の改善	A	A	A				
4. マネジメント	A	A	AA-	A	A	A	
(1)戦略的な人材育成				A	A	B	
(2)戦略的な広報				A	AA	A	
(3)マネジメントの改善				A	B	A	
5. コストパフォーマンス	A	A	A				

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21. 8. 28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 各分野においてNITEの技術力を活用し、国民生活の安全・安心につながる著しい成果を挙げており、社会へ大きく貢献していることは評価に値する。このようなことから総合評価については、A評価とした。生活安全分野では大きな成果を上げており、AA評価とし、業務運営の効率化、バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性認定分野、財務内容の改善、マネジメントの改善についてはA評価とした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 総コスト: 9,738百万円(対H19年度比0.9%増) 運営費交付金を充当した業務経費: 6,687百万円(対H19年度▲534百万円)。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務負荷が増大する中で、業務推進や危機管理、業務の重点化、アウトソーシングなど経営資源の効率的な活用を努め、コストベースにおいて昨年度比で一般管理費9.0%、業務経費7.4%の経費削減を行った。今後も効率化を目的とした

			改善を進めて、サービスの質を下げることなく、効率的で価値ある重要な活動として継続できる体制に強化し続けることが重要。
生物遺伝資源に係る情報等の提供業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 新規性の高い微生物を 4,413 株収集（計画数 4,000 株）。 N B R C 株の累計：23,365 株 分譲株数：7,798 株（H19 年度：5,386 株） 	<ul style="list-style-type: none"> 国家生物遺伝資源機関（N B R C）としての株保有数が、米国に次ぐ世界第二位となるなど、生物遺伝資源機関として大きな実績を上げている。また、微生物の提供においても、微生物の産業利用の促進に大きく貢献している。
化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> CHRIP アクセス件数：822 万ページ（H19 年度比 22%増） 世界調和システムアクセス件数：97,000 ページ/月（H19 年度比 37%増） 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質総合情報提供システム（CHRIP）へのアクセス件数は昨年引き続いてさらに大幅に増加し、また、利用者の満足度 90%と高い支持を得ている。国民生活の安全・安心に対する貢献度が高い。
経済産業省に係る法令等に基づく認定業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> JNLA35 件、JCSS67 件、MLAP83 件の登録・認定を実施。 事業者からの申請を容易にするためのガイドダンス文書の作成・公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請件数が大幅に増加している中、職員を増加することなく、非常勤・外部人材の活用等により、迅速かつ的確に処理が図られている。
製品安全関係業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 事故情報受付件数：5,440 件 事故品確認・現場調査件数：1,257 件 国民生活センターとの間での実務者ベースの会議の開催。経済産業局等と連携した連絡会議の開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 高い事故情報収集力、原因解析力、対策企画・立案能力、情報発信力といった N I T E の製品安全業務の強みを活かし、事故の再発防止にとどまらず、事故を未然に防ぐことを意図したリスクアセスメントの取り組みも開始されており、的確なパフォーマンスを上げている。
財務内容の改善	3	<ul style="list-style-type: none"> 経常利益：218 百万円（経常収益：9,377 百万円。経常費用：9,158 百万円）。 経常利益の増（H19 年度は▲176 百万円）は、電気工事士関係の講習受講者の大幅増、経費削減努力等によるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金収入は減少しており、次年度以降の経常収益が現状を維持できるのか懸念される。各事業の選択と集中、経費削減努力に加え受託事業収入等の拡大に留意すべき。また、今後も運営費交付金収益が減少するようであれば、これまでと同じように増加し続ける業務量に的確、かつ質高く応えていくことが可能か、業務の的確性、質を維持するために量を制限することも含め検討が必要と考える。

3. 当委員会の平成 20 年度評価に関する意見（H21.12.9）（個別意見）

• 該当なし

法人名	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:村田 成二)
目的	石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資すること。また、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、認証された排出削減量の取得に参加すること及び排出量取引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の規定に基づく約束を履行することに寄与すること。
主要業務	1 次に掲げる技術であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。イ 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律に掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術、ロ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術、ハ エネルギー使用合理化のための技術。2 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術に関する研究開発を行うこと。3 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。4 1に掲げる技術の有効性の海外における実証を行うこと。5 1ハに掲げる技術であって、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。6 エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに1ハに掲げる技術に関する指導を行うこと。7 鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。8 産業技術力強化法に規定する技術経営力の強化に関する助言を行うこと。9 京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動、認証された排出削減量の取得及び排出量取引に参加すること。等
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	産業技術分科会新エネルギー・産業技術総合開発機構部会(部会長:岸 輝雄)
ホームページ	法人: http://www.nedo.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 平成19年度以降は、「2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」を3つに細分化し、評価を実施。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	A	A	A				
①研究開発関連業務				A	A	A	
②新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等				A	A	A	
③クレジット取得関連業務				B	B	AA	
3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21. 8. 28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 攻め、守りの両面で、具体的な目標を掲げ、きめ細かな管理が始まったのは大変評価したい。
- 過去5年より進展した。
- NEDOの第2期5年計画の初年度は、前倒して実行している案件も多いが、日本の産業の興隆につき、NEDOを超えた仕掛けまで期待したい。
- これまでの努力と実績に基づき、20年度はさらなる組織的な努力によって、きわめて優れた成果を挙げた。機構に所属する人々の間で、NEDOのミッションが明確化され、共有化された結果であろうと考えられる。
- 全体的にバランスの取れた組織運営が行われている。しかし、ミクロでみれば効率化やさらなる見直しが必要な部分もある。特に、顧客満足度に関するアンケート調査結果に見られる研究開発プロジェクトにおける利害関係の対立や、プロジェクト運営に対する不満などが散見される。一見小さく見えても、根幹に関わる場合もあり得る。基本的には顧客との間やNEDO内部でのコミュニケーション不足が主因なのではないか。数値的な判断基準だけでなく、人間関係を円滑に進めるための実践的なノウハウの共通性を高めるための工夫も必要なのではないか。
- 目標以上の成果を達成したと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> • 蓄電技術開発室、ブラッセル連絡事務所、ニューデリー事務所、監事室を設置、コンプライアンス推進に係る関連規程の整備等の組織的な取組体制を整備。 • 企画段階では、NEDO職員自らが新たなプレーヤーや技術シーズの発掘等を実施。また、実用化に向けた産学官の共有シナリオである「技術戦略マップ」を策定し、重要技術課題を抽出。費用対 	<ul style="list-style-type: none"> • 「蓄電技術開発室」設置や海外事務所の新たな設置、コンプライアンス推進に係る関連規程の整備等機動的な組織体制構築の取組による意志決定及び業務執行の迅速化と効率化に向けた体制強化等、柔軟かつ機動的な体制構築が行われていること等を評価し、中期計画等に掲げられた評価事項を超えて優れたパフォーマンスを実現するものと評価する。

		<p>効果を分析。実施段階では、中間評価結果を受け、実施内容・体制の見直し、資金の追加、中止等を実施。事業終了後は、事後評価、追跡評価等を実施し、その結果から得られた知見や教訓を今後のプロジェクトマネジメントへ活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス推進室の設置、コンプライアンス推進委員会の開催、コンプライアンス基本方針の策定、コンプライアンス総括管理者・責任者・担当者の配置等、組織的な取組体制を整備。外部講師による研修、業務運営上のリスクの洗い出しと評価等、組織的に具体的な教育訓練を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 企画段階・実施段階・事業終了後の各段階における対応によるPDSサイクル確立・運用に向けた取組を評価し、中期計画等に掲げられた評価事項を超えて優れたパフォーマンスを実現するものと評価する。 コンプライアンスに関する規程類やマニュアルの整備、職員研修の実施や独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部業務監査や会計監査を実施した事などを評価し、中期計画等に掲げられた評価事項を超えて優れたパフォーマンスを実現するものと評価する。
サービスの質の向上【研究開発関連業務】	2①	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発マネジメントの高度化 <ul style="list-style-type: none"> ①「NEDO 研究開発マネジメントガイドライン」を改訂。 ②「イノベーションジャパン」、「新エネルギー世界展示会」、「エコプロダクツ」等 36 件の来場者 1 万人超の展示会に出展。 研究開発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①国内特許 885 件、海外特許 282 件を出願。 ②平成 15～17 年度までに実用化・企業化促進事業が終了した案件における 20 年度での実用化達成率が 30.1%。 ③平成 20 年度の論文数は 232 本。 人材育成 <p>若手研究者への研究開発助成等を通じて 1,948 人の人材養成に貢献。</p> 技術経営力 <p>研究委託・助成先に対し、コンサルティングを行うなど 39 事業者に対し助言業務を実施。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> マネジメントガイドラインの活用を図るための普及活動の実施などを評価し、中期計画等に掲げられた評価事項を超えて優れたパフォーマンスを実現するものと評価する。 来場者 1 万人超の展示会へ出展等を評価し、中期計画等に掲げられた評価事項を超えて優れたパフォーマンスを実現するものと評価する。 特許出願数は、海外 200 件を目標を上回り、国内 1,000 件の目標も上回ることが見込まれること等を評価し、中期計画等に掲げられた評価事項を超えて優れたパフォーマンスを実現するものと評価する。 若手研究者への助成等を通じた人材育成の実施、また、産業技術フェローシップ事業終了の 56 名における事業養成目的に合致する事業への従事割合等を評価し、中期計画等に掲げられた評価事項を超えて優れたパフォーマンスを実現するものと評価する。
サービスの質の向上【新エネルギー・省エネルギー導入普及促進関連業務】	2②	<ul style="list-style-type: none"> 「Cool Earth-エネルギー革新技術計画」で定められた重点的に取り組むべき技術（21 技術）のうち、19 技術について研究開発を推進。 国土交通省等、他省との連携を実施。 EU、米国等ともエネルギー協力関係の強化に向け取組を推進。海外炭の安定供給に資するため、3 件の海外炭開発可能性調査に補助金を交付するとともに、ベトナム、インドネシア及びモンゴルにおいて海外地質構造調査を実施。 自治体に対するビジョン策定の支援（2008 年度末でのべ約 1,800 件）を通じ、地域における新エネルギー・省エネルギーの導入を推進。「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入等促進事業」については、事業 PR 活動強化等の結果、採択件数が 9,212 件と大幅に増加。 新エネルギー・省エネルギーの実証試験、導入普及業務により、2008 年度は新たに 315 万トンの CO2 削減効果をあげた。これにより、第 1 期中期目標期間の導入普及業務の実績を含めて 1 億 2,200 万トンの CO2 削減効果をあげた。 	<ul style="list-style-type: none"> 「Cool Earth-エネルギー革新技術計画」で定められた重点的に取り組むべき 21 の技術のうち、19 技術について研究開発を推進するとともに、新エネルギー普及に資する蓄電技術開発の実施、定置用燃料電池実証研究事業を踏まえた行政による実機の導入普及策へ繋げたことを評価。 EU、米国等の先進国とエネルギー協力関係の強化に向け取組を推進、海外炭の安定供給に資する 3 件の海外炭開発可能性調査への支援、海外地質構造調査を実施、国際エネルギー消費効率化等モデル事業の実施、新事務所設置のインドにおける現地政府機関他との連携などを評価。 新エネルギー・省エネルギーの実証試験、導入普及業務により、2008 年度は新たに 315 万トンの CO2 削減、これまでの削減効果が我が国の京都議定書における温室効果ガスの削減目標である▲6%（7,500 万トン/年）の約 16%に相当することを評価。
サービスの質の向上【京都メカニズムクレジット取得事業】	2③	<ul style="list-style-type: none"> 2ヶ国（チェコ、ウクライナ）の GIS（グリーン投資スキーム）による取得契約を締結したほか、CDM 取得分を含め 7,208.7 万トン（二酸化炭素換算）のクレジット購入契約を締結。総契約量累積は、政府取得目標 1 億トンの 95%に相当する 9,510.4 万トンとなり、目標達成に目途。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の政策や国際情勢に大きな影響を受ける事業であるだけに、時宜に応じて適切な判断が行われているかが重要なポイントである。クレジットの取得手法の多様化にも努力が傾注されている。 従来の CDM 取得方法に加え、GIS を導入し効果的・効率的職の実現したことは大きな成果である。今後のフォーアアップ体制の効率化のために業務組織の再編をしていることも評価される。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見（H21.12.9）（個別意見）

・該当なし

法人名	独立行政法人日本貿易振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:林 康夫)
目的	我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。2 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。3 貿易取引のあっせんを行うこと。4 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと。5 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと。6 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。7 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。8 6、7に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。9 6～8に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。10 1～9の業務に付随する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易振興機構部会(部長:田中 明彦)
ホームページ	法人: http://www.jetro.go.jp/indexj.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	4年間(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期 目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 平成19年度からは、サービスの質の向上について中項目を設定した上で、中項目のみの評価に変更。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	B	A	B	B	
2. サービスの質の向上	A	A	A	A			
(1) 中小企業国際ビジネス支援					A	A	
(2) 対日投資拡大					A	A	
(3) 途上国との取引拡大					A	A	
(4) 調査・研究等					A	A	
3. 財務内容	B	B	B	B	B	B	
4. その他	B	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 全体として業務運営の効率化、予算の縮減を図りつつ、新事業への開拓等を積極的に展開。また、財務内容の改善についても適切に取組が図られており、ジェトロの総合力を発揮し、全体的に高いパフォーマンスを実現。 特に中小企業等の国際ビジネス支援、調査・研究等、世界経済危機の中で、国内外の日本企業に対して、迅速かつきめ細かな対応を行った点を高く評価。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当する一般管理費について、前年度比▲5.76%、同業務経費について、前年度比▲3.57%の効率化。 総人件費について、平成17年度比▲5.4%の削減。 随契比率 件数ベース:29.3%(前年度比▲22%)、金額ベース:7.9%(前年度比▲35%) など 	<ul style="list-style-type: none"> 各項目において目標を上回る成果を達成。 随意契約の見直し計画については、金額ベースで目標を達成。件数ベースでは前年度よりは改善、止むを得ない理由はあるものの目標は未達成。
国民に対するサービスの質の向上①(我が国中小企業等の国際ビジネス支援)	2(1)	<p>(輸出促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出商談件数 34,882 件(中期計画:年平均25,000 件以上)。 特に繊維分野(計画比+520 件)及び機械・機器・部品分野(計画比+5,006 件)における輸出支援を重点的に実施。 <p>(在外企業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 役立ち度調査の結果、各事業において中期計画を上回る90%以上を達成(中期計画:4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上)。 <p>(国際的企業連携支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 商談件数 22,492 件(中期計画:年平均3,500 件以上) など 	<p>(輸出促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出商談件数等は目標件数を大きく上回る成果を達成。中小企業の海外市場拡大に多大な貢献。 <p>(在外企業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地政府に対する交渉等、在外日系企業への支援に大きく貢献。海外投資ミッション派遣、海外投資セミナーにおいて参加者から高評価を獲得。 <p>(国際的企業連携支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 商談件数等は目標を大幅に上回る成果を達成。我が国が得意とする環境・エネルギー分野でのグローバル市場へのアクセスを可能としたことは大きな成果。
国民に対するサービスの質の向上②(対日投資拡大)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 対日投資案件発掘支援件数 1,279 件(中期計画:年平均1,200 件以上)。 東京以外の地域への誘致成功件数は全体 	<ul style="list-style-type: none"> 金融危機という環境悪化にもかかわらず案件発掘・支援件数等、中期目標を上回る成果を達成。

		の約半数(43.1%)。 など	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済の活性化につながる、様々な投融資活動で成果。
国民に対するサービスの質の向上③(開発途上国との貿易取引拡大)	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国との貿易取引拡大に関する商談件数8,103件(平成20年度計画:2,771件以上)。 役立ち度調査の結果、各事業において中期計画を上回る90%以上を達成(中期計画:4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 商談件数は目標を大きく上回る成果(8,103件)を達成。 開発途上国の産業育成と経済制度の整備改善が、我が国の国益に即した形で多面的に展開。 ジェトロの活動により我が国の途上国支援に対するスタンス、姿勢を伝えることを実現。
国民に対するサービスの質の向上④(調査・研究等)	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 役立ち度調査、外部専門家による査読評価、ウェブサイトへのアクセス件数、論文ダウンロード数など、中期計画で定められた目標を達成。 「東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)」の正式設立に協力・貢献。 「日本・EU経済統合協定(EIA)の可能性を探るタスクフォース」への協力、「日本・ペルー-EPA研究会」の実施・取りまとめ。 TICADIV(第4回アフリカ開発会議)開催に関連して、研究成果の出版、連続フォーラム、政策立案者への勉強会、マスメディアへの対応を実施。 海外の要人、研究機関との交流を通じて、ネットワークを構築するとともに日本の貢献・魅力・立場などについて情報発信。 我が国中小企業から寄せられる相談に対して、リテインした弁護士による支援を組み合わせるなど「緊急支援デスク」を平成21年1月30日から開設して体制を強化し、必要なアドバイスを提供。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトアクセス件数、外部専門家による査読点数、役立ち度調査等、目標を大幅に上回る成果を達成。 様々なメディアを通じた金融危機の影響に関する情報収集及び情報提供への迅速な対応は高く評価。 ERIA正式設立への貢献、諸外国とのEPA締結における二国間のタスクフォース・研究会への協力、実施、取りまとめ、TICADIVの開催等、我が国の通商政策に貢献。また、研究成果の出版、フォーラムやマスメディア等を通じた発信等適切な対応を実施。 首脳外交の機会を捉えた海外要人への情報発信、海外メディアを活用した情報発信が適切かつ効果的に実施。 新興市場への輸出相談、適時適切なセミナー、シンポジウムの開催等、情勢変化に適切に対応。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入53億1,814万円(前年度比+6億9,844万円)。 中期計画で計画的に処分することが定められている2つの旧FAZ支援センターについて、大阪りんくうFAZ支援センターの売却手続を完了。境港FAZ支援センターは平成19年度に売却手続完了済み。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入の着実な増加や適切な情報開示、計画に従い財産の処分が実行される等、概ね中期目標を達成。 FAZセンターの売却等、中期計画に定めた項目について計画どおりに実行されており、適切に対応。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、給与水準が国家公務員の水準を上回っている理由について、「法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているか」という観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。」「給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行い、評価結果において明らかにすべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成20年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で125.1(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っており、その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(専門性の高い人材を登用する必要があること等)が挙げられており、これらの法人の説明に対する貴委員会としての認識は示されているものの、給与水準の適正化に向けた法人の取組を促すものとはなっていない。今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにするとともに、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人原子力安全基盤機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:成合 英樹)
目的	原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。
主要業務	1 原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務を行うこと。2 原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価を行うこと。3 原子力災害の予防、原子力災害の拡大の防止及び復旧に関する業務を行うこと。4 エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する調査、試験、研究及び研修を行うこと。5 安全性確保に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。6 1～5に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	技術基盤分科会原子力安全基盤機構部会(部会長:大橋 弘忠)
ホームページ	法人: http://www.jnes.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	B	A	B	B	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価(ただし、17年度まではA、B、Cの3段階評価)。 2. 「2. サービスの質の向上」については、19年度から、中項目を設定した上で、中項目のみの評価に変更。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	B	A	B	A	B	
2. サービスの質の向上	B	A	B	B			
(1)検査等業務					A	A	
(2)安全審査関連業務					AA	A	
(3)防災関連業務					A	A	
(4)安全研究・安全情報関連業務					A	A	
(5)国際業務、広報業務					A	A	
3. 財務内容	B	A	B	B	B	B	
4. その他業務運営に関する重要な事項	B	B	B	B	—	—	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、柏崎刈羽原子力発電所の再起動に向けての耐震安全性や設備健全性確認、高速増殖原型炉もんじゅの立ち上げに向けた安全性確認、中越沖地震を踏まえた新耐震設計審査指針に基づく耐震バックチェック、更には新検査制度の円滑な導入などを主要課題として、各種検査業務、安全審査業務、安全研究・安全情報関連業務などに取り組んできたが、いずれの課題に対しても、多大な成果が得られたことは評価できる。特に、新検査制度の導入に当たっては、マニュアルの整備や電力会社・規制当局を対象としての運用を視野に入れたシミュレーションを行うなどきめ細かい支援によって、円滑な制度導入が図られたことは大いに評価できる。 組織設立時に即戦力として採用した原子力安全分野の専門技術者が、今後、大量に退職する予定であり、組織的な実務能力を継承しつつ、人員構成の適正化等に対応していくことの必要性等から、積極的に人材確保や育成等に取り組み、成果を得ている。 物品及び役務の調達等については、随意契約見直し計画等に基づき、一般競争入札への移行を推進することで、随意契約割合は減少しており、経費の削減ができてきているものの、競争入札件数における一者応札の割合や落札率が高い水準にあり、入札・契約の適切性を確保する観点から、これらの課題に対する対応も同時並行的に進めていくことが必要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 今後の退職者の大量発生、組織的な実務能力の承継、人員構成の適正化のため、人件費にも配慮し、新規学卒者及び中途者を採用。 業務の重点化と効率化を図り、より原子力安全行政の要請に対応できる組織に改編。 随意契約件数は111件(平成19年度は、251件)、総契約金額に占める割合は12.8%(平成19年度は、17.4%)、契約ベースで約13億円の削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後5年間で約1/3の職員が退職を迎える年齢構成となっていることから、人件費に配慮しつつ、組織的な実務能力の継承や人員構成の適正化を図っている。 物品及び役務の調達については、随意契約割合は順調に減少し、経費の削減は行われているものの、一者応札の割合や落札率が高い水準にある。
検査等業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 法律に規定される検査等については、810件実施(14,628人日)。 柏崎刈羽原子力発電所の立入検査(25件、75人日)及びもんじゅに対して実施された保安検査を踏まえた取組状況等の内容の妥当性確認への支援及び助言等の協力(約300人日)を実施。 新検査制度として、新たに導入される保全プログラムの事前確認のうち、保全計画書の技術検討業務を円滑に行うため、運用を視野に入れたシミュレーションを全電力に実施し、新制度の円滑な導入を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の検査に加え、柏崎刈羽原子力発電所の再起動に向けての立入検査やもんじゅの特別な保安検査など緊急要請にも着実に対応しつつ、平成15年以来の法令改正を伴う新検査制度の導入にあたって、マニュアルの整備や電力会社・規制当局としての運用を視野に入れたシミュレーションを行うなどの支援によって、円滑な制度導入が図られたことは大いに評価できる。

安全審査関連業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料輸送物設計承認申請書等4件のクロスチェック解析、3件の高経年化対策技術評価の技術的妥当性確認、もんじゅ等3施設を対象とした新耐震設計審査指針に基づく耐震バックチェックの耐震クロスチェック解析を実施。 柏崎刈羽原子力発電所の再立ち上げに向けて、①構造健全性の解析・検討方針をとりまとめ、②観測地震動が設計用地震動を大きく上回った原因に係る検討結果をとりまとめ、③建屋応答の分析に係るクロスチェック解析(建屋の柔性などの要因を考慮することで観測記録を再現できることを確認)などを実施。 高速増殖原型炉もんじゅの安全性確認支援については、①保安規定確認への技術的支援、②臨界炉心の反応度係数などの核的制限条件などに関する評価結果等の技術情報の提供などを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 許認可等に関するクロスチェック解析など、最新知見や解析コード等を用いた解析評価等の技術支援を的確に実施。また、安全性のより一層の向上を図る観点から、国内外の安全情報のうち重要な案件を抽出し、技術的妥当性の確認や審査方法の検討などについての技術的支援も積極的に行われている。 柏崎刈羽原子力発電所の再立ち上げに向けて、解析的な観点から追加点検機器を指摘するとともに、建屋応答において新たな知見を見出すことができ、これを踏まえたモデルを活用することで健全性確認が速やかに進められたことは評価できる上、これら手法は、耐震バックチェックにも展開されるなど、耐震安全性を検討する上で貢献している。
防災関連業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 政府による総合原子力防災訓練の準備・運営に関する支援。 防災専門官等広域支援現地訓練(3か所、約360名)、オフサイトセンター活動訓練(17か所、約1,200名)、核物質防護のための研修会(16か所、約400名)、核燃料輸送講習(3回、250名)、火災対応のための研修等(17か所(20地区)、480名)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 国等が実施する防災訓練の支援を着実に実行するとともに、防災関係者への研修やオフサイトセンターを活用した習熟訓練も実施された。 大規模自然災害発生時等にプラント状態を迅速に確認するため、すべての原子力発電炉や再処理施設のプラントデータを常時受信・保存し、事業所単位で確認できる機能を整備するなど防災体制の充実・強化に貢献している。
安全研究・安全情報関連業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 新検査制度整備に係る検討、もんじゅ再起動に向けた解析手法等の整備及び原子炉施設に係る規格基準整備のための調査、解析コードの整備等については、質又は量において、当初の計画を越える成果を得た。 試験研究等外部評価委員会の評価対象である51テーマのうち、21テーマにおいて「Ⅱ(I>V)」以上の評価を得た。 耐震バックチェックをはじめとした新耐震設計審査指針に基づく安全性確認等に係る調査、解析コードの整備等については、質又は量において、当初の計画を越える成果を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、テーマの約3割については質又は量において当初計画を上回る成果が得られたとの評価を得ており、安全規制の基盤整備に貢献している。 規制ニーズ等に的確に対応した業務運営を推進する観点から、外部評価委員会でのコメントを厳格に受け止め、次年度に向けては、テーマの廃止等も含め、大幅な改善を図っていくとの意向も示されている。
国際業務、広報業務	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議等を通じ、原子力安全規制に係る技術的な情報交換会や海外における原子力安全及び安全規制に係る情報を収集。 アジア原子力ネットワークについて、運営委員会等の議長を務めるとともに、日本ハブセンターに包括的教育訓練プログラム及びJNESe-ラーニングを掲載。 ニュースレターを自治体等関係者に配布(年4回発行)し、アンケート調査で約9割の肯定的評価を得たほか、「今後の安全規制とJNESの役割」をテーマにシンポジウムを開催(500名以上の参加)し、シンポジウム全体で8割以上、パネル討論では9割の肯定的評価を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的にリーダーシップを発揮し、国際機関への貢献、多国間の規制関係者会合などを積極的に実施した。特に、近隣アジア諸国においては、アジア原子力安全ネットワークのリーダーとして主導し、原子力関係者のレベルアップを図る観点から、教育訓練プログラムやJNESe-ラーニングを提供した。 広報業務については、広報誌等の発行やシンポジウムを開催するとともに、その内容を充実強化するためのフォローアップも行われている。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札の範囲の拡大による費用低減、月次決算の適正実施等により、効率化係数を満たした予算を遵守。期末手持ち資金を大口定期預金で運用(平成20年度末大口定期預金残高14,000百万円)。 財務諸表のセグメント情報において人件費を明示する等、公表の充実。平成20年度の決算に当たっては会計監査法人による監査。 	<ul style="list-style-type: none"> 財務内容(当期総利益の発生要因、利益剰余金の内容、運営交付金債務の内容等)は適切である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・該当なし

法人名	独立行政法人情報処理推進機構(平成16年1月5日設立)〈非特定〉 (理事長:西垣 浩司)
目的	プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。
主要業務	1 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラムであつて、その開発を特に促進する必要がある、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。2 1のプログラムについて、対価を得て、普及すること。3 情報処理サービス業者等が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。4 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。5 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価を行うこと。6 情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。7 情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対する教材の開発・提供及び指導・助言を行うこと。8 情報処理技術者試験に関する試験事務。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	情報処理推進機構分科会(分科会長:松山 隆司)
ホームページ	法人: http://www.ipa.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	B	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2. サービスの質の向上」については、18年度を除き、大項目単位の評価は行っていない。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	B	B	B	B	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	/	/	A	/	/	/	
(1)情報セキュリティ対策の強化	AA	AA	A	A	A	A	
(2)ソフトウェアエンジニアリングの推進	A	AA	A	A	A	B	
(3)IT人材育成の戦略的推進	A	A	A	A	A	A	
(4)開放的な技術・技術標準の普及等	/	/	/	/	/	B	
(5)ソフトウェア開発分野	B	B	B	B	B	/	
(6)情報発信等(シンクタンク機能を含む)	/	/	B	/	/	/	
3. 財務内容	A	A	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 「業務運営の効率化」については、新理事長のもと一層の業務運営の効率化に努めており、人件費削減の前倒し達成や随意契約見直し計画の大幅な達成などの業務効率化を高い次元で実現できていること、「サービスの質の向上」については、主要事業のうち、①「情報セキュリティ対策の強化」は情報システム等の脆弱性情報の社会的共有のための活動を積極的に展開し、「事後処理」から「予防措置」に発展・実績をあげたこと、②「IT人材育成の戦略的推進」は客観的な人材育成メカニズムを実現したことなど、「財務内容」については、自己収入の拡大や採算が取れていない地域ソフトウェアセンターの統廃合などの適切な改善が行われていることから、平成20年度の総合評価は、質・量の両面において概ね中期計画を達成したことから、「B」評価とした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 20年度計画を着実に実施するため、年度上期の業務進捗状況を点検の上、下期実行計画を策定し、中間仮決算を実施。また、各部署の月別予算執行状況表を作成し、理事長が毎月確認。 約2,500名の外部専門人材が機構の活動に協力。外部研修への参加(延べ16名)やセミナー開催(8回)。 随意契約見直し計画で掲げた目標(件数79件、金額886百万円)を上回る見直し(同24件、617百万円)を達成。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の確実な実現に向けた業務管理の徹底、及び機構が社会に対して果たすべき役割を追求する姿勢を評価。 外部専門人材を積極的に活用しているほか、人件費の削減及び随意契約見直しについて、組織のパフォーマンス向上と業務効率化を高次元でバランス良く実行できている点を評価。
情報セキュリティ対策の強化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ウイルス・不正アクセスの相談件数:14,526件。ウイルス等迅速解析支援ツール等で迅速に公開、被害の未然防止に貢献。 積極的な普及活動により、20年度の脆弱性情報関連情報届出受付件数は、3,206件(累計5,251件)と飛躍的に増加し、潜在化してい 	<ul style="list-style-type: none"> ウイルス等による被害を未然に防ぐため、第2期中期計画で掲げた未然の防御策を積極的に行っていることを高く評価。全国民の約7割がインターネットを利用しており、インターネット利用の安全性向上に取り組む機構の社会的使命はますます高まっている。

		<p>た脆弱性情報の顕在化に貢献。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドラインを策定・公表。情報セキュリティセミナーを全国 36 ヶ所、計 110 回(延べ 8,696 名が受講)開催。など 	<ul style="list-style-type: none"> わが国企業の 99%を占める中小企業の情報セキュリティ水準の向上に大きく貢献していることを高く評価。
ソフトウェアエンジニアリングの推進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「重要インフラ情報システム信頼性研究会」を設置(20年8月)し、社会・経済的な影響の程度に基づくシステム重要度等に応じて定量的かつ検証可能な対策を講じていくシステム・プロファイリングの考え方を提案。 全国 24 ヶ所で 62 回セミナーを開催。SEC 主催セミナーを 29 回開催(延べ 1,495 名が受講)。 「ITプロジェクト性能ベンチマーキング」の国際標準化(ISO/IEC29155)の活動に積極気参画。など 	<ul style="list-style-type: none"> システム・プロファイリングの考え方は、重要インフラ情報システムの信頼性確保に大きく寄与するものと期待でき、高く評価。 ITプロジェクト性能ベンチマーキングの国際標準化については、定量データの収集・分析に関する知見が国際規格原案作成に反映されるなど国際的にも注目されており、高く評価。
IT人材育成の戦略的推進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 共通キャリア・スキルフレームワーク第一版を公開し、3つのスキル標準(IT スキル標準、組込みスキル標準、情報システムユーザースキル標準)と情報処理技術者試験との対応を明確にし、レベルや求められるスキル・知識の相違を可視化。 IT 活用能力向上に大きく貢献することが期待される IT パスポート試験を創設し、46,845 名が応募。124 の大学が同試験合格者に対する入試優遇、29 の大学が単位認定。 IT 人材市場動向調査については、IT 人材動向及び IT 人材の市場動向を変動させる要因(企業、大学及び行政の施策等)についての分析を加え、調査結果を公開。 若い人材の幅広い発掘・育成に重点を置いた未踏人材発掘・育成事業を開始。など 	<ul style="list-style-type: none"> 3つのスキル標準と情報処理技術者試験との対応を明確にし、大学の情報系学部向けのカリキュラム標準である JO7 との連動を図るなど、客観的な人材育成メカニズムを実現したことを高く評価。 IT パスポート試験については、新設試験区分としては過去最高の応募者数となり、日本全体の IT 活用能力を高めることにつながることを期待。 IT 人材市場動向調査については、広範囲かつ多角的に捉えた調査・分析を実施し、IT 人材育成に取り組む多くの関係者に役立つものと期待。 未踏 IT 人材発掘・育成事業については、先端的なソフトウェア開発の意欲と能力を持ち、優れた若手クリエイターを発掘・育成。わが国の国際競争力を高めるうえで重要。
開放的な技術・技術標準の普及等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省告示に基づき、連携プログラム技術評価制度を開始し、機構がこれまで実施してきたオープンソフトウェアに関する取組実績や専門知識を活かして適切な対応を実施。 中小企業経営改革ベンチャー支援事業については、146 件の応募の中から厳正な審査を経て4社の IT ベンチャー企業を採択。事業化に関する優れた知見、経験を有するプロジェクトマネージャと連携し、開発から事業化までを一貫して支援。など 	<ul style="list-style-type: none"> IT 投資効率の向上等を図るため、オープンソースソフトウェアの活用促進に取り組むとともに、技術参照モデルの策定、システム連携などの相互運用性拡大に向けた取り組みを国際的な協調のもとで推進しており、その取組を高く評価。 中小企業経営革新ベンチャー支援事業については、採択した4社全てがサービスを開始し、うち3社が売上げを計上しており、効果の高い事業を実施。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ評価・認証業務の自己収入(約 42 百万円)に加え、暗号モジュール試験認証手数料(約 9 百万円)も発生。主催イベントでも出展料を徴収。 幹部が地域ソフトウェアセンターの経営改善指導等を行ったほか、理事長自ら関連法人である同センターを訪問し、各センターの現状を把握の上、地域セミナーなどの事業で連携を強化する方針を打ち出した。その結果、同センター(15 法人)全体の決算は 193 百万円の黒字を計上。 1社を除く 14 社の関係会社株式の評価益、昨年度減資した2社からの配当及び解散した地域ソフトウェアセンターの清算損等を加えた結果、独法化後初めて当期総利益(61 百万円)を計上。など 	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ評価・認証制度及び暗号モジュール試験・認証制度の利用促進による自己収入の拡大のほか、機構主催の会議等においても出展料等を徴収し、自己収入の確保、支出の抑制など業務の効率化を進めている取組を評価。 幹部が、直接、地域ソフトウェアセンターの経営改善指導・助言を行い、理事長も自らが同センターを訪問して現状を把握の上、連携強化の方針を打ち出すなど経営指導・改善が着実に進んでいることを評価。 償却済の債権の回収に当たっては、債務者の状況に見合った返済を基本方針として回収を継続した結果、33 百万円を回収したことを評価。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(平成16年2月29日設立)〈非特定〉 (理事長:河野 博文)
目的	石油及び可燃性天然ガスの探鉱等並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱物産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱物産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金を供給するための出資。2 金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け。3 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬等に必要な資金に係る債務の保証。4 石油等の探鉱をする権利等の取得。5 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の実証並びに金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する実証。6 石油等及び金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査。7 金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査に必要な助成金の交付。8 金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供。9 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造調査に必要な船舶の貸付け。10 国の委託を受けた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理。11 前号の業務に関連する石油の取得、保有及び譲渡。12 石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付け並びに石油の備蓄の増強に必要な施設の設置に必要な資金の出資及び貸付け。13 金属鉱物産物の備蓄。14 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け。15 金属鉱業等による鉱害防止のために必要な資金の債務保証。16 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定による鉱害防止積立金の管理。17 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により拠出される金銭の徴収及びその運用並びに必要な費用の支払い。18 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導。19 地方公共団体の委託を受けた坑水又は廃水による鉱害を防止するためのその処理の用に供する施設の運営。20 1～19の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	資源分科会石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会(部会長:森田 信男)
ホームページ	法人: http://www.jogmec.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	B	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 「1. 業務運営の効率化」の個別評価は、平成20年度評価のもの。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
1 経費削減・業務運営の効率化							
2 業務運営及び業務の透明性の確保							
3 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備	B	A	B	B	B	B	
4 官民競争入札等の活用							
5 入札・契約に関する事項							
6 役職員の給与等に関する事項							
2. サービスの質の向上(参考)	B		A	A	A		
1 (石油開発)	B	A	A	A	A	A	
2 (金属開発)	B	A	A	A	A	A	
3 (資源備蓄)	B	A	A	A	A	B	
4 (鉱害防止)	B	A	B	B	B	A	
3. 財務内容の改善	B	A	B	A	A	A	
独立行政法人移行・体制整備							
その他業務運営に関する重要事項	B						

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 石油開発については、ベネズエラにおける共同事業、イラク油・ガス田国際入札への参加資格獲得等案件が進捗し、ポテンシャルの大きな産油国の権益確保への足がかりを構築した。また、新規6件の探鉱出資が採択されており、全て中東以外ということで供給の多様化が図られている。また、東シベリアでの共同探鉱事業の形成など、積極的な展開が見られており、その成果が期待される。質・量とも中期計画を超えた成果とみなすことができ、きわめて高く評価した。
- 金属開発については、資源外交の推進、企業等との共同調査により、権益確保に向けた取組みが進められている。また、共同調査相手方の対象を我が国企業海外子会社に拡大、金属の金融支援制度の対象鉱種にレアメタル及び鉄鉱を追加、リスクマネー供給として68億円の探鉱融資を実施するなど、我が国企業のニーズへの迅速な対応がなされている。さらに、海洋鉱物資源に係る海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の策定に大きく貢献したことなどの点を高く評価した。
- 資源備蓄については、石油及び希少金属の備蓄において大幅にコスト削減、備蓄基地操業業務に一般競争入札等を導入することとし、平成20年度において制度設計を完了、ASEAN+3の枠組みによるアジア各国の石油備蓄制度整備への支援、レアメタル備蓄の積増し及び備蓄鉱種の追加などを高く評価した。
- 鉱害防止については、30年にわたって実施した秋田県最大の鉱害防止工事を完了させるなど、これまでの国内での地道な活動が成果をあげていること、また、これまでの技術を活かした海外での鉱害防止技術に関する情報提供や、ペルー政府とのMOU締結などを高く評価した。
- 業務運営の効率化については、質を落とさずに業務の効率化によってコストを削減したこと、随意契約削減のための更なる努力が認められる点を評価した。
- 財務内容の改善については、堅実な資産管理を行いつつ、特許料収入をはじめとした自己収入を確保しており、初の出資

案件からの配当金を得るなど評価できる。なお、本来業務であるリスクマネー供給の結果、当期損失が発生したが、リスクマネー供給という業務、設立して5年後の機関という独特の状況に起因するものであり、全体として財務の健全性を保ちながら業務を積極的に展開しており高く評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費削減・業務運営の効率化	1.1	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費：前年度比▲3.5%（目標：毎年度平均で前年度比▲3%以上の効率化）。 業務経費：前年度比▲1.1%（目標：毎年度平均で前年度比▲1%以上の効率化）。 	<ul style="list-style-type: none"> 石油・金属資源開発関連の資材・人件費が上昇している状況において、機構の人件費削減等に取り組み、質を落とさずに業務の効率化によってコストを削減したことを評価。 業務量が増える中で、前年度比一般管理費3.5%、業務経費1.1%と年平均削減率を上回ったことは高く評価する。
リスクマネー供給等（出資・債務保証業務等）	2.1	<ul style="list-style-type: none"> 新規6件の探鉱出資を採択。 我が国企業が権益を保有するカザフスタン共和国カスピ海域に発見されたカシャガン油田の開発作業進展に伴う追加債務保証。 出資案件からの初の配当金を取得。出資案件から4件の石油生産を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規6件の探鉱出資を開始するなど、質量とも中期計画を超えた成果。 リスクマネーの供給は機構の重要な役割の一つ。この分野で引き続き多くの案件が出ていること、また、審査に係る人材不足のなか、対処していることは評価できる。 新規案件は全て中東以外であり、供給国の多様化という国の政策にも合致している。 出資案件から配当金を取得し、出資案件4件で新たに石油生産が開始されたことは、長期にわたる活動の成果を示すものとして評価する。
民間の探鉱開発活動の支援	2.2	<ul style="list-style-type: none"> 過去最高の68億円(8件)の探鉱融資を実行。 企業ニーズを踏まえ、レアメタル・ウラン支援の充実や、対象鉱種に鉄鉱の追加等、出融資・債務保証に係る制度改正を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間のニーズに迅速に対応し、権益確保支援、共同調査の実施、探鉱開発のリスクマネー供給など、成果を上げている。 高まる企業の支援ニーズに対応するため、企業ニーズを踏まえた制度改正を実施する等、高く評価できる。
石油・石油ガスの国家備蓄統合管理の一層の効率化	2.3	<ul style="list-style-type: none"> 国家備蓄基地の個別業務について、工事契約へのコンストラクションマネジメント方式や一般競争入札の拡大、内容・仕様の見直し等を行い、基地の安全性を確保した上でのコスト削減を推進。 国家石油備蓄基地操業業務に平成22年度から全基地を対象に一般競争入札等を導入することとし、20年度においては制度設計を完了（独立行政法人整理合理化計画を前倒しで実施）。 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄コストの軽減、緊急事態への対応について準備が進められている。 石油備蓄基地操業に関する入札制度導入に向けた取組みと整理合理化計画の前倒し、アジア備蓄制度整備への支援、レアメタル備蓄の強化など全体としての取組みは高く評価できる。 国家石油備蓄基地操業管理業務に、前倒しの一般競争入札導入を確実にしたことについて評価。
地方公共団体の鉱害防止対策に対する技術支援	2.4	<ul style="list-style-type: none"> 30年にわたる秋田県最大の鉱害防止工事が終了（吉乃鉱山）。 大規模地震に備えた松尾鉱山の坑廃水処理施設の耐震工事支援を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 秋田吉乃鉱山の工事に目処を付けるなど、国内の地道な活動が高く評価される。 地方公共団体が実施する鉱害防止対策に対する支援を継続的に実施している。 追加的な支援が必要な鉱山もある状況で、専門機関としての期待は大きい。
自己収入の確保	3	<ul style="list-style-type: none"> 出資案件から初の配当収入2.3億円を計上。 特許料収入7億円（独法中最高水準）、出版物・セミナー収入、民間企業からの受託業務、運用収入、債務保証料収入等による自己収入を継続的に確保。平成20年度は48億円の自己収入を計上。 	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証料収入及び同基金の運用収入、高額で安定した特許料収入を得ていること、出資案件から初の配当収入を得たこと、さらに4件が生産開始に至っており、今後更なる配当収入の増加が見込まれることなどから、機構の財務状態は非常に健全と評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見（H21.12.9）（個別意見）

- 地下備蓄方式の国家石油ガス備蓄基地（波方基地）の建設については、第2期中期目標に基づき作成した中期計画において平成22年度に完了予定とされていたが、堅坑金属配管の錆対策のため建設工事に遅れが生じており、その完了予定を24年度に延ばさざるを得ない状況となっている。本件については、昨年度（平成19年度）の年度評価意見において、「今後、中期目標等に掲げる目標と業務の実績との間に乖離が生じる場合においては、これらを踏まえて厳正に評価を行うべきである。」と指摘している。しかしながら、このことについて、貴委員会は、20年度の評価結果における「資源備蓄」の項目の中で、「国家石油ガス地下備蓄波方基地の建設に関して、堅坑金属配管の錆対策等を実施したことにより、建設工事の完了年度を延ばさざるを得なくなった」ことなどを総合的に勘案し評価しているが、当該建設工事の20年度における工事実績は明らかにされているものの、工事全体における進捗状況及び進捗率等は明らかにされていない。今後の評価に当たっては、当該建設工事の工事全体における進捗状況及び進捗率等を明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構(平成16年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:前田 正博)
目的	中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。
主要業務	1 中小企業の創業・新事業展開の促進(専門家の派遣、ビジネスマッチング、ファンド出資、インキュベーション施設の賃貸等)に関する業務。2 中小企業の経営基盤の強化(中小企業大学校における人材育成、中心市街地・地域産業の活性化支援、工場等の共同化や商店街等における施設整備に対する融資の実施等)に関する業務。3 経営環境変化への対応の円滑化(中小企業を対象とした共済事業や再生支援事業の実施)に関する業務。4 政策情報の提供。5 経過業務(産業用地の分譲や旧繊維法に係る助成等)。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	中小企業基盤整備機構分科会(分科会長:伊丹 敬之)
ホームページ	法人: http://www.smrj.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	4年9か月間(平成16年7月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価(ただし、17年度まではA、B、Cの3段階評価)。 2. 「2. サービスの質の向上」については、19年度から、中項目を設定した上で、中項目のみの評価に変更。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	B	A	A	A	A	A	
2. サービスの質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 創業・新事業展開の促進				B	A	A	
(2) 経営基盤の強化				A	A	A	
(3) 経営環境変化への対応				A	A	A	
(4) 期限の定められている業務等、産業用地業務				B	B	A	
3. 財務内容	A	A	B	B	C	B	
4. 業務運営に関する総括的・横断的事項	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期目標期間内に全体の約1割強に相当する99名の常勤職員の削減目標を達成(108名の削減)し、国の政策的な要請等に基づき、当初中期計画に記載のなかった新政策課題に対応したことは高く評価できる。
- 専門家派遣継続事業については、課題解決率93%(中期計画目標80%)、支援企業の売上高平均伸び率30%(同目標25%)と、高い水準で中期計画目標を達成した上で、経常利益平均が40%増と、高い事業成果を実現している。
- 法律施行前から農工商等連携支援に積極的に対応するとともに、機構の支援ノウハウを活かし、事業の構想段階から計画認定(185件)、事業化達成に至るまで、一貫したハンズオン支援等(相談等対応件数3,506件)を実施したことは高く評価できる。
- 小規模企業共済勘定については、19年度のサブプライム問題や20年度の米国の金融危機を契機とする歴史的な金融市場の混乱の影響により、運用資産の約20%を占める委託運用資産が大幅に下落し欠損金が大幅に増加したが、資産運用委員会の助言を受けるとともに、委託運用機関の見直しを行う等、急激な資産運用環境の悪化の中で適切な対応を実施している。
- 20年度後半の激変する経済環境下において、経済産業省と緊密な連携の上、中小企業に対して施策情報等について各種ツールを活用し機動的に発信するとともに、中小企業再生支援全国本部における支援体制の強化、地域資源を活用した新商品等の普及促進活動等を実施する等、組織を挙げて、追加景気対策等に対応したことは高く評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画目標の99名を上回る108名の常勤職員の削減。 • 一般管理費の削減については、15年度と比較して30.1%の削減、人件費の削減については、17年度と比較して8.0%の削減。 • 随意契約の20年度実績(真にやむを得ない随意契約を除く。)については、件数ベースで26.4ポイント(56.2%→29.8%)、金額ベースで7.6ポイント(36.0%→28.4%)改善。 • 新財務会計・人事システムの運用開始により事務全般の効率化及び内部統制を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画目標期間内に同目標(全体の約1割に相当の常勤職員の削減)を達成したことを高く評価。 • 一般管理費及び人件費の削減については、コスト削減に向けた自己改革を着実に実施した点を高く評価。 • 随意契約については、競争入札を推進することにより、全契約に占める随意契約の割合を改善したとともに、21年度当初に更新する契約についても、20年度中に一般競争入札等への移行手続きを完了したことを高く評価。
創業・新事業展開の促進	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 専門家継続派遣事業については、課題解決率93.0%(中期計画目標80%)、支援企業の売上高平均伸び率30%(同25%)と高い水準で目標を達成。 • マッチング率については、ベンチャーフェア(57.0%)、中小企業総合展(東京:44.2%、大 	<ul style="list-style-type: none"> • 専門家継続派遣事業については、課題解決率、支援企業の売上高平均伸び率ともに高い水準で中期計画目標を達成した上で、経常利益平均が40%増と高い事業成果も実現。 • ベンチャーフェア、中小企業総合展等のマッチング率については、中期計画目標を大幅に

		<p>阪:55.1%)、資金調達マッチング(44.6%)のいずれにおいても、中期計画目標(30%以上)を達成。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業化助成金については、中期計画目標(支援後2年経過した時点での事業化率 50%)を上回る事業化率(60%)を達成。 	<p>上回り達成したことを高く評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業化助成金の全助成先に対して経営面からも支援することにより、中期計画目標を大きく上回る事業化率を達成したことを高く評価。
経営基盤の強化	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 法律施行前から農商工等連携支援に積極的に対応するとともに、機構の支援ノウハウを活かし、一貫したハンズオン支援等を実施(相談等対応件数 3,506 件、法律認定件数 185 件)。 高度化事業の貸付先の目的達成度(96.0%)、経営相談件数(17,121 件)、施策情報の提供(J-Net21 のアクセス件数 2,891 万件)については、中期計画目標(それぞれ、80%、15年度実績 14,763 件の拡大、アクセス件数 1,100 万件)を大幅に上回り達成。 	<ul style="list-style-type: none"> 法律施行前から農商工等連携支援に積極的に対応するとともに、機構の支援ノウハウを活かし、事業の構想段階から計画認定、事業化達成に至るまで、一貫したハンズオン支援等を実施したことを高く評価。 高度化事業の貸付先の目的達成度、施策情報の提供(J-Net21 のアクセス件数)等については、中期計画目標を大幅に上回り達成したことを高く評価。
経営環境変化への対応	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業倒産防止共済については、①貸付審査期間を大幅に短縮(審査期間 18 日以内の割合:16年度 80.2%→20年度 89.6%)、②20年度の加入件数(26,923 件)が大幅に増加(19年度比 59%増)。 小規模企業共済の加入件数(41.9 万件)については、中期計画目標(37.6 万件)を大幅に上回り達成。 再生支援協議会の機能強化のため、再生支援専門家の派遣(19年度 79 人日→20年度 268 人日)、再生支援協議会への助言(19年度 112 件→20年度 4,009 件)等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業倒産防止共済については、貸付審査期間を大幅に短縮(審査期間 18 日以内の割合:16年度 80.2%→20年度 89.6%)。また、加入促進等を積極的に展開した結果、20年度の加入件数が増加し、中期計画目標(8万件)を達成(8.3 万件)したことを評価。 小規模企業共済の加入件数については、中期計画目標を達成したことを高く評価。 再生支援専門家の派遣(268 人日)や再生支援協議会への助言(4,009 件)等により、都道府県中小企業再生支援協議会の支援を強力に推進したことを高く評価。
期限の定められている業務等、産業用地業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 未利活用面積を中期計画目標開始時点(1,307.7ha)に比べ「概ね半減する」という中期計画目標を概ね達成(目標期間中の利活用面積 627.3ha、達成率 94.5%)。 	<ul style="list-style-type: none"> 未利活用面積の利活用については、下期は、未曾有の経済危機等により、キャンセルや契約延期が相次ぐなど厳しい状況が続いたが、中期計画目標を概ね達成(達成率 94.5%)。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 有識者から構成される「資産運用委員会」を開催(5回)。同委員会の助言を受け、リバランスルールを見直し、資産下落の影響を緩和。また、委託運用機関の見直し(34 ファンドを見直し、12 ファンドを解約、3ファンドを公募)を実施。 小規模企業共済勘定の 20 年度当期総損失が 3,147 億円、繰越欠損金が 9,903 億円。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模企業共済勘定については、19 年度のサブプライム問題や 20 年度の米国の金融危機を契機とする金融市場の混乱の影響の中で適切な対応を行ってきたが、結果的に同勘定の繰越欠損金が大幅に増加し、中期計画目標を達成できなかった。
業務運営に関する総合的・横断的事項	4	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対策としての施策広報(緊急保証制度、セーフティネット貸付等)、地域資源活用商品等を普及するための商談会や展示会、2次補正事業への対応準備(内定取消者や求職者等を対象とした合宿型の研修)等を実施。 中小企業倒産防止共済の加入促進のため、理事長等役員が金融機関の頭取等に訪問(149 件)等。理事長と経営者等との「お客様懇談会」を開催(7回)し、顧客ニーズを把握するとともに、理事長が率先してPR活動を展開。 地域支援機関等と連携しながら、自動車関連産業への受注機会促進のための展示・商談会を実施する等、地域の特色を活かす独自の取組みで事業を展開。 	<ul style="list-style-type: none"> 激変する経済環境下において、中小企業に対して、施策情報等について各種ツールを活用し機動的に発信するとともに、中小企業再生支援全国本部における支援体制の強化、地域資源を活用した新商品等の普及促進活動等を実施する等、組織を挙げて追加景気対策等に対応したことを高く評価。 中小企業倒産防止共済制度の加入促進に向けたトップセールス等、理事長等役員のリードシップの下、着実に事業を実施し、成果を実現したことを高く評価。 支部において、地域支援機関等と連携しながら、自動車関連産業への受注機会促進のための展示・商談会の実施等、地域の特色を活かす取組みで事業を実施したことを高く評価。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 戦略的基盤技術高度化支援事業については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成 19 年 12 月)において、「平成 20 年度を最終年度とする現在実施中の研究開発が完了することをもって、当該法人からの研究開発委託を廃止する。」こととされているが、評価結果をみると、本事業の業務実績については事業報告書等において明らかにされているものの、成果については記載されておらず、評価もされていない。今後の評価に当たっては、廃止される事業についても、廃止されるまでの間における業務実績の評価を行うべきである。
- 本法人の平成 20 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 125.3(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っており、その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の学歴構成、②その他法人固有の事情(異動保障の受給者が多いこと)が挙げられているものの、これらの法人の説明に対する認識が示されておらず、給与水準の適正化に向けた法人の取組を促すものともなっていない。今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにするとともに、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行うべきである。

⑨ 国 土 交 通 省

法人名	独立行政法人土木研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:坂本 忠彦)
目的	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。
主要業務	1 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 土木技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく土木に係る建設技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発、並びに土木に係る建設資材及び建設工用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国の委託に基づく国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計。6 前記1～5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	土木研究所分科会(分科会長:高橋 保)
ホームページ	法人: http://www.pwri.go.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	極めて順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 法人は平成18年4月に(独)土木研究所と(独)北海道開発土木研究所が統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>				
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上				
(1)研究開発の基本的方針	4点×2	4点×2	4点×2	
(2)技術的課題に対する取組	3点	3点	3点	
(3)他の研究機関との連携等	4点	4点	4点	
(4)競争的研究資金等の積極的獲得	4点	4点	4点	
(5)技術の指導及び研究成果の普及	4点×6 3点×1	5点×1 4点×5 3点×1	5点×1 4点×6	
(6)水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献	4点	5点	5点	
(7)公共工事等における新技術の活用促進	3点	3点	3点	
(8)技術力の向上及び技術の継承への貢献	3点	3点	3点	
2.業務運営の効率化				
(1)組織運営における機動性の向上	3点	4点	4点	
(2)研究評価体制の再構築、研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築	3点	3点	3点	
(3)業務運営全体の効率化	3点	4点	4点	
(4)施設、設備の効率的利用	4点	3点	4点	
3.予算、収支計画及び資金計画				
(1)予算	3点	3点	3点	
(2)収支計画				
(3)資金計画				
4.短期借入金の限度額	—	—	—	
5.重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	
6.剰余金の使途		—	—	
7.その他の主務省令で定める業務運営に関する事項				
(1)施設及び設備に関する計画	3点	3点	3点	
(2)人事に関する計画	3点	3点	4点	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 総じて年度計画を上回るペースで極めて順調に成果があがっている。特に、自然災害への緊急派遣活動による社会への貢献は特筆される。また、ICHARMを中心とする国際舞台での活動が着実な成果をあげつつあることは高く評価できる。
- 新設された構造物メンテナンス研究センターに関して、着実にスタートしたことは高く評価できる。さらに、寒地技術推進室などの設置による新しい組織体制も評価できる。
- 重点プロジェクトへの重点化が順調に進み、緊急性の高い課題に対応する成果をあげていることは評価できる。次期中期目標期間に向けての議論が進んでいることも評価できる。
- 特許の実施化率、実施取得者数が極めて高水準であることは高く評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 重点プロジェクト研究および戦略研究に対して目標を上回る 72%の研究費が充当され、見るべき研究成果が得られた。 重点研究に社会的要請の強い課題を取り上げ研究を行うなど、着実に研究開発の基本方針を掲げ実施。 つくばと寒地の研究連携が積極的かつ着実に推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 重点的研究の目標に対して当該年度にどの程度成果が出たのかをより明確にし、それにより中期終了時には達成度が判断できることを望む。 低炭素社会に向けた対応など、刻一刻と変化する社会的要請を反映した研究に取り組むよう注意が必要。 つくばと寒地土研の研究課題の見直しと統合整理により、より効率よく、質の高い成果が得られることを望む。 道路構造物の維持管理技術の高度化と土木施設の寒地耐久化など、ライフサイクルとして結合できないか検討を望む。
技術の指導及び研究成果の普及(技術の指導)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> TEC-FORCE を設置して災害派遣をより迅速・効率的に実行できる体制を整備。 TEC-FORCE によって岩手・宮城内陸地震における諸問題の早期解決に寄与するなど、大きく貢献。 土木に関する知識や技術を習得する講習会を開催し、多数の参加者に技術指導を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地での活動がメディアに登場することが、研究所の評価を高めることにもつながるので、今後も進めて欲しい。 災害時の対応は土木研究所だからこそできる取り組みであり、職員のキャリアパスへの配慮、実務研修、OJT 等によりその技術を維持しつつ、よりレベルアップした取り組みを期待。 地方公共団体への技術指導をより一層推進することを望む。 現場のニーズを踏まえた研究ができるような配慮が必要。
技術の指導及び研究成果の普及(研究成果の国際的な普及等)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議への参加、発展途上国技術者の研修、海外災害への対応に加えて、国際機関の常任メンバーとして職員が多数活躍。 ICHARM が国際的に活躍の場を広げている点や、災害対応などによる海外への職員派遣を通じて研究成果の国際的普及に貢献。 	<ul style="list-style-type: none"> 土木研究所の技術が国内市場のみならず世界市場で競争力を持つべく、国際標準化へのイニシアティブを更に強化することを望む。 受け入れた外国人研修生のフォローアップをより一層強化することを望む。 ICHARM での活動を更に活性化することを望む。
技術の指導及び研究成果の普及(知的財産の活用促進)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な実施率が保持されていることに加えて、実施権獲得者数の中期計画期間目標値(250 社)を3年目で上回る。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も良い成果を出すとともに普及活動にも力を入れることを望む。 研究所のもつ知的財産等を整理し、利活用を進めることを望む。
水災害・リスクマネジメントによる国際貢献	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> 発展途上国向けの技術開発を独自に行い、現地活用のためのセミナーを実施。 水災害リスクマネジメントコースにおいて、第一期生 10 名が修士学位を取得し、二期生 8 名を受け入れて活発な教育活動を実施。 アジア太平洋地域の水問題解決に資する知識ハブとして、ICHARM が認定された点や、第5回世界水フォーラムにおいて、ICHARM がトピックコーディネーター役を担当。 ユネスコとの連携、JICA との協力を積極的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内の大学との連携により、博士課程学生の受け入れやインターンシップなど、より活動の範囲を広げることが望む。 アジアにおける水災害・リスクマネジメントの中心的活動に取り組むよう望む。 水資源の獲得競争が世界的課題になると考えられる中、国内の水技術を世界にアピールし、水ビジネスに結びつける努力が必要。
組織運営における機動性の向上	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> つくばと寒地土研の一体化に資する「理事長特別枠」制度による研究を5課題実施。 寒地技術推進室を設置し、あわせて北海道内に4支所を開設。 柔軟な研究実施体制を構築し、研究開発・推進体制を整備。 構造物メンテナンスセンター、寒地技術推進室、寒地機械技術チームの新設により、今後特に重要となる構造物保全技術の開発、現地の道路管理上の技術開発および技術指導を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長のリーダーシップが強く発揮される特別枠について、その成果をより強調することを提案する。 寒地技術推進室において、社会的要請に順応した運営を望む。 他分野の技術動向を踏まえて、従来の土木研究の枠を超えた新しい技術開発を可能にする組織運営を望む。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・該当なし。

法人名	独立行政法人建築研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:村上 周三)
目的	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。
主要業務	1 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく建築・都市計画技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づく特殊な建築物の設計。6 地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修。7 前六号の業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	建築研究所分科会(分科会長:西川 孝夫)
ホームページ	法人: http://www.kenken.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	S	順調	順調	極めて順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価の項目1.(2)の()内は第2期中期計画における項目名を表す。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営における機動性向上	2点	3点	A	3点	3点	4点	
(2)研究評価体制の構築及び研究開発における競争的環境の拡充 (2)研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築)	3点×1 2点×1	4点×2	S×2	4点	3点	4点	
(3)業務運営全体の効率化	2点×3	3点×3	A×3	3点×3	3点×3	3点×3	
(4)施設、設備の効率的利用	2点	4点	S	3点	3点	4点	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本的方針	3点×1 2点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	5点×1 4点×1	
(2)他の研究機関等との連携等	3点×2	4点×2	S×2	4点×2	4点×2	4点×2	
(3)外部資金の活用				3点	3点	3点	
(4)技術の指導					4点	5点	
(5)研究成果等の普及	3点×4	4点×4	S×4	4点×5	4点×4	5点×1 4点×3	
(6)地震工学に関する研修	3点	5点	SS	4点	5点	5点	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算							
(2)収支計画	2点	3点	A	3点	3点	4点	
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—	—	
6.剰余金の使途	—	4点	S	—	—	—	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	2点	3点	A	3点	3点	3点	
(2)人事に関する計画	2点	3点	A	3点	3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 研究開発においては、民間が手がけにくい国民の生活に大きな影響を与えるテーマである気候変動等に伴う環境問題、人口減少社会、震災復興をはじめ、社会的要請が高い課題について重点的な研究開発を推進し、多くの成果をあげている。また、社会経済情勢の変化に対応し、「低炭素社会」「住宅等の長期使用」「超高層建築物」「アスベスト」を柱として重点的研究開発課題の見直しも行った。
- 技術の指導においては、住宅の長寿命化や住宅・建築物の省CO2推進、中国・四川大地震をはじめ国内外の災害被害調査など国の重要政策に関して的確かつ迅速な技術支援を行うとともに、研究成果等の普及においても、成果発表会の開催や国際会議の主催をはじめ、各種メディアを通じた国内外への情報発信を積極的に展開している。
- 国際協力活動においては、50年の歴史を持つ国際地震工学研修を着実に運営しているほか、研修の講義ノートや世界の地震カタログの無償公開、UNESCO や JICA との連携による新たな国際協力プログラムの推進などにも積極的に取り組んでいる。
- 業務運営の効率化においても、機動性のある組織体制の構築、契約の透明性・公平性の確保、予算の適切な範囲での執行、内部統制の確保など、適切に実施している。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 社会的要請の高い重点的研究開発課題に対して、研究所予算の75.8%を充当。 外部評価委員会を設け課題の選択、進捗状況の適切な評価、管理を行う体制を整備。 20年度は新しく「低炭素社会」「住宅等の長期使用」「超高層建築物」「アスベスト」を柱として重点的研究開発課題の見直し実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに設定された重点的研究開発課題に対する成果の充実が急がれる。 特に、低炭素社会等に関する研究などについて、国内で先導的役割を果たすとともに、社会ですぐに活用できるよう、研究の焦点のあて方に注意して進められたい。
研究成果等の普及	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 28回の研究成果発表会を実施。 ホームページのアクセス件数について、目標の300万件以上に対し、約497万件のアクセス。 論文発表数492報、査読付き論文数81報であり、目標とする件数(査読付論文60報以上)を大幅にクリアー。 民間との共同研究にかかわる4件の特許を登録。 国際会議に延べ54名の研究者を派遣するとともに、12件の国際会議を開催(共催を含む)。 海外からの研究者の受け入れ、海外研究機関への研究者派遣などを積極的に実施。 UNESCOプロジェクトに関連して、中国・四川大地震の復興支援をしたほか、国際地震工学研修の英語版講義ノート等をインターネット上で無償公開。 全国で計74地点に202台の強震計を設置しているが、岩手・宮城内陸地震では免震建物の観測記録はじめ、多くの貴重な強震記録を収集し、それらの記録を強震速報としてホームページ上で公開。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々向け、実務者向けのテーマを別々に設定した成果の普及について、普及媒体の検討を含め引き続き努めて欲しい。 環境的な技術の普及については強力に推進してほしい。 さらに低炭素社会実現へのライフスタイルの変革など、未来を先取りするような研究成果の普及にも留意されたい。 順調と思われるので来年度もこの傾向を維持すべく一層の努力を期待する。 建築技術の工業所有権等知的財産権で経済的に潤うケースは少ないが、広く国民が使えることに意味があるということに留意し、努められたい。 環境技術等の国際的な貢献、アジアへの普及を目指し、引き続き積極的に取り組まれたい。 強震計を民間の建物にも積極的に置いてもらえればよいと思う。
地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国から48名の研修生を受け入れ、国際地震工学研修を着実にを行うとともに、政策研究大学院大学と連携し、25名の研修生に修士号学位(地震学コース10名、地震工学コース10名、津波防災コース5名)を授与。 日本政府の中国四川大地震の復興支援策として、7名の中国人研修生を受け入れ。 地震カタログの作成・公表や講義ノート(英語)の公表、全世界で発生した大地震に関するデータベースの構築をほぼ終えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 途上国を中心に世界の地震学及び地震工学への貢献を一層期待したい。 地震カタログの作成・公表や講義ノート(英語)の公表などの試みについては、今後のアウトカムを確認する必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 年度計画に示されている、「1. (1)①社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」の項目については、評価結果において、社会的要請の変化に即応するとともに、重点的研究開発課題の見直しを行い有用な成果を上げたこと等を総合して、最上級の評定5としているが、最上級の評定とするに当たっては、中期目標・年度計画において想定していた範囲を、量的かつ質的にはるかに超えて、事前には実現することが極めて困難と考えられた実績を上げている等の説明が必要である。今後の評価に当たっては、当該取組に基づく有用な成果について具体的に明らかにするなど、最上級の評定を付す根拠について明確にすべきである。
- 本法人の総人件費改革については、給与水準等公表によると、平成17年度の基準値834,225千円に対し20年度831,498千円(1.0%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から3年経過した時点で3%以上の削減に至っていない。しかし、評価結果においては、達成状況を公表値ではなく、中期計画に基づき、平成17年度予算額に対する削減状況から「人件費は17年度予算に対して6.2%削減した予算の範囲内で適切な執行を行うなど、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。」と評価している。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、予算額の削減状況だけでなく、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:大橋 徹郎)
目的	運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証。4 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査。5 前各号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.ntsels.go.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	極めて順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VII.までは第2期中期計画における項目を表す。 5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	3点×2	4点×2	S×2				
(2)人材活用	3点	4点	S				
(3)業務の効率化	2点	3点	A				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)中期目標期間中に実施する研究	3点	4点	S				
(2)重点研究領域における研究の推進	3点	4点	S				
(3)研究者の資質向上	3点	4点	S				
(4)研究者評価の実施	2点	4点	S				
(5)研究交流の推進	3点×1 2点×1	4点×2	S				
(6)国際活動の活発化	3点	4点	S				
(7)受託研究、受託試験の実施	3点	5点	SS				
(8)施設・設備の外部による活用	2点	3点	A				
(9)成果普及、活用促進	3点	4点	S				
(10)自動車等の審査業務	3点	4点	S				
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	2点	3点					
(2)収支計画	2点	3点					
(3)資金計画	2点	3点	A				
4.短期借入金の限度額	—	—					
5.重要財産の処分計画	—	—					
6.剰余金の使途	—	—					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	4点	A				
(2)人事に関する計画	2点×2	4点×1 3点×1	S				
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.質の高い研究成果の創出				5点×1 4点×5 3点×1	5点×1 4点×6	5点×1 4点×6	
2.自動車等の審査業務の確実な実施				4点×2 3点×1	4点×3	4点×3	
3.自動車のリコールに係る技術的検証の実施				4点	4点	4点	
4.自動車の国際基準調和活動への組織的対応				4点	4点	4点	
5.組織横断的事項				4点	4点	4点	
II.業務運営の効率化							
1.研究活動の効率的推進				4点	4点	4点	
2.自動車等の審査業務の効率的推進				4点	4点	4点	

3.管理・間接業務の効率化				3点	3点	3点
Ⅲ.予算、収支計画及び資金計画					3点	3点
Ⅳ.短期借入金の限度額				3点	-	-
Ⅴ.重要財産の処分計画					-	-
Ⅵ.剰余金の使途					-	-
Ⅶ.その他業務運営に関する事項				4点	4点	3点

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果 (H21.8.28) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 研究職員一人当たりの獲得金額において、行政、民間等外部からの受託研究・試験を多く獲得しており、安全・環境といった社会的・行政的ニーズに対応した質・量両面で極めて高いレベルの研究成果を上げている。また、受諾可否を研究企画会議にて検討し、所議にて決定する仕組みを構築することにより課題の妥当性、予算・人員の最適化を計っている。 研究と審査業務の双方に対して的確に業務運営がなされ、研究と審査部門の人事交流や人材採用の面でも活性化の工夫が行われており、44 名の研究職員の中で人材の有効活用や連携の緻密化などにより効率的に高い成果を上げている。リコール技術検証業務では、数多くの不具合情報からリコールの疑いのある案件を抽出して検証を実施するなど、安全の確保等に貢献している。 国連における専門家会議等に対して積極的に活動し、そのような活動も重要業務として研究者評価項目に入れ、また、燃料電池自動車のような将来技術に関する各種基準を国際的に定める会議の議長を務めるなど、国際基準調和活動への貢献が図られるとともに、人材育成の成果が現われている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国土交通政策への貢献	I 1	<ul style="list-style-type: none"> 自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全、燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に資する研究課題(交付金研究 19 課題、受託試験・研究 70 課題)を効率的に実施。 自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る将来的な基準の策定等に資する検討課題等を 23 件提案。 基準等の策定に資する検討会への参画、調査及び研究等を 26 件の基準化予定項目について実施。 自動車の安全・環境問題に関する国際基準を策定する国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム、国際研究調和プロジェクト、及び国際電気標準化会議の諸活動に、政府代表の構成員として参画。また、国際電気標準化会議の TC9(鉄道)において、国際規格作業グループの主査を務めた。 	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> 国連における専門家会議等に対して積極的に活動し、そのような活動も重要業務として研究者評価項目に入れ、また、燃料電池自動車のような将来技術に関する各種基準を国際的に定める会議の議長を務めるなど、国際基準調和活動への貢献が図られるとともに、人材育成の成果が現われている。
受託研究等の獲得	I 1	<ul style="list-style-type: none"> 行政、民間等外部から合計 70 件の受託研究、試験を実施。受託総額は約8億1千2百万円(契約額ベース)。 業務効率化のため、受託業務を、研究者の専門性を必要とする非定型業務と定型的試験調査業務とに分け、後者は、外部の人材リソース(派遣等)を活用し、研究者の時間的負担を可能な限り軽減。 多数の受託課題(大半が国受託)を効率的に実施するため、契約研究員、派遣職員など非正規職員も戦力化して活用。 外部からの競争的資金(総額:約5千6百万円)を6課題獲得。 	<ul style="list-style-type: none"> 国受託を中心として限られた職員で数多くの受託研究をこなしているところ、民間受託のうち採択を選択することが可能なものについては、受託増による弊害も考慮する必要がある。
自動車審査業務の確実な実施	I 2	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度の審査業務は、車両審査件数:640 件(3,304 型式)、装置型式審査型式数:346 型式、不合格(基準不適合自動車等)、又は、設計変更等をさせた件数:9件。平成 16 年に発覚した、リコールに係る不正行為に関連し、当該メーカーに対して、厳格な審査を実施した。:16 件。 車両相互承認を行うための検討会に月3回程度参加し、海外の審査機関の実態把握等に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度に参加している国際的な相互承認のための検討会へ、積極的に参加することは、国際化している産業を考慮すると重要と思える。
自動車のリコールに係る技術的検証の実施	I 3	<ul style="list-style-type: none"> 不具合情報 3,260 件を調査。車両不具合が原因と疑われる事故に関する現車調査を 34 件実施。 リコールの疑いがある案件等として抽出された 408 件について、実証実験を 12 テーマ実施するなど、技術的、専門的な検証を実施。 	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> リコール技術検証業務では、数多くの不具合情報からリコールの疑いのある案件を抽出して検証を実施するなど、安全の確保等に貢献している。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。

法人名	独立行政法人海上技術安全研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:井上 四郎)
目的	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。
主要業務	1 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 1に掲げる技術に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.nmri.go.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyokka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	極めて順調	1. 極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VI.までは第2期中期計画における項目を表す。 5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の改善	3点×3 2点×1	4点×3 3点×1	S×3 A×1				
(2)競争的環境の醸成	3点	4点	S				
(3)一般管理費の削減	3点	4点	A				
(4)研究所の運営総経費に占める研究業務経費割合の拡大	3点	4点	S				
(5)アウトソーシングの推進	2点	3点	A				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究対象領域の設定	2点	4点	S				
(2)中期目標期間中に重点的に取り組む研究	3点	4点	SS×1 S×1 A×1				
(3)効率的な研究実施	3点×1 2点×1	4点	S				
(4)研究交流の促進	3点×1 2点×1	4点	S				
(5)研究成果の普及、情報提供	3点	4点	S				
(6)施設・設備の外部利用等	3点	3点	S				
(7)国際活動の活性化	3点×1 2点×1	4点	S				
3. 予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	3点						
(2)収支計画	2点	4点					
(3)資金計画	2点		S				
4.短期借入金の限度額	—	—					
5.重要財産の処分計画	—	—					
6.剰余金の使途	2点	4点					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	4点	S				
(2)人事に関する計画	3点×1 2点×1	3点	A				
I.中期計画の期間							
II.基本方針							
III.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.戦略的企画と研究マネジメントの強化				4点	4点	4点	
2.政策課題解決のために重点的に取り組む研究				5点×1 4点×3	5点×1 4点×3	5点×1 4点×3	
3.基礎研究活動の活性化				4点	4点	4点	
4.国際活動の活性化				4点	5点	4点	
5.研究開発成果の普及、活用の促進				4点	4点	4点	
IV.業務運営の効率化							
1.柔軟かつ効率的な組織運営				4点	4点	3点	
2.事業運営全般の効率化				3点			

V.財務に関する事項				3点	3点	3点
VI.業務運営に関する重要事項				3点	4点	3点

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果 (H21.8.28) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 課題解決型研究所として各種政策課題を的確に把握し、確実に技術的ソリューションを提供し、さらに、その成果がIMOやISOを通じて国際的に評価されていることは、研究独法としての存在意義を存分に発揮している。 特に、20年度は、造船の現場において熟練技能者が減少する中、工数を増加させることなく強化されるVOC排出規制に対応できる塗料を開発し、我が国造船業の国際競争力の確保に貢献したことは極めて高い評価を与えられるところである。 また、常に研究成果を確実に国際基準や規格に反映させるという一貫した研究姿勢を持ち、特に、船舶からの温室効果ガス排出低減のため行政と一体となって国際的にリーダーシップを発揮して国際会議での議論を主導し、我が国が供給する優れた船舶の優位性を示す道筋をつけたことは優れた成果である。 この他、共同研究・受託研究、競争的資金、所外発表、知財登録など各種数値目標も確実に、事項によっては大幅に更新しており、研究所の活発な活動が伺える。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的企画と研究マネジメントの強化	III1	<ul style="list-style-type: none"> 経営ビジョンを定め、「安全・環境のスペシャリスト」及び「海事イノベーションセンター」を将来像として設定。また、「中長期戦略」を策定し、経営ビジョンの実現に必要な「コア技術」を選定し、コア技術の確立を目指した研究計画の立案、人材育成プログラムを策定。 重点研究のレビューを行い、コア技術の高度化を図るため、研究テーマを15課題追加。 「海の10モードプロジェクト」に対し、全研究費の約2割を配分し、研究を加速させることにより、IMOにおいて実燃費指標を盛り込んだガイドラインが承認されることに寄与。 研究全体のライフサイクル機能強化のため、研究連携統括主幹2名及び研究連携統括副主幹を3名配置し、受託研究や競争的資金といった外部資金獲得実績の増加に貢献。 共同研究及び受託研究を187件実施し、競争的資金は35件を獲得。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題解決型研究所として各種政策課題を的確に把握し、確実に技術的ソリューションを提供し、さらに、その成果がIMOやISOを通じて国際的に評価されていることは、研究独法としての存在意義を存分に発揮している。
多様化、高度化する環境保全の社会的要請に応える環境規制体系の構築及び環境対策の強化に資する研究	III2	<ul style="list-style-type: none"> 斜波、喫水、速度影響を考慮し波浪中の抵抗増加、風圧力及び斜航流体力・当舵力を計算できる実海域性能評価プログラムを開発。同プログラムと正面波浪中での水槽試験を組み合わせることで、実海域での速度低下を高精度で評価できるシステムを開発し、詳細な性能鑑定ガイドラインを作成。一部の船級協会で同ガイドラインに基づく鑑定業務を開始。(海の10モード) など 	<ul style="list-style-type: none"> 海の10モードに関する研究が、進展している。また、新たな目標を設けて、海運会社との共同研究を実施するなど、極めて良好に推移している。
海洋資源・空間の利活用を推進し、我が国の海洋権益の確保を図るとともに、経済社会の発展に寄与するものであって、社会的要請の高まっている技術の開発のための研究	III2	<ul style="list-style-type: none"> 石油・天然ガス生産システムの安全性評価手法の構築に関し、浮体式生産システム(MPSO等)の安全評価として、①シャトル船の出荷時DPオペレーション、②MPSO係留システム、③MPSO出荷システム、④生産用ライザーに関する安全性評価を、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)からの委託研究として実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 大深度浮体生産システムの実用化に向けた研究を一層推進して頂きたい。
国際活動の活性化	III4	<ul style="list-style-type: none"> 新造船の燃費性能を可視化する実燃費指標を盛り込んだガイドラインがIMOで承認された。さらに、実燃費指標はCO2排出削減対策の大きな柱の1つとしてCOP15にて報告される予定であり、ポスト京都議定書での国際海運のCO2排出削減対策の枠組み作りに研究所の研究成果が貢献。 シッパーサイクル条約実施のキーとなる有害物質インベントリガイドラインを策定し、条約の策定及び採択(2009年5月)等に貢献。 など 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 常に研究成果を確実に国際基準や規格に反映させるという一貫した研究姿勢を持ち、特に、船舶からの温室効果ガス排出低減のため行政と一体となって国際的にリーダーシップを発揮して国際会議での議論を主導し、我が国が供給する優れた船舶の優位性を示す道筋をつけたことは優れた成果である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
--

法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:金澤 寛)
目的	港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備に関する技術の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる事項に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発(港湾の整備、利用及び保全に関すること、航路の整備及び保全に関すること、港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること、港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること、飛行場の整備及び保全に関すること)。2 1の各事項に関する事業の実施に関する研究及び技術の開発。3 1及び2に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及。4 1の各事項に関する情報の収集、整理及び提供。5 前四号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	港湾空港技術研究所分科会(分科会長:黒田 勝彦)
ホームページ	法人: http://www.pari.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	極めて順調	極めて順調	SS	極めて順調	極めて順調	極めて順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。
<項目別評価>							2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。
1.業務運営の効率化							3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。
(1)組織運営	3点	5点	SS				4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目IV.までは第2期中期計画における項目を表す。
(2)人材活用	3点×3	5点×1 4点×2	S				5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価
(3)業務運営	3点×1 2点×1	3点×2	A				6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究活動の推進	3点×5 2点×1	5点×1 4点×5	SS×1 S×3				
(2)他機関との有機的連携	3点×2 2点×1	4点×3	S				
(3)研究成果の公開・普及及び技術移転	3点×6	5点×1 4点×5	SS				
(4)研究者評価	3点	4点	S				
(5)国土交通大臣指示への対応	3点	5点	S				
3.予算、収支計画及び資金計画	2点	3点					
4.短期借入金の限度額	—	—	A				
5.重要財産の処分計画	—	—					
6.剰余金の使途	2点	3点					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	3点	S				
(2)人事に関する計画	2点	4点	A				
I.業務運営の効率化							
(1)戦略的な研究所運営				4点	4点	5点	
(2)効率的な研究体制の整備				4点	4点	4点	
(3)管理業務の効率化				4点	4点	4点	
(4)非公務員化への適切な対応				3点	3点	4点	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)質の高い研究成果の創出				4点×6	4点×6	5点×1 4点×5	
(2)研究成果の広範な普及・活用				5点×1 4点×7	5点×1 4点×6 3点×1	5点×2 4点×6	
(3)人材の確保・育成				4点×2	4点×1 3点×1	4点×2	
III.適切な予算執行				3点	3点	3点	
IV.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画				3点	3点	4点	
(2)人事に関する計画				3点	3点	4点	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- ・ 今中期目標期間の中間の年にあたる平成20年度においても、高度化・多様化する研究ニーズに適切に応えるため、組織の強化・見直しを進めるとともに、三層・三段階の研究評価システムにより引き続き質の高い研究を推進した。また、外部委託、契約・経理業務の独自システムの開発導入及び競争入札制度の活用により目標以上の費用削減を達成するなど、管理業務の効率化に向けても多様な取組を行った。
- ・ 特に、理事長を中心に迅速な意志決定と速やかな実行を推進するとともに、外部有識者による評議員会を設置し研究所運営のあり方や今後の展望について助言を得る体制を構築するなど、戦略的な研究所運営は極めて高く評価できる。
- ・ さらには、社会的に喫緊の重点研究課題に対し、人員・資金など限られた研究資源を適切かつ集中的に投入することにより研究所成果の早期社会還元を図っている。その成果の質の高さは、査読付論文の質及び量、また、多岐にわたる学会からの多くの受賞に表れている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な 研究所運 営	I (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年度に策定した、「研究所運営の基本方針」に基づいて迅速な意志決定と速やかな実行を推進したこと、国土交通省はじめ関係行政機関・民間団体との情報交換や人事交流を精力的に行い、研究所職員と理事長とのきめ細かな意見交換会を実施。 ・ 理事長を中心とする経営戦略会議にて柔軟な組織運営を行うと共に、外部有識者による評議員会を設置し研究所運営のあり方や今後の展望について助言を得る体制の構築や全職員との意見交換を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理者なども含めた外部ニーズを幅広く収集するための意見交換について検討されたい。
効率的な 研究体制 の整備	I (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究領域制を設けるとともに室制度を廃止して基本的コア組織としての研究チームを編成。 ・ 分野別に充実した研究主監制度により、研究レベルを世界的水準に保つとともに、研究主監のリーダーシップによりスムーズな研究体制・システムとなっていること、緊急的・横断的なテーマに機動的・効率的・重点的に研究が実施できる研究組織を強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究体制の見直しの検討は毎年必要であるが、必ずしも若手の育成につながることも限らず、場合によってはそれを難しくしていることもあるなど、その実行については慎重に判断することが大切である。
質の高い 研究成果 の創出	II (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要性・緊急性の高い研究として位置づけた重点研究課題に対する研究費の全研究費に対する配分比率の実績値は 74.7% (目標値は 60%程度以上)。 ・ 特定萌芽的研究については、年度途中での追加募集を含めて 20 年度には 13 件中3件の追加採択を含め、内部評価委員会及び外部評価委員会の評価に基づく5件の多様な特定萌芽的研究を選定。 ・ 共同研究については過去最高の 75 件(目標値は 60 件程度)、国外の国際会議においての研究発表については平成 20 年度には 67 件(目標値は 60 件程度)をそれぞれ行い、目標を達成するとともに、研究者の国外への派遣、外部研究者の受け入れなどの幅広い手段による研究交流を積極的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 萌芽的研究制度は研究者の意欲持続には不可欠であり、充実を期待する。 ・ 研究所の実績が、アジア諸国等においても十分生かされるような国際標準化につながるよう、引き続き推進して欲しい。
査読付論 文の発表	II (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 査読付論文発表は148編(目標値125編)。英文に関しても80編を発表(目標値70編)。 ・ これらの論文・発表は、多分野に渡る各種学会・協会・国の機関などを含めて 16 の論文賞・技術開発賞を受賞。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術論文の発表・公表に関しては、国際的に高い評価を受けている論文集への投稿もさらに促したい。
災害発生 時の迅速 な支援	II (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外で発生した地震・津波・高潮高波・海上流出油事故災害に積極的に研究所の専門家チームを速やかに派遣。 ・ 20 年度に始動した TEC-Force (緊急災害対策派遣隊)などの派遣実績や、サイクロン・ナルギスの高潮被災調査にあたってはミャンマーが受け入れる初の海外調査団の一員として研究者を派遣。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害を未然に防止するためにも効率的な港湾・空港インフラの劣化診断・調査や維持・更新技術の適用・普及などの自治体向け活動にも貢献して欲しい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

- ・ 本法人の組織体制の整備については、整理合理化計画において、平成 22 年度末までに行政職職員の人員を 18 年度に比べ2割削減することとしているが、その進捗状況について業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、行政職職員の削減状況を明らかにした上で、評価すべきである。

法人名	独立行政法人電子航法研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平澤 愛祥)
目的	電子航法に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 電子航法に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.enri.go.jp/index.shtml 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	極めて順調	1. 極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VII.までは第2期中期計画における項目を表す。 5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)研究実施体制の効率化	3点	4点	S				
(2)人材活用に関する計画	3点	4点	S				
(3)業務運営の効率化	2点	4点	S				
(4)施設・設備利用の効率化	2点	3点	S				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)重点研究開発課題の設定	3点	4点					
(2)基盤的研究	3点	4点					
(3)国の推進するプロジェクト等への参画	3点	4点	SS				
(4)競争的資金	3点	4点					
(5)研究者の資質向上	3点	4点					
(6)共同研究・受託研究等	3点	4点					
(7)国際交流・貢献	3点	4点	S				
(8)人材交流	2点	4点					
(9)研究成果の普及、成果の活用推進等	3点×2 2点×1	4点×2 3点×1	S				
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	2点	3点					
(2)収支計画	2点	3点					
(3)資金計画	2点	3点	A				
4.短期借入金の限度額	—	—					
5.重要財産の処分計画	—	—					
6.剰余金の使途	—	3点					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	—	—	A				
(2)人事に関する計画	2点×2	3点×2	A				
I.業務運営の効率化							
(1)組織運営				4点	4点	4点	
(2)人材活用				4点	4点	4点	
(3)業務運営				4点	4点	4点	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)社会ニーズに対応した研究開発の重点化				4点×3	4点×3	4点×3	
(2)基盤的研究				3点	4点	4点	
(3)研究開発の実施過程における措置				4点	4点	4点	
(4)共同研究・受託研究等				3点	4点	4点	
(5)研究成果の普及、成果の活用促進等				4点×2	4点×2	4点×2	
III.予算、収支計画及び資金計画				3点	4点	4点	
IV.短期借入金の限度額				—	—	—	
V.重要財産の処分計画				—	—	—	
VI.剰余金の使途				—	—	3点	
VII.その他業務運営に関する事項				3点	3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果 (H21.8.28) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 研究業務においては、燃料費および CO2 の削減効果が期待できる洋上空域における管制間隔の短縮、混雑空港の安全性向上及び処理容量拡大に向けた統合型空港面監視センサの導入、MSAS を利用した進入 (CAT-I) 導入に向けた整備などの行政施策に直結する、高いレベルの研究成果を上げている。さらに、国内外の研究機関や大学等と積極的に共同研究を行い、これまでの研究成果を社会に還元すべく、技術指導を行う相手先開発企業とともに、委託開発事業に応募し採択されたことは、評価できる成果といえる。
- 業務運営においては、航空交通管理に関する我が国初のロードマップとなる「研究長期ビジョン」をとりまとめ、日本航空宇宙学会の「航空ビジョン」策定作業に委員を派遣してビジョンの一体化に努めたり、行政の長期ビジョン策定作業に委員等を派遣して積極的に行政をサポートするなど、航空交通管理システムの中核的研究機関としての役割を果たしている。
- さらに、平成 21 年3月に将来の ATM/CNS をテーマとしたアジア初の国際ワークショップを開催し、本ワークショップを契機に NASA 等の欧米研究機関との研究協力が大きく前進するなど、将来の航空交通管理システムに関する国際交流・貢献を図ったことは、高く評価できる点である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材活用	I (2)	<ul style="list-style-type: none"> 職員の任用では、インターンシップや連携大学院制度などで大学との連携を強化し、若手研究者の育成に積極的に取り組んでいる。 外部人材の活用では、大学、研究機関、エアライン等から 26 名の外部人材を活用。 人材の育成では、キャリアパスに関する指針 (キャリアガイドライン) に基づく「研修指針」を新たに策定し、各研究員が全ての研修カリキュラムを履修できるよう研修計画を作成し、長期的な人材育成を目指した研修・訓練を実施する体制を整備。 	—
業務運営	I (3)	<ul style="list-style-type: none"> 外部コンサルタントを活用しつつ所内に「内部統制検討委員会」を設置し、理事をオフィサー、各課長・領域長をマネージャーとするコンプライアンス体制を構築。 「随意契約見直し計画」に基づき、少額随契以外は原則一般競争入札に移行することとした基本方針を着実に実行。その結果、特命随意契約は前年度の5件から3件へと4割減少。また、一者応札率が高くなる傾向にあったが、応札者増加に向けた取り組みを強化し、平成 19 年度の一者応札率 85.2%に対して、平成 20 年度は 72.7%と約 13%低減。 	—
社会ニーズに対応した研究開発の重点化	II (1)	<ul style="list-style-type: none"> 「①空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発」として、重点研究開発4課題を実施。 「②混雑空港の容量拡大に関する研究開発」として、重点研究開発4課題を実施。 「③予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発」として、重点研究開発6課題を実施。 	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> 研究業務においては、燃料費および CO2 の削減効果が期待できる洋上空域における管制間隔の短縮、混雑空港の安全性向上及び処理容量拡大に向けた統合型空港面監視センサの導入、MSAS を利用した進入 (CAT-I) 導入に向けた整備などの行政施策に直結する、高いレベルの研究成果を上げている。
研究成果の普及、成果の活用促進等 ③国際協力等	II (5)	<ul style="list-style-type: none"> ENACより受け入れた研修生3名に対して、トラジェクトリ関連、電離層モデル作成、ミリ波による物体検出の技術指導を実施。 将来の ATM/CNS をテーマとしたアジア初の国際ワークショップを開催し、将来の航空交通管理システム実現に向けて、日・欧・米の研究者が国際的な技術情報を交換。ICAO などの国際会議や学会、シンポジウムで積極的に研究発表を行い、昨年度の 58 件を大幅に上回る 77 件を達成。特に、ICAO が主催する会議で発表した 28 件は、ICAO が発行するマニュアル等に反映されるなど、国際標準の策定に大きく貢献。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際協力という意味ではたくさんのことをして高い評価ができる。 しかし、国際的な賞の受賞や、成果の国際基準化などの質的な成果について明確に記すべき。 小さい研究所が行う国際協力なので、戦略を定めて集中的に行う必要があるように思う。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人航海訓練所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:湯本 宏)
目的	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。
主要業務	1 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対する航海訓練。2 航海訓練に関する研究。3 前二号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:杉山 武彦)
ホームページ	法人: http://www.kohkun.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	順調	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	3点	A	3点	4点	4点	
(2)人材の活用	2点	3点	A	3点	3点	4点	
(3)業務運営の効率化	2点×2	3点×2	A×2	3点×3	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)航海訓練の実施	3点×1 2点×8 1点×1	4点×1 3点×9	A×4	3点×9	4点×3 3点×6	4点×5 3点×4	
(2)研究の実施	2点×2	3点×2	A×2	3点×2	3点×2	4点×1 3点×1	
(3)成果の普及・活用促進	3点×1 2点×3	4点×1 3点×3	S×1 A×1	4点×1 3点×2	4点×3	4点×3	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)			A				
(1)自己収入の確保	2点	3点		3点	3点	3点	
(2)予算、収支計画及び資金計画	2点	3点		3点	3点	3点	
4.短期借入金の限度額	-	-		-	-	-	
5.重要財産の処分計画	2点	-		-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-		-	3点	3点	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	-	A	3点	3点	3点	
(2)人事に関する計画	2点	3点	A	3点	3点	4点	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画・年度計画に基づき、業務運営の効率化、教育体制及び訓練内容の充実など、全般に継続的な努力を行っており、確実な取り組みにより成果が明確に出ている。
- 危機管理・安全管理意識の醸成に向けて努力している。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化の推進	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年8月31日に連絡調整室(東京)を廃止するとともに、教育部内の業務を見直し、企画体制の充実及び業務の効率化を図ったことにより、陸上職員1名を縮減。 • 小型練習船が持つべき機能について、技術的な検討を行い、平成22年度の予算化に向けて海事局との協議を実施。 • また、タービン代替訓練技術検討委員会に委員を派遣し、タービン練習船廃止後の代替訓練のあり方に関する検討に参加。 	<ul style="list-style-type: none"> • 連絡調整室を廃止するとともに、教育部業務の見直し、及び同組織の再編により、職員1名を削減したことは、年度計画を上回る業務の効率化を達成しており、中期計画を見据えた確実な取り組みとなっている。
航海訓練の実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成18年度から継続している指導要領等のSTCW条約項目順への編成について、海技教育機構海上技術コース(航海・機関)の 	<ul style="list-style-type: none"> • 外国人船員養成に積極的かつ継続的に取り組んでいるほか、実習生定員に対する充足率を増加させており、多種・多人数の実習

		<p>実習に係る「指導要領」を改訂。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度配乗計画は、内航業界の要望による六級海技士(航海)課程を3回 68 名に拡大し、計 48 名の航海訓練を実施。 外航業界の要望を受けて、昨年度に試行した外国人船員養成(フィリピン MAAP 校)は、実習時期を4月の年度初頭に変更するとともに、46 名を実施。 実習生の自主学習のため、教育現場に即した英会話ウェブ教材を作成。 社船実習に伴う教育体制の見直しにより、大学航海科の帆船実習に係る「指導要領」の改訂。 	<p>生配乗にもかかわらず、再指導を徹底するなどの教育の充実により、高い修了率を維持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育現場に即した英会話ウェブ教材を作成し、自主学習による教育に努めている。 社船実習に伴う教育体制の見直しにより、大学航海科の帆船実習にかかる指導要領の改訂を行い、均質な実習訓練のための基礎を構築し、向上に繋げている。 <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から開始した民間会社の船舶による6ヶ月間の実習訓練は、各会社及び船舶毎に取り組み姿勢や、実習内容に差が生じることが予想される。民間会社で実習訓練を受けた実習生全員が、一定レベル以上の成果を得て修了できるように、各会社、船舶に対し、徹底的な検証ならびに指導が必要と思われる、それらを実施する際には、航海訓練所が参画し、その知見を活用することを期待する。
安全管理の推進、自己点検・評価体制の確立	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 安全に関する自己点検及び見直し会議を定期的実施するとともに、本所及び各練習船に対する内部監査を積極的に実施し、安全管理マニュアルを適正に維持。なお、任意 ISM 年次審査(本所)及び中間検査(練習船3隻)を受検。 各練習船に対する ISPS 内部監査を実施し、船舶保安体制を適正に維持。また、2隻の練習船が定期検査を受検。 平成 18 年度、19 年度の実施結果を踏まえ、評価に関して練習船教育査察規程を改定。 各練習船に対して、教育査察及び資質基準システム(QSS)内部監査を実施し、適切に航海訓練に関する自己点検・評価体制を維持、改善。 安全に特化した安全推進会議を開催。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> SMS(安全管理体制)の更なる向上のためにも、チェック機能をしっかりとかけていただきたい。
研究成果等海事に係る知見の普及・活用	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究時報1回(掲載計1編)及び調査研究諸報2回(掲載計14編)を発行し、所内外関係先に配布。 ホームページに各研究成果の概要を掲載し、研究成果の活用を推進。 論文発表を 11 件(年度目標値の 1.8 倍)、学会発表を 13 件(年度目標値の 2.2 倍)実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境汚染に関する研究をはじめとして、内外の学会での発表等、目標値を大幅に上回る成果をあげている。
海事思想普及等に関する業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 寄港要請に対応して、練習船の一般公開を 25 回実施し、合計 102,102 名の見学者を受け入れ。 小中学生を対象にした練習船見学会を 31 回実施し、合計 1,541 名の児童・生徒の見学を受け入れ。 小学校、児童館を訪問して、海や船の話をする訪問型海洋教室を 26 回実施。(参加者 2,774 名) 平成 19 年度から実施している、出入港における帆船の体験乗船を行い、30 名を受け入れ。 船上におけるセイルドリルの見学を4回開催し 97 名の見学者を受け入れ。 海王丸において、青少年を対象とした体験航海を7回(国内6回、遠洋航海1回)実施し、合計 100 名の参加者を受け入れ。 	<ul style="list-style-type: none"> 10 万人を超す見学者を受け入れるなど、海事思想普及に向けて積極的に取り組んでいる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・該当なし。

法人名	独立行政法人海技教育機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小堀 欣平)
目的	船員(船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。)に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授。2 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究。3 前二号の業務に附帯する業務。4 国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第八条第二項の規定による同条第一項の講習)の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:杉山 武彦)
ホームページ	法人: http://www.mtea.ac.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成18年4月に(独)海技大学校と(独)海員学校が統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載。
<項目別評価>				
1.業務運営の効率化				
(1)組織運営の効率化	3点	3点	4点	
(2)人材の活用	3点	4点	3点	
(3)業務運営の効率化	3点×3	3点×3	4点×1 3点×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上				
(1)海技教育の実施	4点×1 3点×11	4点×5 3点×7	4点×6 3点×6	
(2)研究の実施	3点	4点	4点	
(3)成果の普及・活用促進	4点×1 3点×2	4点×3	4点×2 3点×1	
3.予算				
(1)自己収入の確保	3点	3点	3点	
(2)予算、収支計画及び資金計画	3点	3点	3点	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	
5.重要財産の処分等に関する計画	—	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	—	
7.その他業務運営に関する事項				
(1)施設・設備に関する計画	—	—	3点	
(2)人事に関する計画	3点	3点	4点	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画・年度目標に基づき、産業界のニーズに対応した積極的な取り組みが実施され、効率的な業務運営がなされるとともに、地道な品質向上施策が各項目の達成に結び付き、将来に繋がる内容になっている。
- 専修科の応募者が増加し、本科・専修科ともに就職率が昨年を上回っている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																								
実務教育	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 次の6コースの教育を実施している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育コース名</th> <th>実績</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運航実務コース</td> <td>1,999名</td> <td>745名</td> </tr> <tr> <td>海事教育通信コース</td> <td>125名</td> <td>135名</td> </tr> <tr> <td>水先コース</td> <td>76名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶保安管理者コース</td> <td>568名</td> <td>96名</td> </tr> <tr> <td>外航基幹職員養成コース</td> <td>28名</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>国際協力コース</td> <td>41名</td> <td>50名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,837名</td> <td>1,046名</td> </tr> </tbody> </table>	教育コース名	実績	定員	運航実務コース	1,999名	745名	海事教育通信コース	125名	135名	水先コース	76名		船舶保安管理者コース	568名	96名	外航基幹職員養成コース	28名	20名	国際協力コース	41名	50名	合計	2,837名	1,046名	<ul style="list-style-type: none"> • 海運業界のニーズを把握し、運航実務・船舶保安コースでは、年度計画を大きく上回る応募者に対して効率的に対応するとともに、通信コース・水先コースなどにおいても積極的に実績をあげ、さらに国外での講習も拡大するなど、自己収入の増加にも努めている。
教育コース名	実績	定員																									
運航実務コース	1,999名	745名																									
海事教育通信コース	125名	135名																									
水先コース	76名																										
船舶保安管理者コース	568名	96名																									
外航基幹職員養成コース	28名	20名																									
国際協力コース	41名	50名																									
合計	2,837名	1,046名																									
合格率、就職率	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 各課程の合格率は次のとおり目標を達成(()内は昨年実績)。特に、本科の合格率は、昨年から、さらに大幅に向上している。本科 四級海技士(航海及び機関)90.8%(76.0%) 	<ul style="list-style-type: none"> • 模擬口述試験の実施など、実態に則した多様な取り組みにより、学校によっては合格率が100%に達するなど、本科における合格率が著しく向上している。 • 就職状況が全体的に悪化している中、会社 																								

		<p>専修科 四級海技士(航海及び機関)93.7% (93.3%) 海技専攻課程(三、四、五級海技士)93.8% (93.8%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全課程の海事関連企業への就職率が昨年と同等程度となり、目標を達成(()内は昨年実績)。 本科 93.8% (91.5%) 専修科 96.1% (96.7%) 海上技術コース 96.0% (95.9%) 	<p>訪問など地道な取り組みとあらゆる施策により、年度計画を上回る高い就職率を維持している。</p>
成果の普及・活用促進、研究の公表	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 以下のとおり、研修員の受け入れ、委員の派遣を行い、技術移転を推進。 (研修員の受け入れ) <ul style="list-style-type: none"> 財団法人日本造船技術センターの要請による5カ国計8名の研修員の受入れ。 船社等の要請による船社等の社員に対する調理研修(5回、34名)。 東京海洋大学教育実習生2名を受入れ。 (講師、委員の派遣) <ul style="list-style-type: none"> 財団法人日本水路協会より講師派遣の依頼による独立行政法人国際協力機構への講師の派遣(4カ国6名が受講)。 8機関の関係委員会に、専門分野の委員として延べ36名を派遣。 次のとおり目標値を達成するとともに、教育・研究成果を普及。 <ul style="list-style-type: none"> 論文発表又は国際学会発表8件、国内学会発表等9件 平成19年度研究発表会(20年6月) 平成20年度研究報告書(21年6月) ホームページ上で研究成果を外部へ公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外を含めて、研修員の受け入れ及び委員等の派遣実績は、年度計画を大きく上回り、技術移転を積極的に進めている。 年度計画を上回る研究発表を行っており、成果の普及も積極的に行っている。
海事思想の普及等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 次のとおり目標値を達成し、教育・研究成果及び海事思想を普及。 <ul style="list-style-type: none"> 公開講座、特別講演の開催6回 練習船による体験航海50回(昨年度51回) 前年に引き続き、本部及び各学校のホームページについて、提供情報の更新、内容の充実など改善に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織の活性化は国民の関心の高まりにも比例する。その意味において一般国民に対する海事思想普及に一層の努力を期待したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・該当なし。

法人名	独立行政法人航空大学校(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:殿谷 正行)
目的	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者の養成。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:杉山 武彦)
ホームページ	法人: http://www.kouku-dai.ac.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	順調	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	3点	A	3点	3点	4点	
(2)人材の活用	2点	3点	A	3点	4点	4点	
(3)業務運営の効率化	3点×1 2点×2	4点×2 3点×1	S×1 A×3	3点×5	3点×5	4点×1 3点×4	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)教育の質の向上	3点×2 2点×4	4点×2 3点×4	S×1 A×5	3点×5	4点×1 3点×4	4点×4 3点×1	
(2)航空安全に係る教育等の充実	2点×3	3点×3	A×3	3点×4	4点×1 3点×3	3点×4	
(3)他機関との有機的連携			A				
(3)航空技術安全行政への技術支援機能の充実				3点×2	3点×2	3点×2	
(4)成果の活用・普及	2点×2	3点×2	A×2	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	
(5)企画調整機能の拡充				3点	3点	3点	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)	2点	3点	A	3点	3点	3点	
4.短期借入金の限度額	-	-		-	-	-	
5.重要財産の処分計画	-	-		-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-		-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	3点	A	3点	3点	3点	
(2)人事に関する計画	2点	3点×2	A	3点×2	3点×2	3点	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 航空大学校の教育・訓練目的に沿って着実な業務運営がなされており、航空輸送の基幹的操縦士要員教育機関として、極めて積極的に努力されていると評価する。
- 中期計画・年度計画に基づき業務の効率化、組織運営の見直しや経費の縮減などのマネジメントは計画どおり推移しており、シラバスの工夫や教育規程の改正などによる教育内容の工夫なども図られ、順調に業務運営が推移している。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材の活用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、航空局等と人事に係る情報交換を積極的に行い、操縦、整備、運用、事務等多岐にわたる職種の人事調整に努め、最新の航空行政の情報を業務運営に活かすべく、職員の約24%(28名)について、国等との人事交流を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画の目標値を大幅に上回る人事交流を達成している。
ヒューマンファクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 新シラバスによる学生訓練実施要領等の検証を行い、一部の訓練科目(540km単独飛行)について訓練方法の見直しが行われシラバスに反映。 国際協力の枠組みの下、教官をインドネシアに派遣し、航空安全に係る協力に向けた 	<ul style="list-style-type: none"> 訓練方法の一部を見直し、シラバスに反映したことにより、訓練効率の向上だけでなく、学生の技量の一層の向上や安全運航を図ったことは優れた実施状況である。 教育の質の向上に向けた取り組みが訓練の適性化につながられている。

		<p>実態調査を実施(7月)。また、国内の指定養成施設に教官を派遣し、乗員養成の実態調査を実施(平成20年11月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> • MPLに関するワーキンググループに教官を参加させ、国際基準についての調査研究を実施(平成20年6月、9月、11月、21年3月)。 • 訓練中のヒューマンファクターに関する事例について、パイロットレポートやメンテナンスレポートの形で報告を収集し、各校の安全委員会等で事例紹介を行い周知。また、報告された事例を基に、学生が訓練中にヒューマンエラーを起こしにくいような訓練手順を検討し、学生訓練実施要領を改正。 	<ul style="list-style-type: none"> • ヒューマンファクターに関して、報告事例を基に、学生が訓練中にヒューマンエラーを起こしにくい訓練手順が検討され、学生訓練実施要領の改正が行われている。(総合評価) • 安全意識の醸成やヒューマンファクターへの取り組みなど、更に進化させて頂きたい。
受験者数の拡大、現行の入学試験の内容等の評価等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年度の年間養成学生数は72名を確保。 • 平成21年度入学試験から受験資格に制限を設けたが、平成21年度入学試験における受験者数は例年並みの648名を確保。 • 新たに学校内にプロジェクトチームを設置し、更なる受験者拡大のための方策等について検討。 • 航空会社の採用担当者と入社要件等について意見交換(平成21年3月)を行うとともに、平成21年度入学試験から身体検査合格基準の一部(視力要件等)緩和並びに入試内容及び実施方法の一部について改善が図られている。また、平成17年度から導入した総合適性試験(筆記による操縦士適性試験)の有効性に関し、当該成績と入学後の成績の相関について、引き続き検証。 	<ul style="list-style-type: none"> • 例年並の受験者数が確保され、受験者拡大に向けた継続的な広報活動の取り組みの努力がされている。 • 身体検査合格基準の一部緩和や入試内容等の改善により、一部の学生であっても新たな門戸を開くことにつながられている。
航空安全に係る教育等の充実	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 安全運航を確保するために、毎月安全スローガンを掲げ、安全委員会を中心に学生及び教職員等の安全意識向上のための活動を推進。 • 平成18年度に航空大学校帯広分校が実施した教育研究飛行に関し、平成20年7月の航空局の調査において、必要な試験飛行等の許可を受けずに飛行したことに対し文書による注意を受けたが、直ちに業務執行の改善に取り組み、組織を上げて再発防止への適切な措置が執られている。 • 総合安全推進会議は、安全監査プログラムを策定し、本校及び分校に対し安全監査を実施(帯広分校:平成20年10月、仙台分校:平成20年12月、宮崎本校:平成21年2月)。各校においては、整備業務委託先の監査を実施。また、総合安全推進会議は半期毎に各校の安全委員会から安全業務計画の進捗状況等の報告を受け、その評価を実施。 • 各校において、管制官との意見交換を実施。更に教職員をJAL航空安全啓発センター及びANAグループ安全教育センターに派遣し、安全意識の更なる向上のための安全研修を実施(平成21年2月)。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 航空大学校の教育/訓練目的に沿って着実な業務運営がなされており、航空輸送の基幹的操縦士要員教育機関として、極めて積極的に努力されていると評価する。
民間操縦士養成機関の育成・振興、航空思想の普及、啓発	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成19年度に作成した自家用操縦士の定期訓練シラバスについて、フォローアップのための意見交換を実施。 • 操縦士養成機関連絡会議を開催し、民間操縦士養成機関の育成・振興を推進するため情報交換等を実施(平成21年3月)。 • 各校において、「空の日」行事、「航空教室」(14回)や「市民航空講座」(9回)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 目標値を超える講座、教室を開催し、また、子供霞ヶ関見学デーの出展など、一般国民に対する航空思想の普及に貢献している。 • 地元との親睦等に努め、航空大学校の訓練に対する理解が深められている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし。

法人名	自動車検査独立行政法人(平成14年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:竹内 浄)
目的	自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。
主要業務	1 自動車が保安基準に適合するかどうかの審査。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	自動車検査分科会(分科会長:大聖 泰弘)
ホームページ	法人: http://www.navi.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h20jiseki.htm

中期目標期間 4年(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 第1期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	2点	3点	3点	S			
(2)人材活用	2点	3点	3点	A			
(3)業務の効率化	2点	4点	3点	S			
(4)主要な業務・システムに係る監査と最適化計画の検討		—	3点	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底	3点×1 2点×1	4点×1 3点×1	3点×2	S			
(2)審査に係る利用者の方々の利便性の向上	2点×3 1点×1	4点×1 3点×2 2点×1	3点×3 2点×1	B			
(3)適正かつ効率的な審査業務の実施の促進	3点×1 2点×1	4点×2	4点×1 3点×1	S			
(4)国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施	3点×1 2点×3	5点×1 4点×2 3点×1	4点×1 3点×3	S			
(5)国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力	2点×3	4点×1 3点×2	3点×3	A			
(6)自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保	2点×4	3点×4	4点×1 3点×2	A			
(7)国際的視野に立った業務のあり方の検討	2点	3点	3点	A			
(8)海外技術支援発展途上国等からの技術協力要請に応じた自動車検査に関する専門技術的な支援	2点	3点	3点	A			
3.予算	2点	3点	3点				
4.短期借入金	—	—	—	A			
5.重要財産の処分計画	—	—	—				
6.剰余金の使途	—	—	—				
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	3点	3点	A			
(2)人事に関する計画	2点×2	3点×2	3点	A			
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底					4点×1 3点×8	4点×5 3点×4	
2.検査情報の電子化等による検査の高度化					5点×1 4点×2 —×1	4点×1 3点×3	
3.受検者等の安全性・利便					4点×1	4点×4	

性の向上					3点×4	3点×1
4.自動車社会の秩序維持					4点×2 3点×3	4点×3 3点×2
II.業務運営の効率化						
1.組織運営					4点×1 3点×1	3点×2
2.業務運営					3点×3	4点×1 3点×2
3.主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等					3点	3点
III.予算、収支計画及び資金計画					3点	3点
IV.短期借入金の限度額					—	—
V.重要財産の処分計画					—	—
VI.剰余金の使途					—	—
VII.その他業務運営に関する事項						
1.施設及び設備に関する計画					3点	3点
2.人事に関する事項					3点	3点

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)	
<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査独立行政法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施するため、組織を挙げて不当要求の防止に取り組み、平成20年度は前年度から発生件数が大幅に減少するなど効果を上げている。 審査結果の電子化等による検査の高度化に取り組んでいるほか、不正改造車の排除、自動車社会の秩序の維持にも積極的に取り組んでいる。 受検者等の事故発生件数の大幅減少、検査コースの閉鎖時間の削減も進んでおり、法人の業務実績は順調であると評価。 	

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
不当要求防止対策の充実	I 1	<ul style="list-style-type: none"> 前年度評価を踏まえ、警報装置作動による複数職員による対応、警察への通報など不当要求者への組織的対応に努め、平成20年度の発生件数は491件と前年度に比して26%減少。 全事務所等において、不当要求への対応についての自己点検、不当要求防止責任者の選任及び検査コースの巡回、防犯設備の設置などを実施。 不当要求が多く発生している16事務所等の警備の強化、84事務所等における110回の緊急事態を想定した実地訓練などを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 不当要求に対して各種の対策を実施し、未然防止にも努めており、優れた実施状況にある。 <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不当要求や受検者等の事故について、これまでの対策が件数の減少につながっていると考えられるが、職員の異動等があっても対策の効果を維持できるよう、引き続き発生防止に取り組むことが必要。
受検者等の事故防止対策の実施	I 3	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度安全衛生実施計画を策定し、事故ゼロの取組み、マルチテストによる受検車両損傷事故等の防止、安全作業マニュアルに基づく作業の徹底などを重点事項として定めており、各種会議等において周知職員の意識改革を図っている。 各事務所等において事故原因の分析及び対策の実施を徹底するとともに、本部から事故速報及び四半期毎の事故発生状況を発出しており、会議等の機会にも事故事例及び対策を説明し共有することにより同種の事故の再発防止に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 事故防止に取り組んだ結果、事故件数の削減率は目標を大きく上回っており、優れた実施状況にある。 <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不当要求や受検者等の事故について、これまでの対策が件数の減少につながっていると考えられるが、職員の異動等があっても対策の効果を維持できるよう、引き続き発生防止に取り組むことが必要。
一般管理費及び業務経費の効率化目標	II 2	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費については、一括契約(消耗品)の拡充、契約案件集約化、システム最適化計画及びコピー用紙の両面印刷等を図り、前年度に比して5%抑制。 業務経費については、節電、コピー用紙の両面印刷等を図り、前年度に比して4.5%抑制。 中央実習センターの管理・運営業務及び関東検査部管内の検査機器の保守管理業務について、民間競争入札を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び業務経費の効率化を図っており、目標を上回る抑制を達成できたことから、優れた実施状況にある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
--

法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：石川 裕己）
目的	鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を行うことを通じて、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等。2 船舶の共有建造等。3 高度船舶技術の研究開発及び実用化支援。4 運輸分野に関する基礎的研究。5 鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付。6 旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用の支払等。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会（分科会長：家田 仁）
ホームページ	法人： http://www.jrtt.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	A	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. ※印の項目に関しては、項目2.(4)と併せて評価している。また、*印の項目に関しては、項目1.(1)において評価している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)総括的業務	2点×10	3点×9	3点×8	3点×8	A×2		
(2)鉄道建設業務	3点×1 2点×4	4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	S×2 A×2		
(3)船舶共有建造業務	2点×2	3点	3点	3点	A		
(4)造船業構造転換業務	2点				A		
(5)国鉄清算業務	2点	3点	3点	3点	A		
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務	3点×6 2点×3	5点×3 4点×4 3点×1	5点×1 4点×3 3点×4	4点×4 3点×4	SS×1 S×3 A×2		
(2)船舶共有建造業務	2点×4	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	A×2		
(3)鉄道助成業務	2点×6	3点×3	3点×3	3点×3	A×2		
(4)技術支援、調査研究開発、国際協力等業務	3点×4 2点×12	5点×1 4点×4 3点×5	5点×1 4点×2 3点×7	4点×4 3点×6	SS×1 S×3 A×1		
(5)造船業構造転換業務	2点	3点	3点		A		
(6)国鉄清算業務	3点×1 2点×2	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	3点×2	S×2 A×1		
3. 予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算、収支計画及び資金計画	2点	3点	3点	3点			
(2)総括的業務	3点×2	4点×2	4点×2	3点×2	S		
(3)船舶共有建造業務	2点×5	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	4点×2 3点×1	S×1 A×2		
(4)改造融資業務等の適正な処理	2点	3点	3点	3点	A		
(5)実用化助成業務			3点※	3点※			
(6)造船業構造転換業務	2点	3点	3点	3点	A		
(7)内航海運活性化融資業務	2点	3点	3点	3点	A		
4. 短期借入金の限度額	2点	3点	3点	3点			
5. 重要財産の処分計画	—	—	—	—			
6. 剰余金の使途	—	—	—	—			
7. その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	—	—	—	—			
(2)人事に関する計画	2点	3点*	3点*	3点*			
(3)契約に関する計画	2点	3点	3点	3点			
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務						4点×3 3点×6	
(2)船舶共有建造業務						5点×1 4点×1	
(3)鉄道助成業務						3点	
(4)技術力の活用、技術研究開発及び実用化に対する						4点×3 3点×1	

支援等							
(5)国鉄清算業務							3点×2
(6)業務全般に関する項目							3点×3
2.業務運営の効率化							
(1)組織の見直し							3点
(2)経費・事業費の削減							3点×2
(3)随意契約の見直し							3点
(4)資産の有効活用							3点
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算、収支計画及び資金計画							3点
(2)財務内容の改善							4点×1 3点×3
4.短期借入金の限度額							3点
5.重要な財産の譲渡等に関する計画							—
6.剰余金の使途							—
7.その他業務運営に関する重要事項							
(1)人事に関する計画							3点
(2)積立金の使途							—

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果 (H21.8.28) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期目標・中期計画の達成に向けて、各業務について全般的に着実、順調に業務を実施していると評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
鉄道建設コスト削減	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • コスト構造改善プログラムを策定。(20～24年度の5年間で、19年度比15%程度のコスト構造の改善を目標) • 20年度のコスト改善の改善率3.4%。 	<ul style="list-style-type: none"> • 改善率の具体的な内容、改善前の価格設定の状況などを明らかにするなど、さらに努力が必要である。
運輸技術に関する基礎的研究の推進	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 有用な基礎的研究をステップアップ研究として継続し、実用化につながる見通しを得た。 • 航空管制のヒューマンファクタに関する基礎研究等で成果を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> • 優れた結果が得られていると考えられるが、計画に挙げている項目は主に「着実・公正な制度運営」に関わるものであり、それらについての説明も必要。
随意契約の見直し	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 公告期間の下限、指名競争入札限度額を改め、包括的随意契約条項を削除、国と同様の基準とした。 • 競争性のない随意契約 件数ベース43.5%(19年度50.9%) 金額ベース36.7%(19年度27.4%) 	<ul style="list-style-type: none"> • JRの受託工事に関しては、その価格が適切であることを示す努力が必要。
資産の有効活用	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 箱根分室の鑑定評価を実施。一般競争入札を実施したが不調に終わった。 • 麻布分室等の一般競争入札の実施手続を進め、松戸宿舎等は麻布分室等の売却結果を踏まえ売却時期を検討することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> • 箱根分室の売却については、20年度の売却に向けて従来から積極的に対応しておくべきであった。
船舶共有建造業務に係る財務状況の改善	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 新規建造案件3件についてモニタリング委託を開始。 • 建造申込み28件について信用リスク調査など審査業務の一部を銀行系シンクタンク等に委託。 • 未収金回収を図ることが困難な事業者に対して弁護士等のアドバイスを受けて、債権回収を最大化。 • 当期総利益15億円を計上、繰越欠損金を同額削減。 	<ul style="list-style-type: none"> • 回収に当たっては、不況の実態を十分考慮して進めるべきであり、回収率にのみ拘る必要はないが、今後も継続的な経営改善努力をして、債務超過からの早期脱却と繰越欠損金の縮減に努められたい。 • 繰越欠損金の縮減経過を作成、公表すべきではないか。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国際観光振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:間宮 忠敏)
目的	海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝。2 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営。3 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第11条第1項の規程による通訳案内士試験の実施に関する事務。4 国際観光に関する調査及び研究。5 国際観光に関する出版物の刊行。6 前各号の業務に附帯する業務。7 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成6年法律第79号)第11条に規定する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	国際観光振興機構分科会(分科会長:佐藤 喜子光)
ホームページ	法人: http://www.jnto.go.jp/jpn/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jiseki.htm
中期目標期間	5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	S	順調	<p>1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。</p> <p>3. ※印のある項目は「評価済み」との記載あり。記載されている項目数は、以下のとおり。</p> <p>・2.(2): H16年度各2項目、H17年度～H19年度各1項目</p> <p>4. 項目2.(3)の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。</p> <p>5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	—	4点	4点	4点	S		
(1)組織運営	2点	3点	3点	3点	A		
(2)職員の意欲向上と能力啓発	2点	3点	4点	4点	S		
(3)業務運営の効率化の推進	3点×1 2点×2	4点×3	4点×1 3点×2	4点×2 3点×1	S		
(4)人件費削減の取組み			4点	4点	S		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)官民パートナーシップで諸外国との競争に立ち向かう外国人旅行者誘致活動	3点×2 2点×5	4点×3 3点×3 2点×1	4点×4 3点×3	4点×4 3点×3	S×4 A×2		
(2)効率的・効果的な業務運営の促進	3点×1 2点×4 ※	4点×2 3点×4 ※	4点×1 3点×5 ※	4点×1 3点×5 ※	S×1 A×3		
(3)事業成果の公表((3)情報の公開)	3点	4点	4点	4点	S		
(4)附帯する業務	2点	3点	3点	3点			
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)自己収入の確保	2点	3点	4点	4点			
(2)予算(人件費の見積を含む。)	2点	3点	3点	3点			
(3)収支計画及び資金計画	2点	3点	3点	3点	S		
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—			
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—			
6.剰余金の使途	—	—	—	—			
7.その他業務運営に関する事項							
(1)人事に関する計画	※	※	※	※			
(2)事業パートナーとの連携強化	※	※	※	※	A		
(3)査証発給手続きの簡素化・迅速化、輸送力の増強、入国手続きの簡素化等の施策に関する関係機関に対する要請	2点	3点	3点	3点			
I.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1.効率化目標の設定						4点	
2.総人件費改革						3点	
3.組織体制の整備						4点	
4.関係機関との連携強化						3点	
5.随意契約の見直し						3点	
6.民間からの出向者等の活用						4点	
7.プロパー職員の育成等						4点	
8.内部統制の公表						3点	
9.活動成果の明確化						3点	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1.海外宣伝業務						4点×2 3点×2	

2.国内受入体制整備支援業務						3点×2
3.国際会議等の誘致・開催支援業務						3点
III.予算、収支計画及び資金計画						
1.自己収入の確保						
2.予算(人件費の見積りを含む。)						3点
3.収支計画及び資金計画						
IV.短期借入金の限度額						—
V.重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画						—
VI.剰余金の使途						—
VII.その他業務運営に関する事項						
1.人事に関する計画						
2.積立金の使途						
3.その他中期目標を達成するために必要な事項						※

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 2010年に訪日外国人旅行者数を1,000万人にするとの我が国の目標達成に向けて、関係者と連携しながら各事業に積極的に取り組み、ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進に貢献。
- 本部組織の再編、積極的な国内広報の実施、ウェブサイトのコンテンツ拡充、通訳案内士業務における民間競争入札の実施等、新たな取り組みを実施。
- 人件費削減、運営費交付金対象業務経費の削減等により業務運営の効率化を推進。

以上から平成20年度における法人の業務評価は順調であると評価。

(課題・改善点、業務運営に対する意見)

- 今後とも海外観光宣伝事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等により、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業への積極的な連携・貢献を図ること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織体制の整備	I 3	<ul style="list-style-type: none"> 本部組織の改編による企画本部と事業本部の2本部制の開始、VJC実施事務局としての積極的な情報発信、事業提案等を実施。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部組織の再編、積極的な国内広報の実施、ウェブサイトのコンテンツ拡充、通訳案内士業務における民間競争入札の実施等、新たな取り組みを実施。 今後とも海外観光宣伝事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等により、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業への積極的な連携・貢献を図ること。
広告宣伝・メディア広報事業	II 1	<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトの情報コンテンツの大幅な見直し・拡充を行い、写真投稿、人気投票機能など参加型コミュニケーションツールも整備。 ウェブサイトアクセス数については、年度計画を大きく上回る約6,765万ページビューを達成。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部組織の再編、積極的な国内広報の実施、ウェブサイトのコンテンツ拡充、通訳案内士業務における民間競争入札の実施等、新たな取り組みを実施。 今後とも海外観光宣伝事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等により、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業への積極的な連携・貢献を図ること。
通訳案内士試験業務	II 2	<ul style="list-style-type: none"> 試験事務の公正性等を確保しつつ、試験運営を専門業者に委託するなど業務の効率化を実施。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部組織の再編、積極的な国内広報の実施、ウェブサイトのコンテンツ拡充、通訳案内士業務における民間競争入札の実施等、新たな取り組みを実施。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人水資源機構（平成15年10月1日設立）〈非特定〉 （理事長：青山 俊樹）
目的	水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 水資源開発基本計画に基づく次の施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築（イの施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築 イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設 ロ イの施設と密接な関連を有する施設。2 次の施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハの施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。） イ 水資源開発施設 ロ 愛知豊川用水施設 ハ 水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であつて、イ又はロの施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの。3 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事。4 1から3の業務に附帯する業務。5 1から4の業務の遂行に支障のない範囲内で行う委託に基づく業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	水資源機構分科会（分科会長：濱田 政則）
ホームページ	法人： http://www.water.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jiseki.htm
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	A	順調	1.総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2.項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)機動的な組織運営	1点	3点	3点	4点	A		
(2)効率的な業務運営	2点	3点	3点	3点	A		
(3)事務的経費の節減	3点	4点	4点	4点	S		
(4)人件費の削減							
(5)事業費の縮減	2点	3点	3点	3点	A		
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上							
(1)計画的で的確な事業の実施 ※18年度計画のみ(1)業務執行に係る基本姿勢	3点×1 2点×1 0点×1	4点×2 3点×1	4点×1 3点×1 1点×1	4点×1 3点×2	S×1 A×2		
(2)的確な施設の管理	3点×2 2点×1	4点×2	4点×2 3点×1	4点×1 3点×2	S×1 A×2		
(3)災害復旧工事の実施	3点	3点	3点	3点	A		
(4)総合的なコストの縮減	3点	4点	4点	4点	S		
(5)環境保全への配慮	2点	4点	4点	4点	S		
(6)危機管理	2点	3点	3点	3点	A		
(7)工事及び施設管理の委託	2点	3点	3点	3点	A		
(8)関係機関との連携(建設)	2点	3点	3点	3点	A		
(8)関係機関との連携(管理)	2点	4点	3点	3点	A		
(9)説明責任の向上	2点	3点	3点	3点	A		
(10)事業関連地域との連携促進	2点	3点	3点	3点	A		
(11)技術力の維持・向上	3点	4点	4点	4点	S		
3.予算、収支計画及び資金計画 (財務内容の改善)					A		
(1)予算							
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	2点	3点	3点	3点			
5.重要な財産の処分等の計画							
6.剰余金の使途							
(1)一般積立金							
(2)その他積立金							
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	3点	3点	3点	A		
(2)人事に関する計画	2点	3点	3点	3点	A		
(3)積立金の使途	2点	3点	3点	3点	A		
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項	2点	3点	3点	3点	A		
1.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上							
(1)的確な施設の運用と管理						4点×2 3点×1	

(2)リスクへの的確な対応						3点
(3)計画的で的確な施設の整備						4点×2
(4)環境の保全						4点
(5)技術力の維持・向上と技術支援						4点
(6)関係機関との連携						2点
(7)水源地域等との連携						
(8)広報・広聴活動の充実						3点
(9)内部統制の強化と説明責任の向上						3点
2.業務運営の効率化						
(1)機動的な組織運営						
(2)効率的な業務運営						
(3)事務的経費の節減						4点
(4)総人件費改革に伴う人件費の削減						
(5)コスト構造改善の推進						3点
(6)事業費の縮減						
(7)適切な資産管理						3点
3.予算、収支計画及び資金計画						
(1)予算						
(2)収支計画						
(3)資金計画						3点
4.短期借入金の限度額						
5.重要な財産の処分等の計画						
6.剰余金の使途						
7.その他業務運営に関する事項						
(1)施設・設備に関する計画						
(2)人事に関する計画						
(3)積立金の使途						3点
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項						

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 全体的な評価としては、中期目標の達成に向けて順調な実施状況にあると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
リスク管理体制の整備 異常漏水、大規模地震等に備えた対策の強化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • リスク管理に関する基本規程を制定、リスク管理委員会を設置、業務継続計画(BCP)を策定。 • 大規模地震に対する耐震性照査を2施設、耐震補強等を2施設で実施。 • 水輸送用バッグの迅速な展開、保管方法等に関する現地確認作業、可搬式海水淡水化試験装置を用いた給水訓練を実施。 • 利根導水施設における非常時水供給方策を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> • 危機管理意識を職員にもさらに徹底された。 • 主要施設を対象とした耐震診断、耐震補強を推進する必要がある。 • 津波による利水機能への影響について検討する必要がある。 • 廃油の不法投棄等を未然に防止するための監視カメラやフェンス増設等の対策を講じる必要がある。
入札契約制度の競争性・透明性の確保	1(9)	<ul style="list-style-type: none"> • 建設工事の一般競争入札対象を1億円以上から6千万円以上に拡大。 • 建設コンサルタント業務等を技術的難易度の高い業務を1百万円以上、その他業務を5千万円以上で新たに一般競争入札を導入。 • 機械設備工事及び電気工事は予定価格250万円未満を除きすべて一般競争入札。 • 1者応札となった比率70.0%(19年度62.3%) 	<ul style="list-style-type: none"> • 一般競争入札に関する競争性の確保について、わかりやすい説明、筋道をたてたしっかりした対応が必要。 • 入札制度の改善に取り組んでいるものの、より一層、内部統制の強化と説明責任の向上に努め、引き続き透明性や公平性を高める必要がある。
総人件費改革に伴う人件費の削減	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 引き続き本給5%カット等を実施、平成17年度比6.0%削減。 • 対国家公務員指数116.8 	<ul style="list-style-type: none"> • 機構には特殊な事情があるとはいえ、対国家公務員指数116.8は外部から見ると高いととられるので一層の削減努力が必要。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人自動車事故対策機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:金澤 悟)
目的	自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。
主要業務	1 運行管理者への指導講習。2 運転者への適性診断。3 自動車事故被害者の治療施設の設置及び運営。4 介護料の支給。5 自動車事故被害者・遺児への生活資金貸付け。6 一部立替貸付け。7 自賠法による損害賠償保障の周知宣伝。8 自動車事故防止と被害者保護の調査研究。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	自動車事故対策機構分科会(分科会長:堀田 一吉)
ホームページ	法人: http://www.nasva.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 第1期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	3点	3点	A			
(2)人材の活用	2点	4点	4点	S			
(3)業務運営の効率化	3点×3 2点×12 1点×1	4点×4 3点×10 2点×2	4点×7 3点×8 2点×1	S×6 A×3			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務	3点×1 2点×5	4点×1 3点×5	4点×1 3点×5	S×1 A×4			
(2)適性診断業務	3点×1 2点×5	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	S×2 A×3			
(3)重度後遺障害者に対する援護	3点×2 2点×3 1点×3	4点×3 3点×3 2点×2	4点×3 3点×4 2点×1	S×2 A×1 B×1			
(4)交通遺児等に対する支援	2点	3点	3点	A			
(5)広報活動	2点×2	3点×2	3点×2	A			
(6)自動車損害賠償保障制度の周知宣伝	2点×2	3点×2	3点×2	A			
(7)情報提供	3点×1 2点×5	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	S×1 A×3			
3.予算、収支計画及び資金計画	2点	3点	3点	A			
4.短期借入金の限度額	—	—	—	A			
5.重要財産の処分計画	—	—	—	A			
6.剰余金の使途	—	—	—	A			
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	3点	3点	A			
(2)人事に関する計画	3点	3点	3点	S			
I.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化					3点	3点	
(2)人材の活用					3点	4点	
(3)業務運営の効率化					5点×1 4点×2 3点×6 1点×1	4点×4 3点×6	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務・適性診断業務					3点×2 2点×1	4点×1 3点×2	
(2)指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援					4点	4点	
(3)療護施設の設置・運営					4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	
(4)介護料支給等支援業務					3点×1 2点×1	3点×2	
(5)交通遺児等への生活資金の貸付					4点×1 3点×1	3点×2	

(6)自動車事故による被害者への情報提供の充実					4点	3点
(7)自動車アセスメント情報提供業務					4点×1 3点×5	4点×1 3点×5
(8)自動車事故対策に関する広報活動					3点	3点
Ⅲ. 予算、収支計画及び資金計画					3点	3点
Ⅳ. 短期借入金の限度額					—	—
Ⅴ. 重要財産の処分計画					—	—
Ⅵ. 剰余金の使途					—	—
Ⅶ. その他業務運営に関する事項						
(1)施設・設備に関する計画					2点	3点
(2)人事に関する計画					3点	3点

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 本法人は、自動車事故防止と自動車事故による被害者支援を大きな柱の業務として、社会的に重要な使命を担う独立行政法人であり、限られた人員のもとで業務運営の効率化を進めつつ、社会状況の変化に応じた新たな業務にも取り組んでいる状況にある。こうした中、平成20年度の業務の実績については、個別項目の多くは中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にあると認められる。
- 特に運転適性診断のIT化、運輸安全マネジメントへの積極的取組など自動車事故防止対策の推進、自動車事故による重度後遺障害者の治療・療護を行う療護センターの確実な運営、またその療護センター機能の一般病院への委託や被害者等に対する各種情報提供を行う相談窓口の周知・運営、介護料受給者宅を訪問し、直接、介護に関する相談や情報提供等を行う訪問支援サービスの強化など被害者支援の充実を進めた。
- これらの取り組みを通じた平成20年度の業務運営は、順調であると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化	I 1	<ul style="list-style-type: none"> • 管理体制のスリム化として管理職の配置に係る見直しを進め、18年度末比で14.4%(△28人)の削減を行い、整理合理化計画において定めた管理職の削減数以上を削減。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 確実な業務運営を行う上で、業務の一層の効率化を進めると同時に、更なる管理体制のスリム化を進めるなど、組織運営の効率化を図ることが求められる。
療護施設の設置・運営	I 3 II 3	<ul style="list-style-type: none"> • タスクフォースによる外部評価を受け、その結果をホームページ等で公表。 • 高度先進医療機器の有効活用を徹底させるため、各療護センターに医療機器の活用状況を報告させるとともに、有効活用推進を要請する等の取り組みを実施。 • 地理的要因等を勘案して一般病院に療護施設機能の一部を委託することにより、遷延性意識障害者の治療・看護機会の拡充を着実に実施。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一般病院への療護施設機能の一部委託については計画どおり病床数を倍増させるなど療護施設機能が拡充されたところであるが、療護施設により被害者ができるだけ多く救済されるよう、引き続き努力を期待する。 • 療護センターの認知度を向上させるため、療護センターPR用の三つ折りパンフレットを新たに作成し、各種イベントでの配布、福祉関係機関等への常置等を行うことにより、広く療護センターの周知を行うとともに、療護センターで日々実施されている治療・看護・リハビリ内容に焦点を当てた医療関係者向けのDVDを新たに作成し、国土交通省が指定する短期入院協力病院へ配布するなど、療護センターにおける治療・看護技術の伝播に努めた。
自動車事故対策に関する広報活動	II 8	<ul style="list-style-type: none"> • 「交通安全フェア」等の展示会に出展し、参加体験型として運転適性診断を実施するとともに会場では自動車等を紹介したビデオの放映、療護センター等に関するパネル展示、ポスター掲示、リーフレット配布等により機構及び自動車損害賠償保障制度等の周知宣伝活動を行い、広報に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 当機構が各種ツールを駆使して業務内容の周知宣伝に努めていることは認められるが、広く国民に当機構が認知されるよう効果的かつ戦略的な広報活動に期待する。 <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当機構全体に関する広報活動の充実に向け、更なる努力、改善を図るべきである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人空港周辺整備機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：竹内 壽太郎）
目的	周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。
主要業務	1 空港周辺整備計画に基づく緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡。2 空港周辺整備計画に基づく航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。3 空港周辺整備計画に基づく周辺整備空港に係る第1種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。4 周辺整備空港に係る住宅騒音防止工事に関する助成。5 周辺整備空港の設置者の委託による、建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務。6 1から5の業務に付帯する業務。7 特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託による特定飛行場周辺地域の緑地帯その他の緩衝地帯の造成。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	空港周辺整備機構分科会（分科会長：盛岡 通）
ホームページ	法人： http://www.oeia.or.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	S	順調	1.総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2.項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	3点	3点	3点	S	4点	
(2)人材の活用	2点	4点	3点	3点	A	3点	
(3)業務運営の効率化	2点×3 3点×1	5点×1 4点×2 3点×1	4点×2	4点×2	SS×1 S×3	4点×1 3点×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)業務の質の向上	2点×4	3点×4	3点×4	3点×4	A×5	3点×2	
(2)業務の確実な実施	3点×3 2点×3	5点×1 3点×5	5点×1 4点×2 3点×3	4点×2 3点×4	SS×2 A×4		
(2)内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施						3点×8	
(3)空港と周辺地域の共生	2点	3点	3点	3点	A		
(3)随意契約の見直し						4点	
(4)大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備						—	
(5)業務の確実な実施						4点×2 3点×3	
(6)空港と周辺地域の共生						3点	
3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)					S		
(1)予算	2点	4点	4点	4点		4点	
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—		—	
5.重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—		—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—		—	
7.その他業務運営に関する事項	3点×1 2点×1	4点×2	4点×2	4点×2 3点×1	S×2 A×1	3点×2	
(1)人事に関する計画							

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- いずれの項目も評定が3以上であり、総合的な業務実績としては、「順調」と評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで事業第一部・事業第二部を統合し総務部及び事業部の2部制に再編。移転補償課を廃止。人員3名減。 	<ul style="list-style-type: none"> • 大幅な組織の再編を速やかに実施したことは、優れた実施状況にあると認められる。

事業費の抑制	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費について平成19年度比で19%に相当する額を削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画の目標値(平成19年度比で5%以上)を大幅に上回っており、優れた実施状況にあると認められる。
随意契約の見直し	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 競争性のない随意契約件数ベース14.1%(19年度31.7%) 金額ベース17.1%(19年度26.5%) 	<ul style="list-style-type: none"> 見直しの取組実績を総合的に勘案すると、優れた実施状況にあると認められる。
民家防音工事補助事業	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 更新調査単価を約40%減額。 空調機器の更新工事単価(設計金額)を約20%減額。 更新工事調査業者を競争入札で決定。 空調機器の更新工事を委任を受けて競争入札で決定する制度を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪では申請者からの委託が受けられなかったことから入札実施件数が少ない状況にあるものの、全体としてみれば優れた実施状況にあると認められる。
移転補償事業	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 福岡において、申請物件に係る指導、助言など事前の申請相談にきめ細かく対応、土地測量と建物調査の分離発注により物件調査を効率化。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理の迅速化を図り、事務処理期間が短縮されていることから、優れた実施状況にあると認められる。
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 繰越欠損金(平成19年度決算△89百万円)を解消。 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度で繰越欠損金の解消が図られたことは、優れた実施状況にあると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 民家防音事業については、年度計画において、「業務内容及び空調機の機能低下に係る調査項目の精査・見直しを図るとともに、空調機工事及び空調機機能低下に係る調査委託業務について、競争入札とすることにより事業費の縮減を図る。」「工事積算方法の精査・見直しを図り、積算の標準化及び定格化等により事務手続の迅速化・効率化を図る。」とされている。これに対し、空調機器の故障調査については、故障判定について従前の外部委託による調査から申請者の自己診断による判定とするなど調査内容を見直して調査単価を約40%減額し、空調機器の更新工事単価についても、見直しを行い約20%減額した。このような取組を踏まえ、評価結果においては、「中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。」として4点(優れた実施状況)と評価されている。

しかしながら、年度計画に記載されている事項が実施されていることからすれば着実な実施状況であることについての確認はできても、優れた実施状況であることについての確認はできない。また、単に年度計画に記載されている事項を実施したことにより各単価が大幅に減額されていることを踏まえれば、減額前の設定単価が高すぎたためとも考えられるが、こうした点については言及されていない。

今後の評価に当たっては、単価の設定に関する事実関係なども踏まえ、評定を付す根拠をより明確にした上で、評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人海上災害防止センター（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：栗原 敏尚）
目的	海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
主要業務	1 海上保安庁長官の指示による排出特定油の防除のための措置の実施、当該措置に要した費用の徴収。2 船舶所有者その他の者の委託による、排出された油の広がり及び引き続き油の排出の防止並びに排出された油の除去、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置の実施。3 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の保有、これらの船舶所有者その他の者の利用への供与。4 海上防災のための措置に関する訓練。5 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術についての調査及び研究、その成果の普及。6 海上防災のための措置に関する情報の収集、整理及び提供。7 船舶所有者その他の者の委託による、海上防災のための措置に関する指導及び助言。8 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務。9 1から8の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	海上災害防止センター分科会（分科会長：藤野 正隆）
ホームページ	法人： http://www.mdpc.or.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jisseki.htm
中期目標期間	3年間（平成20年4月1日～平成23年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	A	順調	1.総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2.項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	—	—	—	A	3点	
(2)業務運営の効率化	3点×2	4点×1 3点×1	4点×2 3点×2	4点×3	S×3 A×1	4点×2 3点×3	
(3)関係機関等との連携強化	2点	3点	3点	3点	A	3点×2	
(4)防災措置業務の効率的・効果的実施の検討	1点	4点	4点	4点	S		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)海上防災措置実施事業	2点×3	3点×2	3点×2	3点×2	A×3	4点×3	
(2)機材事業	2点×2	3点×2	3点×2	3点×2	A	3点×2	
(3)海上防災訓練事業	3点×1 2点×1	4点×1 3点×1	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	4点×1 3点×1	
(4)調査研究等事業	3点×1 2点×1	3点×2	4点	3点	A×2	3点×2	
(5)国際協力推進事業	3点×2	4点×1 3点×1	3点×2	3点×2	A×2	3点×2	
3.予算、収支計画及び資金計画（財務内容の改善）	—	—			A		
(1)自己収入の確保	3点	3点	3点	3点		3点	
(2)予算							
(3)収支計画	2点	—					
(4)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—		—	
5.重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—		—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—		—	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設整備に関する計画	2点	3点	3点	3点	A	3点×2	
(2)人事に関する計画	2点×2	3点×2	3点×2	3点×2	A	3点×2	
(3)積立金の使途						—	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価に至った理由）

- 法人の業務の実績について、稚内市に「海上災害防止センター稚内基地」を開設し、中型油回収装置等を独自に整備したこと、センター保有のHNS防除資機材及び人員の動員システムを活用し、HNS資機材要員配備・緊急措置サービス及び海上災害セーフティサービスを新たに展開したことを高く評価。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none">一般管理費・人件費・事業費の削減: 年度計画の目標値を達成。 一般管理費 11.3%削減(19年度比) 人件費 7.0%削減(17年度比)	<ul style="list-style-type: none">数値目標を上回る削減を達成したことは高く評価できる。
海上防災措置業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none">サハリンⅡプロジェクトの本格稼働に備え、稚内基地を開設、中型油回収装置等を独自に整備。当初計画どおり、契防者 28 名に対する研修を実施、HNS防除に係る知識・技能の向上を図った。特定海域を中心にHNS防除資機材及び要員を配備、HNSタンカー所有者との契約に基づきセンター保有の資機材及び要員を提供するサービスを開始。沿岸部の石油・石化企業等に対し、海上災害セーフティサービスを開始。	<ul style="list-style-type: none">サハリンⅡプロジェクトの本格稼働に備えたことは地元の期待に十分応えたものであり、高く評価できる。研修に関し当初の計画に加えセンター職員による巡回研修を実施したことは評価できる。2つのサービスを新たに展開したことは我が国におけるHNS防除体制の向上に貢献するものであり、高く評価できる。
海上防災訓練事業	2(3)	<ul style="list-style-type: none">標準コース 11 回(計 470 名)、消防実習コース 8 回(計 266 名)を実施。標準コースの受講希望者が予定を上回ったため、他の訓練(50 回)を変更することなく、1 回追加して実施。	<ul style="list-style-type: none">船員法に基づく法定訓練を実施する一方、民間企業からの委託による海上防災訓練を積極的に実施し、民間防災要員の能力向上を図ったことは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人都市再生機構(平成16年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:小川 忠男)
目的	機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡。2 既に市街地を形成している区域における良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡。3 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業及び流通業務団地造成事業。4 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業等に参加組合員としての参加。5 特定建築者に特定施設建築物の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者となろうとする者がいない場合における特定建築者としての特定施設建築物の建設並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。6 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供。7 既に市街地を形成している区域における第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡。8 整備敷地等について、公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、条件を備えた応募者がいなかった場合における住宅又は施設の建設、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。9 地方公共団体からの委託に基づく都市公園の建設、設計及び工事の監督管理。10 機構が都市公団から承継、並びに機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡。11 賃貸住宅の建替え並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡。12 賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡。13 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合における国土交通大臣の求め又は地方公共団体の要請に基づく当該賃貸住宅の建設並びにその管理、増改築及び譲渡。14 被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務の実施。15 密集市街地整備法第三十条に規定する業務の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	都市再生機構分科会(分科会長:小林 重敬)
ホームページ	法人: http://www.ur-net.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	4年9か月間(平成16年7月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	順調	A	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I 業務運営の効率化							
1 組織運営の効率化	2点	3点	3点	3点	3点	A	
2 事業リスクの管理	2点	4点	4点	3点	4点	S	
3 事業評価の実施	2点	4点	4点	4点	3点	S	
4 一般管理・事業費の削減	2点	3点	3点	4点	4点	A	
5 総合的なコストの縮減	3点	3点	3点	4点	3点	A	
6 入札及び契約の適正化の推進	2点	3点	3点	3点	3点	A	
7 積極的な情報公開	2点	3点	3点	3点	3点	A	
8 業務・システム最適化の実現		—	3点	3点	3点	A	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 都市機能の高度化及び都市の再生	3点 ×2 2点 ×5	4点×2 3点×3 2点×1	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	4点×2 3点×4	S×2 A×4	
2 良好な居住環境を備えた賃貸住宅等の確保等	2点 ×3 1点 ×1	4点×1 3点×2 2点×1	3点×3 2点×1	4点×1 3点×3	3点×4	A×2	
3 新規に事業着手しないこととされた事業等	2点 ×4	4点×2 2点×1	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	4点×1 3点×2	S×2 A×2	
4 事業遂行に当たっての取組	2点 ×3	3点×3	4点×1 3点×2	3点×3	3点×3	A×3	
(財務内容の改善に関する事項)						S	
III 予算、収支計画及び資金計画	3点	5点	5点	4点	3点		
IV 短期借入金の限度額							
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	—	—		
VI 剰余金の使途	—	—	—	—	—		
(その他業務運営に関する重要な事項)						A×1 B×1	
VII その他業務運営に関する事項							
1 施設、設備に関する計画	—	—	—	—	—		

2 人事に関する計画	2点	3点	3点	3点	3点	
3 子会社・関連会社等の整理合理化	3点	4点	3点	2点	2点	
4 中期目標期間を超える負債負担	-	-	-	-	-	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果 (H21.8.28) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- これまでの、都市再生機構の業務運営については、経営の効率性・自主性を高めるための取組について一定の進捗が認められ、個別の評価項目においても点数が高くなっている。また、事業運営については、都市再生事業について公的政策目的に資するかを判断する実施基準を作成し、当該基準に基づいて事業を行う民間事業者バックアップ型の都市再生の推進、賃貸住宅事業について高齢者、子育て世帯等の政策的に配慮が必要な者への供給の重点化を図るために、これらの者に対する当選倍率優遇の拡充や優先受付期間の設定など、着実に取組を実現したものとして評価できる。
- 随意契約見直し計画に対する取組状況、子会社・関連会社等との関係性の透明性の向上、給与水準の適正化などについては、改革に向けた取組が進められているものの、国民の関心も高く、また厳しい目線が向けられていることも踏まえれば、着実な実行を図るとともに、取組の途中過程においても丁寧な説明責任を果たすことが求められており、この点で、より一層の積極的な取組を期待する。
- 都市再生機構が担う役割は、社会や国民のニーズの変化によって変わってゆくものであり、平成 16～20 年度の5年間は、大きな変化がみられた期間でもある。いつの時代においても変わらぬニーズがあるものも存在するが、それとは別に、近年の大きな変化に対応してきた都市再生機構の業績は、これからの実績をもとに、一定の期間を経て評価せざるを得ない部分も存在するのであり、継続的な取組が必要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
入札及び契約の適正化の推進	I 6	<ul style="list-style-type: none"> • 監事の監査報告において、企画競争等を実施したものうち、価格競争がなじむものについて、総合評価落札方式の導入を検討し、また1者応札について、民間企業の不参加の理由を的確に把握するよう努め、参加しやすい条件設定を検討するなど、競争性・透明性の観点から、所要の措置を講ずるべき、と指摘されている。 • 一定の金額以上の契約について支社等毎に支社長等で構成される契約審査会等において審査を実施。第三者で構成される入札監視委員会においても抽出方式による審査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 随意契約の見直しにより業務品質の低下を招かないよう、業務仕様書や業務マニュアルの充実を並行して行うべきである。 • 競争性のある契約方式に移行したもののについても、民間事業者が実質的に参入できないハードルを作っていないか検証が必要である。 • 個々の契約が適正に実施されているかを審議・チェックする方法として、既存の取組は評価できるものであるが、引き続きよりよい審議・チェック体制の構築に向けた検証・検討が必要である。
賃貸住宅の適切な管理	II 2	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者、子育て世帯等への賃貸住宅の供給の重点化を図るため、平成 20 年度から新規住宅入居者募集における当選倍率優遇の拡充及び空家入居者募集における優先受付期間の設定を実施。 • 賃貸住宅管理の民間委託については、平成 20 年度に新たに委託を開始した 202 団地を含めて 431 団地において民間事業者へ委託。 • 賃貸住宅管理業務については、「随意契約見直し計画」に従い、機構本体に内部化する業務を除き、原則としてすべて競争性のある契約方式に移行することとしており、平成 20 年度はそのための制度構築を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 賃貸住宅管理業務については、平成 21 年度以降順次競争性のある契約方式に移行するが、業務の実施状況等を検証し、業務内容について適宜見直しを行うとともに、入札条件等についても真に競争性が図られているかという観点から検証し、サービス・品質を確保した上で賃貸住宅管理の更なる効率化を図る必要がある。
子会社・関連会社等の整理合理化	VII 3	<ul style="list-style-type: none"> • 関連公益法人の(財)多摩都市交通施設公社は、平成 20 年度末に解散。 • 契約の透明性、競争性を図るため、子会社・関連会社等との随意契約については、原則、すべて競争性のある契約方式へ移行。 • (財)住宅管理協会については、国における公益法人見直しの状況も踏まえ、全面的な事業内容の見直しを行うとともに、組織形態の見直しを検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> • 子会社・関連会社等との随意契約については、平成 20 年度から競争化を実施しているところであるが、随意契約見直し計画において、子会社・関連会社との随意契約は6億円(平成 18 年度ベース)にまで縮減することとされている。この取組については、国民の関心も高く、また厳しい目線が向けられていることを踏まえれば、早期にこれを達成できるよう次年度以降も着実な取組を行うよう期待したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:中野 実)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	奄美群島振興開発基金分科会(分科会長:後 千代)
ホームページ	法人: http://www.amami.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jiseki.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成16年10月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	順調	順調	順調	概ね順調	概ね順調	A	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)業務運営体制の効率化	2点	3点	3点	3点	3点	A	
(2)一般管理費の削減	3点	4点	4点	4点	4点	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)保証業務	2点×2	3点×2	3点×2	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	
(2)融資業務	2点×2	4点×1 3点×1	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	
(3)保証業務、融資業務共通事項	3点×1 2点×1	3点×2	4点×1 3点×1	3点×2	3点×2	A×2	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)財務内容の改善	2点×3	3点×1 2点×1 1点×1	4点×1 2点×2	3点×1 2点×1 1点×1	3点×1 2点×1 1点×1	C	
(2)予算							
(3)収支計画	2点	3点	3点	3点	1点		
(4)資金計画							
4.短期借入金の限度額	2点	4点	3点	3点	3点		
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—		
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—		
7.施設・設備に関する計画	—	—	—	—	—		
8.人事に関する計画	2点	3点	3点	3点	3点	A	
9.その他業務運営に関する重要事項	2点	3点	3点	3点	3点	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画の達成に向けた平成20年度計画の実施状況に係る総合評価は、概ね順調と考えられる。
- 項目別では、「業務運営の効率化に関する年度計画」については、一般管理費の削減について計画以上の実績となっているほか、債権管理体制の強化、評価・点検チームによる業務見直し等を行っている。
- 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画」については、リスクに応じた保証・融資条件の見直しを行ったほか、事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、貸付金利の変更を適用日と同日にホームページへ掲載するなど情報提供に努め、計画どおりの実績となっている。
- 「予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画」については、リスク管理債権は昨年度より減少し、融資業務に係るリスク管理債権については計画を達成しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等により、リスク管理債権は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている状況にあることから、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員の給与構造改革等を踏まえた給与改定及び本部職員の特地勤務手当の廃止、効率的な出張を行うための体制の見直し等により、年度計画を大幅に上回る21.7%の削減。 総人件費改革の取組みについては、年度計画を大幅に上回る13.6%の削減。 支出管理担当者を総務企画課長と定め、毎月の役員会等に予算執行状況を報告し、協議。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「業務運営の効率化に関する年度計画」については、一般管理費の削減について計画以上の実績となっているほか、債権管理体制の強化、評価・点検チームによる業務見直し等を行っている。
保証業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は91.0%。引き続きスムーズな処理が行われるよう、関係機関に対し、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底。 職員の審査能力向上のため、通信講座の受講及び外部機関の研修を実施。 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時実施。 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表を客観的かつ迅速に分析。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者との情報交換を実施。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画」については、リスクに応じた保証・融資条件の見直しを行ったほか、事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、貸付金利の変更を適用日と同日にホームページへ掲載するなど情報提供に努め、計画どおりの実績となっている。
財務内容の改善	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行、金融機関と協調して事業者の経営・再生支援等を行うなど、リスク管理債権の抑制に努力。 <p>(保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権残高 4,632 百万円(年度計画比 1,225 百万円増加、前年度比 215 百万円減少)。 リスク管理回収率 3.8%(年度計画比 4.4 ポイント下回る、前年度同)。 リスク管理債権割合 46.7%(年度計画比 17.1 ポイント、前年度比 4.9 ポイント上回る)。 <p>(融資業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権残高 4,398 百万円(年度計画比 111 百万円、前年度比 221 百万円減少)。 リスク管理債権回収率 7.3%(年度計画比 0.9 ポイント、前年度比 1.9 ポイント下回る)。 リスク管理債権割合 46.3%(年度計画比 3.6 ポイント、前年度比 1.8 ポイント上回る)。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画」については、リスク管理債権は昨年度より減少し、融資業務に係るリスク管理債権については計画を達成しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている。 債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等により、リスク管理債権は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている状況にあることから、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 融資業務については、「平成 19 年度決算検査報告」(平成 20 年 11 月 7 日会計検査院から内閣あて送付)において、「貸付対象事業の実施状況の確認が適切でなかった」との指摘を受けているが、平成 20 年度の評価結果をみると、融資業務において、貸付対象事業の実施状況の確認が適切に行われたかという観点に立った評価が行われていない。今後の評価に当たっては、事務処理の迅速化、適切な貸付条件の設定等の観点だけでなく、貸付対象事業の実施状況の適正性という観点からも評価を行うべきである。
- 本法人の平成 20 年度における給与水準については、対国家公務員指数(年齢勘案)で 101.4(事務・技術職員)と 19 年度における同法人の対国家公務員指数(年齢勘案)101.2(事務・技術職員)を上回っているが、その理由が明らかにされていない。また、国家公務員の水準を上回っている理由として、20 年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、職員の学歴構成が挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、本法人が複数年にわたり多額の繰越欠損金を抱えている点も十分踏まえた上で、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（平成17年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：勢山 廣直）
目的	高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。
主要業務	1 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け。2 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。3 協定に基づく会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。4 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け。5 国から交付された補助金を財源とした、会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。6 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。7 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成。8 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務。9 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務。10 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理。11 10の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	日本高速道路保有・債務返済機構分科会（分科会長：杉山 雅洋）
ホームページ	法人： http://www.jehdra.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jisseki.htm
中期目標期間	4年6か月間（平成17年10月1日～平成22年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>					
I 業務運営の効率化					
1 組織運営の効率化	3点	3点	4点	3点	
2 業務リスクの管理	4点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	
3 業務コストの縮減	3点	3点	3点	3点	
4 積極的な情報公開	4点×2 3点×3	4点×1 3点×5	4点×1 3点×6	4点×3 3点×4	
5 業務評価の実施	—	3点	3点	3点	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上					
1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け	3点×2	3点×2	3点×2	3点×2	
2 承継債務、会社からの引受け債務の早期の確実な返済	4点×1 3点×3	3点×3	3点×3	3点×3	
3 会社が負担した債務の引受け	3点×4	3点×2 2点×1	3点×2	3点×3	
4 会社に対する首都高速道路、阪神高速道路の新設、改築等のための無利子貸付け	3点	3点	3点	3点	
5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	3点	—	3点	3点	
6 高速道路の新設、改築等に要する費用の縮減を助長するための仕組み	3点	4点	4点	4点	
7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行等	3点	3点	3点	3点	
8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	—	—	—	—	
9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	3点	3点	3点	3点	
10 業務遂行に当たった取組	4点×1 3点×4 2点×1	3点×5	3点×5	4点×2 3点×3	
III 予算、収支計画及び資金計画					
1 財務体質の強化	3点×3	3点×2	3点×2	3点×2	
2 予算					
3 収支計画	3点	3点	3点	3点	
4 資金計画					
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—	
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	—	

VI 剰余金の使途	-	-	-	-
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
1 施設、設備に関する計画	3点×1	3点×4	3点×4	4点×1
2 人事に関する計画	2点×1			3点×3

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果 (H21. 8. 31) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画の達成に向けた平成20年度計画の実施状況に係る総合評価は順調と考えられる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務リスクの管理	I 2	<ul style="list-style-type: none"> • 償還計画を踏まえつつ、金利動向、交通量等について定期的に確認・分析を実施。また、平成20年11月に国土交通省が発表した最新の全国交通量推計や金利動向を踏まえ、協定の変更を含めた検討に着手。 • 将来の借り換えに伴う金利上昇リスク軽減のため、債務返済の確実性を高める取り組みを行い、償還計画の調達コスト3.5%に対し、平成20年度の調達資金の平均コストは1.76%と計画された数値を相当程度に上回る実績を達成した。 • 財投機関債については、国内債券市場初となるディープ・ディスカウント債を発行する等、資金調達の多様化に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 経済危機や高速道路料金の大きな割引などの変動要因が多数存在する中で、また協定締結時の高い透明性が要請される中で、よりきめ細かいモニタリングが必要とされているのではないだろうか。
積極的な情報公開	I 4	<ul style="list-style-type: none"> • 財務諸表等とともに、債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況等の高速道路事業関連情報を積極的に公開。 • 財投機関債を発行する都度、債券説明書をホームページに掲載。 • 「高速道路利便増進事業に関する計画」の作成にあたっては、会社と共同して意見募集専用ホームページを設置するとともに、料金の引下げの実施にあたっては、料金検索システムや問い合わせ先等の情報が一覧できるようにホームページに掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> • HPは分かりやすく構築されている。情報公開におけるHPの重要性を考えた場合に、より高いレベルを目指されたい。(総合評価) • 料金割引制度への国民の関心が高いことから、一層分かりやすい情報公開を継続されたい。
承継債務及び会社からの引き受けた債務の早期の確実な返済	II 2	<ul style="list-style-type: none"> • 有利子債務残高については、計画の31.1兆円を下回る30.7兆円に減少させ、確実に有利子債務を削減。 • 高速自動車国道、本州四国連絡高速道路、首都高速道路、阪神高速道路及びその他の高速道路に係る有利子債務残高は、いずれも民営化時の承継債務の総額を下回った。 • 低利での円滑な資金調達により、業務コストの縮減に努めている。 • 金利動向、交通量等について定期的に分析を行い、適切な債務管理に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> • モニタリングは営業データ等により着実に進められている。社会経済状況の変化とそれによる交通需要の変化が激しくなっており、このことを反映できるシステムの構築と結果の公表が重要。(総合評価) • 金利動向、経済状況による交通量の減少、緊急経済対策としての料金割引など、経営状況は多くの要因に左右される。このような中、金利や需要動向のモニタリングとその経営への反映についてより重要性が増している。
人件費に関する指標、給与体系の見直し	VII 2	<ul style="list-style-type: none"> • 効率的な組織運営や業務運営を図ることにより、平成17年度年間換算額(実績ベース)に比べ、10.6%の削減を行ったが、当機構のラスパイレス指数は、勤務地や学歴、管理職割合の高さ、専門性の高い統括業務に特化した組織によるものではあるが、高い数値となっている。 • 国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、本給表の水準の引き下げ及び地域手当の改定を実施した。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 給与水準が国家公務員と比べて高い数値となっている要因は、勤務地や学歴、管理職割合の高さ、現場組織がなく、専門性の高い統括業務に特化した組織によるものだが、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、適材適所の人員配置を進める等、人件費の削減に向けて引き続き改善の努力を求めたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見 (H21. 12. 9) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構（平成19年4月1日設立）〈非特定〉 （理事長：島田 精一）
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るものうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要な資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要な資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要な資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 独立行政法人雇用・能力開発機構法第十二条第一項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	住宅金融支援機構分科会（分科会長：村本 孜）
ホームページ	法人： http://www.jhf.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h20jisseki.htm
中期目標期間	5年間（平成19年4月1日～平成24年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	概ね順調	順調	1.総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 2.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>			
I 業務運営の効率化			
1 組織運営の効率化	3点	3点	
2 一般管理費等の低減	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	
3 業務・システム最適化	3点	4点	
4 入札及び計画の適正化	3点	3点	
5 業務の点検	3点	3点	
6 積極的な情報公開	4点	3点	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上			
1 証券化支援業務	4点×2 3点×5 2点×1	3点×7 2点×1	
2 住宅融資保険業務	3点×2 2点×1	4点×1 3点×2	
3 住情報提供業務	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	
4 住宅資金融通業務	3点×3 2点×1	4点×1 3点×2 2点×1	
5 団体信用生命保険等業務	2点	3点	
III 予算、収支計画及び資金計画			
1 収支改善			
2 繰越損失金の低減	2点	2点	
3 リスク管理の徹底	3点×5	3点×4 2点×1	
4 予算、収支計画及び資金計画	—	—	
IV 短期借入金の限度額	—	—	
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	3点	4点	
VI 剰余金の使途	—	—	
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
1 施設、設備に関する計画	—	—	
2 人事に関する計画	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	
3 積立金の使途	—	—	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成20年度における中期計画の実施状況は、総合的に勘案すれば、順調であると考えられる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の低減	I 2	・人件費:18年度決算比11.5%削減。	・中期目標期間の最終年度における目標達成に向け、着実に削減が進んでいる。
業務・システム最適化	I 3	・システムコスト:18年度決算比25.6%削減。	・業務・システム最適化計画の内容を着実に実施し、システムコストの削減、システム調達の透明性の確保及び業務運営の合理化を進めた。
買取型の証券化支援業務	II 1	・サブプライム問題により債券市場が収縮する中、従来以上に投資家との対話を重視した丁寧な広報活動及び起債運営を実施。 ・マスタートラスト方式を速やかに導入することができる体制整備に向け、実施スキームの詳細を検討。	・幅広い視野から、できる限り低利の資金を安定的に確保するための取り組みを、不断の検証を行いつつ着実に実施する必要がある。 ・債券発行費用の一層の圧縮等、できる限り相対的低利のローンが供給できるよう引き続き努力する必要がある。
住情報提供業務	II 3	・ホームページへのアクセス件数:489万件(※平成19年度は416万件)	・中期計画における目標の達成に向け、着実にアクセス件数が増加している。
融資決定までの標準処理期間の設定、その期間内に8割以上を処理	II 4	・マンション共用部分改良融資:95.0%(標準処理期間13日) ・子育て世帯向け賃貸住宅及び高齢者世帯向け賃貸住宅融資:82.8%(同45日) ・高齢者住宅改良融資:64.7%(同14日) ・財形住宅融資:70.0%(同14日)	・高齢者住宅改良融資及び財形住宅融資は、融資決定までの処理期間の短縮に努める必要がある。
収支改善、繰越欠損金の低減	III 1 III 2	・証券化支援事業:当期総損失28億円、繰越損失金193億円。 ・住宅融資保険事業:当期総利益16億円、繰越損失金63億円。 ・財形住宅貸付事業:当期総利益58億円、繰越利益金374億円。 ・住宅貸付事業等:当期総損失63億円、繰越利益金3,486億円	・主要業務である証券化支援事業によるフラット35の買取残高の増加につながる一層の商品性・手続き等の改善やコストダウンの取り組みの継続、慎重なスワップ取引の実施等が必要。 ・フラット35の買取残高の増加につながる一層の商品性・手続き等の改善やコストダウンの取り組み等の継続が必要である。
リスク管理債権の残高額の比率を削減・抑制(既往債権管理業務、証券化支援業務、賃貸住宅支援業務)	III 3	・既往債権管理業務に係るリスク管理債権残高:平成18年度比13.90%削減。 ・証券化支援勘定に係るリスク管理債権比率:0.63%(19年度実績0.34%) ・賃貸住宅融資に係るリスク管理債権比率:0.50%(19年度実績0.02%)	・証券化支援事業は、リスク管理債権比率の推移を注視しつつ的確な債権管理を行うことが必要。 ・賃貸住宅融資業務は、リスク管理債権比率が0.5%となり目標値を超過した。リスク管理債権の圧縮に向けた取組みが必要。
人事に関する計画	VII 2	・人員:19年度期首比6.9%削減。	・計画的な人員の抑制により、中期目標の達成に向けて、着実に削減が行われている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

⑩ 環 境 省

法人名	独立行政法人国立環境研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:大塚 柳太郎)
目的	地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。)に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。
主要業務	1 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究(水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。)を行うこと。2 環境の保全に関する国内及び国外の情報(水俣病に関するものを除く。)の収集、整理及び提供を行うこと。3 2の業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会(委員長:松尾 友矩)
分科会名	国立環境研究所部会(部会長:高月 紘)
ホームページ	法人: http://www.nies.go.jp/ 評価結果: http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2.(7)物品一括購入における業務費削減努力」及び「3. 財務内容の改善に関する事項」の※で記載した部分は、2.(3)で評価していることを示す。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)環境研究に関する業務	A	A	A	A	A	A	
(2)環境情報の収集、整理及び提供に関する業務	A	A	A	A	A	A	
(3)研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進				A	A	A	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)戦略的かつ機動的な組織の編成	A	A	A	A	A	A	
(2)人材の効率的な活用	A	A	A	A	A	A	
(3)財務の効率化	A	A	A	B	A	B	
(4)効率的な施設運用	A	A	A	A	A	A	
(5)情報技術等を活用した業務の効率化				A	A	A	
(6)業務における環境配慮	B	A	B	A	B	A	
(7)物品一括購入における業務費削減努力		A	※				
(8)業務運営の進行管理	A	A	A	A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項	※	※	※	※	※	※	
4. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.27)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 環境研究については、重点研究プログラム、先導的・基盤的研究、知的研究基盤整備のいずれについても、適切な体制のもと、中期計画目標の達成に向けて予定された各種のプログラムが着実かつ適切に進められている。また、研究成果の評価・反映もおおむね適切になされている。 環境情報の収集・整理・提供については、一部に年度目標を達成することができなかった項目があるものの、総じて精力的な取組がなされ、目に見える成果を上げているといえる。引き続き、環境情報のユーザーや利用方法の把握に努め、正確かつ適切な環境情報をできるだけ広い範囲で利用できるように工夫することが望まれる。 研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進については、研究成果の発信、産学官の交流、社会貢献など、全般的に適切に取り組まれている。また、我が国の環境施策への寄与についても、専門家を多数参画させるなど、大きく貢献している。 業務運営については、コンプライアンスの徹底、重点課題への研究者の重点配置等、人的資源の効率的活用を図っているほか、コスト削減についても成果を上げてきており、全体的に業務運営の改善が図られている。効率を追求する一方で、高い研究水準を維持するため、研究データ等の信頼性・継続性の確保や、非常勤職員の処遇等の課題もあり、これらについて検討すべき時期にきている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
環境研究に関する業	1(1)	重点研究プログラム、知的研究基盤の整備	内外の研究機関との連携も図りつつ、着実

務		及び基盤的な調査・研究活動については、全体として、外部研究評価委員会の高い評価を得た。 <ul style="list-style-type: none"> 競争的な環境の下での基盤的研究の推進を図るため、所内公募による「特別研究」及び「奨励研究」を実施。 外部研究評価委員会の評価を受けた重点研究プログラム等(年度評価)及び特別研究(事後評価)は、全体として高い評価を得た。奨励研究については、所内に設置した研究評価委員会で評価を実施。 	な研究の推進が図られており、適切な成果を上げている。 <ul style="list-style-type: none"> 4つの重点研究プログラムについては、総じて着実に進捗。 8分野の基盤的調査研究については、着実な成果を上げているものの、外部評価を受けた分野が少ない。 知的財産基盤の整備については、外部評価においても高い評価。 課題選定方法の改善に評価を反映した際は、その内容を記述することについて検討。
環境情報の収集・整理・提供に関する業務	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 19年10月から運用を開始した「環境研究技術ポータルサイト」において、環境研究・環境技術に関する情報と併せて、公的機関等から発信されている環境情報や技術セミナー等のシンポジウム・イベント情報を提供。 国内外の環境研究・技術ニュースを日々更新するとともに、環境技術レポートの掲載、環境データベースの更新等を実施。 「環境GIS」の既存コンテンツの運用。「東アジアの広域大気汚染マップ」及び「大気汚染予測システム」の一般公開を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究・技術関係の情報に関するホームページの利用件数が2.3倍に増大するという大きな成果を上げている。 環境技術ポータルサイトの利用件数が8割増という当初予定を大幅に上回る成果を得たことは高く評価。 環境に関する総合的な情報の提供については、新規コンテンツの追加・修正、プレスリリース等に努めるなどにより、昨年度並みの成果は上げたものの、目標の利用件数の1割増は未達成。
研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> プレスリリース(40件)、テレビ等の報道・出演(82件)、新聞報道(549件)。 3件の発明を職務発明に認定し、特許出願手続中。20年度末現在、国内及び国外特許40件、意匠権3件、商標権1件を登録。 公開シンポジウムを2か所で開催(参加者は、合計958名)したほか、一般公開の来訪者は延べ5,046名(2日間)、視察者・見学者の受入れは、国内1,752名(92件)、海外372名(42件)。 465件の審議会等に延べ656名が参画。 	<ul style="list-style-type: none"> プレスリリース等の実績が大幅に増大しており、研究成果の発信、社会貢献に優れた成果を上げたものと評価。 産学官交流など他機関との連携が適切に推進され、研究成果の活用が図られている。 公開シンポジウムや研究所の一般公開など、国民への普及・啓発活動に努力しており、適切な取り組みがなされている。 各種審議会、その他の検討会等へ積極的な参画が進められており、環境政策への寄与について成果を上げている。
戦略的かつ機動的な組織の編成	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 4つの重点研究プログラムについては、担当する組織に研究者を重点的に配置。 コンプライアンスに関しては、不正行為に対する必要な措置に関する規程を定め、イントラネット等において周知徹底を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織内の周知徹底も含め、コンプライアンスを図るための体制の維持・充実が図られており、確実な運用がなされている。
人材の効率的な活用	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 研究系契約職員等の20年度末の人員は195名。特別客員研究員13名、客員研究員272名を委嘱・招へいするとともに、共同研究員80人、研究生105人を受け入れ。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究を推進する人材の効率的な活用が図られている一方で、高度技能専門員等の処遇や、共同研究者の評価等について、考え方を整理する必要がある。
財務の効率化	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 人件費は、2,278百万円で、17年度決算額比3%以上の削減達成。 受託収入等自己収入は、3,641百万円(対前年度比70百万円減)を確保。 随意契約を行う場合は、所内に設置された契約審査委員会を適宜開催(20年度は、24回開催し、134件を審査)し、随意契約の可否を判断。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札制度の見直し、会計事務能力の向上等においても成果を上げているが、受託収入については減少しており、さらなる努力が求められる。
効率的な施設運用	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 大型研究施設を他機関との共同研究に30件中19件で利用。 研究施設スペース(914㎡)の利用再配分を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型研究施設の効率的な利用や、スペース再配分等を図っており、効率的な施設運用に努めているものと評価できる。
業務における環境配慮	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 20年度のCO2排出量については、対13年度比・総排出量では24.4%の削減。 廃棄物の排出抑制・減量化については、廃棄物等の全量に対16年度比で30%の削減。 	<ul style="list-style-type: none"> CO2削減、省エネ、廃棄物削減等に着実に取り組んで成果を上げており、適切な環境配慮がなされている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人環境再生保全機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:湊 亮策)
目的	公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
主要業務	1 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害に係る健康被害の補償及び予防に関する業務を行うこと。2 民間団体の環境保全活動への支援及びこれらの活動の振興に必要な調査研究、情報の収集・整理・提供等を行うこと。3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用に対する助成を行うこと。4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場の維持管理積立金の管理を行うこと。5 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害者の救済に関する業務(被害者の認定、救済金の給付、拠出金の徴収)を行うこと。6 1～5からの業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会(委員長:松尾 友矩)
分科会名	環境再生保全機構部会(部会長:佐野 角夫)
ホームページ	法人: http://www.erca.go.jp/index.html 評価結果: http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A	A	A	B	A	A	
(1)組織運営の効率化	A	A	A	B	B	B	
(2)業務運営の効率化	B	A	A	A	A	A	
(3)経費の効率化・削減	A	A	A	B	A	A	
(4)業務における環境配慮	B	A	A	A	A	A	
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)公害健康被害補償及び予防業務	A	A	A	A	A	A	
(2)地球環境基金業務	B	A	A	A	A	A	
(3)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	B	A	A	B	B	B	
(4)維持管理積立金の管理業務	A	A	A	B	B	B	
(5)石綿健康被害救済業務		a×1 b×1	A	A	A	A	
3 財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
(1)財務の状況					A	A	
(2)承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	A	A	A	A	A	
(3)短期借入金限度額	-	A	A	A	A	A	
(4)保有資産の見直し					-	-	
4 その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)役職員の給与水準等					B	B	
(3)その他	A	A	A	-	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.11)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、中期計画に沿って、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、財務内容の改善、その他の業務運営に関する重要事項については、十分な成果をあげており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制機能の強化を目的に監査室を設置。コンプライアンスの推進等を図るための委員会を設置。 年度計画どおり、6名の削減を含め、人員配置の見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画どおり6名の職員の削減を行うなど、効果的な組織運営に努めた。また、内部統制機能の強化を目的とした、監査室やコンプライアンス推進委員会を設置したことは評価できる。
業務運営の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画、年度計画の進捗状況等業務運営全般について理事会での自己点検・自己評価を行い、課題を明確化し、業務運営の改善に取り組んだ。 外部専門家等による委員会を2回開催し、各業務の達成状況等について報告するとともに 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の自己点検・自己評価の実施結果と「機構業務点検・助言委員会」の助言・提言を業務運営に反映した。随意契約の見直しについては、随意契約見直し計画の達成に向けた取組の推進による競争性のある契約が増加したことや、契約に係る情報公開、監事による監

経費の効率化・削減	1(3)	<p>専門的、客観的立場から助言・提言を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費については、業務の効率化等に努め、計画を上回る削減(15年度比39.2%削減)を実施。 石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費は、平成18年度比で45.6%削減。 運営費交付金を充当する事業費は、各勘定とも目標を上回る削減となった。 	<p>査について適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費、事業費及び運営費交付金を充当する事業費は、競争性のある契約の推進による調達コストの削減効果等により、いずれも計画目標を上回る実績を上げている。前年度の実績より増加している経費を含め、その増減内容を明らかにしていることは評価できる。 これらの削減が事業の質に影響しないよう配慮し、効率化・削減の具体的な内容を示しつつ、引き続き推進されることを期待するとともに、実績報告書に記載されている数値が財務諸表と照合できるようにする必要がある。
公害健康被害補償及び予防業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 汚染負荷量賦課金 徴収率:100.49%(15年度:100.36%)。 収納率:99.99%(15年度:99.99%)。 申告・納付説明会の開催:103会場。 申告督促による徴収:58事業所。 商工会議所への業務委託:156会議所。 賦課金専用HPへのアクセス数:34千件(前年度比123%)。 事務処理日数:163日(15年度:219日)。 公害健康被害予防事業は、地域住民の健康確保に直接つながる事業に重点化。 予防事業に係るサイトのアクセス数:110千件(15年度75千件)。 	<ul style="list-style-type: none"> 納付義務者への効果的な説明会を開催、問い合わせへの的確な対応に努め、徴収率・収納率ともに適切に目標を達成している。 納付システムの改修やオンライン申請の本格稼働など、効率的な業務の推進に努め、事務処理日数は中期目標期間の削減目標である25%減を過年度において既に達成しているが、引き続きこれを維持することができた。 公害健康被害予防基金の運用については、安全かつ可能な限り有利な運用を行い、あわせて、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を受け入れ、収入の安定化を図るとともに、助成事業の重点化・効率化が適切に推進されている。また、前年度実施の事業参加者アンケートに基づき、満足度やニーズを把握して事業内容に反映させるなどの事業の改善が進められている。
地球環境基金業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度助成金交付要望募集要領にも「一つの活動に対する助成期間は原則として3年間を限度」とする旨を明記。 助成金支給に係る処理期間を27.03日に短縮(15年度:31.24日)。 助成事業:205件採択(HPで公表)。 19年度の事後評価結果をHPで公表、国内7団体・海外2団体を選定し、事後評価を実施。 調査事業については、国の政策目標や民間団体等のニーズに沿って環境NGO総覧作成調査を実施。 研修事業については、ニーズ把握・評価のためのアンケートを実施、有効回答者の70%以上が有意義であったと評価。 寄附金受入額:76,598千円。 	<ul style="list-style-type: none"> 助成事業の継続年数について、3年を限度とすることにより事業の固定化を回避するとともに、対象分野及び対象地域の重点化が適切に推進されている。第三者による評価専門委員会において、平成19年度の事後評価結果をとりまとめ、評価対象団体に伝えるとともにホームページで公表し、平成20年度の事後評価を適切に実施し、平成20年度募集から過去に地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象とした「発展助成」を新設したことは評価できる。 重点施策等国の政策目標に沿った調査研究事業の重点化が図られ、環境保全に関する事業を廃止している。研修事業については、研修ニーズの把握に努め、一部講座の廃止や、研修講座の内容に反映させるなど質の向上を図り、アンケート調査の結果において高い評価を得ている。
維持管理積立金の管理業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理積立金の利息に関する規程及び維持管理積立金管理細則を改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 積立金の適正な管理を行うとともに、運用利息額等の通知をこれまで同様に実行。
石綿健康被害救済業務	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> HPに申請手続、記載事例等を更新・掲載。 審査件数:2,711件(19年度に受付審査中だった628件、新資料の提出による再審査9件を含む)、認定等決定:1,693件(うち認定1,201件)。 救済給付の支給額:約2,927百万円。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報実施計画を策定して多種多様な媒体を活用することにより、救済制度について確実かつ広範な広報活動を実施し、適切な成果を上げた評価できる。 制度への理解を深めるために、HPの充実を図るとともに、申告書に関する手引きとパンフレットを作成し、申告書、納付書に同封した等、制度の周知に努めた評価できる。
承継業務に係る債権・債務の適切な処理	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 貸倒償却:約12.7億円(前年度約7億円。) 返済懲憑・法的処理・債権分割による債権回収:約54億円(前年度:約65億円)。 	<ul style="list-style-type: none"> 破産更生債権等の償却処理が迅速に実行されるとともに、正常債権以外の債権の回収額が年度計画を大きく上回って回収できた。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本法人の公害健康被害補償予防業務勘定においては、昨年度の当委員会の意見として、貴委員会に対し、「本法人に対し、会計処理について改めて検証した上で業務実績を報告させ、評価を行うべきである。」との指摘を行っている。しかしながら、平成20年度の業務実績評価においては、会計処理方法についての「省令に基づき相手先が確定していない賦課金を収益計上してきていることを考慮すると、これを時効の概念により貸倒償却することは困難」との業務実績報告書の記述や、「環境省令に基づき、相手方が確定していない賦課金を収益計上することとされており、これを時効の概念により、償却処理することはできない」との評価結果の記述が見られるものの、法人がいかなる検証を行ったのかという事実を基に貴委員会が評価したのかは明確になっていない。

今後の評価に当たっては、法人における会計処理方法の検証の取組を明確にした上で評価を行うべきである。

⑪ 防 衛 省

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(平成14年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:嶋口 武彦)
目的	駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者(駐留軍等労働者)の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施(労働契約の締結、昇格その他の人事の決定を除く。)に関する業務を行うこと。2 駐留軍等労働者の給与の支給(額の決定、給与の支払を除く。)に関する業務を行うこと。3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施(法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舎に供される行政財産の管理、表彰(永年勤続に係るものに限る。)を除く。)に関する業務を行うこと。
委員会名	防衛省独立行政法人評価委員会(委員長:東海 幹夫)
分科会名	-
ホームページ	法人: http://www.lmo.go.jp/ 評価結果: http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/dokuritsu/gijiroku/giji.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 平成19年1月9日に主務大臣が内閣総理大臣から防衛大臣に変更されている。平成17年度以前の評価は内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果を記載している。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 5. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取り扱いとしているため、第1期中期目標期間には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)業務の運営体制	A×3	A×3	-	A×5	A×4 B×1	A×5	
(2)経費の抑制	A×6	A×6	-	A	A	A	
(3)職員の意識の高揚	A×2	A×2	-				
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1)駐留軍等労働者の募集	A×3	A×3	-	A×2	A×2	A×2	
(2)駐留軍等労働者の福利厚生施策	A×2	A×2	-	A×3	A×3	A×3	
(3)駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成	A×2	A×2	-	A	A×1 B×1	A	
3.予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	A	A	-	A	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途	A	A	-				
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設設備に関する計画							
(2)人事に関する計画	A×2	A×2	-	A×2	A×2	A×2	
8.年度計画以外の業務実績等							
(1)随意契約の適正化					A	A	
(2)保有資産						A	
(3)官民競争入札						-	
(4)内部統制						A×2	
(5)給与水準及び総人件費改革						A	
(6)目的積立金						A	
(7)本部事務所の移転						C×2	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.9.18)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 機構の平成20事業年度業務実績については、全体として年度計画に沿って的確に業務が実施されており、中期目標の達成に向け着実に進捗しているものと認められる。
- 平成20年度は今中期目標期間の3年目であるが、中期目標を着実に達成すべく、機構の運営の効率化を図ることにより、年度計画に掲げている「年度平均4%の人員削減」を実施するとともに、「人件費概ね4%、物件費概ね2%の経費の抑制」について、平成21年度以降を見通し、その抑制率を大きく上回る経費の抑制を図っている。
- 本部事務所の機能が2箇所に分かれている状況については、業務運営の効率化の観点から望ましいものではなく、国との調整を行い適切な措置を講じられたい。
- 今中期目標期間においても、支部の統合を含めての組織の見直し及び事務の効率化等を引き続き促進させ、その着実な実施によって、より一層の成果を上げていくことを期待する。また、計画に沿って事業を実施することにとどまらず、計画の前倒し着手に積極的に取り組み、成果の拡大を図ることを期待する。
- さらに、国民からのニーズを積極的に把握して、業務運営体制や業務の改善を図るよう、広報誌やホームページ等を活用して国民からの意見を募集することが望ましい。また、国民からの意見を職員一人一人が把握することにより、職員の業務に対する意識の高揚を図ることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(駐留軍等労働者の募集)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 在日米軍からの労務要求書受理後1か月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介するため、インターネットを利用した応募受付や公共職業安定所(ハローワーク)を通じた募集等を実施した。その結果、平成20年度の紹介率は87.7%となった。 沖縄県においては、平成20年5月7日からインターネットを利用した事前募集を通年実施した。その結果、インターネットを利用した応募受付については、平成19年度の56%から61%へと5ポイントの伸びを示した(前年度の伸び3ポイント)。なお、本土においては平成19年度の40%から52%へと12ポイント伸びを示した(前年度の伸び6ポイント)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に定める在日米軍に紹介する率が90%以下であったことは残念である。インターネットを利用した募集など全体としては年度計画が順調に実施したことを確認した。今後、前例にとらわれずメディアの活用のある方を検討し、効果的な募集を行うことが必要である。
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(駐留軍等労働者の福利厚生施策)	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に作成した見直し案に基づき退職準備研修を実施し、受講者を対象に行ったアンケート調査を基に検証を行い、その結果を取りまとめ。 56歳以上の駐留軍等労働者を対象に実施したが、受講対象年齢を段階的に引き下げることとしていることから、平成21年度においても、見直し案及び平成20年度の検証結果を踏まえつつ、引き続き研修を実施し、更に検証を重ねることとする平成21年度の計画を作成。 平成19年度に機構において作成した見直し素案について、国及び在日米軍に提示したところ、在日米軍は各軍との調整を踏まえ、一部修正の上、平成20年8月22日に国へ修正案を提示。今後の制服等の購入に当たり、どの受注業者からも安定的かつ同等品が納入されるよう細部の仕様を定めておく必要があることから、在日米軍と細部の仕様の調整を行った上で、米側修正案に対する見直し案作成し、国に提示。これにより平成21年1月20日に国と在日米軍との間で制服等仕様書及び制服等基準表の改正につき基本合意。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に作成した見直し案を踏まえ、退職準備研修を実施しており、年度計画が順調に実施したことを確認した。 国及び在日米軍と調整を行い、見直し案を作成しており、年度計画が順調に実施したことを確認した。 地方公共団体及び民間企業等の実施状況について調査を実施し、制度導入の検討がなされており、年度計画が順調に実施したことを確認した。調査の実施に際しては、地方公共団体等の資料を収集するだけでなく、制度導入に向けた幅広い検討が行われることを期待する。 平成19年度調査結果を踏まえ、少子・高齢化社会における駐留軍等労働者の確保のための実施可能な施策の検討が行われており、年度計画が順調に実施したことを確認した。駐留軍労働者の特性を踏まえつつ、引き続き多角的視点からの検討を期待する。 必要となる課題については、自ら見出すよう積極的な取組を期待する。
年度計画以外の業務実績等(本部事務所の移転)	8(7)	<ul style="list-style-type: none"> 蒲田事務所には、理事及び監事並びに評価・監査役を常駐させ、更に、防衛大臣からの是正措置の求めの趣旨を踏まえ、平成20年10月からは理事長も蒲田事務所に常駐し本部機能の強化を図った。他方、経費をかけずに蒲田事務所を横田支部内に移転し、企画調整及び監査部門を配置することについても、配置人員やスペース確保等の観点から引き続き検討を実施中。 本部事務所を蒲田事務所と横浜事務所との2か所に置くこととした体制の業務運営については、電子メール等を活用して効率化を図っているところである。なお、主たる事務所東京都に置くこととした機構法第5条が改正されるまでの間の措置であり、速やかな法改正を働きかけている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部事務所の移転について、本部事務所の機能が2箇所に分かれている現状については、業務運営の効率化の観点から望ましいものではなく本項目については順調に実施されていないことを確認した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

⑫ 法 務 省

法人名	日本司法支援センター(平成18年4月10日設立) (理事長:寺井 一弘) ※平成18事業年度評価から、独立行政法人同様に評価を実施。
目的	内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者(弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。)のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援(以下「総合法律支援」という。)に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。
主要業務	1 法制度、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する情報提供業務。2 資力の乏しい方に対し、無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士又は司法書士の費用の立替えを行う民事法律扶助業務。3 国選弁護士等になろうとする弁護士との契約、国選弁護士候補者の指名及び裁判所への通知、国選弁護士等に対する報酬・費用の支払いなどを行う国選弁護関連業務。4 法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に向けた司法過疎対策業務。5 刑事手続への適切な関与や、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供、犯罪被害者等支援の情報収集、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士の紹介を行う犯罪被害者支援業務。
委員会名	日本司法支援センター評価委員会(委員長:山本 和彦)
分科会名	—
ホームページ	法人: http://www.houterasu.or.jp/ 評価結果: http://www.moj.go.jp/housei/sougouhouritsushien/shingi_shien.html
中期目標期間	4年間(平成18年4月10日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	1. A、B、Cの3段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>				
1. 総合法律支援の充実のための措置				
(1) 総括	A×1, B×2	A×1, B×2	A×2, B×3	
(2) 情報提供・関係機関連携強化	A	A	A×2	
(3) 民事法律扶助	B	A×1, B×1	A×1, B×1	
(4) 国選弁護士確保	B	B	A×1, B×1	
(5) 司法過疎対策	B	B	B	
(6) 犯罪被害者支援	A	A	A	
2. 業務運営の効率化				
(1) 総括	A	A	A	
(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	A	A	A×2	
(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保	B	A×1, B×1	A×3, B×1	
(4) 司法過疎対策	A	B	B	
3. 提供するサービスその他の業務の質の向上				
(1) 情報提供	A	A×1, B×1	A×2	
(2) 民事法律扶助	B	B	B×2	
(3) 国選弁護士確保	A	B	A×2, B×1	
(4) 犯罪被害者支援	A	A	A×4	
(5) 司法過疎対策	A	A	A	
(6) 関係機関連携強化	A	A	A	
4. 財務内容の改善	B	B	A×2, B×1	
5. 予算、収支計画及び資金計画	A	B	A	
6. 短期借入金の限度額	—	—	—	
7. 重要な財産の譲渡等	—	—	—	
8. 剰余金の使途	—	—	—	
9. その他業務運営に関する事項				
(1) 施設・設備に関する計画			A	
(2) 人事に関する計画	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 裁判員制度の施行や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に備えた人的・物的体制を整える中で、中期目標期間終了時の体制整備をほぼ完了させるとともに、各種業務を円滑に遂行しつつ、業務遂行の場面で改善等が必要になった場合には、適切に改善に向けた取組を行うことが求められたため、このような業務遂行、取組が行われたか否かを指標として評価。
- 業務実績を総括的にみると、おおむね順調に中期計画の履行が進捗しているが、昨年度に続き、一部で改善に向け更なる努力を要する面(支援センターの認知度が低いこと、常勤弁護士の確保に難航していること、民事法律扶助の償還金の滞納率が改善されていないこと)もあった。
- 体制整備については、平成21年度の業務量拡大を見据えた対応が行われ、多様な雇用形態の活用、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程による人件費管理・人事評価等がされている。また、地方協議会の開催の継続、顧問会議の設置・開催等、体制整備に関する取組は評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	日本司法支援センターの業務実績	府省評価委員会による評価結果等
総括	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> イベントの実施、広報物の配布に加え、連動型広報等、戦略的な広報活動の実施(コールセンターの情報提供件数が前年度比、約30%増加)。 各地方事務所において、1回以上の地方協議会の開催(合計85回)。 常勤弁護士採用説明会の開催(44回余)。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動の取組は評価でき、コールセンターにおける情報提供件数も増加しているが、いまだに支援センターの認知度は低く、十分な成果に結びついていないといえない。認知度が低い原因分析に努めた上で、より効果的な広報活動を行うべき。 地方協議会は、関係機関との連携・協力関係の確保・強化にもつながっている。また、当該地域の実情に応じた業務運営が図られていると評価できる。 常勤弁護士の採用は55名にとどまっている。更なる採用活動の充実強化を期待。
民事法律扶助	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 常勤弁護士の配置事務所:71か所。 旭川地方事務所の常勤弁護士による旭川地方裁判所稚内支部等の巡回。主として民事法律扶助事件の取扱い。 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤弁護士複数配置事務所の増加、常勤弁護士による巡回等の取組は評価。しかしながら、今後、より多くの常勤弁護士を確保しゼロワン地域に常駐させるとともに、全国的に均質な民事法律扶助サービスの実現に向けた更なる取組を期待。
国選弁護人確保	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 国選弁護人契約弁護士:15,556人(平成21年4月1日現在)。 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の開催等の取組により、全国の弁護士の約57%に相当する数の国選弁護人契約弁護士を確保。これにより、一応、裁判員裁判の施行や被疑者国選弁護対象事件の拡大に対応可能な水準に達したと言い得ることを評価。今後も契約弁護士の更なる確保に向けた努力を期待。
司法過疎対策	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 司法過疎地域事務所:22か所(平成20年度新設7か所)。 旭川地方事務所の常勤弁護士による稚内・名寄・留萌・紋別支部の巡回。 	<ul style="list-style-type: none"> 司法過疎対応地域事務所7か所の新設、常勤弁護士による巡回サービスの継続等により、一定の成果を上げていることは評価。 実質的ゼロワン地域はいまだ残っており、その解消のための更なる取組を期待。
総括	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程の策定。 一般競争を原則としつつ、随意契約による場合でも見積もり合わせ方式によるなどにより、経費を効率化し、一般管理費を節減。 	<ul style="list-style-type: none"> 弾力的で多様な雇用形態を導入しているほか、適正な人員配置及び人件費管理が行われている。 物件費等についても、安価な金額で契約することを心がけている。
情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度のコールセンターの契約は、電話・メールの推定件数に応じた要員の配置、諸経費の見直しにより19年度契約金額より低額。 	<ul style="list-style-type: none"> 対前年度比で増加することが見込まれた業務量に応じてオペレーター等の配置を行いつつも、その他の諸経費を見直し、外部委託費の総額を前年度よりも低額に抑えるなど、適切な取組。
民事法律扶助・国選弁護人確保	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 国選被害者参加弁護士制度の導入(平成20年12月1日)。 一括国選弁護人契約に基づく国選弁護人の指名通知件数:304件。 一括国選弁護人契約締結弁護士数:5,022人(平成21年4月1日現在)。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な取組の結果、一括国選弁護人契約を締結している弁護士数は前年度に比べ増加。なお、一括契約に基づく国選弁護人の指名件数は前年度に比べ減少したが、大都市圏において即決事件数自体が大きく減少したこと等によるものと思われ、支援センターの帰責性は認められない。
情報提供	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> FAQの随時更新・増加。約750問をHPで公開。 ウェブによる利用者アンケートの実施。 満足度調査(5段階):満足度4.4(コールセンター、地方事務所)。 	<ul style="list-style-type: none"> FAQの充実等、利用者が必要とする情報を迅速に提供するための取組がされている。 調査結果の客観性を確保しつつ利用者の回答率を上げる工夫をした新たな調査を実施した結果、従来よりも相当改善した回答率を得るとともに、内容的にも高い満足度評価を得ることができた。
民事法律扶助	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 審査委員人数の少人数化、書面審査の原則化等審査方法の合理化を実施。 犯罪被害者に対する法律相談援助件数:577件、代理援助件数:186件 精通弁護士1,570名のうち1,370名が契約弁護士 	<ul style="list-style-type: none"> 各種方策を講じたものの、援助申込から代理人選任までの期間を短縮できたのは6地方事務所。審査体制の更なる合理化を含む、期間の短縮へ向けた取組を期待。
国選弁護人確保	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> 支部を含むすべての地方事務所において、おおむね所定の目標時間内に国選弁護人候補者等を指名・通知。 	<ul style="list-style-type: none"> 支部を含むすべての地方事務所において、指名通知請求を受けてから通知するまでの目標時間を設定、おおむね所定の目標時間内に指名通知に至っている等、処理時間の目安に沿った運用がなされている。

犯罪被害者支援	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 10 か所の地方事務所等に犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員を配置。 弁護士会会長からの推薦に基づき精通弁護士名簿を作成(平成 21 年4月1日現在 1,570 名)。 	<ul style="list-style-type: none"> 各地方事務所において犯罪被害者支援に精通した窓口対応専門職員を適切に配置している。 精通弁護士の名簿登載数及びその紹介件数は順調に増加しており、精通弁護士の確保及び犯罪被害者への紹介業務は適切に遂行されている。
財務内容の改善	4	<ul style="list-style-type: none"> 寄附金収入:約1億 8,000 万円。 地方公共団体からの補助金:190 万円余り。 民事法律扶助立替金新規立替額:126 億 3,955 万円。(償還額:83 億 8,172 万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入金額を前年度比 140%と大幅に増加することができた。 支援センターの設立後既に3年を経過していることを考慮すると、償還金収入確保に向けた抜本的な対策を検討する時期に来ていると思われる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし

⑬ 国立大学法人・
大学共同利用機関法人

法人名	国立大学法人(86法人)(平成16年4月1日設立) 大学共同利用機関法人(4法人)(平成16年4月1日設立)
目的	国立大学及び大学共同利用機関を設置すること。
主要業務	《国立大学法人》 1 国立大学を設置し、これを運営すること。2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。3 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。5 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。6 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。 《大学共同利用機関法人》 1 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。2 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。3 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。4 当該大学共同利用機関における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。5 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
委員会名	国立大学法人評価委員会(委員長:野依 良治)
分科会名	国立大学法人分科会(分科会長:荒川 正昭)、大学共同利用機関法人分科会(分科会長:飯吉 厚夫)
ホームページ	法人:資料3参照、評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1287031.htm
中期目標期間	6年間(平成16年4月1日～平成22年3月31日)

1. 国立大学法人評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度 (全93法人)	H17年度 (全95法人)	H18年度 (全91法人)	H19年度 (全91法人)	H20年度 (全90法人)	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	1. 「特筆すべき進捗状況にある」、「順調に進んでいる」、「おおむね順調に進んでいる」、「やや遅れている」、「重大な改善事項がある」の5段階評価。 2. 詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 国立大学法人評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人数は、統合前の旧法人を含む。
<項目別評価>						
1. 業務運営の改善・効率化						
特筆すべき進捗状況にある	7法人(8%)	11法人(12%)	4法人(4%)	8法人(9%)	12法人(13%)	
順調に進んでいる	37法人(40%)	54法人(57%)	66法人(73%)	57法人(62%)	52法人(58%)	
おおむね順調に進んでいる	39法人(42%)	22法人(23%)	18法人(20%)	19法人(21%)	19法人(21%)	
やや遅れている	10法人(11%)	8法人(8%)	3法人(3%)	7法人(8%)	7法人(8%)	
重大な改善事項がある	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	
2. 財務内容の改善						
特筆すべき進捗状況にある	3法人(3%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	
順調に進んでいる	50法人(54%)	82法人(86%)	81法人(89%)	84法人(93%)	77法人(86%)	
おおむね順調に進んでいる	40法人(43%)	11法人(12%)	7法人(8%)	5法人(5%)	10法人(11%)	
やや遅れている	0法人(0%)	2法人(2%)	3法人(3%)	2法人(2%)	3法人(3%)	
重大な改善事項がある	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	
3. 自己点検・評価及び情報提供						
特筆すべき進捗状況にある	4法人(4%)	5法人(5%)	7法人(8%)	0法人(0%)	1法人(1%)	
順調に進んでいる	51法人(55%)	79法人(83%)	80法人(88%)	82法人(91%)	87法人(97%)	
おおむね順調に進んでいる	35法人(38%)	8法人(8%)	3法人(3%)	3法人(3%)	1法人(1%)	
やや遅れている	3法人(3%)	3法人(3%)	1法人(1%)	6法人(6%)	1法人(1%)	
重大な改善事項がある	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	
4. その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)						
特筆すべき進捗状況にある	1法人(1%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	
順調に進んでいる	52法人(56%)	84法人(88%)	80法人(88%)	76法人(84%)	81法人(90%)	
おおむね順調に進んでいる	37法人(40%)	9法人(9%)	10法人(11%)	12法人(13%)	7法人(8%)	
やや遅れている	3法人(3%)	2法人(2%)	1法人(1%)	3法人(3%)	2法人(2%)	
重大な改善事項がある	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	

2. 国立大学法人評価委員会による平成20年度評価結果(H21.11.6)(主なものの要約)

(1) 全体の状況

- 中期目標期間の5年目に当たり、それぞれの法人において、学長・機構長のリーダーシップの下、各法人の基本的な理念や置かれた環境に応じて、工夫・改善を図りつつ、中期目標の達成に向けて意欲的に運営を進めている。一方、管理運営コストの削減は重要な課題であり、今後は、各法人の規模・特性に則して管理運営体制・組織の在り方を検証し、必要に応じてそのスリム化を検討していくことが期待される。併せて、法人間の連携による積極的な取組も多く見られてきており、今後さらなる展開が期待される。
- 「業務運営の改善・効率化」については、基本的には順調な進捗状況にあり、一部の法人において進捗状況に遅れが見られるものの、教職員の評価結果を給与等処遇に反映させるなど、特筆すべき進捗状況にある法人も見られた。
- 「財務内容の改善」については、多くの法人でその特色を活かしつつ、外部資金の獲得や経費節減に様々な工夫や努力を行った結果、具体的な成果が得られており、一部の法人において進捗状況に遅れが見られるものの、基本的には順調に進捗している。
- 「自己点検・評価及び情報提供」及び「その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)」については、基本的には順調に進捗しており、外部評価の実施や施設設備の有効活用等に積極的に取り組んでいる。一方で、経営協議会の運営、学生収容定員の充足、男女共同参画の推進等の重要な課題への対応について、取組が不十分な法人も見られ、今後、早急な対応が求められる。
- 教育研究等の質の向上の状況については、多くの法人において、法人化による環境の変化を積極的に活かし、指導方法の改善・充実、教育活動の個性化・特色化、学生支援体制の整備等の教育改革、競争的環境の醸成と資源の戦略的配分、女性研究者や若手研究者の育成、法人の特色に応じた研究活動の活性化や産業界や地域社会等への貢献に積極的に取り組んでいる。
- 全国共同利用の附置研究所及び研究施設においては、ユーザーや研究者コミュニティ等の意見を踏まえつつ、大型研究設備や

資料・データの提供、共同研究や研究集会の組織等を通じ、大学の枠を越えた共同利用・共同研究を実施しており、引き続き我が国全体の学術研究の発展に向け、全国共同利用の一層の推進が期待される。

- 附属病院においては、財政状況が厳しくなり、診療時間の増加による教育研究時間の減少が懸念される中でも、良質な医療人の育成のために魅力ある多様な教育研修プログラムを提供するとともに、新しい医療の創生のために、先端医療技術の開発・診療への技術応用に取り組んでいる。また近年、地域の病院等が閉鎖・減少する中でも、地域医療の拠点病院として、救急医療、がん診療、周産期医療等、社会から要請の高い医療に対して、専門的かつ総合的な見地に立った高度な医療を提供しており、地域医療機関とも診療連携を図りながら、地域医療の充実や発展に意欲的に取り組んでいる。
- 大学共同利用機関法人が設置する各大学共同利用機関が、全国の国公私立大学の研究者等への共同利用・共同研究の場の提供を通じ、当該分野の中核拠点として学術研究を推進している。今後、機構長のリーダーシップの下で新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上、業務運営のさらなる改善・効率化に向けた取組をこれまで以上に強力に推進していくことが期待される。

(2) 項目別評価(一例)

評価項目	(1との関連)	国立大学法人評価委員会による評価結果等
業務運営の改善・効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> • 経営協議会については、ほとんどの法人において適切な審議が行われ、学外委員の意見を法人運営の改善に反映しているが、7法人(室蘭工業大学、福島大学、筑波技術大学、埼玉大学、東京学芸大学、信州大学及び京都工芸繊維大学)において、審議すべき事項が報告事項として扱われているなど適切な審議が行われていない。 • 学生収容定員の充足については、大学院修士課程、博士課程又は専門職学位課程の充足率が90%を満たしていない法人がなお12法人(弘前大学、秋田大学、福島大学、政策研究大学院大学、上越教育大学、北陸先端科学技術大学院大学、山梨大学、信州大学、愛知教育大学、兵庫教育大学、奈良先端科学技術大学院大学及び鳴門教育大学)ある。特に、弘前大学、山梨大学及び信州大学においては連続して充足率を満たさず、入学定員の削減を行っていないことから、今後、速やかに、定員の充足に向けた取組、特に入学定員の適正化に努めることが求められる。 • 教職員の個人評価については、多くの法人が制度の検討を進め、試行を行いつつ取組を進めており、これまでの32法人に加えて、新たに15法人(室蘭工業大学、弘前大学、千葉大学、東京海洋大学、一橋大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、岐阜大学、兵庫教育大学、奈良教育大学、奈良女子大学、広島大学、佐賀大学及び宮崎大学)において、教職員のそれぞれの職務を踏まえた個人評価の本格実施とその結果の給与等処遇への反映を実施している。
財務内容の改善	2	<ul style="list-style-type: none"> • 外部資金の獲得に向け、法人内で教員のインセンティブを高める方策や外部資金の申請を支援する諸施策を講じるなど積極的な取組を進め、継続的に成果を上げている。また、経費の節減についても、各法人とも引き続き各種の方策を講じ、光熱水料の削減や複数年契約による各種契約費の削減等、管理的経費の抑制に積極的に取り組んでいる。なお、これらの取組の成果が、外部資金比率の向上や一般管理費比率の低下等の財務指標に現れている例も見られた。 • 随意契約の適正化に向けた見直し計画については、計画通り実施できていない法人も一部あるが、ほとんどの法人において自らが設定した計画を踏まえて契約の適正化に向けた取組を進めている。
自己点検・評価及び情報提供	3	<ul style="list-style-type: none"> • 自己点検・評価については、法人全体としての評価の実施に向けた体制の整備等がほぼすべての法人で行われており、各法人において「企画-実行-評価」の改革サイクルが確立しつつある。また、教育研究、管理運営に必要な様々なデータベースシステムを整備し、IT等を活用して中期計画・年度計画の進捗状況を定期的に管理し、実績報告書の作成作業等の効率化と負担の軽減を図っている法人(滋賀医科大学)も見られた。今後は、より多くの法人において、IT等を活用して、中期計画・年度計画の進行管理及び評価作業の効率化と負担の軽減に向けて工夫改善が行われることが期待される。
その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)	4	<ul style="list-style-type: none"> • 研究費の不正使用防止のための取組については、すべての法人において、危機管理に相応しい仕組み、未然の防止策及び事案の把握方法に関し、ガイドラインや関係規程の制定等、体制、ルール等の整備を行っており、今後一層の再発防止に向けた取組が期待される。 • 危機管理については、すべての法人において、災害、事件・事故等に対する危機管理マニュアルの制定、対応部署の設置、予防訓練の実施等、全学・全機構的な危機管理体制の整備を進めている。今後は、各法人が置かれた環境に応じて又は組織の再編に伴い、想定される事象ごとに、地域との連携を図りながら、予防的措置にも力を注ぎつつ、危機管理体制をより強固に構築していくことが期待される。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 経営協議会については、議事要旨(議事録)及び学外委員の意見を法人運営に活用した具体例に関する資料等を基に、必要に応じてヒアリングでの追加確認を行いつつ、その運営の合规性や、学外委員の意見の法人運営への活用について評価を行っているが、法人が提出した資料や評価結果からは、学外委員の意見をどのように法人運営に活用したのかが分かりにくいものもみられる。今後の評価に当たっては、国民の幅広い意見を法人運営に適切に反映させる役割を持つ経営協議会の重要性にかんがみ、経営協議会が期待される役割を十分に発揮しているか明らかにする観点から、学外委員の意見の法人運営への一層の活用について、その情報の公表状況も踏まえ、評価を行うべきである。
- 情報提供については、現在、各大学が公開することが必要と考えられる項目や方法を定めた指針の策定に向けて中央教育審議会が議論が行われているところであり、今後の議論の動向も踏まえて、国民に対する説明責任を十分に果たす観点から必要な評価を行うべきである。
- 公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の整備状況についての評価を行っているが、一部の国立大学法人において公的研究費の不正使用が発覚している例があることなどを踏まえ、今後は、各国立大学法人等が整備した公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の運用状況についても評価を行うべきである。

第3節 平成21年度における中期目標期間終了時の見直しの状況

(1) 取組方針の決定

平成21年度においても、基本方針2007において独立行政法人について原点に立ち返った見直しを行うことが定められていることも踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会では「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成19年7月11日 政策評価・独立行政法人評価委員会)に基づき、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを行うこととしている。特に、信頼が著しく損なわれた法人や必要性・合理性が失われた事業を担う法人については、事業の廃止、組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を行うこととしている(図表51、52及び資料25「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(平成19年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会)」参照)。

図表51. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針

I 事務・事業の見直しの方針 (1. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針)

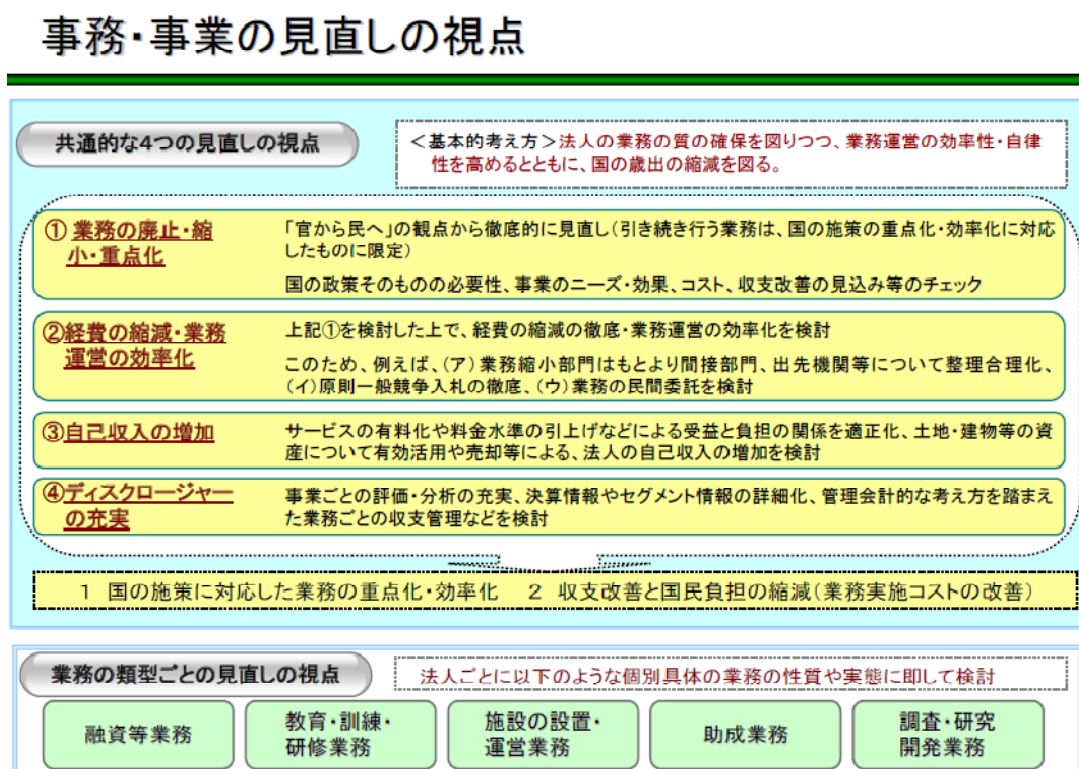
- これまで以上に厳しい見直し
- 特に、信頼が著しく損なわれた法人や必要性・合理性が失われた事業を担う法人については、事業の廃止、担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討

<アクション>

- ◆ 「独立行政法人見直しの3原則」等の「経済財政改革の基本方針2007」、関連閣議決定その他の政府の改革方針を踏まえる
- ◆ 行政減量・効率化有識者会議、規制改革会議、官民競争入札等監視委員会等と連携する。 → P.7
- ◆ 多種多様な独立行政法人を通じて見直しの視点を網羅するものとして、平成18年度に定めた「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」を、今年度の見直し対象法人に対しても適用する。 → P.3

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が平成19年7月11日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(概要)」による。

図表52. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針(見直しの視点)



※ 以上は、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」としてまとめられ、平成19年度以降も当面適用する事務・事業の見直しの視点である。

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が平成19年7月11日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(概要)」による。

(2) 見直し作業

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成21年度に事業を見直す16法人を所管する7つの府省の主務大臣から平成21年8月末までに見直し当初案の提出を、また、22年度予算編成の方針について(平成21年9月29日閣議決定)を踏まえ、10月15日までに見直し当初案の再提出を受け、独立行政法人評価分科会において各府省のヒアリングを実施するとともに、各ワーキング・グループが中心となって見直し作業を実施した。

なお、平成21年度に事務・事業を見直す国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下、「国立大学法人等」という。)についても、文部科学省から平成21年4月9日に見直し案の提出を受け、独立行政法人評価分科会においてヒアリングを実施するとともに、国立大学法人等評価ワーキング・グループが中心となって、教育研究の特性を踏まえつつ見直し作業を実施した。

(3) 勧告の方向性による指摘等

独立行政法人評価分科会及び各ワーキング・グループにおける見直しのための審議を受け、政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成21年12月9日に独立行政法人等7法人に係る主要な事務・事業の見直しについて、「平成21年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を、また、平成21年5月21日に「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を取りまとめ、各主務大臣に対して通知した。その概要は図表53 および図表54 に示すとおりである。

なお、平成 22 年度に中期目標期間が終了する統合予定の 9 法人については、11 月 19 日の行政刷新会議において、整理合理化計画については当面凍結をして、抜本的な見直しを図ることが決定されたこと、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）により、「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。」とされたことから、21 年度においての見直しを行わないこととされた。

（４）見直し内容の決定

各主務大臣は、勧告の方向性を踏まえ、その趣旨が反映された主要な事務及び事業の見直し案（以下「見直し最終案」という。）を策定し、公表した。

各主務大臣から公表された独立行政法人の見直し最終案については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、「行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で決定する」とされていたが、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）により、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。」とされたことから、各主務大臣からの公表をもって、独立行政法人等、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の見直し内容が正式に決定された。

（５）新中期目標等への反映

平成 21 年度に見直しを行った独立行政法人等 7 法人及び国立大学法人等については、勧告の方向性の指摘内容を踏まえ、所管府省及び法人において個々の法人に係る新中期目標・新中期計画の策定作業が行われた。政策評価・独立行政法人評価委員会では、当該新中期目標等の案が勧告の方向性の指摘内容を反映したものとなっているか注視し、必要があれば、中期目標期間終了後速やかに勧告を行うこととしており、平成 22 年 2 月 25 日に独立行政法人評価分科会を開催して新中期目標等の審議を行ったが、結果として、各府省において策定された新中期目標等は、上記の勧告の方向性におおむね沿っているものと認められたことから、勧告の実施には至っていない。

図表53. 平成21年度における「勧告の方向性」(報道資料)

独立行政法人の事務・事業の見直し結果(概要)

— 政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」—

〔「平成21年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」〕

【勧告の方向性とは】

中期目標の期間(3~5年)が終了する際、各主務大臣が組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。その中で、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、主務大臣が見直しを検討するに当たり、各法人の主要な事務・事業の改廃について、「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、主務大臣に通知します。本年は、平成21年度に中期目標期間が終了する6つの独立行政法人及び日本司法支援センターを対象に指摘(延べ65項目)を取りまとめています。

⇒ ポイントは1頁 法人別の主な指摘事項は2頁及び3頁 指摘事項の具体例は4頁から8頁までを参照。

見直し結果のポイント

共通指摘事項

- 効率化目標の設定
- 給与水準の適正化等
- 契約の点検・見直し

組織・体制の見直し

- 施設の廃止 日本原子力研究開発機構
- 地方事務所の見直し 医薬基盤研究所、産業技術総合研究所、日本司法支援センター
- 職員配置の見直し 年金積立金管理運用、日本司法支援センター

事業の見直し

- 事業の有効性の検証 医薬基盤研究所

経費の節減

- 支所等の廃止 日本原子力研究開発機構、医薬基盤研究所
- 債権の回収 医薬基盤研究所、日本司法支援センター

業務運営の効率化

- 業務フローの見直し 国立公文書館、日本原子力研究開発機構
- 改善方策の検討、実施 見直し対象の全法人
- 研究開発の重点化 日本原子力研究開発機構、医薬基盤研究所、産業技術総合研究所
- 契約方法の見直し 医薬基盤研究所

情報開示の徹底、改善

- 業務運営の透明性の確保 年金積立金管理運用
- 法人の業務への信頼の確保 日本原子力研究開発機構、医薬基盤研究所、産業技術総合研究所
- 国民への情報提供の改善 日本司法支援センター

法人別の主な指摘事項

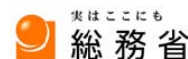
主務府省	法人名	実態・課題	主な指摘事項	頁
内閣府	国立公文書館	<ul style="list-style-type: none"> 公文書管理法の施行(平成23年6月まで)に伴う業務量の増加に適切・効率的に対応することが必要 電子処理の進展に伴い、電子媒体による公文書の移管・保存が平成23年度から開始予定 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒遅くとも公文書管理法の施行までに、既存の事務・事業について、業務フロー等を見直し ⇒紙媒体の歴史公文書等の保存方法として、マイクロフィルム、デジタル双方のメリット・デメリットを技術面・経費面から平成22年度末までに検討し、結論 	3
文部科学省	日本原子力研究開発機構	<ul style="list-style-type: none"> 年度内に高速増殖原型炉「もんじゅ」が約14年ぶりに運転再開予定。その間、維持管理等に多額の経費が費やされる一方、予定されていた研究開発が行えず、国民の期待と信頼を大きく毀損 地域住民による正しい原子力の理解増進に資するために運営されている展示施設等については、その利用率が低い水準となっており、コストに見合った効果が得られていない状況 事故・トラブル等の緊急時対応用の分室については、必要とされる機能等が明確ではないものがあり、その存続について見直すことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒「もんじゅ」の停止期間中の経費、研究成果等を国民に分かりやすく公表 再開後の研究開発の進行管理の徹底を図る観点から研究計画・研究成果を明確化 事故等による研究開発の遅延を防止するため、システム等を検証し、所要の見直し。その状況の公表 ⇒利用効率の向上等を図るために策定したアクションプランの見直し等による展示施設等の運営の効率化 「テクノ交流館リコッティ」(東海村)の在り方を見直し ⇒① 青山分室(港区)は、その位置付けについて納得の得られる説明ができない場合は廃止 《4頁参照》 ② 東海・阿漕ヶ浦(東海村)の両分室のように、近隣に複数の分室が存在するものは、一方の分室については廃止を含め在り方を見直し 	7
厚生労働省	医薬基盤研究所	<ul style="list-style-type: none"> 実用化研究支援事業では、繰越欠損金が54億円(平成20年度末現在)発生。また、既採択案件が計画どおり進捗よくしていない状況 培養細胞の提供について、特定の財団法人との提携関係が合理的な理由なく継続 薬用植物資源研究センター和歌山研究部は近畿圏の薬用植物の栽培のみ実施 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒民間の医薬品等の開発を支援する方策としての有用性、有効性を検証し、事業の在り方を見直し ⇒業務提携の在り方を見直し、必要な委託業務は一般競争入札等競争性のある契約に移行 《5頁参照》 ⇒栽培業務の薬用植物資源研究センター筑波研究部への集約化などにより、和歌山研究部を廃止 	15

主務府省	法人名	実態・課題	主な指摘事項	頁
厚生労働省	年金積立金管理運用	<ul style="list-style-type: none"> 原則3年で見直すこととしている運用受託機関の見直しが行われていない資産がある 基本ポートフォリオの策定や運用状況等の監視などに重要な役割を担う運用委員会の審議の透明性の確保を図ることが必要 法人全体の規模からみて管理部門の要員を見直す等効率的・効果的な体制とする必要 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直し ⇒市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に発言者名を明らかにした議事録を公表 《6頁参照》 ⇒管理部門、調査研究部門及び運用部門の人員配置の見直し 	19
経済産業省	産業技術総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> これまでの主要6分野ごとの研究開発の重点化の取組はもとより、今後は、実用化・製品化後の姿を見据えたリソースの重点的な投入が必要 研究成果の実用化・製品化に向けて、異なる研究分野や領域を融合した取組の充実が課題 産総研及び地域の研究開発戦略における地域センターの役割について検証が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒更なる選択と集中による実用化・製品化を見据えた研究開発への重点化 ⇒省庁間の壁を越えた研究成果の実用化・製品化の取組における中核的な結節点としての機能の発揮 ⇒各地域センターの研究機能及び産学官の連携機能の発揮に係るこれまでの取組の成果を踏まえ、各センターの機能の大胆な見直し 	25
国土交通省	日本高速道路保有・債務返済機構(注)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年11月の交通需要推計によれば、今後交通量は減少傾向 債務返済に係る資金調達に殆どが、長期債の発行となっている 高速道路会社の管理費は、3年連続で3%から5%程度、実績が計画を下回っている 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒道路資産の貸付料への影響が認められる場合、新規引受債務の限度額等を精査、返済計画を見直し 《7頁参照》 ⇒(例えば、金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行など)更なる資金調達の多様化 ⇒道路が常時良好な状態に保たれるよう留意しつつも計画管理費の算定を厳格化 	35
法務省	日本司法支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 民事裁判費用の立替金において、毎年度、多額のリスク管理債権が発生 情報提供を行うコールセンターについては、東京23区内に設置する必要性は少ない 支部と出張所が近接して設置されているものがある 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒当該立替金に係る債権管理・回収計画の策定、効果的な償還促進方策の実施 《8頁参照》 ⇒経済性の観点等から、コールセンターの地方移転を検討 ⇒業務量、体制及び費用対効果を踏まえた、支部・出張所の廃止を含めた見直し 	41

(注) この報告の方向性における指摘は、同法人に係る現行制度の維持される期間が継続される場合を前提としたものであり、今後の高速道路の原則無料化と併せて行われる、同法人の組織・業務に関する検討を前提としたものではない。

図表54. 国立大学法人等の事務・事業の見直し結果(報道資料)

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成21年5月21日

国立大学法人等の事務・事業の見直し結果

－政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘事項－

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」

国立大学法人制度では、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣が国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標の期間(6年)が終了する際、組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・生友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、文部科学大臣が見直しの検討を行うに当たり、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な事務・事業の改廃について、「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、文部科学大臣に通知するものです。

国立大学法人法や同法の附帯決議(別添1)の趣旨を踏まえつつ、文部科学大臣の見直し案(別添2)では十分ではないと考えられる以下の事項について指摘

1 国立大学改革の推進

○ 国立大学法人の理念・目標の明確化

多様なニーズに応えた個性・特色のある教育研究の展開が求められていることを踏まえ、中期目標・中期計画における各法人の理念や目標の一層の明確化、具体的な取組内容の明確化

○ 大学共同利用機関法人の一体的運営に向けた取組の明確化

新たな学問分野の創出、事務処理体制の効率化など再編の効果を十分に発揮する観点から、中期目標・中期計画における教育研究面及び管理運営面の一体的運営に向けた具体的な取組内容の明確化

○ 運営費交付金の配分

第三者評価に基づく競争原理を導入するとの基本理念に沿って、各法人の教育研究面での成果や実績が適切に反映され、重点的な配分ができるような運営費交付金の配分の仕組みの構築等

○ 経営協議会の機能の発揮状況の明確化

経営協議会が期待される役割を十分に発揮し、その意見が法人運営に適切に反映されているか明らかにする観点から、経営協議会における意見の内容及びその反映状況等の情報の公表

○ 国民への積極的な情報提供

国民に対する説明責任を十分に果たす観点から、利用者の立場に立った分かりやすい情報の提供

2 その他の業務全般に関する見直し

- 全国共同利用型研究施設における機能の発揮状況の検証
- 総人件費削減の着実な実施等
- 一般競争入札等による契約の原則実施、随意契約の適正化の推進等
- 保有資産の不断の見直し、不要とされた資産の売却処分の推進

国立大学法人法(抄) (平成15年法律第112号)

(教育研究の特性への配慮)

第3条 国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

(中期目標)

第30条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(同法第35条において準用する独立行政法人通則法35条)

第35条 文部科学大臣は、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時において、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会(※政策評価・独立行政法人評価委員会)は、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時において、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができる。

附帯決議(抄)

(平成15年5月16日衆議院文部科学委員会
平成15年7月8日参議院文教科学委員会)

- ① 国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営の確保に努めること。
- ② 文部科学大臣は、中期目標の作成及び中期計画の認可に当たっては、大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って適切に行うこと。
- ③ 中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。
- ④ 独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人の関係において、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、国立大学法人と独立行政法人の違いに十分留意すること。
- ⑤ 独立行政法人通則法第35条の準用による政策評価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等の主要な事務・事業の改廃勧告については、国立大学法人法第3条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないこと。また、必要な資料の提出等の依頼は、直接大学に対して行わず、文部科学大臣に対して行うこと。

1 見直しの考え方

文部科学大臣による国立大学法人等に対する組織及び業務全般にわたる検討とその結果に基づき講ずる措置としては、一般の独立行政法人とは異なり、中期目標の実際上の作成主体である法人に対して文部科学大臣が見直し内容(以下の2及び3)を示した上で、各法人から提出のあった中期目標・中期計画の素案において、見直し内容が反映されているかを確認することが中心

見直し内容を示すに当たっては、個々の法人ごとの具体的な組織・業務に言及するのではなく、すべての国立大学法人等を対象に、一般的に見直すべき点を提示

2 組織の見直し

- 大学院博士課程、法科大学院、教員養成系学部、その他の学部・研究科等の入学定員・組織等の見直し、附置研究所の研究体制等の見直し
- 新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上のための大学共同利用機関法人の組織の見直し

3 教育研究、運営等の業務全般の見直し

- 国立大学法人の教育研究等の質の向上(教育研究の質の向上、社会貢献・地域貢献の推進、グローバル化の推進、教育研究資源の有効活用、学生支援機能の充実・強化、附属病院・附属学校・附置研究所の機能の充実・強化)
- 大学共同利用機関法人の教育研究等の質の向上(研究環境の向上、多様な研究者の採用の推進、中核拠点としての機能の充実・強化、大学における研究の支援機能の充実・強化、人材育成機能の充実・強化)
- 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営(法人のガバナンスの充実、財務内容の改善、効果的・効率的な法人運営の推進、国民に対する情報提供等の改善、法令遵守体制の充実)

4 制度改正等の措置

- 国立大学法人運営費交付金の算定ルールの見直し

資料編

資料 1-1 独立行政法人通則法

平成 11 年法律第 103 号
最終改正 平成 22 年法律第 37 号

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条—第十一条）

第二節 独立行政法人評価委員会（第十二条）

第三節 設立（第十三条—第十七条）

第二章 役員及び職員（第十八条—第二十六条）

第三章 業務運営

第一節 業務（第二十七条・第二十八条）

第二節 中期目標等（第二十九条—第三十五条）

第四章 財務及び会計（第三十六条—第五十条）

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人（第五十一条—第六十条）

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人（第六十一条—第六十三条）

第六章 雑則（第六十四条—第六十八条）

第七章 罰則（第六十九条—第七十二条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（目的等）

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及

ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（名称）

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

（目的）

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

（法人格）

第六条 独立行政法人は、法人とする。

（事務所）

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（財産的基礎）

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

（登記）

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会 (独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立 (設立の手續)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

- 2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。
- 3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

- 2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

- 3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

- 3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

- 4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

- 2 監事は、主務大臣が任命する。

- 3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

- 4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員任期)

第二十一条 役員任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員とな

ることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき認めるときは、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（代表権の制限）

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。（代理人の選任）

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。（職員の任命）

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

（業務の範囲）

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当

該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあつては、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書

面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。
(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。))がある場合には、その額を除く。)の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当

該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(不要財産に係る民間等出資の払戻し)

第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であって、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 独立行政法人は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合に

あっては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかったとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかった持分については、払戻しをしないものとする。

6 主務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であって主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員等の報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員等の服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。

3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

5 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(役員等の退職管理)

第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。）、第百六条の三、第百六条

の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）」とあるのは「役員等の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政

令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第百十二条第一号中「第百六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二第一項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であった者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。

4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。
（役員の災害補償）

第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

（役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外）

第五十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。
（職員の給与）

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（職員の勤務時間等）

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一 労働者災害補償保険法の規定

二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四 一般職の職員の給与に関する法律の規定

五 削除

六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定

七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条から第九条までの規定

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条の規定

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」

と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

- 3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。
- 4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十二條の規定の適用については、同法第三条第一項ただし書中「勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五

十八条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「人事院規則で定める期間内」とあるのは「規程で定める期間内」と、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行つて得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二條中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

- 5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第八項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第八項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。
- 6 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年

法律第九号) 第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号) 第二条第二号」とする。

(国会への報告等)

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員(国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。)の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章(第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員)

(役員)の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(報酬等)について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、

その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

三の二 第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幫助をした者も、同様とする。

一 正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者

二 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

三 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかった者

四 第五十四条の二第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

五 第五十四条の二第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者(同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である役員又は役員であった者を除く。)

第六十九条の二 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 (平成十一年法律第一四一号から平成二十一年五月二九日法律第四一号) 略

附 則 (平成二十二年五月二八日法律第三七号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の独立行政法人通則法第三十条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第三十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 施行日前に独立行政法人が行った財産の譲渡であつて、施行日において新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして主務大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

資料 1-2 独立行政法人の組織、運営及び管理
に係る共通的な事項に関する政令

平成 12 年政令第 316 号
最終改正 平成 22 年政令第 41 号

(総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会)

第一条 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十二条第三項（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

(会計監査人の監査を要しない独立行政法人の範囲)

第二条 通則法第三十九条に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人（通則法第一条第一項に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる独立行政法人を除く。）とする。

一 通則法第三十九条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円に達しないこと。

二 通則法第三十八条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された独立行政法人であって最終の貸借対照表がないものにあつては、当該独立行政法人の負債の金額に相当する金額として主務大臣の定める方法により算定した額）が二百億円に達しないこと。

(主務大臣への報告)

第三条 通則法第六十条第一項の規定による報告は、一月一日現在における同項に規定する常勤職員の数について、総務省令で定めるところにより、一月三十日までに行うものとする。

(常勤職員の範囲)

第四条 通則法第六十条第一項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者

二 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和三十二年法律第二百五十七号）第七条第五項の規定により休職者とされた者

三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第二条第一項の規定により派遣された

者

四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第二十二号の規定による勤務をしている者を含む。）

五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている者

(積立金の処分に係る承認の手続)

第五条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

一 別表の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表の第三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

(国庫納付金の納付の手続)

第六条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 主務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

(国庫納付金の納付期限)

第七条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(国庫納付金の帰属する会計)

第八条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人の国庫納付金は、同表の第五欄に掲げる会計に帰属する。
(教育公務員の範囲)

第九条 独立行政法人酒類総合研究所法(平成十一年法律第百六十四号) 第九条第一項、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法(平成十一年法律第百六十五号) 第九条第一項、独立行政法人大学入試センター法(平成十一年法律第百六十六号) 第十条第一項、独立行政法人国立科学博物館法(平成十一年法律第百七十二号) 第九条第一項、独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百七十三号) 第十条、独立行政法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第百七十四号) 第十条、独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百七十六号) 第九条、独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第百七十七号) 第九条第一項、独立行政法人国立文化財機構法(平成十一年法律第百七十八号) 第九条第一項、独立行政法人経済産業研究所法(平成十一年法律第二百号) 第十条第一項、独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三号) 第十条第一項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号) 第十条第一項、独立行政法人造幣局法(平成十四年法律第四十号) 第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第四十一号) 第十条第一項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号) 第十二条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号) 第十条、独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第百五十九号) 第十一条第一項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号) 第十三条、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号) 第十一条、独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第百六十三号) 第十条第一項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第百六十九号) 第九条第一項、独立行政法人日本貿易振興機構法(平成十四年法律第百七十二号) 第九条第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号) 第十条、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号) 第十条第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号) 第九条第一項、独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号) 第十一条第一項、独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号) 第十条第一項及び独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第百三十五号) 第十条に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者(当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。)

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
(国の貸付金の償還期間等)
- 2 通則法附則第四条第二項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。
- 3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号) 第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号) 第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る通則法附則第四条第一項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。
- 4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
- 6 通則法附則第四条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附 則 (平成一二年政令第三三三号から平成二二年政令第四一号まで) 略

別表(第五条、第六条、第八条関係) 略

内閣府所管 4

- 国立公文書館
- 国民生活センター
- 北方領土問題対策協会
- 沖縄科学技術研究基盤整備機構

総務省所管 4

- 情報通信研究機構
- 統計センター
- 平和祈念事業特別基金
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

外務省所管 2

- 国際協力機構
- 国際交流基金

財務省所管 4

- 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局
- 日本万国博覧会記念機構

文部科学省所管 23

- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- 日本原子力研究開発機構

厚生労働省所管 20

- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 雇用・能力開発機構
- 労働者健康福祉機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人
- 国立がん研究センター
- 国立循環器病研究センター
- 国立精神・神経医療研究センター
- 国立国際医療研究センター
- 国立成育医療研究センター
- 国立長寿医療研究センター

農林水産省所管 13

- 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

経済産業省所管 11

- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 原子力安全基盤機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

国土交通省所管 20

- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 海上災害防止センター
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

環境省所管 2

- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

防衛省所管 1

- 駐留軍等労働者労務管理機構

合計 104 法人

(注1) ○印の法人は、特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(8法人))である。

(注2) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略して表示している。

(別添) 独立行政法人国立病院機構 病院一覧

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
北海道がんセンター	003-0804	北海道札幌市白石区菊水四条 2-3-54	011-811-9111	http://www.sap-cc.org/
北海道医療センター	063-0005	北海道札幌市西区山の手 5 条 7-1-1	011-611-8111	http://www.hosp.go.jp/~hokkaidomc/
函館病院	041-8512	北海道函館市川原町 18-16	0138-51-6281	http://hnh-hosp.jp/
道北病院	070-8644	北海道旭川市花咲町 7-4048	0166-51-3161	http://www.hosp.go.jp/~asahikawamc/
帯広病院	080-8518	北海道帯広市西 18 条北 2-16	0155-33-3155	http://www.obihp.jp/
八雲病院	049-3198	北海道二世郡八雲町宮園町 128	0137-63-2126	http://www.hosp.go.jp/~yakumo/
弘前病院	036-8545	青森県弘前市大字富野町 1	0172-32-4311	http://www2.networks.ne.jp/~hirosaki/
八戸病院	031-0003	青森県八戸市吹上 3-13-1	0178-45-6111	http://www.hosp.go.jp/~hatinohe/
青森病院	038-1331	青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	0172-62-4055	http://www.aoi-mori.net/~aomori/index01.html
盛岡病院	020-0133	岩手県盛岡市青山 1-25-1	019-647-2195	http://www.hosp.go.jp/~morioka/
花巻病院	025-0033	岩手県花巻市諏訪 500	0198-24-0511	http://www.nho-hanamaki.jp/
岩手病院	021-0056	岩手県一関市山目字泥田山下 48	0191-25-2221	http://www.hosp.go.jp/~iwate/
釜石病院	026-0053	岩手県釜石市定内町 4-7-1	0193-23-7111	http://www.hosp.go.jp/~kamaisi/
仙台医療センター	983-8520	宮城県仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	022-293-1111	http://www.snh.go.jp/
西多賀病院	982-8555	宮城県仙台市太白区鉤取本町 2-11-11	022-245-2111	http://www.hosp.go.jp/~nisitaga/
宮城病院	989-2202	宮城県亶理郡山元町高瀬字合戦原 100	0223-37-1131	http://www.mnh.go.jp/
あきた病院	018-1393	秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	0184-73-2002	http://www.hosp.go.jp/~akita/
山形病院	990-0876	山形県山形市行才 126-2	023-684-5566	http://www.hosp.go.jp/~yamagata/
米沢病院	992-1202	山形県米沢市大字三沢 26100-1	0238-22-3210	http://www.omn.ne.jp/~kokuryou/
福島病院	962-8507	福島県須賀川市芦田塚 13	0248-75-2131	http://fukushima-hosp.com/
いわき病院	970-0224	福島県いわき市平豊間字兔渡路 291	0246-55-8261	http://www.hosp.go.jp/~iwaki/
水戸医療センター	311-3193	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280	029-240-7711	http://www.hosp.go.jp/~mito-mc/
霞ヶ浦医療センター	300-8585	茨城県土浦市下高津 2-7-14	029-822-5050	http://www.hosp.go.jp/~kasumi/
茨城東病院	319-1113	茨城県那珂郡東海村照沼 825	029-282-1151	http://www.hosp.go.jp/~ibaraki/
栃木病院	320-8580	栃木県宇都宮市中戸祭 1-10-37	028-622-5241	http://www.hosp.go.jp/~tochigi/
宇都宮病院	329-1193	栃木県宇都宮市下岡本町 2160	028-673-2111	http://www.hosp.go.jp/~utsuno/
高崎総合医療センター	370-0829	群馬県高崎市高松町 36	027-322-5901	http://www.tnho.jp/index.html
沼田病院	378-0051	群馬県沼田市上原町 1551-4	0278-23-2181	http://www.numata-hosp.jp/
西群馬病院	377-8511	群馬県渋川市金井 2854	0279-23-3030	http://www.hosp.go.jp/~gunma/
西埼玉中央病院	359-1151	埼玉県所沢市若狭 2-1671	04-2948-1111	http://www.hosp.go.jp/~saitama/hospital/byouin_shoukai.html
埼玉病院	351-0102	埼玉県和光市諏訪 2-1	048-462-1101	http://www.hosp.go.jp/~saitamhp/
東埼玉病院	349-0196	埼玉県蓮田市大字黒浜 4147	048-768-1161	http://www.hosp.go.jp/~esaitama/
千葉医療センター	260-8606	千葉県千葉市中央区椿森 4-1-2	043-251-5311	http://www.hosp.go.jp/~chiba/
千葉東病院	260-8712	千葉県千葉市中央区仁戸名町 673	043-261-5171	http://www.hosp.go.jp/~chibae2/
下総精神医療センター	266-0007	千葉県千葉市緑区辺田町 578	043-291-1221	http://www.hosp.go.jp/~simofusa/
下志津病院	284-0003	千葉県四街道市鹿渡 934-5	043-422-2511	http://www.hosp.go.jp/~simosizu/
東京医療センター	152-8902	東京都目黒区東が丘 2-5-1	03-3411-0111	http://www.ntmc.go.jp/
災害医療センター	190-0014	東京都立川市緑町 3256	042-526-5511	http://www.hosp.go.jp/~tdmc/
東京病院	204-8585	東京都清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111	http://www.hosp.go.jp/~tokyo/
村山医療センター	208-0011	東京都武蔵村山市学園 2-37-1	042-561-1221	http://www.murayama-hosp.jp/
横浜医療センター	245-8575	神奈川県横浜市戸塚区原宿 3-60-2	045-851-2621	http://www.yokohama-mc.com/
久里浜アルコール症センター	239-0841	神奈川県横須賀市野比 5-3-1	046-848-1550	http://www.kurihama-alcoholism-center.jp/
箱根病院	250-0032	神奈川県小田原市風祭 412	0465-22-3196	http://www.hosp.go.jp/~hakone/
相模原病院	252-0392	神奈川県相模原市桜台 18-1	042-742-8311	http://www.hosp.go.jp/~sagami/
神奈川病院	257-8585	神奈川県秦野市落合 666-1	0463-81-1771	http://kanagawa-hosp.org/
西新潟中央病院	950-2085	新潟県新潟市西区真砂 1-14-1	025-265-3171	http://www.masa.go.jp/
新潟病院	945-8585	新潟県柏崎市赤坂町 3-52	0257-22-2126	http://www.niigata-nh.go.jp/
さいがた病院	949-3193	新潟県上越市大潟区犀潟 468-1	025-534-3131	http://www.saigata-nh.go.jp/
甲府病院	400-8533	山梨県甲府市天神町 11-35	055-253-6131	http://www.kofu-hosp.com/
東長野病院	381-8567	長野県長野市上野 2-477	026-296-1111	http://www.hosp.go.jp/~enagano/index/topindex.htm

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
まつもと医療センター				
松本病院	399-8701	長野県松本市大字芳川村井町 1209	0263-58-4567	http://mmcmatsu.jp/index.html
中信松本病院	399-0021	長野県松本市大字寿豊丘 811	0263-58-3121	http://mmccyuushin.jp/index.html
長野病院	386-8610	長野県上田市緑が丘 1-27-21	0268-22-1890	http://www.nagano-hosp.go.jp/
小諸高原病院	384-8540	長野県小諸市甲 4598	0267-22-0870	http://www.hosp.go.jp/~komoro/
富山病院	939-2692	富山県富山市婦中町新町 3145	076-469-2135	http://www.toyama-hosp.jp/
北陸病院	939-1893	富山県南砺市信末 5963	0763-62-1340	http://www.hosp.go.jp/~hokuriku/
金沢医療センター	920-8650	石川県金沢市下石引町 1-1	076-262-4161	http://www.kanazawa-hosp.jp/
医王病院	920-0192	石川県金沢市岩出町二 73-1	076-258-1180	http://www.hosp.go.jp/~iou/
七尾病院	926-8531	石川県七尾市松百町八部 3-1	0767-53-1890	http://www.hosp.go.jp/~nanao/
石川病院	922-0405	石川県加賀市手塚町サ 150	0761-74-0700	http://www.hosp.go.jp/~isikawa/
長良医療センター	502-8558	岐阜県岐阜市長良 1300-7	058-232-7755	http://www.hosp.go.jp/~ngr/
静岡てんかん・神経医療センター	420-8688	静岡県静岡市葵区漆山 886	054-245-5446	http://www.shizuokamind.org/
静岡富士病院	418-0103	静岡県富士宮市上井出 814	0544-54-0700	http://www.hosp.go.jp/~fuji/
天竜病院	434-8511	静岡県浜松市浜北区於呂 4201-2	053-583-3111	http://www.tenryu-hosp.jp/
静岡医療センター	411-8611	静岡県駿東郡清水町長沢 762-1	055-975-2000	http://www.hosp.go.jp/~tsh/top.html
名古屋医療センター	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4-1-1	052-951-1111	http://www.nnh.go.jp/
東名古屋病院	465-8620	愛知県名古屋市中区梅森坂 5-101	052-801-1151	http://www.hosp.go.jp/~tomei/
東尾張病院	463-0802	愛知県名古屋守山区大森北 2-1301	052-798-9711	http://www.hosp.go.jp/~eowari/
豊橋医療センター	440-8510	愛知県豊橋市飯村町字浜道上 50	0532-62-0301	http://www.hosp.go.jp/~tmc/
三重病院	514-0125	三重県津市大里窪田町 357	059-232-2531	http://www.hosp.go.jp/~mieh/
鈴鹿病院	513-8501	三重県鈴鹿市加佐登 3-2-1	059-378-1321	http://www.hosp.go.jp/~suzukaww/
三重中央医療センター	514-1101	三重県津市久居明神町 2158-5	059-259-1211	http://www.miechuo-hosp.jp/
榑原病院	514-1292	三重県津市榑原町 777	059-252-0211	http://www.hosp.go.jp/~sakakihp/
福井病院	914-0195	福井県敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600	http://www.hosp.go.jp/~fukui/
あわら病院	910-4272	福井県あわら市北潟 238-1	0776-79-1211	http://www.hosp.go.jp/~awara/
滋賀病院	527-8505	滋賀県東近江市五智町 255	0748-22-3030	http://www.hosp.go.jp/~snh/
紫香楽病院	529-1803	滋賀県甲賀市信楽町牧 997	0748-83-0101	http://www.hosp.go.jp/~sigaraki/
京都医療センター	612-8555	京都府京都市伏見区深草向畑町 1-1	075-641-9161	http://www.hosp.go.jp/~kyotolan/
宇多野病院	616-8255	京都府京都市右京区鳴滝音戸山町 8	075-461-5121	http://web.kyoto-inet.or.jp/org/utano/index.htm
舞鶴医療センター	625-8502	京都府舞鶴市字行永 2410	0773-62-2680	http://www.hosp.go.jp/~maizuru/
南京都病院	610-0113	京都府城陽市中芦原 11	0774-52-0065	http://www.hosp.go.jp/~skyoto/
大阪医療センター	540-0006	大阪府大阪市中央区法円坂 2-1-14	06-6942-1331	http://www.onh.go.jp/
近畿中央胸部疾患センター	591-8555	大阪府堺市北区長曾根町 1180	072-252-3021	http://www.hosp.go.jp/~kch/
刀根山病院	560-8552	大阪府豊中市刀根山 5-1-1	06-6853-2001	http://www.hosp.go.jp/~toneyama/
大阪南医療センター	586-8521	大阪府河内長野市木戸東町 2-1	0721-53-5761	http://www.ommedc.jp/
神戸医療センター	654-0155	兵庫県神戸市須磨区西落合 3-1-1	078-791-0111	http://www.kobemc.go.jp/
姫路医療センター	670-8520	兵庫県姫路市本町 68	079-225-3211	http://www.hosp.go.jp/~hmj/
兵庫青野原病院	675-1350	兵庫県小野市南青野	0794-66-2233	http://www.hosp.go.jp/~aono/
兵庫中央病院	669-1592	兵庫県三田市大原 1314	079-563-2121	http://www.hosp.go.jp/~hch/
奈良医療センター	630-8053	奈良県奈良市七条 2-789	0742-45-4591	http://www.hosp.go.jp/~westnara/
松籟荘病院	639-1042	奈良県大和郡山市小泉町 2815	0743-52-3081	http://www.hosp.go.jp/~shoraiso/
南和歌山医療センター	646-8558	和歌山県田辺市たきない町 27-1	0739-26-7050	http://www.hosp.go.jp/~swymhp2/
和歌山病院	644-0044	和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138	0738-22-3256	http://www.wakayama-hosp.jp/
鳥取医療センター	689-0203	鳥取県鳥取市三津 876	0857-59-1111	http://www.hosp.go.jp/~nisoroi/
米子医療センター	683-8518	鳥取県米子市車尾 4-17-1	0859-33-7111	http://www.nho-yonago.jp/
松江医療センター	690-8556	島根県松江市上乃木 5-8-31	0852-21-6131	http://www.hosp.go.jp/~matsue/
浜田医療センター	697-8511	島根県浜田市浅井町 777-12	0855-25-0505	http://www.hosp.go.jp/~hamada/
岡山医療センター	701-1192	岡山県岡山市田益 1711-1	086-294-9911	http://okayamamc.jp/index.php
南岡山医療センター	701-0304	岡山県都窪郡早島町早島 4066	086-482-1121	http://www.sokayama.jp/
呉医療センター	737-0023	広島県呉市青山町 3-1	0823-22-3111	http://www.kure-nh.go.jp/
福山医療センター	720-8520	広島県福山市沖野上町 4-14-17	084-922-0001	http://www.fukuyama-hosp.go.jp/
広島西医療センター	739-0696	広島県大竹市玖波 4-1-1	0827-57-7151	http://www.hiro-nishi-nh.jp/
東広島医療センター	739-0041	広島県東広島市西条町寺家 513	082-423-2176	http://www.hiro-hosp.jp/
賀茂精神医療センター	739-2693	広島県東広島市黒瀬町南方 92	0823-82-3000	http://www.hosp.go.jp/~kamo/

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
関門医療センター	752-8510	山口県下関市長府外浦町 1-1	083-241-1199	http://www.hosp.go.jp/~simo/
山口宇部医療センター	755-0241	山口県宇部市東岐波 685	0836-58-2300	http://www.yamaguchi-hosp.jp/
岩国医療センター	740-8510	山口県岩国市黒磯町 2-5-1	0827-31-7121	http://www.iwakuni-nh.go.jp/
柳井病院	742-1352	山口県柳井市大字伊保庄 95	0820-27-0211	http://www.hosp.go.jp/~yanaihp/
東徳島病院	779-0193	徳島県板野郡板野町大寺大向 1-1	088-672-1171	http://www.hosp.go.jp/~eastt/
徳島病院	776-8585	徳島県吉野川市鴨島町敷地 1354	0883-24-2161	http://www.hosp.go.jp/~tokushima/
高松医療センター	761-0193	香川県高松市新田町乙 8	087-841-2146	http://www.hosp.go.jp/~takamath/
善通寺病院	765-8507	香川県善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-2211	http://www.hosp.go.jp/~zentuujh/
香川小児病院	765-8501	香川県善通寺市善通寺町 2603	0877-62-0885	http://www.hosp.go.jp/~kagawasy/
四国がんセンター	791-0280	愛媛県松山市南梅本町甲 160	089-999-1111	http://www.shikoku-cc.go.jp/index.html
愛媛病院	791-0281	愛媛県東温市横河原 366	089-964-2411	http://www.ehime-nh.go.jp/
高知病院	780-8077	高知県高知市朝倉西町 1-2-25	088-844-3111	http://www.kochihp.com/
小倉医療センター	802-8533	福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘 10-1	093-921-8881	http://www.kokura-hp.jp/
九州がんセンター	811-1395	福岡県福岡市南区野多目 3-1-1	092-541-3231	http://www.ia-nkcc.jp/
九州医療センター	810-8563	福岡県福岡市中央区地行浜 1-8-1	092-852-0700	http://www.kyumed.jp/
福岡病院	811-1394	福岡県福岡市南区屋形原 4-39-1	092-565-5534	http://www.hosp.go.jp/~mfukuoka/
大牟田病院	837-0911	福岡県大牟田市大字橋 1044-1	0944-58-1122	http://www.hosp.go.jp/~oomuta/
福岡東医療センター	811-3195	福岡県古賀市千鳥 1-1-1	092-943-2331	http://www.fe-med.jp/
佐賀病院	849-8577	佐賀県佐賀市日の出 1-20-1	0952-30-7141	http://www.hosp.go.jp/~saga/
肥前精神医療センター	842-0192	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 160	0952-52-3231	http://www.hosp.go.jp/~hizen/
東佐賀病院	849-0101	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 7324	0942-94-2048	http://www.higashisaga-hosp.jp/
嬉野医療センター	843-0393	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙 2436	0954-43-1120	http://www.uresino.go.jp/
長崎病院	850-8523	長崎県長崎市桜木町 6-41	095-823-2261	http://www.nagasaki-n.jp/
長崎医療センター	856-8562	長崎県大村市久原 2-1001-1	0957-52-3121	http://www.hosp.go.jp/~nagasaki/
長崎川棚医療センター	859-3615	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 2005-1	0956-82-3121	http://www.nkmc.jp/
熊本医療センター	860-0008	熊本県熊本市二の丸 1-5	096-353-6501	http://www.hosp.go.jp/~knh/
熊本南病院	869-0593	熊本県宇城市松橋町豊福 2338	0964-32-0826	http://www.hosp.go.jp/~kumanann/
菊池病院	861-1116	熊本県合志市福原 208	096-248-2111	http://www.hosp.go.jp/~kikutihp/
熊本再春荘病院	861-1196	熊本県合志市須屋 2659	096-242-1000	http://www.hosp.go.jp/~saisyun/
大分医療センター	870-0263	大分県大分市横田 2-11-45	097-593-1111	http://www.hosp.go.jp/~oita/
別府医療センター	874-0011	大分県別府市大字内竈 1473	0977-67-1111	http://www.beppu-iryuu.jp/
西別府病院	874-0840	大分県別府市大字鶴見 4548	0977-24-1221	http://www.nbnh.jp/
宮崎東病院	880-0911	宮崎県宮崎市大字田吉 4374-1	0985-56-2311	http://www.hosp.go.jp/~mhigashi/
都城病院	885-0014	宮崎県都城市祝吉町 5033-1	0986-23-4111	http://www.nho-miyakon.jp/
宮崎病院	889-1301	宮崎県児湯郡川南町大字川南 19403-4	0983-27-1036	http://www.hosp.go.jp/~miyazaki/
鹿児島医療センター	892-0853	鹿児島県鹿児島市城山町 8-1	099-223-1151	http://kagomc.jp/
指宿病院	891-0498	鹿児島県指宿市十二町 4145	0993-22-2231	http://www.hosp.go.jp/~ibusuki1/
南九州病院	899-5293	鹿児島県始良郡加治木町木田 1882	0995-62-2121	http://www.skyusyu.jp/
沖縄病院	901-2214	沖縄県宜野湾市我如古 3-20-14	098-898-2121	http://www.okinawa-hosp.jp/index.jsp
琉球病院	904-1201	沖縄県国頭郡金武町字金武 7958-1	098-968-2133	http://www.hosp.go.jp/~ryukyu1/index.html

(注) 各病院の名称には、「独立行政法人国立病院機構」が付されている。

資料3 国立大学法人等の一覧

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

〔国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づく法人〕(90 法人)

● 国立大学法人(86 法人)

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
北海道大学	060-0808	北海道札幌市北区北 8 条西 5	011-716-2111	http://www.hokudai.ac.jp/
北海道教育大学	002-8501	北海道札幌市北区あいの里 5 条 3-1-3	011-778-0207	http://www.hokkyodai.ac.jp/
室蘭工業大学	050-8585	北海道室蘭市水元町 27-1	0143-46-5000	http://www.muroran-it.ac.jp/
小樽商科大学	047-8501	北海道小樽市緑 3-5-21	0134-27-5206	http://www.otaru-uc.ac.jp/
帯広畜産大学	080-8555	北海道帯広市稲田町西 2 線 11	0155-49-5216	http://www.obihiro.ac.jp/
旭川医科大学	078-8510	北海道旭川市緑が丘東 2 条 1-1-1	0166-65-2111	http://www.asahikawa-med.ac.jp/
北見工業大学	090-8507	北海道北見市公園町 165	0157-26-9113	http://www.kitami-it.ac.jp/
弘前大学	036-8560	青森県弘前市文京町 1	0172-36-2111	http://www.hirosaki-u.ac.jp/
岩手大学	020-8550	岩手県盛岡市上田 3-18-8	019-621-6006	http://www.iwate-u.ac.jp/
東北大学	980-8577	宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1	022-217-4807	http://www.tohoku.ac.jp/japanese/
宮城教育大学	980-0845	宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 149	022-214-3305	http://www1.miyakyo-u.ac.jp/
秋田大学	010-8502	秋田県秋田市手形学園町 1-1	018-889-2207	http://www.akita-u.ac.jp/honbu/
山形大学	990-8560	山形県山形市小白川町 1-4-12	023-628-4006	http://www.yamagata-u.ac.jp/index-j.html
福島大学	960-1296	福島県福島市金谷川 1	024-548-5151	http://www.fukushima-u.ac.jp/
茨城大学	310-8512	茨城県水戸市文京 2-1-1	029-228-8007	http://www.ibaraki.ac.jp/
筑波大学	305-8577	茨城県つくば市天王台 1-1-1	029-853-2024	http://www.tsukuba.ac.jp/
筑波技術大学	305-8520	茨城県つくば市天久保 4-3-15	029-858-9305	http://www.tsukuba-tech.ac.jp/
宇都宮大学	321-8505	栃木県宇都宮市峰町 350	028-649-8649	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/
群馬大学	371-8510	群馬県前橋市荒牧町 4-2	027-220-7111	http://www.gunma-u.ac.jp/
埼玉大学	338-8570	埼玉県さいたま市桜区下大久保 255	048-858-3005	http://www.saitama-u.ac.jp/
千葉大学	263-8522	千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33	043-290-2006	http://www.chiba-u.ac.jp/
東京大学	113-8654	東京都文京区本郷 7-3-1	03-5841-2012	http://www.u-tokyo.ac.jp/index_i.html
東京医科歯科大学	113-8510	東京都文京区湯島 1-5-45	03-5803-5009	http://www.tmd.ac.jp/
東京外国語大学	183-8534	東京都府中市朝日町 3-11-1	042-330-5526	http://www.tufts.ac.jp/
東京学芸大学	184-8501	東京都小金井市貫井北町 4-1-1	042-329-7108	http://www.u-gakugei.ac.jp/
東京農工大学	183-8538	東京都府中市晴見町 3-8-1	042-367-5504	http://www.tuat.ac.jp/
東京芸術大学	110-8714	東京都台東区上野公園 12-8	050-5525-2013	http://www.geidai.ac.jp/
東京工業大学	152-8550	東京都目黒区大岡山 2-12-1	03-5734-2036	http://www.titech.ac.jp/
東京海洋大学	108-8477	東京都港区港南 4-5-7	03-5463-0400	http://www.kaiyodai.ac.jp/
お茶の水女子大学	112-8610	東京都文京区大塚 2-1-1	03-5978-5106	http://www.ocha.ac.jp/
電気通信大学	182-8585	東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1	042-443-5015	http://www.uec.ac.jp/
一橋大学	186-8601	東京都国立市中 2-1	042-580-8000	http://www.hit-u.ac.jp/
横浜国立大学	240-8501	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1	045-339-3014	http://www.ynu.ac.jp/
新潟大学	950-2181	新潟県新潟市西区五十嵐 2 の町 8050	025-223-6161	http://www.niigata-u.ac.jp/
長岡技術科学大学	940-2188	新潟県長岡市上富岡町 1603-1	0258-46-6000	http://www.nagaokaut.ac.jp/
上越教育大学	943-8512	新潟県上越市山屋敷町 1 番地	025-522-2411	http://www.juen.ac.jp/
富山大学	930-8555	富山県富山市五福 3190	076-445-6111	http://www.u-toyama.ac.jp/jp/
金沢大学	920-1192	石川県金沢市角間町	076-264-5006	http://www.kanazawa-u.ac.jp/
福井大学	910-8507	福井県福井市文京 3-9-1	0776-27-8936	http://www.u-fukui.ac.jp/
山梨大学	400-8510	山梨県甲府市武田 4-4-37	055-220-8004	http://www.yamanashi.ac.jp/
信州大学	390-8621	長野県松本市旭 3-1-1	0263-35-4600	http://www.shinshu-u.ac.jp/
岐阜大学	501-1193	岐阜県岐阜市柳戸 1-1	058-293-2006	http://www.gifu-u.ac.jp/
静岡大学	422-8529	静岡県静岡市駿河区大谷 836	054-237-1111	http://www.shizuoka.ac.jp/
浜松医科大学	431-3192	静岡県浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2113	http://www.hama-med.ac.jp/index.html
名古屋大学	464-8601	愛知県名古屋市千種区不老町	052-789-5111	http://www.nagoya-u.ac.jp/
愛知教育大学	448-8542	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1	0566-26-2115	http://www.aichi-edu.ac.jp/
名古屋工業大学	466-8555	愛知県名古屋市昭和区御器所町	052-735-5000	http://www.nitech.ac.jp/
豊橋技術科学大学	441-8580	愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘 1-1	0532-47-0111	http://www.tut.ac.jp/
三重大学	514-8507	三重県津市栗真町屋町 1577	059-232-1211	http://www.mie-u.ac.jp/
滋賀大学	522-8522	滋賀県彦根市馬場 1-1-1	0749-27-1005	http://www.shiga-u.ac.jp/
滋賀医科大学	520-2192	滋賀県大津市瀬田月輪町	077-548-2111	http://www.shiga-med.ac.jp/
京都大学	606-8501	京都府京都市左京区吉田本町	075-753-2021	http://www.kyoto-u.ac.jp/
京都教育大学	612-8522	京都府京都市伏見区深草藤森町 1	075-644-8106	http://www.kyokyo-u.ac.jp/
京都工芸繊維大学	606-8585	京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町	075-724-7014	http://www.kit.ac.jp/
大阪大学	565-0871	大阪府吹田市山田丘 1-1	06-6877-5111	http://www.osaka-u.ac.jp/ja
大阪教育大学	582-8582	大阪府柏原市旭ヶ丘 4-698-1	072-978-3213	http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/
兵庫教育大学	673-1494	兵庫県加東市下久米 942-1	0795-44-2010	http://www.hyogo-u.ac.jp/
神戸大学	657-8501	兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1	078-803-5031	http://www.kobe-u.ac.jp/

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
奈良教育大学	630-8528	奈良県奈良市高畑町	0742-27-9105	http://www.nara-edu.ac.jp/
奈良女子大学	630-8506	奈良県奈良市北魚屋東町	0742-20-3204	http://www.nara-wu.ac.jp/
和歌山大学	640-8510	和歌山県和歌山市栄谷 930	073-457-7007	http://www.wakayama-u.ac.jp/
鳥取大学	680-8550	鳥取県鳥取市湖山町南 4-101	0857-31-5007	http://www.tottori-u.ac.jp/
島根大学	690-8504	島根県松江市西川津町 1060	0852-32-6100	http://www.shimane-u.ac.jp/
岡山大学	700-8530	岡山県岡山市北区津島中 1-1-1	086-252-1111	http://www.okayama-u.ac.jp/
広島大学	739-8511	広島県東広島市鏡山 1-3-2	082-422-1111	http://www.hiroshima-u.ac.jp/index-j.html
山口大学	753-8511	山口県山口市吉田 1677-1	083-933-5000	http://www.yamaguchi-u.ac.jp/
徳島大学	770-8501	徳島県徳島市新蔵町 2-24	088-656-7000	http://www.tokushima-u.ac.jp/
鳴門教育大学	772-8502	徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748	088-687-6000	http://www.naruto-u.ac.jp/
香川大学	760-8521	香川県高松市幸町 1-1	087-832-1000	http://www.kagawa-u.ac.jp/
愛媛大学	790-8577	愛媛県松山市道後樋又 10-13	089-927-9000	http://www.ehime-u.ac.jp/
高知大学	780-8520	高知県高知市曙町 2-5-1	088-844-0111	http://www.kochi-u.ac.jp/JA/
福岡教育大学	811-4192	福岡県宗像市赤間文教町 1-1	0940-35-1200	http://www.fukuoka-edu.ac.jp/
九州大学	812-8581	福岡県福岡市東区箱崎 6-10-1	092-642-2111	http://www.kyushu-u.ac.jp/
九州工業大学	804-8550	福岡県北九州市戸畑区仙水町 1-1	093-884-3006	http://www.kyutech.ac.jp
佐賀大学	840-8502	佐賀県佐賀市本庄町 1	0952-28-8113	http://www.saga-u.ac.jp/
長崎大学	852-8521	長崎県長崎市文教町 1-14	095-819-2016	http://www.nagasaki-u.ac.jp/
熊本大学	860-8555	熊本県熊本市黒髪 2-39-1	096-344-2111	http://www.kumamoto-u.ac.jp/
大分大学	870-1192	大分県大分市大字旦野原 700	097-554-7406	http://www.oita-u.ac.jp/
宮崎大学	889-2192	宮崎県宮崎市学園木花台西 1-1	0985-58-2854	http://www.miyazaki-u.ac.jp/
鹿児島大学	890-8580	鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-24	099-285-7111	http://www.kagoshima-u.ac.jp/index.shtml
鹿児島大学	891-2393	鹿児島県鹿児島市白水町 1	0994-46-4111	http://www.nifs-k.ac.jp/
琉球大学	903-0213	沖縄県中頭郡西原町字千原 1	098-895-8012	http://www.u-ryukyuu.ac.jp/
総合研究大学院大学	240-0193	神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門 1560-35	046-858-1500	http://www.soken.ac.jp/
政策研究大学院大学	106-8677	東京都港区六本木 7-22-1	03-6439-6000	http://www.grips.ac.jp/jp/
北陸先端科学技術大学院大学	923-1292	石川県能美市旭台 1-1	0761-51-1111	http://www.jaist.ac.jp/index-j2.shtml
奈良先端科学技術大学院大学	630-0192	奈良県生駒市高山町 8916-5	0743-72-5111	http://www.naist.jp/index_j.html

(注 1) 法人の名称に含まれる、「国立大学法人」の部分は省略して表示している。

(注 2) 各国立大学法人の中期目標・中期計画(文部科学省ホームページ内)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1260101.htm(平成 21 年 3 月)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1292726.htm(平成 22 年 3 月)

● 大学共同利用機関法人(4法人)

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
人間文化研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-6402-9200	http://www.nihu.jp/
自然科学研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-5425-1300	http://www.nins.jp/
高エネルギー加速器研究機構	305-0801	茨城県つくば市大穂 1-1	029-864-1171	http://www.kek.jp/
情報・システム研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-6402-6200	http://www.rois.ac.jp/

(注 3) 法人の名称に含まれる、「大学共同利用機関法人」の部分は省略して表示している。

(注 4) 各大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画(文部科学省ホームページ内)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1260329.htm(平成 21 年 3 月)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1292779.htm(平成 22 年 3 月)

[日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第 48 号)に基づく業務](1業務)

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	102-8145	東京都千代田区富士見 1-10-12	03-3230-1321	http://www.shigaku.go.jp/

日本私立学校振興・共済事業団の中期目標・中期計画

http://www.shigaku.go.jp/g_2ki_mokuhyo.htm(中期目標)

http://www.shigaku.go.jp/g_2ki_keikaku.htm(中期計画)

主務省名	特定	独立行政法人名	職員数									
			平成14.1.1	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	22.1.1	
内閣府	○	国立公文書館	41	43	42	42	42	42	41	41	40	
		北方領土問題対策協会			19	19	19	19	19	18	18	
		沖縄科学技術研究基盤整備機構					14	93	140	171	200	
消費者庁		国民生活センター			117	115	115	116	115	119	124	
総務省		情報通信研究機構	430	432	423	460	465	461	441	430	427	
	○	統計センター			937	929	908	910	885	860	852	
		平和祈念事業特別基金			19	19	19	19	18	16	16	
		郵便貯金・簡易生命保険管理機構						40	40	40		
外務省		国際協力機構			1,329	1,328	1,327	1,326	1,326	1,664	1,664	
		国際交流基金			233	222	216	216	224	218	221	
財務省		酒類総合研究所	50	50	50	50	50	48	47	49	46	
	○	造幣局			1,217	1,171	1,143	1,115	1,076	1,037	1,010	
	○	国立印刷局			5,512	5,378	5,217	5,081	4,945	4,810	4,695	
		日本万国博覧会記念機構			54	51	54	53	50	48	48	
文部科学省		国立特別支援教育総合研究所	80	80	78	76	77	74	73	72	72	
		大学入試センター	103	101	105	108	103	104	102	101	99	
		国立青少年教育振興機構	63	62	62	62	63	607	590	552	540	
		国立オリンピック記念青少年総合センター										
		国立青年の家	305	301	303	305	307					
		国立少年自然の家	265	265	265	265	264					
		国立女性教育会館	28	28	27	28	27	27	27	27	24	
		国立科学博物館	146	148	148	145	141	139	133	129	129	
		物質・材料研究機構	548	548	542	542	549	900	860	873	920	
		防災科学技術研究所	112	109	107	109	110	239	212	196	194	
		放射線医学総合研究所	364	366	365	357	360	526	533	511	483	
		国立美術館	113	113	121	128	127	125	125	125	119	
		国立文化財機構	209	217	221	227	226	218	345	346	347	
		文化財研究所	126	126	125	126	125	126				
		教員研修センター	53	53	51	52	51	50	48	46	42	
		科学技術振興機構			2,749	2,884	2,814	2,436	2,096	1,709	1,588	
		日本学術振興会			94	99	99	98	98	102	127	
		理化学研究所			2,623	2,825	3,229	3,446	3,298	3,107	3,170	
		宇宙航空研究開発機構			2,305	2,300	2,244	2,239	2,179	2,157	2,120	
		日本スポーツ振興センター			407	385	357	348	333	328	345	
		日本芸術文化振興会			326	321	318	306	305	299	306	
		日本学生支援機構				532	534	513	486	452	449	
		海洋研究開発機構				953	1,037	961	909	925	944	
		国立高等専門学校機構				6,671	6,661	6,689	6,584	6,454	6,386	
		大学評価・学位授与機構				141	144	139	140	145	139	
		国立大学財務・経営センター				26	25	22	24	24	24	
		日本原子力研究開発機構					4,853	4,715	4,659	4,683	4,679	
	厚生労働省		国立健康・栄養研究所	40	52	51	47	46	47	46	46	46
			労働安全衛生総合研究所	49	49	49	49	49				
			産業安全研究所									
			産業医学総合研究所	76	75	74	73	72	119	117	117	111
			勤労者退職金共済機構			269	270	267	262	257	257	257
			高齢・障害者雇用支援機構			736	708	715	714	714	714	722
		福祉医療機構			264	252	251	271	259	253	260	
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園			310	305	299	288	261	255	255	
		労働政策研究・研修機構			140	137	135	134	129	125	121	
		雇用・能力開発機構				4,386	4,228	4,059	3,930	3,817	3,684	
		労働者健康福祉機構				13,667	13,549	13,621	13,803	13,763	13,911	
○		国立病院機構				46,153	47,423	48,346	49,473	50,043	51,058	
		医薬品医療機器総合機構				259	291	312	344	424	527	
		医薬基盤研究所					81	86	85	83	79	
		年金・健康保険福祉施設整理機構					34	36	37	38	38	
		年金積立金管理運用						81	77	76	75	
農林水産省	○	農林水産消費安全技術センター	453	454	512	509	498	474	688	688	667	
		肥飼料検査所	137	139	150	151	152	148				
		農薬検査所	65	64	69	71	72	72				

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

主務省名	特定	独立行政法人名	職員数										
			平成14.1.1	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	22.1.1		
農林水産省		種苗管理センター	330	329	333	334	327	324	314	308	305		
		家畜改良センター	932	926	928	921	908	897	883	869	852		
		水産大学校	196	193	192	191	192	192	193	190	185		
		農業・食品産業技術総合研究機構	農業・生物系特定産業技術研究機構	2,800	2,778	2,867	2,845	2,798	3,027	2,984	2,946	2,909	
			農業工学研究所	131	134	130	131	130					
			食品総合研究所	131	128	125	125	128					
			農業者大学校	43	43	42	42	39					
		農業生物資源研究所	426	423	418	414	401	394	388	387	381		
		農業環境技術研究所	192	193	192	191	189	186	178	180	171		
		国際農林水産業研究センター	162	158	161	158	158	155	151	189	187		
		森林総合研究所	森林総合研究所	689	685	672	667	664	658	785	1,326	1,268	
			林木育種センター	146	147	145	145	147	144				
		水産総合研究センター	さけ・ます資源管理センター	144	143	143	142	135	1,005	1,009	972	958	
			水産総合研究セン	775	759	885	876	870					
			農畜産業振興機構			212	208	207	204	195	193	198	
			農業者年金基金			85	82	80	78	77	77	76	
		農林漁業信用基金			125	123	119	117	112	106	109		
経済産業省		経済産業研究所	38	38	55	45	45	49	47	48	44		
		工業所有権情報・研修館	53	55	55	79	78	111	106	101	100		
		日本貿易保険	158	157	153	147	153	146	141	149	153		
		産業技術総合研究所	3,195	3,177	3,130	3,175	3,214	3,226	3,191	3,115	3,077		
		○ 製品評価技術基盤機構	407	408	421	434	424	416	411	405	396		
		新エネルギー・産業技術総合開発機構			1,262	1,256	1,256	1,046	958	944	1,037		
		日本貿易振興機構			1,671	1,645	1,609	1,663	1,628	1,578	1,543		
		原子力安全基盤機構			394	433	451	446	450	465	446		
		情報処理推進機構				210	206	197	192	180	182		
		石油天然ガス・金属鉱物資源機構				473	509	493	484	472	476		
		中小企業基盤整備機構				839	849	839	810	800	890		
	国土交通省		土木研究所	土木研究所	210	214	212	215	209	372	362	486	480
				北海道開発土木研究所	178	177	174	171	169				
		建築研究所	96	97	98	93	96	94	94	92	87		
		交通安全環境研究所	99	102	100	99	98	96	99	101	97		
		海上技術安全研究所	227	227	224	224	219	216	212	211	220		
		港湾空港技術研究所	112	110	108	107	110	110	103	106	104		
		電子航法研究所	64	64	64	65	63	60	60	60	60		
		航海訓練所	464	459	453	444	442	435	434	425	433		
		海技教育機構	海技大学校	84	82	82	79	79	213	207	203	201	
			海員学校	148	148	147	144	137					
		航空大学校	123	123	120	121	119	118	118	116	116		
		自動車検査		874	873	874	871	860	859	851	850		
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構			1,891	1,861	1,830	1,799	1,768	1,694	1,672		
		国際観光振興機構			102	102	105	101	97	94	88		
		水資源機構			1,828	1,739	1,594	1,576	1,546	1,528	1,524		
		自動車事故対策機構			340	337	336	334	334	334	334		
		空港周辺整備機構			91	94	89	86	82	77	74		
		海上災害防止センター			30	29	29	31	29	29	29		
		都市再生機構				4,459	4,302	4,149	4,030	4,003	3,922		
		奄美群島振興開発基金				20	20	20	19	18	18		
		日本高速道路保有・債務返済機構					85	85	85	84	84		
	住宅金融支援機構							998	979	960			
環境省		国立環境研究所	256	263	272	274	262	253	249	243	240		
		環境再生保全機構				125	114	156	154	152	146		
防衛省	○	駐留軍等労働者労務管理機構		406	400	399	392	374	364	337	327		
計			16,865	18,095	46,005	124,894	130,652	131,167	131,736	131,806	132,467		

- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 法人名及び特定・非特定とは、22年1月現在のものを示す。
 3 「職員数」は各年の1月1日現在の職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)である。
 4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
 5 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
 6 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

職員の給与水準

(1) 事務・技術職員

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)			
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差	
内閣府	◎ 国立公文書館	26	47.6	8,084	106.0	109.5	3.5	91.9	95.2	3.3	
	北方領土問題対策協会	16	45.1	6,681	90.9	95.4	4.5	83.3	86.8	3.5	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	18	38.4	7,029	132.7	122.8	▲ 9.9	141.9	133.3	▲ 8.6	
消費者庁	国民生活センター	95	42.2	7,382	117.4	114.6	▲ 2.8	105.4	103.1	▲ 2.3	
総務省	情報通信研究機構	102	44.0	7,133	107.3	103.9	▲ 3.4	115.2	112.5	▲ 2.7	
	◎ 統計センター	616	42.7	6,201	92.9	94.4	1.5	85.5	86.3	0.8	
	平和祈念事業特別基金	10	47.9	8,230	116.9	110.8	▲ 6.1	99.1	94.0	▲ 5.1	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	24	42.8	7,304	114.7	109.5	▲ 5.2	100.0	95.3	▲ 4.7	
法務省	日本司法支援センター	336	38.9	4,858	85.6	83.1	▲ 2.5	85.8	83.5	▲ 2.3	
外務省	国際協力機構	883	40.8	8,092	133.0	130.3	▲ 2.7	114.5	111.2	▲ 3.3	
	国際交流基金	120	41.1	7,710	122.8	122.0	▲ 0.8	104.6	101.7	▲ 2.9	
財務省	酒類総合研究所	5	40.7	6,156	96.9	103.4	6.5	99.4	108.7	9.3	
	◎ 造幣局	337	45.3	6,791	97.3	97.4	0.1	94.5	94.4	▲ 0.1	
	◎ 国立印刷局	3,769	44.7	6,184	88.8	88.7	▲ 0.1	86.8	86.5	▲ 0.3	
	日本万国博覧会記念機構	41	42.1	7,229	115.1	111.2	▲ 3.9	114.1	110.9	▲ 3.2	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	22	40.8	5,868	93.1	94.6	1.5	94.9	97.2	2.3	
	大学入試センター	59	41.2	6,311	100.7	99.9	▲ 0.8	89.3	87.2	▲ 2.1	
	国立青少年教育振興機構	345	42.2	6,178	96.1	95.6	▲ 0.5	98.5	97.9	▲ 0.6	
	国立女性教育会館	14	43.6	5,667	85.9	83.1	▲ 2.8	91.7	89.4	▲ 2.3	
	国立科学博物館	42	40.3	6,438	100.2	103.8	3.6	89.5	91.2	1.7	
	物質・材料研究機構	81	39.8	6,105	98.0	102.1	4.1	97.5	102.7	5.2	
	防災科学技術研究所	26	43.4	6,974	105.7	105.0	▲ 0.7	105.4	105.7	0.3	
	放射線医学総合研究所	119	41.9	5,419	81.7	85.0	3.3	82.8	86.4	3.6	
	国立美術館	43	39.0	6,171	103.7	105.1	1.4	94.0	94.6	0.6	
	国立文化財機構	92	41.5	6,177	95.8	96.9	1.1	90.7	90.9	0.2	
	教員研修センター	28	44.9	6,820	93.9	97.1	3.2	91.4	94.9	3.5	
	科学技術振興機構	480	40.9	7,259	119.5	116.7	▲ 2.8	104.8	100.8	▲ 4.0	
	日本学術振興会	67	37.4	6,581	117.2	116.9	▲ 0.3	102.7	100.7	▲ 2.0	
	理化学研究所	288	42.8	7,487	115.4	113.8	▲ 1.6	112.2	111.1	▲ 1.1	
	宇宙航空研究開発機構	413	44.2	8,125	122.3	119.1	▲ 3.2	116.8	115.2	▲ 1.6	
	日本スポーツ振興センター	278	43.6	7,332	111.1	110.0	▲ 1.1	102.8	101.1	▲ 1.7	
	日本芸術文化振興会	208	45.9	7,204	100.6	101.7	1.1	88.2	88.4	0.2	
	日本学生支援機構	298	44.1	7,418	107.5	107.8	0.3	95.3	94.4	▲ 0.9	
	海洋研究開発機構	141	41.7	7,289	115.5	115.0	▲ 0.5	115.6	115.9	0.3	
	国立高等専門学校機構	1,810	42.6	5,395	83.2	83.2	0.0	88.3	88.9	0.6	
	大学評価・学位授与機構	87	34.4	4,988	99.1	100.1	1.0	99.5	101.2	1.7	
	国立大学財務・経営センター	15	39.2	6,509	109.3	111.7	2.4	96.9	98.2	1.3	
	日本原子力研究開発機構	2,663	44.6	7,958	118.4	116.4	▲ 2.0	125.2	124.2	▲ 1.0	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	7	44.4	7,474	104.8	107.6	2.8	95.1	97.4	2.3
		労働安全衛生総合研究所	10	37.2	5,881	95.1	103.0	7.9	94.4	101.6	7.2
		勤労者退職金共済機構	194	43.0	7,445	110.5	111.0	0.5	99.2	98.8	▲ 0.4
		高齢・障害者雇用支援機構	201	40.3	6,859	111.6	112.2	0.6	102.8	101.4	▲ 1.4
福祉医療機構		214	40.0	7,267	119.6	119.1	▲ 0.5	104.5	103.5	▲ 1.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		25	47.2	6,902	98.1	94.1	▲ 4.0	101.2	98.6	▲ 2.6	
労働政策研究・研修機構		52	44.7	8,290	121.3	118.4	▲ 2.9	104.8	102.7	▲ 2.1	
雇用・能力開発機構		1,048	45.6	7,533	109.1	106.6	▲ 2.5	110.1	108.3	▲ 1.8	
労働者健康福祉機構		1,109	44.0	6,834	99.2	101.7	2.5	101.7	105.2	3.5	
◎ 国立病院機構		2,372	42.0	6,233	97.7	97.2	▲ 0.5	102.1	102.5	0.4	
医薬品医療機器総合機構		305	38.1	7,040	122.2	122.7	0.5	104.4	104.0	▲ 0.4	
医薬基盤研究所		13	41.2	6,920	107.3	109.0	1.7	108.0	110.5	2.5	
年金・健康保険福祉施設整理機構		9	46.9	7,983	111.6	110.0	▲ 1.6	105.3	99.8	▲ 5.5	
年金積立金管理運用		59	42.8	7,989	116.9	119.5	2.6	99.6	99.8	0.2	
農林水産省		◎ 農林水産消費安全技術センター	553	42.7	6,561	99.3	99.0	▲ 0.3	100.2	100.3	0.1
	種苗管理センター	217	43.6	6,534	98.8	98.3	▲ 0.5	104.5	104.9	0.4	
	家畜改良センター	287	41.8	6,195	98.5	98.6	0.1	105.5	106.5	1.0	
	水産大学校	30	44.0	5,700	88.1	85.4	▲ 2.7	94.8	92.5	▲ 2.3	
	農業・食品産業技術総合研究機構	565	43.4	6,392	96.4	96.0	▲ 0.4	99.5	99.8	0.3	
	農業生物資源研究所	70	41.0	6,148	97.7	98.6	0.9	98.8	100.8	2.0	
	農業環境技術研究所	25	43.3	6,538	96.2	98.2	2.0	97.1	99.1	2.0	
	国際農林水産業研究センター	62	45.5	7,407	106.7	104.7	▲ 2.0	105.4	104.5	▲ 0.9	
	森林総合研究所	660	43.3	6,743	104.3	102.0	▲ 2.3	107.3	105.4	▲ 1.9	
	水産総合研究センター	252	41.8	6,121	97.4	95.9	▲ 1.5	101.7	100.9	▲ 0.8	
	農畜産業振興機構	150	42.9	8,408	129.6	126.4	▲ 3.2	110.9	107.1	▲ 3.8	
	農業者年金基金	54	42.7	7,416	117.2	113.5	▲ 3.7	104.9	99.5	▲ 5.4	
	農林漁業信用基金	88	44.9	7,967	117.0	113.7	▲ 3.3	100.5	97.3	▲ 3.2	

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)			
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差	
経済産業省	経済産業研究所	24	41.9	6,285	99.5	96.1	▲ 3.4	85.5	80.1	▲ 5.4	
	工業所有権情報・研修館	61	47.9	8,373	108.1	112.5	4.4	98.4	100.8	2.4	
	日本貿易保険	93	42.6	8,781	129.4	132.7	3.3	109.0	110.5	1.5	
	産業技術総合研究所	570	43.7	7,057	104.7	104.7	0.0	104.9	104.8	▲ 0.1	
	◎ 製品評価技術基盤機構	315	45.3	7,471	105.1	105.2	0.1	98.1	97.6	▲ 0.5	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	362	42.7	6,830	105.0	104.0	▲ 1.0	104.0	103.7	▲ 0.3	
	日本貿易振興機構	465	39.9	7,494	125.1	123.7	▲ 1.4	111.4	109.6	▲ 1.8	
	原子力安全基盤機構	273	49.7	9,243	120.7	118.5	▲ 2.2	103.9	101.5	▲ 2.4	
	情報処理推進機構	112	44.2	7,890	111.7	113.9	2.2	93.9	95.6	1.7	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	305	45.4	8,517	122.3	121.2	▲ 1.1	120.9	120.6	▲ 0.3	
	中小企業基盤整備機構	577	43.9	8,245	125.3	121.2	▲ 4.1	115.4	111.8	▲ 3.6	
	国土交通省	土木研究所	100	42.2	6,219	96.4	95.9	▲ 0.5	99.5	99.3	▲ 0.2
	建築研究所	21	43.6	7,214	97.0	104.3	7.3	96.5	104.1	7.6	
交通安全環境研究所	41	38.8	6,062	104.7	102.3	▲ 2.4	105.4	104.0	▲ 1.4		
海上技術安全研究所	33	40.6	6,432	97.2	104.4	7.2	98.2	105.4	7.2		
港湾空港技術研究所	13	43.0	6,741	98.8	101.9	3.1	101.4	103.6	2.2		
電子航法研究所	6	42.3	6,694	109.3	103.6	▲ 5.7	109.7	107.4	▲ 2.3		
航海訓練所	15	39.5	6,043	101.2	99.1	▲ 2.1	99.5	99.5	0.0		
海技教育機構	55	48.2	7,208	94.7	96.0	1.3	97.8	99.6	1.8		
航空大学校	20	36.3	5,538	100.7	106.3	5.6	108.0	114.8	6.8		
自動車検査	489	36.2	5,161	97.5	95.9	▲ 1.6	100.2	99.5	▲ 0.7		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,196	47.7	8,443	115.1	114.2	▲ 0.9	115.2	114.7	▲ 0.5		
国際観光振興機構	39	43.3	7,136	109.7	107.7	▲ 2.0	93.3	90.7	▲ 2.6		
水資源機構	1,368	43.0	7,600	116.7	116.0	▲ 0.7	121.5	121.6	0.1		
自動車事故対策機構	232	46.6	7,592	110.1	104.2	▲ 5.9	109.3	103.9	▲ 5.4		
空港周辺整備機構	41	42.3	6,938	107.5	106.6	▲ 0.9	108.1	108.5	0.4		
海上災害防止センター	17	44.5	7,439	111.6	107.6	▲ 4.0	112.8	109.4	▲ 3.4		
都市再生機構	3,288	45.1	8,353	119.1	118.5	▲ 0.6	114.1	113.0	▲ 1.1		
奄美群島振興開発基金	17	40.3	5,846	101.4	96.2	▲ 5.2	108.2	103.6	▲ 4.6		
日本高速道路保有・債務返済機構	52	38.5	6,743	130.4	115.3	▲ 15.1	114.9	101.3	▲ 13.6		
住宅金融支援機構	853	42.4	8,340	128.4	127.6	▲ 0.8	117.3	114.9	▲ 2.4		
環境省	国立環境研究所	34	45.5	6,967	100.8	97.9	▲ 2.9	99.2	97.5	▲ 1.7	
環境再生保全機構	83	43.7	7,609	113.9	112.1	▲ 1.8	111.6	110.5	▲ 1.1		
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	231	40.3	5,508	90.8	89.6	▲ 1.2	92.7	91.6	▲ 1.1	
全法人(99法人)		34,049	43.5	7,105	107.0	106.2	▲ 0.8	105.1	104.4	▲ 0.7	

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。

3 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員(行政職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。

4 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(2) 研究職員

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)			
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差	
内閣府	◎ 国立公文書館	1	—	—	78.9	82.1	▲ 3.2	77.0	79.7	▲ 2.7	
総務省	情報通信研究機構	252	45.5	8,376	94.1	93.0	▲ 1.1	109.7	106.0	▲ 3.7	
財務省	酒類総合研究所	24	44.5	8,076	95.9	94.3	▲ 1.6	109.0	105.4	▲ 3.6	
	◎ 造幣局	8	49.3	7,471	78.0	77.2	▲ 0.8	80.1	76.6	▲ 3.5	
文部科学省	◎ 国立印刷局	95	40.3	5,951	77.9	77.6	▲ 0.3	95.0	88.8	▲ 6.2	
	国立特別支援教育総合研究所	39	49.0	8,876	90.9	88.9	▲ 2.0	92.2	90.5	▲ 1.7	
	国立女性教育会館	2	—	—	61.8	68.5	▲ 6.7	73.6	75.1	▲ 1.5	
	国立科学博物館	67	50.2	9,435	94.3	94.8	▲ 0.5	92.1	91.9	▲ 0.2	
	物質・材料研究機構	387	45.9	9,127	102.0	101.3	▲ 0.7	104.1	104.6	▲ 0.5	
	防災科学技術研究所	56	45.7	8,985	100.7	102.6	▲ 1.9	105.8	107.9	▲ 2.1	
	放射線医学総合研究所	162	45.2	8,253	95.5	94.0	▲ 1.5	97.5	96.4	▲ 1.1	
	国立美術館	55	43.9	8,185	95.6	95.8	▲ 0.2	93.2	92.8	▲ 0.4	
	国立文化財機構	161	44.5	8,575	97.4	99.6	▲ 2.2	97.2	99.4	▲ 2.2	
	理化学研究所	317	45.5	9,946	112.2	111.6	▲ 0.6	111.1	111.3	▲ 0.2	
	宇宙航空研究開発機構	850	42.7	8,394	103.6	102.5	▲ 1.1	108.0	107.3	▲ 0.7	
	日本スポーツ振興センター	11	45.3	8,876	99.4	98.2	▲ 1.2	96.3	94.0	▲ 2.3	
	海洋研究開発機構	58	43.5	8,186	96.6	97.4	▲ 0.8	99.0	99.6	▲ 0.6	
	日本原子力研究開発機構	923	43.6	8,697	105.8	104.2	▲ 1.6	124.0	118.0	▲ 6.0	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	16	49.8	10,314	101.3	102.4	▲ 1.1	98.1	98.2	▲ 0.1
		労働安全衛生総合研究所	63	47.5	8,850	92.2	93.6	▲ 1.4	91.4	93.4	▲ 2.0
		高齢・障害者雇用支援機構	20	48.7	8,987	89.3	94.4	▲ 5.1	92.0	96.8	▲ 4.8
労働政策研究・研修機構		26	47.9	9,584	101.4	100.4	▲ 1.0	100.0	98.2	▲ 1.8	
◎ 国立病院機構		10	47.2	7,765	81.7	83.4	▲ 1.7	78.8	86.3	▲ 7.5	
医薬基盤研究所		25	47.0	8,614	92.8	94.4	▲ 1.6	95.5	97.7	▲ 2.2	
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	2	—	—	97.9	97.3	▲ 0.6	97.8	96.9	▲ 0.9	
	農業・食品産業技術総合研究機構	1,401	45.1	8,552	98.6	97.8	▲ 0.8	106.9	105.0	▲ 1.9	
	農業生物資源研究所	214	47.3	9,205	99.0	98.3	▲ 0.7	99.5	99.8	▲ 0.3	
	農業環境技術研究所	110	46.4	9,149	100.5	100.9	▲ 0.4	100.3	102.0	▲ 1.7	
	国際農林水産業研究センター	89	47.1	9,255	100.8	99.5	▲ 1.3	103.3	102.7	▲ 0.6	
	森林総合研究所	432	45.2	8,704	99.3	98.9	▲ 0.4	103.9	103.3	▲ 0.6	
	水産総合研究センター	449	46.5	8,432	92.7	91.7	▲ 1.0	103.5	99.9	▲ 3.6	
経済産業省	経済産業研究所	7	42.8	10,649	133.6	129.5	▲ 4.1	128.1	124.2	▲ 3.9	
	産業技術総合研究所	1,849	46.4	9,524	104.6	104.6	▲ 0.0	106.5	106.9	▲ 0.4	
	日本貿易振興機構	95	43.6	7,784	92.5	92.1	▲ 0.4	93.7	93.7	▲ 0.0	
国土交通省	土木研究所	262	41.8	7,289	91.9	91.6	▲ 0.3	105.6	104.2	▲ 1.4	
	建築研究所	47	47.1	9,652	101.1	102.7	▲ 1.6	101.6	103.8	▲ 2.2	
	交通安全環境研究所	30	47.8	9,133	97.1	96.1	▲ 1.0	97.7	98.9	▲ 1.2	
	海上技術安全研究所	133	45.8	8,991	100.7	101.0	▲ 0.3	104.4	105.3	▲ 0.9	
	港湾空港技術研究所	54	42.1	8,384	104.5	104.4	▲ 0.1	109.0	109.4	▲ 0.4	
環境省	電子航法研究所	37	43.3	8,694	105.6	105.7	▲ 0.1	106.3	108.5	▲ 2.2	
	国立環境研究所	145	48.2	9,773	103.2	102.7	▲ 0.5	103.2	103.8	▲ 0.6	
全法人(41法人)		8,984	45.2	8,823	100.8	100.3	▲ 0.5	106.5	105.4	▲ 1.1	

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
 3 対象人員数が2人以下の法人については、個人情報の保護の観点から、「平均年齢」及び「平均年間給与額」欄の記載を省略している。
 4 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の研究職員の給与を、国家公務員(研究職)の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウェイトとして用いて算出した指数である。
 5 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(3) 病院医師

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差
財務省	◎ 国立印刷局	15	48.8	11,469	95.4	90.1	▲ 5.3	98.5	91.3	▲ 7.2
文科省	放射線医学総合研究所	13	51.1	12,747	102.4	98.2	▲ 4.2	102.2	98.2	▲ 4.0
厚生労働省	労働者健康福祉機構	1,250	47.1	13,359	117.3	107.5	▲ 9.8	111.8	104.2	▲ 7.6
	◎ 国立病院機構	3,603	46.5	13,646	116.8	109.7	▲ 7.1	109.8	105.7	▲ 4.1
全法人(4法人)		4,881	46.7	13,564	116.8	109.1	▲ 7.7	110.2	105.3	▲ 4.9

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
 3 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の医師の給与を、国家公務員(医療職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウェイトとして用いて算出した指数である。
 4 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(4) 病院看護師

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差
財務省	◎ 国立印刷局	62	44.4	5,868	100.1	101.0	▲ 0.9	95.4	95.2	▲ 0.2
文科省	放射線医学総合研究所	32	45.9	5,596	93.9	94.8	▲ 0.9	91.9	92.7	▲ 0.8
厚生労働省	労働者健康福祉機構	5,407	37.3	5,438	103.4	106.6	▲ 3.2	103.4	107.8	▲ 4.4
	◎ 国立病院機構	24,472	37.4	4,815	94.0	94.3	▲ 0.3	93.9	95.6	▲ 1.7
全法人(4法人)		29,973	37.4	4,931	95.6	96.5	▲ 0.9	95.6	97.8	▲ 2.2

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
 3 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の看護師の給与を、国家公務員(医療職(三))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウェイトとして用いて算出した指数である。
 4 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

独立行政法人による平成22年度対国家公務員指数の推計値等一覧

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
1	内閣府	国立公文書館	109.5	97.3	106.5	95.2	当館の役職員の給与水準は、特定独立行政法人として国家公務員の身分を有していることから、国と全く同一の水準となっている。したがって、人事院勧告に基づく給与制度改革と同様の措置を講じているところである。今後も引き続き国の給与構造改革に準じた給与の見直しに取り組んでいくこととしている。	110.9	97	110.9 (年齢) 97 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
2	内閣府	沖縄科学技術研究基盤整備機構	122.8	134.0	118.8	133.3	平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は、これまでは、年齢勘案125.1、年齢・地域・学歴勘案133.5を目標値としており、1年前倒しで目標を達成したことになる。 本機構においては、大学院大学の設置に向けた業務の拡大に伴い新規採用を行う中で、給与水準の低下が進んでいるところである。 今後も、派遣職員や任期制(年俸制)およびパート職員の活用による組織のスリム化やERP(統合業務システム)その他の経営管理ツールの導入による業務運営の効率化に引き続き取り組む。さらに必要に応じて俸給表や諸手当の見直しを進めること等により、引き続き、給与水準の適正化に努めることとしている。	125.1	133.5	125.1 (年齢) 133.5 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
3	内閣府	国民生活センター	114.6	106.8	110.2	103.1	地域・学歴を勘案した対国家公務員指数について、国家公務員の給与水準との実質的な比較・検証を行い、昇給幅の抑制、管理職手当の縮減、特別手当の縮減等の措置を講じている。	114.6	102.8	115程度 (年齢) 103程度 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
4	総務省	情報通信研究機構	103.9	112.1	105.6	112.5	従来から、給与体系を国に準拠させるとともに、地域手当の支給率を凍結し給与の上昇を抑制する等、給与水準の適正化に向けた取り組みを行ってきたところであるが、今後は、管理職ポストの見直し、職責手当の引き下げ等により、引き続き適正な給与水準の確保に努める。 (注) 地域を勘案した対国指数については、情報通信研究機構本部(東京都小金井市)職員の給与支給額の比較対象として、地域手当が支給されない地域(非支給地域)の国家公務員の給与支給額を用いているため、年齢のみを勘案した対国指数よりも高い数値となっている。なお、年齢・地域・学歴を勘案した対国指数については、本部職員に地域手当が支給されないと仮定して試算した平成22年度見込みは101.3となる。	105.3	112.2 (注)	105.3 (年齢) 112.2 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
5	総務省	平和折念事業特別基金	110.8	97.5	106.9	94.0	当基金は東京都特別区にのみ事務所が所在しており、首都圏に在勤する国家公務員の平均給与額と比較した当基金の対国家公務員指数は97.5、さらに学歴を考慮すると94.0となり、これらの指数からみれば、概ね国家公務員と同水準であるものと考えられる。 しかしながら年齢のみの指数では、110.8と100を超えているが、これは当基金が東京都特別区にのみ事務所が所在していること、職員が少人数であるために異動者の個人的な状況に影響を受けやすいことからである。21年度については、前年と比べ6.1の減となったところ。今後も更に社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証していきたい。具体的には関係省庁との調整をしていくこととなるが、平成22年4月の国からの人事交流に伴う異動において管理職2名を削減したところである。 なお、平成22年度に見込まれる対国家公務員指数については、比較対象となる国家公務員の指数が不明なため、将来の具体的な指数を予測することは困難ではあるが、地域を勘案した対国家公務員指数に対して100となるよう最大限努めるとともに地域・学歴を考慮した指数についても今回同様、引き続き100以下となるよう努めることとする。	107.2	97	100 (年齢) 100.0以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
6	総務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	109.5	95.2	108.4	95.3	当法人の給与水準は、対国家公務員(行政職(一))の比較指数が109.5となっていますが、年齢・地域・学歴を勘案すると95.3となっています。 引き続き、国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、適正な給与水準の維持に努めることとします。	114	100	100.0以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
7	外務省	国際協力機構	130.3	116.1	124.9	111.2	行政刷新会議の事業仕分けにおける指摘も踏まえ、引き続き、勤務地限定・職務限定職員の任用等による職員構成の見直し、給与制度一本化に伴う給与引下げ等に取り組み、地域・学歴補正後の対国家公務員指数を統合時点の水準(試算ベースで補正後115.7)より、平成23年度までに3年半で5.9ポイント以上引き下げの見込み。 1. 職務限定職員の任用 Δ1.2ポイント(23年度まで) 2. 勤務地限定職員の任用 Δ1ポイント(23年度まで) 3. 給与制度一本化に伴う給与引下げ Δ3.7ポイント(23年度まで)(注) 平成22年度に見込まれる対国家公務員指数: 128.1(地域・学歴勘案111.1) (注)平成20年10月1日の国際協力銀行(海外経済協力業務)の承継にあたって、旧JICAの制度をベースとして人事・給与制度を一本化した。これにより、給与が引き下がる国際協力銀行から移行した職員について、労働条件の激変緩和措置として移行期間(原則として現行中期目標期間である平成23年度まで)を設け、同期間中に順次給与を引き下げたもの。	128.1	111.1	126.8 (年齢) 109.8 年齢 + 地域 + 学歴	23年度
8	外務省	国際交流基金	122.0	107.1	116.2	101.7	平成18年12月に導入した新しい給与制度において、以下のような施策を実施した。 ・本俸月額の下引下げ:平均Δ5.8%(国家公務員の平均引下げ率Δ4.8%からΔ1.0%上乗せ) ⇒全体の給与水準の引下げ ・等級・職階制の改定:年次昇給の割合を引下げ ⇒高齢者層の給与水準の引下げ ・役職手当の定額制の導入 ⇒平均役職手当額の下引下げ ・役職離脱の仕組みの導入(参事・副参事職の設置) ⇒高齢者層の給与水準の引下げ また、平成19年度には、同年人事院勧告で国家公務員で実施された若手職員の本俸月額の上上げを実施しなかったこと、平成21年度も19~20年度と同様に管理職層の賞与支給月数を国家公務員以下の上げ幅とした。以上の措置により適切な給与水準の達成に取り組んだ結果、平成21年度の時点で対国家公務員指数は122.0(地域・学歴換算数101.7)となった。これは、平成19年度の給与水準公表時に設定した平成22年度の達成目標値(対国家公務員指数:123.2、地域・学歴換算数は104.7)を上回る値である。今後も引き続き適切な給与水準の達成に取り組んでいく。	123.2	104.7	123.2 (年齢) 104.7 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

	(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限	
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴			
9	財務省	酒類総合研究所	103.4	110.5	102.7	108.7	91.4	83.8	100.0以下	22年度
10	財務省	日本万国博覧会記念機構	111.2	111.7	109.6	110.9	103.8	106.8	103.8 (年齢) 106.8 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
11	文部科学省	国立科学博物館	103.8	90.8	103.3	91.2	100程度	100以下	100程度 (年齢)	22年度
12	文部科学省	物質・材料研究機構	102.1	102.3	103.7	102.7	100.0	100.0	100 (年齢) 101 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
13	文部科学省	防災科学技術研究所	105.0	106.3	103.9	105.7	100	100	100.0 (年齢) 100.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
14	文部科学省	国立美術館	105.1	94.5	103.8	94.6	100程度	100以下	100以下	22年度
15	文部科学省	科学技術振興機構	116.7	104.7	112.4	100.8	116.7	100.8	120未満 (年齢) 110未満 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
16	文部科学省	日本学術振興会	116.9	102.8	114.5	100.7	115	102.0	115.0 (年齢) 100.7 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
17	文部科学省	理化学研究所	113.8	112.6	109.9	111.1	<p>1. 人事院勧告を踏まえた給与改定 人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施。(主な改正15年度△1.09%、17年度△0.3%、19年度+0.29%(若年層限定)、21年度△0.2%) 給与構造改革については、19年度より平均△4.8%、の給与改定を実施。</p> <p>2. 手当の改正 役職手当について引下げと定額化を実施し、平成20年度末で経過措置が終了した。また、平成21年度において住居手当(持家)を廃止した。 期末手当は段階的の見直しをしており、非管理職において20年度に引き続き0.1カ月の削減を実施し、これに加え管理職、非管理職ともに0.35月を削減している。</p> <p>3. 労使交渉 給与改定等については、今後も独立行政法人通則法による「職員の給与」等その趣旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んでいく。</p> <p>4. 少数精鋭主義の維持 対国家公務員指数の削減のためには、安い人件費で雇用可能な人材を複数名雇用し対処する方法もあるが、これまでと同等の業務運営の質を確保することが困難となるとともに、総人件費改革の観点も踏まえて、現状の少数精鋭主義を維持すべきと考えている。</p> <p>5. 「勧告の方向性」(H19.12総務省政策評価・独法評価委員会)等への適切な対応 「給与水準の検証」、「取組状況の説明」等、平成20年4月からの新たな中期目標・中期計画にも盛り込んでおり、適切に対応する。</p> <p>6. 対象職員の範囲 現在、対国家公務員指数の対象職員については殆どが定年制事務職員を対象としているが、理化学研究所では任期制職員を活用した円滑な業務運営を行なっていることをご理解頂き、関係省庁へ公務員と給与体系の異なる任期制職員も比較対象とするよう要望し、一部は昨年認められたが、今後も引き続き要請する。</p> <p>(注)今後の目標水準等 対国家公務員指数は相対的に決定されるものであることから将来の具体的な数値を予測することは困難であるが、労働組合及び関係省庁の協力も得つつ、上記の講ずる措置を実施することにより、平成22年度において年齢勘案及び年齢・地域・学歴勘案で120以下を目標とする。本年度は達成しているが、引き続き、国民の理解が得られるよう努める。</p>	120以下 (注)	120以下 (注)	120.0 (年齢) 120.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
18	文部科学省	宇宙航空研究開発機構	119.1	116.3	117.5	115.2	<p>1. 手当の見直し (1)平成22年度以降も、期末手当の支給月数の削減を検討している。 (2)平成21年度より特別調整手当を地域調整手当に改め、段階的な削減を行っている。地域調整手当は一律5%に削減した。 (3)平成21年度より特勤手当に準ずる手当を廃止し、段階的な削減を行っている。</p> <p>2. 労使交渉 給与改定等については、今後も、独立行政法人通則法による「職員の給与」等その趣旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んでいく。</p> <p>3. 「勧告の方向性」(平成19年12月 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会)にも適切に対応し、平成20年4月からの新たな中期計画に「給与水準の検証」、「取組状況の説明」等を盛り込み適切に対応している。</p> <p>4. 総人件費の削減 平成22年度までに平成17年度の人件費と比較し、5%以上削減し、その後も人件費改革の取組みを継続する。(中期目標・中期計画にも明記)</p> <p>5. 平成22年度に見込まれる指数 対国家公務員指数は相対的に決定されるものであることから、将来の具体的な数値を予測することは困難であるが、平成22年度においても、労働組合、職員の協力も得つつ、上記政策等を推進することにより、平成21年度の119.1を下回るよう努めていく。</p>	119.1以下		119.1 (年齢)	22年度
19	文部科学省	日本スポーツ振興センター	110.0	101.4	108.9	101.1	<p>【具体的な改善策】 1. 国家公務員の給与構造改革に倣い、平成18年度に以下の改正を実施。 ・本給・・・従前の給与表を廃止し、国家公務員の給与表をベースとした給与表に改正。 (平均△4.8%) ・昇給・・・5段階評価とし、勤務成績を細かく昇給に反映。 2. 給与構造改革等において国家公務員では取り組んでいない以下の改正を平成18年度に実施。 ・管理職手当の減額(△4%～△1%) 3. 平成20年度に適正な給与水準の確保に向けて労使協議を踏まえて、期末勤続手当の支給割合の見直しを実施。 4. その他 年齢・地域・学歴以外の要因として、センターでは国家公務員と比較して職員宿舎が少ないため、住宅手当を受給する職員割合が30%となっており、国家公務員の23%を上回っていることから対国家公務員指数が高くなっている要因と考えられる。 なお、目標と乖離が生じた場合にはその要因分析を行ない、必要に応じた施策をさらに実施。</p> <p>【給与水準は正の目標水準及び具体的期限】 目標水準：年齢勘案指数 110以下 地域学歴勘案指数 101以下 具体的期限：平成22年度を目途</p>	110以下	101以下	110 (年齢) 101 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
20	文部科学省	日本芸術文化振興会	101.7	90.9	98.7	88.4	<p>○平成22年度における対国家公務員指数の目標 年齢勘案 100以下 年齢・地域・学歴勘案 90以下 ○具体的改善策 独立行政法人日本芸術文化振興会の中期目標として、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人件費については、平成22年度において、平成17年度の人件費に比較して、5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続することとしている。 そのため、高齢者採用の促進、期末勤続手当の支給率の見直しなどにより人件費の効率化を図る。</p> <p>○その他補足事項 管理職の割合 20.7%(課長以上) 組織の見直しにより、管理職ポストを削減した(平成21年度△1) 当法人の給与水準は適正であると考えており、今後も引き続き、業務運営の効率化等に努める。</p>	100以下	90以下	100以下 (年齢) 90以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限	
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴			
21	文部科学省	日本学生支援機構	107.8	96.8	105.0	94.4	<p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度 平成18年4月、国家公務員の給与構造「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の行政職俸給表(一)の見直しに準じ、平成18年度における俸給表の水準を全体として平均4.8%引下げ、人件費の抑制に取り組んだ。 平成19年度 平成19年度の年末一時金より、適正な給与水準の確保に向けた期末手当の引下げについて、実施済。 平成20年度 平成20年度賞与について、職員の期末手当の引下げを実施することにより国家公務員と同水準とした。 平成21年度 国家公務員の行政職俸給表(一)の見直しに準じ、平成21年度における俸給表の水準を全体として平均0.2%引き下げ、また賞与の支給においては国家公務員と同水準とし、人件費の抑制に取り組んだ。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度以降においては、「独立行政法人日本学生支援機構の中期目標、中期計画」「独立行政法人日本学生支援機構年度計画」において、平成22年度の人員費に関して、平成17年度の人員費に比べて5%以上削減するとともに、人件費改革の取組を平成23年度まで継続することとしており、併せて役職員の給与についても、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等の措置を講ずる。また、各事業の競争入札による民間委託の推進の結果を踏まえ、管理職を含め組織の簡素化を図るとともに、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、上記の措置を講ずることにより、国家公務員の給与水準となるよう人員費の削減に努める。 	107.0以下	100.0以下	107.0以下 (年齢)	100.0以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
22	文部科学省	海洋研究開発機構	115.0	117.5	110.4	115.9	<ol style="list-style-type: none"> 人事院勧告を踏まえた給与改定 人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施してきている。 給与体系等の見直し 平成20年度より、期末手当の支給月数を削減(20年度△0.15月、21年度△0.15月、計0.3月)するとともに、21年度7月より管理職について役職手当の給付水準を改める。 総人件費の削減 平成22年度までに、平成17年度の人員費と比較し5%以上削減し、その後も人件費改革の取組を継続する。 <p>引き続き以上のような改善を実施しつつ、職員給与の適正な水準の確保に努める。</p>	116.4未満	115.3未満	116.4 (年齢)	115.3 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
23	文部科学省	大学評価・学位授与機構	100.1	101.2	99.3	101.2	<p>対国家公務員との比較指数が0.1ポイント高くなった理由としては、国家公務員全体に比べて事務所が大都市にあり、地域手当が高い地域(3級地)に在職する職員であること、2級地以上の地域からの人事交流者が多数おり、異動保障受給率は14.9%で国家公務員と比較して0.6%高くなっていることが考えられる。</p> <p>また、対国家公務員比較指数(地域別)で1.2ポイント高くなった要因は、平成21年度は、全国の3級地の過半数の都市で地域手当支給率が10%以下となっており、同地域で他に寄附指定を受けていた機関及び3級地同支給率の他の都市の経過措置と均衡を図り、地域手当支給率を12%としていることが考えられる。</p> <p>当機構の給与制度は国家公務員に準拠していることから、給与水準は適切と考えており、平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は、年齢勘案で100以下、年齢・地域・学歴勘案で100以下であり、この達成のため、今後も引き続き国の給与構造改革に準じた給与水準の見直しに取り組む。</p> <p>なお、平成18年勧告に伴い国家公務員の地域手当支給割合が改定される平成22年度には、3級地内での格差は解消し、対国家公務員指数は100以下になるものと見込まれる。</p>	100以下	100以下	100以下 (年齢)	100以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
24	文部科学省	国立大学財務・経営センター	111.7	101.3	108.9	98.2	<p>「行政改革の重要方針」及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を踏まえ、平成18年度以降の3年間で、平成17年度における額からその10分の5に相当する額以上を減少させることを基本として、人員費の削減に取り組むとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準の確保に努める。</p> <p>当法人の給与は、国家公務員の給与制度を準用しているものの、職員数が30名以下の小規模な組織であり、かつ人事交流による即戦力となる職員が大部分を占めているため、指数算出対象者は毎年10名前後となり、指数算出年度の対象者の構成(管理職と一般職員の比率)が指数に与える影響が大きくなることから、年度により指数の値が大きく変動する。</p> <p>(注)対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、上記措置により適正な給与水準となるよう努める。</p>	105.0(注)	100.0(注)	105.0 (年齢)	100.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
25	文部科学省	日本原子力研究開発機構	116.4	124.5	116.4	124.2	<p>当機構の人員構成は、平成21年度現在48～55歳の年齢帯に偏在しており、平成22年度には52～59歳の年齢帯に偏在することになるため今後指数の増加が予想される。しかしながら、以下の取組みにより指数の削減に努めている。</p> <p>○平成22年度に見込まれる対国家公務員指数(年齢勘案118.9:年齢・地域・学歴勘案126.0)</p> <p>○具体的改善策</p> <ol style="list-style-type: none"> 給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制を図る。 国家公務員が新設した本府省手当については導入しない。 諸手当等の水準について引き続き具体的な検討を行なう。 平成22年度以降管理職数の削減を図る <p>○給与水準は正の目標水準及び具体的期限</p> <p>人材確保の観点から類似の業務を営む民間企業との水準を注視しつつ指数の削減を図る。当面の目標として上記の施策を着実に履行し平成22年度に年齢勘案指数を118.9以下とする。</p>	118.9	126.0	118.9 (年齢)	126.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
26	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	107.6	93.5	109.1	97.4	当研究所における給与は国に準じた体系(国に準じた給与表等)を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。 また、当研究所の給与水準は国家公務員との比較において、適切なものであると考えているが、今後、平均給与の水準をさらに抑制するため、人事異動を行う際には積極的に若い職員を配置し、平成22年度には平成19年度の指数である93.6を目標とし引き続き改善を図ることとする。	93.6	87.8	概ね93.6 (年齢) 概ね87.8 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
27	厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	103.0	102.1	100.1	101.6	当研究所は、国の給与制度に準拠した給与規程を定めているため、適切な給与水準となっていると考えられる。事務所の所在地が東京都清瀬市と神奈川県川崎市であり、地域手当が21年度においては、12%であったために103.0と国家公務員を上回っているが、年齢・学歴換算では100.1であり、ほぼ、国家公務員と同様となっている。今後も引き続き、国の給与規程に準じた給与の見直しを行っていく。	109.7	105.6	100.0以下 年齢 + 地域	22年度
28	厚生労働省	勤労者退職金共済機構	111.0	97.3	110.8	98.8	平成21年度における対国家公務員指数(年齢)は、111.0と国家公務員を上回っているが、当該機構の勤務地域は東京都特別区であり、地域助金の対国家公務員指数は97.3と国家公務員を下回っているところであるものの、平成22年度においても100を下回るよう引き続き適正な給与水準の維持に努めることとする。	106.7	96.0	100.0以下 年齢 + 地域	22年度
29	厚生労働省	高齢・障害者雇用支援機構	112.2	104.7	108.1	101.4	平成18・19年度に、俸給の大幅引下げ(役員△7%、職員平均△4.8%(中高年層最大約△7%))、昇給幅の細分化と昇給抑制、手当制度の見直し等の思い切った給与構造改革を実施した。その際地域手当についても、国が東京都区部において平成22年度に18%の支給割合とすることとしているのに対し、機構においては7%に抑制した。その他の地域においても、国より低い支給割合となり、国にあって機構では設定しない地域もある。 機構の事務職員は、その大部分は、機構本部に配置されて委託業務の企画・立案、厚生労働省との調整、委託先に対する指導・進捗管理等の業務を行っている。 機構本部においては各府省の本省と同様に、業務の企画・調整及び対外的な業務運営にかかる責任の明確化、相互牽制体制の確保等の必要から地方支分部局に比べ管理職の比率が高くなっているが、平成19年度実施の職務手当の定率制から定額制の変更に伴い、概ね国よりも額を低(仮)定した。 さらに、国に新設された広域異動手当(平成19年度施行)及び本府省業務調整手当(平成21年度施行)に類似するものは設けていない。 厚生労働省独立行政法人評価委員会における平成20年度の業績評価は、19項目中S評価が2項目(高齢者雇用に関する実践的手法の開発・提供、地域障害者職業センターにおける障害者及び事業主に対する専門的支援)、A評価が17項目という高評価を得たところであり、引き続き職員のモラルの維持・向上、知識・技能の開発を図りつつ、給与水準の適正化に努めることとする考えである。 これを踏まえ、団塊の世代の退職を助成し、定量化が可能な項目について将来見通しの試算を行ったところ、平成22年度以降対国指数は109.8程度(年齢助成)となるものと見込まれる。 さらに、今年度、地域手当について、国が東京都区部において18%の支給割合とするのに対し、機構においては、当該手当が国の給与水準を上回る要因の一因となっていることから、当初7%とする予定であったものを3.5%にさらに引き下げた。 こうした取組みにより、平成22年度において在職地域・学歴構成による要因を助成した対国指数を100.0ポイント以下とすることを目標に給与水準の適正化に努める。	109.8程度	100.0以下	100.0以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
30	厚生労働省	福祉医療機構	119.1	105.9	116.1	103.5	■これまでに講じた措置 ・平成16年度において全職員の昇給を停止 ・平成17年1月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引下げを実施(平均△5.3%) ・平成16～20年度にかけて、組織のスリム化の推進(部長△2、次長△1、課長△5) ・平成21年度に課長ポストをさらに1ポスト削減 ■独立行政法人の給与水準に係る総点検の視点を踏まえた検証 ①法人の業績評価 当機構は平成20年度業務実績について、評価委員会の評価において17項目中1項目S(中期目標を大幅に上回っている)、13項目A(中期目標を上回っている)評価を受けている。 ②国の財政支出規模と支出予算の総額に占めるその割合 平成21年度支出予算の総額208,304百万円に対し国からの財政支出額39,940百万円であり、その割合は19.2%となっている。国からの財政支出額39,940百万円の内訳は、運営費交付金4,137百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,923百万円、福祉・医療費交付事業に係る利子補給金9,880百万円となっている。運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は2,096百万円(支出総額に占める割合:1.0%)であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。 ③繰越欠損金額 平成20年度決算において繰越欠損金は発生していない。 ④支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 平成21事業年度決算における支出総額196,884百万円に対し給与、報酬等支給総額2,096百万円であり、その割合は1.1%程度である。 ⑤大卒以上の高学歴者の割合 ■今後講ずる措置 上記措置を講じてきた結果、年齢・地域・学歴差を助成した国家公務員指数は減速傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていたため、平成22年度においては更に以下の取り組みを実施しているところである。 ・機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げ(平均△1.0%)を図るとともに、理事長の報酬を年100万円引き下げ(△5.6%) ・管理職ポストの削減(課長△2) ・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。 ・平成21年度より国に新設された本府省業務調整手当に類似する手当は設けない。 なお、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、必要となる措置を講じていくことにより、平成24年度(平成25年度公表)における年齢・地域・学歴差を助成した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。	118.6	102.5	概ね100 年齢 + 地域 + 学歴	24年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
31	厚生労働省	労働政策研究・研修機構	118.4	107.9	112.6	102.7	平成16年度より実施している人件費削減の独自の取組(事務職本俸の2%削減、事務職員の職務手当支給率の削減(部長・20%→15%、課長15%→10%、課長補佐8%→7%)等)を継続して実施してきたことにより、平成21年度の給与水準は地域・学歴を調整した指数において国家公務員とほぼ均衡している。 今後、引き続き上記独自の取組等を行っていくことにより、平成22年度には、地域・学歴動向指数で概ね100.0(平成22年度見込み指数)とするよう改善を図ることとする。 ①支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合:36.2% ②管理職の割合:34.3% ③6年以上の高学歴者の割合:92.9% *②及び③は平成22年4月1日時点の人数による。	116.7	概ね100	概ね100 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
32	厚生労働省	雇用・能力開発機構	106.6	110.2	102.7	108.3	平成21年度の給与改定で国を上回る俸給月額を引き下げを実施した。合わせて、平成18年度以降、従来よりも昇給間差額を圧縮した俸給表を適用して定期昇給による俸給月額の増減幅を小さくし、国家公務員に比べて給与上昇スピードを抑制している。 その他、諸手当については、平成22年度において、国家公務員に導入されている広域異動手当及び本府省業務調整手当を引き続き不採用とし、調整手当(国家公務員の地域手当に相当)の支給割合の上限を国家公務員の18%よりも低い12%に据え置いている。 また、平成21年度までは職務手当(国家公務員の俸給の特別調整額に相当)を定率制により支給していたが、平成22年度から定額制とした。なお、国は俸給の特別調整額の定額化にあたり、定額化後の俸給の特別調整額が定額化前の俸給の特別調整額に達しない者に対して、4年間の経過措置を設けて支給額を減らすこととしているが、当機構は、国と同様の経過措置を設けず、さらに定額化後の職務手当の額が定額化前の職務手当の額を上回ることがないように、当分の間、定額制と定率制のいずれか低い額を支給することとしている。 上記措置等により、平成22年度には、対国家公務員指数が年齢動向で104.3ポイント程度、年齢・地域・学歴動向で104.8ポイント程度となるものと見込まれる。(今後の国家公務員の給与の状況により変動するものであること。)	104.3	104.8	104.3 (年齢)	22年度
33	厚生労働省	労働者健康福祉機構	101.7	106.3	99.4	105.2	年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを平成22年度に行い、平均2.5%の俸給引下げとなる給与改定(最大5%の引き下げによる給与カーブのフラット化)を実施することとしている。 (参考) 平成22年度においては、平均2.5%の俸給月額引き下げとなる給与改定を実施するもの、経過措置により現行水準程度を維持するものと考えられる。そのため、対国家公務員指数は、年齢動向101.7、年齢・地域・学歴動向105.2となることが見込まれるが、平成23年度以降、対国家公務員指数が下がるものとする。	101.7	105.2	100.0以下 (年齢)	23年度
34	厚生労働省	医薬品医療機器総合機構	122.7	107.6	118.8	104.0	■これまでに講じた措置 人事評価制度の導入にあわせ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度を構築し、給与規程等の必要な改正(中高年齢層給与の俸給水準を引き下げる給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の総枠を設ける仕組みの導入)を行い、平成19年4月から実施している。 ■今後の取組み 1.平成18年12月25日総合科学技術会議の意見具申を踏まえたドラッグラグの解消に向けた236人の増員及び平成20年5月19日対日直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言を踏まえたデバイスラグの解消に向けた69人の増員並びに平成20年7月31日薬害再発防止のための医薬品行政のあり方について(中間取りまとめ)を踏まえた早期に実施が必要な安全対策の充実・強化に向けた100人の増員を行うため、当機構の第2期中期計画においては、期末(平成25年度)の常勤職員数の上限を751人としている。 2.増員のための人材確保にあたっては、医薬品、医療機器に関する審査業務及び安全対策業務等に従事する技術系職員は高度かつ専門的な知識・経験が求められており、高学歴者、関連業務の経験者(企業出身者)などの優秀な人材の確保が不可欠である。 3.平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は、地域・学歴動向で103.6とされているが、これは当機構では、新規採用者は、実学等に関する高度かつ専門的な知識・経験を有する優秀な人材を安定的に確保していく観点等から国の研究職相当の給与水準を保つこととしているため、優秀な若手職員が増加していく間においては、対国家公務員指数を大幅に減少させることは困難と見込まれるためである。 4.しかし、国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度(中高年齢層給与の俸給水準を引き下げる給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の総枠を設ける仕組みを構築)を平成19年度に導入したことから、その着実な実施等により、将来的には、地域・学歴を動向した対国家公務員指数がさらに100に近付いていくものと見込まれる。	122.2	103.6	100に 近付ける 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
35	厚生労働省	医薬基盤研究所	109.0	111.4	106.4	110.5	当研究所における給与は国に準じた体系(国に準じた俸給表等)を適用しているところであり、引き続き、国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。	102.4	103.2	102.4 (年齢)	22年度
36	厚生労働省	年金・健康保険福祉施設整理機構	110.0	99.2	109.1	99.8	平成22年度においても100を下回るよう引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めることとする。 (当機構は、平成22年9月末で解散予定)	106.7	99.4	100.0以下 年齢 + 地域	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
37	厚生労働省	年金積立金管理運用	119.5	103.1	115.5	99.8	<p>当法人においては、国の給与制度に準じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与については、年功的な給与上昇を抑制するため、給与カーブのフラット化とあわせて本俸表を9等級から5等級制に集約化したこと ・勤務実績を給与へ反映させるため、国家公務員と同様に号俸を細分化したこと ・職務職責を端的に反映するため役職手当を定額化したこと <p>等、職員の給与制度の改正に取り組み、その結果、対国家公務員指数(地域・学歴動向)は99.8となっているところ</p> <p>平成22年度においては、運用機関出身者当、資質の高い人材の確保が求められ、民間運用機関等の給与水準を踏まえた処遇の考慮が必要となるが、引き続き、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国の給与制度に準じて上記改正の適正な運用を行っていくこと ②国の給与水準に留意した資質の高い人材の採用に努めること <p>等の措置を講じてまいります。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 給与、報酬等支給総額は681,148千円であり、一般管理職及び業務経費の総額28,192,981千円に対する割合は2.4%である。 ②管理職の割合 国の14.3%(平成21年国家公務員給与等実態調査(行政職(-)6級以上))に対し、等法人は22.4%となっている。 <p>業務上の必要性により管理職を配置しているところであるが、限られた人員の中で今後とも組織体制の合理化、業務の効率化を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③大卒以上の高学歴者の割合 国家公務員行政職俸給表(-)の適用を受ける職員50.0%に対し、当法人は84.5%と高くなっている。 <p>(注)対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、上記措置により適正な給与水準となるよう努める。</p>	119.5(注)	100に 近づける	100 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
38	農林水産省	国際農林水産業研究センター	104.7	105.4	102.9	104.5	<p>当法人は国から移行した法人であり、俸給、諸手当給与水準は、国家公務員の給与体系に準拠しているところであり、引き続き国の給与改定に沿って適正な給与水準となるよう努める。</p> <p>対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、適正な給与水準となるよう努める。</p>	104程度	104程度	104程度 (年齢) 104程度 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
39	農林水産省	森林総合研究所	102.0	105.9	101.2	105.4	<p>旧経資源機構からの承継職員に対し、国の一般職給与法に準拠した給与水準への引き下げを着実に実施していくことにより、対国家公務員指数の引き下げを図る。</p> <p>なお、上記措置により平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は101.1、地域動向は104.9、学歴動向は100.3、地域学歴動向は104.5である。</p>	101.1	104.5	100 (年齢) 103 年齢 + 地域 + 学歴	23年度
40	農林水産省	農畜産業振興機構	126.4	111.4	121.6	107.1	<p>1. 具体的な改善策</p> <p>平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を着実に実施するとともに、平成19年度から「新たな人事管理制度」を実施することにより、人件費改革を更に進めている。また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表を行う。具体的な措置は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成17年12月からの「給与構造の見直し」として、俸給月額について平成26年度まで等級別に14%~2%引下げ、管理職の職務手当の引下げ、国家公務員に導入されている地域手当、広域異動手当等の不採用、管理職割合の引下げ等を着実に実施。 ②「新たな人事管理制度」として、平成19年度から人事評価制度の導入や昇給幅の抑制(管理職は期限の定めなく、標準で4号俸から2号俸へ、非管理職は平成23年10月1日までの間、標準で4号俸から2号俸へ、非管理職は平成23年10月1日までの間、標準で4号俸から3号俸へ、昇給幅を圧縮)を実施するとともに、平成20年度からは、管理職への昇格者数の抑制(管理職の昇格は、前年度の管理職職員数の3分の1を限度とする)、管理職ポストオフ制度(定年退職前の一定期間一律に役職を離脱し、非管理職とする)、業務専門職(複線型の人事体系構築のため、特定の業務に従事し、管理職を補助する業務を行う)を導入し、実施している。 <p>2. 給与水準は正の目標水準及び具体的期限</p> <p>平成22年4月1日現在34.7%となっている管理職割合を、平成25年4月1日までに3分の1に引き下げるとともに、平成18年度に114.1となっている地域・学歴を動向した対国家公務員指数を、平成24年度の中期目標期間終了時まで10ポイント低下させることとする(中期目標及び中期計画に明記)。</p> <p>なお、平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は127.5、地域・学歴動向は108.5である。</p>	127.5	108.5	104.1 年齢 + 地域 + 学歴	24年度
41	農林水産省	農業者年金基金	113.5	100.3	111.8	99.5	<p>1. 具体的な改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①給与改定 給与構造改革を踏まえた措置として、平成18年度以降5年間に平均4.8%の引下げを行う方針の下、平成21年度まで各年度平均約1%の引下げを実施。この引き下げに伴う国が措置した現給保障は行わず新旧俸給月額の差額は支給しない。今後とも国家公務員の給与改定を勘案し給与水準の適正化に努める。 ②管理職割合の引下げ 組織・業務体制の見直し等を行うことにより平成21年度末をもって1ポストの管理職削減を実施。今後も管理職ポストを削減し、中期目標の期間の最終年度(平成24年度)までに管理職割合を2割まで引き下げ。 <p>2. 給与水準は正の目標水準及び具体的期限</p> <p>平成18年度の対国家公務員地域別指数110.0について、中期目標の期間の終了時(平成24年度)までに10ポイント低下させる(中期計画に明記)。</p>	112.8	99.1	100 年齢 + 地域	24年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
42	農林水産省	農林漁業信用基金	113.7	99.3	111.0	97.3	1. 具体的な改善策 ① 特別都市手当(国の地域手当に相当)を抑制 国の地域手当は平成18年度以降5年間で6%引き上げられたが、信用基金は地域・年齢を勘案した国家公務員との比較指標(法人基準年齢階層ラスバインデックス指数)が100に達するまでは0.4%の引上げに留め、国と比し5.6%抑制する。 【これまでの抑制状況】 (18.3.31現在) (22.4.1現在) 国(東京特別区) 12% → 18%(+6%) 信用基金 6% → 6.4%(+0.4%に抑制) ② 業務体制の見直し、非管理職のスタッフ職の導入などにより、現在4割の管理職割合を中期目標期間の終了時(平成24年度)までに3割まで引き下げ、職務手当(国の管理職手当に相当)の支給額を削減させる。 【管理職割合の引下げ目標】 19年度:4割 → 24年度:3割に引下げ(2割削減) ③ 昇任、昇格の運用改正 従来と比較して、平成20年4月1日から1~2年遅らせることとした。 2. 給与水準は正の目標水準及び具体的措置 給与水準については、平成18年度の地域・年齢を勘案した国家公務員との比較指標(法人基準年齢階層ラスバインデックス指数)104.6において、中期目標期間の終了時(平成24年度)までに100まで低下させる(中期目標及び中期計画に明記)。	111.9	97.3	100 年齢 + 地域 + 学歴	24年度
43	経済産業省	工業所有権情報・研修館	112.5	99.1	112.5	100.8	・国家公務員との給与水準(年額)の比較指標が112.5となっているが、これは、国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当館の給与水準比較対象職員全員が東京都特別区(1級地)で勤務しているため、対国家公務員指数を引き上げる要因となっている。 ・東京都特別区(1級地)に在勤する国家公務員との比較では99.1となっており、地域勘案した場合の国家公務員指数を下回っている。 ・なお、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員に準じた取組として、5年間で5%以上の人件費削減を行う予定。 ・上記のとおり、当法人は国と同様の給与水準であると認識しており、これを維持することを目標とする。	111.9	100.9	111.9 (年齢) 100.9 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
44	経済産業省	日本貿易保険	132.7	115.6	127.2	110.5	独立行政法人通則法第63条第1項の規定や平成17年12月24日閣議決定の「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度に従来の年功的な給与体系から、職務・職責に応じた給与システムに転換し、専門的な業務遂行能力に対して適切な処遇を行う人事制度としたほか、国の給与水準の見直し等を踏まえ、俸給表や諸手当等の見直しにより給与水準の適正化を図ってきたところである。引き続き、民間金融機関の事例等も参考としながら、不断の見直しを行うことにより給与水準の適正化に向けた取り組みを推進する。具体的には、引き続き諸手当については国家公務員と同等の水準とすべく取組を進めるとともに、専門能力認定制度など現行給与システムの運用面、制度面についても所要の見直しを行う。	134.1	114.2	134.1 (年齢) 114.2 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
45	経済産業省	産業技術総合研究所	104.7	104.7	105.7	104.8	・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第53条及び行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、第2期中期計画における総人件費削減への取組を引き続き行う。 ・定期昇給幅の抑制を行う。(平成22年度までの普通昇給給号俸数について1号俸抑制する)	103.7	102.2	103.7 (年齢) 102.2 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
46	経済産業省	製品評価技術基盤機構	105.2	98.8	103.4	97.6	国と同様な給与体系をとっており、今後も同給与体系を継続することにより国と同水準を維持する予定。	104.5	97.6	104.5 (年齢)	22年度
47	経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	104.0	104.5	102.4	103.7	・平成21年度対国家公務員指数は、給与水準の高い退職者及び出向者の一時的な減員等平成21年度の特殊事情により104.0ポイントとなったが、今後も引き続き、本省業務調整手当相当の導入の見送り等の措置を継続するとともに、第二期中期計画における総人件費削減への取組を着実に実施して参りたい。	109	109	109 (年齢)	22年度
48	経済産業省	日本貿易振興機構	123.7	113.8	119.0	109.6	・給与構造改革として、現給保障なしで退職者の俸給を平均で5.35%削減することとしており、これを平成18年度より段階的に実施。給与構造改革前である平成17年度の対国家公務員指数(129.3)に比べ、平成21年度は5.6ポイント低下する結果となった。 ・また、さらなる削減を図るため、国家公務員の本省省手当に相当する制度の導入を見送ることとしたほか、平成21年度の国家公務員を上回る賞与支給率の削減措置を講じた。 ・俸給水準の低減と実際の削減効果の関係については、各年齢階層別の人数、個別の昇給状況、退職の状況、公務員の平均給与の変動等の前提が複雑に影響するため国家公務員指数を一概に見込むことは難しいが、引き続き給与水準の低減に向けた措置を講じていくことから、平成22年度にはさらなる指数低下が見込まれる。	121.0	107.1	121.0 (年齢) 107.1 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
49	経済産業省	原子力安全基盤機構	118.5	106.5	113.3	101.5	・原子力施設の許認可に際しての安全解析業務や検査業務である使用前検査及び定期検査の一部、定期安全管理審査業務を行っていることから、引き続き専門性が要求される。 ・今後は、設立時に採用した院卒者の退職などにより対国家公務員指数は下がる見込みである。	117.9	100.9	117.9 (年齢) 100.9 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
50	経済産業省	情報処理推進機構	113.9	99.2	109.9	95.6	・適正な人事管理に加え、退職者の補填について若返りを図る。 ・また、給与水準について国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施し、平成22年度において年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が100を超えないよう努力する。	109.1	92.3	100 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

	(事務・技術)対国指数				平成22年度に見込まれる(事務・技術)対国指数		講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	年齢	年齢 + 地域 + 学歴	目標 水準	目標 期限
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴	年齢	年齢 + 地域 + 学歴					
51	経済産業省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	121.2	122.5	116.9	120.6	・人件費の削減目標や給与水準(対国家公務員指数)の低減の計画的かつ着実な達成のため給与構造改革に取り組んでいる。具体的には平成18年度に俸給表の平均4.8%の引き下げ、昇給抑制措置、平成19年度に職責手当の定額化等を実施。 ・俸給表の引き下げについては、国家公務員が俸給月額について現給保障を実施しているところであるが、機構独自の取組みとして、平成19年7月以降、現給保障の引下げを行っている。 ・平成19年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員が初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の引上げを実施したが、機構は俸給表の改定を見送り、給与水準の抑制を図っている。 ・平成21年5月の人事院臨時勧告に基づき、平成21年6月期賞与の引き下げを実施。 ・平成21年8月の人事院勧告に基づき、役員業績給及び平成21年12月期賞与の引き下げを実施。また、役員の月例支給額及び職員の俸給表の引き下げを実施。 ・職員給与について、機構の業績評価を直接反映するものではないが、目標管理システムによる業績評価及びプロセスを評価する行動評価による人事考課を給与に反映させる人事制度を導入しており、適切な運営を図っていく。 ・俸給表の引き下げについて現給保障の段階的引き下げを行っており、また、定年退職及び新卒採用による職員の入れ替え等により、今後、対国家公務員指数は低減する見込みである。 ・平成18年度126.1、平成19年度122.7、平成20年度122.3であった対国家公務員指数は平成21年度で121.2となり、段階的に低減している(平成18年度に対し4.9ポイント低減)。今後の対国家公務員指数の目標として、平成21年度では121.2の対国家公務員指数を、平成22年度では概ね119程度となるよう引き続き給与構造改革に取り組む。	119	116	概ね119(年齢)	22年度
52	経済産業省	中小企業基盤整備機構	121.2	114.5	117.2	111.8	・当機構において、平成20年度に俸給表の改定を軸とした給与制度の見直し(定期昇給の抑制、現給保障の廃止、地域手当率の据え置き等を実施)を行い、次年度以降も定期昇給の抑制、地域手当率の据え置き等を実施していること。また、平成21年度においては、地域に密着して中・長期に、きめ細かく中小企業等の支援を可能とするエリア限定職制度(適用者は現本俸を抑制)を創設。これらが、21年度対国家公務員指数の低減に繋がった。 ・今後、定期昇給の抑制、地域手当率の据え置き等により、給与水準の抑制に取り組んでいく所存である。	122.7	112.6	122.7(年齢) 112.6 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
53	国土交通省	建築研究所	104.3	104.8	103.3	104.1	・俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同じであり、引き続き、国に準じて適用する。	98.9	100.5	100程度 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
54	国土交通省	交通安全環境研究所	102.3	103.4	103.2	104.0	・俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同様であり、引き続き、国に準じて給与水準の適正な取組みを行っていく。	100.3	100.0	100.3 (年齢) 100.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
55	国土交通省	海上技術安全研究所	104.4	106.5	102.9	105.4	俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同等の給与を支給しており、引き続き国に準じて適正な給与水準を維持すべく、的確に取り組んでまいりたい。	100.0	100.0	100.0 (年齢) 100.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
56	国土交通省	港湾空港技術研究所	101.9	104.1	101.5	103.6	・俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与体系に準拠した規程を整備し、運用している。 ・引き続き国の給与改定に沿って適正な水準となるように努める。	101.5	101.9	101.5 (年齢) 101.9 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
57	国土交通省	電子航法研究所	103.6	106.4	104.7	107.4	・俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与に準じて定めているところである。 ・引き続き国に準じた適正な取組を行う。	101.0	101.2	101.0 (年齢) 101.2 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
58	国土交通省	航空大学校	106.3	114.9	107.8	114.8	当校は、運輸省の附属機関として設立された後、平成13年4月に独立行政法人へ移行しており、職員給与については、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して支給されているが、都市部の官署に在籍していた国家公務員からの出向者があり、これらの職員に対する地域手当の異動保障や単身赴任手当等の支給が、対国家公務員指数(特に地域勘案、地域・学歴勘案)を押し上げる要因となっている。 今後、人員の計画的配置等により解消することを検討する。 なお、当校の指数算出の根拠となっている調査対象人員は少なく、指数算出のための母数が小さいため、人事異動に伴う属人的な事情の変化等により、指数が大きく左右されてしまうことがある。	100.5	107.2	100.5 (年齢) 107.2 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

	(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)		平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限		
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴	年齢	年齢 + 地域 + 学歴						
59	国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	114.2	114.3	114.1	114.7	1. 平成21年度においては、賞与の支給割合の引下げを行い、本社課長補佐手当の廃止に伴う経過措置による支給割合を縮減し、また他の独立行政法人の取組みも参考にした職員採用形態の多様化を図ったところであり、対国家公務員指数は「114程度」となった。 2. 平成22年度以降においては、本社課長補佐手当の廃止に伴う経過措置を年度末を持って完了させ、また、職員採用形態の多様化が対国家公務員指数に及ぼす効果を検証する。 3. 平成23年度以降も、手当等の見直しを引き続き行うとともに、他の独立行政法人の適正化への取り組みを参考とした上で当機構として何が実施可能かを検証し、可能なものから逐次実施する。	114.4	114.6	114程度	22年度	
60	国土交通省	国際観光振興機構	107.7	94.5	103.8	90.7	国際観光振興機構の給与水準は、独立行政法人化により大幅な引き下げを行った。その結果、職員給与については、機構の事務所が東京特別区に所在し地方組織が無いことから、対国家公務員指数(年齢)では107.7となっているものの、実態に即した(年齢+地域+学歴)で比較した場合は、すでに90.7と大きく下回っている状況である。 これらの状況を踏まえて、地域等の動向を注視しつつ、国家公務員の給与改定を考慮しながら、引き続き、平成22年における地域等を勘案した対国家公務員指数が100を上回らないよう、適切な措置を講じてまいりたい。	105	100	100 年齢 + 地域 + 学歴	22年度	
61	国土交通省	水資源機構	116.0	122.0	115.6	121.6	機構の給与水準については、全国規模での人事異動等の勤務実態を踏まえて決定してきましたが、利水者や国民の皆様のご理解が得られないものとなっていると認識し、平成22年度の対国家公務員指数は114.6、地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は118.9を下回ることを目標として以下に掲げる給与抑制等の措置を講じています。 (1)職員本給及び地域手当のカット 平成17年度から職員の本給カット(本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。)を実施しており、平成22年度においては本給の5%カット及び地域手当の20%カットを実施しています。 (2)地域手当の異動保障の凍結等 平成22年度は、地域手当の異動保障の凍結を実施するとともに、定期昇給の1カ月延伸を実施しています。 (3)業績手当の支給月数の減 管理職に対する平成21年12月期業績手当については、国家公務員に準じた支給月数の引下げ(0.35月)に加え、さらに、0.05月～0.1月カットを行いました。 (4)地域勤務型職員の制度 平成17年度から50歳以上の職員を対象とし、同一地域内での異動を行う職員については、本給(本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。)を一律に減額する制度を導入しています。なお、平成21年度より、本制度は、年齢制限を撤廃して運用しています。 今後とも利水者や国民の皆様のご理解が得られますよう、引き続き、給与水準の適正化に努めてまいります。	114.6 (年齢)	118.9 年齢 + 地域 + 学歴	114.6 (年齢)	118.9 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
62	国土交通省	自動車事故対策機構	104.2	104.5	102.5	103.9	人件費について、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行うこと等を踏まえ、①平成21年度中に、全職員の俸給月額に約5%の引き下げ、②管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成21年度末までに平成18年度比で約15%に相当する管理職(194人中29人)の削減、③国家公務員の給与改正等を踏まえた期末・勤続手当・住居手当等の見直し等を実施したところであり、今後も、引き続き、国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図る。	106.5	104.6	106.5 (年齢)	104.6 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
63	国土交通省	空港周辺整備機構	106.6	108.9	106.2	108.5	■これまでに給与水準適正化のために講じた措置 ・部及び課の統廃合による管理職割合を減少(平成15年10月の独立行政法人移行時から実施) ・55歳以上の昇給停止を実施(H18.4.1施行) ・課長代理級の管理職手当を完全廃止(H19.4.1施行) ・管理職手当減額(H21.1.1施行) ・賞与にかかると管理職加算率引き下げ(H21.1.1施行) ■平成21年度に講じた措置 俸給表の改正(平均増率△0.2%)、期末勤続手当の支給率引き下げ(4.5月→4.15月)、自宅に係る住居手当の廃止(2,500円→廃止) ■今後の取組 従来どおり、「人事院勧告」及び「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」等の趣旨に則し、当機構職員の給与水準を適切なものとする。	109.1	109.7	109.1 (年齢)	109.7 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
64	国土交通省	海上災害防止センター	107.6	107.9	108.4	109.4	これまでに、役員報酬の減額、俸給表の引下げ(平均4.8%)、特外昇給制度の廃止など、給与水準の是正を行ってきたところであり、今後もこれら取組みを継続するとともに、出向者数及び配置ポストの見直しを図ること等により、平成22年度の年齢勘案した対国家公務員指数を109.9(20年度比△1.7)以下・年齢+地域+学歴を勘案した対国家公務員指数を109.1(20年度比△3.7)以下まで引き下げる予定である。 また、職員の若返り(定年退職者を新規採用者で補充)を進めることにより、人件費の抑制を図る予定である。	109.9	109.1	109.9 年齢 + 地域 + 学歴	22年度	

	(事務・技術)対国指数				平成22年度に見込まれる(事務・技術)対国指数		目標水準	目標期限	
	年齢	年齢+地域	年齢+学歴	年齢+地域+学歴	年齢	年齢+地域+学歴			
65	国土交通省	都市再生機構	118.5	114.9	115.1	113.0	118程度 114程度	118程度(年齢) 114程度年齢+地域+学歴	22年度
			<p>講ずる措置(具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)</p> <p>1 当機構においては、国の給与構造改革に準じて平成19年度より給与構造改革を実施し、概ね5年間で本給与水準を4.8%引下げるとともに、 ①昇給額について最大約4割の削減を実施 ②特に全職員の3/4を占める非管理職層(国に対して相対的に高い部分)について国を上回る大幅な引下げの実施 ③全職員について昇給を1号給抑制する措置を4年間にわたって実施(H19.4～H23.3)などの改革を行いました。この改革を通じて、年功的な給与上昇を抑制するとともに、より職務・職責に応じた給与体系に転換しました。更に、平成21年度においては、国の改定状況を参考とし、本給等を平均0.35%引き下げました。特に若年層の本給については、国との給与体系の差異を考慮し、国を上回る引下げを行うとともに、諸手当については、自宅に係る住居手当を廃止しました。 また、特別手当についても国の期末・勤労手当の支給月数を参考に、年間△0.35月の支給月数の引き下げを行いました。(年間4.5月～4.15月) このほか、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会からの指摘を踏まえ、危険手当の一部について廃止しました。 今後年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた新たな給与体系の継続的な運用を進めるとともに、業務の見直しとあわせて組織のスリム化を進め、管理職数を削減すること等により、給与水準の適正化を図ることとしています。 2 これらにより、平成22年度の年齢・地域・学歴を勘案した実質的な対国家公務員指数は114程度になるものと見込まれます。(なお、年齢のみを勘案した同指数は118程度になるものと見込まれます。)</p>						
66	国土交通省	日本高速道路保有・債務返済機構	115.3	102.6	113.3	101.3	116程度 106程度	116程度(年齢) 106程度年齢+地域+学歴	22年度
			<p>当機構は、平成17年10月の設立以来、民間で言えば本社の企画・財務部門に相当する組織として、即戦力となる優秀な人材の意向を得て、業務ノウハウの蓄積を図ってきました。 こうした状況を踏まえ、組織体制については、平成21年度には、管理職の一部見直し(経理部調査役(課長級)を経理課課長代理に振替え)の措置を講じてきたところですが、引き続き管理職の削減などを含む組織体制の見直しを進めていくこととしている。 また、今後とも、人員配置については、これまでに蓄積したノウハウを活かしながら、専門職的な人材に任せることができる部分は任せる、若返りを図る、意向を通じ幅広い人材の確保を図るなど、適材適所の人員配置を進めることとしている。</p>						
67	国土交通省	住宅金融支援機構	127.6	117.7	123.7	114.9	125程度 114.9以下	125程度(年齢) 116程度年齢+地域+学歴	22年度
			<p>【措置の内容】 給与水準の適正化については、当機構の前身である住宅金融公庫の時代から以下のとおり取り組んでいる。 (1) 公庫における取組状況(平成18年度) ・本俸を平均0%引き下げ(管理職は平成17年10月先行実施) ・平均昇給率を国家公務員の1/2程度に抑制 (2) 機構における取組状況(平成19年度～) <平成19年度> ・本俸を平均5.03%引き下げ ・賞与の年間支給月数を0.3ヶ月引き下げ(4.75ヶ月→4.45ヶ月*) *平成19年4月1日現在の年間支給月数ベース <平成20年度以降> ・業務職(平成19・20年度に総合職から業務職に転換した職員)本俸を平均5%引き下げを実施 <平成21年度> ・業務職(平成21年度に総合職から業務職に転換した職員)本俸の平均5%引き下げを実施 ・俸給月額および賞与支給月額の引下げ(平均改定率△0.24%)及び賞与支給月数の引下げ(▲0.35か月(4.50か月→4.15か月))を実施 <平成22年度> ・業務職(平成22年度に総合職から業務職に転換した職員)本俸の平均5%引き下げを実施 ・業務職(住宅金融公庫時代に非転勤職であった職員)本俸の現給保障を打ち切り(平成19年3月比で5%引下げ) ・管理職手当の支給区分を見直し(支給総額ベースで約3%引下げ) 【現状における効果及び今後の対国家公務員指数の見込み】 給与水準の適正化に向けた取り組みの結果、平成21年度は平成17年度の水準に比べ地域・学歴考慮後で11.1ポイント(年齢のみを勘案した場合は7.4ポイント)低下している。 これらにより、給与水準の適正化については、平成22年度の地域・学歴を勘案した実質的な対国家公務員指数は114.9を下回る見通しである。(なお、年齢のみを勘案した同指数は125程度となる見通しである。)</p>						
68	環境省	環境再生保全機構	112.1	112.1	108.7	110.5	概ね112程度 概ね109程度	概ね112(年齢) 概ね109年齢+地域+学歴	22年度
			<p>1. 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間にわたる人員の5%以上の削減については、前倒しで平成20年度に達成しているが、総人件費改革に基づく取組を、引き続き継続する。 2. また、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを計画的かつ着実に実施することにより給与水準の低減を図る。 <具体的な改善策> (平成18年度に講じた措置) ① 一般職における賞与支給割合の引き下げ(△0.15月) ② 役職手当の定額化(最大で月額19,000円の引き下げ) (平成19年度に講じた措置) ① 一般職における賞与支給割合の据置き(国は0.05月引き上げ) ② 俸給表改定の見送り ③ 初任給改定の見送り ④ 扶養手当引き上げの1年見送り(国は月額500円引き上げ) (平成20年度に講じた措置) 人事評価制度を活用し、賞与以外の給与にも法人の業績評価やその職員の勤務成績の反映を行うなど給与体系の見直しを進めた。 また、役職手当の定率制から定額制への移行、賞与支給割合の引き下げなどにより、給与水準の抑制に努めた。 (平成21年度に講じた措置) ① 本俸基準額表を0.4%～0.2%引き下げ(国は0.2%引き下げ) ② 賞与支給割合の引き下げ(▲0.35月) ③ 所有住宅に係る住居手当の廃止 ④ 併任による管理職の実質的な削減 ⑤ 人事評価制度を活用し、賞与、昇給に法人の業績評価やその職員の勤務成績の反映を行うなど給与体系の見直しを進めた。 (平成22年に講じた措置) 業務の見直し等に併せて、管理職数の削減に努める。 <給与水準は正の目標水準及び具体的期限> 上記の措置を講ずることにより、平成18年度の対国家公務員指数119.3について、平成22年度までに対国家公務員指数を概ね112程度とし、地域差、学歴構成を勘案した指数は概ね109程度とする。 <参考> ○国の財政支出規模と支出予算の総額に占めるその割合25.29% (国からの財政支出額 27,968,191千円、支出予算の総額 110,589,778千円) ○繰越欠損金なし</p>						

(注)1.「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日「総務省行政管理局」に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 独立行政法人の給与水準(事務・技術職員)が対国家公務員指数(年齢勘案)が100を上回る法人について、各独立行政法人が講ずるとしている給与水準改善策と各法人が独自に試算した平成22年度に見込まれる対国家公務員指数及び目標水準・目標期限を取りまとめたものである。

役員報酬の支給状況(役員報酬は支給総額を記載)

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
内閣府	◎ 国立公文書館	※13,038	※11,049	—	2,581	2	41
		※6,617	※4,939				
	北方領土問題対策協会	18,231	※8,920	—	969	2	18
			※1,413				
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	17,600	22,000	※5,989	11,284	3	218
消費者庁	国民生活センター	17,730	※2,701	—	3,345	4	124
			※12,107				
			14,777				
			※5,727				
			※8,285				
総務省	情報通信研究機構	22,381	※10,590	15,687	45,196	7	427
			14,773				
			13,356				
			15,818				
			※5,331				
		15,526					
	◎ 統計センター	※6,967	14,989	—	11,113	3	850
		※10,946	※4,954				
			※9,475				
	平和祈念事業特別基金	※11,975	14,560	—	1,105	1	15
※764							
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	20,932	※4,976	14,639	23,929,511	3	39	
		※9,831					
法務省	日本司法支援センター	17,903	15,959	—	42,239	2	788
			※46				
外務省	国際協力機構	21,306	18,395	14,490	168,538	13	1,664
			15,948	14,472			
			15,946	※8,400			
			15,895				
			16,058				
			※13,066				
			※2,941				
			※5,899				
			※10,053				
			※5,884				
			※10,069				
			※5,324				
			※8,134				
		※1,138					
		19,362	※6,055	—	17,148	2	220
		※8,992					
財務省	酒類総合研究所	13,877	13,455	—	1,223	2	47
	◎ 造幣局	19,878	※6,449	※4,520	47,993	6	961
			※9,462	※9,801			
			14,673	14,881			
			13,339				
	◎ 国立印刷局	20,555	※10,264	15,211	77,538	7	4,533
			15,244	13,797			
			15,226				
			※4,846				
			※10,163				
日本万国博覧会記念機構	17,297	※11,888	13,382	3,833	4	48	
		※2,671					
		※4,370					
		※10,087					

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
文 部 科学省	国立特別支援教育総合研究所	16,813	14,452	—	1,311	2	71
	大学入試センター	17,624	15,185	14,155	11,018	3	97
	国立青少年教育振興機構	17,624	14,018	12,692	15,957	5	535
			※13,957				
			14,018				
			14,102				
	国立女性教育会館	14,116	※12,564	—	1,009	1	23
	国立国語研究所	※8,428	※7,198	—	514	2	52
	国立科学博物館	※7,267	※14,999	—	3,435	1	129
			※11,054				
	物質・材料研究機構	※5,944	17,960	15,187	24,654	5	613
			※12,729				
			16,850				
			16,463				
	防災科学技術研究所	16,603	※7,577	13,507	10,900	3	138
			※6,235				
	放射線医学総合研究所	19,020	15,022	15,229	14,374	4	418
			15,179				
	国立美術館	18,819	※5,145	—	13,661	3	119
			※10,184				
			17,069				
	国立文化財機構	17,755	17,590	—	13,887	4	332
			13,833				
			16,127				
	教員研修センター	16,876	14,570	13,562	1,711	3	42
	科学技術振興機構	17,192	※12,697	12,145	143,827	6	710
			※4,811				
			※9,337				
			14,219				
			※2,614				
			14,443				
	日本学術振興会	17,732	15,059	※5,270	191,166	4	97
			14,637	※5,477			
理化学研究所	20,933	16,901	※4,187	114,830	8	1,842	
		15,537	※9,299				
		16,051	※11,078				
		15,451	※2,562				
		14,259					
宇宙航空研究開発機構	21,278	18,273	14,370	254,273	11	1,986	
		16,397	14,702				
		16,209					
		14,152					
		15,592					
		15,857					
		15,550					
		※7,412					
		※6,066					
日本スポーツ振興センター	18,114	※13,936	※6,740	105,284	6	338	
		※1,148	※5,593				
		15,098					
		15,168					
		※7,494					
		※7,674					
日本芸術文化振興会	※5,601	15,062	13,798	27,166	4	307	
	※12,011	15,257					
		※14,648					

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
文 部 科学省	日本学生支援機構	17,777	※10,713	13,798	1,683,583	6	445
			※6,282				
			16,141				
			15,943				
			※10,751				
			※5,036				
	海洋研究開発機構	18,308	13,665	12,979	45,802	5	944
			15,158				
			15,166				
	国立高等専門学校機構	16,618	15,698	—	83,908	6	6,372
			14,599				
			14,132				
			14,848				
			13,625				
	大学評価・学位授与機構	16,618	13,665	—	2,131	2	139
			※13,310				
	国立大学財務・経営センター	16,612	14,189	—	170,857	2	24
	日本原子力研究開発機構	20,022	17,223	※11,112	204,229	11	4,365
			16,538	※2,406			
			※5,436	※6,485			
※10,976			※5,710				
※7,465							
※5,956							
15,263							
14,612							
14,612							
14,249							
厚 生 労働省	国立健康・栄養研究所	16,090	17,273	—	432	2	46
	労働安全衛生総合研究所	16,754	14,285	※4,871	2,810	4	100
			14,357	※9,078			
	勤労者退職金共済機構	19,471	※13,553	※6,653	535,282	5	257
			※3,067	※5,515			
			※12,240				
			※2,770				
			※12,282				
			※2,376				
			※12,260				
	高齢・障害者雇用支援機構	16,558	15,492	12,642	69,046	6	722
			13,980				
			※6,761				
			13,670				
			13,782				
	福祉医療機構	18,019	※5,582	12,285	208,304	6	260
			※7,757				
			15,513				
			15,430				
			15,642				
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	13,015	11,415	—	3,910	3	246	
		11,666					
労働政策研究・研修機構	17,232	※11,628	※3,840	3,307	4	118	
		※2,703	※9,149				
		14,519					
		※2,012					
		※4,928					
雇用・能力開発機構	18,514	※14,321	※12,342	572,769	4	3,677	
		15,456					
		※14,393					
		15,297					
		15,182					

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)			
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)	
厚生 労働省	労働者健康福祉機構	18,783	15,234	※3,966	307,827	6	13,729	
			15,149	※8,774				
			15,183					
			15,198					
	◎ 国立病院機構	22,930	18,952	13,964	865,845	7	51,026	
								16,050
								※6,972
								※9,088
								16,070
	医薬品医療機器総合機構	16,830	14,824	13,879	41,764	5	519	
								※5,229
								※9,531
								15,195
医薬基盤研究所	17,937	—	—	12,941	1	68		
年金・健康保険福祉施設整理機構	21,805	—	—	100,444	1	33		
年金積立金管理運用	19,395	※5,618	13,399	46,305	3	75		
		※10,306						
農 林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	13,304	12,823	10,633	8,048	5	664	
			12,102					
			10,365					
	種苗管理センター	16,353	13,403	—	3,687	3	304	
			11,377					
	家畜改良センター	15,761	12,868	—	9,438	3	848	
			11,123					
	水産大学校	13,813	14,945	—	3,182	2	183	
	農業・食品産業技術総合研究機構	17,911	17,743	13,694	60,797	15	2,816	
				※935				※4,433
				※15,613				※9,058
				※5,016				12,069
				※10,092				
				15,418				
				12,907				
				15,236				
				12,883				
				14,129				
				14,207				
				14,153				
	12,996							
	農業生物資源研究所	18,065	15,135	9,899	12,331	4	353	
			14,179					
	農業環境技術研究所	16,270	13,168	10,236	4,169	3	160	
	国際農林水産業研究センター	15,187	12,068	10,835	4,123	3	183	
	森林総合研究所	16,966	※7,522	13,572	100,244	8	1,204	
			※8,344					
			13,925					
			15,282					
			17,061					
			15,654					
	15,669							
水産総合研究センター	15,901	14,555	12,236	29,150	8	927		
		※4,805					12,306	
		※9,576						
		14,913						
		※6,283						
		※8,168						
14,660								

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)			
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)	
農 林 水産省	農畜産業振興機構	18,589	※6,805	※4,109	384,035	10	196	
			※8,938	※9,188				
			※13,191	※6,588				
			※2,943	※5,437				
			※5,000					
			※10,300					
			※12,485					
			※2,772					
			※5,113					
			※10,286					
			15,630					
			※4,762					
			※10,138					
	農業者年金基金	18,289	13,881	※2,563	221,596	4	76	
			※6,262	※11,188				
※7,459								
農林漁業信用基金	20,149	17,088	※4,876	235,597	8	107		
		※14,213	※6,350					
		※2,980	※1,226					
		※5,614	※6,940					
		※10,473	※5,422					
		※6,763						
		※8,843						
		※12,419						
※2,980								
※13,084								
経 済 産 業 省	経済産業研究所	21,036	—	—	1,753	1	44	
	工業所有権情報・研修館	18,180	14,418	—	13,330	2	95	
	日本貿易保険	※10,481	19,269	13,624	79,115	4	152	
		※11,520	17,818					
	産業技術総合研究所	20,178	18,970	11,903	89,934	13	3,057	
			◆2,965	17,535				14,853
			※5,888	◆1,725				
			※10,982					
			15,673					
			15,256					
			17,472					
			17,448					
			17,734					
			17,472					
			18,000					
			◆754					
	◆2,241							
	◆2,241							
	◎ 製品評価技術基盤機構	15,737	14,343	11,921	9,479	4	397	
◆1,305			12,575					
◆285								
◆1,030								
新エネルギー・産業技術総合開発機構	21,245	※9,245	※6,675	288,013	8	1,025		
		※8,724	※8,222					
		※8,078						
		※7,694						
		◆619						
		16,231						
		◆549						
		17,120						
		16,842						
		※3,002						
※14,199								

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
経 済 産 業 省	日本貿易振興機構	20,844	17,602	14,164	40,220	9	1,531
			16,427				
			※6,251				
			※9,425				
			※6,559				
			15,220				
			※9,495				
			15,866				
			※8,722				
			◆1,327				
			◆677				
			◆1,362				
	原子力安全基盤機構	19,405	15,055	16,442	23,638	6	445
		◆1,530	※7,632	※8,221			
			※10,066	※5,853			
			※14,163				
	情報処理推進機構	18,047	16,808	※2,494	11,122	4	182
			14,667	※10,810			
			◆385	◆350			
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	22,141	19,128	※7,047	2,004,242	6	474
※15,565			※6,708				
※6,792			14,988				
※9,722							
※6,773							
※9,631							
16,781							
※15,600							
◆2,447							
※12,733							
中小企業基盤整備機構	20,212 ◆893	※5,853	14,356	1,434,285	12	829	
		※9,089	※4,452				
		※7,195	※9,766				
		※8,192	※4,404				
		※6,670	※9,532				
		※9,097					
		14,980					
		14,568					
		15,083					
		14,696					
		14,690					
		◆1,115					
		◆1,115					
		◆408					
		◆736					
◆736							
◆736							
国 土 交 通 省	土木研究所	17,911	※6,296	※4,465	12,872	4	467
			※8,276	※8,431			
			14,587				
	建築研究所	15,743	14,294	12,371	2,297	4	84
	交通安全環境研究所	16,901	14,576	—	3,041	2	95
	海上技術安全研究所	17,226	14,457	13,430	4,221	4	217
			13,331				
	港湾空港技術研究所	16,930	14,248	12,295	3,633	3	90
	電子航法研究所	17,158	14,648	12,309	2,246	3	57
	航海訓練所	18,283	13,245	12,915	6,334	4	431
※4,790							
※9,658							

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
国土 交通省	海技教育機構	15,146	12,662	12,724	3,026	4	201
			13,576				
	航空大学校	15,122	—	8,875	2,889	2	114
	自動車検査	19,403	※5,004	14,267	14,147	5	848
			※11,242				
			※5,385				
			※10,866				
			16,188				
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	21,147	18,899	14,259	2,134,181	11	1,593
			※5,521	※6,953			
			※10,010	※5,268			
			※14,615	※11,607			
			※5,215	※2,654			
			※10,658				
			※7,694				
			15,666				
			※5,245				
			※7,555				
			15,664				
			15,945				
	15,874						
	国際観光振興機構	18,274	※4,887	13,631	3,585	5	89
			14,842				
			※12,016				
			※9,937				
			※2,780				
	水資源機構	20,005	15,612	14,026	262,548	8	1,525
			16,037	14,156			
			※12,542				
			※12,586				
			※2,343				
			15,492				
	15,819						
自動車事故対策機構	17,442	14,592	13,162	14,533	6	334	
		14,683	※10,769				
		※7,576					
		※6,925					
空港周辺整備機構	17,241	※12,924	12,946	12,715	6	73	
		※2,920					
		※11,749					
		※2,613					
		13,497					
		12,949					
海上災害防止センター	※6,072	※4,950	※4,713	3,051	4	29	
	※9,982	※8,987	※7,529				
	※3,921						
	※9,598						
都市再生機構	20,843	18,313	14,268	2,473,145	13	3,916	
		※5,754	※4,706				
		※5,829	※8,916				
		16,900	※8,784				
		17,229					
		15,749					
		※5,173					
		※10,487					
		※10,542					
		15,663					
		※9,722					
15,656							

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
国土交通省	奄美群島振興開発基金	※9,744	9,117	—	3,399	1	18
	日本高速道路保有・債務返済機構	22,121	18,101	※7,241	3,919,606	4	84
			16,217	※4,630			
			※13,218	※10,239			
	住宅金融支援機構	21,808	※6,721	※5,471	9,028,171	11	938
			※11,102	※8,565			
			18,051	14,758			
			16,462	13,492			
			16,319				
			16,361				
16,413							
16,256							
環境省	国立環境研究所	15,153	15,104	—	13,961	3	214
			※15,690				
	環境再生保全機構	18,914	15,385	◆1,599	110,590	5	145
			※5,656	11,008			
			※9,458				
		◆873					
		14,455					
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	19,046	12,639	12,485	3,656	3	326

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 年間報酬は平成21年度に支給された実際の総額を記載しており、※は平成21年度の在籍期間が1年間に満たないことを示す。

3 ◆は21年度以前に辞めた者に対して21年度中に支払われた業績給であることを示す。

4 「—」は該当する役員がいないことを示す。

5 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。

6 「年間報酬」には、諸手当を含む。

7 「理事」には、副理事長等を含む。

8 「予算額」は、平成21年度計画(変更された場合には変更後の計画)に記載されている業務経費、施設整備費等を含む支出予算の総額である。

9 「役員数」は、平成22年3月31日現在の常勤役員数である。

10 「職員数」は、平成22年3月31日現在の常勤職員数(下記の職員を除く。)である。

・競争的研究資金により雇用される任期付職員

・研究開発独立行政法人の受託研究者又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員

・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)

役員の退職手当の支給状況

(1) 理事長

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
内閣府	◎ 国立公文書館	18,463	8	3	平成21年7月7日	1.0
財務省	◎ 造幣局	10,015	5	4	平成20年7月17日	1.0
	◎ 国立印刷局	5,503	3	8	平成21年3月31日	1.0
文部科学省	日本芸術文化振興会	7,696	5	2	平成21年6月30日	1.0
	大学評価・学位授与機構	7,455	5	0	平成21年3月31日	1.0
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	5,928	4	0	平成21年3月31日	1.0
	労働安全衛生総合研究所	16,730	8	0	平成21年3月31日	1.0
経済産業省	日本貿易保険	13,638	6	6	平成21年7月31日	1.0
	◎ 製品評価技術基盤機構	5,532	4	0	平成21年3月31日	1.0
	原子力安全基盤機構	9,303	5	6	平成21年3月31日	1.0
理事長計		100,263				

(2) 理事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
内閣府	沖縄科学技術研究基盤整備機構	1,995	1	7	平成19年4月13日	0.9
消費者庁	国民生活センター	2,343	2	0	平成21年9月30日	1.0
総務省	情報通信研究機構	4,552	4	0	平成20年3月31日	0.9
		5,058	4	0	平成21年3月31日	1.0
法務省	日本司法支援センター	1,241	1	0	平成21年4月1日	1.0
財務省	◎ 造幣局	4,725	3	5	平成21年7月31日	1.0
		3,528	3	0	平成21年3月31日	1.0
		3,075	2	11	平成20年8月31日	0.9
文部科学省	物質・材料研究機構	4,348	2	11	平成20年7月31日	1.0
	防災科学技術研究所	2,950	2	4	平成20年7月31日	1.0
	国立美術館	5,532	4	0	平成21年6月30日	1.0
	国立文化財機構	2,766	2	0	平成21年3月31日	1.0
	科学技術振興機構	3,047	2	3	平成21年12月31日	1.0
		2,484	2	0	平成21年7月14日	1.0
		8,698	5	0	平成20年9月30日	1.0
		5,178	4	0	平成21年3月31日	1.0
厚生労働省	海洋研究開発機構	7,216	5	6	平成21年3月31日	1.0
厚生労働省	勤労者退職金共済機構	4,955	4	0	平成20年6月30日	1.0
経済産業省	産業技術総合研究所	7,998	5	0	平成20年3月31日	0.9
		2,787	2	0	平成20年3月31日	1.0
	◎ 製品評価技術基盤機構	4,368	4	0	平成21年3月31日	1.0
	新エネルギー・産業技術総合開発機	8,451	5	11	平成21年8月16日	1.0
	日本貿易振興機構	3,670	2	11	平成21年6月29日	1.0
	原子力安全基盤機構	4,709	3	5	平成21年7月31日	1.0
国土交通省	国際観光振興機構	4,800	4	0	平成21年7月13日	1.0
		1,795	1	6	平成21年12月31日	1.0
	水資源機構	6,057	4	7	平成21年3月31日	0.9
		3,430	3	0	平成19年6月25日	0.9
		6,989	4	10	平成20年3月31日	1.0
	空港周辺整備機構	2,858	2	3	平成20年10月31日	1.0
		4,345	3	4	平成21年12月31日	1.0
		5,873	5	0	平成21年12月31日	1.0
	海上災害防止センター	3,348	3	0	平成21年6月17日	1.0
環境省	環境再生保全機構	2,795	2	3	平成20年9月30日	1.0
		3,726	3	0	平成21年6月30日	1.0
理事計		151,690				

(3) 監事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額) (千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
			年	月		
財務省	◎ 造幣局	4,704	4	0	平成21年6月30日	1.0
	◎ 国立印刷局	2,352	2	0	平成21年3月31日	1.0
文部科学省	放射線医学総合研究所	8,261	6	0	平成21年3月31日	0.9
	宇宙航空研究開発機構	2,393	2	1	平成20年10月31日	1.0
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	3,640	3	4	平成21年7月25日	1.0
	労働政策研究・研修機構	4,254	4	0	平成21年6月25日	1.0
	雇用・能力開発機構	2,628	2	5	平成20年7月25日	1.0
	労働者健康福祉機構	3,534	3	3	平成21年6月30日	1.0
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	4,327	3	11	平成21年8月31日	1.0
	原子力安全基盤機構	4,012	3	3	平成21年9月30日	1.0
国土交通省	航空大学校	1,776	2	0	平成21年3月31日	1.0
	水資源機構	5,909	4	10	平成20年7月31日	1.0
環境省	環境再生保全機構	5,700	5	0	平成21年3月31日	1.0
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	1,952	2	0	平成20年3月31日	1.0
監事計		55,442				

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。

3 公表時点において、退職手当支給額の全額が確定し、平成21年度中にその全額を支払い終えた者のみを記載している。

4 「理事」には副理事長等を含む。

5 「業績勘案率」とは、役員の退職手当の額を決定するに当たり、俸給月額に支給率を乗じた額に乗ずる率であり、各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定するものである。

(1) 人件費の削減を行う法人

主務省	法人名	達成度合いを測る基準額(a) (平成17年度実績)	平成21年度実績(b)	(b)-(a)	増減率	増減率 (補正值)
消費者 庁	国民生活センター	(千円) 1,053,292	(千円) 953,483	(千円) ▲ 99,809	% ▲ 9.5	% ▲ 7.8
総務省	情報通信研究機構	4,098,259	3,748,859	▲ 349,400	▲ 8.5	▲ 6.8
	平和祈念事業特別基金	196,690	166,409	▲ 30,281	▲ 15.4	▲ 13.7
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構 *	417,861	395,847	▲ 22,014	▲ 5.3	▲ 3.6
外務省	国際協力機構	16,739,530	15,329,607	▲ 1,409,923	▲ 8.4	▲ 6.7
	国際交流基金	2,221,219	2,033,692	▲ 187,527	▲ 8.4	▲ 6.7
財務省	酒類総合研究所 ◇	422,521	373,786	▲ 48,735	▲ 11.5	▲ 9.8
	日本万国博覧会記念機構	482,041	435,469	▲ 46,572	▲ 9.7	▲ 8.0
文 部 科学省	国立特別支援教育総合研究所	664,822	598,831	▲ 65,991	▲ 9.9	▲ 8.2
	大学入試センター	812,241	743,793	▲ 68,448	▲ 8.4	▲ 6.7
	国立青少年教育振興機構	4,477,401	3,654,553	▲ 822,848	▲ 18.4	▲ 16.7
	国立女性教育会館	209,334	192,116	▲ 17,218	▲ 8.2	▲ 6.5
	国立国語研究所 ※	519,023	413,403	▲ 105,620	▲ 20.3	▲ 18.6
	国立科学博物館 ◇	1,221,881	1,100,426	▲ 121,455	▲ 9.9	▲ 8.2
	物質・材料研究機構 ☆# ◇	5,450,049	5,142,218	▲ 307,831	▲ 5.6	▲ 3.9
	防災科学技術研究所 ☆# ◇	1,267,729	1,075,912	▲ 191,817	▲ 15.1	▲ 13.4
	放射線医学総合研究所 ☆◇	3,445,569	3,206,752	▲ 238,817	▲ 6.9	▲ 5.2
	国立美術館	1,016,067	967,616	▲ 48,451	▲ 4.8	▲ 3.1
	国立文化財機構	2,878,750	2,688,829	▲ 189,921	▲ 6.6	▲ 4.9
	教員研修センター	416,199	371,231	▲ 44,968	▲ 10.8	▲ 9.1
	科学技術振興機構 ☆◇	5,903,150	5,548,695	▲ 354,455	▲ 6.0	▲ 4.3
	日本学術振興会 ☆	734,615	700,140	▲ 34,475	▲ 4.7	▲ 3.0
	宇宙航空研究開発機構 ☆# ◇	17,870,864	16,547,700	▲ 1,323,164	▲ 7.4	▲ 5.7
	日本スポーツ振興センター	2,969,565	2,670,727	▲ 298,838	▲ 10.1	▲ 8.4
	日本芸術文化振興会	2,431,199	2,297,045	▲ 134,154	▲ 5.5	▲ 3.8
	日本学生支援機構	4,253,487	3,485,812	▲ 767,675	▲ 18.0	▲ 16.3
	海洋研究開発機構 ☆# ◇	5,802,460	4,513,638	▲ 1,288,822	▲ 22.2	▲ 20.5
	国立高等専門学校機構	48,837,144	44,416,515	▲ 4,420,629	▲ 9.1	▲ 7.4
	大学評価・学位授与機構	1,017,337	880,531	▲ 136,806	▲ 13.4	▲ 11.7
	国立大学財務・経営センター	252,248	197,841	▲ 54,407	▲ 21.6	▲ 19.9
	日本原子力研究開発機構 ☆# ◇	40,687,464	37,510,249	▲ 3,177,215	▲ 7.8	▲ 6.1
厚 生 労働省	国立健康・栄養研究所 ◇	429,528	400,757	▲ 28,771	▲ 6.7	▲ 5.0
	労働安全衛生総合研究所 ◇	1,015,390	900,993	▲ 114,397	▲ 11.3	▲ 9.6
	勤労者退職金共済機構	2,148,430	1,879,505	▲ 268,925	▲ 12.5	▲ 10.8
	高齢・障害者雇用支援機構	5,429,682	5,006,639	▲ 423,043	▲ 7.8	▲ 6.1
	福祉医療機構	2,412,895	2,096,883	▲ 316,012	▲ 13.1	▲ 11.4
	労働政策研究・研修機構 ◇	1,201,763	1,032,945	▲ 168,818	▲ 14.0	▲ 12.3
	雇用・能力開発機構	34,203,169	27,048,312	▲ 7,154,857	▲ 20.9	▲ 19.2
	労働者健康福祉機構	101,685,384	104,579,228	2,893,844	2.8	4.5
	国立病院機構	304,525,998	319,214,055	14,688,057	4.8	6.5
	医薬品医療機器総合機構	3,742,988	3,656,921	▲ 86,067	▲ 2.3	▲ 0.6
	医薬基盤研究所 ◇	641,885	574,724	▲ 67,161	▲ 10.5	▲ 8.8
	年金積立金管理運用	803,974	681,148	▲ 122,826	▲ 15.3	▲ 13.6

主務省	法人名	達成度合いを測る基準額(a) (平成17年度実績)	平成21年度実績(b)	(b)-(a)	増減率	増減率 (補正值)
		(千円)	(千円)	(千円)	%	%
農 林 水産省	農林水産消費安全技術センター	4,886,806	4,439,838	▲ 446,968	▲ 9.1	▲ 7.4
	種苗管理センター	2,111,090	2,001,319	▲ 109,771	▲ 5.2	▲ 3.5
	家畜改良センター	5,317,225	5,012,041	▲ 305,184	▲ 5.7	▲ 4.0
	水産大学校	1,436,682	1,342,511	▲ 94,171	▲ 6.6	▲ 4.9
	農業・食品産業技術総合研究機構 ◇	23,135,042	21,441,903	▲ 1,693,139	▲ 7.3	▲ 5.6
	農業生物資源研究所 ◇	3,289,445	3,004,108	▲ 285,337	▲ 8.7	▲ 7.0
	農業環境技術研究所 ◇	1,557,363	1,398,896	▲ 158,467	▲ 10.2	▲ 8.5
	国際農林水産業研究センター ◇	1,376,381	1,319,538	▲ 56,843	▲ 4.1	▲ 2.4
	森林総合研究所 ◇	6,272,070	5,917,297	▲ 354,773	▲ 5.7	▲ 4.0
	水産総合研究センター ◇	7,667,558	7,113,948	▲ 553,610	▲ 7.2	▲ 5.5
	農畜産業振興機構	2,189,367	1,894,704	▲ 294,663	▲ 13.5	▲ 11.8
	農業者年金基金	754,840	645,089	▲ 109,751	▲ 14.5	▲ 12.8
	農林漁業信用基金	1,211,881	1,040,033	▲ 171,848	▲ 14.2	▲ 12.5
経 済 産業省	経済産業研究所	444,806	370,007	▲ 74,799	▲ 16.8	▲ 15.1
	工業所有権情報・研修館	1,043,901	918,107	▲ 125,794	▲ 12.1	▲ 10.4
	産業技術総合研究所 ☆◇	29,336,933	27,254,280	▲ 2,082,653	▲ 7.1	▲ 5.4
	新エネルギー・産業技術総合開発機構 ◇	6,614,531	5,982,947	▲ 631,584	▲ 9.5	▲ 7.8
	日本貿易振興機構	13,664,699	12,149,081	▲ 1,515,618	▲ 11.1	▲ 9.4
	原子力安全基盤機構	4,688,323	4,412,865	▲ 275,458	▲ 5.9	▲ 4.2
	情報処理推進機構 ☆	1,757,044	1,552,978	▲ 204,066	▲ 11.6	▲ 9.9
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5,004,745	4,141,921	▲ 862,824	▲ 17.2	▲ 15.5
中小企業基盤整備機構	7,982,538	6,984,073	▲ 998,465	▲ 12.5	▲ 10.8	
国 土 交通省	土木研究所 ◇	3,708,094	3,426,427	▲ 281,667	▲ 7.6	▲ 5.9
	建築研究所 ◇	834,225	792,540	▲ 41,685	▲ 5.0	▲ 3.3
	交通安全環境研究所 ◇	819,557	747,939	▲ 71,618	▲ 8.7	▲ 7.0
	海上技術安全研究所 ◇	1,926,186	1,820,394	▲ 105,792	▲ 5.5	▲ 3.8
	港湾空港技術研究所 ◇	863,828	817,190	▲ 46,638	▲ 5.4	▲ 3.7
	電子航法研究所 ◇	606,377	527,735	▲ 78,642	▲ 13.0	▲ 11.3
	航海訓練所	3,744,390	3,302,839	▲ 441,551	▲ 11.8	▲ 10.1
	海技教育機構	1,739,035	1,607,348	▲ 131,687	▲ 7.6	▲ 5.9
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	16,603,447	13,884,581	▲ 2,718,866	▲ 16.4	▲ 14.7
	国際観光振興機構	1,132,559	939,633	▲ 192,926	▲ 17.0	▲ 15.3
	水資源機構	14,338,034	13,185,541	▲ 1,152,493	▲ 8.0	▲ 6.3
	自動車事故対策機構	2,909,116	2,549,106	▲ 360,010	▲ 12.4	▲ 10.7
	海上災害防止センター	310,515	278,565	▲ 31,950	▲ 10.3	▲ 8.6
	奄美群島振興開発基金	151,912	124,783	▲ 27,129	▲ 17.9	▲ 16.2
	日本高速道路保有・債務返済機構 △	946,338	795,837	▲ 150,501	▲ 15.9	▲ 14.2
	住宅金融支援機構□ ◎	9,755,681	8,384,312	▲ 1,371,369	▲ 14.1	▲ 12.4
環境省	国立環境研究所 ◇	2,323,935	2,021,372	▲ 302,563	▲ 13.0	▲ 11.3
合計(82法人)		831,467,596	804,977,461	▲ 26,490,135	▲ 3.2	▲ 1.5

(2) 人員の削減を行う法人

主務省	法人名	達成度合いを測る基準額(a) (平成17年度実績)	平成21年度実績(b)	(b)-(a)	増減率
内閣府	国立公文書館	(人) 44	(人) 43	(人) ▲ 1	% ▲ 2.3
	北方領土問題対策協会	21	20	▲ 1	▲ 4.8
総務省	統計センター	912	853	▲ 59	▲ 6.5
財務省	造幣局	1,112	967	▲ 145	▲ 13.0
	国立印刷局	5,056	4,540	▲ 516	▲ 10.2
文部科学省	理化学研究所 ☆# ◇	2,233	1,850	▲ 383	▲ 17.2
厚生労働省	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	302	249	▲ 53	▲ 17.5
	年金・健康保険福祉施設整理機構	36	34	▲ 2	▲ 5.6
経済産業省	日本貿易保険	157	156	▲ 1	▲ 0.6
	製品評価技術基盤機構	429	401	▲ 28	▲ 6.5
国土交通省	航空大学校	124	116	▲ 8	▲ 6.5
	自動車検査	876	855	▲ 21	▲ 2.4
	空港周辺整備機構	95	79	▲ 16	▲ 16.8
	都市再生機構	4,326	3,929	▲ 397	▲ 9.2
環境省	環境再生保全機構	161	150	▲ 11	▲ 6.8
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	396	329	▲ 67	▲ 16.9
合計(16法人)		16,280	14,571	▲ 1,709	▲ 10.5

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成21年度）」（平成22年8月10日 総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 各法人は、中期目標・中期計画に定められた人件費の削減又は人員の純減を図ることとなるが、本表(a)欄に示した金額又は人数は、その取組の結果を実績に基づいて測定し、目標達成の進捗よく状況、達成度合いを判断する際の基準となるものである。

3 削減の対象となる人件費の範囲は、常勤の役員及び職員に支給される報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

4 削減の対象となる人員の範囲は、常勤の役員及び職員である。

5 増減率（補正值）とは、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職（一）職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は+0.7%、平成20年度は0%、平成21年度は▲2.4%となっている。

6 *は平成19年10月に設立された法人であり、基準額については、中期計画にあるとおり、「平成19年度の当該経費相当額(人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。))相当額を標準的な年間あたり経費に換算した額」を算出した。

7 ☆は、競争的研究資金により任期付職員を雇用している法人であることを示す。競争的研究資金については、公募により交付先が決定され、あらかじめ人件費を見込むことができない。このため、同資金による人件費については削減対象とされていない。

8 #は、研究開発独立行政法人の受託研究者又は共同研究のための民間からの外部資金による任期付き職員を雇用している法人であることを示す。同資金については、あらかじめ人件費を見込むことができないことに加え、その政策的意義に鑑み、同資金による人件費については削減対象とはされていない。

9 ◇は、国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（H18.3.28閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）を雇用している法人であることを示す。研究開発法人における当該人件費については、その政策的意義に鑑み、削減対象とはされていない。

10 ※は平成21年10月に大学共同利用機関法人となった法人であり、「平成21年度実績(b)」欄の額は、同年4月1日から9月30日までの独立行政法人において該当する額及び同年10月1日から平成22年3月31日までの大学共同利用機関法人において該当する額を合算した額を記載している。

11 △は平成17年度途中に設立された法人であり、基準額は設立から平成17年度末までの支給実績を基に推計している。

12 ◎は平成19年4月に設立された法人であり、基準額については、中期計画にあるとおり、「平成18年度の住宅金融公庫の人件費（機構が権利及び義務を承継した保証協会にかかる人件費を含む。）」を算出した。

13 国際協力機構の基準額については、平成20年10月1日の国際協力銀行の海外経済協力業務の承継に伴う増員分(339人)を含んで算出したものとなっている。

14 高齢・障害者雇用支援機構の基準額には、第1期中期計画上、「精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラム」に係る人件費は事業開始(平成17年10月)後1年間の人件費を含むとされており、平成18年4月～同年9月までの実績を平成17年度の実績額5,282,594千円に加え記載している。

15 医薬品医療機器総合機構の基準額については、平成18年12月25日総合科学技術会議意見具申において、医薬品審査の迅速化・効率化のため、機構の審査人員について3年間で概ね倍増とされたことを踏まえ、基準年度（平成17年度）の実績額に、平成21年度までの医薬品審査人員の増員分に係る人件費（1,167,614千円）を加えて補正した額となっている。また、「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言」（平成20年5月19日対日投資有識者会議）において、デバイス・ラグの解消に向けた取組として、医療機器の審査員（35人）を概ね5年で3倍増（100人程度）とするとされたことを踏まえ、22年度末の医療機器審査人員に係る人件費の実績額の確定後において、基準額の補正を行うことから、医療機器審査人員に係る人件費を除外している。

- 16 国民生活センターは、平成21年4月1日の旧緑資源機構の職員採用に伴い増員となっているが、「廃止等を伴う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成20年6月9日付け 行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、人件費の5%以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員分を除算した額となっている。当該人件費については、削減対象とされていない。
- 17 国際農林水産業研究センター及び森林総合研究所は、平成20年4月1日の旧緑資源機構の業務承継に伴い増員となっているが、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成20年6月9日付け 行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、人件費の5%以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員分を除算した額となっている。これらの人件費については、削減対象とされていない。
- 18 工業所有権情報・研修館の基準額については、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34人)を含んで算出したものとなっている。
- 19 土木研究所の基準額については、平成20年4月1日の業務移管に伴う増員分(138人)を含んで算出したものとなっている。
- 20 沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、その開学については、主任研究員が50人程度に達した時点を目途とするとされていることから、対象法人とはされていない。
- 21 日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、21年度に大幅に事業量が増大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

給与、報酬等支給総額

主務省	法人名	平成20年度 (千円)	平成21年度 (千円)	対前年度比較増▲減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
内閣府	◎ 国立公文書館	407,086	388,894	▲ 18,192	▲ 4.5
	北方領土問題対策協会	162,489	155,905	▲ 6,584	▲ 4.1
	沖縄科学技術研究基盤整備機構 #	1,185,039	1,388,995	203,956	17.2
消費者庁	国民生活センター	1,007,487	973,993	▲ 33,494	▲ 3.3
総務省	情報通信研究機構	3,810,797	3,748,859	▲ 61,938	▲ 1.6
	◎ 統計センター	5,411,188	5,332,912	▲ 78,276	▲ 1.4
	平和祈念事業特別基金	180,590	166,409	▲ 14,181	▲ 7.9
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	409,940	394,119	▲ 15,821	▲ 3.9
法務省	日本司法支援センター #	3,308,722	3,858,961	550,239	16.6
外務省	国際協力機構	16,154,123	15,329,607	▲ 824,516	▲ 5.1
	国際交流基金	2,145,922	2,033,692	▲ 112,230	▲ 5.2
財務省	酒類総合研究所	410,603	385,865	▲ 24,738	▲ 6.0
	◎ 造幣局	7,138,256	6,702,432	▲ 435,824	▲ 6.1
	◎ 国立印刷局	32,518,540	31,068,577	▲ 1,449,963	▲ 4.5
	日本万国博覧会記念機構	445,133	435,469	▲ 9,664	▲ 2.2
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	621,312	598,831	▲ 22,481	▲ 3.6
	大学入試センター	768,290	743,793	▲ 24,497	▲ 3.2
	国立青少年教育振興機構	3,871,604	3,654,553	▲ 217,051	▲ 5.6
	国立女性教育会館	201,976	192,116	▲ 9,860	▲ 4.9
	国立国語研究所 ※	493,586	221,229	-	-
	国立科学博物館	1,107,997	1,100,426	▲ 7,571	▲ 0.7
	物質・材料研究機構	5,943,564	5,988,880	45,316	0.8
	防災科学技術研究所	1,433,520	1,405,577	▲ 27,943	▲ 1.9
	放射線医学総合研究所	3,751,395	3,546,197	▲ 205,198	▲ 5.5
	国立美術館	976,216	967,616	▲ 8,600	▲ 0.9
	国立文化財機構	2,745,389	2,688,829	▲ 56,560	▲ 2.1
	教員研修センター	404,296	371,231	▲ 33,065	▲ 8.2
	科学技術振興機構	11,416,127	10,582,340	▲ 833,787	▲ 7.3
	日本学術振興会	739,592	848,120	108,528	14.7
	理化学研究所	20,692,473	20,692,889	416	0.0
	宇宙航空研究開発機構	19,225,546	18,255,540	▲ 970,006	▲ 5.0
	日本スポーツ振興センター	2,658,495	2,695,026	36,531	1.4
	日本芸術文化振興会	2,344,831	2,297,045	▲ 47,786	▲ 2.0
	日本学生支援機構	3,606,709	3,485,812	▲ 120,897	▲ 3.4
	海洋研究開発機構	6,531,606	6,532,991	1,385	0.0
国立高等専門学校機構	45,930,418	44,416,515	▲ 1,513,903	▲ 3.3	
大学評価・学位授与機構	935,765	880,531	▲ 55,234	▲ 5.9	
国立大学財務・経営センター	216,786	197,841	▲ 18,945	▲ 8.7	
日本原子力研究開発機構	40,256,969	39,361,269	▲ 895,700	▲ 2.2	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	452,562	432,084	▲ 20,478	▲ 4.5
	労働安全衛生総合研究所	1,031,749	962,655	▲ 69,094	▲ 6.7
	勤労者退職金共済機構	1,962,252	1,879,505	▲ 82,747	▲ 4.2
	高齢・障害者雇用支援機構	5,070,947	5,006,639	▲ 64,308	▲ 1.3
	福祉医療機構	2,076,449	2,096,883	20,434	1.0
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,219,020	2,030,356	▲ 188,664	▲ 8.5
	労働政策研究・研修機構	1,112,961	1,032,945	▲ 80,016	▲ 7.2
	雇用・能力開発機構	29,252,907	27,048,312	▲ 2,204,595	▲ 7.5
	労働者健康福祉機構	102,232,141	104,579,228	2,347,087	2.3
	◎ 国立病院機構	314,203,948	319,214,055	5,010,107	1.6
	医薬品医療機器総合機構	3,371,889	4,030,156	658,267	19.5
	医薬基盤研究所	659,066	619,466	▲ 39,600	▲ 6.0
	年金・健康保険福祉施設整理機構	245,664	237,084	▲ 8,580	▲ 3.5
	年金積立金管理運用	702,967	681,148	▲ 21,819	▲ 3.1
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	4,598,145	4,439,838	▲ 158,307	▲ 3.4
	種苗管理センター	2,055,418	2,001,319	▲ 54,099	▲ 2.6
	家畜改良センター	5,184,752	5,022,329	▲ 162,423	▲ 3.1
	水産大学校	1,406,755	1,342,511	▲ 64,244	▲ 4.6
	農業・食品産業技術総合研究機構	22,710,429	21,989,353	▲ 721,076	▲ 3.2

主務省	法人名	平成20年度 (千円)	平成21年度 (千円)	対前年度比較増▲減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
	農業生物資源研究所	3,283,253	3,162,161	▲ 121,092	▲ 3.7
	農業環境技術研究所	1,524,692	1,461,715	▲ 62,977	▲ 4.1
	国際農林水産業研究センター	1,666,557	1,627,633	▲ 38,924	▲ 2.3
	森林総合研究所	10,602,110	9,899,803	▲ 702,307	▲ 6.6
	水産総合研究センター	7,565,401	7,305,237	▲ 260,164	▲ 3.4
	農畜産業振興機構	1,991,883	1,894,704	▲ 97,179	▲ 4.9
	農業者年金基金	676,083	645,089	▲ 30,994	▲ 4.6
	農林漁業信用基金	1,072,857	1,040,033	▲ 32,824	▲ 3.1
経済産業省	経済産業研究所	405,336	370,007	▲ 35,329	▲ 8.7
	工業所有権情報・研修館	946,906	918,107	▲ 28,799	▲ 3.0
	日本貿易保険	1,397,213	1,432,330	▲ 35,117	2.5
	産業技術総合研究所	28,697,182	27,666,924	▲ 1,030,258	▲ 3.6
	◎ 製品評価技術基盤機構	3,109,835	3,050,416	▲ 59,419	▲ 1.9
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	6,089,060	6,062,096	▲ 26,964	▲ 0.4
	日本貿易振興機構	13,005,111	12,149,081	▲ 856,030	▲ 6.6
	原子力安全基盤機構	4,718,468	4,412,865	▲ 305,603	▲ 6.5
	情報処理推進機構	1,602,394	1,552,978	▲ 49,416	▲ 3.1
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,278,093	4,141,921	▲ 136,172	▲ 3.2
	中小企業基盤整備機構	7,346,225	6,984,073	▲ 362,152	▲ 4.9
	国土交通省	土木研究所	3,557,201	3,490,015	▲ 67,186
建築研究所		843,613	807,439	▲ 36,174	▲ 4.3
交通安全環境研究所		838,519	794,410	▲ 44,109	▲ 5.3
海上技術安全研究所		1,857,923	1,855,994	▲ 1,929	▲ 0.1
港湾空港技術研究所		896,000	853,008	▲ 42,992	▲ 4.8
電子航法研究所		564,757	544,233	▲ 20,524	▲ 3.6
航海訓練所		3,470,816	3,302,839	▲ 167,977	▲ 4.8
海技教育機構		1,663,145	1,607,348	▲ 55,797	▲ 3.4
航空大学校		930,049	884,641	▲ 45,408	▲ 4.9
自動車検査		5,211,680	5,116,764	▲ 94,916	▲ 1.8
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		14,548,181	13,884,581	▲ 663,600	▲ 4.6
国際観光振興機構		1,035,116	939,633	▲ 95,483	▲ 9.2
水資源機構		13,471,774	13,185,541	▲ 286,233	▲ 2.1
自動車事故対策機構		2,749,250	2,549,106	▲ 200,144	▲ 7.3
空港周辺整備機構		688,485	642,147	▲ 46,338	▲ 6.7
海上災害防止センター		288,661	278,565	▲ 10,096	▲ 3.5
都市再生機構		31,973,841	31,947,289	▲ 26,552	▲ 0.1
奄美群島振興開発基金		131,309	124,783	▲ 6,526	▲ 5.0
日本高速道路保有・債務返済機構		846,209	795,837	▲ 50,372	▲ 6.0
住宅金融支援機構		8,580,740	8,384,312	▲ 196,428	▲ 2.3
環境省	国立環境研究所	2,277,848	2,153,350	▲ 124,498	▲ 5.5
	環境再生保全機構	1,127,561	1,002,076	▲ 125,485	▲ 11.1
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	2,082,269	1,950,552	▲ 131,717	▲ 6.3
合計	法人全体	951,734,004	941,607,388	▲ 9,854,259	▲ 1.1
	※、※を除く法人	946,746,657	936,138,203	▲ 10,608,454	▲ 1.1

(注)1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成21年度）」（平成22年8月10日 総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）であることを示す。

3 「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

4 ※は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

・ 沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学（仮称）の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が増大することから、対象法人とはされていない。

・ 日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、21年度に大幅に事業量が増大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

5 ※は平成21年10月1日に大学共同利用機関法人になったことを示し、21年度の支給総額は平成21年4月1日から同年9月30日までの額である。

7 「対前年度比較増▲減」の「対前年度比」は、平成20年度と21年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

最広義人件費

主務省	法人名	平成20年度 (千円)	平成21年度 (千円)	対前年度比較増▲減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
内閣府	◎ 国立公文書館	665,624	760,406	94,782	14.2
	北方領土問題対策協会	248,200	235,330	▲ 12,870	▲ 5.2
	沖縄科学技術研究基盤整備機構 #	1,343,077	1,573,533	230,456	17.2
消費者庁	国民生活センター	1,464,711	1,519,789	55,078	3.8
総務省	情報通信研究機構	8,717,411	8,910,937	193,526	2.2
	◎ 統計センター	7,330,093	7,636,891	306,798	4.2
	平和祈念事業特別基金	436,442	312,246	▲ 124,196	▲ 28.5
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	522,966	487,391	▲ 35,575	▲ 6.8
法務省	日本司法支援センター #	4,862,963	5,600,142	737,179	15.2
外務省	国際協力機構	20,517,986	19,932,092	▲ 585,894	▲ 2.9
	国際交流基金	3,415,111	3,325,608	▲ 89,503	▲ 2.6
財務省	酒類総合研究所	569,221	630,715	61,494	10.8
	◎ 造幣局	10,563,584	10,038,149	▲ 525,435	▲ 5.0
	◎ 国立印刷局	45,127,112	43,233,808	▲ 1,893,304	▲ 4.2
	日本万国博覧会記念機構	561,101	577,881	16,780	3.0
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	758,359	825,229	66,870	8.8
	大学入試センター	1,006,423	942,206	▲ 64,217	▲ 6.4
	国立青少年教育振興機構	5,119,610	4,878,484	▲ 241,126	▲ 4.7
	国立女性教育会館	278,230	290,495	12,265	4.4
	国立国語研究所 ※	668,910	355,212	-	-
	国立科学博物館	1,559,117	1,621,785	62,668	4.0
	物質・材料研究機構	8,789,073	9,281,977	492,904	5.6
	防災科学技術研究所	1,887,813	2,011,828	124,015	6.6
	放射線医学総合研究所	5,321,605	5,341,249	19,644	0.4
	国立美術館	1,413,238	1,495,542	82,304	5.8
	国立文化財機構	4,374,264	4,178,156	▲ 196,108	▲ 4.5
	教員研修センター	508,325	486,639	▲ 21,686	▲ 4.3
	科学技術振興機構	16,987,435	16,257,666	▲ 729,769	▲ 4.3
	日本学術振興会	1,286,297	1,392,807	106,510	8.3
	理化学研究所	29,953,554	30,376,977	423,423	1.4
	宇宙航空研究開発機構	27,208,269	25,372,905	▲ 1,835,364	▲ 6.7
	日本スポーツ振興センター	4,399,402	4,482,955	83,553	1.9
	日本芸術文化振興会	3,287,802	3,109,663	▲ 178,139	▲ 5.4
	日本学生支援機構	5,389,372	5,353,779	▲ 35,593	▲ 0.7
	海洋研究開発機構	9,199,308	9,101,584	▲ 97,724	▲ 1.1
	国立高等専門学校機構	60,692,294	58,199,490	▲ 2,492,804	▲ 4.1
	大学評価・学位授与機構	1,249,959	1,165,339	▲ 84,620	▲ 6.8
	国立大学財務・経営センター	283,700	257,628	▲ 26,072	▲ 9.2
日本原子力研究開発機構	55,012,041	53,771,056	▲ 1,240,985	▲ 2.3	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	707,493	670,142	▲ 37,351	▲ 5.3
	労働安全衛生総合研究所	1,334,010	1,291,979	▲ 42,031	▲ 3.2
	勤労者退職金共済機構	2,933,795	2,784,290	▲ 149,505	▲ 5.1
	高齢・障害者雇用支援機構	8,492,096	8,810,622	318,526	3.8
	福祉医療機構	3,039,519	2,954,082	▲ 85,437	▲ 2.8
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	3,171,845	3,099,443	▲ 72,402	▲ 2.3
	労働政策研究・研修機構	1,742,517	1,588,692	▲ 153,825	▲ 8.8
	雇用・能力開発機構	46,658,513	44,603,860	▲ 2,054,653	▲ 4.4
	労働者健康福祉機構	142,047,678	144,528,242	2,480,564	1.7
	◎ 国立病院機構	418,696,126	427,079,883	8,383,757	2.0
	医薬品医療機器総合機構	5,385,579	6,192,517	806,938	15.0
	医薬基盤研究所	1,388,225	1,313,808	▲ 74,417	▲ 5.4
	年金・健康保険福祉施設整理機構	382,113	380,840	▲ 1,273	▲ 0.3
	年金積立金管理運用	920,919	886,677	▲ 34,242	▲ 3.7
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	5,692,330	5,346,918	▲ 345,412	▲ 6.1
	種苗管理センター	2,531,560	2,509,649	▲ 21,911	▲ 0.9
	家畜改良センター	6,545,739	6,367,523	▲ 178,216	▲ 2.7
	水産大学校	1,813,275	1,749,335	▲ 63,940	▲ 3.5
	農業・食品産業技術総合研究機構	31,672,421	30,870,909	▲ 801,512	▲ 2.5
	農業生物資源研究所	4,967,034	4,906,117	▲ 60,917	▲ 1.2
	農業環境技術研究所	2,286,418	2,087,448	▲ 198,970	▲ 8.7
	国際農林水産業研究センター	2,324,399	2,400,235	75,836	3.3
	森林総合研究所	14,350,666	13,636,343	▲ 714,323	▲ 5.0

主務省	法人名	平成20年度 (千円)	平成21年度 (千円)	対前年度比較増▲減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
	水産総合研究センター	10,709,038	10,185,668	▲ 523,370	▲ 4.9
	農畜産業振興機構	2,637,368	2,625,425	▲ 11,943	▲ 0.5
	農業者年金基金	847,419	772,600	▲ 74,819	▲ 8.8
	農林漁業信用基金	1,334,561	1,341,930	7,369	0.6
経済産業省	経済産業研究所	828,595	768,368	▲ 60,227	▲ 7.3
	工業所有権情報・研修館	1,504,334	1,434,881	▲ 69,453	▲ 4.6
	日本貿易保険	1,761,292	1,824,491	63,199	3.6
	産業技術総合研究所	45,608,416	45,553,562	▲ 54,854	▲ 0.1
	◎ 製品評価技術基盤機構	5,064,077	4,717,354	▲ 346,723	▲ 6.8
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7,478,815	7,092,142	▲ 386,673	▲ 5.2
	日本貿易振興機構	17,811,890	16,666,056	▲ 1,145,834	▲ 6.4
	原子力安全基盤機構	5,939,807	5,807,395	▲ 132,412	▲ 2.2
	情報処理推進機構	2,864,548	2,753,492	▲ 111,056	▲ 3.9
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	7,639,008	7,548,256	▲ 90,752	▲ 1.2
	中小企業基盤整備機構	11,425,396	10,969,436	▲ 455,960	▲ 4.0
国土交通省	土木研究所	4,366,600	4,343,220	▲ 23,380	▲ 0.5
	建築研究所	1,253,361	1,193,883	▲ 59,478	▲ 4.7
	交通安全環境研究所	1,422,541	1,375,541	▲ 47,000	▲ 3.3
	海上技術安全研究所	2,512,941	2,470,686	▲ 42,255	▲ 1.7
	港湾空港技術研究所	1,338,086	1,242,844	▲ 95,242	▲ 7.1
	電子航法研究所	836,871	700,169	▲ 136,702	▲ 16.3
	航海訓練所	4,454,926	4,039,816	▲ 415,110	▲ 9.3
	海技教育機構	2,152,763	2,170,508	17,745	0.8
	航空大学校	1,402,550	1,293,987	▲ 108,563	▲ 7.7
	自動車検査	6,509,460	6,515,727	6,267	0.1
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	24,998,083	22,765,589	▲ 2,232,494	▲ 8.9
	国際観光振興機構	1,378,782	1,203,533	▲ 175,249	▲ 12.7
	水資源機構	18,527,776	18,418,377	▲ 109,399	▲ 0.6
	自動車事故対策機構	3,744,994	3,530,508	▲ 214,486	▲ 5.7
	空港周辺整備機構	879,674	842,067	▲ 37,607	▲ 4.3
	海上災害防止センター	377,515	401,850	24,335	6.4
	都市再生機構	41,580,394	43,140,622	1,560,228	3.8
	奄美群島振興開発基金	198,973	150,197	▲ 48,776	▲ 24.5
	日本高速道路保有・債務返済機構	1,002,286	937,456	▲ 64,830	▲ 6.5
	住宅金融支援機構	11,838,191	11,083,666	▲ 754,525	▲ 6.4
環境省	国立環境研究所	4,985,546	4,731,874	▲ 253,672	▲ 5.1
	環境再生保全機構	1,753,890	1,503,355	▲ 250,535	▲ 14.3
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	2,420,374	2,270,798	▲ 149,576	▲ 6.2
合計	法人全体	1,325,455,413	1,317,772,452	▲ 7,682,961	▲ 0.6
	※、◎を除く法人	1,318,580,463	1,310,243,565	▲ 8,336,898	▲ 0.6

(注)1 「独立行政法人の役員等の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)であることを示す。

3 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- ・給与、報酬等支給総額(常勤役員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額)
- ・退職手当支給額(常勤役員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額)
- ・非常勤役員等給与(非常勤役員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額)
- ・福利厚生費(すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額)

4 ※は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

- ・沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学(仮称)の設置が目的とされ、関係関係申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が増大することから、対象法人とはされていない。
- ・日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、21年度に大幅に事業量が増大することが見込まれていることから、対象法人とはされていない。

5 ※は平成21年10月1日に大学共同利用機関法人になったことを示し、21年度の支給総額は平成21年4月1日から同年9月30日までの額である。

6 「対前年度比較増▲減」の「対前年度比」は、平成20年度と21年度とで人件費が何パーセント変化したかを表す変化率である。

最広義人件費の内訳

主務省	法人名	給与、報酬等 支給総額	構成比	退職手当支給 額	構成比	非常勤役職員 等給与	構成比	福利厚生費	構成比	最広義人件費
		(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)
内閣府	◎ 国立公文書館	388,894	51.1	49,409	6.5	255,083	33.5	67,020	8.8	760,406
	北方領土問題対策協会	155,905	66.2	2,321	1.0	51,118	21.7	25,986	11.0	235,330
	沖縄科学技術研究基盤整備機構 #	1,388,995	88.3	3,221	0.2	20,802	1.3	160,515	10.2	1,573,533
消費者庁	国民生活センター	973,993	64.1	150,757	9.9	240,228	15.8	154,811	10.2	1,519,789
総務省	情報通信研究機構	3,748,859	42.1	311,017	3.5	4,090,494	45.9	760,567	8.5	8,910,937
	◎ 統計センター	5,332,912	69.8	1,270,162	16.6	392,573	5.1	641,244	8.4	7,636,891
	平和祈念事業特別基金	166,409	53.3	906	0.3	111,549	35.7	33,382	10.7	312,246
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	394,119	80.9	0	0.0	24,269	5.0	69,003	14.2	487,391
法務省	日本司法支援センター #	3,858,961	68.9	27,979	0.5	988,303	17.6	724,899	12.9	5,600,142
外務省	国際協力機構	15,329,607	76.9	1,098,843	5.5	877,205	4.4	2,626,437	13.2	19,932,092
	国際交流基金	2,033,692	61.2	168,287	5.1	813,269	24.5	310,360	9.3	3,225,608
財務省	酒類総合研究所	385,865	61.2	91,167	14.5	93,258	14.8	60,426	9.6	630,716
	◎ 造幣局	6,702,432	66.8	1,258,493	12.5	361,773	3.6	1,715,451	17.1	10,038,149
	◎ 国立印刷局	31,068,577	71.9	4,306,270	10.0	756,050	1.7	7,102,911	16.4	43,233,808
	日本万国博覧会記念機構	435,469	75.4	31,797	5.5	44,750	7.7	65,865	11.4	577,881
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	598,831	72.6	116,728	14.1	35,584	4.3	74,086	9.0	825,229
	大学入試センター	743,793	78.9	2,449	0.3	101,652	10.8	94,312	10.0	942,206
	国立青少年教育振興機構	3,654,553	74.9	408,694	8.4	346,934	7.1	468,302	9.6	4,878,484
	国立女性教育会館	192,116	66.1	27,532	9.5	43,651	15.0	27,196	9.4	290,495
	国立国語研究所 ※	221,229	62.3	88,551	24.9	17,393	4.9	28,039	7.9	355,212
	国立科学博物館	1,100,426	67.9	96,681	6.0	267,750	16.5	156,928	9.7	1,621,785
	物質・材料研究機構	5,988,880	64.5	539,330	5.8	1,879,837	20.3	873,930	9.4	9,281,977
	防災科学技術研究所	1,405,577	69.9	171,321	8.5	248,342	12.3	186,588	9.3	2,011,828
	放射線医学総合研究所	3,546,197	66.4	414,471	7.8	879,493	16.5	501,087	9.4	5,341,249
	国立美術館	967,616	64.7	107,902	7.2	280,025	18.7	139,999	9.4	1,495,542
	国立文化財機構	2,688,829	64.4	238,841	5.7	871,268	20.9	379,218	9.1	4,178,156
	教員研修センター	371,231	76.3	42,590	8.8	29,493	6.1	43,325	8.9	486,639
	科学技術振興機構	10,582,340	65.1	460,274	2.8	3,246,694	20.0	1,968,358	12.1	16,257,666
	日本学術振興会	848,120	60.9	0	0.0	409,286	29.4	135,401	9.7	1,392,807
	理化学研究所	20,692,889	68.1	519,100	1.7	5,514,616	18.2	3,650,372	12.0	30,376,977
	宇宙航空研究開発機構	18,255,540	71.9	1,478,837	5.8	2,930,107	11.5	2,708,420	10.7	25,372,904
	日本スポーツ振興センター	2,695,026	60.1	225,850	5.0	942,258	21.0	619,821	13.8	4,482,955
	日本芸術文化振興会	2,297,045	73.9	252,216	8.3	152,213	4.9	403,189	13.0	3,109,663
	日本学生支援機構	3,485,812	65.1	554,347	10.4	777,536	14.5	536,084	10.0	5,353,779
	海洋研究開発機構	6,532,991	71.8	188,699	2.1	834,964	9.2	1,544,930	17.0	9,101,584
	国立高等専門学校機構	44,416,515	76.3	5,670,953	9.7	2,675,462	4.6	5,436,558	9.3	58,199,488
	大学評価・学位授与機構	880,531	75.6	77,829	6.7	98,089	8.4	108,890	9.3	1,165,339
	国立大学財務・経営センター	197,841	76.8	0	0.0	34,231	13.3	25,556	9.9	257,628
日本原子力研究開発機構	39,361,269	73.2	4,203,741	7.8	2,230,547	4.1	7,975,499	14.8	53,771,056	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	432,084	64.5	32,525	4.9	142,833	21.3	62,700	9.4	670,142
	労働安全衛生総合研究所	962,655	74.5	185,870	14.4	19,793	1.5	123,661	9.6	1,291,979
	勤労者退職金共済機構	1,879,505	67.5	360,246	12.9	221,089	7.9	323,449	11.6	2,784,289
	高齢・障害者雇用支援機構	5,006,639	56.8	354,657	4.0	2,126,046	24.1	1,323,280	15.0	8,810,622
	福祉医療機構	2,096,883	71.0	194,248	6.6	233,039	7.9	429,912	14.6	2,954,082
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,030,356	65.5	443,477	14.3	316,885	10.2	308,725	10.0	3,099,443
	労働政策研究・研修機構	1,032,945	65.0	86,071	5.4	253,230	15.9	216,444	13.6	1,588,690
	雇用・能力開発機構	27,048,312	60.6	5,183,906	11.6	6,447,728	14.5	5,923,914	13.3	44,603,860
	労働者健康福祉機構	104,579,228	72.4	8,187,050	5.7	16,006,399	11.1	15,755,565	10.9	144,528,242
	◎ 国立病院機構	319,214,055	74.7	20,214,756	4.7	27,828,972	6.5	59,822,099	14.0	427,079,882
	医薬品医療機器総合機構	4,030,156	65.1	10,798	0.2	1,495,086	24.1	656,477	10.6	6,192,517
	医薬基盤研究所	619,466	47.2	20,993	1.6	518,408	39.5	154,941	11.8	1,313,808
	年金・健康保険福祉施設整理機構	237,084	62.3	788	0.2	109,869	28.8	33,099	8.7	380,840
	年金積立金管理運用	681,148	76.8	86,079	9.7	26,837	3.0	92,613	10.4	886,677
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	4,439,838	83.0	289,508	5.4	46,187	0.9	571,385	10.7	5,346,918
	種苗管理センター	2,001,319	79.7	137,529	5.5	94,235	3.8	276,566	11.0	2,509,649
	家畜改良センター	5,022,329	78.9	506,280	8.0	154,005	2.4	684,909	10.8	6,367,523
	水産大学校	1,342,511	76.7	173,577	9.9	46,185	2.6	187,062	10.7	1,749,335
	農業・食品産業技術総合研究機構	21,989,353	71.2	2,481,123	8.0	3,160,523	10.2	3,239,910	10.5	30,870,909
	農業生物資源研究所	3,162,161	64.5	289,974	5.9	942,953	19.2	511,029	10.4	4,906,117
	農業環境技術研究所	1,461,715	70.0	69,527	3.3	329,839	15.8	226,367	10.8	2,087,448
	国際農林水産業研究センター	1,627,633	67.8	189,872	7.9	329,087	13.7	253,643	10.6	2,400,235
	森林総合研究所	9,899,803	72.6	1,400,260	10.3	636,485	4.7	1,699,795	12.5	13,636,343

主務省	法人名	給与、報酬等 支給総額	構成比	退職手当支給 額	構成比	非常勤役員 等給与	構成比	福利厚生費	構成比	最広義人件費
	水産総合研究センター	7,305,237	71.7	523,564	5.1	1,240,290	12.2	1,116,576	11.0	10,185,667
	農畜産業振興機構	1,894,704	72.2	311,937	11.9	121,075	4.6	297,706	11.3	2,625,425
	農業者年金基金	645,089	83.5	696	0.1	27,270	3.5	99,545	12.9	772,600
	農林漁業信用基金	1,040,033	77.5	110,374	8.2	23,900	1.8	167,620	12.5	1,341,930
経済産業省	経済産業研究所	370,007	48.2	0	0.0	355,061	46.2	43,300	5.6	768,368
	工業所有権情報・研修館	918,107	64.0	0	0.0	373,576	26.0	143,198	10.0	1,434,881
	日本貿易保険	1,432,330	78.5	13,638	0.7	218,945	12.0	159,578	8.7	1,824,491
	産業技術総合研究所	27,666,924	60.7	2,842,509	6.2	10,766,452	23.6	4,277,677	9.4	45,553,562
	◎ 製品評価技術基盤機構	3,050,416	64.7	352,712	7.5	914,961	19.4	399,265	8.5	4,717,354
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	6,062,096	85.5	308,123	4.3	56,916	0.8	665,007	9.4	7,092,142
	日本貿易振興機構	12,149,081	72.9	714,575	4.3	2,359,636	14.2	1,442,764	8.7	16,666,056
	原子力安全基盤機構	4,412,865	76.0	127,529	2.2	643,615	11.1	623,386	10.7	5,807,395
	情報処理推進機構	1,552,978	56.4	21,881	0.8	1,008,309	36.6	170,324	6.2	2,753,492
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,141,921	54.9	302,701	4.0	2,316,598	30.7	787,034	10.4	7,548,256
	中小企業基盤整備機構	6,984,073	63.7	654,944	6.0	2,110,465	19.2	1,219,954	11.1	10,969,436
国土交通省	土木研究所	3,490,015	80.4	101,870	2.3	382,926	8.8	368,409	8.5	4,343,220
	建築研究所	807,439	67.6	76,430	6.4	178,737	15.0	131,277	11.0	1,193,883
	交通安全環境研究所	794,410	57.8	143,424	10.4	301,734	21.9	135,973	9.9	1,375,541
	海上技術安全研究所	1,855,994	75.1	209,592	8.5	152,966	6.2	252,134	10.2	2,470,686
	港湾空港技術研究所	853,008	68.6	60,262	4.8	202,511	16.3	127,063	10.2	1,242,844
	電子航法研究所	544,233	77.7	0	0.0	87,431	12.5	68,505	9.8	700,169
	航海訓練所	3,302,839	81.8	235,914	5.8	21,412	0.5	479,651	11.9	4,039,816
	海技教育機構	1,607,348	74.1	245,996	11.3	101,821	4.7	215,343	9.9	2,170,508
	航空大学校	884,641	68.4	156,216	12.1	130,854	10.1	122,276	9.4	1,293,987
	自動車検査	5,116,764	78.5	254,263	3.9	409,748	6.3	734,952	11.3	6,515,727
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	13,884,581	61.0	2,687,492	11.8	2,358,344	10.4	3,835,172	16.8	22,765,589
	国際観光振興機構	939,633	78.1	33,524	2.8	87,573	7.3	142,803	11.9	1,203,533
	水資源機構	13,185,541	71.6	1,315,794	7.1	709,828	3.9	3,207,214	17.4	18,418,377
	自動車事故対策機構	2,549,106	72.2	295,705	8.4	298,519	8.5	387,178	11.0	3,530,508
	空港周辺整備機構	642,147	76.3	39,865	4.7	58,184	6.9	101,871	12.1	842,067
	海上災害防止センター	278,565	69.3	18,777	4.7	59,782	14.9	44,726	11.1	401,850
	都市再生機構	31,947,289	74.1	4,374,215	10.1	959,268	2.2	5,859,850	13.6	43,140,622
	奄美群島振興開発基金	124,783	83.1	0	0.0	7,783	5.2	17,631	11.7	150,197
	日本高速道路保有・債務返済機構	795,837	84.9	12,412	1.3	16,494	1.8	112,713	12.0	937,456
住宅金融支援機構	8,384,312	75.6	513,960	4.6	960,471	8.7	1,224,923	11.1	11,083,666	
環境省	国立環境研究所	2,153,350	45.5	72,353	1.5	2,014,057	42.6	492,114	10.4	4,731,874
	環境再生保全機構	1,002,076	66.7	168,521	11.2	153,536	10.2	179,222	11.9	1,503,355
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	1,950,552	85.9	28,798	1.3	41,062	1.8	250,385	11.0	2,270,798
合計	法人計	941,607,388	71.5	82,892,245	6.3	127,685,972	9.7	165,586,829	12.6	1,317,772,445
	※、※を除く法人	936,138,203	71.4	82,772,494	6.3	126,659,474	9.7	164,673,376	12.6	1,310,243,558

(注) 1 「独立行政法人の役員等の給与等(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)であることを示す。

3 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- ・給与、報酬等支給総額(常勤役員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額)
- ・退職手当支給額(常勤役員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額)
- ・非常勤役員等給与(非常勤役員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額)
- ・福利厚生費(すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額)

4 ※は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

- ・沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学(仮称)の設置が目的とされ、関係閣僚合意により、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が増大することから、対象法人とはされていない。
- ・日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、21年度に大幅に事業量が増大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

5 ※は平成21年10月1日に大学共同利用機関法人になったことを示し、21年度の支給総額は平成21年4月1日から同年9月30日までの額である。

6 四捨五入の関係から、合計額(最広義人件費)が一致しない場合がある。

主務省名	独立行政法人名	役員									
		理事長・理事			監事			合計			
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	
内閣府	国立公文書館	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	国民生活センター	4	0	4	0	2	2	4	2	6	
	北方領土問題対策協会	2	5	7	0	2	2	2	7	9	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
総務省	情報通信研究機構	6	0	6	1	1	2	7	1	8	
	統計センター	3	1	4	0	2	2	3	3	6	
	平和祈念事業特別基金	1	0	1	0	2	2	1	2	3	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
外務省	国際協力機構	10	0	10	3	0	3	13	0	13	
	国際交流基金	2	1	3	0	2	2	2	3	5	
財務省	酒類総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	造幣局	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
	国立印刷局	5	0	5	2	0	2	7	0	7	
	日本万国博覧会記念機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	大学入試センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	国立青少年教育振興機構	5	1	6	1	1	2	6	2	8	
	国立女性教育会館	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	国立科学博物館	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	物質・材料研究機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6	
	防災科学技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	放射線医学総合研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	国立美術館	3	0	3	0	2	2	3	2	5	
	国立文化財機構	4	0	4	0	2	2	4	2	6	
	教員研修センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	科学技術振興機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7	
	日本学術振興会	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	理化学研究所	6	0	6	2	0	2	8	0	8	
	宇宙航空研究開発機構	9	0	9	2	0	2	11	0	11	
	日本スポーツ振興センター	5	0	5	1	1	2	6	1	7	
	日本芸術文化振興会	4	0	4	1	1	2	5	1	6	
	日本学生支援機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7	
	海洋研究開発機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6	
	国立高等専門学校機構	6	1	7	0	2	2	6	3	9	
	大学評価・学位授与機構	3	0	3	0	2	2	3	2	5	
	国立大学財務・経営センター	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	日本原子力研究開発機構	9	0	9	2	0	2	11	0	11	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
		労働安全衛生総合研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
		勤労者退職金共済機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
		高齢・障害者雇用支援機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7
福祉医療機構		5	0	5	1	1	2	6	1	7	
国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園		3	0	3	0	2	2	3	2	5	
労働政策研究・研修機構		3	0	3	1	1	2	4	1	5	
雇用・能力開発機構		6	0	6	1	1	2	7	1	8	
労働者健康福祉機構		5	0	5	1	1	2	6	1	7	
国立病院機構		6	9	15	1	1	2	7	10	17	
医薬品医療機器総合機構		4	0	4	1	1	2	5	1	6	
医薬基盤研究所		1	1	2	0	2	2	1	3	4	
年金・健康保険福祉施設整理 機構		1	1	2	0	2	2	1	3	4	
年金積立金管理運用		2	0	2	1	1	2	3	1	4	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	4	0	4	1	1	2	5	1	6
		種苗管理センター	3	0	3	0	2	2	3	2	5
	家畜改良センター	3	2	5	0	2	2	3	4	7	

(前ページから続く)

主務省名	独立行政法人名	役員								
		理事長・理事			監事			合計		
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
農林水産省	水産大学校	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	農業・食品産業技術総合研究機構	12	0	12	3	0	3	15	0	15
	農業生物資源研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	農業環境技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	国際農林水産業研究センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	森林総合研究所	7	0	7	1	2	3	8	2	10
	水産総合研究センター	6	0	6	2	0	2	8	0	8
	農畜産業振興機構	8	0	8	2	0	2	10	0	10
	農業者年金基金	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	農林漁業信用基金	7	0	7	2	0	2	9	0	9
経済産業省	経済産業研究所	1	1	2	0	2	2	1	3	4
	工業所有権情報・研修館	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	日本貿易保険	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	産業技術総合研究所	11	1	12	2	0	2	13	1	14
	製品評価技術基盤機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7	0	7	1	1	2	8	1	9
	日本貿易振興機構	8	0	8	1	1	2	9	1	10
	原子力安全基盤機構	4	0	4	2	0	2	6	0	6
	情報処理推進機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	8	0	8	2	0	2	10	0	10
国土交通省	中小企業基盤整備機構	9	1	10	3	0	3	12	1	13
	土木研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	建築研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	交通安全環境研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	海上技術安全研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	港湾空港技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	電子航法研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	航海訓練所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	海技教育機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	航空大学校	1	0	1	1	1	2	2	1	3
	自動車検査	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	9	0	9	3	0	3	12	0	12
	国際観光振興機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	水資源機構	5	0	5	2	0	2	7	0	7
	自動車事故対策機構	4	0	4	1	0	1	5	0	5
	空港周辺整備機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7
	海上災害防止センター	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	都市再生機構	10	0	10	3	0	3	13	0	13
	奄美群島振興開発基金	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	日本高速道路保有・債務返済機構	3	0	3	1	0	1	4	0	4
住宅金融支援機構	8	0	8	3	0	3	11	0	11	
環境省	国立環境研究所	3	0	3	0	0	0	3	2	5
	環境再生保全機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	2	0	2	1	1	2	3	1	4
計	98法人	397	25	422	95	106	201	492	131	623

(注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 平成22年1月1日現在の状況である。

3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

4 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

5 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

所管府省名	法人名	役員の状況									子会社等の役員の状況										
		役員数(人)									退職公務員・当該法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	当該子会社等の役員数の計(人)									
		うち退職公務員			うち役員出向者			うち独立行政法人等の退職者				うち退職公務員			うち当該法人の退職者						
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計				
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	5	1	6	1	-	1	2	2(1)	-	2(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農畜産業振興機構	10	-	10	2	-	2	4	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農業者年金基金	4	1	5	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農林漁業信用基金	8	-	8	2	-	2	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	種苗管理センター	3	2	5	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	家畜改良センター	3	4	7	-	1	1	2	-	1(1)	1(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農業・食品産業技術総合研究機構	15	-	15	3	-	3	4	7	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農業生物資源研究所	4	1	5	1	-	1	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農業環境技術研究所	3	1	4	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国際農林水産業研究センター	3	1	4	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	森林総合研究所	8	2	10	1	1	2	4	4(1)	1	5(1)	1	1	16	17	1	4	5	1(1)	3(2)	4(3)
	水産総合研究センター	8	-	8	2	-	2	4	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産大学校	2	2	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経済産業省	経済産業研究所	1	3	4	1	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	工業所有権情報・研修館	2	2	4	1	-	1	-	-	-	-	1	4	14	18	3	2	5	1(1)	-	1(1)
	日本貿易保険	4	1	5	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	産業技術総合研究所	13	1	14	2	-	2	1	9	-	9	2	5	24	29	3	7	10	-	1(1)	1(1)
	製品評価技術基盤機構	4	1	5	1	-	1	1	1	-	1	1	2	12	14	2	2	4	-	-	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	8	1	9	2	-	2	2	1	-	1	12	16	272	288	13	12	25	7(7)	1(1)	8(8)
	日本貿易振興機構	9	1	10	1	-	1	3	6(1)	-	6(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	原子力安全基盤機構	6	-	6	3	-	3	1	1(1)	-	1(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	情報処理推進機構	4	1	5	2	-	2	-	-	-	-	1	-	1	1	-	1	1	-	-	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	10	-	10	5	-	5	-	4(1)	-	4(1)	18	49	74	123	11	5	16	7(3)	14	21(3)
	中小企業基盤整備機構	12	1	13	3	-	3	5	4	-	4	3	4	38	42	-	7	7	4	-	4
国土交通省	土木研究所	4	1	5	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建築研究所	3	1	4	-	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	交通安全環境研究所	2	2	4	-	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	海上技術安全研究所	4	1	5	1	1	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	港湾空港技術研究所	3	1	4	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電子航法研究所	3	1	4	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	航海訓練所	4	1	5	-	1	1	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	海技教育機構	4	1	5	1	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	航空大学校	2	1	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自動車検査	5	1	6	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	12	-	12	3	-	3	3	4	-	4	3	9	16	25	1	2	3	5	4(2)	9(2)
	国際観光振興機構	5	1	6	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水資源機構	8	-	8	2	-	2	1	2	-	2	3	8	22	30	-	6	6	7	7(4)	14(4)
	自動車事故対策機構	5	-	5	2	-	2	1	1(1)	-	1(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	空港周辺整備機構	6	1	7	1	-	1	-	1(1)	-	1(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	海上災害防止センター	4	1	5	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	都市再生機構	13	-	13	5	-	5	2	4	-	4	17	101	68	169	4	5	9	63(3)	8(2)	71(5)
	奄美群島振興開発基金	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	日本高速道路保有・債務返済機構	4	-	4	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	住宅金融支援機構	11	-	11	4	-	4	1	4	-	4	2	11	5	16	-	-	-	7	-	7
環境省	国立環境研究所	3	2	5	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	環境再生保全機構	5	1	6	2	1	3	-	1(1)	-	1(1)	-	-	-	-	-	-	-	-		
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3	1	4	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計	98法人	492	131	623	123	20	143	100	145(14)	8(2)	153(16)	104	352	867	1,219	51	93	144	171(20)	75(24)	246(44)

(注1) 「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表について」(平成22年6月22日 行政改革推進本部事務局、内閣官房及び総務省)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(注2) 「退職公務員」とは、国の行政機関に常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。))又は④国からの出向者を除く。)をいう。

(注3) 各法人の役員の状況のうち「独立行政法人等の退職者」は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)(以下「独立行政法人等情報公開法」という。)の対象法人の退職者である。

(注4) 複数府省共管の法人は、主たる所管府省にのみ掲載している。

(注5) 「独立行政法人等の退職者」の数には、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いたものを含む。

(注6) 退職公務員が独立行政法人等の役員に就任し退職した後独立行政法人等の役員となった場合は、双方の欄に記載するとともに、「独立行政法人等の退職者」の欄に()内書きで記載している。

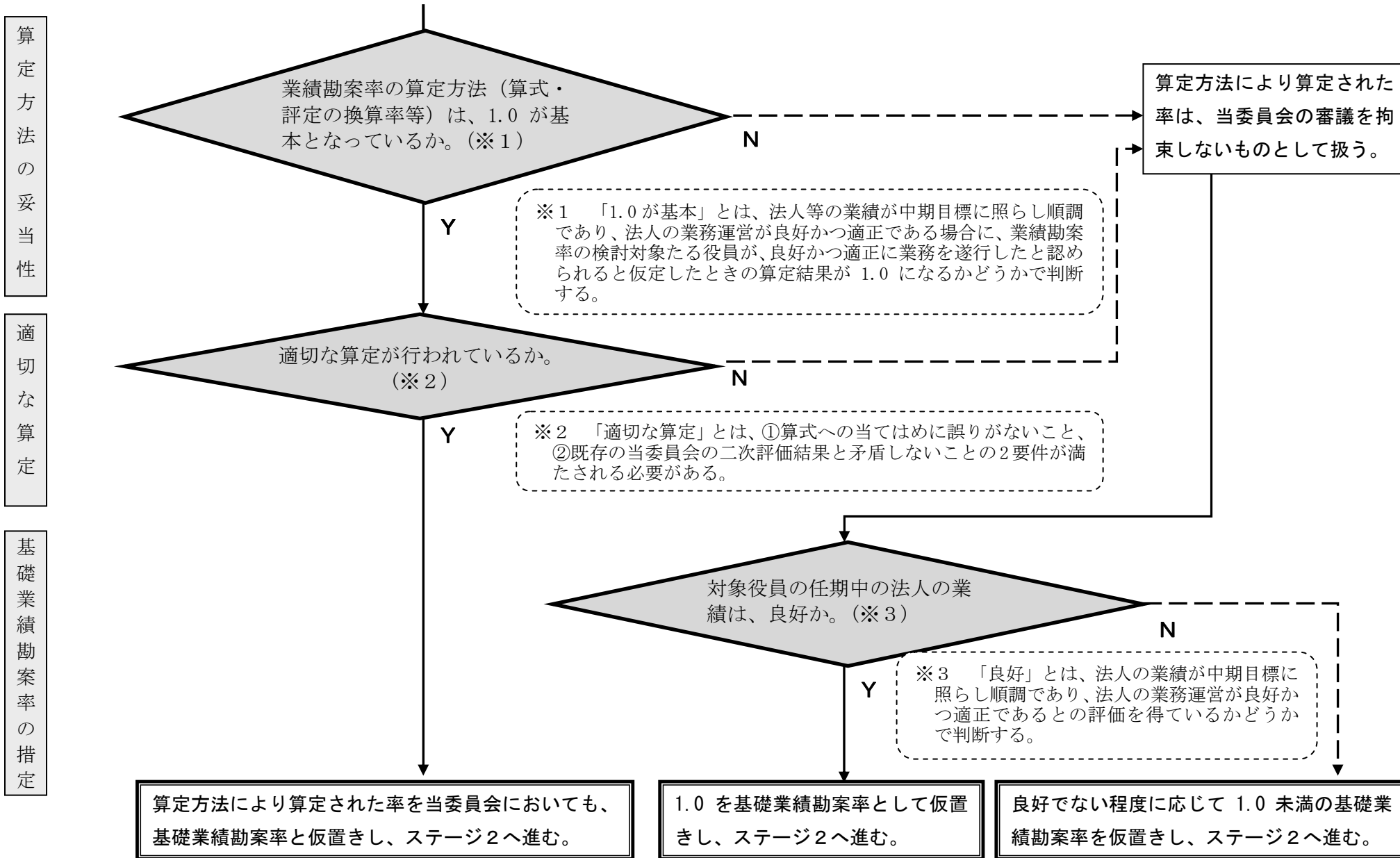
(注7) 退職公務員が法人役員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者」の欄に()内書きで記載している。

役員退職金に係る業績勘案率に関する方針 (平成 16. 7. 23 独法分科会決定)	補足説明
役員退職金に係る各府省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率の通知に対し、政策評価・独立行政法人評価委員会として意見を述べる際の当分科会の検討に当たっては、以下の方針とする。	
1. 業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「1.0 を基本とする」の意味は、独立行政法人において、中期目標の順調な達成など良好かつ適切な業績があげられた期間中に、対象となる役員が適切に職責を果たした場合に、業績勘案率が 1.0 となるという意味である。 ○ 各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委」という。）は、それぞれが業績評価の結果等から業績勘案率を算定する方法（算式・評定の換算率等）を定めている。当分科会としては、その算定方法が方針と合わない場合は、それによって算定された数値（以下「基礎業績勘案率」という。）は当分科会の審議を拘束しないものとする。 ○ 当分科会としては、各府省評価委資料中の基礎業績勘案率を用いることができない場合は、これまで明らかになった評価結果等を踏まえて、1.0 以下の数値を設定する。
2. 各府省独立行政法人評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、当分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績（以下「法人等の業績」という。）の反映重視を基本に、以下の観点から厳しく検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本来、各府省評価委及び当分科会の検討は厳格・適正を確保したものでなければならない。その上で、ここで特に「厳格な検討が求められる」としているのは、国の独立行政法人に対する国民の批判や期待を十分に踏まえて慎重な検討が要する場合を示そうとしたものである。 ○ したがって、例示された「各府省評価委から通知された業績勘案率が 1.0 を超える場合」以外には、例えば、退職役員の在職期間に係る法人等の業績が良好でない場合、退職役員の職責の範囲内において不適切な業務運営が行われた場合などがここでいう「厳格な検討が求められる場合」に該当すると考えられる。 ○ 「客観性の確保」とは、単に算定式と算定過程が明らかであることでは足りず、算定結果について客観的な妥当性が認められることである。
① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左は、1.0 を超える業績勘案率と結論する場合に、「厳格な検討」としては、過去の通常の業績との明確な対比が必要であることを示そうとしたものである。
② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人等の業績の反映重視の結果として、原則として、対象となる役員の在職期間に係る当該法人の業績評価の結果が確定していることが望ましい。しかしながら、役員の在職期間が法人の会計年度の途中から始まったり、途中で終了した場合や、業績評価の結果が確定するのに相当の時間が見込まれるときであって、役員への退職手当の適正な支給の観点から業績勘案率の算定が急がれる場合がある。 左は、そのような場合に、業績評価の結果が確定していない期間について法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定すべきことを示そうとしたものである。

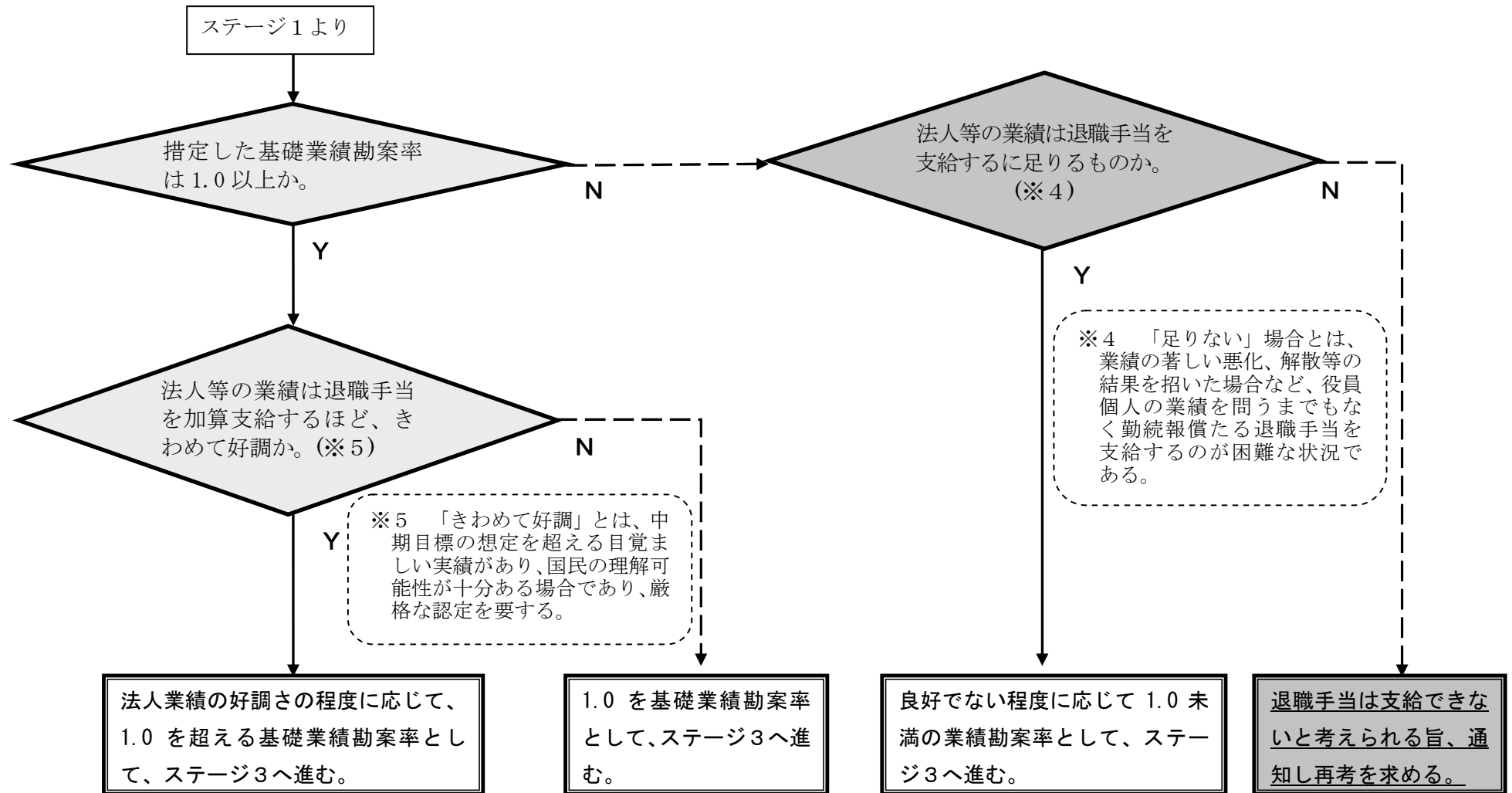
<p>③ 業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。</p>	
<p>④ 在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。</p>	<p>○ 現在の退職手当の算定は、在職時に受けた役員報酬の月額を基礎としている。また、役員報酬は、独立行政法人通則法第 52 条の規定に基づき、法人の業績の実績を考慮して定められる基準により、役員の実績を考慮しながら支給される。したがって、通常であれば、役員報酬に法人等の業績等は反映されており、結果として、退職手当も業績等と整合的であるはずである。しかしながら、既に役員の実績等を考慮して報酬を加減算してある場合に、退職手当の時点で業績勘案率をもって、さらに加減算すれば過度の考慮がなされる結果を招くおそれがある。</p> <p>左は、そのような場合には、過度の加減算がなされた結果を招かないように検討することも含むものである。</p>
<p>⑤ 退職役員個人の業績を考慮する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていること。 ・ 過去の役員通常業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。 ・ 個人の業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員通常業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。 ・ 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人の業績であること。 	<p>○ 左の「考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎている」とは、まず、法人の業績が十分であることが必要であることを示そうとするものである。</p> <p>このような考え方の根拠としては、独立行政法人の役員退職手当の性格についての次のような理解がある。すなわち、役員退職手当は、通常月例報酬のような役員勤労の単なる対価ではなく、少なくとも役員法人経営への貢献に対する報償的な性格を有するものと考えられる。したがって、法人の業績不振等、法人自体が報償を十分に支給できる環境にない場合には、役員個人の業績にかかわらず、十全な支給はできないときがある。</p> <p>○ 左の「法人役員としての固有の業務に関する個人の業績」とは、役員が、職責の範囲内で自らの活動により貢献した業績を示そうとするものである。</p>
<p>⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。</p>	
<p>⑦ 退職役員在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。</p>	<p>○ 左は、法人等の業績を判断する指標の一つとして、経営努力の結果を示す目的積立金の有無、その金額の水準について勘案すべきことを示そうとするものである。</p>
<p>⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。</p>	<p>○ 理事長、理事、監事等の職責の評価に当たっては、退職役員職責が明らかにされるべきである。また、その退職役員職責に応じて講ずるべきと考えられる措置が適切に講じられる必要がある。</p> <p>○ 不祥事や事故等が起こった場合の事後処理や再発防止策を講ずることなどは、通常であれば、この職責内の措置として認識される。したがって、不祥事や事故等の発生に係る職責に応じた減算がなされるべき場合に、通常事後処理が行われたことでは減算分を相殺するに至らないものと考えられる。</p>
<p>⑨ 各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもって審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。</p>	<p>○ 左は、各府省評価委における十分な検討の確保等の必要性を示そうとするものである。したがって、当分科会としては、業績勘案率の検討に当たって勘案すべき事項について、各府省評価委の検討結果が不明であったり、各府省評価委の検討後に発覚したりした場合などについて、十分な検討の確保がなされていないと思量する場合、各府省評価委に対し意見の開陳や再検討を要請することになる。</p>

業績勘案率に係る基本的なチェックの手順

<ステージ1 算定方法の分析と基礎業績勘案率の仮置き>



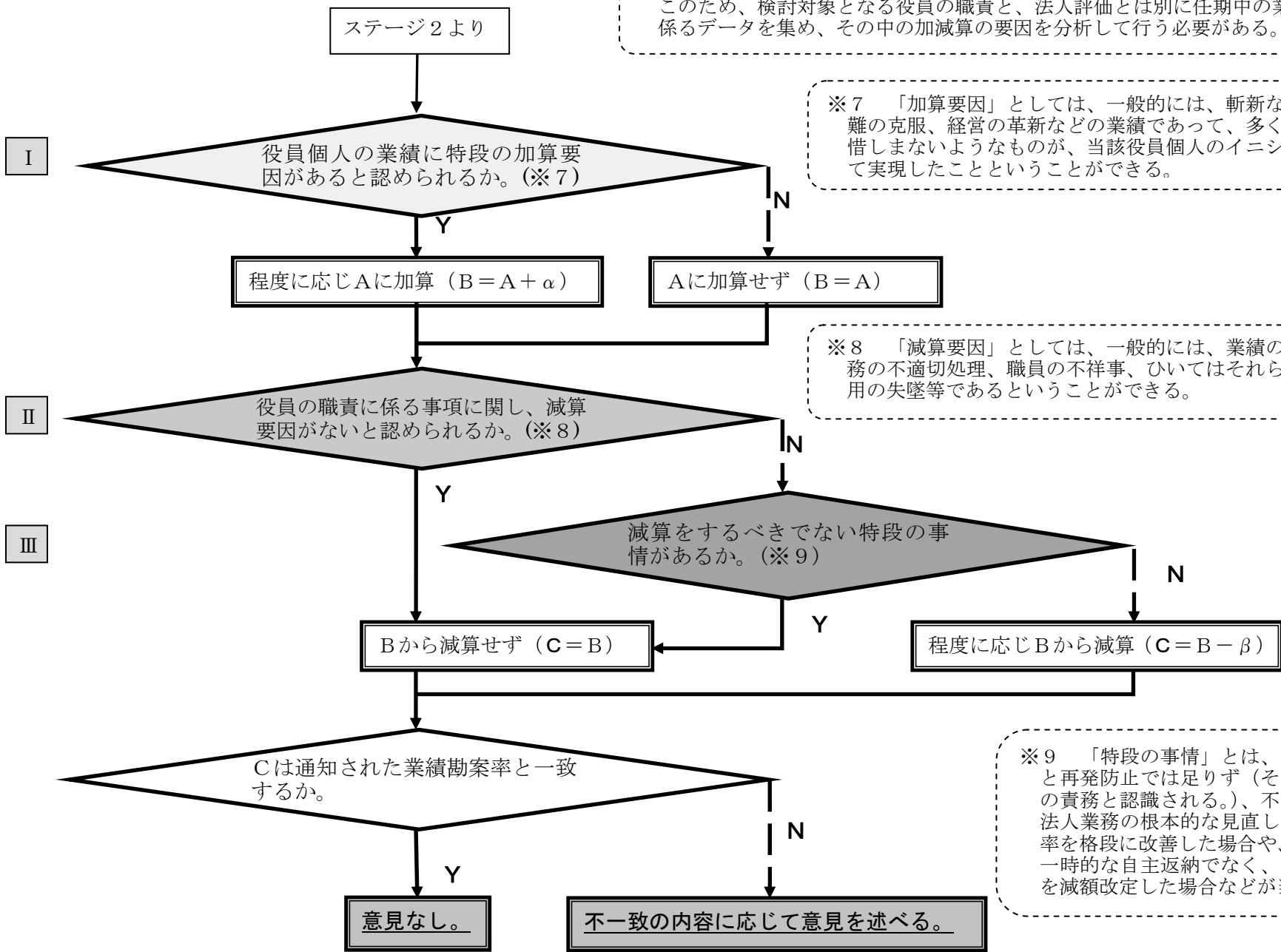
<ステージ2 仮置き基礎業績勘案率と退職手当支給の可能性等の検討>



ステージ2で得られた基礎業績勘案率を、ステージ3ではAと表記する。

<ステージ3 個人業績の勘案（3つのチェック）> (※6)

※6 適切な「個人業績の勘案」は、個別の適切な退職手当支給のための要点である。このため、検討対象となる役員の職責と、法人評価とは別に任期中の業績・事案等に係るデータを収集し、その中の加減算の要因を分析して行う必要がある。



※7 「加算要因」としては、一般的には、斬新な取組や長年の困難の克服、経営の革新などの業績であって、多くの国民が称賛を惜しまないようなものが、当該役員個人のイニシアティブによって実現したことということができる。

※8 「減算要因」としては、一般的には、業績の著しい悪化、業務の不適切処理、職員の不祥事、ひいてはそれらによる法人の信用の失墜等であるということができる。

※9 「特段の事情」とは、通常の原因分析と再発防止では足りず（それは役員の当然の責務と認識される。）、不祥事等を機会に法人業務の根本的な見直しなどを行い、効率を格段に改善した場合や、不祥事時点で、一時的な自主返納でなく、法人として報酬を減額改定した場合などが当たる。

財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況

主務省名	法人名	監査報告日	会計監査人等の名称	
内閣府	国立公文書館			
	国民生活センター			
	北方領土問題対策協会 沖縄科学技術研究基盤整備機構	平成21年6月19日	あずさ監査法人	
総務省	情報通信研究機構	平成21年6月5日	監査法人トーマツ	
	統計センター ※	平成21年6月5日	優成監査法人	
	平和祈念事業特別基金	平成21年6月25日	新日本有限責任監査法人	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	平成21年6月30日	あずさ監査法人	
外務省	国際協力機構	平成21年6月24日	新日本有限責任監査法人	
	国際交流基金	平成21年6月19日	新日本有限責任監査法人	
財務省	酒類総合研究所			
	造幣局	平成21年6月12日	監査法人トーマツ	
	国立印刷局	平成21年6月12日	あずさ監査法人	
	通関情報処理センター ※ 日本万国博覧会記念機構	平成20年12月24日 平成21年6月8日	新日本有限責任監査法人 監査法人トーマツ	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所			
	大学入試センター	平成21年6月3日	監査法人トーマツ	
	国立青少年教育振興機構	平成21年6月10日	新日本有限責任監査法人	
	国立女性教育会館			
	国立国語研究所	平成21年6月19日	あずさ監査法人	
	国立科学博物館	平成21年6月18日	新日本有限責任監査法人	
	物質・材料研究機構	平成21年6月19日	あずさ監査法人	
	防災科学技術研究所	平成21年6月9日	あずさ監査法人	
	放射線医学総合研究所	平成21年6月16日	新日本有限責任監査法人	
	国立美術館	平成21年6月25日	新日本有限責任監査法人	
	国立文化財機構	平成21年6月23日	新日本有限責任監査法人	
	教員研修センター ※	平成21年5月22日	監査法人トーマツ	
	科学技術振興機構	平成21年6月9日	監査法人トーマツ	
	日本学術振興会 ※	平成21年6月12日	監査法人トーマツ	
	理化学研究所	平成21年6月24日	あずさ監査法人	
	宇宙航空研究開発機構	平成21年6月17日	監査法人トーマツ	
	日本スポーツ振興センター	平成21年6月8日	監査法人トーマツ	
	日本芸術文化振興会	平成21年6月5日	監査法人トーマツ	
	日本学生支援機構	平成21年6月16日	新日本有限責任監査法人	
	海洋研究開発機構	平成21年6月2日	監査法人トーマツ	
	国立高等専門学校機構	平成21年6月19日	太陽ASG有限責任監査法人	
	大学評価・学位授与機構 ※	平成21年6月22日	新日本有限責任監査法人	
	国立大学財務・経営センター	平成21年6月18日	あずさ監査法人	
	メディア教育開発センター			
	日本原子力研究開発機構	平成21年6月19日	あずさ監査法人	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所		
		労働安全衛生総合研究所	平成21年6月29日	あずさ監査法人
勤労者退職金共済機構		平成21年6月26日	あずさ監査法人	
高齢・障害者雇用支援機構		平成21年6月17日	あずさ監査法人	
福祉医療機構		平成21年6月25日	新日本有限責任監査法人	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		平成21年5月29日	新日本有限責任監査法人	
労働政策研究・研修機構 ※		平成21年6月16日	あずさ監査法人	
雇用・能力開発機構		平成21年6月23日	あずさ監査法人	
労働者健康福祉機構		平成21年6月24日	あずさ監査法人	
国立病院機構		平成21年6月17日	新日本有限責任監査法人	
医薬品医療機器総合機構		平成21年6月12日	あずさ監査法人	
医薬基盤研究所		平成21年6月23日	監査法人トーマツ	
年金・健康保険福祉施設整理機構		平成21年6月17日	監査法人トーマツ	
年金積立金管理運用		平成21年6月19日	新日本有限責任監査法人	

(次のページへ続く)

(前ページから続く)

主務省名	法人名	監査報告日	会計監査人等の名称	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	平成21年6月10日	あずさ監査法人	
	種苗管理センター			
	家畜改良センター	平成21年6月22日	新日本有限責任監査法人	
	水産大学校			
	農業・食品産業技術総合研究機構	平成21年6月18日	あずさ監査法人	
	農業生物資源研究所	平成21年6月5日	監査法人トーマツ	
	農業環境技術研究所	平成21年6月8日	あずさ監査法人	
	国際農林水産業研究センター ※	平成21年6月16日	新日本有限責任監査法人	
	森林総合研究所	平成21年6月19日	新日本有限責任監査法人	
	水産総合研究センター	平成21年6月11日	あずさ監査法人	
	農畜産業振興機構	平成21年6月25日	あずさ監査法人	
	農業者年金基金	平成21年6月25日	新日本有限責任監査法人	
	農林漁業信用基金	平成21年6月25日	あずさ監査法人	
経済産業省	経済産業研究所			
	工業所有権情報・研修館			
	日本貿易保険	平成21年6月15日	あずさ監査法人	
	産業技術総合研究所	平成21年6月19日	あずさ監査法人	
	製品評価技術基盤機構	平成21年6月9日	新日本有限責任監査法人	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	平成21年6月19日	あずさ監査法人	
	日本貿易振興機構	平成21年6月30日	あずさ監査法人	
	原子力安全基盤機構 ※	平成21年6月3日	あずさ監査法人	
	情報処理推進機構	平成21年6月24日	あずさ監査法人	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	平成21年6月15日	新日本有限責任監査法人	
	中小企業基盤整備機構	平成21年6月19日	新日本有限責任監査法人	
	国土交通省	土木研究所	平成21年6月16日	監査法人トーマツ
		建築研究所	平成21年6月10日	監査法人トーマツ
		交通安全環境研究所	平成21年6月23日	あずさ監査法人
		海上技術安全研究所	平成21年6月12日	監査法人トーマツ
港湾空港技術研究所		平成21年6月22日	太陽ASG有限責任監査法人	
電子航法研究所				
航海訓練所				
海技教育機構		平成21年6月19日	あずさ監査法人	
航空大学校				
自動車検査		平成21年6月16日	新日本有限責任監査法人	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		平成21年6月19日	あずさ監査法人	
国際観光振興機構				
水資源機構		平成21年6月26日	あずさ監査法人	
自動車事故対策機構		平成21年6月22日	あずさ監査法人	
空港周辺整備機構		平成21年6月11日	あずさ監査法人	
海上災害防止センター		平成21年6月22日	監査法人トーマツ	
都市再生機構		平成21年6月23日	新日本有限責任監査法人	
奄美群島振興開発基金		平成21年5月29日	あずさ監査法人	
日本高速道路保有・債務返済機構		平成21年6月18日	監査法人トーマツ	
住宅金融支援機構		平成21年6月24日	あずさ監査法人	
環境省	国立環境研究所	平成21年6月24日	あずさ監査法人	
	環境再生保全機構	平成21年6月22日	あずさ監査法人	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構			

計 (101法人)

- (注) 1 各法人の監査報告書に基づき作成した。
2 資本金額が100億円以上の法人、負債金額が200億円以上の法人及び個別法に長期借入金又は債券発行の規定が置かれている法人が、会計監査人による監査を義務付けられている（通則法第39条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）第2条）。
なお、当該法人以外で、法人の任意により公認会計士又は監査法人による独立行政法人通則法第39条に準じた監査を受けている法人については、法人名に※を付している。
3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
4 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
5 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の資本金

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		
内閣府	国立公文書館	7,180	7,180	7,180	7,180	7,180		
	国民生活センター	9,167	9,167	9,167	9,167	9,167		
	北方領土問題対策協会	276	276	276	276	276		
	沖縄科学技術研究基盤整備機構		527	1,357	1,357	1,357		
総務省	情報通信研究機構	156,477	164,037	167,497	171,337	174,197		
	統計センター	-	-	-	-	-		
	平和祈念事業特別基金	40,000	40,000	40,000	20,000	20,000		
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構				7,000	7,000		
外務省	国際協力機構	88,508	88,508	88,508	83,333	83,333		
	国際交流基金	110,971	112,971	112,971	112,971	112,971		
財務省	酒類総合研究所	9,833	9,833	9,833	9,833	9,833		
	造幣局	66,857	66,857	66,857	66,857	66,857		
	国立印刷局	300,800	300,800	300,800	300,800	300,800		
	日本万国博覧会記念機構	121,978	121,978	121,978	121,978	121,978		
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	6,049	6,049	6,049	6,049	6,049		
	大学入試センター	11,592	11,592	11,592	11,592	11,592		
	国立青少年教育振興機構	国立オリンピック記念青少年総合センター	83,077	83,077	123,687	123,687	123,687	
		国立青年の家	21,436	21,436				
		国立少年自然の家	24,425	24,425				
	国立女性教育会館	3,615	3,615	3,615	3,615	3,615		
	国立国語研究所	10,615	10,615	10,615	10,615	10,615		
	国立科学博物館	73,943	73,943	73,943	73,943	73,943		
	物質・材料研究機構	76,459	76,459	76,459	76,459	76,459		
	防災科学技術研究所	58,903	58,903	58,903	58,903	58,903		
	放射線医学総合研究所	33,648	33,648	33,648	33,648	33,648		
	国立美術館	45,949	45,949	81,019	81,019	81,019		
	国立文化財機構	国立博物館	86,247	86,247	86,706	104,714	104,714	
		文化財研究所	17,167	17,167	17,167			
	教員研修センター	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891		
	科学技術振興機構	191,882	192,882	193,482	193,882	193,882		
	日本学術振興会	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064		
	理化学研究所	247,227	266,048	266,048	266,048	266,048		
	宇宙航空研究開発機構	544,408	544,408	544,408	544,408	544,408		
	日本スポーツ振興センター	195,356	195,356	203,955	226,140	226,140		
	日本芸術文化振興会	246,819	246,819	246,819	246,819	246,819		
	日本学生支援機構	100	100	100	100	100		
	海洋研究開発機構	84,215	84,215	84,215	84,215	84,215		
	国立高等専門学校機構	278,386	278,681	278,680	278,680	278,680		
	大学評価・学位授与機構	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471		
	国立大学財務・経営センター	9,602	9,602	9,602	9,602	9,602		
	メディア教育開発センター	4,839	4,839	4,839	4,839	4,839		
	日本原子力研究開発機構		808,594	808,594	808,594	808,594		
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	-	-	-	-	-	
		労働安全衛生総合研究所	産業安全研究所	7,164	7,164	11,786	11,786	11,786
			産業医学総合研究所	4,967	4,967			
		勤労者退職金共済機構	-	-	-	-	-	
		高齢・障害者雇用支援機構	12,228	12,228	12,228	12,228	12,228	
福祉医療機構		290,076	290,076	4,016,552	3,574,171	3,009,463		
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		15,189	15,189	15,189	15,189	15,189		
労働政策研究・研修機構		6,360	6,360	6,360	6,360	6,360		
雇用・能力開発機構		792,437	789,286	787,109	783,229	768,292		
労働者健康福祉機構		156,295	156,202	153,713	152,674	149,859		
国立病院機構		144,241	143,758	143,758	143,758	143,758		
医薬品医療機器総合機構		38,371	1,180	1,180	1,180	1,180		
医薬基盤研究所			53,112	54,489	55,689	56,889		
年金・健康保険福祉施設整理機構			189,737	179,241	147,911	206,954		
年金積立金管理運用				100	100	100		

(次のページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	3,541	3,541	3,541				
	農林水産消費技術センター	1,671	1,671	1,671	10,386	10,386		
		3,760	3,760	3,760				
	種苗管理センター	9,702	9,702	9,702	9,702	9,702		
	家畜改良センター	48,228	48,228	48,228	48,228	48,228		
	水産大学校	9,459	9,459	9,459	9,459	9,459		
	森林総合研究所	森林総合研究所	47,391	47,391	47,391			
		林木育種センター	1,909	1,909	1,909	49,587	692,997	
		緑資源機構	639,286	653,051	667,031	680,719		
	農業・食品産業技術総合研究機構	農業・生物系特定産業技術研究機構	291,553	291,553				
		農業工学研究所	20,752	20,752	314,751	315,419	316,135	
		食品総合研究所	8,998	8,998				
		農業者大学校	2,735	2,735				
	農業生物資源研究所	40,319	40,319	40,319	40,319	40,319		
	農業環境技術研究所	34,353	34,353	34,353	34,353	34,353		
	国際農林水産業研究センター	8,470	8,470	8,470	8,470	8,470		
	水産総合研究センター	水産総合研究センター	55,072	55,072	60,196	60,196	60,196	
		さけ・ます資源管理センター	5,467	5,467				
	農畜産業振興機構	35,990	35,990	35,990	35,990	30,960		
	農業者年金基金	-	-	-	-	-		
農林漁業信用基金	205,232	205,236	205,236	205,236	207,797			
経済産業省	経済産業研究所	-	-	-	-	-		
	工業所有権情報・研修館	-	-	-	-	-		
	日本貿易保険	104,352	104,352	104,352	104,352	104,352		
	産業技術総合研究所	286,086	286,086	286,086	286,086	286,086		
	製品評価技術基盤機構	19,072	19,072	19,072	19,072	19,072		
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	162,978	170,019	143,711	143,711	129,358		
	日本貿易振興機構	115,202	115,202	88,344	83,590	82,890		
	原子力安全基盤機構	-	-	-	-	-		
	情報処理推進機構	84,124	84,131	84,131	35,981	35,981		
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	96,239	177,369	187,929	201,337	247,787		
	中小企業基盤整備機構	1,093,289	1,094,637	1,096,285	1,095,543	1,094,207		
	国土交通省	土木研究所	土木研究所	28,644	28,644	35,868	35,868	35,868
			北海道開発土木研究所	7,600	7,600			
		建築研究所	20,384	20,384	20,384	20,384	20,384	
		交通安全環境研究所	22,625	22,625	22,625	22,625	22,625	
海上技術安全研究所		38,352	38,352	38,352	38,352	38,352		
港湾空港技術研究所		14,053	14,053	14,053	14,053	14,053		
電子航法研究所		4,258	4,258	4,258	4,258	4,258		
航海訓練所		5,007	5,007	5,007	5,007	5,007		
海技教育機構		海技大学校	4,133	4,133	14,578	14,578	14,578	
		海員学校	11,544	11,544				
航空大学校		4,970	4,970	4,970	4,970	4,970		
自動車検査		12,031	12,031	12,031	12,031	12,031		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		74,501	78,501	82,601	86,652	94,603		
国際観光振興機構		1,398	1,398	1,398	1,398	1,398		
水資源機構		9,060	9,060	9,060	9,060	9,060		
自動車事故対策機構		13,174	13,174	13,174	13,174	13,174		
空港周辺整備機構		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400		
海上災害防止センター		486	486	486	486	486		
都市再生機構		855,201	884,301	916,401	948,501	1,000,601		
奄美群島振興開発基金		13,428	13,930	14,432	14,934	15,436		
日本高速道路保有・債務返済機構		4,463,875	4,596,575	4,728,075	4,855,291			
住宅金融支援機構				319,700	405,700			
環境省	国立環境研究所	38,666	38,666	38,666	38,666	38,666		
	環境再生保全機構	16,045	16,045	16,045	16,045	16,045		
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	977	977	977	977	977		
計(100法人)		9,380,927	15,022,427	18,909,958	18,905,291	18,650,702		

(注)1 各年度の貸借対照表に基づき作成した。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

4 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

5 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

6 国際協力機構の平成20年度における資本金は、独立行政法人国際協力機構法第16条に基づき、有償資金協力業務に係るものを除く。

独立行政法人の平成18年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
内閣府	国立公文書館	1,869	—	—	—	4	—	—	—	—	1,873	
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,307	—	—	336	—	—	—	—	—	4,643	
	国民生活センター	2,972	—	109	—	253	—	—	—	—	3,334	
	北方領土問題対策協会	654	192	—	84	87	—	—	—	—	1,017	
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,148	—	3,530	—	0	—	—	—	—	7,678	
	情報通信研究機構	36,964	1,334	453	6,090	1,542	7,200	587	—	—	54,174	
	統計センター	9,466	—	—	6	0	—	—	467	—	9,939	
外務省	平和祈念事業特別基金	907	—	—	—	701	—	—	—	—	1,608	
	国際協力機構	157,516	—	624	3,108	3,059	—	—	—	—	164,307	
	国際交流基金	13,389	—	—	—	2,794	—	—	—	1,069	17,252	
財務省	酒類総合研究所	1,275	—	—	36	35	—	—	—	—	1,346	
	造幣局	—	—	—	—	27,684	—	—	—	—	27,684	
	国立印刷局	—	—	—	—	102,596	—	—	—	—	102,596	
	通関情報処理センター	—	—	—	—	11,388	—	—	—	—	11,388	
	日本万国博覧会記念機構	—	—	—	—	4,263	—	—	—	—	4,263	
	国立特殊教育総合研究所	1,206	—	79	—	5	—	—	—	—	1,290	
	大学入試センター	497	—	—	—	10,988	—	—	—	—	11,485	
文部科学省	国立青少年教育振興機構	11,522	—	1,269	—	1,138	—	—	—	—	13,929	
	国立女性教育会館	669	—	83	5	86	—	—	—	—	843	
	国立国語研究所	1,096	—	—	20	9	—	—	—	—	1,125	
	国立科学博物館	3,244	—	1,214	—	272	—	—	—	—	4,730	
	物質・材料研究機構	15,968	—	301	2,685	111	—	—	—	—	19,064	
	防災科学技術研究所	8,495	—	1,003	2,138	104	—	—	—	—	11,739	
	放射線医学総合研究所	13,140	—	380	750	1,937	—	—	—	—	16,207	
	国立美術館	6,779	—	—	—	524	—	—	—	—	7,303	
	国立博物館	6,103	—	—	—	1,046	—	—	—	—	7,149	
	文化財研究所	2,985	—	—	26	42	—	—	—	—	3,053	
	教員研修センター	1,611	—	192	—	140	—	—	—	—	1,943	
	科学技術振興機構	101,437	—	—	723	10,606	630	—	1	12	113,409	
	日本学術振興会	29,364	108,154	—	16	387	—	—	—	—	137,921	
	理化学研究所	67,921	1,587	3,955	12,638	472	—	—	—	—	86,573	
	宇宙航空研究開発機構	138,293	33,207	8,602	46,503	634	—	—	—	—	227,240	
	日本スポーツ振興センター	4,782	2,564	4,473	8	47,845	—	390	—	730	60,792	
	日本芸術文化振興会	11,583	—	412	56	4,884	—	—	—	—	16,935	
	日本学生支援機構	21,963	32,061	224	—	14,843	545,636	273,247	—	—	887,975	
	海洋研究開発機構	35,734	—	678	157	3,552	—	—	—	—	40,120	
	国立高等専門学校機構	70,065	—	1,472	—	14,519	—	—	—	—	86,056	
	大学評価・学位授与機構	2,074	—	—	—	197	—	—	—	—	2,270	
	国立大学財務・経営センター	546	—	—	—	8,151	66,100	106,024	—	818	181,639	
	メディア教育開発センター	2,292	—	—	—	72	—	—	—	—	2,365	
	日本原子力研究開発機構	161,838	1,241	26,588	6,983	3,744	—	—	—	—	200,394	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	908	—	—	149	84	—	—	—	—	1,141
		労働安全衛生総合研究所	2,478	—	420	18	15	—	—	—	—	2,930
		勤労者退職金共済機構	3,797	8,130	—	—	446,169	—	5,951	—	—	464,047
高齢・障害者雇用支援機構		18,336	48,654	40	49	21,077	—	—	—	—	88,156	
福祉医療機構		10,957	69,716	—	—	254,606	—	10,610	—	—	345,889	
国立重度知的障害者総合施設のそみの園		2,620	—	50	—	1,722	—	—	—	—	4,392	
労働政策研究・研修機構		3,338	—	97	7	259	—	—	—	—	3,702	
雇用・能力開発機構		86,153	43,227	1,812	2,054	537,207	—	—	—	—	670,454	
労働者健康福祉機構		11,281	19,214	11,977	52	260,765	4,163	12,285	—	—	319,738	
国立病院機構		50,609	0	17,646	—	728,452	25,300	—	—	—	822,006	
医薬品医療機器総合機構		656	193	—	2,522	10,770	—	—	—	—	14,141	
医薬基盤研究所		11,443	—	200	113	251	1,400	142	—	—	13,550	
年金・健康保険福祉施設整理機構		—	—	—	—	25,741	—	—	4,408	—	30,148	
年金積立金管理運用		—	—	—	—	3,224,637	10,393,904	5,717,082	—	—	19,335,623	
農林水産省		農林水産消費技術センター	5,565	—	100	0	12	—	—	—	—	5,677
		種苗管理センター	3,133	—	215	57	144	—	—	—	—	3,549
		家畜改良センター	8,363	—	449	163	529	—	—	—	—	9,504
	肥飼料検査所	1,772	—	36	0	24	—	—	—	—	1,832	
	農業検査所	829	—	—	0	0	—	—	—	—	829	
	林木育種センター	1,905	—	338	41	1	—	—	—	—	2,285	
	水産大学校	2,182	—	2,696	54	524	—	—	—	—	5,457	

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	50,463	—	2,040	7,797	766	801	400	—	—	62,267
	農業生物資源研究所	7,467	—	451	3,691	14	—	—	—	—	11,623
	農業環境技術研究所	3,280	—	153	931	3	—	—	—	—	4,367
	国際農林水産業研究センター	3,237	—	47	197	1	—	—	—	—	3,482
	森林総合研究所	8,443	—	154	1,459	60	—	—	—	—	10,116
	水産総合研究センター	17,396	—	1,607	4,886	2,335	—	—	—	—	26,224
	農畜産業振興機構	2,120	135,827	—	—	90,027	91,090	13,474	—	—	332,538
	農業者年金基金	4,028	151,922	—	—	16,528	39,130	—	—	—	211,608
	農林漁業信用基金	—	2,658	—	3	145,859	64,068	—	—	—	212,588
	緑資源機構	—	44,152	—	529	27,575	29,080	—	—	—	101,336
	経済産業省	経済産業研究所	1,641	—	—	2	1	—	—	—	1,644
	工業所有権情報・研修館	12,773	—	—	—	80	—	—	—	—	12,852
	日本貿易保険	—	—	—	—	10,883	—	24,473	—	—	35,356
産業技術総合研究所	66,437	—	6,900	22,486	3,851	—	—	—	—	99,674	
製品評価技術基盤機構	7,626	—	120	842	563	—	—	—	—	9,151	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	163,520	54,518	—	152	3,263	5,500	1,769	—	—	228,722	
日本貿易振興機構	23,923	3,806	—	9,082	3,730	—	—	—	—	40,541	
原子力安全基盤機構	23,604	—	—	—	1,419	—	—	3,614	—	28,638	
情報処理推進機構	5,196	—	—	682	4,644	—	—	—	—	10,522	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	38,893	1,405	—	110,878	10,126	608,437	331,783	—	—	1,101,523	
中小企業基盤整備機構	22,160	28,199	1,251	1,428	687,673	3,683	566,846	—	—	1,311,239	
国土交通省	土木研究所	6,448	—	511	3,075	76	—	—	—	10,110	
建築研究所	2,028	—	93	160	23	—	—	—	—	2,304	
交通安全環境研究所	1,768	—	272	1,275	—	—	—	—	—	3,315	
海上技術安全研究所	3,069	—	389	500	21	—	—	—	—	3,979	
港湾空港技術研究所	1,392	—	305	1,428	33	—	—	—	—	3,158	
電子航法研究所	1,687	—	50	249	—	—	—	—	—	1,986	
海技教育機構	2,932	—	—	17	107	—	—	—	—	3,056	
航海訓練所	6,654	—	126	9	24	—	—	—	—	6,812	
航空大学校	2,888	—	116	—	108	—	—	—	—	3,112	
自動車検査	8,922	—	1,929	—	1	—	—	905	—	11,757	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	761	218,128	—	20,575	1,242,444	510,700	—	—	—	1,992,608	
国際観光振興機構	2,267	—	—	—	1,693	—	—	—	—	3,960	
水資源機構	—	64,346	—	10,410	159,303	26,114	—	—	—	260,173	
自動車事故対策機構	8,689	3,369	830	—	1,469	—	1,039	—	—	15,395	
空港周辺整備機構	—	3,272	—	13,288	1,883	—	—	1,926	—	20,369	
海上災害防止センター	—	—	—	1,252	126	—	—	581	—	1,960	
都市再生機構	—	81,640	—	35,500	1,255,363	1,488,231	—	—	—	2,860,735	
奄美群島振興開発基金	—	—	—	—	468	712	3,135	—	—	4,315	
日本高速道路保有・債務返済機構	—	22	—	—	1,950,286	2,847,700	—	—	—	4,798,008	
環境省	国立環境研究所	9,616	—	415	4,055	14	—	—	—	14,100	
環境再生保全機構	2,422	19,535	—	75	77,690	18,200	—	1,497	—	119,418	
計	合計(104法人)	1,704,749	1,182,273	109,476	344,560	11,494,236	16,777,779	7,069,237	13,399	2,629	38,698,342

- (注) 1 平成18年4月1日現在の状況である。
2 予算額は、各法人における平成18年度計画(年度当初予算)による。
3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。
5 海洋研究開発機構及び水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
6 出資金・借入金等には、債券を含む。
7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、承継債務負担金等収入、スポーツ振興投票事業準備金戻入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勤定間取引を計上している。
8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成19年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
内閣府	国立公文書館	1,856	—	—	—	4	—	—	—	—	1,859	
	国民生活センター	2,803	—	491	—	253	—	—	—	—	3,547	
	北方領土問題対策協会	632	230	—	57	97	—	—	—	—	1,016	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,283	—	4,419	—	—	—	—	—	—	8,702	
総務省	情報通信研究機構	36,266	1,019	—	4,359	1,205	6,500	300	—	—	49,649	
	統計センター	9,067	—	—	15	0	—	—	1,173	—	10,255	
	平和祈念事業特別基金	849	—	—	—	10,406	—	—	—	—	11,255	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	—	—	—	—	11,168,125	—	3,488,755	—	—	14,656,880	
外務省	国際協力機構	155,626	—	1,616	2,990	658	—	—	—	0	160,889	
	国際交流基金	13,049	—	—	—	3,126	—	—	—	—	16,175	
財務省	酒類総合研究所	1,222	—	—	33	36	—	—	—	—	1,291	
	造幣局	—	—	—	—	25,405	—	—	—	—	25,405	
	国立印刷局	—	—	—	—	87,648	—	—	—	—	87,648	
	通関情報処理センター	—	—	—	—	10,858	—	—	—	—	10,858	
	日本万国博覧会記念機構	—	—	—	—	3,725	—	—	—	—	3,725	
	国立特別支援教育総合研究所	1,207	—	58	—	5	—	—	—	—	1,270	
文部科学省	大学入試センター	444	—	—	—	10,457	—	—	—	—	10,901	
	国立青少年教育振興機構	10,913	—	200	—	1,185	—	—	—	—	12,298	
	国立女性教育会館	724	—	117	5	89	—	—	—	—	935	
	国立国語研究所	1,129	—	—	0	9	—	—	—	—	1,138	
	国立科学博物館	3,222	—	—	—	284	—	—	—	—	3,506	
	物質・材料研究機構	15,803	—	320	2,819	116	—	—	—	—	19,059	
	防災科学技術研究所	8,369	—	150	2,142	107	—	—	—	—	10,768	
	放射線医学総合研究所	12,851	—	364	193	2,147	—	—	—	—	15,555	
	国立美術館	6,042	—	7,075	—	965	—	—	—	—	14,082	
	国立文化財機構	9,042	—	711	26	1,098	—	—	—	—	10,877	
	教員研修センター	1,511	—	192	—	142	—	—	—	—	1,845	
	科学技術振興機構	103,463	—	—	405	8,594	430	—	43	—	112,935	
	日本学術振興会	29,024	130,066	—	254	394	—	—	—	—	159,737	
	理化学研究所	62,334	14,740	5,766	6,036	550	—	—	—	—	89,426	
	宇宙航空研究開発機構	128,826	46,946	8,036	43,167	657	—	—	—	—	227,632	
	日本スポーツ振興センター	5,375	2,564	1,512	—	43,534	—	351	—	970	54,306	
	日本芸術文化振興会	11,482	—	801	9	4,777	—	—	—	—	17,069	
	日本学生支援機構	21,446	47,703	—	—	15,763	675,899	298,502	—	—	1,059,312	
	海洋研究開発機構	37,190	—	810	157	3,752	—	—	—	—	41,909	
	国立高等専門学校機構	69,030	—	2,503	—	14,717	—	—	—	—	86,250	
	大学評価・学位授与機構	1,996	—	—	—	329	—	—	—	—	2,324	
	国立大学財務・経営センター	522	—	—	—	7,237	70,600	109,353	—	—	187,712	
	メディア教育開発センター	2,083	—	—	—	72	—	—	—	—	2,155	
	日本原子力研究開発機構	163,224	3,072	23,431	2,397	13,906	—	—	—	—	206,031	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	812	—	—	150	85	—	—	—	—	1,047
		労働安全衛生総合研究所	2,513	—	396	16	11	—	—	—	—	2,938
		勤労者退職金共済機構	3,662	7,991	—	—	457,914	—	1,345	—	—	470,912
高齢・障害者雇用支援機構		17,786	34,295	35	—	19,204	—	—	—	—	71,319	
福祉医療機構		10,056	67,926	—	—	242,275	—	11,091	—	—	331,348	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		2,553	—	68	—	1,621	—	—	—	—	4,242	
労働政策研究・研修機構		3,131	—	193	7	93	—	—	—	—	3,424	
雇用・能力開発機構		79,692	36,054	1,725	0	462,362	—	—	—	—	579,832	
労働者健康福祉機構		11,433	17,348	10,040	0	256,691	5,445	7,492	—	—	308,450	
国立病院機構		49,848	—	9,581	—	735,120	42,991	—	—	—	837,540	
医薬品医療機器総合機構		621	192	—	2,426	11,925	—	—	—	—	15,165	
医薬基盤研究所		11,333	—	264	234	256	1,200	129	—	—	13,417	
年金・健康保険福祉施設整理機構		—	—	—	—	30,585	—	—	28,417	—	59,002	
年金積立金管理運用		—	—	—	—	4,010,115	14,397,125	5,228,631	—	—	23,635,871	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	7,858	—	731	0	36	—	—	—	—	8,625
	種苗管理センター	2,985	—	208	57	271	—	—	—	—	3,522	
	家畜改良センター	8,404	—	436	141	558	—	—	—	—	9,539	
	水産大学校	2,186	—	2,515	58	524	—	—	—	—	5,283	

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						前年度繰越金	積立金取崩金	計		
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等				その他	
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	49,803	—	1,505	7,797	1,111	1,201	302	—	61,718		
	農業生物資源研究所	7,526	—	217	3,690	14	—	—	—	11,447		
	農業環境技術研究所	3,142	—	100	931	3	—	—	—	4,176		
	国際農林水産業研究センター	3,275	—	74	197	7	—	—	—	3,554		
	森林総合研究所	10,317	—	256	1,404	62	—	—	—	12,038		
	水産総合研究センター	17,503	—	1,582	4,886	2,333	—	—	—	26,304		
	農畜産業振興機構	2,002	134,373	—	—	89,629	33,856	3,585	—	263,447		
	農業者年金基金	3,963	153,252	—	—	15,397	68,330	—	—	240,942		
	農林漁業信用基金	—	1,176	—	2	159,088	66,064	—	—	226,330		
	緑資源機構	—	44,053	—	446	27,308	29,088	—	—	100,895		
	経済産業省	経済産業研究所	1,619	—	—	2	1	—	—	—	1,621	
		工業所有権情報・研修館	14,232	—	—	—	80	—	—	—	14,312	
		日本貿易保険	—	—	—	—	11,059	—	20,546	—	31,605	
		産業技術総合研究所	65,682	—	3,024	13,786	3,873	—	—	—	86,365	
	製品評価技術基盤機構	7,588	—	102	207	588	—	—	—	8,485		
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	154,858	48,483	—	12,996	2,042	200	1,791	—	220,370		
	日本貿易振興機構	24,408	2,301	—	8,783	3,914	—	—	—	39,406		
	原子力安全基盤機構	22,876	—	—	—	1,504	—	—	—	24,380		
	情報処理推進機構	5,117	—	—	0	4,077	—	—	—	9,194		
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	33,296	2,719	—	106,239	33,209	800,734	455,830	—	1,432,027		
	中小企業基盤整備機構	21,993	68	978	546	689,380	447	552,704	—	1,266,116		
国土交通省	土木研究所	6,361	—	495	2,917	76	—	—	—	9,849		
	建築研究所	2,045	—	90	160	35	—	—	—	2,330		
	交通安全環境研究所	1,770	—	372	1,974	—	—	—	—	4,116		
	海上技術安全研究所	3,010	—	377	851	32	—	—	—	4,270		
	港湾空港技術研究所	1,371	—	230	1,349	31	—	—	0	2,981		
	電子航法研究所	1,684	—	55	283	—	—	—	0	2,022		
	海技教育機構	2,817	—	0	24	119	—	—	—	2,960		
	航海訓練所	6,518	—	296	9	25	—	—	—	6,848		
	航空大学校	2,855	—	102	—	118	—	—	—	3,075		
	自動車検査	7,753	—	1,887	—	2,173	—	—	—	11,813		
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構	738	195,565	—	39,065	1,304,345	465,851	—	—	2,005,565	
		国際観光振興機構	2,111	—	—	—	1,694	—	—	—	3,805	
		水資源機構	—	62,169	0	1,662	148,264	37,411	—	—	249,506	
		自動車事故対策機構	8,429	3,132	510	—	1,574	—	942	—	14,586	
		空港周辺整備機構	—	3,184	—	9,644	1,911	1,025	—	177	15,941	
		海上災害防止センター	0	—	0	1,255	98	—	535	—	1,888	
		都市再生機構	—	75,828	—	34,087	1,385,777	1,582,131	—	—	3,077,823	
		奄美群島振興開発基金	—	—	—	—	440	802	3,046	—	4,288	
		日本高速道路保有・債務返済機構	—	22	—	—	1,988,060	3,271,800	—	—	5,259,883	
		住宅金融支援機構	—	275,000	—	—	1,749,583	4,367,738	5,163,855	—	11,556,177	
	環境省	国立環境研究所	9,680	—	1,111	4,055	14	—	—	—	14,860	
		環境再生保全機構	2,392	19,391	—	—	80,646	16,100	—	1,758	120,288	
	防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	4,184	—	—	—	—	—	—	—	4,184	
	計	合計(102法人)	1,660,696	1,430,862	98,127	327,400	25,381,772	25,942,968	15,348,550	32,103	970	70,223,452

- (注) 1 平成19年4月1日現在の状況(ただし、郵便貯金・簡易生命保険管理機構については平成20年1月1日現在の状況)である。
- 2 予算額は、各法人における平成19年度計画(年度当初予算)による。
- 3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
- 4 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。
- 5 海洋研究開発機構及び水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
- 6 出資金・借入金等には、債券を含む。
- 7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。
- 8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
- 9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
- 10 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
- 11 郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成19年10月1日に設立し、予算額は6か月分を計上している。

独立行政法人の平成20年度計画における予算額(収入)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	独立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
内閣府	国立公文書館	1,833	-	-	-	4	-	-	-	-	1,837	
	国民生活センター	2,951	-	354	-	144	-	-	-	-	3,449	
	北方領土問題対策協会	652	188	-	66	84	-	-	-	-	989	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,454	-	6,286	26	-	-	-	-	-	10,766	
総務省	情報通信研究機構	35,330	736	58	5,815	1,128	4,200	171	-	-	47,438	
	統計センター	9,399	-	-	14	753	-	-	-	-	10,166	
	平和祈念事業特別基金	750	-	-	-	10,302	-	-	-	-	11,052	
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	20,945,759	-	4,989,768	-	-	25,935,528	
	国際協力機構	153,786	-	3,084	2,819	732	-	-	-	697	161,117	
	国際交流基金	12,892	-	-	708	3,309	-	-	-	-	16,909	
財務省	酒類総合研究所	1,171	-	-	42	37	-	-	-	-	1,249	
	造幣局	-	-	-	-	32,050	-	-	-	-	32,050	
	国立印刷局	-	-	-	-	82,035	-	-	-	-	82,035	
	通関情報処理センター	-	-	-	-	5,692	-	-	-	-	5,692	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	3,709	-	-	-	-	3,709	
	国立特別支援教育総合研究所	1,176	-	48	-	3	-	-	-	-	1,227	
	大学入試センター	422	-	-	-	10,553	-	-	-	-	10,975	
	国立青少年教育振興機構	10,477	-	245	-	1,248	-	-	-	-	11,970	
	国立女性教育会館	645	-	82	5	93	-	-	-	-	825	
	国立国語研究所	1,111	-	-	0	9	-	-	-	-	1,120	
	国立科学博物館	3,125	-	-	-	287	-	-	-	-	3,412	
	物質・材料研究機構	15,429	-	320	2,960	119	-	-	-	-	18,828	
	防災科学技術研究所	8,433	-	36	2,145	400	-	-	-	-	11,015	
	放射線医学総合研究所	12,407	-	100	631	2,201	-	-	-	-	15,339	
	国立美術館	5,790	-	8,970	-	975	-	-	-	-	15,735	
	国立文化財機構	8,772	-	1,698	26	1,109	-	-	-	-	11,605	
	教員研修センター	1,439	-	192	-	136	-	-	-	-	1,767	
	科学技術振興機構	105,058	-	-	303	8,817	-	-	471	-	114,648	
	日本学術振興会	28,859	127,118	-	725	405	-	-	-	-	157,108	
	理化学研究所	60,139	23,321	7,500	6,482	562	-	-	-	-	98,003	
	宇宙航空研究開発機構	130,227	50,975	6,283	51,349	1,000	-	-	-	-	239,834	
	日本スポーツ振興センター	7,071	2,563	2,272	1	61,990	-	1,369	-	451	75,717	
	日本芸術文化振興会	11,023	-	874	55	4,913	-	-	-	-	16,865	
	日本学生支援機構	19,289	58,190	-	361	17,526	975,641	333,839	-	-	1,404,846	
	海洋研究開発機構	38,431	-	330	157	4,472	-	-	-	-	43,389	
	国立高等専門学校機構	67,659	-	2,587	-	14,807	-	-	-	-	85,053	
	大学評価・学位授与機構	1,896	-	-	266	198	-	-	-	-	2,360	
	国立大学財務・経営センター	496	-	-	-	14,043	67,400	105,149	278	-	187,366	
	メディア教育開発センター	1,927	-	-	-	72	-	-	-	-	1,999	
	日本原子力研究開発機構	168,697	4,611	12,827	1,164	12,554	-	-	-	-	199,852	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	791	-	-	51	57	-	-	-	-	899
		労働安全衛生総合研究所	2,516	-	251	15	12	-	-	-	-	2,793
		勤労者退職金共済機構	3,519	7,547	-	-	514,007	-	1,331	-	-	526,403
		高齢・障害者雇用支援機構	17,458	27,222	33	-	17,486	-	-	-	-	62,198
福祉医療機構		4,281	62,899	-	-	229,853	-	11,289	-	-	308,322	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		2,596	-	90	-	1,526	-	-	-	-	4,212	
労働政策研究・研修機構		3,045	-	267	7	93	-	-	-	-	3,413	
雇用・能力開発機構		76,910	32,875	1,724	0	504,235	-	-	-	-	615,745	
労働者健康福祉機構		10,666	16,340	8,832	0	260,505	5,214	5,484	-	-	307,042	
国立病院機構		47,854	-	6,491	-	749,674	59,486	-	-	-	863,506	
医薬品医療機器総合機構		611	193	-	2,339	13,575	-	-	-	-	16,718	
医薬基盤研究所		11,283	-	273	166	257	1,200	122	-	-	13,300	
年金・健康保険福祉施設整理機構		-	-	-	-	43,051	-	-	42,345	-	85,395	
年金積立金管理運用		-	-	-	-	4,228,891	11,047,755	5,358,555	-	-	20,635,201	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	7,405	-	698	0	36	0	380	485	-	9,004
		種苗管理センター	3,006	-	187	57	143	-	-	200	-	3,594
	家畜改良センター	8,072	-	392	141	583	-	-	290	-	9,478	
	水産大学校	2,100	-	193	58	524	-	-	151	-	3,026	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						前年度繰越金	積立金取崩金	計		
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等				その他	
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	49,631	-	2,903	7,797	748	1,401	158	286	-	62,923	
	農業生物資源研究所	7,209	-	279	3,690	14	-	1,069	227	-	12,488	
	農業環境技術研究所	3,306	-	55	931	3	-	-	0	-	4,296	
	国際農林水産業研究センター	3,601	-	38	197	7	-	-	64	-	3,908	
	森林総合研究所	10,180	31,418	287	1,400	25,741	24,553	-	-	-	93,578	
	水産総合研究センター	17,273	-	3,128	4,886	2,332	-	-	853	-	28,472	
	農畜産業振興機構	2,284	106,841	-	-	86,695	53,273	32,960	-	-	282,054	
	農業者年金基金	3,890	125,455	-	-	15,013	270,406	-	-	-	414,763	
	農林漁業信用基金	-	1,830	-	3	144,677	71,376	-	-	-	217,886	
	経済産業省	経済産業研究所	1,599	-	-	2	1	-	-	55	-	1,658
	工業所有権情報・研修館	13,659	-	-	-	81	-	-	-	-	13,740	
	日本貿易振興機構	-	-	-	-	11,149	-	19,682	-	-	30,831	
	産業技術総合研究所	64,237	-	4,239	13,435	4,382	-	-	-	-	86,293	
	製品評価技術基盤機構	7,466	-	120	316	1,435	-	-	-	-	9,337	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	145,428	51,587	-	30,842	2,235	5,000	1,185	-	-	236,279	
	日本貿易振興機構	23,885	2,382	-	8,628	4,181	-	-	-	-	39,076	
	原子力安全基盤機構	22,506	-	-	-	1,280	-	-	-	-	23,786	
	情報処理推進機構	5,006	-	-	-	3,284	-	-	-	-	8,291	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	27,494	3,055	-	96,160	23,644	828,300	649,416	-	-	1,628,069	
	中小企業基盤整備機構	21,641	64	-	307	702,388	16,715	584,516	-	-	1,325,629	
国土交通省	土木研究所	9,492	-	730	2,917	76	-	-	-	-	13,215	
	建築研究所	2,011	-	87	160	35	-	-	-	-	2,293	
	交通安全環境研究所	1,730	-	430	1,526	-	-	-	-	-	3,686	
	海上技術安全研究所	2,961	-	549	954	41	-	-	-	-	4,505	
	港湾空港技術研究所	1,341	-	398	1,275	33	-	-	-	-	3,047	
	電子航法研究所	1,640	-	87	283	-	-	-	-	-	2,010	
	航海訓練所	6,567	-	52	7	26	-	-	-	-	6,652	
	海技教育機構	2,745	-	118	35	142	-	-	-	-	3,040	
	航空大学校	2,773	-	103	-	126	-	-	-	-	3,002	
	自動車検査	1,544	-	4,058	-	8,670	-	-	-	-	14,273	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	620	208,527	-	41,816	930,927	559,751	324,619	-	-	2,066,260	
	国際観光振興機構	2,017	-	-	-	1,585	-	-	-	-	3,602	
	水資源機構	-	59,863	-	1,080	165,235	20,500	-	-	-	246,678	
	自動車事故対策機構	8,105	3,118	997	-	1,750	-	896	-	-	14,866	
	空港周辺整備機構	-	2,103	-	7,392	1,614	580	-	135	-	11,824	
	海上災害防止センター	-	-	-	1,747	71	-	-	1,145	0	2,964	
	都市再生機構	-	70,224	-	25,810	1,269,800	1,750,607	-	-	-	3,116,441	
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	466	802	2,839	-	-	4,107	
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	34	-	-	2,010,038	3,150,516	-	-	-	5,160,588	
	住宅金融支援機構	-	205,000	-	-	1,559,713	3,907,780	4,838,319	-	-	10,510,792	
	環境省	国立環境研究所	9,675	-	499	4,055	-	-	-	-	-	14,229
		環境再生保全機構	2,197	18,616	-	0	73,031	13,900	-	-	-	107,745
	防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,768	-	-	-	-	-	-	-	-	3,768
		合計(101法人)	1,624,810	1,304,895	92,734	336,605	34,861,407	22,836,336	17,263,116	46,985	1,148	78,368,037

(注)1 平成20年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成20年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。

5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

6 出資金・借入金等には、債券を含む。

7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。

8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

11 国際協力機構の平成20年度計画における予算額(収入)は、独立行政法人国際協力機構法第16条に基づき、有償資金協力業務に係るものを除いている。

独立行政法人の平成21年度計画における予算額(収入)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
内閣府	国立公文書館	2,074	-	-	-	5	-	-	-	-	2,079	
	国民生活センター	3,202	-	-	-	144	-	-	-	-	3,346	
	北方領土問題対策協会	648	181	-	-	79	-	-	-	-	966	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,862	-	5,511	-	-	-	55	-	-	10,428	
総務省	情報通信研究機構	34,200	713	60	5,354	446	2,600	943	-	-	44,317	
	統計センター	10,350	-	-	15	748	-	-	-	-	11,113	
	平和祈念事業特別基金	698	-	-	-	3,876	-	-	-	-	4,574	
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	19,021,422	-	4,909,057	-	-	23,930,479	
	国際協力機構	155,850	-	2,770	2,693	607	-	-	-	817	162,737	
	国際交流基金	12,569	-	-	808	3,772	-	-	-	-	17,149	
財務省	酒類総合研究所	1,142	-	-	40	41	-	-	-	-	1,223	
	造幣局	-	-	-	-	48,144	-	-	-	-	48,144	
	国立印刷局	-	-	-	-	80,789	-	-	-	-	80,789	
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	4,040	-	-	-	-	4,040	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,260	-	48	-	3	-	-	-	-	1,311	
	大学入試センター	254	-	-	-	10,765	-	-	-	-	11,019	
	国立青少年教育振興機構	10,138	-	4,462	-	1,357	-	-	-	-	15,957	
	国立女性教育会館	630	-	278	5	97	-	-	-	-	1,010	
	国立国語研究所	509	-	-	0	5	-	-	-	-	514	
	国立科学博物館	3,120	-	-	-	315	-	-	-	-	3,435	
	物質・材料研究機構	15,049	-	278	2,204	124	-	-	-	-	17,655	
	防災科学技術研究所	8,230	-	121	2,149	400	-	-	-	-	10,900	
	放射線医学総合研究所	11,712	-	64	397	2,201	-	-	-	-	14,374	
	国立美術館	5,773	-	6,903	-	985	-	-	-	-	13,661	
	国立文化財機構	8,368	-	3,674	26	1,120	-	-	-	-	13,188	
	教員研修センター	1,382	-	192	-	137	-	-	-	-	1,711	
	科学技術振興機構	106,657	-	-	0	9,015	-	-	198	-	115,870	
	日本学術振興会	28,672	128,343	-	598	456	-	-	-	-	158,070	
	理化学研究所	59,190	28,897	7,017	8,982	608	-	-	-	-	104,693	
	宇宙航空研究開発機構	139,703	46,505	6,242	49,234	1,000	-	-	-	-	242,684	
	日本スポーツ振興センター	6,026	2,563	3,063	1	84,578	-	8,078	-	1,002	105,310	
	日本芸術文化振興会	10,985	-	900	10	4,433	-	-	-	-	16,328	
	日本学生支援機構	18,282	62,814	-	720	20,974	1,165,074	369,134	-	-	1,636,997	
	海洋研究開発機構	38,560	-	450	3,954	2,727	-	-	-	-	45,692	
	国立高等専門学校機構	66,982	-	1,955	-	14,971	-	-	-	-	83,908	
	大学評価・学位授与機構	1,858	-	-	0	274	-	-	-	-	2,131	
	国立大学財務・経営センター	482	-	-	-	14,573	59,500	99,354	-	-	173,910	
	日本原子力研究開発機構	169,111	6,169	9,038	1,137	12,255	-	-	-	-	197,710	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	789	-	-	45	47	-	-	-	-	881
		労働安全衛生総合研究所	2,536	-	248	14	-	-	12	-	-	2,810
		勤労者退職金共済機構	3,270	7,465	-	-	508,943	-	1,181	-	-	520,859
		高齢・障害者雇用支援機構	17,756	25,552	61	-	16,942	-	-	-	-	60,311
		福祉医療機構	4,138	60,736	-	-	218,269	-	12,708	-	-	295,851
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,382	-	-	-	1,503	-	-	-	-	3,885
		労働政策研究・研修機構	2,892	-	316	-	100	-	-	-	-	3,308
		雇用・能力開発機構	72,955	31,253	1,724	0	476,317	-	-	-	-	582,249
労働者健康福祉機構		10,694	18,977	2,747	0	267,734	4,146	5,899	-	-	310,197	
国立病院機構		45,972	-	3,217	-	759,345	50,500	-	-	-	859,033	
医薬品医療機器総合機構		570	588	-	2,310	31,092	-	-	-	-	34,558	
医薬基盤研究所		11,152	-	262	406	285	800	111	-	-	13,016	
年金・健康保険福祉施設整理機構		-	-	-	-	45,608	-	-	54,836	-	100,444	
年金積立金管理運用		-	-	-	-	3,856,595	371,400	4,739,803	-	-	8,967,798	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	7,544	-	134	0	28	-	-	343	-	8,049
		種苗管理センター	2,939	-	183	57	143	-	246	98	-	3,667
	家畜改良センター	8,160	-	345	141	629	-	-	163	-	9,438	
	水産大学校	2,042	-	327	58	536	-	-	130	-	3,093	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	48,148	-	2,006	7,797	970	901	50	749	-	60,619	
	農業生物資源研究所	7,210	-	175	3,690	1,624	-	-	195	-	12,894	
	農業環境技術研究所	3,155	-	80	931	3	-	-	0	-	4,169	
	国際農林水産業研究センター	3,756	-	84	197	7	-	-	81	-	4,126	
	森林総合研究所	10,124	27,430	258	1,390	23,020	23,918	-	14	-	86,154	
	水産総合研究センター	16,655	-	3,521	4,886	2,332	-	-	662	-	28,056	
	農畜産業振興機構	2,222	106,840	-	-	83,628	64,469	83,263	-	-	340,419	
	農業者年金基金	3,791	125,121	-	-	14,748	92,923	-	-	-	236,582	
	農林漁業信用基金	-	1,788	-	3	160,694	71,187	-	-	-	233,673	
	経済産業省	経済産業研究所	1,577	-	-	3	2	-	-	72	-	1,653
経済産業省	工業所有権情報・研修館	13,249	-	-	-	81	-	-	-	-	13,330	
	日本貿易振興機構	-	-	-	-	14,022	-	67,916	-	-	81,938	
	産業技術総合研究所	63,306	-	4,112	13,882	5,325	-	-	-	60	86,685	
	製品評価技術基盤機構	7,392	-	265	248	1,973	-	-	-	-	9,880	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	141,484	39,357	-	43,322	2,325	10,500	667	-	-	237,656	
	日本貿易振興機構	23,319	2,628	-	8,277	5,997	-	-	-	-	40,220	
	原子力安全基盤機構	22,190	-	-	-	1,448	-	-	-	-	23,638	
	情報処理推進機構	4,842	-	-	-	3,250	-	-	-	-	8,092	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	24,523	4,897	-	86,874	21,722	1,119,025	694,980	-	-	1,952,022	
	中小企業基盤整備機構	21,303	881	-	4,199	727,023	1,957	612,551	-	-	1,367,914	
	国土交通省	土木研究所	9,330	-	565	2,892	85	-	-	-	-	12,872
	国土交通省	建築研究所	2,011	-	85	160	42	-	-	-	-	2,298
		交通安全環境研究所	1,761	-	359	921	-	-	-	-	-	3,041
		海上技術安全研究所	2,947	-	601	633	41	-	-	-	-	4,222
港湾空港技術研究所		1,337	-	326	1,205	35	-	-	730	-	3,633	
電子航法研究所		1,618	-	125	503	-	-	-	0	-	2,246	
航海訓練所		6,283	-	0	8	44	-	-	-	-	6,335	
海技教育機構		2,752	-	71	28	175	-	-	-	-	3,026	
航空大学校		2,660	-	99	-	127	-	-	-	-	2,886	
自動車検査		1,373	-	3,720	-	9,055	-	-	-	-	14,147	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		610	223,229	-	47,797	910,861	562,000	325,562	-	-	2,070,059	
国際観光振興機構		1,999	-	-	-	1,587	-	-	-	-	3,586	
水資源機構		-	57,663	-	1,369	157,650	21,700	-	-	-	238,382	
自動車事故対策機構		7,819	3,125	456	-	1,871	-	805	-	-	14,076	
空港周辺整備機構		-	2,491	-	7,298	1,125	1,819	-	-	-	12,732	
海上災害防止センター		-	-	-	1,651	100	-	-	1,299	-	3,051	
都市再生機構		-	61,498	-	25,145	1,166,985	974,519	-	-	-	2,228,147	
奄美群島振興開発基金		-	-	-	-	339	702	2,867	-	-	3,907	
日本高速道路保有・債務返済機構		-	29	-	-	1,595,524	2,431,660	-	-	-	4,027,212	
住宅金融支援機構		-	131,400	-	-	1,500,650	4,329,065	4,540,891	-	-	10,502,006	
環境省		国立環境研究所	9,292	-	534	4,055	80	-	-	-	-	13,961
環境省		環境再生保全機構	2,114	27,854	-	-	61,433	21,400	-	-	-	112,802
		防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,657	-	-	-	-	-	-	-	3,657
合計(99法人)		1,610,128	1,236,987	80,032	350,780	32,009,605	11,381,765	16,476,133	59,570	1,879	63,206,873	

(注)1 平成21年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成21年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。

5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

6 出資金・借入金等には、債券を含む。

7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。

8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

11 国際協力機構の平成21年度計画における予算額(収入)は、独立行政法人国際協力機構法第16条に基づき、有償資金協力業務に係るものを除いている。

独立行政法人の平成22年度計画における予算額(収入)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	2,220	-	123	-	5	-	-	-	-	2,348
	国民生活センター	3,202	-	-	-	144	-	-	2,916	-	6,262
	北方領土問題対策協会	655	178	140	61	75	-	-	-	-	1,109
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	8,167	-	5,142	-	89	-	-	2,598	-	15,996
総務省	情報通信研究機構	30,900	509	5,077	4,904	216	1,400	791	-	-	43,797
	統計センター	9,784	-	-	15	754	-	0	-	-	10,553
	平和祈念事業特別基金	354	-	-	-	1,096	-	-	-	-	1,450
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	16,959,843	-	4,811,142	-	-	21,770,984
外務省	国際協力機構	147,986	-	-	2,014	591	-	594	-	-	151,185
	国際交流基金	12,851	-	-	824	3,194	-	-	-	-	16,868
財務省	酒類総合研究所	1,064	-	-	32	43	-	-	-	-	1,139
	造幣局	-	-	-	-	26,064	-	-	-	-	26,064
	国立印刷局	-	-	-	-	79,358	-	-	-	-	79,358
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	4,182	-	-	-	-	4,182
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,138	-	48	-	3	-	-	-	-	1,189
	大学入試センター	80	-	-	-	10,741	-	-	-	-	10,821
	国立青少年教育振興機構	9,761	-	4,787	-	1,503	-	-	-	-	16,051
	国立女性教育会館	590	-	1,743	5	87	-	-	-	-	2,425
	国立科学博物館	3,044	-	-	-	347	-	-	-	-	3,391
	物質・材料研究機構	14,051	-	106	2,314	130	-	-	-	-	16,601
	防災科学技術研究所	7,973	-	0	2,153	400	-	-	-	-	10,525
	放射線医学総合研究所	11,444	-	627	30	2,446	-	-	-	-	14,546
	国立美術館	5,859	-	6,699	-	995	-	-	-	-	13,553
	国立文化財機構	8,192	-	3,992	26	1,132	-	-	-	-	13,342
	教員研修センター	1,215	-	192	-	139	-	-	-	-	1,546
	科学技術振興機構	102,662	-	98	0	8,863	-	-	89	-	111,712
	日本学術振興会	28,021	170,104	-	506	652	-	-	-	-	199,283
	理化学研究所	58,312	31,519	2,037	3,155	667	-	-	-	-	95,689
	宇宙航空研究開発機構	130,392	43,284	6,328	48,055	1,000	-	-	-	-	229,059
	日本スポーツ振興センター	5,945	2,562	3,815	1	84,649	-	9,000	-	586	106,557
	日本芸術文化振興会	10,570	4,494	615	6	4,461	-	-	-	-	20,146
	日本学生支援機構	17,839	62,985	-	477	27,046	1,579,903	424,147	-	-	2,112,398
	海洋研究開発機構	36,337	1,510	450	2,319	2,439	-	-	-	-	43,054
	国立高等専門学校機構	66,281	-	2,225	-	15,608	-	-	-	-	84,114
	大学評価・学位授与機構	1,755	-	-	-	205	-	-	-	-	1,960
	国立大学財務・経営センター	455	-	-	-	26,726	53,400	77,177	-	-	157,758
	日本原子力研究開発機構	167,937	7,108	5,939	1,137	11,719	-	-	22,342	-	216,182
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	739	-	-	59	36	-	4	-	-	838
	労働安全衛生総合研究所	2,075	-	231	33	12	-	-	-	-	2,351
	勤労者退職金共済機構	-	8,989	-	-	511,330	-	1,169	-	-	521,488
	高齢・障害者雇用支援機構	14,679	17,185	-	-	-	-	14,341	-	-	46,206
	福祉医療機構	4,121	56,500	-	-	475,022	-	15,233	-	-	550,876
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,264	-	291	-	1,481	-	-	-	-	4,036
	労働政策研究・研修機構	2,769	-	70	-	100	-	-	-	-	2,940
	雇用・能力開発機構	61,946	21,531	1,196	0	458,812	-	-	-	-	543,485
	労働者健康福祉機構	9,477	20,355	2,494	0	276,008	3,237	6,763	-	-	318,333
	国立病院機構	43,682	-	3,121	-	803,632	49,184	-	-	-	899,619
	医薬品医療機器総合機構	443	781	-	2,167	28,395	-	-	-	-	31,786
	医薬基盤研究所	9,742	-	175	458	312	400	111	-	-	11,198
	年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	44,115	-	-	59,864	-	103,979
	年金積立金管理運用	-	-	-	-	3,930,912	265,900	6,975,931	-	-	11,172,743
	国立がん研究センター	8,803	-	520	-	39,983	2,800	-	-	-	52,105
	国立循環器病研究センター	5,902	-	-	-	20,395	300	-	-	-	26,597
	国立精神・神経医療研究センター	4,595	-	1,618	-	16,888	-	-	-	-	23,101
	国立国際医療研究センター	8,455	-	742	-	37,293	700	-	-	-	47,190
	国立成育医療研究センター	5,008	-	-	-	15,899	-	-	-	-	20,908
	国立長寿医療研究センター	3,459	-	-	-	6,536	-	-	-	-	9,995

(次ページへ続く)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,969	-	102	0	28	-	-	408	-	7,508	
	種苗管理センター	2,654	-	170	57	143	-	118	115	-	3,257	
	家畜改良センター	7,805	-	345	141	666	-	-	300	-	9,257	
	水産大学校	1,866	-	241	58	536	-	-	188	-	2,889	
	農業・食品産業技術総合研究機構	45,839	-	992	7,797	724	1,701	19	849	-	57,919	
	農業生物資源研究所	6,982	-	216	3,690	15	-	855	216	-	11,973	
	農業環境技術研究所	3,066	-	127	931	3	-	-	116	-	4,243	
	国際農林水産業研究センター	3,714	-	60	197	7	-	-	38	-	4,017	
	森林総合研究所	9,973	22,432	258	1,387	21,997	18,184	-	152	-	74,382	
	水産総合研究センター	16,048	-	3,039	4,886	2,333	-	-	861	-	27,167	
	農畜産業振興機構	1,883	93,106	-	-	98,160	81,300	109,859	-	-	384,310	
	農業者年金基金	3,657	125,750	-	-	14,534	95,992	-	76	-	240,009	
	農林漁業信用基金	-	1,941	-	3	151,809	70,608	-	-	-	224,362	
	経済産業省	経済産業研究所	1,530	-	-	4	1	-	-	47	-	1,582
工業所有権情報・研修館		12,787	-	-	-	101	-	-	-	-	12,888	
日本貿易保険		-	-	-	-	14,202	-	16,958	-	-	31,160	
産業技術総合研究所		61,407	-	1,321	14,154	3,917	-	-	-	-	80,799	
製品評価技術基盤機構		7,155	-	-	203	1,070	-	-	-	-	8,428	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		132,359	29,544	-	42,824	3,273	5,000	2,289	-	-	215,290	
日本貿易振興機構		22,845	2,400	-	5,319	7,232	-	-	-	-	37,796	
原子力安全基盤機構		20,696	-	-	-	1,556	-	-	-	-	22,252	
情報処理推進機構		4,697	-	-	-	3,421	-	-	-	-	8,118	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		21,126	6,625	22,473	95,203	16,080	474,941	928,780	-	-	1,565,230	
中小企業基盤整備機構		20,265	469	-	175	734,040	17,281	607,773	-	-	1,380,000	
国土交通省		土木研究所	9,124	-	497	2,835	85	-	-	-	-	12,541
		建築研究所	1,924	-	98	160	42	-	-	-	-	2,224
		交通安全環境研究所	1,569	-	322	921	-	-	-	-	-	2,812
	海上技術安全研究所	2,933	-	349	574	49	-	-	-	-	3,905	
	港湾空港技術研究所	1,385	-	132	1,139	35	-	-	70	-	2,761	
	電子航法研究所	1,597	-	139	415	-	-	-	0	-	2,151	
	航海訓練所	5,951	-	0	5	106	-	-	-	-	6,062	
	海技教育機構	2,509	-	112	28	183	-	-	-	-	2,832	
	航空大学校	2,653	-	103	-	127	-	-	-	-	2,883	
	自動車検査	1,257	-	2,717	-	9,158	-	-	-	-	13,132	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	529	178,097	-	36,134	878,417	433,024	325,155	-	-	1,851,356	
	国際観光振興機構	1,905	-	-	-	1,589	-	-	-	-	3,494	
	水資源機構	-	41,391	-	1,144	150,080	19,000	-	-	-	211,614	
	自動車事故対策機構	7,420	3,133	384	-	2,023	-	764	-	-	13,724	
	空港周辺整備機構	-	1,617	-	5,965	1,180	67	-	-	-	8,828	
	海上災害防止センター	-	-	-	1,616	76	-	-	1,391	0	3,085	
	都市再生機構	-	41,906	-	23,861	1,125,554	1,273,780	-	-	-	2,465,101	
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	267	334	2,688	-	-	3,289	
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	28	-	-	1,436,355	3,331,866	-	-	-	4,768,250	
	住宅金融支援機構	-	104,914	-	-	1,680,908	3,927,678	4,565,565	-	-	10,279,065	
	環境省	国立環境研究所	12,127	-	292	4,055	39	-	-	-	-	16,513
		環境再生保全機構	1,990	27,400	-	-	57,750	11,400	-	-	-	98,539
	防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,488	-	-	-	-	-	-	-	-	3,488
	合計(104法人)		1,568,879	1,130,347	95,130	326,632	30,364,644	11,719,380	18,897,226	92,636	586	64,195,456

(注)1 平成22年4月1日現在の状況である。

- 2 予算額は、各法人における平成22年度計画(年度当初予算)による。
- 3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
- 4 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。
- 5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
- 6 出資金・借入金等には、債券を含む。
- 7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。
- 8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
- 9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
- 10 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
- 11 国際協力機構の平成22年度計画における予算額(収入)は、独立行政法人国際協力機構法第16条に基づき、有償資金協力業務に係るものを除いている。

独立行政法人の平成18年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
内閣府	国立公文書館	1,071	-	-	474	328	-	-	1,873	
	駐留軍等労働者労務管理機構	680	-	336	2,716	911	-	-	4,643	
	国民生活センター	1,702	109	-	1,278	244	-	-	3,334	
	北方領土問題対策協会	643	-	84	239	51	-	-	1,017	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,461	3,530	-	352	336	-	-	7,678	
総務省	情報通信研究機構	44,009	453	6,090	-	2,784	1,385	-	54,724	
	統計センター	2,154	-	6	7,576	203	-	-	9,939	
	平和祈念事業特別基金	1,207	-	-	-	401	-	-	1,608	
外務省	国際協力機構	147,669	624	3,108	7,285	2,964	2,750	-	164,400	
	国際交流基金	12,735	-	-	2,772	1,745	-	-	17,252	
財務省	酒類総合研究所	446	-	36	595	269	-	-	1,346	
	造幣局	11,321	4,313	-	11,300	-	-	-	26,934	
	国立印刷局	31,220	7,364	-	47,513	-	-	-	86,097	
	通関情報処理センター	10,107	-	-	1,015	444	-	-	11,565	
	日本万国博覧会記念機構	1,535	-	-	636	2,046	32	-	4,249	
	国立特殊教育総合研究所	326	79	-	838	47	-	-	1,290	
	大学入試センター	10,455	-	-	964	66	-	-	11,485	
文部科学省	国立青少年教育振興機構	5,183	1,269	-	5,214	2,263	-	-	13,929	
	国立女性教育会館	412	83	5	-	343	-	-	843	
	国立国語研究所	472	-	20	574	59	-	-	1,125	
	国立科学博物館	1,645	1,214	-	-	1,871	-	-	4,730	
	物質・材料研究機構	9,123	301	2,685	5,992	964	-	-	19,064	
	防災科学技術研究所	6,467	1,003	2,138	1,951	181	-	-	11,739	
	放射線医学総合研究所	10,555	380	750	3,933	589	-	-	16,207	
	国立美術館	4,952	0	-	1,201	1,150	-	-	7,303	
	国立博物館	3,952	0	-	2,367	830	-	-	7,149	
	文化財研究所	1,439	-	26	1,320	268	-	-	3,053	
	教員研修センター	790	192	-	539	422	-	-	1,943	
	科学技術振興機構	104,998	-	723	5,257	2,431	-	-	113,409	
	日本学術振興会	28,249	-	16	849	304	108,503	-	137,921	
	理化学研究所	57,718	3,955	12,638	7,792	2,864	1,606	-	86,573	
	宇宙航空研究開発機構	130,841	8,602	46,503	-	8,087	33,207	-	227,240	
	日本スポーツ振興センター	10,236	4,473	8	4,173	519	40,819	-	60,228	
	日本芸術文化振興会	12,989	412	56	2,887	591	-	-	16,935	
	日本学生支援機構	18,891	224	-	5,123	1,407	891,516	-	917,161	
	海洋研究開発機構	35,069	678	157	3,310	907	-	-	40,120	
	国立高等専門学校機構	64,991	1,472	-	-	18,171	1,422	-	86,056	
	大学評価・学位授与機構	710	-	-	1,223	149	189	-	2,270	
	国立大学財務・経営センター	376	-	-	280	126	180,857	-	181,639	
	メディア教育開発センター	1,241	-	-	955	110	58	-	2,365	
	日本原子力研究開発機構	144,604	27,811	6,983	-	19,755	1,241	-	200,394	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	168	-	229	647	97	-	-	1,141
		労働安全衛生総合研究所	892	420	18	1,297	303	-	-	2,930
		勤労者退職金共済機構	6,982	-	-	3,161	110	453,794	-	464,047
		高齢・障害者雇用支援機構	84,853	40	49	6,956	1,193	-	-	93,090
		福祉医療機構	7,684	-	-	3,242	555	200,605	-	212,087
		国立重度知的障害者総合施設のみこの園	724	50	-	3,456	112	50	-	4,392
		労働政策研究・研修機構	1,273	97	-	1,596	736	-	-	3,702
		雇用・能力開発機構	619,463	1,812	2,054	45,650	2,610	1,477	-	673,066
		労働者健康福祉機構	269,412	11,977	52	14,592	7,339	6,013	-	309,385
国立病院機構		687,279	65,410	-	-	-	73,206	-	825,894	
医薬品医療機器総合機構		7,547	-	-	3,224	1,934	-	-	12,705	
医薬基盤研究所		11,186	200	-	909	1,011	128	-	13,432	
年金・健康保険福祉施設整理機構		7,259	-	-	423	51	0	22,415	30,148	
年金積立金管理運用		36,421	-	-	956	461	18,281,600	-	18,319,438	
農林水産省		農林水産消費技術センター	628	100	0	4,449	500	-	-	5,677
		種苗管理センター	298	215	57	2,611	368	-	-	3,549
		家畜改良センター	1,692	449	163	6,522	678	-	-	9,504
	肥飼料検査所	240	36	0	1,332	224	-	-	1,832	
	農業検査所	183	11	0	587	48	-	-	829	
	林木育種センター	542	338	41	1,209	155	-	-	2,285	
	水産大学校	595	2,696	54	1,871	240	-	-	5,457	

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	20,105	2,040	7,797	29,019	3,354	-	-	62,315	
	農業生物資源研究所	2,896	451	3,691	4,112	473	-	-	11,623	
	農業環境技術研究所	886	153	931	2,005	392	-	-	4,367	
	国際農林水産業研究センター	1,407	47	197	1,687	144	-	-	3,482	
	森林総合研究所	1,173	154	1,459	6,265	1,065	-	-	10,116	
	水産総合研究センター	9,145	1,607	4,886	9,488	1,098	-	-	26,224	
	農畜産業振興機構	240,451	-	-	3,031	690	78,764	-	322,937	
	農業者年金基金	193,726	-	-	918	532	-	-	195,176	
	農林漁業信用基金	211,325	-	-	1,635	754	-	-	213,713	
	緑資源機構	46,777	-	529	8,559	1,156	45,151	-	102,172	
	経済産業省	経済産業研究所	1,375	-	2	-	267	-	-	1,644
		工業所有権情報・研修館	11,704	-	-	708	440	-	-	12,852
		日本貿易保険	4,335	-	-	1,410	-	29,611	-	35,356
	産業技術総合研究所	58,409	6,900	19,663	-	-	14,702	-	99,674	
	製品評価技術基盤機構	6,446	120	842	-	1,360	653	△ 270	9,151	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	164,255	-	152	-	11,446	55,824	-	231,678	
	日本貿易振興機構	29,899	-	8,539	-	2,103	-	-	40,541	
	原子力安全基盤機構	26,441	-	-	-	2,197	-	-	28,638	
	情報処理推進機構	7,022	-	682	-	2,217	-	-	9,921	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	40,233	-	110,878	-	1,667	945,426	-	1,098,204	
	中小企業基盤整備機構	699,863	-	1,378	-	1,768	569,448	-	1,272,455	
国土交通省	土木研究所	2,639	511	2,985	3,387	588	-	-	10,110	
	建築研究所	750	93	155	992	313	-	-	2,304	
	交通安全環境研究所	684	272	1,258	984	117	-	-	3,315	
	海上技術安全研究所	626	389	479	2,366	119	-	-	3,979	
	港湾空港技術研究所	278	305	1,403	1,060	111	-	-	3,158	
	電子航法研究所	907	50	236	740	53	-	-	1,986	
	海技教育機構	457	0	14	2,329	256	-	-	3,056	
	航海訓練所	1,972	126	9	4,506	199	-	-	6,812	
	航空大学校	1,311	116	-	1,416	269	-	-	3,112	
	自動車検査	1,620	1,929	-	6,969	1,239	-	-	11,757	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	624,365	-	14,179	24,673	9,194	1,138,904	-	1,811,315	
	国際観光振興機構	1,869	-	391	1,404	296	-	-	3,960	
	水資源機構	95,723	546	10,171	19,296	2,437	140,459	-	268,632	
	自動車事故対策機構	8,858	830	-	3,441	1,187	278	-	14,594	
	空港周辺整備機構	6,398	-	12,695	1,036	240	-	-	20,369	
	海上災害防止センター	0	0	944	-	443	38	535	1,960	
	都市再生機構	855,623	-	34,692	46,382	9,967	1,981,565	-	2,928,230	
	奄美群島振興開発基金	31	-	-	180	58	3,518	-	3,787	
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,993	-	-	1,121	1,126	4,814,750	-	4,819,990	
	環境省	国立環境研究所	6,169	415	4,055	2,919	542	-	-	14,100
		環境再生保全機構	106,280	-	75	2,056	818	47,879	896	158,003
	計	合計(104法人)	6,179,391	169,446	330,452	441,277	158,620	30,147,428	23,576	37,450,188

(注) 1 平成18年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成18年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

5 海洋研究開発機構及び水産大学校の施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。

6 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成19年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
内閣府	国立公文書館	1,048	-	-	472	340	-	-	1,859	
	国民生活センター	1,542	491	-	1,279	235	-	-	3,547	
	北方領土問題対策協会	632	-	57	265	61	-	-	1,016	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,558	4,419	-	365	359	-	-	8,702	
総務省	情報通信研究機構	42,251	2,491	4,359	-	2,473	1,236	-	52,809	
	統計センター	2,025	-	15	8,012	203	-	-	10,255	
	平和祈念事業特別基金	10,871	-	-	-	384	-	-	11,255	
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	11,167,542	-	-	290	85	3,488,755	-	14,656,671	
	国際協力機構	144,282	1,616	2,990	-	11,981	20	-	160,889	
財務省	国際交流基金	13,154	-	-	1,972	1,049	-	-	16,175	
	酒類総合研究所	442	-	33	555	261	-	-	1,291	
	造幣局	10,111	5,362	-	10,520	-	-	-	25,993	
	国立印刷局	28,325	13,894	-	45,407	-	-	-	87,626	
	通関情報処理センター	9,238	-	-	976	466	-	-	10,680	
	日本万国博覧会記念機構	1,027	-	-	635	2,010	32	-	3,705	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	365	58	-	847	-	-	-	1,270	
	大学入試センター	9,878	-	-	959	64	-	-	10,901	
	国立青少年教育振興機構	4,761	200	-	5,141	2,196	-	-	12,298	
	国立女性教育会館	454	117	5	-	359	-	-	935	
	国立国語研究所	462	-	0	619	57	-	-	1,138	
	国立科学博物館	1,567	-	-	1,213	726	-	-	3,506	
	物質・材料研究機構	8,981	320	2,819	5,992	946	-	-	19,059	
	防災科学技術研究所	6,382	150	2,142	1,901	193	-	-	10,768	
	放射線医学総合研究所	10,348	364	193	4,079	570	-	-	15,555	
	国立美術館	3,590	7,075	-	1,331	2,086	-	-	14,082	
	国立文化財機構	4,826	711	26	3,560	1,754	-	-	10,877	
	教員研修センター	780	192	-	470	403	-	-	1,845	
	科学技術振興機構	105,103	-	405	5,169	2,258	-	-	112,935	
	日本学術振興会	27,919	-	254	866	276	130,422	-	159,737	
	理化学研究所	52,213	5,766	6,036	7,732	2,732	14,946	-	89,426	
	宇宙航空研究開発機構	121,793	8,036	43,167	-	7,690	46,946	-	227,632	
	日本スポーツ振興センター	16,204	1,512	-	4,090	489	31,416	-	53,711	
	日本芸術文化振興会	12,843	801	9	2,942	474	-	-	17,069	
	日本学生支援機構	18,225	-	-	4,987	1,367	1,061,065	-	1,085,643	
	海洋研究開発機構	36,784	810	157	3,260	897	-	-	41,909	
	国立高等専門学校機構	62,431	2,503	-	-	19,734	1,582	-	86,250	
	大学評価・学位授与機構	666	-	-	1,193	144	321	-	2,324	
	国立大学財務・経営センター	395	-	-	278	122	186,917	-	187,712	
	メディア教育開発センター	1,130	-	-	861	106	58	-	2,155	
	日本原子力研究開発機構	151,807	23,431	2,397	-	19,204	9,192	-	206,031	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	167	-	231	557	92	-	-	1,047
		労働安全衛生総合研究所	882	396	16	1,353	291	-	-	2,938
		勤労者退職金共済機構	7,274	-	-	2,683	99	460,856	-	470,912
		高齢・障害者雇用支援機構	71,167	35	-	6,602	1,132	-	-	79,936
		福祉医療機構	6,940	-	-	3,075	547	203,844	-	214,406
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	717	68	-	3,347	110	-	-	4,242
		労働政策研究・研修機構	1,124	193	-	1,566	542	-	-	3,424
雇用・能力開発機構		532,409	1,725	0	42,354	2,480	398	-	579,365	
労働者健康福祉機構		267,483	10,040	0	14,176	7,480	6,513	-	305,692	
国立病院機構		685,091	57,045	-	-	-	76,942	-	819,078	
医薬品医療機器総合機構		8,319	-	-	3,649	2,260	-	-	14,228	
医薬基盤研究所		11,161	264	-	816	978	125	-	13,346	
年金・健康保険福祉施設整理機構		7,586	-	-	424	51	20,356	30,585	59,002	
年金積立金管理運用		42,736	-	-	1,005	381	24,070,918	-	24,115,040	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	1,040	731	0	6,106	748	-	-	8,625
		種苗管理センター	295	208	57	2,477	356	5	123	3,522
	家畜改良センター	1,738	436	141	6,567	657	-	-	9,539	
	水産大学校	589	2,515	58	1,889	233	-	-	5,283	

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	20,140	1,505	7,797	28,815	3,250	296	-	61,800
	農業生物資源研究所	2,864	217	3,690	4,218	458	-	-	11,447
	農業環境技術研究所	877	100	931	1,889	379	-	-	4,176
	国際農林水産業研究センター	1,394	74	197	1,745	140	-	-	3,551
	森林総合研究所	1,696	256	1,404	7,509	1,173	-	-	12,038
	水産総合研究センター	9,030	1,582	4,886	9,772	1,064	△ 30	-	26,304
	農畜産業振興機構	226,625	-	-	2,748	760	39,697	-	269,831
	農業者年金基金	167,688	-	-	944	500	56,047	-	225,180
	農林漁業信用基金	224,433	-	-	1,606	707	-	-	226,746
	緑資源機構	46,761	-	446	8,290	1,126	43,789	-	100,411
	経済産業省	経済産業研究所	1,369	-	2	-	251	-	-
工業所有権情報・研修館		12,880	-	-	977	455	-	-	14,312
日本貿易保険		4,842	-	-	1,405	-	25,358	-	31,605
産業技術総合研究所		57,915	3,024	11,929	-	-	13,497	-	86,365
製品評価技術基盤機構		6,461	102	207	-	1,319	593	△ 197	8,485
新エネルギー・産業技術総合開発機構		149,693	-	12,996	-	9,607	49,550	-	221,846
日本貿易振興機構		28,804	-	8,242	-	2,360	-	-	39,406
原子力安全基盤機構		22,209	-	-	-	2,170	-	-	24,380
情報処理推進機構		6,965	-	0	-	2,144	-	-	9,109
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		52,604	-	106,239	-	1,677	1,268,656	-	1,429,174
中小企業基盤整備機構		720,054	-	546	-	1,774	638,087	-	1,360,459
土木研究所		2,480	495	2,832	3,490	552	-	-	9,849
建築研究所		728	90	155	1,054	304	-	-	2,330
交通安全環境研究所		655	372	1,947	1,028	114	-	-	4,116
海上技術安全研究所	610	377	823	2,346	114	-	-	4,270	
港湾空港技術研究所	258	230	1,324	1,064	105	-	-	2,981	
電子航法研究所	892	55	261	763	51	-	-	2,022	
海技教育機構	435	0	23	2,256	246	-	-	2,960	
航海訓練所	1,856	296	9	4,486	201	-	-	6,848	
航空大学校	1,233	102	-	1,457	283	-	-	3,075	
自動車検査	2,221	1,887	5	6,437	1,158	105	-	11,813	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	673,027	-	32,640	23,631	10,106	1,374,727	-	2,114,131	
国際観光振興機構	1,833	-	391	1,299	282	-	-	3,805	
水資源機構	79,377	304	1,625	18,870	2,664	156,312	-	259,152	
自動車事故対策機構	8,394	510	-	3,526	1,170	512	-	14,112	
空港周辺整備機構	5,611	-	9,134	955	241	-	-	15,941	
海上災害防止センター	0	0	932	-	442	38	477	1,888	
都市再生機構	861,356	-	33,269	46,501	9,931	2,131,752	-	3,082,809	
奄美群島振興開発基金	23	-	-	170	68	3,416	-	3,676	
日本高速道路保有・債務返済機構	3,149	-	-	1,057	1,043	5,373,867	-	5,379,115	
住宅金融支援機構	237,293	-	-	12,061	5,510	12,205,594	-	12,460,457	
環境省	国立環境研究所	6,215	1,111	4,055	2,951	528	-	-	14,860
	環境再生保全機構	75,308	-	-	1,982	860	41,429	1,600	121,179
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	658	-	-	2,642	884	-	-	4,184
計	合計(102法人)	17,471,589	166,664	314,504	436,828	171,362	53,236,157	32,588	71,829,685

- (注) 1 平成19年4月1日現在の状況(ただし、郵便貯金・簡易生命保険管理機構については平成20年1月1日現在の状況)である。
2 予算額は、各法人における平成19年度計画(年度当初予算)による。
3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
5 海洋研究開発機構及び水産大学校の施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
6 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10 郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成19年10月1日に設立し、予算額は6か月分を計上している。

独立行政法人の平成20年度計画における予算額(支出)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,035	-	-	497	305	-	-	1,837
	国民生活センター	1,534	354	-	1,333	228	-	-	3,449
	北方領土問題対策協会	638	-	66	231	55	-	-	989
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,779	6,286	-	339	362	-	-	10,766
	情報通信研究機構	38,632	1,059	5,815	-	2,511	1,082	-	49,098
	統計センター	2,135	-	14	7,657	360	-	-	10,166
	平和祈念事業特別基金	10,726	-	-	-	326	-	-	11,052
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	20,944,932	-	-	574	116	4,989,768	-	25,935,392
	国際協力機構	142,997	3,084	2,819	-	12,097	120	-	161,117
財務省	国際交流基金	14,065	-	-	1,840	1,852	-	-	17,757
	酒類総合研究所	437	-	42	517	253	-	-	1,249
文部科学省	造幣局	17,855	2,410	-	10,374	-	-	-	30,639
	国立印刷局	25,076	7,886	-	45,954	-	-	-	78,916
	通関情報処理センター	5,399	-	-	487	244	-	-	6,130
	日本万国博覧会記念機構	1,120	-	-	596	1,902	32	-	3,650
	国立特別支援教育総合研究所	359	48	-	820	-	-	-	1,227
	大学入試センター	9,975	-	-	938	62	-	-	10,975
	国立青少年教育振興機構	4,590	245	-	5,122	2,013	-	-	11,970
	国立女性教育会館	397	82	5	-	341	-	-	825
	国立国語研究所	456	-	0	608	56	-	-	1,120
	国立科学博物館	1,577	-	-	1,197	638	-	-	3,412
	物質・材料研究機構	8,823	320	2,960	5,847	878	-	-	18,828
	防災科学技術研究所	6,882	36	2,145	1,764	187	-	-	11,015
	放射線医学総合研究所	10,243	100	631	3,813	551	-	-	15,339
	国立美術館	4,047	8,970	-	1,133	1,585	-	-	15,735
	国立文化財機構	4,756	1,698	26	3,636	1,489	-	-	11,605
	教員研修センター	689	192	-	524	362	-	-	1,767
	科学技術振興機構	106,538	-	303	5,127	2,151	-	-	114,118
	日本学術振興会	27,802	-	725	832	263	127,485	-	157,108
	理化学研究所	49,985	7,500	6,482	7,752	2,728	23,557	-	98,003
	宇宙航空研究開発機構	123,763	6,283	51,349	-	7,464	50,975	-	239,834
	日本スポーツ振興センター	22,255	2,272	1	4,030	477	45,542	-	74,577
	日本芸術文化振興会	12,523	874	55	2,944	469	-	-	16,865
	日本学生支援機構	16,832	-	-	4,856	1,335	1,398,711	-	1,421,734
	海洋研究開発機構	38,803	330	157	3,212	887	-	-	43,389
	国立高等専門学校機構	62,486	2,587	-	-	18,343	1,637	-	85,053
	大学評価・学位授与機構	623	-	266	1,141	140	190	-	2,360
	国立大学財務・経営センター	400	-	-	272	119	186,575	-	187,366
メディア教育開発センター	1,022	-	-	816	103	58	-	1,999	
日本原子力研究開発機構	155,527	12,827	1,164	-	18,148	12,187	-	199,852	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	157	-	103	550	89	-	-	899
	労働安全衛生総合研究所	873	251	15	1,373	281	-	-	2,793
	勤労者退職金共済機構	7,442	-	-	2,745	116	530,552	-	540,854
	高齢・障害者雇用支援機構	63,562	33	-	6,512	1,112	-	-	71,219
	福祉医療機構	6,123	-	-	3,055	519	201,107	-	210,804
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	708	90	-	3,310	104	-	-	4,212
	労働政策研究・研修機構	1,103	267	-	1,518	525	-	-	3,413
	雇用・能力開発機構	565,102	1,724	0	40,644	2,480	410	-	610,360
	労働者健康福祉機構	268,502	8,832	0	12,893	7,667	6,020	-	303,915
	国立病院機構	689,020	76,456	-	-	-	78,853	-	844,329
	医薬品医療機器総合機構	18,822	-	-	4,232	2,607	-	-	25,662
	医薬基盤研究所	11,163	272	-	1,059	1,057	122	-	13,674
	年金・健康保険福祉施設整理機構	7,307	-	-	424	47	34,566	43,051	85,395
	年金積立金管理運用	43,806	-	-	1,038	636	16,406,318	-	16,451,798

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
農 林 水 産 省	農林水産消費安全技術センター	1,032	698	0	6,024	871	380	-	9,004	
	種苗管理センター	293	187	57	2,510	346	200	-	3,594	
	家畜改良センター	1,660	392	141	6,646	639	-	-	9,478	
	水産大学校	584	193	58	1,965	226	-	-	3,026	
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,977	2,903	7,797	29,321	3,160	△ 98	-	63,058	
	農業生物資源研究所	2,841	279	3,690	4,155	454	606	-	12,025	
	農業環境技術研究所	870	55	931	2,071	368	-	-	4,296	
	国際農林水産業研究センター	1,502	38	197	2,022	145	-	-	3,905	
	森林総合研究所	32,191	287	1,400	14,021	2,256	41,542	-	91,696	
	水産総合研究センター	8,943	3,665	4,886	9,992	1,046	△ 60	-	28,472	
	農畜産業振興機構	245,316	-	-	2,722	683	38,707	-	287,428	
	農業者年金基金	164,402	-	-	901	802	233,358	-	399,463	
	農林漁業信用基金	222,531	-	-	1,443	691	-	-	224,665	
	経 済 産 業 省	経済産業研究所	1,397	-	2	-	259	-	-	1,658
		工業所有権情報・研修館	12,327	-	-	970	443	-	-	13,740
		日本貿易保険	5,443	-	-	1,399	-	23,989	-	30,831
		産業技術総合研究所	57,293	4,239	11,570	-	-	13,191	-	86,293
製品評価技術基盤機構		7,497	120	316	-	1,280	-	-	9,213	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		144,888	-	30,842	-	9,564	52,360	-	237,655	
日本貿易振興機構		28,688	-	8,239	-	2,149	-	-	39,076	
原子力安全基盤機構		21,780	-	-	-	2,006	-	-	23,786	
情報処理推進機構		9,872	-	-	-	1,953	-	-	11,826	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		64,511	-	96,160	-	1,761	1,494,955	-	1,657,387	
中小企業基盤整備機構		737,695	-	307	-	1,805	749,350	-	1,489,157	
国 土 交 通 省		土木研究所	4,616	730	2,832	4,380	658	-	-	13,215
		建築研究所	713	87	155	1,038	300	-	-	2,293
		交通安全環境研究所	630	430	1,495	1,023	108	-	-	3,686
	海上技術安全研究所	602	549	925	2,316	113	-	-	4,505	
	港湾空港技術研究所	240	398	1,250	1,056	103	-	-	3,047	
	電子航法研究所	882	87	261	730	50	-	-	2,010	
	航海訓練所	1,783	52	7	4,604	206	-	-	6,652	
	海技教育機構	416	118	35	2,233	238	-	-	3,040	
	航空大学校	1,223	103	-	1,406	270	-	-	3,002	
	自動車検査	2,507	4,058	5	6,415	1,170	118	-	14,273	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	688,792	-	36,748	22,632	9,917	1,383,488	-	2,141,578	
	国際観光振興機構	1,174	-	849	1,303	276	-	-	3,602	
	水資源機構	80,329	179	856	18,019	2,714	150,994	-	253,090	
	自動車事故対策機構	8,293	997	-	3,466	1,162	1,629	-	15,547	
	空港周辺整備機構	3,750	-	6,938	899	237	-	-	11,824	
	海上災害防止センター	-	-	1,238	-	412	15	1,299	2,964	
	都市再生機構	800,558	-	25,093	46,163	11,071	2,243,020	-	3,125,904	
	奄美群島振興開発基金	18	-	-	168	64	3,217	-	3,467	
	日本高速道路保有・債務返済機構	3,269	-	-	1,030	1,035	5,153,555	-	5,158,889	
	住宅金融支援機構	221,209	-	-	10,974	5,895	9,624,698	-	9,862,776	
環 境 省	国立環境研究所	6,119	499	4,055	3,042	514	-	-	14,229	
	環境再生保全機構	73,117	-	0	1,864	732	33,838	-	109,550	
防 衛 省	駐留軍等労働者労務管理機構	601	-	-	2,475	754	-	-	3,831	
合計(101法人)		27,259,777	174,711	324,478	429,534	169,546	45,338,919	44,350	73,741,316	

(注) 1 平成20年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成20年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。

6 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 国際協力機構の平成20年度計画における予算額(支出)は、独立行政法人国際協力機構法第16条に基づき、有償資金協力業務に係るものを除いている。

独立行政法人の平成21年度計画における予算額(支出)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
内閣府	国立公文書館	1,285	-	-	473	321	-	-	2,079	
	国民生活センター	1,787	-	-	1,337	221	-	-	3,345	
	北方領土問題対策協会	634	-	58	231	44	-	-	966	
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,973	5,511	-	379	565	-	-	10,428	
	情報通信研究機構	35,962	849	5,354	-	2,428	604	-	45,196	
	統計センター	2,911	-	15	7,839	348	-	-	11,113	
	平和祈念事業特別基金	4,254	-	-	-	320	-	-	4,574	
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	19,019,772	-	-	564	118	4,909,057	-	23,929,511	
	国際協力機構	145,383	2,770	2,693	-	11,875	16	-	162,737	
財務省	国際交流基金	14,562	-	-	1,787	800	-	-	17,149	
	酒類総合研究所	416	-	40	521	246	-	-	1,223	
文部科学省	造幣局	34,793	2,950	-	10,250	-	-	-	47,993	
	国立印刷局	24,520	8,525	-	44,493	-	-	-	77,538	
	日本万国博覧会記念機構	1,232	-	-	610	1,925	67	-	3,834	
	国立特別支援教育総合研究所	351	48	-	913	-	-	-	1,311	
	大学入試センター	10,013	-	-	946	60	-	-	11,019	
	国立青少年教育振興機構	4,567	4,462	-	4,976	1,952	-	-	15,957	
	国立女性教育会館	374	278	5	-	353	-	-	1,010	
	国立国語研究所	105	-	0	387	22	-	-	514	
	国立科学博物館	1,548	-	-	1,181	706	-	-	3,435	
	物質・材料研究機構	8,499	278	2,204	5,836	838	-	-	17,655	
	防災科学技術研究所	6,498	121	2,149	1,951	181	-	-	10,900	
	放射線医学総合研究所	9,596	64	397	3,783	533	-	-	14,374	
	国立美術館	4,137	6,903	-	1,156	1,465	-	-	13,661	
	国立文化財機構	5,138	3,674	26	3,330	1,020	-	-	13,188	
	教員研修センター	675	192	-	499	345	-	-	1,711	
	科学技術振興機構	108,032	-	0	5,275	2,068	-	-	115,376	
	日本学術振興会	27,637	-	598	821	252	128,761	-	158,070	
	理化学研究所	49,334	7,017	8,982	7,578	2,634	29,149	-	104,693	
	宇宙航空研究開発機構	133,373	6,242	49,234	-	7,330	46,505	-	242,684	
	日本スポーツ振興センター	32,439	3,063	1	3,793	459	65,530	-	105,284	
	日本芸術文化振興会	12,210	900	10	2,866	342	-	-	16,328	
	日本学生支援機構	15,742	-	720	4,718	1,332	1,637,060	-	1,659,571	
	海洋研究開発機構	37,247	450	3,954	3,165	877	-	-	45,692	
	国立高等専門学校機構	67,799	1,955	-	-	12,340	1,814	-	83,908	
	大学評価・学位授与機構	569	-	-	1,160	136	266	-	2,131	
	国立大学財務・経営センター	104	-	-	276	104	170,372	-	170,857	
	日本原子力研究開発機構	158,093	9,050	1,137	-	17,406	12,024	-	197,710	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	156	-	87	551	87	-	-	881
		労働安全衛生総合研究所	864	248	14	1,410	273	-	-	2,810
		勤労者退職金共済機構	7,677	-	-	2,691	146	524,769	-	535,282
		高齢・障害者雇用支援機構	58,810	61	-	6,647	1,139	-	-	66,656
		福祉医療機構	5,583	-	-	2,927	514	199,281	-	208,305
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	694	-	-	3,088	103	-	-	3,885
		労働政策研究・研修機構	1,033	316	-	1,451	509	-	-	3,308
		雇用・能力開発機構	529,004	1,724	0	39,199	2,447	395	-	572,769
		労働者健康福祉機構	279,247	2,747	0	13,600	7,254	4,981	-	307,828
		国立病院機構	723,251	70,139	-	-	-	72,456	-	865,845
		医薬品医療機器総合機構	23,441	-	-	5,790	1,660	-	-	30,891
		医薬基盤研究所	10,912	262	-	771	897	100	-	12,941
		年金・健康保険福祉施設整理機構	10,723	-	-	483	46	43,584	45,607	100,443
		年金積立金管理運用	44,988	-	-	982	336	5,111,210	-	5,157,516

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
農 林 水 産 省	農林水産消費安全技術センター	1,025	134	0	5,769	1,121	-	-	8,049	
	種苗管理センター	291	183	57	2,454	337	344	0	3,667	
	家畜改良センター	1,650	345	141	6,680	622	-	-	9,438	
	水産大学校	580	327	58	1,907	221	-	-	3,093	
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,314	2,006	7,797	28,561	3,079	40	-	60,797	
	農業生物資源研究所	3,869	175	3,690	4,162	434	-	-	12,331	
	農業環境技術研究所	864	80	931	1,935	358	-	-	4,169	
	国際農林水産業研究センター	1,493	84	197	2,207	141	-	-	4,123	
	森林総合研究所	29,035	258	1,390	13,224	2,059	40,617	-	86,583	
	水産総合研究センター	8,935	3,818	4,886	9,501	1,007	△ 91	-	28,056	
	農畜産業振興機構	288,780	-	-	2,677	674	51,512	-	343,642	
	農業者年金基金	157,623	-	-	858	776	62,340	-	221,597	
	農林漁業信用基金	233,496	-	-	1,431	670	-	-	235,598	
	経 済 産 業 省	経済産業研究所	1,374	-	3	-	229	-	-	1,606
工業所有権情報・研修館		11,939	-	-	961	430	-	-	13,330	
日本貿易保険		15,957	-	-	1,386	-	64,595	-	81,938	
産業技術総合研究所		57,622	4,112	12,007	-	-	12,944	-	86,685	
製品評価技術基盤機構		6,369	265	248	-	1,204	1,392	-	9,479	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		146,976	-	43,322	-	9,036	43,107	-	242,441	
日本貿易振興機構		30,225	-	7,936	-	2,059	-	-	40,220	
原子力安全基盤機構		21,451	-	-	-	2,186	-	-	23,638	
情報処理推進機構		9,273	-	-	-	1,849	-	-	11,122	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		47,346	-	86,874	-	1,750	1,827,636	-	1,963,605	
中小企業基盤整備機構		674,317	-	3,930	-	1,745	753,232	-	1,433,224	
国 土 交 通 省		土木研究所	4,569	565	2,808	4,292	639	-	-	12,872
		建築研究所	706	85	155	1,056	296	-	-	2,298
		交通安全環境研究所	624	359	892	1,062	104	-	-	3,041
	海上技術安全研究所	594	601	604	2,313	110	-	-	4,222	
	港湾空港技術研究所	238	1,056	1,180	1,056	103	-	-	3,633	
	電子航法研究所	956	125	465	651	49	-	-	2,246	
	航海訓練所	1,779	-	8	4,344	204	-	-	6,335	
	海技教育機構	396	71	28	2,264	267	-	-	3,026	
	航空大学校	1,242	99	-	1,297	248	-	-	2,886	
	自動車検査	2,765	3,720	5	6,387	1,148	124	-	14,147	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	728,192	-	44,103	22,012	9,398	1,330,476	-	2,134,181	
	国際観光振興機構	1,185	-	851	1,281	268	-	-	3,586	
	水資源機構	84,216	225	1,164	17,912	2,549	123,879	-	229,946	
	自動車事故対策機構	8,098	456	-	3,514	1,153	1,313	-	14,533	
	空港周辺整備機構	4,769	-	6,887	842	234	-	-	12,732	
	海上災害防止センター	-	-	1,239	-	407	15	1,391	3,051	
	都市再生機構	735,810	-	24,512	45,867	12,174	1,409,764	-	2,228,127	
	奄美群島振興開発基金	11	-	-	166	63	3,160	-	3,400	
	日本高速道路保有・債務返済機構	3,112	-	-	1,037	1,027	3,914,429	-	3,919,606	
住宅金融支援機構	210,824	-	-	11,142	5,470	8,965,462	-	9,192,897		
環 境 省	国立環境研究所	6,052	534	4,055	2,818	502	-	-	13,961	
	環境再生保全機構	68,077	-	-	1,732	489	40,292	-	110,590	
防 衛 省	駐留軍等労働者労務管理機構	568	-	-	2,342	747	-	-	3,657	
合計(99法人)		25,316,534	160,482	340,101	421,784	157,013	31,604,583	46,998	58,047,489	

- (注) 1 平成21年4月1日現在の状況である。
2 予算額は、各法人における平成21年度計画(年度当初予算)による。
3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
6 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10 国際協力機構の平成21年度計画における予算額(支出)は、独立行政法人国際協力機構法第16条に基づき、有償資金協力業務に係るものを除いている。

独立行政法人の平成22年度計画における予算額(支出)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
内閣府	国立公文書館	1,424	123	-	467	334	-	-	2,348	
	国民生活センター	4,744	-	-	1,303	214	-	-	6,262	
	北方領土問題対策協会	634	140	61	231	44	-	-	1,109	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,910	9,945	-	357	784	-	-	15,996	
総務省	情報通信研究機構	30,998	9,154	4,904	-	2,345	130	-	47,531	
	統計センター	2,616	-	15	7,585	337	-	-	10,553	
	平和祈念事業特別基金	417	-	-	-	156	-	877	1,450	
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	16,959,235	-	-	501	68	4,811,142	-	21,770,945	
	国際協力機構	137,903	594	2,014	-	10,658	17	-	151,185	
	国際交流基金	14,354	-	-	1,729	786	-	-	16,868	
財務省	酒類総合研究所	379	-	32	491	237	-	-	1,139	
	造幣局	12,392	1,445	-	9,385	-	-	-	23,222	
	国立印刷局	24,272	9,812	-	42,226	-	-	-	76,310	
	日本万国博覧会記念機構	1,547	-	-	594	1,852	73	-	4,066	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	328	48	-	814	-	-	-	1,189	
	大学入試センター	9,792	-	-	970	58	-	-	10,821	
	国立青少年教育振興機構	4,544	4,787	-	4,826	1,894	-	-	16,051	
	国立女性教育会館	405	1,743	5	-	272	-	-	2,425	
	国立科学博物館	1,518	-	-	1,138	735	-	-	3,391	
	物質・材料研究機構	7,564	106	2,314	5,817	800	-	-	16,601	
	防災科学技術研究所	6,213	0	2,153	1,984	175	-	-	10,525	
	放射線医学総合研究所	9,744	627	30	3,629	516	-	-	14,546	
	国立美術館	4,332	6,699	-	1,096	1,426	-	-	13,553	
	国立文化財機構	5,179	3,992	26	3,165	980	-	-	13,342	
	教員研修センター	560	192	-	466	327	-	-	1,546	
	科学技術振興機構	104,159	98	-	4,976	1,951	-	-	111,184	
	日本学術振興会	27,003	-	506	961	467	216,210	-	245,148	
	理化学研究所	48,662	2,037	3,155	7,372	2,677	31,787	-	95,689	
	宇宙航空研究開発機構	124,221	6,328	48,055	-	7,171	43,284	-	229,059	
	日本スポーツ振興センター	31,772	3,815	1	3,845	442	65,728	-	105,604	
	日本芸術文化振興会	16,475	615	6	2,762	288	-	-	20,146	
	日本学生支援機構	15,947	-	477	4,654	1,448	2,094,711	-	2,117,237	
	海洋研究開発機構	34,790	450	2,319	3,118	867	1,510	-	43,054	
	国立高等専門学校機構	67,862	2,225	-	-	12,177	1,850	-	84,114	
	大学評価・学位授与機構	454	-	-	1,196	112	197	-	1,960	
	国立大学財務・経営センター	91	-	-	266	101	158,719	-	159,176	
	日本原子力研究開発機構	158,593	5,939	1,137	-	16,032	7,108	27,373	216,182	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	115	-	95	543	85	-	-	838
		労働安全衛生総合研究所	689	231	33	1,145	252	-	-	2,351
		勤労者退職金共済機構	7,241	-	-	2,463	119	562,393	-	572,215
		高齢・障害者雇用支援機構	50,215	-	-	6,356	1,062	-	-	57,633
福祉医療機構		5,088	-	-	2,911	487	192,588	-	201,074	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		679	291	-	2,963	103	-	-	4,036	
労働政策研究・研修機構		938	70	-	1,423	508	-	-	2,940	
雇用・能力開発機構		502,578	1,196	0	34,784	2,401	-	-	540,958	
労働者健康福祉機構		289,965	2,494	0	11,785	7,821	3,763	-	315,828	
国立病院機構		739,054	57,394	-	-	-	71,129	-	867,576	
医薬品医療機器総合機構		24,197	-	-	6,298	1,259	-	-	31,754	
医薬基盤研究所		9,762	175	-	813	224	86	-	11,060	
年金・健康保険福祉施設整理機構		8,060	-	-	204	23	95,693	-	103,979	
年金積立金管理運用		34,814	-	-	-	485	13,718,934	-	13,754,233	
国立がん研究センター		33,518	11,082	-	-	-	2,939	-	47,539	
国立循環器病研究センター		21,910	1,668	-	-	-	225	-	23,804	
国立精神・神経医療研究センター		10,812	11,577	-	-	-	251	-	22,640	
国立国際医療研究センター		27,116	15,431	-	-	-	2,444	-	44,991	
国立成育医療研究センター		14,893	2,670	-	-	-	1,307	-	18,870	
国立長寿医療研究センター		6,871	2,565	-	-	-	176	-	9,612	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
農 林 水 産 省	農林水産消費安全技術センター	1,015	102	0	5,740	650	—	—	7,508	
	種苗管理センター	288	170	57	2,181	327	233	0	3,257	
	家畜改良センター	1,634	345	141	6,534	603	—	—	9,257	
	水産大学校	575	241	58	1,801	214	—	—	2,889	
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,109	992	7,797	27,505	2,985	△ 327	—	58,060	
	農業生物資源研究所	2,796	216	3,690	3,993	423	855	—	11,973	
	農業環境技術研究所	856	127	931	1,982	347	—	—	4,243	
	国際農林水産学術センター	1,478	60	197	2,141	137	—	—	4,014	
	森林総合研究所	20,112	258	1,387	12,340	1,763	38,780	—	74,637	
	水産総合研究センター	8,784	3,265	4,886	9,376	977	△ 121	—	27,167	
	農畜産業振興機構	331,986	—	—	2,610	664	67,459	—	402,720	
	農業者年金基金	152,363	—	—	854	751	71,280	—	225,248	
	農林漁業信用基金	221,446	—	—	1,417	649	—	—	223,512	
	経済産業研究所	1,328	—	4	—	250	—	—	1,582	
	工業所有権情報・研修館	11,516	—	—	953	420	—	—	12,888	
	日本貿易保険	17,949	—	—	1,373	—	11,838	—	31,160	
産業技術総合研究所	54,545	1,321	12,237	—	—	12,696	—	80,799		
製品評価技術基盤機構	6,332	—	203	—	1,017	820	—	8,373		
新エネルギー・産業技術総合開発機構	135,284	—	42,824	—	8,663	33,035	—	219,807		
日本貿易振興機構	30,788	—	5,033	—	1,975	—	—	37,796		
原子力安全基盤機構	20,005	—	—	—	2,247	—	—	22,252		
情報処理推進機構	9,046	—	—	—	1,843	—	—	10,888		
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	32,390	22,473	95,203	—	1,920	1,412,704	—	1,564,690		
中小企業基盤整備機構	676,728	—	175	—	1,698	758,398	—	1,436,997		
国 土 交 通 省	土木研究所	4,433	497	2,752	4,226	632	—	—	12,541	
	建築研究所	655	98	155	1,024	292	—	—	2,224	
	交通安全環境研究所	588	322	891	910	101	—	—	2,812	
	海上技術安全研究所	547	349	551	2,362	96	—	—	3,905	
	港湾空港技術研究所	223	202	1,114	1,122	100	—	—	2,761	
	電子航法研究所	869	139	377	719	47	—	—	2,151	
	航海訓練所	1,483	—	5	4,371	203	—	—	6,062	
	海技教育機構	385	112	28	2,077	230	—	—	2,832	
	航空大学校	1,218	103	—	1,313	249	—	—	2,883	
	自動車検査	2,819	2,717	5	6,330	1,136	125	—	13,132	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	641,786	—	33,384	20,658	9,186	1,238,674	—	1,943,688	
	国際観光振興機構	1,127	—	851	1,250	266	—	—	3,494	
	水資源機構	64,368	281	1,017	17,733	2,507	112,546	—	198,452	
	自動車事故対策機構	7,966	384	—	3,414	1,142	1,241	—	14,146	
	空港周辺整備機構	2,291	—	5,646	680	211	—	—	8,828	
	海上災害防止センター	—	—	1,200	—	413	14	1,457	3,085	
	都市再生機構	740,618	—	22,592	46,847	12,417	1,642,693	—	2,465,166	
	奄美群島振興開発基金	5	—	—	163	62	3,065	—	3,296	
	日本高速道路保有・債務返済機構	3,094	—	—	974	618	4,765,986	—	4,770,672	
	住宅金融支援機構	205,398	—	—	10,821	4,405	10,048,444	—	10,269,070	
	環 境 省	国立環境研究所	8,610	292	4,055	3,067	489	—	—	16,513
		環境再生保全機構	66,855	—	—	1,670	474	27,383	—	96,382
	防 衛 省	駐留軍等労働者労務管理機構	568	—	—	2,218	702	—	—	3,488
	合計(104法人)	23,178,807	212,824	316,784	404,361	150,061	42,332,215	29,707	66,624,758	

(注) 1 平成22年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成22年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。

6 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 国際協力機構の平成22年度計画における予算額(支出)は、独立行政法人国際協力機構法第16条に基づき、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料13

平成22年度独立行政法人に対する財政支出

(単位:百万円)

法人名	21年度予算額(当初)	22年度概算額	増減	
国立公文書館	2,074	2,344	270	+13.0%
国民生活センター	3,202	3,202	-	0.0
北方領土問題対策協会	829	972	143	+17.3%
沖縄科学技術研究基盤整備機構	11,229	13,309	2,080	+18.5%
平和祈念事業特別基金	698	354	△344	△49.2%
統計センター	10,350	9,784	△566	△5.5%
情報通信研究機構	38,938	34,123	△4,815	△12.4%
国際交流基金	12,569	12,851	282	+2.2%
国際協力機構	292,800	254,381	△38,419	△13.1%
酒類総合研究所	1,155	1,064	△90	△7.8%
国立科学博物館	3,120	3,044	△76	△2.4%
国立女性教育会館	630	590	△40	△6.3%
国立特別支援教育総合研究所	1,308	1,186	△122	△9.3%
教員研修センター	1,573	1,407	△167	△10.6%
大学入試センター	254	80	△174	△68.7%
科学技術振興機構	106,657	102,760	△3,897	△3.7%
日本学術振興会	156,840	197,802	40,962	+26.1%
物質・材料研究機構	16,787	15,550	△1,237	△7.4%
理化学研究所	95,103	91,868	△3,235	△3.4%
放射線医学総合研究所	11,776	12,070	295	+2.5%
防災科学技術研究所	8,351	7,973	△378	△4.5%
宇宙航空研究開発機構	241,059	226,669	△14,390	△6.0%
日本スポーツ振興センター	9,368	10,626	1,258	+13.4%
日本芸術文化振興会	17,063	15,944	△1,119	△6.6%
国立国語研究所	510	-	△510	△100.0%
国立美術館	12,676	12,558	△118	△0.9%
国立文化財機構	12,042	12,185	143	+1.2%
大学評価・学位授与機構	1,858	1,755	△103	△5.5%
国立大学財務・経営センター	482	455	△27	△5.5%
国立高等専門学校機構	68,078	67,660	△418	△0.6%
日本学生支援機構	151,450	151,138	△311	△0.2%
海洋研究開発機構	40,283	38,296	△1,988	△4.9%
日本原子力研究開発機構	184,818	180,984	△3,834	△2.1%
国立青少年教育振興機構	10,367	9,987	△380	△3.7%
国立健康・栄養研究所	789	739	△50	△6.4%
勤労者退職金共済機構	10,735	8,989	△1,746	△16.3%
福祉医療機構	39,358	38,398	△960	△2.4%
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,382	2,555	173	+7.2%
労働政策研究・研修機構	3,207	2,839	△368	△11.5%
高齢・障害者雇用支援機構	43,369	31,865	△11,504	△26.5%
雇用・能力開発機構	105,932	84,673	△21,259	△20.1%
労働者健康福祉機構	32,418	31,019	△1,399	△4.3%
医薬品医療機器総合機構	1,267	1,327	60	+4.7%
国立病院機構	50,395	48,392	△2,003	△4.0%
医薬基盤研究所	12,214	10,317	△1,897	△15.5%
労働安全衛生総合研究所	2,784	2,306	△478	△17.2%
国立がん研究センター	12,952	9,522	△3,430	△26.5%
国立循環器病研究センター	5,659	5,911	252	+4.5%
国立精神・神経医療研究センター	6,542	6,227	△315	△4.8%
国立国際医療研究センター	12,374	9,197	△3,176	△25.7%

法人名	21年度予算額(当初)	22年度概算額	増減	
国立成育医療研究センター	7,364	5,008	△2,355	△32.0%
国立長寿医療研究センター	3,454	3,459	5	+0.1%
農林水産消費安全技術センター	7,678	7,071	△606	△7.9%
農畜産業振興機構	98,103	87,886	△10,217	△10.4%
種苗管理センター	3,123	2,824	△299	△9.6%
家畜改良センター	8,505	8,149	△356	△4.2%
農業者年金基金	128,912	129,407	495	+0.4%
農業生物資源研究所	7,385	7,197	△188	△2.5%
農業環境技術研究所	3,324	3,281	△43	△1.3%
国際農林水産業研究センター	3,840	3,774	△66	△1.7%
農林漁業信用基金	2,888	3,541	653	+22.6%
森林総合研究所	51,279	43,560	△7,719	△15.1%
水産大学校	2,369	2,107	△262	△11.1%
水産総合研究センター	20,266	19,183	△1,083	△5.3%
農業・食品産業技術総合研究機構	50,589	48,551	△2,038	△4.0%
経済産業研究所	1,577	1,530	△47	△3.0%
日本貿易振興機構	29,558	27,257	△2,301	△7.8%
産業技術総合研究所	67,017	63,223	△3,794	△5.7%
新エネルギー・産業技術総合開発機構	234,663	209,727	△24,936	△10.6%
製品評価技術基盤機構	7,536	7,236	△300	△4.0%
情報処理推進機構	4,842	4,697	△145	△3.0%
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	128,462	148,319	19,857	+15.5%
原子力安全基盤機構	22,190	20,696	△1,494	△6.7%
工業所有権情報・研修館	13,249	12,787	△462	△3.5%
中小企業基盤整備機構	21,318	20,271	△1,047	△4.9%
土木研究所	9,950	9,644	△306	△3.1%
建築研究所	2,099	2,026	△73	△3.5%
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	103,290	90,663	△12,627	△12.2%
国際観光振興機構	1,999	1,905	△94	△4.7%
交通安全環境研究所	2,163	1,906	△257	△11.9%
海上技術安全研究所	3,592	3,311	△282	△7.8%
航海訓練所	6,283	5,951	△333	△5.3%
港湾空港技術研究所	1,663	1,517	△146	△8.8%
航空大学校	2,760	2,756	△4	△0.1%
電子航法研究所	1,743	1,736	△7	△0.4%
水資源機構	57,663	41,391	△16,273	△28.2%
自動車事故対策機構	11,400	10,937	△463	△4.1%
自動車検査	5,092	3,974	△1,118	△22.0%
空港周辺整備機構	1,760	1,094	△666	△37.8%
奄美群島振興開発基金	300	200	△100	△33.3%
都市再生機構	114,143	42,286	△71,857	△63.0%
日本高速道路保有・債務返済機構	77,463	83,716	6,253	+8.1%
海技教育機構	2,824	2,621	△203	△7.2%
住宅金融支援機構	224,000	131,269	△92,731	△41.4%
気象研究所	888	-	△888	△100.0%
国立環境研究所	10,224	12,796	2,572	+25.2%
環境再生保全機構	27,968	27,389	△579	△2.1%
駐留軍等労働者労務管理機構	3,657	3,488	△168	△4.6%
合計	3,471,087	3,162,565	△308,522	△8.9%

(注)

1. 「独立行政法人及び公益法人向け財政支出等の概要」(財務省平成22年1月)による。
2. 平成22年度に設立された国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センターの21年度予算額については、法人形態の移行前における同業務に係る平成21年度予算額を計上している。
3. 計数は、それぞれ四捨五入している。

独立行政法人の平成16年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
内閣府	国立公文書館	1,709	-	-	-	6	-	-	7	-	1,722	
	駐留等労働者労務管理機構	4,592	-	-	383	0	-	-	-	-	4,975	
	国民生活センター	2,520	-	-	-	220	-	-	21	-	2,762	
総務省	北方領土問題対策協会	660	157	-	88	84	-	-	-	-	989	
	情報通信研究機構	39,100	9,554	70	10,147	2,033	9,800	1,374	-	-	72,081	
	消防研究所	1,081	-	479	117	17	-	-	62	-	1,757	
外務省	統計センター	9,849	-	-	9	0	-	-	47	-	9,905	
	平和祈念事業特別基金	1,028	-	-	-	894	-	-	-	-	1,921	
	国際協力機構	162,030	-	721	3,798	3,838	-	-	-	-	170,387	
財務省	国際交流基金	13,786	-	-	-	2,895	-	-	-	114	16,795	
	酒類総合研究所	1,196	-	-	81	38	-	-	-	-	1,315	
	造幣局	-	-	-	-	33,725	-	-	-	-	33,725	
文部科学省	国立印刷局	-	-	-	-	106,143	-	-	-	-	106,143	
	通関情報処理センター	-	-	-	-	10,717	-	-	-	-	10,717	
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	4,664	-	-	-	-	4,664	
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,179	-	140	1	7	-	-	87	-	1,414	
	大学入試センター	307	-	-	-	10,134	-	-	-	-	10,440	
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,972	-	248	7	1,094	10	-	726	-	6,057	
	国立女性教育会館	718	-	25	5	77	-	-	-	-	826	
	国立青年の家	4,106	524	648	15	129	-	-	101	-	5,523	
	国立少年自然の家	4,037	471	631	9	119	-	-	51	-	5,318	
	国立国語研究所	1,321	-	-	55	20	-	-	-	-	1,396	
	国立科学博物館	3,384	5,259	1,422	-	442	2,948	-	-	-	13,454	
	物質・材料研究機構	16,246	8,954	276	3,738	149	3,632	-	-	-	32,995	
	防災科学技術研究所	7,550	8,546	4,900	2,019	318	-	-	-	-	23,333	
	放射線医学総合研究所	13,520	5,720	310	1,869	1,891	979	-	-	-	24,289	
	国立美術館	5,158	-	-	-	548	-	-	-	-	5,707	
	国立博物館	5,956	-	2,159	-	1,046	-	-	-	-	9,160	
	文化財研究所	3,216	-	-	257	55	-	-	-	-	3,527	
	教員研修センター	2,106	-	174	1	177	-	-	-	-	2,458	
	科学技術振興機構	94,715	-	-	3,004	13,152	1,521	-	524	-	112,917	
	日本学術振興会	29,841	87,615	-	-	417	-	-	-	-	117,873	
	理化学研究所	69,192	-	5,559	10,213	905	-	-	-	-	85,869	
	宇宙航空研究開発機構	137,298	37,615	7,306	39,921	717	-	-	-	-	222,856	
	日本スポーツ振興センター	5,086	2,473	727	7	36,042	-	750	189	677	45,951	
	日本芸術文化振興会	12,053	-	656	103	4,605	-	-	-	-	17,417	
	日本学生支援機構	23,006	10,788	-	-	14,004	483,984	233,768	-	-	765,550	
	海洋研究開発機構	30,714	-	5,212	599	2,880	-	-	-	-	39,404	
	国立高等専門学校機構	71,179	-	4,480	-	13,105	-	-	-	-	88,764	
	大学評価・学位授与機構	2,189	-	-	-	96	-	-	-	-	2,285	
	国立大学財務・経営センター	563	-	-	-	40,506	54,404	104,391	-	-	199,864	
	メディア教育開発センター	2,508	-	-	-	122	-	-	-	-	2,630	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	794	-	-	248	40	-	-	154	-	1,235
		産業安全研究所	1,124	-	0	1	9	-	-	-	-	1,134
		産業医学総合研究所	1,391	-	420	36	8	-	-	-	-	1,854
勤労者退職金共済機構		4,108	7,280	-	-	442,237	-	1,346	-	-	454,971	
高齢・障害者雇用支援機構		19,148	50,160	31	74	22,711	-	-	-	-	92,122	
福祉医療機構		5,080	65,274	-	-	121,206	5,314	10,912	-	-	207,785	
国立重度知的障害者総合施設のみぞの園		2,674	-	-	3	1,705	70	-	-	-	4,451	
労働政策研究・研修機構		3,524	-	81	17	139	-	-	-	-	3,762	
雇用・能力開発機構		94,596	42,064	1,660	2,455	452,064	-	-	-	-	592,839	
労働者健康福祉機構		11,226	17,760	14,870	12	254,259	1,352	11,875	-	-	311,354	
国立病院機構		52,075	1,221	2,320	-	713,104	36,844	-	-	-	805,564	
医薬品医療機器総合機構		10,039	234	-	2,527	8,126	600	-	-	-	21,527	
農林水産省		農林水産消費技術センター	5,285	-	142	58	14	-	-	336	-	5,835
		種苗管理センター	3,130	-	234	74	183	-	-	103	-	3,724
		家畜改良センター	8,403	-	2,371	224	637	-	-	620	-	12,255
	肥飼料検査所	1,812	635	27	3	43	-	-	83	-	2,604	
	農業検査所	824	-	2,343	-	-	-	-	-	-	3,167	
	農業者大学校	561	-	52	-	60	-	13	35	-	720	
	林木育種センター	2,067	-	132	17	-	-	0	-	-	2,215	
	さけ・ます資源管理センター	1,771	-	244	18	1	-	-	65	-	2,099	
	水産大学校	2,190	-	314	55	524	-	-	510	-	3,593	
	農業・生物系特定産業技術研究機構	44,541	8,392	729	5,418	889	-	960	711	-	61,641	
	農業生物資源研究所	7,876	4,096	508	4,362	22	-	-	-	-	16,864	
	農業環境技術研究所	3,264	960	106	921	1	-	-	-	-	5,252	
	農業工学研究所	2,199	120	54	907	12	-	-	-	-	3,292	
	食品総合研究所	2,324	-	416	1,544	56	-	-	-	-	4,340	
	国際農林水産業研究センター	3,166	958	31	243	5	-	-	-	-	4,403	
森林総合研究所	8,867	-	817	1,910	79	-	-	-	-	11,674		
水産総合研究所	15,197	3,605	1,820	5,041	2,283	-	-	1,102	-	29,049		
農畜産業振興機構	2,308	150,739	-	-	96,048	65,849	12,702	-	-	327,647		
農業者年金基金	4,185	151,597	-	-	17,291	19,340	-	-	-	192,413		
農林漁業信用基金	-	1,941	-	4	85,278	29,488	-	-	-	116,712		
緑資源機構	-	40,902	-	533	29,980	32,694	-	-	-	104,109		
経済産業省	経済産業研究所	1,919	-	-	2	0	-	-	-	-	1,921	
	工業所有権情報・研修館	9,605	-	-	-	80	-	-	-	-	9,685	
	日本貿易保険	-	-	-	-	9,186	-	18,080	19,358	-	46,624	
	産業技術総合研究所	68,218	79,139	16,069	22,601	5,781	65	-	-	-	191,873	
	製品評価技術基盤機構	7,722	-	180	842	2,274	-	-	-	-	11,019	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	172,747	47,003	-	4,349	50,975	9,422	8,949	-	-	293,446		

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳										
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	計	
	日本貿易振興機構	24,834	2,517	-	7,442	4,860	-	-	-	-	39,654	
	原子力安全基盤機構	24,086	-	-	559	1,548	-	-	-	-	26,192	
	情報処理推進機構	5,250	-	-	861	8,507	72	-	-	-	14,490	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	40,619	5,368	-	118,026	6,955	323,563	304,753	-	-	799,285	
	中小企業基盤整備機構	15,178	3,439	487	791	553,027	677	370,258	-	-	943,857	
国土交通省	土木研究所	4,699	1,594	512	1,120	142	-	-	-	-	8,069	
	建築研究所	2,080	-	429	217	37	-	-	-	-	2,763	
	交通安全環境研究所	1,662	-	392	2,401	4	-	-	-	-	4,460	
	海上技術安全研究所	3,089	-	243	1,091	47	-	-	-	-	4,471	
	港湾空港技術研究所	1,586	650	200	1,335	55	-	-	253	-	4,079	
	電子航法研究所	1,792	-	-	425	5	-	-	-	-	2,222	
	北海道開発土木研究所	1,794	260	-	2,761	13	-	-	135	-	4,962	
	海技大学校	1,230	-	-	17	119	-	-	-	-	1,366	
	航海訓練所	6,666	-	1,137	-	210	-	-	-	-	8,012	
	海員学校	1,974	-	212	-	35	-	-	-	-	2,222	
	航空大学校	2,973	-	123	-	124	-	-	-	-	3,220	
	自動車検査	8,947	-	1,920	-	26	-	-	1,597	-	12,490	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	762	245,851	-	6,448	1,122,818	597,421	-	-	-	1,973,299	
	国際観光振興機構	2,243	-	-	-	1,118	-	-	-	-	3,360	
	水資源機構	-	80,125	-	8,415	161,925	60,206	-	-	-	310,671	
	自動車事故対策機構	9,170	2,594	1,466	-	1,623	-	1,123	-	-	15,977	
	空港周回整備機構	-	1,932	-	8,248	1,676	951	-	-	-	12,807	
	海上災害防止センター	-	-	-	1,288	150	-	-	-	-	1,439	
	都市再生機構	-	96,983	-	23,480	1,094,012	1,459,065	-	-	-	2,673,540	
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	263	320	1,478	-	-	2,062	
	環境省	国立環境研究所	9,929	-	1,479	4,682	-	1,305	-	-	-	17,395
		環境再生保全機構	3,097	23,514	-	198	98,672	7,998	-	-	-	133,480
	計	合計(108法人)	1,548,291	1,316,583	90,714	320,550	5,683,312	3,209,894	1,082,732	26,877	791	13,279,753

(注) 1 決算額は、各法人における平成16年度決算報告書による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。

4 海洋研究開発機構、水産総合研究センター及び航海訓練所の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

5 出資金・借入金等には、債券を含む。

6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成17年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						前年度繰越金	積立金取崩金	計		
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等				その他	
内閣府	国立公文書館	1,845	-	-	-	5	-	-	-	1,850		
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,523	-	-	313	1	-	-	-	4,837		
	国民生活センター	3,235	-	-	-	205	-	-	-	3,440		
	北方領土問題対策協会	658	157	-	71	84	-	-	-	969		
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	2,553	-	330	-	500	-	-	-	3,383		
総務省	情報通信研究機構	39,942	1,019	40	8,300	2,321	7,560	970	-	60,151		
	消防研究所	1,085	-	-	215	27	-	-	149	1,476		
	統計センター	10,144	-	-	4	10	-	-	-	10,158		
	平和祈念事業特別基金	1,010	-	-	-	853	-	-	-	1,864		
外務省	国際協力機構	160,077	-	914	3,129	3,852	-	-	-	167,971		
	国際交流基金	13,730	-	-	-	3,013	-	-	371	17,114		
財務省	酒類総合研究所	1,193	-	-	53	37	-	-	-	1,283		
	造幣局	-	-	-	-	29,028	-	-	-	29,028		
	国立印刷局	-	-	-	-	93,809	-	-	-	93,809		
	通関情報処理センター	-	-	-	-	10,709	-	-	-	10,709		
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	4,304	-	-	-	4,304		
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,186	4	103	5	9	-	-	4	1,311		
	大学入試センター	529	-	-	-	11,051	-	-	-	11,580		
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,961	-	241	32	981	5	-	722	5,943		
	国立女性教育会館	701	-	35	15	79	-	-	-	831		
	国立青年の家	4,194	-	701	65	124	-	-	81	5,165		
	国立少年自然の家	3,942	-	547	46	117	-	-	106	4,757		
	国立国語研究所	1,174	-	-	29	11	-	-	-	1,214		
	国立科学博物館	3,379	-	1,032	-	529	-	-	-	4,940		
	物質・材料研究機構	16,125	-	310	3,606	187	-	-	-	20,229		
	防災科学技術研究所	8,745	-	3,931	2,023	89	-	-	-	14,788		
	放射線医学総合研究所	13,301	-	290	2,369	1,943	-	-	-	17,902		
	国立美術館	4,984	-	-	-	777	-	-	-	5,761		
	国立博物館	6,622	-	312	-	1,390	-	-	-	8,324		
	文化財研究所	3,046	-	-	475	67	-	-	-	3,588		
	教員研修センター	1,957	-	174	1	173	-	-	-	2,305		
	科学技術振興機構	99,611	-	-	3,454	11,815	1,020	-	219	116,120		
	日本学術振興会	29,655	98,742	-	20	439	-	-	-	128,855		
	理化学研究所	71,102	-	5,290	12,481	540	-	-	-	89,413		
	宇宙航空研究開発機構	131,411	35,328	9,239	32,817	695	-	-	-	209,490		
	日本スポーツ振興センター	5,023	2,575	618	8	37,132	-	459	-	258	46,073	
	日本芸術文化振興会	12,084	-	585	57	4,840	-	-	-	-	17,566	
	日本学生支援機構	22,704	19,086	0	-	14,607	538,460	264,796	-	-	859,654	
	海洋研究開発機構	32,693	-	5,811	1,252	2,718	-	-	-	-	42,474	
	国立高等専門学校機構	69,949	14,851	9,416	-	15,096	-	-	-	-	109,312	
	大学評価・学位授与機構	2,189	-	-	-	170	-	-	-	-	2,359	
	国立大学財務・経営センター	591	-	-	-	1,430	71,227	104,867	-	11,168	189,282	
	メディア教育開発センター	2,419	4	-	-	163	-	-	-	-	2,585	
	日本原子力研究開発機構	76,747	-	6,003	12,551	4,756	-	-	-	-	100,057	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	865	-	-	108	129	-	-	188	1,291	
		産業安全研究所	1,153	-	149	3	5	-	-	-	1,310	
		産業医学総合研究所	1,375	-	337	7	6	-	-	-	1,724	
		勤労者退職金共済機構	3,929	7,189	-	-	546,054	-	1,518	-	558,690	
		高齢・障害者雇用支援機構	18,734	47,529	29	90	23,313	-	-	-	89,695	
		福祉医療機構	5,061	69,474	-	-	121,180	5,010	10,880	-	211,605	
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,701	-	101	4	1,662	50	-	-	4,518	
		労働政策研究・研修機構	3,370	-	87	17	122	-	-	-	3,597	
		雇用・能力開発機構	90,446	40,251	1,189	1,603	460,016	-	-	-	593,504	
		労働者健康福祉機構	11,495	12,868	13,062	3	259,092	3,288	7,720	-	307,527	
		国立病院機構	51,353	13,001	3,331	-	713,441	28,391	-	-	809,517	
		医薬品医療機器総合機構	868	226	-	2,443	8,142	-	-	-	11,680	
		医薬基礎研究所	11,474	-	48	95	301	1,000	158	-	13,076	
		年金・健康保険福祉施設整備機構	-	-	-	-	4,833	166	-	-	-	4,999
		農林水産省	農林水産消費技術センター	5,341	-	34	61	11	-	-	190	5,637
	種苗管理センター		3,142	-	242	76	145	-	-	32	3,637	
	家畜改良センター		8,397	-	469	234	766	-	-	395	10,261	
肥飼料検査所	1,764		-	25	10	40	-	-	117	1,957		
農薬検査所	852		-	0	0	0	0	-	29	881		
農業者大学校	533		-	54	-	52	-	12	32	682		
林木育種センター	2,024		-	124	14	-	-	7	-	2,169		
さけ・ます資源管理センター	1,748		-	220	22	2	-	-	12	2,003		
水産大学校	2,117		-	2,728	73	532	-	-	619	6,069		
農業・生物系特定産業技術研究機構	44,838		-	883	6,583	787	-	553	346	53,991		
農業生物資源研究所	7,629		-	104	4,290	19	-	-	153	12,195		
農業環境技術研究所	3,106		-	119	1,048	1	0	-	-	4,274		
農業工学研究所	2,242		-	87	992	10	-	-	-	3,331		
食品総合研究所	2,343		-	41	1,420	46	-	-	-	3,850		
国際農林水産業研究センター	3,388		-	77	215	7	-	-	-	3,687		
森林総合研究所	8,650		-	156	2,827	102	-	-	-	11,735		
水産総合研究センター	15,412		-	1,332	4,922	2,797	-	-	510	24,973		
農畜産業振興機構	2,356		147,661	-	-	92,678	77,982	10,616	-	331,292		
農業者年金基金	4,091		151,191	-	-	16,802	13,280	-	-	185,364		
農林漁業信用基金	-		2,670	-	4	91,979	19,257	-	-	113,910		
緑資源機構	-		46,213	-	577	29,803	28,565	-	-	105,157		
経済産業省	経済産業研究所		2,020	-	-	1	0	-	-	-	2,021	
	工業所有権情報・研修館		12,915	-	-	-	51	-	-	-	12,965	
	日本貿易保険	-	-	-	-	10,779	0	65,968	48,086	124,833		
	産業技術総合研究所	67,432	-	1,520	25,203	5,997	-	-	-	100,151		
	製品評価技術基盤機構	7,682	-	184	1,168	922	-	-	-	9,956		
新エネルギー・産業技術総合開発機構	172,240	38,232	-	718	48,571	7,041	2,446	-	269,248			

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳					出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等					
	日本貿易振興機構	24,463	2,491	-	7,019	3,822	-	-	-	-	37,795
	原子力安全基盤機構	23,735	-	-	537	1,493	-	-	-	-	29,756
	情報処理推進機構	5,263	-	-	620	5,786	7	-	-	-	11,676
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	39,532	1,320	-	116,663	27,355	420,219	316,587	-	-	921,676
	中小企業基盤整備機構	22,288	91	1,262	1,238	965,805	1,818	561,613	-	-	1,554,116
国土交通省	土木研究所	4,674	-	403	1,176	179	-	-	-	-	6,432
	建築研究所	2,051	-	93	256	57	-	-	-	-	2,457
	交通安全環境研究所	1,640	-	570	1,964	6	-	-	-	-	4,180
	海上技術安全研究所	3,202	-	325	821	46	-	-	-	-	4,394
	港湾空港技術研究所	1,441	-	500	1,437	58	-	-	244	-	3,680
	電子航法研究所	1,669	-	-	210	6	-	-	100	-	1,984
	北海道開発土木研究所	1,760	-	-	2,706	13	-	-	191	-	4,669
	海技大学校	1,109	-	-	24	139	-	-	-	-	1,272
	航海訓練所	6,894	-	-	-	65	-	-	-	-	6,959
	海員学校	1,984	-	163	-	35	-	-	-	-	2,182
	航空大学校	2,603	-	102	-	127	-	-	362	-	3,194
	自動車検査	8,934	-	2,147	-	230	-	-	707	-	12,018
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	784	250,277	-	15,451	1,582,433	602,854	-	-	-	2,451,798
	国際観光振興機構	2,295	-	-	-	1,238	-	-	-	-	3,533
	水資源機構	-	79,623	-	12,405	172,005	43,351	-	-	-	307,384
	自動車事故対策機構	9,005	2,759	826	-	1,700	-	994	-	-	15,284
	空港周辺整備機構	-	2,717	-	11,138	4,052	-	-	-	-	17,906
	海上災害防止センター	-	-	-	1,310	101	-	-	-	-	1,411
	都市再生機構	-	103,330	-	34,470	1,898,202	4,444,620	-	-	-	6,480,622
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	398	512	2,417	-	-	3,327
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	12,379	-	-	984,686	1,350,948	-	-	-	2,348,013
	環境省	国立環境研究所	9,964	1,844	415	3,938	80	-	-	-	16,241
	環境再生保全機構	2,668	59,060	-	88	94,746	5,498	-	923	-	162,982
計	合計(113法人)	1,633,063	1,264,162	79,460	351,693	8,446,734	7,672,129	1,352,581	54,517	11,797	20,866,129

(注) 1 決算額は、各法人における平成17年度決算報告書による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。

4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

5 出資金・借入金等には、債券を含む。

6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成18年度決算(収入)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳							計		
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	1,869	-	-	-	5	-	-	1,874		
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,307	-	-	-	6	-	-	4,314		
	国民生活センター	2,972	-	107	-	208	-	0	3,287		
	北方領土問題対策協会	654	156	-	66	82	-	-	958		
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,148	-	1,228	-	-	-	1	5,377		
総務省	情報通信研究機構	36,964	1,033	441	6,574	2,359	3,460	607	51,440		
	統計センター	9,466	-	-	25	0	-	-	9,572		
外務省	平和記念事業特別基金	907	-	-	-	844	-	-	1,751		
	国際協力機構	157,516	-	461	2,753	3,609	-	-	164,338		
財務省	国際交流基金	13,389	-	-	-	3,018	-	-	17,613		
	酒類総合研究所	1,276	-	-	38	46	-	-	1,360		
文部科学省	造幣局	-	-	-	-	27,618	-	-	27,618		
	国立印刷局	-	-	-	-	103,890	-	-	103,890		
	通関情報処理センター	-	-	-	-	10,689	-	48	10,737		
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	4,366	-	-	4,366		
	国立特殊教育総合研究所	1,206	-	79	1	11	-	-	1,298		
	大学入試センター	497	-	-	-	11,088	-	-	11,585		
	国立青少年教育振興機構	11,522	-	1,269	-	1,095	18	280	14,184		
	国立女性教育会館	669	-	83	21	91	0	-	863		
	国立国語研究所	1,095	-	-	37	10	-	-	1,142		
	国立科学博物館	3,244	-	2,764	-	644	-	-	6,652		
	物質・材料研究機構	15,968	-	519	3,489	271	-	-	20,247		
	防災科学技術研究所	8,495	-	761	2,096	86	-	-	11,438		
	放射線医学総合研究所	13,140	-	380	1,455	2,264	-	-	17,238		
	国立美術館	6,779	-	-	-	816	-	-	7,595		
	国立博物館	6,103	-	-	-	1,478	51	-	7,633		
	文化財研究所	2,985	-	-	626	63	8	10	3,693		
	教員研修センター	1,611	-	237	1	151	-	-	2,000		
	科学技術振興機構	101,437	-	-	2,616	11,299	622	612	59	116,657	
	日本学術振興会	29,364	109,228	-	166	498	-	-	-	139,255	
	理化学研究所	67,921	2,718	3,544	13,640	659	-	-	-	88,482	
	宇宙航空研究開発機構	138,293	33,260	9,300	50,183	-	-	1,241	-	232,277	
	日本スポーツ振興センター	4,782	2,564	2,947	9	34,648	22,400	320	-	68,181	
	日本芸術文化振興会	11,583	-	412	32	5,154	-	-	-	17,181	
	日本学生支援機構	21,963	30,207	119	-	15,933	545,636	288,435	-	902,293	
	海洋研究開発機構	35,734	-	786	7,506	4,814	-	-	-	48,840	
	国立高等専門学校機構	70,065	-	6,775	-	15,448	-	-	-	372	
	大学評価・学位授与機構	2,074	-	-	-	232	-	-	-	2,306	
	国立大学財務・経営センター	546	-	-	-	2,217	65,817	105,784	-	6,472	
	メディア教育開発センター	2,292	-	-	-	218	-	-	-	2,510	
	日本原子力研究開発機構	161,838	1,241	26,854	14,568	3,643	-	-	-	208,145	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	908	-	-	144	66	37	65	286	1,506
		労働安全衛生総合研究所	2,478	-	398	38	0	-	9	-	2,923
		勤労者退職金共済機構	3,797	7,149	-	-	513,519	-	1,169	-	525,634
		高齢・障害者雇用支援機構	18,336	48,306	36	45	21,260	-	-	-	87,983
		福祉医療機構	10,957	74,352	-	-	248,615	1,014	11,225	-	346,162
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,620	8	50	3	1,643	50	-	-	4,374
		労働政策研究・研修機構	3,338	-	92	5	-	-	222	-	3,658
		雇用・能力開発機構	86,153	38,788	1,557	1,248	443,109	-	0	-	570,855
		労働者健康福祉機構	11,281	15,060	11,971	30	252,023	4,745	11,353	-	306,464
		国立病院機構	50,609	-	14,883	-	721,116	14,300	-	-	800,907
		医薬品医療機器総合機構	656	192	-	2,362	9,744	-	31	-	12,984
		医薬基盤研究所	11,443	-	200	163	470	1,378	-	-	13,654
		年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	27,241	-	-	4,263	31,504
		年金積立金管理運用	-	-	-	-	3,968,523	13,631,152	5,887,196	-	23,486,871
		農林水産省	農林水産消費技術センター	5,565	-	578	45	13	-	-	-
種苗管理センター			3,133	-	211	83	151	-	-	-	3,577
家畜改良センター			8,363	-	457	246	789	-	-	-	9,855
肥料検査所			1,772	-	30	15	36	-	-	-	1,853
農薬検査所			829	-	-	1	0	-	8	-	838
林木育種センター			1,905	-	328	49	-	-	-	-	2,281
水産大学校	2,182		-	2,953	111	545	-	-	-	5,792	
農業・食品産業技術総合研究機構	50,463		41	2,053	9,021	818	188	638	-	63,223	
農業生物資源研究所	7,467		-	439	3,964	25	-	-	23	11,918	
農業環境技術研究所	3,280		-	101	1,060	13	-	-	-	4,455	
国際農林水産業研究センター	3,237		-	47	146	24	-	-	-	3,453	
森林総合研究所	8,443		-	451	1,726	105	-	-	-	10,725	
水産総合研究センター	17,397		-	1,606	5,100	1,942	-	-	-	26,045	
農畜産業振興機構	2,120		132,617	-	-	71,195	38,776	52,312	-	297,020	
農業者年金基金	4,028		151,374	-	-	16,102	19,700	-	-	191,204	
農林漁業信用基金	-		2,605	-	8	71,625	10,305	-	-	84,543	
緑資源機構	-		48,411	-	548	29,315	28,879	-	-	107,153	
経済産業省	経済産業研究所		1,641	-	-	-	1	-	-	-	1,642
	工業所有権情報・研修館	12,773	-	-	-	99	-	-	-	12,872	
	日本貿易保険	-	-	-	-	11,892	-	101,994	42,795	156,680	
	産業技術総合研究所	66,437	-	7,275	27,609	5,548	-	-	-	106,869	
	製品評価技術基盤機構	7,625	-	120	929	322	-	194	-	9,191	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	163,520	43,784	-	4,699	5,773	2,023	1,787	-	221,588	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
	日本貿易振興機構	23,923	2,660	-	7,150	3,873	-	-	-	-	37,606
	原子力安全基盤機構	23,605	-	-	440	1,696	-	-	-	-	25,741
	情報処理推進機構	5,196	-	-	775	4,562	-	-	-	-	10,533
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	38,892	1,051	-	91,842	43,374	478,518	331,783	-	-	985,461
	中小企業基盤整備機構	22,160	28,044	1,479	1,349	776,674	2,025	574,423	-	-	1,406,154
国土交通省	土木研究所	6,448	-	591	3,427	207	-	-	-	-	10,673
	建築研究所	2,028	-	88	194	48	-	-	-	-	2,358
	交通安全環境研究所	1,768	-	256	2,020	-	-	28	-	-	4,072
	海上技術安全研究所	3,069	-	182	802	49	-	-	-	-	4,101
	港湾空港技術研究所	1,392	-	305	1,686	72	-	-	-	-	3,455
	電子航法研究所	1,687	-	44	270	5	-	-	-	-	2,007
	航海訓練所	6,654	-	126	7	56	-	-	-	-	6,843
	海技教育機構	2,932	-	-	35	144	-	-	-	-	3,111
	航空大学校	2,888	-	112	-	112	-	-	-	-	3,113
	自動車検査	8,922	-	2,312	-	14	-	-	905	-	12,153
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	761	234,170	-	17,252	1,385,669	462,756	-	-	-	2,100,608
	国際観光振興機構	2,267	-	-	-	1,289	-	-	-	-	3,556
	水資源機構	-	65,808	-	8,985	166,362	20,365	-	-	-	261,519
	自動車事故対策機構	8,689	2,842	819	-	1,869	-	921	-	-	15,140
	空港周辺整備機構	-	2,632	-	9,417	2,310	-	-	-	-	14,360
	海上災害防止センター	-	-	-	1,260	118	-	-	-	-	1,378
	都市再生機構	-	98,434	-	26,468	1,600,488	1,051,183	-	-	-	2,776,573
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	388	702	2,340	-	-	3,430
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	16	-	-	2,017,817	2,845,188	-	-	-	4,863,021
環境省	国立環境研究所	9,616	-	415	3,816	149	-	-	-	-	13,995
	環境再生保全機構	2,422	19,729	-	78	75,811	11,099	-	1,758	-	110,897
計	合計(104法人)	1,704,749	1,198,480	111,631	342,573	12,776,389	19,262,395	7,375,036	50,170	8,573	42,829,999

(注)1 決算額は、各法人における平成18年度決算報告書による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。

4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

5 出資金・借入金等には、債券を含む。

6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成19年度決算(収入)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受任収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
内閣府	国立公文書館	1,856	-	-	-	6	-	-	68	-	1,930	
	国民生活センター	2,803	-	123	-	158	-	-	-	-	3,084	
	北方領土問題対策協会	632	193	-	50	94	-	-	-	-	970	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,283	-	1,861	-	39	-	-	-	-	6,183	
総務省	情報通信研究機構	36,266	807	54	5,591	347	3,840	2,217	-	-	49,122	
	統計センター	9,067	-	-	21	0	-	-	842	-	9,930	
	平和祈念事業特別基金	849	-	-	-	6,943	-	-	-	-	7,792	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	10,886,280	-	3,911,429	-	-	14,797,708	
外務省	国際協力機構	155,626	-	1,041	2,766	1,475	-	-	-	-	160,907	
	国際交流基金	13,049	-	-	253	3,624	-	-	-	-	16,938	
財務省	酒類総合研究所	1,222	-	-	44	39	-	-	-	-	1,306	
	造幣局	-	-	-	-	25,515	-	-	-	-	25,515	
	国立印刷局	-	-	-	-	90,642	-	-	-	-	90,642	
	通関情報処理センター	-	-	-	-	10,307	-	24	-	-	10,331	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	3,706	-	-	-	-	3,706	
	国立特別支援教育総合研究所	1,207	10	58	4	10	-	-	40	-	1,329	
	大学入試センター	444	-	-	2	10,938	-	-	-	-	11,385	
	国立青少年教育振興機構	10,913	-	867	59	1,163	8	146	-	-	13,157	
	国立女性教育会館	724	-	116	19	109	0	3	-	-	971	
	国立国語研究所	1,129	-	-	49	17	-	-	-	-	1,195	
	国立科学博物館	3,222	-	-	-	831	-	-	-	-	4,053	
	物質・材料研究機構	15,803	930	308	3,342	313	-	-	-	-	20,697	
	防災科学技術研究所	8,369	-	6,529	760	210	-	-	-	-	15,868	
	放射線医学総合研究所	12,851	-	1,644	1,520	2,575	-	-	-	-	18,590	
	国立美術館	6,042	-	6,393	-	1,515	-	-	-	-	13,949	
	国立文化財機構	9,042	-	148	527	1,558	149	-	-	-	11,423	
	教員研修センター	1,511	-	192	1	150	-	-	-	-	1,854	
	科学技術振興機構	103,463	-	-	2,582	9,866	400	-	514	-	116,825	
	日本学術振興会	29,024	129,830	-	649	512	-	-	-	-	160,014	
	理化学研究所	62,334	16,062	2,313	9,821	1,018	-	-	-	22	91,570	
	宇宙航空研究開発機構	128,826	46,661	8,237	32,519	-	-	1,607	-	-	217,851	
	日本スポーツ振興センター	5,375	2,564	1,506	-	85,538	-	79	-	386	95,448	
	日本芸術文化振興会	11,482	-	801	56	5,022	-	-	-	-	17,361	
	日本学生支援機構	21,446	45,436	72	98	17,903	675,899	320,629	-	-	1,081,484	
	海洋研究開発機構	37,190	9	810	7,601	2,728	-	-	-	-	48,337	
	国立高等専門学校機構	69,030	-	6,914	-	16,475	-	-	-	-	92,442	
	大学評価・学位授与機構	1,996	-	-	0	370	-	-	-	-	2,366	
	国立大学財務・経営センター	522	-	-	12	7,494	68,569	107,060	-	3,063	186,720	
	メディア教育開発センター	2,083	-	-	-	182	-	-	-	-	2,265	
	日本原子力研究開発機構	163,224	3,072	23,373	16,846	3,627	-	9,420	-	-	219,563	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	812	-	-	127	56	34	27	69	-	1,125
		労働安全衛生総合研究所	2,514	-	396	19	-	-	14	-	-	2,943
		勤労者退職金共済機構	3,662	7,312	-	-	497,436	-	1,240	-	-	509,650
		高齢・障害者雇用支援機構	17,786	33,288	35	-	19,821	-	-	-	-	70,930
		福祉医療機構	10,056	67,341	-	-	238,315	64	11,191	-	-	326,966
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,553	15	67	3	1,653	-	-	-	-	4,291
		労働政策研究・研修機構	3,131	-	180	0	-	-	70	-	-	3,381
雇用・能力開発機構		79,692	31,192	1,315	1,411	433,788	-	-	-	-	547,398	
労働者健康福祉機構		11,433	17,515	10,040	33	258,325	5,168	7,934	-	-	310,448	
国立病院機構		49,848	-	6,204	-	744,138	14,985	4,442	-	-	819,618	
医薬品医療機器総合機構		621	20,654	-	2,276	11,369	-	47	-	-	34,968	
医薬基盤研究所		11,333	-	264	425	483	1,200	-	-	-	13,706	
年金・健康保険福祉施設整理機構		-	-	-	-	38,491	-	-	28,472	-	66,963	
年金積立金管理運用		-	-	-	-	△ 5,516,733	16,115,630	5,228,628	-	-	15,827,525	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	7,858	-	752	48	57	-	-	-	-	8,716
		種苗管理センター	2,985	9	205	82	139	-	255	-	-	3,675
		家畜改良センター	8,404	-	436	377	967	-	-	314	-	10,498
	水産大学校	2,186	-	2,494	115	629	-	-	177	-	5,600	
	農業・食品産業技術総合研究機構	49,804	67	645	10,151	1,518	668	430	-	-	63,283	
	農業生物資源研究所	7,526	-	217	5,003	39	-	-	469	-	13,254	
	農業環境技術研究所	3,142	-	97	1,601	1	-	-	-	-	4,842	
	国際農林水産業研究センター	3,275	69	74	318	16	-	-	-	-	3,752	
	森林総合研究所	10,317	-	619	1,778	130	-	-	39	-	12,884	
	水産総合研究センター	17,502	-	1,044	4,734	2,264	-	-	447	-	25,991	
	農畜産業振興機構	2,002	132,693	-	-	118,926	24,296	373	-	-	278,290	
	農業者年金基金	3,963	152,699	-	-	15,620	54,100	-	-	-	226,381	
	農林漁業信用基金	-	1,105	-	5	81,296	8,715	-	-	-	91,122	
	緑資源機構	-	47,570	-	507	27,637	29,687	-	-	-	105,401	
	経済産業省	経済産業研究所	1,746	-	-	3	5	-	1	-	-	1,755
工業所有権情報・研修館		14,232	-	-	-	89	-	-	-	-	14,321	
日本貿易保険		-	-	-	-	12,690	-	43,864	33,781	-	90,334	
産業技術総合研究所		65,682	-	6,700	21,690	5,325	-	-	-	-	99,397	
製品評価技術基盤機構		7,588	-	102	590	845	-	-	-	-	9,125	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		154,858	64,611	-	9,843	4,041	-	2,169	-	-	235,522	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳								計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金		積立金取崩金
	日本貿易振興機構	24,408	2,970	-	7,666	3,887	-	-	-	-	38,932
	原子力安全基盤機構	22,877	-	-	247	1,684	-	-	-	-	24,808
	情報処理推進機構	5,117	-	-	117	3,833	-	-	-	-	9,067
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	33,296	2,212	-	109,782	33,955	663,113	457,730	-	-	1,300,089
	中小企業基盤整備機構	21,993	57	969	2,530	703,944	1,512	545,181	-	-	1,276,186
国土交通省	土木研究所	6,361	-	572	3,142	144	-	-	-	-	10,219
	建築研究所	2,045	-	117	166	56	-	-	-	-	2,384
	交通安全環境研究所	1,770	-	339	1,613	17	-	-	-	-	3,740
	海上技術安全研究所	3,010	-	585	963	45	-	-	-	-	4,603
	港湾空港技術研究所	1,371	-	230	1,436	69	-	-	-	-	3,106
	電子航法研究所	1,684	-	55	560	3	-	-	-	-	2,302
	航海訓練所	6,518	-	295	7	56	-	-	-	-	6,876
	海技教育機構	2,818	-	-	28	170	-	-	-	-	3,015
	航空大学校	2,855	-	101	-	130	-	-	-	-	3,086
	自動車検査	7,753	-	1,769	-	3,604	-	-	-	-	13,125
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	738	205,463	-	25,346	1,326,377	436,831	-	-	-	1,994,756
	国際観光振興機構	2,111	-	-	-	1,562	-	-	-	-	3,673
	水資源機構	-	62,868	-	1,605	153,450	36,613	-	-	-	254,536
	自動車事故対策機構	8,429	2,950	-	-	2,098	992	-	-	-	14,469
	空港周辺整備機構	-	3,011	-	6,360	1,126	-	-	-	-	10,497
	海上災害防止センター	-	-	-	1,613	311	-	-	-	-	1,924
	都市再生機構	-	89,352	-	22,517	1,708,694	1,124,562	-	-	-	2,945,125
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	294	802	2,382	-	-	3,478
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	2,867	-	-	2,012,034	3,213,752	-	-	-	5,228,652
	住宅金融支援機構	-	275,050	-	-	1,948,557	3,106,383	4,519,376	-	-	9,849,366
環境省	国立環境研究所	9,680	-	826	3,740	19	-	-	-	-	14,265
	環境再生保全機構	2,392	26,466	-	10	74,332	11,500	-	2,336	-	117,036
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	4,184	-	-	-	14	-	-	-	-	4,198
計	合計(102法人)	1,660,826	1,494,980	101,104	335,779	16,179,140	25,599,472	15,177,968	67,568	3,486	60,620,349

(注)1 決算額は、各法人における平成19年度決算報告書による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。

4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

5 出資金・借入金等には、債券を含む。

6 その他の欄には、買付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成20年度決算(収入)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
内閣府	国立公文書館	1,833	-	-	-	6	-	-	-	-	1,839	
	国民生活センター	12,842	-	724	-	128	-	-	-	-	13,694	
	北方領土問題対策協会	652	144	-	58	79	-	-	-	-	934	
	沖繩科学技術研究基盤整備機構	4,454	-	6,888	8	-	-	30	-	-	11,380	
総務省	情報通信研究機構	35,330	586	49	14,823	230	2,860	1,298	-	-	55,176	
	統計センター	9,399	-	-	15	753	-	100	4	-	10,272	
	平和祈念事業特別基金	750	-	-	-	9,540	-	0	-	-	10,290	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	20,492,057	-	5,723,846	-	-	26,215,903	
外務省	国際協力機構	153,786	-	-	2,745	1,132	-	8,867	-	3	166,532	
	国際交流基金	12,892	-	-	1,095	3,320	-	-	-	-	17,308	
財務省	酒類総合研究所	1,171	-	-	54	48	-	-	-	-	1,273	
	造幣局	-	-	-	-	25,496	-	-	-	-	25,496	
	国立印刷局	-	-	-	-	81,922	-	-	-	-	81,922	
	通関情報処理センター	-	-	-	-	5,180	-	13	-	-	5,193	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,252	-	48	6	12	-	-	-	-	1,318	
	大学入試センター	422	-	-	1	10,919	-	-	-	-	11,342	
	国立青少年教育振興機構	10,477	-	245	106	1,158	9	157	94	-	12,246	
	国立女性教育会館	645	-	82	11	108	-	6	-	-	852	
	国立国語研究所	1,111	-	-	41	25	-	-	-	-	1,178	
	国立科学博物館	3,125	-	29	-	648	-	-	-	-	3,803	
	物質・材料研究機構	15,429	1,068	314	2,641	-	-	391	-	-	19,843	
	防災科学技術研究所	8,433	-	245	1,811	235	-	-	-	-	10,724	
	放射線医学総合研究所	12,407	-	1,321	1,215	3,018	-	-	-	-	17,961	
	国立美術館	5,790	-	9,250	-	1,379	-	-	-	-	16,419	
	国立文化財機構	8,771	-	1,872	514	1,913	-	-	-	-	13,070	
	教員研修センター	1,439	-	192	1	158	-	-	-	-	1,790	
	科学技術振興機構	105,058	-	-	2,213	8,802	-	-	676	-	116,749	
	日本学術振興会	28,859	125,946	-	1,000	422	-	-	-	-	156,227	
	理化学研究所	60,139	16,209	18,952	10,486	790	-	-	-	-	106,576	
	宇宙航空研究開発機構	130,227	51,410	6,300	40,188	830	-	-	-	-	228,955	
	日本スポーツ振興センター	7,071	2,563	1,821	125	115,480	-	949	-	-	128,193	
	日本芸術文化振興会	11,023	-	874	25	4,868	-	-	-	-	16,790	
	日本学生支援機構	19,289	53,143	48	266	21,018	971,693	356,700	-	-	1,422,157	
	海洋研究開発機構	38,431	11	330	4,473	2,766	-	-	-	-	46,010	
	国立高等専門学校機構	67,659	-	7,089	-	16,993	-	-	-	152	91,893	
	大学評価・学位授与機構	1,896	-	-	266	223	-	-	-	-	2,384	
	国立大学財務・経営センター	496	-	-	3	39,023	65,797	80,837	-	-	186,156	
	メディア教育開発センター	1,927	-	-	-	149	-	-	-	-	2,076	
	日本原子力研究開発機構	168,697	4,285	15,356	17,509	2,503	-	9,422	-	-	217,772	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	791	-	-	92	50	-	27	114	-	1,073
		労働安全衛生総合研究所	2,516	-	251	66	18	-	-	-	-	2,851
		勤労者退職金共済機構	3,519	7,219	-	-	502,181	-	1,095	-	-	514,013
		高齢・障害者雇用支援機構	17,458	29,577	33	-	18,046	-	-	-	-	65,113
		福祉医療機構	4,281	62,689	-	-	228,807	-	11,707	-	-	307,485
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,596	43	75	1	1,592	-	-	-	-	4,307
		労働政策研究・研修機構	3,045	-	184	-	-	-	77	-	-	3,307
雇用・能力開発機構		76,910	30,920	1,509	1,373	435,155	-	-	-	-	545,866	
労働者健康福祉機構		10,666	18,176	8,832	104	257,490	4,316	8,380	-	-	307,965	
国立病院機構		47,854	-	3,600	-	757,814	-	57,539	-	-	866,807	
医薬品医療機器総合機構		611	188	-	2,191	12,863	-	68	-	-	15,921	
医薬基盤研究所		11,283	-	1,150	484	564	1,200	-	-	-	14,681	
年金・健康保険福祉施設整理機構		-	-	-	-	54,620	-	-	42,278	-	96,898	
年金積立金管理運用		-	-	-	-	△ 9,347,931	12,547,802	5,427,546	-	-	8,627,417	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	7,555	-	1,380	74	66	-	400	485	-	9,960
		種苗管理センター	3,006	-	186	88	140	-	-	235	-	3,655
	家畜改良センター	8,072	-	390	409	989	-	-	543	-	10,403	
	水産大学校	2,100	-	19	128	566	-	-	204	-	3,017	
	農業・食品産業技術総合研究機構	49,632	19	2,008	9,452	782	716	206	-	-	62,816	
	農業生物資源研究所	7,209	-	278	4,824	26	-	589	679	-	13,604	
	農業環境技術研究所	3,306	-	48	1,671	3	-	-	-	-	5,028	
	国際農林水産業研究センター	3,601	327	38	558	10	-	-	64	-	4,598	
	森林総合研究所	10,180	42,117	342	1,964	26,708	26,852	-	-	-	108,162	
	水産総合研究センター	17,273	10	3,368	4,831	2,413	-	-	894	-	28,790	
	農畜産業振興機構	2,284	111,409	-	-	114,289	50,277	43,685	-	-	321,943	
	農業者年金基金	3,890	125,337	-	-	15,461	258,300	-	-	-	402,988	
経済産業省	農林漁業信用基金	-	6,874	-	3	67,687	6,467	-	-	-	81,031	
	経済産業研究所	1,708	-	-	7	6	-	1	-	-	1,721	
	工業所有権情報・研修館	13,659	-	-	-	83	-	0	-	-	13,742	
	日本貿易保険	-	-	-	-	13,278	-	79,321	38,822	-	131,420	
	産業技術総合研究所	65,925	-	9,269	20,616	5,968	-	-	-	-	101,778	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	製品評価技術基盤機構	7,466	-	117	594	1,929	-	-	-	-	10,107	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	154,826	53,784	-	4,709	5,269	2,100	2,825	-	-	223,513	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
	日本貿易振興機構	23,885	2,554	-	5,694	4,772	-	-	-	-	36,905
	原子力安全基盤機構	22,506	-	-	93	1,283	-	-	-	-	23,882
	情報処理推進機構	5,006	-	-	124	3,448	-	-	-	-	8,578
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	27,494	2,262	-	97,247	16,396	748,605	650,056	-	-	1,542,058
	中小企業基盤整備機構	21,641	169	524	4,666	698,965	13,188	570,080	-	-	1,309,234
国土交通省	土木研究所	9,492	-	738	592	122	-	-	-	-	10,943
	建築研究所	2,011	-	87	194	63	-	-	-	-	2,356
	交通安全環境研究所	1,731	-	407	861	31	-	-	-	-	3,030
	海上技術安全研究所	2,961	-	549	1,411	54	-	-	-	-	4,976
	港湾空港技術研究所	1,340	-	398	1,726	89	-	-	-	-	3,553
	電子航法研究所	1,640	-	63	238	3	-	-	-	-	1,944
	航海訓練所	6,567	-	48	5	68	-	-	-	-	6,688
	海技教育機構	2,745	-	107	29	181	-	-	-	-	3,063
	航空大学校	2,773	-	96	-	210	-	-	-	-	3,079
	自動車検査	1,544	-	3,917	-	9,646	-	-	-	-	15,107
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	620	223,601	-	33,090	944,197	533,591	-	-	-	1,735,098
	国際観光振興機構	2,017	-	-	-	1,533	-	-	-	-	3,550
	水資源機構	-	48,992	-	1,345	177,710	19,598	-	-	-	247,645
	自動車事故対策機構	8,105	2,957	791	-	2,177	970	-	-	-	15,000
	空港周辺整備機構	-	1,795	-	5,032	1,174	469	-	-	-	8,470
	海上災害防止センター	-	-	-	1,740	84	-	-	-	-	1,824
	都市再生機構	-	81,320	-	18,102	1,128,832	1,812,457	-	-	-	3,040,711
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	288	602	2,355	-	-	3,245
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	5,695	-	-	1,916,745	3,056,789	-	-	-	4,979,228
	住宅金融支援機構	-	177,797	-	-	1,752,012	2,217,173	4,791,147	-	-	8,938,129
環境省	国立環境研究所	9,675	-	668	3,631	-	-	21	-	-	13,995
	環境再生保全機構	2,197	25,811	-	10	69,262	9,298	-	-	-	106,577
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,768	-	-	-	6	-	-	-	-	3,773
計	合計(101法人)	1,646,122	1,317,007	113,499	331,768	20,763,178	22,351,129	17,829,741	85,092	339	64,437,871

(注)1 決算額は、各法人における平成20年度決算報告書による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。

4 海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

5 出資金・借入金等には、債券を含む。

6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰上額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 国際協力機構の平成20年度決算(収入)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

11 通関情報処理センターについては平成20年10月1日付で解散したため、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヶ月決算になっている。

独立行政法人の平成16年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	928	-	-	451	320	-	1,699	
	駐留軍等労働者労務管理機構	608	-	383	2,728	1,000	-	4,719	
	国民生活センター	981	-	-	1,407	259	-	2,648	
	北方領土問題対策協会	623	-	88	208	56	-	975	
総務省	情報通信研究機構	43,745	70	10,147	3,852	2,804	9,623	70,242	
	消防研究所	529	-	117	499	80	665	1,891	
	統計センター	1,721	-	9	7,595	238	-	9,564	
	平和祈念事業特別基金	1,359	-	-	228	151	-	1,738	
外務省	国際協力機構	154,144	755	3,623	7,908	3,603	2,649	172,682	
	国際交流基金	12,403	-	-	2,576	1,953	-	16,931	
財務省	酒類総合研究所	416	-	81	500	255	-	1,252	
	造幣局	14,443	2,744	-	11,211	-	-	28,399	
	国立印刷局	33,494	3,295	-	49,492	-	-	86,280	
	通関情報処理センター	9,590	-	-	1,046	410	-	11,046	
	日本万国博覧会記念機構	1,206	-	-	634	2,022	508	4,369	
	国立特殊教育総合研究所	361	140	1	818	105	-	1,424	
	大学入試センター	7,947	-	-	962	1,101	-	10,010	
文部科学省	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,674	248	7	529	793	-	5,251	
	国立女性教育会館	454	25	5	-	334	-	818	
	国立青年の家	1,269	1,173	15	-	2,985	-	5,442	
	国立少年自然の家	1,375	1,102	-	-	2,735	-	5,212	
	国立国語研究所	464	-	55	622	128	150	1,419	
	国立科学博物館	2,110	1,422	-	1,235	973	5,259	10,999	
	物質・材料研究機構	10,916	276	3,739	5,891	-	8,954	29,777	
	防災科学技術研究所	6,296	13,445	2,019	1,136	-	-	22,896	
	放射線医学総合研究所	10,808	6,030	1,869	3,776	-	-	22,484	
	国立美術館	3,282	-	-	1,187	1,200	-	5,669	
	国立博物館	4,171	2,159	-	2,344	664	-	9,338	
	文化財研究所	1,414	14	250	1,307	470	10	3,465	
	教員研修センター	822	174	1	484	437	-	1,918	
	科学技術振興機構	98,381	-	2,941	5,324	2,475	-	109,121	
	日本学術振興会	28,643	-	-	915	366	87,881	117,805	
	理化学研究所	58,677	5,559	10,179	7,938	2,836	-	85,189	
	宇宙航空研究開発機構	105,144	7,093	33,536	18,709	3,629	37,479	205,590	
	日本スポーツ振興センター	13,766	727	7	4,551	414	27,832	47,298	
	日本芸術文化振興会	12,826	656	94	3,094	530	-	17,200	
	日本学生支援機構	19,464	-	-	5,238	1,538	723,029	749,269	
	海洋研究開発機構	28,050	5,198	597	3,259	749	-	37,853	
	国立高等専門学校機構	75,271	3,235	-	-	7,339	2,664	88,509	
	大学評価・学位授与機構	727	-	-	1,175	206	83	2,191	
	国立大学財務・経営センター	119	-	-	275	130	169,213	169,737	
	メディア教育開発センター	1,328	-	-	937	114	115	2,495	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	169	-	259	521	96	3	1,047
		産業安全研究所	479	0	1	486	107	-	1,072
産業医学総合研究所		456	420	35	721	168	-	1,800	
勤労者退職金共済機構		9,256	-	-	532	140	439,496	449,424	
高齢・障害者雇用支援機構		81,357	29	69	6,518	1,460	-	89,432	
福祉医療機構		2,332	-	-	2,707	416	198,945	204,400	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		810	-	3	3,659	112	-	4,584	
労働政策研究・研修機構		1,240	81	-	1,570	579	-	3,471	
雇用・能力開発機構		525,012	1,652	2,455	47,520	2,302	6,775	585,716	
労働者健康福祉機構		264,716	14,870	12	14,738	8,204	5,098	307,638	
国立病院機構		580,637	37,916	-	-	-	95,254	713,807	
医薬品医療機器総合機構		15,839	-	-	2,645	1,575	253	20,312	
農林水産省		農林水産消費技術センター	680	142	58	4,130	516	-	5,527
	種苗管理センター	471	234	74	2,574	243	50	3,646	
	家畜改良センター	2,309	671	224	6,522	417	1,700	11,843	
	肥飼料検査所	324	662	3	1,224	193	-	2,406	
	農薬検査所	256	-	-	560	49	2,343	3,208	
	農業者大学校	126	52	-	413	82	-	673	
	林木育種センター	712	132	16	1,216	-	57	2,132	
	さけ・ます資源管理センター	523	244	17	1,216	97	-	2,098	
	水産大学校	642	314	55	1,750	213	-	2,974	
	農業・生物系特定産業技術研究機構	18,379	729	5,386	26,063	2,998	8,424	61,978	
	農業生物資源研究所	2,994	508	4,359	4,296	526	4,096	16,779	
	農業環境技術研究所	933	106	919	2,008	405	960	5,331	
	農業工学研究所	706	54	901	1,372	161	120	3,115	
	食品総合研究所	663	133	1,529	1,340	316	283	4,264	
	国際農林水産業研究センター	1,496	31	243	1,640	127	958	4,495	
	森林総合研究所	1,372	217	1,910	6,541	1,018	610	11,669	
	水産総合研究センター	8,903	1,820	5,039	8,041	1,154	3,605	28,563	
	農畜産業振興機構	276,174	-	-	2,873	617	46,435	326,099	
	農業者年金基金	173,828	-	-	929	508	-	175,266	
	農林漁業信用基金	113,400	-	-	1,539	695	-	115,635	
	緑資源機構	48,991	-	520	8,700	1,210	49,277	108,697	
経済産業省	経済産業研究所	1,509	-	2	-	290	-	1,801	
	工業所有権情報・研修館	8,299	-	-	694	171	-	9,164	
	日本貿易保険	4,447	-	-	-	-	33,622	38,069	
	産業技術総合研究所	64,667	16,123	19,368	-	-	93,141	193,299	
	製品評価技術基盤機構	3,059	180	982	-	4,926	1,693	10,839	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	197,383	590	4,349	-	15,262	48,384	265,968	

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	29,622	-	6,875	-	2,431	-	38,928
	原子力安全基盤機構	21,477	-	550	-	2,196	-	24,222
	情報処理推進機構	6,550	-	649	-	1,879	-	9,077
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	16,632	-	116,467	-	1,649	677,715	812,462
	中小企業基盤整備機構	426,571	-	812	-	1,552	446,000	874,935
国土交通省	土木研究所	2,545	512	1,088	1,976	380	1,618	8,118
	建築研究所	787	99	194	1,020	357	330	2,787
	交通安全環境研究所	159	392	2,376	948	64	461	4,401
	海上技術安全研究所	709	-	1,065	2,231	131	243	4,381
	港湾空港技術研究所	337	200	1,335	1,193	123	650	3,837
	電子航法研究所	883	-	416	742	47	-	2,088
	北海道開発土木研究所	276	-	2,708	1,371	145	260	4,760
	海技大学校	239	-	15	916	76	-	1,246
	航海訓練所	1,885	1,137	-	4,224	198	-	7,443
	海員学校	394	179	-	1,388	100	-	2,061
	航空大学校	1,180	123	-	1,352	285	-	2,941
	自動車検査	2,540	1,920	-	5,948	1,246	-	11,654
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	689,342	-	7,022	23,689	8,444	1,253,073	1,981,570
	国際観光振興機構	1,447	-	316	1,305	299	-	3,367
	水資源機構	121,455	-	6,880	19,724	2,110	157,117	307,286
	自動車事故対策機構	7,756	1,267	-	3,526	1,252	344	14,145
	空港周辺整備機構	4,366	-	7,524	1,089	216	-	13,195
	海上災害防止センター	-	-	874	-	430	40	1,343
	都市再生機構	722,368	-	26,531	31,626	7,506	1,892,540	2,680,570
	奄美群島振興開発基金	29	-	-	112	33	1,760	1,935
環境省	国立環境研究所	5,814	1,479	4,661	2,894	513	-	15,360
	環境再生保全機構	69,298	-	197	1,529	721	57,568	129,313
計	合計(108法人)	5,324,160	140,758	307,106	438,102	127,138	6,607,415	12,944,680

(注) 1 決算額は、各法人における平成16年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

4 海洋研究開発機構、水産総合研究センター及び航海訓練所の施設整備費には、船舶建造費を含む。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成17年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計		
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
内閣府	国立公文書館	1,004	-	-	431	303	-	1,738		
	駐留軍等労働者労務管理機構	631	-	313	2,765	803	-	4,512		
	国民生活センター	1,618	-	-	1,279	236	-	3,133		
	北方領土問題対策協会	590	-	68	218	52	-	930		
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	1,237	330	-	123	322	500	2,512		
総務省	情報通信研究機構	43,714	56	8,310	-	6,314	1,563	59,957		
	消防研究所	605	-	215	565	106	-	1,491		
	統計センター	2,207	-	4	7,051	228	-	9,489		
	平和祈念事業特別基金	1,312	-	-	227	156	-	1,695		
外務省	国際協力機構	150,898	914	2,983	7,308	2,783	2,526	167,412		
	国際交流基金	12,991	-	-	2,661	1,819	-	17,472		
財務省	酒類総合研究所	441	-	53	578	310	-	1,383		
	造幣局	10,517	3,785	-	10,678	-	-	24,980		
	国立印刷局	29,859	8,874	-	47,170	-	-	85,903		
	通関情報処理センター	9,320	-	-	998	535	-	10,853		
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	1,570	-	-	609	1,985	72	4,235		
	国立特殊教育総合研究所	347	102	5	803	64	4	1,324		
	大学入試センター	10,858	-	-	933	1,028	-	12,820		
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,763	241	32	542	933	-	5,511		
	国立女性教育会館	463	35	15	-	316	-	830		
	国立青年の家	1,318	701	65	-	3,006	-	5,090		
	国立少年自然の家	1,398	547	-	-	2,698	-	4,643		
	国立国語研究所	418	-	29	577	189	-	1,213		
	国立科学博物館	2,258	1,032	-	1,222	745	-	5,257		
	物質・材料研究機構	10,990	310	3,642	6,023	-	-	20,965		
	防災科学技術研究所	8,565	3,930	2,021	1,252	-	-	15,768		
	放射線医学総合研究所	12,704	290	2,369	3,773	-	-	19,136		
	国立美術館	3,835	-	-	1,197	979	-	6,011		
	国立博物館	5,900	808	-	2,257	1,001	-	9,966		
	文化財研究所	1,386	36	466	1,305	454	22	3,668		
	教員研修センター	840	174	1	497	452	-	1,964		
	科学技術振興機構	105,281	-	3,376	5,246	2,470	-	116,373		
	日本学術振興会	28,386	-	11	833	334	98,942	128,507		
	理化学研究所	61,981	5,283	12,443	7,776	2,607	-	90,090		
	宇宙航空研究開発機構	123,119	9,179	38,459	18,833	3,407	35,206	228,203		
	日本スポーツ振興センター	12,225	618	8	4,054	523	26,474	43,902		
	日本芸術文化振興会	12,813	585	50	2,986	447	-	16,881		
	日本学生支援機構	19,104	0	-	5,364	1,505	809,758	835,731		
	海洋研究開発機構	31,204	5,751	1,210	3,144	695	-	42,004		
	国立高等専門学校機構	65,353	9,416	-	-	17,496	16,670	108,935		
	大学評価・学位授与機構	733	-	-	1,241	205	151	2,330		
	国立大学財務・経営センター	128	-	-	289	129	188,658	189,205		
	メディア教育開発センター	1,348	-	-	902	111	156	2,518		
	日本原子力研究開発機構	56,523	11,533	13,759	23,670	5,361	-	110,845		
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	169	-	222	515	96	3	1,005	
		産業安全研究所	476	149	3	534	107	-	1,269	
		産業医学総合研究所	458	335	6	710	165	-	1,673	
		勤労者退職金共済機構	9,517	-	-	511	155	414,805	424,988	
		高齢・障害者雇用支援機構	78,654	29	76	6,405	1,192	-	86,355	
		福祉医療機構	2,468	-	-	2,595	399	201,213	206,675	
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	800	101	2	3,370	116	70	4,459	
		労働政策研究・研修機構	1,274	87	-	1,474	545	-	3,379	
		雇用・能力開発機構	534,627	1,161	1,603	45,025	2,100	1,378	585,895	
		労働者健康福祉機構	262,535	13,062	3	14,498	7,804	5,596	303,499	
		国立病院機構	662,652	45,116	-	-	-	87,062	794,830	
		医薬品医療機器総合機構	6,555	-	-	2,840	1,716	5	11,116	
		医薬基盤研究所	10,339	48	-	738	994	163	12,282	
		年金・健康保険福祉施設整備機構	306	-	-	178	86	166	736	
		農林水産省	農林水産消費技術センター	654	34	61	4,129	514	-	5,392
			種苗管理センター	457	242	76	2,597	250	0	3,623
			家畜改良センター	2,544	469	234	6,349	404	-	10,000
			肥飼料検査所	318	25	10	1,336	179	-	1,869
農業検査所			221	22	0	565	53	-	860	
農業者大学校	120		54	-	360	101	-	635		
林木育種センター	680		124	13	1,247	-	5	2,070		
さけ・ます資源管理センター	519		220	21	1,118	95	-	1,973		
水産大学校	616		2,728	73	1,754	233	-	5,403		
農業・生物系特定産業技術研究機構	18,685		883	6,544	24,907	2,979	15	54,013		
農業生物資源研究所	3,064		104	4,265	4,091	437	-	11,961		
農業環境技術研究所	950		119	1,047	1,895	397	-	4,408		
農業工学研究所	690		87	986	1,333	161	-	3,258		
食品総合研究所	684		41	1,419	1,298	285	-	3,726		
国際農林水産業研究センター	1,470		77	215	1,679	138	-	3,579		
森林総合研究所	1,336		156	2,827	6,367	1,016	32	11,733		
水産総合研究センター	9,028		1,332	4,922	8,008	980	-	24,271		
農畜産業振興機構	215,350		-	-	2,626	641	66,833	285,450		
農業者年金基金	167,454		-	-	876	502	-	168,831		
農林漁業信用基金	110,001		-	-	1,502	500	-	112,004		
緑資源機構	48,129		-	558	8,657	1,177	47,743	106,265		
経済産業省	経済産業研究所		1,675	-	1	-	283	-	1,959	
	工業所有権情報・研修館		11,555	-	-	802	178	-	12,535	
	日本貿易保険	27,847	-	-	1,399	-	-	82,039		
	産業技術総合研究所	60,169	1,845	22,032	-	-	13,628	97,674		
	製品評価技術基盤機構	3,070	184	1,042	-	4,946	1,072	10,314		
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	222,332	390	718	-	15,615	39,684	278,740		

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	28,702	-	6,588	-	2,104	-	37,393
	原子力安全基盤機構	21,346	-	538	-	1,737	-	23,621
	情報処理推進機構	6,907	-	606	-	1,798	-	9,311
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	39,556	-	119,013	-	1,699	684,016	844,284
	中小企業基盤整備機構	635,040	-	1,602	-	2,025	545,545	1,184,211
国土交通省	土木研究所	2,642	403	1,144	2,070	525	66	6,849
	建築研究所	815	93	225	1,001	338	-	2,472
	交通安全環境研究所	189	570	1,952	951	62	531	4,255
	海上技術安全研究所	707	325	794	2,513	118	-	4,457
	港湾空港技術研究所	377	500	1,437	1,215	123	-	3,650
	電子航法研究所	955	-	187	806	52	-	2,000
	北海道開発土木研究所	278	-	2,653	1,365	155	-	4,451
	海技大学校	260	-	24	845	72	-	1,200
	航海訓練所	2,127	-	-	4,404	197	-	6,728
	海員学校	432	134	-	1,339	146	-	2,051
	航空大学校	1,275	102	-	1,420	278	-	3,075
	自動車検査	1,622	2,147	-	5,935	1,132	-	10,837
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	631,270	-	13,810	22,025	8,162	1,298,759	1,974,025
	国際観光振興機構	1,054	-	623	1,405	302	-	3,383
	水資源機構	115,514	96	13,048	18,620	2,058	155,286	304,621
	自動車事故対策機構	7,720	826	-	3,419	1,210	272	13,447
	空港周辺整備機構	5,577	-	10,533	995	207	-	17,313
	海上災害防止センター	-	-	871	-	425	162	1,458
	都市再生機構	708,195	-	34,375	47,775	9,102	5,660,366	6,459,812
	奄美群島振興開発基金	44	-	-	184	69	3,280	3,576
	日本高速道路保有・債務返済機構	386	-	-	523	689	2,757,003	2,758,600
環境省	国立環境研究所	6,229	415	3,932	2,995	654	1,915	16,140
	環境再生保全機構	63,112	-	87	1,421	604	51,601	116,826
計	合計(113法人)	5,614,534	139,365	352,928	464,894	146,689	13,271,770	19,990,177

(注) 1 決算額は、各法人における平成17年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費を含む。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成18年度決算(支出)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,009	-	-	446	299	-	1,755	
	駐留軍等労働者労務管理機構	630	777	-	2,613	-	-	4,021	
	国民生活センター	1,609	107	-	1,206	288	-	3,211	
	北方領土問題対策協会	596	-	66	216	48	-	926	
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,234	1,228	-	214	351	29	5,056	
	情報通信研究機構	37,746	441	6,574	-	2,565	1,385	48,714	
	統計センター	2,116	-	25	7,034	201	-	9,376	
外務省	平和祈念事業特別基金	1,309	-	-	231	164	-	1,704	
	国際協力機構	148,649	461	2,591	7,111	2,845	2,527	164,183	
	国際交流基金	13,336	-	-	2,705	1,794	-	17,835	
財務省	酒類総合研究所	429	-	38	516	267	-	1,250	
	造幣局	10,835	4,003	-	11,216	-	-	26,054	
	国立印刷局	27,864	6,479	-	46,276	-	-	80,620	
文部科学省	通関情報処理センター	9,290	-	-	964	404	-	10,658	
	日本万国博覧会記念機構	1,439	-	-	578	1,973	31	4,020	
	国立特殊教育総合研究所	328	65	1	755	61	-	1,211	
	大学入試センター	9,784	-	-	986	110	-	10,881	
	国立青少年教育振興機構	5,352	1,269	56	5,123	2,123	92	14,015	
	国立女性教育会館	434	53	21	-	326	-	835	
	国立国語研究所	423	-	31	580	112	0	1,146	
	国立科学博物館	1,707	2,764	-	1,183	600	-	6,253	
	物質・材料研究機構	8,902	519	3,489	5,975	-	-	18,885	
	防災科学技術研究所	5,897	760	2,063	1,966	178	-	10,864	
	放射線医学総合研究所	10,867	380	1,455	3,748	-	-	16,449	
	国立美術館	5,277	-	-	1,181	816	-	7,274	
	国立博物館	3,921	518	-	2,083	860	-	7,382	
	文化財研究所	1,260	516	590	1,302	463	13	4,144	
	教員研修センター	1,100	237	1	540	493	-	2,371	
	科学技術振興機構	112,058	-	2,484	5,081	2,162	-	121,786	
	日本学術振興会	27,843	-	146	832	304	109,050	138,174	
	理化学研究所	57,384	3,537	13,623	7,875	3,022	2,823	88,265	
	宇宙航空研究開発機構	123,072	9,299	47,627	18,318	3,074	33,215	234,606	
	日本スポーツ振興センター	11,656	2,947	9	3,696	506	51,610	70,424	
	日本芸術文化振興会	13,098	412	23	2,908	471	-	16,912	
	日本学生支援機構	18,695	74	-	5,413	1,435	891,290	916,907	
	海洋研究開発機構	33,264	784	7,257	3,068	984	-	45,357	
	国立高等専門学校機構	64,537	6,775	-	-	18,514	2,016	91,842	
	大学評価・学位授与機構	651	-	-	1,189	185	206	2,231	
	国立大学財務・経営センター	137	-	-	254	126	180,326	180,842	
	メディア教育開発センター	1,243	-	-	961	109	204	2,518	
	日本原子力研究開発機構	95,515	28,149	14,463	51,951	12,999	1,239	204,316	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	161	-	282	595	92	307	1,437
		労働安全衛生総合研究所	884	395	36	1,214	278	-	2,807
勤労者退職金共済機構		438,103	-	-	557	193	1,169	440,022	
高齢・障害者雇用支援機構		80,332	33	32	6,405	1,157	-	87,959	
福祉医療機構		7,373	-	-	2,844	431	203,473	214,121	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		766	50	2	3,184	88	100	4,190	
労働政策研究・研修機構		1,098	87	-	1,520	695	-	3,400	
雇用・能力開発機構		515,639	1,557	1,248	43,987	2,089	996	565,516	
労働者健康福祉機構		260,921	11,971	30	14,011	7,669	6,256	300,859	
国立病院機構		667,564	33,981	-	-	-	134,320	835,866	
医薬品医療機器総合機構		6,730	-	-	3,010	1,842	23	11,606	
医薬基盤研究所		11,457	200	-	856	998	127	13,638	
年金・健康保険福祉施設整理機構		1,374	-	-	331	38	1,288	3,031	
年金積立金管理運用		31,792	-	-	841	365	21,883,002	21,916,001	
農林水産省	農林水産消費技術センター	604	578	45	3,963	498	-	5,688	
	種苗管理センター	463	211	83	2,525	208	-	3,489	
	家畜改良センター	2,176	457	246	6,247	398	-	9,524	
	肥飼料検査所	297	30	15	1,167	171	-	1,680	
	農業検査所	182	9	1	561	49	7	810	
	林木育種センター	686	328	48	1,204	-	-	2,264	
	水産大学校	569	2,953	111	1,720	262	-	5,615	
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,333	2,062	8,963	23,385	3,166	94	62,002	
	農業生物資源研究所	2,669	443	3,981	3,888	459	-	11,439	
	農業環境技術研究所	913	101	1,058	1,931	309	-	4,312	
	国際農林水産業研究センター	1,429	47	145	1,623	122	-	3,365	
	森林総合研究所	1,276	451	1,727	6,234	972	26	10,686	
	水産総合研究センター	8,887	1,606	5,100	9,125	535	-	25,253	
	農畜産業振興機構	182,839	-	-	2,726	599	78,869	265,033	
	農業者年金基金	172,094	-	-	860	476	-	173,430	
	農林漁業信用基金	86,653	-	-	1,386	484	-	88,522	
	緑資源機構	50,487	-	510	8,273	1,119	44,987	105,376	
	経済産業省	経済産業研究所	1,260	-	-	-	250	-	1,509
工業所有権情報・研修館		10,762	-	-	711	400	-	11,874	
日本貿易保険		4,337	0	0	1,426	0	150,918	156,680	
産業技術総合研究所		59,299	8,233	24,193	-	-	13,331	105,057	
製品評価技術基盤機構		6,915	120	927	-	1,324	-	9,287	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		193,791	-	4,699	-	9,776	45,138	253,405	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
	日本貿易振興機構	29,128	-	6,862	-	2,061	-	38,051	
	原子力安全基盤機構	25,971	-	440	-	2,114	-	28,525	
	情報処理推進機構	6,798	-	744	-	1,941	-	9,483	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	48,627	-	93,798	-	1,482	817,978	916,885	
	中小企業基盤整備機構	647,259	-	1,674	-	1,900	520,251	1,171,084	
国土交通省	土木研究所	2,584	591	3,305	3,428	604	-	10,512	
	建築研究所	704	88	182	1,035	302	-	2,311	
	交通安全環境研究所	643	256	2,028	929	57	-	3,913	
	海上技術安全研究所	656	182	774	2,334	118	-	4,064	
	港湾空港技術研究所	270	305	1,659	1,045	121	-	3,400	
	電子航法研究所	817	44	260	702	52	-	1,874	
	航海訓練所	1,987	126	7	4,518	200	-	6,839	
	海技教育機構	335	-	33	2,270	251	-	2,888	
	航空大学校	1,250	112	-	1,377	271	-	3,011	
	自動車検査	1,826	2,312	-	5,961	1,151	-	11,249	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	757,771	-	14,675	21,406	7,882	1,131,956	1,933,689	
	国際観光振興機構	1,171	-	779	1,360	301	-	3,611	
	水資源機構	90,746	246	7,555	17,489	2,021	139,609	257,667	
	自動車事故対策機構	7,714	819	-	3,476	1,183	226	13,417	
	空港周辺整備機構	5,206	-	8,928	887	196	-	15,217	
	海上災害防止センター	-	-	787	-	427	15	1,229	
	都市再生機構	736,378	-	25,256	46,206	8,867	2,106,586	2,923,293	
	奄美群島振興開発基金	30	-	-	173	64	2,782	3,049	
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,859	-	-	1,050	510	4,796,404	4,800,823	
	環境省	国立環境研究所	5,667	415	3,873	2,812	492	133	13,392
		環境再生保全機構	65,934	-	77	1,601	632	47,491	115,735
	計	合計(104法人)	6,148,942	143,953	329,811	486,663	133,944	33,403,918	40,607,237

(注) 1 各法人における平成18年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費を含む。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成19年度決算(支出)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,111	-	-	459	314	-	1,884	
	国民生活センター	1,441	117	-	1,300	343	0	3,201	
	北方領土問題対策協会	587	-	50	245	79	-	962	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,876	1,921	-	261	367	18	6,443	
総務省	情報通信研究機構	37,947	419	5,591	-	2,530	1,236	47,724	
	統計センター	1,909	-	21	7,590	195	-	9,715	
	平和祈念事業特別基金	7,394	-	-	227	135	-	7,757	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	10,875,759	-	-	233	48	3,911,429	14,787,468	
外務省	国際協力機構	143,590	1,041	2,560	3,757	8,531	-	159,480	
	国際交流基金	13,459	-	-	1,923	1,680	-	17,062	
財務省	酒類総合研究所	451	-	44	487	259	-	1,241	
	造幣局	9,734	4,735	-	10,548	-	-	25,016	
	国立印刷局	26,357	9,821	-	45,672	-	-	81,850	
	通関情報処理センター	8,250	-	-	947	477	-	9,674	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	734	-	-	599	1,967	31	3,331	
	国立特別支援教育総合研究所	325	58	4	792	61	12	1,251	
	大学入試センター	9,963	-	2	944	106	-	11,015	
	国立青少年教育振興機構	5,428	867	59	4,918	1,681	-	12,954	
	国立女性教育会館	484	116	19	-	347	-	967	
	国立国語研究所	354	-	49	593	101	0	1,097	
	国立科学博物館	1,867	-	-	1,167	692	-	3,725	
	物質・材料研究機構	10,035	308	3,342	5,916	939	-	20,541	
	防災科学技術研究所	6,123	6,525	731	1,866	181	-	15,426	
	放射線医学総合研究所	10,865	1,632	1,520	4,022	459	637	18,499	
	国立美術館	3,797	6,393	-	1,267	1,960	-	13,417	
	国立文化財機構	5,667	148	486	3,483	1,191	-	10,975	
	教員研修センター	763	192	1	510	355	-	1,821	
	科学技術振興機構	99,826	-	2,470	5,023	2,197	-	109,516	
	日本学術振興会	27,303	-	636	830	276	127,878	156,923	
	理化学研究所	55,409	2,312	9,830	7,675	2,901	16,365	94,492	
	宇宙航空研究開発機構	114,601	8,194	31,941	18,859	3,147	46,653	223,394	
	日本スポーツ振興センター	21,269	1,506	-	3,690	574	67,520	94,559	
	日本芸術文化振興会	13,347	801	54	3,032	457	-	17,691	
	日本学生支援機構	18,580	72	-	4,985	1,487	1,062,060	1,087,184	
	海洋研究開発機構	37,549	789	8,200	3,089	960	9	50,596	
	国立高等専門学校機構	65,986	6,914	-	-	16,143	2,828	91,871	
	大学評価・学位授与機構	568	-	-	1,109	178	341	2,197	
	国立大学財務・経営センター	151	-	12	256	109	183,960	184,487	
	メディア教育開発センター	1,142	-	-	894	106	168	2,310	
	日本原子力研究開発機構	101,632	23,197	16,778	51,251	12,395	8,124	213,377	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	172	-	240	511	88	2	1,012
		労働安全衛生総合研究所	877	351	18	1,293	275	-	2,814
		勤労者退職金共済機構	8,917	-	-	541	192	475,665	485,315
		高齢・障害者雇用支援機構	64,642	34	-	6,339	1,057	-	72,072
福祉医療機構		6,634	-	-	2,909	446	200,410	210,399	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		1,139	67	3	3,131	142	-	4,482	
労働政策研究・研修機構		931	180	-	1,472	501	-	3,085	
雇用・能力開発機構		489,129	1,315	1,411	42,131	2,479	592	537,057	
労働者健康福祉機構		269,776	10,040	33	14,342	7,587	6,381	308,159	
国立病院機構		688,940	34,511	-	-	-	123,324	846,775	
医薬品医療機器総合機構		9,513	-	-	3,304	2,211	23	15,051	
医薬基盤研究所		11,318	264	-	806	989	126	13,503	
年金・健康保険福祉施設整理機構		1,322	-	-	381	33	65,228	66,963	
年金積立金管理運用		35,090	-	-	886	279	25,304,478	25,340,733	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	1,028	752	49	5,763	674	-	8,266
		種苗管理センター	461	205	82	2,405	179	255	3,587
		家畜改良センター	2,293	436	378	6,426	414	-	9,947
	水産大学校	553	2,494	115	1,759	261	-	5,182	
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,412	646	10,166	28,377	2,915	577	62,092	
	農業生物資源研究所	2,855	217	4,998	4,021	458	-	12,549	
	農業環境技術研究所	930	97	1,585	1,991	280	-	4,883	
	国際農林水産業研究センター	1,486	74	318	1,664	119	-	3,660	
	森林総合研究所	1,855	619	1,777	7,530	1,033	-	12,814	
	水産総合研究センター	9,345	1,044	4,734	9,456	494	-	25,074	
	農畜産業振興機構	200,860	-	-	2,694	612	39,899	244,064	
	農業者年金基金	154,804	-	-	900	496	56,047	212,247	
	農林漁業信用基金	90,621	-	-	1,425	514	-	92,560	
	緑資源機構	47,618	-	507	8,025	989	44,578	101,715	
	経済産業省	経済産業研究所	1,388	-	2	-	246	-	1,637
		工業所有権情報・研修館	11,515	-	-	928	419	-	12,862
		日本貿易保険	4,823	-	-	1,411	-	84,100	90,334
産業技術総合研究所		60,608	6,578	18,836	-	-	13,265	99,288	
製品評価技術基盤機構		6,307	102	591	-	1,222	556	8,777	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		152,727	-	9,843	-	9,594	65,677	237,841	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	28,885	-	7,271	-	1,992	-	38,148
	原子力安全基盤機構	19,945	-	247	-	1,928	-	22,120
	情報処理推進機構	8,215	-	117	-	1,867	-	10,200
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	56,637	-	113,004	-	1,510	1,134,607	1,305,758
	中小企業基盤整備機構	672,204	-	2,787	-	1,845	728,572	1,405,407
国土交通省	土木研究所	2,527	572	3,027	3,344	582	-	10,051
	建築研究所	739	117	151	1,092	275	-	2,374
	交通安全環境研究所	148	339	1,515	1,000	80	437	3,519
	海上技術安全研究所	616	585	942	2,344	114	-	4,601
	港湾空港技術研究所	289	230	1,402	1,081	121	-	3,123
	電子航法研究所	922	55	525	739	51	-	2,292
	航海訓練所	1,899	295	7	4,364	201	-	6,766
	海技教育機構	430	-	28	2,160	242	-	2,860
	航空大学校	1,312	101	-	1,446	309	-	3,168
	自動車検査	2,095	1,645	8	6,000	1,165	-	10,913
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	619,185	-	20,593	20,484	8,326	1,043,788	1,712,375
	国際観光振興機構	1,092	-	1,033	1,284	271	-	3,681
	水資源機構	79,667	292	1,968	17,126	2,149	155,064	256,265
	自動車事故対策機構	7,774	-	-	3,489	1,167	418	12,848
	空港周辺整備機構	4,572	-	5,874	923	207	-	11,576
	海上災害防止センター	-	-	1,417	-	414	15	1,846
	都市再生機構	722,963	-	18,199	44,195	9,658	2,162,840	2,957,856
	奄美群島振興開発基金	22	-	-	173	61	2,840	3,096
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,704	-	-	1,009	605	5,342,717	5,347,036
	住宅金融支援機構	190,139	-	-	11,504	4,659	11,066,100	11,272,403
環境省	国立環境研究所	6,233	826	3,673	2,739	447	-	13,916
	環境再生保全機構	60,776	-	10	1,580	628	41,130	104,124
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	592	-	-	2,588	855	-	4,035
計	合計(102法人)	16,598,104	143,161	323,884	493,904	144,855	53,588,980	71,292,249

(注) 1 各法人における平成19年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費を含む。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

7 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成20年度決算(支出)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,056	-	-	461	280	-	1,797	
	国民生活センター	1,507	708	-	1,318	227	-	3,759	
	北方領土問題対策協会	592	-	58	206	54	-	910	
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,464	6,896	-	293	374	-	12,027	
	情報通信研究機構	38,199	838	14,823	-	2,509	1,082	57,451	
	統計センター	1,964	-	15	7,123	341	-	9,442	
	平和祈念事業特別基金	9,753	-	-	208	72	-	10,033	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	20,465,608	-	-	496	65	5,723,846	26,190,014	
外務省	国際協力機構	138,526	3,304	2,449	3,341	7,808	5,627	161,054	
	国際交流基金	13,344	-	-	1,798	1,386	-	16,529	
財務省	酒類総合研究所	442	-	54	463	249	-	1,208	
	造幣局	11,149	2,117	-	10,321	-	-	23,587	
	国立印刷局	23,717	7,720	-	44,554	-	-	75,990	
文部科学省	通関情報処理センター	4,069	-	-	467	261	-	4,797	
	日本万国博覧会記念機構	903	-	-	582	1,872	30	3,388	
	国立特別支援教育総合研究所	335	31	6	717	53	0	1,141	
	大学入試センター	10,151	-	1	863	101	-	11,116	
	国立青少年教育振興機構	5,461	245	106	4,590	1,742	-	12,144	
	国立女性教育会館	443	82	11	202	97	-	835	
	国立国語研究所	371	-	41	627	103	-	1,143	
	国立科学博物館	1,728	29	-	1,108	574	-	3,440	
	物質・材料研究機構	9,226	314	2,635	5,639	927	1,068	19,808	
	防災科学技術研究所	6,932	244	1,785	1,610	182	-	10,752	
	放射線医学総合研究所	10,506	1,334	1,215	3,579	393	-	17,026	
	国立美術館	4,164	9,250	-	1,113	1,607	-	16,133	
	国立文化財機構	5,098	2,106	503	3,507	1,173	-	12,388	
	教員研修センター	778	192	0	478	370	-	1,818	
	科学技術振興機構	103,177	-	2,111	4,881	2,073	-	112,242	
	日本学術振興会	27,244	-	825	803	263	125,605	154,740	
	理化学研究所	46,664	10,706	10,479	7,430	2,726	24,635	102,641	
	宇宙航空研究開発機構	108,132	6,294	38,979	19,138	3,105	51,391	227,040	
	日本スポーツ振興センター	24,723	1,821	122	3,499	474	90,772	121,411	
	日本芸術文化振興会	11,884	874	21	3,033	424	-	16,236	
	日本学生支援機構	16,639	48	266	4,643	1,454	1,386,835	1,409,885	
	海洋研究開発機構	39,213	322	4,374	2,985	839	11	47,744	
	国立高等専門学校機構	67,188	7,089	-	-	15,511	3,494	93,282	
	大学評価・学位授与機構	466	-	266	1,249	113	197	2,290	
	国立大学財務・経営センター	125	-	3	246	101	179,961	180,435	
	メディア教育開発センター	971	-	-	806	102	140	2,020	
	日本原子力研究開発機構	116,349	15,219	17,589	49,535	12,146	8,242	219,078	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	159	-	166	545	86	0	956	
	労働安全衛生総合研究所	775	235	53	1,359	269	-	2,691	
	勤労者退職金共済機構	6,867	-	-	2,655	149	512,645	522,316	
	高齢・障害者雇用支援機構	61,723	33	-	6,088	1,034	-	68,878	
	福祉医療機構	5,888	-	-	2,679	466	200,548	209,581	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	849	75	1	3,019	89	-	4,033	
	労働政策研究・研修機構	910	184	-	1,394	480	-	2,969	
	雇用・能力開発機構	477,813	1,509	1,373	39,228	2,421	312	522,656	
	労働者健康福祉機構	264,639	8,832	104	12,854	7,613	5,877	299,919	
	国立病院機構	697,413	57,710	-	-	-	107,935	863,058	
	医薬品医療機器総合機構	21,118	-	-	3,910	2,443	20	27,491	
	医薬基盤研究所	11,748	1,147	-	862	958	121	14,836	
	年金・健康保険福祉施設整理機構	1,452	-	-	375	29	95,042	96,898	
	年金積立金管理運用	29,842	-	-	904	326	17,975,618	18,006,690	
	農林水産省	農林水産消費安全技術センター	946	1,380	75	5,615	705	400	9,122
		種苗管理センター	453	186	88	2,428	179	235	3,568
		家畜改良センター	2,323	390	409	6,364	389	-	9,875
水産大学校		574	19	128	1,777	223	-	2,721	
農業・食品産業技術総合研究機構		19,587	2,010	9,432	28,344	2,759	17	62,149	
農業生物資源研究所		2,852	278	4,813	3,941	451	41	12,376	
農業環境技術研究所		900	48	1,655	1,955	321	-	4,879	
国際農林水産業研究センター		1,854	38	530	1,984	122	-	4,528	
森林総合研究所		43,854	342	1,963	13,558	1,838	44,024	105,577	
水産総合研究センター		9,496	3,368	4,831	9,356	563	-	27,614	
農畜産業振興機構		280,183	-	-	2,585	487	26,020	309,274	
農業者年金基金		151,660	-	-	816	692	233,358	386,526	
農林漁業信用基金		76,886	-	1	1,303	433	-	78,623	
経済産業省		経済産業研究所	1,250	-	6	-	239	-	1,495
		工業所有権情報・研修館	10,885	-	-	846	368	-	12,100
	日本貿易保険	5,797	-	-	1,398	-	85,448	92,644	
	産業技術総合研究所	60,020	10,944	18,285	-	-	12,757	102,006	
	製品評価技術基盤機構	5,894	117	593	-	1,030	1,160	8,795	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	135,240	-	4,709	-	9,272	56,430	205,651	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
	日本貿易振興機構	28,252	-	5,179	-	2,018	-	35,448	
	原子力安全基盤機構	21,061	-	93	-	2,130	-	23,284	
	情報処理推進機構	6,730	-	124	-	1,081	-	7,934	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	23,942	-	92,949	-	1,407	1,390,298	1,508,595	
	中小企業基盤整備機構	742,280	-	4,794	-	1,713	733,778	1,482,564	
国土交通省	土木研究所	4,557	739	578	4,091	581	-	10,545	
	建築研究所	728	87	182	1,034	301	-	2,332	
	交通安全環境研究所	155	407	861	1,020	97	420	2,959	
	海上技術安全研究所	553	549	1,332	2,289	111	-	4,834	
	港湾空港技術研究所	198	398	1,683	1,113	115	-	3,507	
	電子航法研究所	787	63	216	742	50	-	1,859	
	航海訓練所	1,955	48	5	4,414	198	-	6,621	
	海技教育機構	455	107	28	2,112	222	-	2,925	
	航空大学校	1,316	96	-	1,360	262	-	3,034	
	自動車検査	2,562	3,917	10	6,081	1,191	158	13,918	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	653,374	-	30,878	20,333	7,451	1,047,517	1,759,552	
	国際観光振興機構	952	-	944	1,280	249	-	3,425	
	水資源機構	69,178	56	957	16,860	2,046	157,640	246,737	
	自動車事故対策機構	7,427	791	-	3,439	1,124	1,521	14,301	
	空港周辺整備機構	2,964	-	4,626	808	206	-	8,604	
	海上災害防止センター	-	-	1,198	-	392	15	1,604	
	都市再生機構	698,460	-	18,373	40,282	8,875	2,293,796	3,059,786	
	奄美群島振興開発基金	15	-	-	191	62	2,220	2,488	
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,758	-	-	971	666	4,980,881	4,985,276	
	住宅金融支援機構	181,217	-	-	10,841	4,453	8,661,594	8,858,105	
	環境省	国立環境研究所	5,984	668	3,654	2,821	435	1	13,564
		環境再生保全機構	65,169	-	10	1,475	602	33,428	100,684
	防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	519	-	-	2,382	695	-	3,596
計	合計(101法人)	26,248,659	174,554	316,626	477,993	137,318	46,264,211	73,619,350	

(注) 1 各法人における平成20年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

4 海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費を含む。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

7 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

8 国際協力機構の平成20年度決算(支出)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

9 通関情報処理センターについては平成20年10月1日付で解散したため、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヶ月決算になっている。

運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成20年度)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		業務達成型	期間進行型	費用進行型
内閣府	国立公文書館	-	-	○
	国民生活センター	-	-	○
	北方領土問題対策協会	-	-	○
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	○ (研究事業費、大学院大学の設置準備に係る事業費)	○ (一般管理費)	-
総務省	情報通信研究機構	-	-	○
	統計センター	-	○ (退職手当及び業務部門の非常勤職員手当を除く人件費)	○ (左記以外の費用)
	平和祈念事業特別基金	○ (慰藉事業経費の一部)	○ (左記以外の経費)	○
外務省	国際協力機構	-	-	○
	国際交流基金	-	-	○
財務省	酒類総合研究所	○ (人件費のうち退職金)	○ (一般管理費の一部)	○ (人件費のうち退職金を除く金額、研究業務費及び一般管理費の一部)
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	-	-	○
	大学入試センター	-	-	○
	国立青少年教育振興機構	○ (退職一時金及び基金事業に係るもの)	○ (左記以外の費用)	-
	国立女性教育会館	○ (研修受入事業、交流事業、調査研究事業及び情報事業に係る物件費相当並びに退職手当に係る経費相当)	○ (人件費相当及び管理業務に係る物件費相当)	-
	国立国語研究所	-	-	○
	国立科学博物館	○ (企画展の実施経費、コレクション構築経費、プロジェクト研究経費、館長支援経費、人件費のうち退職手当および特に指定するもの)	○ (人件費(退職手当除く)および左記に掲げる業務以外の業務経費)	○ (その他、臨時に発生する計画外の発生費用)
	物質・材料研究機構	-	-	○
	防災科学技術研究所	-	-	○
	放射線医学総合研究所	-	-	○
	国立美術館	○ (展覧業務、美術工芸品等の収集、教育普及業務の一部に係る経費相当、退職手当及び公務災害補償費の支払い)	○ (人件費相当及び左記に掲げる業務以外の業務に係る経費相当)	-
	国立文化財機構	○ (人件費のうち退職手当並びに事業部門の経費及び管理部門の経費のうち特に指定するもの)	○ (人件費のうち役員給与、職員給与、法定福利費並びに管理部門の経費(特に指定するものを除く)及び減価償却費)	○ (人件費のうち公務災害補償費、財務費用、その他計画外の発生費用)
	教員研修センター	-	-	○
	科学技術振興機構	○ (業務費)	○ (一般管理費)	-
	日本学術振興会	○	-	-
	理化学研究所	-	-	○
	宇宙航空研究開発機構	-	-	○
	日本スポーツ振興センター	-	-	○
	日本芸術文化振興会	-	-	○
	日本学生支援機構	-	○	-
	海洋研究開発機構	-	-	○
	国立高等専門学校機構	○ (特別教育研究経費の一部)	○ (両記以外の費用)	○ (退職手当等の特殊要因経費及び特別教育研究経費の一部)
	大学評価・学位授与機構	-	-	○ (業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、業務の性質上困難であるため)
	国立大学財務・経営センター	-	-	○ (業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、業務の性質上困難であるため)
	メディア教育開発センター	○ (事業経費(プロジェクト等経費))	○ (一般管理費及び人件費)	○ (人件費のうち退職金)
	日本原子力研究開発機構	-	-	○ (業務が多岐にわたっており、それぞれが相互に複雑に関連し合いながら実施されていることから、個々の業務の達成度の客観的な把握や一定の期間の経過を業務の進行と見なすことが困難であるため)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準			
		業務達成型	期間進行型	費用進行型	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	-	-	○	
	労働安全衛生総合研究所	-	-	○	
	勤労者退職金共済機構	-	-	○	
	高齢・障害者雇用支援機構	-	-	○	
	福祉医療機構	-	-	○	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	-	-	○	
	労働政策研究・研修機構	-	-	○	
	雇用・能力開発機構	-	-	○	
	労働者健康福祉機構	-	○	○	
		-	(看護専門学校事業、勤労者予防医療センター事業の業務経費は期間進行基準を採用)	○	
	国立病院機構	○	-	-	
医薬品医療機器総合機構	-	-	○		
医薬基盤研究所	-	-	○		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	-	-	○	
	種苗管理センター	-	-	○	
	家畜改良センター	-	-	○	
	水産大学校	-	-	○	
	農業・食品産業技術総合研究機構	-	-	○	
	農業生物資源研究所	-	-	○	
	農業環境技術研究所	-	-	○	
	国際農林水産業研究センター	-	-	○	
	森林総合研究所	-	-	○	
	水産総合研究センター	-	-	○	
	農畜産業振興機構	-	-	○	
	農業者年金基金	-	-	○	
	経済産業省	経済産業研究所	○ (調査及び研究業務、政策提言・普及業務、資料収集管理業務)	○ (左記以外の経費)	-
		工業所有権情報・研修館	-	-	○
	産業技術総合研究所	-	-	○	
	製品評価技術基盤機構	-	-	○	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	-	-	○	
	日本貿易振興機構	-	-	○	
	原子力安全基盤機構	-	-	○	
	情報処理推進機構	-	-	○	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	-	-	○	
	中小企業基盤整備機構	-	-	○	
国土交通省	土木研究所	-	-	○	
	建築研究所	-	-	○	
	交通安全環境研究所	-	-	○	
	海上技術安全研究所	-	-	○	
	港湾空港技術研究所	-	-	○	
	電子航法研究所	-	-	○	
	航海訓練所	○ (練習船経費及び退職手当等)	○ (管理・業務部門経費及び人件費等)	○ (想定されない事故・緊急対応経費)	
	海技教育機構	-	-	○	
	航空大学校	-	-	○	
	自動車検査	-	-	○	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	-	○	
	国際観光振興機構	-	-	○	
	自動車事故対策機構	-	-	○	
	環境省	環境再生保全機構	-	-	○
	国立環境研究所	-	-	○	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	○ (退職準備研修費、疾病予防・健康増進事業費、退職手当等)	○ (人件費(給与費)、物件費、心の健康対策費等)	-	

- (注) 1 各法人の平成20年度の財務諸表(重要な会計方針の注記)による。
2 運営費交付金を受け入れていない法人については本表から除いている。
3 ()内には、該当する収益化基準を採用している経費の内訳を記載した。

法定勘定区分又はセグメント区分の状況（平成20年度）

主務省名	独立行政法人名	法定勘定区分の状況		セグメント区分の状況			
		区分数	内容	区分類型	区分数	内容	
内閣府	国立公文書館	-	-	事業	2	国立公文書館、アジア歴史資料センター	
	国民生活センター	-	-	事業	7	広報事業、情報事業、相談事業、商品テスト事業等	
	北方領土問題対策協会	2	一般業務勘定、貸付業務勘定	-	-	-	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	-	-	事業	2	研究ユニット事業、研究サービス事業	
総務省	情報通信研究機構	6	一般勘定、基盤技術研究促進勘定、債務保証勘定等	事業	6	一般勘定を新世代ネットワーク構築技術の研究開発事業、ユニバーサルコミュニケーション基盤技術の研究開発事業、安心・安全のための情報通信技術の研究開発事業等に区分	
	平和祈念事業特別基金	-	-	事業	3	労苦継承事業、書状等贈呈事業、特別記念事業	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	郵便貯金勘定、簡易生命保険勘定	-	-	-	
外務省	国際協力機構	2	一般勘定、有償資金協力勘定	事業	3	運営費交付金事業、受託事業、自己資金事業	
	国際交流基金	-	-	事業	5	文化芸術交流事業、日本語教育事業、日本研究・知的交流事業等	
財務省	造幣局	-	-	事業	2	貨幣製造事業、その他の事業	
	国立印刷局	-	-	事業	2	セキュリティ製品事業、情報製品事業	
	日本万国博覧会記念機構	2	第一号勘定(公園事業)、第二号勘定(基金事業)	-	-	-	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	-	-	事業	5	研究活動、研修事業、教育相談活動等	
	国立青少年教育振興機構	-	-	事業	2	青少年教育事業、基金事業	
	国立女性教育会館	-	-	事業	5	研修受入事業、交流事業、調査研究事業、情報事業等	
	国立国語研究所	-	-	事業	2	調査研究事業、日本語情報資料収集事業	
	国立科学博物館	-	-	事業	3	展示事業、調査研究事業、教育・普及事業	
	物質・材料研究機構	-	-	事業	5	ナノ物質・材料、高信頼性材料等、萌芽研究等	
	防災科学技術研究所	-	-	事業	4	地震研究、火山研究、E-defense研究等	
	放射線医学総合研究所	-	-	事業	4	放射線に関するライフサイエンス研究、放射線安全研究、緊急被ばく医療研究等	
	国立美術館	-	-	施設	6	東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館、法人本部	
	国立文化財機構	-	-	施設	7	東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、法人本部	
	科学技術振興機構	2	一般勘定、文献情報提供勘定	事業	6	新技術創出研究、企業化開発、科学技術情報流通促進等	
	日本学術振興会	-	-	事業	5	研究者の養成、国際交流、科学研究費補助金等	
	理化学研究所	-	-	事業	4	研究事業、バイオリソース関連事業、成果普及事業等	
	宇宙航空研究開発機構	-	-	事業	8	衛星による宇宙利用、宇宙科学研究、宇宙探査等	
	日本スポーツ振興センター	4	投票勘定、災害共済給付勘定、免責特約勘定等	事業	5	スポーツ振興投票事業、災害共済給付及び免責特約事業、スポーツ施設運営事業等	
	日本芸術文化振興会	-	-	事業	7	1.「文部科学省令による区分」として、基金、国立劇場、新国立劇場 2.「事業区分別セグメント情報」として、基金事業、公演事業、研修事業、調査研究事業	
	日本学生支援機構	-	-	事業	3	奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業	
	海洋研究開発機構	-	-	事業	2	研究開発事業、運用・展開事業	
	大学評価・学位授与機構	-	-	事業	5	国立大学法人評価事業等、機関別認証評価事業、分野別認証評価事業、学位授与事業、その他	
	国立大学財務・経営センター	2	一般勘定、施設整備勘定	事業	2	国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業、国立大学法人等に対する財務経営支援事業	
	日本原子力研究開発機構	3	一般勘定、電源利用勘定、埋設処分業務勘定	事業	5	原子力システム研究開発、量子ビーム利用研究開発、安全確保と核不拡散及び共通的科学技術基盤、自らの廃止措置及び廃棄物処理・処分、国内外との連携強化と社会からの要請に対応する活動	
	厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	2	一般勘定、社会復帰促進等事業勘定	-	-	-
		勤労者退職金共済機構	4	一般の中小企業退職金共済事業等勘定、建設業退職金共済事業等勘定、清酒製造業退職金共済事業等勘定等	事業	3	給付経理、融資経理、特別給付経理
		高齢・障害者雇用支援機構	3	高齢・障害者雇用支援勘定、障害者職業能力開発勘定、障害者雇用納付金勘定	事業	2	高齢・障害者雇用支援勘定を高齢者雇用支援事業、障害者雇用支援事業に区分
		福祉医療機構	14	一般勘定、共済勘定、保険勘定等	事業	14	一般勘定を4つに、共済勘定を2つに、保険勘定を2つに区分
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	-	-	事業	7	施設運営業務、知的障害者自立支援等調査・研究、知的障害者自立支援等情報提供等
		労働政策研究・研修機構	3	一般勘定、労災勘定、雇用勘定	-	-	-
雇用・能力開発機構		3	一般勘定、財形勘定、宿舍等勘定	事業	3	一般勘定を雇用保険事業経理、雇用促進融資事業経理、介護労働者福祉事業経理に区分	
労働者健康福祉機構		-	-	事業	8	労災病院事業、産業保健活動事業、未払賃金立替払事業等	
国立病院機構		-	-	事業	3	診療事業、教育研修事業、臨床研究事業に区分	
医薬品医療機器総合機構		6	副作用救済勘定、感染救済勘定、審査等勘定等	事業	2	審査等勘定を審査等事業、安全対策等事業に区分	
医薬基盤研究所		3	開発振興勘定、研究振興勘定、承継勘定	事業	3	開発振興勘定を基盤的研究事業、生物資源研究事業、研究開発振興事業に区分	
年金・健康保険福祉施設整理機構		3	厚生年金勘定、国民年金勘定、健康保険勘定	-	-	-	
年金積立金管理運用		4	厚生年金勘定、国民年金勘定、総合勘定等	-	-	-	

(次ページに続く)

(前ページから続く)

主務省名	独立行政法人名	法定勘定区分の状況		セグメント区分の状況			
		区分数	内容	区分類型	区分数	内容	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	-	-	事業	6	肥料及び土壌改良資材関係、農業関係、飼料及び飼料添加物関係、食品等の調査・分析・情報提供業務関係、農林物資の検査・指導業務関係、農林物資の調査分析・講習業務関係	
	種苗管理センター	-	-	事業	5	栽培試験事業、種苗検査事業、種苗生産事業、調査研究事業、遺伝資源事業	
	家畜改良センター	-	-	事業	4	家畜改良事業、飼料作物種苗の生産及び配布事業、技術の開発実用化事業等	
	水産大学校	-	-	-	-	-	
	農業・食品産業技術総合研究機構	5	農業技術研究業務勘定、基礎的研究業務勘定、民間研究促進業務勘定等	事業施設	18	農業技術研究勘定を14の研究施設に、民間研究促進勘定を2つの事業に、農業機械化促進勘定を2つの事業に区分	
	農業生物資源研究所	-	-	事業	3	バイオリソース、ゲノム生体情報、バイオ活用	
	農業環境技術研究所	-	-	-	-	-	
	国際農林水産業研究センター	-	-	事業	4	生物資源利用研究事業、環境資源管理研究事業、環境変動対策研究事業、国際動向把握研究事業	
	森林総合研究所	3	研究・育種勘定、特定地域整備等勘定、水源林勘定	事業	6	研究・育種勘定を4つに、特定地域整備等勘定を2つに区分	
	水産総合研究センター	2	試験研究・技術開発勘定、海洋水産資源開発勘定	-	-	-	
	農畜産業振興機構	8	畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定等	-	-	-	
	農業者年金基金	4	特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定、旧年金勘定等	事業	8	特例付加年金勘定を3つに、農業者老齢年金等勘定を3つに、旧年金勘定を2つに区分	
	農林漁業信用基金	5	農業信用保険勘定、林業信用保証勘定、漁業信用保険勘定、農業災害補償関係勘定、漁業災害補償関係勘定	事業	8	農業信用保険勘定を2つに、林業信用保証勘定を3つに、漁業信用保険勘定を3つに区分	
経済産業省	産業技術総合研究所	-	-	事業	4	第1号業務(鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務)等4つに区分	
	製品評価技術基盤機構	-	-	事業	5	バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性認定分野、生活安全分野、講習関係業務	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7	一般勘定、電源利用勘定、エネルギー需給勘定、基盤技術研究促進勘定等	事業	4	産業技術開発関連業務及び新エネルギー・省エネルギー関連業務等、クレジット取得関連業務、債務保証経過業務・貸付経過業務、石炭経過業務	
	日本貿易振興機構	-	-	事業	2	貿易・投資振興業務、開発途上国経済研究活動業務	
	原子力安全基盤機構	3	立地勘定、利用勘定、その他の勘定	事業	6	検査等、解析及び評価、原子力災害の予防等、調査・試験等、情報の収集・整理等、その他原子力安全の確保	
	情報処理推進機構	4	一般勘定、試験勘定、事業化勘定、地域事業出資業務勘定	事業	7	プログラム開発普及業務、情報処理技術者試験業務、事業運営業務等	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5	石油天然ガス勘定、金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定、金属鉱業一般勘定等	事業	4	石油開発、金属開発、資源備蓄、鉱害防止	
	中小企業基盤整備機構	8	一般勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定等	事業	7	一般勘定を2つに、小規模企業共済勘定を3つに、中小企業倒産防止共済勘定を2つに区分	
	土木研究所	-	-	事業	4	つくば中央研究所、寒地土木研究所、水災害・リスクマネジメント国際センター、構造物メンテナンス研究センター	
	建築研究所	-	-	事業	7	構造グループ、環境グループ、国際地震工学センター等	
国土交通省	交通安全環境研究所	2	一般勘定、審査勘定	-	-	-	
	港湾空港技術研究所	-	-	事業	6	海洋・水工部、地盤・構造部、施工・制御技術部等	
	電子航法研究所	-	-	-	-	-	
	海技教育機構	-	-	事業	5	海技士教育科、技術教育科、その他等	
	航空大学校	-	-	-	-	-	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	5	建設勘定、海事勘定、基礎的研究等勘定等	事業	8	海事勘定を4つに、基礎的研究等勘定を2つに、助成勘定を2つに区分	
	国際観光振興機構	2	一般勘定、交付金勘定	-	-	-	
	水資源機構	-	-	事業施設	11	1「区分経理によるセグメント情報」として、3つに区分 2「施設の機能別分類によるセグメント情報」として、3つに区分 3「水系によるセグメント情報」として、5つに区分	
	自動車事故対策機構	-	-	事業	3	貸付業務、療護業務及び一般業務	
	空港周辺整備機構	-	-	事業	4	大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業等	
	海上災害防止センター	2	防災措置業務勘定、その他業務勘定	事業	5	防災措置、機材、消防船等	
	都市再生機構	2	都市再生勘定、宅地造成等経過勘定	事業	5	都市再生勘定を2つに、宅地造成等経過勘定を3つに区分	
	奄美群島振興開発基金	-	-	事業	2	保証業務、融資業務	
	日本高速道路保有・債務返済機構	2	高速道路勘定、鉄道勘定	-	-	-	
	住宅金融支援機構	5	証券化支援勘定、住宅融資保険勘定、財形住宅資金貸付勘定等	事業	4	証券化支援勘定を2つに、住宅資金貸付等勘定を2つに区分	
	環境省	環境再生保全機構	4	公害健康被害補償予防業務勘定、石綿健康被害救済業務勘定、基金勘定、承継勘定	事業	5	公害健康被害補償予防業務勘定を2つに、基金勘定を3つに区分
	防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	-	-	事業	3	労務管理の実施に関する業務等、給与の支給に関する業務等、福利厚生の実施に関する業務等
	計	148			345		

- (注) 1 各法人の平成20年度の財務諸表(附属明細書)による。
2 セグメント区分の内容欄における「事業」は事業等別の、「施設」は施設別のセグメント区分を行っていることを示す。
3 セグメント区分には「法人共通」「全社」「全法人」「共通勘定」等の名称を使用しているものを含む。)を除いて記載している。
4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
5 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
6 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

主務省名	独立行政法人名	純資産	資産				負債				
			有形固定資産	貸付金	その他資産	資産計	借入金・債券	引当金・準備金	その他負債	負債計	
内閣府	国立公文書館	5,208	5,586	-	548	6,133	-	-	925	925	
	国民生活センター	8,835	9,093	-	11,418	20,511	-	-	11,676	11,676	
	北方領土問題対策協会	1,924	201	5,224	1,508	6,933	4,834	-	175	5,009	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,467	15,146	-	1,457	16,603	-	-	13,136	13,136	
総務省	情報通信研究機構	113,121	74,264	313	85,688	160,265	747	12	46,385	47,144	
	統計センター	565	2,820	-	2,254	5,074	-	-	4,509	4,509	
	平和祈念事業特別基金	21,646	72	-	26,905	26,977	-	4,766	564	5,330	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	43,036	36	21,485,160	77,840,882	99,326,078	21,485,160	290,006	77,507,877	99,283,042	
外務省	国際協力機構	72,604	57,564	5,747	76,834	140,145	-	-	67,541	67,541	
	国際交流基金	109,028	11,169	-	101,249	112,418	-	14	3,376	3,390	
財務省	酒類総合研究所	6,766	7,219	-	436	7,654	-	-	889	889	
	造幣局	77,212	70,634	-	36,023	106,657	-	22,308	7,137	29,445	
	国立印刷局	334,231	252,552	-	183,834	436,385	-	92,836	9,318	102,154	
	日本万国博覧会記念機構	141,291	105,990	-	42,088	148,078	-	393	6,393	6,786	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	6,667	6,781	-	293	7,064	-	-	397	397	
	大学入試センター	12,622	11,918	-	2,278	14,196	-	57	1,517	1,574	
	国立青少年教育振興機構	107,420	98,414	-	12,532	110,946	-	-	3,526	3,526	
	国立女性教育会館	2,183	2,256	-	169	2,424	-	-	241	241	
	国立国語研究所	9,844	9,874	-	359	10,233	-	-	390	390	
	国立科学博物館	75,675	76,221	-	2,389	78,610	-	-	2,935	2,935	
	物質・材料研究機構	66,751	83,970	-	5,362	89,332	-	-	22,581	22,581	
	防災科学技術研究所	67,524	77,198	-	2,748	79,946	-	-	12,422	12,422	
	放射線医学総合研究所	25,295	34,798	-	5,160	39,958	-	-	14,662	14,662	
	国立美術館	134,853	135,156	-	2,902	138,058	-	-	3,206	3,206	
	国立文化財機構	188,057	191,268	-	4,166	195,434	-	-	7,377	7,377	
	教員研修センター	4,389	4,867	-	332	5,199	-	-	810	810	
	科学技術振興機構	82,934	63,719	-	70,311	134,031	-	302	50,795	51,097	
	日本学術振興会	1,513	259	-	8,126	8,385	-	-	6,871	6,871	
	理化学研究所	213,736	260,457	-	39,588	300,045	-	-	86,309	86,309	
	宇宙航空研究開発機構	394,753	530,467	-	185,306	715,773	-	-	321,020	321,020	
	日本スポーツ振興センター	223,727	195,316	-	74,726	270,042	-	12,998	33,316	46,315	
	日本芸術文化振興会	238,812	163,581	-	80,768	244,349	-	63	5,474	5,537	
	日本学生支援機構	57,387	57,316	5,547,832	190,608	5,795,756	5,725,450	-	12,919	5,738,369	
	海洋研究開発機構	76,590	95,855	-	13,456	109,312	-	-	32,722	32,722	
	国立高等専門学校機構	259,789	273,128	18	18,817	291,963	-	62	32,112	32,174	
	大学評価・学位授与機構	7,107	6,892	-	706	7,598	-	-	491	491	
	国立大学財務・経営センター	46,619	8,341	938,353	40,992	987,687	938,370	-	2,697	941,068	
	メディア教育開発センター	4,338	4,857	-	504	5,361	-	-	1,023	1,023	
	日本原子力研究開発機構	613,806	669,032	-	90,079	759,111	-	-	145,305	145,305	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	45	111	-	194	305	-	-	259	259
		労働安全衛生総合研究所	10,968	11,707	-	952	12,659	-	-	1,691	1,691
		勤労者退職金共済機構	△300,366	3,897	580	4,187,311	4,191,787	-	4,486,961	5,193	4,492,154
		高齢・障害者雇用支援機構	11,531	10,652	-	39,209	49,861	-	35,448	2,883	38,331
		福祉医療機構	3,090,537	2,943	5,719,720	812,651	6,535,314	3,353,564	71,511	19,704	3,444,778
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	13,538	13,921	-	471	14,392	-	-	854	854
		労働政策研究・研修機構	6,434	6,274	0	1,339	7,614	-	-	1,179	1,179
労働者健康福祉機構		151,009	281,764	2,343	159,700	443,808	4,423	208,047	80,329	292,798	
雇用・能力開発機構		679,165	684,066	881,533	102,205	1,667,804	916,645	284	71,712	988,640	
国立病院機構		326,171	903,931	54	250,528	1,154,513	597,145	115,275	115,922	828,341	
医薬品医療機器総合機構		6,511	266	-	37,011	37,277	-	17,322	13,443	30,765	
医薬基盤研究所		22,953	17,252	501	9,707	27,459	547	5	3,954	4,506	
年金・健康保険福祉施設整理機構		214,931	9	-	217,020	217,029	-	39	2,059	2,098	
年金積立金管理運用		△7,872,558	913	-	117,629,153	117,630,067	508,550	702	124,993,372	125,502,625	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	9,749	10,804	-	2,099	12,903	-	-	3,154	3,154
		家畜改良センター	42,670	46,241	-	1,851	48,092	-	-	5,422	5,422
	国際農林水産業研究センター	7,944	8,473	-	588	9,061	-	-	1,117	1,117	
	種苗管理センター	9,706	9,764	-	931	10,695	-	-	989	989	
	森林総合研究所	710,800	903,041	79	461,046	1,364,167	342,466	5,808	305,093	653,367	
	水産総合研究センター	53,641	55,058	-	7,176	62,234	-	-	8,593	8,593	
	水産大学校	13,422	13,728	-	911	14,638	-	-	1,217	1,217	
	農業・食品産業技術総合研究機構	277,399	277,707	95	21,434	299,236	505	-	21,332	21,837	
	農業環境技術研究所	32,757	33,588	-	726	34,314	-	-	1,557	1,557	
	農業者年金基金	4,074	121	2,569	484,896	487,586	364,720	115,230	3,562	483,512	
	農業生物資源研究所	33,340	35,545	-	2,773	38,319	-	-	4,979	4,979	
	農畜産業振興機構	5,927	769	-	359,501	360,270	50,277	1,252	302,814	354,343	
	農林漁業信用基金	226,298	1,069	88,053	208,641	297,762	14,194	14,968	42,302	71,464	

(次ページに続く)

主務省名	独立行政法人名	純資産	資産				負債				
			有形固定資産	貸付金	その他資産	資産計	借入金・債券	引当金・準備金	その他負債	負債計	
経済産業省	経済産業研究所	37	14	—	362	376	—	—	339	339	
	工業所有権情報・研修館	28	26	—	7,902	7,928	—	—	7,900	7,900	
	日本貿易保険	265,359	394	—	305,309	305,703	—	17,220	23,125	40,345	
	産業技術総合研究所	310,814	331,653	—	27,980	359,634	—	94	48,726	48,820	
	製品評価技術基盤機構	14,525	16,480	—	3,472	19,952	—	—	5,427	5,427	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	85,604	3,085	1,309	131,389	135,784	779	3,280	46,120	50,180	
	日本貿易振興機構	81,621	46,467	1,750	42,186	90,403	—	—	8,783	8,783	
	原子力安全基盤機構	1,402	6,692	—	18,182	24,874	—	—	64	23,409	
	情報処理推進機構	34,566	767	—	39,386	40,153	—	—	978	4,609	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	277,958	48,143	714,612	426,273	1,189,028	720,455	369	190,245	911,070	
	中小企業基盤整備機構	106,268	59,990	1,124,878	9,881,682	11,066,549	31,910	8,642,475	2,285,896	10,960,281	
	国土交通省	土木研究所	32,312	33,728	—	3,602	37,330	—	—	5,018	5,018
		建築研究所	14,575	14,883	—	542	15,425	—	—	850	850
		交通安全環境研究所	16,075	16,794	—	1,186	17,979	—	—	1,905	1,905
海上技術安全研究所		32,507	34,465	—	919	35,384	—	—	2,877	2,877	
港湾空港技術研究所		11,687	12,282	—	1,166	13,448	—	—	1,761	1,761	
電子航法研究所		3,938	4,724	—	657	5,380	—	—	1,442	1,442	
航海訓練所		5,487	5,592	—	1,411	7,003	—	—	1,516	1,516	
海技教育機構		10,974	11,368	—	1,006	12,374	—	—	1,400	1,400	
航空大学校		4,003	4,124	—	592	4,716	—	—	714	714	
自動車検査		18,750	25,103	—	6,610	31,713	—	1,748	11,215	12,963	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		2,300,818	4,697,268	170,258	7,919,481	12,787,006	4,724,529	2,208,784	3,552,875	10,486,188	
国際観光振興機構		993	98	—	1,389	1,486	—	—	15	478	
水資源機構		108,483	2,898,344	—	1,531,019	4,429,363	850,171	39,031	3,431,678	4,320,880	
自動車事故対策機構		11,868	12,440	12,610	7,757	32,808	15,810	—	5,130	20,940	
空港周辺整備機構		1,682	3,770	—	4,633	8,403	3,355	214	3,153	6,722	
海上災害防止センター		5,172	1,814	—	5,212	7,026	35	193	1,626	1,854	
都市再生機構		636,151	13,081,115	22,224	2,221,827	15,325,166	13,749,808	130,276	808,930	14,689,014	
奄美群島振興開発基金		10,398	88	7,648	11,223	18,959	951	586	7,024	8,561	
日本高速道路保有・債務返済機構		7,107,524	40,968,849	138,641	563,112	41,670,602	30,890,098	2,631,638	1,041,342	34,563,078	
住宅金融支援機構		227,145	39,815	34,877,480	5,878,162	40,795,457	38,866,658	112,016	1,589,638	40,568,312	
環境省		国立環境研究所	31,862	36,531	—	4,517	41,049	—	—	9,187	9,187
		環境再生保全機構	70,277	235	17,843	297,974	316,053	110,296	14,036	121,444	245,776
防衛省		駐留軍等労働者労務管理機構	1,520	1,119	—	1,022	2,141	—	—	621	621
	計	13,492,306	69,426,165	71,767,427	233,612,956	374,806,548	124,272,450	19,299,687	217,742,105	361,314,242	

- (注) 1 各法人の平成20年度の財務諸表(貸借対照表)による。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 「貸付金」欄には、短期及び長期貸付金の合計から貸倒引当金を控除した残高を記載している。
4 「借入金・債券」欄には、一年以内返済予定の長期借入金・債券、短期借入金・債券の合計額が含まれている。なお債券について、発行差額がある場合には額面金額から控除した残高を記載している。
5 引当金には賞与引当金・役員賞与引当金・退職給与引当金等の引当金合計額を記載している。準備金には保険契約準備金、共済契約準備金等の準備金の合計額を記載している。
6 郵便貯金・簡易生命保険管理機構の負債に計上されている郵便貯金はその他負債に計上している。
7 国際協力機構の純資産と主な資産・負債の状況(平成20年度)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

当期総利益(損失)の状況(平成20年度)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	経常費用	経常収益	臨時損失	臨時利益	法人税等	積立金 取崩額	当期総利益 (△損失)	
内閣府	国立公文書館	1,817	1,819	0	-	-	-	2	
	国民生活センター	3,047	3,052	0	0	-	-	4	
	北方領土問題対策協会	908	897	2	13	-	-	0	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,762	4,827	1	23	-	-	87	
総務省	情報通信研究機構	56,877	53,826	939	474	27	1,193	△2,351	
	統計センター	9,450	10,010	0	0	-	4	563	
	平和祈念事業特別基金	10,055	1,284	1	9,023	-	-	251	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	20,466,186	20,491,986	-	-	-	-	25,800	
外務省	国際協力機構	154,630	155,024	67	-	-	25	352	
	国際交流基金	17,236	16,704	58	58	-	-	△532	
財務省	酒類総合研究所	1,215	1,219	3	-	-	-	0	
	造幣局	28,262	29,163	25	2	-	-	879	
	国立印刷局	69,992	78,468	59	13	-	-	8,431	
	通関情報処理センター	4,616	4,945	0	-	-	-	328	
	日本万国博覧会記念機構	3,149	3,282	36	-	-	-	96	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,125	1,125	0	-	-	-	0	
	大学入試センター	11,116	11,351	10	-	-	8	233	
	国立青少年教育振興機構	11,916	11,916	-	-	-	0	0	
	国立女性教育会館	837	843	-	4	-	-	10	
	国立国語研究所	1,144	1,154	1	1	-	0	10	
	国立科学博物館	3,473	3,474	1	1	-	1	2	
	物質・材料研究機構	21,690	21,796	113	101	-	-	93	
	防災科学技術研究所	10,477	10,755	-	-	-	7	284	
	放射線医学総合研究所	16,647	16,908	262	491	-	4	494	
	国立美術館	5,914	6,128	16	8	-	-	207	
	国立文化財機構	9,450	9,771	20	0	-	3	304	
	教員研修センター	1,651	1,652	0	-	-	-	2	
	科学技術振興機構	107,418	107,503	3,700	3,908	41	1	254	
	日本学術振興会	154,697	155,289	-	-	0	79	671	
	理化学研究所	80,131	80,822	145	130	24	628	1,080	
	宇宙航空研究開発機構	211,604	227,274	288	281	21	3,046	18,687	
	日本スポーツ振興センター	95,471	119,531	12,261	989	-	184	12,972	
	日本芸術文化振興会	15,457	15,563	0	4	0	-	109	
	日本学生支援機構	140,010	129,388	-	-	-	-	△10,622	
	海洋研究開発機構	44,209	45,413	356	338	12	-	1,173	
	国立高等専門学校機構	85,011	86,208	403	85	-	39	919	
	大学評価・学位授与機構	2,264	2,727	-	-	-	-	463	
	国立大学財務・経営センター	36,575	39,542	-	-	-	-	2,967	
	メディア教育開発センター	2,267	2,401	198	199	-	-	135	
	日本原子力研究開発機構	178,797	178,572	1,363	1,359	54	-	△282	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	976	970	0	0	-	-	△6
		労働安全衛生総合研究所	2,452	2,467	2	2	-	-	15
勤労者退職金共済機構		768,169	537,800	57	0	-	-	△230,426	
高齢・障害者雇用支援機構		68,891	63,652	4	5,248	-	-	6	
福祉医療機構		195,465	286,132	1,357	39,822	-	57	129,189	
国立高度知的障害者総合施設のぞみの園		3,969	3,969	-	-	-	-	-	
労働政策研究・研修機構		2,775	2,775	0	-	-	-	△0	
雇用・能力開発機構		141,978	158,791	59	-	-	746	17,500	
労働者健康福祉機構		289,914	287,413	201	-	-	-	△2,702	
国立病院機構		768,566	807,804	9,456	214	-	-	29,996	
医薬品医療機器総合機構		28,045	29,715	0	-	-	-	1,670	
医薬基盤研究所		13,234	12,259	118	0	-	-	△1,093	
年金・健康保険福祉施設整理機構		25,921	52,275	1,030	3,376	-	-	28,699	
年金積立金管理運用		9,401,718	194	0	-	-	-	△9,401,524	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	7,435	7,459	30	31	-	0	25
		種苗管理センター	3,155	3,156	2	3	-	-	2
	家畜改良センター	9,347	9,347	11	13	-	18	19	
	水産大学校	2,755	2,773	16	-	-	0	2	
	農業・食品産業技術総合研究機構	59,368	58,853	417	391	77	312	△304	
	農業生物資源研究所	11,985	12,070	38	29	-	82	159	
	農業環境技術研究所	4,887	4,862	4	5	-	43	19	
	国際農林水産業研究センター	4,430	4,478	9	1	-	0	40	
	森林総合研究所	87,003	87,604	79	11	-	307	841	

(次ページに続く)

(前ページから続く)

主務省名	独立行政法人名	経常費用	経常収益	臨時損失	臨時利益	法人税等	積立金 取崩額	当期総利益 (△損失)	
	水産総合研究センター	24,569	24,516	17	13	-	100	44	
	農畜産業振興機構	283,350	250,101	502	24,837	-	376	△8,537	
	農業者年金基金	168,514	168,321	0	1	-	-	△192	
	農林漁業信用基金	18,950	18,445	0	5	-	1,750	1,250	
経済産業省	経済産業研究所	1,505	1,515	-	-	-	-	10	
	工業所有権情報・研修館	11,658	11,675	-	-	-	-	16	
	日本貿易保険	11,408	13,306	8,431	5,071	-	-	△1,461	
	産業技術総合研究所	92,571	91,482	364	413	-	1,303	263	
	製品評価技術基盤機構	9,159	9,377	32	36	-	-	284	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	207,565	205,534	47	1,109	-	87	△880	
	日本貿易振興機構	35,516	35,911	88	3	-	33	343	
	原子力安全基盤機構	22,901	23,223	-	-	-	-	322	
	情報処理推進機構	7,643	7,882	32	34	12	81	310	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	108,088	98,382	11	464	-	4,844	△4,409	
	中小企業基盤整備機構	1,109,097	772,873	3,368	656	49	1,272	△337,713	
	国土交通省	土木研究所	9,739	9,744	-	-	-	-	6
		建築研究所	2,287	2,308	3	3	-	-	21
		交通安全環境研究所	3,019	2,896	5	2	-	188	62
海上技術安全研究所		4,253	4,311	66	9	-	33	34	
港湾空港技術研究所		3,018	3,115	7	7	-	4	101	
電子航法研究所		1,843	1,843	15	15	-	2	3	
航海訓練所		6,632	6,700	-	-	-	0	67	
海技教育機構		2,876	2,872	1	1	-	-	△4	
航空大学校		3,019	2,951	3	71	-	-	△0	
自動車検査		9,351	10,789	1,254	-	-	-	184	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		916,190	884,284	557	18	-	46,329	13,884	
国際観光振興機構		3,463	3,463	8	-	-	-	8	
水資源機構		187,679	190,147	-	-	-	6,567	9,035	
自動車事故対策機構		12,157	12,237	5	-	-	0	76	
空港周辺整備機構		6,671	7,048	10	4	-	-	370	
海上災害防止センター		1,504	1,928	0	-	93	-	331	
都市再生機構		1,013,714	1,070,735	30,310	1,760	-	-	28,472	
奄美群島振興開発基金		492	315	-	26	-	-	△152	
日本高速道路保有・債務返済機構		1,499,337	1,792,655	2,671,294	2,947,061	-	-	569,086	
住宅金融支援機構		1,403,030	1,357,585	2,067	11,253	-	21,620	△14,638	
環境省		国立環境研究所	13,067	13,023	8	8	-	34	△10
		環境再生保全機構	82,503	86,963	-	645	-	-	5,105
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,609	3,791	3	0	-	-	179	
	計 (101法人)	41,285,940	31,784,477	2,751,729	3,060,181	410	91,490	△9,101,930	

(注) 1 各法人の平成20年度の財務諸表(損益計算書)による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国際協力機構の当期総利益の状況(平成20年度)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

4 通関情報処理センターについては平成20年10月1日付で解散したため、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヶ月決算になっている。

運営費交付金債務の状況

(百万円)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(20年度)		
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度			
内閣府	国立公文書館	16	1,709	-	-	-	-	-	-	
		17	1,845	-	112	112	112	112	6.1%	
		18	1,869	-	-	118	50	50	2.7%	
		19	1,856	-	-	-	45	45	2.4%	
		20	1,833	-	-	-	-	39	2.1%	
		計			112	230	207	246		
	国民生活センター	16	2,520	151	98	98	-	-	-	
		17	3,235	-	358	219	-	-	-	
		18	2,972	-	-	216	-	-	-	
		19	2,803	-	-	-	-	-	-	
		20	12,842	-	-	-	-	-	-	
		計		195	499	576	-	9,922	77.3%	
								9,922		
	北方領土問題対策協会	16	660	14	14	14	-	-	-	
		17	658	-	38	38	-	-	-	
		18	654	-	-	34	-	-	-	
		19	632	-	-	-	-	-	-	
		20	652	-	-	-	-	-	-	
		計		29	66	100	-	36	5.5%	
								36		
沖縄科学技術研究基盤整備機構	16	2,553	-	924	-	-	-	-		
	17	4,051	-	-	-	-	-	-		
	18	4,148	-	-	1,087	-	-	-		
	19	4,283	-	-	-	760	-	-		
	20	4,454	-	-	-	-	-	-		
	計			924	1,087	760	-	-		
総務省	情報通信研究機構	16	38,335	1,834	-	-	-	-	-	
		17	38,108	-	-	-	-	-	-	
		18	36,964	-	-	2,837	-	-	-	
		19	36,266	-	-	-	4,503	700	1.9%	
		20	35,330	-	-	-	-	3,203	9.1%	
		計		1,834	-	2,837	4,931	3,903		
	統計センター	16	9,849	222	222	155	-	-	-	
		17	10,144	-	305	305	-	-	-	
		18	9,466	-	-	142	-	-	-	
		19	9,067	-	-	-	-	-	-	
		20	9,399	-	-	-	-	-	-	
		計		1,155	1,460	1,521	-	303	3.2%	
								303		
	平和祈念事業特別基金	16	1,028	159	159	159	-	-	-	
		17	1,010	-	166	166	-	-	-	
		18	907	-	-	45	-	-	-	
		19	849	-	-	-	-	-	-	
		20	750	-	-	-	-	-	-	
		計		171	338	382	-	7	0.9%	
								7		
外務省	国際協力機構	16	162,030	5,893	-	-	-	-	-	
		17	160,077	-	4,437	-	-	-	-	
		18	157,516	-	-	-	-	-	-	
		19	155,626	-	-	-	6,899	515	0.3%	
		20	153,786	-	-	-	-	14,957	9.7%	
		計		5,893	4,737	-	6,899	15,472		
	国際交流基金	16	13,786	549	-	-	-	-	-	
		17	13,730	-	298	-	-	-	-	
		18	13,389	-	-	-	-	-	-	
		19	13,048	-	-	-	382	321	2.5%	
20		12,892	-	-	-	-	701	5.4%		
	計		660	345	-	382	1,023			
財務省	酒類総合研究所	16	1,196	92	-	-	-	-	-	
		17	1,193	-	-	-	-	-	-	
		18	1,276	-	-	108	91	91	7.1%	
		19	1,222	-	-	-	80	80	6.5%	
		20	1,171	-	-	-	-	64	5.5%	
	計		401	-	108	171	235			
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	16	1,179	3	-	-	-	-	-	
		17	1,186	-	-	-	-	-	-	
		18	1,206	-	-	40	-	-	-	
		19	1,207	-	-	-	76	-	-	
		20	1,176	-	-	-	-	158	13.4%	
		計		3	-	40	76	158		
	大学入試センター	16	307	-	-	-	-	-	-	
		17	529	-	-	-	-	-	-	
		18	497	-	-	-	-	-	-	
		19	444	-	-	-	-	-	-	
		20	422	-	-	-	-	-	-	
		計		4	-	-	-	-	-	
	国立青少年教育振興機構	国立オリンピック記念 青少年総合センター	16	3,972	584	-	-	-	-	-
			17	3,961	-	722	-	-	-	-
			18	4,106	-	-	-	-	-	-
			19	4,194	-	-	-	-	-	-
			20	4,037	-	-	-	-	-	-
			計		90	-	-	-	-	-
		国立少年自然の家	16	4,037	90	-	-	-	-	-
			17	3,942	-	-	-	-	-	-
			18	11,522	-	-	108	108	43	0.4%
			19	10,913	-	-	-	192	163	1.5%
	20		10,467	-	-	-	-	77	0.7%	
		計		90	-	108	299	283		
	国立女性教育会館	16	718	2	-	-	-	-	-	
17		701	-	-	-	-	-	-		
18		669	-	-	-	-	-	-		
19		724	-	-	-	-	-	-		
20		645	-	-	-	-	-	-		
	計		2	-	-	-	5	0.8%		
							5			
国立国語研究所	16	1,321	-	-	-	-	-	-		
	17	1,174	-	-	-	-	-	-		
	18	1,096	-	-	21	-	-	-		
	19	1,129	-	-	-	121	-	-		
	20	1,111	-	-	-	-	-	-		
	計		-	-	21	121	154	13.9%		
							154			
国立科学博物館	16	3,384	297	-	-	-	-	-		
	17	3,379	-	-	-	-	-	-		
	18	3,244	-	-	378	-	-	-		
	19	3,222	-	-	-	686	452	14.0%		
	20	3,125	-	-	-	-	591	18.9%		
	計		297	-	378	686	1,043			
物質・材料研究機構	16	16,246	734	-	-	-	-	-		
	17	16,125	-	-	-	-	-	-		
	18	15,968	-	-	1,363	-	-	-		
	19	15,803	-	-	-	1,416	-	-		
	20	15,429	-	-	-	-	-	-		
	計		1,133	-	1,363	1,416	1,308	8.5%		
							1,308			

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(20年度)
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
防災科学技術研究所		16	7,550	1,008	-	-	-	-
		17	8,745	-	-	-	-	-
		18	8,495	-	-	-	-	-
		19	8,369	-	539	-	950	22
		20	8,433	-	-	-	-	871
	計		1,008	-	539	950	893	
放射線医学総合研究所		16	13,520	1,479	-	-	-	-
		17	13,301	-	-	-	-	-
		18	13,140	-	1,205	116	16	-
		19	12,851	-	-	972	90	-
		20	12,407	-	-	-	1,235	90
	計		1,479	-	1,205	1,088	1,341	
国立美術館		16	5,158	10	-	-	-	-
		17	4,984	-	-	-	-	-
		18	6,779	-	33	15	-	-
		19	6,042	-	-	172	45	-
		20	5,790	-	-	-	188	-
	計		10	-	33	187	232	
国立文化財 機構	国立博物館	16	5,956	1,065	-	-	-	-
		17	6,622	-	-	-	-	-
		18	6,103	-	-	783	-	-
		計		1,065	-	783	-	-
	文化財研究所	16	3,216	6	-	-	-	-
		17	3,046	-	-	-	-	-
		18	2,985	-	-	9	-	-
		計		6	-	9	-	-
	国立文化財機構	18	-	-	-	-	-	-
		19	9,042	-	-	752	-	-
20		8,771	-	-	-	1,350	-	
	計		-	-	752	1,350	-	
教員研修センター		16	2,106	518	-	-	-	-
		17	1,957	-	858	-	-	-
		18	1,611	-	-	-	-	-
		19	1,511	-	-	32	-	-
		20	1,439	-	-	-	3	-
	計		518	858	-	32	3	
科学技術振興機構		16	94,715	7,140	1,088	-	-	-
		17	99,611	-	5,328	-	-	-
		18	101,437	-	-	-	-	-
		19	103,463	-	-	6,143	982	-
		20	105,058	-	-	-	9,407	-
	計		7,141	6,417	-	6,143	10,389	
日本学術振興会		16	29,841	283	60	60	-	-
		17	29,655	-	379	183	-	-
		18	29,364	-	-	558	-	-
		19	29,024	-	-	-	-	-
		20	28,859	-	-	-	-	126
	計		521	678	1,040	-	126	
理化学研究所		16	69,192	4,961	37	37	-	-
		17	71,102	-	4,140	19	-	-
		18	67,921	-	-	4,216	-	-
		19	62,334	-	-	-	-	-
		20	60,139	-	-	-	-	3,953
	計		4,961	4,177	4,273	-	3,953	
宇宙航空研究開発機構		16	137,298	22,515	1,989	162	-	-
		17	131,411	-	12,081	727	-	-
		18	138,293	-	-	9,770	-	-
		19	128,826	-	-	-	-	-
		20	130,227	-	-	-	-	6,706
	計		25,240	14,069	10,659	-	6,706	
日本スポーツ振興センター		16	5,086	-	-	-	-	-
		17	5,023	-	296	296	-	-
		18	4,782	-	-	290	-	-
		19	5,375	-	-	-	-	-
		20	7,071	-	-	-	-	2,002
	計		101	397	687	-	2,002	
日本芸術文化振興会		16	12,053	73	27	1	-	-
		17	12,084	-	506	130	-	-
		18	11,583	-	-	324	-	-
		19	11,482	-	-	-	-	-
		20	11,023	-	-	-	-	422
	計		145	577	499	-	422	
日本学生支援機構		16	23,006	-	-	-	-	-
		17	22,704	-	-	-	-	-
		18	21,963	-	-	-	-	-
		19	21,446	-	-	-	-	-
		20	19,289	-	-	-	-	-
	計		-	-	-	-	-	
海洋研究開発機構		16	30,714	1,225	158	-	-	-
		17	32,693	-	1,559	5	1	-
		18	35,734	-	-	3,437	15	-
		19	37,190	-	-	-	2,984	-
		20	38,431	-	-	-	-	-
	計		1,225	1,717	3,442	3,001	-	
国立高等専門学校機構		16	71,179	1,032	873	584	584	-
		17	69,949	-	462	461	464	-
		18	70,065	-	-	942	943	-
		19	69,030	-	-	-	193	-
		20	67,659	-	-	-	-	-
	計		1,032	1,335	1,987	2,184	-	
大学評価・学位授与機構		16	2,189	102	102	102	102	-
		17	2,189	-	22	22	22	-
		18	2,074	-	-	68	68	-
		19	1,996	-	-	-	171	-
		20	1,896	-	-	-	-	-
	計		102	125	193	363	-	
国立大学財務・経営センター		16	563	41	35	33	33	-
		17	591	-	54	21	8	-
		18	546	-	-	66	60	-
		19	522	-	-	-	26	-
		20	496	-	-	-	-	-
	計		41	88	120	128	-	
メディア教育開発センター		16	2,508	44	44	-	-	-
		17	2,419	-	77	32	-	-
		18	2,292	-	-	82	70	-
		19	2,083	-	-	-	-	-
		20	1,927	-	-	-	-	-
	計		44	121	114	70	-	

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(20年度)				
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度					
厚生労働省	日本原子力研究開発機構	17	76,747		7,421							
		18	161,838			13,446						
		19	163,224				20,329					
		20	168,697					19,223	11.4%			
		計			7,421	13,446	20,329	19,223				
	国立健康・栄養研究所	産業安全研究所	16	803	14							
			17	803								
			18	908			60	55	53	5.8%		
			19	812				47	46	5.7%		
			20	791					5	0.6%		
		計		62		60	102	103				
		労働安全衛生総合研究所	産業安全研究所	16	1,124	52						
				17	1,153							
				計		286						
			産業医学総合研究所	16	1,391	46						
				計		168						
		労働安全衛生総合研究所	18	2,478			103	73	73	2.9%		
			19	2,514				45	45	1.8%		
			20	2,516					166	6.6%		
		計				103	118	284				
勤労者退職金共済機構		16	4,074	305	246	29						
		17	3,929		33	32						
		18	3,797			91						
		19	3,662									
		20	3,519					111	3.2%			
計		305	279	152		111						
高齢・障害者雇用支援機構		16	19,148	2,283	2,283	2,283						
		17	18,734		1,471	1,471						
		18	18,336			1,188						
		19	17,786									
		20	17,458					1,419	8.1%			
計		2,283	3,755	4,943		1,419						
福祉医療機構		16	5,080	264	11	11						
		17	5,061		382							
		18	10,957			1,287						
		19	10,055									
		20	4,281					68	1.6%			
計		264	394	1,299		68						
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		16	2,674									
		17	2,701		82							
		18	2,620			317						
		19	2,553									
		20	2,596					273	10.5%			
計			82	317		273						
労働政策研究・研修機構		16	3,524	665	664							
		17	3,370		216							
		18	3,338									
		19	3,131				299	299	9.5%			
		20	3,045					339	11.1%			
計		665	879		299	638						
雇用・能力開発機構		16	94,596	8,840	8,840							
		17	90,446		4,846							
		18	86,153									
		19	79,692				1,393	1,393	1.7%			
		20	76,910					4,974	6.5%			
計		10,521	15,366		1,393	6,367						
労働者健康福祉機構		16	11,226	100								
		17	11,495		763	722	634					
		18	11,281			312	312					
		19	11,433				305					
		20	10,666									
計		100	763	1,033	1,251							
国立病院機構		16	52,075									
		17	51,353									
		18	50,609			544						
		19	49,848				1,391					
		20	47,854									
計				544	1,391							
医薬品医療機器総合機構		16	10,039	547	416							
		17	868		156	156						
		18	656			64	64					
		19	621				27					
		20	611									
計		547	572	220	91							
医薬基盤研究所		16			132	132	132	132				
		17	11,474		522	305	279	124	1.1%			
		18	11,443			251	251	47	0.4%			
		19	11,333				144	42	0.4%			
		20	11,283					115	1.0%			
計			654	688	806	459						
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	16	5,285	308								
		17	5,341									
		18	5,565			504	485	0				
		19										
		計		498		504	485	0				
	肥飼料検査所		16	1,812	199							
			17	1,764								
			18	1,772								
			19									
			計		316							
	農業検査所		16	824	71							
			17	852								
			18	829								
			19									
			計		138							
	農林水産消費安全技術センター		19	7,858				452	343	4.4%		
			20	7,555					921	12.2%		
			計					452	1,264			
			種苗管理センター		16	3,130	111					
					17	3,142						
18	3,133					89	86					
19	2,985						85	72	2.4%			
20	3,006							185	6.2%			
計		116		89	171	257						
家畜改良センター		16	8,403	149								
		17	8,397									
		18	8,363			322	290					
		19	8,404				268	162	1.9%			
		20	8,072					369	4.6%			
計		402		322	558	532						

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(20年度)		
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度			
	水産大学校	16	2,190	273	-	-	-	-	-	
		17	2,117	-	-	-	-	-	-	
		18	2,182	-	-	226	197	46	2.1%	
		19	2,186	-	-	-	183	130	5.9%	
		20	2,100	-	-	-	-	273	13.0%	
		計		619	-	226	380	449		
	農業・食品 産業技術総 合研究機構	農業・生物系特定産 業技術研究機構	16	44,541	71	-	-	-	-	-
			17	44,838	-	-	-	-	-	-
			計		768	-	-	-	-	-
		農業工学研究所	16	2,199	34	-	-	-	-	-
			17	2,242	-	-	-	-	-	-
			計		35	-	-	-	-	-
		食品総合研究所	16	2,324	66	-	-	-	-	-
			17	2,343	-	-	-	-	-	-
			計		83	-	-	-	-	-
		農業者大学校	16	561	28	-	-	-	-	-
			17	533	-	-	-	-	-	-
			計		35	-	-	-	-	-
		農業・食品産業技術 総合研究機構	18	50,463	-	-	963	621	330	0.7%
			19	49,804	-	-	-	1,346	429	0.9%
			20	49,632	-	-	-	-	1,920	3.9%
		計				963	1,967	2,679		
	農業生物資源研究所	16	7,876	83	-	-	-	-	-	
		17	7,629	-	-	-	-	-	-	
		18	7,467	-	-	481	225	-	-	
		19	7,526	-	-	-	482	197	2.6%	
		20	7,209	-	-	-	-	519	7.2%	
		計		191	-	481	707	716		
	農業環境技術研究所	16	3,264	148	-	-	-	-	-	
		17	3,106	-	-	-	-	-	-	
		18	3,280	-	-	136	-	-	-	
		19	3,142	-	-	-	92	-	-	
		20	3,306	-	-	-	-	237	7.2%	
		計		267	-	136	92	237		
	国際農林水産業研究センター	16	3,166	67	-	-	-	-	-	
		17	3,388	-	-	-	-	-	-	
		18	3,237	-	-	82	64	-	-	
		19	3,275	-	-	-	108	81	2.5%	
		20	3,601	-	-	-	-	62	1.7%	
		計		67	-	82	172	143		
	森林総合研 究所	森林総合研究所	16	8,716	2	-	-	-	-	-
			17	8,484	-	-	-	-	-	-
			18	8,443	-	-	41	0	0	-
			19	10,317	-	-	-	62	30	0.3%
			20	10,180	-	-	-	-	198	1.9%
			計		168	-	41	62	228	
		林木育種センター	16	1,946	82	-	-	-	-	-
			17	1,926	-	-	-	-	-	-
			18	1,905	-	-	-	-	-	-
			19	-	-	-	-	-	-	-
	計			229	-	-	-	-	-	
	水産総合研 究センター	水産総合研究セン ター	16	15,197	1,080	-	-	-	-	-
			17	15,412	-	-	-	-	-	-
			18	17,397	-	-	968	364	0	0.0%
			19	17,502	-	-	-	1,096	317	1.8%
			20	17,273	-	-	-	-	1,240	7.2%
			計		1,080	-	968	1,460	1,556	
		さけ・ます資源管理セ ンター	16	1,771	1	-	-	-	-	-
			17	1,748	-	-	-	-	-	-
			18	-	-	-	-	-	-	-
			19	-	-	-	-	-	-	-
	計			13	-	-	-	-	-	
	農畜産業振興機構	16	2,308	262	262	-	-	-	-	
		17	2,356	-	419	363	-	-	-	
		18	2,120	-	-	148	-	-	-	
		19	2,002	-	-	-	-	-	-	
		20	2,284	-	-	-	-	537	23.5%	
		計		363	782	874	-	537		
	農業者年金基金	16	4,185	487	-	-	-	-	-	
		17	4,091	-	618	-	-	-	-	
		18	4,028	-	-	753	-	-	-	
		19	3,963	-	-	-	-	-	-	
		20	3,890	-	-	-	-	218	5.6%	
		計		487	618	753	-	218		
	農林漁業信用基金	16	-	-	-	-	-	-	-	
		17	-	-	-	-	-	-	-	
		18	-	-	-	-	-	-	-	
		19	-	-	-	-	-	-	-	
		20	-	-	16	16	-	-	-	
		計		16	16	-	-	-		
	経済産業省	経済産業研究所	16	1,631	706	-	-	-	-	-
			17	1,314	-	-	-	-	-	-
			18	1,641	-	-	128	34	25	-
			19	1,619	-	-	-	75	28	1.7%
			20	1,599	-	-	-	-	158	9.9%
			計		706	-	128	109	211	
		工業所有権情報・研修館	16	9,605	518	-	-	-	-	-
			17	12,915	-	-	-	-	-	-
			18	12,773	-	-	997	707	704	5.5%
			19	14,232	-	-	-	1,745	1,712	12.0%
	20		13,659	-	-	-	-	1,676	12.3%	
		計		1,742	-	997	2,451	4,092		
	産業技術総合研究所	16	68,218	-	-	-	-	-	-	
		17	67,432	-	3,254	-	-	-	-	
		18	66,437	-	-	5,089	-	-	-	
		19	65,682	-	-	-	4,810	-	-	
		20	65,925	-	-	-	-	6,176	9.4%	
		計		-	3,254	5,089	4,810	6,176		
	製品評価技術基盤機構	16	7,722	36	-	-	-	-	-	
		17	7,682	-	-	-	-	-	-	
18		7,626	-	-	153	-	-	-		
19		7,588	-	-	-	394	-	-		
20		7,466	-	-	-	-	1,150	15.4%		
	計		36	-	153	394	1,150			
新エネルギー・産業技術総合開発 機構	16	172,747	46,840	-	-	-	-	-		
	17	172,240	-	37,990	-	-	-	-		
	18	163,520	-	-	5,613	-	-	-		
	19	154,858	-	-	-	-	-	-		
	20	154,826	-	-	-	-	15,633	10.1%		
	計		46,840	37,990	5,613	-	15,633			

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(20年度)	
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		
	日本貿易振興機構	16	24,834	607	-	-	-	-	-
		17	24,463	-	766	-	-	-	-
		18	23,923	-	-	-	-	-	-
		19	24,408	-	-	-	794	-	-
		20	23,885	-	-	-	-	1,637	6.9%
		計		607	766	-	794	1,637	
	原子力安全基盤機構	16	24,086	4,469	-	-	-	-	-
		17	23,735	-	5,783	-	-	-	-
		18	23,605	-	-	-	-	-	-
		19	22,877	-	-	-	3,283	2,028	8.9%
		20	22,506	-	-	-	-	2,675	11.9%
		計		4,469	5,783	-	3,283	4,703	
	情報処理推進機構	16	5,250	801	-	-	-	-	-
		17	5,263	-	1,469	-	-	-	-
		18	5,196	-	-	1,410	-	-	-
		19	5,177	-	-	-	-	-	-
		20	5,006	-	-	-	-	740	14.8%
		計		801	1,469	1,410	-	740	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	16	40,619	28,943	22,179	19,438	-	-	-
		17	39,532	-	26,521	23,690	-	-	-
18		38,892	-	-	25,461	-	-	-	
19		33,296	-	-	-	-	-	-	
20		27,494	-	-	-	-	10,520	38.3%	
	計		29,507	49,264	69,153	-	10,520		
中小企業基盤整備機構	16	15,178	1,809	1,645	1,291	1,291	-	-	
	17	22,288	-	664	446	134	-	-	
	18	22,160	-	-	3,220	101	-	-	
	19	21,993	-	-	-	3,130	-	-	
	20	21,641	-	-	-	-	-	-	
	計		1,809	2,308	4,957	4,657	-	-	
国土交通省	土木研究所	16	4,700	757	-	-	-	-	-
		17	4,674	-	-	-	-	-	-
		18	6,448	-	-	114	35	35	0.5%
		19	6,361	-	-	-	224	169	2.7%
		20	9,492	-	-	-	-	453	4.8%
		計		761	-	114	260	657	
	北海道開発土木研究所	16	1,794	57	-	-	-	-	-
		17	1,760	-	-	-	-	-	-
		計		191	-	-	-	-	-
	建築研究所	16	2,080	74	-	-	-	-	-
		17	2,051	-	-	-	-	-	-
		18	2,028	-	-	32	-	-	-
		19	2,045	-	-	-	9	2	0.1%
		20	2,011	-	-	-	-	7	0.3%
		計		277	-	32	9	9	
	交通安全環境研究所	16	1,662	165	-	-	-	-	-
		17	1,640	-	-	-	-	-	-
		18	1,768	-	-	172	74	69	3.9%
		19	1,770	-	-	-	105	98	5.5%
		20	1,731	-	-	-	-	43	2.5%
	計		363	-	172	179	209		
海上技術安全研究所	16	3,089	86	-	-	-	-	-	
	17	3,202	-	-	-	-	-	-	
	18	3,069	-	-	36	31	31	1.0%	
	19	3,010	-	-	-	-	0	-	
	20	2,961	-	-	-	-	79	2.7%	
	計		444	-	36	31	110		
港湾空港技術研究所	16	1,586	55	-	-	-	-	-	
	17	1,441	-	-	-	-	-	-	
	18	1,392	-	-	23	8	8	0.6%	
	19	1,371	-	-	-	0	0	0.0%	
	20	1,340	-	-	-	-	60	4.5%	
	計		244	-	23	8	68		
電子航法研究所	16	1,792	124	-	-	-	-	-	
	17	1,669	-	-	-	-	-	-	
	18	1,687	-	-	130	34	34	2.0%	
	19	1,684	-	-	-	90	89	5.3%	
	20	1,640	-	-	-	-	85	5.2%	
	計		317	-	130	124	208		
航海訓練所	16	6,666	219	-	-	-	-	-	
	17	6,894	-	-	-	-	-	-	
	18	6,654	-	-	104	0	-	-	
	19	6,518	-	-	-	70	-	-	
	20	6,567	-	-	-	-	137	2.1%	
	計		219	-	104	70	137		
海技教育機構	海技大学校	16	1,230	238	-	-	-	-	-
		17	1,109	-	-	-	-	-	-
		計		238	-	-	-	-	-
	海員学校	16	1,835	59	-	-	-	-	-
		17	1,823	-	-	-	-	-	-
	計		165	-	-	-	-	-	
海技教育機構	18	2,932	-	-	227	-	-	-	
	19	2,818	-	-	-	384	-	-	
	20	2,745	-	-	-	-	524	19.1%	
	計				227	384	524		
航空大学校	16	2,973	279	-	-	-	-	-	
	17	2,603	-	-	-	-	-	-	
	18	2,888	-	-	102	20	20	1.6%	
	19	2,855	-	-	-	-	-	-	
	20	2,773	-	-	-	-	45	-	
	計		881	-	102	20	65		
自動車検査	16	8,947	869	-	-	-	-	-	
	17	8,934	-	1,113	-	-	-	-	
	18	8,922	-	-	-	-	-	-	
	19	7,753	-	-	-	262	-	-	
	20	1,544	-	-	-	-	46	3.0%	
	計		892	1,124	-	262	219		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	16	762	20	-	-	-	-	-	
	17	784	-	31	-	9	-	-	
	18	761	-	-	51	-	-	-	
	19	738	-	-	-	-	-	-	
	20	620	-	-	-	-	25	4.0%	
	計		20	31	60	-	25		
国際観光振興機構	16	2,243	112	-	-	-	-	-	
	17	2,295	-	133	-	-	-	-	
	18	2,267	-	-	122	-	-	-	
	19	2,111	-	-	-	-	-	-	
	20	2,017	-	-	-	-	10	0.5%	
	計		112	133	122	-	10		

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(20年度)
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
	自動車事故対策機構	16	9,170	1,190	1,170	-	-	-
		17	9,005	-	1,405	-	-	-
		18	8,689	-	-	-	-	-
		19	8,429	-	-	-	1,454	-
		20	8,105	-	-	-	-	1,293
		計		2,065	3,450	-	1,454	2,733
環境省	国立環境研究所	16	9,255	712	-	-	-	-
		17	9,255	-	-	-	-	-
		18	9,616	-	-	641	201	-
		19	9,680	-	-	-	712	380
		20	9,675	-	-	-	-	937
		計		712	-	641	913	1,317
	環境再生保全機構	16	3,097	923	276	-	-	-
		17	2,668	-	1,482	703	62	-
		18	2,422	-	-	1,633	960	-
		19	2,392	-	-	-	1,732	-
		20	2,197	-	-	-	-	-
		計		923	1,758	2,336	2,754	-
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	16	4,592	34	-	-	-	-
		17	4,523	-	-	-	-	-
		18	4,307	-	-	27	0	0
		19	4,184	-	-	-	30	1
		20	3,768	-	-	-	-	32
		計		34	-	27	30	33
		16	1,545,048	159,502	43,360	24,851	2,142	132
		17	1,628,242	-	129,940	30,633	1,716	236
		18	1,704,751	-	-	96,680	7,256	1,675
		19	1,660,759	-	-	-	75,012	11,508
		20	1,645,927	-	-	-	-	135,301
		計		171,586	178,293	153,051	86,126	135,301

(注)1 各法人の財務諸表(附属明細書)による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 運営費交付金を受け入れていない法人については本表から除いている。

4 医薬基盤研究所の16年度交付分に係る期末残高は、医薬品医療機器総合機構からの承継によるものである。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 平成15年度以前交付分の運営費交付金に関する記載を省略しているため、各年度の運営費交付金債務残高の合計が一致しないことがある。

目的積立金及び利益剰余金等の状況

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	20年度末時点における残高の状況					20年度利益の処分状況			目的積立金の内容	
		① 目的積立 金	② 積立金	③ その他の 積立金等	④ 当期末処分利 益 (当期末処理 損失)	⑤=(左記合計) 利益剰余金 (欠損金)	⑥ 当期 総利益	⑦ うち、 目的積立 金積立額	⑧=⑦/⑥ 目的積立 金積立率 (%)		
内閣府	国立公文書館	-	2	-	2	4	2	-	-		
	国民生活センター	-	-	-	4	4	4	-	-		
	北方領土問題対策協会	-	706	-	0	706	0	-	-		
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	-	262	-	87	348	87	-	-		
総務省	情報通信研究機構	-	754	1,776	△ 57,910	△ 55,378	△ 2,351	-	-		
	統計センター	-	-	-	563	565	563	-	-		
	平和祈念事業特別基金	-	-	230	251	481	251	-	-		
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	10,236	-	25,800	36,036	25,800	-	-		
外務省	国際協力機構	-	39	2,294	352	2,686	352	-	-		
	国際交流基金	-	-	△ 508	△ 532	△ 1,040	△ 532	-	-		
財務省	酒類総合研究所	-	5	-	0	6	0	-	-		
	造幣局	-	-	9,528	879	10,406	879	-	-		
	国立印刷局	-	-	26,077	8,431	34,507	8,431	-	-		
	日本万国博覧会記念機構	-	406	-	96	502	96	-	-		
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	-	35	-	0	35	0	-	-		
	大学入試センター	-	1,074	161	233	1,467	233	-	-		
	国立青少年教育振興機構	-	42	2	0	44	0	-	-		
	国立女性教育会館	-	2	-	10	12	10	-	-		
	国立国語研究所	-	10	-	10	20	10	-	-		
	国立科学博物館	-	2	2	2	6	2	-	-		
	物質・材料研究機構	40	210	-	93	343	93	34	37%	研究促進対策等積立金	
	防災科学技術研究所	-	98	15	284	398	284	-	-		
	放射線医学総合研究所	16	302	6	494	819	494	1	0%	研究促進開発等積立金	
	国立美術館	-	676	382	207	1,264	207	-	-		
	国立文化財機構	-	701	14	304	1,019	304	-	-		
	教員研修センター	-	1	-	2	3	2	-	-		
	科学技術振興機構	38	224	1	△ 76,017	△ 75,755	254	40	16%	業務充実改善・施設改修等積立金	
	日本学術振興会	-	-	-	671	671	671	-	-		
	理化学研究所	-	-	1,650	1,080	2,730	1,080	25	2%	知的財産管理・技術移転等積立金	
	宇宙航空研究開発機構	-	-	13,531	18,687	32,218	18,687	-	-		
	日本スポーツ振興センター	-	-	△ 8,490	12,972	4,482	12,972	-	-		
	日本芸術文化振興会	-	-	971	109	1,080	109	-	-		
	日本学生支援機構	-	11,894	-	△ 10,622	1,272	△ 10,622	-	-		
	海洋研究開発機構	-	-	-	827	827	1,173	-	-		
	国立高等専門学校機構	118	172	-	919	1,208	919	-	-	教育研究・福利厚生・地域貢献充実積立金	
	大学評価・学位授与機構	-	0	-	463	463	463	-	-		
	国立大学財務・経営センター	-	63	35,565	2,967	38,595	2,967	-	-		
	メディア教育開発センター	-	122	-	135	257	135	-	-		
	日本原子力研究開発機構	-	2,993	-	△ 380	2,613	△ 282	-	-		
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	-	51	-	△ 6	45	△ 6	-	-	
		労働安全衛生総合研究所	-	17	-	15	32	15	-	-	
勤労者退職金共済機構		-	-	-	△ 300,471	△ 300,471	△ 230,426	-	-		
高齢・障害者雇用支援機構		-	3	-	6	8	6	-	-		
福祉医療機構		-	571	1,289	80,258	82,117	129,189	-	-		
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		-	-	-	-	-	-	-	-		
労働政策研究・研修機構		-	-	-	△ 1	△ 1	△ 0	-	-		
雇用・能力開発機構		-	10,464	26,185	△ 5,049	31,601	17,500	-	-		
労働者健康福祉機構		-	-	-	△ 31,441	△ 31,441	△ 2,702	-	-		
国立病院機構		-	23,892	-	29,996	53,888	29,996	-	-		
医薬品医療機器総合機構		-	5,346	-	606	5,952	1,670	-	-		
医薬基盤研究所		-	338	-	△ 30,951	△ 30,613	△ 1,093	-	-		
年金・健康保険福祉施設整理機構		-	-	-	60,786	60,786	28,699	-	-		
年金積立金管理運用		-	4,435,663	-	△ 12,308,321	△ 7,872,658	△ 9,401,524	-	-		

(次ページへ続く)

主務省名	独立行政法人名	20年度末時点における残高の状況					20年度利益の処分状況			目的積立金の内容	
		① 目的積立 金	② 積立金	③ その他の 積立金等	④ 当期末処分 利益 (当期末処理 損失)	⑤=(左記合計) 利益剰余金 (欠損金)	⑥ 当期 総利益	⑦ うち、 目的積立 金積立額	⑧=⑦/⑥ 目的積立 金積立率 (%)		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	—	33	1	25	59	25	—	—		
	種苗管理センター	—	1	—	2	2	2	—	—		
	家畜改良センター	—	65	3	19	86	19	—	—		
	水産大学校	—	14	0	2	17	2	—	—		
	農業・食品産業技術総合研究機構	—	1,412	596	△ 28,327	△ 26,319	△ 304	—	—		
	農業生物資源研究所	—	123	170	159	452	159	—	—		
	農業環境技術研究所	—	64	64	19	147	19	—	—		
	国際農林水産業研究センター	—	24	1	40	65	40	—	—		
	森林総合研究所	—	146	4,800	841	5,787	841	—	—		
	水産総合研究センター	—	200	81	44	325	44	—	—		
	農畜産業振興機構	—	—	26,523	△ 51,556	△ 25,033	△ 8,537	—	—		
	農業青年会基金	—	—	4,296	△ 192	4,104	△ 192	—	—		
	農林漁業信用基金	—	—	6,631	248	6,879	1,250	—	—		
経済産業省	経済産業研究所	—	27	—	10	37	10	—	—		
	工業所有権情報・研修館	—	11	—	16	27	16	—	—		
	日本貿易保険	—	△ 2,775	24,585	△ 1,461	20,349	△ 1,461	—	—		
	産業技術総合研究所	544	15,436	1,745	263	17,987	263	218	83%	研究施設等整備積立金	
	製品評価技術基盤機構	—	—	118	215	333	284	—	—		
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	—	—	75	△ 42,754	△ 42,679	△ 880	—	—		
	日本貿易振興機構	—	116	475	343	934	343	—	—		
	原子力安全基盤機構	—	261	47	322	630	322	—	—		
	情報処理推進機構	—	—	917	△ 2,090	△ 1,172	310	—	—		
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	—	—	29,374	△ 4,409	24,965	△ 4,409	—	—		
	中小企業基盤整備機構	—	47,128	1,794	△ 1,032,724	△ 983,802	△ 337,713	—	—		
	国土交通省	土木研究所	45	10	5	6	66	6	—	—	研究開発及び研究基盤整備等積立金
		建築研究所	3	49	—	21	73	21	—	—	研究開発及び研究基盤整備等積立金
交通安全環境研究所		—	423	153	62	638	62	—	—		
海上技術安全研究所		—	113	24	34	171	34	—	—		
港湾空港技術研究所		—	160	3	101	264	101	—	—		
電子航法研究所		3	17	—	3	23	3	2	68%	研究開発及び研究基盤整備等積立金	
航海訓練所		—	114	—	67	182	67	—	—		
海技教育機構		—	—	—	△ 338	△ 338	△ 4	—	—		
航空大学校		—	—	—	△ 1	△ 1	△ 0	—	—		
自動車検査		—	142	—	184	326	184	—	—		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		—	—	2,001,589	△ 36,915	1,964,673	13,884	—	—		
国際観光振興機構		—	61	12	8	81	8	—	—		
水資源機構		—	—	92,077	9,035	101,112	9,035	—	—		
自動車事故対策機構		—	71	95	76	242	76	—	—		
空港周辺整備機構		—	—	—	281	281	370	—	—		
海上災害防止センター		—	2,234	—	331	2,565	331	—	—		
都市再生機構		—	—	—	△ 392,977	△ 392,977	28,472	—	—		
奄美群島振興開発基金		—	—	—	△ 5,038	△ 5,038	△ 152	—	—		
日本高速道路保有・債務返済機構		—	836,209	—	569,086	1,405,294	569,086	—	—		
住宅金融支援機構	327,890	58,629	—	△ 564,202	△ 177,682	△ 14,638	—	—			
環境省	国立環境研究所	—	—	—	△ 10	△ 10	—	—	—		
	環境再生保全機構	—	6,004	—	4,843	10,847	5,105	—	—		
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	—	429	—	179	608	179	—	—		
計 (100法人)		328,697	5,474,327	2,306,939	△ 14,149,209	△ 6,039,251	△ 9,102,257	320	—		

- (注) 1 各法人の平成20年度財務諸表(貸借対照表及び利益の処分(又は損失の処理)に関する書類)による。
2 「①目的積立金」及び「⑦うち、目的積立金積立額」は、独立行政法人通則法第44条第3項に基づく主務大臣の承認を受けた額を記載している。
3 「②積立金」は、同条第1項に基づく積立金の額を記載している。
4 「③その他の積立金等」は、①及び②以外の積立金等の額を記載しており、具体的には前中期目標期間繰越積立金及び各法人の個別法により積立が強制される積立金である。
5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
7 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
8 国際協力機構の目的積立金及び利益剰余金の状況は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

行政サービス実施コストの状況(平成20年度)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	業務費用	損益外減価償却等相当額	損益外減損損失相当額	引当外賞与見積額	引当外退職給付増加見積額	機会費用	(控除)法人税及び国庫納付額	計(行政サービス実施コスト)	
内閣府	国立公文書館	1,811	215	-	2	△116	90	-	2,003	
	国民生活センター	2,920	142	0	△3	△84	113	-	3,088	
	北方領土問題対策協会	760	9	-	△1	5	16	-	790	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,709	21	-	1	6	109	△0	4,846	
総務省	情報通信研究機構	41,690	1,794	2,218	△4	120	5,130	△27	50,921	
	統計センター	8,581	-	-	△8	△45	578	-	9,106	
	平和祈念事業特別基金	9,538	-	-	△2	7	268	-	9,811	
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	△25,800	-	-	-	8	94	-	△25,698	
	国際協力機構	150,284	1,848	370	△6	3,543	952	-	156,991	
	国際交流基金	12,673	637	-	△16	404	1,918	-	15,616	
財務省	酒類総合研究所	1,120	186	-	-	52	92	-	1,451	
	造幣局	△757	-	278	-	-	894	-	414	
	国立印刷局	△8,431	-	906	-	1	4,031	-	△3,493	
	通関情報処理センター	△328	-	0	-	△41	1	-	△369	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	△57	-	-	-	13	1,635	-	1,590	
	国立特別支援教育総合研究所	1,111	169	-	△0	31	90	-	1,400	
	大学入試センター	212	69	-	-	58	150	-	488	
	国立青少年教育振興機構	10,509	3,507	0	15	△139	1,575	-	15,467	
	国立女性教育会館	713	110	-	△1	15	43	-	881	
	国立国語研究所	1,093	188	-	△4	△14	133	-	1,396	
	国立科学博物館	2,847	1,869	-	△11	70	1,208	-	5,983	
	物質・材料研究機構	18,479	2,686	-	△25	△21	1,331	-	22,450	
	防災科学技術研究所	8,463	5,390	-	△5	47	1,224	-	15,118	
	放射線医学総合研究所	12,921	1,433	-	△14	67	363	-	14,770	
	国立美術館	4,571	2,466	-	4	2	1,771	-	8,813	
	国立文化財機構	7,165	2,808	-	△21	△173	2,555	-	12,333	
	教員研修センター	1,492	178	-	△4	15	59	-	1,740	
	科学技術振興機構	103,494	2,592	-	△3	△321	2,170	△41	107,891	
	日本学術振興会	153,450	30	-	5	△133	12	△0	153,363	
	理化学研究所	68,805	13,370	2	△66	1,067	4,824	△24	87,978	
	宇宙航空研究開発機構	182,072	45,144	88	△26	△1,438	5,212	△21	231,031	
	日本スポーツ振興センター	△17,049	3,204	-	213	△598	2,889	△6,130	△17,470	
	日本芸術文化振興会	10,572	3,045	0	△20	416	3,321	△0	17,334	
	日本学生支援機構	118,781	1,373	-	△28	194	23,718	-	144,038	
	海洋研究開発機構	37,833	5,993	-	△15	△649	1,239	△12	44,389	
	国立高等専門学校機構	69,043	9,611	6	162	△1,499	3,608	-	80,930	
	大学評価・学位授与機構	1,775	157	-	△6	43	102	-	2,072	
	国立大学財務・経営センター	△2,271	291	-	△4	5	109	-	△1,869	
	メディア教育開発センター	2,311	66	-	△6	△34	55	-	2,393	
	日本原子力研究開発機構	155,160	55,096	452	△366	9,882	10,223	△54	230,394	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	828	-	-	0	29	142	-	999
労働安全衛生総合研究所		2,383	350	-	△11	△73	148	-	2,797	
勤労者退職金共済機構		241,062	-	△8	△14	147	-	-	241,187	
高齢・障害者雇用支援機構		50,821	151	2	△38	428	550	-	51,915	
福祉医療機構		△28,798	62	43	△14	434	44,097	-	15,823	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		2,380	304	-	△10	△194	183	△7	2,656	
労働政策研究・研修機構		2,699	117	-	△4	178	91	-	3,080	
雇用・能力開発機構		79,631	22,619	2,840	△382	6,150	8,933	-	119,790	
労働者健康福祉機構		32,315	△1,933	1,820	△24	△152	2,683	△24	34,685	
国立病院機構		20,113	963	476	-	-	3,683	-	25,235	
医薬品医療機器総合機構		12,968	26	-	△1	77	8	-	13,078	
医薬基盤研究所		12,797	592	-	△8	36	712	-	14,129	
年金・健康保険福祉施設整理機構		△27,669	46,995	-	-	11	2,178	-	21,515	
年金積立金管理運用		9,401,524	-	-	-	8	1	-	9,401,533	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	7,325	2,252	48	51	74	801	-	10,552
		種苗管理センター	2,926	441	62	1	67	132	-	3,628
		家畜改良センター	7,961	1,352	-	△48	△138	576	-	9,704
	水産大学校	2,081	966	-	△17	3	186	-	3,220	
	農業・食品産業技術総合研究機構	50,170	4,599	1	△40	△2,278	4,022	△77	56,396	
	農業生物資源研究所	7,199	1,270	3,477	△25	290	470	-	12,682	
	農業環境技術研究所	3,225	715	68	2	12	442	-	4,464	
	国際農林水産業研究センター	3,883	251	0	12	414	107	-	4,668	
	森林総合研究所	61,357	848	-	△43	△9	9,247	△5,142	66,259	
	水産総合研究センター	17,354	3,612	-	△48	△315	756	△3	21,355	
	農畜産業振興機構	166,901	-	-	△17	△102	417	△26,394	140,804	
	農業者年金基金	154,115	-	51	△8	68	-	-	154,226	
	農林漁業信用基金	4,567	-	-	-	19	2,520	-	7,106	

(次のページに続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	業務費用	損益外減価償却等相当額	損益外減損損失相当額	引当外賞与見積額	引当外退職給付増加見積額	機会費用	(控除)法人税及び国庫納付額	計(行政サービス実施コスト)	
経済産業省	経済産業研究所	1,492	—	—	△2	△70	126	—	1,547	
	工業所有権情報・研修館	11,575	—	—	△4	△123	187	—	11,635	
	日本貿易保険	1,476	—	—	—	52	1,412	—	2,940	
	産業技術総合研究所	66,454	12,441	—	△421	960	4,255	—	83,688	
	製品評価技術基盤機構	6,921	553	—	△34	△154	390	—	7,676	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	194,115	43	817	△28	571	2,464	△769	197,213	
	日本貿易振興機構	25,141	521	1	△93	1,747	1,095	—	28,411	
	原子力安全基盤機構	21,376	—	—	—	11	11	—	21,399	
	情報処理推進機構	4,100	249	—	△1	14	456	△12	4,806	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	25,918	325	0	△19	44	2,963	△279	28,953	
	中小企業基盤整備機構	364,797	1,006	8	70	1,002	14,691	△49	381,525	
	国土交通省	土木研究所	8,998	1,005	—	66	230	1,030	—	11,329
		建築研究所	2,116	564	—	1	5	521	—	3,208
		交通安全環境研究所	2,000	497	—	△3	△20	208	—	2,682
		海上技術安全研究所	2,918	436	—	△13	21	449	—	3,810
港湾空港技術研究所		1,206	553	—	△4	41	163	—	1,960	
電子航法研究所		1,618	74	0	△2	41	53	—	1,785	
航海訓練所		6,559	578	—	△21	△197	225	—	7,144	
海技教育機構		2,664	384	735	△21	1	162	—	3,925	
航空大学校		2,813	84	583	△22	△160	69	—	3,367	
自動車検査		1,028	1,483	—	—	△1,369	3,170	—	4,311	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		113,423	1,072	739	△2	100	4,360	—	119,693	
国際観光振興機構		2,003	0	—	△2	57	12	—	2,070	
水資源機構		55,869	251	—	△98	34	119	—	56,176	
自動車事故対策機構		9,862	728	—	△33	41	375	—	10,972	
空港周辺整備機構		1,178	—	—	—	28	55	—	1,261	
海上災害防止センター		△325	—	—	—	6	7	△93	△406	
都市再生機構		61,294	—	—	—	96	15,987	—	77,377	
奄美群島振興開発基金		152	—	—	—	—	203	—	355	
日本高速道路保有・債務返済機構		△297,600	561	—	—	8	77,561	—	△219,471	
住宅金融支援機構		36,536	—	873	—	7	5,198	—	42,433	
環境省		国立環境研究所	9,532	1,613	—	△25	△56	430	—	11,494
		環境再生保全機構	16,181	4	—	△5	△5	215	—	16,390
防衛省		駐留軍等労働者労務管理機構	3,606	5	—	8	128	12	—	3,758
		計(101法人)	12,211,199	277,278	16,956	△1,655	19,041	305,622	△39,159	12,789,281

- (注) 1 各法人の平成20年度の財務諸表(行政サービス実施コスト計算書)による。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 損益外減価償却等相当額は損益外減価償却相当額と損益外固定資産除売却相当額を含む。
4 年金・健康保険福祉施設整備機構の損益外減損損失相当額は、損益外販売用不動産評価替差額金の金額を記載している。
5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
7 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
8 国際協力機構の行政サービス実施コストの状況(平成20年度)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。
9 通関情報処理センターについては平成20年10月1日付で解散したため、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヶ月決算になっている。

(注)◎印は委員長(分科会長)、○印は委員長(分科会長)代理を示す。

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職
内閣府 本委員会	◎	委員長 大森 彌	東京大学名誉教授
	○	委員 御厨 貴	東京大学先端科学技術研究センター教授
	○	委員 石川 恵子	実践女子大学人間社会学部准教授
	○	委員 伊集院 礼子	ジャーナリスト
	○	委員 上野 俊彦	上智大学外国語学部長
	○	委員 遠藤 紘一	(株)リコー取締役副社長執行役員
	○	委員 大隈 暁子	公認会計士
	○	委員 大河内 美保	主婦連合会副会長
	○	委員 中野 目 徹	筑波大学大学院人文社会科学研究科教授
	○	委員 長岡 美奈	公認会計士
	○	委員 野口 貴公美	中央大学法学部教授
	○	委員 平澤 洽	東京大学名誉教授
	○	委員 山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	○	委員 渡邊 光一	国士舘大学大学院客員教授
	国立公文書館	◎	委員長 御厨 貴
○		委員 大隈 暁子	公認会計士
○		委員 石川 恵子	実践女子大学人間社会学部准教授
○		委員 中野 目 徹	筑波大学大学院人文社会科学研究科教授
沖縄科学技術基盤整備機構	◎	委員長 平澤 洽	東京大学名誉教授
	○	委員 遠藤 紘一	(株)リコー取締役副社長執行役員
	○	委員 伊集院 礼子	ジャーナリスト
	○	委員 長岡 美奈	公認会計士
北方領土問題対策協会分科会	◎	委員長 上野 俊彦	上智大学外国語学部教授
	○	委員 渡邊 光一	国士舘大学大学院客員教授
	○	委員 石川 恵子	実践女子大学人間社会学部准教授
	○	委員 大隈 暁子	公認会計士
国立生活センター分科会	◎	委員長 山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	○	委員 伊集院 礼子	ジャーナリスト
	○	委員 大河内 美保	主婦連合会副会長
	○	委員 大森 彌	東京大学名誉教授
総務省独立行政法人評価委員会 本委員会	◎	委員長 森永 規彦	広島国際大学学長
	○	委員 亀井 昭宏	早稲田大学商学学術院教授
	○	委員 岩田 正美	日本女子大学人間社会学部教授
	○	委員 奥林 康司	摂南大学副学長兼経営情報学部長
	○	委員 金江 廣志	東京経済大学経済学部教授
	○	委員 國井 秀子	リコーITソリューションズ株式会社取締役会長執行役員
	○	委員 佐藤 修三	株式会社NTTデータビジネスプレインズ代表取締役社長
	○	委員 冨川 純子	埼玉大学教育学部教授
	○	委員 下和田 功	帝京大学経済学部教授
	○	委員 高畑 文雄	早稲田大学理工学術院教授
	○	委員 榎 広 計	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所リスク解析戦略研究センター長
	○	委員 土井 美和子	株式会社東芝研究開発センター首席技監
	○	委員 根元 義章	東北大学理事
	○	委員 平田 康夫	株式会社国際電気通信基礎技術研究所代表取締役社長
	○	委員 堀川 末子	弁護士
	○	専門委員 池内 克史	東京大学大学院 情報学環教授
	○	専門委員 機部 哲	慶應義塾大学法科大学院准教授
	○	専門委員 梅比良 正弘	茨城大学大学院理工学研究科教授
	○	専門委員 大場 亨	地理情報システム学会 自治体分科会主査
	○	専門委員 小笠原 直	公認会計士
	○	専門委員 生越 由美	東京理科大学専門職大学院教授
	○	専門委員 梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人 総括代表社員(CEO)
	○	専門委員 加納 貞彦	早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授
	○	専門委員 小館 香椎子	日本女子大学学長特別補佐
	○	専門委員 小林 稔	和光大学経済経営学部教授
	○	専門委員 小巻 泰之	日本大学経済学部教授
	○	専門委員 佐野 真理子	主婦連合会事務局長
	○	専門委員 篠原 弘道	日本電信電話株式会社取締役研究企画部門長
	○	専門委員 白銀 良三	国士舘大学政経学部経営学科教授
	○	専門委員 鈴木 清	公認会計士
	○	専門委員 鈴木 陽一	東北大学電気通信研究所副所長・教授
	○	専門委員 関口 博正	神奈川大学経営学部准教授
	○	専門委員 園田 智昭	慶應義塾大学商学部教授
○	専門委員 玉井 清	慶應義塾大学経済学部教授	
○	専門委員 津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授	
○	専門委員 東倉 洋一	国立情報学研究所副所長・企画推進本部長	
○	専門委員 時任 英人	倉敷芸術科学大学産業科学技術学部教授	
○	専門委員 中島 厚志	みずほ総合研究所株式会社専務執行役員チーフエコノミスト	
○	専門委員 中須賀 真一	東京大学大学院工学系研究科教授	

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
	専門委員	仲地 博	沖縄大学副学長	
	専門委員	西尾 裕一郎	スカパーJSAT株式会社執行役員技術運用本部本部長代行	
	専門委員	橋本 雅博	住友生命保険相互会社常務取締役嘱託常務執行役員	
	専門委員	日笠 克巳	三井生命保険株式会社保険計理人	
	専門委員	藤井 良一	名古屋大学理事・副総長	
	専門委員	藤原 まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員	
	専門委員	水野 秀樹	東海大学開発工学部教授	
	専門委員	三谷 政昭	東京電機大学工学部情報通信工学科教授	
	専門委員	椋田 哲史	社団法人日本経済団体連合会常任理事	
	専門委員	武藤 泰明	早稲田大学スポーツ科学学術院教授	
	専門委員	森末 暢博	弁護士	
	平和祈念事業特別基金分科会	◎ 委員	亀井 昭宏	早稲田大学商学学術院教授
		○ 委員	奥林 康司	摂南大学副学長兼経営情報学部長
委員		堀川 末子	弁護士	
専門委員		鈴木 清	公認会計士	
専門委員		玉井 清	慶應義塾大学法学部教授	
専門委員		時任 英人	倉敷芸術科学大学産業科学技術学部教授	
情報通信・宇宙開発分科会	◎ 委員	仲地 博	沖縄大学副学長	
	○ 委員	森永 規彦	広島国際大学学長	
	委員	高畑 文雄	早稲田大学理工学術院教授	
	委員	國井 秀子	リコーソリューションズ株式会社取締役会長執行役員	
	委員	土井 美和子	株式会社東芝研究開発センター首席技監	
	委員	根元 義章	東北大学理事	
	委員	平田 康夫	株式会社国際電気通信基礎技術研究所代表取締役社長	
	専門委員	池内 克史	東京大学大学院情報学環教授	
	専門委員	梅比 良正弘	茨城大学大学院理工学研究科教授	
	専門委員	生越 由美	東京理科大学専門職大学院教授	
	専門委員	加納 貞彦	早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授	
	専門委員	小館 香椎子	日本女子大学学長特別補佐	
	専門委員	篠原 弘道	日本電信電話株式会社取締役研究企画部門長	
	専門委員	鈴木 陽一	東北大学電気通信研究所副所長・教授	
	専門委員	関口 博正	神奈川大学経営学部准教授	
	専門委員	園田 智昭	慶應義塾大学商学部教授	
	専門委員	東倉 洋一	国立情報学研究所副所長・企画推進本部長	
	専門委員	中須 寛真	東京大学大学院工学系研究科教授	
	専門委員	西尾 裕一郎	スカパーJSAT株式会社執行役員技術運用本部本部長代行	
	専門委員	藤井 良一	名古屋大学 理事・副総長	
	専門委員	水野 秀樹	東海大学開発工学部教授	
	専門委員	三谷 政昭	東京電機大学工学部情報通信工学科教授	
	専門委員	椋田 哲史	社団法人日本経済団体連合会常任理事	
	専門委員	武藤 泰明	早稲田大学スポーツ科学学術院教授	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会	◎ 委員	下和田 功	帝京大学経済学部教授
		○ 委員	釜江 廣志	東京経済大学経済学部教授
		委員	重川 純子	埼玉大学教育学部教授
専門委員		梶川 融	太陽ASG監査法人総括代表社員(CEO)	
専門委員		佐野 真理子	主婦連合会事務局長	
専門委員		白銀 良三	国士館大学政経学部経営学科教授	
専門委員		中島 厚志	みずほ総合研究所株式会社専務執行役員チーフエコノミスト	
専門委員		橋本 雅博	住友生命保険相互会社常務取締役嘱託常務執行役員	
専門委員		日笠 克巳	三井生命保険株式会社保険計理人	
統計センター分科会		◎ 委員	佐藤 修三	株式会社NTTデータビジネスブレインズ代表取締役社長
	○ 委員	岩田 正美	日本女子大学人間社会学部教授	
	委員	椿 広計	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所リスク解析戦略研究センター長	
	専門委員	磯部 哲	慶應義塾大学法科大学院准教授	
	専門委員	大場 亨	地理情報システム学会自治体分科会主査	
	専門委員	小笠原 直	公認会計士	
	専門委員	小林 稔	和光大学経済経営学部教授	
	専門委員	小巻 泰之	日本大学経済学部教授	
	専門委員	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授	
	専門委員	藤原 まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員	
	専門委員	森末 暢博	弁護士	
	外務省独立行政法人評価委員会	◎ 委員	南 直哉	東京電力株式会社顧問
		○ 委員	井口 武雄	三井住友海上火災保険株式会社シニアアドバイザー
委員		青山 伸一	公認会計士	
委員		縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授	
委員		上野 田鶴子	放送大学客員教授	
委員		上子 秋生	立命館大学政策科学部教授	
委員		新海 尚子	国立大学法人名古屋大学大学院国際開発研究科准教授	
委員		建 島 哲	独立行政法人国立美術館国立国際美術館館長	
委員		柘植 あづみ	明治学院大学社会学部 教授	
委員		手納 美枝	株式会社デルタポイントインターナショナル代表取締役	
委員		都丸 潤子	早稲田大学政治経済学術院 教授	
委員		榛木 恵子	特定非営利活動法人関西NGO協議会事務局長	
国際交流基金分科会		◎ 委員	建 島 哲	独立行政法人国立美術館国立国際美術館館長
	○ 委員	手納 美枝	株式会社デルタポイントインターナショナル代表取締役	
	委員	青山 伸一	公認会計士	
	委員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授	
	委員	上野 田鶴子	放送大学客員教授	

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職
国際協力機構分科会	委員	上子秋生	立命館大学政策科学部教授
	委員	南直哉	東京電力株式会社顧問
	◎委員	井口武雄	三井住友海上火災保険株式会社シニアアドバイザー
	委員	青山伸一	公認会計士
	委員	縣公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
	委員	上子秋生	立命館大学政策科学部教授
	委員	新海尚子	国立大学法人名古屋大学大学院国際開発研究科准教授
	委員	柘植あづみ	明治学院大学社会学部教授
	委員	都丸潤子	早稲田大学政治経済学術院教授
	委員	様木恵子	特定非営利活動法人関西NGO協議会事務局長
	委員	南直哉	東京電力株式会社顧問
	◎委員	青山伸一	公認会計士
	委員	上子秋生	立命館大学政策科学部教授
	◎委員	上野田鶴子	放送大学客員教授
	◎委員	新海尚子	国立大学法人名古屋大学大学院国際開発研究科准教授
財務省独立行政法人評価委員会	◎委員	奥村洋彦	学習院大学経済学部教授
	○委員	牟田博光	国立大学法人東京工業大学理事・副学長
	委員	岩村充	早稲田大学大学院商学研究科教授
	委員	魚住武司	国立大学法人東京大学名誉教授
	委員	勝尾裕子	学習院大学経済学部教授
	委員	川口有一郎	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	委員	櫻井宏二郎	専修大学経済学部教授
	委員	篠崎和子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授(理学博士)
	委員	篠崎由紀子	株式会社都市生活研究所代表取締役社長
	委員	首藤 恵	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	委員	島崎規子	城西国際大学経営情報学部総合経営学科教授
	委員	橋本介三	国立大学法人大阪大学名誉教授
	委員	原田菜生	流通経済大学経済学部教授
	委員	森田 朗	国立大学法人東京大学大学院公共政策学連携研究部教授
	委員	冢森 信壽	国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科教授
	委員	横山 彰	中央大学総合政策学部教授
	委員	米澤 康博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	委員	和気 洋子	慶應義塾大学商学部教授
	臨時委員	阿部 啓子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授
	臨時委員	泉田 洋一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	臨時委員	井上 定彦	公立大学法人島根県立大学総合政策学部教授
	臨時委員	遠藤 尚秀	新日本有限責任監査法人 パートナー
	臨時委員	大前 孝太郎	慶應義塾大学総合政策学部准教授
	臨時委員	小川 昭一	株式会社池田銀行代表取締役副頭取
	臨時委員	北村 敬子	中央大学商学部教授
	臨時委員	駒城 素子	国立大学法人お茶の水女子大学名誉教授
	臨時委員	崎田 裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー
	臨時委員	佐々田 美雪	大阪芸術大学芸術学部工芸学科教授
	臨時委員	佐藤 友美子	財団法人サンリー文化財団上席研究フェロー
	臨時委員	菅谷 美	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授
	臨時委員	高木 勇三	公認会計士、監査法人五大会長
	臨時委員	立花 宏	社団法人日本経済団体連合会参与
	臨時委員	中瀬 勲	兵庫県立大学専門職大学院緑環境景観マネジメント研究科長、教授
臨時委員	中西 載慶	東京農業大学第一高等学校及び同中等部校長、東京農業大学教授(兼務)	
臨時委員	新関 公子	国立大学法人東京芸術大学名誉教授	
臨時委員	西野 裕久	あずさ監査法人代表社員	
臨時委員	根本 祐二	東洋大学大学院経済学研究科教授	
臨時委員	広重 美希	財団法人日本消費者協会出版啓発部啓発課長	
臨時委員	牧田 東一	桜美林大学法学政治学系、学系長、教授	
臨時委員	間島 進吾	中央大学商学部教授	
臨時委員	松川 雅典	弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士	
臨時委員	真屋 尚生	日本大学商学部教授	
臨時委員	宮内 忍	公認会計士	
臨時委員	守島 基博	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授	
農林漁業信用基金分科会	◎委員	首藤 恵	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	○委員	櫻井 宏二郎	専修大学経済学部教授
	臨時委員	泉田 洋一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	臨時委員	立花 宏	社団法人日本経済団体連合会参与
	臨時委員	真屋 尚生	日本大学商学部教授
造幣局分科会	◎委員	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授
	○委員	牟田 博光	国立大学法人東京工業大学理事・副学長
	臨時委員	井上 定彦	公立大学法人島根県立大学総合政策学部教授
	臨時委員	佐々田 美雪	大阪芸術大学芸術学部工芸学科教授
	臨時委員	佐藤 友美子	財団法人サンリー文化財団上席研究フェロー
	臨時委員	遠藤 尚秀	新日本有限責任監査法人 パートナー
	臨時委員	松川 雅典	弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士
国立印刷局分科会	◎委員	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授
	○委員	岩村 充	早稲田大学大学院商学研究科教授
	臨時委員	井上 定彦	公立大学法人島根県立大学総合政策学部教授
	臨時委員	駒城 素子	国立大学法人お茶の水女子大学名誉教授
	臨時委員	高木 勇三	公認会計士、監査法人五大会長
	臨時委員	新関 公子	国立大学法人東京芸術大学名誉教授

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職
日本万国博覧会記念機構分科会	臨時委員	守島 基博	国立大学法人一橋大学大学院商学研究所教授
	○ 委員	橋本 介三	国立大学法人大阪大学名誉教授
	○ 委員	篠崎 由紀子	株式会社都市生活研究所代表取締役社長
	臨時委員	小川 昭一	株式会社池田銀行代表取締役副頭取
	臨時委員	崎田 裕	ジャーナリスト、環境カウンセラー
	臨時委員	中瀬 勲	兵庫県立大学専門職大学院緑環境景観マネジメント研究科長、教授
	臨時委員	西野 裕久	あずさ監査法人代表社員
酒類総合研究所分科会	○ 委員	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授
	○ 委員	魚住 武司	国立大学法人東京大学名誉教授
	臨時委員	阿部 啓子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授
	臨時委員	高木 勇三	公認会計士、監査法人五大会長
	臨時委員	中西 載慶	東京農業大学第一高等学校及び同中等部校長、東京農業大学教授(兼務)
	臨時委員	広重 美希	財団法人日本消費者協会出版啓発部啓発課長
	臨時委員	守島 基博	国立大学法人一橋大学大学院商学研究所教授
情報通信研究機構部会	○ 委員	森田 明	国立大学法人東京大学大学院公共政策学連携研究部教授
	○ 委員	和氣 洋子	慶應義塾大学商学部教授
	臨時委員	菅谷 実	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授
中小企業基盤整備機構部会	○ 委員	米澤 康博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	○ 委員	勝尾 裕子	学習院大学経済学部教授
	臨時委員	眞屋 尚生	日本大学商学部教授
農業・食品産業技術総合研究機構部会	○ 委員	原田 英生	流通経済大学経済学部教授
	○ 委員	篠崎 和子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	臨時委員	間島 進吾	中央大学商学部教授
奄美群島振興開発基金部会	○ 委員	横山 彰	中央大学総合政策学部長
	○ 委員	鳥崎 規子	城西国際大学経営情報学部総合経営学科教授
	臨時委員	根本 祐二	東洋大学大学院経済学研究科教授
住宅金融支援機構分科会	○ 委員	川口 有一郎	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	○ 委員	家森 信善	国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科教授
	臨時委員	大前 孝太郎	慶應義塾大学総合政策学部准教授
	臨時委員	北村 敬子	中央大学商学部教授
	臨時委員	宮内 忍	公認会計士
文部科学省独立行政法人評価委員会	委員	青木 昭明	財団法人ソニー教育財団理事
	委員	池田 弘一	アサヒビール株式会社相談役
	委員	石原 多賀子	北陸大学未来創造学部教授
	委員	板本 登	株式会社ニッセイ代表取締役社長
	委員	上原 春男	NPO法人海洋温度差発電推進機構理事長
	委員	荻上 紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	委員	奥野 信宏	中京大学総合政策学部教授
	委員	柿崎 平	株式会社日本総合研究所上席主任研究員
	○ 委員	櫻谷 隆夫	日本公認会計士協会常務理事
	委員	加藤 昌男	財団法人NHK放送研修センター日本語センター専門委員
	○ 委員	門永 宗之助	Intrinsics代表
	委員	栗原 和枝	東北大学原子分子材料科学高等研究機構教授
	委員	河野 栄子	DIC株式会社社外取締役
	委員	小林 寛道	東京大学名誉教授
	委員	佐野 慶子	日本公認会計士協会常務理事
	委員	竹内 順一	公益財団法人永青文庫館長、東京芸術大学名誉教授
	委員	田淵 薫子	株式会社三菱総合研究所政策評価チーフコンサルタント主席研究員
	委員	都河 明子	前東京大学教授、東京医科歯科大学教授
	委員	時子山 ひろみ	日本女子大学名誉教授
	委員	鳥井 弘之	NPO法人テック未来塾理事長
	委員	西村 紀	株式会社島津製作所技術顧問、大阪大学蛋白質研究所疾患プロテオミクス寄附研究部門特任教授
	委員	船山 信子	上野学園大学音楽・文化学部教授
	委員	宮崎 英憲	東洋大学文学部教授
	委員	矢口 彰	財団法人日本デジタル道路地図協会常務理事
	委員	山下 廣順	科学技術振興機構科学技術振興調整費プログラム主管
	委員	山本 恒夫	八洲学園大学長、筑波大学名誉教授
	初等中等教育分科会	委員	宮崎 英憲
委員		石原 多賀子	北陸大学未来創造学部教授
臨時委員		安藤 隆男	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授、筑波大学付属桐ヶ丘特別支援学校校長
臨時委員		今井 忠	東京都自閉症協会理事長
臨時委員		菊池 龍三郎	茨城大学名誉教授
臨時委員		杉本 由美子	神奈川県立座間養護学校校長
臨時委員		関 博徳	前香川県人事委員会委員長
臨時委員		館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
臨時委員		平野 次郎	放送ジャーナリスト、学習院女子大学特別専任教授
臨時委員		古川 勝也	長崎県教育庁特別支援教育室長
臨時委員		三上 裕三	聖徳大学大学院教職研究科教授
臨時委員		村林 守	三重中京大学現代法経学部教授
高等教育分科会		○ 委員	上原 春男
	○ 委員	時子山 ひろみ	日本女子大学名誉教授
	委員	荻上 紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	委員	奥野 信宏	中京大学総合政策学部教授
	委員	佐野 慶子	日本公認会計士協会常務理事
	臨時委員	秋山 正樹	元財団法人パナソニック教育財団顧問

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
	臨時委員	石堂 正信	株式会社JR東日本リールネット常務取締役	
	臨時委員	板谷 謙悟	国立大学法人東北大学原子分子材料科学高等研究機構教授	
	臨時委員	井上 光輝	豊橋技術科学大学工学部教授	
	臨時委員	桐村 晋次	古河電気工業株式会社顧問	
	臨時委員	小松 秀園	特定非営利活動法人日本イーラーニングコンソシアム会長、NTTラーニングシステムズ株式会社企画調査室長	
	臨時委員	佐藤 淳	名古屋工業大学学長補佐、大学院工学研究科教授	
	臨時委員	佐藤 誠二	国立大学法人静岡大学文学部長	
	臨時委員	高橋 雅江	日本女子大学理学部教授	
	臨時委員	館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長	
	臨時委員	田中 清	銀座ファースト法律事務所 弁護士	
	臨時委員	椿原 治	社団法人日本工学教育協会前専務理事	
	臨時委員	鳥養 映子	国立大学法人山梨大学大学院医学工学総合研究部教授	
	臨時委員	仲野 友子	国際教育交換協議会日本代表部エグゼクティブアドバイザー	
	臨時委員	中村 宏治	元私立植草学園文化女子高等学校教諭	
	臨時委員	服部 拓也	社団法人日本原子力産業協会理事長	
	臨時委員	平野 次郎	放送ジャーナリスト、学習院女子大学特別専任教授	
	臨時委員	福井 次矢	聖路加国際病院長	
	臨時委員	古阪 幸代	三機工業株式会社ファシリテイションシステム事業部ワークプレイス戦略専門部長	
	臨時委員	益田 祐一	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授	
	臨時委員	松本 香	公認会計士、公認会計士松本香事務所長、TDK株式会社監査役	
	臨時委員	松本 浩之	元東京工業高等専門学校長	
	臨時委員	森 公高	公認会計士、あずさ監査法人代表社員	
	臨時委員	和田 義博	公認会計士(日本公認会計士協会前常務理事)	
	臨時委員	渡辺 孝	芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科長	
	社会教育分科会	◎ 委員	山本 恒夫	八州学園大学学長、国立大学法人筑波大学名誉教授
		○ 委員	都河 明子	前東京大学教授、東京医科歯科大学教授
		委員	柿崎 平	株式会社日本総合研究所 上席主任研究員
		臨時委員	大宮 登	高崎経済大学副学長
		臨時委員	鈴山 雅子	三重大学男女共同参画コーディネーター客員教授
		臨時委員	高木 尚	丸亀市教育委員会教育委員
		臨時委員	高橋 興	青森中央学院大学経営法学部教授
		臨時委員	中川 志郎	ミュージアムパーク茨城県自然博物館名誉館長
臨時委員		萩原 なつ子	立教大学社会学部教授、NPO法人日本NPOセンター常務理事	
臨時委員		林 良博	東京農業大学教授	
臨時委員		堀 由紀子	新江ノ島水族館館長、岐阜県世界淡水魚園水族館館長	
臨時委員		松野 康子	元全国公立小中学校女性校長会会長	
臨時委員		村井 敏	株式会社日本人材開発センター主任講師	
臨時委員		山極 清子	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科特任教授	
スポーツ・青少年分科会	委員	板本 登	株式会社ニッセイ代表取締役社長	
	委員	小林 寛道	東京大学名誉教授	
	臨時委員	勝方 信一	教育ジャーナリスト	
	臨時委員	北村 信彦	公認会計士	
	臨時委員	葦 政子	NPO法人自然体験活動推進協議会評議員	
	臨時委員	高橋 和子	横浜国立大学教授	
	臨時委員	辰野 勇	株式会社モンベル代表取締役会長	
	臨時委員	田中ウルヴェ京	株式会社MJコンテス取締役	
	臨時委員	田邊 陽子	日本大学法学部准教授	
	臨時委員	古川 和	株式会社アクションラーニング研究所代表取締役、NPO法人体験型科学教育研究所理事	
	臨時委員	富西 嘉樹	東京海上日動火災保険株式会社横浜支店長	
	臨時委員	矢崎 良明	板橋区立高島第一小学校校長、全国学校安全教育研究会会長	
科学技術・学術分科会	◎ 委員	門永 宗之助	Intrinsics代表	
	○ 委員	鳥井 弘之	NPO法人テクノ未来塾理事長	
	委員	青木 昭明	財団法人ソニー教育財団理事	
	委員	柿崎 平	株式会社日本総合研究所 上席主任研究員	
	委員	櫻谷 隆夫	日本公認会計士協会常務理事	
	委員	栗原 和枝	東北大学原子分子材料科学高等研究機構教授	
	委員	西村 紀	株式会社島津製作所技術顧問、大阪大学蛋白質研究所疾患プロテオミクス寄附研究部門特任教授	
	委員	矢口 彰	財団法人日本デジタル道路地図協会専務理事	
	委員	山下 廣順	科学技術振興機構科学技術振興調整費プログラム主管	
	臨時委員	赤川 泉	東海大学海洋学部海洋生物学科教授	
	臨時委員	小豆島 明	横浜国立大学大学院工学研究院教授	
	臨時委員	石田 英之	株式会社東レリサーチセンター 常任顧問 工学博士	
	臨時委員	岩井 善郎	福井大学大学院工学研究科教授	
	臨時委員	江名 輝彦	三菱商事株式会社顧問	
	臨時委員	遠藤 守信	信州大学工学部教授	
	臨時委員	大久保 修平	東京大学地震研究所教授	
	臨時委員	大倉 久直	前茨城県立中央病院院長	
	臨時委員	太田 英美	新日鉄エンジニアリング株式会社取締役	
	臨時委員	岡本 義朗	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主席研究員	
	臨時委員	岡山 博人	東京大学大学院医学系研究科教授	
	臨時委員	梶 昭次郎	帝京大学理工学部教授	
	臨時委員	加藤 晴也	花王株式会社研究開発部門研究企画グループ部長	
	臨時委員	日下部 きよ子	東京女子医科大学名誉教授	
	臨時委員	黒木 登志夫	独立行政法人日本学術振興会学術システム研究センター副所長	
	臨時委員	小出 重幸	読売新聞社編集委員	
	臨時委員	小原 雄治	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事	
	臨時委員	酒井 邦夫	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院名誉院長	

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
	臨時委員	柴田 洋二	社団法人日本電機工業会原子力部長	
	臨時委員	島崎 邦彦	財団法人震災予防協会研究員	
	臨時委員	島村 誠	東日本旅客鉄道株式会社JR東日本研究開発センター防災研究所長	
	臨時委員	清水 勇	独立行政法人工業所有権情報・研修館理事長	
	臨時委員	瀬川 至朗	早稲田大学政治経済学術院教授、大学院政治学研究科ジャーナリズムコースプログラム・マネージャー	
	臨時委員	曾根 純一	日本電気株式会社中央研究所支配人	
	臨時委員	高井 治	名古屋大学エトピア科学研究所長	
	臨時委員	高尾 正敏	大阪大学大学院基礎工学研究科特任教授	
	臨時委員	高倉 かほる	前国際基督教大学教養学部理学科教授	
	臨時委員	高橋 德行	トヨタ自動車株式会社顧問	
	臨時委員	高橋 祐治	電気事業連合会原子力部長	
	臨時委員	寶 馨	京都大学防災研究所教授	
	臨時委員	田中 知	東京大学大学院工学系研究科教授	
	臨時委員	田中 成明	財団法人国際高等研究所副所長、京都大学名誉教授	
	臨時委員	知野 恵子	読売新聞東京本社編集委員	
	臨時委員	津田 尚輝	財団法人日本船舶技術研究協会理事長	
	臨時委員	土屋 俊	千葉大学文学部教授	
	臨時委員	土井 美和子	株式会社東芝研究開発センター首席技監	
	臨時委員	東嶋 和子	科学ジャーナリスト	
	臨時委員	当麻 純一	財団法人電力中央研究所知的財産センター所長	
	臨時委員	永井 良三	東京大学大学院医学研究科教授	
	臨時委員	永田 京子	東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授	
	臨時委員	中西 友子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	臨時委員	中村 雅美	前日本経済新聞社編集委員(江戸川大学教授)	
	臨時委員	橋本 操	新日本製鐵株式会社フェロー・先端技術研究所長	
	臨時委員	花輪 公雄	東北大学大学院理学研究科長	
	臨時委員	平野 正雄	カーラールグループマネージングディレクター・共同代表	
	臨時委員	松本 紘	京都大学総長	
	臨時委員	三木 俊克	山口大学大学院理工学研究科教授	
	臨時委員	水谷 惟恭	豊橋技術科学大学監事(非常勤)	
	臨時委員	宮内 忍	公認会計士	
	臨時委員	室伏 旭	東京大学名誉教授、秋田県立大学名誉教授	
	臨時委員	山地 憲治	財団法人地球環境産業技術研究開発機構理事・研究所長	
	臨時委員	山田 弘司	自然科学研究機構核融合科学研究所教授	
	臨時委員	和気 洋子	慶應義塾大学商学部教授	
	臨時委員	和田 義博	公認会計士(日本公認会計士協会前常務理事)	
	文化分科会	◎ 委員	船山 信子	上野学園大学音楽・文化学部教授
		○ 委員	竹内 順一	公益財団法人永青文庫館長、東京芸術大学名誉教授
		委員	池田 弘一	アサヒビール株式会社相談役
		委員	加藤 昌男	財団法人NHK放送研修センター日本語センター専門委員
		委員	河野 栄子	DIC株式会社社外取締役
		委員	田淵 雪子	株式会社三菱総合研究所政策評価チーフコンサルタント主席研究員
		臨時委員	赤堀 侃司	白鷗大学教育学部教授
		臨時委員	安藤 紘平	映画監督、早稲田大学教授
		臨時委員	池上 徹彦	宇宙開発委員会委員
		臨時委員	大島 伸	株式会社講談社校閲局長
臨時委員		吉川 周平	京都市立芸術大学名誉教授	
臨時委員		才田 いずみ	東北大学大学院文学研究科教授	
臨時委員		坂本 恵	東京外国語大学留学生日本語教育センター教授	
臨時委員		佐々木 涼子	舞踊評論家、東京女子大学教授	
臨時委員		嶋田 実名子	花王株式会社コーポレートコミュニケーション部門CSR推進部長(兼)社会貢献部長	
臨時委員		武田 佐知子	大阪大学理事・副学長	
臨時委員		星野 紘	東京文化財研究所名誉研究員	
臨時委員		前田 富士男	中部大学人文学部教授	
臨時委員		増澤 文武	財団法人元興寺文化財研究所名誉研究員	
臨時委員		宮島 博和	公認会計士	
臨時委員		山梨 俊夫	神奈川県立近代美術館館長	
臨時委員		山本 健一	演劇評論家	
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会		◎ 委員	井原 哲夫	慶應義塾大学名誉教授
	○ 委員	猿田 享男	慶應義塾大学名誉教授	
	委員	田村 昌三	国立大学法人横浜国立大学教授・国立大学法人東京大学名誉教授	
	委員	鈴木 友和	公立学校共済組合近畿中央病院名誉院長	
	委員	岩淵 勝好	東北福祉大学教授	
	委員	清水 涼子	関西大学大学院会計研究科教授(公認会計士)	
	委員	武見 ゆかり	女子栄養大学教授	
	委員	田宮 菜奈子	国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	
	委員	永井 良三	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科教授	
	委員	内山 聖	国立大学法人新潟大学医歯学総合病院長	
	委員	祖父江 元	国立大学法人名古屋大学大学院医学系研究科教授	
	委員	和田 義博	公認会計士	
	委員	渡辺 俊介	東京女子医科大学医学部客員教授	
	委員	田極 春美	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主任研究員	
	委員	篠原 栄一	公認会計士	
	委員	今村 肇	東洋大学経済学部総合政策学教授	
	委員	堺 秀人	慶應義塾大学病院病院長補佐	
	委員	寺山 久美子	大阪河崎リハビリテーション大学副学長	
	委員	宮本 みち子	放送大学教養学部教授	

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
	委員	上野谷 加代子	同志社大学社会学部社会福祉学科教授	
	委員	大島 道子	静岡英和学院大学人間社会学部地域福祉学科教授	
	委員	五十嵐 邦彦	公認会計士	
	委員	平井 みどり	国立大学法人神戸大学医学部附属病院薬剤部長・教授	
	委員	眞野 俊樹	多摩大学医療リスクマネジメント研究所教授	
	委員	御園 良彦	社団法人日本水道協会専務理事	
	委員	茂庭 竹生	東海大学名誉教授	
	委員	山口 修	国立大学法人横浜国立大学経営学部教授	
	委員	川北 英隆	国立大学法人京都大学大学院経営管理研究部教授	
	委員	竹原 均	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	委員	樋口 恵子	公認会計士	
	調査研究部会	○委員	田村 昌三	国立大学法人横浜国立大学教授・国立大学法人東京大学名誉教授
		○委員	鈴木 友和	公立学校共済組合近畿中央病院名誉院長
		委員	岩瀬 勝好	東北福祉大学教授
委員		清水 涼子	関西大学大学院会計研究科教授(公認会計士)	
委員		武見 ゆかり	女子栄養大学教授	
委員		田宮 菜奈子	国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	
臨時委員		市川 厚	武庫川女子大学薬学部部長/教授	
臨時委員		酒井 一博	財団法人労働科学研究所常務理事・所長	
高度専門医療研究部会	○委員	中村 英夫	日本大学理工学部電子情報工学科教授	
	臨時委員	政安 静子	社会福祉法人新社会特別養護老人ホームいきり苑那珂副施設長	
	○委員	永井 良三	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科教授	
	○委員	猿田 享男	慶応義塾大学名誉教授	
	委員	内山 聖	国立大学法人新潟大学医歯学総合病院院長	
	委員	祖父江 元	国立大学法人名古屋大学大学院医学系研究科教授	
	委員	和田 義博	公認会計士	
	臨時委員	夏目 誠	株式会社JR東日本リテールネット代表取締役社長	
国立病院部会	臨時委員	花井 士伍	全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人	
	臨時委員	本田 麻由美	読売新聞東京本社社会保障部記者	
	臨時委員	三好 敏昭	日本製薬工業協会常務理事	
	○委員	猿田 享男	慶応義塾大学名誉教授	
	○委員	渡辺 俊介	東京女子医科大学医学部客員教授	
	委員	田極 春美	三菱UFJサチ&コンサルティング株式会社主任研究員	
	委員	和田 義博	公認会計士	
	臨時委員	辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事	
労働部会	臨時委員	夏目 誠	株式会社JR東日本リテールネット代表取締役社長	
	臨時委員	山田 史	日本赤十字社事業局長	
	○委員	井原 哲夫	慶應義塾大学名誉教授	
	○委員	篠原 栄一	公認会計士	
	委員	今村 肇	東洋大学経済学部総合政策学学科教授	
	委員	塚 秀人	慶應義塾大学病院病院長補佐	
	委員	寺山 久美子	大阪河崎リハビリテーション大学副学長	
	委員	宮本 みち子	放送大学教養学部教授	
	臨時委員	小畑 史子	国立大学法人京都大学大学院地球環境学学准教授	
	臨時委員	川端 大二	川端人材開発研究所所長	
医療・福祉部会	臨時委員	中村 紀子	株式会社ポピンスコーポレーション代表取締役	
	臨時委員	松田 憲二	有限会社マツダ・ビジネス・コンサルティング代表取締役	
	臨時委員	本寺 大志	株式会社ヘイコンサルティンググループ プリンシパル	
	○委員	上野谷 加代子	同志社大学社会学部社会福祉学科教授	
	○委員	大島 道子	静岡英和学院大学人間社会学部地域福祉学科教授	
	委員	五十嵐 邦彦	公認会計士	
	委員	平井 みどり	国立大学法人神戸大学医学部附属病院薬剤部長・教授	
	委員	眞野 俊樹	多摩大学医療リスクマネジメント研究所教授	
水資源部会	臨時委員	浅野 信久	大和証券キャピタル・マーケティング株式会社コーポレート・ファイナンス第一部新規産業 事業調査課課長/担当部長	
	臨時委員	關 宏之	広島国際大学医療福祉学部教授	
	臨時委員	宗林 さおり	独立行政法人国民生活センター商品テスト部調査役	
	臨時委員	松原 由美	株式会社明治安田生活福祉研究所主任研究員	
	○委員	御園 良彦	社団法人日本水道協会専務理事	
	○委員	茂庭 竹生	東海大学名誉教授	
年金部会	臨時委員	水谷 昌弘	日本ダクタイル鉄管協会常勤顧問/関西支部長	
	○委員	山口 修	国立大学法人横浜国立大学経営学部教授	
	○委員	川北 英隆	国立大学法人京都大学大学院経営管理研究部教授	
	委員	竹原 均	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	委員	樋口 恵子	公認会計士	
	臨時委員	安達 茂夫	日本ブランド農業事業協同組合理事	
	臨時委員	大野 早苗	武蔵大学経済学部准教授	
	臨時委員	光多 長温	国立大学法人鳥取大学地域学部特任教授	
	農林水産省 独立行政法人 評価委員会	○委員	松本 聡	国立大学法人東京大学名誉教授/秋田県立大学名誉教授
		○委員	小野 征一郎	近畿大学水産研究所教授
委員		青柳 義朗	藤沢市代表監査委員	
委員		安部 新一	宮城学院女子大学学芸学部教授	
委員		石井 茂孝	財団法人野田産業科学研究所副理事長兼専務理事	
委員		井上 眞理	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授	
委員		内山 英世	あずさ監査法人東京事務所長	
委員		太田 猛彦	国立大学法人東京大学名誉教授	
委員		岡田 秀二	国立大学法人岩手大学農学部教授	
委員		小川 和夫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
委員		梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員	

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職
	委員	小坂 智規	社団法人大日本水産会常務理事
	委員	児玉 洋子	株式会社日本農業新聞編集局常農生活部部長
	委員	小林 正彦	山梨県総合理工学研究機構総長
	委員	佐々木 珠美	日本生活協同組合連合会食の安全担当テクニカルアドバイザー
	委員	島本 美保子	法政大学社会学部教授
	委員	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	委員	西澤 直子	石川県立大学生物資源工学研究所教授
	委員	早坂 みどり	住空間工房代表
	委員	平松 和昭	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授
	委員	淵野 雄二郎	国立大学法人東京農工大学大学院教授
	委員	前嶋 恒夫	全国農業協同組合中央会常務理事
	委員	向井 文雄	社団法人全国和牛登録協会会長理事
	委員	森田 明	宮城大学食産業学部フードビジネス学科講師
	委員	安 元 杏	主婦連合会常任委員
	委員	横田 絵理	慶應義塾大学商学部教授
	専門委員	綾部 園子	高崎健康福祉大学健康福祉学部教授
	専門委員	荒井 修亮	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科准教授
	専門委員	石田 裕美	女子栄養大学栄養学部教授
	専門委員	市田 知子	明治大学農学部准教授
	専門委員	上田 宏	国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター共生生態系保全領域教授
	専門委員	大下 誠一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	専門委員	岡 智	株式会社日刊木材新聞社顧問
	専門委員	金井 幸雄	国立大学法人筑波大学教育推進部特任教授
	専門委員	加茂前 秀夫	国立大学法人東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授
	専門委員	川上 晴代	栃木県環境森林部林業振興課木材推進班係長(豊かな森林づくりリーダーズネットワーク21 会員)
	専門委員	窪川 かおる	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科特任研究員
	専門委員	小島 克己	国立大学法人東京大学アジア生物資源環境研究センター教授
	専門委員	竹田 芳彦	地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部長兼中央農業試験場長
	専門委員	酒井 秀夫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	専門委員	白石 勝一	株式会社水産新潮社顧問
	専門委員	田中 忠次	社団法人地域資源循環技術センター理事長
	専門委員	田村 早苗	青森大学大学院環境科学研究科准教授
	専門委員	鱈場 尊	十勝農業協同組合連合会企画室長
	専門委員	堤 清樹	財団法人東京都内湾漁業環境整備協会主事
	専門委員	戸澤 正彦	山梨県土地改良事業団体連合会専務理事
	専門委員	中嶋 康博	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
	専門委員	長戸 康郎	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	専門委員	長村 智司	大阪テクノ・ホルティ園芸専門学校校長
	専門委員	馬場 治	国立大学法人東京海洋大学海洋科学部教授
	専門委員	深見 元弘	国立大学法人宇都宮大学農学部教授
	専門委員	福田 晋	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授
	専門委員	布施 伸枝	有限責任監査法人トーマツマネジャー
	専門委員	古田 公人	国立大学法人東京大学名誉教授
	専門委員	松井 徹	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授
	専門委員	萬野 修三	有限会社上旭肉牛牧場代表取締役
	専門委員	箕浦 正広	住友林業株式会社植林関連グループマネージャー
	専門委員	森田 慎二郎	東北文化学園大学医療福祉学部教授
	専門委員	矢澤 進	国立大学法人京都大学名誉教授
	専門委員	山尾 政博	国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究科教授
農業分科会	◎ 委員	松本 聰	国立大学法人東京大学名誉教授/秋田県立大学名誉教授
	○ 委員	向井 文雄	社団法人全国和牛登録協会会長理事
	委員	青柳 義朗	藤沢市代表監査委員
	委員	安部 新一	宮城学院女子大学学芸学部教授
	委員	井上 真理	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授
	委員	佐々木 珠美	日本生活協同組合連合会食の安全担当テクニカルアドバイザー
	委員	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	委員	平松 和昭	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授
	委員	淵野 雄二郎	国立大学法人東京農工大学大学院教授
	委員	森田 明	宮城大学食産業学部フードビジネス学科講師
	専門委員	石田 裕美	女子栄養大学栄養学部教授
	専門委員	岡 智	株式会社日刊木材新聞社顧問
	専門委員	加茂前 秀夫	国立大学法人東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授
	専門委員	鱈場 尊	十勝農業協同組合連合会企画室長
	専門委員	戸澤 正彦	山梨県土地改良事業団体連合会専務理事
	専門委員	中嶋 康博	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
	専門委員	長村 智司	大阪テクノ・ホルティ園芸専門学校校長
	専門委員	馬場 治	国立大学法人東京海洋大学海洋科学部教授
	専門委員	深見 元弘	国立大学法人宇都宮大学農学部教授
	専門委員	福田 晋	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授
	専門委員	布施 伸枝	有限責任監査法人トーマツマネジャー
	専門委員	松井 徹	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授
	専門委員	萬野 修三	有限会社上旭肉牛牧場代表取締役
	専門委員	森田 慎二郎	東北文化学園大学医療福祉学部教授
農業技術分科会	◎ 委員	小林 正彦	山梨県総合理工学研究機構総長
	○ 委員	西澤 直子	石川県立大学生物資源工学研究所教授
	委員	石井 茂孝	財団法人野田産業科学研究所副理事長兼専務理事
	委員	梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
	委員	児玉洋子	株式会社日本農業新聞編集局常農生活部部長	
	委員	前嶋恒夫	全国農業協同組合中央会常務理事	
	専門委員	綾部園子	高崎健康福祉大学健康福祉学部教授	
	専門委員	市田知子	明治大学農学部准教授	
	専門委員	大下誠一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	専門委員	金井幸雄	国立大学法人筑波大学教育推進部特任教授	
	専門委員	小崎隆	公立大学法人首都大学東京都市環境学部教授	
	専門委員	竹田芳彦	地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部部長兼中央農業試験場長	
	専門委員	田中忠次	社団法人地域資源循環技術センター理事長	
	専門委員	長戸康郎	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	専門委員	矢澤進	国立大学法人京都大学名誉教授	
	林野分科会	◎委員	太田猛彦	国立大学法人東京大学名誉教授
		○委員	内山英世	あずさ監査法人東京事務所長
		委員	岡田秀二	国立大学法人岩手大学農学部教授
		委員	島本美保子	法政大学社会学部教授
		委員	早坂みどり	住空間工房代表
		専門委員	小島克己	国立大学法人東京大学アジア生物資源環境研究センター教授
専門委員		川上晴代	栃木県環境森林部林業振興課木材推進班係長(豊かな森林づくりレディースネットワーク21会員)	
専門委員		酒井秀夫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
専門委員		田村早苗	青森大学大学院環境科学研究科准教授	
専門委員		戸澤正彦	山梨県土地改良事業団体連合会専務理事	
専門委員		古田公人	国立大学法人東京大学名誉教授	
専門委員	箕浦正広	住友林業株式会社植林関連グループグループマネージャー		
水産分科会	◎委員	小野征一郎	近畿大学水産研究所教授	
	○委員	小川和夫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	委員	小坂智規	社団法人大日本水産会常務理事	
	委員	横田絵理	慶應義塾大学商学部教授	
	委員	安元杏	主婦連合会常任委員	
	専門委員	荒井修亮	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科准教授	
	専門委員	上田宏	国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター共生生態系保全領域教授	
	専門委員	窪川かおる	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科特任研究員	
	専門委員	白石勝一	株式会社水産新潮社顧問	
	専門委員	堤清樹	財団法人東京都内湾漁業環境整備協会主事	
専門委員	山尾政博	国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究科教授		
経済産業省 独立行政法人 評価委員会	◎委員	木村孟	文部科学省顧問	
	委員	荒牧知子	公認会計士	
	委員	青木節子	慶應義塾大学総合政策学部教授	
	委員	伊丹敬之	東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科教授	
	委員	岩村亮	早稲田大学大学院商学研究科教授	
	委員	内山洋司	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授	
	委員	榎本泰子	中央大学文学部教授	
	委員	大橋弘忠	国立大学法人東京大学大学院工学研究科教授	
	委員	小野俊彦	日新製鋼株式会社取締役相談役	
	委員	梶川融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員	
	委員	岸輝雄	独立行政法人物質・材料研究機構NIMS顧問・東京大学名誉教授	
	委員	小泉明	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授	
	委員	坂本敦子	株式会社プライムタイム代表取締役	
	委員	田中明彦	国立大学法人東京大学大学院情報学環教授	
	委員	鳥井弘之	株式会社日本経済新聞社社友	
	委員	中村紀子	株式会社ポピンスコーポレーション代表取締役	
	委員	早川眞一郎	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授	
	委員	原早苗	埼玉大学非常勤講師	
	委員	平澤治	国立大学法人東京大学名誉教授	
	委員	松山隆司	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科教授	
委員	室伏きみ子	国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授		
委員	森田信男	早稲田大学理工学術院教授		
経済産業研究 所分科会	◎委員	小野俊彦	日新製鋼株式会社取締役相談役	
	臨時委員	小笠原直	監査法人アグアンティア 法人代表・代表社員	
工業所有権 情報・研修 館分科会	◎委員	早川眞一郎	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授	
	臨時委員	生方眞哉	株式会社生方製作所代表取締役会長	
通商・貿易 分科会日本 貿易保険部 会	臨時委員	高田仁	国立大学法人九州大学大学院経済学研究科准教授	
	臨時委員	松田嘉夫	弁理士	
	◎委員	岩村充	早稲田大学大学院商学研究科教授	
	臨時委員	阿部正弘	三菱商事株式会社顧問	
通商・貿易 分科会日本 貿易振興機 構部会	臨時委員	清水幸比古	日揮株式会社常務執行役員営業統括本部長代行	
	臨時委員	伴英康	モルガン・スタンレー証券株式会社エグゼクティブディレクター	
	臨時委員	横田絵理	慶應義塾大学商学部教授	
	◎委員	田中明彦	国立大学法人東京大学大学院情報学環教授	
産業技術分 科会産業技 術総合研究 所部会	臨時委員	相原元八郎	三井物産株式会社顧問	
	臨時委員	秋元眞理子	株式会社旭リサーチセンター主幹研究員	
	臨時委員	柴田昌治	日本ガイシ株式会社代表取締役会長	
	臨時委員	松浦正則	(株)松浦機械製作所代表取締役会長	
専門委員	リチャード・ダイク	ティーシーエスジャパン株式会社代表取締役		
産業技術分 科会産業技 術総合研究 所部会	◎委員	木村孟	文部科学省顧問	
	委員	室伏きみ子	国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授	
	臨時委員	赤池学	株式会社ユニバーサルデザイン総合研究所代表取締役	
	臨時委員	手柴貞夫	協和発酵キリン株式会社社友	

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
産業技術分科会新エネルギー・産業技術総合開発機構部会	臨時委員	谷川 徹	国立大学法人九州大学産学連携センター教授	
	臨時委員	松重 和美	国立大学法人京都大学大学院工学研究科教授	
	◎ 委員	岸 輝雄	独立行政法人物質・材料研究機構NIMS顧問・東京大学名誉教授	
	委員	室伏 きみ子	国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授	
	臨時委員	石谷 久	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会代表理事・東京大学名誉教授	
	臨時委員	末吉 竹二郎	国連環境計画・金融イニシアティブ・アジア太平洋地区特別顧問	
	臨時委員	竹中 登一	アステラス製薬株式会社代表取締役会長	
	臨時委員	西岡 秀三	独立行政法人国立環境研究所特別客員研究員	
	臨時委員	松田 修一	早稲田大学ビジネススクール経営専門職大学院教授	
	臨時委員	谷田部 雅嗣	日本放送協会解説委員	
	臨時委員	渡辺 孝	芝浦工業大学工学大学院マネジメント研究科研究科長・教授	
	産業技術分科会日本原子力研究開発機構部会	◎ 委員	内山 洋司	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
		臨時委員	浅田 浄江	ウイメンズ・エナジー・ネットワーク(WEN)代表/消費生活アドバイザー
		臨時委員	柴田 洋二	社団法人日本電機工業会原子力部長
		臨時委員	高橋 祐治	電気事業連合会原子力部長
臨時委員		山崎 晴雄	公立大学法人首都大学東京都市環境学部地理環境コース教授	
技術基盤分科会製品評価技術基盤機構部会	◎ 委員	平澤 冷	国立大学法人東京大学名誉教授	
	臨時委員	大橋 守	社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター事務局長	
	臨時委員	富田 房男	北海道大学名誉教授	
	臨時委員	西山 徹	味の素株式会社技術特別顧問	
	臨時委員	藤本 瞭一	早稲田大学理工学術院総合研究所教授	
	臨時委員	神田 直哉	住友化学株式会社取締役副社長	
技術基盤分科会原子力安全基盤機構部会	◎ 委員	大橋 弘忠	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻教授	
	臨時委員	遠藤 怜	株式会社ジャムコ代表取締役副社長	
	臨時委員	小笠原 直	監査法人アガアンティア 法人代表・代表社員	
	臨時委員	班目 春樹	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授	
資源分科会石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会	臨時委員	梅津 良昭	国立大学法人東北大学名誉教授	
	臨時委員	浦辺 徹郎	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科教授	
	臨時委員	小西 彦衛	あすか監査法人代表社員	
	◎ 委員	森田 信男	早稲田大学理工学術院教授	
資源分科会水資源機構部会	臨時委員	橘川 武郎	一橋大学商学研究科教授	
	臨時委員	森本 直久	電気事業連合会副会長	
	◎ 委員	小泉 明	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授	
	臨時委員	翔木 誠	日本経済新聞社編集委員	
情報処理推進機構分科会	臨時委員	山谷 修作	東洋大学経済学部教授	
	◎ 委員	松山 隆司	国立大学法人京都大学大学院情報学研究所教授	
	臨時委員	阿草 清滋	国立大学法人名古屋大学大学院情報科学研究科教授	
	臨時委員	太田 民夫	株式会社日経BP読者サービスセンター代表取締役社長	
	臨時委員	榎木 好明	パナソニック株式会社顧問	
中小企業基盤整備機構分科会	臨時委員	徳田 英幸	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員長	
	◎ 委員	伊丹 敬之	東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科教授	
	臨時委員	荒牧 知子	公認会計士	
	臨時委員	加護野 忠男	国立大学法人神戸大学大学院経営学研究科教授	
	臨時委員	佐藤 博樹	国立大学法人東京大学社会科学研究所教授	
	臨時委員	杉浦 滋彦	理工協産株式会社代表取締役社長	
国土交通省独立行政法人評価委員会	臨時委員	渡邊 佳英	大崎電気工業株式会社代表取締役会長	
	◎ 委員	家田 仁	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授	
	委員	石津 寿恵	明治大学経営学部教授	
	委員	角 紀代恵	立教大学法学部教授	
	委員	來生 新	放送大学社会と産業コース教授	
	委員	北村 信彦	公認会計士	
	委員	黒田 勝彦	国立大学法人神戸大学名誉教授、神戸市立工業高等専門学校校長	
	委員	工藤 裕子	中央大学法学部教授	
	委員	小林 重敬	東京都市大学教授	
	委員	佐藤 喜子光	地域力創造研究所所長	
	委員	角 洋一	国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院教授	
	委員	大聖 泰弘	早稲田大学大学院創造理工学研究科教授	
	委員	高橋 保	国立大学法人京都大学名誉教授、財団法人防災研究協会理事	
	委員	高山 朋子	東京経済大学経営学部教授	
	委員	長沢 美智子	弁護士	
	委員	中村 里佳	公認会計士	
	委員	西川 孝夫	首都大学東京名誉教授	
	委員	濱田 政則	早稲田大学理工学部教授	
	委員	福井 康子	都市経済研究所取締役	
	委員	藤野 正隆	国立大学法人東京大学名誉教授	
	委員	堀田 一吉	慶應義塾大学商学部教授	
	委員	村本 孜	成城大学社会イノベーション学部長	
	委員	盛岡 通	関西大学都市工学部教授	
	臨時委員	青山 繁弘	サントリーホールディングス株式会社取締役副社長	
	臨時委員	浅野 正一郎	国立情報学研究所教授	
	臨時委員	浅見 泰司	国立大学法人東京大学空間情報科学研究センター教授	
	臨時委員	石川 幹子	国立大学法人東京大学大学院工学研究科教授	
	臨時委員	石田 東生	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授	
	臨時委員	磯部 雅彦	国立大学法人東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	
	臨時委員	井上 和也	国立大学法人京都大学名誉教授	

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職
	臨時委員	今村 文彦	東北大学工学研究科付属災害制御研究センター教授
	臨時委員	岩貞 るみこ	モータージャーナリスト、エッセイスト
	臨時委員	上村 多恵子	社団法人京都経済同友会常任幹事
	臨時委員	大内 学	元全日空システム企画株式会社顧問
	臨時委員	大垣 尚司	立命館大学大学院教授
	臨時委員	大森 文彦	弁護士
	臨時委員	岡田 勝也	国土館大学理工学部教授
	臨時委員	常野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役
	臨時委員	加賀屋 誠一	国立大学法人北海道大学大学院工学研究科教授
	臨時委員	梶川 融	太陽ASG監査法人総括代表社員
	臨時委員	黒田 克司	公認会計士・日本公認会計士協会副会長
	臨時委員	桑島 進	国立大学法人東京海洋大学名誉教授
	臨時委員	河野 通方	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	臨時委員	児玉 桂子	日本社会事業大学社会福祉学部教授
	臨時委員	小塚 荘一郎	上智大学法科大学院教授
	臨時委員	佐伯 隆	川崎汽船(株)代表取締役専務執行役員
	臨時委員	坂井 昇	国立大学法人岐阜大学医学部名誉教授
	臨時委員	重信 千代乃	株式会社重信設計専務取締役
	臨時委員	篠原文也	政治解説者・ジャーナリスト
	臨時委員	島田 一彦	弁護士
	臨時委員	鳶 信彦	ジャーナリスト
	臨時委員	菅原 進	東京理科大学総合研究機構教授
	臨時委員	杉浦 精一	財団法人日本自動車研究所専務理事
	臨時委員	鈴木 真二	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	臨時委員	埜野 廣文	たをの海運株式会社代表取締役社長
	臨時委員	高田 博行	公認会計士
	臨時委員	高田 正彦	元エアーニッポン株式会社常勤監査役
	臨時委員	豊田 耕治	財団法人新日本検定協会顧問
	臨時委員	長澤 徹明	国立大学法人北海道大学大学院農学研究院教授
	臨時委員	中田 信哉	神奈川大学経済学部教授
	臨時委員	永田 邦和	国立大学法人鹿児島大学法文学部経済情報学科准教授
	臨時委員	西村 幸夫	国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター教授
	臨時委員	平塚 惣一	株式会社商船三井常務執行役員
	臨時委員	平林 茂	石油海事協常務理事
	臨時委員	深田 晶恵	有限会社生活設計塾クルー取締役
	臨時委員	藤野 陽三	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	臨時委員	古川 修	芝浦工業大学システム工学部教授
	臨時委員	北條 正樹	国立大学法人京都大学大学院工学研究科教授
	臨時委員	堀野 定雄	神奈川大学工学部准教授
	臨時委員	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部准教授
	臨時委員	水尾 衣里	名城大学人間学部教授
	臨時委員	三井所 清典	建築家・芝浦工業大学名誉教授
	臨時委員	宮下 國生	大阪産業大学経営学部長
	臨時委員	宮本 昌幸	明星大学理工学部教授
	臨時委員	廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
	臨時委員	森野 美徳	都市ジャーナリスト
	臨時委員	野城 智也	国立大学法人東京大学生産技術研究所教授
	臨時委員	安河内 恵子	国立大学法人九州工業大学大学院情報工学研究院准教授
	臨時委員	山内 弘隆	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
	臨時委員	大和 裕幸	国立大学法人東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	臨時委員	山田 二郎	財団法人空港環境整備協会理事
	臨時委員	山田 正	中央大学理工学部教授
	臨時委員	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
土木研究所 分科会	委員	家田 仁	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	委員	高橋 保	国立大学法人京都大学名誉教授、財団法人防災研究協会理事
	委員	高山 朋子	東京経済大学経営学部教授
	委員	長沢 美智子	弁護士
	臨時委員	井上 和也	国立大学法人京都大学名誉教授
	臨時委員	鳶 信彦	ジャーナリスト
	臨時委員	藤野 陽三	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	臨時委員	加賀屋 誠一	国立大学法人北海道大学大学院工学研究科教授
	臨時委員	長澤 徹明	国立大学法人北海道大学大学院農学研究院教授
	臨時委員	山田 正	中央大学理工学部教授
建築研究所 分科会	委員	西川 孝夫	首都大学東京名誉教授
	委員	小林 重敬	東京都市大学教授
	委員	高山 朋子	東京経済大学経営学部教授
	委員	長沢 美智子	弁護士
	委員	中村 玲子	国立大学法人政策研究大学院大学教授
	臨時委員	鳶 信彦	ジャーナリスト
	臨時委員	菅原 進一	東京理科大学総合研究機構教授

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職
交通関係研究所分科会	臨時委員	三井所 清典	建築家・芝浦工業大学名誉教授
	委員	來生 新	放送大学社会と産業コース教授
	委員	北村 信彦	公認会計士
	委員	角 洋一	国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院教授
	臨時委員	浅野 正一郎	国立情報学研究所教授
	臨時委員	河野 通方	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	臨時委員	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部准教授
	臨時委員	宮本 昌幸	明星大学理工学部教授
港湾空港技術研究所分科会	臨時委員	大和 裕幸	国立大学法人東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	委員	來生 新	放送大学社会と産業コース教授
	委員	北村 信彦	公認会計士
	委員	黒田 勝彦	国立大学法人神戸大学名誉教授、神戸市立工業高等専門学校校長
	臨時委員	今村 文彦	東北大学工学研究科付属災害制御研究センター教授
	臨時委員	上村 多恵子	社団法人京都経済同友会常任幹事
教育機関分科会	臨時委員	磯部 雅彦	国立大学法人東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	委員	石津 寿恵	明治大学経営学部教授
	委員	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	臨時委員	桑島 進	国立大学法人東京海洋大学名誉教授
	臨時委員	佐伯 隆	川崎汽船(株)代表取締役専務執行役員
	臨時委員	鈴木 真二	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	臨時委員	埜野 廣文	たをの海運株式会社代表取締役社長
	臨時委員	豊田 耕治	財団法人新日本検定協会顧問
	臨時委員	高田 正彦	元エアーニッポン株式会社常勤監査役
	臨時委員	宮下 國生	大阪産業大学経営学部長
自動車検査分科会	臨時委員	廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
	委員	石津 寿恵	明治大学経営学部教授
	委員	來生 新	放送大学社会と産業コース教授
	委員	大聖 泰弘	早稲田大学大学院創造理工学研究科教授
	臨時委員	岩貞 るみこ	モータージャーナリスト、エッセイスト
	臨時委員	杉浦 精	財団法人日本自動車研究所専務理事
	臨時委員	島田 一彦	弁護士
鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	臨時委員	古川 修	芝浦工業大学システム工学部教授
	委員	家田 仁	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	委員	石津 寿恵	明治大学経営学部教授
	委員	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	委員	角 洋一	国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院教授
	臨時委員	岡田 勝也	国士館大学理工学部教授
国際観光振興機構分科会	臨時委員	北條 正樹	国立大学法人京都大学大学院工学研究科教授
	臨時委員	宮下 國生	大阪産業大学経営学部長
	委員	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	委員	佐藤 喜子光	地域力創造研究所所長
	臨時委員	篠原文也	政治解説者・ジャーナリスト
水資源機構分科会	臨時委員	帯野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役
	臨時委員	西村 幸夫	国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター教授
	委員	中村 里佳	公認会計士
	委員	濱田 政則	早稲田大学理工学部教授
	臨時委員	青山 繁弘	サントリーホールディングス株式会社取締役副社長
	臨時委員	井上 和也	国立大学法人京都大学名誉教授
自動車事故対策機構分科会	臨時委員	石川 幹子	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	臨時委員	森野 美徳	都市ジャーナリスト
	委員	北村 信彦	公認会計士
	委員	福井 康子	都市経済研究所取締役
	委員	堀田 一吉	慶應義塾大学商学部教授
	臨時委員	坂井 昇	国立大学法人岐阜大学医学部名誉教授
	臨時委員	島田 一彦	弁護士
空港周辺整備機構分科会	臨時委員	中田 信哉	神奈川大学経済学部教授
	臨時委員	堀野 定雄	神奈川大学工学部准教授
	委員	北村 信彦	公認会計士
	委員	盛岡 通	関西大学都市工学部教授
	臨時委員	石田 東生	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
	臨時委員	大内 学	元全日空システム企画株式会社顧問
海上災害防止センター分科会	臨時委員	廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
	臨時委員	安河内 恵子	国立大学法人九州工業大学大学院情報工学研究科准教授
	臨時委員	山田 一郎	財団法人空港環境整備協会理事
	委員	藤野 正隆	国立大学法人東京大学名誉教授
	委員	北村 信彦	公認会計士
海上災害防止センター分科会	委員	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	臨時委員	小塚 莊一郎	上智大学法科大学院教授
	臨時委員	平塚 惣一	株式会社商船三井常務執行役員
	臨時委員	平林 茂	石油海事協常務理事

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
都市再生機構分科会	臨時委員	宮下 國生	大阪産業大学経営学部長	
	委員	來生 新	放送大学社会と産業コース教授	
	委員	小林 重敬	東京都市大学教授	
	委員	長沢 美智子	弁護士	
	臨時委員	浅見 泰司	国立大学法人東京大学空間情報科学研究センター教授	
	臨時委員	黒田 克司	公認会計士・日本公認会計士協会副会長	
	臨時委員	眞 信彦	ジャーナリスト	
	臨時委員	児玉 桂子	日本社会事業大学社会福祉学部教授	
	臨時委員	野城 智也	国立大学法人東京大学生産技術研究所教授	
	奄美群島振興開発基金分科会	委員	來生 新	放送大学社会と産業コース教授
		委員	長沢 美智子	弁護士
		臨時委員	重信 千代乃	株式会社重信設計専務取締役
		臨時委員	高田 博行	公認会計士
	日本高速道路保有・債務返済機構分科会	委員	角 紀代恵	立教大学法学部教授
臨時委員		石田 東生	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授	
臨時委員		梶川 融	太陽ASG監査法人総括代表社員	
臨時委員		水尾 衣里	名城大学人間学部教授	
臨時委員		山内 弘隆	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授	
住宅金融支援機構分科会	委員	角 紀代恵	立教大学法学部教授	
	委員	中村 里佳	公認会計士	
	委員	村本 孜	成城大学社会イノベーション学部長	
	臨時委員	浅見 泰司	国立大学法人東京大学空間情報科学研究センター教授	
	臨時委員	大垣 尚司	立命館大学大学院教授	
	臨時委員	大森 文彦	弁護士	
	臨時委員	深田 晶恵	有限会社生活設計塾クルー取締役	
環境省	本委員会	◎ 委員	松尾 友矩	東洋大学常勤理事
		委員	高月 紘	石川県立大学生物資源工学研究所教授
		○ 委員	佐野 角夫	ソニー(株)社友
		委員	有田 芳子	主婦連合会環境部長
		委員	桑野 園子	大阪大学名誉教授
		委員	西間 三馨	国立病院機構福岡病院名誉院長
		委員	沖 陽子	岡山大学大学院環境学研究科教授
		臨時委員	佐和 隆光	滋賀大学長
		臨時委員	高木 勇三	公認会計士
		臨時委員	三橋 規宏	千葉商科大学大学院客員教授
		臨時委員	小池 勲夫	琉球大学監事
		臨時委員	磯部 力	國學院大学法科大学院教授
		臨時委員	熊谷 洋一	東京農業大学地域環境科学部教授
		臨時委員	萩原 なつ子	立教大学社会学部教授
	国立環境研究所部会	委員	松尾 友矩	東洋大学常勤理事
		◎ 委員	高月 紘	石川県立大学生物資源工学研究所教授
		委員	西間 三馨	国立病院機構福岡病院名誉院長
		委員	沖 陽子	岡山大学大学院環境学研究科教授
		○ 臨時委員	佐和 隆光	滋賀大学長
		臨時委員	高木 勇三	公認会計士
		臨時委員	三橋 規宏	千葉商科大学大学院客員教授
		臨時委員	小池 勲夫	琉球大学監事
	環境再生保全機構部会	委員	松尾 友矩	東洋大学常勤理事
◎ 委員		佐野 角夫	ソニー(株)社友	
委員		桑野 園子	大阪大学名誉教授	
委員		有田 芳子	主婦連合会環境部長	
委員		西間 三馨	国立病院機構福岡病院名誉院長	
○ 臨時委員		高木 勇三	公認会計士	
臨時委員		磯部 力	國學院大学法科大学院教授	
防衛省独立行政法人評価委員会	◎ 委員	東海 幹夫	青山学院大学経営学部教授	
	○ 委員	新井 誠	筑波大学ビジネス科学研究科教授	
	委員	中村 義人	東洋大学経営学部教授・公認会計士	
	委員	内藤 恵	慶應義塾大学法学部教授	
日本司法支援センター評価委員会	◎ 委員	山本 和彦	一橋大学教授	
	○ 委員	吉川 精一	弁護士	
	委員	井野 勢津子	SAPジャパン株式会社代表取締役最高財務責任者	
	委員	岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員	
	委員	小林 純子	弁理士	
	委員	嶋津 昭	財団法人地域総合整備財団理事長	
	委員	高部 道彦	弁護士	
	委員	知久 公子	司法書士	
	委員	富野 定太	公認会計士	
委員	山崎 学	東京高等裁判所判事		

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
国立大学法人評価委員会	◎ 委員	村松 岐夫	京都大学名誉教授	
	○ 委員	宮原 秀夫	独立行政法人情報通信研究機構理事長	
	委員	伊井 春樹	財団法人逸翁美術館理事	
	委員	飯野 正子	津田塾大学長	
	委員	稲永 忍	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長	
	委員	大滝 義博	株式会社バイオフロンティアパートナーズ代表取締役	
	委員	勝方 信一	教育ジャーナリスト	
	委員	唐木 幸子	オリンパス株式会社研究開発センター診断技術開発部長	
	委員	桐野 高明	独立行政法人国立国際医療研究センター理事長	
	委員	草間 朋子	大分県立看護科学大学長	
	委員	齋藤 八重子	元東京都立九段高等学校長	
	委員	崎元 達郎	放送大学熊本学習センター所長	
	委員	佐野 慶子	佐野公認会計士事務所公認会計士	
	委員	塩見 美喜子	慶應義塾大学医学部准教授	
	委員	田籠 喜三	富士通株式会社ソリューション事業推進本部人事部担当部長	
	委員	柘植 綾夫	芝浦工業大学長	
	委員	寺島 実郎	財団法人日本総合研究所会長、多摩大学長	
	委員	永田 淑子	学校法人藤学園理事長	
	委員	南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問	
	委員	宮内 忍	宮内公認会計士事務所公認会計士	
	臨時委員	伊丹 敬之	東京理科大学総合科学技術経営研究科教授・研究科長	
	臨時委員	笠井 治	弁護士、首都大学東京法科大学院教授	
	臨時委員	金原 義治	前茨城大学監事	
	臨時委員	館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長	
	臨時委員	納富 雅也	NTT物性科学基礎研究所主幹研究員	
	臨時委員	早川 信夫	日本放送協会放送総局解説委員室解説主幹	
	臨時委員	本郷 真紹	学校法人立命館副総長、立命館大学文学部教授	
	臨時委員	森山 幹弘	南山大学外国語学部教授・学生部長	
	国立大学法人分科会	◎ 委員	宮原 秀夫	独立行政法人情報通信研究機構理事長
		○ 委員	宮内 忍	宮内公認会計士事務所公認会計士
委員		稲永 忍	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長	
委員		大滝 義博	株式会社バイオフロンティアパートナーズ代表取締役	
委員		勝方 信一	教育ジャーナリスト	
委員		桐野 高明	独立行政法人国立国際医療研究センター理事長	
委員		齋藤 八重子	元東京都立九段高等学校長	
委員		崎元 達郎	放送大学熊本学習センター所長	
委員		塩見 美喜子	慶應義塾大学医学部准教授	
委員		田籠 喜三	富士通株式会社ソリューション事業推進本部人事部担当部長	
委員		寺島 実郎	財団法人日本総合研究所会長、多摩大学長	
委員		永田 淑子	学校法人藤学園理事長	
委員		南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問	
臨時委員		伊丹 敬之	東京理科大学総合科学技術経営研究科教授・研究科長	
臨時委員		笠井 治	弁護士、首都大学東京法科大学院教授	
臨時委員	金原 義治	前茨城大学監事		
臨時委員	館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長		
臨時委員	納富 雅也	NTT物性科学基礎研究所主幹研究員		
臨時委員	早川 信夫	日本放送協会放送総局解説委員室解説主幹		
臨時委員	本郷 真紹	学校法人立命館副総長、立命館大学文学部教授		
臨時委員	森山 幹弘	南山大学外国語学部教授・学生部長		
国立大学法人分科会業務及び財務等審議専門部会	◎ 委員	崎元 達郎	放送大学熊本学習センター所長	
	○ 委員	宮内 忍	宮内公認会計士事務所公認会計士	
	委員	稲永 忍	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長	
	臨時委員	金原 義治	前茨城大学監事	
	臨時委員	館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長	
大学共同利用機関法人分科会	◎ 委員	伊井 春樹	財団法人逸翁美術館理事	
	○ 委員	柘植 綾夫	芝浦工業大学長	
	委員	飯野 正子	津田塾大学長	
	委員	唐木 幸子	オリンパス株式会社研究開発センター診断技術開発部長	
	委員	草間 朋子	大分県立看護科学大学長	
	委員	佐野 慶子	佐野公認会計士事務所公認会計士	
	専門委員	岡部 洋一	放送大学理事(副学長)	
	専門委員	中村 雅美	江戸川大学情報文化学科教授(前日本経済新聞社編集委員)	
	専門委員	横山 広美	東京大学大学院理学系研究科准教授	
	専門委員	吉本 高志	独立行政法人大学入試センター理事長	
大学共同利用機関法人分科会業務及び財務等審議専門部会	◎ 委員	草間 朋子	大分県立看護科学大学長	
	○ 委員	佐野 慶子	佐野公認会計士事務所公認会計士	
	専門委員	中村 雅美	江戸川大学情報文化学科教授(前日本経済新聞社編集委員)	

資料 23 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて

平成 15 年 8 月 1 日
閣 議 決 定

独立行政法人制度は、主務大臣が示した中期目標に基づき、当該法人がその達成のための中期計画を定めて自律的・自主的に業務を遂行すること、独立行政法人評価委員会が業務実績等を厳格に事後評価すること、並びにこうした評価等に基づき事務及び事業の不断の見直しを行うことを通じて、適正かつ効率的な運営を確保する仕組みである。

独立行政法人制度を有効に機能させるため、主務大臣は、その所掌範囲全体における骨格的な政策目標を明確にし、その中で独立行政法人が担う役割の位置付けを明らかにするとともに、各独立行政法人の「存在意義」を国民に対し説明しなければならない。

特に、特殊法人及び認可法人において組織・業務の自己増殖、不要不急な業務の拡張といった問題点が指摘されてきたことを踏まえ、独立行政法人においては、中期目標期間終了の都度、組織及び業務全般の見直しを行うことが制度の中核と位置付けられている。この仕組みにより、各主務大臣及び独立行政法人は、経済社会情勢等を勘案し行政主体が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止あるいは民営化を行い、また、時宜に応じた業務運営に改めるなど、組織及び業務の在り方全般について機動的・弾力的な対応を行うことが求められている。

主務大臣は、以下に定めるところにより、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人の組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直すこととする。

1. 審議会の勧告と見直し内容の予算への反映

独立行政法人の中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関し、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 32 条第 3 項に規定する政令で定める審議会（総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「審議会」という。）は、主務大臣に勧告ができることとされている。他方、次の中期目標期間の開始時から法人が見直し結果を反映して業務を実施し、又は廃止の場合の円滑な経過措置を実施していくためには、当該開始年度に係る国の予算に見直し内容を反映させる必要がある。

したがって、審議会は、あらかじめ勧告を行うに当たっての視点を示すため、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針（以下「勧告方針」という。）を作成するものとする。その際、別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」（以下「基準」という。）1（独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点）に掲げる視点のそれぞれについて、具体的な検討に資するチェック事項を示さなければならない。また、審議会は、今後の独立行政法人制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ基準 1 に掲げる視点以外にも必要な視点及び当該視点の具体的な検討に資するチェック事項を検討し、示すことにより、勧告方針を適宜改定するものとする。

2. 概算要求及び概算決定に向けた取組

主務大臣は、1. の勧告方針に即して審議会が勧告又は勧告の方向性等の指摘を行うこととなることを踏まえ、基準 2（事務及び事業の改廃に係る具体的措置）及び 3（組織形態の見直しに係る具体的措置）に掲げる具体的措置を盛り込んだ独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案を作成し、その実現に向けて当該独立行政法人に係る国の予算の要求を行うこととする。

また、審議会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう早期に、具体的には当該独立行政法人に係る国の予算の編成作業に間に合うタイミングで、主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘を行うものとする。

主務大臣は、予算編成の過程において、審議会による勧告の方向性等の指摘の趣旨が最大限いかされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で決定するものとする。その際、行政改革推進本部は審議会の意見を聴かなければならない。

3. 概算決定後、次の中期目標期間開始までの取組

2. において決定した見直し内容を踏まえ、主務大臣及び独立行政法人は中期目標・中期計画等を策定するほか、独立行政法人の個別法の改正・廃止が必要な場合、主務大臣は国会に所要の法律案を提出することとする。

見直し内容の具体化に当たっては、通則法第 59 条により読み替えられる国家公務員法第 78 条の規定等の趣旨を踏まえつつ、職員の雇用の安定、労働条件等に配慮し、円滑な実施を図る。

4. 中期目標期間終了時における勧告及び主務大臣の見直し

審議会は、1. から 3. までの過程で検討、決定した内容を踏まえて、中期目標期間終了後遅滞なく通則法第 35 条第 3 項に基づく勧告を行うこととし、主務大臣は、当該決定内容及び勧告を踏まえて見直し内容を正式に決定するものとする。

別紙 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準

1 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点

(1) 事務及び事業の在り方に関する視点

- ① 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等
 - i) 政策目的の達成状況
 - ii) 社会経済情勢の変化の状況
 - iii) 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係
 - iv) 利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲の状況
- ② 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

(2) 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点

- i) 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係
- ii) 現行の実施主体の財務状況
- iii) 関連する事務及び事業の実施主体との分担関係
- iv) 現行の実施主体の組織形態、人事との関係

(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点

- i) 効率化、質の向上等の達成状況
- ii) 効率化、質の向上等に係る指標の動向
- iii) 勘定区分の機能状況
- iv) 受益者負担の在り方

(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

2 事務及び事業の改廃に係る具体的措置

- ・ 事務及び事業の廃止
- ・ 民間又は地方公共団体への移管
- ・ 事務及び事業に関する制度的独占の廃止
- ・ 自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減
- ・ 事務及び事業の他の独立行政法人又は国への移管
- ・ 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- ・ 事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小
- ・ 事務及び事業の運営の合理化・適正化

- ・市場テスト(事務及び事業について民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとする。)その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施等

3 独立行政法人の組織形態に関する見直しに係る具体的措置

- (1) 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された独立行政法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。
法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。
- (2) 業務の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業の経営による方が業務をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の業務の実施が可能な独立行政法人について、当該法人を民営化した場合にどのような具体的問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を民営化する。
法人を民営化しない場合であっても、業務の大部分について民営化することに伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。
- (3) 特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。

資料 24 独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成 21 年 12 月 25 日
閣 議 決 定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

(1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。

(2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。

(3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。

また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

(4) 今後、下記2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成21年11月に行政刷新会議が実施した事業仕分け(以下「事業仕分け」という。)を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共の見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

(1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
 - ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
 - ③ 公的主体が実施すべきのものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
 - ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
 - ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。
- (2) 独立行政法人の廃止・民営化等
事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。
- (3) 組織体制及び運営の効率化の検証
上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の視点から検証し、必要な措置を講じる。
- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
 - ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
 - ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
 - ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
 - ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
 - ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
 - ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
 - ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定さ

れているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。

- ⑨ 保有資産(実物資産、金融資産)等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3. 関連事項

(1)「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)」に定められた事項(既に措置している事項を除く。以下同じ。)については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

(2)「国の行政機関の定員の純減について(平成18年6月30日閣議決定)」については、純減目標数から平成22年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数(森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数(2,041人)及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数(174人))を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。

(3)中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて(平成15年8月1日閣議決定)」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

行うこととする。特に、信頼が著しく損なわれた法人や、過去においては必要であったとしても現時点では独立行政法人が行う必要性や合理性が薄れたと考えられるような事務・事業を担う法人については、当該事務・事業の廃止や担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を躊躇することなく行うこととする。

また、業務実績評価に関し、各府省の独立行政法人評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘が国会での議論やマスコミ報道等でなされていることも事実である。各府省の独立行政法人評価委員会においては、この現状を虚心坦懐に受け止め、従来の評価の客観性・厳格性について検証した上で、評価の質の更なる向上のため研さんを積むことが求められている。当委員会としては、このような認識に立ち、各府省の独立行政法人評価委員会による研さんの努力に協力する観点から、評価のあるべき方向について、引き続き国民の目線で厳しい指摘を行うべく、検討を行うこととする。

以上のような中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価の具体的な取組について、当委員会としては、下記の方針に基づきこれを行うこととする。

記

1 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針
中期目標期間終了時の見直しの対象となる法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性においては、上記の問題意識及び基本的な方針に沿った厳しい指摘を行うこととし、行政減量・効率化有識者会議との一層緊密な連携を図りつつ、「独立行政法人見直しの3原則」を含む別添1「経済財政改革の基本方針 2007」(平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針 2007」という。)や関連する閣議決定その他政府の種々の改革方針を踏まえるとともに、規制改革会議や官民競争入札等監視委員会など独立行政法人の業務の見直しに関連する諸機関における議論の動向を踏まえて検討を行うこととする。

また、検討の具体的な視点については、特殊法人等から移行して設立された法人の見直しを初めて行うに当たって独立行政法人の組織・業務全般の見直しの視点を網羅的に取りまとめた別添2「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定。以下「18年度見直し方針」という。)を基本としつつ、必要な読み替えを行った上で適用することとする。

2 業務実績評価に関する当面の取組方針 略

※別添1・2 略

資料 25 独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針

平成 19 年 7 月 11 日
政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人制度においては、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業の担い手となる独立行政法人について、その自主性を確保し、効率的かつ効果的な業務運営の実現を図るとともに、業務実績に関する厳格な事後評価と組織・業務全般に関する定期的な見直しを行う仕組みが確立されている。しかしながら、昨今、一部の独立行政法人の業務に関連する不祥事案が相次いで明るみになっており、遺憾ながら、個別の独立行政法人に対する国民の信頼が失われるだけでなく、制度全体が不信の目で見られ、その根幹が揺らぎかねない事態になりつつある。

こうした状況を踏まえると、中期目標期間終了時における組織・業務全般に関する見直しを行うに当たっては、制度に対する国民の信頼回復につながるような厳しい取組が不可欠であり、当委員会としても、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを

資料 26 独立行政法人整理合理化計画

平成 19 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

目次

- I. 前文
 - II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置
 - III. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置
 - IV. その他
- 別表 各独立行政法人について講ずべき措置

I. 前文

1. 独立行政法人整理合理化計画策定の意義

独立行政法人は、制度導入以来6年が経過した。この間、人件費の削減、財政支出の削減、自己収入の増加、透明性の確保等の成果がある一方、一部でいわゆる官製談合の舞台となるなど、国民の信頼回復が喫緊の課題となっている。このため、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展のため必要なサービスを確保しつつ、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要がある。

2. 計画策定の経緯

「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年6月 19 日閣議決定)において、101 の独立行政法人について原点に立ち返って見直し、年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する旨が決定された。これを受け、行政減量・効率化有識者会議(以下「有識者会議」という。)を5回開催し、この議論に基づき「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)を8月 10 日に閣議決定した。

8月末までに主務大臣から所管する独立行政法人についての整理合理化案が提出されたことを受け、有識者会議において、9月以降、14 回の会議を開催し、49 法人についてヒアリングを実施したほか、政策評価・独立行政法人評価委員会、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会及び資産債務改革の実行等に関する専門調査会(以下「専門調査会」という。)における独立行政法人見直しの関連議論につき報告を聴取した。また、並行して、行政改革推進本部事務局において、インターネット等を通じた国民の意見募集も行った。11 月 27 日に有識者会議で「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る指摘事項」が取りまとめられた。

政府は、これに基づき、独立行政法人整理合理化計画を以下のとおり定め、同計画を着実に実行することとする。

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置

1. 検討の基本的な考え方

(1) 事務・事業の見直し等

国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、引き続き独立行政法人が行うこととされる事務・事業についても規模の適正化・効率化等を推進する。

(2) 法人の廃止、民営化等

① 事務・事業の見直しを踏まえ、組織を存続する必要が認められないものは廃止する。

② 事務・事業自体は国が関与する必要があるが事業性の認められる法人等の事務・事業であって、効率的・機動的な経営の実施が可能となるなど、民間主体又は全額政府出資の特殊会社で実施させることができるものについては、民営化、全額政府出資の特殊会社化を行う。

(3) 統合、他機関・地方への移管

類似業務を行っている法人、融合効果の見込める研究開発型の独立行政法人、小規模な法人であって

業務運営の効率化等が図られるものについては、他法人との統合や他機関・地方への移管を行う(他の主務大臣の所管に係る法人の行う関連業務(研究開発・政策研究業務、病院業務、国際業務など。)を含む。)

(4) 非公務員化

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号。以下「行政改革推進法」という。)第 52 条の規定に基づき、役職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人の役職員の非公務員化を行う。

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

各独立行政法人について講ずべき措置は、別表のとおりである。

III. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

① 独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることのできる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。

② 各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成 18 年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7 兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。

③ 各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。

④ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。

⑤ 各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。

⑥ 総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。

(2) 保有資産の見直し

① 各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。このため、所要の条件整備を行う。

② 各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。

③ 各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。

④ 保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ

れ適切にチェックする。

(3) 官民競争入札等の積極的な適用

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

(4) 給与水準の適正化等

① 独立行政法人の役員報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。

ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。

イ 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。

ウ 主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。

エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。

オ 各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。

② 各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。

③ 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

ア 各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないときとは解任事由となり得ることを再確認する。

イ 各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

ウ 独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

エ 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。

オ 各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関

し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。

カ 独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。

② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

ア 国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。

イ また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。

ウ 独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。

エ 各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。

オ 各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。

カ 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。

③ 管理会計の活用及び情報開示の在り方

ア 各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。

イ 各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

ウ 総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。

④ 監事監査等の在り方

ア 主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要はあるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。

イ 監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。

ウ 各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。また、このために必要な監査体制を適切に整備する。

エ 各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。

オ 評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。

カ 監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

⑤ 外部監査の在り方

ア 会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独

立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。

イ 主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。

⑥ 事後評価の在り方

ア 主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。

イ 評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。

ウ 評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。

エ 評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。

オ 各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。

カ 現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成 20 年のできるだけ早期に結論を得る。

⑦ 情報開示の在り方

ア 独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。

イ 国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。

ウ 独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。

(2) 国から独立行政法人への財政支出

国から独立行政法人への財政支出は、3.5 兆円（平成 19 年度当初予算ベース）であるが、事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることが目指す。

IV. その他

1. 今後の課題

Ⅱ 及びⅢで継続検討とされた課題については、原則として1年以内に結論を得るよう努める。

2. 整理合理化計画の実施

(1) Ⅱ 及びⅢで取り組むこととされた事項について、原則として平成 22 年度末までに措置する。

(2) 各独立行政法人の取組状況について、評価委員会等関連会議におけるそれぞれの活動の中でフォローアップを実施する。

また、全体の取組状況について、関係府省の協力を得て有識者会議によるフォローアップを実施する。

3. 雇用問題への対処

独立行政法人の廃止（大幅な職員数の削減を伴う事務・事業の廃止を含む。）等に伴う職員の雇用問題について、以下のとおり対処する。

(1) 廃止等を行う独立行政法人における労使協議及び独立行政法人にまたがる労使の団体間における個々の法人の労使の独立性・自立性を尊重した協議を進めること。

(2) 他の独立行政法人（特に同一の主務大臣の所管に係る法人）及び政府関係機関等における受入れ措置等により、横断的な雇用確保に努力すること。

(3) 廃止等を行う独立行政法人の職員の受入れに協力する独立行政法人等について、行政改革推進法に規定する人件費一律削減措置の適用関係を整理すること。

4. その他

以上のほか、独立行政法人の整理合理化に関し、会計検査院の決算検査報告、研究開発を担う独立行政法人に係る総合科学技術会議の方針等において指摘等された事項について、引き続き、所要の施策の検討を進める。

(別表)

各独立行政法人について講ずべき措置

注)本計画に記載していない事項で、各府省が8月に提出した独立行政法人整理合理化案に記載しているもの及び各法人の中期目標期間終了時の見直しとして決定しているものについては、主務府省において責任を持って所要の措置を講じるものとする。

【内閣府】

国立 公文 書館	事務及び事業の見直し	管理・運營業務について民間競争入札を実施、企業・消費者向けの教育・研修事業については官民競争入札を実施し、有効活用を図る。 ○研修業務の効果的かつ効率的な実施の観点から、消費者行政に携わる地方公共団体職員や消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図るものとする。 【国民生活センターの在り方の検討】 ○消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。 ○国民生活センターが担う情報の収集・分析、相談、商品テスト等の業務全般に関し、関係機関との役割分担・連携等の具体的な方策について、内閣府が中心・中核となって関係省庁等と十分に協議し、関係者間で双方向に情報を交換することにより関係者が必要な情報を共有し、適切な役割分担の下で、それぞれの役割を有機的に果たせるための情報及び組織のネットワークを確立する。	
	【民間委託の推進】 ○公文書等の保存・管理に係るデータ入力・作成、システム保守等の業務について、民間委託を推進し、効率化を図る。		運営の効率化及び自律化
	組織の見直し		【東京事務所】 ○東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方について検討する。
	【組織体制の整備】 ○公文書制度の充実を図る観点から、諸外国の国立公文書館の実情に関する調査等も踏まえつつ、体制等の在り方について検討する。		事務及び事業の見直し
	運営の効率化及び自律化		【北方地域旧漁業権者等に対する融資業務】 ○法人資金について、平成20年度当初から貸付を停止する。 ○住宅新築資金について、次期中期目標期間中に廃止も含めた在り方を検討する。
国民 生活 センタ ー	事務及び事業の見直し	運営の効率化及び自律化	
	【情報分析事業】 ○警戒すべき情報をいち早く発見できる業務の体制を構築することや緊急な情報が即時に提供されるようにすることなど業務の在り方を見直すこととする。これらの見直しについては、可能なものから早急に実施するとともに、パイオネットの設計に当たっては、業務体系を再構築した上で行うこととする。 ○その上で、全国消費生活情報ネットワーク・システム(パイオネット)を刷新し、苦情相談情報の収集期間の短縮と分析能力の向上を図るとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、「早期警戒指標」を整備し、消費者、関係省庁、関係独立行政法人等への迅速な情報提供を行う。 ○事故情報データベースを整備し、インターネットを活用する等、広範囲の消費者被害情報を収集するとともに、情報分析能力を強化し、消費者啓発を充実する。	【保有資産の見直し】 ○平成19年度内に東京本部、平成20年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を行う。	
	【相談調査事業】 ○消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、裁判外紛争解決制度の整備については、認証紛争解決事業者の発展を阻害しないこと、法的効果の付与の必要性、国民生活センターが対象とする紛争の範囲等について十分に検討することとする。 ○消費者相談業務について、直接相談を実施しつつ、地方消費生活センターからの経由相談の解決能力の向上を図ることとする。	事務及び事業の見直し	
	【商品テスト事業】 ○我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行うとともに、関係機関との連携強化、外部化を進め、企画立案業務を強化する。あわせて、商品テストの実施機関等の情報の収集・提供を行う。	【大学院大学の設置準備】 ○設置準備業務の体制の整備を行い、教育研究分野等の大学院大学の在り方等について早急に具体化を図るものとする。 ○その上で、大学院大学の設置に向けた諸準備を着実に進めることとし、次期中期目標・中期計画においては、開学までに必要な、①大学院大学の教育課程、研究・教育組織、組織規程等の検討、②開学時に必要な主任研究者の採用、③研究施設等大学院大学施設の整備等の準備活動について、具体的かつ明確な目標を示すとともに、毎年度具体的かつ明確な計画を策定し、その進捗状況の検証を行うものとする。	
	【自己収入の増大】 ○公文書等の活用により自己収入増大のための方策を検討し、平成20年度内に結論を得る。	【研究開発の推進】 ○世界最高水準の大学院大学を開学することが使命であることにかんがみ、これにふさわしい研究者を確保するための研究者の採用基準を明確にするものとする。また、研究の成果について、使	
国民生活センター	事務及び事業の見直し	【教育研修事業】 ○消費生活専門相談員資格認定制度について、資格更新時に研修を受講させるなど制度の本来の趣旨・目的を踏まえた見直しを行うこととし、平成20年度内に一定の結論を得る。 ○研修施設・宿泊施設等の相模原事務所の企画・	

	命に照らし十分な成果が上がっているかとの観点から、厳格な評価を行うものとする。
	運営の効率化及び自律化
	【内部統制・ガバナンス強化】 ○世界最高水準の大学院大学の設置のため、業務内容及び運営体制が高度に国際的なものとなっている中、独立行政法人としての適切かつ効率的な運営を確保するため、引き続き、コンプライアンス体制の整備等、内部統制・ガバナンスの充実を図る。
	【自己収入の増大】 ○競争的研究資金の獲得等、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。
	【保有資産の有効活用】 ○沖縄科学技術研究基盤整備機構の本部等として利用しているシーサイドハウスについて、有効な資産活用が行われるよう引き続き検討を行うものとする。

【総務省】

情報通信研究機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発業務】 ○情報通信政策において情報通信研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、情報通信研究機構として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>【民間基盤技術研究促進業務】 ○繰越欠損金の改善が見られるまでの間は、新規採択を抑制することとし、次期中期目標期間終了時まで、廃止を含めた検討を行う。</p> <p>【債務保証業務】 ○放送のデジタル化、ブロードバンド整備の進捗状況や業務実績等を勘案し、平成22年度末までに、業務を継続させる必要性について検討する。その結果を踏まえ、債務保証業務等を実施するために設置された基金の規模について、適正なものとなるよう見直しを行う。</p> <p>【利子補給業務】 ○「政策金融改革に係る制度設計」(平成18年6月27日政策金融改革推進本部決定・行政改革推進本部決定)に基づき、株式会社日本政策投資銀行の活用にあたっては、他の民間金融機関とのイコールフットイングを確保する。</p> <p>【無線機器の型式検定業務】 ○総務省が実施する一般競争入札において民間事業者が応札した場合には、当該民間事業者の継続的な受託能力の状況等を踏まえ、次年度以降の情報通信研究機構の入札への参加の取りやめについて検討を行う。</p>
	組織の見直し
	【組織体制の整備】 ○適正かつ機動的な人員配置の実施、アウトソーシングの一層の推進等を通じて、全職員数に対する管理部門の比率の低減を図る。
	【支部・事業所等の見直し】 ○地方拠点について、平成22年度末までに、更なる廃止・集約化を検討する。また、つくばリサーチセンターの必要性について見直しを行い、その結果、廃止が適当との結論に至った場合には、可能な限り早期に売却等の処分を行う。 ○海外拠点について、平成22年度末までに、タイ自然言語ラボラトリー及びシンガポール無線通信ラボラトリーについて見直し、廃止・集約化を検討する。
	運営の効率化及び自律化

	<p>【情報公開】 ○研究課題を取り巻くニーズの反映のため、事前、中間及び事後の各段階において、外部の有識者等の意見も踏まえた研究の評価を行う。 ○上記の評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすとともに、実施している研究の必要性、成果等について、研究成果による市場効果など、国民に分かりやすい形で示す。</p> <p>【自己収入の増大】 ○平成22年度末までに民間企業等からの共同研究資金を平成17年度実績よりも2割以上増額させる。</p>
統計センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【官民競争入札等の適用】 ○大規模周期調査の符号格付業務について、官民競争入札等の導入などの民間開放等を積極的に推進する。</p> <p>【受託製表業務】 ○本来統計センターが担うこととされている国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で受託製表業務を実施する。その際、コスト管理を徹底するものとする。</p> <p>【製表等の技術研究業務】 ○符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究に重点化する。その際、できる限り具体的かつ定量的な研究成果の目標等を設定し、その達成度の評価に基づき着実な技術研究の遂行を図る。</p>
	組織の見直し
	【非公務員化】 ○統計法(平成19年法律第53号)の全面施行に合わせ、平成21年度に非公務員化する。
	運営の効率化及び自律化
	【業務運営体制の整備】 ○各調査別・各工程別(受付、符号格付等)に業務量・コストの現状を把握・分析するとともに、当該分析を踏まえた経費・要員の具体的な効率化に係る数値目標を設定することにより、統計データの品質確保を図りつつ、徹底したスリム化・低コスト化を推進する。
平和祈念事業特別基金	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【国への円滑な移行等】 ○平成22年9月30日までの法人廃止までの間、現行の各事業について着実かつ効率的・効果的な実施を図るとともに、資料等の記録・保存等の事業について国への円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。</p>

【外務省】

国際協力機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【海外移住に対する援助、指導等業務】 ○海外移住資料館の管理・運営業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成21年度から実施する。</p> <p>【国民等の協力活動の促進及び助長業務】 ○国際協力人材センターの業務について、平成20年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成21年度から民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し
	【支部・事業所等】 ○東京国際センター八王子別館については、平成19年度中に処分についての結論を出す。 ○海外の19事務所について、平成20年10月の国際

	<p>協力銀行の一部との統合に際して一本化して効率的な運営体制を実現する。</p> <p>○ボリビア国農業総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場について、平成22年3月に相手国側に譲渡する計画に沿って着実に調整を進める。</p> <p>○広尾センター、箱根研修所の立地や保有形態の在り方について、事業の目的、資産の有効活用に向けた取組、利用状況、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p>
	<p>効率化・自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○国際協力銀行の一部との統合を機に、業務面の一体化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。</p> <p>【自己収入の増加】</p> <p>○他機関が招へいた研修員の受入れなど、国内機関の宿泊施設の有効利用を促進し、自己収入の増加を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○平成23年度末までに、保養所を売却する。</p> <p>○平成23年度末までに、職員住宅の一部を処分する。</p>
国際交流基金	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【文化芸術交流】</p> <p>○芸術交流分野の国内向け助成(美術交流国内展助成、国内公演助成、国内映画祭助成)について、平成21年度中に廃止する。</p> <p>【日本語研修事業】</p> <p>○司書日本語研修事業及び豪州・ニュー・ジーランド初中等日本語教師研修事業について、平成20年度中に廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等】</p> <p>○京都支部図書館について、平成20年度中に廃止する。</p>
	<p>効率化・自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○決裁規定等の各種内規の見直しを進めるとともに、内部監査を充実させる。</p>

【財務省】

酒類総合研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【分析・鑑定業務】</p> <p>○酒類の高度な分析・鑑定のうち、特定成分の分析など、独立行政法人が直接実施する必要性が高くない業務については、民間事業者等に委託する。</p> <p>【研究・調査業務】</p> <p>○他省庁の研究機関等における調査研究との相互補完や連携を図る観点から、適切な研究課題について共同研究を積極的に推進する。</p> <p>【講習等業務及び品質評価業務】</p> <p>○酒類業の健全な発達に資するための講習及び品質評価に係る単独主催業務については、酒類業界との共働を推進する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○組織体制の一層の合理化を図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○手数料水準の見直し等を通じ、自己収入の増加を図る。</p>
造幣局	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【貨幣製造業務以外の製造業務等】</p> <p>○民間と競合する一般向け商品である金・銀盃及</p>

	<p>び装身具の製造などから撤退する。</p> <p>【品位証明業務】</p> <p>○品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務については、アクションプログラムに基づき、収支相償を図る。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【人員削減】</p> <p>○職員数については、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減を行う。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○東京支局について、豊島区の存置の意向等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用等の観点から、有効活用の可能性について検討する。</p> <p>○庁舎分室のうち東京支局大塚寮については、次期中期目標期間中に、旅費規程上の宿泊料を支給すること等による廃止の可能性について検討する。</p> <p>○保養所について、次期中期目標期間中に段階的に廃止する。</p> <p>○職員宿舎について、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約する。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組む。</p>
国立印刷局	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【情報製品事業】</p> <p>○民間と競合する市販用白書の印刷、自動車保管場所標章の印刷などから撤退する。</p> <p>○官報については、守秘性を考慮の上、問題のない入力事務について、一般競争入札によりアウトソーシングを行うなど、業務のスリム化を図る。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【人員削減】</p> <p>○職員数については、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減を行う。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○小田原健康管理センターは、平成19年度をもって廃止する。</p> <p>○東京病院については、次期中期目標期間中に他の医療機関等への移譲に向けて取り組むこととする。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○虎の門工場の資産処分について、将来の課題として前向きに検討する。</p> <p>○大手町敷地について、東京都、周辺地権者等と連携した連鎖型再開発についての検討を踏まえて、保有資産の資産価値に十分配慮しながら、透明性・公平性を確保しつつ、手続を進め、結論を得るものとする。</p> <p>○保養所について、次期中期目標期間中に段階的に廃止する。</p> <p>○職員宿舎について、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約する。</p> <p>○出張所等については、次期中期目標期間中に、中国地方・四国地方各一カ所に集約・統合する。</p> <p>○市ヶ谷センターについて、研修施設の利用状況、博物館の入館者数、機会費用等を総合的に勘案し、市ヶ谷センターの機能の移転の可否について検討する。</p>

	<p>○久我山運動場については、杉並区民も利用可能としていることを踏まえつつ、在り方を検討する。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組む。</p>
通関情報処理センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【利用料の引き下げ】</p> <p>○平成20年度以降順次運用が開始される次期システムの利用料について、経費削減効果を確実に反映した料金を設定する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○特殊会社として民営化する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>○民営化(特殊会社化)に当たっては、株式会社としてのマネジメントに加え、第三者機関による体制も含め、効率性の向上や内部統制を担保するための仕組みを検討する。</p>
	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【基金事業】</p> <p>○大阪府との合意を得て、環境・公園に関連する事業等への助成に重点化するほか、万博記念公園の施設整備や低廉な公園入場料維持のため、公園事業への繰入れを増やすこととする。</p>
日本万国博覧会記念機構	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○国、大阪府と独立行政法人という形で共同運営をしてきた経緯があり、今後の組織の在り方については、大阪府とともに検討し、納得が得られれば、平成22年度までに独立行政法人としては廃止する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○収益性を重視した土地の有効活用を図る。ネーミングライツの売却については、利用団体の意向を踏まえつつ、引き続き検討を行う。</p>
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○業務を更に民間委託し、コスト削減及び業務の効率化を図る。</p>

【文部科学省】

国立特別支援教育総合研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究事業評価システムの見直し】</p> <p>○教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要なとされる研究への重点化を図るため、研究課題の企画立案(事前)・実施時(中間)、研究成果(事後)を取りまとめる各段階において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研究評価システムを平成20年度から導入する。</p> <p>○上記評価結果を公表し、国民への説明責任にこたえらるとともに、成果が期待できないと評価された研究課題については廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研究の質の底上げを図る。</p>
	<p>【研修事業評価システムの見直し】</p> <p>○教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要なとされる研修への重点化を図るため、研修内容の企画立案(事前)・実施時(中間)、実施後(事後)において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研修評価システムを平成20年度から導入する。</p> <p>○平成19年度中に研修開始前に受講者及び任命権者に対し、研修内容を踏まえた教育現場への</p>

	<p>還元のための事前計画書について年間目標を具体的に設定させるとともに、受講者においては、国立特別支援教育総合研究所及び受講者の任命権者、任命権者においては、国立特別支援教育総合研究所へ提出させる。また、終了1年後に受講者及び受講者の任命権者に対してアンケート調査を実施することにより事後の研修内容の改善につなげる。</p> <p>○上記結果を公表し、国民への説明責任にこたえらるとともに、成果が期待できないと評価された研修については、廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研修の質の底上げを図る。</p> <p>【研修事業】</p> <p>○平成20年度より一部研修を廃止(13研修→10研修)する。</p> <p>【個別教育相談業務】</p> <p>○保護者等からの個別の教育相談については原則的に廃止し、都道府県等にゆだねるべき教育相談については、平成20年度中に引継ぎを完了する。</p> <p>○平成19年度中に「教育相談年報」及び「教育相談マニュアル」等の情報普及活動に伴う出版物については、HP上での公開・頒布を原則とする。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入等のその他収入について、定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。</p>
大学入試センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【大学入試センター試験の実施事業】</p> <p>○秘密保持など入試の持つ性格に十分配慮しつつ、随意契約の見直しを含め業務の効率化を図り、その一環として平成21年度中に民間競争入札を実施する。</p> <p>○調査研究の一環として試験的に実施してきた法科大学院適性試験について、その成果を踏まえ、新たな実施主体において当該試験を継承して実施する体制が整えられた後、終了するべく、平成20年度中を目途に具体的な案を策定する。</p> <p>【大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究事業】</p> <p>○平成20年度中に大学入試センター試験及び新たな教育制度に対応した入試の実施方法並びにそれらの改善策に関する調査研究テーマに特化する。</p> <p>○「国公立大学ガイドブック」の作成、進路指導関係セミナーの各業務の在り方について、業務の効率化又は自己収入の増大の観点からの廃止又は有料化も含め、平成20年度中に検討し、結論を得る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等も考慮の上で、平成22年度中に検討し、結論を得る。</p>
国立青少年教育振興機構	<p>【組織体制の整備】</p> <p>○各教育拠点の組織の見直し(2課体制から次長制(課長級1名体制)への移行)を実施し、平成22年度までに27施設で管理職ポストを削減。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○国立オリンピック記念青少年総合センターについて、ネーミングライツの導入の可能性について検討を行い、平成20年度に結論を得る。</p> <p>○青少年交流の家及び青少年自然の家について、</p>

	稼働率向上のための対策を策定することとし、平成20年度内に結論を得る。 ○青少年交流の家及び青少年自然の家について、青少年教育上の役割を踏まえつつ、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、青少年教育事業の実施状況や稼働率等を基に有用性・有効性等を総合的に検証し、その結果を踏まえ、平成22年度までに、施設の廃止・統合、共同利用等の必要な整理合理化を行う。 ○その際、原則として、稼働率が5割を下回り今後もその向上が期待できないものについては、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、廃止・統合の対象とする。 【自己収入の増大】 ○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。
国立 女性 教育 会館	事務及び事業の見直し 【女性教育関係事業】 ○女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究及びカンボジア女性教育研修につき、平成19年度で廃止する。
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○法人の行う研修、調査研究に係る企画実施機能の強化、業務の効率化を図るため、業務体制の見直し点検を実施し、チーム制など業務横断的な執行体制を整備することとし、その具体的な在り方について平成20年度内に結論を得る。
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。
	事務及び事業の見直し 【日本語コーパス事業】 ○民間事業者等との共同事業とすることについて平成20年度中に検討し、結論を得る。 【病院の言葉を分かりやすくするプロジェクト】 ○平成20年度中に廃止する。 【外来語言い換え提案事業】 ○平成20年度中に廃止する。 【日本語教育事業】 ○他の公的日本語教育機関との役割見直し等を行い、事業の廃止を含め平成20年度中に検討し、結論を得る。 【漢字情報データベース事業】 ○平成20年度中に廃止する。 【図書館事業】 ○平成20年度中に廃止する。
国立 国語 研究 所	組織の見直し 【法人形態の見直し等】 ○大学共同利用機関法人に移管する。 【電話対応グループ】 ○平成20年度中にHP上でFAQ(よくある質問に対する回答)を掲載するとともに、各担当グループ名及び連絡先を記載することに伴い廃止する。
	事務及び事業の見直し 【資料収集・保管・展示・学習支援活動】 ○学習支援活動として実施してきたティーチャーズセンターについて、国内の各博物館等で同種の事業が定着してきたことにかんがみモデル事業としてのティーチャーズセンターの活動は平成20年度を目途に終了し、より先導的・モデル的事业に重点化する。 【民間競争入札の適用】 ○国立科学博物館の施設管理・運營業務(展示業
	事務及び事業の見直し 【資料収集・保管・展示・学習支援活動】 ○学習支援活動として実施してきたティーチャーズセンターについて、国内の各博物館等で同種の事業が定着してきたことにかんがみモデル事業としてのティーチャーズセンターの活動は平成20年度を目途に終了し、より先導的・モデル的事业に重点化する。 【民間競争入札の適用】 ○国立科学博物館の施設管理・運營業務(展示業
	事務及び事業の見直し 【資料収集・保管・展示・学習支援活動】 ○学習支援活動として実施してきたティーチャーズセンターについて、国内の各博物館等で同種の事業が定着してきたことにかんがみモデル事業としてのティーチャーズセンターの活動は平成20年度を目途に終了し、より先導的・モデル的事业に重点化する。 【民間競争入札の適用】 ○国立科学博物館の施設管理・運營業務(展示業

	務の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施することとし、対象業務の範囲、実施予定時期等について検討を行い、平成20年度末までに結論を得る。
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○限られた資源の中、調査研究と資料収集・保管、展示・学習支援活動を一体的に実施し、さらなる成果を上げるため、部課等の再編を含めた組織の見直しを図り、人件費削減と的確な職務の遂行、組織全体及び職員の潜在力を引き出す効果的な組織の在り方について検討し、平成20年度内に結論を得る。
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○特に大学等の研究では十分な対応が困難な、標本資料に基づく実証的研究、生物多様性国家戦略や科学技術基本計画等の国の施策に基づいた分野横断的研究を、効率的、効果的及び確実に遂行するため、外部評価を導入することとし、平成20年度内に、その具体的な在り方について結論を得る。 【自己収入の増大】 ○外部資金の活用を引き続き図るとともに、入場料収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。 【霞ヶ浦地区】 ○霞ヶ浦地区について、処分及び有効活用等、多様な観点に基づき、資産の見直しの検討を行う。
物質・ 材料 研究 機構	事務及び事業の見直し 【研究開発事業の重点化・役割の明確化】 ○科学技術政策において物質・材料研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 ○生体材料研究のうち人工臓器開発事業を平成20年度中に廃止する。 ○超鉄鋼の研究については計画的に縮小し、平成20年度中に外部資金による運営等により効率的・効果的な実施を図る。 ○液体ヘリウムの供給体制を見直してその再利用を促進し、コスト削減、資源の有効活用を平成20年度中に図る。 ○ナノテクノロジーを活用した物質・材料研究を推進するための民間企業との共同研究、事業の一部を企業と共同で運営する体制を平成20年度中に整備する(民間企業からの機器の無償提供、オペレータの派遣等)。 ○平成20年度中に民間企業に対して、物質・材料研究機構内の共同研究の場を提供することにより、情報循環や共同研究を活性化し、物質・材料研究機構の研究成果の実用化を促進する。 【研究開発事業評価システムの見直し】 ○平成20年度中に各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価システムを構築し、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより、質の底上げを図る。 【民間委託の推進等】 ○平成20年度中に省エネルギー、CO2削減を促進するためのESCO事業や外国人研究者の支援事業について外部委託を進めることにより、民間活力を活用した業務の効率化を図る。 ○平成19年度から少額契約案件において、インタ
	事務及び事業の見直し 【研究開発事業の重点化・役割の明確化】 ○科学技術政策において物質・材料研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 ○生体材料研究のうち人工臓器開発事業を平成20年度中に廃止する。 ○超鉄鋼の研究については計画的に縮小し、平成20年度中に外部資金による運営等により効率的・効果的な実施を図る。 ○液体ヘリウムの供給体制を見直してその再利用を促進し、コスト削減、資源の有効活用を平成20年度中に図る。 ○ナノテクノロジーを活用した物質・材料研究を推進するための民間企業との共同研究、事業の一部を企業と共同で運営する体制を平成20年度中に整備する(民間企業からの機器の無償提供、オペレータの派遣等)。 ○平成20年度中に民間企業に対して、物質・材料研究機構内の共同研究の場を提供することにより、情報循環や共同研究を活性化し、物質・材料研究機構の研究成果の実用化を促進する。 【研究開発事業評価システムの見直し】 ○平成20年度中に各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価システムを構築し、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより、質の底上げを図る。 【民間委託の推進等】 ○平成20年度中に省エネルギー、CO2削減を促進するためのESCO事業や外国人研究者の支援事業について外部委託を進めることにより、民間活力を活用した業務の効率化を図る。 ○平成19年度から少額契約案件において、インタ
	事務及び事業の見直し 【研究開発事業の重点化・役割の明確化】 ○科学技術政策において物質・材料研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 ○生体材料研究のうち人工臓器開発事業を平成20年度中に廃止する。 ○超鉄鋼の研究については計画的に縮小し、平成20年度中に外部資金による運営等により効率的・効果的な実施を図る。 ○液体ヘリウムの供給体制を見直してその再利用を促進し、コスト削減、資源の有効活用を平成20年度中に図る。 ○ナノテクノロジーを活用した物質・材料研究を推進するための民間企業との共同研究、事業の一部を企業と共同で運営する体制を平成20年度中に整備する(民間企業からの機器の無償提供、オペレータの派遣等)。 ○平成20年度中に民間企業に対して、物質・材料研究機構内の共同研究の場を提供することにより、情報循環や共同研究を活性化し、物質・材料研究機構の研究成果の実用化を促進する。 【研究開発事業評価システムの見直し】 ○平成20年度中に各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価システムを構築し、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより、質の底上げを図る。 【民間委託の推進等】 ○平成20年度中に省エネルギー、CO2削減を促進するためのESCO事業や外国人研究者の支援事業について外部委託を進めることにより、民間活力を活用した業務の効率化を図る。 ○平成19年度から少額契約案件において、インタ
	事務及び事業の見直し 【研究開発事業の重点化・役割の明確化】 ○科学技術政策において物質・材料研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 ○生体材料研究のうち人工臓器開発事業を平成20年度中に廃止する。 ○超鉄鋼の研究については計画的に縮小し、平成20年度中に外部資金による運営等により効率的・効果的な実施を図る。 ○液体ヘリウムの供給体制を見直してその再利用を促進し、コスト削減、資源の有効活用を平成20年度中に図る。 ○ナノテクノロジーを活用した物質・材料研究を推進するための民間企業との共同研究、事業の一部を企業と共同で運営する体制を平成20年度中に整備する(民間企業からの機器の無償提供、オペレータの派遣等)。 ○平成20年度中に民間企業に対して、物質・材料研究機構内の共同研究の場を提供することにより、情報循環や共同研究を活性化し、物質・材料研究機構の研究成果の実用化を促進する。 【研究開発事業評価システムの見直し】 ○平成20年度中に各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価システムを構築し、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより、質の底上げを図る。 【民間委託の推進等】 ○平成20年度中に省エネルギー、CO2削減を促進するためのESCO事業や外国人研究者の支援事業について外部委託を進めることにより、民間活力を活用した業務の効率化を図る。 ○平成19年度から少額契約案件において、インタ

	<p>ーネットを活用した購買システムに登録されている業者から発注等を行うことによる調達業務の合理化を進める。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○目黒地区事務所での実施業務をつくば地区に集約し、跡地の売却に取り組むべく検討し、平成20年度中に結論を得る。</p> <p>○平成19年度中にナノテク総合支援プロジェクトセンター(東京)の見直しを図り、ナノテクノロジー・ネットワークの中核的な運営機関とし、つくば地区への運営機能の集約を促進する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○民間企業との連携強化や国の競争的資金等による外部資金の獲得増加、共用設備の利用に際しての課金制度の導入などを通じて、自己収入の増加を図るとともに、知的財産に関する特許出願・権利化の精査により特許経費の削減を進めるため定量的な目標を平成20年度中に策定する。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○既に導入している上長が行う業績評価に基づき、各職員の業績評価を勤勉手当に反映させる人事処遇制度について平成20年度中に必要な見直しを行った上で推進する。</p> <p>○招へい経費の節減等により、一層の経費の節減を図るため、平成20年度中に新たな措置を講ずる。</p>
防災科学技術研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発事業の重点化・役割の明確化】</p> <p>○科学技術政策において防災科学技術研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、類似業務を行う他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>○平成20年度から特に萌芽的な基礎研究について社会の研究ニーズを反映することとし、真に求められる研究分野に特化し推進する。</p> <p>【研究開発事業評価システムの見直し】</p> <p>○各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価を行い、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに、成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、質の底上げを図る。</p> <p>【波浪等観測事業】</p> <p>○平成19年度中に廃止する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○海洋研究開発機構と統合する。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○平成19年度中に平塚実験場を廃止する。</p> <p>○平成19年度中につくば本所内地表面乱流実験施設を廃止する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度中に策定する。</p> <p>○平成19年度から施設・設備等の利活用を一層促進する。</p>
放射線医学総合研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発事業の重点化・役割の明確化】</p> <p>○科学技術政策において放射線医学総合研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役</p>

	<p>割分担等の明確化を図る。</p> <p>【研究開発事業評価システムの見直し】</p> <p>○各研究課題について客観的・具体的なデータを用いた事前・中間・事後評価を行い、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより質の底上げを図る。</p> <p>【研修事業計画の見直し】</p> <p>○研修コースへの参加状況や社会ニーズを適切に分析し、参加率が低いなどニーズの低いコースについては、随時研修内容の改善や研修コース自体の廃止を含めて平成20年度中に見直しを行う。</p> <p>【民間委託の推進等】</p> <p>○定型業務の民間委託を引き続き実施するとともに、外部委託が可能な業務について継続的に検討し積極的に民間委託を実施する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与計算業務を平成20年度当初に民間に委託する。 ・実験動物の所内生産供給のうち定型的な実験動物の所内生産供給を平成19年度以降、順次外部委託し現行中期目標計画中に完了する。 <p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○平成19年度中にプルトニウム内部被ばく研究の廃止に伴い、プルトニウム吸入ばく露施設設備を廃止する。</p> <p>○茨城県等の地元の了解を得た上で那珂湊支所を廃止する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○重粒子線がん治療の更なる推進、知的財産の活用や企業等との共同研究を積極的に推進することにより自己収入の増大を図るため定量的な目標を平成20年度中に策定する。</p> <p>具体的には以下の方法により、自己収入の拡大を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療計画や照射ビーム制御手法の改良による治療の効率化とともに、現在検討中の治療エリアの増築により、治療患者数の増加を図り、臨床医学収入の拡大を図る。 ・特許取得及び知的財産の管理を戦略的に進め、技術移転機関等のサポートを得ることにより特許収入やノウハウ提供等の技術移転を増し、自己収入の増加を図る。 ・企業等との共同開発が期待できる研究開発に関しては、積極的に企業等との共同研究を企画・推進し、共同研究資金の調達など外部資金の確保を図る。
国立美術館	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【民間競争入札の適用】</p> <p>○東京国立近代美術館等の管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○平成20年度から、各館において個別に行っている出版物の編集・発行業務について、可能なものから本部において一元的に実施する。</p> <p>○企画機能強化のため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5館共同の展覧会の開催を調整・実施する。 ・各館における展覧会企画等について連絡・調整を行う。 ・各館の企画・連携の在り方を検討し、平成20年

	<p>度内に結論を得る。</p> <p>【自己収入の増大】 ○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p>
国立文化財機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【民間競争入札の適用】 ○東京国立博物館等の施設管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 ○各館における展覧会企画等について連絡・調整を行い、企画機能強化を図ることとし、その具体的な在り方について平成20年度内に結論を得る。</p> <p>【自己収入の増大】 ○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p>
教員研修センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【学校教育関係職員に対する研修】 ○研修事業について、国として真に実施すべき研修を実施するよう絶えず見直しを図る。以下については、できる限り早急を実施する。 ・委託等により実施する研修について、実情に応じて、廃止・隔年実施等の見直しを行う。 ・海外派遣研修について、平成22年度までに存廃及び内容について見直しを行う。</p> <p>【民間委託の推進】 ○施設の管理・運営業務について、引き続き民間委託を図る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【経費節減】 ○委託等により実施する研修に必要な経費について、平成22年度までに地方公共団体の負担を1/2から全額とする。</p>
科学技術振興機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【新技術創出研究事業、企業化開発事業、研究開発交流支援事業】 ○助成を行った研究課題について、追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・発信の仕組み及び日本版バイ・ドール規程を適用しない特許について成果の機構への還元の仕組みを平成19年度末までに構築する。</p> <p>○競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止のため、研究機関監査室、プログラム調整室、告発窓口やPD(プログラムディレクター)、PO(プログラムオフィサー)が一体的・効果的に機能する仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、資金配分額の多い機関を中心に行うサンプリング調査等については、同調査の対象とする課題の選定基準等を作成する。さらに、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。</p> <p>○審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を継続的に進める。</p> <p>○政策ニーズ、応募件数、採択率等を踏まえ、競争的資金の個別事業の必要性を不断に見直すこととする。</p> <p>○平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とする。</p> <p>【科学技術情報流通促進事業】 ○平成21年度単年度黒字化達成後、公益性を考慮しつつ平成30年度までの新たな改善計画を策</p>

	<p>定(第Ⅱ期経営改善計画中に前倒し策定を予定)し、平成30年度時点で経常利益率20%の高収益体質の確立を目指すことにより、累積欠損金の解消を加速させる。</p> <p>○利用者ニーズの高い新商品の投入、積極的な営業活動の展開等により、増収を図るとともに、システム関連経費の見直し、収益性の悪い商品の廃止(廃止基準の策定)及び人件費等の削減等により、大幅に経費を削減する。</p> <p>○科学技術情報流通促進事業(一般勘定)のデータベースについては科学技術情報政策上の必要性、利用者からのニーズ等を勘案しつつ評価し、その必要性が低いと認められる事業につき見直しを行う。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】 ○東京本部について、自ら保有し、現地に立地することが必要不可欠であることについて、各事業への影響、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、説明責任を果たすべく、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○JSTイノベーションプラザ及びサテライトについて、外部有識者による評価等を踏まえて、成果が低調でかつ改善の見通しが立たないものは、廃止する等の見直しを行う。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】 ○海外事務所については、政策ニーズや費用対効果の観点から説明がつかない事務所については、廃止等見直しを行う。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【科学技術理解増進事業】 ○日本科学未来館の収支改善に向けて、来館者数、自己収入、事業効果等に関する数値目標を盛り込んだ「業務の効率化及び自己収入の増加方策プログラム」を着実に実施する。</p> <p>【保有資産の見直し】 ○区分所有している茅野(車山)の研修施設については、稼働率が低迷していることから、平成20年度末までに持分を売却するとともに、伊東の研修施設については、設置目的に照らした利用状況を踏まえつつ、持分の売却を含めた在り方を検討する。</p> <p>【業務運営体制の整備】 ○管理職の割合を縮減し、給与水準の引下げを図る。</p> <p>【随意契約の見直し】 ○分任契約担当者の増設や一括発注の推奨、前渡資金事務所の効率的な活用等随意契約の見直しの取組を行う。</p>
日本学術振興会	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業】 ○助成を行った研究課題について、大型の課題に対する追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・普及の仕組みを平成19年度末までに構築する。</p> <p>○競争的資金の不合理な重複、過度の集中、不正使用及び不正受給を防止するため、具体的取組や組織体制の整備を含めた仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。</p> <p>○審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を引き続き進める。</p> <p>○審査・評価業務の効率化を図り、応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、応募手続</p>

	<p>及び審査業務を完全電子化する。</p> <p>○平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とする。</p> <p>【研究者養成のための資金の支給】</p> <p>○特別研究員(21世紀COEプログラム)については、順次廃止し、より重点化された拠点への支援に重点化する。</p> <p>○特別研究員事業の対象を大学院博士課程在学者(DC)の支援に重点化する。また、大学等の研究に関する人材養成を促進するため、海外特別研究員事業と海外での研さん機会を付与する事業を一体的に実施し、その効果が最大限発揮できるよう事業を重点化する。</p> <p>【学術の国際交流事業の促進事業】</p> <p>○日本人の若手研究者に海外での研さん機会を付与する事業に重点を置くため、外国人特別研究員事業の規模を縮小し、効果的に研究者養成が実施できるよう見直しを行う。</p> <p>○外国との研究交流を目的とする拠点大学交流事業については、日本学術振興会が経費を全額負担しているが、国の財政依存度を引き下げるため、平成23年度までの間に段階的に廃止し、公募により相手方に対等な負担を求める方式による事業へと転換する。また、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業については、費用対効果の検証を行うなど不断の見直しを行う。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○海外研究連絡センター(カイロ、ナイロビ)については、効率的な業務運営の観点から、独立行政法人評価委員会による評価等を踏まえながら、活動状況の検証に努め、廃止等見直しを検討する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○複数の評定者による客観的な勤務評定による職員の処遇への反映について、平成20年度より本格的に実施する。</p> <p>○「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度予算の人件費と比較し、5%以上削減する。また、業務の効率化の観点から、業務委託を積極的に推進する。</p> <p>【随意契約の見直し】</p> <p>○平成20年1月1日より、国の随意契約の基準を全面的に実施する。</p>
理化学研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【使命の明確化等】</p> <p>○使命の明確化を図り、幅広い分野を対象として基礎研究から応用研究までを実施するという特性をいかした、科学技術政策全体の中で理化学研究所が担うべき研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図る。</p> <p>○実施している研究の必要性、成果等について、多額の公的な研究資金が投入されていることや研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示す。</p> <p>【新たな研究領域を開拓する独創的・萌芽的研究等研究開発事業】</p> <p>○当初の目標を達成した事業は廃止するという方</p>

	<p>針を中期目標等で明確化する。また、この方針に沿って平成20年9月末にバイオ・ミメティックコントロール研究事業(フロンティア研究システムのバイオ・ミメティックコントロール研究センター)、平成20年3月末にゲノム科学総合研究事業(横浜研究所のゲノム科学総合研究センター)を廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○平成20年4月に中央研究所とフロンティア研究システムとを統合する。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○海外の研究拠点について、共同研究が終了した際には速やかに廃止する。</p> <p>○駒込分所について、次期中期目標期間中に廃止する。その結果生ずることとなる遊休資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、処分を行う。</p> <p>○板橋分所について、次期中期目標期間中に、当該分所が担っている機能の代替措置の可能性、当該資産を保有することの国の資産債務改革の趣旨から見た適切性等を検討し、所要の結論を得る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の拡大】</p> <p>○各種の施設について、利用料に係る適正な受益者負担を検討した上で、利用が容易となる仕組みを構築し、外部利用を更に促進する。</p> <p>【研究成果の社会への還元】</p> <p>○研究成果については、積極的に社会への還元に努める。</p> <p>○知的財産権等の実施許諾による収入の拡大に努める。この一環として、例えば、特許の実施化率等の更なる向上等を目指す。</p>
宇宙航空研究開発機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化等宇宙開発事業】</p> <p>○宇宙開発プロジェクトの進行管理については、開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行う。</p> <p>○H-IIAロケット標準型の民間移管に伴い、次期中期目標期間終了時まで、民間企業に対する指導監督業務等の在り方を見直し等により、関係の経費及び人員の削減を行う。</p> <p>○今後のロケット開発に当たっても、民間移管が行われる際には、同様の措置を講ずる。</p> <p>【宇宙開発利用による社会経済への貢献等衛星開発事業】</p> <p>○実用化が可能となったものから、順次、民間における開発にゆだねることとし、国が独立行政法人に実施させるべきものに重点化する。</p> <p>【社会的要請にこたえる航空科学技術の研究開発等航空分野研究開発事業】</p> <p>○国が独立行政法人に実施させるべき先端的かつ基盤的な研究開発に重点化するものとし、平成19年度に垂直離着陸用ファンエンジンに係る研究開発を廃止する等、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達したものについては順次廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○東京事務所(千代田区丸の内)及び大手町分室(千代田区大手町)については、関係府省等との調整部門など現在地に置く必要がある部門以外のものを本部(調布市)等に統合する。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p>

	<p>○次期中期目標期間終了時(平成24年度末)までに、横浜監督員分室及び汐留分室を廃止するとともに、平成19年度中に三陸大気球観測所を廃止する。さらに、これにとどまらず、今後も極力集約化を行う。</p> <p>○見直し、重点化等に伴い、関係の経費及び人員を削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【施設・設備の外部への供用】</p> <p>○保有する施設・設備については、利用料に係る適正な受益者負担や、利用の容易さ等を考慮しつつ、外部への供用を更に促進する。</p> <p>【研究成果の社会への還元】</p> <p>○研究開発の成果については、各事業に多額の公的資金が投入されていることから、積極的に社会への還元に努める。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○事業所等の廃止に伴い生ずる遊休資産を処分する。</p> <p>○野木レーダーステーションについて、売却に向けた努力を継続する。</p> <p>○鳩山宿舎について、平成19年度中に売却処分する。</p>
日本スポーツ振興センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【スポーツ振興投票業務】</p> <p>○スポーツ振興投票事業について、日本スポーツ振興センターは、売上げ向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努めるものとする。</p> <p>○その上で、スポーツ振興くじの売上げ状況を注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成21年度末を目途に、スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得る。</p> <p>○なお、その間にあっても、スポーツ振興くじの売上げの低迷により、繰越欠損金が増加し、債務の返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、国民負担に及ぶことがないよう、スポーツ振興投票事業について原点に立ち返った抜本的な見直しを行う。</p> <p>【スポーツ振興のための助成業務】</p> <p>○助成区分ごとに達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示した上で、厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を助成業務の効率化及び適正化に反映させる。</p> <p>【災害共済給付業務、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務及び衛生管理に関する業務】</p> <p>○災害共済給付業務については、更なる合理化を行うとともに、次期中期目標期間終了時まで、支所の業務等の在り方について検討を行い所要の結論を得る。</p> <p>○学校安全普及業務、食に関する支援業務及び衛生管理に関する支援業務については、「学校安全支援業務(仮称)」に一本化し、災害共済給付業務の実施により得られる事故情報分析やそれに基づく関連情報の提供など災害共済給付業務に関連するものに重点化する。なお、「学校安全支援業務(仮称)」については、次期中期目標期間終了時まで、各事業の在り方について、必要性・有効性を厳格に検証した上で、所要の結論を得る。</p> <p>【スポーツ施設の運営・提供等に関する業務】</p> <p>○国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務について民間競争入札を実施する。なお、入札対象範囲の</p>

	<p>拡大等について、民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【資産の有効活用等】</p> <p>○国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、ネーミングライツの導入、施設利用料の見直し等により、自己収入の増加を図る。</p> <p>○その他の保有資産については、不断の見直しを行い、必要に応じ遊休資産の処分等を行う。なお、習志野及び所沢の各職員宿舎については、平成20年度の売却を検討する。</p>
日本芸術文化振興会	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【芸術文化振興のための助成事業の一元化】</p> <p>○文化庁の助成事業に関する事務を日本芸術文化振興会に移管した上で、日本芸術文化振興会の助成事業(舞台芸術振興事業、芸術文化振興基金)と、文化庁の助成事業(芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金)とを統合・一元化する。なお、その際、全体の助成規模が拡大しないものとし、また、文化庁の助成事業担当職員を削減する。</p> <p>【伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修の見直し】</p> <p>○伝統芸能の伝承者の養成については、民間団体の実施動向も踏まえ、国として支援が必要な分野に限定する。この一環として、「大衆芸能(寄席囃子)」の養成について、現行中期目標期間の終了時までには休止するものとし、今後実施する養成についても、対象分野の存廃に係る定量的な方針を策定・公表した上で、毎年度、ニーズ把握を行い、その結果に基づき、対象分野・規模を不断に見直す。</p> <p>○現代舞台芸術の研修については、その目的、位置付け及び期待する成果を中期目標等で明確にした上で、成果の検証を厳密に行い、その結果に基づき、研修分野・規模を不断に見直す。</p> <p>【国立劇場等の管理運営業務に係る外部委託の拡大等】</p> <p>○外部委託の範囲を拡大し、一層の経費削減を図る。</p> <p>○特定の公益法人に随意契約により継続して委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、会計検査院による指摘(「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」(平成19年9月))に基づき、経費削減に資する効果の検証を厳密に行った上で、当該契約内容を見直し、更に効率化を図るとともに、透明性を確保する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【施設の有効活用等】</p> <p>○国民の鑑賞機会を増加させる観点から、すべての劇場について、稼働率を向上させるため、貸劇場公演の日数を増やすことも含め、公演回数増加を図るとともに、公演の映像記録について、必要な著作権等の処理を行った上で劇場上映や映像記録の販売等を行うなど有効に活用する。同時に、これらにより自己収入の増加にも努める。</p>
日本学生支援機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【奨学金貸与事業】</p> <p>○延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成20年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。</p> <p>○3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。</p> <p>【留学生支援事業】</p>

	<p>○東京国際交流館のプラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務に係る民間競争入札を導入する。また、プラザ平成については、平成20年度末までに廃止も含め在り方につき結論を得る。</p> <p>【学生生活支援事業】</p> <p>○学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援を始め、各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する。</p> <p>【市場化テストの拡大】</p> <p>○国際交流会館については、平成20年度に広島国際交流会館において落札者による管理・運営業務を実施することに加えて、同年度に新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、21年度から落札者による管理・運営業務を実施する。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る11館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し等を行う。</p> <p>【人員、組織の徹底したスリム化】</p> <p>○奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、その結果をも踏まえ、組織の簡素化を図るとともに、次期中期計画終了時(平成25年度)までに、現行中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○東京日本語教育センターについては、周辺環境や建ぺい率・容積率規制等に留意するとともに、施設の機能、地元自治体との関係、大学への進学を希望する学生を教育するという施設の性格等を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○市谷事務所の立地や保有形態の在り方について、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○国際交流会館について、地元自治体との密接な連携を重視するとともに、地域の国際交流拠点としての役割を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○高円寺宿舎については、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、関係機関とも相談のうえ、売却を含めた資産の在り方について平成20年度中に結論を得るよう検討する。</p>
海洋研究開発機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【使命の明確化等】</p> <p>○使命の明確化を図り、海洋に関する基礎的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等を総合的に実施しているという特性をいかした、海洋科学技術政策全体の中で海洋研究開発機構が担うべき研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担の明確化を図る。</p> <p>○実施している研究の必要性、成果等について、多額の公的な研究資金が投入されていることや研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示す。</p>

	<p>【研究開発プロジェクトの進行管理】</p> <p>○開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行う。特に、統合国際深海掘削計画(IODP)に基づく深海地球ドリリング計画については、進行管理を徹底するとともに、進捗よく状況や成果等を国民に分かりやすい形で示す。</p> <p>【科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者への施設・設備の供用事業】</p> <p>○「地球シミュレータ」の今後の更新に当たっては、主として海洋地球科学分野における研究ニーズに必要な性能を維持するのみにとどめ、また、既製のスーパーコンピュータのリース調達により更新経費を抑制し、運用経費の低減を図るなど歳出削減に努める。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○防災科学技術研究所と統合する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○海洋研究開発機構が保有する船舶(7隻)において実施される学術研究の課題の申請受付・審査・決定については、東京大学海洋研究所において一元的に実施する。これに伴い、機構の予算及び要員も含め関係組織を見直し、業務全体の効率化を図る。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○今後展開予定の「地震・津波観測監視システム」の運用開始に対応して、室戸岬沖海底ネットワークシステムを廃止する。</p> <p>○むつ研究所については、利用状況が低調となっている研究交流棟の宿泊施設を廃止するとともに、当該箇所に事務棟の共通管理部門を移設し事務棟を廃止することにより、経費の削減及び資産の有効活用を図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○海洋研究開発機構が保有する船舶のうち、東京大学海洋研究所より移管された学術研究船(2隻)については、その運航業務の外部委託化を計画的に進め、特に、次期中期目標期間中に1隻について外部委託を行う。</p> <p>【研究成果の社会への還元】</p> <p>○研究開発の成果については、積極的に社会への還元を努める。</p>
国立高等専門学校機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【国立高等専門学校の配置の在り方の見直し】</p> <p>○入学志願者数の動向やニーズを踏まえた配置の在り方を検討し、所要の結論を得る。</p> <p>【専攻科の見直し】</p> <p>○職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するという国立高等専門学校の設置目的やニーズを踏まえ、本科卒業後の編入学先として国立の技術科学大学が設置されていることや、一般大学へ編入学する者も半数近く存在することの関係を整理し、役割や位置付けを明確化した上で、必要な教育研究機能等を検討し、所要の結論を得る。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○事務職員については、本部における資金管理等業務の一元化や各学校事務部における2課体制への移行を確実に進めることにより、削減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○実施する研究については、共同研究、受託研究等の受入れなどにより、外部資金の獲得に積極的に取り組む。</p>

大学 評価・ 学位 授与 機構	事務及び事業の見直し
	【認証評価業務】 ○民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止する。また、それまでの間にあっても、業務全体の効率化を図るとともに、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、民間と同様に原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、運営費交付金を段階的に縮減する。
	【認証評価業務・国立大学法人評価業務】 ○民間の認証評価機関が行ったものも含め、認証評価のために整えた資料・データ等の国立大学法人評価への利活用を認め、国立大学法人側の負担の最小限化及び大学評価・学位授与機構の業務の効率化を図る。
	【学位授与業務】 ○業務の効率化を図り、原則として手数料収入で学位審査経費を賄うよう運営する。手数料収入の約3倍の運営費交付金を充当して実施している学位授与基準の検討等の周辺業務について、申請ニーズに応じた学位授与基準の検討を行うなど効率化・合理化を図り、計画的に経費の縮減を進める。
	【調査研究業務】 ○国が独立行政法人に実施させるべきものに限定し、経費の削減及び業務の効率化を図る。
	組織の見直し
	【法人形態の見直し】 ○国立大学財務・経営センターと統合する。
	運営の効率化及び自律化
	【資産の有効活用】 ○小平第二住宅について、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。
	国立 大学 財務・ 経営 センター
【融資等業務】 ○融資等業務に密接に関連する業務に特化することとしたことに伴い、平成21年3月までに寄附金の受入れ及び配分事業を廃止する。 ○財政投融資資金によるほか、民間資金の活用の観点から、現在進めている病院PFI事業（パイロットモデル）の結果及び国立大学法人による検討を踏まえ、病院PFI導入を推進するとともに、小規模な設備の整備については、民間金融機関からの資金導入について検討することとし、平成20年度内に一定の結論を得る。	
【キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営】 ○キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管等その活用方法について、平成20年度末までに結論を得る。	
【学術総合センターの共用会議室の管理運営】 ○平成21年3月までに学術総合センターの共用会議室の管理運営の在り方について検討する。	
組織の見直し	
【法人形態の見直し】 ○大学評価・学位授与機構と統合する。	
【組織体制の整備】 ○平成18年度に行った事務・事業の見直し結果等を踏まえ、引き続き、業務の重点化や効率化に取り組むとともに、人件費削減を推進するため、部課等の再編や人員配置の合理化等について検討を行う。	
運営の効率化及び自律化	
【経費節減】	

	○運営費交付金を充当して行う業務について、既存事業の見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）については、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。 ○大学共同利用施設の管理運営費等について業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き毎年度公表することとする。
メディア 教育 開発 センター	事務及び事業の見直し
	【法人形態の見直し】 ○メディア教育開発センターの事務及び事業については、独立行政法人において実施する必要性が薄れたと考えられることから、現行中期目標期間終了時において、廃止する。 ○なお、日本の大学教育の国際競争力の向上のためICT活用教育を推進することは必要であるとの観点から、これまでメディア教育開発センターが行ってきた事務及び事業については、内容を精査した上で、メディア教育開発センターが放送大学と緊密な連携協力を図ってきた経緯も踏まえ、放送大学学園において実施するものとし、そのための所要の措置を講ずる。
	組織の見直し
	同上
日本 原子 力研 究開 発機 構	事務及び事業の見直し
	【原子力システムの研究開発等研究開発業務】 ○機構の行う研究開発は、実証・実用段階に達したものは民間主体に移転しているところであり、これまでの軽水炉再処理開発技術については、平成27年度末までに民間に移転する。 ○「ふげん」、「自由電子レーザー（FEL）」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。
	【展示・理解促進活動】 ○展示施設については、地域住民の理解と信頼の醸成を効果的に実施するため、平成19年度末までに数値目標等を盛り込んだアクションプランを策定し、展示施設の利用効率等の向上を図るとともに、有料化の是非について検討する。
	運営の効率化及び自律化
	【J-PARCの運営の効率化】 ○大強度陽子加速器施設（J-PARC）については、平成19年度末を目途に経費の圧縮等運営の効率化の方向性について結論を得る。
	【自己収入の増大】 ○共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。
	【保有資産の見直し】 ○使用されていない宿舍、宿舍跡地については、平成19年度末までに売却等方針を決定する。また、昭和30年代に建設され老朽化した宿舍及び入居率が低調な宿舍、「那珂核融合研究所の未利用地（西地区）」については、平成20年度末までに売却等方針を決定する。 ○青山、下北、櫛川、土岐等分室については、利用実績等を勘案し、平成20年度中に廃止・売却を含め、その在り方について検討を行う。
	【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス・内部統制については、これまでの取組を再考し、効果を上げていない取組を見

	直すとともに独自の取組を開始して、機構のコンプライアンス・内部統制向上に向けた姿勢をより鮮明にする。具体的には、各拠点におけるチェックシート作成による許認可の確認を行うとともに、引き続きPDCAサイクルの実施、客観的評価の実施、ISOの積極的取得、品質保証活動等の取組を進め、一層の強化を図る。
--	---

【厚生労働省】

国立健康・栄養研究所	事務及び事業の見直し
	<p>【国民の健康・栄養・食生活に関する調査研究業務】</p> <p>○民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究の排除に努めるとともに、国の生活習慣病対策等の施策に、より高い反映・効果が見込まれる研究に重点化する。</p> <p>【国民健康・栄養調査の集計業務】</p> <p>○調査集計に要する期間の短縮化や経費節減の推進状況について、毎年、数値的に検証・公表を行うとともに、その結果に基づき、具体的な目標の見直しを不断に推進する。</p> <p>【収去食品の試験業務】</p> <p>○特別用途食品を利用する国民の信頼に寄与するため、整理合理化後の体制も踏まえ、民間の登録試験機関の活用につき、検討する。</p> <p>○内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていたことから、この検討に合わせて国立健康・栄養研究所と国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。</p>
	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】</p> <p>○国民の健康の増進について、より多角的に研究を進める観点から、独立行政法人医薬基盤研究所と統合する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○外部の協力研究員の一層の活用を図る。</p>
労働安全衛生総合研究所	運営の効率化及び自律化
	<p>【自己収入の増大】</p> <p>○生活習慣病研究等に係る外部の競争的研究資金の獲得や知的財産の有効活用などにより、自己収入の一層の増加を図る。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○大学や民間企業等との人事交流を促進する。</p>
	事務及び事業の見直し
	<p>【労働安全衛生に関する調査研究業務】</p> <p>○労働安全衛生研究のうち、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積等が見られるものについては、速やかに廃止する。</p>
	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】</p> <p>○労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る観点から、独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【自己収入の増大】</p> <p>○受託研究等による自己収入の充実を図る。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○外部評価会議等の評価を踏まえ、研究内容について、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政法人等の研究機関との重複を排除するとともに、次年度の研究費配分への反映等を行うこと</p>

	とにより、効率的な研究マネジメントを実施する。
勤労者退職金共済機構	事務及び事業の見直し
	<p>【中小企業退職金共済事業】</p> <p>○未請求退職金の発生防止のための具体的な対策を早急に講ずるとともに、次期中期目標等において、未請求の期間が5年に達する前の退職金受給資格者の未請求退職金について、具体的な縮減目標と縮減計画を定めて着実に取組を実施する。また、既に5年以上経過しているものについても連絡先の把握等のための方策について検討するなどの取組を具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に進める。これらの対策について、毎年度取組の進捗状況の評価を行う。</p> <p>【建設業退職金共済事業等】</p> <p>○退職金共済手帳長期未更新者の実態を把握するとともに、既に受給資格がありながら未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を強化し、次期中期目標等において、具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に実施するとともに、毎年度、取組の進捗状況の評価を行う。</p> <p>○退職金支給要件である掛金納付月数の緩和を検討するとともに、利益剰余金の在り方について、厚生労働省及び勤労者退職金共済機構において、外部有識者の意見も聴取しつつ検討する。</p> <p>○清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業についても、建設業退職金共済事業と同様に退職金の確実な支給に取り組む。</p>
	組織の見直し
	<p>【組織体制の整備】</p> <p>○法人のガバナンスの確立を図るため、役職員の人員配置や組織の在り方など、内部統制の強化を含む業務運営体制の抜本的な見直しを行い、具体的な取組を次期中期目標に定める。</p> <p>○適格退職年金からの移行業務の終了時に、担当組織の廃止を図る。</p>
高齢・障害者雇用支援機構	運営の効率化及び自律化
	<p>【累積欠損金の解消】</p> <p>○累積欠損金の確実な解消を図るとともに、各退職金共済事業の予定運用利回りを必要に応じて随時、的確に変更する。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○機構本部について現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、次期中期計画期間中に、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を考慮の上、早急に検討を行う。</p> <p>○松戸宿舎及び越谷宿舎については、建物調査の結果も踏まえつつ、次期中期計画期間中のできるだけ早期に売却等の方向で検討する。</p> <p>○川越職員宿舎土地について、平成19年度内に処分を行う。</p> <p>【業務実施体制の効率化等】</p> <p>○業務・システム最適化計画の実施に合わせて、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に実施する。</p> <p>○各退職金共済業務に共通する加入受付業務、退職金給付業務等の業務手順等の共通化等、電話対応業務の一元化の検討などにより、業務実施体制の効率化や人員及び経費の縮減を図る。</p>
	事務及び事業の見直し
	<p>【高齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務】</p> <p>○65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談援助業務は、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転</p>

	<p>換を図る。</p> <p>○再就職支援コンサルタント業務を廃止する。</p> <p>【高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務(高齢期雇用就業支援コーナー)】</p> <p>○利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行い、存続するコーナーの一部に民間競争入札を導入する。また、次期中期目標期間中に、民間競争入札の範囲の拡大等を検討し、業務実績等を踏まえ、廃止を含めた業務の在り方を検討する。</p> <p>【高年齢者雇用支援業務】</p> <p>○65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、諸般の状況を勘案し、現行の枠組みによる実施が合理的かつ効果的・効率的か、次期中期目標期間終了時までには検討し、結論を得る。</p> <p>【障害者に対する職業リハビリテーション業務】</p> <p>○福祉から雇用への政策展開を踏まえた機構の役割の明確化や関係機関との連携強化を図り、利用者の機会の均等・公平の観点から、就労支援ニーズを的確に把握し、適正なサービス供給目標、成果目標等を定める。</p> <p>【障害者職業センターの設置運營業務、障害者職業能力開発校の運營業務】</p> <p>○障害者職業総合センターは、新たな職業リハビリテーション技術の開発、その成果の普及及び活用状況の把握、共有化等の更なる活用を図る。</p> <p>○広域障害者職業センター・障害者職業能力開発校は、本来の設置目的に沿った機能の発揮のための運営の改善を図る。</p> <p>○地域障害者職業センターは、関係機関とのネットワーク構築、人材育成、助言等に取り組むとともに、発達障害者等への専門的支援を始め、地域における支援機関の整備状況等を踏まえ、他の機関では支援が困難な障害者に対する職業リハビリテーションサービスの提供に重点化する。また、OA講習を廃止し、管理事務は事務処理を集約化する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○駐在事務所(5か所)は廃止し、必要な業務は本部が実施する。</p> <p>○次期中期目標期間中に、東京本部を幕張本部に集約化することを検討し、結論を得る。</p> <p>○せき髄損傷者職業センターを廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○高年齢者雇用に関する給付金支給業務の実施体制を縮小する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【随意契約の見直し】</p> <p>○各都道府県の雇用開発協会等及び(社)全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務に係る随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する。</p>
福祉医療機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【福祉医療貸付事業】</p> <p>○福祉医療貸付事業については、新規融資額の削減目標について次期中期目標等に具体的に明示する。</p> <p>○福祉貸付については、貸付対象の重点化及び融資率の引下げについて次期中期目標等において明示するとともに、協調融資の速やかな拡大を図る。</p> <p>○医療貸付の対象の一層の重点化を検討し、速やかに結論を得る。</p> <p>【年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業】</p> <p>○年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p>

	<p>について、平成20年度から運営費交付金を廃止する。</p> <p>【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】</p> <p>○承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、平成20年度から運営費交付金を廃止する。</p> <p>【承継教育資金貸付けあっせん業務】</p> <p>○承継教育資金貸付けあっせん業務について、平成20年度から業務を休止する。</p> <p>【長寿・子育て・障害者基金事業】</p> <p>○長寿・子育て・障害者基金事業について、助成対象団体・法人の固定化を防止し、政府から出資された基金で幅広く助成配分するため、助成事業の選定に当たって、その必要性や効果を十分に吟味し、また、毎年度において重点助成分野の見直しを行う等、固定化回避の観点から採択基準を見直す。</p> <p>○各基金の運用については、最大限の助成金が確保されるよう、運用方法の見直し等により、その運用の効率化を図る。</p> <p>【福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)】</p> <p>○福祉医療経営指導事業については、経営改善支援事業への重点化及び福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)については、システムの効率化による費用の縮減や民間委託の推進を図る。</p> <p>【心身障害者扶養保険事業】</p> <p>○繰越欠損金の速やかな解消を図るための具体的な措置を定める。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○貸付業務については、福祉医療分野における着実な基盤整備の推進、国民の福祉の増進を図る観点から、福祉医療政策の動向、他の機関による政策融資の運営状況を注視しつつ、移管を含め組織の在り方を検討する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○各業務の業務量を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○業務・システム最適化計画を踏まえ、情報システムに係る費用の削減を図る。また、各事業の申請や届出等の電子化等による効率化を図る。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○適切な受益者負担の観点から、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に係る料金体系の見直しなど、自己収入の増加を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○戸塚宿舎、宝塚宿舎等(7件)を速やかに売却するとともに、公庫総合運動場については、平成20年10月に向け、共有法人と協議を行い、整理について検討する。</p>
国立	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【施設利用者の自立支援のための取組】</p> <p>○重度の知的障害者に対するモデル的支援の確立に努める。</p> <p>○次期中期目標においては、施設利用者の状況、地域における受入れ体制整備の見込み等を踏まえ、実現可能性も勘案した上で到達目標を設定する。</p> <p>【調査・研究及び情報提供、養成・研修並びに援助・助言の業務】</p> <p>○次期中期目標において、実施すべき支援内容について明確にするとともに、その成果を客観的に評価できる具体的な目標を設定する。</p>

労働政策研究・研修機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【労働政策研究業務】</p> <p>○労働政策研究事業について、民間企業、大学等の政策研究機関における研究と重複するものは行わないとの観点から、研究内容を一層厳選して実施する。</p> <p>【研究者等の海外からの招へい・海外派遣業務】</p> <p>○研究者等の海外からの招へい・海外派遣事業について、労働政策研究への直接的な効果が高いものに重点化することとし、招へい・派遣数の縮減を図る。</p> <p>【労働行政担当職員研修業務】</p> <p>○労働基準監督官等の研修について、民間の一層の活用による効率化を図る。</p> <p>○労働大学校の施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○職員研修の強化などにより、内部統制の徹底を図る。</p>
	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【職業能力開発業務（職業訓練業務）及び関連業務】</p> <p>○職業訓練業務については、民間で実施していない訓練に特化し、PDCAサイクルにより、訓練コースの改廃等を通じた効率化を図る。</p> <p>【雇用開発業務（助成金支給業務）】</p> <p>○助成金支給業務については、予算に比して助成件数や助成金額等の実績の乏しい助成金を廃止するなど、助成金の削減・抑制を図る。</p> <p>【勤労者財産形成業務】</p> <p>○勤労者財産形成業務については、利用件数の減少等の状況を踏まえ、事業項目の廃止縮減等、財形融資制度の見直しを行うとともに組織の移管を図る。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○法人形態の在り方については、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発施設の設置・運営業務について、ものづくり分野を重点に、地域の民間では実施していないものに特化するととの観点から、その必要性について評価を行い、その結果を踏まえ、法人自体の存廃について1年を目的に検討を行う。</p> <p>【組織体制の抜本的見直し】</p> <p>○私のしごと館については、運営を包括的に民間に委託し、第三者委員会による外部評価を実施し、その結果を踏まえて、1年以内に存廃を含めその在り方について検討を行う。</p> <p>○生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）については、廃止する。</p> <p>○職業能力開発総合大学校については、今後の指導員需要に応じ、訓練科の再編、定員の削減等運営の在り方を抜本的に見直す。</p> <p>○大胆な業務の見直しを行うことにより、全体としてできる限り大幅な職員削減を行い、組織のスリム化を図る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【雇用促進住宅の売却の加速化、随意契約の見直し等】</p> <p>○雇用促進住宅の売却については、進ちよく状況が十分でない現状が見られることから、中期目標に定められた廃止予定住宅数について、全住宅数の2分の1程度に前倒して廃止決定するとともに、売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずる。</p>

労働者健康福祉機構	<p>○雇用促進住宅の管理運営に係る(財)雇用振興協会への委託業務については、随意契約を改め、平成20年度はブロック単位、平成21年度以降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行するとともに、計画修繕の廃止などを通じ、委託額の大幅な削減を図る。</p> <p>○公務員入居者の速やかな完全退去を促す。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○機構が保有する職員宿舎については、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時と比して4割を超える施設の廃止を行う。木造(戸建て)宿舎について、最終的に原則廃止する。あわせて、宿舎を含めた資産全体の管理体制を早急に整備する。</p> <p>【職業能力開発業務における自己収入の増大】</p> <p>○自己負担の増額等の費用負担の見直しを実施する。</p>
	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【労災病院業務】</p> <p>○労災病院について、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、必要な措置を講ずる。</p> <p>その際、近隣に国立病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で労災病院と国立病院との診療連携の構築について検討を行う。</p> <p>その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時までには、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行う。</p> <p>【医業未収金の徴収業務】</p> <p>○医業未収金の徴収業務について、すべての労災病院に係る同業務を本部において一括して民間競争入札を実施する。</p> <p>【労災疾病研究センター業務】</p> <p>○労災疾病研究センター業務について、専門医等研究スタッフの配置状況、臨床研究対象の患者数等を勘案した集約化を検討する。</p> <p>【産業保健推進センター等業務】</p> <p>○産業保健推進センター業務について、管理部門等の集約化及び効率化を図る。</p> <p>○小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業については、効果的・効率的な助成方策の検討など、これまでの報告を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p> <p>【海外勤務健康管理センター等業務】</p> <p>○全ての業務を廃止する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○労災リハビリテーション工学センターを廃止する。</p> <p>○海外勤務健康管理センターを廃止する。</p> <p>○労災リハビリテーション作業所は、在所者の退所先の確保を図りつつ縮小廃止する。</p> <p>○法人形態の見直し及び業務の見直しに伴い、組織の再編を行う。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○繰越欠損金の解消に向けた抜本的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成20年度に収支相償させるとともに、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消する。</p>

	<p>○(財)労働福祉共済会への委託業務については、随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○利用予定のない労災保険会館、宿泊施設等は速やかに売却する。</p>
国立病院機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【診療事業、臨床研究事業、教育研修事業】</p> <p>○国立病院について、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含め、必要な措置を講ずる。</p> <p>その際、近隣に労災病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で国立病院と労災病院との診療連携の構築について検討を行う。</p> <p>その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時まで、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行う。</p> <p>○国立病院機構におけるネットワークの再構築、診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。</p> <p>【医業未収金の徴収業務】</p> <p>○医業未収金の徴収業務について、複数の病院の業務を適切な規模に統合した上で、民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し
	<p>【非公務員化】</p> <p>○非公務員化について、平成20年度中に結論が得られるよう、そのための所要の検証等を行う。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○常勤監事による監査機能の強化を図る。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○管理会計の活用等を通じ、国立病院における政策医療の実施に必要とされるコストの適切な把握に努める。</p> <p>○長期債務残高の存在や老朽化する病院施設・医療機器設備の更新等に要する将来の資金需要等にかんがみ、医療機器の共同利用等により投資を抑制するなど、事務事業の厳格な効率化を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○再編成により廃止した国立病院等の遊休資産について、売却、貸付等による有効活用を努める。</p>
医薬品医療機器総合機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【新医薬品審査】</p> <p>○ドラッグ・ラグ2.5年を平成23年度に解消するとの目標に向け、審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標及び工程表(アクション・プラン)を作成し、毎年度その進捗状況について評価・検証等を行い、達成状況を踏まえて必要な見直しを行う。</p> <p>○アクション・プランについては、次期中期目標期間中に到来するドラッグ・ラグ解消の目標年度終了後、速やかにその成果の検証を行う。</p> <p>【新医療機器審査】</p> <p>○デバイス・ラグの現状把握、原因分析を行うとともに、その結果を踏まえ、審査プロセスの標準化、マネジメントの強化及び業務の効率化等の必要な措置を講じ、審査の迅速化を図る。</p> <p>【安全対策業務】</p> <p>○医薬品や医療機器の安全性に係る情報の迅速かつタイムリーな収集・分析・提供等の安全対策</p>

	<p>業務については、一層の効率的かつ着実な実施を図るため、次期中期目標等において、各事業の成果をよりの確に把握できる指標を設定する。</p>
	組織の見直し
	<p>【組織体制の整備】</p> <p>○次期中期目標期間中に、本部事務所移転の適否を含めた検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○各業務について、職員数の変動を踏まえた、効果的かつ効率的な業務運営を徹底する。</p>
医薬基盤研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発振興事業】</p> <p>○実用化研究支援事業については、欠損金を生じさせないよう、事業手法の変更等について検討を行う。</p> <p>【基盤的技術研究・生物資源研究】</p> <p>○民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関の研究開発との重複について、より厳格にチェックを行う等必要な措置を講ずる。</p> <p>【承継事業】</p> <p>○多額の繰越欠損金を抱えている承継事業の速やかな整理に向け、出資者とも協議しつつ、必要に応じ、出資先の解散整理、特許権の売却その他の所要の措置を講ずる。</p>
	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】</p> <p>○健康・栄養・食生活に関する研究との連携を図る観点から、独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合する。</p> <p>○民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関における研究の状況を総合的に勘案し、医薬基盤研究所の研究プロジェクト組織などに関し、国が真に担う必要性につき精査し、検討する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○プロジェクト研究員、協力研究員の一層の活用により、人件費の抑制を図る。</p> <p>○常勤監事による監査機能の強化を図る。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○給与や経理業務など間接部門の業務の民間委託について検討する。</p> <p>○研究費不正防止に関する規程等を整備する。</p>
年金・健康保険福祉施設整理機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【年金福祉施設等に係る業務】</p> <p>○年金福祉施設等の譲渡・廃止を加速化するとともに、年金福祉施設等の解体経費等の縮減などにより、早期に国庫納付額の増加を図る。</p> <p>【厚生年金病院・社会保険病院の取扱い】</p> <p>○厚生年金病院・社会保険病院に係る整理合理化計画の策定が、当初の見込み又は事務的に必要な時期から大幅に遅れ、現段階でも未だ十分な検討や実態把握が完了していない現状を踏まえ、厚生労働省は、速やかに整理合理化計画の策定を図るとともに、平成22年9月までの法人存続期限となっている年金・健康保険福祉施設整理機構においては、今後の国からの現物出資に係る早期の計画的整理の完了に向けた所要の準備を推進する。</p>
	組織の見直し
	<p>【組織体制の整備】</p> <p>○業務量を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを図る。</p>
	運営の効率化及び自律化
	【業務運営体制の整備】

	○外部の有識者等で構成される委員会の一層の活用を図り、年金福祉施設等の譲渡・廃止の加速化を促す。
年金積立金管理運用独立行政法人	事務及び事業の見直し 【年金積立金の管理・運用業務】 ○年金積立金の管理運用は、年金制度の長期的・安定的な運営に資する、重い責任を負った業務であることにかんがみ、株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散など、運用委員会の専門性を十分に活用しつつ適切な管理運用を推進するとともに、広報活動を通じて事業成果に対する説明責任の所在の明確化を一層推進する。
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○常勤監事等による監査機能の強化を図る。
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○資産管理機関の見直しによる経費削減等の取組を通じ、年金積立金の管理運用業務の一層の効率化を図る。 ○職員の研修、利益相反管理の強化等により、更なる内部統制の徹底を図る。
	【保有資産の見直し】 ○日野宿舍等(2件)の存廃について検討し、事務所移転時を目的に、結論を得る。

【農林水産省】

農林水産消費安全技術センター	事務及び事業の見直し 【食品等関係事業】 ○平成21年2月28日限りで、生糸のJAS規格による格付業務を廃止する。 ○内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて農林水産消費安全技術センターと国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。
	組織の見直し 【非公務員化】 ○現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。 【支部・事業所等の見直し】 ○平成22年度末までに札幌センター小樽事務所を廃止する。 ○神戸センター大阪事務所及び岡山事務所を平成20年度末に廃止し、神戸センターに統合する。
	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】 ○平成21年度の新神戸センターへの移転に合わせて、平成20年度に現神戸センターを売却する。
	事務及び事業の見直し 【農作物の種苗の検査】 ○種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を廃止する。 【ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布】 ○ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行を検討する。
	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これら
種苗管理センター	事務及び事業の見直し 【農作物の種苗の検査】 ○種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を廃止する。 【ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布】 ○ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行を検討する。

	の先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。 【支部・事業所等の見直し】 ○金谷農場及び知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合する。 【組織体制の整備】 ○八岳農場のばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴い用地を返還する。
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品についても、種いも等として販売し自己収入をあげることについて、関係機関と協議する。 【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス委員会を設置する。
家畜改良センター	事務及び事業の見直し 【家畜の改良増殖】 ○実験用ウサギの種畜供給業務を廃止する。 ○みつばちに係る業務を廃止する。 【民間競争入札の適用】 ○中央畜産研修施設の管理・運営業務について、平成21年度より民間競争入札を導入する。
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス委員会を設置する。
水産大学校	事務及び事業の見直し 【水産に関する学理及び技術の教授及び研究】 ○設置目的に沿った重点化等による講座数の削減等を平成21年度以降に実施する。
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○平成20年度から水産情報経営学科を水産流通経営学科に改組する。
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○競争入札等推進委員会を設置する。
農業・食品産業技術総合研究機構	事務及び事業の見直し 【農業・食品産業技術研究等業務(試験及び研究並びに調査)、農業機械化促進業務】 ○農林水産省が地域ごとに設置する地域研究・普及連絡会議に参画し、研究課題設定において都道府県、大学、民間企業などとの役割分担を徹底する。 ○民間企業等における研究動向や研究成果の受益見込み等を踏まえ、独法が取り組むべき研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。 ○育種技術や資源等を活用した実用的な品種開発のうち、民間での取組が効果的なものについては、民間育種を支援する観点から企業との連携を強化する。 【特例業務(株式の処分、債権の管理及び回収)】 ○平成27年度までに業務を廃止する。
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○民間との連携強化を図るため、対外的な研究・情報交流の場の提供、産学官連携コーディネーターの設置等、民間との共同研究の促進の条件整備を行う。
	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】 ○畜産草地研究所の研究員宿舍 ①研修生の実入入れや外部研究者等の長期間の招へいにより、利用率の向上を図る。

	<p>○農業者大学校</p> <p>①本校本館用地について、平成21年3月に本部所在地への移転完了後、速やかに売却する。</p> <p>②本校体育館用地について、平成19年度内に売却する。</p> <p>③霽石拠点について、平成20年3月に廃止後、速やかに売却する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○知的財産権について実施(利用)料率を見直す。</p>		
農業生物資源研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【生物資源の農業上の開発・利用に関する技術上の基礎的な調査・研究】</p> <p>○他の研究開発型の独立行政法人、大学、都道府県及び民間との役割分担を図りつつ、生物資源のゲノム研究を加速し、その成果を新たな生物産業の創出に向けた方向で、研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○松本研究拠点、岡谷研究拠点の事務・事業をつくばに再編統合するとともに、松本地区は平成20年度末、岡谷地区は平成22年度末に廃止する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○寄宿舎について、共同研究の更なる推進、指導者の招へいにより利用率の向上を図る。</p> <p>○庁舎等(松本地区)を平成20年度以降に売却する。</p> <p>○共同実験室等(岡谷地区)を平成22年度末に原状回復の上、借地を返却する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○民間との共同研究による知的財産権の取得を促進するとともに、特許権等の譲渡・許諾料率の見直し、ジーンバンク事業の配布価格の見直しを実施する。</p>	農林水産業研究センター	<p>【緑資源機構からの事業の承継】</p> <p>○緑資源機構の海外農業開発関連業務を国際農林水産業研究センターの設置目的の範囲内で承継する。</p> <p>【開発途上地域の農林水産業に関する技術上の試験研究】</p> <p>○海外における研究動向や研究成果の受益見込み等を踏まえ、他の研究開発型の独立行政法人、大学との役割分担を図りつつ、研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。</p> <p>○中国現地調整業務を廃止する。</p> <p>○南米現地調整業務を廃止し、情報収集等業務を民間委託する。</p> <p>○東南アジア現地調整業務の合理化を図り、賃金等を削減する。</p> <p>【民間委託の推進】</p> <p>○研究成果の広報を国民に分かりやすく、かつ、効率的に実施するために、広報誌の編集等を外部委託する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○平成22年度までに、事業用車13台中8台を削減する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○自己収入の増大を図るため、刊行物の有料化を図る。</p>
農業環境技術研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査研究】</p> <p>○他の研究開発型の独立行政法人、大学、都道府県及び民間との役割分担を図りつつ、農業生産環境の安全性を確保するための研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○土地や建物の利用計画のない期間において、外部に貸し付けることが可能となるよう規程を整備し、財産貸付収入の増加を図る。</p> <p>○知的財産権の積極的な利活用を図るとともに、共同研究で外部資金を受け入れることができるよう規程を改正する(平成20年度施行)。</p>	森林総合研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【緑資源機構からの事業の承継】</p> <p>○緑資源機構の水源地造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を承継する。</p> <p>【研究の推進】</p> <p>○林業研究開発推進ブロック会議等を通じて、都道府県、大学、民間企業などの関係機関との連携を推進するとともに、課題設定においても役割分担を徹底する。</p> <p>○平成20年度に研究課題の重点化に向けた点検を実施する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の見直し】</p> <p>○全国93か所に設置している試験林の3割減及び全国4か所に設置している増殖保存園の要員配置についての見直しを前倒しで実施する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○コンプライアンス委員会を設置する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○出版物について対価徴収を行う。</p>
国際	事務及び事業の見直し	水産総合研究センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等】</p> <p>○水産業関係研究開発推進ブロック会議等を通じて、都道府県、大学、民間企業などの関係機関との連携を推進するとともに、課題設定においても役割分担を徹底する。</p> <p>○平成20年度に研究課題の重点化に向けた点検を実施する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○平成20年度以降の調査船の全体運航計画を見直し、平成19年度中に調査船1隻を縮減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○外部アドバイス制の導入や船員による点検・修理の実施によりドック費用を削減する。</p>

	<p>○通信回線契約の見直しにより経費削減を図る。 【自己収入の増大】 ○各種利用料の見直しを行う。</p>
農畜産業振興機構	<p>事務及び事業の見直し 【畜産関係業務】 ○事業実施主体の公募方式を導入する。 ○保有資金について、これまでの支出実績等を踏まえ、国からの交付金を極力抑制し、保有資金の規模拡大を抑制する。 【野菜関係業務】 ○重要野菜等緊急需給調整事業及び指定野菜価格安定対策事業について、農畜産業振興機構への機能・実施体制の集約を行う。 【蚕糸関係業務】 ○現行の中期目標期間の終了時に、廃止する。 【糖価調整業務】 ○国産てん菜糖に対する交付金の交付対象数量に上限を設定する。 【情報収集提供業務】 ○調査テーマの重点化や情報収集提供を行う組織体制の再編等により、業務の徹底した効率化を図る。</p> <p>組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡、宮崎の各事務所等を廃止する。また、札幌、鹿児島、那覇の各事務所については、次期中期目標期間中に、その業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。</p> <p>運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス委員会を設置する。</p>
農業者年金基金	<p>事務及び事業の見直し 【農業者年金事業】 ○委託業務 ①特別相談活動事業を廃止する。 ②個々の委託先における業務の実施状況や効果の検証を行った上で、それぞれの委託費を、業務実態等を踏まえた適正な額とし、委託費全体の削減を図る。 ③制度普及活動については、経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した普及活動を積極的に推進すること等により重点化し、メリハリの効いた効率的な普及活動を実現する。</p> <p>組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○北海道(札幌市)と九州(熊本市)にある地方連絡事務所を平成22年度までに廃止する。</p> <p>運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス委員会を設置する。 ○契約審査委員会を設置する。 【保有資産の見直し】 ○柏職員宿舎については、平成20年度乃至平成21年度に売却する。</p>
農林漁業信用基金	<p>事務及び事業の見直し 【林業寄託業務】 ○平成20年度から施設転換資金部分を廃止し、貸付枠を38億円から20億円以下に縮減する。 ○寄託原資の調達について、後年度負担・政府保証を抑制する観点から、平成20年度より民間からの長期借入方式から政府の出資方式へ段階的に移行する。 【農業信用保険業務】 ○平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p>

	<p>【漁業信用保険業務】 ○平成20年度から保険料率の見直しを実施する。 【林業信用保証業務】 ○平成20年度から100%保証の対象をより政策的性の高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。 【漁業信用保険業務】 ○平成20年度から経営安定資金に部分保証(80%)を導入する。 【農業・漁業災害補償関係業務】 ○共済団体等に対する貸付けについて、民間による融資を促すための積極的な情報開示を行うとともに、民間融資の活用及びセーフティーネットとしての法人の役割について周知・指導を行う。</p> <p>組織の見直し 【組織体制の整備】 ○平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。</p> <p>運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○契約審査委員会を設置する。 ○コンプライアンス委員会を設置する。 【保有資産の見直し】 ○職員用宿舎について、平成19年度末までに、他の独立行政法人や国との共同利用について検討する。</p>
緑資源機構	<p>事務及び事業の見直し 【緑資源幹線林道事業】 ○独立行政法人の事業としては廃止する。 【水源林造成事業】 ○費用便益分析の方法の在り方について抜本的に検討するとともに、水源林造成事業が国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に承継される予定の平成22年4月の前までに、事業の在り方がより適切なものとなるよう抜本的に見直す。 ○具体的には、事業効果に関する知見の蓄積を図りつつ、その結果を踏まえ、費用便益分析を含む評価手法について見直しを検討するほか、今後の新規契約については、公益的機能を高度に発揮させる観点から、事業のリモデルを行い、契約内容・施業方法を抜本的に見直すこととし、設立が予定されている国有林野事業の一部を移管する独立行政法人へ本事業が継承されるまでの間に、検証を行いつつ、その検証結果に基づき、同独立行政法人においてその本格的な導入を行う等の措置を講じる。 【特定中山間保全整備事業】 ○現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。 【農用地総合整備事業】 ○現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。 【海外農業開発事業】 ○独立行政法人国際農林水産業研究センターにおいて、現在実施中の事業終了により、開発途上にある海外の地域における農業に関する試験・研究等の業務の中に再編・統合する。</p> <p>組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○平成19年度限りで法人を廃止する。 【組織体制の整備】 ○経過措置期間に限り森林総合研究所に承継する地方事務所については、各事業の廃止時のスケジュールに合わせ、必要最小限の実施体制へ再</p>

	編する。
	運営の効率化及び自律化
	【保有資産の見直し】 ○奈良水源林整備事務所は、現在の場所に立地する必要性等、建物の老朽化をも考慮しつつ検討する。 ○宮ノ森分室は、平成20年度内に売却する。 ○宿舍のうち、成城ほか5件については現在の場所に保有する利便性、必要性等も含め検討を行い、職員宿舍第1号(杉並区)ほか7件については事業の縮小に伴い処分を検討を行い、職員宿舍第1号(札幌市)ほか1件については平成19年度内に売却し、熊本ほか1件については平成20年度内に売却する。 ○いずみ倉庫については、借り上げとの費用対効果を含め検討する。

	人職員等を対象とした知的財産権研修及び知的財産権政策研修を有料化する。
日本貿易保険	事務及び事業の見直し 【貿易保険業務】 ○経済協力開発機構の加盟国への輸出に係る短期の貿易保険その他の貿易保険への民間事業者の参入の一層の促進を図る。 組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。 運営の効率化及び自律化 【随意契約の見直し】 ○関連公益法人である(財)貿易保険機構への委託業務について、業務の内容を抜本的に見直した上で、随意契約での委託を改め、一般競争入札により実施する。
産業技術総合研究所	事務及び事業の見直し 【使命(ミッション)の明確化】 ○科学技術政策において産業技術総合研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、産業技術総合研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 【国民の広汎な意見の反映】 ○科学技術と一般社会を繋ぐサイエンスカフェや出前講座等の対話型活動の強化を行い、国民の広範な意見を研究活動に取り入れる。 【中小企業人材育成事業】 ○平成19年度限りで廃止する。 組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○秋葉原サイトについて、同サイトで現在実施している関連プロジェクトが終了した際、廃止することを原則とし、第2期中期計画が終了する平成21年度末までに事業の見直しを行う。 運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】 ○関西センター大阪扇町サイトは平成20年度、中国センターは平成21年度、直方サイトは平成19年度に売却の方向で検討する。 【自己収入の増大】 ○受託事業や資金提供型共同研究の積極的な獲得、IPインテグレーション等の特許実施料を拡大させる取組により自己収入を増大させる。 【業務運営体制の整備】 ○危険物病原体等の管理を適切に実施するため、コンプライアンスを徹底させるための体制整備を実施する。 ○新たに研究テーマデータベースを構築し、研究テーマに関する情報の一元管理の整備を構築する。 ○研究開発独法にふさわしい管理会計の在り方を検討し、研究所の自律的な運営や効率化等に資する財務会計情報の充実を図る。
製品評価技術基盤機構	事務及び事業の見直し 【生活安全分野】 ○内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて製品評価技術基盤機構と国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り

【経済産業省】

経済産業研究所	事務及び事業の見直し 【調査研究業務】 ○政策担当者が参加した学術的な研究や当該担当者の政策立案能力向上に寄与する研究といった他の研究機関と比べて優位性を有する研究に重点化する。 ○統計データシステムRIETI経済情報システムについて、情報技術の活用等により一般からも情報が入手できるようになりつつあることもかんがみ、平成19年度中に廃止する。 ○データベースのシステム運営業務及び中国語ホームページの維持管理業務について、民間競争入札を実施する。 組織の見直し 【組織体制の整備】 ○計量分析・データ室を廃止する。 ○他の研究機関との共同で効率的に研究を行うための体制を整備する。 運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○大学等外部との共同研究等による外部資金の活用、研究プロジェクトの厳選、成果進行基準による予算執行による研究コストの節減、合理化を図る。 ○競争的資金の獲得や書籍の販売強化等による自己収入の拡大を図る。
工業所有権情報・研修館	事務及び事業の見直し 【工業所有権情報関連業務】 ○特許庁で構築中の新業務システムの運用開始(平成22年度及び平成25年度予定)に合わせ、電子出願ソフト開発事業及び公報システム開発事業を廃止するとともに、整理標準化事業を段階的に廃止する。 【工業所有権情報流通業務】 ○平成20年度末に地域特許流通啓発事業及び特許流通人材育成事業(実務編)を廃止する。 【人材育成業務】 ○民間事業者向け研修業務の一部について、民間競争入札を実施する。 組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○地方閲覧室については、都道府県の知的所有権センターとの重複状況や特許電子図書館の普及を踏まえ適宜縮小するとともに、平成22年度末までに廃止する。 運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○平成20年度以降、地方自治体職員、独立行政法

	<p>方について検討し、平成19年度内に結論を得る。</p> <p>【化学物質安全管理分野】</p> <p>○化学物質総合管理情報データベースの更新に必要なデータのうち、外部の公開情報の収集作業について、今中期期間中に外部委託を実施する。</p> <p>【計量・標準分野】</p> <p>○外部委託を実施していない分野の技能試験について、自らの費用負担において外部事業者の能力向上に最大限努め、その成果が確認でき次第、外部委託を実施する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【非公務員化】</p> <p>○現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、各地方支所の設置目的と果たすべき機能、役割、近隣支所との業務分担の在り方等を随時検証し、その検証結果に基づき所要の見直しを行うものとする。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の見直し】</p> <p>○累次の消費生活用製品安全法の改正等による業務量の増大について、事故調査員制度の積極的活用等により対応する。</p> <p>○製品事故の原因究明能力の一層の向上等を図るため、機構が保有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を更に進める。このため、各部門間の連携、機動的な人員配置等をより強化する。</p>
新エネルギー・産業技術総合開発機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発業務】</p> <p>○次期中期目標期間中に業務の枠組みを含めた事業の再編整理、研究テーマの重点化等を行い、必要な実施体制の見直しを行う。</p> <p>○企画型の研究開発事業の立案及びテーマ公募型研究開発事業の案件採択時において、費用対効果分析の実施を徹底するよう努める。</p> <p>【基盤技術研究促進事業】</p> <p>○次期中期目標期間中に事業の廃止を含めた検討を行うとともに、研究委託先等への現地調査の励行や必要に応じ売上げ等の納付滞りの実施の取組により資金回収の徹底を図る。</p> <p>【産業技術フェローシップ事業】</p> <p>○フェローシップ終了者の追跡調査等により事業成果を的確に把握し、事業目的に即した成果が得られているか検証するとともに、当該結果を公表する。</p> <p>【新エネルギー・省エネルギー導入普及業務】</p> <p>○すべての事業メニューについて、次期中期目標期間中に継続の必要性や事業成果について検証し、必要性や成果が乏しいメニューを廃止するとともに、継続実施する事業メニュー及び新たに実施する事業メニューについて、必ず終期を設定する。</p> <p>【京都メカニズムクレジット取得関連業務】</p> <p>○計画的にクレジットを取得するとともに、国の財政支出の効率化の観点から、取得に係る予算総額の低減を含めた、効率的かつ着実なクレジットの取得に努める。</p> <p>○毎年度のクレジット取得量及び取得コストの実績について排出権の市場動向等を踏まえた検証及び評価を受けるとともに、できる限り速やかに公表する。</p>
	<p>組織の見直し</p>

	<p>【組織体制の整備】</p> <p>○事務事業の見直し、石炭経過業務の縮小、内部管理部門と事業実施部門の連携推進、各種申請の電子化の拡大等を踏まえ、数値目標を設定し組織体制の合理化を図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○鳥飼敷地、福岡地行敷地、祖師谷宿舍、桜新町倉庫は、平成22年度を目途に、太宰府敷地、筑紫野敷地、研究施設については次期中期目標期間中に売却等を行う。</p> <p>○白金台研修センターについて、平成22年度末までに周辺地価の状況、代替施設の確保状況、周辺住民の理解及び協力等を踏まえつつ売却の可能性及び時期を含め検討し結論を得る。</p>
日本貿易振興機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【対日投資拡大業務】</p> <p>○地域経済活性化に資する案件を除き、原則として初期投資額が3,000万円超の経済波及効果の大きな案件に重点化する。</p> <p>○外資系企業意識調査事業、Invest Japanニューズレター事業について、廃止する。対日投資ハンドブック発行事業について、民営化する。外国企業誘致担当者育成事業について、官民競争入札等を導入する。</p> <p>【我が国中小企業等の国際ビジネス支援業務】</p> <p>○見本市・イベント研究会開催事業について、廃止する。国際インターンシップ支援事業について、民営化する。見本市・展示会情報総合ウェブサイトの管理・運営業務について、官民競争入札等を導入する。</p> <p>【開発途上国との貿易拡大業務】</p> <p>○ASEAN・インド物流円滑化支援事業について、廃止する。環境関連ミッション受入事業について、官民競争入札等を導入する。</p> <p>【調査・研究等業務】</p> <p>○日米中経済ワークショップ開催事業、見本市情報誌発行事業及び貿易アドバイザー試験事業について、廃止する。ビジネス日本語能力テスト事業について、民営化する。ビジネスライブラリー及びアジア経済研究所図書館の運営業務について、官民競争入札を導入する。</p> <p>○アジア経済研究所の研究をアジア地域等の貿易の拡大と経済協力の促進に資するための政策提言、政策提言のための分析、分析を支える基礎的・総合的研究に特化し、研究対象分野を「開発途上国の持続的発展に関する研究」に重点化する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○国内事務所について、原則3名から2名体制とし、うち1名は地方負担とする。</p> <p>○海外事務所の見直しについては、スクラップアンドビルドを原則とする。</p> <p>○国際観光振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○FAZ支援センター(大阪りんくう)について、平成22年度内に売却する。</p> <p>○職員宿舎について、平成22年度までに集約化を行う。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○自治体や企業・業界団体等からの受託事業を拡大するとともに、有料サービスメニューの拡大により国以外からの収入を拡大し、国への財政依存度を低減させる。</p>

原子力安全基盤機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【燃料及び炉心安全性確認試験】</p> <p>○国内加工MOX燃料特性試験を平成20年度から廃止する。</p> <p>【核燃料施設検査技術等整備事業】</p> <p>○再処理施設におけるリスク評価手順整備のためのPSAの予備解析数を平成20年度から縮小する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○事業の重点化と効率化を図るため、当該法人に係る重点課題等に対する第三者の意見等を聴取し、その結果を踏まえ、平成20年度に大幅な組織再編を行うこととする。</p> <p>○新検査制度等による業務量の増加等に対しては、効率的な人員の運用(配置)により対応するものとする。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【情報公開】</p> <p>○寄せられた意見・問い合わせを担当部署に迅速に回し、速やかに対応を検討するとともに、必要に応じ差し出し者に対し速やかにかつ的確に回答する。</p> <p>【業務運営体制の見直し】</p> <p>○現在の各種研修制度の充実強化に努めるとともに、新規学卒者・ポスドク等の採用の強化を図る。</p>
情報処理推進機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【ソフトウェア開発業務】</p> <p>○オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業、中小ITベンチャー支援事業、未踏ソフトウェア創造事業につき、平成19年度で廃止するものとする。</p> <p>○中小企業経営革新ベンチャー支援事業は、平成21年度で終了するものとする。</p> <p>○オープンソフトウェア利用促進事業は、平成22年度で終了するものとする。</p> <p>【情報処理技術者試験業務】</p> <p>○情報処理技術者試験の試験会場の確保・試験運営業務について、次期中期目標期間中に全支部で民間競争入札を実施する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○民間競争入札の結果を踏まえ、問題がない場合には、次期中期目標期間中に支部を全廃するものとする。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の売却】</p>
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【国家備蓄基地管理業務】</p> <p>○国家備蓄基地操業委託契約については、平成22年度までに少なくとも1ヵ所、次期中期目標期間中にすべての備蓄基地について、一般競争入札(公募に応募した者を対象に総合評価落札方式を行う場合を含む)を導入することを検討する。入札に際しては、それぞれの備蓄基地を受託管理している現行の操業サービス会社以外の事業者も参加が可能となるよう、入札参加資格要件を必要最小限のものとするとともに、応札に必要な設備内容、操業管理条件等の情報を具体的に提示する。</p> <p>また、透明性・公正性が確保されるよう法令遵守体制を整備する。</p> <p>【鉱害防止対策業務】</p> <p>○旧松尾鉱山新中和処理施設の運転管理については、平成20年度までに一般競争入札等を導入するものとする。</p>
	<p>組織の見直し</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>

	<p>○箱根研修施設については、平成22年度までに売却するものとする。</p> <p>○旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、平成22年度を目途に売却等処分の方で交渉するものとする。</p> <p>○職員宿舎については、現在実施している処分手続きを早期に進め、平成20年度までに売却、買い換えを完了する。</p>
中小企業基盤整備機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【経営相談・助言事業及びハンズオン支援事業】</p> <p>○都道府県等中小企業支援センター等の地域の中小企業支援機関(以下「地域支援機関」という)の支援や地方が行うことができない全国レベルのモデル事業など真に必要な事業に係るものに役割を特化する。</p> <p>【ビジネスマッチング事業】</p> <p>○地域支援機関や民間機関と連携し、地方が行うことができない全国レベルのマッチングの機会の提供など真に必要なものに特化する。</p> <p>【インキュベーション施設の整備事業】</p> <p>○地域支援機関等による整備が困難なインキュベーション施設に限り、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律及び中心市街地の活性化に関する法律に基づき整備する。</p> <p>【中小企業大学の研修事業】</p> <p>○次期中期目標期間中に大学校各校の企業向け研修について、官民競争入札等を導入する。</p> <p>【戦略的基盤技術高度化支援事業】</p> <p>○平成20年度を最終年度とする現在実施中の研究開発が完了することをもって、当該法人からの研究開発委託を廃止する。</p> <p>【小規模企業共済事業】</p> <p>○次期中期目標期間中に繰越欠損金を解消する削減計画を作成する。</p> <p>【中小企業倒産防止共済事業】</p> <p>○目標を設定し、貸付債権の回収率の向上を図るものとする。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○次期中期目標期間中に合理化を図り、組織及び人員の合理化目標を次期中期計画に盛り込む。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○職員宿舎について、平成19年度中に廃止・集約化に係る計画を策定の上、次期中期目標期間中に売却することを検討する。</p> <p>○試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後の売却に向け施設を購入する者が具備すべき条件等の具体的な検討を行う。</p> <p>○インキュベーション施設について、社会経済環境の変化に応じて処分の必要性も含め検討する。</p> <p>○工業用水道施設について、早期移管に向け、交渉を行う。</p> <p>○虎ノ門事務所について、賃借面積の縮小を含む見直しにより、賃借料の削減に努める。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○中小企業等の負担に配慮しつつ、各種研修の受講料、専門家の派遣料について適切な受益者負担に向けて見直しに努めるとともに、インキュベーション施設等の賃貸料等について収支均衡に向けた見直しを行うなどにより、自己収入の確保を図る。</p>

土木 研究 所	事務及び事業の見直し 【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○土木研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。
	組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○中期計画達成状況を平成22年度までに明らかにした上で、別海実験場及び湧別実験場を廃止する。 ○平成21年度に朝霧環境材料観測施設について、敷地利用の集約化を図った上で、一部廃止する。 【組織体制の整備】 ○平成21年度までに既存の研究組織を統廃合し、既設構造物の適切な維持管理など新たな社会的ニーズに応じた研究組織を設置する。
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○競争的資金の獲得のため、応募に際しての指導・助言体制の強化等の取組により、自己収入の増大を図る。 ○特許権等の知的財産の利用環境の整備等による特許料収入等の確保や保有する施設の外部機関への貸付け等の取組により、自己収入の増大を図る。
	建築 研究 所
建築 研究 所	事務及び事業の見直し 【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○建築研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 ○第2期中期計画期間の中間年度(平成20年度)に、社会的要請を再検討し、重点的研究開発課題を見直す。 【業務運営体制の整備】 ○研究者の資質の向上を図るため、研究者の業績を評価するシステムについて、平成19年度中に、評価システムの運用上の課題整理を行い、平成20年度から導入する。 【民間委託の推進】 ○平成21年度に車両運転管理業務について競争入札により外部委託する。
	組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○平成20年度までに、屋外火災実験場観測制御室を廃止する。
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○事務運営の効率化を図るため、平成19年度中に、決裁の電子化の導入に関する運用上の課題整理を行い、平成20年度に簡易な決裁について電子決裁に移行する。 【自己収入の増大】 ○競争的資金の獲得のため、応募に際しての指導・助言体制の強化等の取組により、自己収入の増大を図る。 ○特許等の出願を奨励し、積極的に技術指導を実施することや実験施設の貸出し等による取組により自己収入の増大を図る。
	交通 安全 環境 研究 所
交通 安全 環境 研究 所	事務及び事業の見直し 【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民

	間との相違・役割分担等の明確化を図る。 ○統合に合わせて、自動車審査・リコール関係業務を、車検業務を実施する自動車検査独立行政法人に移管する。
	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。 なお、自動車審査・リコール関係部署は、交通分野4研究機関の統合に合わせて、車検業務を実施する自動車検査独立行政法人に移管する。 【支部・事業所等の見直し】 ○以下の研究施設については、当該施設を利用した研究調査が終了していることから、平成21年度までに廃止する。 ①照明実験施設 ②写真解析施設 ○以下の研究設備については、利用頻度が低下していることから、廃止することとし、その廃止時期・方法について平成20年度中に結論を得る。 ①重連車両模擬試験設備 ②慣性モーメント測定設備
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○所内フォーラムの実施や審査担当者に対する所内資格認定制度の活用により、職員に対する指導、研修の一層の充実・強化を図る。 【自己収入の増大】 ○共同研究・受託研究の増加、知財収入の増加、競争的資金の獲得等により自己収入の増大を図る。
	海上 技術 安全 研究 所
海上 技術 安全 研究 所	事務及び事業の見直し 【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 【船舶に係る技術に関する研究開発】 ○要素技術が確立しており、海上技術安全研究所の役割は終了していることから、以下の研究については、平成19年度で廃止する。 ①新材料研究開発の研究 ②CO2深海貯留研究
	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○知財専門家の活用により、業界の潜在的なニーズ調査を踏まえ、現有知財の有効活用の検討など戦略的な知財の登録・活用や休眠知財の掘り起こしを実施する。 ○船舶の設計・開発に活用でき、省エネルギーの観点から最適な船体構造等計算プログラムなどの販売により知財収入の増加を図る。 ○民間からの委託研究の受託に積極的に取り組むことにより自己収入の増大を図る。
	港湾 空港 技術 研究
港湾 空港 技術 研究	事務及び事業の見直し 【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研

所	<p>究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>○平成21年度までに外部評価委員会の意見を踏まえつつ、重点化すべき研究等について見直しを行うとともに、平成22年度末までに津波防災対策や国際基準の策定等の国際貢献に資する研究に研究資源を重点化する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○平成22年度末までに施工・制御技術部の廃止を含め、研究部を再編する。</p> <p>○平成22年度末までに行政職職員の人員を平成18年度に比べ2割削減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○外部競争的資金の獲得のための体制である所内アドバイザー制度について、民間研究機関等外部機関との共同研究・受託研究を更に推進するため、平成22年度までに共同研究・受託研究に関しても拡充し、自己収入の増大を図る。</p> <p>○特許等の知的財産権について講演会やホームページ上での広報等によりその活用を促進する、寄附金について募集の仕組みを工夫するなど、取組により、自己収入の増大を図る。</p>
電子航法研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】</p> <p>○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>【電子航法に関する研究開発】</p> <p>○「新航空管制システムの構築に関する基礎研究」は平成19年度で廃止し、航空交通管理手法の開発等、迅速かつ的確な解決が求められる重要な政策課題に特化する。</p> <p>○航法システム開発分野の以下の2研究課題を廃止し、当該分野において最も重要な課題である安全性に関する研究に特化する。</p> <p>①静止衛星型衛星航法補強システム衛星航法補強システムの2周波対応に関する研究(平成19年度廃止)</p> <p>②高カテゴリGBASのオペラビリティ向上とGNSS新信号対応に関する研究(平成20年度廃止)</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○航空交通管理に関する研究において、海外等の外部人材を積極的に活用する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○内部統制検討委員会を立ち上げるとともに、情報セキュリティ研修や著作権講習会を実施する等、当該機能を強化する。</p>

	<p>○業務・事業に適した管理会計の在り方について検討し、組織及び研究開発のマネジメントを充実させる。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○共同研究、受託研究について数値目標(年間20件)を設定し、自己収入の増大を図る。</p>
航海訓練所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【社船実習の活用】</p> <p>○現在、航海訓練所は、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構から乗船実習を受託し、一元的にこれを実施しているが、船社のニーズの多様化を踏まえ、一定の要件を備えた社船における実習については、航海訓練所における実習と同等の乗船履歴として認めることとし、平成20年度中に措置する。</p> <p>【帆船実習の在り方】</p> <p>○航海訓練所が、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構からの委託により実施している乗船実習の一部において、現在、帆船実習が義務付けられているが、平成20年度中に、水産系大学、海上保安庁等の例と同様に、帆船実習の義務付けを廃止するとともに、帆船実習の時期・期間の見直し等の措置を講ずる。</p> <p>【遠洋航海等を希望しない学生への措置】</p> <p>○現在、海技資格の取得には、一定期間の航海実習を行うことが義務付けられている。この航海訓練所が行う航海実習のうち、最後の6か月の遠洋航海等においては、陸上就職が内定しているなど、その開始時点において遠洋航海等を希望しない者も含まれている。こうした学生が卒業に困難を来すことのないよう、必要な措置について関係府省と協議し、平成20年度中に結論を得る。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所の見直し】</p> <p>○連絡調整室(東京)を平成20年度中に廃止する。</p> <p>【船隊構成の見直し】</p> <p>○内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、平成23年度までに、小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○航海訓練所における航海訓練費用については、現在ほぼ全額が国費負担となっているため、航海訓練所に対する訓練委託費の見直しについて、平成20年度中に委託機関との間で協議する。</p> <p>○今後、事業規模の大きい外航海運会社については、自ら運航する船舶による航海訓練の実施または航海訓練費用の一部負担のいずれかを求めることとする等、航海訓練に係る官民分担の在り方について検討し、平成20年度中に結論を得る。</p>
海技教育機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【船員再教育事業】</p> <p>○上級海技士資格取得コースのうち、1級及び2級海技士コースを平成20年度から廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○海技大学の児島分校については、その機能を海技大学本校等へ統合し、校舎は廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○平成18年4月の海技大学校と海員学校の統合を踏まえ、本部における管理機能を強化し、法人の一層の効率的運営を図るため、本部と各学校(9校)の人員配置の見直しを行う。</p>

	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○実務教育の実施に当たっては、当該教育に係る実費及び海運業界の状況等を勘案しつつ、適切な受益者負担を導入する。</p> <p>○海上技術短期大学校及び海上技術学校の授業料については、人材確保上教育機関として魅力を失わないことに配慮しつつ、将来的に公立の高等学校の水準を確保するべく、段階的に引き上げる。</p>
航空大学校	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【航空機操縦士養成事業】</p> <p>○操縦士の養成については、民間での養成も行われている現状にかんがみ、航空大学校においては、民間養成機関への技術支援にも重点を置くこととし、平成20年度以降、逐次必要な措置を実施する。</p> <p>○将来において、民間養成機関の成熟状況を見極めつつ、航空大学校の業務の在り方について検討を開始し、平成22年度に結論を得る。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【職員数の削減】</p> <p>○平成22年度までに職員を対平成17年度末比で10%程度削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○航空大学校の授業料については、広く人材を発掘し育成する観点にも配慮しつつ、受益者負担の拡大の可能性について検討し、平成20年までに結論を得て、以降速やかに措置する。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○航空大学校が支出する経費について、学生教育・訓練に直接的に関わる経費、間接的に関わる経費、その他経費に分類して整理することにより、コスト構造の明確化を図り、各コストの増減傾向等を分析する。これを踏まえ、適切な教育コストを把握・抑制し、管理運営の効率化を推進する。</p>
自動車検査	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【自動車検査・審査業務等の一元化】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合に合わせて、交通安全環境研究所から自動車審査・リコール関係業務を移管する。</p> <p>【自動車検査業務】</p> <p>○法人における業務の縮減の観点から、民間指定整備工場による指定整備率の向上を図る(平成22年度までに、平成17年度実績に比べ5ポイント〔72%→77%〕向上の見込み)。</p> <p>【民間競争入札の適用】</p> <p>○「中央実習センター」(東京都)の管理・運営業務について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。</p> <p>○自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務(関東検査部管内23事務所で行われるもの)について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の見直し】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合に合わせて、交通安全環境研究所から自動車審査・リコール関係部署を移管する。その際、当該部署の人員・運営費交付金について、移管後の規模が移管前の規</p>

	<p>模を超えることがないよう、組織体制の見直し・業務運営の効率化を行う。</p> <p>○年度末等の繁忙期においても業務に支障を来さないよう工夫しつつ、指定整備率の向上等による業務量の減少を踏まえ、平成22年度までに、大都市部を中心に検査コース数を7コース程度削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○要員配置の見直し、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応すべく、新たな研修カリキュラムを設ける等、職員に対する研修を充実させる。</p>
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【鉄道建設等業務】</p> <p>○現在実施しているコスト縮減策の効果を検証した上で、一層のコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、ホームページなど国民に分かりやすい形で公開する。</p> <p>○整備新幹線の建設に係る進捗よく状況について、ホームページなど国民に分かりやすい形で随時、適切に公表する。</p> <p>○鉄道建設に係る受託業務については、鉄道事業者による建設が技術的に困難な場合など支援を行う必要性が高いものに限定する。このため、外部有識者からなる第三者委員会を新たに設置して具体的な受託基準を策定し、当該基準に適合しているか同委員会で審議した上で受託工事の実施を判断する。</p> <p>○受託工事に係るコスト縮減の状況やその効果について第三者委員会で検証し、その結果をホームページなどで公表する。</p> <p>【船舶共有建造等業務】</p> <p>○平成21年度までを重点集中改革期間とする「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」(平成16年12月20日国土交通省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構) (以下、「見直し方針」という。)に基づく取組を推進し、見直し方針の目標を確実に達成することを目指す。</p> <p>○重点集中改革期間終了後の業務の在り方については、同期間における取組の成果を検証した上で、内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を改めて検討し、所要の見直しを行う。</p> <p>【高度船舶技術開発等業務】</p> <p>○利子補給及び債務保証を廃止する。</p> <p>○債務保証の財政的基盤となっている基金を廃止し、その資金の拠出者等関係者の合意が得られた場合には、実用化助成に重点的に活用する。実用化助成の実施に当たっては、内航船舶の効率的な運航に資することに配慮し、実用化された場合の波及効果を踏まえた助成を行う。</p> <p>【基礎的研究業務】</p> <p>○氏名、経歴等を伏せ、計画だけで審査を行う「マスキング評価」などの方策を導入し、一層の公正・透明性のある研究課題の採択を行う。また、国土交通省所管の研究所で実施している研究内容も把握した上で採択し、研究内容の重複を避ける。</p> <p>○研究費の不正使用等の防止に関する取組の充実や、研究成果の長期的なフォローアップによる社会への還元状況の検証を行う。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○箱根分室を平成20年度内に売却する。</p> <p>○麻布分室を売却するものとし、売却時期等につい</p>

	<p>て速やかに検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○松戸宿舎C棟等を平成20年以降に売却する。 ○習志野台宿舎B棟等について、次期中期計画に盛り込まれた業務の進捗状況、入居状況等を勘案しながら、集約化を図る。
国際観光振興機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【海外宣伝事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市場別の事業計画を策定・公表し、それに基づき海外での情報収集・発信の更なる推進、現地旅行会社等へのプロモーション活動の強化等に取り組み、国際観光振興機構の海外における機能強化を図る。 ○海外観光宣伝事務所の業務については、次期中期目標等において、事務所ごとのパフォーマンスを示す明確な指標を設定するとともに、業務実績やセグメント情報等の公表の充実を図ることにより、活動内容や事業の成果について客観的な説明を行う。 <p>【国内受入体制整備支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ビジット・ジャパン案内所指定・支援業務については、地方運輸局や地方公共団体、業界団体等関係機関との役割分担や各案内所に求められるサービス内容を踏まえ、次期中期目標期間終了時までには事業の在り方を検討する。 <p>【国際コンベンション誘致事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、次期中期目標等において、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施する。 <p>【アウトカム指標の設定に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献等の活動成果がより明確となるようなアウトカム指標の設定に向け、次期中期目標等において実効性のある取組内容を明記し、着実に実施する。 <p>【民間競争入札の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外観光宣伝事務所が行う旅行博覧会や展示会等への出展業務(出展申込み、共同出展者の募集に係る連絡業務、ブースデザイン案の作成・施工、ブースアテンド業務等)について、平成21年度実施分から、全13カ所の事務所のうち1事務所において、民間競争入札を実施する。 ○通訳案内士試験業務(筆記試験問題案作成、試験申込み受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務)について、平成21年度試験分から、民間競争入札を実施する。(試験会場の確保業務は原則すべての試験会場について実施) <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)事業を着実に推進していくため、国際観光振興機構とVJC実施本部事務局の組織・機能を一元化する。その際、海外宣伝事業担当部門は民間からの出向者・中途採用者を積極的に活用するなど、現在のVJC実施本部事務局が発揮している機能が維持できる体制を整備する。 <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織の改編や官民競争入札等の導入等を通じて本部をスリム化し、海外観光宣伝事務所へ経営資源を重点的に配分する。その際、海外観光宣伝事務所の組織体制を整備するため、民間からの出向者・中途採用者や現地採用職員を積極的に活用する。 ○国からの出向者については、プロパー職員の育成状況等を踏まえ、段階的に縮小する。 ○事務所数や配置の適正性について、市場の動向

	<p>に即して不断の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本貿易振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する。
水資源機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【建設事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在計画策定中又は本体工事に着工していないダム等の建設については、次期再評価時において、水需要の動向を踏まえた必要性、費用対効果、事業進捗の見込み等について、予断を持つことなく厳格な評価を実施し、事業の実施が必要と認められるもののみ継続する。 ○現在建設中の事業については、特定事業先行調整費制度の活用、利水者等の関係者間との連携強化により、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図る。 <p>【管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視システムの全施設導入等による一層の機械化・電子化を推進するとともに、権利調整等の水資源機構職員にしかできない業務内容を精査し、コストの検証をした上で民間委託の範囲を拡大することにより、人件費を始めとする管理コストの削減を図る。 <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本支社のスリム化や近隣事務所の統合を行うとともに、総合技術推進室と現場事務所が一体となった効率的、機動的な業務の実施を推進する。 ○本社、支社・局、事務所ごとの要員配置計画を作成し、計画的に要員配置の見直しを行う。また、当該計画とあわせ出先機関の統廃合を進めること等により、その配置についても計画的に見直しを行う。 <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備・情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水資源機構発注の水門設備工事に係る入札談合行為に旧水資源開発公団の元役職員が関与していたことにより国民の信頼を著しく損ねたこと等を踏まえ、以下の措置を講ずることにより、内部統制を抜本的に強化し、体制の整備と信頼の回復を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ①当面の取組(既にも実施中の取組を含む。)として、全職員、退職者等を対象とした談合防止に係る説明会の開催等による法令遵守の徹底、一般競争入札方式の拡大による競争性・透明性の強化、ペナルティの強化(指名停止期間の延長)等を図る。 ②内部統制体制の整備を図るため、倫理行動指針の策定、倫理委員会の設置、コンプライアンス推進責任者の選任、コンプライアンス専門窓口の設置、リスク管理体制の整備、監事の機能強化等を行う。 ○コスト削減に向けた方針等を策定し、達成目標等を明確化することにより、コスト削減に努めるとともに、コスト削減の取組・効果については、ホームページなど国民に分かりやすい形で公表する。その際、建設事業・管理業務ともに、事業実施主体間でのコスト比較を検討する。 <p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本社宿舎については、平成24年度までに高円寺等の既存宿舎用地等を処分することにより、本社近傍(さいたま市)に新宿舎を建設して集約化する。さらに、新宿舎の建設による集約化により、平成25年度以降に本社から遠距離となっている宿舎の処分を検討する。 ○本社以外の宿舎については、平成24年度までに未利用宿舎及び将来未利用になる宿舎を売却等により処分する。また、低利用宿舎は、再編・

	<p>整備、それに伴う処分等の可否について検討を行う。</p> <p>○本社等の会議所については、原則として売却等の処分を行う。</p>
自動車事故対策機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【生活資金貸付】</p> <p>○債権回収経費について、平成20年度に平成18年度末比で20%程度を目途に経費の一層の削減を進める。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成20年度中に、平成18年度末比で10%に相当する管理職(194人中19人)を削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【随意契約の見直し】</p> <p>○4ヵ所ある療護センターの警備・清掃等の施設管理業務については、平成20年度から、一般競争入札を導入する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○療護センターが保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託する。</p> <p>○指導講習業務・適性診断業務について、IT化による事務の効率化等により経費の節減を図りつつ、受講者数・受診者数の増加努力や受益者の実費負担率の向上により、自己収入比率を平成23年度までに50%以上(平成18年度実績41.6%)に引き上げる。</p>
空港周辺整備機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【緑地造成事業】</p> <p>○平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。</p> <p>【再開発整備事業】</p> <p>○第1種区域(第2種区域を除く)で行っている事業については、一定の経過措置期間終了後、事業を廃止する。</p> <p>○今後の再開発整備事業は、第2種区域に限定して実施することとし、あわせて、更なる民間事業者の活用等による実施を検討する。</p> <p>【代替地造成事業】</p> <p>○代替地造成事業については、周辺地方公共団体等関係者に対する一定の周知期間を置いた上で、平成21年度に廃止する。</p> <p>【民家防音事業】</p> <p>○工事積算方法の簡略化等により事務手続の迅速化・効率化を図る。また、当該事業における空調機工事単価及び空調機の機能低下に係る調査等の業務委託費について、単価及び調査項目を見直すとともに、競争入札とすることにより事業費の縮減を図る。</p> <p>○事業の在り方については、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、抜本的に見直す。</p> <p>【移転補償事業】</p> <p>○機構が行う移転補償事業については、平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○組織・定員について、平成20年度に、以下の措置を講じる。</p>

	<p>①部の廃止、統合</p> <p>大阪事業本部において事業第二部を廃止し、事業第一部と統合し、事業部とする。</p> <p>②課の廃止</p> <p>大阪事業本部において移転補償課を廃止する。</p> <p>③定員削減</p> <p>部長1名、職員2名、合計3名の定員削減を図る。</p> <p>○平成20年度中に空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行うこととしており、このような抜本的な見直しと将来の事業量の推移を踏まえ、関係地方公共団体とも協議を行いつつ、独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、平成22年度までに結論を得る。</p>
海上災害防止センター	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○海上災害防止センターの業務については、事故船舶所有者等が防除措置を講じない場合等においても迅速かつ効果的な防除措置を講ずる観点から、以下の3点の枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に、必要な措置を講ずる。</p> <p>①緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施</p> <p>②上記①に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない分についての国費による補てん</p> <p>③防災基金への国の関与</p>
都市再生機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【都市再生事業】</p> <p>○都市再生機構が行う都市再生事業は、現在計画実行中のものを除き、防災性の向上や環境の改善、地方の都市再生など公の政策目的に資するものに限定する。</p> <p>○都市再生機構が行うべき都市再生事業の機構施行としての事業実施や参加組合員としての事業参加については、当該手法で事業を実施する必要性、事業の採算性、賃貸住宅政策上の必要性等があるものに限定することとし、それらを判断するための基準を平成19年度内に明確化する。</p> <p>○機構施行としての事業実施又は参加組合員としての事業参加の決定に当たり、上記の基準への適合について検証した上で、直近に開催される外部有識者からなる事業評価監視委員会に報告し、同委員会において検証結果の評価を行うとともに、都市再生機構は、評価結果を公表することにより説明責任を果たす。</p> <p>○上記のほか、地域のまちづくりの方針との関係で支障がない事業については、売却を進め、民間の事業機会創出のバックアップに努める。</p> <p>【賃貸住宅事業】</p> <p>○賃貸住宅ストックの有効活用を図るとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の趣旨も踏まえ、募集時の優先入居や福祉施設の誘致により、高齢者、子育て世帯等の政策的に配慮が必要な者への適切な賃貸住宅の供給に重点化する。</p> <p>○すべての賃貸住宅団地を対象に、居住者の居住の安定に配慮した上で、賃貸住宅の削減目標や団地ごとに建替え、リニューアル、規模縮小、売却等の方向性を明確にした再編計画を平成19年内に策定し、できる限り規模の適正化に努め</p>

<p>る。なお、保有する資産を売却するに当たっては、適正な価格で売却するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○独立行政法人都市再生機構法第26条第1項第2号の要件を厳格に運用し建替事業を厳選した上で、賃貸住宅の削減戸数を明確にする。 ○市街地再開発事業の施行等に伴う賃貸住宅の新規供給については、原則として行わないものとする。 ○賃貸住宅事業について、国民への説明責任を果たすため、減額家賃適用入居者の数、家賃減額の総額等を公表する。 ○UR営業センターにおけるすべての業務及びUR営業センターに近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務について、民間競争入札を実施する。 <p>【ニュータウン事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ニュータウン事業についてはこれまでの計画を前倒して供給・処分を完了するよう努め、特定公園施設業務についてはこれまでの計画を前倒して業務を完了するよう努める。
<p>組織の見直し</p> <p>【組織の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市再生機構の政策目的に沿って業務の見直しを行った上で、これらの業務に即した組織形態を検討し、3年後に結論を得ることとする。 <p>【組織体制の整備・情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関連会社等と随意契約とする必要性、契約額の適正性等について改めて検証した上で、関連会社等を含めた都市再生機構全体の事業実施の在り方を抜本的に見直すとともに、契約に係る情報を公表することにより透明性を確保する。 ○(財)住宅管理協会については、組織形態を見直すことにより連結決算を行うなど、都市再生機構との関係等について情報を公表し、透明性を確保する。 ○ニュータウン事業縮小に伴い、体制を縮小する。
<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【関連会社等との随意契約の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関連会社等との随意契約について、原則すべて競争性のある契約方式への移行を図る。 ○都市再生機構においては平成18年度末において4,955億円の繰越欠損金をかかえているにもかかわらず、関連会社等の中には剰余金を生じているものもあり、関連会社等との随意契約の見直しとあわせ、関連会社等の剰余金を含めた自己資本の水準を検証の上、機構の政策目的にふさわしい活用方策を講ずるものとする。 <p>【組織体制の整備・情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業リスクの管理を徹底し、その精度を向上させる。 ○人員について、平成20年度末目標4,000人体制から平成25年度末までに更に2割削減する。 <p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務所再編計画を策定し、不要となった事務所は処分を行う。その際、本社及び新宿アイランドタワーについては、リースバックでの対応も検討する。 ○研修センターについて、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、売却等の可能性について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討する。 ○証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性について、早急に検討を進める。 ○分室については、平成19年度末までに売却する。ただし、再開発予定地区にある分室については、当該地区の事業進捗により存廃を決定す

<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保養所については、平成20年度末までに一括して処分する。 ○宿舍については、平成20年度末までに、平成21年度以降5年間の宿舍再編計画を策定し、不要宿舍は廃止・処分する。 ○倉庫については、平成20年度以降に倉庫再編計画を策定し、不要倉庫は処分する。 ○賃貸事業用事務所等施設については、従前権利者との関係等売却の前提条件を整理した物件から随時売却を進める。 ○居住環境整備賃貸敷地(民間供給支援型を除く。)については、借地人から買受けの申出があり、敷地利用上の制限がなく、地方公共団体等との必要な調整が整ったものは売却を実施する。 ○分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえつつ、売却等処分を推進する。 ○平成19年度にニュータウン等事業の一部の事業用定期借地について、環境が整い次第、証券化を進める。 ○ニュータウン地区内の便利施設について、賃借人である施設運営会社との協議が整い次第、売却する。
<p>奄美群島振興開発基金</p> <p>事務及び事業の見直し</p> <p>【融資業務・債務保証業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○奄美群島振興開発基金の根拠法である奄美群島振興開発特別措置法が平成20年度末に期限切れとなることを踏まえ、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討する。見直しに当たっては、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等に係わる奄美群島振興開発審議会の審議、今年度において実施されている鹿児島県の総合調査等における奄美群島振興開発基金による金融措置の効果の検討及び今後の在り方の検討等を踏まえつつ行う。 <p>上記見直しの結果、平成21年度以降も業務を継続する場合は、以下の事項について速やかに実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○融資業務及び債務保証業務について、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内事業者の状況、近年の利用実績の分析等を踏まえ、民間金融機関、信用保証協会、政策金融機関等に対応できない、又は奄美群島振興開発基金が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については廃止する。 ○融資業務については、利用頻度の少ない、又は一般金融機関でも十分対応可能な融資メニュー等について、今後の奄美群島の振興開発の在り方等の検討の中で廃止、縮小、統合等を含め検討し、平成20年度までに結論を得る。この中で、短期運転資金については、特に奄美群島の振興開発に必要なものに限定する方向で検討する。 ○債務保証業務については、保証限度額及び民間金融機関との適切なリスク分担の在り方について、今後の奄美群島の振興開発の在り方等の検討の中で、保証のカバー率を引き下げる等の方向で見直しを行い、平成20年度までに結論を得る。
<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ガバナンスの充実に向け、コンプライアンスの徹底を図り、内部検査体制、情報開示の充実等に努め、実効ある業務実施体制を構築する。

	<p>○審査の厳格化、債権管理・回収の強化等により資産の健全性を向上させるとともに、自己収入の増加、一般管理費の抑制等により収支改善を推進することにより、単年度収支の改善及び累積欠損金の着実な削減による財務の健全化を図る。</p> <p>○中小企業信用情報データベースの活用等による審査の厳格化、期中管理の強化等による新規延滞債権発生抑制、効果的な法的措置の促進、督促の励行等管理・回収の強化による回収金の増額、経営支援・再生支援等による債権の優良化等により、リスク管理債権の削減に努める。</p>
日本 高速 道路 保有・ 債務 返済 返済 機構	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○現在、経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転について、国の行政機能等の地方への早期移転の実現、日本高速道路保有・債務返済機構における金融関連業務のノウハウの蓄積、賃料負担軽減を含む経済合理性等の観点から総合的に勘案しつつ、現中期目標期間終了時までには検討する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○対外的に理解の得られるラスパイレース指数の達成のため、日本高速道路保有・債務返済機構の業務内容に応じた適材適所の人員配置を各出向元の協力を得ながら推進し、組織運営の効率化を徹底する。</p> <p>また、このような取組を通して、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において定められた人件費5%以上削減（平成18年度～平成22年度）を、平成21年度までに前倒しして達成する。</p> <p>○役職者の割合が高くなっていることがラスパイレース指数を高めている一因であることにかんがみ、管理職の削減、配置の適正化を含めた組織体制の見直しを図ることとし、現中期目標期間中に具体的な見直し計画を策定する。</p> <p>○内部統制委員会の更なる活用等による内部統制機能の強化を図るとともに、役職員の法令遵守等の意識向上のための講習会を実施する。</p> <p>○債務返済計画を踏まえた適切な債務の残高の管理や業務運営に関する透明性を確保する。</p>
	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【証券化支援業務】</p> <p>○住宅金融支援機構が提供する証券化支援ローンに関しては、業務運営の効率化による調達コストの低減及び標準的な指標銘柄たる機構MBSの継続的・安定的発行を通じ証券化市場の育成・拡大に引き続き努める一方で、民間金融機関のリスク評価、負担能力を育成し、将来的な金利変動による国民経済のコストを縮小する観点から、保証型スキームに関し、オリジネーターである民間金融機関の利用者に対する審査の的確性を確保しつつ活用を促す方策等の検討を行う。</p> <p>また、8,000万円を超える融資等、融資選別の防止に伴う費用の吸収や住宅政策目的の達成のために推進する必要があるとは認められない融資の証券化については、対象としないこととする。</p>
住宅 金融 支援 機構	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○住宅金融支援機構は、一般個人向け直接融資から撤退するなど民間金融機関の支援・補完に徹しているが、今後、更に、環境対応住宅政策の推進、住宅の耐震化、高齢者・子育て世帯等の社会政策的な配慮などの新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特殊会社化を含め機構の在り</p>

	<p>方を検討し、2年後に結論を得ることとする。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○市場動向や国民ニーズ、証券化支援業務の普及状況等を踏まえつつ、業務の一層の効率化の観点から、支店の機能を含めた組織の在り方について、機動的に見直しを実施する。</p> <p>○一般個人向け直接融資からの撤退に伴い、既往債権管理事務が縮小されることに対応し、関係部局を縮小するとともに、証券化支援業務を主要業務とした組織の重点化を行う。</p> <p>○業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、平成23年度末までに常勤職員数を平成19年度に比べ10%以上削減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○北海道支店北5条宿舍(1号)ほか2件の宿舍については、平成19年度中に処分する。</p> <p>○本店本町ほか57件の宿舍について、平成19年度中に宿舍整理計画を策定し、平成20年度以降、計画に基づき不要宿舍を売却する。</p> <p>○公庫総合運動場については、株式会社日本政策金融公庫が設立される平成20年10月に向け、共有他法人との協議を行い、処分について検討する。</p>

【環境省】

国立 環境 研究 所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】</p> <p>○国立環境研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>○第2期中期計画の中間年度(20年度)に、進捗よく状況や社会的要請の変化を踏まえ、中核研究プロジェクトを見直す。</p> <p>【環境情報の収集・整理・提供に関する業務】</p> <p>○平成19年度中に、EICネット(Environmental Information & Communication Network)について国立環境研究所としての情報提供業務を廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○平成20年度中に東京事務所を廃止する。</p> <p>○平成20年度中に大型実験施設等について、利用状況や成果発信に係る状況を踏まえ、一部廃止を含む見直し計画を策定する。この中で、奥日光フィールド研究ステーションについてはできるだけ早期に廃止する方向で検討する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○平成19年末までに、国に合わせた随意契約の基準額を設定する。</p> <p>○平成20年度中に、民間委託について見直しを行い、車両運転業務及び車両整備業務については民間委託を行う。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○競争的な外部研究資金を中心に、国立環境研究所の目的、使命に合致した資金について一層の確保に努めるなどの取組により、自己収入の増大を図る。</p>
環境 再生 保全 機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【公害健康被害補償業務】</p> <p>○公害健康被害補償業務について、次期中期目標期間から、汚染負荷量賦課金の納付倦怠、申告書の審査処理事務の一部等について、現在、商工会議所へ委託している徴収業務と合わせて、民間競争入札を導入する。</p>

	<p>【公害健康被害予防事業】</p> <p>○公害健康被害予防事業について、次期中期目標期間から、定量的な指標による事業実施効果の測定及び把握に努め、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容に改善する。</p> <p>○平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」が実施されていることを踏まえ、事業の本来の目的に照らした適切な事業実施方法を検討し、平成23年度以降速やかに見直しを行う。</p> <p>【地球環境基金業務】</p> <p>○地球環境基金業務のうち助成業務について、環境政策上のニーズの高い課題に重点化する。また、助成先の固定化防止の観点から、採択基準を見直す。</p> <p>○地球環境基金業務のうち振興事業について、モデル事業の廃止、研修講座の一部廃止、情報提供事業及び研修講座における競争入札等の導入の拡大により、経費縮減を図る。</p> <p>○地球環境基金業務について、募金獲得活動等による自己収入の増大などにより、運営費交付金に依存しない業務運営に向けた取組について検討し、次期中期目標等において具体的な目標を設定した上で、必要な措置を講ずる。</p> <p>【最終処分場維持管理積立金管理業務】</p> <p>○最終処分場維持管理積立金について、資金の性質、積立て及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用する。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○大阪支部について、業務運営の効率化を図る観点から、次期中期目標期間中に廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しにあわせ、環境再生保全機構においては、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に必要な人員について、石綿健康被害者の迅速な救済の確保を前提にしつつ、既存業務の合理化により確保するなど、組織の肥大化防止に十分配慮するものとする。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○債権管理回収業務について、当初の最終約定期限を超えた債権のうち平成25年度までに完済の見込めない債権の回収方法を検討し、サービスの活用等、適切な措置を講ずることにより、回収率の向上及び回収額の増大を目指す。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○戸塚宿舎について、次期中期目標期間中に売却する。</p>

	<p>○駐留軍等労働者から提出される書類の受付、入力及び帳票類等の仕分などの定型的業務につき、平成20年度に本部、岩国支部及びコザ支部で外部委託し、その結果を検証した上で平成22年度までに全支部で実施するものとする。</p> <p>○機構情報システムに関する機器等の運用管理業務について民間競争入札を行う。</p>
	組織の見直し
	<p>【非公務員化】</p> <p>○現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。</p> <p>【本部の移転】</p> <p>○賃借料の年間約1億円の削減を図るため、平成19年度中に本部事務所を移転する。</p> <p>【支所・事業所等の見直し】</p> <p>○駐留軍再編の動向等を踏まえつつ、平成21年度に那覇支部及びコザ支部の統合、平成22年度までに富士支部及び座間支部の統合を行うものとする。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○今中期目標期間中に、サーバの本部集中化、電子決裁の導入による意思決定の迅速化及び文書管理機能の導入による情報資産の一元管理を行う。</p>

【防衛省】

駐留軍等労働者労務管理機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【福利厚生業務】</p> <p>○ほう賞事業については、その在り方等を見直すことについて、今中期目標期間中に関係者と協議するものとする。</p> <p>○駐留軍等労働者の保護衣及び制服は、平成8年の日米間の合意に基づき、99品目を機構各支部が現地米軍の要求に沿って購入しているが、経費削減等の観点から、制服の規格を統一するなど、この合意を見直すことについて、今中期目標期間中に米軍と協議を行っていく。さらに、その結果を踏まえ、本部での一括契約を実施する。</p> <p>【労務管理・労務給与・福利厚生業務】</p>
---------------	--

資料27 平成19年度業務実績評価の取組について

平成20年7月14日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

1 考えの方

- 年度業務実績評価の取組については、17年度業務実績評価までは毎年度方針等を策定・公表してきたところであるが、18年度業務実績評価からは中長期的にも対応できるよう、昨年7月に「業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を委員会決定したところである。平成19年度業務実績評価についても基本的には当面の取組方針に基づき評価を行う。
 - 昨年末に「独立行政法人整理合理化計画」(以下「整理合理化計画」という。)が閣議決定されるなど政府における新たな取組がはじまっていることから評価に際してはこうした取組にも的確に対応する必要がある。
 - 当面の取組方針では、評価に際し政府の種々の改革方針を踏まえることとしており、方針自体の改訂の必要はないと考えられる。しかしながら、以下のとおり19年度業務実績評価において特に配意すべき事項がある。
 - i 府省評価委員会の評価結果が、国民に分かりやすい、納得できるものとなっているか。法人及び府省評価委員会は、評価に際し、業務実績等必要な事項について十分に説明責任を果たそうとしているか(注1)。
 - ii 府省評価委員会が評価を行うに当たり、その評価の基準となる目標・計画の設定が適当であったかどうかの検証はなされているか。
 - iii 府省評価委員会及び法人の取組が、十分に整理合理化計画等の昨今の政府の取組や方針の考え方を踏まえているか(注2)。
 - iv 府省評価委員会及び法人の取組が、事務・事業の厳しい検証や将来見通しを考慮した評価を通じて、既往の方針に留まらない更なる事務・事業の効率化や無駄の排除を追求しようとするものになっているか。
 - v 府省評価委員会の評価に際し、昨年来、法人に関し、政府が決定・強化した取組や方針(随意契約の見直し(注3)、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化)を踏まえて、必要な検討が行われているか。
- (注) 1 「十分に説明責任を果たしているかどうか」の検証には、「府省評価委員会の評価結果が、事務・事業の重要度や社会的な関心の度合いを踏まえて適切な説明をしているか。」「必要な情報・データを集め、根拠を示した上で評価をしているか。」といったチェックを含み、その際、府省評価委員会の評価プロセスの把握にも努める。
- 2 整理合理化計画における評価委員会関係の記載は別紙1参照。
 - 3 随意契約の評価については、別紙2参照。

2 当面の作業において着目する事項

- 年度業務実績評価において着目すべき事項については、8月末に提出される評価結果等の分析等を行うことにより具体的な検討を行うことになるが、当面の作業においては以下の事項に着目する。
 - i 欠損金、剰余金、不良債権及び交付金債務
 - ii 既往の勧告の方向性・年度評価に対する意見における指摘事項
 - iii 府省評価委員会の既往の評定・評価結果
 - iv 独立行政法人の新規業務、大幅な制度改正及び統合法人の組織運営
 - v 類似の業務を行っている法人等がある業務
 - vi 整理合理化計画等で決定された取組(随意契約の

見直し、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化)

※ 別紙1・2(略)

資料28 入札・契約の適正化に係る評価における関心事項

平成20年9月5日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会
随意契約等評価臨時検討チーム

入札・契約の適正化に係る政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の評価における関心事項は以下のとおりである。

同関心事項のうち、「II 個々の契約に係る評価」については、各府省評価委員会において追加的評価を行う場合には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第32条第3項に基づく各府省評価委員会から当委員会に対する通知については、別途、追加・補足の通知を可とする。

また、「I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価」については、通常の年度評価の枠組みの中で評価することが適当と考えるが、各府省評価委員会において、「II」に係る評価に伴い追加的評価(体制の機能性の追加的評価等)が必要となる場合、更には、本関心事項に基づき入札・契約に係る事項全体について改めて評価を行う場合においても、上記と同様、別途の通知を可とする。

当委員会では、これらの評価結果(通知)を踏まえ評価することとする。

I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価

- 1 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備の有無、及び規定内容を把握した上で、整備内容の適切性について評価を行っているか。
- 2 契約事務に係る執行体制を把握し、当該体制が契約の適正実施確保の上で適切なものとなっているかについて評価を行っているか。
 - 内部審査体制や第三者による審査体制が整備されていない場合、法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量等を勘案し、これらの体制を整備する必要性について評価を行っているか。また、整備されている場合、競争性・透明性確保の観点から有効に機能しているかについて評価を行っているか。
- 3 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について把握した上で、これらの実施状況等について評価を行っているか。
 - また、計画どおりに進んでいない場合、その原因を把握・分析しているか。

II 個々の契約に係る評価

- 監事による個々の契約の合規性等に係るチェックプロセス(チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等)や入札監視委員会などの第三者によるチェックプロセスを把握した上で、関連公益法人との間で随意契約を締結しているもの、落札率が高いもの、応札者が1者のみであるものなどがある場合において、契約における競争性・透明性の確保の観点から、必要に応じ、評価委員会自らが監事等によるチェックプロセスのフォローを行っているか。

資料 29 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点

平成 21 年 3 月 30 日
改正 平成 22 年 5 月 31 日
政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「当委員会」という。)は、各府省の独立行政法人評価委員会(以下「府省評価委員会」という。)が行う独立行政法人(以下「法人」という。)の業務の実績に関する評価の結果について、当面、以下の視点から二次評価を実施し、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 32 条第 5 項(第 34 条第 3 項で準用される場合を含む。)に基づく意見を述べることとする。

第 1 基本的な視点

府省評価委員会の評価においては、対象となる個別の法人の業務の目的、内容、性格に応じて様々な評価の視点からの議論が行われるが、当委員会における議論の蓄積を含む独立行政法人制度の施行後の運用実績を踏まえると、少なくとも次の 3 点については、評価において共通に求められる基本的な視点といえることができる。

- 1 法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価していること。
- 2 評価に際しては、常に、効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向していること。
- 3 法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民に分かりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向していること。

当委員会としては、評価を行うことにより、法人の業務に係る政策目的が達成され、ひいては国民生活の向上が図られるべきであることを念頭に置き、上述 3 つの視点について、常に問題意識を持ちながら、府省評価委員会の評価結果の適正性が確保されているかについて評価を行うこととする。その際、当該評価が以下の各法人に共通する個別の視点について適切に扱っているかを関心事項とする。

第 2 各法人に共通する個別的な視点

1 政府方針等

- 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針(以下「政府方針」という。)において、法人が当該年度に取り組むこととされている事項についての評価や、府省評価委員会が取り組むこととされている評価が、的確に行われているか。
- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、当該年度において取り組むこととされている事項や、当委員会が府省評価委員会に通知した年度業務実績評価意見において指摘した事項についての評価が的確に行われているか。
- 当委員会がこれまで府省評価委員会に示してきた業務実績評価に関する関心事項等を踏まえた評価の取組が行われているか。
- 法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項等を踏まえた評価が行われているか。

2 財務状況

(1) 当期総利益(又は当期総損失)

- 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。

(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)

- 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。
 - 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む)。
- さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。

(3) 運営費交付金債務

- 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。
- 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。

3 保有資産の管理・運用等

(1) 保有資産全般の見直し

ア 実物資産

- 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直しの状況及び結果についての評価が行われているか。
- 見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。
- 政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

イ 金融資産

- 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性についての評価が行われているか。
- 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

ウ 知的財産等

- 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。
- 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

(2) 資産の運用・管理

ア 実物資産

- 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性についての評価が行われているか。
- 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組についての評価が行われているか。

イ 金融資産

a) 資金の運用

- 資金の運用について、次の事項が明らかにされているか。(ii については事前に明らかにされているか。)
- i 資金運用の実績
- ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委

託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)

- 資金の運用体制の整備状況についての評価が行われているか。
- 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。
- b) 債権の管理等
- 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。
- 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。
- 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。
- ウ 知的財産等
- 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。
- 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。

4 人件費管理

(1) 給与水準

- 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。
 - ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
 - ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。
- 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。

(2) 総人件費

- 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。

(3) その他

- 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

5 契約

(1) 契約に係る規程類、体制

- 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。
- 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。

(2) 随意契約見直し計画

- 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的な取組状況について、必要な評価が行われているか。

(3) 個々の契約

- 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。

6 内部統制

- 内部統制(業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価が行われているか。

(注) 内部統制に係る取組については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に取りまとめた報告書を参考とする。

7 関連法人

- 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。
当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。
- 関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。
(注) 関連法人: 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人(「独立行政法人会計基準」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会)第103連結の範囲、第114関連会社等に対する持分法の適用、第125関連公益法人等の範囲参照)

8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価

- 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。

9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価

- 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。

【本視点の適用時期等】

- 本視点は、平成20年度の業務の実績に係る評価から適用する。
- 本視点の委員会決定に伴い、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成19年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)の記の2(業務実績評価に関する当面の取組方針)は廃止する。

【改正後の本視点の適用時期】

- 平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会決定による改正後の本視点は、平成21年度の業務の実績に係る評価から適用する。

資料 30 平成 21 年度業務実績評価の具体的な取組について

平成 22 年 5 月 31 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 21 年度における独立行政法人(以下「法人」という。)の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。)に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

「第 1 基本的な視点」関係

1-1-1 次の点について特に留意する。

- 新中期目標の初年度に当たる法人について、設定されている中期目標と、当該目標に係る業務によって達成・貢献することが求められている政策目的との関係(又は政策の中で位置付け)についての分析
- 効率性、生産性、サービスの質の向上に係る取組とその成果の検証
- 評価の基準の客観性・明確性

- 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ
- 1-1-2 次のアプローチを注視する。
- 評価を通じて、法人に対して、業務運営の改善・向上等を促すアプローチ

「第2 各法人に共通する個別的な視点」関係

「1 政府方針等」について

2-1-1 次の点について特に留意する。

- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 20 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
- 平成 20 年度業務実績評価における指摘事項への対応(他の項目でフォローアップすることとした事項を除く。)

2-1-2 次のアプローチに特に留意する。

- これまでに実施された事業仕分けの評価結果を踏まえた業務の見直し等に踏み込むアプローチ
- 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議)で示された横断的見直しの方針に沿った資産・事業・組織に関する見直し等に踏み込むアプローチ

「2 財務状況」について

2-2 法人又は特定の勘定で、年度末現在に 100 億円以上の利益剰余金を計上している場合において、当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないかとの観点から、その規模の適切性について評価に特に留意する。

「3 保有資産の管理・運用等」について

2-3-1 保有する資産全般の見直し状況について、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 25 日閣議決定)等を踏まえ、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。その際、積立金の規模にも注目する。また、財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証した上で、保有資産の要否及び種類を決定しているか考慮する。

(実物資産)

- 建物、構築物、土地等について、
 - i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、
 - ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性
 - iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等
 - iv) 資産の利用度等
 - v) 経済合理性

といった観点に沿った保有の必要性についての検証(民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて検証)

- 上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候の状況等を踏まえ、
 - i) 本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、
 - ii) 効果的な処分

といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組

(金融資産)

- 個別法に基づく事業において運用する資産(以下「事業用資産」という。)について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組
- 事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮した上での、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し及び見直

し結果を踏まえた取組

- 融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討(知的財産等)

- 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組

2-3-2 資産の運用・管理について、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。

(実物資産)

- 建物、構築物、土地等について、
 - i) 活用状況等の把握
 - ii) 活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証
 - iii) 維持管理経費、施設利用収入等の把握
 - iv) アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組
- ※ 民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて評価

(金融資産)

- 個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立
- 融資等業務による債権で貸借対照表計上額が 100 億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組(知的財産等)
- 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組
 - i) 出願に関する方針の策定
 - ii) 出願の是非を審査する体制の整備
 - iii) 知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動
 - iv) 知的財産の活用目標の設定
 - v) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備 等

「4 人件費管理」について

2-4 諸手当及び法定外福利費について、平成 20 年度業務実績評価における調査結果及び指摘事項への対応についての評価に特に留意する。その際、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成 22 年 5 月 6 日総務省行政管理局長通知)の内容にも留意する。

「5 契約」について

2-5 契約について、平成 20 年度業務実績評価における調査結果及び指摘事項への対応のほか、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき法人が行うこととされた点検及び見直しの取組状況についての評価に特に留意する。

「6 内部統制」について

2-6-1 法人の長のマネジメントに係る以下の評価について、特に留意する。

- 法人の長がマネジメントを発揮できる環境は整備されているか。
- 法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。
- 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。
- 法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。

2-6-2 法人の長のマネジメントに係る以下の推奨的な取組についての評価について、注視する。

- マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか(評価指標の設定を含む)。

- アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。

2-6-3 監事の以下の活動についての評価に特に留意する。

- 監事監査において、前述(2-6-1)の法人の長のマネジメントについて留意したか。
- 監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。

「7 関連法人」について

2-7-1 次の点に特に留意する。

- 委託先における財務内容を踏まえた上で、業務委託の必要性、契約金額の妥当性等についての評価
- 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性についての評価

「8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価」について

2-8-1 次の点に特に留意する。

- 中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況の評価

2-8-2 次のアプローチを注視する。

- 業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察に踏み込むアプローチ

「9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価」について

2-9 次のアプローチを注視する。

- 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ
- 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組(例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等)を促すアプローチ